令和２年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録

令和２年２月13日　開会
令和２年３月27日　閉会
44日間

沖　縄　県　議　会

令和２年 第１回　沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 11
１．開会日に応招した議員 …… 13

○第１号（２月13日）

１．開会年月日時 …… 15
１．議事日程 …… 15
１．本日の会議に付した事件 …… 15
１．出席議員 …… 17
１．欠　　員 …… 18
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 18
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 18
１．開　　会 …… 18
１．諸般の報告 …… 18
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 19
１．日程第２　会期の決定 …… 19
１．日程第３　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで …… 19
１．知事（玉城デニー君）の提案理由説明 …… 19
１．人事委員会（島袋秀勝君）の意見 …… 29
１．一括議題 { 日程第４　議員提出議案第１号　米海軍ＭＨ60ヘリコプター墜落事故に関する意見書 / 日程第５　議員提出議案第２号　米海軍ＭＨ60ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議 } …… 30
１．仲宗根　悟君の提案理由説明 …… 30
１．採　　決 …… 30
１．議員派遣 …… 30
１．休会の議決 …… 31
１．散　　会 …… 31

○第２号（２月20日）

１．開議年月日時 …… 33
１．議事日程 …… 33
１．本日の会議に付した事件 …… 33
１．出席議員 …… 33
１．欠　　員 …… 33
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 33
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 34
１．開　　議 …… 34
１．諸般の報告 …… 34
１．日程第１　代表質問 …… 34
　照屋　守之君 …… 34
　座喜味一幸君 …… 49

新垣　　新君 …… 62
1．散　　会 …… 77

○第３号（２月21日）

1．開議年月日時 …… 79
1．議事日程 …… 79
1．本日の会議に付した事件 …… 79
1．出席議員 …… 79
1．欠　　員 …… 79
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 79
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 80
1．開　　議 …… 80
1．日程第１　代表質問 …… 80
当山　勝利君 …… 80
次呂久成崇君 …… 91
照屋　大河君 …… 105
平良　昭一君 …… 113
上原　正次君 …… 127
1．散　　会 …… 135

○第４号（２月25日）

1．開議年月日時 …… 137
1．議事日程 …… 137
1．本日の会議に付した事件 …… 137
1．出席議員 …… 137
1．欠　　員 …… 137
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 137
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 138
1．開　　議 …… 138
1．諸般の報告 …… 138
1．日程第１　代表質問 …… 138
赤嶺　　昇君 …… 138
嘉陽　宗儀君 …… 152
渡久地　修君 …… 157
金城　泰邦君 …… 175
金城　　勉君 …… 184
大城　憲幸君 …… 193
1．日程追加　乙第16号議案の訂正の件 …… 200
1．知事（玉城デニー君）の訂正理由説明 …… 200
1．採　　決 …… 200
1．散　　会 …… 200

○第５号（２月26日）

１．開議年月日時 …… 203
１．議事日程 …… 203
１．本日の会議に付した事件 …… 203
１．出席議員 …… 205
１．欠　　員 …… 205
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 205
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 206
１．開　　議 …… 206
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで } …… 206
１．一般質問・質疑 …… 206
　島袋　　大君 …… 206
　末松　文信君 …… 218
　具志堅　透君 …… 229
　仲田　弘毅君 …… 240
　座波　　一君 …… 249
　中川　京貴君 …… 256
１．散　　会 …… 268

○第６号（２月27日）

１．開議年月日時 …… 271
１．議事日程 …… 271
１．本日の会議に付した事件 …… 271
１．出席議員 …… 273
１．欠　　員 …… 273
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 273
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 274
１．開　　議 …… 274
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで } …… 274
１．一般質問・質疑 …… 274
　山川　典二君 …… 274
　大浜　一郎君 …… 282
　花城　大輔君 …… 290
　西銘啓史郎君 …… 298
　又吉　清義君 …… 309
　當間　盛夫君 …… 317
１．議長の発言取り消し留保の宣告 …… 327
１．散　　会 …… 327

○第７号（２月28日）

１．開議年月日時 …… 329
１．議事日程 …… 329
１．本日の会議に付した事件 …… 329
１．出席議員 …… 331
１．欠　　員 …… 331
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 331
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 332
１．開　　議 …… 332
１．知事（玉城デニー君）の発言の申し出 …… 332
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで } …… 332
１．一般質問・質疑 …… 332
糸洲　朝則君 …… 332
上原　　章君 …… 340
新垣　清涼君 …… 348
玉城　武光君 …… 357
狩俣　信子さん …… 366
玉城　　満君 …… 374
１．散　　会 …… 383

○第８号（３月２日）

１．開議年月日時 …… 385
１．議事日程 …… 385
１．本日の会議に付した事件 …… 385
１．出席議員 …… 387
１．欠　　員 …… 387
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 387
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 388
１．開　　議 …… 388
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から第44号議案まで } …… 388
１．一般質問・質疑 …… 388
比嘉　瑞己君 …… 388
西銘　純恵さん …… 399
親川　　敬君 …… 410
大城　一馬君 …… 419
亀濱　玲子さん …… 425
１．予算特別委員会の設置 …… 435
１．予算特別委員会委員の選任 …… 436
１．委員会付託 …… 436
１．休会の議決 …… 436

1．散　　会 …… 436

○第９号（３月６日）

1．開議年月日時 …… 439
1．議事日程 …… 439
1．本日の会議に付した事件 …… 440
1．出席議員 …… 440
1．欠席議員 …… 441
1．欠　　員 …… 441
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 441
1．開　　議 …… 441
1．諸般の報告 …… 441
1．日程第１　乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第７号議案 …… 441
1．委員長報告（総務企画委員長報告）…… 441
1．採　　決 …… 442
1．日程第２　乙第26号議案及び乙第27号議案 …… 442
1．委員長報告（土木環境委員長報告）…… 443
1．採　　決 …… 443
1．日程第３　乙第34号議案、乙第39号議案及び乙第40号議案 …… 443
1．委員長報告（土木環境委員長報告）…… 443
1．採　　決 …… 444
1．日程第４　甲第25号議案から甲第35号議案まで …… 444
1．委員長報告（予算特別委員長報告）…… 444
1．採　　決 …… 446
1．一括議題 { 日程第５　議員提出議案第３号　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機部品落下事故に関する意見書
日程第６　議員提出議案第４号　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機部品落下事故に関する抗議決議
日程第７　議員提出議案第５号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に関する意見書
日程第８　議員提出議案第６号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に関する抗議決議 } …… 446
1．仲宗根　悟君の提案理由説明 …… 446
1．採　　決 …… 447
1．議員派遣 …… 447
1．日程第９　陳情第16号の付託の件 …… 447
1．委員会付託 …… 447
1．休会の議決 …… 447
1．散　　会 …… 447

○第10号（３月23日）

1．開議年月日時 …… 449
1．議事日程 …… 449
1．本日の会議に付した事件 …… 449

1．出席議員 …… 449
1．欠　　員 …… 449
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 449
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 450
1．開　　議 …… 450
1．諸般の報告 …… 450
1．日程第１　甲第36号議案及び甲第37号議案 …… 450
1．知事（玉城デニー君）の提案理由説明 …… 450
1．質　　疑 …… 451
　照屋　守之君 …… 451
　次呂久成崇君 …… 455
　亀濱　玲子さん …… 457
　赤嶺　　昇君 …… 459
　渡久地　修君 …… 462
　上原　　章君 …… 465
　當間　盛夫君 …… 466
1．委員会付託 …… 467
1．日程追加　甲第37号議案 …… 467
1．委員長報告（予算特別委員長） …… 468
1．採　　決 …… 468
1．散　　会 …… 468

○第11号（３月27日）

1．開議年月日時 …… 471
1．議事日程 …… 471
1．本日の会議に付した事件 …… 472
1．出席議員 …… 476
1．欠　　員 …… 476
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 476
1．開　　議 …… 476
1．諸般の報告 …… 476
1．日程第１　乙第３号議案から乙第６号議案まで、乙第32号議案及び乙第33号議案 …… 476
1．委員長報告（総務企画委員長） …… 477
1．採　　決 …… 478
1．日程第２　乙第17号議案から乙第22号議案まで …… 478
1．委員長報告（経済労働委員長） …… 478
1．採　　決 …… 479
1．日程第３　乙第10号議案から乙第16号議案まで及び乙第31号議案 …… 480
1．委員長報告（文教厚生委員長） …… 480
1．採　　決 …… 481
1．日程第４　乙第８号議案、乙第９号議案、乙第23号議案から乙第25号議案まで及び乙第28号議案から乙第30号議案まで …… 481
1．委員長報告（土木環境委員長） …… 481
1．採　　決 …… 483
1．日程第５　乙第41号議案、乙第43号議案及び乙第44号議案 …… 483

1．委員長報告（総務企画委員長）……483
1．採　　決 ……484
1．日程第６　乙第37号議案及び乙第42号議案 ……484
1．委員長報告（経済労働委員長）……484
1．討　　論 ……485
　新垣　光栄君 ……485
　山川　典二君 ……486
1．採　　決 ……487
1．日程第７　乙第35号議案 ……487
1．委員長報告（文教厚生委員長）……487
1．採　　決 ……488
1．日程第８　乙第36号議案及び乙第38号議案 ……488
1．委員長報告（土木環境委員長）……488
1．採　　決 ……489
1．日程第９　甲第１号議案から甲第24号議案まで及び甲第36号議案 ……489
1．委員長報告（予算特別委員長）……489
1．甲第１号議案に対する修正動議の提出 ……492
1．島袋　　大君の提出理由説明 ……492
1．討　　論 ……494
　照屋　大河君 ……494
　座波　　一君 ……495
1．採　　決 ……496
1．日程第10　議員提出議案第９号　首里城の早期復元と総合的な復興の推進を求める意見書 ……497
1．新垣　清涼君の提案理由説明 ……497
1．採　　決 ……497
1．日程第11　議員提案議案第10号　新型コロナウイルス感染症対策等に関する意見書 ……497
1．島袋　　大君の提案理由説明 ……497
1．採　　決 ……498
1．日程第12　議員提出議案第７号　普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書 ……498
1．宮城　一郎君の提案理由説明 ……498
1．委員会付託 ……498
1．日程第13　議員提出議案第８号　北部基幹病院の早期整備に関する決議 ……498
1．末松　文信君の提案理由説明 ……498
1．委員会付託 ……499
1．日程追加　議員提出議案第８号　北部基幹病院の早期整備に関する決議 ……499
1．委員長報告（文教厚生委員長）……499
1．質　　疑 ……499
　花城　大輔君 ……499
1．討　　論 ……500
　金城　泰邦君 ……500
　親川　　敬君 ……500
　具志堅　透君 ……501
　平良　昭一君 ……501
　照屋　守之君 ……502

1．採　　決 …… 503
1．日程追加　議員提出議案第７号　普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書 …… 503
1．委員長報告（米軍基地関係特別委員長）…… 503
1．討　　論 …… 504
　照屋　守之君 …… 504
　親川　　敬君 …… 505
1．採　　決 …… 505
1．日程第14　陳情平成28年第155号、陳情平成29年第70号、同第77号、同第88号、同第94号、同第106号、陳情平成30年第12号、同第35号、同第58号、同第94号、同第102号、陳情令和元年第90号、同第110号、同第123号及び陳情第11号 …… 505
1．委員長報告（総務企画委員長）…… 505
1．採　　決 …… 505
1．日程第15　請願第２号、陳情平成29年第55号、同第72号、同第118号、陳情平成30年第56号、同第97号、陳情平成31年第21号、同第24号の２、陳情令和元年第53号、同第80号、同第92号、同第105号、同第109号、同第117号、同第121号、陳情第１号、第２号及び第15号 …… 505
1．委員長報告（文教厚生委員長）…… 506
1．採　　決 …… 506
1．日程第16　請願平成31年第１号、請願令和元年第２号、請願第１号、陳情平成29年第98号、陳情平成30年第64号、同第99号、同第112号、陳情平成31年第42号、同第48号、陳情令和元年第81号及び陳情第８号 …… 506
1．委員長報告（土木環境委員長）…… 506
1．採　　決 …… 506
1．日程第17　陳情第16号 …… 506
1．委員長報告（米軍基地関係特別委員長）…… 506
1．採　　決 …… 506
1．日程第18　陳情平成29年第７号の２、同第87号、陳情平成30年第48号の４及び陳情平成31年第15号 …… 506
1．委員長報告（公共交通ネットワーク特別委員長）…… 507
1．採　　決 …… 507
1．日程第19　陳情平成31年第22号及び陳情令和元年第88号の６ …… 507
1．委員長報告（子どもの未来応援特別委員長）…… 507
1．採　　決 …… 507
1．日程第20　閉会中の継続審査の件 …… 507
1．採　　決 …… 507
1．閉　　会 …… 508

○巻末掲載文書

1．知事提出議案 …… 511
1．議員提出議案 …… 649
1．諸般の報告 …… 661
1．交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について …… 665
1．議案付託表 …… 667

1．委員会審査報告書 …… 669
1．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 687
1．予算特別委員名簿 …… 693
1．請願・陳情文書表 …… 695
1．議案等処理一覧表 …… 711
1．議案の訂正 …… 715

令和２年第１回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期44日間　自 令和２年２月13日
至 令和２年３月27日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	２月13日	木	本 会 議 （会議録署名議員の指名） （会期の決定） （知事提出議案の説明） （議員提出議案の説明、採決）	請願・陳情付託
2	14日	金	議案研究	
3	15日	㊏	休　　会	
4	16日	㊐	休　　会	
5	17日	月	議案研究	代表質問通告締切（正午）
6	18日	火	議案研究	一般質問通告締切（正午）
7	19日	水	議案研究	
8	20日	木	本 会 議（代表質問）	
9	21日	金	本 会 議（代表質問）	
10	22日	㊏	休　　会	
11	23日	㊐	休　　会	天皇誕生日
12	24日	㊊	休　　会	振替休日
13	25日	火	本 会 議（代表質問）	
14	26日	水	本 会 議（一般質問）	
15	27日	木	本 会 議（一般質問）	
16	28日	金	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限（特別委）
17	29日	㊏	休　　会	
18	３月１日	㊐	休　　会	
19	２日	月	本 会 議（一般質問） 委 員 会（予算特別委員会設置）	議案付託
20	３日	火	委 員 会（予算特別委員会・補正予算審査）	
21	４日	水	委 員 会 （常任委員会・先議案件審査、採決） （予算特別委員会・補正予算採決）	
22	５日	木	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
23	６日	金	本 会 議（補正予算・先議案件委員長報告、採決） 委 員 会（予算特別委員会）	請願・陳情付託（特別委） 請願・陳情提出期限(常任委)
24	７日	㊏	休　　会	
25	８日	㊐	休　　会	
26	９日	月	委 員 会（常任委員会）	
27	10日	火	委 員 会（常任委員会）	
28	11日	水	議案整理	
29	12日	木	議案整理	
30	13日	金	議案整理	請願・陳情付託（常任委）
31	14日	㊏	休　　会	
32	15日	㊐	休　　会	
33	16日	月	委 員 会（予算特別委員会）	
34	17日	火	委 員 会（予算特別委員会）	
35	18日	水	委 員 会（常任委員会）	
36	19日	木	委 員 会（常任委員会）	
37	20日	㊎	休　　会	春分の日
38	21日	㊏	休　　会	
39	22日	㊐	休　　会	
40	23日	月	本 会 議（知事提出議案説明、質疑） 委 員 会（予算特別委員会）	
41	24日	火	委 員 会（特別委員会）	
42	25日	水	休　　会（予備日）	
43	26日	木	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
44	27日	金	本 会 議（委員長報告、採決）	

（注）３月23日は休会の日と議決されていたが、３月19日の議会運営委員会の協議に基づき、「甲第36号議案及び甲第37号議案」を審議するため、特に会議を開いた。

開会日に応招した議員

新　里　米　吉　君
赤　嶺　　昇　君
瀬　長　美佐雄　君
玉　城　武　光　君
親　川　　敬　君
新　垣　光　栄　君
次呂久　成　崇　君
宮　城　一　郎　君
大　城　憲　幸　君
金　城　泰　邦　君
大　浜　一　郎　君
西　銘　啓史郎　君
新　垣　　新　君
比　嘉　瑞　己　君
西　銘　純　恵　さん
平　良　昭　一　君
上　原　正　次　君
当　山　勝　利　君
亀　濱　玲　子　さん
當　間　盛　夫　君
上　原　　章　君
座　波　　一　君
山　川　典　二　君
花　城　大　輔　君
又　吉　清　義　君
山　内　末　子　さん
渡久地　　修　君
玉　城　　満　君
照　屋　大　河　君
仲宗根　　悟　君
崎　山　嗣　幸　君
金　城　　勉　君
末　松　文　信　君
具志堅　　透　君
島　袋　　大　君
中　川　京　貴　君
座喜味　一　幸　君
嘉　陽　宗　儀　君
新　垣　清　涼　君
瑞慶覧　　功　君
狩　俣　信　子　さん
比　嘉　京　子　さん
大　城　一　馬　君
糸　洲　朝　則　君
照　屋　守　之　君
仲　田　弘　毅　君

令和２年２月13日

令和２年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　１　号）

令和２年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）

令和２年２月13日（木曜日）午前10時開会

議　事　日　程　第1号

令和２年２月13日（木曜日）
午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで（知事説明）
第４　米海軍ＭＨ60ヘリコプター墜落事故に関する意見書

仲宗根　悟君	山川　典二君		
花城　大輔君	末松　文信君		
照屋　守之君	宮城　一郎君		
照屋　大河君	親川　　敬君	提出	議員提出議案第１号
新垣　清涼君	瀬長美佐雄君		
渡久地　修君	金城　　勉君		
當間　盛夫君	山内　末子さん		

第５　米海軍ＭＨ60ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議

仲宗根　悟君	山川　典二君		
花城　大輔君	末松　文信君		
照屋　守之君	宮城　一郎君		
照屋　大河君	親川　　敬君	提出	議員提出議案第２号
新垣　清涼君	瀬長美佐雄君		
渡久地　修君	金城　　勉君		
當間　盛夫君	山内　末子さん		

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで
　甲第１号議案　令和２年度沖縄県一般会計予算
　甲第２号議案　令和２年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
　甲第３号議案　令和２年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
　甲第４号議案　令和２年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
　甲第５号議案　令和２年度沖縄県下地島空港特別会計予算
　甲第６号議案　令和２年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
　甲第７号議案　令和２年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
　甲第８号議案　令和２年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
　甲第９号議案　令和２年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
　甲第10号議案　令和２年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
　甲第11号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
　甲第12号議案　令和２年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

甲第13号議案　令和２年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和２年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第16号議案　令和２年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第17号議案　令和２年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第18号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和２年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案　令和２年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和２年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和２年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和２年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和２年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第25号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）
甲第26号議案　令和元年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　令和元年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第２号）
甲第28号議案　令和元年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第29号議案　令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第31号議案　令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　令和元年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　令和元年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県動物愛護管理員設置条例
乙第10号議案　沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第11号議案　沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例
乙第12号議案　沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例
乙第18号議案　沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例

乙第21号議案　沖縄県公立大学法人評価委員会条例
乙第22号議案　沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例
乙第25号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県首里城復興基金条例
乙第27号議案　沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例
乙第28号議案　沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第31号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第33号議案　沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例
乙第34号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第35号議案　債権の放棄について
乙第36号議案　訴えの提起について
乙第37号議案　沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業の契約に係る落札者の決定の無効の確認に関する和解等について
乙第38号議案　地位確認請求事件の和解について
乙第39号議案　指定管理者の指定について
乙第40号議案　指定管理者の指定について
乙第41号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第42号議案　公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立について
乙第43号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第44号議案　専決処分の承認について
日程第４　米海軍ＭＨ60ヘリコプター墜落事故に関する意見書
日程第５　米海軍ＭＨ60ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉君	16番	当山勝利君
副議長	赤嶺　昇君	17番	亀濱玲子さん
1番	瀬長美佐雄君	18番	當間盛夫君
2番	玉城武光君	19番	上原　章君
3番	親川　敬君	20番	座波　一君
4番	新垣光栄君	21番	山川典二君
5番	次呂久成崇君	22番	花城大輔君
6番	宮城一郎君	23番	又吉清義君
7番	大城憲幸君	24番	山内末子さん
8番	金城泰邦君	25番	渡久地　修君
9番	大浜一郎君	26番	玉城　満君
10番	西銘啓史郎君	28番	照屋大河君
11番	新垣　新君	29番	仲宗根　悟君
12番	比嘉瑞己君	30番	崎山嗣幸君
13番	西銘純恵さん	31番	金城　勉君
14番	平良昭一君	32番	末松文信君
15番	上原正次君	33番	具志堅　透君

34番	島袋　大君	41番	狩俣信子さん
35番	中川京貴君	42番	比嘉京子さん
36番	座喜味一幸君	43番	大城一馬君
37番	嘉陽宗儀君	45番	糸洲朝則君
38番	新垣清涼君	46番	照屋守之君
39番	瑞慶覧功君	47番	仲田弘毅君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	企業局長	金城武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
政策調整監	島袋芳敬君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	金城賢君
企画部長	宮城力君		
環境部長	棚原憲実君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	公安委員会委員長	知念公男君
保健医療部長	砂川靖君	警察本部長	宮沢忠孝君
農林水産部長	長嶺豊君	労働委員会会長	藤田広美君
商工労働部長	嘉数登君	人事委員会委員長	島袋秀勝君
文化観光スポーツ部長	新垣健一君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	上原国定君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	主査	宮城亮君
次長	勝連盛博君	政務調査課副参事	上原貴志君
議事課長	平良潤君		
課長補佐	佐久田隆君	主幹	城間旬君
主査	嘉陽孝君		

○議長（新里米吉君）　ただいまより令和２年第１回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案79件並びに今期定例会提出予算説明書、積算内訳書、令和２年１月末現在の令和元年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、本日、仲宗根悟君外13人から議員提出議案第１号「米海軍ＭＨ60ヘリコプター墜落事故に関する意見書」及び議員提出議案第２号「米海軍ＭＨ60ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情９件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

18番　當　間　盛　夫　君　及び

42番　比　嘉　京　子　さん

を指名いたします。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から３月27日までの44日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から３月27日までの44日間と決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第３　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

令和２年第１回沖縄県議会の開会に当たり、議員各位の御健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日々の御精励に対しまして深く敬意を表します。

令和２年度の当初予算案などの重要な議案の審議に先立ち、まず県政運営に当たっての私の所信の一端を申し述べ、議員各位及び県民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

第１に、「県政運営に取り組む決意について」申し上げます。

昨年10月31日の首里城の火災の衝撃を思い起こすと、今でも胸が痛みますが、多くの皆様からお見舞いの言葉や首里城の復旧・復興のための寄附金等が寄せられており、大きな励みとなっております。

私は、皆様の強い願いを実現させるため、国や那覇市などの関係機関と連携のもと、首里城の一日も早い復旧・復興に全力で取り組みます。また、火災の検証結果を踏まえ、防火設備の強化や安全性の高い施設管理など、再発防止に向けて取り組んでまいります。

ことし１月８日に沖縄県では、33年ぶりに豚熱（ＣＳＦ）の発生が確認され、国、市町村や関係団体、自衛隊等の協力のもと、防疫措置に当たってまいりました。また、生産農家や県民の皆様の不安を解消し、豚熱の感染拡大を防止すべく、「沖縄県豚熱防疫対策関係者会議」における意見や提言等を踏まえ、予防的ワクチン接種を決定しており、必要な財源を確保し、蔓延防止措置等に取り組んでおります。今後とも、国、生産農家、市町村、関係団体等と連携を図り、豚熱の感染拡大防止対策、生産の早期回復に向け取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応については、国や医療機関、観光分野を初めとする関係機関等と連携し、県民への啓発を含めた予防等の感染対策の実施や医療提供体制の整備に取り組むとともに、県内の観光産業に対する影響を適切に把握し、その対策を講じてまいります。

私が県知事に就任してから１年余りが経過しました。この間、祖先（ウヤファーフジ）への敬い、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを大切にするとともに、「自立」、「共生」、「多様性」の理念のもと、包摂性と寛容性に基づく政策を推進してまいりました。

また、県では、令和元年度から全庁的にＳＤＧｓを推進しております。今後、全県的な展開につなげることで、新たな時代に対応した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会づくりを目指します。

経済面においては、アジアの中心に位置する地理的優位性と、沖縄が誇るソフトパワーなどの強みを生かし、「沖縄県アジア経済戦略構想推進計画」に基づく施策の推進等により、アジアのダイナミズムを取り込み、県経済の発展及び県民所得の向上を図ってまいります。また、県内産業の生産性の向上に取り組むとともに、収益力の強化等の取り組みを産業横断的に推進する「マーケティング戦略推進課（仮称）」を新設し、「企業の稼ぐ力」を強化することで、経済の波及効果を地方、離島、中小零細企業等にも浸透させ、所得の向上や県民の生活安定につなげてまいります。

私は、日米安全保障体制が地域の平和と安定の維持に寄与してきたものと認識しています。しかしながら、戦後74年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％の沖縄県に米軍専用施設の約70.3％が集中し続けている状況は異常と言わざるを得ません。内閣府の調査では

国民の約８割が「日米安全保障体制は日本の平和と安全に役立っている」と回答しています。日本の安全保障が大事であるならば、基地負担のあり方についても日本全体で考え、その負担も日本国民全体で担うべきであります。このような基本認識のもと、沖縄の過重な基地負担の軽減に取り組んでまいります。特に、辺野古新基地建設問題については、完了までに要する期間が約12年、総工費が当初の約４倍に相当する約9300億円になることが昨年12月に公表され、これまで県が指摘していたとおり、辺野古移設では、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないということが明確になりました。この問題については、対話によって解決策を求めていくことが重要と考えており、政府に対し、普天間飛行場の早期の閉鎖・返還及び一日も早い危険性の除去と相反することになる辺野古埋立工事を直ちに中止した上で、県との対話に応じるよう求めてまいります。

一方で、普天間飛行場の固定化は絶対に許されないことから、辺野古移設にかかわりなく、同飛行場の県外・国外への移設、早期閉鎖・返還及び速やかな運用停止を含む危険性の除去を政府に対し強く求めてまいります。

私は、辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向けて、今後も諦めず、ぶれることなく、全身全霊をもって、県民の思いに応えてまいります。

今年、戦後75年の節目の年を迎えます。戦争の悲惨さと平和のとうとさを次世代に継承するとともに、沖縄全戦没者追悼式及び広島市・長崎市平和記念式典への相互参列など、平和を希求する「沖縄のこころ」を県内外へ力強く発信してまいります。

また、「子どもの貧困対策」を最重要施策に掲げるとともに、「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」を制定し、全ての子供たちが夢や希望を持って成長していける社会を実現してまいります。

離島振興については、離島の諸課題を把握し、条件不利性を克服するため、ＩＴ環境の拡充による情報通信格差の是正を初め、交通･生活コストの低減、教育、医療、福祉等の定住条件の整備、離島地域の特色や魅力を生かした産業の振興に取り組みます。「琉球歴史文化の日（仮称）」の制定を通じ、各地域の伝統文化に対する県民の機運の醸成を図り、ウチナー文化のさらなる普及・継承・発展及び発信に取り組みます。

未来を担う子供たち、若者たちに、平和で真に豊かな沖縄、誇りある沖縄、「新時代沖縄」を託せるよう、公約に掲げた諸施策を職員一丸となって推進し、全力で県政運営に当たる決意であります。

第２に、「沖縄を取り巻く現状の認識について」申し上げます。

国際社会においては、ビッグデータ、ＩｏＴ、ＡＩ、デジタル技術の急速な進歩が第４次産業革命とも呼ぶべき変化を世界にもたらし、あらゆる分野に大きな影響を与える時代となっております。また、気候変動の影響による自然災害の激甚化や、新型コロナウイルス感染症の広がりに見られるグローバルな人の移動による感染症の流行、世界人口の増加等による水・食料問題等の深刻化の可能性が指摘されており、国際社会の開発目標であるＳＤＧｓの着実な実施が重要とされております。

我が国においては、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、今後、経済は緩やかに回復していくことと期待されておりますが、消費税率引き上げ後の経済動向を引き続き注視するとともに、先行きのリスクとして、通商問題をめぐる動向、中国経済の先行き、英国のＥＵ離脱等のさまざまな海外の動向や、金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があるとされております。

こうした中、沖縄県の経済は、令和元年の入域観光客数が約1016万人を記録し、７年連続で過去最高を更新したほか、情報通信産業についても、雇用者数が４万5000人、売上高が4400億円を超えております。雇用情勢については、令和元年平均の有効求人倍率が1.19倍、完全失業率が2.7％と、いずれも復帰後、最もよい数値を記録するなど好調に推移しております。県経済は、一部に弱めの動きが見られるものの、基調としては緩やかに拡大することが見込まれておりますが、新型コロナウイルス感染症に関する観光産業等への影響を初め、海外発の経済の下方リスクや多くの産業で顕在化している人手不足の影響などに留意する必要があります。

第３に、「今後の沖縄振興に向けた取り組みについて」申し上げます。

令和２年度は、沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、国と連携を図りながら新たな沖縄振興のあり方について検討するとともに、残り２年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の集大成に向けて、全力で取り組む年となります。

引き続き、県民所得の向上、子供の貧困の解消、過重な基地負担の軽減等の重要課題に対応した施策を着実に推進してまいります。また、今年度に設置した万国津梁会議については、米軍基地問題、ＳＤＧｓに加え、新たなテーマの会議についても設置し、この会議

における議論をさらなる政策の推進につなげてまいります。

私が掲げた公約については、その全てに着手したところであり、「新時代沖縄の到来」、「誇りある豊かさ」、「沖縄らしい優しい社会の構築」の３つの視点のもと、引き続き諸施策を展開してまいります。

「新時代沖縄の到来―経済分野―」については、成長するアジア経済に連動し、「沖縄県アジア経済戦略構想推進計画」に基づく取り組みを一層推進いたします。令和元年度の沖縄県アジア経済戦略構想推進・検証委員会の提言も踏まえ、観光・リゾート産業や情報通信関連産業等のリーディング産業の拡充をスケール感とスピード感を持って推進し、県民所得の向上に向けて取り組んでまいります。

ことし３月に供用開始が予定されている那覇空港第２滑走路については、航空会社の新規参入や就航路線の増加等、最大限の活用に向けて取り組み、沖縄が世界に誇れる観光・リゾート地として発展していくことを目指します。また、県民生活と調和した持続的な観光振興を図るため、観光・環境協力税（仮称）の早期の導入に向けて取り組んでまいります。

一般財団法人沖縄ＩＴイノベーション戦略センターを活用し、沖縄型Society5.0の実現に向け、情報通信産業の振興を図るとともに、県内各産業におけるＡＩ、ＩｏＴなどの先進技術の活用促進や多様な実証事業の強化に取り組み、時空を超えるＩＴ技術を駆使して、離島の不利性の解消につなげます。

また、医療機関等との連携により、再生医療等の先端医療の産業化に向けた研究を推進するとともに、再生医療産業拠点の核となる細胞培養加工施設の整備に取り組んでまいります。

沖縄ＭＩＣＥ振興戦略に基づき、産学官連携による国内外のＭＩＣＥ誘致、受け入れ体制の強化、人材育成等に取り組むとともに、東海岸に、もう一つの南北に伸びる経済の背骨を形成するため、「東海岸サンライズベルト構想」の策定に向けて取り組んでまいります。

那覇港については、昨年４月に国土交通大臣から「国際旅客船拠点形成港湾」に指定され、22万トン級のクルーズ船が寄港可能な第２クルーズバースの整備に着手しており、引き続きその早期整備に向け取り組みます。

また、航空機整備を中心とする産業の集積を目指し、官民連携したプロモーション等の取り組みを行い、航空関連産業クラスターの形成を図ります。下地島空港については、周辺用地も含め、民間事業者のノウハウ等を活用したさらなる利活用を促進します。

また、畜産物、水産物等の県産ブランド化及び海外輸出体制の強化に向けて、高度衛生加工処理施設の整備等を促進いたします。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入については、費用便益分析等の検討結果に基づき、国と調整を図るとともに、早期導入に向け、県民と一体となって機運醸成を図ってまいります。

「誇りある豊かさ―平和分野―」については、戦後74年を経た今日もなお、過重な基地負担を強いられ続けている沖縄県民の負担の軽減を図るため、基地の整理縮小を初め、日米地位協定の抜本的な見直し、騒音問題や米軍人・軍属等による犯罪など基地から派生する諸問題の解決に全力で取り組んでまいります。

基地の整理縮小については、県内移設を断念することを求める建白書の精神に基づき、普天間飛行場の閉鎖・撤去を求めるとともに、速やかな運用停止を含む危険性の除去を日米両政府に求めてまいります。また、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、統合計画の確実な実施とともに、内容の具体的な説明、地元意見の聴取の場の設置、跡地利用の円滑な推進等を引き続き政府に対して強く求めます。加えて、さらなる基地負担軽減策の検討のため、新たな協議の場を設けるよう日米両政府に対して求めてまいります。

日米地位協定に関しては、ヨーロッパ４カ国を調査した結果、各国が航空法など自国の法律や規則を米軍にも適用させ、米軍の活動をコントロールすることで、自国の主権を確立していることが明らかになりました。また、国内法の適用等については、オーストラリアやフィリピンにおいても同様の状況であることがわかりました。同じ主権国家として、我が国においても米軍に国内法を適用することなどを日米両政府に強く求めます。

３月には、韓国において調査を行い、調査結果を全国知事会や渉外知事会等とも共有し、全国知事会における基地負担に関する新たな提言について働きかけを行うとともに、海外有識者を招いたシンポジウムの開催等により、全国に情報発信を行うなど、日米地位協定の改定実現に向けた取り組みを強化してまいります。

駐留軍用地跡地の利用に際しては、沖縄発展のための貴重な空間として、土地対策にかかる各種取り組みとの連携を強化し、総合的かつ効率的な利用を推進してまいります。

アジア諸国等の大規模災害時の支援活動や台風対策等について、本県が国内外に貢献できるよう、ＪＩＣ

Ａ沖縄と連携及び協力を行いながら「国際災害救援センター（仮称）」の役割を検討するとともに、本県の地理的特性や歴史、沖縄のソフトパワーを生かし、国際交流、国際貢献を通じた平和の緩衝地帯の形成を目指してまいります。

「沖縄らしい優しい社会の構築―生活分野―」については、子供の貧困対策として、子供の居場所等の設置拡充やネットワークづくりにより、地域における支援の輪を広げるとともに、専門的な個別支援を行う拠点型居場所や各分野の専門家を活用するなど、支援の質の向上に取り組みます。また「沖縄子どもの未来県民会議」を中心に、子供の学びと育ちを支える取り組みを県民一体となって推進してまいります。

子供の貧困対策として、中高生のバス通学無料化に向け取り組むとともに、引き続きひとり親家庭や生活に困窮する多子世帯などへの支援を推進してまいります。

待機児童の解消につきましては、「第二期黄金っ子応援プラン」に基づき、保育所の施設整備等への支援に加え、保育士確保等に重点を置いた施策の追加、拡充により、市町村の支援を強化し、令和３年度末までの待機児童の解消に向けて取り組んでまいります。

また、認可外保育施設の入所児童の処遇向上に向けて、保育環境の安全確保に取り組むとともに、引き続き給食費や健康診断費等に対する支援を行います。

放課後児童クラブについては、小学校等の公的施設を活用した設置促進等や運営費等に対する支援を行い、利用料金の低減、登録できない児童の解消に取り組みます。

妊娠期から子育て期まで切れ目なく必要な支援を行う母子健康包括支援センターの設置を促進します。

女性がそれぞれのライフステージに応じて安心して生活し、さまざまな分野で持てる力を十分に発揮できる社会の実現のため、ジェンダー平等に関する取り組みの推進、女性のキャリア形成の促進に積極的に取り組みます。

全ての県民の尊厳を守るため、人権啓発活動やＬＧＢＴの方々などへの偏見や差別をなくす取り組みを推進し、互いに尊重し合う共生の社会を目指します。

北部圏域において、医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するための北部基幹病院の整備に向け、関係者間の基本合意形成を図り、基本構想、基本計画の策定に向けて取り組みます。北部地区の教育環境の充実のため、中高一貫校の設置に向けて取り組んでまいります。

森や水及び水源地域に対する理解の促進と地域の振興を図るため、北部地域の水源の維持や環境保全、地域振興等、やんばるの森・いのちの水を守る取り組みを推進します。

本島周辺離島８村への水道水の安定供給と料金低減などを図るため、水道広域化に取り組んでまいります。

また、県外都市部における移住相談会や移住体験ツアーの開催など、ＵＪＩターン者の持続的受け入れに向けた取り組みを推進します。

令和２年度の県政運営の「重点テーマ」として、「新時代沖縄の挑戦」、「沖縄らしい優しい社会へ」、「人口減少の克服と魅力ある地域社会の形成へ」、「県民一人ひとりに豊かな人生を」、「県民の生命と暮らし、美ら島の自然と文化を守る」及び「平和の発信・継承と世界に拡がるウチナーネットワークの形成」の６項目を掲げ、沖縄振興を力強く推進する施策に取り組んでまいります。

私は、職員一人一人が、沖縄を愛するチムグクル、真心を持って、意欲的かつ柔軟な発想で働くことができる職場づくりを進め、限りある行政資源のもとで、多様な行政需要に対応する政策実現型組織の編成に取り組んでまいります。

第４に、「内閣府予算案及び税制改正について」申し上げます。

令和２年度内閣府沖縄振興予算案においては、県及び市町村が要望した概算要求の満額が確保されなかったこと、沖縄振興一括交付金が６年連続で減額となったことは残念でありますが、沖縄振興を推進するための経費として3000億円台が確保され、子供の貧困対策、離島活性化の推進などが増額となり、小規模離島の海底送電ケーブルやテレワーク施設の整備が新たに盛り込まれました。また、令和２年度税制改正においては、５つの沖縄関係税制の延長が認められました。

県としては、沖縄振興予算及び税制のさらなる効果的な活用を図るため、県を挙げて推進体制を強化し、最大の効果が得られるよう沖縄の振興に全力で取り組んでまいります。

次に、令和２年度における施策の概要について、御説明申し上げます。

第１は、「経済分野」に関して、新時代沖縄の到来の視点であります。

「自立経済発展資源の創出」について申し上げます。

持続的な県経済の成長・発展に向け、アジアの活力を取り込み、インフラの整備や海外におけるビジネス・ネットワークの連携強化、貿易、観光などアジアとの経済交流に向けた取り組みを効果的・効率的に進めてまいります。先端ＩＴ技術を各産業へ導入し、産業の

高度化や生産性の向上等に取り組むとともに、企業の海外展開を牽引するグローバル人材、新たな産業の創出を牽引する起業家人材及び県内産業の新たな成長に資する人材の育成等を推進いたします。

「社会資本・産業基盤の整備」について申し上げます。

那覇空港第２滑走路の供用開始により、航空需要の増大が見込まれることから、空港の利便性向上に取り組むとともに、県内経済界等とも連携し、同空港に求められる将来の姿を描き、一層の機能強化及び拡充に取り組んでまいります。

那覇港については、昨年５月に開業した総合物流センターにおいて、集貨・創貨の促進を図るとともに、臨港道路の整備を推進します。

中城湾港については、航路の拡充や産業支援港湾としての機能を高め、クルーズ船の受け入れについても、物流機能との共存を図り、持続可能な受け入れ体制の構築に取り組みます。

本部港については、物流、人流機能の向上を図るとともに、大型クルーズ船の寄港に対応する岸壁等の整備を推進します。

幹線道路網については、那覇空港自動車道及び沖縄西海岸道路の整備を引き続き促進するとともに、南部東道路、浦添西原線等の整備を推進し、本島の南北軸と東西軸を結ぶ「ハシゴ道路ネットワーク」の早期構築に取り組みます。また、沖縄都市モノレールの輸送力増強に向け、３両編成化に取り組みます。

「沖縄らしい観光・リゾート地の形成」について申し上げます。

沖縄観光ブランド「Be.Okinawa」のさらなる浸透を図るとともに、沖縄の豊かな自然や独自の歴史・文化、ウチナーンチュのチムグクルなどのソフトパワーを活用した世界水準の観光・リゾート地の形成に取り組み、令和３年度までに観光収入１兆1000億円、入域観光客数1200万人等の達成を目指します。

また、持続可能な発展と観光振興のバランスに配慮しつつ、ＳＤＧｓの理念に即した沖縄観光の質の向上に取り組むとともに、地元収益の創出・拡大による観光関連産業の所得向上を目指します。

観光客の著しい増加によって県民生活や自然環境に影響を及ぼす、いわゆる「オーバーツーリズム」については、市町村や観光協会等と連携を図り、諸問題の改善に向けた検討を進めてまいります。

人材育成と受け入れ体制の強化を図るため、観光・環境協力税（仮称）の導入及び「観光基金」の設置に向けた検討を進めます。

海路客の誘致については、フライ＆クルーズの促進、南西諸島周遊クルーズ及びクルーズ展示会の誘致などを柱とした「東洋のカリブ構想」を強力に推進してまいります。

空路客の誘致については、国内有数の国内航空路線網と拡大する国際航空路線網を生かし、経由便を活用した欧・米・豪からのトランジット客の誘致を強化するとともに、国内はもとより、台湾、香港等アジアの観光地と連携し、沖縄をアジア、日本を周遊する中継地の一つとする「国際旅客ハブ」の形成を図ります。

外国人観光客の受け入れについては、観光関連従業者の対応力の強化や医療体制の充実など、環境の整備を推進いたします。

「琉球王国のグスク及び関連遺産群」については、適切な観光利用を図るとともに、世界遺産所在自治体の首長等が参加する「第７回世界遺産サミット」を開催し、世界遺産の保全や活用の取り組みを共有します。

自然環境の活用については、農林水産業と連携したグリーンツーリズムなどの体験交流型観光を推進します。また、このような取り組みを令和２年10月に県内で開催されるツーリズムＥＸＰＯジャパンを通して世界に発信し、さらなる知名度向上を図ります。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、県出身選手の育成や聖火リレーの取り組みのほか、事前キャンプの誘致など、スポーツコンベンションを推進するとともに、Ｊリーグ規格スタジアムの整備やプロスポーツとの連携を図るなど、スポーツツーリズムの推進に取り組みます。また、本県で開催される「令和２年度国民体育大会第40回九州ブロック大会」の円滑な競技運営に取り組みます。

「産業の振興と雇用の創出・安定」について申し上げます。

リゾートとテクノロジーをかけ合わせたResor Tech（リゾテック）をコンセプトとした国際ＩＴ見本市の開催、その実証事業の活性化等により、県内情報産業の高度化を図るとともに、さらなる企業集積のためアジアＩＴビジネスセンターを整備するなど、アジア有数の国際情報通信拠点の形成を目指します。

また、沖縄と首都圏、アジアを直結する国際情報通信ネットワークなどのインフラを活用したビジネスの展開を支援してまいります。

再生医療等の研究を通じて先端医療技術の研究基盤を強化するとともに、産学共同による研究開発等を支援し、国際的な先端医療拠点の形成に向けて取り組みます。

また、沖縄の多様な生物資源や地理的優位性等を生

かした医薬品、医療機器、機能性食品等の研究開発及び事業化を推進します。

沖縄物産フェアの拡充や県内企業の販路開拓の支援等により、県産品の県外、アジア市場への販路拡大、販売促進を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックの機会を捉え、県産品等の魅力を発信してまいります。

さらに、海外事務所等のネットワークを活用し、観光誘客、県内企業の海外展開、投資促進等、戦略的に施策を展開してまいります。

民間企業との連携などにより、沖縄からアジアへ展開するビジネスモデルを創出し、商流・物流機能の拡充を図ることで、全国の特産品や半導体等高付加価値製品を迅速にアジアへ届ける流通プラットフォームの構築を推進します。また、国内最大級の個別マッチング型国際商談会「沖縄大交易会」を民間と共同で開催します。また、賃貸工場の整備や国際航空物流の拡充等を進め、アジアをつなぐ国際競争力ある物流拠点としての機能を強化し、臨空・臨港型産業の集積を促進してまいります。

企業誘致については、国際物流拠点産業集積地域や情報通信産業振興地域、経済金融活性化特別地区等の特区や各種税制優遇措置などを活用し、半導体や電子部品製品関連などの高付加価値製品を製造する分野、航空関連産業分野及び医療機器製造関連産業を初めとする先端医療・健康・バイオ分野を中心とした産業の集積を図ります。

沖縄振興特別措置法及び復帰特別措置法に基づく各種税制措置の延長及び拡充に向けて、経済界と連携して取り組んでまいります。

県内ものづくり産業の振興については、付加価値の高い製品開発、基盤技術の高度化及び生産性の向上や県内発注の促進に取り組むとともに、先端技術導入を図るため、国等の研究機関との連携や技術交流を推進してまいります。

泡盛製造業については、リーディング企業の育成や経営が厳しい酒造所に対する改善支援など、経営状況に応じた総合的な支援策を展開するとともに、国との連携による海外輸出を促進します。

伝統工芸産業については、後継者育成や原材料の安定確保、市場ニーズに対応した製品開発等に取り組むとともに、「おきなわ工芸の杜」の令和３年度供用開始を目指し、整備を進めてまいります。

中小企業・小規模事業者の支援については、沖縄県中小企業の振興に関する条例の一部を改正し、情報通信技術の活用による生産性の向上、経営基盤の強化、事業承継や資金調達の円滑化などを総合的に推進します。また、近年新たな役割を求められている商工会・商工会議所等の支援体制強化に取り組むとともに、市町村と連携した商店街への支援等を実施し、県内商業の活性化を図ります。

エネルギーについては、ＳＤＧｓの理念に基づき、効率かつ環境負荷の低いクリーンエネルギーを推進するため、沖縄の地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及拡大を図るとともに、島嶼型エネルギー技術開発や、関連企業の海外展開を促進します。

雇用の安定については、若年者等の就業意識の向上や求人と求職のミスマッチの解消を図るため、インターンシップやジョブトレーニングなどを実施し、職場定着の推進に引き続き取り組んでまいります。

雇用の質の改善については、すぐれた人材育成の取り組みを行っている企業の認証制度の活用促進や、ワーク・ライフ・バランスの推進、正規雇用の拡大、働きやすい環境づくりなどに取り組む企業に対し、各種支援施策を展開するとともに、産業横断的なマーケティング力を強化するなど、「企業の稼ぐ力」に資する取り組みを推進し、県民所得の向上、ひいては子供の貧困の解消につながるよう取り組んでまいります。

また、人手不足については、処遇の改善など労働環境の整備を初め、県外からのＵＪＩターンの促進による人材の確保に取り組むとともに、企業のＩＴ活用や設備導入への支援を強化し、外国人材の活用などについても全庁的に各業界の取り組みを促進してまいります。

「農林水産業の振興」について申し上げます。

農林水産業の振興に向けて、戦略品目による拠点産地の形成、おきなわブランドの創出を目指した研究開発、担い手の育成･確保、生産基盤の整備、６次産業化、国内外への販路開拓などに積極的に取り組みます。基幹作物であるサトウキビについては、引き続き安定生産に向け取り組むとともに、製糖工場の安定操業に向けた老朽化対策の支援などに取り組んでまいります。

また、島嶼県の流通条件の不利性による負担を軽減するため、引き続き輸送コスト低減対策を推進するとともに、中央卸売市場の機能強化を図ります。

農地利用については､農地中間管理機構等を通じて、新規就農者や法人経営体などの担い手の農地利用拡大に取り組んでまいります。

畜産業については、経営基盤の強化、飼料コスト低減対策及び牛乳の安定供給に向けた生産供給体制の強化、特定家畜伝染病侵入防止対策の強化に取り組みます。

特に、県内で発生した豚熱については、飼養衛生管理基準のさらなる徹底や予防的ワクチンの接種など豚熱の感染拡大防止対策の強化に取り組んでまいります。また、豚熱発生農家や制限区域内生産農家への手当や助成等の経営支援に取り組みます。

林業については、環境保全に配慮した森林施業を実施し、県産木材の安定供給や特用林産物の生産拡大を図ります。

水産業については、漁業就業者の確保及び育成に向け、新規漁業就業者を対象とした漁具等の漁業経費の支援などに取り組みます。また、糸満漁港への高度衛生管理型荷さばき施設の整備に加え、流通機能強化に向けた加工施設等の一体的整備を推進してまいります。

漁船が自由かつ安全に操業できる漁場の確保に向けて、ホテル・ホテル訓練区域における使用制限の解除対象水域の拡大及び対象漁業の拡充や、日台漁業取り決め及び日中漁業協定等の見直しを求めるとともに、日台漁業取り決めの影響緩和のための基金を活用し、漁業者の安全操業の確保や水産経営の安定化など、水産業の振興に取り組んでまいります。

尖閣諸島をめぐる情勢につきましては、中国公船が領海侵入を繰り返しており、宮古・八重山地域の住民に不安を与えております。県民の平穏な生活環境及び県内漁業者の安全確保に向けて国に要請するとともに、国の関係機関との連携を強化しているところです。また、パラオ共和国の排他的経済水域（ＥＥＺ）における本県マグロはえ縄漁船の安定的な操業継続に向けて、パラオ共和国との水産技術交流等に関するＭＯＵ締結を進め、友好関係の強化に取り組みます。

国際貿易交渉については、ＴＰＰ11協定、日ＥＵ・ＥＰＡ、日米貿易協定等の貿易自由化への対応として、ＴＰＰ等対策予算を措置し、農林水産業の体質強化対策や経営安定対策に取り組みます。

第２は、「平和分野」に関して、誇りある豊かさの視点であります。

まず、「国際交流・協力の推進」について申し上げます。

10月30日の「世界のウチナーンチュの日」を中心に、県内外や世界各地でさまざまな活動が展開されるようウチナーネットワークの継承及び発展に向けた取り組みを推進するとともに、「第７回世界のウチナーンチュ大会」の令和３年開催に向け取り組んでまいります。

また、ＪＩＣＡ沖縄と連携して、県内の高校生を開発途上国に派遣するとともに、県内の中学・高校で国際協力出前講座を実施し、将来の国際協力を担う人材を育成いたします。

「基地問題の解決と駐留軍用地の跡地利用」について申し上げます。

米軍人・軍属等による事件・事故や日常的に発生する航空機騒音を初めＰＦＯＳ等の環境問題のほか、実弾射撃演習による原野火災など米軍基地に起因する相次ぐ事件・事故は、県民生活にさまざまな影響を与えております。このような米軍基地から派生する諸問題を解決するため、日米地位協定の抜本的な見直しや、環境補足協定に係る環境事故の通報基準の見直し等を国に求めてまいります。

県としては、引き続きオスプレイの配備撤回を求めるほか、米軍機による事故等が発生した際、地元への通報がおくれる事案がたびたび発生していることから、連絡通報体制の検証、改善を求めるとともに、政府の対応に県の考えを反映させるため、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする新たな協議会の設置などを国に求めて、県民の懸念や不安の払拭を図ってまいります。

辺野古新基地建設問題については、これまでに小金井市議会や小平市議会等の地方議会で、国民的議論で問題解決を求める意見書等が採択されており、全国において沖縄の基地問題について議論が深まりつつあると考えております。今後も、法令に基づく権限を適切に行使するほか、全国でのトークキャラバンによる情報発信を行うことなどにより、県民投票結果を初めとする辺野古新基地建設に反対する県民世論及びそれを踏まえた私の考えを広く国内外に伝え、国民的議論を喚起し、理解と協力を促してまいります。

県は、政府が普天間飛行場の危険性を放置することのないよう、同飛行場の速やかな運用停止を含む危険性の除去を強く求めてまいります。

また、沖縄の基地問題の解決に向け、米国側の理解と協力を求めることが重要であると考えており、沖縄の米軍基地をめぐる諸問題について、私が直接訪米し、米国政府、米国連邦議会議員等に対し、地元の実情を伝えるとともに、米国ワシントンＤＣに設置した駐在員を活用し、米国内での情報収集及び情報発信、国連との連携や有識者と連携した会議の開催及び連邦議会関係者への働きかけや沖縄への招聘に取り組んでまいります。

米軍基地の整理縮小については、ＳＡＣＯ合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地建設を除き、既に日米両政府で合意されたＳＡＣＯ最終報告及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小の確実な実施のほか、ＳＡＣＯ以降の基地の整理縮小の検証及び沖

縄の基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた３者で協議（ＳＡＣＷＯ）を行うことを日米両政府に対し求めてまいります。

また、米軍基地問題に関する万国津梁会議での議論を踏まえ、県の政策や取り組みに反映し、米軍基地の整理縮小につなげていきたいと考えております。

普天間飛行場を初めとした返還予定地については、関係市町村等と連携を図り、跡地利用計画の策定を促進します。

戦後処理問題については、不発弾処理の早期解決に取り組むとともに、沖縄戦における戦没者の遺骨収集の加速化を図ります。

所有者不明土地問題について、抜本的解決に向けた取り組みの加速化とともに、県民の貴重な財産として有効活用が図られるよう、国に求めてまいります。

「沖縄から世界へ、平和の発信」について申し上げます。

戦後75年の節目となることしは、第10回沖縄平和賞の贈賞を実施するとともに、シンポジウムの開催等により、平和を希求する「沖縄のこころ」を世界に力強く発信します。今年度に創設した「ちゅらうちなー草の根平和貢献賞」受賞者の活動内容の広報、平和の礎や平和祈念資料館を通じて、沖縄戦の歴史的教訓の次世代への継承に注力するとともに、新たに沖縄戦を語り継ぐ活動を行う団体・個人を表彰するなど、恒久平和の実現に向けて取り組んでまいります。

第３は、「生活分野」に関して、沖縄らしい優しい社会の構築の視点であります。

「地域力の向上・くらしの向上」について申し上げます。

地域の課題解決に向けて、ボランティア、ＮＰＯ活動などへ県民が主体的に参加できる仕組みづくりや、県民や地域組織、企業等の多様な主体が連携した取り組みを促進してまいります。民生委員・児童委員の活動環境の改善と充足率向上を図るとともに、適切な福祉サービスが利用できる体制の構築を推進いたします。

「世界に誇る沖縄の自然環境を守る」について申し上げます。

ＳＤＧｓの理念に基づき、自然環境の保全の啓発に努めます。

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産の確実な登録に向け、国等と連携をさらに強化し、新たに制定した「沖縄県希少野生動植物保護条例」に基づく希少種の保護や外来種対策など、自然環境の保全に取り組みます。

沖縄県自然環境再生指針を踏まえた再生事業の市町村への普及・支援や、白化対策、オニヒトデ対策などのサンゴ礁保全に取り組み、自然環境の保全・再生・適正利用を図ります。

生物多様性の保全上重要な情報収集・調査研究・教育普及の拠点となる「国立自然史博物館」の誘致については、官民一体となった取り組みを進めてまいります。

絶滅が危惧されるジュゴンの生息状況等の調査を継続し、保護施策のあり方の検討など、希少生物の保全に向けた取り組みを推進するとともに、犬・猫殺処分ゼロから廃止に向け、譲渡の拠点施設を整備し、命が尊重される動物愛護の取り組みを進めてまいります。

昨年開催した「第43回全国育樹祭」を契機とし、県民一体となった緑化活動をより一層推進するとともに、亜熱帯の特性を生かした沖縄らしい花と緑の景観形成等を目指し、全島緑化を推進します。

令和元年度に完成した公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場における適正処理を推進します。

県内の海岸漂着物の回収処理を推進するとともに、国際的な課題である海洋プラスチック等の抑制に向けた陸域の発生源対策等に取り組みます。

赤土等流出防止対策については、「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」に基づき、農地等の各種発生源対策等の強化など総合的な取り組みを推進します。

「歴史と誇りある伝統文化の継承と発展」について申し上げます。

首里城の復旧・復興については、有識者による議論や県民の声を踏まえて県の基本方針等を今年度内に策定し、一日も早い首里城の復元と首里城に象徴される琉球の歴史・文化の復興に向けて取り組みます。

各地域において大切に受け継がれてきたウチナー文化の根底をなすチムグクルを育むため、「しまくとぅば普及センター」を中核に市町村や教育関係機関等と連携したしまくとぅばの普及活動及び人材育成、アーカイブの活用等を推進するとともに、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居など多様で豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、後継者育成や基盤強化に取り組みます。

沖縄が世界に誇る伝統文化である空手を保存・継承・発展させるため、指導者・後継者の育成を図り、沖縄空手会館を拠点に「空手発祥の地・沖縄」をＳＮＳ等の活用により国内外に強力に発信するとともに、受け入れ体制を強化し、交流人口の拡大を図ります。あわせて、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた県民機運の醸成や、沖縄空手国際大会の定期開催等の取り組みを通じ、沖縄空手振興ビジョンで示す将来像の実現に

向けて取り組んでまいります。令和４年度に沖縄県での開催が内定している第37回国民文化祭については、本県の多様な文化芸術を県内外に発信し、文化振興や観光振興につなげていけるよう準備を進めてまいります。

「医療の充実・健康福祉社会の実現」について申し上げます。

2040年までに平均寿命日本一を取り戻すため、働き盛り世代の健康に対する意識の変革を促すとともに、事業所における健康づくりの支援を行うなど、引き続き健康長寿復活プロジェクトを推進します。

新型コロナウイルス感染症等、海外で発生する感染症について、国及び医療機関等と連携し医療提供体制の整備に取り組みます。

昨年制定した「沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づき、「沖縄県歯科口腔保健推進計画」を策定し、歯科口腔保健対策の強化に取り組みます。

こども医療費助成制度については、私の任期中に通院の対象年齢の拡大を実現することができるよう、引き続き市町村との協議を進めてまいります。

地域医療の強化を図るため、北部・離島地域の医師不足及び県内全域における医師の診療科偏在の解消などに取り組んでまいります。

薬剤師確保については、薬剤師の需給予測及び県内国公立薬学部設置の可能性等について調査してまいります。

西普天間住宅地区跡地において、国際性・離島の特性を踏まえた沖縄健康医療拠点の形成を促進します。

障害のある人に対する誤解や偏見等をなくす取り組みを推進するとともに、手話の普及啓発、発達障害に対する地域支援体制の整備など、障害者の地域生活支援に取り組みます。

生活困窮者への支援については、相談体制の充実及び地域における関係機関とのネットワークの強化に取り組んでまいります。

世代にかかわらず課題となっているひきこもりの問題については、市町村と連携しながら、効果的な調査や支援が行えるよう、その体制づくりに取り組んでまいります。

「子育て・高齢者施策の推進」について申し上げます。

子供の貧困対策については、「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を活用した就学援助等の充実を図るほか、国、市町村と連携して、子供の居場所や貧困対策支援員の活動支援を強化するとともに、県立高校内の居場所における生徒の就学継続に向けた支援や、小規模離島町村への支援員派遣などについて取り組みます。

待機児童の計画的な解消や、多様なニーズに対応した子育て支援、保育サービスなどの充実を図るとともに、市町村と連携し、質の高い幼児教育・保育の提供に取り組んでまいります。

中央児童相談所及びコザ児童相談所に一時保護等の介入対応を行う「初期対応班（仮称）」を設置し、児童虐待防止対策の強化を図ります。

介護サービスの充実など、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、介護人材の確保対策や認知症施策の強化に取り組みます。また、入所待機者の解消に向け、特別養護老人ホーム等の施設整備の支援に取り組みます。

「安心・安全で快適な社会づくり」について申し上げます。

人に優しい交通手段の確保に向けて、昨年９月に基幹急行バス「でいごライナー」の運行を開始したところであり、引き続き基幹バスシステムの構築を推進するとともに、バス運転手確保の取り組みを支援してまいります。

住環境の整備については、県営南風原第二団地、新川団地等の建てかえを推進するとともに、民間住宅の省エネ化やバリアフリー化を図るため、住宅リフォームを促進します。

高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援の促進に向けて取り組みます。

我が国において、昨年は、記録的な豪雨や台風などの多くの自然災害に見舞われ、日ごろからの防災・減災対策の重要性を改めて痛感する年となりました。

近年、相次いだ大規模災害の教訓を踏まえ、県民の防災意識の向上と迅速な避難行動の確保を図り、「沖縄県地域防災計画」に定める対応を関係機関が的確に果たすため、国、市町村、民間事業者等と連携した防災訓練を充実強化するとともに、消防防災ヘリコプターの導入を推進するほか、災害時要配慮者に対する福祉支援体制の充実を図ります。

災害に強い県土づくりに向け、無電柱化の推進、老朽化した道路施設や海岸堤防等の改修、民間住宅、ホテル、病院などの耐震診断及び改修等に対する支援に取り組みます。

安全な水道水を安定的に供給するため、水道施設の計画的な更新や耐震化を推進します。下水道施設の整備拡張や計画的な更新や耐震化に取り組むとともに、市街地の浸水対策を促進します。

治水・浸水対策、土砂災害対策、高潮対策に取り組

むとともに、治山対策による森林の維持・造成を推進し、潮風害の防止、山地災害復旧・予防及び生活環境の保全を図ります。

犯罪の起きにくい安全で安心な沖縄県を実現するため、地域ボランティア団体や関係機関等と連携し、県民に対する適正飲酒の働きかけを含むちゅらさん運動等を推進するとともに、通学路の安全対策を含む子供や女性、高齢者等の安全確保、少年の非行防止・保護対策に取り組みます。

飲酒運転根絶に向けた県民意識の高揚など、交通ルールの遵守とマナーの向上を図り、交通の安全を確保するための取り組みを推進します。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連行事の開催に備えたテロ等の未然防止対策や国境離島の警備強化に取り組んでまいります。また、サイバー空間における脅威や暴力団を含む組織犯罪などの県民生活を脅かすさまざまな事象への的確な対処、犯罪被害者に対する支援活動の充実に向けた取り組みを推進します。

ＤＶ・ストーカーや性犯罪等の被害未然防止対策を強化するとともに、「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」において、24時間365日体制で性犯罪・性暴力被害者を支援します。また、女性や子供たちを取り巻く国際的な諸問題の解決に向け、国籍が異なる男女間のトラブルやＤＶ、虐待等の相談・支援体制の強化に取り組みます。

消費者被害の未然防止と早期救済を図るため、市町村相談体制の充実と消費者への啓発等に取り組むとともに、令和４年度の成年年齢引き下げに対応するため、若年者に対する消費者教育を強化します。

「離島力の向上」について申し上げます。

離島航路及び航空路の交通コストの低減、情報通信格差の是正、離島からの高校進学等の支援など、定住条件の整備に取り組みます。

離島診療所への医師派遣、専門医による巡回診療による医療提供体制の確保や離島患者の経済的負担の軽減に取り組みます。

離島におけるガソリン価格や水道料金等の生活コストの低減に取り組むとともに、離島航路に就航する船舶建造の支援などにより、交通基盤の整備を推進します。

情報通信については、離島及び過疎地域における陸上の光ファイバー網による超高速ブロードバンド環境の整備を促進するとともに、大東地区における情報通信基盤の高度化を図るため、北大東島への海底光ケーブルの整備を推進してまいります。

離島の主要産業であるサトウキビや畜産などの農林水産業の生産性向上や、担い手の育成・確保対策、製糖業の経営安定対策、地域の農林水産物を活用した６次産業化などを推進するとともに、黒糖の販路拡大などに取り組んでまいります。

肉用牛生産の活性化に向けて、新たな担い手などが畜産経営に取り組むための賃貸型畜舎の整備を推進します。また、農業用水確保等の農業生産基盤の整備により、離島の農業経営の安定化を図ります。

港湾・空港施設の更新整備・機能向上を初め、道路、公園などの離島地域の社会基盤整備を推進します。

離島の重要性や魅力に対する認識を深めるため、離島ならではの観光産業の振興や沖縄本島と離島との地域間交流の促進などにより、離島地域の活性化を図ってまいります。

「教育振興」について申し上げます。

学校教育については、教員の指導力及び学校組織力の向上、授業改善等により、小中学校の学力向上を図ります。児童生徒との継続的なかかわりによる生徒指導の充実を図るため、引き続き正規教員率の改善に取り組みます。また、教職員が児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、質の高い教育を行うことができるよう、学校における働き方改革に取り組んでまいります。

小学校から高等学校までの12年間の学びをつなぎ、自己実現と社会参画を図るキャリア教育の充実に努めてまいります。共生社会の形成を目指した沖縄らしいインクルーシブ教育システムの構築に向けて、さらに研究・検討を進めてまいります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、いじめ、深夜徘回等の未然防止などの早期発見及び対応、不登校への早期対応に取り組みます。

また、学校における教育活動全体を通して、薬物乱用防止に取り組むとともに、関係機関、家庭、地域社会との連携を密にし、薬物乱用防止教育の強化に努めてまいります。

欧米やアジア諸国等、海外への短期研修及び海外留学に高校生を派遣するなど、グローバル人材の育成に引き続き取り組みます。

那覇市内への新たな特別支援学校の設置については、引き続き開校に向けて取り組み、障害のある児童生徒の教育の充実を図ります。

水産高校の大型漁業実習船の代船建造については、令和３年の就航に向けて取り組みます。

特色ある教育を実践し、個性豊かな人材育成に貢献

している私立学校を支援し、私学教育の充実、多様な人材の育成に取り組みます。

就学援助については、必要とする児童生徒に支援が届くよう、引き続き制度に関する周知広報に努めてまいります。

また、家庭の経済環境にかかわらず、子供たちが安心して学業に励むことができるよう、住民税所得割非課税世帯及び一定の所得以下のひとり親家庭の高校生のバス通学費無料化に取り組みます。

給付型奨学金の実施など、大学等への進学を支援して進学率の向上を図ります。

大学や専門学校等に進学の意欲がある所得が低い世帯の学生に対し、国と連携して、支援に取り組んでまいります。

また、子供の健やかな成長を学校・家庭・地域みんなで一緒に育む「やーなれー」運動を推進し、家庭教育支援の充実に取り組むとともに、幅広い地域住民等の参画による学習補助や学校支援、子供たちの放課後の安全・安心な居場所づくりに取り組みます。

新県立図書館が、誰もが気軽に利用でき、県民に親しまれる「知の拠点」として成長・発展できるよう取り組むとともに、離島等図書館未設置町村における移動図書館の実施等により読書環境の充実を図ります。

玉城青少年の家については、新たな施設として、令和４年度の全面開所に向け取り組みます。

次に、甲第１号議案から甲第35号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

令和２年度は、「重点テーマ」を踏まえ、沖縄の持つ優位性と潜在力を生かす施策を戦略的に展開するとともに、持続可能な沖縄の発展の実現に向け、「沖縄県ＰＤＣＡ」等の反映及び「沖縄県行政運営プログラム」の推進により、一つ一つの施策・事業の効率性と実効性の向上に取り組む方針のもと必要な予算を計上いたしました。

その結果、令和２年度当初予算は、

一般会計において　7514億　400万円
特別会計において　2393億7539万円
企業会計において　1407億4097万円

の規模となっております。

また、令和元年度補正予算につきましては、国の補正予算などへの対応や事業の執行状況に応じた所要の補正を行うこととしており、一般会計において59億3499万1000円を計上しているほか、９つの特別会計及び病院事業会計において所要の補正予算を計上しております。

これらの補正予算につきましては、先議案件として御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、乙第１号議案から乙第44号議案までの乙号議案につきましては、条例議案が「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」など33件、議決議案が「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」など９件、同意議案として「沖縄県教育委員会教育長の任命について」の１件、承認議案として「専決処分の承認について」の１件を提案しております。

このうち、乙第１号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」など８件につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、今回提案いたしました議案の説明といたします。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。タンディガータンディ。シカイトゥミーファイユー。フガラッサ。サンキューベリーマッチ。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長　島袋秀勝君登壇〕

○人事委員会委員長（島袋秀勝君）　おはようございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、「沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正」、「沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正」及び「沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」につきましては、昨年10月８日に当委員会が行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨を踏まえ、職員の給与について所要の改正を行うものとなっており、適当であると考えます。

次に、乙第２号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、情勢の変化、業務内容の特殊性及び他の都道府県の状況等を勘案し、防疫等作業手当の支給対象となる作業を追加し、その支給額を定めるとともに教員特殊業務手当の支給額を改正するものであり、適当であると考えます。

また、乙第５号議案「沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、フルタイムの会計年度任用職員の補償基礎額の規定を定めるほか所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第４　議員提出議案第１号　米海軍ＭＨ60ヘリコプター墜落事故に関する意見書**及び**日程第５　議員提出議案第２号　米海軍ＭＨ60ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根　悟君。

〔議員提出議案第１号及び第２号　巻末に掲載〕

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ただいま議題となりました議員提出議案第１号及び同第２号の２件につきまして、２月５日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米海軍ＭＨ60ヘリコプター墜落事故について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第１号を朗読いたします。

〔米海軍ＭＨ60ヘリコプター墜落事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米海軍ＭＨ60ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第１号の意見書の宛先で、県内所在関係機関、同第２号の抗議決議の宛先で、在沖米国総領事につきましては、議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号及び第２号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第１号「米海軍ＭＨ60ヘリコプター墜落事故に関する意見書」及び議員提出議案第２号「米海軍ＭＨ60ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号及び第２号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第１号及び第２号については、提案理由説明の際提出者から、県内の関係要路については議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第１号及び第２号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、議会棟における直接要請を含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、そ

の期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明２月14日から19日までの６日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明２月14日から19日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、２月20日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時21分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　當　間　盛　夫

会議録署名議員　　比　嘉　京　子

令和２年２月20日

令和２年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　２　号）

令和２年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）

令和２年２月20日（木曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第2号

令和２年２月20日（木曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（46名）

議　長　新里米吉君
副議長　赤嶺　昇君
１　番　瀬長美佐雄君
２　番　玉城武光君
３　番　親川　敬君
４　番　新垣光栄君
５　番　次呂久成崇君
６　番　宮城一郎君
７　番　大城憲幸君
８　番　金城泰邦君
９　番　大浜一郎君
10　番　西銘啓史郎君
11　番　新垣　新君
12　番　比嘉瑞己君
13　番　西銘純恵さん
14　番　平良昭一君
15　番　上原正次君
16　番　当山勝利君
17　番　亀濱玲子さん
18　番　當間盛夫君
19　番　上原　章君
20　番　座波　一君
21　番　山川典二君
22　番　花城大輔君
23　番　又吉清義君
24　番　山内末子さん
25　番　渡久地　修君
26　番　玉城　満君
28　番　照屋大河君
29　番　仲宗根　悟君
30　番　崎山嗣幸君
31　番　金城　勉君
32　番　末松文信君
33　番　具志堅　透君
34　番　島袋　大君
35　番　中川京貴君
36　番　座喜味一幸君
37　番　嘉陽宗儀君
38　番　新垣清涼君
39　番　瑞慶覧　功君
41　番　狩俣信子さん
42　番　比嘉京子さん
43　番　大城一馬君
45　番　糸洲朝則君
46　番　照屋守之君
47　番　仲田弘毅君

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

知　　事　玉城デニー君
副知事　富川盛武君
副知事　謝花喜一郎君
政策調整監　島袋芳敬君
知事公室長　池田竹州君
総務部長　金城弘昌君

企画部長	宮城　力君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
環境部長	棚原憲実君		
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	総務部財政統括監	金城　賢君
保健医療部長	砂川　靖君	教育長	平敷昭人君
農林水産部長	長嶺　豊君	公安委員会委員	阿波連　光君
商工労働部長	嘉数　登君	警察本部長	宮沢忠孝君
文化観光スポーツ部長	新垣健一君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
土木建築部長	上原国定君	人事委員会事務局長	池田克紀君
企業局長	金城　武君		
病院事業局長	我那覇　仁君	代表監査委員	當間秀史君
会計管理者	伊川秀樹君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田　隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平良　潤君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長知念公男君は、別用務のため本日、21日、26日及び28日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日の会議に公安委員会委員阿波連光君、21日、26日及び28日の会議に同委員会委員與儀弘子さんの出席を求めました。

次に、人事委員会委員長島袋秀勝君及び労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、21日、25日から28日まで及び３月２日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長池田克紀君及び労働委員会事務局長金良多恵子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　この際、念のため申し上げます。

本日、21日、25日から28日まで及び３月２日の７日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（新里米吉君）　**日程第１　代表質問**を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　おはようございます。

沖縄・自民党を代表して、質問を行います。

冒頭に、玉城県政に新型コロナウイルスの件で苦言を申し上げます。

昨日、沖縄県でも新型コロナウイルスの感染が２人目確認をされました。県にとっても憂慮する事態だと思います。新型コロナウイルスの肺炎は、中国で７万人以上が感染し、1800名余の命が奪われております。我が国でも全国に広がり、大型クルーズ船の乗客等の感染が大半を占めております。

このクルーズ船は、２月１日に沖縄県に寄港し、その際に約2600名余の乗客が下船し、約９時間にわたって滞在をしたとのことであります。

新型コロナウイルスの感染は、県民の命にかかわる重大な問題であることから、県民に不安を与え、私ども沖縄・自民党の議員にもさまざまな声が寄せられております。しかしながら、県から県議会に対して新型コロナウイルスの対応について、まだ説明がありません。

私ども沖縄・自民党は、このような県の対応に苦言を申し上げるものであります。なお、新型コロナウイ

ルスの質問については新垣新議員が行います。

以上申し上げ、質問に入ります。

１、玉城知事の評価について。

玉城知事が県知事に就任されて１年４カ月が経過をし、今、その評価とオール沖縄県政の真価が問われております。オール沖縄県政に、県民は、普天間・辺野古問題の解決を期待したものの、法律に基づく、国、県の行政手続によって沖縄県が許可をし、辺野古の工事は進められ、玉城知事も問題解決の道筋を示さず工事はさらに進んでおります。このことは、玉城知事の公約に反するものであり、県民への裏切り行為であると考えております。

翁長県政で、法律に基づく国、県の行政手続によって解決する道をつくり、玉城県政もそれを継承し、県は反対、国はつくる、このことが同時に進行しているように思います。

玉城知事は、辺野古に新基地はつくらせないと公言しながら、県行政は法律に基づく行政手続で進めているわけであります。

北部の基幹病院設立問題でも県行政と北部市町村で進めながら、玉城知事は慎重に対応するとのことで、県民から県行政に対する不信感は募るばかりでございます。

さて、玉城知事は、明るさ、人懐っこさ、そのキャラクターで県民受けはすると考えております。

しかしながら、県政の課題解決や緊急事態の決断、言動に県行政の最高責任者としての自覚、リーダーシップに不安感や不信感があります。万国津梁会議の契約前夜の玉城知事と受託者との会食問題は、県民に衝撃を与え、その癒着問題は、今、2400万円の公金問題になっております。

尖閣諸島周辺で、地元の漁船が中国公船に追尾された件では、玉城知事は、中国公船がパトロールしているなどの中国寄りの発言で県民の生命財産を守る立場の県知事の発言とは思えないものでありました。

後に発言を撤回しておりますが、今も中国公船は頻繁に尖閣諸島周辺を航海あるいは領海侵犯を繰り返しており、撤回で済むものではございません。

今、沖縄県は、復帰後48年になり２年後には復帰50年の大きな節目を迎えます。

これまで国が長年にわたって沖縄県を支援してきたことを総括し、今後沖縄県としてどのようにしていくのか、自力でやっていくのか、引き続き国に支援を求めていくのか。高率補助、優遇税制、沖縄振興法の仕組みをどうするか、今、沖縄県の新たな展望をつくり出す大変重要な時期であります。しかしながら玉城知事の言動、特に最高責任者としてのリーダーシップ、決断、あるいは国との関係にも不安があり、沖縄県の新たな展望をつくり、国との連携がとれるか疑問であります。

私ども沖縄・自民党は、稲嶺、仲井眞県政も含めて新たな展望をつくり、長年にわたり国が支援をする仕組みをつくってきました。その影響で現在の沖縄県の振興・発展があると自負しております。

その根本は、稲嶺、仲井眞両知事の決断とリーダーシップであり、粘り強い交渉の結果でありました。さらには、その根底には、県政と国政との信頼の構築であったと考えております。

また、私ども沖縄・自民党は、玉城県政に対して野党の立場でありながら、政権政党の自民党や国に対して県の課題解決や経済振興のための予算や税制等の要請も行ってまいりました。玉城知事と対立しながらも県民のためにできることはやろうと取り組んできたわけであります。ところが玉城知事は、辺野古問題で国と対立をし、反対や国批判で完全に信頼を失っている状況にあると考えております。

一番厄介なことは、玉城知事は問題解決の道筋を示せず、全て国の責任にしていることであります。

このような状況で、県民のために新たな沖縄振興の道筋をつくっていくためには沖縄・自民党会派を初めとする中道会派の勢力を拡大することが重要だと考えております。やっぱり沖縄県は保守・中道がリードすべきだと考えているわけでございます。

玉城知事の評価は、県知事として決めるときに決断せずに、県政の重要課題が先送りになっております。と同時に緊急事態への対策、決断や実行が遅く、県民の期待に応えていないと考えております。

以上申し上げ、質問をします。

(1)、玉城知事の豚熱対策のワクチン接種の決断は遅く、またワクチン接種の実行はさらに遅い。なぜか伺います。

(2)、玉城知事は、首里城火災の対策で、なぜいち早く決断して県の対策本部を設置して防火・防災対策をとらなかったか伺います。

(3)、玉城知事は、普天間飛行場・辺野古問題の解決に向けて、なぜ本気になって動かないか伺います。

(4)、玉城知事は、北部基幹病院設立に向けて、県と北部市町村が合意したにもかかわらず、なぜ、決断し北部地区の県民の命を守る設立を進めないか伺います。

(5)、玉城知事は、辺野古問題で国批判や反対のみで、国との信頼関係を失っております。なぜ、信頼回復の

動きをしないか伺います。

２、玉城知事の政治姿勢について。

(1)、尖閣諸島は民主党政権時に国有化されて以来、中国公船による航海や領海侵犯が繰り返されており、玉城知事はその対応を国任せにしております。玉城知事は訪中の際、一帯一路構想の日本の出入り口として沖縄を活用してほしいと中国幹部に表明をしております。玉城知事は、尖閣諸島の件も中国側とみずから交渉すべきではないか伺います。

(2)、玉城知事は、日本の安全保障が大事なら基地負担のあり方も日本全体で分かち合うべきと述べております。玉城知事の考える沖縄の負担可能な基地はどの範囲か。また、日本全体で分かち合うために玉城知事は、他の都道府県とどのような交渉を行っているか伺います。

(3)、玉城知事は、自衛隊の配備について明確な姿勢を示しておりません。宮古島市や石垣市への自衛隊配備に反対する団体は、知事が地元を視察し、とめてほしいと要望しております。玉城知事は、豚熱の緊急対応に自衛隊の出動を要請し、自衛隊は厳しい任務を遂行されました。このように県土、国土を守り、県民の生命財産を守り、さらに緊急事態に対応する自衛隊の存在について、玉城知事として明確に姿勢を示すべきではないか伺います。

(4)、首里城の再建に向け、国及び県も取り組みを進めております。一方で原因究明や再発防止策が明らかになっておりません。県は管理責任はあるとしながら、火災発生の原因、防火・防災対策のための県の対策本部の設置がなされなかったなども含めて管理責任者としての責任の所在や説明がなされておりません。なぜか、見解を伺います。

(5)、首里城の再建に向けて、県知事の要請を受けて国は本格的に動いております。したがって、首里城再建の責任は、所有者である国にあると考えております。ところが県も再建に向けて有識者懇談会を組織して進めております。国とどのような協議のもとで進めているか、説明を願います。

(6)、首里城再建を願い、県内外から多くの寄附金や支援がございます。これらの寄附金の使途は再建にあると思いますが、再建の責任者である国との調整協議はどのようになっているか伺います。また、保険金は所有権を持つ国に支払われるとの認識について伺います。

(7)、沖縄21世紀ビジョン基本計画で、日本と世界を結ぶ先駆的地域形成や我が国の発展に寄与する新生沖縄を創造する目標を掲げております。実現するには、国の全面的な支援が不可欠であると考えておりますが、実態は５年に及ぶ国との対立で目標の実現は後退していると考えております。知事の所見を伺います。

(8)、知事は、誰一人取り残さない沖縄らしいＳＤＧｓを推進するとしております。沖縄の実情に合ったＳＤＧｓとは何か、いつまでに達成できるか伺います。

(9)、大型ＭＩＣＥ施設建設について、県は民間資金の活用を検討しているとしております。中国の投資を提案する向きもありますが、知事は、中国の沖縄観光への関与やＭＩＣＥへの投資についてどう考えるか伺います。

(10)、大型ＭＩＣＥ建設については、財源を国と交渉して決めないまま発注し、２カ年にわたり設計等の予算も計上してきました。ところが、結局、財源の確保ができずに断念し、受注企業体に約9000万円賠償することになっております。このことは県政の失態であり、県政の責任は非常に大きなものがあります。その対応を伺います。

(11)、万国津梁会議に係る会食問題は、知事と受託者との癒着、過大な積算、県の積算と受注者の見積もりの調整なしの契約、出来高を無視した支払いなど、市民団体が県監査委員に住民監査を請求しておりますけれども、請求の内容と監査委員の議論の内容、結果について伺います。

３、農林水産業の振興について。

(1)、豚熱（ＣＳＦ）対策について。

ア、うるま市で発生し沖縄市に拡大した。感染経路や原因究明、感染対策の体制、被害状況と対応費の説明、殺処分の豚の補償や豚農家の悩みへの対応、今後の豚熱感染対策について。

次に、豚熱防疫体制について、平成31年２月定例会の我が会派の代表質問に対し、農家への防疫対策説明会や農家の衛生管理状況の立入点検、指導を行っていると答弁をしております。説明会等の回数、具体的な説明内容、対象農家、参加人員等を伺います。

ウ、県は、防疫対策等について説明会や関係機関等との会議を実施してきておりますが、今回の感染発生について、県や養豚業者の対応のおくれなど事前の備えがなされていなかったことが明らかになりました。なぜ、備えがなされていなかったのか伺います。

エ、餌の食品残渣の加熱処理の徹底や県への通報の方法、県の機関の24時間体制など周知に課題があると思えてなりません。説明会の内容と回数を伺います。

オ、本県の農家は、他県と比べ豚の餌に食品残渣を与える比率が高いと言われ、豚熱が発生した農家は、加熱処理をせず、県の24時間対応を知らなかったと

言っております。県の説明、指導体制に問題があると考えております。見解を伺います。

カ、豚熱の感染防止のためのワクチン接種は早目の決断が必要であります。今回、ほとんどの養豚業者やＪＡ等の関係団体からも早目にワクチンの接種が求められておりました。ワクチン接種の意思決定がおくれた理由を説明願います。

キ、殺処分や埋却処分は、自衛隊や沖縄県建設業協会の会員が担当しております。現場は、心が折れる状況であったとのことであります。自衛隊の総動員数や建設業関連の総動員数と係る労務費や資材費の対応について伺います。

ク、希少種アグーを絶やさないための県内離島への隔離が求められております。決定がおくれておりますけれども、いつ、どこに移すのか説明を願います。

ケ、今回の豚熱対策の反省を行い、県の水際対策、防疫対策の見直しが求められていると考えております。見解を伺います。

(2)、サトウキビ産業を守る対策について。

ア、本島内のサトウキビ農家を守り、サトウキビ産業の振興に貢献をしてきたゆがふ製糖の工場の機械設備が老朽化をし厳しい状況にあります。現在、製糖時期であり老朽化した機械設備を心配しながらの工場の稼働だと考えております。ゆがふ製糖は株式会社とはいえ、本島内のサトウキビ農家や市町村の産業にも影響を及ぼすことから、改築に向けては、県や市町村の連携や後押しが必要であると考えております。県の対応を伺います。

４、県警関係について。

(1)、2019年の飲酒絡みの交通事故及び高齢者ドライバーによる事故の現状と対応について伺います。

(2)、あおり運転及び不正送金の被害についての本県の状況と対応について伺います。

(3)、今定例会に警察官増員の条例が提案されておりますけれども、その背景と増員される警察官の任務の説明をお願いいたします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

令和２年第１回沖縄県議会２月定例会も真摯に、誠実に、答弁をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、照屋守之議員の御質問にお答えいたします。

玉城知事の評価についての御質問の中の１の(3)、普天間飛行場・辺野古問題の解決についてお答えいたします。

私は、辺野古新基地阻止、普天間飛行場の県外・国外への移設及び一日も早い危険性の除去の実現に向けて、全力で取り組んでいるところであります。辺野古新基地建設問題は、国民全体で議論し民主的に解決を図るべきであることから、その機運醸成のため、トークキャラバンや訪米活動における大学での講演、米国市民との対話、連邦議会議員との面談等を通じて私の考えを広く国内外に伝え、理解と協力を促しているところであります。また、政府に対しては、工事を直ちに中止した上で、沖縄県との対話に応じるよう繰り返し求めており、普天間飛行場の県外・国外移設、早期返還及び速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を強く求め、公約の実現に向けて全身全霊で取り組んでまいります。

次に１の(4)、北部基幹病院についてお答えいたします。

北部基幹病院につきましては、本議会冒頭の知事提案説明要旨で述べましたように、北部圏域において、医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的で地域完結型の公的な医療提供体制を構築するための北部基幹病院の整備に向け、関係者間の合意形成を図り、基本構想、基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

次に２の(6)、首里城再建に係る国との調整状況等についてお答えいたします。

首里城正殿等は、沖縄の誇れる文化遺産であり、琉球・沖縄が歩んできた歴史・文化の象徴として、また、ウチナーンチュのアイデンティティーのよりどころとして、多くの県民に親しまれてまいりました。首里城の復興に向けては、さまざまな思いが込められた県民主体の取り組みを行うことが寄附をされた方々の思いだとも考えており、城郭内の施設等の復元に係る県の役割について、現在、国と協議を進めているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 政策調整監。

〔政策調整監　島袋芳敬君登壇〕

○政策調整監（島袋芳敬君） おはようございます。

２、玉城知事の政治姿勢についての質問のうち(5)、首里城再建に向けた国との協議についてお答えをいたします。

現在、国の首里城復元に向けた技術検討委員会においては、首里城正殿を中心に城郭内の建物の復元に向けた技術的な検討が進められているところであり、沖縄県からも協力委員として議論に参画するとともに、国との役割分担などについて随時、調整を行っているところであります。一方、県の首里城復興基本方針に関する有識者懇談会におきましては、昨年公表いたしました首里城復興の基本的な考え方をもとに、那覇市とも連携し、焼失した建造物の復元はもとより、文化・教育・観光資源としての活用や文化財等の保全・復元・収集、首里城公園整備計画の検証並びに首里城に思いを寄せる方々が、復興に参画する仕組みづくり等の基本方針策定に向け議論をしていただいているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） １、玉城知事の評価についての御質問の中の(1)、ワクチンの接種決定についてお答えいたします。１の(1)と３の(1)のカは関連しますので、恐縮でございますが一括してお答えします。

ワクチン接種については、豚熱の発症が抑えられ、生産農家が安心を得られる反面、無秩序な実施は、感染した豚の存在をわかりにくくし、感染拡大の防止や清浄性の確認に支障を来すおそれがあります。また、飼養衛生管理基準の徹底がおろそかにならないようにすることが重要と考えております。ワクチン接種に当たっては、メリット・デメリット、生産者の対応等を関係者で共有する必要があります。このため、県では１月22日に沖縄県豚熱対策関係者会議を開催し、その意見を踏まえ、同日、ワクチン接種を決定し、１月24日に江藤農林水産大臣へワクチン接種推奨地域設定などの要請を行ったところであります。昨日、ワクチン接種プログラムが国の食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会で承認されたことから、同計画に基づき、接種を進めてまいります。

次に３、農林水産業の振興についての御質問の中の(1)のア、豚熱の感染経路や原因究明についてお答えします。

豚熱の侵入経路等については、国の疫学調査チームによる調査が行われています。その調査報告によると、今回の豚熱の各農場へのウイルス伝播要因として、車両や人の出入り、豚の移動、野生動物を介して、ウイルスが農場内へ侵入した可能性があると推定されております。１例目の発生については、加熱が不十分な食品残渣により、ウイルスが農場内へ持ち込まれた可能性が否定できないと報告されています。

次に３の(1)のア、豚熱感染対策の体制、被害状況等についてお答えします。

今回の豚熱発生の１例目については、１月６日に農家から通報があり、７日、県の検査で豚熱が疑われたため、同日、材料を国に送付、８日に豚熱の患畜と診断されました。これを受けて、県では８日、県知事を本部長とする沖縄県特定家畜伝染病防疫対策本部会議を開催し、農林水産部が行う防疫措置に対し、動員、車両の手配、風評被害に対する相談窓口の設置など、役割分担をし、全庁的に対応を行ったところであります。今回の豚熱発生により、１万903頭の豚が殺処分され、発生農場から10キロ以内の移動及び搬出制限により79農場が影響を受けております。防疫措置に係る費用は、家畜伝染病予防費等、既決予算で約４億円、補正予算で５億7482万円を措置しているところであります。

次に３の(1)のア、殺処分に係る補償や生産農家への相談対応についてお答えします。

豚熱発生に伴い、防疫措置で殺処分された家畜や移動・搬出制限区域内の農家の売り上げ減少等の補償として、家畜伝染病予防法に基づき、手当金等が措置されることとなっております。また、発生農家及び移動・搬出制限区域内の農家への対応として、畜産課内にワンストップの豚熱に係る農家支援相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応しているところであります。

次に３の(1)ア、今後の豚熱感染対策についてお答えします。

今年１月８日に県内で豚熱が発生し、これまでに５事例、８農場において防疫措置が実施され、２月６日に全ての農場における措置が終了したところです。また、５例目の発生農場から３キロ以内の移動制限区域内の22農場、野生イノシシ20事例については、全て陰性の検査結果が確認されております。現在、搬出制限区域内の農場から清浄性確認検査を実施しているところであり、３月４日からは３キロ以内の農場において、最終の清浄性検査を行う予定であります。全ての農場で陰性が確認された場合、国と協議の上、全ての制限区域が解除されることとなっております。

次に３の(1)のイ、養豚農家への説明会の開催状況についてお答えします。

県では平成30年９月の岐阜県での豚熱発生以降、

養豚農家、関連団体や市町村を対象に防疫対策説明会及び侵入防止強化対策会議等を実施しております。これまでに、農家講習会や防疫対策説明会等を13回開催し、延べ487人が参加しております。説明会においては、早期通報、食品残渣の加熱処理など、飼養衛生管理基準の遵守徹底の周知を図ってきたところであります。

次に３の(1)、豚熱の防疫実施状況と今後の対応についてお答えします。３の(1)のウから３の(1)のオまでは関連いたしますので、恐縮でございますが一括してお答えいたします。

県では、農家講習会や防疫実働演習、24時間通報体制の周知など豚熱の防疫対策に取り組んできました。今回の１例目の発生では、通報のおくれ、未加熱食品残渣を餌として与えていたことなど、農家が守るべき飼養衛生管理基準が遵守されていないことが確認されており、全ての生産農家の家畜伝染病侵入防止対策への意識をさらに高めることが重要だと考えております。このため、県としましては、今回の豚熱の発生を受け、説明会のあり方や周知方法についても再点検を行うとともに、市町村、関係団体、生産者が一体となって、飼養衛生管理基準を確実に遵守できる体制を強化してまいります。

次に３の(1)のキ、自衛隊や県建設業協会員の総動員数と労務費、資材費の対応についてお答えします。

豚熱発生に伴う防疫措置においては、自衛隊、沖縄県建設業協会など、多くの関係団体の支援をいただきました。自衛隊においては、これまでの防疫措置で後方支援を含め、延べ7001人の動員があり、沖縄県建設業協会においては、延べ858人の動員がありました。防疫措置に支援をいただいた多くの団体、職員の皆様に深く感謝を申し上げます。また、今回の防疫措置に伴い発生した労務費や資材費等は、県が団体に対して支払いすることとなっております。なお、これら防疫対策費は、家畜伝染病予防法に基づき、全額または２分の１を国が負担することとなっております。

次に３の(1)のク、アグー純粋種の保全についてお答えします。

アグー純粋種の保全については、２段階に分けて対策を行う方向で調整を進めております。第１段階では、ワクチン接種作業を勘案し、既存施設が活用できる離島へアグー純粋種を一旦移動し、第２段階では、養豚農家や人・物の移動が比較的少なく家畜伝染病侵入リスクの低い離島へ、新規の飼養管理施設を整備した上で、アグー純粋種を移動する計画であります。現在、指定生産農場等の関係機関で構成される沖縄県アグーブランド豚推進協議会において、血縁や血統などを考慮し、保全するアグー純粋種を選定しているところであります。

次に３の(1)のケ、家畜伝染病侵入防止対策の強化についてお答えします。

今回の豚熱発生においては、国の疫学調査チームより、異常家畜の通報おくれ、農場に出入りする人・車両の消毒の不徹底、非加熱食品残渣の給与等が報告されております。

県としましては、今回の報告を踏まえ、早期連絡体制を強化するほか、生産者、市町村、関係団体とともに、飼養衛生管理基準を遵守徹底する体制を強化し、家畜伝染病予防法に基づく厳格な指導を行うなど豚熱感染対策の強化に取り組んでまいります。また、水際対策については、国の動物検疫所との連携をさらに強化し、空港、港における伝染性ウイルスの侵入防止対策に取り組んでまいります。

次に３の(2)のア、ゆがふ製糖の改築に関する県の対応についてお答えします。

ゆがふ製糖工場は築61年を経過し、建屋等が老朽化しており、建てかえの意向があります。このため県では、製糖工場の安定操業が重要であることから、分蜜糖工場の老朽化対策について、既存の分蜜糖製造合理化対策事業を活用し、製糖設備の一部更新について取り組んでおります。あわせて、今年２月には製糖工場関係者や生産者団体、関係行政機関で構成する沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議を設置し、老朽化が著しい分蜜糖工場の支援に向けた課題等の整理を行い、関係機関と連携した安定操業の確保対策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） １、玉城知事の評価についての(2)、首里城火災対策等本部の設置についてお答えします。

首里城火災については、危機管理事象として10月31日午前４時には沖縄県危機管理指針に基づく情報収集体制を立ち上げ、那覇市との連絡調整や支援体制構築に努めたところです。なお、火災の鎮圧・鎮火を目的とした災害対策本部については、那覇市において近隣の８消防本部への応援も含め、最大限とり得る消防活動が行われていた状況等を踏まえ、設置を行わない判断を行ったものであります。一方、県としては、失われた首里城の復旧・復興も視野に長期的に対応することが重要であるとの考えのもと、同日14時30分

に首里城火災対策等本部会議を開催いたしました。その後、国や那覇市と連携を図りながら取り組みを進めているところでございます。

次に１(5)、国との信頼回復についてお答えします。

県としては、かねてから辺野古新基地問題は、司法ではなく対話によって解決を求めていくことが重要であると考えております。政府との間では、普天間飛行場負担軽減推進会議や同作業部会、杉田官房副長官と謝花副知事とで行われた集中協議に加えて、玉城知事も４回にわたって安倍総理と直接面談し、対話による解決を求めてまいりました。なお、沖縄県と政府は、沖縄振興予算の確保、豚熱対策、新型コロナウイルス対策及び首里城の復旧・復興など多くの政策課題で緊密に連携し取り組んでいるところであります。辺野古新基地建設問題については、今後も政府に対し対話によって解決を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。

次に２、玉城知事の政治姿勢についての(1)、尖閣諸島をめぐる対応についてお答えします。

日本政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いがないとの立場をとっており、沖縄県も日本政府の立場を支持しております。尖閣諸島をめぐる問題については、日中両国政府の冷静かつ平和的な外交によって解決されるべきものと考えております。

県としましては、海上保安庁等とも連携の上正確な情報収集に努めるとともに、日本政府に対し、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保等について要請を行っているところであります。中国と長い交流の歴史を持つ沖縄県としては、尖閣諸島が我が国の固有の領土であるという認識を持ちつつ、民間団体における経済交流等、これまで築いた友好関係を生かし、文化、経済などさまざまなチャンネルをつくり、対話を求めながら沖縄ならではの交流を推進することが重要であると考えております。

次に２の(2)、基地負担のあり方についてお答えします。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進めることとしております。

県としましては、日本の安全保障が大事であるならば、基地負担のあり方についても日本国民全体で考え、その負担も全国で担うべきであると考えております。これに対して、全国知事会においては、平成30年７月に米軍基地負担に関する提言が全都道府県による全会一致で採択され、基地の整理縮小の促進や日米地位協定の抜本的見直し等が政府に提言されております。

県としましては、引き続き全国知事会や渉外知事会を通して、沖縄の基地負担の軽減について訴えていきたいと考えております。

次に２の(3)、自衛隊への姿勢についてお答えします。

自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、今回の豚熱への対応を初め、緊急患者空輸、不発弾処理や災害救助など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。一方、自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。県は、住民合意もなく、地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、政府に対して地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、玉城知事の政治姿勢についての御質問のうち(4)、首里城火災に係る責任の所在等についてお答えいたします。

沖縄県警の捜査結果においては、出火原因の特定には至らなかったとのことでありますが、県としては今後の消防の発表も注視していきたいと考えております。今回の火災について、施設管理者として県の責任を感じており、今後、第三者委員会として設置する首里城火災に係る再発防止検討委員会（仮称）において、管理体制のあり方等について、しっかりと検証を行っていきたいと考えております。

次に２の(6)、保険金の支払いに係る認識についてお答えいたします。

今回の火災に係る保険の対象としては、正殿等の建物及び文化財や備品等となっており、保険金の支払いについてはそれぞれの所有者である国及び美ら島財団になされるとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、玉城知事の政治姿勢についての(7)、沖縄21世紀ビジョン基本計画の目標実現に係る国との関係についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく諸施策の推進により、本県の社会経済は平成24年度以降、拡大

を続けており、平成28年度の県内総生産は４兆2820億円、令和元年の有効求人倍率は1.19倍と復帰以降最高を記録しており、完全失業率は令和元年で2.7％となり､復帰以降最低となっております。その一方で、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあります。また、沖縄が抱える特殊事情から生じる政策課題が解消されるまでの間は、国による支援が必要であると考えております。こうした背景から、令和２年度沖縄振興予算案においては国の財政状況が厳しい中､関係各位の御尽力のもと、総額としては令和元年度当初予算額と同額が確保されるとともに、税制改正においても沖縄関係税制５項目全てについて延長が認められるなど御理解が得られたものと考えております。

県としましては、引き続きこれらの課題の解決に向けて取り組むこととしており、国を初め関係各位の御理解と御支援を賜りながら、市町村と一体となって全力で取り組んでまいります。

同じく２の(8)、本県の実情に合ったＳＤＧｓと達成時期についてお答えいたします。

県では、ＳＤＧｓの17のゴール及び169のターゲットと沖縄21世紀ビジョン基本計画等の諸施策のマトリックスを整理するとともに、その結果を踏まえ、沖縄県ＳＤＧｓ推進方針を昨年11月に決定いたしました。現在、同方針を踏まえ、子供の貧困対策を初め、世界自然遺産登録に向けた取り組み、平和を希求する沖縄の心の発信など、沖縄の実情に合った諸施策を推進しております。令和２年度当初予算案については、重点テーマにＳＤＧｓの全県的な推進を位置づけ、予算編成方針に反映することで、ＳＤＧｓの目標に対応する諸施策が全庁的に盛り込まれております。新たな振興計画については、ＳＤＧｓの理念や目標を施策等に反映させ、我が国を含めた国際社会が目指す2030年のＳＤＧｓ達成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　２、玉城知事の政治姿勢についての御質問のうち(9)、中国の沖縄観光への関与やＭＩＣＥ施設への投資についてお答えいたします。

成長著しいアジアのダイナミズムを取り込むことは、沖縄観光の持続的発展において重要と認識しており、沖縄県においては、官民挙げての誘客や路線誘致に努めた結果、中国を初めアジア各国・地域からの入域観光客は著しく増加しております。また、大型ＭＩＣＥ施設の整備を含むマリンタウンＭＩＣＥエリア全体の開発に向けては、その開発手法や財源確保策等について民間事業者との対話や地元市町村の意向等を踏まえつつ、基本計画の策定に取り組むこととしております。この中で、国内外からの投資を含むさまざまな民間活力の活用を検討してまいりたいと考えております。

同じく(10)、大型ＭＩＣＥ施設整備についてお答えをいたします。

県では、大型ＭＩＣＥ施設の早期開業を目指し、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提とする条件を付した上で、平成28年度に一般競争入札の公告を行い、平成29年度に落札者を決定しております。

県としては、大型ＭＩＣＥ施設の整備は、沖縄振興に資する取り組みであり、平成24年度以降、一連の調査検討や計画策定等業務において沖縄振興特別推進交付金を活用してきたことから、同交付金が活用できる事業だと考えておりました。また、国が課題とする需要・収支見込み及び周辺受け入れ環境整備の見込みについて合計35回の説明等を重ね、168件の国からの質問についても全て回答するなど、基本設計前の段階で可能な作業は全て行い、丁寧に説明を尽くしてきたと考えております。しかしながら、国との協議が調わず、沖縄振興特別推進交付金の制度終期である令和３年度末までに施設整備を完了することができない状態となったことから、その後、落札決定の効力や、落札者が本事業のために負担した費用の取り扱いについて落札者と協議を重ねてまいりました。その結果、契約を締結できないことについては、県と落札者双方の責めに帰すべき事由がないこと、発生した経費の負担については、つり合いのとれた状態に是正することが信義則や衡平の観点に基づき適切であることを確認し、県が落札者の損失の一部を補塡して和解することで合意に至ったものであり、契約違反といった債務不履行による違約金とは異なる性質のものであります。県民の皆様には御心配をおかけしておりますが、県としては、今後、民間の資金と創意工夫を活用する官民連携の手法を施設整備に生かしたいと考えており、次年度は東海岸地域サンライズ推進協議会等の関係機関とも連携しながら、引き続き大型ＭＩＣＥ施設の整備やエリア形成に向け、新たな基本計画の策定に取り組んでまいりますので､御理解と御協力をお願いいたします。

同じく(11)、万国津梁会議の委託事業に係る住民監査請求の内容等についてお答えいたします。

万国津梁会議設置等支援業務委託に係る沖縄県職員措置請求につきまして、請求者は沖縄県監査委員に対

し監査を求め、知事が本業務委託契約を解除した上でコンソーシアムに対し金2166万円の返還を求めること、予備的に知事がコンソーシアムに対し金1444万円の返還を求めることを勧告することを求めております。

県は、令和２年１月24日に開かれた陳述会におきまして、契約内容は適正であること、契約手続は法令等に基づき公平かつ適正に行われたものであること、概算払いについても関係法令及び契約条項に基づき、支払い計画を定め支払いを行ったものであり、制度の趣旨に基づき、業務完了時に精算し額の確定を行っていくものであることから、県の事務は適正であったこと等を陳述したところであります。なお、監査結果につきましては、まだ通知を受けておりません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長　宮沢忠孝君登壇〕

○警察本部長（宮沢忠孝君） 昨年の12月25日付で警察本部長に着任いたしました宮沢でございます。よろしくお願いいたします。

４の(1)の中の2019年の飲酒絡みの交通事故の現状と対応についてお答えいたします。

本県では統計をとり始めた平成２年から平成28年まで、全人身事故に占める飲酒絡みの事故の構成率は、27年連続全国ワーストでありましたが、平成29年、平成30年と２年連続で全国ワーストを脱却しております。しかしながら、昨年中は飲酒絡みの人身事故の発生が93件で、前年と比べて15件増加し、全人身事故に占める構成率は全国平均の約2.6倍に当たる2.28％となり、再び全国ワーストとなっております。飲酒運転の検挙につきましても、2147件と３年連続で2000件を超えるなど厳しい状況が続いており、飲酒運転で検挙された者へのアンケート結果でも約５割の者が飲酒後車を運転するつもりだったと回答するなど、依然として規範意識の低い運転者が存在する実態がうかがえます。

県警察ではこのような現状を踏まえ、飲酒運転が絡む交通事故の発生時間や路線等を分析し、飲酒運転が発生する蓋然性の高い場所における飲酒運転取り締まりの強化、飲酒運転根絶アドバイザーを活用した学校や事業所等に対する安全教育など総合的な取り組みを推進しております。

県警察といたしましては、引き続き取り締まりの強化を初め、関係機関・団体等と連携し、飲酒運転の根絶に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に４の(1)の中の、高齢ドライバーによる事故の状況と対応についてお答えいたします。

県内における過去３年間の65歳以上の高齢運転者を第一当事者とする交通人身事故の発生状況につきましては、平成29年中は884件で、全人身事故に占める割合は17.1％、平成30年中は837件で18.9％、令和元年中は819件で20.1％と発生件数は減少傾向にありますが、全人身事故に占める高齢運転者を第一当事者とする事故の割合は年々増加しております。

県内における過去３年間の65歳以上の高齢者の運転免許自主返納者につきましては、平成29年中は3319件、平成30年中は3285件、令和元年中は4956件と増加傾向にあります。警察では、高齢運転者による交通事故防止のため、身体機能が低下するなどした高齢者の運転免許返納を推進しています。そうした環境づくりのため、返納時に取得できる運転経歴証明書を提示することにより受けられる優遇措置の拡大に向け、関係機関や団体に働きかけを行っております。

公共交通利用料金につきましては、路線バス、モノレール運賃の半額割引、ハイヤー・タクシー協会加盟者のタクシー運賃１割引が行われております。その他としましては、協力の得られた企業や店舗等におきまして、眼鏡や補聴器の購入時の割引、ガソリン価格の割引、温泉入湯料の割引、その他食事や飲み物の割引などの優遇措置が行われております。こうした優遇措置の周知に向けた取り組みについては、県警ホームページへの掲載、各警察署における交通安全講話の際の広報などによりまして、県民への周知を図っております。引き続き関係機関・団体と連携して高齢運転者が運転免許証を返納しやすくなるための環境づくりに取り組んでまいる所存であります。

次に４の(2)、あおり運転及び不正送金の被害についての本県の状況と対応についてお答えいたします。

あおり運転については、法律上の明確な規定はございませんが、極端に車間距離を詰める接近運転を車間距離保持義務違反で検挙しておりまして、令和元年中はヘリコプターを活用して取り締まりを行うなど、県内で12件の違反を検挙、前年に比べ９件増加したほか、高速道路で故意に自動車を衝突させた者に対し、刑法の暴行罪を適用して検挙しております。このほか、交通安全講話などを通じて万が一あおり運転を受けた場合の対応として、冷静に避難して相手を先行させることや、ドライブレコーダーの設置など広報啓発をしているところであります。

県警察としましては、今後も悪質危険なあおり運転に対してはあらゆる法令を適用しての積極的な取り締

まりや行政処分を実施して、道路交通の安全確保に努めてまいります。

次に、不正送金の被害に関する本県の状況と対応についてお答えいたします。

令和元年中における沖縄県内のインターネットバンキングに係る不正送金の被害件数及び被害額は、暫定値で14件、約3551万円の被害となっており、前年と比較すると12件、約3256万円の増加となっております。

不正送金の手口としては、指示者らが金融機関にそっくりなにせサイト、いわゆるフィッシングサイトを用意し、利用者のＩＤ、パスワード等を盗み取るものなどがあります。

県警察では、金融機関や県商工会議所連合会等と連携し、利用者に対してインターネットバンキングを行うパソコン等のセキュリティー対策ソフトを常に最新の状態に更新をすること、金融機関が提供するワンタイムパスワードや偽装画面検出ソフトを導入することなどの被害防止対策について注意喚起を行っているところであります。

県警察といたしましては、新たなサイバー犯罪の手口が次々と認められている状況を踏まえ、引き続き関係機関や団体等と連携して、県民の被害防止対策を強化していく所存であります。

次に４の(3)、警察官増員の条例が提案されている背景と増員される警察官の任務についてお答えいたします。

警察では、かねてより国境離島における事態対処のための体制のあり方について検討を行ってきたところであります。当県には領海を画する基線を有する離島、いわゆる国境離島が多数存在することを踏まえ、国境離島における武装集団による不法上陸事案等に対処する能力を強化するため、令和２年度において警察法施行令で定める沖縄県警察の地方警察官の定員を150人増員し、国境離島警備隊を設置することとしたいというものであります。増員される警察官150人の任務については、専ら国境離島における武装集団による不法上陸事案等に対処することであります。これにより、沖縄県民の安全が確保されるということとともに、沖縄県の県土の保全に資することになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　再質問を行いたいと思っておりますけれども、玉城知事にお願いがあります。知事の評価についての５点は知事に対して答弁お願いしているんですよ。玉城県政にお願いしているわけじゃありませんよ。内容は知事に対する質問ですよ。(3)と(4)しか答えないんですか。決断とか実行とか最終的に決定をするのは知事じゃないですか。何もやってないんじゃないですか。緊急事態ですよ。

首里城の火災、何て答えましたか。消火、防火対策は那覇市に任せた。首里城の管理責任は那覇市ですか。これだけ重大な案件があって、県民も再建に向けて協力体制をとって、国も期待をしながら、そういう防火・防災対策を那覇市に任せて、こんな県政がありますか。知事の対応は本当に全く疑問ですね。

普天間・辺野古問題、全力で取り組み、国民的議論、民主的に解決、国内外、だから沖縄・自民党は、本気になって動かないかという質問をしているんですよ。具体性がないじゃないですか。工事は進んでいるんですよ。県が法的な手続で許可をして、工事を進めさせてるんですよ。その工事をとめて、つくらせないというこれが玉城知事じゃないですか。何でそれを本気になって動かないかっていうことを聞いているんですよ。

豚熱対策です。

県は対策本部をつくって、対策を進めております。予防のためのワクチン接種の決定、スケジュールを当然想定しながらやっております。日本全国でそういうことが起こってます。１月の８日から対策が実行されていながら、本来は早目に想定をしてワクチン接種のスケジュールを組んで、国とも相談をして実行する。そうしたら今では大半終わっていませんか。沖縄本島のワクチン接種は。北部、南部からやるって言ったんでしょう。まだ実行もされていない。43日目ですよ、きょうは。これだけ時間が経過しても進んでいない、ありきたりの答弁。賛否がある、影響がある。わかり切っていることじゃないですかこんなことは。ワクチン接種を大至急やってくれというのは養豚農家でしょう。もう震え上がっているんですよ。豚が死ぬんですよ、亡くなるんですよ。養豚農家がピンチになるわけでしょう。そういうのをわかりながら、ワクチン接種を待っている。なぜ、玉城知事は決断できなかったんですか。知事がお答えください。

首里城火災の対策。

県の対策本部の設置は、全て焼失してから10月31日の午後２時半ですよ。先ほどからありましたように、消火、防災は那覇市に任せている。本来は管理責任ある県が、何とかしようという形で動いてやるのが県民の願いであり立場じゃないですか。これ、玉城知事が

韓国出張中でそういうふうに対応できなかったというそういうのも原因になってませんか。そうなると県の危機管理体制に大きな問題があるんじゃないですか。いかがですか。

県は11月５日の総務企画委員会での説明で、自衛隊に要請すると水圧による建物崩壊のおそれや火災の原因究明が難しくなるので、自衛隊の要請はしなかったと答えています。対策本部も設置していないのに、自衛隊出動の可否の判断は誰が行ったんですか、説明してください。建物崩壊のおそれがあって、自衛隊の要請をしなかった、この判断は誰が行ったんですか。説明してください。自衛隊が消火活動をすると、火災の原因究明が難しくなる、そう言ってますね。誰が何を根拠にそのような判断をしたんですか。では、火災の原因究明が難しくなるって、総務企画委員会で言っていましたけれども、今原因究明はどうなっていますか、されていますか。首里城が炎上しているときに、防火・防災、消火をする、それが先でしょう。原因究明のためにそういう対応ができないという、こういう理屈がありますか。どういうことですか。説明してくださいよ。管理責任はあるわけでしょう。当然何らかの対応すべきでしたよ。一生懸命やって、現在の結果であれば納得いきますよ。やろうと思えばやれたのに、対応してないわけでしょう。大変なことじゃないですか。

普天間・辺野古問題。

本気になって動けない理由は何ですか、知事。対案とか条件も含めて、解決策を持っていないからでしょう。だから、安倍総理大臣と直接交渉ができないんじゃないですか。いかがですか。

国は普天間飛行場の危険性の除去、基地の整理縮小の観点で取り組んでいます。一方玉城知事は、このことに正面から向き合わないといけませんよ。反対、民意だ、つくらせない、国の責任だ。どうやって解決しますか。打つ手がないんだったらないで対応の仕方があるんじゃないですか。同じ答弁だけ、新たな理由をつけて、反対。これじゃ県民納得しませんよ。玉城知事は、辺野古容認の辺野古の皆様、そして宜野湾市長の辺野古容認の立場を尊重しております。だから反対、一方ではつくらせる。このことが同時進行で今沖縄県で行われているんじゃないですか、いかがですか、尊重してるわけでしょう。玉城知事は全ての県民の尊厳を尊重する、誰ひとり取り残さないと言ってますよ。そのような玉城知事の考えのもとに、辺野古の皆さんが受け入れてもいいよ、宜野湾市の市長も辺野古でいいよという、そういうものがあるから今反対しながら一方ではつくらせているというそういうことになっていませんか。県が玉城知事が辺野古建設に２兆5500億でしたか試算は、公室長。県が辺野古建設に２兆5500億円との試算を公表し、県民に衝撃を与えました。ところが一方、国は9300億円としております。この9300億のうち、警備費が1700億、それを差し引くと7600億になります。そうなると、県の試算の３分の１で、建設できるということになるんじゃないですか。このことは県として評価しているんですか。このように県が２兆5500億円というものを発表して、県民もこんなにかかるのかと驚いていましたよね。今実際、これが３分の１ぐらいのもので済むとなると、県民にあれよりかなり安くなってるんだとそういう誤解を与えかねませんよ。ですから、この県の２兆5500億円の試算の公表、これも非常に問題があったわけでありますけれども、今実際に国が9300億円、そしてまたその中の警備費が1700億円、そういうことを考えていくと、県はこの建設費をさらに抑えていく協力体制をつくったほうがいいんじゃないかと思います。

(4)、北部の基幹病院構想です。

玉城知事は３区の衆議院議員のころから、この北部の医療提供体制の危機的な状況っていうのは知っていたはずです。３区の衆議院議員ですからね。この問題は仲井眞県政、翁長県政も含めて待ったなしの状況なんですよ。それを県の部長を中心に、北部市町村会で協議をしてまとまっていったら、合意を進めていったら、知事はまた慎重になっていく。先ほどもおっしゃられたように合意形成に努めていくんですか。もう合意形成できてますよ。このような県政運営がありますか。職員は頑張る、知事はそうじゃないという、何ですかこの組織は。県民から不信感が出てきますよ、対応どうしますか。

国との信頼回復です。

知事は、信頼はあると思ってるんでしょうけれども、沖縄県政、これまで保守・革新県政であれ、国との信頼は構築されておりましたよ。それは、国は沖縄県の立場を、県は国の立場を相互に理解をして、その立場の違いを踏まえてさまざまな問題解決に取り組んできた経緯があるわけですよ。歴史がありますね。今、保守でもない革新でもない、オール沖縄のその県政は、それができてないんじゃないですか。お互いの信頼があるというのは、相互の立場を理解し合ってこそ、信頼が出てくるのであって、一方的に国に反対や批判をする。こういうところと信頼があるわけないじゃないですか。ですから、我々は議会人としてもぜひ県と国

が相互に立場の違いを認め合いながら問題解決に協力をしていく、こういう姿勢をつくることが必要だろうと思っているわけです。

知事の見解を問います。

ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○照屋　守之君 政治姿勢の基地負担です。

２月12日の新聞報道見てびっくりしました。高知県へ米軍移転案があったという、本当にびっくりしましたね。さらにびっくりしたのは、玉城知事は衆議院議員時代の2016年に現地を視察しているんですね。高知新聞に対して、「普天間基地をここに移せ、なんて生臭い話じゃない」と答えているわけですね。

知事は今普天間を初め基地負担を全国にお願いしているわけでしょう。そうなると当然辺野古の対案をどうするかということを衆議院議員として探して、あっそこにしようとかというふうなお願いをする立場じゃありませんか。それはそうじゃないと、言い切るわけですよね。なぜ、知事は今全国にそういう負担を求めているのに具体的な部分があるのにそこに対してそれをやらないのか非常に不思議ですね。お答え願えますか。知事は県知事になってから高知県にお願いに行きましたか、伺います。

首里城の管理責任です。

これは、第三者委員会って言ってます。これは、管理責任があるというのを明確に言っているわけですから、第三者委員会もいいんですけれども、それは具体的なものも含めて、県もこういうことがあるだろうということを持って第三者委員会に当たらないと、県は当事者ですから。この管理責任を明確にするということが、これからの首里城の再建、非常に大きな影響を与えます。これはセットです。そのことも含めて非常に重要なことですから、ぜひお願いします。

ＭＩＣＥ施設。

県が財源確保できなかったのに、その責任は曖昧にして受注企業体に9000万を賠償するということです。県民は納得できますか。できるはずないじゃないですか。わかり切っていることですよ、２カ年にわたって放置したんですから。指摘しているにもかかわらず、２カ年にわたって放置をして、結局断念をして9000万払う。一般会計予算から払う。これは県民負担と同じですよ、こんなことが許されますか。それでまた新たな調査費をつけてやるという、前の調査はどうなったんですか。全部お金を無駄にして、なおかつこういうふうな賠償金も県予算、県民負担でさせようとする。とんでもない話ですよ。ぜひこれは、第三者委員会をつくって、原因、責任を明確にして対応してください。そうじゃなければ納得できませんよ。

万国津梁会議。

この会食問題ですね。（パネルを掲示） 2400万の公金問題。そもそもこの会議は、基本的には、これはこれまでの県のやり方、県のやり方、会議委託1000万、経費1400万で2400万ですけど、これまでのやり方は、会議委託は、これはないんですよ。県職員が運営してますね、県職員が。県費は1400万。だからこれ特別に1000万余分につくられているんですよ。沖縄振興審議会も各種の委員会も全部こういうふうな運営は、段取りは県職員がやってるわけですよ。そうじゃありませんか。だからこれ特別にこの会議だけ余分に人件費を含めて組んでいる。だから1000万余分だっていう話ですよ。これは積算にもあらわれますけれども、（パネルを掲示） 江上早大名誉教授もこの受託業務の内容は会議の運営支援、担当者の配置、特殊性はないって言ってるんですよね。そういうことも含めて、済みません、代表監査委員も説明してください。監査の内容ですね。執行部からの説明じゃないですよ。その中身を含めてぜひお願いします。

以上です。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時34分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 照屋議員の再質問にお答えいたします。

まず、首里城火災についての御質問ですが、先ほど公室長から答弁をさせていただきました。折しもそのとき私は韓国におりましたが、公室長とも電話でやりとりをしながら副知事とも連携をして、沖縄における対応をとっていただいておりました。10月31日午前４時、沖縄県危機管理指針に基づく情報収集体制を立ち上げて那覇市との連絡調整、支援体制の構築に努め、そして一番早い便の飛行機で韓国から戻りまして、首里城現場に直行いたしまして、その後、14時30分に首里城火災対策等本部会議を開催をし、その対応に当たったところであります。

それからワクチンの接種についてですが、これも農林水産部長から答弁をさせていただきました。ワクチ

ンの接種については、国等のＣＳＦ対策室長や、農林水産省のそのエキスパートの方々が来県をしておりましたので、さまざまな意見交換を行いながら、豚熱の発生が抑えられ、生産農家の安心を得られる反面、無秩序な実施は感染した豚の存在をわかりにくくし、感染拡大の防止や清浄性の確認に支障を来すおそれがあるということ、そして飼養衛生管理基準の徹底がワクチンを打つという時点において、おろそかになるのではないかなどさまざまなメリット・デメリットなどを挙げられておりました。そのために、生産者の対応等を皆さんで意思確認をする必要があるだろうということもありまして、１月22日沖縄県豚熱対策関係者会議を開催し、皆さんの意見を踏まえ、その日、ワクチン接種が望ましいという御意見に至りましたので、その結果を受け、ワクチン接種を決定いたしました。そして１月24日、江藤農林水産大臣へワクチン接種推奨地域設定などの要請を行ったという手順で丁寧なコンセンサスを経て、そのメリット・デメリットがある反面、どのように行うのかということの協議をした次第です。なお、この間、長嶺農林水産部長については、ワクチン接種の決定に至った場合には、そのワクチン接種に係る国に対して提出をするプログラムについても、事前に農林水産省から情報を得ておくようにというふうなことも話をさせていただいておりました。

それから北部基幹病院の件ですが、私は北部基幹病院の実現に向けては、せんだって、北部12市町村の行政と議会から要請を頂戴いたしました。ですから、地域住民などの十分なコンセンサスを得ること、そのためには医師不足を抜本的に解消し、不採算医療を確実に提供することが北部圏域における最大の課題だというふうに思っております。ですからそのためには、さらにさまざまな意見を聴取し、どのようにこの最大の課題に対してしっかりと供給することができるのか、提供することができるのか、その確定をしっかりとかためていく。しかし、安定的かつ効率的で地域完結型の公的な医療提供体制を構築するためには、それらのコンセンサスを迅速に得たいというふうに考えております。

それから、高知県での視察ですが、これは私がかつて、ＰＫＯ訓練センターをそこに設置するという情報を聞き、では現場に行ってどのような環境であるのかということについても、現場を見させていただこうということで伺った次第でありまして、そこに普天間を移すということを前提として伺ったものではなく、当時のＰＫＯ訓練センターとしての空港が建設される計画があったということについての現地でのお話を伺った次第であります。ですから、そのときには既にもう計画がなくなってしまった後に行った視察ですので、あらぬ誤解を招かぬよう、普天間を今すぐここに移してくださいという要請ではありませんということを付言してあったというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　まず、首里城火災に関しまして、災害対策本部の設置そして自衛隊の出動の判断につきましてお答えします。

夜間であること、知事が韓国出張中でしたので、その間、私が謝花副知事、そして知事と電話で連絡をとり合い、最終的に知事の了解を得て本部の設置を見送り、自衛隊の出動についても行わないと。ちなみに、自衛隊の出動につきましては、災害対策基本法に基づきまして市町村が出動要請をするということになっております。その際那覇市に確認したところ、自衛隊の出動要請については行わないという連絡を受けているところでございます。

その理由としましては、既に８消防本部が３次出動を行っており、応援要請も含めて、消防での対応が可能だというふうに判断をしているということになっております。

自衛隊法83条の規定に基づき、要請がなくてもできますが、私ども毎年の防災訓練あるいは緊急援助隊のブロック訓練、そして今検討を進めています消防防災ヘリなどで、防災ヘリの消火活動についてもどのような能力があって、どのような限界があるかについては、事前に自衛隊も含めていろいろと勉強会などもさせていただいております。ちなみに、自衛隊の消火活動については空中消火については日没までの活動であり、夜間消火活動は安全性を考慮し実施していないと、取水の際にも危険を伴うため行わないということでございます。ですから、私ども日常的にそのように入れているということでございます。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

○知事公室長（池田竹州君）　これは全て自衛隊に確認しているものでございます。自衛隊のものにつきましては、その当時火災旋風が発生していたということで恐らく100メートルぐらい炎が出ていると。そのような状況で空中消火というのは非常に困難であるというふうにも聞いております。そういった形で自衛隊の活動というのはその当時、那覇市からの要請がなく、県としても行わないという判断をしたものでございます。

続きまして、いわゆる空中消火を行う場合につきましては、県外で行われている事例ですと、その空中消火、バケット消火というのが一般的ですが、数トンの水が一気に降ってくるということで、地上で活動している消防隊員はその範囲から退避するということになっているというふうに聞いております。（発言する者あり）　そういった数トンの水が……

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

○知事公室長（池田竹州君）　落ちるということで、それによる建物等への被害も想定されるというふうに聞いております。

そのようなことで、影響も考慮して那覇市のほうは災害派遣を行わなかったということで、県もそのようにトータルでの判断をして、自衛隊の災害派遣については行わなかったものでございます。

あと普天間飛行場のほうの質問のうち、代替案を示さないと、あと本気度に関連しますが、まず代替案につきましては、まず県としましては政府に対して対話によって解決を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めているところでございます。なお、普天間飛行場につきましては、かねてより県外・国外移設を求めております。移設先につきましては、基本的に政府が考え、地元にしっかりと説明するべきであるというふうに考えております。

あと試算額です。２兆5500億円の試算につきましては、謝花副知事と杉田官房副長官が集中協議を行う際にあくまでも目安として試算したものでございます。これはそれまでずっと私ども総事業費あるいは工期がどの程度になるかを政府に対し、繰り返し説明を求めてきたところですが、一切その情報提供がなかったと。そのため当時沖縄防衛局がホームページなどで公表しております契約額、そして工事の進捗状況などを勘案して試算したものでございます。

先ほどの12月に発表された9300億円の政府の試算でございますが、私どもがいただいている当初の公有水面埋立承認願書では約2310億円とされており、その約４倍ということになるということになっております。この額がどういった形かにつきましては、まだ私ども直接その積算を見ておりませんので、具体的にはその判断はできませんが、少なくとも当初の約４倍にはなっているということは言えるかと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　首里城火災に係る責任の所在等についての再質問にお答えいたします。

出火原因につきましては、今後消防の発表も注視していきたいと考えております。火災の責任についてでございますが、県としては施設管理者としての責任を感じております。美ら島財団については、指定管理者としての責任があるというふうに考えてございます。今後、第三者委員会を設置して検証していきたいと思いますが、県、美ら島財団連携のもと対応していきたいというふうに考えております。

その検証でございますが、法的な視点、あと文化財保護に配慮した防災・防火対策、あとは公園利用者の利便性、安全性等の観点からしっかり検証していただきたく、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　照屋議員の再質問にお答えいたします。私のほうから２点お答えをさせていただきます。

まず１点目が大型ＭＩＣＥ施設についてでございます。

県としましては、沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業につきまして、沖縄振興特別推進交付金の交付決定により、契約の効力が発生する旨の条件を付して一般競争入札の公告をし落札者を決定していること。それから先ほど答弁させていただきましたけれども、交付決定に当たりまして、国が課題とする需要収支見込み及び周辺における環境整備の見込みについて合計35回の説明等を重ね、168件の国からの質問について全て回答するなど基本設計前の段階で可能な作業は全て行い、丁寧な説明を尽くしてきたというところで交付決定に向けての努力を尽くしてきたということから、落札決定が無効となったことについては、県の責めに帰すべき事由がないと考えておりまして、落札者の同意も得られているものでございます。

しかし、落札決定が無効となったことによって、落札者が沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業のために負担した費用が落札者の損失として発生することは認識をしておりまして、県としましては、落札者との協議や弁護士の助言も踏まえまして、落札決定の無効の確認によって発生する落札者の一連の損失のうち、一般競争入札の応募費用に当たる部分は落札者の負担とし、落札者決定後の準備費用に当たる部分は県が補塡するということによって、いわゆる双方の負担のつり合いのとれた状態に是正することが信義則や衡平の観点に基づき適切であると判断したところでございます。

また、新たに進めていく事業につきましては、過去に行ってきた調査結果及び過去の調査を踏まえて策定した事業計画を基礎にしながら、マリンタウンＭＩＣＥエリアの形成という新しい観点を加えまして、事業実現に向けた財源確保策の検討や、事業推計等の根拠資料の時点修正を行いつつ、事業計画を取りまとめたいと考えております。したがいまして、これまでの事業を生かした内容としたいというふうに考えております。

２点目が万国津梁会議に係る再質問でございます。

まず委託の前提といたしまして、県の当初予算の見積もり基準では、委託は高度または専門的な知識・技能を必要とし、県で直接実施することが困難な場合や、外部に委託することにより事業の効率化やコスト縮減が図られるなど合理的な理由がある場合となっているところでございます。

今回の万国津梁会議の支援業務につきましては、複数課で所管することが見込まれる万国津梁会議の運営等業務をパッケージとして外部に一括委託することで、会議の運営の円滑化、効率化を図るとして委託したものでございます。県内外で活躍する識見の高い有識者等の対応や日程調整、また幅広いテーマにおける海外の先進事例等の情報収集や会議に係る資料作成を行うとともに、幅広いテーマに対応する高い能力を有する担当者を複数配置することを求めておりまして、会議を効率・効果的に運営して事業目的を達成するために一括して業務を行ったものでございます。

また、万国津梁会議につきましては、必要に応じて新たなテーマに基づいて、適宜立ち上がるということから、テーマ所管課となる各課において業務が純増となるため、外部委託によりテーマ所管課の業務負担を軽減し、事業の効率化を図る必要がございます。また、新たな万国津梁会議を立ち上げる場合にはテーマ所管課で迅速に対応できる状況であることは担保されていないことから、外部委託することでその負担を軽減し、迅速に対応できる体制を担保しておく必要がございました。このため、これらの業務を一括して外部委託し、県との役割分担を適宜行い、会議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 代表監査委員。

〔代表監査委員　當間秀史君登壇〕

○代表監査委員（當間秀史君） 万国津梁会議設置等支援業務委託に係る住民監査請求に係る監査結果の内容についての御質問にお答えします。

現在、公表に向けて手続を進めているところであります。今月21日――あすですけれども――には監査請求者に通知を行いまして、その後に公表をすることとしております。

したがいまして、現段階で監査請求者に通知を行う前に答弁をすることは差し控えたいと思います。

以上です。

○照屋　守之君 議長、答弁漏れ。

自衛隊が消火活動すると火災の原因究明が難しくなると言ってます。それは誰が何を根拠に判断したのか、それを聞いてます。答えてないんじゃないですか。消火活動をすると原因究明が難しくなるというのは誰の判断で、その根拠は何か示してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） 自衛隊による消火活動については、例えば大型のＣＨ47などですと、バケットという下に大きなバケツのようなものをつけて行います。そこに約５トンぐらいの水が入るというふうに聞いております。通常の防災ヘリですと２トンぐらいです。通常の九州各県が保有している消防防災ヘリでもその２トンぐらいの水が一気に落ちてくるということで、火災の消火をする際には、消火活動をしている隊員は退避をするというふうに聞いております。その水の塊が落ちてくるという、ある程度の高さ、高空から落ちてくるということで、当然下にダメージを与えるというふうに私ども聞いております。そういった観点で原因究明に影響を与えるというふうな判断もあるものというふうに聞いております。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君） 答弁はしていますので、（発言する者あり）　一応答弁はしておりますから、これで了解を願います。（発言する者あり）　今答弁していますから。（発言する者あり）

それでは、誰が判断したかについて公室長から補足して答弁してもらいます。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 災害対策本部、そして自衛隊の派遣につきましては、知事、副知事と連絡をとりながら最終的に行わないというふうに知事の判断も得て行ったものでございます。

○議長（新里米吉君） 答弁は終わりました。

休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後１時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

まず、所見を述べますが、豚熱感染で被害を受けました養豚業者の皆様には、本当にお見舞いを申し上げたいと思います。ちょうどアグーがおきなわブランドとして定着し始めた時期の病気で、大変残念に思っております。初動体制のおくれ等が指摘されながらも、沖縄県としてぜひとも感染拡大防止、確実な対策をしていただきたいものだと思っております。

また、新型肺炎、県民の不安が大変募っております。もちろん、これは健康のことはさることながらも、やはり観光を含めた産業に対する影響、大変県民は不安に思っておりますから、県には切れ目のない迅速な対応を期待いたしたいと思っております。

それでは、通告に基づき質問をさせていただきます。

まず第１点に、米軍基地問題についてであります。

去る12月25日、防衛省は、名護市辺野古への普天間飛行場の代替施設建設について、代替施設の完成までの工期を当初の８年から約12年へと大幅な計画の見直し案を発表しております。

それに伴い、普天間飛行場の返還時期は2022年から2030年以降におくれることになります。

要因は、軟弱地盤改良工事が影響したことは間違いありませんが、翁長前知事から続く、移設作業への非協力が移設作業のおくれに影響したことは明らかであります。

これに対し玉城知事は、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながるのかと懸念を示し、国との対話を求めております。

この５年間、国との対立が県政の主要目的と化し、意図的なまでの非協力を続け、国の作業をおくらせることに専念した反面、本来の目的である普天間飛行場の返還については、何らの方策も見通しも示し得ない県政が、対話で何を国と話し合うというのか不可解であります。

知事は、国交大臣の、県がなした撤回処分を取り消した裁決は違法とし、また、裁判所の関与取消判決は誤りと断じており、県の主張を認めない国や裁判所の判断を違法と批判しております。

しかし、沖縄防衛局の一般サンゴの特別採捕許可申請を、とうに標準処理期間が経過しているのにもかかわらず、知事は放置しております。

国交省が知事の撤回処分を取り消す裁決を行ったことで、現在、法的には撤回処分の効力は失われているが、政治的な判断から許可を引き延ばしているのは、行政の公平性をゆがめており、違法そのものであります。

国に対しては、違法、民主主義を損なうなど痛烈に批判しながら、みずからは行政の公平性をゆがめている中で、国に対し対話を求めても何らの解決にもならないのであります。

このように知事は単なる思いつきで発言することが多く、連邦議会議員を沖縄に招聘するとの発言も結局、連邦議員が海外公式訪問として訪日した際に沖縄に来てほしいという程度のもので、まさに思いつき発言と言えるものであります。

全国の約７割もの米軍基地が集中し、県民の負担が過重そのものであり、全国で沖縄の負担を分かち合ってほしいと願う県民の代表である県知事には、沖縄の基地負担の軽減を図るという重大な使命があり、そのためには、慎重で深い思慮を持った発言、行動を望むものであります。

以上を述べて質問に入りますが、(1)、普天間飛行場の早期返還問題についてです。

ア、知事は、防衛省が辺野古移設工事の完了時期の見通しを示したことに対し、懸念を示し県との対話を求めているが、その際、対話の中で普天間飛行場の返還について、県として何らかの方針を示し得るのか。また、着々と進んでいる埋立工事を具体的にとめる方策はあるのか伺いたい。

イ、国は、軟弱地盤の埋め立てや沈下の問題に対し、設計・施工、維持管理の段階等で沈下対策を行うことで、安全性に問題はなく飛行場として運用可能と明言している。県の埋め立ては無理との根拠は何か伺いたい。

ウ、県は、関与取消訴訟を最高裁に上告したが、勝てる根拠として、国の裁決が違法であるなど、当該判決に誤りがあるとしている。国の決定や裁判所の判決が違法、誤りとする根拠、判例などがあるのか伺いたい。

エ、沖縄防衛局の一般サンゴの特別採捕申請と他事業との違いについて、県は、県と国との間に争いがあることを理由としているが、争いがあっても翁長前知事の際には適正に申請されているとして許可しております。玉城知事は、法令に基づき適正に申請されても許可しないのはなぜか伺いたい。

オ、沖縄防衛局の一般サンゴ特別採捕申請は、申請内容が特別採捕の許可要件を満たしていたか、いなかったか。また、沖縄防衛局に対し、不許可にした理由をどのように説明したか伺いたい。

カ、農水相から県に対し、サンゴの特別採捕の許可申請について、採捕を許可するよう是正の勧告があったようだが、いつ勧告があり、その間どのようなやりとりがあったのか。また、県の対応について伺いたい。

キ、国土交通省が知事の撤回処分を取り消す裁決をしたことで、実質上、撤回処分は法的に効力を失っているのではないか。そうであれば、法令に基づき適正になされた申請は許可するのが、法治国家における県知事の立場ではないか伺います。

ク、知事は、訪米の際に連邦議員の沖縄公式訪問を働きかけてきたとしているが、具体的な議員名と回数、反応等について伺いたい。

ケ、知事訪米に合わせ、米国連邦議会の議員や政府の元高官など、面談のアポイントメントを取りつけるなどの業務にこの５年間で約３億4000万円を随契で支払っている。金額に見合う成果があったとは思えないが、県の見解を伺いたい。

(2)、日米地位協定の見直しについてです。

ア、知事は、日米地位協定自体を改定せず、運用改善での対処に批判的であるが、知事の考える具体的な改定を日米両政府にどのように要求するか。具体的な方策について伺いたい。

イ、県は、全国知事会や渉外知事会等と連携し、地位協定の見直し要請を行っているが、独自で11項目28事項を要請している。県の要請事項を全国知事会等との共通要請事項にすべきではないか伺います。

ウ、知事は、辺野古移設問題でたびたび米国への要請行動を行っているが、日米地位協定の見直しを重要と考えるのであれば、全国知事会や渉外知事会等と連携し、米国へ直接要請を行うことが必要ではないか伺います。

２、沖縄振興策の推進についてです。

2020年度（令和２年度）沖縄振興予算が確定しましたが、県が求める満額確保はできず、特に一括交付金は大幅に減額されました。この結果について、知事を初め県全体でどのような総括・検証が行われたか、今後の国との関係において重要であります。

同時に、周辺から、振興予算や特別措置等の不要論が出ていることについて、今回の振興予算要求に影響しなかったのか、検証すべきであろうと考えます。

これまで我が会派の質問に対し、知事や関係部長は振興予算や特別措置及び高率補助制度の重要性を認めておりましたが、知事周辺の声に対し、何らの反論もせず、黙認しております。

沖縄振興には一括計上予算のほかもろもろの特別措置や高率補助があり、県及び市町村財政への影響ははかり知れないのであります。

沖縄振興予算は、他県における各省庁計上方式とは異なり、内閣府沖縄担当部局へ一括して国庫要請を行う一括計上方式であり、政府予算案が決定されると、県の予算編成に迅速に反映させることができるなど、他県にはない独自の仕組みとなっていることが大きな利点であります。

県においても、高率補助制度が復帰の1972年から2017年度までの46年間で、いかに県や市町村の事業実施に効果があったかその実績を示し、沖縄県における高率補助制度の必要性や重要性を数字で挙げております。

高率補助がなく全国並みの補助率であったら、現状の社会資本整備は不可能であったと思われます。

このように、沖縄振興予算や高率補助制度は県や市町村財政に大きく貢献しており、一括交付金と同様に欠かせないものとなっております。

県は、2021年度末に切れる21世紀ビジョン基本計画にかわる新たな沖縄振興計画策定の必要性について、沖縄振興特別措置法に基づく振興交付金など各種の特別措置は、沖縄が抱える特殊事情から生じる政策課題に対応するための制度であり、これらの政策課題が解消されるまで継続を必要としております。

復帰48年が経過した現在、一括交付金の大幅減額が続いている中、さらに10年の新たな振興計画の策定がなぜ必要であるのか、いかに国の理解を得るのかなど綿密な理論構成が求められております。

このような取り組みを進めている中、知事周辺から国を逆なでするような不要論が出ること自体が問題であります。

以上述べ、質問します。

(1)、令和２年度予算案についてです。

ア、令和２年度予算案編成に当たっての基本方針及び重点施策と、昨年度予算との違いについて伺います。

イ、自立型経済の構築に向けた県経済の底上げ、さらなる基盤整備が必要である。今予算案で、経済の自立に特化した新たな視点からの施策・事業を考えているか伺いたい。

ウ、沖縄振興予算は県の要求が認められず、一括交付金も減額となったが、不足する財源をどのように賄うのか伺います。

エ、一括交付金の大幅な減額で、市町村の事業執行

に支障は出ないか。また､配分について変更はあるか、市町村の要望どおりとなるか伺います。

(2)、次期沖縄振興計画策定についてです。

ア、県は、2021年度末で切れる21世紀ビジョン基本計画にかわる新たな振興計画の策定に向け策定作業に入っていますが、一括交付金は減額が続き、辺野古移設問題などで国と対立したままで、さらなる10年間の延長は可能と考えているのか伺います。

イ、県は、将来目標として自立経済の構築を目指しています。復帰50年が近い中、次期沖縄振興計画では明確な達成時期を示す必要はないか伺います。

ウ、次期振計の骨子には持続可能な観光を盛り込むとしているが、本県観光は海が目玉であり、環境保全の観点から独自の海岸線利用制限が必要であるが、土地所有権の関係から保全措置は可能であるか伺いたい。

エ、沖縄振興特別措置法に基づく振興交付金など各種の特別措置は、沖縄が抱える特殊事情から生ずる政策課題に対応するための制度であり、これらの政策課題が解消されるまで継続を必要としている。復帰後48年が経過した現在、沖縄が抱える特殊事情とは何か、基地問題以外に何があるのか伺います。

オ、次期沖縄振興計画の理念を実現する上で、沖縄振興予算の満額確保と一括交付金の増額が不可欠であるが、現状の国との関係からどのように理解を求めていくか伺います。

カ、県振興審議会は、21世紀ビジョン基本計画等総点検の結果を答申した。答申の内容と次期振計を策定する上で特に必要とされる制度など、この10年の振興計画で残された課題、問題点について伺いたい。

キ、総点検の中で、沖縄振興予算を含めた公共資金が県外企業に流出していると、県内企業の受注拡大で県内循環を加速させるとしている。県外流出をどのように調査したか。なぜ、県外に流出させているのか伺います。

ク、令和２年度の税制改正大綱で、沖縄振興５税制の２年延長が認められたが、県経済の持続的発展を図る上で、従来の５年延長が望ましい。なぜ５年延長に戻せないか、なぜ県は５年延長を求めないのか、理由を伺いたい。

ケ、自立型経済の構築に向けさまざまな施策を展開しているが、県民所得の向上はいまだ十分でなく、自立型経済の構築は道半ばとしている。次期振興計画策定に向け、県振興審議会ではどのような議論がなされたか伺いたい。

３番目、海洋資源の開発と科学技術の振興についてです。

沖縄近海は、海底資源が豊富に存在しており、海底熱水鉱床からはマグマなどで熱せられた海水が海底に噴出し、冷却される過程で銅、鉛、亜鉛、金、銀などの金属が沈殿して造成されていると言われております。まさに海底資源の宝庫であります。

しかも、沖縄近海では今後もさらなる資源が見つかる可能性が指摘されており、このため、県では、本県における次世代のリーディング産業として、海洋資源調査・開発の支援拠点として位置づけ、海洋産業の創出に取り組みを進めております。

県の目指す産業化にはまだまだ時間を要するようでありますが、県経済の自立を目指す上で、観光だけに依存するには無理があり、新たなリーディング産業の創出が不可欠であります。

以上の観点から質問をします。

(1)、沖縄近海は海底資源の宝庫と言われ、海底熱水鉱床の調査が実施されているが、現在どこでどのような調査、採掘が行われているか。また、県はどのようなかかわりを持っているのか伺いたい。

(2)、県内における風力発電や太陽光発電、水溶性天然ガス等の再生エネルギーの普及に向け取り組みが進んでいるが、県の目標とするエネルギー自給率の達成状況と課題等について伺います。

(3)、沖縄科学技術大学院大学は、県内企業や他大学などとの共同研究や県の委託による研究開発を進めているが、取り組みの現状と実用化の可能性について伺います。

４、離島・過疎地域の振興についてです。

本県は我が国唯一の島嶼県でありますが、東西約1000キロメートル、南北約400キロメートルに及ぶ広大な海域を有し、その分布する海域の範囲はおおよそ本州の３分の２に匹敵し、我が国の領海維持に大きく貢献しております。

その一方で、本県は離島県で多くの小規模離島や山間部に過疎地域が存在していることから、若者の流出や高齢化の進展、財政難から公共施設の老朽化、医師不足など、さまざまな問題を抱えているのが離島・過疎地域における最大の課題で問題点であります。

このような離島・過疎地域が抱える生活コストの高さや格差の是正を図り地域不利性を解消することが、住みよく魅力ある地域づくりにつながると考えるのであります。

そこで伺います。

(1)、2021年３月で切れる過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）については、関係市町村からさらなる

延長要請があるが、県の取り組み状況と国の反応について伺います。

(2)、過疎法に基づき18市町村が過疎地域に指定されているが、今後とも指定が維持されるか、指定から外される自治体もあるのか、県の認識を伺います。

(3)、県過疎地域自立促進計画及び方針に基づき、さまざまな施策・振興策が実施されたが、成果目標の達成状況と残された課題・問題点について、また、計画の継続について伺いたい。

(4)、県は、離島・過疎地域における施策の転換により、航路・航空路の運賃低減化を図るなど、成果目標の約７割の指標が基準値を改善しているとしているが、令和４年度までに残された課題解決にどのように取り組んでいくか伺いたい。

(5)、小規模離島が多い本県において、離島の地理的特性から離島苦が生まれると言われ、雇用機会の少なさや産業振興のおくれなど、人口減少につながっています。それぞれの自治体や地域での取り組み及び県の支援体制について伺いたい。

(6)、離島振興を図る上で、それぞれの住民の移動や生活にかかる負担の低減が重要であり、交通基盤の整備を図る必要がある。本島と離島及び島々をつなぐ交通手段の確保や整備をどのように図っていくか伺います。

(7)、海洋漂着ごみ対策の現状と深刻化する海洋プラスチックごみへの対策について、取り組みの現状と課題について伺いたい。

(8)、農林水産物不利性解消事業、離島日用消費財のコスト低減化事業など、移動、物流コスト低減化は重要であり、それらの支援事業が新振興計画で法制化はできないか伺います。

(9)、５万人の住民のいる離島で、旅客船の就航がない宮古・八重山地域は全国的にもまれであります。住民生活の多様化、観光入客のニーズの多様化に対応した旅客船の航行は必要と考えるが、見解を伺います。

５、県内社会資本の整備についてであります。

21世紀ビジョン基本計画が残り２年となる中、県経済のさらなる発展・振興を図るため、空港・港湾の整備を進めると同時に、幹線道路網の整備など陸上交通網の整備が求められております。

また、本県は公共工事における県内建設業者の受注拡大や受注機会の確保、そして米軍発注工事への参入促進を求めており、そのための技術や語学に詳しい人材の育成・確保は不可欠であります。

そこで伺います。

(1)、那覇港、中城湾港及び本部港等の機能強化を図る上でそれぞれの役割をどのように分散しているか。港湾総合物流の中核機能の位置づけについて伺います。

(2)、本島の南北軸と東西軸を結ぶハシゴ道路ネットワークの構築に向け、那覇空港自動車道及び沖縄西海岸道路の整備や南部東道路の整備の進捗状況について伺います。

(3)、災害に強い県土づくりのため、道路施設や海岸堤防等の老朽化への対応や支援策について、現状と取り組みにおける課題等を伺います。

(4)、大雨など自然災害に対応した治水・浸水対策の取り組みと市街地の雨水浸水対策、下水道施設の耐震化について進捗状況を伺います。

(5)、県は、県道24号線バイパスの整備に係る基地内の立入調査ができず、業務委託契約を終了したようだが、これまでの経緯と今後整備計画変更を考えているのか伺います。

(6)、全国的に道の駅の整備がふえている。地域経済への貢献や防災、子育て支援など地域の拠点として定着しているが、本県における整備状況と今後の方向について伺いたい。

(7)、公共工事における県内建設業者の受注拡大や、受注機会の確保及び米軍発注工事への参入促進について伺いたいと思います。

明快な答弁を期待しております。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　座喜味一幸議員の御質問にお答えいたします。

米軍基地問題についての御質問の中の１の(2)のア、日米地位協定改定に向けた方策についてお答えいたします。

沖縄県においては、平成29年９月に日米両政府へ日米地位協定の見直しを要請しており、当該要請では、関係条文ごとに県の考え方や見直すべき内容を整理しています。また、日米地位協定の問題点をさらに明確化し、同協定の見直しの必要性に対する理解を全国に広げることを目的として、他国の地位協定調査を行っております。今後は、調査結果を全国知事会や渉外知事会等とも共有し、全国知事会における基地負担に関する新たな提言について働きかけを行うとともに、各政党や日弁連等、さまざまな団体と連携を深め、日米地位協定の改定実現に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、沖縄振興策の推進についての御質問の中の２

の(1)のイ、自立型経済構築に向けた新たな施策・事業についてお答えいたします。

自立型経済の構築に向けては、アジアの中心に位置する地理的優位性と、沖縄が誇るソフトパワーなどの強みを生かし、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画に基づく施策の推進等により、アジアのダイナミズムを取り込み、県経済の発展及び県民所得の向上を図ってまいります。新たな施策としては、細胞培養加工施設の整備、企業の稼ぐ力を強化し、経済の波及効果を地方、離島、中小零細企業等にも浸透させるため、小規模事業者等の労働生産性向上や産業横断的・効果的なマーケティング戦略の構築などについて取り組むこととしております。また、那覇空港第２滑走路を最大限活用した取り組み、那覇港の第２クルーズバースの早期整備、南部東道路の整備、沖縄都市モノレールの輸送力増強に向けた取り組みを行うこととしており、自立型経済の構築に向けた社会資本の整備にも取り組むこととしております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の４の(5)、離島振興の取り組みと県の支援についてお答えいたします。

沖縄県においては、一部離島を除き、若年者の流出や少子高齢化等により人口減少が続き、地域活力の低下が懸念される状況にあります。このため、離島市町村等においては、基幹産業である農水畜産業や観光産業などの振興に取り組んでおり、県においても農地や漁港等、産業を支える基盤の整備を行うとともに、観光産業に資する体験プログラムの造成や民泊の推進、特産品開発のためのマーケティング支援等を行っているところであります。また、今後、農林水産、観光、商工分野による連携した体制を構築するとともに、産業横断的なマーケティング力を強化するなど付加価値の高い産業を育成し、離島の稼ぐ力を高めてまいります。

私は、離島・島嶼地域の振興が沖縄の持続的発展につながっていくと考えております。引き続き沖縄21世紀ビジョン離島振興計画に基づき、若者などの雇用の場が確保され、地域経済が活性化されるよう離島の振興に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、米軍基地問題についての(1)のア、普天間飛行場返還に係る方針と埋立工事をとめる方策についてお答えします。

普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であり、県はこれまで普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会において、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や同飛行場所属機の長期ローテーション配備など、具体的な取り組みを政府に対し求めてきたところです。また、辺野古新基地建設問題については、提供手続の完了までに要する期間が約12年、総工費が当初計画額の約４倍に相当する約9300億円に達することが公表され、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないことが明確になりました。今後も政府に対し、辺野古移設にかかわりなく、同飛行場の県外・国外への移設、早期閉鎖・返還及び速やかな運用停止を含む危険性の除去を強く求めてまいります。

次に１の(1)のウ、関与取消訴訟の上告受理申し立て理由についてお答えいたします。

県は、関与取消訴訟に係る上告受理申し立て理由書において、第１に、平成31年４月５日付の国土交通大臣の裁決について、沖縄防衛局が私人に成り済まし、国民の権利利益を救済するための行政不服審査制度は用いることができず、そのような審査請求に基づいてなされた裁決は違法・無効であることを主張しております。第２に、国土交通大臣は、沖縄防衛局長による審査請求における審査庁ではないため、裁決もまた違法であることの２点について高裁判決に重要な法令の解釈の誤りがあること等を主張しているところです。

次に１の(1)のキ、国土交通大臣の裁決に対する認識と申請への対応についてお答えします。

県としては、沖縄防衛局長の審査請求は違法であり、国土交通大臣の裁決も違法・無効であると考えていることから、当該裁決の取り消しを求め、関与取消訴訟及び抗告訴訟を提起し、県の主張が認められるよう全力を尽くしているところです。公有水面埋立承認を前提とする沖縄防衛局長からの各種申請等につきましては、県の埋立承認取消処分を取り消した裁決について係争中であることから、司法の最終判断を受けて対応することとしております。

次に１の(1)のク、米国連邦議会議員の沖縄招聘についてお答えします。

米国連邦議員の沖縄訪問については、議員の海外公式訪問の一環として実施される訪日出張の行程に沖縄を盛り込んでいただくよう、これまでのワシントン駐在員活動等において働きかけを行っております。昨年10月の知事訪米の際にも働きかけを行いましたが、議員名や回数等については、相手方の意向もあるため、回答を差し控えさせていただきます。

次に１の(1)のケ、知事訪米等の業務についてお答えします。

議員御指摘の契約につきましては、知事訪米のアポイントに加え、ワシントン駐在事務所の家賃等運営に係る経費、米国での駐在の活動支援に係る経費が含まれております。ワシントン駐在については、連邦議員補佐官等との面談や公聴会へ出席するほか、米国内の情報を本庁へ報告しております。また、駐在の働きかけの結果、連邦議会調査局の報告書におきまして、沖縄の米軍専用施設・区域の割合、普天間飛行場をめぐる状況について正確な記載がなされております。さらに、昨年10月の知事訪米においても、10人の連邦議員等との面談調整や、講演会のコーディネートを行うなど、沖縄の過重な基地負担の軽減に向けて重要な役割を担っております。

次に１(2)のイ、全国知事会等の日米地位協定に係る要請事項についてお答えいたします。

沖縄県を含めた15都道府県の知事で構成されている渉外知事会では、重点要望として19項目の日米地位協定の改定等を含む要請を、令和元年７月に行ったところであります。渉外知事会の要望書は、各構成団体の意見を踏まえ取りまとめられており、平成29年に行った沖縄県の要請とおおむね同様のものと考えております。また、全国知事会で取りまとめられた米軍基地負担に関する提言では、包括的な日米地位協定の抜本的見直しを求めております。

県としましては、引き続き全国知事会や渉外知事会等と連携を図り、同協定の抜本的な見直しにつなげてまいりたいと考えております。

次に１(2)のウ、全国知事会等と連携した米国での地位協定見直し要請についてお答えします。

県においては、平成29年９月に日米両政府へ日米地位協定の見直しに関する要請を行っております。また、昨年10月に知事が訪米した際に、スタンフォード大学での講演会や有識者との面談等で地位協定の問題点について話しております。加えて、渉外知事会や全国知事会では、日米地位協定の抜本的見直しを含む提言・要請について、在日米大使館において提言内容等を説明し、意見交換を行っております。

県としましては､今後とも全国知事会等とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、米軍基地問題についての御質問のうち(1)のイ、軟弱地盤に係る設計についてお答えいたします。

沖縄防衛局が普天間飛行場代替施設建設事業の実施に当たり、護岸や埋立地等の設計・施工・維持管理を合理的なものとするため、大学教授等を構成員とする普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会を設置し、検討を行っていることは承知しております。一方、普天間飛行場代替施設建設事業における軟弱地盤の改良工事に係る設計については、沖縄防衛局から具体的な内容について説明を受けておらず、また、設計変更承認申請が提出されていないことから、現時点においては、軟弱地盤に係る設計についてお答えすることは困難でありますが、情報の収集に努めていきたいと考えております。

次に２、沖縄振興策の推進についての御質問のうち(2)のウ、独自の海岸線利用制限についてお答えいたします。

県においては、公衆の自由な海浜利用を確保するため、海浜を自由に使用するための条例を平成３年４月から施行しております。同条例においては、海浜及びその周辺地域において事業を営む事業者に対し、公衆が海浜へ自由に立ち入ることができるよう配慮しなければならないと規定しております。

県としては、今後も海浜及びその周辺地域の秩序ある土地利用が図られるよう関係機関と連携し、必要な措置を行っていきたいと考えております。

次に５、県内社会資本の整備についての御質問のうち(1)、那覇港、中城湾港及び本部港の港湾物流の役割についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画において、那覇港は、国際流通港湾として位置づけ、臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成を図ることとしております。また、中城湾港新港地区は、産業支援港湾として位置づけ、沖縄本島東海岸地域の活性化を図ることとしております。本部港については、北部圏域の拠点として位置づけ、北部地域の生活を支える港湾としての整備を推進することとしております。今後とも県土の均衡ある発展に資するため、各港湾の適切な機能分担を図りつつ､港湾機能の強化に取り組んでまいります。

次に５の(2)、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、南部東道路の進捗状況についてお答えいたします。

ハシゴ道路ネットワークの南北軸については、国において整備が進められており、那覇空港自動車道の小禄道路を含む沖縄西海岸道路は、事業化区間が７地区10区間で、延長は約37キロメートル、73％の事業化率となっております。県で整備を進めている東西軸の

南部東道路については、令和元年度末の進捗率が約29％であり、令和８年度の暫定供用を目指し整備を推進しております。

次に５の(3)、道路施設や海岸堤防の老朽化への対応等についてお答えいたします。

道路施設については、長寿命化修繕計画を策定し、計画的な点検や補修・耐震補強等の対策を実施しております。また、海岸堤防については、長寿命化計画に基づく予防保全型の維持・管理及び海岸老朽化対策事業による施設の改修を実施しております。老朽化への取り組みに際しては、財政負担の軽減と平準化を図っているところであります。

次に５の(4)、治水・浸水対策、下水道施設の耐震化等についてお答えいたします。

県では、現在、大雨など自然災害に対する取り組みとして、浸水被害の軽減を図るため、19河川において、河道拡幅等の河川改修事業に取り組んでいるところであります。市街地の浸水対策については、市町村が下水道事業として管渠や調整池などの整備を行っており、平成30年度末時点の進捗状況は、約59％となっております。また、県内の下水道施設のうち、重要な幹線等の耐震化率は約47％となっております。

県としては、引き続き浸水対策や下水道施設の耐震化を進め、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に５の(5)、県道24号線バイパス整備についてお答えいたします。

県道24号線バイパスは、北谷町桑江から沖縄市山里までの延長3140メートル、幅員32メートルの都市計画道路であります。当該道路については、当時の那覇防衛施設局から計画には基本的に異存ない旨の回答を得るとともに、住民説明会、計画案の公告縦覧、沖縄県都市計画審議会の答申を経て、平成14年に都市計画決定を行っております。

県としては、現計画のとおり事業を行いたいと考えており、引き続き沖縄防衛局を通して米軍と調整を進め、早期に立入調査が実施できるよう取り組んでまいります。

次に５の(6)、道の駅の整備状況と今後の方向性についてお答えいたします。

県内には８カ所の道の駅があり、直轄国道に接する道の駅は、道の駅許田など７カ所、県管理道路に接する道の駅は、道の駅かでなとなっております。また、今年度、東村において、県道国頭東線沿いのサンライズひがしを国土交通省に登録申請しているところであります。道の駅の整備は、市町村または市町村にかわり得る公的団体が主体となっていることから、市町村等からの道の駅登録等に協力していきたいと考えております。

次に５の(7)、県内建設業者の受注機会の拡大についてお答えいたします。

県が発注する公共工事については、可能な限り分離･分割するなど地元企業の受注機会の確保に努めております。また、県では、国の関係機関に対して県内建設業者への受注機会の拡大等を要請しており、これまで分離・分割発注、入札参加資格要件の緩和及び総合評価方式における評価項目の見直しが行われております。米軍発注工事に関しても、毎年、関係機関に対し、県内建設業者の受注機会の拡大を図るため、可能な限りの分離・分割発注とボンド率の軽減を要請しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　１、米軍基地問題についての御質問の中の(1)のエ、サンゴの特別採捕許可申請についてお答えします。

沖縄防衛局から平成30年に申請のあったオキナワハマサンゴ９群体の特別採捕許可申請については、同年７月13日付で許可したところですが、許可した時点では、前提となる公有水面埋立承認を取り消す前であり、埋立承認の効力について県と国の間で争いはありませんでした。しかし、現在、申請のある２件の小型サンゴ類の特別採捕許可申請については、公有水面埋立承認取り消しの効力について県と国との間で見解を異にし、関与取消訴訟で係争中であることから、その間、処分を見合わせることとしております。

次に１の(1)のオ、過去の申請を不許可とした理由についてお答えいたします。

沖縄防衛局からの小型サンゴ類及び大型サンゴ類の特別採捕許可申請について、平成30年９月３日及び平成31年１月16日付で、許可要件を満たしていなかったことから不許可処分にしています。不許可の理由については、公有水面埋立承認が取り消されたことにより、当該承認に基づく環境保全措置を実施する事由もまた消滅しており、許可申請の必要性が認められないこととしており、文書で示しています。

次に１の(1)のカ、農林水産大臣の勧告についてお答えします。

沖縄防衛局からのサンゴ類の特別採捕許可申請に関して、昨年11月14日に農林水産大臣から資料の提出要求があり、県は、必要と認められる資料を提出する

とともに、県の立場について説明してまいりました。しかしながら、本年１月31日付で申請どおりの内容で２月10日までに許可処分をするよう勧告がありました。

県としましては、勧告にあるような漁業法及び水産資源保護法の規定に違反する対応はしていないと考えていることから、農林水産大臣が勧告で求めた本年２月10日までに許可処分を行う考えはないと回答したところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、沖縄振興策の推進についての御質問の中の(1)のア、令和２年度当初予算案編成の基本方針等についてお答えします。

令和２年度は、残り期間が２年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の集大成に向け、全力で取り組む年となります。そのため、令和２年度重点テーマを踏まえ、新時代沖縄の到来に向けアジアのダイナミズムを取り込み、経済全体を活性化させるとともに、沖縄らしい優しい社会を構築し、誇りある豊かさを実現するため、各種施策の展開の加速などに必要な予算案を編成したところであります。その中でも、沖縄らしい優しい社会の構築については、高校生のバス通学支援、待機児童の解消に向けた市町村への支援の強化、女性や子供たちを取り巻く国際的な諸問題の解決に向けた相談・支援体制の強化など、誰一人取り残さない社会づくりを目指し、新たな取り組み、昨年度に比べ拡充した取り組みを盛り込んでおります。また、ことし戦後75年を迎えることから、平和を希求する沖縄の心の発信・継承の取り組みの強化や首里城の一日も早い復旧・復興に向けた取り組みについても予算案に計上したところであります。

次に(1)のウ、一括交付金の減額についてお答えします。

令和２年度の沖縄振興予算は、前年度と同額の3010億円が計上されましたが、一括交付金については、約79億円減の1014億円となっております。令和２年度の予算編成に当たっては、市町村事業に配慮しつつ、県事業については、各事業の執行状況等の精査や必要に応じた事業内容の見直しを行ったほか、費用対効果の高い取り組みや事業効果が早期に発現する取り組みへの重点化などを行ったところであります。

県としましては、限られた財源を効果的かつ効率的に活用しながら、可能な限り県民生活への影響が小さくなるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、沖縄振興策の推進についての(1)のエ、沖縄振興特別推進交付金の配分等についてお答えいたします。

令和２年度の沖縄振興特別推進交付金は、前年度より39億円の大幅な減額となりましたが、沖縄県としては、これまでの配分方法を踏まえるとともに、県分から市町村分へ前年度より５億円増額した調整額34億円を措置することで、県分については前年度より29億円減額の292億円、市町村分については前年度より10億円減額の230億円とする配分案といたしました。この配分案につきましては、知事と市町村長で構成される沖縄振興会議において承認、決定されたところです。

県としましては、事業計画の前倒しの促進や過不足調査による予算の再配分など、機動的な事業執行に努め、事業への影響が最小限となるよう市町村を支援してまいりたいと考えております。

同じく２の(2)のア、一括交付金等の延長についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法に基づく一括交付金など各種の特別措置は、沖縄が抱える特殊事情から生じる政策課題に対応するとともに、東アジアの中心に位置する地理的特性などの優位性と潜在力を生かし日本経済再生の牽引役としての役割を担う上で継続される必要があるものと考えております。県では沖縄振興のための各種施策や特別措置等について総点検作業を行うとともに、国の点検作業とも連携を図っているところであります。次年度以降、これらの検証結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、新たな振興のあり方などを総合的に検討しながら、市町村と連携し国との調整等を進めてまいりたいと考えております。

同じく２の(2)のイ、自立型経済の構築についてお答えいたします。

沖縄県が目指す自立型経済とは、移輸出型産業で県外及び海外から獲得した資本が域内に投下され、域内産業を活性化させることにより、雇用の創出、所得・税収の増加が図られ、地域経済全体が安定的に発展する好循環の状態を実現することであると考えております。このため、成長著しいアジアの活力を取り込むとともに、本県の持つソフトパワーを生かし、世界水準の観光・リゾート地の形成や情報通信関連産業の高度化・多様化、国際物流拠点の形成等に取り組んでおります。目標の達成時期を明確に示すことは困難であり

ますが、不断の取り組みにより、自立型経済の構築を目指してまいります。

同じく２の(2)のエ、沖縄の抱える特殊事情についてお答えいたします。

沖縄振興の根拠法である沖縄振興特別措置法の立法目的について、国は、沖縄の４つの特殊事情に鑑み総合的かつ計画的に講ずるものであると説明しております。この４つの特殊事情には、我が国における米軍専用施設・区域が集中していること等の社会的事情のほか、戦後四半世紀余りにわたり我が国の施政権の外にあったこと等の歴史的事情、広大な海域に多数の離島が散在し本土から遠隔にあること等の地理的事情、我が国でもまれな亜熱帯・海洋性気候にあること等の自然的事情があるとされております。

同じく２の(2)のオ、沖縄振興予算等の確保についてお答えいたします。

これまで、県と市町村では、沖縄振興予算を活用してあらゆる分野における社会資本の整備を進めてまいりました。また、平成24年度からは一括交付金を活用して、地域の抱える課題や沖縄の特殊事情に起因する諸課題に対応するためのさまざまな施策を実施しております。しかしながら、いまだ格差が残る分野もあり、離島の条件不利性、米軍基地問題などの沖縄の特殊事情から派生する固有課題や子供の貧困の問題、雇用の質の改善などの重要性を増した課題もあります。

県としましては、引き続きこれらの課題の解決に向けて取り組むこととしており、関係各位の御理解と御支援を賜りながら、市町村と一体となって必要な予算の確保を国へ求めてまいりたいと考えております。

同じく２の(2)のカ、県振興審議会の答申内容と必要とされる制度等についてお答えいたします。

沖縄県振興審議会の答申においては、総点検報告書（素案）に対する修正意見1809件、児童虐待の防止など重要性を増した課題71件、豚熱等の家畜伝染病への対応など新たに生じた課題39件、自由意見254件が出されております。また、１月27日に行われた答申の手交において西田審議会会長からこれまでの沖縄振興施策の推進により、多様な分野において多くの成果が認められ、これらの成果には、高率補助制度や一括交付金制度、沖縄振興税制などが有効に寄与し、引き続きこれらの制度を活用して沖縄振興を強力に推進する必要性を感じている旨の総括的な御発言をいただいたところであります。

同じく２の(2)のキ、経済循環に係る調査についてお答えいたします。

沖縄県では、県内企業の受注機会の確保に取り組んでおり、県発注工事の県内企業受注率は約９割となっております。一方で、国発注工事においては、県外企業への発注額が多いということは承知をしております。本県は、農林水産業や製造業といった生産部門の割合が低いため、個人消費や企業活動に必要な物資の多くを県外からの移入に頼らざるを得ず、結果として所得の一部が県外に流出しているものと認識しております。このため、今年度、産業連関表等の統計データをもとに、県経済の循環構造を定量的に分析するとともに県内企業からのヒアリング等を実施しており、県外への所得流出の現状や課題について調査しているところであります。

同じく２の(2)のク、令和２年度税制改正における２年間の延長要望についてお答えいたします。

沖縄関係税制は、制度の根拠となる沖縄振興特別措置法の終期が迫っていることから、その適用範囲内となる２年間の延長を要望いたしました。揮発油税の軽減措置については、復帰特別措置法が根拠となっており、法律自体に期限の定めはございません。しかし、令和４年度以降のあり方については、沖縄振興の検証結果や新沖縄発展戦略等を踏まえた新たな沖縄振興計画と整合を図る必要があることから、沖縄振興特別措置法を根拠とする他の沖縄関係税制と同様に、２年間の延長を要望いたしました。

同じく２の(2)のケ、自立型経済の構築に係る審議についてお答えいたします。

昨年７月16日に知事から、沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検報告書（素案）について諮問した後、沖縄県振興審議会においては、９つの部会をそれぞれ５回開催するなど延べ49回の会議を行い、138名の委員による審議をしていただいたところであります。自立型経済の構築に向けては、県内企業への受注拡大に向けた取り組み、労働生産性の向上に向けた取り組み、大学発ベンチャー等起業環境の充実強化などの意見が出されたところであります。

次に３、海洋資源の開発と科学技術の振興についての(3)、沖縄科学技術大学院大学における共同研究の現状と実用化の可能性についてお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学（ＯＩＳＴ）では、生物学、海洋科学、遺伝学等、幅広い分野で研究の実用化を図る産学官連携活動を推進しております。これらの中には、モズクの養殖技術開発やサンゴ礁の再生等を目指す研究があり、県の試験研究機関や恩納村漁業協同組合と連携するなど、県内外の大学や企業とも積極的に共同研究を進めております。また、県内企業との共同研究の成果を生かし、ＯＩＳＴ発のベンチャー企業が

誕生するなど、研究成果の実用化に向けた取り組みも着実に進んでいるものと承知しております。

次に４、離島・過疎地域の振興についての(1)及び(2)、過疎法に係る県の取り組み状況等と指定継続に対する県の認識について。４の(1)と４の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

過疎地域自立促進特別措置法では、過疎対策事業債、国庫補助事業のかさ上げ及び県代行事業などが規定されており、財政上極めて有利な制度となっております。本県過疎市町村は、他県に比べても財政基盤が脆弱なところが多く、県としては引き続き新たな過疎法による支援が必要と考えております。現在、国においては、新たな過疎法の制定に向け、さまざまな検討を行っているところでありますが、新たな過疎地域の指定の要件等については、今後示されることとなっております。県では、新たな過疎法の制定と、現行の過疎地域が引き続き指定されるよう、全国過疎地域自立促進連盟とも連携し、去る11月に国等関係機関への要請を行ったところであります。

県としましては、今後とも全国過疎地域自立促進連盟及び県内過疎市町村と連携し、現行の過疎地域が継続して指定されるよう、働きかけてまいります。

同じく４の(3)、県過疎方針、過疎計画に基づく成果・課題及び計画の継続についてお答えいたします。

県では、これまで過疎地域の振興を図るため、沖縄県過疎地域自立促進方針及び同計画に基づき、諸施策を実施してまいりました。これにより過疎地域における道路、港湾等の社会インフラや情報通信基盤などの整備、教育、医療、福祉などの質の向上が図られたものと考えております。一方、多くの過疎地域が小規模な離島や本島北部の山間地にあるため、雇用の受け皿となる産業振興のおくれや若年層の流出、高齢化の進行による地域活力の低下などの課題が残されております。このため県としましては、新たな過疎法の内容が明らかになり次第、速やかに次期計画の策定に着手し、今後とも過疎地域の振興に取り組んでまいります。

同じく４の(4)、離島地域における残された課題解決についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン離島振興計画に基づく平成30年度の取り組みについてＰＤＣＡを実施し、検証を行いました。その結果、成果指標の達成状況については、96指標のうち、75指標、78.1％が前進しております。一方、後退が13指標、13.5％、横ばいが８指標、8.3％となっております。

県としましては、今回の検証結果を踏まえ、農林畜産業の後継者不足や、離島観光における満足度の向上など、残された課題に引き続き取り組み、離島の振興・発展につなげていきたいと考えております。

同じく４の(6)、離島の交通手段の確保や整備についてお答えいたします。

県では、離島の定住条件の整備を図るため、国及び関係市町村と協調して赤字の航路及び航空路線に対して運航費補助を行い、その確保に努めております。また、老朽化した船舶、航空機の更新に要する費用についても補助を行っており、大型化による就航率の改善や積載量の増加、バリアフリー化による利便性の向上等が図られております。このほか、離島住民の交通コストの負担を軽減するため、船賃及び航空運賃を低減する事業を実施しているところです。

県としましては、これらの取り組みを継続して実施することが重要と考えており、沖縄21世紀ビジョン基本計画の総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、引き続き離島における航路及び航空路の確保・維持に努めてまいります。

同じく４の(8)、交通・生活コストの低減に係る支援の制度化についてお答えいたします。

沖縄県では、離島住民が安心して生活し、働くことができる地域社会を形成するため、一括交付金等を活用し、交通・生活コストの低減化支援を含めた総合的な離島振興策を強力に推進してまいりました。航路・航空路の運賃低減化や生活・事業物資費用の負担軽減など、必要な施策が制度化される事例があることは承知しております。引き続き安定的かつ継続的に離島の条件不利性克服に向けた取り組みを推進するために、どのような仕組みが必要か、総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、新たな沖縄振興のあり方を検討する中で、議論してまいりたいと考えております。

同じく４の(9)、宮古・八重山地域における旅客船についてお答えいたします。

県では、平成24年度に、沖縄本島と宮古島及び石垣島を結ぶ先島旅客航路の再開可能性を検討するための調査を行いました。この調査において、航空路線の増便や運賃低減化等により、航路の旅客需要は縮小傾向と考えられること、新たな旅客船の確保や船員増のための多大な費用が必要となること等から、事業採算性や費用対効果が低いという課題が示されております。

県としましては、本調査結果や沖縄21世紀ビジョン基本計画の総点検の結果及び新沖縄発展戦略を踏まえ、必要に応じて、航路事業者及び関係市町村との意見交換を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　３、海洋資源の開発と科学技術の振興についての御質問の中の(1)、海底熱水鉱床の調査・採掘等についてお答えいたします。

国は、伊是名島や久米島等の沖縄近海において、平成24年から洋上のボーリング調査を実施し、海底熱水鉱床の資源量の把握や、生産技術の開発に向けたデータ取得などを行っているところであります。当該調査は、国の調査機関である独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（ＪＯＧＭＥＣ）や国立研究開発法人海洋研究開発機構（ＪＡＭＳＴＥＣ）が実施しており、県では、これらの調査船が寄港する際の接岸場所の提供を行う等、調査に協力するとともに、将来の産業化を見据え情報収集を行っているところであります。

県としましては、引き続き国や関係機関等と連携しながら、将来の海底資源を活用した産業化を見据え取り組んでまいります。

同じく３の(2)、県のエネルギー自給率についてお答えいたします。

沖縄県では、2013年度に策定した沖縄県エネルギービジョン・アクションプランにおいて、2020年度におけるエネルギー自給率の目標を7.9％としております。この目標値は、再生可能エネルギーを導入拡大していくに当たっての電力系統安定化対策が実現すること、洋上風力発電等の実証段階の発電技術が確立すること等の課題が解決されていることを前提として設定しております。しかしながら、現時点においても、技術の確立やコスト面での課題解決に至っていない状況にあることから、2018年度時点のエネルギー自給率は1.4％にとどまっております。

県としましては、ＩＴを活用した電力の需給調整や再生可能エネルギーを電源とするモーター発電機を導入する等の実証を通じて、再生可能エネルギーの普及に向けて取り組んでおります。こうした取り組みに加え、県内に賦存している水溶性天然ガスの利活用を検討する等、引き続きエネルギー自給率の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　４、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の(7)、海岸漂着ごみ対策等の現状と課題についてお答えします。

県では国の補助事業を活用し、平成24年度から市町村や海岸管理者等と連携して海岸漂着物の回収・処理に取り組んでおり、平成30年度は約3500立方メートルを処理しております。また、漂着状況調査や、近年問題になっているプラスチックごみによる海域生態系への影響について調査を行っているほか、環境教育等の発生抑制対策にも取り組んでおります。海岸漂着物は、回収しても繰り返し漂着するため、継続して回収・処理を行う必要があるほか、海外由来の漂着ごみが多く、国際的な取り組みが必要であるなどの課題があります。

県としましては、引き続き回収・処理を推進するとともに、海岸漂着ごみに関する影響調査や発生を減らすための普及啓発等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時24分休憩

午後２時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　ちょっと答弁が前進しないような、従来の答弁が大変多くて残念な部分もありますが、まず、問題になっていますこの辺野古の埋立問題についてであります。この辺野古問題の特に軟弱地盤の問題が、今マスコミも含めて大変クローズアップされているんですが、今後ともその承認撤回、裁判闘争、それから設計の変更等々、これを大きく活用してこれが大きな課題だというような見方を県はしている。

しかし、そもそも軟弱地盤その他の設計変更というのは、出来高の主体である事業主の問題であって、これは防衛省あるいは沖縄防衛局が、この初期の目的の事業を達成するためにどのように効果的な工法、あるいは投資をしていくかというような問題であって、そもそも沖縄県自体がこれをもって大きな阻止のための材料に使っているというようなこと、これ全くのお門違いではないのか。本当に承認をする知事の裁量として、埋立承認をした知事の裁量として、事業効果とか効力の発現だとか、工法まで本当に県が立ち入るべきことなのか。強いて、金目が高いんであれば、設計変更が高いんであれば、これは財務省と防衛省との間で費用対効果、国としての施策の中で効果が適切であるかという話であって、これを県側で辺野古の埋立阻止のために大手を振って騒ぎ立てるというのは、全く行政的な目から見てお門違いだなと、私は思っております。それについて、なぜ人の懐まで、初期の目的を達成するところまで県が介入し、とやかく言わなけれ

ばならないのか。技術的な工法についても各専門の先生方が集まっていろいろと最適な工法の課題というものは解決しているわけであって、県が本当にそこまで言うべきことなのか、私は大変疑問を持っておりまして、全くのお門違いだというふうに思っておりますが、県の考え方を聞かせてください。

また、この軟弱地盤問題が埋め立てをさせないという県の目的以外に、県益を害するようなことがあるのか。本当にこれが設計変更の審査となるのか、これについては余りにも部分的な闘争に入り過ぎて、イデオロギーに偏した行政がゆがめられている典型だと思っておりますので、見解を聞かせてください。

実は、新石垣空港について土木環境委員会でも視察したことがあるんですが、新石垣空港の下にも大規模な鍾乳洞があるんです。そして、コウモリ等の環境保全等も含めてるる技術的な検討をして、この鍾乳洞の対策には膨大な金をかけて基礎処理をしたはずなんですが、この概要を説明していただきたいなと思っております。

それで、国の埋立工事の軟弱地盤等の処理に関しては、工法の解決ができればそれは認めるべき、設計変更として粛々と進めるべきであって、国の工事はだめだけれども県の工事はいい。なぜ自分たちはやったこの基礎処理に関して、基礎処理ということに関してなぜ国がやるのは認めないのか。これは全くの行政の二重基準であって、行政が余りにもイデオロギーに偏した行政手法になっている。県の全くの二重基準に関してもう恥ずかしいと私は思っているんですよ、実は。県の行政というものが。これに関して答弁をしていただきたいなと思っております。

もう辺野古に基地をつくらせないというようなことが、県行政の目的と化しておりますから、もういろんなことがやられているなと思っております。最終的に知事、撤回処分を国交大臣が取り消した裁決、これは違法だとしておりますし、関与取消訴訟を最高裁に上告しております。県はありとあらゆる手を尽くしてやってきたんだけれども、最終的にもはやもうこの裁判の見通しというんですか、落ちも見えてきた。県としては、裁判の判決には粛々と従うのか。これだけは明確にしないと、延々と沖縄県というのは基地問題で暗雲というのが取り除けない。まず、この裁判の結果に関して県は従うという覚悟があるのか。この決意をしていただきたいなと思っております。

また、サンゴの採捕許可ですね。これは農水大臣からまた勧告されても、へ理屈をこねて国とやり合っているようなんですけれども、最終的に私は、農林水産部や例えば土木のほうも、何かしら辺野古に基地をつくらせないというような知事の思い、考え、公約というのを達成するために行政手続等をゆがめて対応しているともとって、各土木、農林等関係職員に関しては大変かわいそうだなというふうに実は思っております。こういうゆがんだ行政をぜひともに正してもらいたいなと思っております。農林水産部長、本当に水産資源の確保あるいは漁業調整規則等から見て、農水大臣の指摘のほうが正しいと誰でも思うんです。全国都道府県の担当者はそう思っているんですよ。そういうことに対して、農林水産部の判断なのか、あるいは知事公約を実現するための知事公室もしくは三役からの指示なのか。農水部長もこの辺で自分の、農水部の職員のプライドとやる気、モチベーションを確保するためにもここで明確な答弁をされたらいかがかなと思っております。

次に、令和２年度の予算に関して、総務部長、大変いいかげんな答弁をしておられます。９月定例会で3500億の要求が、3190億に査定されたよと。これはまだ蹴られる可能性があるんだよと。知事三役、部局長含めて真剣に取り組まないと一括交付金、公共投資交付金、ソフト交付金切られるよというようなことで、しっかりとした対応をしなければならないと促しました。総務部長は、何と答えたか。これまでかつて査定額を上回る実績をかち得たことがあるんで、しっかりと取り組みますと言った。ふたをあければ3010億円。何というその場限りの答弁をして、全く情けないほどの結果となっております。これは知事三役を含めて最終的に国と四つに組んで、県民の生活を守るという熱意がない。この結果以外でもない、これがそうじゃないのかと思っております。沖縄県がチャンスにめぐり会ってこういう経済が大きく伸びようとしておる中で、私は今県行政が沖縄振興の阻害要因じゃないかと。予算さえもしっかりとれない、新たな事業を起こせない。基地が阻害要因じゃなくて、県民生活の阻害要因は今県政じゃないのかという厳しい感想を持っておりますが、その辺についてなぜ切られたか。知事は何をどうしたのか御説明ください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時35分休憩

午後２時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　座喜味議員の、最高裁の判断に従うのか否かにつきましての御質問にお答え

します。

現在、関与取消訴訟そして抗告訴訟、関与取消訴訟は最高裁のほうで今、判断が行われているところでございます。判決がまだ行われていませんので、予断を持ってお答えすることは差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 米軍基地問題についての御質問の、軟弱地盤に係る再質問にお答えいたします。

公有水面埋立法第42条第３項で準用する第13条の２第１項では、承認後に願書等で示した内容を変更して埋立工事を実施する場合の手続を定めております。現時点ではまだ設計変更承認申請が提出されていないことから、現時点において軟弱地盤に係る設計についてお答えすることは困難な状況でございます。

続きまして、石垣空港の空洞対策についての御質問にお答えいたします。

新石垣空港の滑走路直下には空洞が２カ所あり、事業当初の概略調査では空洞崩壊の懸念があったため、その後に詳細調査を実施し、地震時に空洞が崩壊する可能性があることが判明しております。そのため、滑走路機能を保持する必要があることから設計を変更しまして、アーチ構造等による空洞対策、これ約350メートルでございますが、空洞対策を実施しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） 米軍基地問題についての御質問の中の、農林水産大臣の勧告についての再質問にお答えします。

県ではこれまで農林水産大臣に対しまして、サンゴの特別採捕の申請に関しまして、必要と認められる資料を提出するとともに、県の立場についても説明してまいりました。しかしながら、本件１月31日付で申請どおりの内容で２月10日までに許可処分をするように勧告がありました。

県といたしましては、勧告の内容にあるような漁業法及び水産資源保護法の規定に反するような対応はしていないと考えていることから、農林水産大臣が勧告で求めた本年２月10日までに許可処分を行う考えはないとの回答をしたところでございます。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君） 沖縄振興予算の確保についての取り組み、また阻害要因ではないかといった御質問があったのかなと思っております。

県としましては、令和２年度の沖縄振興予算の確保、また一括交付金の増額に向けましては知事を先頭に全力で取り組んできたところでございます。特に、令和２年度の概算要求に向けては、全市町村との意見交換を実施いたしまして、そこで伺った課題、要望を踏まえてその政策の検討を行い、沖縄の切実な声として政府初め関係機関に届けたところでございます。

具体的に申し上げますと、８月以前から内閣府との意見交換はしておりましたが、８月５日、６日にかけては、知事を先頭に内閣府沖縄担当大臣や官房長官初め関係要路に要請をしてきました。また、８月末の概算要求後にも、９月に就任いたしました衛藤沖縄担当大臣に対しても要請を行ってきております。また、11月21日にも衛藤大臣を初め、県選出国会議員など関係要路のほうに御説明をしてきたところでございます。具体的にその事業効果がどういうふうなものがあるかとかといったこともやってきたところでございます。

阻害要因云々になっているんじゃないかということでございますが、沖縄21世紀ビジョン基本計画で施策を展開しておりまして、平成24年度以降、県の社会経済が拡大を続けており、28年度は県内の総生産額が約4.2兆円、また、令和元年度の有効求人倍率も1.19倍と復帰以降過去最高を記録していると。あわせて、失業率も令和元年で復帰以降2.7％と過去最低というふうなこともございますので、そういったことは当たらないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 答弁漏れですか。

もう時間は終わっているので、答弁漏れでなければ……

○座喜味　一幸君 答弁の確認。

これまで裁判の結果に関しては、知事は判決には従うという答弁をしてきたんです。遵法しますという話だったんですが、今の答弁は、今裁判の途中だから予断を持って答えないというのは――僕は一連の裁判が終わったらちゃんと判決に従いますかという確認をした――答弁が矛盾しているんで、ちょっと協議して答弁してください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） 先ほどお答えしたとこ

ろですが、一般論として司法の最終判断に従うことは、一般的にそういうことになろうかと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君） 新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君 こんにちは。

代表質問を行う前に、所見を申し上げます。

今年度、沖縄県職員を退職なされる88名の皆様、長年にわたり沖縄県発展のために御尽力をいただきましてまことに感謝を申し上げます。退職なされても沖縄県発展のために御指導と御鞭撻を心からお願いします。

重ねて特別職、教育長であります平敷教育長、今年度を最後として退職なされるとお聞きしております。退職なされても沖縄県発展のために御指導を心からお願いを申し上げます。

通告に従い、代表質問を行います。

まず１、新型コロナウイルス対策についてであります。

中国で発生した新型コロナウイルスが、瞬く間に世界中に広がり、我が国横浜港に寄港したクルーズ船が船内待機中に感染者が続出し、国は対応に追われている状況にあります。横浜港に寄港したクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスは、本県にも寄港しており、その際多くの観光客が下船したということであり、その中に感染者がいなかったか、県民の間に不安が出ており、県による徹底した追跡調査が必要であると考えます。さらに、新型肺炎が原因での死亡者も出ており、全国的な拡大が懸念されております。そのような中、本県においても感染者が出てしまいました。観光が基幹産業である本県にとって、海外からの観光客をとめることは厳しいことであり、さらなる拡大を防ぐためにも県の機関を挙げての防止対策が必要であり、関係企業や県民に対するきめ細かい的確な情報提供が必要であります。同時に、市町村及び観光企業・産業と一体となった水際対策、防疫対策が求められております。

そこでお伺いします。

中国で発生した新型コロナウイルスによる肺炎は、周辺国へ感染が拡大し、日本でも感染者が続出し感染拡大が心配されている。ヒトからヒトへの感染も確認され死者も出ている。中国からの観光客が多い本県における水際防止や防疫体制はできているか、空港や港における対策はどのように行っているか伺いたい。

(2)、船内感染が拡大しているクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスは、本県にも寄港し多くの客が下船したようであるが、県は、追跡調査は行っているか。また、立ち寄った店や施設等への注意・指導はどのように行っているか伺いたい。

(3)、感染者が出た場合の対応は保健所などが担うと思われるが、医薬品や人的体制は整っているか。また、感染拡大を想定した準備はなされているか伺いたい。

(4)、本県でも感染者が確認され、職業はタクシー運転手ということだが、感染経路や接触者調査等、また、県は検査の要望に対しどのように対応しているか伺いたい。

(5)、観光が主の本県において、海外からの観光客をとめることは難しいことから、事前の防疫体制や水際対策が重要となる。県の全組織・機関や市町村及び観光関連企業等が一体となった対策が必要である。県の基本的な考えを伺いたい。

大項目２、観光振興について。

本県の観光は依然好調に推移し、2019年度の観光客数は1000万人を達成しております。しかし、少子化の影響もあり、修学旅行は２年連続で減少しており、県の目標達成は不透明な状況にあります。そのためには、修学旅行の学校数が減った要因や背景を追跡することが必要であると考えます。観光は外的要因に左右されやすく、そのため台風等の影響から観光客を守る観光立県としての基盤を確固たるものにする上で、観光の質的転換は喫緊の課題であります。

そこでお伺いします。

(1)、本県観光は1000万人超えとなり好調を維持している。那覇空港第２滑走路の供用開始でさらなる効果も期待できるが、滑走路増に合わせた誘客戦略を伺いたい。

(2)、本県への観光客数の割合は、国内７割、海外３割と言われているが、観光立県であり経済の自立を目指す上で、滞在日数や１人当たりの消費額、リピート率向上が必要となるが、目標とする安定的割合について伺いたい。

(3)、県振興審議会の会合で、観光政策について、オーバーツーリズムも議論されたようである。県が考えるオーバーツーリズムの定義と現在の県観光はどのような状態か。また、将来的に観光客数の拡大制御もあり得るのか伺いたい。

(4)、本県観光が好調に推移している中、本島と八重山地域が緩やかな伸びに対し、宮古地域は想定を超え急増し、その特徴は海路客の急増にあるが、現状について県の離島を含めた観光政策に沿ったものであるか、県の考えを伺いたい。

(5)、県のクルーズ船寄港主要４港の寄港回数は増

加を続けている。現在の寄港状況についての県のかかわりと寄港予定港の変更等県として調整は可能であるか伺いたい。

(6)、県は宿泊税の導入の素案をまとめたが、導入時期と課税額及び徴収方法、納税逃れ対策、市町村における検討状況等について伺いたい。

(7)、県は、西表島への入島を制限する上限規制を検討するとしている。その理由と関係機関との調整や制限におけるメリットとデメリットについて伺いたい。

(8)、県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例について、メリット・デメリットと、北海道住宅宿泊事業の実施に関する条例を参考にすべきと考えるが、県の見解を伺いたい。

３、県内産業の振興について。

県内の企業は、その99％が中小企業・小規模事業者が占め、資本規模･経営規模が小さい状況にあって、県経済を支える役割を担っております。そのため、離島県で大型製造業などの立地がなく、中小零細企業が県内志向の強い若者の雇用の受け皿となっている雇用環境にあって、県内中小企業の持続的安定的な経営基盤の整備が必要であります。

そこで伺います。

(1)、中小企業の後継者不足の解消を図るため、国は、人材紹介支援制度をことし春から開始するとしている。本県における中小企業の実態と県の対応を伺いたい。

(2)、大型商業施設の進出が相次いでいるが、集客が伸び悩み当初計画を大きく下回る売り上げに出店企業が苦慮しているようだが、この状況について県の認識を伺いたい。

(3)、現状の相次ぐ大型商業施設の将来展望について、本県は離島県であり、外的要因に左右されるインバウンドなど観光客の来店を見込むのは現実的ではなく、県内客の奪い合いになると考えるが、県が試算した嘉手納以南の大規模基地返還後の経済効果は国内外観光客の需要増を想定したものであるのか伺いたい。

(4)、県は、産総研のサテライト誘致に向け３者調整を進めているが、県が求めるニーズや分野など、基本的な考えと拠点形成の時期について伺いたい。

(5)、県が進めるものづくり産業の振興について、求める業種や県経済の成長エンジンとなり得る産業をどのように育成するか、これまでの成果と基本的な考えを伺いたい。

大項目４、子ども・子育て支援について。

2019年10月１日現在、本県の待機児童数は3271人となっており、前年同期比でわずか４人減少と待機児童数の解消にほど遠い状況にあります。今回の3271人の待機児童の年齢別割合を分析すると、ゼロ歳児が47％と最も多く、２歳児が13.7％となっており、全待機児童数のうち０歳から２歳児まで９割を占めております。子育て世代にとって、最も保育支援を必要とする０歳から２歳児までの待機児童が９割を占めている状況から、子育てと仕事との両立の厳しさがわかると同時に、2021年度末までの待機児童数の解消も厳しいと言わざるを得ないのが現実であります。そのため、保育士の資格がありながら活用しない、いわゆる潜在保育士をいかに掘り起こし、いかに努力して現場に復帰させるかも大きな課題であります。

そこで伺います。

県内の待機児童数は、改善傾向から再び上昇の兆しを見せている。その背景に幼児教育無償化制度により申請が増加したことが要因と言われるが、制度の導入はわかっていたはずであり、対応・対策が追いついていなかったのか伺いたい。

(2)、待機児童の年齢別割合を見ると、ゼロ歳児が47％、２歳児が13.7％とゼロ歳児から２歳児までが９割を占めている。子供を持つ女性の社会復帰にも影響すると考えるが、県の認識と改善策について伺いたい。

(3)、共働きやひとり親家庭の小学生を預かる放課後児童クラブ（学童保育）について、国は、2021年度末までの解消を目指すとしているが、保育ニーズの高まりで解消が進んでいないようである。本県の状況と解消を目指す時期について伺いたい。

(4)、待機児童の解消が進んでいない状況の中、定員に空きがある保育所も多く見受けられ、その理由に保育士不足や希望のミスマッチがあると言われる。本県における状況について伺いたい。

(5)、保育士不足の解消に向け、保育士試験等への支援や潜在保育士の復職支援などを進めているが、この３年間における潜在保育士を含め確保・復帰につながった人数について伺いたい。

(6)、保育無償化により、給食費の徴収額に差異が出たことで、事務作業が煩雑となり、保育士の負担増となり、市町村での徴収を求めているが、県の考えを伺いたい。

(7)、ひとり親世帯のうち、年収が200万未満と低く育児や生活面を一人で抱え込んでいる状況にあると思うが、本県における状況はどうか。また、誰一人取り残さないため､県の取り組む施策について伺いたい。

(8)、中学校卒業までの子供の医療費助成について、

県は、事業費の試算や財源を示しているが、県の単独事業として実施する時期と支援の方法について伺いたい。

(9)、児童虐待の解消が進まないが、県や関係機関等の取り組み状況と条例制定に向けた取り組みの進捗について伺いたい。

大項目５、地域福祉・医療の充実強化について。

島嶼県で多くの中小離島を抱える本県において、地域福祉や地域医療が行き届く効果的な施策の展開が求められております。そのため、地域医療の中核を担う県立病院が安定した医療の提供ができるよう、医師と看護職員の安定的な確保を図り、安心・安全な医療環境の整備が求められます。そのため貧困状態にある家庭やひとり親世帯に対する生活相談など、支援の充実や高齢者の社会参加を促進し、住みなれた地域で生き生きと暮らせる活力のある環境づくりが求められております。

そこで伺います。

(1)、慢性的な赤字が続く県立病院の運営改善のため、分娩介助費を値上げした。これにより解消される赤字額と妊産婦の負担増について伺いたい。

(2)、県立病院医師の定数156増に要する財源は、病院収益で賄うとしている。病院運営が赤字の中でどのように財源を確保するか、全国でも高いと言われる医師の人件費の見直しもあるか伺いたい。

(3)、地域医療の充実を図る上で、看護師の適正配置は不可欠であるが、県立病院における配置状況と今後の確保計画について伺いたい。

(4)、北部基幹病院設立に向けた地元との話し合いは、北部12市町村が県案に合意したことで前進すると思えたが､知事が与党との会合で慎重姿勢を示した。県の基本合意案を地元に合意させながら、先行き不透明感を示す姿勢は問題ではないか。これは玉城県知事みずからの言葉で答弁をお願いします。

(5)、報道によれば、知事と与党との会合で、早急な統合に反対が出て統合のあり方を再検討すべきとの意見も出たという。今になって基幹病院設立を振り出しに戻すようなことを県と与党との話し合いで出ることが理解に苦しむ。何が問題で、何に合意できなかったというのか伺いたい｡これも知事が答えてください。

(6)、全国的に介護人材不足の状況にあるが、その要因と本県の状況について、また県が進める人材確保対策の取り組み状況とこれまでの成果について伺います。

(7)、特別養護老人ホームへ入所できない待機者について、本県の要介護の待機者が3000人を超えているようだが、その要因と施設整備への取り組みについて伺いたい。

(8)、本県に約7000人いると言われる中高年のひきこもりについて、県は、実態調査を含め県独自の支援は困難としているが、若者のひきこもりがそのまま中高年のひきこもりになっていく状況に対し、県としての対策はないか伺いたい。

(9)、糸満市真栄里の南部病院は、平成18年に県から社会医療法人友愛会へ経営移譲され地域医療に貢献してきたが、本年６月に豊見城市上田の豊見城中央病院に移転することになっている。県として移転後の跡地利用についてどのように考えているか伺いたい。

大項目６、教育・文化・スポーツの振興について。

昨今、小・中・高校で働く教師の過重業務が大きな問題となっております。現場の教師の置かれた仕事環境は、本来の教える仕事の負担より教える以外の雑務に追われているというのが実態のようであります。この過剰な業務実態は、2017年度に病気休職した県内公立学校教員が424人、在職者に占める割合が2.8％と全国平均0.85％の３倍を超え、2007年度から11年連続で全国ワースト１という実態からも早急な対応が求められます。しかも、現状の学校現場は、教師の長時間労働など苛酷な環境に置かれており、このような教師の学習指導以外の事務量で心身に支障が出るようでは、肝心な児童生徒に対するきめ細かい丁寧な指導は到底望むべくもなく､早急な対策が必要であります。県教育委員会の教育現場第一の取り組みに期待するものであります。

そこで伺います。

(1)、教員の長時間労働の改善について、県教職員働き方改革推進プランに基づき、取り組みを進めるとしている。具体的な取り組み内容と長時間労働縮減の目標について伺いたい。

(2)、教員は、長時間労働でゆとりや将来への展望が見えない状況に置かれているようだが、早期退職の理由にモンスターペアレンツ対応で精神的なダメージがあると言われる。現状と現場の対応について伺いたい。

(3)、県内の高校生を含む少年らが大麻取締法違反で摘発された事件について、県教育庁の調査結果と学校現場における教育・指導はどのように行われていたか伺いたい。

(4)、公立小中校における給食費の値上がりで、公費による給食費補助や低所得層への支援の必要性が求められているが、本県における状況と対応について伺いたい。

(5)、教育長は、他県の重度知的障害のある生徒が学ぶ普通高校の視察を行った。これまで本県においては重度知的障害のある生徒の特性に応じた教育課程を提供できないとしてきたが、視察を受けて基本的な考えを伺いたい。

(6)、発達障害のある子供の教育について、小・中・高ごとの教育方針と教育現場での具体的な教育・指導と専門の教師の配置は万全か伺いたい。

(7)、首里城火災を受け、世界遺産や国宝など、文化財建造物の防火対策の強化が求められているが、本県におけるこれからの防火対策のあり方について伺いたい。

(8)、茨城県での全国障害者スポーツ大会に帯同した、沖縄県選手団の事務局スタッフが不適切な行動をした問題で、県の調査結果と今後の対策について伺いたい。

(9)、2021年度供用開始を目指している、工芸の杜（仮称）について、その整備状況と内容、運営主体について伺いたい。

大項目７、県職員の公務員倫理と選挙運動の違反行為について伺います。

(1)、一部の県職員が職務中に政治活動を行っているとのことだが、これは地方公務員法に抵触していないか､また県はどのように受けとめているか伺います。

あとは再質問を行います。

○議長（新里米吉君） ただいまの新垣新君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

15分間休憩いたします。

午後３時11分休憩

午後３時29分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

休憩前の新垣新君の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 新垣新議員の御質問にお答えいたします。

まず観光振興についての御質問の２の(1)、那覇空港第２滑走路の供用開始後の誘客戦略についてお答えいたします。

現在、那覇空港への就航を希望している航空会社が東アジアを中心に複数あるほか、チャーター便についても、今年度に東南アジアから複数回実施され、シンガポール路線等既存便の増便も進んでおります。

沖縄県としては、関係者一体となった取り組みによる航空路線網の拡充に努め、国内やアジアの他都市との周遊を促進し、欧米やオーストラリア、ロシアなど、長期滞在が見込める地域からの観光誘客につなげてまいります。

次に、子ども・子育て支援についての御質問の中の４の(7)、ひとり親家庭の状況と施策についてお答えいたします。

昨年度実施した沖縄県ひとり親世帯等実態調査では、母子世帯本人の平均年間総収入は223万円、父子世帯は288万円となっており、５年前の調査と比較すると母子・父子世帯ともに増加していますが、依然、厳しい状況にあるものと考えております。ひとり親家庭は、子育てと生計維持という２つの役割を１人で担っていることから、多くの悩みを抱える傾向にあります。このため、労働条件のよい仕事につけるよう無料の資格取得講座や就労相談を実施しているほか、家事援助のためのヘルパー派遣や子供の学習支援を行っております。さらに、民間アパートを活用し就労や生活を総合的に支援するゆいはぁと事業などさまざまなニーズに合ったひとり親施策にも取り組んでいるところであります。

沖縄県としましては、ひとり親家庭が安心して生き生きと生活できるよう、支援策の充実強化に取り組んでまいります。

次に４の(9)、児童虐待対策と条例制定の進捗についてお答えいたします。

沖縄県では、児童虐待防止対策を強化するため、次年度から児童相談所の介入と支援の機能を分離し、一時保護等の初動対応に特化した初期対応班を新設するとともに、児童福祉司を増員し体制の強化を図ることにしています。また、虐待事案の全件共有や、人事交流による現職警察官の配置など県警察とも連携して取り組んでまいります。子供は、未来を担う大いなる可能性を秘めた社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在であります。全ての子供の権利と健やかな発達を保障することは、私たち社会全体の責務であるとの認識のもと、今般本議会において沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（案）を提案したところです。

沖縄県としましては、本条例のもと、関係機関と県民が一丸となって、子供の権利尊重と虐待防止に関する理解を深め取り組みを推進することにより、全ての子供が将来に夢と希望を持ち、健やかに成長することができる社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） まず初めに、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の(1)、検疫体制についての御質問にお答えします。

空港や港湾の検疫において新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いのある者は、検疫法に基づき検疫官等による質問、医師による診察、必要に応じて検査、消毒等の措置がとられており、また、全ての人にサーモグラフィーによる体温の確認を実施しております。また、出入国管理・難民認定法に基づき日本上陸申請前14日以内に湖北省及び浙江省における滞在歴がある外国人と湖北省及び浙江省において発行された中国旅券を所持する外国人の入国を原則として認めないという水際対策がとられております。

次に(2)、ダイヤモンド・プリンセス号の調査についてお答えします。

２月１日にダイヤモンド・プリンセス号が那覇港へ寄港し、2679名が一時下船した可能性があることから、県では、２月３日からバスやタクシー乗務員等、乗客と接触した可能性のある方について調査を行いました。クルーズ船乗客と接触した可能性のある方は、全体で278名が確認されましたが、それらの方々に対し、発熱などの症状が見られた場合には直ちに保健所へ相談するよう指導したところであります。また、濃厚接触した可能性のある方28名につきましては、毎日健康状態を確認し保健所への報告を求めたところであります。そのうち数名から相談があり、症状のある方１名について検査を行いましたが、陰性であることが確認されております。また、感染者が立ち寄った施設に対しては、自主的に従業員の体調を記録し、マスクの着用と手洗いの徹底、手指消毒剤を設置する等の対策を行うよう指導したところであります。

次に(3)、感染拡大を想定した準備についての御質問にお答えします。

新型コロナウイルスの感染者が確認された場合は、感染症法に基づき保健所において積極的疫学調査を行いますが、調査に必要な医療資材や人的体制は整っております。また、今後県内で感染が拡大することを想定し、１月29日に専門家会議を開催し、県内感染早期から流行期までの医療体制を確認したところであります。

次に(4)、感染経路及び接触者調査等についてお答えします。

本県でも２月14日に最初の感染者が確認されましたが、感染経路は、ダイヤモンド・プリンセス号の乗客からと考えております。12日から当該患者に対する積極的疫学調査を開始したところであり、症状の見られた５名にウイルス検査を行いましたが、結果は陰性でございました。

次に(5)、防疫体制及び水際対策についての御質問にお答えします。

感染症の侵入を防止するためには、防疫対策や水際対策が重要であると認識しております。このため県では、健康危機管理対策委員会及び同本部会議、危機管理対策本部会議を開催し、情報の共有や対策についての協議を行ってきたところであります。これからも全庁体制での取り組みを進めるほか、那覇検疫所及び総合事務局など関係機関と連携を密にし、感染症対策に万全を期したいと考えております。

次に２の観光振興についての御質問の中の(8)、住宅宿泊事業実施の制限に関する条例についてお答えします。

同条例は、区域を定めて住宅宿泊事業を制限することから、住居専用地域における良好な住環境の保護と児童生徒の登下校時における安全・安心を図ることが可能になると考えております。また、北海道のように家主の居住形態によって制限を区分する条例につきましては、法の趣旨に照らし合わせ慎重に検討する必要があると考えております。

次に４の子ども・子育て支援についての御質問の中の(8)、こども医療費助成制度についての御質問にお答えします。

こども医療費助成制度につきましては、本議会の冒頭で知事が知事提案説明要旨の中で述べましたように、知事の任期中に通院の対象年齢の拡大を実現することができるよう、引き続き市町村との協議を進めていきたいと考えております。また、支援の方法につきましては、現行のとおり市町村が助成した経費の２分の１の補助を考えております。

次に５の地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(4)と(5)、北部基幹病院についての御質問にお答えします。５の(4)と５の(5)は関連しますので、一括してお答えします。

北部基幹病院につきましては、本議会の冒頭で知事が知事提案説明要旨の中で述べましたように、北部圏域において、医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的で地域完結型の公的な医療提供体制を構築するための北部基幹病院の整備に向け、関係者間の合意形成を図り、基本構想、基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

次に(8)、中高年のひきこもり対策についての御質

問にお答えします。

ひきこもり対策としましては、これまで県で行ってまいりました相談支援、福祉、雇用対策等の継続及びその連携を強化しつつ、各市町村での相談窓口の設置や対策の検討を市町村と連携して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 2、観光振興についての御質問のうち(2)、国内外観光客数の目標とする安定的割合についてお答えをいたします。

沖縄県では、第５次沖縄県観光振興基本計画における令和３年度の目標値として、観光収入1.1兆円、入域観光客数1200万人を掲げております。そのうち、入域観光客数の内訳につきましては、国内客を800万人、外国客を400万人としており、観光客の３人に１人が外国人観光客となっております。

県としましては、引き続き国内客の安定的な需要の確保に努めるとともに、滞在日数が比較的長い欧米・ロシア等からの誘客などによる市場の多様化を図るほか、離島を含む広域周遊観光の推進、観光メニューの充実による満足度向上を通したリピーター化の促進など、沖縄観光の質の向上に取り組んでまいります。

同じく(3)、オーバーツーリズムの定義、県観光の現状、将来の対策についてお答えをいたします。

国は、観光白書において、いわゆるオーバーツーリズムを特定の観光地において、訪問客の著しい増加等が市民生活や自然環境、景観等に対する負の影響を受忍できない程度にもたらしたり、旅行者にとっても満足度を大幅に低下させたりするような観光の状況と記しており、県も同様に認識しております。県においては、観光客の増によりごみ捨てや私有地等への侵入などの諸問題が生じつつある状況であり、マナー啓発ブックの配布等､対策を進めているところであります。

県としましては、将来においても沖縄観光の持続可能性が担保されるよう、地元住民、地元自治体、関係機関等と連携を図っていきたいと考えております。

同じく(4)、宮古地域の現状と観光政策についてお答えをいたします。

宮古地域の現状については、今年度、市町村及び観光協会を対象に実施したアンケート調査によると、クルーズ船の寄港によって外国人観光客のタクシー利用が急増することで、高齢者の通院等、住民の移動においてタクシーが不足するといった状況が報告されております。

県としては、宮古地域においても持続可能な観光が実現されるよう、地元住民、地元自治体、関係機関等と連携を図っていきたいと考えております。

同じく(5)、クルーズ船の寄港と寄港予定の変更に係る県のかかわりについてお答えをいたします。

クルーズ船の寄港については、一般的に船会社が船舶代理店を通じ、那覇港管理組合や県、市など各港湾管理者へ予約を入れることになっているため、県が直接寄港予約の変更調整等を行うことはありません。

県としましては、機会損失防止の観点から、那覇や一部離島に集中する寄港の分散化を図るため、中城湾港及び今後岸壁が整備される本部港等本島中北部の港への寄港を促進し、周辺地域の魅力発信や地元での受け入れ体制の整備などを図っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君） 2、観光振興についての御質問の中の(6)、宿泊税の導入についてお答えします。

県では、沖縄が世界に誇れる観光・リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、宿泊税の導入に向けた検討を進めております。現在の検討内容としまして、税率については、宿泊料金１人１泊につき5000円以上２万円未満を200円、２万円以上を500円とし、徴収方法は、宿泊事業者等による特別徴収を予定しております。また、内容の検討に当たっては、導入検討中の市町村とも継続的に協議し、制度設計のすり合わせを行っております。宿泊税の導入時期につきましては、沖縄県行政運営プログラムの重点実施項目として、令和３年度までの導入に向けて取り組んでいるところでありますが、宿泊税の制度設計について関連団体から要望が出されていること、また、本県を取り巻くさまざまな状況の変化などを踏まえ適切に対応したいと考えております｡宿泊税の導入に際しては、事業者向け説明会を開催するなど、申告手続に誤りがないよう､公平で適正な税制運営に努めてまいります。

次に７、県職員の公務員倫理と選挙運動の違反な行為についての御質問の中の(1)、県職員の職務中の政治活動についてお答えします。

一般職の地方公務員は、地方公務員法第35条において、原則として職務専念義務が課されているほか、同法第36条において、政党の結成等への関与や、特定の政治的目的を持った勧誘運動、署名活動など一定

の政治的行為が制限されております。また、政治的行為に該当するかどうかについては、その行為の目的、内容を確認しながら慎重に判断することとなります。

御質問のありました件について承知はしておりませんが、具体的な事案があれば、必要に応じて調査し、注意、指導等を行うことになると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君） 2、観光振興についての御質問の中の(7)、西表島の入域制限の理由等についてお答えします。

県は、入域観光客の受け入れ容量の設定を求める地元の声やＩＵＣＮからの観光管理計画の策定に関する勧告を踏まえて、本年１月に持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画を策定しました。策定に当たっては、地元の観光事業者、宿泊事業者、船会社等で構成される作業部会での協議や住民説明会の開催等を重ね、個別のヒアリングを含め幅広く地元の方々と意見交換を行ってまいりました。受け入れ容量の設定のデメリットとして観光客数の抑制がある一方、メリットとして自然環境・生活環境の保全と持続可能な観光の両立が図られるものと考えております。

県としましては、引き続き国や地元関係団体等と緊密に連携しながら、西表島の実情を踏まえた観光管理の実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） 3、県内産業の振興についての御質問の中の(1)、県内中小企業の後継者不足の実態と県の対応についてお答えいたします。

本県の後継者不足の実態については、商工会等の関係機関で構成する沖縄県中小企業振興会議における提言や、近年の民間調査会社の調査報告等により、全国と比べて後継者の不在率が高い状況にあることが報告されており、県としても喫緊の課題であると認識しております。これらの状況を踏まえ、県においては、事業承継支援として、平成29年度から小規模事業者等持続化支援事業を実施しております。また、平成30年度からは、国や県を初め、商工会や中央会等の各支援機関や金融機関、県税理士会等で構成する沖縄県事業承継ネットワークを立ち上げ、事業承継に係る診断や計画策定を支援しているところであります。引き続き関係機関と連携し、後継者確保に向けたマッチング支援等、事業承継の円滑化に向けて取り組んでまいります。

同じく３の(2)、大型商業施設への出店企業の状況に対する県の認識についてお答えいたします。

本県経済は、観光需要や設備投資の増加等により堅調に推移しており、特にインバウンド市場が拡大する中、同市場を主な顧客とする大型商業施設の立地が進み、百貨店及びスーパーの売り場面積の拡大や人件費の高騰等に伴う県内市場の競争激化が見受けられる状況にあります。また、直近では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響への懸念もあり、先行きへのリスクに十分に留意する必要があるものと認識しております。

同じく３の(4)、産総研サテライト誘致についてお答えいたします。

国立研究開発法人産業技術総合研究所、通称産総研は、高度な技術を有しており、産総研のサテライト、いわゆるサイト誘致は、県内企業の技術課題の解決や高度化に寄与するものと考えております。沖縄総合事務局、工業技術センターも含め、県と産総研が連携するに当たってのニーズや課題を整理し、令和元年12月にバイオやエネルギー分野など産総研に対し連携テーマの提案を行ったところです。産総研からは、連携を促進するため、イノベーションコーディネーターの派遣増や、企業が課題解決に向けた相談を行うためのテレビ会議の導入等を検討していただいております。

県としましては、引き続き産総研との連携強化に向けて取り組んでまいります。

同じく３の(5)、ものづくり産業の振興についてお答えいたします。

県では、ものづくり産業について、農林水産業や観光産業など他産業への経済波及効果が高く、県内自給率の向上により域内の経済循環を高めるなど、地域経済を牽引することのできる重要な産業であると認識しております。これまで、金型などものづくりを支える基盤技術の高度化、航空関連産業など国際物流拠点を活用した臨空・臨港型産業の集積を図るほか、県産品の販路拡大等にも取り組んでまいりました。今後は、引き続き高付加価値製品の製造分野の誘致を進めるとともに、先端医療・健康・バイオ産業の活性化に向けた研究開発や事業化の支援、生産性向上に対応するためのＩＴの活用など、ものづくり産業の高度化や新たな産業の創出に努めてまいります。

次に６、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の(9)、おきなわ工芸の杜の整備状況、内容、運営主体についてお答えいたします。

おきなわ工芸の杜の建設工事については、令和元年11月に土地造成工事に着手したところであります。令和２年度は建物本体工事に加え展示工事を実施し、令和４年３月に供用開始する予定となっております。同施設については、本県工芸産業の振興のため、技術や技法の高度化、市場ニーズに対応した製品開発、起業家の育成に加え、情報発信の拠点としての機能を備えた施設とする予定です。また、同施設においては、展示やＩＣＴによる情報発信やイベントの開催など、民間のノウハウを活用し効率的な管理運営を行うため、施設の運営は指定管理者が行うことを予定しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） ３、県内産業の振興についての(3)、跡地利用に伴う経済効果の試算についてお答えいたします。

今後返還予定である嘉手納飛行場より南の駐留軍用地の跡地利用に伴う経済効果の試算は、既に返還された那覇新都心地区などの実績をもとに、市町村の跡地利用に対する考え方等を踏まえ推計しており、直接的に国内外観光客の需要増を想定したものとはなっておりません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） ４、子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、待機児童の解消についてお答えいたします。

県においては、平成29年度、潜在的待機児童を含めた申し込み児童数の伸びを踏まえ、計画の見直しを行ったところであり、今年度末において、計画に掲げる目標値の定員を確保する見込みであります。県では、令和２年度から６年度を計画期間とする第二期黄金っ子応援プランの策定に向けて、平成30年度に明らかになった幼児教育・保育無償化の影響等を勘案した各市町村における量の見込み、提供体制の確保方策等を取りまとめているところであります。

県としましては、引き続き市町村と連携し、計画の着実な実施に取り組んでまいります。

同じく４の(2)、ゼロ歳児から２歳児の待機児童についてお答えいたします。

ゼロ歳児から２歳児については手厚い保育士配置が必要となっており、待機児童を解消するには、その保育士の確保が課題となっております。特に10月の待機児童数は、育児休業明け等での年度途中の申し込みがふえることで、４月に比べゼロ歳児の待機児童がふえる傾向にあります。

県としましては、沖縄県待機児童解消支援基金事業等を活用し、市町村が実施する保育士確保や処遇改善、ＡＩ導入等への支援を拡充するなど、早期の待機児童解消に向けて、引き続き市町村と連携し、取り組んでまいります。

同じく４の(4)、保育所等の定員割れの状況についてお答えいたします。

令和元年10月１日現在、保育所等の定員に必要な保育士264人の不足により、977人の定員割れが生じております。また、地域別・年齢別ニーズとのミスマッチによる定員割れがあることも認識しております。

県としましては、このような状況を解消するため、市町村が実施する保育士確保事業の支援や利用調整の迅速化を図るＡＩ等の導入の支援について、令和２年度予算案に計上しているところであり、これらの取り組みにより保育士確保や保育ニーズのミスマッチの解消につなげていきたいと考えております。

同じく４の(5)、過去３年間の保育士確保人数についてお答えいたします。

県では、新規保育士を確保するため、修学資金の貸し付けや市町村が行う保育士試験対策講座の実施費用を補助しており、潜在保育士に対しては、就職準備金や未就学児の保育料の貸し付け等の復職支援を行っております。その結果、保育従事者数は平成31年４月１日現在で１万185人となっており、過去３年間で2499人増となっております。

同じく４の(6)、市町村による給食費の徴収についてお答えいたします。

幼児教育・保育無償化に伴う食材料費の取り扱いについては、副食費を含む食事の提供に要する費用を、施設が保護者から支払いを受けることとして整理されたところであります。このため、食材料費は市町村の所有に属さない現金となることから、地方自治法に基づき市町村は徴収できないものとされております。

次に５、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(6)、介護人材の不足の状況及び人材確保対策等についてお答えいたします。

高齢化の進展に伴い、介護が必要になる方が急速に増加していることに加え、生産年齢人口の減少が顕著となる中、介護人材の不足は全国的な課題となっており、本県においても調査に回答した県内事業者の69.3％が介護職員の不足を感じているとの調査結果があるところです。これを踏まえ、県においては、介

護に関する入門的研修の実施など介護人材の裾野を拡大するとともに、介護ロボットの導入支援など、労働環境の改善に取り組んでおり、介護人材の確保について、総合的に展開しているところです。昨年度県が実施した調査の推計では、県内の介護事業所における１年間の採用者数が離職者数を上回るなど、一定の効果があるものと考えておりますが、まだまだ厳しい状況にあり、引き続き関係機関と連携し取り組んでまいります。

同じく５の(7)、特別養護老人ホームの入所待機者の要因と施設整備への取り組みについてお答えいたします。

県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき特別養護老人ホーム等の施設整備を実施しており、平成30年度から令和２年度までの３年間で特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等、1058床の整備を見込んでおります。入所待機者につきましては、これらの施設整備により入所が促される一方、要介護認定者数の増加等によるニーズの高まりから、入所待機者の解消には至っていないところであります。

県としましては、必要なサービス量の整備がなされるよう、入所の必要性が高い待機者の状況等も踏まえ、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

次に６、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の(8)、全国障害者スポーツ大会に関する対応等についてお答えいたします。

全国障害者スポーツ大会での選手団派遣については、県が委託により実施しているところであります。去る10月に台風により中止となった大会に関し、委託先の法人役員等の対応について苦情が寄せられたことから、県では関係者へのヒアリング、アンケート調査や報告会を開催し事実確認を行うとともに、当該法人に対しては内部調査を求めたところです。その結果、役員等の不適切な行動等を確認し、法人においては、理事長、副理事長及び事務局長が辞任し、体制が刷新されております。

県としましては、当該事業の適切な実施を確保するため、指導監督を徹底するとともに、台風災害時の対応など、危機管理体制を強化し、再発防止に取り組んでまいります。

失礼いたしました。１つ漏らしていたようです。申しわけありません。

４、子ども・子育て支援についての御質問の中の(3)、放課後児童クラブに登録できない児童の解消時期についてお答えいたします。

国の新・放課後子ども総合プランでは、放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに登録できない児童の解消を目指した上で、その後の女性就業率の上昇を勘案し、さらに2023年度末までに受け皿の拡充を図ることとしております。県では、令和２年度から始まる第二期黄金っ子応援プランの策定に向けて、各市町村における計画を取りまとめているところであり、2023年度末までの解消を見込んでおります。

県としましては、公的施設活用クラブの施設整備や運営費等の支援に取り組むとともに、計画の前倒しも視野に入れながら、可能な限り早期の登録できない児童の解消に向けて、市町村と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君） ５、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(1)、分娩介助料等についての御質問にお答えします。

県立病院の分娩介助料については、令和２年４月から、現行の12万6000円が14万3000円に、令和３年４月からは16万円に、順次改定されることとなります。これにより、令和２年度は約3800万円、令和３年度以降は、毎年度約7600万円の医業収益の増加が見込まれております。分娩介助料の額の改定により、県立病院で出産した妊婦が負担する総額は増加することになりますが、県立病院における分娩件数の約88％は、出産育児一時金42万円の額の範囲内となります。

次に(2)、医師の定数156増の財源確保についての御質問にお答えします。

医師の定数156については、医師の勤務体制の適正化等を目的に、平成30年２月議会の条例改正により定数増を行ったところです。医師の増員に係る経費については、経営改善によって確保することとしており、患者数の増、施設基準の取得等による収益増に取り組んでおります。また、医師の時間外勤務手当が全国平均に比べて高い水準にあることから、医師の働き方の見直しによる人件費の縮減に取り組んでいるところでございます。引き続き経営計画に基づく経営の効率化に向けた各種の経営改善の取り組みを推進し、必要な財源の確保に努めてまいります。

次に(3)、県立病院における看護師の配置状況等についての御質問にお答えします。

令和２年１月１日時点において、県立病院では看護師1797名が勤務しており、充足率は97％となっています。看護師確保の計画として、退職者及び休職者数

等を見込み次年度は５月末までに109名の看護師の新規採用を予定しております。また、育児休業等に対しては随時募集を行い、臨時的任用職員等の確保に努めているところでございます。

次に(9)、南部病院移転後の跡地利用についての御質問にお答えします。

南部病院の移転については、令和２年１月に、県から土地を賃借して南部病院を運営する社会医療法人友愛会から、令和２年６月に同病院を豊見城市上田に移転する旨の報告がありました。土地の返還については、建物の解体後になるとのことですが、解体の時期がまだ決定されていないため、土地の返還時期についても未定となっております。病院事業局としては、土地の返還が明確になった段階で、県の公有財産管理運用方針等に基づき、庁内、地元自治体等と跡地利用について協議することとしています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） ６の教育・文化・スポーツの振興についての御質問で(1)、教員の長時間労働の改善等についてお答えいたします。

県教育委員会では、昨年３月に沖縄県教職員働き方改革推進プランを策定し、学校の実情に応じた行事・会議の見直しや合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進、定時退勤日や学校閉庁日の設定等に加え、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置等の取り組みを進めております。時間外勤務縮減の目標につきましては、同プランにおいて、今年度は職員一人一人の客観的な時間外勤務の実態を把握し、その勤務状況をもとに、時間外勤務を令和２年度に10％削減、令和３年度に20％削減という目標を示しております。引き続き実効性のある取り組みを推進し、教職員の長時間勤務の縮減に努めてまいります。

次に同じく６の(2)、早期退職者の現状と現場の対応についての御質問にお答えいたします。

今年度の早期退職希望者等の自己申告による退職理由としては、健康上の理由が一番多く、続いて転職等進路変更、家族の介護などとなっております。保護者とのトラブルを理由とする退職の報告は受けておりませんが、保護者への対応を負担に感じている教職員がいることについては承知しております。保護者から学校へ寄せられるさまざまな意見等に対しては、丁寧に話を聞き、必要に応じて管理者とともに対応するなど、保護者との信頼関係の構築に努めております。また、対応が困難な事案については、教育委員会に相談等を行うほか、弁護士による法的助言を受けるなど適切な対応に努めているところです。

次に同じく６の(3)、大麻取締法違反についての御質問にお答えいたします。

平成30年６月から令和元年８月までの間に、少年らによる大麻事件が発生しました。県警の捜査の結果、事件関係者として県内の高校生14名を含む23名の少年が判明し高校生９名を含む17名が検挙されました。当該事案を受け、全ての県立高等学校においては、薬物乱用防止教室を開催しております。さらに、高校生代表者会議や問題行動等防止フォーラムでは、高校生が主体となって薬物乱用に伴う恐ろしさ等について話し合いが行われ、理解を深めているところであります。また、この一連の取り組みに参加した高校生が薬物乱用防止をテーマにしたハンドブックを作成し、12月に全高校生に配布したところです。なお、県警では、ＳＮＳ上に大麻に関連する警告を掲載する取り組みを行っており、その際に教育委員会の相談窓口も表示されるよう連携を行っているところです。

県教育委員会では引き続き学校、県警、沖縄麻薬取締支所、ＰＴＡ連合会等の関係機関及び家庭、地域社会との連携を密にして、生徒の薬物乱用防止教育のさらなる強化に努めてまいります。

次に同じく６の(4)、公立小中学校における給食費の状況等についての御質問にお答えいたします。

令和元年度における本県の学校給食費の月額平均は、小学校で3831円、中学校で4356円となっており、前年度に比べ小学校で16円、中学校で25円の増額となっております。こうした中、県内においては26の市町村が給食費の全額または一部助成を行っているところであります。また、経済的に困窮している児童生徒の学校給食費につきましては、生活保護や就学援助による支援が行われております。市町村においては、県の子どもの貧困対策推進交付金を活用し、就学援助の充実を図る事業などの実施もあることから、県教育委員会としましては、市町村の活用事例を周知しているところであります。

次に同じく６の(5)、重度知的障害のある生徒の高校入学に関する基本的な考え方についての御質問にお答えいたします。

昨年11月27日にマスコミに示した重度知的障害のある生徒の高校受検に係る県教育委員会の考え方の中で、「高等学校では、重度知的障害のある生徒に対して、法律上、その特性に応じた教育課程を提供できず、生徒の学びの保証ができない。」と表現してきました。この場合、法律上できないのは特別の教育課程の提供

であるにもかかわらず、重度知的障害のある生徒は法律上入学できないとの誤解を招く表現であったことから、高等学校においては、入学した全ての生徒に対し、法律上、学びの保証ができると訂正したところであります。先月、他府県の視察を行い、高校における障害のある生徒に関して、授業や支援の様子、さらには教科・科目の評価や入試制度など沖縄県とは異なる取り組みを見せていただきました。

今後、県教育委員会としましては、他府県の取り組みを参考にしながら、本県の実態を踏まえ、高等学校において障害のある生徒がともに学ぶ仕組みの構築に向け検討してまいりたいと考えております。なお、新たな仕組みの構築に当たっては、学校側との協議、支援員等の人員体制の整備、授業や評価のあり方など、さまざまな観点から課題を整理する必要があると考えております。

次に同じく６の(6)、発達障害のある子供の教育・指導についての御質問にお答えいたします。

自閉症や注意欠陥・多動性障害など発達障害のある児童生徒の支援につきましては、その発達の状態を把握し、きめ細かな指導を継続的に行うことが大切だと考えております。全ての学校において、特別支援教育コーディネーターが中心となり、児童生徒の実態把握を行い、支援の方針等を検討し、障害の特性やかかわり方について全職員で共通理解を図るとともに、保護者等と連携し教育的支援に取り組んでおります。また、小・中・高等学校の特別支援教育コーディネーターによる連絡協議会を各地区で開催し、児童生徒の情報を共有するなど、切れ目ない支援に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、発達障害の理解や指導・支援に関するさまざまな研修を通して、教員の専門性の向上に努めているところであり、引き続き児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ってまいります。

次に同じく６の(7)で、文化財建造物の防火対策についての御質問にお答えいたします。

本県には、国指定23件、県指定18件の文化財建造物があり、このうちの国指定９件、県指定４件が火災の危険性が高い木造建造物であります。県教育委員会は、文化庁から首里城火災直後の昨年10月31日付で出された通知を受け、市町村教育委員会を通して、国・県指定文化財とこれに設置されている復元施設の所有者等に防火管理の点検・確認を求める通知を発出しております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会や文化庁など関係機関と連携し、それぞれの文化財建造物の防火対策の現状を踏まえ、対策強化に努めてまいります。

以上でございます。

○新垣　　新君　議長、休憩を求めます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時20分休憩

午後４時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それではお答えします。

答弁自体は、「同条例は、区域を定めて住宅宿泊事業を制限することから、住居専用地域における良好な住環境の保護と児童生徒の登下校時における安全・安心を図ることが可能になると考えております。」というふうに申し上げました。この条例の効果というのは、どの立場から見るかによって、ある人にはメリットに見えるし、もう一方から見たらデメリットに見えるだろうということで、こういうデメリット・メリットという言葉を使うのはよくないのかなというふうに考えてあえて使っておりません。

区域を定めて事業を制限するということは、事業する側に見れば、不利益――デメリットをこうむっているというふうに見えます。ただその反射的効果として、この住居専用地域における住民は、良好な住環境を得られると、それから学校周辺地域においては児童生徒の登下校時の安心・安全が図られるとこういう相反する関係にあるのかなというふうな理解であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　県職員の職務中の政治活動ということで、県庁舎内でのポスターなどの掲示等の関係でございます。

確かに平成30年の９月に――一昨年ですか――庁舎内の県職連合が活用している掲示板のほうに掲示があったところでございまして、それにつきましてはいわゆるその掲示板の使用許可については、その管理規則をしっかり守っていただきたいということで私どものほうから指示をしたところです。そうしましたら、それについてしっかり撤去をされているところを確認したところでございます。

具体的な事案につきましては、地方公務員法に抵触する行為かどうかを判断するに当たっては、その行為の主体、目的、対応等の具体的な内容を踏まえ、いわ

ゆる地方公務員法に照らして慎重に判断することになるということでございますので、具体の事案を私どものほうで今把握しているところではございませんので、そのようにお答えさせていただきました。

以上でございます。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時28分休憩

午後４時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君　総務部長、非常に今私、代表質問を通して過去だからみたいな形になるんだけど、もうずっと過去から永遠に国政選挙もこういった基地反対運動も職員が平気で反対活動している。直っていない、注意喚起を促すと。これ法律上の、地方自治法の、地方公務員法の悪質な違法ですよ。その見解に対して総務部長、注意喚起で終わるんですか。答弁を改めて求めます。

そしてことし６月に県議選があります。またこのような活動で４年前のこういった証拠もあります、誰と誰を支持しなさいと。またこのようなことを繰り返していいのか。職員が職員を、政治選挙運動しなさい、こういったメールで拡散していく。証拠もある。非常にこれ沖縄県はおかしい。県警本部長にもわかる範囲で答えてほしい。公務員がこのような選挙運動する、政治活動する。これ法律的にどのような問題になっていますか。県警本部長、わかる範囲でいいですよ、法律内。答えてほしい。もう県職員の異常な状態、直してほしい、知事。知事にも答弁求めますよ。もうこれおかしい、全国から見て沖縄県は。恥ずかしいよ、私たちは。法律を守れないというのは、恥ずかしいんですよ。ぜひお願いしたい。もう証拠もあるから、我が党は。過去は過去で水に流す、次６月やったら法的な形で県警にしっかりやっていく。これぜひ答弁を求めます。（「意味不明」と呼ぶ者あり）　意味不明ではない、事実だ。黙ってなさい。（「出しなさいよ」と呼ぶ者あり）　あるよ、後で。

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

○新垣　　新君　ちょっと黙ってもらえますか。退場しなさいよ、じゃ。

それでは、もう一度やります。

重度知的障害の普通高校受け入れについて、教育長の視察調査について伺います。

教育長、どこの都道府県を視察なされましたか。ぜひ都道府県を教えてください、学校名もわかるなら。そして、この視察先に県会議員が同行しています。県会議員の名前もお聞かせください。そして、今回の視察に同行した与党議員に対し優しく、野党には不公平並びに差別的な政治的なあり方、または文教厚生委員会について、慎重で温かい議論を非常に期待していたんですが、我々文教厚生委員会に本当にこれ不快感を示すような形になっていないかと、その３点を伺います。

もう一点、この視察先において、議員と夕食または会食を行いましたか、伺います。

コロナウイルスについて伺います。

保健医療部長、きのう保健部長はタクシー各社に危機管理が足りなかったのではないかとマスコミ報道でコメントしています。この中身を具体的にもう一度説明を求めます。

もう一点、観光振興について。住宅宿泊事業の実施の制限について。

部長、この問題において学校敷地周囲100メートルの制限区域では金曜日の正午から月曜日の午前０時までしか営業できないというものを、北海道ではこの制限を撤廃をしている。だから北海道をまねて、この部分において規制を緩和してこの条例に参加している市町村を調べてこのデメリット、またやめていった失業者も出たという事実もあるという現実を認め、早期に改善していただきたいんですけれど、この保健部長の答弁と担当副知事の答弁もお願いいたします。

続きまして、南部病院。今、友愛会が使っていますが、移転後の跡地利用の問題はこれから計画していくと、建物を壊さないと解体しないとできないという発言がありましたが、前もって糸満市民の圧倒的な総意の声を申し上げます。この土地に病院があった、もう一度病院を求めていただきたい。そういった基幹病院等、国や関係機関また糸満市そして糸満市の関係各団体とも病院機関関係団体とも、もう一度南部医療構想との課題の兼ね合いがあると思いますが、再度検討していただけないか。病院事業局長または県知事、糸満市民、南部の一人一人の生命と財産を守ってほしいんですね。県民の声を誰ひとり取り残さないという知事の声を期待して答弁を求めます。

あとは、もう一度答弁聞いて再質問します。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時36分休憩

午後４時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　職員の政治活動の件の再質問にお答えいたします。

先ほども御答弁させていただきましたが、一般職の地方公務員は地方公務員法第36条において特定の政治的目的を持った勧誘運動等、一定の政治行為が制限をされているところは周知のことかと思っております。

それで私どもとしましては、当然のことながら一般職の職員は法律を遵守すべきでありますので、法令の遵守、それと服務規律の確保の周知徹底をしっかり図っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　宮沢忠孝君登壇〕

○警察本部長（宮沢忠孝君）　公務員の選挙運動についてお答えをいたします。

一般論になりますが、県警察といたしましては、刑罰法令に触れる行為があれば法と証拠に基づき厳正に対処することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　再質問にお答えいたします。

まず、視察したのはどこの県かということですが、千葉県と大阪府でございます。

学校名につきましては、視察先の府県が学校名は控えてくださいということでございましたので、控えさせていただきたいと思います。

あと県議が同行していたのではないかという御質問ですが、県議は宮城一郎県議でございました。

これは、実は私どもは教育委員会として視察する予定でありましたけれども、宮城県議が独自に行かれるということもあり、先方も了解したということでしたので、学校で落ち合いまして、学校でまた別れたという形になっております。会食はやってございません。独自にそれぞれ学校に県議も行かれて、私どもの後に一緒について行かれるということでございました。

議員から御指摘の、文教厚生委員会の関係等と思われることがあった件については、こちらもいろいろとまた反省すべきは反省したいと思っております。

以上です。

○新垣　　新君　ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時43分休憩

午後４時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず最初に、コロナ関係の再質問でございますけれども、タクシー会社について危機意識が少し足りなかったのではないかという発言ですけれど、２月１日に接岸したこのクルーズ船について、那覇港を離れた後、香港で下船した人が感染していたということで、一時下船していた人が約2700人いたということです。我々２月３日から接触をした可能性のある人ということで調査をかけました。２月４日、５日、６日ぐらいの時点では100名弱だったわけですけれど、その後タクシーの運転手の数が毎日のようにふえていったということがございました。今回感染が確認された方というのは、我々が把握していたタクシー運転手名簿になかったものです。このタクシー協会から各会社に対して照会が行っているわけですけれど、その応答が十分ではなかったのかなという趣旨で今後そういうことをしっかり報告してもらう必要があるだろうというようなことで申し上げたところでございます。

次に、住宅宿泊事業でございますけれど、北海道の条例も確認しています。北海道の条例においても沖縄県の条例と同じように、学校の敷地から100メートルというような形の制限は同じように加えられておりますので、都道府県によっては、家主が居住しているかどうかで区分しているような事案もあるとは聞いております。ただ、やっぱりこの住宅宿泊事業法の法の趣旨、区域を定めて制限しますよということと、この家主がいなくても、家主がいるのと同じような形での規制といいますかそういう縛りがございますので、その辺、法の趣旨を踏まえてやっぱり慎重に検討する必要があるだろうなというふうに考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

今答弁しようとしていますので、静粛に願います。

〔病院事業局長　我那覇仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　先ほど新垣新議員から南部病院の跡地利用について、もう一度県立病院を、病院機関等を望みたいという話についてですが、確かに友愛会の南部病院等に係る要請について、糸満市から医療福祉関連等の計画になることを期待しているという要請は承知しております。

県立南部病院については、平成16年２月に策定された県立病院のあり方検討委員会報告書において、県立病院としての役割は終わっているものと結論づけら

れています。したがって現在、病院事業局では県立病院としての再開をする予定はございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　新君 部長、改めて今新型コロナウイルスのきのうのタクシー各社に危機意識が足りなかったのではないのかという問題。ちょっと今、わかりづらい。そして危機意識って感じているのかという形を今部長の答弁にあったけれども、知事、改めてこれ知事の言葉で、担当副知事の言葉でも構いません。再度、今の形だと不適切じゃないかなって感じる県民多いと思うんですよ、テレビで見ている人も多く。もう知事及び担当副知事でこれを答えていただければなと。今このようなことを繰り返すと非常に県民は不安になりますよ。こういった発言されると誤解を招きかねない、タクシー、打撃ですよ。今のような答弁されると。悲鳴を上げているんですよ、今こういったことを言われると。ぜひ再度誠意ある答弁を知事、副知事が答えてほしいのが１点。

先ほどの、県住宅宿泊事業の実施の制限についての問題。

家主滞在型、家主不在型、双方がよくなる、また制限地域もある。さまざまな形で一日も早く北海道に視察に行って、沖縄版に改良して、半年以内に――もう失業者が出ているんですよ、この問題において。学校から100メートル以内の。だから救えるところは救ってほしいんですよ。自分たちで条例を提案して、抜ければいいとそんな議論じゃなくて、自分たちで今度改善してやるべきが沖縄県の責務だと私は思うんですよ。その件に関して、部長、改めて北海道視察もお願いしたいと強く申し入れますが、再答弁お願いします。期待しております。

続いて、地域福祉・医療の充実について。

県立病院でやらないのはもう重々承知でございます、当然。私が言う病院機関等というのは、国の、そしてさまざまな日本国内の医療機関と総合病院と民間も含めてそういうところにお願いしているんです。県立を求めていません。だから南部医療計画に沿って、新たな形で国の機関そして病院機関、そういう形で知事を先頭に糸満市長ともちゃんと向き合って、特にロビー活動、誘致活動を行ってほしいんです。知事、先ほど局長から答弁があったんですけれど、糸満市民は、病院をもう一度その場所に病院機関等の誘致を実現させてほしいと、市民の切実な総意なんですよ。一分一秒をいざ争うときに病院は近いほうがいいんですよ。心筋梗塞で倒れるときもある、脳梗塞で倒れるときもある。早いほうが助かる。だから知事、誰ひとり取り残さないという知事のこの行動力に期待して、知事の答弁を求めたいんですよ。伺います。県立は最初からわかっています、私は。病院機関等ですよ、民間を含めた。国の機関等も含めてということ言っていますよ、糸満市長とともに。ぜひ知事の答弁を求めます。

先ほど教育長、大阪と千葉を視察されたと。今、反省しているみたいな感じの答弁がありましたけど、わかりにくい。非常にわかりにくい。何でこんなことが起きたのか。教育委員会の関係者から漏れないと議員が行くはずないでしょう、普通誰がどう考えても。内部で漏れているからこうなっているんでしょう。こういった問題。偶然というのはあり得ない、絶対に。アポイントメント等もおいて。ぜひ、この問題において私は危惧しているんです。もう一度きれいに明確に答えてもらいたい。

そしてもう一点が、この問題においてさまざまな課題があると言いました。専門職員、専門カリキュラム、さまざまな機会。これを沖縄版に改良するときに、どういったシミュレーションが想定されるのか。今の検討課題も、それも申し上げていただきたいなと思います。

そしてこれ答弁は要りませんが、議長に対し強い申し入れが、県議会として申し入れがあります。

教育行政は、政治から最も独立すべき分野ではないか、教育長が特定の議員のみを同行させた今回の対応について議会側の姿勢も問われるので、議長に確認していただきたい。そして視察は２日間にわたっているようだが、その間当該議員による政治介入が疑われても誰も証明しようがない。それも議長のほうで取り計らいを願いたい。

議長、文教厚生委員長、今回の件について、なぜ同行したのかをちゃんと確認していただきたい。この件において、私は与党と野党の差別というのが鮮明になったと、悲しみを強く感じています。その距離について、適切だったのか、与党と野党の差別、これはあってはならないことだと私は強く、県議会にも強く申し入れをしますが、県知事、そして教育長、答弁を求めます。

この件において、議長、取り計らいをお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時55分休憩

午後４時57分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　新垣新議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず第１点目に、新型コロナウイルスの対応の関係で、昨日の保健医療部長の発言、危機意識の問題。

これにつきましては、ある意味タクシー協会の方々も、タクシーの運転手の方々も大変不安に思っていると思っております。そういったことを踏まえて我々しっかり対応しなければならないということをまず申し上げたいと思います。一方で２月１日に、ダイヤモンド・プリンセス号から2679名が下船した。県も２月３日から調査を行って、278名の方々の調査を行った。我々はずっと経過観察していたわけですが、実は、１日からいわゆる潜伏期間14日間、何もなければと思ったんですが、御案内のように12日に１人目が出たと。その１人目で何とか終わってほしいという思いがあったわけですが、御案内のように19日、昨日、また２人目が出たということで、その１人目が出た際にも我々は対策本部会議をやりました。県におきましては、企画部のほうから沖縄総合事務局ともしっかり連携してこの情報の収集をやるようにという話をしていたやさきにまた２人目が出て、この２人目がまた漏れていたということで我々としても大変残念な思いがございました。

昨日の保健医療部長の発言は、いわゆる担当部長として切迫した思いの中でそういった発言があったと思いますが、一部タクシー協会の方々、タクシーの乗務員に対する思いを若干やらなかったことにつきましては、担当副知事として今後そういった発言については注意をしたいというふうに考えております。

それから２点目の、旧南部病院跡地の利用の件でございます。

新垣議員からは南部圏域の思いと南部医療構想ですか、そういう話がございました。その思いは思いとして受けとめさせていただきますが、県全体の医療体制をどうするかということは、これはまた相当いろいろ審議会等議論しないといけません。全体の計画というのがありますので、そういった議論もまずあるということはしっかり御認識いただきまして、まずは皆様の思いがどういったものかまた今後お聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　住宅宿泊事業の区域を定める制限については、市町村の意見も聞きながらどういうやり方がいいのか絶えず研究していって検討したいと思います。

以上でございます。

○新垣　　新君　北海道に行ってほしい。どうでしょうか。

○保健医療部長（砂川　靖君）　北海道に行くかどうかは別にして、いろんなところの情報は収集します。行くかどうかは別にして、その上でどういうあり方がいいのかというのを考えさせていただきたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　再質問にお答えいたします。

まず視察に関しまして、当時、私は視察先においての質問調査項目の整理に集中しておりました。そういった中で、直前だったと思いますが、県議のほうと職員のほうでやりとりがあったようですけれども、それで視察先の了解も得たということでした。これ断るべきだったんじゃないかという議員からの御指摘もございますし、そういうことではそういう整理が必要だったと反省しております。心からおわび申し上げます。

それと、課題の御質問でしたけれども、まず、さまざまな課題があると申し上げましたが、視察先の県においては例えば、沖縄県の高校の場合は、科目の履修に当たって教科・科目の目標がある程度到達できたときに、単位を認定という形でやっているわけなんですけれども、特に大阪府さんの場合は、沖縄県とはかなり異なる方法で進級、卒業を認めていらっしゃったと。ただ、今具体的にどういうことかという内容を申し上げたいのですが、実はきのう、大阪府さんともこういう内容で答弁していいかというやりとりをさせていただいたんですが、具体的な内容は言ってほしくないと実はございました。昨日それを確認いたしましたので、ただ申し上げますと、個々の生徒ごとに教科で――例えば、国語とか英語とか地学とかいろいろあるんですけれども、目指している内容とは異なる内容を個々の生徒に応じて到達目標を定めまして、それができれば履修修得したというふうなことをなさっているということがございます。そういうやり方については、障害に配慮した一つの目標の設定の仕方なんだということを申し上げておりました。これを沖縄県の学校で今すぐそのまま写してできるかというのもありまして、高校の教育の根幹にかかわる部分でもございますので、沖縄県としてどのようにこれを行うべきなのかという

のを慎重に整理する必要があるのかなということでそういうふうに申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 質問権はありませんので、質問は別の方ですから。

また質問しますか。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 新垣新議員の御質問にお答えいたします。

ただいま教育長からも答弁がありましたとおり、今後は十分その判断において慎重に行うということですので、今後とも私もしっかり注視をしていきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後５時６分休憩

午後５時８分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明21日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時８分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　當　間　盛　夫

会議録署名議員　　比　嘉　京　子

令和２年２月21日

令和２年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　３　号）

令和２年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）

令和２年２月21日（金曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第3号

令和２年２月21日（金曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知　事	玉城デニー君	政策調整監	島袋芳敬君
副知事	富川盛武君	知事公室長	池田竹州君
副知事	謝花喜一郎君	総務部長	金城弘昌君

企画部長	宮城　力君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
環境部長	棚原憲実君		
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	総務部財政統括監	金城　賢君
保健医療部長	砂川　靖君	教育長	平敷昭人君
農林水産部長	長嶺　豊君	公安委員会委員	與儀弘子さん
商工労働部長	嘉数　登君	警察本部長	宮沢忠孝君
文化観光スポーツ部長	新垣健一君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
土木建築部長	上原国定君	人事委員会事務局長	池田克紀君
企業局長	金城　武君		
病院事業局長	我那覇　仁君	代表監査委員	當間秀史君
会計管理者	伊川秀樹君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田　隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平良　潤君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

当山勝利君。

〔当山勝利君登壇〕

○当山　勝利君　おはようございます。

社民・社大・結連合の当山勝利です。

会派を代表して質問いたします。

１、知事の政治姿勢について。

玉城デニー知事を先頭に誰一人取り残さないを基本理念に、持続可能な社会構築に向けて県として取り組んでいるところであります。また、民間においても、ＳＤＧｓの取り組みを行っている団体がふえてきています。

そこで、県のＳＤＧｓ実現に向けた次年度の取り組みについて伺います。

人道支援・国際貢献を目的とした国際災害救済センター（仮称）は、検討事業として不発弾処理について現地調査をし、またアジア地域の台風対策で沖縄県の知見や技術がどの程度活用できるのか、役に立つのか、ＪＩＣＡ沖縄と連携を図っているところであります。

(2)、今年度の検討結果と次年度の取り組みについて伺います。また、検討事業はいつまで行われ、どのような形態で同センターの機能を持たせていくのか伺います。

21世紀ビジョンはあと２年で期限を迎え、目標達成に向けた積極的な取り組みが必要です。次年度予算は国からの一括交付金が減らされたにもかかわらず、過去２番目に大きな予算規模となっており、玉城デニー県政下での自立経済に向けた取り組みの成果があらわれていると言えますが、現振興計画目標達成に向けた次年度の取り組みについて伺います。さらに、沖縄の自立経済を実現させるためには、次期振興計画に期待されるところが大きいですが、次期振興計画策定に向けた取り組みについて伺います。

10月31日未明、首里城正殿から火災が発生し、南殿、北殿などが焼失しました。多くの県民の悲しみの中で、首里城火災跡の現場検証が行われました。約３カ月かけて検証されましたが、県警は出火原因の特定に至らなかったようです。

そこで原因が特定されないまでも、推測される出火原因は何か伺います。また、正殿からほかの建物に次から次へと延焼したのは強風だけが原因か、マニュアルに不備はなかったか、管理体制は万全であったか伺います。

首里城の早期復旧・復興を願い、多くの県内外の方々や団体から心のこもった寄附が県・市町村・民間団体に寄せられています。この事実を受けとめ早期の取り組みと、同じことは繰り返さない体制をつくっていかなければなりません。

そこで、寄附の額は全体で幾らか、どのように集約し活用していくのか伺います。さらに焼失した首里城の早期復旧・復興に向けた次年度の取り組みについて

伺います。火災によって失われたり損傷したりした工芸品を今後どのように復元していくのか伺います。

本年度、県は鉄軌道の導入に向けて国に対し、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設に向けた取り組みの加速と、国による事業実施に向けた取り組みの早期着手を要請しましたが、県の要請に対する国の対応について伺います。また、県は国から示されている費用便益分析などの諸課題のより詳細な調査を行っているようですが、結果並びに国への調整時期について伺います。鉄軌道と連携するフィーダー交通を含めた公共交通ネットワーク構築に向けた取り組みの時期や検討課題について伺います。

大型ＭＩＣＥは観光の起爆剤として、また均衡ある県土の発展として大きく期待されているところです。先日、コンベンションセンターで行われたリゾテックおきなわは多くのブースが立ち並び、ブースとブースの間の通路に狭さを感じました。また企業が自社製品の発表をするステージ前の座席が十分でなく、立ち見が多くあり、人の往来を遮っているなど、見本市会場としては手狭感がありました。ことしの10月にはツーリズムＥＸＰＯジャパンとリゾテックおきなわがコンベンションセンターで同時開催するということですから、会場の広さとしてどうなのか、どう考えても狭いと思います。

大型ＭＩＣＥは早期実現が必要です。

そこで大型ＭＩＣＥ実現に向けた取り組みにおいて、県は財源の確保並びに利用者の利便性向上などが課題となっていますが、解決策について伺います。また、次年度の取り組みと目標とする大型ＭＩＣＥの供用開始時期について伺います。

２番、アジア経済戦略構想について。

2019年度沖縄県アジア経済戦略構想推進・検証委員会はその提言書の冒頭で、アジア経済戦略構想の策定から４年目を迎え、アジア経済のダイナミズムを取り込む取り組みが進展し、県経済は拡大を続けているとし、３項目４分野の提言を行っています。

そこで、提言の分野、項目における次年度の取り組みについて伺います。

まず那覇空港第２滑走路の活用促進のために航空路線の拡充をすることを目的として、専門的な知見が集約可能な路線誘致体制の構築、特にアジアの新興国からの路線誘致、既就航路線での新規参入及び増便など拡充に向けた取り組みの強化などの提言を実現するための次年度の取り組みについて伺います。

観光ＩＴ連携の促進として、国際ＩＴ見本市を持続的な産業成長エンジンとするための体制強化や、本開催に向けた実証実験の拡充・強化及び特色ある見本市とするための取り組み推進などの提言に対する次年度の取り組みについて伺います。

先ほどリゾテックおきなわ国際ＩＴ見本市の会場について少し触れさせていただきました。いろいろな会社や国から観光業を支えるＩＴ技術の展示説明が行われ、私も各ブースでいろいろな説明を受け、意見交換をさせていただくなど有意義な時間でした。知事もテープカットの後、各ブースを回られていましたが、リゾテックおきなわに対する知事の所見について伺います。

航空関連産業クラスター形成促進に向け、航空機の機体整備量を拡大するための顧客獲得に向けたインセンティブの強化や機体整備関連企業に対する支援策の拡充などの提言に対する次年度の取り組みについて伺います。

健康・医療産業を核とした産業振興拠点づくりに向けた、次年度の取り組みについて伺います。特に、医療機関などとの連携を視野に入れた健康・医療・バイオ分野を中心とした産業集積を図るための取り組みについて伺います。

３、情報通信産業について。

沖縄ＩＴイノベーション戦略センターＩＳＣＯは平成30年７月から開業し、約１年半が経過しました。沖縄県において情報関連産業は観光業に次ぐ産業として成長してきており、ＩＳＣＯは沖縄のＩＴ産業や県内産業の高度化、高付加価値化に向けて中核をなす事業体として期待されています。ＩＳＣＯの本年度事業としてＩｏＴ利活用促進ネットワーク基盤構築・実証事業やアジアＩＴビジネス活性化推進事業などが行われていますが、それぞれの事業の成果について伺います。また、次年度の取り組みについても伺います。

高速大容量通信である次世代通信基盤５Ｇを活用し、沖縄の強みを生かした人、物、情報の連結により新たな価値を創出する、沖縄型Society5.0を実現するために、次期構想が令和４年に策定される予定となっています。次期構想策定に向け本年度調査等が行われていますが、成果と調査によってわかってきた課題について伺います。また、次年度の取り組みについて伺います。

沖縄県が推進している、アジア経済戦略構想は好調なアジア地域の経済を取り込むことを目的としています。その推進計画の中にアジアと日本のＩＴビジネスを結びつけるブリッジ人材の育成やアジア企業と県内企業を連携させる開発拠点形成などがプロジェクトとして挙げられているアジア有数の国際情報通信拠点ス

マートハブの形成を重点戦略としていますが、その取り組みについて伺います。

今定例会の知事提案説明要旨の中で、「先端ＩＴ技術を各産業へ導入し、産業の高度化や生産性の向上等に取り組む」や、中小企業・小規模事業者の支援として、情報通信技術の活用による生産性の向上などＩＴと企業を連携させて産業の高度化や生産性の向上を推進されているようですが、その取り組みについて伺います。また、農業とＩＴ技術の連携により、農業の効率化、高生産化も必要な取り組みと思われますが、農業とＩＴ技術の連携についてどのように考えているのか、また取り組まれるのか伺います。

昨今、人工知能ＡＩはマスコミなどで取り上げられ、なじみのあるワードとなりました。また言葉だけではなく、全国の自治体においてＡＩやＲＰＡを導入することによって、職員の負担軽減につながっている記事が新聞や雑誌などでも掲載されるようになってきています。例えば東京都港区では職員の児童手当業務や、介護保険審査業務などの11業務でＲＰＡを導入し、年間6000時間の業務負担軽減が図られ、保育施設入園選考にＡＩを活用することで、これまで15人程度の職員が１週間かけて行っていた業務が削減できると報告されています。また、埼玉県では、勤勉手当の除算期間計算業務や通勤手当確認業務などがＲＰＡ化することで､大幅に業務の軽減化が図られています。沖縄県内においても導入を決定または検討している自治体もふえてきているのが現状です。

そこで沖縄県庁でも職員の業務負担軽減としてＡＩ、ＲＰＡ導入に向けた取り組みをすべきと思いますが伺います。

４、商工労働について。

沖縄県内の地域経済循環率は約78％と、全国ワースト４位であることが報道されました。沖縄県内の約１兆円が県外に流出しているようです。自立経済を目指す上でその率をなるべく高めることは必要ですし、それと同時にアジア経済を取り込むための経済活動をさらに強化することで県経済の規模自体を大きくしていかなければなりません。その実現のために、企業経営の高度化や製品の高付加価値化を推進する必要がありますが、その取り組みについて伺います。また、それらを促進するためにノウハウや技術を有する人材を県外から取り込む必要があると思いますが、ＵＪＩターンの取り組みについて伺います。

先日、第３回沖縄ものづくり技術展を視察させていただきました。

センター所長に各ブースを御案内いただき、大変有意義な視察ができました。毎年視察させていただいていますが、年々活気が出てきており、また今回の技術展は企業間連携が一つの目的であるということで出展業者が自社の製品について他社の方々や来場者にプレゼンをするという取り組みが行われていました。以前、私は東大阪市にあるものづくり企業の常設展示場であるＭＯＢＩＯを視察させていただきましたが、そこでは定期的に自社製品のプレゼンを他社技術者の前で行い、技術の高度化、融合化などイノベーションの促進を図っていました。まさしく同様の取り組みが沖縄の展示会でも行われており、よい取り組みであると思っています。

そこで新しい画期的な商品が生まれる沖縄のものづくり促進のための取り組みについて伺います。また、ものづくり企業間の交流を積極的に取り組むべきと思いますが伺います。現在、製造業県内発注促進事業が行われていますが、県内にない技術や部品、製品をどのように補塡するのか伺います。

沖縄県の2019年における県内平均失業率は2.7％と過去最低で、また有効求人倍率は1.19倍と過去最高、しかし正規雇用の有効求人倍率は0.60倍とまだ低いままであります。また、県内の人手不足は深刻で、その影響で１人当たりの業務量がふえたり高齢者が労働者として働く割合がふえたりするなどして、労働災害がふえていると指摘されています。さらに外国人労働者が2019年10月に過去最多の１万314人となり、前年同月比で増加率は全国２位とのことです。昨年、総務企画委員会でイタリアを視察したとき、外国人労働者受け入れにおいて、言葉の壁が問題になりやすいため、イタリアで働く外国人労働者にはイタリア語を習得する義務を課していました。

そこで沖縄県内における正規雇用向上に向けた取り組みについて伺います。また、人手不足への対応並びに労働災害増加への対応について伺います。外国人労働者の言語によるトラブル解消の取り組みについて伺います。

那覇空港内に、航空機整備施設が供用されて１年がたち、また昨年５月には那覇港総合物流センターが開業しました。さらにことし３月26日に、那覇空港第２滑走路が供用開始となります。国際物流の環境は整いつつありますが、空の貨物を担う民間企業が2020年度の事業計画において、成田、関空を中心に貨物便の減便、運休の方針を示し、沖縄貨物ハブにおいても一部減便、運休すると発表しました。米中貿易摩擦などを背景とする大幅な市況の悪化が要因とのことですが、新型コロナウイルスによる経済影響も今後出てく

るのではないかと心配されます。同社は沖縄貨物ハブをアジア向けの重要拠点としていることから、沖縄県の施策である、国際物流拠点の形成事業に影響が出てくるのではないか危惧されます。

そこでＡＮＡの沖縄貨物ハブ一部減便、運休による臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成事業への影響と対策について伺います。那覇空港第２滑走路、航空機整備施設、那覇港総合物流センター、産業集積地域などインフラは整備されてきていますが、物流の現状と次年度の展開並びに2021年度目標達成見込みについて伺います。

５、観光行政について。

世界水準の観光・リゾート地の実現に向けた取り組みにおいて、2021年度の目標観光収入1.1兆円、観光客数1200万人、外国人観光客数400万人が掲げられ取り組みが行われています。2019年の観光客数は1016万3900人と過去最高を更新しました。しかし日韓関係の悪化や新型コロナウイルスの影響などにより観光客数や観光経済に影響が出てくると懸念されているところです。昨日、観光客数が減少することで少なからず沖縄経済に影響を与える内容の報道がありましたが、今後の見通しと対応について伺います。また、沖縄県内のホテル等の客室が供給過多ではないかとの懸念が業界内で出ています。日銀那覇支店が発表している数字でもホテル稼働率が近年下がっているようですが、県はどう把握しているか伺います。宿泊施設は環境において重要なファクターであり、過当競争に陥らないサステーナブルな事業展開ができる施策が必要と思われますが、対応について伺います。

目的税である観光・環境協力税（仮称）の導入に向けた取り組みにおいてその作業がおくれているとのことですが、その理由とパブリックコメント及び同制度の導入時期について伺います。また、観光基金の目的及び使途について伺います。

昨年10月に延長部分が開業した沖縄都市モノレールですが､観光客の増加や県民の足としての普及など、朝夕の混雑が問題となっています。これまで運行間隔を短くすることで対応されてきましたが、それでも厳しいのが現状で、３両化に向けた取り組みが始まりました。

そこで沖縄都市モノレール輸送力強化に向けた次年度の取り組みについて伺います。また、延長した駅周辺の整備が追いついていないようですが、いつまでに整備が完了するのか伺います。さらに、てだこ浦西駅におけるパーク・アンド・ライドの現状と次年度への取り組みについて、また同駅へ車で行く場合わかりづらいとの苦情があり、改善が必要と思いますが伺います。

６、会計年度任用職員制度について。

地方公務員の臨時や非常勤職員は、年々増加しており、教育や子育てなどさまざまな分野で活躍されているなど行政の重要な担い手となっています。このような臨時や非常勤職員の適正な任用そして勤務条件を確保するために、会計年度任用職員制度が制定されました。本制度は同一労働､同一賃金を基本としています。同制度にかかる必要経費は、各市町村分を県が取りまとめ国に提出していますが、県及び各市町村の予算は確保されているのか伺います。

次に、県及び各市町村における給与や一時金、再任用方針など臨時や非常勤職員が会計年度任用職員移行後の処遇等は適正に確保されているのか伺います。また、県は各市町村に対し指導する立場にあると思いますが、正規雇用職員と会計年度任用職員との待遇に差が出てきている市町村もあるようです。県の指導方針について伺います。

７、農業政策について。

農業産出額は2012年以降増加し、2016年では1025億円となりましたが、ここ２年連続して減少しています。21世紀ビジョン実施計画に掲げた目標は1220億円ですが、目標達成のための現状の課題と農業振興に向けた取り組みについて伺います。

県内の黒糖工場が売り先を確保できず、2000から3000トンの在庫が発生する見通しのようです。県は、サトウキビの安定生産に向け取り組まれていますが、製品となる黒糖に対して、責任を持って販路拡大に向けた取り組みをする必要があります。昨年県は、黒砂糖協同組合、ＪＡ沖縄と連携し、県内の量販店に販売促進キャラバンを行ったと伺っています。次年度も引き続き販売促進に向けた取り組みが必要だと思いますが、伺います。

沖縄県は台風などの自然災害が毎年のように発生し、多くの被害が出ています。

今後、地球温暖化の影響により、台風が大型化し、農作物などに与える被害も大きくなることが予想されています。本県にとって、被害軽減対策や被害救済対策は重要でありますが、台風の大型化に対応するためにさらなる対策が必要ではないでしょうか。

そこで、台風の大型化など自然災害に対する農業支援について伺います。

８、浦添市西海岸地域の諸課題について。

まず、キャンプ・キンザー返還に向けた取り組みの進捗状況について伺います。

さて、「那覇港浦添ふ頭コースタルリゾート地区公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書」における審査会答申の前文に、

事業実施区域及びその周辺海域には海域生態系の構成要素として特に重要なサンゴ類、海草藻場、干潟が分布するなど沖縄島中南部の西海岸では稀な自然海浜が残されており、自然環境の保全に関する指針においても、「自然環境の保護・保全を図る区域」であるランクⅡと評価されている。また、牧港補給地区の存在によりアクセスルートが限られていながらも潮干狩りや豊かな自然環境を活用した地元小学校による環境学習の場として活用されている。　このような良好な自然環境が残されている地域において本事業が実施された場合、事業実施区域に存在する藻場や干潟が消失することとなり、事業実施区域周辺のサンゴ礁や藻場、干潟が大きな影響を受けることや、埋立地の存在による潮流変化に伴う堆砂などの地形変化等の影響が懸念されるところである。

とあります。

また、同答申の「対象事業の目的について」の中に、「埋立事業は海域を面的に消失させ、海域環境に不可逆的な影響を及ぼすと考えられることから、埋立事業の実施に当たっては、事業の必要性を十分に検討し、」ともあります。

そこで那覇軍港浦添移設を含めた那覇港浦添埠頭地区の埋め立てによる自然環境の影響について伺います。

那覇港浦添埠頭のコースタルリゾート地区、国際流通港湾機能地区それぞれの役割と必要性について伺います。

９月、11月定例議会の我が会派の代表質問において、那覇軍港浦添移設の合理性について問いました。いただいた御答弁は、「那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、」協議会の枠組みの中で取り組みを進めていくことが現実的であるでした。しかし、那覇軍港の浦添移設による移設先の基地負担に対してどのように向き合うのか、キャンプ・キンザーの返還が決まっている今、その地先に軍の施設が来ることで土地の利用価値が下がるのではないか。有効利用ができないのではないかという懸念材料にどう答えていくのか。現実的であるということだけで、移設を進めることは地権者や地元住民の方々の不安を解消することはできません。将来、周りが民間地となることがわかっている一角に軍の施設ができることはやはり合理的ではありません。

そこで伺います。

浦添地先に那覇軍港代替施設が移設されることによる地元の基地負担について県の考えを伺います。また、キャンプ・キンザー返還跡地利用において、那覇軍港浦添移設は、その有効利用を妨げる懸念が拭えませんが、影響についてどのように考えているか伺います。

９、伝統工芸及び文化振興の取り組みについて。

おきなわ工芸の杜が2021年度に供用開始を目指し整備が進められていますが、同施設の事業内容及び体制づくりについて伺います。

国立劇場おきなわを中心とするエリアに整備される予定の文化発信交流拠点整備事業の進捗状況について伺います。また、予想される事業費、整備のためのスケジュール、事業内容などについて伺います。

以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

当山勝利議員の御質問にお答えいたします。

アジア経済戦略構想についての御質問の中の２の(1)、航空路線の誘致拡充に関する取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、航空路線の誘致・拡充について、那覇空港第２滑走路の供用開始等を見据え、ＯＣＶＢや空港ビル会社など関係者との連携を強化して取り組むこととしております。具体的には、定期的に会議を開催し、関係者間で情報の共有を図るほか、ルーツアジアなど航空商談会において航空会社との交渉を共同で行うことなどを予定しております。また、ロンドンやシドニー等国際線未就航都市における県内観光関連事業者との共同プロモーションの実施や、国内・海外の観光地と連携した周遊促進などにより、新たな市場において沖縄観光の需要を掘り起こすことで、新規路線就航や増便へとつなげていきたいと考えております。

次に２の(2)、国際ＩＴ見本市に係る所見と次年度の取り組みについてお答えいたします。

去る２月５日、６日に開催された沖縄初の本格的ＩＴ見本市であるリゾテックおきなわ国際ＩＴ見本市は、海外24社を含む135社の出展、主催者発表速報値で延べ8800人の参加により、初開催としては大盛況となっておりました。当日私も会場を視察いたしまして、ロボティクス、ＡＩ、ＩｏＴなど、さまざまな先端テクノロジーの活用が、県内企業の課題となってい

る生産性向上や付加価値の創出に不可欠であり、このような場と機会の重要性を強く認識いたしました。今後は、この見本市によって喚起された各産業におけるＩＴ需要や、技術活用に対する機運を着実に具体化するために、実証事業支援、導入支援、人材育成支援など、年間を通じて行う取り組みを強化するとともに、関係機関と連携し、本見本市を継続開催していきたいと考えております。また、次年度の国際ＩＴ見本市は、本県で10月に開催されます世界最大級の旅の祭典ツーリズムＥＸＰＯジャパンと同時開催いたします。この機会をジャンプアップするための好機と捉え、世界各地からの参加者拡大につなげることで、リゾテックおきなわブランドの世界への発信を強化してまいります。

次に、伝統工芸及び文化振興の取り組みについての御質問の中の９の(1)、おきなわ工芸の杜の事業内容及び体制づくりについてお答えいたします。

長い歴史と文化に培われた地場産業としての伝統工芸を継承するとともに、持続的に発展できる産業として競争力を高めるため、人・わざ・情報の交流拠点として、おきなわ工芸の杜の整備を進めているところです。同施設については、令和元年11月に土地造成工事に着手し、令和４年３月に供用開始する予定となっております。また、沖縄県の工芸産業の振興のため、技術や技法の高度化、市場ニーズに対応した製品開発、起業家の育成に加え、情報発信の拠点としての機能を備えた施設とする予定です。さらに、工芸事業者への技術的支援を行う工芸振興センターとの連携や工芸産地組合などとのネットワークを構築するなど、支援体制の強化を図り、より一層の沖縄県の工芸産業の振興に邁進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 政策調整監。

〔政策調整監　島袋芳敬君登壇〕

○政策調整監（島袋芳敬君） おはようございます。

１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(5)、首里城の早期復旧・復興に向けた次年度の取り組みについてお答えをいたします。

首里城の早期復旧・復興に向けた次年度の主な事業といたしましては、復興に係る基本計画策定等を行う首里城復興推進事業や、首里城火災に係る再発防止検討委員会（仮称）の設置、復元過程の公開に係る仮設通路整備を行う首里城復旧・復興事業となっております。また、首里城において沖縄伝統空手・古武道の大演武会を開催する首里城復興演武会開催事業や、首里城関連観光コースの情報発信及びイベントを開催する観光誘致対策事業費、さらに文化財等の復元及び収集事業として在外琉球王国文化財里帰り事業など、事業費の総額は約４億円となっており、全庁を挙げて首里城復旧・復興に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） １、知事の政治姿勢についての(1)、次年度のＳＤＧｓの取り組みについてお答えいたします。

県では、ＳＤＧｓの17のゴール及び169のターゲットと、沖縄21世紀ビジョン基本計画等の諸施策のマトリックスを整理するとともに、その結果を踏まえ、沖縄県ＳＤＧｓ推進方針を昨年11月に決定し、全庁的にＳＤＧｓの推進に取り組んでおります。令和２年度当初予算案については、重点テーマにＳＤＧｓの全県的な推進を位置づけ、予算編成方針に反映することで、子供の貧困対策を初め、世界自然遺産登録に向けた取り組み、平和を希求する沖縄の心の発信など、ＳＤＧｓの目標に対応する諸施策が全庁的に盛り込まれております。これらの施策に加え、次年度は、県と市町村、企業・団体等が連携するための体制を構築するとともに、ＳＤＧｓに取り組んでいる県内の企業や団体等を登録したおきなわＳＤＧｓパートナーと連携し、県民への普及啓発に取り組むこととしております。

同じく１の(3)、沖縄21世紀ビジョン基本計画に係る次年度の取り組みと新たな振興計画策定についてお答えいたします。

令和２年度は、残り２年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の集大成に向け、全力で取り組む年となります。引き続き県民所得の向上、子供の貧困の解消等の課題に対応した施策を着実に推進することとしております。県では、これまでの成果や課題等を検証するため、今年度中に総点検報告書を取りまとめることとしております。新たな振興計画については、総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、次年度に新たな振興計画の骨子案を取りまとめ、市町村や経済団体などから広く御意見を伺うとともに、国と連携を図りながら策定してまいりたいと考えております。

同じく１の(6)のうち、鉄軌道の導入に向けた諸課題の検討状況等についてお答えいたします。

県では、今年度、鉄軌道の導入に向けて、事業実施に向けた取り組みの早期着手などを国に要請するとともに、課題として示されている費用便益分析について検討を進めてまいりました。費用便益分析については、

合理的な手法を検討し、さまざまな前提条件を組み合わせた複数のケースについて試算を行いました。この結果、構想段階検討時に0.4から0.6であった費用便益比は、0.7から1.0程度と大幅に向上したところでありますが、検討結果はケースによって異なります。このため、今後は検討手法や前提条件等について、国と確認を行っていくとともに、県において学識経験者による委員会を開催し、専門的観点から検証を行っていただくこととしております。

同じく１の(6)のうち、公共交通ネットワーク構築についてお答えいたします。

県では、鉄軌道とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、沖縄本島の北・中・南部の各圏域ごとに議論の場を設け、市町村と協働で公共交通の充実に向けた取り組みを進めることとしております。現在は、公共交通の充実に向けた検討の進め方等について、市町村等と調整を行っているところです。今後は、その検討の中で、市町村と地域の課題等を踏まえながら、広域的に取り組む課題等について整理を行っていくこととしております。

次に３、情報通信産業についての(5)、沖縄県庁におけるＡＩやＲＰＡの導入についてお答えいたします。

人工知能ＡＩや事務処理ソフトウエアのＲＰＡは、業務プロセスの自動化・省力化の点で有効なものと認識しており、本県においても職員の負担軽減と業務の効率化を図るため、その導入を進めているところです。具体的には、ＡＩによる会議録作成の自動化のほか、通勤手当や生活保護費関係事務の入力作業にＲＰＡを導入し、作業効率の向上を図っております。今後とも、これらの先進的技術動向等を踏まえ、積極的に活用していきたいと考えております。

６、会計年度任用職員制度についての(1)のうち、市町村における会計年度任用職員制度に係る予算の確保についてお答えいたします。

会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に係る経費については、国の地方財政計画に1738億円計上され、地方交付税措置がなされることとなっております。各市町村においては、このような地方財政措置等も踏まえ、会計年度任用職員に係る次年度の予算編成を進めているものと考えております。

同じく６(2)のうち、市町村における会計年度任用職員の処遇及び県の助言方針についてお答えいたします。

会計年度任用職員の基本給に関しては、全市町村において常勤職員の給料表を基礎とし職務経験等を考慮しながら決定することとしております。期末手当についても全市町村において支給することとしており、制度移行時は常勤職員を下回る支給割合とする市町村においても、２年程度の期間をかけて順次、常勤職員並みに引き上げることとしております。また、会計年度任用職員が再度任用される回数については制度上特段の制限はなく、各市町村において地域の実情に応じて検討されるものと考えております。

県としましては、引き続き市町村に対し、総務省からの通知等を踏まえ、常勤職員の取り扱いとの権衡を考慮した給与制度とすることなどについて必要な助言を行ってまいります。

次に８、浦添市西海岸地域の諸課題についての(4)のうち、牧港補給地区の跡地利用についてお答えいたします。

県では関係市町村と連携し、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を平成25年１月に策定しております。牧港補給地区については、同広域構想において移設予定の那覇港湾計画区域を含めて、一体的な土地の利用による人・海・文化を生かした国際的エンターテインメント都市をコンセプトとしております。今後は、那覇港湾施設の移設協議会の動向を踏まえて、浦添市において一体的な跡地利用計画が検討されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(2)、国際災害救援センターの取り組みについてお答えします。

県では今年度、人道支援・国際貢献を目的とした国際災害救援センター（仮称）に係る検討事業として、不発弾関連調査についてはカンボジア、また、防災関連調査についてはＪＩＣＡと連携したフィリピンの事例調査を実施したところです。今後、調査の取りまとめを行い、次年度は国際的な貢献のあり方について試行を行うなどさらなる検討を進めてまいります。なお、検討事業は令和３年度までを予定しており、その後の事業形態としましては、施設等のハード整備ではなく、ＪＩＣＡ等と連携した防災教育プログラムの提供などソフト的な支援の実施を想定しております。

次に８、浦添市西海岸地域の諸課題についての(1)、牧港補給地区の返還の進捗についてお答えいたします。

牧港補給地区の返還については、移設先となっているトリイ通信施設、嘉手納弾薬庫知花地区、キャンプ・

ハンセン、キャンプ瑞慶覧のマスタープランが日米合同委員会において合意され、それぞれの施設で移設に向けた作業が進められており、これまでに国道58号沿いの約３ヘクタールや第５ゲート付近区域の約２ヘクタール等の合計約６ヘクタールが返還されております。

県としましては、牧港補給地区の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、統合計画を前倒しし、確実に実施されるよう引き続き政府に強く求めてまいります。

次に８の(4)、那覇港湾施設移設による基地負担についてお答えいたします。

平成13年11月に、当時の儀間浦添市長は、那覇港管理組合や移設協議会における協議を通じ、那覇港湾施設の移設が促進されるとともに、移設により新たな負担を担うことになる浦添市にとって重要な課題である西海岸地区の開発を初めとした本市の振興策についてよりよい方向性が見出せるものと確信したとし、基地負担を担うことを決断されたものと認識しております。その後、移設の実現に向け那覇港湾施設移設に関する協議会などが設置され、移設協議会においては、民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところであります。

県としては、今後とも移設協議会などにおきまして、浦添市と意見交換を行いながら取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(4)、首里城火災の出火原因等についてお答えいたします。

沖縄県警の捜査結果においては、出火原因の特定には至らなかったとのことでありますが、県としては今後の消防の発表も注視していきたいと考えております。指定管理者においては、消防計画及び火災総合訓練実施計画をもとに、今回の初期対応を行いましたが、火災の延焼を防ぐことができませんでした。

県としては、今後の消防の発表も踏まえ、第三者委員会として設置する首里城火災に係る再発防止検討委員会（仮称）において、管理体制のあり方等についてしっかりと検証を行っていきたいと考えております。

次に１の(5)、首里城の早期復興に係る寄附金の活用及び文化財の復元についてお答えいたします。

現在、把握している情報として、県、市町村及びマスコミに寄せられている寄附金の総額は約30億円となっております。これらの寄附金については今後、沖縄県首里城復興基金に集約した上で、城郭内の施設等の復元に充当できるよう、国と協議を進めていきたいと考えております。また、文化財の復元等については、関係機関の取り組みに係る情報の共有化を図り、取り組んでいきたいと考えております。

次に５、観光行政についての御質問のうち(3)、沖縄都市モノレール輸送力増強等に向けた次年度の取り組みについてお答えいたします。

令和２年度は、モノレールの車両２両２編成の導入や３両化に向けた車両及び車両基地の詳細設計、駅のホームドアの改修などを実施いたします。４駅の交通広場に関して、てだこ浦西駅は今年度、石嶺駅、経塚駅、浦添前田駅は令和２年度内の完成予定となっております。パーク・アンド・ライド駐車場の定期契約者は、現在約300人であり、次年度も引き続き広報活動など契約者数増に向けて取り組んでまいります。また、駅へのアクセス道路については、令和２年11月に、てだこ浦西駅周辺土地区画整理事業による道路が開通予定となっております。

次に８、浦添市西海岸地域の諸課題についての御質問のうち(2)、那覇港浦添埠頭地区の埋め立てによる自然環境への影響についてお答えいたします。

那覇港管理組合は、平成15年の港湾計画改訂において、埋立規模の縮小や、海域環境保全ゾーンを設定し、さらに、平成18年に那覇港（浦添ふ頭地区）港湾整備に伴う海域環境保全マニュアルを策定し、環境保全対策を行うこととしております。また、平成22年には、土地利用計画の見直しによる埋立面積の縮小、自然海岸の保全に配慮した臨港道路の一部橋梁化、海域環境保全ゾーンの拡大等港湾計画の一部変更を行っております。

県としては、港湾整備に伴う自然環境への影響について、配慮がなされているものと考えており、今後ともこれらの取り組みを注視してまいります。

次に８の(3)、浦添埠頭地区における港湾機能についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、那覇空港及び那覇港を基軸とした臨空・臨港型産業の振興や西海岸地域における観光・リゾート産業の振興を位置づけております。那覇港管理組合では、港湾計画の改訂に向け那覇港の長期構想の策定に取り組んでいるところであり、その中で浦添埠頭地区は、地域振興のための臨空・臨港型産業集積拠点の展開など、物流機能を確保することが必要とされております。あわせて、世界水

準の観光・リゾート地の形成に向け、コースタルリゾートゾーンの位置づけが必要とされております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） １、知事の政治姿勢についての御質問のうち(7)、大型ＭＩＣＥ施設の実現に向けた取り組み等についてお答えをいたします。

県では、今年度の調査事業において、民間の資金と創意工夫を活用する官民連携の手法について、民間事業者との直接対話を含む意向確認を行いながら、専門家の意見も踏まえつつ、さまざまな選択肢を整理しているところであります。次年度は、今年度の調査事業において整理した選択肢に評価を加えつつ、東海岸地域サンライズ推進協議会等の意見も踏まえながら、今後のスケジュールを含む、大型ＭＩＣＥ施設の整備やエリア形成に向けた新たな基本計画の策定に取り組むこととしており、交通アクセス等の利便性向上については、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、観光行政についての御質問のうち(1)、新型コロナウイルス感染症等の影響の見通しと対応についてお答えいたします。

日韓関係の悪化や新型コロナウイルス感染症の流行を受け、沖縄を訪問する韓国、中国及び台湾からの観光客数に影響が出ております。そのため、県内企業の事業展開等に及ぼす影響について情報を集約し、経済対策等を効果的・効率的に実施するため、部局横断的な庁内プロジェクトチームを設置したところです。

県としましては、今後の動向に応じて、引き続き必要な対策を検討してまいります。

同じく(1)、県内宿泊施設の状況と施策についてお答えいたします。

県では、宿泊施設実態調査により県内宿泊施設の軒数等を把握しております。この調査によると、これまでの入域観光客数の増加に伴い、宿泊供給量も年々増加しており、平成30年の宿泊施設軒数は2488軒、客室数は４万9560室、収容人数は13万2445人となっております。

県としましては、県内宿泊施設の需要と供給の状況を注視する必要があると考えておりますが、令和３年度の入域観光客数1200万人、平均滞在日数4.5日の目標達成に向けては、那覇空港第２滑走路の供用開始を見据えた国内外のさらなる需要拡大とともに、多様なニーズに対応可能なホテル等の整備促進が必要であると考えており、これらの施策に継続的に取り組んでまいります。

同じく(2)、基金の目的及び使途についてお答えいたします。

県では、沖縄が世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図るため、宿泊税の導入に取り組んでおります。税収については、適正管理、適正執行の観点から、基金を設置して他の歳入と区別して管理することが望ましいと考えております。使途については、持続可能な観光地づくり、観光客の利便性や満足度の向上、受け入れ体制の充実強化及び県民理解の促進のための取り組みに充てることとしております。

次に９、伝統工芸及び文化振興の取り組みについての御質問のうち(2)、文化発信交流拠点整備事業の進捗状況等についてお答えをいたします。

文化発信交流拠点整備事業につきましては、整備予定地としている浦添市の組踊公園に係る条件整理や立地場所を評価した実施計画（案）を昨年度11月に策定したところです。当実施計画（案）では、事業費を約26億9000万円、設計から竣工までの事業期間を３年半と見込んでおり、施設規模を、地上４階建て、延べ床面積4150平米としております。当該実施計画（案）に関しましては、現在、関係団体等と意見交換を行っているところであり、今後、施設のあり方等について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） ２、アジア経済戦略構想についての御質問の中の(3)、航空関連産業クラスター形成に向けた次年度の取り組みについてお答えいたします。

県では、航空関連産業クラスター形成促進に向けた沖縄県アジア経済戦略構想推進・検証委員会の提言を踏まえ、装備品メンテナンスなど付加価値の高い分野の関連企業の集積に向け、海外ＭＲＯ展示会への出展や国内セミナーを開催するなど、積極的な企業誘致を行ってまいります。また県内企業においても、機械部品等の修理や供給業務などを円滑に受託できるよう、航空機整備業とのマッチングを新たに進めてまいります。さらに、航空関連産業人材の裾野拡大を図るための職業体験や、ＵＩターン人材を確保する取り組みを推進するほか、産学官で連携した航空整備士等の人材育成の仕組みを構築してまいります。

同じく２の(4)、健康・医療産業を核とした産業振

興拠点の次年度の取り組みについてお答えいたします。

健康・医療・バイオ産業は、今後成長が見込まれている高付加価値産業であり、アジア経済戦略構想において産業成長戦略の一つに位置づけられております。県内における当該産業は、ベンチャー企業の創出など、一定程度の成長が図られているものの、さらなる集積のためには、産業用地の確保や誘致する関連産業の抽出など、将来的な産業振興拠点について検討する必要があります。そのため、令和２年度において、当該産業における現状分析、先進事例や関連産業に係る調査、候補地の検討など、拠点形成に係る可能性調査を実施し、医療機関等との連携を視野に入れた産業振興拠点のあり方を検討したいと考えております。

次に３、情報通信産業についての御質問の中の(1)、ＩｏＴ利活用促進ネットワーク基盤構築・実証事業等の成果及び次年度の取り組みについてお答えいたします。

本年度のＩｏＴ利活用促進ネットワーク基盤構築・実証事業では、スマート水道メーターを用いた水道料金の自動検針や電柱設置の防犯カメラを活用した交通量計測など６件の実証事業を支援し、業務効率化及び地域課題の解決につながるサービスの開発を促進しております。また、アジアＩＴビジネス活性化推進事業では、宿泊施設の遠隔チェックインシステムやＧＰＳ情報取得によるレンタカートラブル対応サービスなど９件の実証事業を支援し、外国人観光客等の利便性向上につながるサービスの開発を促進しているところです。次年度も引き続き、県内各産業の高度化や課題解決に向けて、ＡＩやＩｏＴなどの先端技術を活用した実証事業の支援に取り組んでまいります。

同じく３の(2)、沖縄型Society5.0に係る次期構想策定に向けた調査についてお答えをいたします。

県では、沖縄型Society5.0実現推進事業において、県内ＩＴ産業を含めた各産業の現況を調査・把握し、沖縄型Society5.0が目指す姿とその実現に向けたロードマップ策定に取り組んでおります。調査検討の段階ではありますが、ＩＴ産業においては、受託開発からSociety5.0に対応した新サービス開発への転換の必要性が、その他の産業においては、ＩＴ利活用に係る人材やノウハウの不足が明らかとなりました。次年度の取り組みとしては、こうした課題を克服し、ロードマップを着実に実現するための施策の洗い出しなどを行い、次期沖縄スマートハブ構想の素案を策定する予定です。

同じく３の(3)、ブリッジ人材の育成など国際情報通信拠点形成の取り組みについてお答えをいたします。

県では、国際情報通信拠点スマートハブの形成に向けて、日本企業と海外企業の間に立って開発業務を円滑に進める、いわゆるブリッジ人材の育成やアジア企業との連携開発拠点の整備を行っております。ブリッジ人材の育成については、アジア等ＩＴ人材交流育成事業において、沖縄とアジアの双方向ビジネスの展開を促進する人的ネットワークの構築に取り組んでいるところです。これまでの取り組みにより、アジア等への派遣者数は55名、アジア等からの招聘者数は193名となり、約70件の契約に結びつくなど、企業間連携が促進されております。また、アジア企業と県内企業の連携開発拠点については、現在、沖縄ＩＴ津梁パーク内にアジアＩＴビジネスセンター（仮称）を整備しており、令和２年度中の供用開始を予定しております。

同じく３の(4)、ＩＴによる産業の高度化や生産性向上の取り組み及び農業とＩＴ技術の連携についてお答えをいたします。

県では、各産業の高度化や生産性の向上を目的として、ＡＩやＩｏＴなど先端ＩＴを活用した実証事業やサービス開発支援に加え、今年度より、先端ＩＴの利活用セミナーや導入支援を行う事業を実施しております。また、来年度からは、小規模事業者の労働生産性の向上を図るため、ＩＴ専門家の配置やソフトウエアの導入支援等を行う小規模事業者等ＩＴ導入支援事業を新規事業として実施する予定です。農林水産業とＩＴ技術の連携事例としましては、ＡＩによる画像診断技術を活用した豚の体重測定を行う飼育管理システム、ドローンを活用した果実の熟度判定を行う栽培管理システムの開発・実証支援、海水や気象状況などのデータを活用した効率的なアーサ養殖の実証支援を行っており、次年度も引き続きＩＴによる各産業の高度化や生産性の向上に取り組んでまいります。

次に４、商工労働についての御質問の中の(1)、企業経営の高度化や製品の高付加価値化、ＵＪＩターンの取り組みについてお答えいたします。

県では、沖縄県中小企業支援計画に基づく中小企業等の経営革新や経営基盤の強化等による各種施策を総合的に推進するとともに、ＩＴ技術の各産業への活用、半導体製造業等の誘致やバイオ・医療等の高付加価値産業の創出を図るなど、さまざまな取り組みを推進しております。また、県外の学生や社会人のＵＩターン就職希望者を対象とした相談窓口設置や、県内企業とのマッチング支援により、県外人材を取り込む県内企業人材確保支援事業を今年度から実施しております。

こうした取り組みに加え、収益力の強化等の取り組みを産業横断的に推進するマーケティング戦略推進課（仮称）を新設し、企業の稼ぐ力を強化することで、経済の波及効果を域内に浸透させ、所得の向上につなげてまいります。

同じく４の(2)、ものづくりの新商品開発の促進、企業間連携､技術等の補塡についてお答えいたします。

県では、県内企業の新たな製品開発を促進するため、沖縄の地域資源や地理的特性を生かした付加価値の高い製品開発支援を行っております。また、県内ものづくり企業間の交流を促進するため、ものづくり技術展を開催し、県内企業の技術や製品の展示、商談などを行っております。さらに、県内外から金型技術などのサポーティング産業の集積を図り、県内企業に対する技術の移転や人材育成などに取り組んでまいりました。

県としましては、引き続き県内外の企業連携を促進するとともに、製品開発や試作等による技術力向上に取り組んでまいります。

同じく４の(3)のうち、正規雇用向上に向けた取り組みについてお答えいたします。

県としましては､県民の雇用を安定させる観点から、正規雇用の拡大は重要であると認識しております。そのため県では、正規雇用の拡大を図るため、正社員転換を要件とした研修費補助や専門家派遣の支援を行うとともに、若年者の正社員雇用と定着に対する助成事業を実施しております。また、次年度においては、専門家派遣の支援対象を新たに正社員雇用を検討している企業にまで拡充することとしており、引き続き国等関係機関と連携し、さらなる正規雇用の拡大に向けて取り組んでまいります。

同じく４の(3)のうち、人手不足並びに労働災害増加への対応についてお答えいたします。

県においては、人手不足対策として働きやすい環境づくりのほか、正規雇用化の促進、キャリア教育、ＩＴ技術の活用による生産性の向上などに取り組むとともに、女性、高齢者、障害者の雇用促進に取り組んでおります。また、各業界の取り組みを促進するため、関係部局等による連絡会議を開催し、情報共有と連携強化を図っているところであります。労働災害増加への対策として、国においては、防止対策及び取り組み事例の周知やチェックシートの配布、業種ごとの防止に関する講習会等に取り組んでいるところです。

県としましても、沖縄労働局や関係機関と連携しながら、労働災害防止活動の活性化や周知啓発に取り組んでまいります。

同じく４の(3)のうち、外国人労働者の言語トラブルの解消についてお答えいたします。

外国人労働者については、受け入れ企業において、外国人が理解できる言語により支援する体制を整備することが求められております。国においては、雇用管理に係る助言や指導を行う外国人雇用管理アドバイザーを設置し、企業の体制整備を支援しているところです。また、県においては、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が相談窓口を設置し、多言語による生活相談、弁護士会と協働した相談を実施しているところです。

同じく４の(4)、ＡＮＡ沖縄貨物ハブ路線再編の影響と対策、今後の展開等についてお答えいたします。

今回のＡＮＡ沖縄貨物ハブの路線再編は、米中貿易摩擦の影響等による航空貨物全体の市況悪化が要因となっております。ＡＮＡでは、沖縄県との協議を踏まえ、次期事業計画において沖縄貨物ハブの重要性を表明し、旅客便の活用や他社とのコードシェアによりネットワークを維持・向上させる等の対策を講じるとともに、市況が回復した際は路線の再開に取り組むとしております。

県としては、同社の新たなネットワークの活用と、那覇空港の豊富な旅客路線網を生かした物流機能の強化に向けた新規取り組みを推進することで、今回の路線再編へ対応するとともに、那覇空港の国際貨物取扱量等の目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　５、観光行政についての御質問の中の(2)、宿泊税の導入時期等についてお答えします。

県では、沖縄が世界に誇れる観光・リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、宿泊税の導入に向けた検討を進めております。宿泊税の導入時期につきましては、沖縄県行政運営プログラムの重点実施項目として、令和３年度までの導入に向けて取り組んでいるところでありますが、宿泊税の制度設計について関連団体から要望が出されていること、また、本県を取り巻くさまざまな状況の変化などを踏まえ適切に対応したいと考えております。

次に６、会計年度任用職員制度についての御質問の中の、県の会計年度任用職員に係る当初予算額と移行後の処遇等の適正な確保についてお答えします。６の

(1)と６の(2)は関連いたしますので、恐縮ではございますが一括してお答えいたします。

会計年度任用職員の報酬の額については、改正地方自治法等の趣旨並びに国及び他都道府県の状況を踏まえ、常勤職員の給料表を基礎として、職務の内容、責任及び職務経歴等をもとに算定し、新たに期末手当を支給することとしております。これらを踏まえた令和２年度当初予算における会計年度任用職員に係る予算額は、一般会計で62億8124万4000円となっております。また、県では、会計年度任用職員の再度の任用について、同一の者を長期にわたり同一の職務内容の職に繰り返し任用することは、長期的、計画的な人材育成や人材配置への影響、非常勤の職員としての身分及び処遇の固定化等の問題が生じるおそれがあると考えております。現行の一般職非常勤職員の再度の任用についても原則として２回までとしているところであり、会計年度任用職員制度移行後も同様の運用を行う予定です。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） ７、農業政策についての御質問の中の(1)、目標達成のための現状の課題と農業振興に向けた取り組みについてお答えします。

本県の農業振興を図る上での課題として、高齢化等による農業従事者の減少、台風や干ばつによる農作物被害、ＴＰＰ11等貿易自由化の進展、動植物防疫リスクへの対応などがあります。

県としましては、これらの課題を解決するため、１、新規就農者等の担い手に対する農用地の利用集積の強化、２、台風等に対応した栽培施設や生産基盤整備の推進、３、農産物の衛生管理・品質管理の高度化や防疫体制の強化、４、国際情勢の変化に対応した市場競争力の強化やスマート農業の推進などの各種施策に取り組み、さらなる農業振興に取り組んでまいります。

次に７の(2)、県産黒糖の販路拡大に向けた次年度の取り組みについてお答えします。

県では５月10日を黒糖の日と制定し、消費拡大のためのイベントの開催、トップセールスの実施、県内外における販売促進キャンペーンの実施等に取り組んできたところであります。また、沖縄黒糖の販路拡大対策を強化するため、令和２年度においては、一括交付金を活用した新規事業として、沖縄黒糖販路拡大プロモーション推進事業を立ち上げ、商談会の実施や商品開発支援等を行うなど、取り組みを強化してまいります。

県としましては、引き続き国や関係団体等と連携し、沖縄黒糖の販売促進及び販路拡大に取り組んでまいります。

次に７の(3)、台風等の自然災害に対する農業支援についてお答えします。

本県は、台風の常襲地域であり、施設整備等による被害軽減対策や農業共済等による被害救済対策が重要であると考えております。そのため、県では、一括交付金等を活用し、災害に強い栽培施設の整備や防風・防潮林などの生産基盤整備、農業共済への加入促進の強化のほか、台風等の影響を受けにくい品種の開発・普及など各種施策に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き農作物の安定生産、農業経営の安定化など、台風等の自然災害に強い農業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 次呂久成崇君。

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久　成崇君 ケーラネーラ　クヨーム　ナーラ。

おはようございます。

社民・社大・結連合の次呂久成崇です。

それでは、会派を代表いたしまして質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、マッカーシー米陸軍長官が2022年度までにインド太平洋地域にサイバー分野や極超音速ミサイルの運用など複数領域で作戦を実施する新たな部隊を２カ所に配備する方針を示し、沖縄県尖閣諸島の防衛に言及したことについて、米メディアは南西諸島が位置する台湾以東の島々とフィリピンを配備先の候補に挙げた。県の見解を伺う。

(2)、陸上自衛隊の新型防空システム０３式中距離地対空誘導弾改善型（中ＳＡＭ改）の初配備地として沖縄本島を選定した。宮古島にも地対艦誘導弾とともに配備、そして現在、駐屯地建設を進めている石垣島にも中ＳＡＭの運用を予定している。県の見解を伺う。

(3)、射程距離200キロメートルの１２式地対艦ミサイルが来年度宮古島市の宮古島駐屯地に配備される予定となっている。一旦配備されると、島全体が軍事要塞化のおそれがあります。安全保障は国の専権事項ということで離島住民や県民の安全・安心をないがしろにし、再び戦争に巻き込まれることの不安を抱かされることは許されるものではありません。離島住民の保護等安全確保と避難について、どのような対応が考えられるか伺う。

(4)、知事は、宮古・石垣の自衛隊配備計画について住民合意なき強行配備は認めるべきではないと発言しているが、住民がどんな不安を抱いているか、配備予定地周辺で懸念されていることは何か、知事自身が現場に足を運び視察することが重要だと思うが見解を伺う。

２、離島振興について。

(1)、離島児童生徒支援センター（群星寮）について、入寮条件及び現状と課題について伺う。

(2)、県立高校寄宿舎の利用状況と費用、舎監の配置状況について伺う。

(3)、宮古及び新石垣空港、離島港湾等の特定家畜伝染病の防疫体制と対策について伺う。

(4)、離島児童生徒の島外派遣費等助成事業について、さらなる拡充ができないか伺う。

(5)、離島の地下水保全、飲料水・農業用水の確保について取り組みを伺う。

３、保健医療・病院事業局について。

(1)、中国で発生した新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大について、今月14日に県内でも初の感染が確認された。発生時からの県の対応、今後の対策について伺う。

(2)、離島で新型肺炎などの感染症の疑いがある患者が確認された場合の対策について伺う。

(3)、北部基幹病院の取り組み状況について伺う。

(4)、県立八重山病院付近の場外離着陸場の使用ができなくなっている問題について、暫定ヘリポートの設置も含め関係機関等との調整はどうなっているか伺う。

(5)、離島からの急患搬送のみではなく、沖縄本島への急患搬送にも活用できるヘリポートも必要だと思うが見解を伺う。

(6)、離島患者等支援事業について、助成対象拡大の取り組みについて伺う。

(7)、2019年度上半期の県立病院救急患者数が例年より増加傾向で推移している件について、現状と課題・対策について伺う。

(8)、専門医派遣事業について概要を伺う。また、事業のメリットと実績について伺う。

(9)、令和２年度病院事業局会計予算案について、32億4000万円の赤字予算編成となっている。現状と課題、対策について伺う。

(10)、県立病院の医療提供体制の強化並びに医師及び看護師、専門技師等の確保策に関する取り組みについて伺う。

(11)、県立八重山病院附属伊原間診療所は老朽化し、外壁の剝離・落石がある状況で近隣住民に不安を与えている。危険除去のためにも早期解体しなければならないが計画と取り組みについて伺う。

(12)、沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例について、県のこれまでの取り組みと対応、市町村との連携体制について伺う。

(13)、国保税の県内統一が2024年度に迫ったことから、県内市町村でも段階的に保険税率引き上げが増加傾向にある。市町村税率が段階的に引き上げられることは想定していたのか。また2024年県内統一の税率及び県内市町村の現状と課題について伺う。

４、教育・福祉行政について。

(1)、児童虐待は全国でも虐待件数が増加し、本県でも深刻な社会問題となっている。子供を虐待から守るためにも条例制定が強く求められていた。子供の権利は、憲法や児童憲章にも規定されており、その権利を明確にし、子供を虐待から守るという姿勢を打ち出すことは意義が大きい。条例制定の経緯と現状、条例案の特徴等について伺う。

(2)、子供の貧困対策や第二期沖縄子ども・子育て支援事業計画（黄金っ子応援プラン）、社会的養育推進計画などの各施策との整合を図るとしているが、その担保は何か具体的に伺う。

(3)、若年妊娠・出産について、県内の現状と課題・取り組みについて伺う。

(4)、県は2019年度末期限の県内待機児童ゼロを達成する方針を断念し、目標時期を２年後の2021年度末に先送りすることを決定したが、課題と取り組みについて伺う。

(5)、県内のひきこもりの現状について、各自治体が相談対応や支援に課題を抱えているが、県の取り組みについて伺う。

(6)、県内の高齢者虐待について、現状と課題・防止対策の取り組みについて伺う。

(7)、県内の生活保護決定が生活保護法の定める原則14日以内に決定された割合が約３割という調査結果について、県の見解と対応について伺う。

(8)、重度知的障害のある生徒の高校入学者選抜について、これまでの経緯と現状、課題と今後の対応について伺う。

(9)、知事が公約に掲げる中高生のバス通学無料化の取り組みについて伺う。

(10)、医療的ケアを必要とする児童生徒の受け入れ体制について現状と課題について伺う。

(11)、県内の小中学校の教職員及び県職員等の長時間労働の勤務実態について現状をどのように把握して

いるか。また、その要因と課題、対策について伺う。

(12)、労基法改定に伴い、公務職場でも時間外上限規制が定められた。過労死ラインとされる１カ月80時間超えや産業医の面談が義務とされる100時間以上の時間外労働の対応について見解を伺う。

(13)、県内市町村の学校現場では、労務管理におけるタイムカード等の出退勤管理の環境が全県において未整備なため、長時間労働の把握が困難である。長時間労働を改善するため、県は市町村に対しどのような通達や指示を行っていくのか、見解を伺う。

(14)、教職員定数改善の必要性が学校現場から訴えられているが、教職員採用試験受験者数は年々減少している状況の中で、教職員の候補者選考試験について現行の45歳までの受験年齢制限についても見直す必要があるのではないか、見解を伺う。

(15)、2019年12月１日に、３年に一度の民生委員と児童委員が一斉改選された。県内の41市町村の充足率の状況等について伺う。

５、環境・観光行政について。

(1)、観光客増加に伴い、生活環境が悪化するオーバーツーリズムが県内の各自治体で問題となっている。公共交通機関の混雑や交通渋滞、レンタカーの交通トラブルや騒音、ごみの増加などさまざまな問題が発生している。現状と対策、市町村との連携について伺う。

(2)、世界自然遺産の推進地である国頭村で元来生息していないウサギが目撃されている。昨年制定された沖縄県希少野生動植物保護条例に基づき、世界自然遺産推進地の外来種対策が求められている。具体的な取り組みについて伺う。

(3)、世界自然遺産部会で西表島の入島上限人数の目標となる基準値を年間33万人、ピーク時は１日1230人とする持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画案が了承された。地元では登録後は多くの観光客が予想されることから、観光地のトイレなど早急なインフラ整備が求められている。市町村との連携と取り組みについて伺う。

(4)、八重山諸島の海岸漂着ごみについて、西表島の世界自然遺産登録を控え早急な取り組みが必要であるが､現状はＮＰＯなどのボランティアに頼っている。県の具体的な取り組みは何か伺う。

(5)、富川副知事は、昨年11月にイタリアとオランダの視察を行っている。県が目指す持続可能な観光とは何か。今後の具体的な施策・展開について伺う。

６、農業・土木行政について。

(1)、離島公共工事の入札不落・不調の解消のための取り組みについて伺う。

(2)、八重山圏域の農業農村整備事業等の地元負担軽減について、離島加算などの要望があるが、県の取り組みについて伺う。

(3)、西表島を半周する唯一の道路である県道白浜南風見線は、島民の生活道路はもとより、災害避難・救援ルートとしても重要な道路である。しかし、その一部（高那付近）で落石等のおそれがあり、土のうが積まれた状態で放置された状態となっている。道路が寸断されると島民の日常生活に多大な影響を与えかねない。今後の整備計画と対応について伺う。

(4)、八重山圏域ではイノシシによる農業被害が深刻で農家から駆除要請が多い。近年はイノシシがサトウキビを食べ巨大化し、中には子牛クラスの大きさまでに成長しその被害は深刻化している。県内の被害状況と対策について伺う。

(5)、現在石垣島でゴルフ場を含むリゾート施設計画が進められており、９月着工のめどが立ちつつあるとしている。地域未来投資促進法を活用して農業振興地域除外や農地転用の同意・許可は可能なのか、今後の手続等について伺う。

(6)、乳業施設高度化整備事業に約８億5000万円の補助金予算が計上されているが、事業の概要と今後の取り組みについて伺う。

(7)、現在、八重山圏域の離島では農協やえやま丸がほとんどの子牛・母牛を初め農業資材を運搬しているが、船の老朽化が課題となっている。特に黒島は島民の多くが畜産業のため、船の運航がとまれば日常生活を初め畜産業に与える影響も大きい。県としての支援策及び取り組みについて伺う。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　次呂久成崇議員の御質問にお答えいたします。

保健医療・病院事業局についての御質問の中の３の(4)、ヘリポート設置に係る調整状況についてお答えいたします。

沖縄県はこれまで、八重山地域における急患搬送時間の短縮を図るため、代替ヘリポートの設置について、石垣市を含め関係機関との調整を重ねてまいりました。次年度においては法的、技術的な検討を行うための費用を予算案に計上しております。２月10日には、美ぎ島美しゃ市町村会からの要請に際し、暫定ヘリポートの整備も含めスピード感を持って取り組む方針を副知事からお伝えしたところであります。暫定的なヘリポートのあり方もあわせて、引き続き石垣市を

初めとする関係機関と緊密に連携し、調整を進めてまいります。

次に、教育・福祉行政についての御質問の中の４の(1)、沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例の制定の経緯と特徴等についてお答えいたします。

児童虐待については、児童相談所における相談件数が年々増加するなど、深刻な社会問題となっていることから、沖縄県では、子供の権利と虐待防止への理解を県民全体で深め､虐待から守る施策を推進するため、条例を制定することといたしました。条例（案）については、社会福祉審議会の答申、万国津梁会議での討議、パブリックコメントの意見等を踏まえ、沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例(案)を策定し、本議会に提出したところです。条例（案）の特徴としては、子どもの権利条約の趣旨を反映した子供の権利とその保障について定めたこと、虐待防止施策と子どもの貧困対策計画等との整合性の確保について定めたこと、そして体罰等の禁止について定めたことなどが挙げられます。

沖縄県としましては、本条例のもと、全ての子供が将来に夢と希望を持ち、健やかに成長することができる社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に４の(9)、中高生のバス通学無料化についてお答えいたします。

バス通学費の支援については、これまでのひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業の対象者に加え、住民税所得割非課税世帯の高校生へも支援を拡充することとしております。支援割合については、通学に必要な経費の全額を支援することとし、10月からの開始を予定しているところであります。

県としましては、家庭の経済環境にかかわらず、子供たちが安心して学業に励むことができるよう、教育環境の整備に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） １、知事の政治姿勢についての(1)、米軍の新たな部隊配備についてお答えします。

米陸軍長官が米国での講演会において、インド太平洋地域に新たな部隊を配備する方針を示したことについては、報道により承知しております。同長官から、具体的な配備場所の言及はなかったとのことですが、県としましては、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に１の(2)、中距離地対空誘導弾の配備についてお答えします。

０３式中距離地対空誘導弾の改良型、いわゆる中ＳＡＭ改を沖縄本島に配備することを防衛省が決定したとの報道があることは承知しております。沖縄防衛局に確認したところ、中ＳＡＭ改について、宮古・石垣を含む沖縄への配備を決定した事実はないとのことです。また、防衛省の説明によると、改良型も含め、０３式中距離地対空誘導弾は、あくまでも我が国を防衛するための防御的な装備であるとのことです。

いずれにしましても、県としては、地元住民などに不安を与えることがないよう、安全の確保等に万全を期すとともに、丁寧な説明が必要であると考えております。

次に１の(3)、離島住民の保護等安全確保と避難についてお答えします。

県としましては、武力攻撃事態のような事案が発生しないよう、政府において不断の外交努力を行っていただくとともに、各国と連携して、事前の情報収集や分析に当たることが何よりも重要であると考えております。万一、非常事態が発生した場合には、沖縄県国民保護計画に基づき、県は初動連絡体制や避難の指示など、市町村や関係機関と調整の上、必要な措置を講ずることとされております。市町村長は、住民避難の指示があったときは、直ちに避難実施要領を定め、関係機関とともに避難誘導活動等を実施する必要があります。このため、宮古島市におきましては、宮古島市国民保護計画において、さまざまな状況に応じて、島内避難や島外避難等の避難実施要領のパターンが策定されております。

次に１の(4)、先島への自衛隊配備についてお答えします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。県としては、施設、装備の安全性や環境への影響等について地元住民から懸念の声もあることから、政府に対してより一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう引き続き求めてまいります。また、知事はこれまでできるだけ多くの離島に足を運び、現状や課題の把握に努め、施策に生かすよう取り組んできたところであり、議員御提案の視察についても検討してまいりたいと考えております。

次に３、保健医療・病院事業局についての(5)、沖縄本島への急患搬送に活用できるヘリポートについて

お答えします。

石垣島から沖縄本島への急患搬送については、陸上自衛隊第15旅団により固定翼機や大型の回転翼機等を使用して行われており、このため新石垣空港を拠点として実施しているところでございます。

県としては、引き続き現空港での運用を考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） ２の離島振興についての御質問で(1)、離島児童生徒支援センターの入寮条件等についてお答えいたします。

離島児童生徒支援センターは、高校のない離島出身者の経済的負担を軽減するため、平成28年１月に開所したところであります。入寮条件は、高校のない離島の中学校を卒業し、寮のない高校へ進学する者となっております。令和２年度の新入生については、40名の定員に対し、現在、入寮希望者が45名であり、５名が待機となっております。現時点では、希望者が定員を上回っているという状況ではありますが、最終的な入寮決定は合格発表後となります。今後の定員の拡充等については、入寮希望者の状況や離島の児童生徒数の推移を踏まえつつ、関係市町村とも意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に同じく２の(2)で、県立高校寄宿舎の利用状況等についての御質問にお答えいたします。

現在、県立高校11校に設置されている寄宿舎においては、定員760名に対して、593名が入寮しており、入寮率は78％となっております。寮費につきましては、月額平均２万9364円となっております。また、舎監については、寄宿舎において生徒の管理・指導が必要であることから、寄宿舎を設置する全ての県立高校に教諭１名を配置しております。

県教育委員会としましては、今後も適切な寄宿舎の管理運営が図られるよう学校と調整していきたいと考えております。

次に同じく２の(4)で、離島児童生徒の派遣費用についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、本島で開催される県大会に参加する離島の中高校生、また、九州大会や全国大会に参加する中高校生に対して、派遣費を助成しております。今年度は、離島から本島への派遣費の助成を増額したところであります。今後とも派遣費の助成を継続するとともに、離島地域の生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

次に４の教育・福祉行政についての御質問で(8)、重度知的障害のある生徒の高校入学者選抜についての御質問にお答えいたします。

昨年11月27日にマスコミに示した重度知的障害のある生徒の高校受検に係る県教育委員会の考え方の中で、高等学校では、重度知的障害のある生徒に対して、法律上、その特性に応じた特別の教育課程を提供できず学びの保証ができないと表現してきました。この場合、法律上できないのは、特別の教育課程の提供であるにもかかわらず、重度知的障害のある生徒は法律上入学できないとの誤解を招く表現であったことから、高等学校においては、入学した全ての生徒に対し、法律上、学びの保証ができると訂正したところであります。先月、他府県の視察を行い、高校における障害のある生徒に関して、授業や支援の様子、さらには教科・科目の評価や入試制度など沖縄県とは異なる取り組みを見せていただきました。

今後、県教育委員会としましては、他府県の取り組みを参考にしながら、本県の実態を踏まえ、高等学校において障害のある生徒がともに学ぶ仕組みの構築に向け検討してまいりたいと考えております。なお、新たな仕組みの構築に当たっては、学校側との協議、支援員等の人員体制の整備、授業や評価のあり方など、さまざまな観点から課題を整理する必要があると考えております。

次に同じく４の(10)、医療的ケアに係る受け入れ体制についての御質問にお答えいたします。

特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒は、令和元年５月現在、特別支援学校９校に79名で、配置している看護師は30名となっております。あわせて教員を対象に医療的ケアを行うための基礎的な研修を行っているところです。課題としましては、安定的な看護師の配置や教員の専門性の向上等が挙げられます。

県教育委員会としましては、引き続き安全・安心な医療的ケアの体制整備に向けて、学校、保護者、主治医等との連携のもと、一人一人の教育的ニーズに応じた支援に努めてまいります。

次に同じく４の(11)、教職員の長時間労働の勤務実態についての御質問にお答えいたします。

県内市町村立小中学校における教職員の昨年４月から９月までの勤務時間について調査したところ、全教職員の約60％に当たる延べ３万5997人について、市町村教育委員会から回答がありました。調査によりますと、この期間に月80時間以上100時間未満の長時間勤務を行った教職員が延べ1649人、率にしまして

4.6％、100時間以上の教職員が延べ695人、1.9％となっております。長時間勤務の要因としては、学習指導に関する業務、部活動指導業務、校務分掌に関する業務等が挙げられております。今後も教職員働き方改革推進プランに沿って、学校行事の精選、業務の効率化、定時退勤日の実施、部活動のあり方の見直し等を行うとともに、教職員の意識改革も含め、地域や保護者の理解も得ながら、実効性のある業務改善の推進に努めてまいります。

次に同じく４の(13)で、長時間勤務改善のための市町村への通知等についての御質問にお答えいたします。

長時間労働を改善するためには、適正な勤務時間管理が不可欠であると考えております。

県教育委員会におきましては、これまで、服務監督者である市町村教育委員会に対し、教職員の勤務時間を適正に管理する必要があることを通知してきたところであります。今後とも、市町村教育委員会が適正な勤務時間管理を行うことについて共通理解を構築するとともに、各地区の業務改善推進委員会においてＩＣカードを活用した取り組み事例を紹介するなど、勤務実態を踏まえた業務改善が図られるよう努めてまいります。

次に同じく４の(14)、教員候補者選考試験の受験年齢についての御質問にお答えいたします。

教員候補者選考試験の受験年齢は、平成23年度実施試験から、それまでの35歳から45歳に引き上げたところであります。本県の教員については、採用後一定期間の継続勤務による職務に必要な能力の開発・向上が必要であるとの考えから、受験年齢に制限を設けております。本県の教員候補者選考試験は、受験者数及び受験倍率ともに全国と比べ高い状況にあります。受験年齢の見直しにつきましては、受験者数の推移、退職者数等の見通し、教職員の年齢構成等も考慮しながら、慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） ２、離島振興についての御質問の中の(3)、離島の空港、港湾等の特定家畜伝染病の防疫体制についてお答えします。

国際便の発着がある石垣港、新石垣空港、平良港、下地島空港については、指定港として位置づけられ、水際対策が強化されたところであります。また、県では動物検疫所沖縄支所と連携し、空港、港での侵入防止キャンペーン、外国人技能実習生向け講習会の開催などの対策強化に取り組んでおります。さらに、今年２月５日に家畜伝染病予防法の一部が改正･施行され、検疫を担う家畜防疫官の権限強化や厳罰化など水際対策がより強化されております。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携し、家畜伝染病の侵入防止対策に取り組んでまいります。

次に２の(5)、離島の農業用水確保の取り組みについてお答えします。

離島地域における農業用水については、地域ごとの地形・地質特性を踏まえ多様な手法でその確保に努めているところです。石垣島では、ダム整備により河川を初めとした地表水を確保、宮古島では、地下ダム整備により地下水を確保し農業用水として利用しております。また、小規模離島においては、畑地帯集水利用による貯水池整備により農業用水の確保に努めているところです。

県としましては、離島地域の振興を図る上で農林水産業の振興は重要と考えており、農業用水の確保について検討を行ってまいります。

次に６の農業・土木行政についての御質問の中の(2)、離島の地元負担軽減措置についてお答えします。

県では、離島の基幹産業である農林水産業の振興を図るため、水利施設整備事業等の農業基盤整備事業を実施しており、事業実施に当たっては補助率が２から５％の離島加算を行うなど、負担の軽減を図っているところであります。一方、基盤整備施設の長寿命化等を行う地域農業水利施設ストックマネジメント事業等については、今後、対象施設の増加に伴い地元負担がふえることが予想されます。

県としましては、離島市町村とも意見交換を行い、負担軽減策について関係機関と調整をしてまいります。

次に６の(4)、県内におけるイノシシによる被害状況と対策についてお答えします。

県内のイノシシによる農産物被害については、サトウキビ、パイナップル等で多く発生し、平成30年度の被害金額は、2106万3000円となっております。そのため県では、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会や市町村協議会等を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業を推進しているところであります。具体的な取り組みとしては、１、銃器・箱わな等による有害鳥獣捕獲、２、侵入防止柵や電気柵の整備などが実施されております。

県としましては、今後とも、関係機関と連携し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

次に６の(6)、乳業施設高度化整備事業の概要と今

後の取り組みについてお答えします。

県では八重山地区の学校給食用牛乳等の安全・安心の確保や安定供給を維持するため、乳業施設高度化整備事業によりＨＡＣＣＰに対応した新たな乳業施設の整備を計画しております。本事業は、石垣市を事業主体とし、今年度は、基本計画、実施設計などを実施し、令和２年度は、建築工事に着手する計画となっております。

次に６の(7)、農協やえやま丸の支援策についてお答えします。

ＪＡおきなわが所有する貨物船農協やえやま丸は、肉用牛の競り上場のための移送や農薬、肥料など農業資材の運搬等に利用されております。現在、竹富町において、新たな貨物船の導入について検討しているところであり、引き続き情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君） ２、離島振興についての御質問の中の(5)、離島の地下水保全についてお答えします。

県では、水質汚濁防止法に基づき、離島を含む県内市町村の地下水調査を実施しております。地下水調査では、県内市町村を６つのグループに分け、毎年１グループずつローテーションで概況調査を実施しております。仮に概況調査で環境基準値を超過した場合は、継続監視調査を年１回実施し、関係市町村等へ情報提供を行うこととしております。

５、環境・観光行政について御質問の中の(2)、希少野生動植物保護条例に基づく外来種対策についてお答えします。

県では、密猟や外来種などの脅威から現行の法令による規制が及ばない希少種の保護を図るため、令和元年10月に沖縄県希少野生動植物保護条例を制定し、本年11月１日の全面施行に向けて、準備を進めているところであります。条例に基づく指定希少野生動植物種及び指定外来種の指定については、現在、有識者等へのヒアリングを実施しながら、候補種の選定を行っております。指定外来種に指定された場合は、その外来種の逸走の防止などの適正な飼養等の規制、必要に応じて防除の実施等が可能となります。この条例の施行により、世界自然遺産推薦地を含む沖縄の生物の多様性の確保と良好な自然環境の保全を図ってまいります。

同じく５の(3)、西表島の観光地のインフラ整備についてお答えします。

世界自然遺産登録を契機として西表島への観光客の増加が予想されることから、先月策定した西表島の観光管理基本計画において、港や利用拠点におけるトイレ・駐車場の整備や周辺地域における観光受け入れ施設の整備に係る取り組みを盛り込んだところであります。昨年は、地元竹富町と連携しながら、西表島の玄関口である港の駐車場を拡張するとともに、トイレの改良工事に取り組んでおります。

県としましては、引き続き国や地元自治体と連携しながら、観光拠点等におけるインフラ整備に取り組んでまいります。

同じく５の(4)、八重山諸島における海岸漂着ごみの取り組みについてお答えします。

県が平成29年度から平成30年度に行った現存量調査では、県全体で約6900立方メートルの海岸漂着ごみが確認されており、特に、八重山諸島では約3500立方メートルと県全体の約半分を占めるなど、その対策が重要であると認識しております。そのため、県では、国の補助制度を活用し、八重山土木事務所など海岸管理者による漂着ごみの回収・処理を実施するとともに、石垣市や竹富町の要望を受け、ボランティアやＮＰＯ等が回収した海岸漂着物の収集・運搬・処理等に係る費用について、９割を補助するなど、地元自治体と連携して対策に取り組んでおります。引き続き地元自治体・海岸管理者・ＮＰＯ等と連携し、回収・処理を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 答弁の途中ではありますが、次呂久成崇君の質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後１時17分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

午前の次呂久成崇君の質問に対する答弁を続行いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） それでは、離島振興についての御質問の中の２の(5)、離島の飲料水確保の取り組みについてお答えします。

水源の確保が困難な離島については、海水淡水化施設や海底送水管により飲料水が確保されており、県では、水道事業体の財政負担の軽減を図るため、施設整備や更新時の国庫補助の活用、離島・過疎地域における海底送水管更新事業に対し補助を行っております。

次に、保健医療・病院事業局についての御質問の中の３の(1)、新型コロナウイルスに対する対応についてお答えします。

１例目の発生を受け、保健所では感染症法に基づき積極的疫学調査を実施し、接触者を特定した上で14日間の健康観察を行うこととしております。その間に、せきや発熱などの症状が見られた場合は、保健所が指定する医療機関を受診させ、衛生環境研究所での遺伝子検査を行い、陽性の場合は指定医療機関に入院させることになります。また、県民に対し手洗いやせきエチケットを呼びかけるとともに、新型コロナウイルスに関する相談窓口を設け、患者との接触歴があり２週間以内にせきや発熱などの症状がある等の感染が疑われる場合は保健所へ相談の上、医療機関へつなげる取り組みを実施しております。

次に３の(2)、離島における対応についての御質問にお答えします。

離島において新型コロナウイルス感染症を疑う患者が確認された場合、保健所は、感染症指定医療機関である県立病院の受診を紹介し、必要に応じて保健所が患者の移送を行い指定医療機関にて診察、治療及び検体の採取を行います。また、小規模離島の場合は、保健所が海上保安庁や地元消防団の協力を得て移送することとなっております。

次に３の(3)、北部基幹病院についての御質問にお答えします。

北部基幹病院につきましては、本議会の冒頭で知事が知事提案説明要旨の中で述べましたように、北部圏域において、医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的で地域完結型の公的な医療提供体制を構築するための北部基幹病院の整備に向け、関係者間の合意形成を図り、基本構想、基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

次に３の(6)、離島患者等支援事業についてお答えします。

県は、平成29年度から、がん治療、難病、特定疾患、小児慢性特定疾病、特定不妊治療、子宮頸がん予防ワクチンの副反応疑い及び妊産婦が島外の医療機関へ通院する場合の交通費及び宿泊費への助成を行う市町村に対し補助を行っております。令和元年度は、平成30年度から２団体増加し、15市町村が事業を活用しております。

県としましては、引き続き離島市町村や住民の要望も踏まえながら、助成対象の拡大について取り組んでいきたいと考えております。

次に３の(8)、専門医派遣事業についての御質問にお答えします。

同事業は、一括交付金を活用し、北部地域及び離島の県立病院の医師を確保するため、病院事業局が派遣事業者を通じて行う医師確保の取り組みに対し補助する事業となっております。事業のメリットとしましては、派遣事業者のネットワークを活用して必要な医師を確保できることが挙げられます。実績としましては、平成28年度は13名、平成29年度は17名、平成30年度は16名の医師を確保したところであります。

次に３の(12)、住宅宿泊事業実施の制限に関する条例についての御質問にお答えします。

同条例の一部を改正する条例案につきましては、令和元年10月に市町村に対して、同条例に関するアンケート調査を実施し、11月には市町村の関係担当課長会議を開催し、改正案についての意見照会を行ったところであります。12月には市町村からの意見を取りまとめ、今回、本条例の一部を改正する条例案を議会へ提案したところであります。

次に３の(13)、国民健康保険税についての御質問にお答えします。

保険料の統一について、国民健康保険運営方針において、平成36年度からの実施を目指すと記載しておりますが、その方向性については、まだ決まっていないところであります。したがいまして、現在の引き上げの動きは、保険料統一が直接的に関係しているとは認識しておりません。統一の実現に向けては、保険料統一の理念を共有する必要があることから、現在、地区別に市町村長を対象とした勉強会を行い、議論を行っているところであり、統一後の保険料につきましては、理念の共有が図られた後に協議を行うこととしております。また、県内市町村の保険料は、保険給付サービスの違いや保険料収納率の差などにより、保険料は異なっているというのが現状であります。

次に教育・福祉行政についての御質問の中の４の(3)、若年妊娠・出産についての御質問にお答えします。

平成30年の10代の出産割合は、全国の１％に対し、本県は2.4％となっております。また、平成29年度の妊娠届け出状況を見ますと10代の妊婦は、満11週以内の届け出が67.3％で、全年齢の88.8％と比較すると低く、妊娠届け出がおくれることで、妊婦健康診査や必要な支援がおくれる可能性があります。

県としましては、若年妊婦を含めた全ての妊婦に対して、妊娠期から子育て期まで切れ目なく必要な支援を行う母子健康包括支援センターの市町村への設置を推進しており、その中で若年妊婦に対する確実な支援を行っていくほか、児童生徒が妊娠・出産に関する正

しい知識を習得できるよう教育委員会と連携し、教職員を対象に思春期保健支援者研修会を開催しているところであります。

次に４の(5)、ひきこもり支援に関する県の取り組みについての御質問にお答えします。

県においては、ひきこもり専門支援センターでの相談支援及び関係機関との連携、支援者育成のための研修会などを行っております。また、福祉や雇用の場面でもひきこもりの方への対策を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君） ３、保健医療・病院事業局についての御質問の中の(7)、県立病院における救急患者数の増加についての御質問にお答えします。

県立病院における今年度上半期の救急患者数は約６万3000人で、前年度上半期の約５万5000人と比較して、約8000人増加しております。救急患者数は、季節性の感染症の流行等によって大きく増減することもありますが、今年度は、元号改正に伴う休日診療日の増加や、北部病院の夜間診療制限の緩和等が要因の一つと考えております。救急病院では、症状の軽い患者の救急受診が多くなると、救急医療が必要な重篤な患者への医療提供に支障を来すおそれがあります。そのため、県立病院では、県民の皆様に救急医療の適正受診の御協力をいただきながら、24時間365日の救急医療の提供を継続してまいります。

次に(9)、病院事業の現状と課題等についての御質問にお答えします。

病院事業会計の令和２年度の当初予算案は、会計年度任用職員制度の施行に伴う人件費の増のほか、旧八重山病院の解体撤去に伴う費用の増等により、赤字の予算案となり、引き続き厳しい経営状況にあると認識しています。そのような中において、県立病院は、それぞれの地域の中核医療機関として、医師を初めとする医療人材を確保し、地域から求められる救急医療や感染症医療等の提供に必要な体制を確保するとともに、制度改正の影響にも対応する必要があると考えています。

病院事業局では、経営の健全化に向けた対策として、安心・安全な周産期医療を提供するためのＮＩＣＵやＧＣＵの増床による収益確保や、共通して使用する資材等の一括調達等、費用縮減の取り組みをこれまで以上に実施し、事業の健全化を推進してまいります。

次に(10)、県立病院の医療提供体制強化及び医師、看護師、専門技師等の確保についての御質問にお答えします。

病院事業局においては、八重山病院の新病院開設時にＧＣＵを新たに設置したほか、今後、中部病院のＮＩＣＵ、南部医療センター・こども医療センターのＧＣＵの増床を予定しており、県立病院の周産期医療提供体制の強化を図っているところです。医療提供に当たっては、医師や看護師、専門技師等の確保が重要であることから、医師については、県内外の大学病院等への医師派遣要請や就業希望医師への病院視察ツアー等の実施、看護師や専門技師等については、県内外の大学等の就職説明会への参加等による確保に努めています。

次に(11)、伊原間診療所の早期解体についての御質問にお答えします。

伊原間診療所は、昭和45年10月に建築されてから49年が経過しています。平成23年の診療所機能の休止後も、八重山病院の医師による巡回診療を行う場として施設が活用されてきましたが、患者数の減少や施設の老朽化等により、令和元年９月に巡回診療を終了しています。同診療所は、ひさしや壁、柱にコンクリートの剝離が見られることから、建物全体をネットで覆い事故を防止する対策を講じているところです。伊原間診療所の機能のあり方や施設の解体等については、石垣市等との調整も踏まえ決定することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） ４、教育・福祉行政についての御質問の中の(2)、虐待防止施策と他の施策との整合についてお答えいたします。

沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（案）では、県の責務として、虐待防止施策と子どもの貧困対策計画、黄金っ子応援プラン等を整合性を持って実施することとしております。その上で、施策の実施状況を公表し、社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に進捗状況等を報告し、意見を聞くことにより、施策の改善を図ってまいります。

同じく４の(4)、待機児童の解消についてお答えいたします。

県では、令和２年度から６年度を計画期間とする第二期黄金っ子応援プランの策定に向けて、各市町村における量の見込み、提供体制の確保方策等を取りまとめているところです。幼児教育・保育無償化の影響や

女性就業率の向上、潜在需要の掘り起こしによる保育ニーズの高まり等により、多くの市町村においては、令和２年度末を待機児童解消時期としておりますが、一部市町村においては、やむを得ない事情により、令和３年度末までの解消を見込んでおります。待機児童の解消を図るための課題としては、保育士不足、地域別・年齢別ニーズとのミスマッチによる定員割れなどがあると認識しております。

県としましては、このような状況を解消するため、市町村が実施する保育士確保事業やＡＩ等導入について令和２年度予算に計上したところであり、早期の待機児童解消に向けて、引き続き市町村と連携し、取り組んでまいります。

同じく４の(6)、高齢者虐待の現状と課題、対策についてお答えいたします。

県の実施した調査において、平成30年度における本県の高齢者虐待認定件数は194件で、前年度に比べ28件増加しております。その内訳は、家族等養護者によるものが185件、養介護施設従事者によるものが９件となっております。高齢者虐待については、早期発見・早期対応や困難事例への適切な対応が課題となっております。

県としましては、県民に対し高齢者虐待防止の周知を図るとともに、市町村や地域包括支援センター等での相談体制の充実や、沖縄県社会福祉士会、沖縄弁護士会等の関係機関との連携を図り、高齢者虐待防止対策を推進してまいります。

同じく４の(7)、生活保護決定の法定期限についてお答えいたします。

生活保護法第24条第５項では、保護に関する決定は、申請の日から14日以内、または、調査等に日時を要する場合でも30日以内に行わなければならないと規定しております。平成30年度、県内の福祉事務所においては、14日以内に保護の決定を行った件数の割合は31.2％、15日から30日以内は65.6％、法に定める30日以内の決定は96.7％となっております。保護の決定に要する日数が14日を超える主な理由は、扶養義務者に対する扶養の照会や資産等の調査に時間を要するためとなっております。

県としましては、14日以内での対応について、連絡会議などを通じて各福祉事務所に対し助言・指導を行うなど努力してまいります。

同じく４の(15)、民生委員の充足率の状況等についてお答えいたします。

本県の民生委員・児童委員は、令和元年12月の３年に一度の一斉改選に伴い、定数2422名に対し、1875名を委嘱しており、県全体の充足率は77.4％となっております。市町村ごとの充足率については、90％以上が10市町村、70％以上90％未満が23市町村、70％未満が８市町村となっております。なお、一斉改選後も継続して委嘱手続を進めているところであり、令和２年３月１日の充足率は79.6％となる見込みであります。同委員の担い手の確保を図るため、県では、市町村長と民生委員児童委員協議会等との意見交換や、広報誌等を活用した民生委員活動の周知に取り組んできたところです。引き続き市町村及び民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員の確保に努めるとともに、担い手確保のための有効な取り組みについて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　４、教育・福祉行政についての御質問の中の(11)、県職員等の長時間労働の勤務実態についてお答えします。

知事部局における平成30年度の時間外勤務実績は、１人当たり１月平均11時間、年間平均132.6時間となっております。時間外勤務の要因としては、提出期限が近い業務を行う場合や、分掌事務が多く時間内に処理できない場合、急を要する業務を上司から命じられた場合などさまざまな要因が考えられ、より一層の業務効率化、業務分担の適正化などが課題と考えております。改善策といたしましては、各職員間の業務平準化など所属長による労務管理の徹底に加え、令和２年４月１日から施行する予定の改正勤務時間、休日及び休暇等に関する規則において、時間外勤務時間・休日勤務時間の上限を定めることにより、時間外勤務等の縮減を図ってまいります。

同じく(12)、長時間労働への対応についてお答えします。

知事部局においては、労働基準法の改定を受け、過重労働による健康障害防止対策要領を改正し、平成31年４月１日から産業医面接の対象職員の要件を拡充することにより、職員の健康管理の強化を図ったところです。また、改正予定の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則においては、時間外勤務等を命ずる時間は、原則として１カ月につき45時間以内、年間360時間以内とし、いわゆる他律的業務の割合が高いとして指定する一部の所属については、１カ月において100時間未満、年間720時間以内などの規制をかけることにより、時間外勤務等の縮減を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） ５、環境・観光行政についての御質問のうち(1)、観光客増加に起因する諸問題の現状と対策、市町村との連携についてお答えいたします。

地域住民や自然環境に悪影響を生じる諸問題については、レンタカーによる混雑や貸し切りバスの違法駐停車、ごみ捨てなどの事案が報告されており、県において、オープンデータ活用によるレンタカーから公共交通への利用促進､貸し切りバスの専用乗降場の設置、外国人観光客向けのマナー啓発ブックの配布などの取り組みを実施しているところであります。

県としましては、今後も市町村や観光協会等と連携を図り、現況把握に努めるとともに諸問題の改善に向けた検討を進めてまいります。

同じく(5)、県が目指す持続可能な観光と今後の具体的な施策についてお答えいたします。

県では、地域住民の満足度、観光客の満足度、観光産業の活性及び自然・文化資源の保全・継承の４つの要素がバランスよく保たれつつ、観光振興が実現されることが重要と考えているところです。そのため、持続可能な観光の実現に向けて、観光関連事業者等で構成される検討会において、今後の観光振興施策のあり方を議論するとともに、シンポジウムの開催により意識の醸成に取り組んでいるところです。

県としましては、観光関連事業者等と連携し、その推進体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） ６、農業・土木行政についての御質問のうち(1)、離島の公共工事の不調・不落対策への取り組みについてお答えいたします。

令和元年11月末までに土木建築部で発注した工事のうち、不調・不落は107件で全体の26％となっており、このうち、離島で発注した工事は80件、不調・不落は46件、42.9％となっております。

土木建築部では、離島工事における不調・不落対策として、主任技術者等の兼任要件の緩和、市場単価の変動が大きい場合の見積もり等の採用、離島等で必要となる経費の精算対応等を講じているところであります。引き続き、離島における入札状況の改善に取り組んでまいります。

次に６の(3)、白浜南風見線の落石対策についてお答えいたします。

白浜南風見線の高那地内の切り土のり面については、平成30年度から小規模な崩壊が発生し、落石防止柵に土砂が堆積している状況となっております。現在、安全確保のため、仮設土のうにより路肩を規制しておりますが、令和２年度にのり面対策の設計に着手し、令和４年度には工事を完了する予定となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） ６、農業・土木行政についての御質問の中の(5) 、地域未来投資促進法を活用したリゾート施設計画に係る今後の手続についてお答えいたします。

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取り組みを支援するものです。現在、県では、当該法律に基づく石垣市からのリゾート施設建設を含めた基本計画案に対して、土地利用等の上位計画との整合性や関連法令との適合性など、さまざまな観点から意見調整を行っております。進捗状況としましては、市との事前協議を踏まえ昨年12月に基本計画案を受理し、本年１月中旬には石垣市に意見書を提出し、引き続き調整を行っているところであります。農業振興地域からの除外や農地転用許可に係る手続においては、各制度におけるクリアすべき課題があると認識しておりますが、地域の産業振興につながる計画的かつ効果的な取り組みであることを踏まえ、国の基本計画同意に向けて適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 次呂久成崇君。

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久　成崇君 それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、命にかかわる問題で、ヘリポートの件でございます。

次年度予算でも計上されていて、県が主体となって設置するということは本当に大いに評価するんですが、やはりぜひスピード感を持っていただきたいなと思います。

急患搬送ヘリポートです。急患ですので、やはり一分一秒を争うものなんです。私は、次年度ということじゃなくて、やはり暫定であれば年度内に予算の残額

を集めてでも対応すべきではないかというふうに思っています。このスピード感、ぜひもっと積極的に取り組んでいただきたいんです。次年度いつごろとかということじゃなくて、じゃこのスピード感というのが大体いつごろなのかということについてお聞きしたいと思います。

そして、新型コロナウイルスの件です。

実はこれ、先週末土曜日に起こった事例なんですが、少し紹介をしたいと思います。この日、那覇港に中国から貨物船が入港いたしました。この貨物船には、24人の乗組員がいたんです。この貨物船は、上海を１月17日に出港いたしまして、２月15日午前８時20分に接岸をしています。その際、前日の14日に入港申請しているんですが、実はこのときの申請、検疫所の対応というのが、事前検疫を実施しています。この事前検疫というのは、無線検疫というふうに言われているんですが、それで入港をしております。15日、この本船は接岸しているんですが、接岸をする前に無線では異常はない、体調が悪い人はいないということだったんですけれども、接岸してからその後に船長が実は体調不良だということで事後報告をしております。しかし、そのときにもう既に本船は接岸をしていて、荷役作業のほうも準備が始まっております。作業員と実際に乗組員も接触をしています。それから、８時40分にこの船長の体調が悪いということが総代理店から連絡がいって、そこから作業中止というようなことになっております。

それから、さらに船員また荷役作業をしていた皆さんは隔離という指示を受け、それから検疫官による船長の検疫が実施をされているわけです。そして、お昼１時に港湾関係者による緊急安全会議を招集。検疫所のほうは、ガイドラインに沿って事前検疫、つまり無線検疫で疑いがなかったので接岸を許可したというふうに言っているんですが、適切に事前にそういう報告があれば、もちろん接岸はさせていないと。しかしながら、船会社、また実際荷役作業に携わっている皆さんは、もう既に接触をしているわけなんです。こういった場合に、船長が虚偽報告をして、実際に入港をした。そして、事後報告で体調が悪いということ。そして、またさらにその体調が悪い人だけ検査をする、問診をするというやり方で、本当にこの荷役作業をする県民の皆さんを守ることができるのかという、今回物すごく不安､そして懸念を抱いているのです。結局、この船長は診断の結果、感染については陰性ということだったんですけれども、これは、本当にこれからもあり得る事例なんです。

この検疫体制がどうかということなんですけれども、実は昨年１年間で海外から入港している客船、そして貨物船、商船等は1220隻あります。そして、この中国からの貨物船も今現在、１週間に３回入港しているんです。ということは、この事前検疫だけじゃなくて、やはりしっかりと直接検疫もやらないと、本当にこの安全というのは担保できないんじゃないかなというふうに思っております。ですので、国としっかり連携して、防疫体制をどうするのか。そして、検疫所には各支所もあって――確かに人がいないかもしれません。ですが、この体制、今の検疫方法でいいのかということで、県もしっかりとこの感染予防の指針というのを示さなければいけないのではないかというふうに思っています。ぜひ、知事の見解を伺いたいと思います。

港湾で感染が確認されたときというのは、やはり経済的損失というのは本当にはかり知れないものがあります。県内の流通も全てストップしてしまう。特に、沖縄本島のほうがとまってしまいますと、さらに離島ではその貨物が入ってきませんので、例えば１週間、２週間、本島の港が閉鎖されてしまうと、離島のほうではさらにその後通常に戻るために、またさらに１週間、２週間かかるという可能性もあるわけなんです。ですので、こういうことも含めて、ぜひ県の今の検疫体制というのをしっかりと示していただきたいというふうに思います。

そして、さらに宮古・石垣などにも今貨物船が入ってきております、海外からの。そんなに頻繁ではないですが、それでも入ってきています。そのときに、感染の疑い、または確認された場合の自治体との連携、どうなっているのか伺いたいと思います。

これは、本日の新聞にもありました。昨日、県内で３人目の感染が確認された豊見城市なんですけれども、県から一報がなかったと。報道を受け、市が県に問い合わせしたが、県は情報を明らかにしなかったということなんですけれども、この県と市町村の連携というのはどうなっているのか。例えば、県に初めに、保健所から病院に行ってという検査をしていくまでのこの過程の中で、その場では市のほうには何も報告をされないのか。また、この体制というのはどうなっているのかということを、やはりしっかりこの体制については市町村と連携をとらないといけないのではないかなというふうに思います｡どうしても離島ですので。既に感染の疑いのある人もほかの皆さんと接触があるわけですから、そうなった場合にやはり小さな地域、また離島のほうではその間に感染が拡大をしてしまう

という状況になるかと思います。ぜひ、今しっかりとした自治体との連携また情報共有が、一番本当に大切な時期だと思いますので、この自治体との連携体制についても県の見解を伺いたいというふうに思います。

この検疫所との連携なんですけれども、実は、荷役作業員というのはやはり常に乗組員の皆さんと接触をして、そういう不安を抱きながら作業をするわけなんです。ですので、客船も貨物船も乗船している方、全て問診とか体温をはかるというのは、最低でもやるべきではないかなというふうに思うんですけれども、これについても県の見解を伺いたいと思います。

そして、オーバーツーリズムの問題です。

沖縄県入域観光客数1000万人超えました。そのうち、外国人旅行者300万人、約３分の１います。昨年、調査で県内の12自治体――これは県も含めてなんですけれども――オーバーツーリズム、観光公害が起きているというふうに実感はしているということを、この調査のほうで回答をしております。

副知事も視察に行ったイタリア、ベネチアなどでは――ベネチアには行っていないかもしれないんですけれども、あちらはやはりホテル新設の禁止であったりとか、クルーズ船の航行の禁止とか、地元住民の生活環境を維持する対策というのを、今しっかりとっているんです。また、観光地の入場制限とか、あと有料化をするということで、地元の皆さんの日常生活に配慮をして、持続できるような観光ということで、かなり配慮をされた施策を行っているところがあります。

今、県全体の目標は1200万人と定めてやっていると思いますが、例えばこの1200万人も北部・中部・南部・宮古・八重山とか圏域ごとの目標はそれぞれどうなっているのか。また、この地域とか島単位でどれぐらいの観光客をそれぞれ見込んで、それで全体的に1200万というこの数字、計画のあらわし方とか、やはりもう少し我々県民にもわかりやすい、数字だけじゃなくて、しっかりとした計画というのを示す必要があるんじゃないかなと。これがないから、一定の場所に観光客が集まって、結局オーバーツーリズムというような状況をつくり上げているんじゃないかなというふうに思います。私が以前も取り上げました竹富島も、まさにこのような状況じゃないかというふうに思います。

今、ハワイのほうでもこのレスポンシブルツーリズムという取り組み、これが始まっています。これは、地元コミュニティーや自然環境への悪影響を最小限にしながら、観光産業の持続可能な発展を実現しようという取り組みですので、ぜひ県のほうも観光と県民の暮らしの両立というのを今しっかり考えていく必要があるんじゃないかなと思いますので、見解を伺いたいと思います。

そして、イノシシの話なんですけれども、この鳥獣被害対策、本当に今離島のほうではイノシシの被害、かなり大きな被害があります。実は、今サトウキビの収穫時期なんですけれども、ハーベスターが走りますよね。その後ろ二、三メーター後にイノシシがついてくるんですよ。こういう状況なんです。今までいなかったというところにもイノシシが発生している。宮古島のほうにも今イノシシがいて――昔からいたのかちょっと私はわからないんですが、石垣から猟友会が行って駆除するというような状況もあります。国のほうには鳥獣被害対策のメニューが幾つかあるというふうに聞いておりますので、ぜひ市町村と連携をとって、しっかりやっていただきたいなというふうに思いますので、これは要望として上げたいと思います。

そして、離島の高校生の宿舎の件なんですけれども――私何度も取り上げているんですが、舎監が今１人配置されています。この１人が休むときには、ほかの教員がそこに入るわけなんです。先ほど来やっています教職員の過重労働というのも、やはりそういう一端があるんじゃないかなと私思っています。今、県としては50人以上――50人以下ですか、それでも１人は置いているんだということをおっしゃっていますけれども、そうではなくてやはり全体的な配置というところで、１人を２人にすることによって、教職員のそういう過重労働も軽減できるんじゃないかなというふうに思いますので、これについてもしっかりとまた継続して検討をしていただきたいというふうに思います。

そして最後に、知事、やはり離島のほう、オーバーツーリズムの問題とか、特に宮古・石垣のほうは自衛隊配備の問題もあります。そして、漂着ごみなどの問題とか、本当に離島には課題が山積しているんです。ぜひ知事には、具体的にいつごろと――石垣にいつ来ます、八重山にいつ来ます、宮古にはいつ来ますというふうに私はこの視察の日程というのをしっかりと計画していただきたいなというふうに思っています。

私たち先島、宮古・八重山の皆さんは、知事が来たらぜひこういう声を聞いてほしい、また現場を見てほしい。本当に、ぜひ知事に足を運んで一緒に課題解決に取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、お願いをして質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時２分休憩

午後２時４分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 次呂久成崇議員の御質問にお答えいたします。

先ほど来、オーバーツーリズムの話が出ておりまして、沖縄県を含め観光立県、他の地域でもこのオーバーツーリズムが非常に深刻化しているのは重々承知しております。

今回、イタリアのサルデーニャ島に行った理由は、新沖縄発展戦略チームとして次の新たな振計の中に観光をどう位置づけるかという視察に行ってまいりました。

我々注目したのは、ややもするとこれまで観光というのは、売り上げとか入域者数にとらわれているわけですが、持続的発展のための観光というものはそれだけではなくて、環境にまず配慮する。そして、地元住民のウエルフェア、地元住民の福祉にも配慮した三位一体となった指標にはかって、それぞれがうまくいくような持続的観光にしなきゃいけないということで、それを研究しているカリアリ大学の先生と意見交換をしながら、参考にしてまいりました。我々としては、次の10年を見据えてオーバーツーリズム解消のために、さっき申し上げたような持続的発展の環境指標というのがありますので、それをもとに観光政策を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） 暫定ヘリポートの整備に関しての御質問にお答えします。

次年度の予算で、恒久的なヘリポートにつきましては検討を進めていくところですが、暫定ヘリポートにつきましても、ことし１月に海上保安庁のほうから提案をいただきました。当該用地――保安庁さんからいただいたところは、国有地になっております。そのヘリポート整備に当たっては、例えば７トンの荷重に耐えられる舗装が必要であるとか、いろいろと保安庁さんのほうから技術的な要件などもいただいているところです。それとあわせまして国有地の測量、借り受け、そして救急車をそこまで入れるための搬入経路の整備もいるかと思います。それらについて、スピード感を持ってなるべく早く解決できるように、石垣市、そして八重山事務所、そして保安庁の航空基地などとも連携をとりながら、なるべくスピード感を持って取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） 再質問にお答えします。

まず、検疫でございますけれども、那覇検疫所はクルーズ船等については、無線検疫から着岸検疫に切りかえて評価しております。しかもその上で、乗客全員の検疫が終わらないと、下船させないというようなことで体制強化をしております。

貨物船についても検疫体制を強化したというふうなお話を伺っておりますけれども、これが着岸検疫になっているのかどうかというのはまだちょっと把握しておりませんので、その辺も聞きながら、体制強化については連携して求めていきたいというふうに考えております。

それから、市町村との連絡ですけれども、その１例目の公表が南部保健所管内ということで市町村名を公表していなかったものですから、その辺の取り扱いで市町村に連絡するという発想がちょっと浮かんできておりませんでした。ただ、今後市町村も特に市について、公表基準で市については公表することになっておりますので、これらの該当市については、記者会見する時間と合わせて情報提供するように心がけたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 再質問にお答えいたします。

舎監の負担軽減の関係でしたが、まず今年度より舎監の事務補助員というのを配置することになっておりまして、この方は平日の昼間とか、土日の業務を行っております。ただ、泊まるわけではございません。あとは、舎監は現在――通常ですけれど、１週間のうち５日宿直をしているということで、残り２日は学校の教員が当番で宿直をしているという現状でございます。特に職員数の少ない学校では、当番に当たる回数が多いということで、負担となっているというふうに伺っております。そういうこともありまして、教育委員会では教員の負担軽減のため、週２日の宿直ができる副舎監の配置を現在検討しているところでございます。まだ検討の段階でございますが、そういうことができないかということで行って、検討中ということでよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君 こんにちは。

社民・社大・結連合、うるま市選出の照屋大河です。

所見を述べて、代表質問に移りたいというふうに思います。

令和２年第１回沖縄県議会が開会され、当初予算案など重要な議案の審議が本会議、常任委員会、予算特別委員会を通して行われます。

知事は開会の日、定例会の初日、県政運営に対する所信を力強く述べられました。みずから掲げた公約について、その全てに着手をしたとのことであり高く評価をいたします。新時代沖縄の到来､誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の構築の３つの視点のもと、さらなる公約の実現と施策の充実、保育・教育・医療などの強化、経済振興その発展に対する取り組みを期待しています。そして、辺野古に新基地はつくらせないという玉城デニー知事の最大の公約の実現に向けた取り組みを強く期待し､ともに闘う決意を申し上げます。

ことしは沖縄戦から75年目の節目の年となります。

沖縄はさきの大戦において悲惨な地上戦が繰り広げられ、20万人余のとうとい命と多くのかけがえのない文化遺産が失われました。また、27年間の米軍統治の歴史を有し、さらに今日でもなお、広大な米軍専用施設が集中し、県民生活や沖縄県の振興にさまざまな影響を与えるなど過重な負担となっています。私たちはこのような歴史体験を通して命のとうとさと命の大切さを肌身で感じており、平和の実現を求めてまいりました。しかし、戦後75年を迎えた沖縄の現実は、平和で平穏な生活を希求する県民の思いを踏みにじるように米軍による事件・事故が繰り返され、政府により辺野古への新基地建設が強行に進められています。民意無視の政府への怒り、沖縄のことは沖縄が決めるというウチナーンチュとしての誇り、クヮ　ンマグヮ（子や孫）のために再び戦場にしてはならないとの強い決意､そんな強い決意が米軍キャンプ･シュワブゲート前にあります。

米軍キャンプ・シュワブゲート前での座り込みは2000日を超えました。機動隊に何度排除されても非暴力の抵抗が続いています。抵抗運動を持続させているのは、そんな強い決意からであります。決して諦めることはない。埋め立ての賛否が問われた昨年２月の県民投票から１年となります。投票者の７割超が辺野古新基地建設反対の民意を示しました。しかし、工事は強行に進められています。民意の重みをないがしろにし、問答無用で新基地建設を強行するさまは、民主主義国家の振る舞いとは思えません。工期や工費が大きく膨らんだ辺野古新基地建設計画、湯水のごとく税金を投入する計画が唯一の選択肢であるはずがありません。一日も早い危険性の除去と言いながら、今後数十年かそれ以上、普天間の皆さん辛抱してくださいと言っているのに等しい計画であります。これ以上、工事を強行し続けることは許されません。安倍政権は直ちに新基地建設を断念し、県内移設を伴わない普天間飛行場の全面返還を米国に提起すべきであります。

以上申し上げて、質問に移らせていただきます。

大きい１番、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古新基地建設反対の民意について。

ア、辺野古新基地建設の是非を問うた県民投票から間もなく１年が経過する。県民投票で示された圧倒的多数の辺野古反対の民意は、今なお揺るぎないものだと考えるが、知事の認識について伺います。

(2)、ことしは戦後75年の節目の年であります。

ア、平和を希求してやまない県民性を知事はどう捉え表現するか、知事の言葉で説明していただきたい。

イ、沖縄県としていかなる平和創造に向けた取り組みを展開していく考えか、知事の決意を伺います。

(3)、日米安保改定・地位協定60年に当たって。

現行の日米安全保障条約が署名されて60年を迎えました。この安保条約は米国が日本を守り、日本は基地を提供して米軍の活動を支える、支援していく協力関係が定められています。しかし、提供された在日米軍専用施設面積の７割は沖縄に集中し、米軍による事件・事故、騒音や土壌汚染といった環境破壊などの過重な負担も沖縄に集中し続けています。

伺います。

ア、60年に及ぶ日米安保体制をどう総括しているか。また、今後のあり方についてどう考えているか、知事の見解を伺う。

(4)、海上自衛隊の中東派遣について。

ア、閣議決定を受け、海上自衛隊のＰ３Ｃ哨戒機が那覇航空基地から出発した。米国とイランの対立で中東は緊迫した情勢が続き、河野防衛大臣も「緊張が高まっている状況」であると認めている中、偶発的な衝突に巻き込まれるリスクは否定できない。出撃拠点となる基地が存在する沖縄はミサイル攻撃の対象になるかもしれないと不安に駆られる県民が少なくないが、知事はどのように受けとめているか。

イ、派遣の法的根拠が防衛省設置法の調査研究であることを疑問視する声が多いが、県の見解について伺います。

大きい２番、豚熱（ＣＳＦ）の発生についてです。

地元うるま市に最初の発生が明らかになった畜産農家があります。地元として本当につらい、悔しい、苦しい思いです。知事を初め三役の皆さん、農林水産部長初め県職員の皆さんの必死の対応に心から感謝と敬意を申し上げます。そして、殺処分等の対応に当たっていただいた自衛隊の皆さん、各近隣の市町村の職員の皆さん、建設業関係の皆さんに対しても心より敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。昼夜を分かたず24時間体制の対応だったようです。地元だけにお話を聞く機会、作業をする人たちの顔、あるいはこの事態を発生させてしまった農家の皆さんの、生産者の皆さんの顔が間近にあるだけに、本当に悔しい思いです。

ただ、先ほど75年前の戦争の話を申し上げました。とうとい命、それから文化財も含めてそうですが、沖縄においては家畜、牛や馬、それから豚、ヤギ、鳥、そういったものの命も奪われた。そういった中にウチナーンチュ、ハワイのウチナーンチュ、７人の侍が550頭の豚を沖縄に送り込んだ。ちょうどうるま市の勝連半島のホワイト・ビーチに到着し、県内各地にその豚が配られて食を守った、命を守った、戦後の県民の命を守った、そして産業としていったという歴史があります。

今回苦しい状況ではありますが、若い30代の女性の関係者、養豚業者の若い青年――女性なんですが、おじいちゃんがそのハワイから豚を養い始め、お父さんが引き継いだ。そして、自分が新しい視点で畜産業を進めているときの今回の出来事で、本当に悔しい、もう立ち直れないんじゃないかという思いをしている。しかし、前を向いて新たに生産をするために頑張りたいと、新聞にこう記事が載っていました。そして地元では若い人たちがこの養豚業を応援していこうとライブハウスで激励、支援をする会を開いて豚の生産者を励ましています。

どうか県民の皆さん、執行部の皆さん、議員の皆さんもぜひ力をかしていただきたい。豚を応援していただきたい。鳴き声以外は全部食べられるという豚ですので、ぜひ三枚肉、テビチ、中味のおつゆ、それから豚カツ、カツ丼、カツカレー、毎日メニュー変えても１週間食べられますので、ぜひ豚を、そして生産者を応援していただきたく心からお願いを申し上げます。

質問に移ります。

(1)、県は、これまでの被害状況――殺処分の頭数、流通量の減少や輸出制限を伴う販路縮小など経済的な損害、食文化に与えている影響等――について、どのように取りまとめているか伺う。

(2)、侵入経路や感染源は特定されたか。

(3)、県ＣＳＦ防疫対策関係者会議を立ち上げ、ワクチン接種、アグー隔離などさまざまな角度から検討されていると承知している。感染・被害拡大阻止に向けた具体的な取り組みについて、これまでの議論の進捗、国との連携状況とあわせて伺います。

(4)番、農家への補償体制、衛生管理基準の徹底のための今後の支援体制について伺います。

(5)番、収束宣言は視野に入ってきたか、県の見解を伺います。

(6)番、致死率100％と言われるアフリカ豚熱（ＡＦＳ）の侵入は断じて許してはならない。講ずべき水際対策について県の検討状況を伺います。

３番、辺野古新基地建設問題について。

米軍普天間飛行場の一日も早い危険性の除去のために新基地建設という政府の考えは破綻しているというほかありません。防衛省は工期を当初の８年から約12年に大幅に見直す案を公表しました。総工費も当初の３倍近い約9300億円、大浦湾側に広がる軟弱地盤の改良工事のためであります。水面下90メートルでの改良工事は例がありません。工期と総工費はこれにとどまらない可能性が高いわけです。このことにより普天間返還は、22年度またはその後から、30年代半ば以降にずれ込むことになります。これは普天間の危険性の固定化であります。責任は既成事実をつくるためなりふり構わず工事を強行している政府にあると言わざるを得ません。

辺野古新基地建設問題について(1)、伺います。

総工費・工期など防衛省による計画見直し等について。

辺野古新基地建設工事について防衛省は昨年12月、完成までの工期を当初の８年から12年に大幅延長し、総工費も当初見通しの３倍近い9300億円に見直す設計変更案を発表した。見直しは、軟弱地盤の存在によるところが大きいと言われます。

ア、埋め立てと地盤改良に必要な土砂の全量を県内のみで調達することは可能と考えるか、県内市場や環境への影響はどうなると想定されるか、県の見解を伺います。全量を県内で調達するとなった場合、防衛省の設計変更案とも照らし、総工費や工期に関する従来示してきた県の試算はどう変わるか、新たな試算について伺います。

イ、約9300億円とされる総工費のうち、警備費が約1700億円を占める。異常なほど莫大な額であり、県民の反対の声の大きさの裏返しとも言えるが、県の受けとめを伺う。

ウ、設計変更案では、米軍の性能基準を満たさない滑走路の不同沈下が予測されていることが判明したが、県は詳細を把握しているか、受けとめとあわせて伺う。

エ、防衛省は、計画見直し発表を行ってなお、普天間飛行場の危険性除去のため辺野古は唯一の解決策であるとしているが、知事の受けとめを伺う。

オ、延長された工期の起点は、超軟弱地盤の改良工事に伴う設計変更を県が承認した時点に設定されており、防衛省は年度内にも設計変更の申請を行う方針だというが、知事の態度は決まっていますか、認識を伺います。

(2)、辺野古受注業者から防衛省有識者会議への寄附行為について、軟弱地盤の改良工事に関する防衛省の有識者会議技術検討会に名を連ねる大学教授ら３委員が、辺野古新基地工事関連業者から計570万円の奨学寄附金を受け取っていたことが判明しました。このような産学官の密接ぶりについて、法政大学の五十嵐名誉教授は、資金提供を受けた人が、提供元が作成した設計変更案を客観的に判断できるだろうか。技術検討会は、政府が自分たちに都合よく政策を進めるためのアリバイづくりのように映る。利害が絡み合った国と業者と有識者の三者の関係性を見れば、技術検討会が出来レースと疑われても仕方がないというふうにコメントを発表しています。

伺います。

ア、事実関係について県の把握状況を伺います。

イ、寄附金受領によって審議内容の客観性、公平性の確保に大きな疑問符がつく。技術検討会は最深90メートルの地盤強化など世界的に例のない工法にお墨つきを与えており、その主張の正当性自体を疑うべきと考えるが、県の見解を伺います。

４番、米軍基地問題について。

(1)、米軍ヘリ墜落事故について。沖縄本島の東沖約180キロメートルの公海上で米海軍所属のＭＨ60ヘリ１機が墜落した。

ア、漁業への影響など被害状況、事故原因について県は把握しているか伺います。

イ、事故を受けての初動対応、事故原因の究明や再発防止策など政府の取り組みを県はどう評価しているか伺います。

ウ、県は不時着水と墜落をどう定義しているか、見解を伺います。県の見解に照らし、今回の事故は不時着水、墜落いずれと考えるか、県の認識を伺います。

エ、事故機を搭載していた米海軍第７艦隊の旗艦ブルー・リッジなど、１月下旬から米軍艦のホワイト・ビーチへの寄港が頻発しています。その理由や背景について、県はどう分析しているか伺います。

オ、沖縄本島東沖でのたび重なる墜落事故を受け、訓練空域や水域の撤去を求める声が出ているが、県として政府に求めていく考えはあるか伺います。これについては県議会も全会一致でその見直しを求めることを決議しています。県の見解について伺います。

(2)、高江ヘリパッド建設工事における首相補佐官の電源開発に対する便宜打診疑惑について。

東村高江のヘリパッド建設をめぐり、菅官房長官の側近とされる和泉首相補佐官が工事への助力を電源開発（Ｊ－ＰＯＷＥＲ）に求め、見返りに海外案件は何でも協力しますと持ちかけたと記すＪ－ＰＯＷＥＲの内部メモの存在が発覚いたしました。Ｊ－ＰＯＷＥＲは国頭村の沖縄やんばる海水揚水発電所、うるま市の石川石炭火力発電所の建設で地元の理解を得るために、施設内で潮干狩りや収穫祭、運動会などのイベントを開催してきました。内部メモによると、Ｊ－ＰＯＷＥＲ側は地元に防衛省に協力していると認識されるのは避けたい、中立を守りたいと一度は断っているが、同社の北村会長が官邸で和泉首相補佐官の強い要請を受けて方針変更を余儀なくされたと言われています。

ア、県は、内部メモの存在や内容を承知しているか伺います。

イ、内部メモには、沖縄県も水面下ではヘリパッド建設工事をやってくれとなっているとの記述が見られるようだが、そのような事実があるのか。偽りであれば、政府に毅然と抗議すべきではないか。

ウ、政権中枢の高官が民間企業に便宜供与を打診し、行政をゆがめるようなことを許してはいけない。県として政府を問いただしていく考えはあるか伺います。

(3)、普天間基地、嘉手納基地の騒音、電波障害の実態について。

ア、普天間基地、嘉手納基地における2019年の騒音実態――離発着回数、騒音レベル、外来機の飛来回数等を伺います。また、例年と比べ悪化していると言えるか県の見解を伺います。

イ、普天間基地を離発着する米軍機の影響により周辺地域で地上デジタル放送の受信障害が発生している問題で、沖縄防衛局と宜野湾市が2011年度までに把握していた地域より広範囲で受信障害が発生していることが判明いたしました。県として状況を把握しているか、実態と対策について伺います。

ウ、県外の米軍基地や自衛隊基地の周辺地域を対象とするＮＨＫ受信料の補助制度を防衛省が見直し、2018年９月以降、対象世帯が縮小している。嘉手納

基地や伊江島補助飛行場周辺地域など県内におけるＮＨＫ受信料の助成制度の助成実態はどうなっているか、過去３年の申請及び適用件数とあわせて伺います。

(4)番、普天間基地周辺民間地域への部品落下事故について。

沖縄防衛局の村井企画部長が去る１月27日、2017年に米軍ヘリの部品が落下した緑ヶ丘保育園を訪れた際、園の上空飛行停止を求めて宜野湾市議会が全会一致で可決した決議・意見書について、知らなかったというふうに述べたようであります。

ア、当事者意識の欠如が甚だしく、保育園関係者や保護者を失意のどん底に陥れる発言であり、宜野湾市議会を冒瀆するものである。県として事実関係を把握しているか、毅然とした態度で抗議すべきではないか。

イ、普天間基地所属のＣＨ53Ｅ大型ヘリが普天間第二小学校の校庭に窓枠を落下させた事故を受け、同校の児童約640人が当時の記憶や今の気持ちを書いた自由感想文をまとめたようです。知事初め関係職員にはぜひ一読してほしいが、手元には届いていますか。

(5)番、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）による汚染問題について。

ア、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡなどの有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ)が高濃度で検出されている問題を受け、環境省が河川や地下水などの水環境に関する目標値を設定する方針を固め、年度内にも初の全国調査を行うようだが、県として把握しているか。

イ、米環境保護庁（ＥＰＡ）もＰＦＡＳによる地下水汚染について浄化に向けた再調査が必要となる新たな指針を策定したようだが、県として把握しているか。

ウ、ＰＦＡＳが高濃度で検出されている北谷浄水場について、市町村議員や嘉手納基地周辺の住民らが県に対し、取水停止や取水制限を要請しているが、県の回答と対応を伺う。

(6)番、伊江島におけるパラシュート降下訓練について。

去る１月29日、米軍伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練中に投下された物資が提供区域外の畑に落下する事故が発生した。幸い目立った被害はなかったものの、この間兵士や物資の落下事故が頻発しており、いつ人命を脅かす大惨事が起きても不思議ではない。

ア、伊江村は、2002年10月の水タンク落下事故以来、物資の降下訓練を認めない立場のようだが、県の立場はどうか見解を伺います。

イ、このまま放置し続ければ、いずれ県の責任も問われかねません。再発防止要請にとどまらず、県外への訓練移転に本気で取り組むべきではないか。県の見解について伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 照屋大河議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のア、県民投票で示された民意に対する知事の認識についてお答えいたします。

昨年２月に県内41全ての市町村において行われた県民投票で、辺野古埋め立てに絞った反対の民意が圧倒的多数で明確に示されたことは、大変重要な意義があるものと考えております。また、その後に行われた２度の国政選挙においても、辺野古移設に反対する候補者が当選しており、県民の民意は揺るぎない形で示され続けております。

私は、県民投票から１年の節目を迎え、辺野古に新基地はつくらせないとの決意を新たにし、今後とも諦めず、ぶれることなく、県民投票で示された民意に応えられるよう、全身全霊で取り組んでまいりたいと考えております。

次に１の(2)のア及び１の(2)のイ、平和を希求してやまない県民性と平和創造に向けた取り組みについてお答えいたします。なお、１の(2)のアと１の(2)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県民は、さきの大戦で、苛酷な地上戦により、多くのとうとい生命と貴重な文化遺産を失った経験から、平和のとうとさを肌身で感じております。かつて万国津梁の精神のもと活躍したウチナーンチュは、苦難の時代を歩みつつも多様なものを受け入れるイチャリバチョーデーの寛容さでありますとか、ともに支え合い共生するイーマールの包摂性、そして平和を希求してやまないミルク　ユガフ　ニゲーンドーというミルク　ユガフ　この上ない幸せの世の中を望むチムグクルの心を今日まで育んでまいりました。

沖縄県では、恒久平和の実現に向け、沖縄県平和祈念資料館、平和の礎、沖縄平和賞などを柱に据え、取り組んでまいりました。次年度は、戦後75年の節目を迎えることから、広島・長崎の平和記念式典との相互参列や、国連代表の参列に向け、調整を進めているところであります。さらに、沖縄戦の実相を語り継いでこられた方々への表彰、平和をテーマとしたワークショップやシンポジウムの開催、各地における平和展等を実施し、国内外に平和を希求する沖縄の心を力強

く発信していきたいと考えております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中の４の(4)のイ、普天間第二小学校窓枠落下事故に係る自由感想文についてお答えいたします。

私は、知事に就任した平成30年10月に普天間第二小学校を訪問し、学校関係者から事故当時の状況や事故後の避難訓練等について説明を受けるとともに、避難工作物の確認を行うなど、事故の把握に努めてまいりました。また、新聞で紹介された感想文についても、その一部を学校から提供いただきまして、拝読をさせていただいております。子供たちの事故当時の混乱、恐怖、現在まで続く戸惑いや、やるせない思いが率直な言葉を通して臨場感をもって伝わり、胸が詰まる思いがいたしました。

私は、子供たちにこのような思いを二度とさせないためにも、米軍機の学校上空の飛行停止等、米軍基地問題の実質的な解決に向けて全力で取り組む決意を新たにしているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(3)のア、日米安全保障体制についてお答えいたします。

県としましては、日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制が、これまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと認識しております。しかしながら、戦後74年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設面積が存在する状況は、異常としか言いようがありません。日本の安全保障が大事であるならば、日本国民全体で考え、その負担も全国で担うべきであります。沖縄の過重な基地負担の軽減を図るため、日米両政府には、あらゆる努力を行っていただきたいと考えております。

次に１(4)のア及びイ、自衛隊の中東派遣への受けとめと派遣根拠についてお答えします。１(4)のアと１(4)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

政府は、政府の航行安全対策の一環として日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集するため、自衛隊による情報収集活動を中東地域で実施しております。今回の派遣について、派遣される隊員の安全確保や防衛省設置法の調査及び研究を根拠としていることなど、国会においてもさまざまな意見や議論があるものと承知しております。自衛隊の海外派遣について、県としては、不測の事態はあってはならず、政府において、今後の運用等についてさらに丁寧な説明を行うとともに、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向け、外交努力を継続していただくことが重要であると考えております。

次に３、辺野古新基地建設問題についての(1)のア、辺野古新基地建設工事の総費用等の試算についてお答えします。

県は、平成30年に、辺野古新基地完成までの埋立工事に要する費用及び工期を概略で試算しました。これはたび重なる県からの求めにもかかわらず、総費用等について政府が明らかにしないことから、政府との集中協議に当たり県としての大まかな目安を持つために算定したものであります。また、今後提出が見込まれている変更承認申請においては、埋立工事に関する費用や工期が示されることになります。

県としては、その内容をしっかりと確認してまいりたいと考えております。

次に３の(1)のイ、辺野古新基地建設工事に係る警備費についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に係る１年間の警備費はこれまでの実績の倍以上になるとの報道があることは承知しております。警備費の額が莫大であることに加え、総工費の約２割近くを警備費に充てて施設整備を行うことは、通常の公共工事では考えられないものであります。

県としては、警備費が多くの県民が辺野古埋め立てに反対していることを背景に積算されたとすれば、決して認められるものではなく、政府は、県民の民意に向き合い、埋立工事を中止して、県との対話に応じるべきであると考えております。

次に３の(1)のエ、政府が計画見直し後も辺野古唯一としていることについてお答えいたします。

辺野古新基地建設については、防衛省から、統合計画に示されている提供手続の完了までに要する期間が約12年になることが公表され、これまで県が指摘していたとおり、辺野古移設では、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないということが明確になりました。

県としては、政府が辺野古が唯一の解決策との考えにとらわれることは、普天間飛行場の固定化を招くことになるものと考えております。また、昨年２月の県民投票では、名護市で投票した方の約７割が埋め立てに反対の民意を示しており、辺野古移設はその民意にも反することから、政府は、直ちに埋立工事を中止し、普天間飛行場の県外・国外移設及び早期返還、運用停

止を含む一日も早い危険性の除去に取り組むべきであると考えております。

次に４、米軍基地問題についての(1)のア、ＭＨ60ヘリの事故原因についてお答えします。

去る１月25日に発生したＭＨ60の事故について、県は、米軍及び日本政府に対し、徹底した原因究明と詳細な説明及び実効性のある再発防止策を講じるとともに、より一層安全管理の徹底等に万全を期すことを求めたところであります。現時点で、事故原因についてはいまだ明らかにされていないため、県としては、引き続き事故原因の公表を求めてまいります。

次に４の(1)のイ、ＭＨ60ヘリ事故に係る政府の取り組みについてお答えします。

ＭＨ60の事故について、外務省は、北米局長から駐日米国臨時代理大使に対し、事故の原因究明について情報提供を行うよう申し入れを行い、また、防衛省は、地方協力局長から在日米軍司令官に対し、安全管理の徹底、再発防止及び安全な運用の確保について申し入れを行ったとのことです。しかしながら、今回の事故において、県が、同型機の運用停止を求めているにもかかわらず、政府が同型機の運用停止を求めなかったことはまことに残念であります。

次に４の(1)のウ、ＭＨ60ヘリの事故に対する県の認識についてお答えします。

県としては、墜落か否かの判断については、事故機がパイロットの操縦下にあったかや、事故機の破損状況等を総合的に勘案して決定されるものであると考えております。今回の事故について、沖縄防衛局からは不時着水との報告がありましたが、事故機が艦艇まで戻ることができず、機体も消失していること、あるいは、米側の事故に関する発表において、下におりる、下へ行く、墜落する等を意味するウエントダウンと表現されていることなどから、実質的に墜落と変わらない状況であったと考えております。

次に４の(1)のエ、ブルー・リッジ等のホワイト・ビーチへの寄港理由についてお答えします。

防衛省からは、ＭＨ60の落下事故現場付近のホテル・ホテル訓練区域を含む沖縄周辺の訓練区域について、演習の通報がされております。また、同じく防衛省から、１月25日から２月13日まで、在沖海兵隊施設・区域及び周辺海域において日米共同訓練が行われるとの説明がありました。そのため、ブルー・リッジの寄港目的や日米共同訓練との関係について沖縄防衛局を通じて米側に照会したところ、ブルー・リッジは同訓練には参加していない、また、寄港目的等運用に係る事項については回答を差し控えるとの連絡を受けております。

次に４の(1)のオ、訓練空域、水域の撤去についてお答えします。

沖縄周辺海域には、日米地位協定に基づく広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、米軍の訓練により安全操業が脅かされている状況にあります。そのため、特に本県漁業への影響が大きいホテル・ホテル訓練区域については、操業制限解除区域及び対象漁業の拡大を行い、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場については返還を求めております。

県としては、今後とも、軍転協、関係市町村、漁業関係団体とも連携しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に４(2)のアからウ、高江ヘリパッド建設工事における便宜打診疑惑についてお答えします。４(2)のアから４(2)のウまでは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

新聞等において、東村高江周辺の米軍ヘリパッド建設をめぐり、首相補佐官が電源開発株式会社に便宜供与を要請したことや、見返りを約束した同社の内部メモが見つかったと報道されていることは承知しております。本件について、昨年12月24日、菅官房長官は、関係機関から必要な協力を得た上で、適切に工事を実施しており、メモについては、承知していないと発表しております。また、内部メモにあるとされる県の発言については、そのような事実は確認できませんでした。いずれにしましても、政府においては疑念を招くことがないよう丁寧な説明を行う必要があると考えております。

次に４(3)のウ、ＮＨＫ受信料の助成制度についてお答えします。

基地周辺住民に対するＮＨＫ放送受信料の助成制度は、自衛隊または米軍の使用する飛行場または射爆撃場でターボジェット発動機を有する航空機の離着陸等が頻繁に行われる施設の周辺地域を適用対象としており、本県では、嘉手納飛行場、伊江島補助飛行場及び出砂島射爆撃場周辺地域が対象となっております。当助成制度は、平成30年に見直しが行われておりますが、県内の３施設は従前どおりの助成内容となっております。また、沖縄防衛局によりますと、申請及び補助件数は同数で、平成28年度１万4754件、平成29年度１万5099件、平成30年度１万5721件とのことです。

次に４(4)のア、沖縄防衛局職員の緑ヶ丘保育園訪問の際の発言についてお答えいたします。

沖縄防衛局職員が１月27日に緑ヶ丘保育園を訪問

した際に、宜野湾市議会の意見書・決議書について知らなかったと発言した件は、報道で承知しております。防衛局においては、米軍基地が集中し、事件・事故が繰り返されるなど過重な基地負担を強いられ続けている県民の思いを十分理解していただき、基地負担の軽減に向けて全力で取り組んでいただきたいと考えております。

次に４(6)のア及びイ、伊江島補助飛行場における物資投下訓練についてお答えします。４(6)アと４(6)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

伊江村は、平成26年４月の物資投下訓練において、フェンス外への落下事故が発生したことから、同訓練を実施しないことを求めていると承知しております。物資投下訓練については、過去に悲惨な事故が発生しており、県は、物資投下を含むパラシュート降下訓練に係る事故が発生するたびに、国に対して原因究明と再発防止に万全を期すことを米軍に対して働きかけるよう要請を行っております。今後、物資投下訓練につきましては、伊江村と意見交換を行うとともに、軍転協と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） ２、豚熱（ＣＳＦ）の発生についての御質問の中の(1)、豚熱の発生に伴う被害状況についてお答えします。

県内での豚熱の発生に伴い、これまでに５例が確認され、１万903頭の豚が殺処分されております。県内における流通への影響としましては、１月の豚屠畜頭数が、前年同月比で約１割減少しております。現在、搬出制限区域内の豚は、検査に基づき出荷を認めており、今後徐々に回復するものと考えております。また、海外への輸出については、今年１月に輸出予定だった約９トンの豚肉が輸出制限の影響を受けております。

県としましては、引き続き豚熱発生に伴う流通・消費についての情報収集に努めるとともに、風評被害の防止のための正確な情報の提供、イベントの開催等、豚肉の消費拡大に取り組んでまいります。

次に２の(2)、侵入経路や感染源についてお答えします。

豚熱の侵入経路等については、国の疫学調査チームによる調査が行われています。その調査報告によると、今回の豚熱の各農場へのウイルス伝播要因としては、車両や人の出入り、豚の移動、野生動物を介して、ウイルスが農場内へ侵入した可能性があると推定されています。１例目の発生については、加熱が不十分な食品残渣により、ウイルスが農場内へ持ち込まれた可能性が否定できないと報告されております。

次に２の(3)、沖縄県豚熱防疫対策関係者会議における議論の状況についてお答えします。

県では、豚熱の防疫対策を総合的に検討するため、生産者、関連団体、行政及び有識者で構成する沖縄県豚熱防疫対策関係者会議を設置しております。１月22日に開催した第１回の会議においては、ワクチン接種について議論を行い、その意見等を踏まえワクチン接種を決定したところであります。また、第２回の会議においては、ワクチン接種プログラムと農家支援策等について関係者へ周知を図るとともに、アグー純粋種の保全対策について議論したところであります。

県としましては、引き続き国、関係機関等と連携して豚熱防疫対策に取り組んでまいります。

次に２の(4)、農家補償と飼養衛生管理基準の遵守に向けた支援対策についてお答えします。

豚熱発生に伴い、防疫措置で殺処分された家畜や移動・搬出制限区域内農家の売り上げ減少等の補償として、家畜伝染病予防法に基づき、手当金等が措置されることとなっております。飼養衛生管理基準の遵守に向けた支援については、消費・安全交付金事業等を活用した消毒装置や食品残渣の加熱装置の設置等、農場への侵入防止対策を促進するとともに、県、関係団体、生産農家が一体となって飼養衛生管理基準の確実な遵守、徹底に取り組んでまいります。

次に２の(5)、豚熱の防疫措置の見通しについてお答えします。

今年１月８日に県内で豚熱が発生し、これまで５事例、８農場において防疫措置が実施され、２月６日に全ての農場における措置が終了したところです。また、５例目の発生農場から３キロ以内の移動制限区域内の22農場、野生イノシシ20事例については、全て陰性の検査結果が確認されております。現在、搬出制限区域内の農場から清浄性確認検査を実施しているところであり、３月４日から３キロ以内の農場において、最終の清浄性確認検査を行う予定であります。国の防疫指針の規定では、収束宣言という手続はありませんが、清浄性確認検査で全ての農場で陰性が確認された場合、国と協議の上、全ての区域で制限が解除されることになります。

次に２の(6)、水際対策についてお答えします。

国際便の発着がある石垣港、新石垣空港、平良港、下地島空港については、指定港として位置づけられ、

水際対策が強化されたところであります。また、県では動物検疫所沖縄支所と連携した空港、港での侵入防止キャンペーン、外国人技能実習生向け講習会の開催などの対策強化に取り組んでおります。さらに、今年２月５日に家畜伝染病予防法の一部が改正･施行され、検疫を担う家畜防疫官の権限強化や厳罰化など水際対策がより強化されております。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携し、家畜伝染病の侵入防止対策に取り組んでまいります。

次に４、米軍基地問題についての御質問の中の(1)のア、米軍ヘリ墜落事故の漁業への影響についてお答えします。

今回の事故が発生した周辺海域は、ソデイカ漁業やマグロ漁業の漁場となっていることから、県では、沖縄県漁業協同組合連合会や県内各漁協に対し、被害の発生や油の流出の有無等、漁業への影響について確認を行ったところですが、現時点でそのような報告は受けておりません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　３、辺野古新基地建設問題についての御質問のうち(1)のア、埋立土砂等の県内調達についてお答えいたします。

第３回普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会資料によると、岩ズリや地盤改良に必要な海砂について、事業者からのアンケート調査の結果等から、沖縄県内でも調達可能としております。しかしながら、岩ズリや海砂については、他の工事等においても使用される重要な資材であることから、市場等への影響について、アンケート等だけでは判断できないものと考えております。また、設計変更承認申請が提出されていないことから、調達の可能性等についてお答えすることは困難でありますが、情報の収集に努めていきたいと考えております。

次に３の(1)のウ、不同沈下量についてお答えいたします。

第３回普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会資料によると、北側滑走路において不同沈下量が最大となる地点は、護岸法線から322メートルの地点で８センチと予測されております。また、南側滑走路において不同沈下量が最大となる地点は、護岸法線から172メートルの地点で12センチと予測されております。

県においては、沖縄防衛局から具体的な説明を受けておらず、詳細については把握しておりませんが、事業者の責任において、今後、適用した基準や設計内容について説明がなされるものと考えております。

次に３の(1)のオ、設計変更の申請についてお答えいたします。

県としては、埋立承認撤回は有効との立場であり、全ての埋立工事を停止するよう求めております。普天間飛行場代替施設建設事業における軟弱地盤の改良工事に係る設計については、沖縄防衛局から具体的な内容について説明を受けておらず、また、設計変更承認申請が提出されていないことから、お答えすることが困難でありますが、情報の収集に努めていきたいと考えております。

次に３の(2)のア、工事関連業者からの寄附金についてお答えいたします。

沖縄防衛局の技術検討会の副委員長ら大学教授３委員が、普天間飛行場代替施設建設事業を受注している業者から合計570万円の奨学寄附金を受け取っていたことについて、新聞報道があったことは承知しております。

次に３の(2)のイ、技術検討会の主張の正当性についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会の詳細については把握しておりませんが、一般論として、国等公的機関が設置する会議等については、透明性や公平性を確保することが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　４、米軍基地問題についての御質問の(3)のア、航空機騒音の実態についてお答えいたします。

沖縄防衛局の2019年の目視調査結果によりますと、嘉手納飛行場の離着陸回数は４万6345回で前年とほぼ同様となっており、外来機によるものが１万2121回と約26％を占めております。また、普天間飛行場の離着陸回数は１万7397回で、前年から2127回増加し、外来機によるものが2902回と約17％を占め、前年の約８％から大幅に増加しております。加えて、県と関係市町村が実施した2018年度の航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺では、前年度と同様21測定局中８局で、普天間飛行場周辺では１局増加し、15測定局中２局で環境基準を超過しております。このような状況は、県民の生活環境に大きな影響を与えているものと考えております。

同じく、米軍基地問題についての御質問の(5)のア、有機フッ素化合物問題に係る国の対応についてお答え

します。

環境省は、ＰＦＯＳ等の水環境に関する目標値等を検討するため、令和元年12月に令和元年度有機フッ素化合物の評価等に関する検討会を開催しております。また、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの全国的な検出状況を把握するため、沖縄県内の河川や湧水など９地点を含む全国約200地点で調査を行っております。

同じく(5)のイ、米国環境保護庁（ＥＰＡ）が策定した地下水汚染の浄化指針についてお答えいたします。

米国環境保護庁（ＥＰＡ）が去る12月にＰＦＯＡ及びＰＦＯＳによる地下水汚染に対処するための暫定的勧告を公表したことは、県としても承知しております。同勧告では、再調査を必要とする地下水レベルをＰＦＯＡとＰＦＯＳそれぞれ１リットル当たり40ナノグラムとすることや、飲料水の水源である地下水の暫定的な浄化目標として、生涯健康勧告値であるＰＦＯＡとＰＦＯＳの合計値１リットル当たり70ナノグラムを使用することなどを推奨しております。

県としては、今後とも米国環境保護庁によるＰＦＡＳ行動計画に基づく取り組みについて積極的な情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） ４、米軍基地問題についての(3)のイ、普天間飛行場周辺地域での受信障害の実態と対策についてお答えいたします。

沖縄防衛局が今年度に実施した普天間飛行場周辺地上デジタル放送受信障害調査によると、新たに宜野湾市及び浦添市の一部地域において、受信障害の可能性があるとされております。宜野湾市は、平成23年度に防衛省の補助金を活用したケーブルテレビへの加入などの受信障害対策を講じておりますが、対策済みの地域以外でも受信障害の苦情があることから、広報を通じて市民からの情報提供を求めているところです。また、浦添市は、受信障害の解消に向け、沖縄防衛局及び普天間飛行場周辺市町村等と調整していると聞いております。

県としましては、受信障害の解消に向け市町村から情報収集を行い、沖縄総合通信事務所等と連携を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君） ４、米軍基地問題についての御質問の中の(5)のウ、取水停止等の要請に係る県の回答と対応についてお答えをいたします。

企業局では、市町村議員や嘉手納基地周辺の住民等からの要請に対し、米国環境保護庁の飲料水の生涯健康勧告値１リットル当たり70ナノグラムを参考に水質管理を行っていること、北谷浄水場の浄水は平成30年度の平均で１リットル当たり29ナノグラムと低いレベルにあること、取水の停止が安定的な給水に影響を来すこと、例年水事情が良好な状況においては、他の水源を優先的に活用する取り組みを行っていること等について文書で回答したところであります。また、要請者に対しては複数回にわたり面談し、企業局の考え方を丁寧に説明してきたところです。

今後とも要請者に対し丁寧に説明していくとともに、ＰＦＯＳ等のさらなる低減化に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君） 15分間休憩いたします。

午後３時12分休憩

午後３時30分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良　昭一君 会派おきなわの平良昭一でございます。

会派を代表して質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古工期延長、工費増額の政府計画について伺う。

昨年末、政府は名護市辺野古の新基地建設をめぐり、総工費や工期を見直し、試算を発表した。総工費約9300億円、事業完了までに12年の期間を示した。これまでの経緯を踏まえると、今後も試算よりも費用がふえ、工期もさらに伸びる可能性は高い。県独自の試算は２兆5500億円まで膨れ上がることを示教しているが、前例のない空前の公共工事に対する知事の見解を伺います。

(2)、安倍首相の施政方針が普天間、辺野古に触れていない内容について知事の所見を伺う。

(3)、2020年度予算編成の特徴と知事の今年度予算への思いを伺いたい。

(4)、令和２年度組織・定数編成について。

基本的な考え方と、主な組織見直し、定数編成の概要を伺います。

(5)、沖縄県内で行われてきた中国系企業ＩＲ誘致

活動について知事の所見を伺います。

(6)、米軍基地内アスベスト被害の対応について。

耐熱性、保温性、防火性などから、住宅、空調、ボイラー、溶接現場、米軍基地内のあらゆる分野で1980年代まで使用されていたアスベスト、沖縄では健康被害の危険性が長らく従業員に知らされず、発覚後も対策がおくれております。健康被害を周知するよう沖縄駐留軍離職者対策センターは沖縄防衛局に求めているが、実質上対応ができていないと聞く。アスベスト被害は発症までに数十年かかると言われ、潜伏期間が長い。対象者の洗い出しと周知徹底が必要と思うがその対応を伺います。

(7)、日米地位協定について。

県は、ドイツやイタリアなどがアメリカと結んでいる地位協定の調査を進めてきましたが、昨年８月にはオーストラリアでの調査を実施した。

ア、他国地位協定調査、オーストラリアの調査状況について伺います。

イ、フィリピンの調査結果について伺う。

ウ、他国地位協定における基地従業員の処遇について。

基地従業員の処遇については、雇用主である国において他国の調査を行うべきであるとの県の考え方でした。1960年の締結以来、一度も改正されてない状況を鑑みれば人権にかかわる雇用調査は県でも取り組むべきと思うが考え方を伺います。

２点目、企画部関係について。

(1)、ヘイトスピーチ罰則条例（川崎市）について。

昨年12月、外国にルーツがある市民らを標的にしたヘイトスピーチに刑事罰を科す全国で初めての条例を川崎市がつくりました。差別的な言動を繰り返すと刑事裁判を経て最高50万円の罰金が科せられるものであります。ヘイトスピーチ根絶への実効性を担保した画期的な条例であり、同様の条例づくりに取り組む全国の自治体のモデルになると注目されているが、県の考え方を伺います。

(2)、生涯活躍のまち構想について。

ア、現在国が進めている高齢者などを首都圏から地方への移住を促進する構想だが、沖縄県の取り組みを伺います。

イ、県内の過疎地域に指定されている市町村の活性化への取り組みの一環と思うが、県の指導体制を伺います。

ウ、全国先進７団体が選定され、既に事業が実施されているようであり、沖縄県はおくれをとっている状況ではないか、今後の構想をお聞きします。

(3)、やんばるインバウンドクルーズ推進と課題について。

本部港など、本島北部各港湾でのクルーズ船客の円滑な受け入れ体制づくりが急務であります。2021年に供用開始が予定されている、国際クルーズ拠点へ向けて整備が進められている本部港の受け入れ体制や、観光等の経済的効果、課題発掘及び解決に向けて動き出しており、北部振興会でやんばるインバウンド・クルーズ推進部会が設立されたが、今後の課題や推進について伺います。

(4)、日米貿易協定が国会で承認され、2020年１月１日に発効しました。日本は8000億円近い米国産農産品の関税を撤廃・削減する。特に海外の安い牛肉や豚肉との競争がますます拡大することとなり、県内畜産業に影響が出ることが懸念されます。日米貿易協定は県民の暮らしへ影響を与えているのか伺います。

(5)、２月１日から県内各地で、プロ野球のキャンプインが行われてきましたが、昨年県内球団設立があり、県民の関心が高い。プロ野球球団琉球ブルーオーシャンズについて沖縄県との関係・支援策について伺います。

(6)、難視聴地域対策について伺う。

これまでの県の説明では、難視聴地域については市町村等での共同受信施設を整備しており、維持管理費について市町村等の負担軽減を図るため、全国知事会を通じ、国に対して支援の要望を行っているとのことだが、住民みずから維持管理費を負担する状況もあります。明らかに不平等な状態と思うが、県の考え方を伺います。

(7)、過去の難民施設を通してのベトナム国友好関係構築について伺います。

1980年代、日本赤十字社沖縄県支部が難民収容施設として本部町に開設した本部国際友好センターがあったが、当時収容されていたベトナム難民の方々が沖縄県との友好関係を構築したい考えであることが判明いたしました。目覚ましい発展途中のベトナム国との友好関係を築く絶好のチャンスであると思いますが、県の考え方を伺います。

(8)、沖縄自動車道サービスエリア内の夜間のトイレ使用の問題点についてであります。

午後８時以降、サービスエリア内は無人状態が多く、女性の皆さんから利用に恐怖を覚える状況と聞きます。売店が閉店する時間帯からせめて午後11時までの何らかの対策が必要との要望があるが、県の対策を聞きたい。

３点目、福祉、保健医療部関係について。

(1)、ひきこもり対策について。

ア、県内ひきこもりの人数と世代別の統計を伺う。

イ、今後の対策について伺う。

(2)、高齢者虐待について。

高齢者虐待防止法では、高齢者への虐待として、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の５つを挙げていますが、県内の状況と対策について伺います。

(3)、ひとり親世帯について。

ア、県内の母子・父子家庭の世帯数について伺います。

イ、子供の貧困に直結していると思うが、年間総収入を母子・父子世帯それぞれについて伺います。

ウ、年間総収入の全国との比較はどうなっているのか伺う。

エ、ひとり親家庭の悩みについて伺う。

(4)、企業主導型保育事業をめぐる不正について。

国の助成を受けて運営する企業主導型保育事業をめぐり、水増しなどにより、不正に請求された助成金が３年間で８億3000万円に上ることが内閣府の調査でわかりました。助成金詐欺の事件が相次ぎ、制度の不備が指摘されている現状だが、県内の状況について伺いたい。

(5)、高齢者運転免許証返納各種優遇措置について。

県民から運転免許証不所持の方々への不平等の声があるが、その真意について伺いたい。

４点目、土木建築関係について。

(1)、新設住宅建築着工戸数減について。

県内の新設住宅着工戸数は、消費税増に伴う駆け込み需要の反動が出た2014年に前年比7.2％減の１万5426戸となりました。15年に１万6136戸となって以降は増加が続いておりました。しかし、2019年１月から11月の着工戸数は前年同期比9.4％減の１万3854戸と１割近く低い水準で推移しており、業界では供給過多や先行きの不透明感を指摘する意見も出ている。

そこで伺います。

ア、５年間の建築着工戸数について伺う。

イ、減少の要因について伺う。

ウ、建築単価の上昇が続いているが、近年の単価の推移はどうなっているのか伺います。

エ、比較的低価格な木造住宅の人気が高まっているが、その需要はどうなっているのか伺います。

オ、アパートなどの貸し家の着工数はどうなっているか伺います。

(2)、沖縄近海における海砂採取の状況について。

ア、採取の条件を伺う。

イ、採取による海岸の変化等の調査は行っているのか伺います。

(3)、那覇空港駐車場不足について。

ア、慢性的な駐車場不足が指摘されている状況で、第２滑走路の３月供用開始でさらなる駐車場不足が懸念されるがその対策を伺います。

イ、空港従業員専用駐車場も不足している状況であり、国際線連結ターミナルの増設などにより空港で働く者がさらにふえることが予想されることから、その対策も急務であるがどう考えるか。

(4)、伊江島空港再開の計画について伺います。

北部振興会においても伊江島空港の活用整備に関する事項が重点政策に向けた取り組みを検討する状況になっております。空域の使用制限の緩和が課題であり、国・県・村の３者の協議会を設置し、協議の機会を求めているが県の対応を伺います。

(5)、伊平屋空港の進捗状況について。

離島における生活利便性の向上と観光や産業振興の観点から、本土復帰当時から空港整備に向けた要請活動を行ってきており、整備に向けた進捗状況を伺います。

(6)、伊平屋・伊是名架橋について。

離島の格差を縮小し、隔絶性や狭小性を緩和し、定住環境の整備で地域振興を図るためには、40年来要請活動を行っている両村の悲願である架橋整備が必要であります。県の意向を伺います。

(7)、国道449号、県道84号線整備について。

整備の進捗が余りにも遅く、不便きわまりません。安全性、環境面に対する配慮にも欠けており、地域住民からかなりの苦情があります。対策と進捗状況について伺います。

５点目、文化観光スポーツ部関係について。

(1)、新型肺炎による沖縄観光関連の影響について伺います。

ア、航空機、クルーズ船、宿泊キャンセルの件数と損失額は幾らか。

イ、影響を受けている事業者あるいは今後影響を受けるおそれのある事業者対策について伺う。

(2)、首里城の再建支援や周辺地域の活性化支援策の現状について伺います。

(3)、県内各地にある文化財の防火体制について伺います。

６点目、環境部関係について。

(1)、タイワンハブの生態系環境破壊について。

もともとその地域に生息していなかったが、人間の

活動によってほかの地域から入ってきた生物は、固有種を脅かす懸念があり、侵入と繁殖の防止、駆除の対策が必要であります。これまでの保健医療部での対策ではその拡大はとまりません。在来種の生息環境を侵している外来種としての環境部の対策について伺います。

(2)、ことし夏の世界自然遺産登録に向けた取り組みについて伺います。

７点目、農林水産部関係について。

(1)、豚熱対策について。

ア、昨年９月議会の我が会派の代表質問でその予防対策について伺いました。対応の不手際があったのか伺いたい。

イ、感染ルートの解明とその対策について伺う。

ウ、沖縄原種アグー種保存のための隔離について伺います。

エ、ワクチン接種への懸念される事項について伺う。

オ、沖縄は特に家畜の伝染病が広がるアジア諸国から人や物の往来が多い。防疫体制強化には詳細な研究・検査体制の整備、獣医学部の創設、行政の獣医師への給与体系を上げるなどの取り組みが必要だと強調しており、人材確保が長年の課題だとの意見があるが、県の今後の対応を伺います。

(2)、本島北部地域におけるかんきつ類の鳥獣被害とその対策について。

ア、近年の鳥獣被害状況の種類について伺います。

イ、その鳥獣種類別の対策についても伺います。

８点目、教育関係について。

(1)、中高校生のバス通学無料化について。

知事公約である子供の貧困対策事業の一つであるバス通学無料化支援に関する政策の詳細と今後の考え方について伺います。

(2)、教育民泊について。

民泊条例は悪質民泊の迷惑行為を規制するための条例制定であり、ここに来て教育民泊とのかかわりの問題が浮上してまいりました。修学旅行とのかかわりもあるため、教育民泊のみの規制緩和が必要との声があるが、どう考えるかお聞きします。

ア、教育民泊の定義について伺います。

イ、民泊条例とのかかわりについて教育現場はどのように考えているのか伺います。

ウ、文化観光スポーツ部との連携について伺います。

(3)、４月から導入の会計年度任用職員制度の県立高校学校事務Ⅱ（司書職）の職員の待遇についてでありますが、県立学校の司書配置率は100％であります。そのうち、70％が定数内臨任及び賃金職員であります。この構図自体も問題でありますが、４月以降の司書の待遇面の悪化が危惧されているが、県の考え方を伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　平良昭一議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(3)、令和２年度当初予算案の特徴等についてお答えいたします。

令和２年度予算案の編成に当たっては、重点テーマを踏まえ、新時代沖縄の到来に向けアジアのダイナミズムを取り込み、経済全体を活性化させるとともに、沖縄らしい優しい社会を構築し、誇りある豊かさを実現するため、各種施策の展開の加速などに必要な予算を計上したところであります。

主な施策について、新規の取り組み、昨年度に比べ拡充した取り組みを中心に申し上げますと、経済分野に関して、新時代沖縄の到来の視点では、企業の稼ぐ力を強化し、経済の波及効果を地方、離島、中小零細企業等にも浸透させるため、小規模事業者等の労働生産性向上を図る小規模事業者等ＩＴ導入支援事業や県内企業の収益力強化に向けたちゅら島ビジネスマーケティング推進事業などを計上したほか、糸満漁港への高度管理型荷さばき施設の整備を行う水産新市場整備事業などを計上しております。また、生活分野に関して、沖縄らしい優しい社会の構築の視点では、市町村の保育士確保支援の強化などを行う待機児童解消支援基金事業、女性や子供たちを取り巻く国際的な諸問題の解決に向けた国際家庭相談ネットワーク構築モデル事業、子供の貧困対策の一環として、高校生のバス通学費支援事業、首里城の一日も早い復旧・復興に向けた首里城復興推進事業及び首里城復旧・復興事業などを計上しております。また、平和分野に関して、誇りある豊かさの視点では、令和３年の大会開催に向けた第７回世界のウチナーンチュ大会開催事業費、米軍基地周辺の有機フッ素化合物環境中残留実態調査事業、沖縄戦全戦没者追悼式への国連代表の招待などを行う慰霊等事業費などを計上しております。令和２年度は、残り期間が２年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の集大成に向け、各種施策に全力で取り組むこととしております。

次に、文化観光スポーツ部関係についての御質問の中の５の(2)、首里城の再建支援及び活性化支援についてお答えいたします。

首里城の復興支援のために県、市町村及びマスコミなどに寄せられている寄附金については今後、沖縄県首里城復興基金に集約した上で、城郭内の施設等の復元に充当できるよう、国及び関係機関等と協議を進めていきたいと考えております。また、首里城周辺地域の活性化に向けては、琉球舞踊と組踊の公演やプロジェクションマッピングなどを開催するとともに、適宜、周遊コースや周辺イベント等の情報発信を行っていきたいと考えております。

沖縄県としては、引き続き国、関係機関等と連携して、首里城の再建及び周辺地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、環境部関係についての御質問の中の６の(2)、世界自然遺産登録に向けた取り組みについてお答えいたします。

沖縄県においては、世界自然遺産登録に向けた取り組みとして、遺産価値である生物多様性の保全を図るため、マングース等の外来種対策や希少種の交通事故・密猟防止対策などを推進しております。また、ＩＵＣＮから課題として指摘されていた実効性のある観光管理の仕組みづくりとして、ヤンバル地域及び西表島における観光の実情や地域住民の要望などを踏まえた持続的観光マスタープランを策定したところです。

沖縄県としましては、世界的にも貴重でまれな沖縄の自然をウマンチュの宝として次の世代にもつなげられるよう、県民の皆様と一緒になって、本年夏の確実な登録を目指して取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） １、知事の政治姿勢についての(1)、辺野古新基地建設工事の総費用等についてお答えいたします。

辺野古新基地建設については、防衛省から統合計画に示されている提供手続の完了までに要する期間が約12年、総工費が当初の公有水面埋立承認願書で示されていた約2310億円の４倍に相当する9300億円になることが昨年12月に公表され、これまで県が指摘していたとおり、辺野古移設では、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないということが明確になったものと考えております。

次に１(2)、安倍首相の施政方針についてお答えします。

普天間飛行場の全面返還、とりわけ一日も早い危険性の除去は、宜野湾市民、沖縄県民の切なる願いであり、安倍総理の施政方針演説において、同飛行場の全面返還や危険性の除去について一切言及がなかったことは極めて残念であります。

県としては、さまざまな課題のある辺野古新基地建設問題や、宜野湾市民を初め県民の願いである普天間飛行場の一日も早い危険性の除去について、国会において十分な議論が行われることを期待しております。

次に１(7)のア、オーストラリアの調査結果についてお答えします。

オーストラリアでは、米軍に検疫に関する法や軍の航空規則などの国内法を適用させており、米軍は、オーストラリア国内にＣＨ53Ｅを配備する際、20日もかけて解体・洗浄し、オーストラリア検疫当局の検査を受けていることがわかりました。また、米海兵隊がローテーション配備されているダーウィン基地では、オーストラリア側が飛行経路を厳しく規制しているため、住宅地上空の飛行や騒音問題はほとんどない状況でございました。空域につきましても、ヨーロッパと同様に自国の空域は自国で管理し、横田空域のように外国軍が管理する空域は存在していませんでした。

次に１(7)のイ、フィリピンの調査結果についてお答えします。

県では、去る１月にフィリピンにおいて現地調査を行いました。フィリピンでは、環境天然資源省の行政命令において、訪問軍協定によって行われる演習等における、フィリピン環境法令の遵守義務が明記されています。実際の運用においても、米軍の有害物質の取り扱いにはフィリピン側の許可を必要とするなど、米軍にも国内法を適用している状況でした。また、空域は、フィリピンが管理し、横田空域のように外国軍が管理する空域は存在していませんでした。空域の使用も民間優先となっており、米軍の使用には、フィリピン民間航空局の許可が必要であるなど、ヨーロッパと同様の状況でございました。

次に１(7)のウ、他国地位協定調査における基地従業員の処遇についてお答えします。

日米地位協定に関しては、多くの問題点を抱えており、法体系も複雑で、その範囲は非常に広くなっております。そのような中で、現在、県が行っている他国地位協定調査については、県民が直面する事故や騒音問題等に項目を絞って実施をしているところです。具体的には、航空法などの国内法の適用、事故が発生した際の自治体の立ち入り等に関連する基地の管理権、訓練・演習への受け入れ国の関与、航空機事故への対応の４項目を中心に調査を実施したものであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)、令和２年度組織・定数編成についてお答えいたします。

令和２年度の組織編成について主なものとしては、首里城の復興に関する取り組み等、知事が特に命ずる事項を効果的に実施するため知事公室に特命推進課を設置するほか、県内外の販路の開拓・拡大やブランド力の強化・発信の取り組みを効果的に実施するため、商工労働部にマーケティング戦略推進課を設置することとしております。定数については、スクラップ・アンド・ビルドによる再配置を原則としつつ、児童相談所の体制強化や、ＳＤＧｓ等の新たな行政需要に対応するため、必要な配置を行うこととしております。また、病院事業局についても、県立病院の医療提供体制の強化等を図るため、今議会に看護師等55名を増員する条例案を提案しております。

県としては、引き続き限りある行政資源のもとで、多様な行政需要に対応する政策実現型組織の編成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(5)、沖縄県内における中国系企業のＩＲ誘致活動についてお答えをいたします。

平成29年８月に中国系企業主催の統合型リゾートに関するシンポジウムが那覇市内で開催されたことにつきましては、報道により承知をしております。同シンポジウムを含め、これまで県と同企業との接触がないことから、同企業による沖縄県内におけるその他の活動につきましては､県としては承知しておりません。

次に２、企画部関係についての御質問のうち(3)、やんばるインバウンドクルーズ推進と課題についてお答えいたします。

県では、本部港における官民連携国際クルーズ拠点の整備に伴い、受け入れ体制の現状と課題を踏まえた上で、どのような受け入れ体制が望ましいかについて検討委員会を開催するとともに、地元自治体等関係機関と協議を重ねてまいりました。その結果、本島北部12市町村全体でクルーズ客を中心とするインバウンド客を受け入れることが適切とのことで関係機関の合意が得られ、令和元年11月に北部振興会にやんばるインバウンド・クルーズ推進部会が新設されたところであります。

今後、同部会を中心にクルーズ船の誘致活動、２次交通などの受け入れ諸課題への対応、地域への経済波及効果を高める施策について検討し、取り組むこととなっております。

同じく(5)、琉球ブルーオーシャンズと沖縄県の関係及び支援策についてお答えをいたします。

琉球ブルーオーシャンズは、昨年７月に設立された沖縄初のプロ野球チームであり、日本プロ野球機構への参入を目指し、去る１月25日から活動を開始しております。運営会社は、株式会社ＢＡＳＥ沖縄野球球団で、親会社である株式会社ＢＡＳＥの100％出資となっております。同球団の設立は、本県の野球振興のみならず、地域の活性化や青少年の健全育成等につながるものであり、県としてもその活動等に協力してまいりたいと考えております。

同じく(7)、ベトナム国友好関係構築についてお答えをいたします。

沖縄県は、平成25年度からおきなわ国際協力人材育成事業において県内高校生をベトナム等へ派遣し、現地交流を行うなど、国際交流と国際協力活動を担う次世代の人材を育成しております。ベトナムへの派遣は、これまでに52名となっております。また、文化交流として、県内国際交流団体により現地の伝統文化イベントに参加する等定期的な民間交流が行われております。過去、本部町には難民収容施設として日本赤十字社沖縄県支部が設置した本部国際友好センターがあったと伺っております。

議員からの提言につきましては、貴重な御意見として賜りたいと考えております。

次に５、文化観光スポーツ部関係についての御質問のうち(1)のア、新型コロナウイルス感染症による航空便等のキャンセル件数と損失額についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、中国政府が１月27日から中国国内及び海外への団体旅行を一時禁止したこと、台湾政府が外航クルーズ船の寄港を禁止したことなどにより、沖縄を訪問する中国及び台湾からの観光客数に影響が出ております。航空便については、２月17日時点で、北京など中国５都市からの週15便が運休しているほか、上海線は２月に57便が欠航となっております。海路については、現時点で予定されていた56回の入港がキャンセルになったと把握しております。

宿泊キャンセルの件数及び損失額については、新型コロナウイルス感染症を理由としたものか特定できな

いことなどから、正確に把握することは難しいものと考えております。

同じく(1)のイ、新型コロナウイルス感染症にかかる事業者対策についてお答えをいたします。

県では、中小企業セーフティネット資金の活用を呼びかけているほか、県内企業の事業展開等に及ぼす影響について、情報を集約し、経済対策等を効果的・効率的に実施するため、部局横断的な庁内プロジェクトチームを設置したところです。観光誘客については、これまでも特定地域に偏らないような取り組みを行ってきており、今後も動向を注視しつつ、東南アジアや欧米、オーストラリア、ロシア等での誘客活動を展開してまいりたいと考えております。

また、これまで中国人観光客を多く受け入れてきた県内観光関連事業者の皆様の経営等への影響を最小限に抑えるため、事態の沈静化を見据え、中国客向けのオンライン広告等について、実施時期を含めて検討を行っております。

次に８、教育関係についての御質問のうち(2)のア、教育旅行民泊の定義についてお答えをいたします。

県では、平成29年５月に開催された沖縄県修学旅行推進協議会において沖縄における教育旅行民泊取扱指針を策定し、当該指針の中で教育旅行民泊を定義しております。当該指針において、「教育旅行民泊とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に定める学校の児童及び生徒並びに学校関係者、加えて海外の学校等に所属する関係者や学生（以下「生徒等」という。）が教育旅行として本県へ来訪し、受入民家にて宿泊を伴う体験学習を行うもの」とされております。また、受け入れ団体及び受け入れ民家が教育旅行民泊として生徒等を受け入れるに当たっては、関係法令の遵守や安全・安心の担保等を満たすこととされております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） １、知事の政治姿勢についての御質問の中の(6)、米軍基地内アスベスト被害の対応についてお答えいたします。

アスベストを起因とする疾病は、発症までの期間が非常に長く、離職後に発生することが多いことから、国は健康管理手帳制度を設けており、同手帳の交付を受けることで指定された医療機関で６カ月に１回、無料で健康診断を受けることができます。また、健康被害救済については、沖縄駐留軍離職者対策センターにおいて駐留軍従業員等を対象とした相談事業を実施しており、労働者災害補償保険法や石綿健康被害救済法に基づく補償申請手続等の支援を行っているところです。

県としては、同センターの活用に向け、県広報誌や県ホームページ等を活用し周知を図るとともに、状況確認した上で同センターや全駐留軍労働組合沖縄地区本部とも情報共有しながら、必要な対応を沖縄防衛局等に求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） ２、企画部関係についての御質問の中の(1)、川崎市におけるヘイトスピーチ解消のための条例についてお答えいたします。

いわゆるヘイトスピーチ解消法では、ヘイトスピーチが地域に深刻な亀裂を生じさせているなど、地域の実情に応じて地方公共団体においても積極的に対応することとされており、川崎市では、令和元年12月に川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例が成立しております。同条例においては、禁止の対象とする本邦外出身者に対する不当な差別的言動を明確にし、違反した者への勧告や命令、氏名等の公表ができるものとしており、また、全国で初めて罰則規定が設けられております。

県としましては、国や他都道府県の取り組み状況について情報収集を行うとともに、市町村と連携を図りながら、不当な差別的言動やヘイトスピーチの解消に向け、今後も人権啓発活動に取り組んでまいります。

次に３、福祉、保健医療部関係についての御質問の中の(2)、高齢者虐待の県内の状況、対策についてお答えいたします。

県の実施した調査において、平成30年度における本県の高齢者虐待認定件数は194件で、前年度に比べ28件増加しております。その内訳は、家族等養護者によるものが185件、養介護施設従事者によるものが９件となっております。高齢者虐待については、早期発見・早期対応や困難事例への適切な対応が課題となっております。

県としましては、県民に対し高齢者虐待防止の周知を図るとともに、市町村や地域包括支援センター等での相談体制の充実や、沖縄県社会福祉士会、沖縄弁護士会等の関係機関との連携を図り、高齢者虐待防止対策を推進してまいります。

同じく３の(3)、母子・父子家庭の世帯数、平均年間総収入と全国の比較について。３の(3)のアから３

の(3)のウまでは、関連しますので一括してお答えいたします。

本県では、県内のひとり親世帯等の生活実態等を総合的に把握するため、５年ごとに沖縄県ひとり親世帯等実態調査を実施しております。この調査結果では、平成30年８月１日現在の沖縄県内の母子世帯は２万8860世帯、父子世帯は4390世帯と推計しています。また、母子世帯本人の平均年間総収入は、223万円であり、平成28年度の全国値と比較して20万円低く、父子世帯は288万円であり、全国より132万円低くなっております。

同じく３の(3)のエ、ひとり親家庭の悩みについてお答えいたします。

ひとり親家庭の悩みとしては、働いても収入が低い、子供との時間が持てないなど育児と仕事の両立が難しいとの声が多くあります。県の調査結果でも、ひとり親家庭が特に不安や悩みに感じていることは、母子・父子世帯ともに生活費が最も多く、次に子育て・教育に関することが挙げられております。ひとり親家庭が抱える悩みに対しては、子育て相談や専門家による養育相談等に対応できる相談窓口を設置し、ゆいはぁと事業などのさまざまな施策を実施してきたところです。

県としましては、多岐にわたるひとり親施策について、効果的な情報提供に努めるとともに、引き続き支援策の充実強化に向け取り組んでまいります。

同じく３の(4)、企業主導型保育事業をめぐる不正についてお答えいたします。

国の資料によりますと、平成28年度から平成30年度において助成決定が行われた4089施設のうち、令和元年10月31日時点で、不正・違反が判明し、助成決定が取り消された施設が16施設、事業を取りやめた施設が239施設となっております。本県においては、助成決定が行われた101施設のうち、助成決定が取り消された施設が１施設、事業を取りやめた施設が７施設となっております。企業主導型保育施設は、国から委託を受けた事業実施機関等において指導・監査が実施されておりますが、認可外保育施設として県への届け出が義務づけられていることから、立入調査を実施し、事業実施機関及び市町村との連携等を通じて保育の質の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、企画部関係についての(2)のア、(2)のイ、(2)のウ、生涯活躍のまち構想について、２の(2)のアからウまでは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

国が進める生涯活躍のまち構想については、地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や町なかに移り住み、地域の多世代の住民と交流しながら必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指す制度であり、県内では石垣市が基本構想を策定しております。県では、市町村に対し国が実施する人材育成に向けた研修会への参加を促すとともに、取り組み実施に向けた基本構想の策定等を周知したところであります。一方で、国が実施した市町村に対するアンケート結果では、財政負担の増加や若年世帯の移住を優先したい等の課題を挙げた市町村が多かったことなどから、次年度以降、中高年齢者の移住のみならず、地元住民も含めたあらゆる世代がかかわるコミュニティーづくりを推進する形へ事業スキームの見直しが行われるとのことです。

県としましては、今後、新たなスキームに基づく生涯活躍のまちに推進意向のある市町村の掘り起こしに努めていきたいと考えております。

同じく２の(6)、難視聴地域の受信対策についてお答えいたします。

県内の難視聴地域については、沖縄北部活性化特別振興事業費などを活用し、市町村等が共同受信施設を整備するなどの受信対策が行われてきたところです。

沖縄県としては、市町村等の負担軽減を図るため、共同受信施設などの維持管理費の軽減に加え、更新費の軽減についても国が支援するよう、全国知事会を通じて要望しているところです。

引き続き難視聴地域の受信対策について、市町村と連携の上、課題解決に向けて検討してまいります。

次に３、福祉、保健医療部関係についての(5)のうち、公共交通における高齢者への優遇措置についてお答えいたします。

公共交通における高齢者への優遇措置については、那覇バスにおいて、市内線のフリー定期券が販売され、沖縄都市モノレールにおいては、一日乗車券の割引が実施されております。さらに、一部市町村において、自家用車を所有していない高齢者等を対象としてタクシー等の利用に対し助成を行うなどの移動支援サービスや、デマンド交通の実証実験などが実施されております。

県としましては、引き続き国、市町村等と連携して県民の利便性向上に努めてまいります。

次に４、土木建築部関係についての(3)のア、第２滑走路供用に伴う空港駐車場の課題についてお答えい

たします。

国土交通省によると、第２滑走路の供用開始によりさらなる航空需要の増加が見込まれることから、那覇空港ビルディング株式会社と連携して新たな立体駐車場の建設を計画しているとのことであります。具体的には、ターミナル南側のバスプールと隣接する立体駐車場の用地に現駐車場より高層の駐車場を新たに建設することとしており、令和３年度までのⅠ期工事で約800台、令和６年度までのⅡ期工事で現駐車場を解体の上、約1600台の駐車場整備が予定されております。これにより那覇空港の駐車台数は、現在の約2500台から1.7倍の約4200台となることから、駐車場不足の緩和が図られるものと考えております。

同じく４の(3)のイ、空港従業員駐車場の課題についてお答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社によると、従業員駐車場については、新たに建設する立体駐車場の高層階を確保する予定とのことであります。また、駐車場の増設までの間、那覇空港ビルディング株式会社においては、空港近隣の駐車場用地の確保等を検討するほか、ターミナルビル入居企業に対して、公共交通の利用促進も引き続き依頼するとのことであります。

県としましては、那覇空港ビルディングや関係機関と連携し、引き続き那覇空港の利便性向上等に取り組んでまいります。

同じく４の(4)、伊江島空港の活用についてお答えいたします。

現在、伊江島空港は米軍訓練空域内にあるため、空港の運用時間が土曜日及び日曜日の限られた時間に制限されている状況にあります。伊江島空港の活用については、平成29年に県内のヘリ運航事業者から伊江村に対し提案があり、この中で運用時間の制限や施設整備の必要性等の課題が示されております。

県としましては、これらの課題を踏まえつつ、同空港への就航の実現性についてさまざまな観点から検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　２、企画部関係についての御質問の中の(4)、日米貿易協定の農林水産業への影響についてお答えします。

日米貿易協定の影響については、協定発効後間もないことから、現時点では見込みがたいものの、牛肉や豚肉の輸入量が増加するなど、貿易の自由化の進展は、沖縄県の農林水産業に対し、中長期的にさまざまな影響が懸念されるところであります。そのため、県では昨年８月と９月に、国に対し、ＴＰＰ11及び日ＥＵ・ＥＰＡの両協定を上回る水準や新たな輸入枠の設定について要求があっても断固拒否することなどについて要請してまいりました。

県としましては、引き続き国の動向を注視しながら、時期を逸しないよう対応してまいります。

次に７、農林水産部関係についての御質問の中の(1)のア、豚熱の防疫対策についてお答えします。

県では、農家講習会や防疫実働演習、24時間通報体制の周知など豚熱の防疫対策に取り組んできました。今回の１例目の発生では、通報のおくれ、未加熱食品残渣を餌として与えていたことなど、農家が守るべき飼養衛生管理基準が遵守されていないことが確認されており、全ての生産農家の家畜伝染病侵入防止対策への意識をさらに高めることが重要だと考えております。このため、県としましては、今回の豚熱の発生を受け、説明会のあり方や周知方法についても再点検を行うとともに、市町村、関係団体、生産者が一体となって飼養衛生管理基準を確実に遵守できる体制を強化してまいります。

次に７の(1)のイ、豚熱の感染ルートの解明と対策についてお答えします。

豚熱の侵入経路等については、国の疫学調査チームによる調査が行われています。その調査報告によると、今回の豚熱の各農場へのウイルス伝播要因としては、車両や人の出入り、豚の移動、野生動物を介して、ウイルスが農場内へ侵入した可能性があると推定されております。１例目の発生については、加熱が不十分な食品残渣により、ウイルスが農場内へ持ち込まれた可能性が否定できないと報告されております。

県としましては、飼養衛生管理基準遵守の徹底を図り、家畜伝染病予防法に基づく厳格な指導を行うなど豚熱対策の強化に取り組んでまいります。

次に７の(1)のウ、アグー純粋種の保全についてお答えします。

アグー純粋種の保全については、２段階に分けて対策を行う方向で調整を進めております。第１段階では、ワクチン接種作業を勘案し、既存施設が活用できる離島へアグー純粋種を一旦移動し、第２段階では、養豚農家や人・物の移動が比較的少なく、家畜伝染病侵入リスクの低い離島へ、新規の飼養管理施設を整備した上で、アグー純粋種を移動する計画であります。現在、指定生産農場等の関係機関で構成される沖縄県アグーブランド豚推進協議会において、血縁や血統などを考慮し、保全するアグー純粋種を選定しているところで

あります。

次に７の(1)のエ、ワクチン接種への懸念についてお答えします。

ワクチン接種については、豚熱の発症が抑えられ、生産農家が安心を得られる反面、無秩序な実施は、感染した豚の存在をわかりにくくし、感染拡大の防止や清浄性の確認に支障を来すおそれがあります。また、飼養衛生管理基準の遵守徹底がおろそかにならないようにすることが重要と考えております。ワクチン接種に当たっては、メリット・デメリット、生産者の対応等を関係者で共有する必要があります。このため、県では１月22日に沖縄県豚熱対策関係者会議を開催し、その意見を踏まえ、同日、ワクチン接種を決定したところであります。

次に７の(1)のオ、獣医師確保についてお答えします。

県では、県の獣医療整備計画を策定し、令和２年度までに151名の産業動物獣医師の確保を目標としております。平成30年12月末時点における県内の産業動物獣医師数は134名となっております。県では安定的な獣医師確保のため、１、産業動物獣医師確保対策事業による獣医修学資金の給付、２、獣医関係大学訪問による本県への誘導、３、インターンシップの積極的な受け入れなどを実施しております。

県としましては、獣医療・保健衛生体制の整備は、特定家畜伝染病の対応においても重要であり、引き続き関係機関と連携し、獣医師の確保に取り組んでまいります。

次に７の(2)のア、北部地域における鳥獣被害の状況についてお答えします。

本島北部地域におけるかんきつ類の鳥獣被害状況については、平成30年度の被害金額が1837万円となっております。近年、カラスによる被害が最も多く、被害額全体の約55％を占めております。そのほかにコウモリやシロガシラ、イノシシ等による被害が報告されております。

次に７の(2)のイ、本島北部地域における鳥獣種類別の対策についてお答えします。

本島北部地域におけるかんきつ類の鳥獣被害対策において、カラスについては、沖縄本島北部地区野生鳥獣被害対策協議会による一斉捕獲活動や追い払い活動、防鳥ネット施設の整備を実施しております。シロガシラについても、市町村による捕獲活動を実施しております。コウモリについては、準絶滅危惧種であるため、捕獲して駆除することができないことから防鳥ネットの整備を実施しております。イノシシについては、有害捕獲活動や侵入防止柵の整備を実施しております。市町村や協議会が行う鳥獣被害防止対策については、鳥獣被害防止総合対策事業で支援を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、企画部関係についての御質問のうち(8)、沖縄自動車道サービスエリア内の夜間のトイレ使用の問題点についてお答えいたします。

沖縄自動車道サービスエリア内の夜間のトイレ使用において、防犯対策等の要望があることから、ＮＥＸＣＯ西日本に対して情報提供を図っていきたいと考えております。

次に４、土木建築部関係についての御質問のうち(1)、新設住宅建築着工戸数等の状況についてお答えいたします。４の(1)のアから４の(1)のウ及び４の(1)のオは関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

国土交通省の建築着工統計調査における県内の住宅建築着工戸数は、平成27年１万6136戸、28年１万6201戸、29年１万6591戸、30年１万6803戸と増加しておりましたが、令和元年には１万5098戸となり、前年より1705戸減少しております。アパートなどの貸し家の着工数は、平成27年１万726戸から30年まで年々増加しておりましたが、令和元年は、9227戸となり、前年より2055戸減少しております。また、近年の住宅建築における１平方メートル当たりの建築単価は、平成27年18万1000円から年々上昇し、令和元年には20万8000円となっております。このようなことから、建築単価上昇等によりアパートなどの貸し家の着工数が減少し、全体として着工戸数減の要因となったものと考えられます。

次に４の(1)のエ、木造住宅の建築状況についてお答えいたします。

国土交通省の建築着工統計調査における県内の木造住宅の着工戸数は、平成27年791戸、28年896戸、29年1161戸、30年1627戸、令和元年1842戸と年々増加傾向にあります。

次に４の(2)のア、海砂利採取の条件についてお答えいたします。

県においては、沖縄県海砂利採取要綱の中で採取区域及び認可の基準を定めております。採取区域としては、海岸線及び公共の施設等から１キロメートル以上離れかつ水深が15メートル以上の区域であること、

また、認可の基準として、砂利採取の供給先が県内であること、採取期間は１年以内であること及び一認可の採取面積は、漁業権区域外で30万平方メートル、漁業権区域内で10万平方メートル以内であることなどとしております。

次に４の(2)のイ、海岸の変化等の調査についてお答えいたします。

砂利採取法に基づいて、海砂利の採取計画認可時に関係市町村長から海岸線の状況の報告を求めるよう要請がなされた際には、認可にその旨を付して、採取業者に海岸線の写真撮影等の対応を義務づけております。

次に４の(5)、伊平屋空港の進捗状況についてお答えいたします。

県は、伊平屋空港建設予定地における航空機の就航率確認のための気象観測調査を実施するとともに、航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証、関係機関との調整に取り組んでいるところであります。今後は航空会社の就航意向取りつけや需要予測、費用対効果の確保などの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたいと考えております。

次に４の(6)、伊平屋・伊是名架橋についてお答えいたします。

県は、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受けて、平成23年度に整備の可能性調査を実施しております。その結果、技術上及び環境上の課題、費用対効果や膨大な予算の確保など、多くの課題が明らかとなっております。建設工事費等の縮減については、土質ボーリング調査を行いながら可能性の検討を行うとともに、今後は、環境面の調査も行いながら、課題克服に向けて、引き続き調査研究に取り組んでいきたいと考えております。

次に４の(7)、国道449号本部北道路、県道84号名護本部線の整備についてお答えいたします。

国道449号本部北道路は、瀬底大橋入り口から県道名護本部線との交差点までの約1.6キロメートルについて、平成21年度から事業に着手し、早期の４車線供用に向けて取り組んでいるところであります。また、県道84号名護本部線は、本部町東から渡久地までの約1.5キロメートルについて、平成25年度から事業に着手し、現在、用地買収及び渡久地橋のかけかえに取り組んでいるところであります。今後とも地元本部町の協力を得ながら整備を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　福祉、保健医療部関係についての御質問の中の３の(1)、ひきこもりの状況と対策についての御質問にお答えします。３の(1)のアと３の(1)のイは関連しますので、一括してお答えします。

詳細な年代別での人数は把握しておりませんが、国が行ったひきこもりに関する調査から推計しますと、県内の15歳から39歳までのひきこもり者数は約6800人で、40歳から64歳までのひきこもり者数は約7000人となっております。実態調査を含め、個別具体的な支援を県だけで効果的に行うことは困難でありますので、今後は市町村と連携しながら効果的な調査や支援が行えるよう、その体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　宮沢忠孝君登壇〕

○警察本部長（宮沢忠孝君）　３、福祉、保健医療部関係についての御質問のうち(5)、運転免許証返還優遇措置についてお答えいたします。

県警察では、高齢運転者による交通事故防止のため、身体機能が低下するなどした高齢者の運転免許証返納を推進しています。そこで、返納しやすい環境づくりのため、運転免許証の返納時に取得できる運転経歴証明書を提示することにより受けられる優遇措置の拡大に向け、関係機関や団体に働きかけを行っております。公共交通利用料金につきましては、路線バス、モノレール運賃の半額割引、ハイヤー・タクシー協会加盟社のタクシー運賃１割引が行われております。その他としましては、協力の得られた企業や店舗等におきまして、眼鏡や補聴器の購入時の割引、ガソリン価格の割引などの優遇措置が行われております。

引き続き関係機関・団体と連携して取り組んでまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　５の文化観光スポーツ部関係についての御質問で(3)、文化財の防火体制についてお答えいたします。

本県には、国指定23件、県指定18件の文化財建造物があり、このうちの国指定９件、県指定４件が、火災の危険性が高い木造建造物であります。また、有形文化財指定されている美術工芸品は博物館等に保管されております。木造建造物につきましては、警備員による巡視や自動火災報知器、消火器等により防火対策

がとられております。また、美術工芸品については、これらを保管する博物館等においてそれぞれ必要な防火体制がとられているところであります。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会や文化庁等関係機関と連携し、文化財建造物や博物館等の防火体制の現状を踏まえ、所有者等への指導助言や体制強化に努めてまいります。

次に８の教育関係についての御質問で(1)、中高生のバス通学無料化についてお答えいたします。

バス通学費の支援については、これまでのひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業の対象者に加え、住民税所得割非課税世帯の高校生へも支援を拡充することとしております。支援割合については、通学に必要な経費の全額を支援することとし、10月からの開始を予定しているところであります。家庭の経済環境にかかわらず子供たちが安心して学業に励むことができるよう、バス通学費の無料化に取り組んでまいります。

次に同じく８の(2)、民泊条例とのかかわり等についての御質問にお答えいたします。８の(2)イと８の(2)ウは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

教育旅行民泊については、県外の児童生徒が沖縄に対する理解を深めるよい機会だと認識しております。また、学校間交流等については、受け入れる学校においても学習活動の成果を活用することができるなど、双方で教育的効果があるものと考えております。教育旅行民泊を含む修学旅行については、文化観光スポーツ部が誘致と交流等のコーディネートを行っていると承知しております。

県教育委員会としましては､学校間交流に当たって、その時期や内容等について事前の十分な調整が必要であることから、引き続き関係機関と連携してまいります。

次に同じく８の(3)、県立学校事務Ⅱ職員の待遇についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、司書資格を有する学校事務職員として、全ての県立学校に本務または臨時的任用職員を１名配置しております。さらに、定時制・通信制課程を設置している県立高校には非常勤職員を配置しております。会計年度任用職員制度の導入後も、欠員については、引き続き臨時的任用職員の任用を行ってまいります。また、現行の非常勤職員については、会計年度任用職員としての任用となりますが、報酬等の処遇については現行よりも改善されることとなります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　６、環境部関係についての御質問の中の(1)のア、タイワンハブの対策についてお答えします。

本県には、多くの外来種が侵入・定着しており、一部の外来種は生態系や人の生命・身体、農林水産業に大きな影響を及ぼしていることから、その目的に応じて所管部局での対策が実施されているところであります。タイワンハブにつきましては、人への咬傷被害防止の観点から、所管部局や市町村において対策が実施されており、環境部においては、外来種対策の優先順位を定めた沖縄県対策外来種リストにおいて、重点的に駆除等を実施する必要がある重点対策種に位置づけております。今後は、今年度中に策定予定の沖縄県外来種対策行動計画に基づき、所管部局が実施する対策について連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良　昭一君　何点か再質問させていただきます。

まず日米地位協定の問題ですけど、オーストラリアのバイオセキュリティー法はまさに人、動物、植物の伝染病の予防と駆除について定めたもので、今説明あったようにローテーション配備の際にヘリコプターを20日近くもかけて、分解、清掃し、オーストラリアの検疫当局の検査を受けなければならないわけであります。ドイツでも伝染病の予防と駆除について、ドイツ国の法令と手続が米軍に原則適用されるという状況でもあります。日本はそうではないわけですよね。米国に提供された施設及び区域から日本国内に入国する船舶または航空機は米国軍隊の実施する検疫手続の適用を受けるのであります。我々はどのような検疫が行われたのか判断もできない、知ることもできない。まして、今回の新型肺炎コロナウイルスなどのような伝染病の予防など十分にできるはずがないと思います。海外から持ち込まれたものが、病原体や有害物質に汚染されたものかを確認する検疫は、主権国家として当然の権利であると私は思っております。検疫法を米軍に適用するようにすべきだと思います。今回のコロナウイルスの件を踏まえてどう思いますか、お聞きしたいと思います。

２点目のやんばるインバウンド・クルーズ船の課題についてでありますけど、これは現実的に2021年クルーズ船供用開始の本部港をどう北部の地域振興につなげていくかという問題だと思いますが、本部港は現

在、県管理にかかわる一部の事務について権限移譲を受けて本部町が管理しております。近年船舶の出入港が増加しており、限られた職員での対応には限界があり、困窮しているような状況であります。またことしから、本部港発東京・大阪航路において物流の本格運航も始まり、経済発展を目指した物流機能の強化も喫緊の課題であり、また今後100隻以上のクルーズ船が寄港し数十万人の外国人観光客を受け入れるためには、港湾管理体制の強化が必要であります。このようなことで本部町から昨年７月に、特定指定重要港湾としての本部港の港湾強化、機能強化に関する要請が出されたと思いますが、その内容と対応についてお伺いしたいと思います。

そして、国道449号、県道84号線、余りにも時間がかかり過ぎる。また危険箇所の放置があり過ぎる。また立ち退き後の放置状態が悪過ぎて、民家や店舗があった場所が長期間にわたり暗闇になり、街灯も設置されずまるでゴーストタウンのような状況が続いております。イメージの改善は絶対に必要だと思いますけれども、どう取り組むのかお聞かせ願いたい。

そして、教育民泊。

以前の答弁で教育民泊の形態だけを抜き出して制限から除外することは、平等、公平、法の趣旨で可能か、抜き出す定義づけが必要であり、そのことを調査研究するとおっしゃっておりましたがどうなっていますか、お聞かせ願います。

そして、教育旅行で利用される民泊の名称を教育旅行民泊と定めており、教育旅行民泊取扱指針が定められているわけでありますので、県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例は教育旅行民泊取扱指針にのっとったものであれば緩和の必要性があると思うのですが、いかがでございましょうか。

難視聴地域対策。

これは、財政が豊かな市町村はできますけれども、個人が負担している地域もあるわけですよ。それに不平等が発生していないかということを私はお聞きをしたい。

そして、タイワンハブ。

これはもう待ったなしの状態であります。保健部の対策では限界が来ておりますので、環境ということで頼みますけど、これはもう貴重な希少種を食い潰してしまう可能性もあり、すごい勢いで繁殖しています。まだ北部だけ、一部の地域だけですけれども、これが中南部、離島まで行くとこれ大変な問題になりますので、早急の対策をいま一度考えていただきたい、それについてお伺いします。

鳥獣被害。

カラスは間引きはできるんですけど、今言うようにコウモリの被害が大変なんですよ。このコウモリをどうするか。網をかけるということも必要でありますけど、高齢者の方々はそれができないというような状況でありますので、その辺の対策をどうしていくかが今後課題だと思いますので、御検討していただきたいと思っております。

そして最後に、高齢者の運転免許証返納の優遇措置でございますけど、これは免許証がある方はそういう優遇措置があるわけです。なかった方々、それに対してどういう優遇措置がありますかということです。そこに不平等が発生していませんかということをお聞きしたいんですよ、その辺をお聞かせ願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時50分休憩

午後４時53分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） 合衆国の米国軍人などの出入国の検疫に関する御質問にお答えします。

地位協定におきましては、現状、人用、軍人などに対する検疫の規定はございません。

県としましては、伝染病の侵入に対する基地周辺地域住民の不安を払拭するためには、人などに対しまして、保健衛生の国内法を適用し、米軍に対しても日本国当局による検疫を実施する必要があると考えております。このため、平成29年に行いました地位協定の要請におきまして、人、動物、植物に関する検疫並びに人の保健衛生に関しまして、国内法を適用することを明記する旨要請をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 本部港の港湾機能強化に関する要請についての再質問にお答えいたします。

令和元年７月に本部町から本部港の港湾機能及び港湾管理体制の強化に関する要請を受けております。現在本部港は港湾管理事務の一部を港湾管理条例に基づいて本部町へ権限移譲しているところでございます。

今後、国際クルーズ船寄港岸壁を整備中でございまして、クルーズ船寄港に伴いまして新たな業務も生じることになります。港湾管理のあり方について、しっかりと本部町と調整を図りながら強化を図っていきた

いと考えております。また、その中で旅客待合所内等において地域特産品の販売が行われるようにしたいというような御要望もいただいておりますので、これもあわせて検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、県道84号名護本部線につきまして、整備が遅いというような再質問でございましたけれども、今、鋭意整備を進めております。ただ用地買収と渡久地橋のかけかえに取り組んでおりまして、渡久地橋の老朽化が進んでいたものですから、今そちらを優先して取り組んでいると。用地買収もあわせてやっておりますけれども、飛び飛びの用地買収になっているということで、工事には着手しておりません。

ゴーストタウンという話もございましたが、そういった防犯上の問題もあろうかと思いますので、この辺本部町と相談しながらとれる対策について検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） 再質問にお答えします。

事業に起因する生活環境の悪化を防止するために必要であるときは条例で定めるところにより、区域を定めて住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができるというのが法の規定でございますので、御指摘の教育民泊の件については、法の趣旨も踏まえながら検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） 再質問にお答えいたします。

まず、難視聴地域対策の負担についての御趣旨の御質問がございました。

この難視聴対策で整備した施設の維持管理費にかかる負担については、これ全国的な課題であるというふうに、全国知事会を通して認識しておりまして、放送事業者から国に対して昨年度で申し上げると数百億円規模の電波利用料として支払われている利用料がありますので、これを財源として負担軽減に努めていただきたいということを知事会を通して要望しているところでございます。

２点目に、免許返納者優遇措置について、高齢者は免許を返した人と返してない人で不平等感が出るんではないかという御趣旨の御質問……（「免許がもともとない人」と呼ぶ者あり）　もともとない人ですね。先ほど私企画部のほうから答弁いたしましたのは、免許あるなしにかかわらずの優遇措置についてお答えいたしました。那覇バスについては、フリー定期券あるいは都市モノレールについては割引等が実施されているというところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君） タイワンハブの対策についての再質問についてお答えします。

先ほどの答弁と多少重複して恐縮ですが、本県に多くの外来種が侵入、定着しておりますので、その目的に応じて所管部局で現在は対策が行われているところであります。環境部といたしましては、特に生態系保全のための外来種対策という部分を担っておりまして、ヤンバル地域におけるマングース対策ですとか、野犬、野猫対策、そして今専門家の意見を聞きながら優先的に取り組むべきものとして、グリーンアノールですとか、タイワンスジオ、インドクジャク、ニホンイタチ、離島も含めてですね、そういう対策を環境部のほうで行っております。環境部としましては、やはり限られたマンパワー、財源の中で専門家の意見を聞きながら優先的に取り組むこととしてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） コウモリの被害対策についての再質問にお答えします。

本島北部地域におきます、コウモリの被害額につきましては、平成30年度で588万円、全体の被害額に対して32％を占めております。こういう状況も踏まえまして、県では現地の生産組合、かんきつ農家の皆様とそれから地元の市町村であります本部町と話す機会を設けました。この中でも先ほど御指摘がありましたように、ミカン農園地につきましては、傾斜地が多いということ。有効な防鳥ネットの施設設置の方法はありますが、農家も高齢化をしていてなかなか設置が困難という意見がありました。そういうお話も受けまして現在、北部農業改良普及課においては、鳥獣被害対策の展示用の設置、それからほかの対策方法につきましても紹介したいところではありますが、引き続きほかの有効な対策方法がないのかどうかも情報収集をしまして、農家の皆様には情報提供したいと考えております。

それから耕種的にも果樹の剪定管理につきまして

は、樹高が高いという状況もありまして、そういった耕種的な対策それから設置する際の人員の確保についても今後検討していく必要があると考えております。引き続き地元関係者含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

〔上原正次君登壇〕

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後５時４分休憩

午後５時５分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○上原　正次君 皆さん、こんにちは。

会派おきなわの上原正次であります。

会派を代表して代表質問を行います。

７、公安委員会・消防関連について。

(1)、2019年12月１日に改正道路交通法が施行されました。今回の改正ポイントは、ながら運転の厳罰化です。警察庁担当者は、ながら運転のペナルティーの重さを意識するドライバーがふえ違反者が減ったのではないかと改正後の違反者の状況を公表しています。改正後の県内の摘発件数の状況について伺います。

(2)、県警本部の職場環境改善について。

９月定例会の総務部長の答弁は、「公安委員会との協議の状況を踏まえまして、警察本部の大規模修繕計画等の進捗との整合性など課題の整理も含めつつ、事業の必要性ですとか緊急性また事業効果、経済性、事業熟度等総合的に勘案して一緒になって検討して」いくとしています。今回、150人警察官増員の条例も提出され、ますます警察本部が手狭になる状況と見ています。緊急性が求められる会議室等を求める賃貸物件の予算措置を含めた進捗状況について、県警本部と県の見解を伺います。

(3)、動物への遺棄虐待について。

動物愛護管理法に基づいた対応を求める嘆願書が2019年３月に本部長宛てとして一般社団法人琉球わんにゃんゆいまーるから出されています。嘆願書の回答について伺います。

(4)、住宅用火災警報器の設置率向上について伺います。

大項目１、福祉・教育行政について。

(1)、新型コロナウイルス等の感染症に関する対策について。

ア、新型コロナウイルス等の感染症については、その感染及び拡大を予防するため、県としてどのような取り組みがなされているか。また、中国では致死率50％を超える鳥インフルエンザの感染により死亡した男性が確認された。県としてはどれほどこの感染症について把握し、流行感染の対策を考えているのか伺います。

イ、県内での新型コロナウイルスの感染者が確認されました。主にネットや口伝えで米軍基地内において感染者が出たといううわさがあり、県民に不安を与えています。米国でも感染者が出ている中、米軍基地内の詳細な情報が出ないことが不安をあおる結果になっていると感じます。基地内に感染者はいないと把握していますが、県としては米軍に対し感染者の有無はどのように確認し、基地内において新型コロナウイルスに対しどう対策がとられているのか伺います。また、ネット等の誤った情報の対策について伺います。

(2)、8050問題――ひきこもりの子を持つ家庭へのアプローチについて。

8050という言葉を御存じでしょうか。80は80代の親、50は自立できない事情を抱える50代の子供を指し、こうした親子が社会から孤立する問題として8050と言われています。従来からひきこもりの長期高齢化は親の高齢化につれて深刻な困窮に陥る可能性が指摘され、家族はその不安を訴えてきました。親が80代、子が50代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰まるなどしてこれまで見えづらかった地域課題である8050問題が各地で噴出しています。

背景に家族や本人の病気、親の介護、離職、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的課題を抱え、地域社会とのつながりを絶たれた社会的孤立の姿があります。親子共倒れの問題が発生するまで、ＳＯＳの声を上げられない家族の孤立が地域に潜在化しています。川崎市や東京都練馬区、さまざまな事件が続いており、ひきこもりの状態にある御本人やその御家族から、国、自治体そして支援団体に不安の声が多く寄せられていると聞きます。

ただ、私個人の意見として、不幸な事件の要因をひきこもりがもたらすものと安易に結びつけることは厳に慎むべきだと考えています。必ずしも不登校の延長ではなく、今誰でもひきこもりの状態になり得る状況があると思います。一度レールから外れるとなかなか戻れない社会の構図があります。コスト競争が激しくなり、非正規や派遣の数も増大している。そういう中で職場の環境自体が非常にブラック化していて、そこで傷つけられる、あるいは過重な労働の中にあって自分がこのまま職場にいたら壊されてしまうという危機感から、防衛反応として引きこもらざるを得ない人たちがふえているという現状もあります。

また、病気を患い人との関係を築くことに時間がかかる人もいます。川崎市や練馬区の事件からひきこもりは犯罪者予備軍と捉えてはいけない。傷つけられないよう、自分を守るために社会から延費している状態が大半と見てとれます。

述べたように、ひきこもりの状態にある方やその御家族はそれぞれの異なる経緯や事情を抱えており、生きづらさと孤立の中で日々葛藤をしていることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要であります。誰にとっても安心して過ごせる場所や、みずからの役割を感じられる機会があることが生きる基盤となります。全ての県民が孤立することなく役割を持ちながらともに暮らすことができる、足腰の強い地域共生社会の実現に向けた取り組みが求められます。

これらの点を踏まえ、次の質問をします。当局の誠意ある御答弁をお願いします。

ア、沖縄県の8050問題の実情とその認識について伺います。

イ、8050問題が複雑化する要因について県の認識を伺います。

ウ、ＫＨＪ全国ひきこもり家族会連合会が行った調査で、高齢者の介護などを支援している地域包括支援センターが、引きこもる子供にかかわった事例の結果を公表しております。その中にある一つの事例に、保健師として地域包括ケアにかかわりながらその現場で引きこもるお子さんに出会い、その方々を支援につなげ、社会復帰につなげた事例があります。このように、高齢の親御さんへの支援が引きこもる子供さんへの支援に直結する場合もあります。高齢者介護の窓口である地域包括支援センターと、ひきこもり地域支援センターが連携してこの問題に取り組むべきと考えますが、当局の所見を伺います。

エ、国は昨年本腰を入れてひきこもり支援を推進するとして、ひきこもり対策推進事業の見直しを行いました。ひきこもりサポート事業の中の支援拠点づくりなど、見直し内容の本県における取り組み状況と主な成果について伺います。また、課題があるとすれば何でしょうか。

オ、ＫＨＪ全国ひきこもり家族会連合会を含めた民間の取り組みと県との連携について、現状と今後の方針について伺います。

(3)、子供の貧困対策、学校からのアプローチについて。

11月議会に引き続き、母子世帯支援の重要性に関連して質問をさせていただきます。

平成28年１月、沖縄県が全国に先駆けて実施した子どもの貧困実態調査により、沖縄の子供の貧困率が29.9％と全国の約２倍、３人に１人が貧困状態であるという深刻な結果が明らかになりました。翁長前知事は平成28年度を貧困対策元年と位置づけ、みずからが先頭に立って子供の貧困対策に取り組んでまいりましたが、道半ばで旅立ってしまいました。この思いなどを引き継いだ玉城デニー知事は子供の貧困対策を最重要政策として掲げ、平成30年調査時点で25％と4.9％改善に導いています。知事並びに職員の努力を評価します。

さて、貧困の連鎖を予防する上で、就学継続に向けた支援は極めて重要であることは承知のことと存じます。沖縄市において沖縄子供の貧困緊急対策事業を活用し、県助産師会母子未来センター内に若年妊産婦の居場所があり、確認すると利用する少女は定時制や通信制高校に通う子が過半数を占め、妊娠を理由に普通高校を退学せざるを得なかったケースもあります。中卒もいて、仕事はアルバイトか求職中、もしくは無職となっており、将来の経済的自立に向けた学び直しや復学の支援が求められ、県内における同事業の充実拡大を期待します。当然ながら、妊娠には男性の存在が不可欠で､男子高校生がかかわっている可能性もあり、女子生徒だけが不利益をこうむるような学校になってはいないか疑問を感じます。

以上の点を踏まえ質問します。当局の誠意ある答弁を求めます。

ア、10代の出産割合は全国と比較して約２倍、人工妊娠中絶率についても全国平均を上回っていると理解しています。県が把握する直近のデータと同データに関する県の見解をお聞かせください。

イ、高校で産前産後を除き継続して通学した女子生徒の数と、妊娠出産を理由にした進路変更により中途退学した数及び両データに関する県の見解をお聞かせください。

ウ、若年層が妊娠すると学業と育児の両立をどのように支えるのか、生活費をどうするのかなど多くの問題に直面します。その結果学業を続けられず、さらにいづらさも相まって中途退学に追いやられることになります。学校側には地域の支援と連携し、生まれてくる子供と生徒の自立のための取り組みが求められます。県立学校において妊娠した生徒に対しどのような支援を行っているのか伺います。

エ、国立社会保障・人口問題研究所の統計資料を見ると、年齢別有配偶者に対する離婚率は19歳以下の妻で81.8パーミルと平均値5.07パーミルの16倍以上となり、若年結婚の離婚率が高いことがわかります。

また、早過ぎる出産は若い両親から子供の世代に貧困を引き継ぐことになるのではないかと大変危惧します。この貧困の連鎖を断ち切る学校側のアプローチとして、性教育が極めて重要になります。平成31年３月に改善された沖縄県子どもの貧困対策計画における性教育の位置づけと、あわせて県立高等学校で行われている性教育への取り組み状況、さらに今後の方針について伺います。

大項目２、農林水産業について。

(1)、残り２年となる沖縄21世紀ビジョン実施計画に掲げた農業産出額1220億円の目標達成に向けた取り組みについて。

ア、本県農業を県内外に対する安定的な農業生産拠点と位置づけ、総合的施策を展開して亜熱帯地域の特色を生かした農業として発展できるようにすることについて伺います。

イ、主要農産物の安定的生産に必要な優良作物・畜産物に係る開発研究体制を充実させ、海外からの病害虫の持ち込みを防ぐため防疫体制を強化し、そのための予算措置をすることについて伺います。

(2)、糸満漁港北地区への地方卸売市場機能移転及び高度衛生管理型荷さばき施設整備について。

ア、令和４年移転に向けた高度衛生管理型荷さばき施設整備の予算が計上されました。整備の概要について伺います。

イ、関連施設用地の配置においてアンケート調査が２度実施されましたが､結果について伺います。また、用地の配置については他県の状況を参考とありましたが、どうなったか伺います。

ウ、市場移転でスケジュールは進んでおります。関連施設用地の配置におくれがあってはならないと危惧する関係団体のことがありますが、用地配置のスケジュールについて伺います。

大項目３、道路の雑草対策について。

(1)、世界水準の観光・リゾート地を目指すとしていますが、現状は年中、国道、県道、市町村道に雑草が生えている状態です。そこで、除草回数を決めた現在の委託管理を見直す時期であり、公園管理のような性能規定、植栽除草に特化した契約方式に次年度から試験的に見直す必要があると思うが、知事の見解を伺います。

(2)、高木の剪定はぶつ切りも見受けられ、景観を損ねるばかりか植栽の生育にもよくない。維持管理を考えていない道路植栽を行っているのではないか疑問である。関係者と協議の場を設け、沿道景観向上ガイドラインを活用した維持管理が必要ではないか所見を伺います。

(3)、除草の際に配布される消耗品に含まれているグリホサートを含む除草剤について、安全性に関する疑義が残る中で、県として県内全域へ継続使用することには問題があると思いますが、見解を伺います。

(4)、都市緑化が進んでいる先進都市では、植栽管理の専門組織が設置されている。観光立県の沖縄県も造園の専門職員を採用し、配置すべきではないか。また、道路行政に管理評価の検証が必要と思うが見解を伺います。

大項目４、観光・リゾート地の形成について。

(1)、スーパーヨット誘致拡大について。

スーパーヨットは世界中でその市場規模を拡大させ、経済効果が非常に大きいことからその誘致に期待が寄せられています。世界中のスーパーヨットが沖縄に集まり回遊することで沖縄の観光地としてのブランド力を世界レベルに押し上げたい。しかし、現在の沖縄は寄港を希望するスーパーヨットの多くの需要に対し、応えられない状況であります。

そこで伺います。

ア、先日、全国から関係者が一堂に集い、スーパーヨット誘致拡大会議が与那原町で行われました。スーパーヨットの現状について伺います。

イ、係留に適した浮き桟橋などの施設整備が必要との意見が出ましたが、県は課題をどのように認識しているのか。また、ストレスの少ない入管手続に向けて簡素化を図っていく必要があると思いますが、県の所見を伺います。

ウ、与那原マリーナをスーパーヨット寄港地として整備して誘致拡大ができれば、大型ＭＩＣＥ施設周辺のまちづくりにも相乗効果が大きいと思いますが、知事の見解を伺います。

(2)、マリンレジャーライフガード従事者の地位向上と支援について伺います。

(3)、カジノを含む統合型リゾートについて、玉城知事はどのような姿勢なのか、見解を伺います。

大項目５、首里城焼失について。

さきの議会で台湾を訪問し、蔡英文総統への感謝のお礼とタイワンヒノキを焼失させたおわびと説明に知事が行くべきと質問しました。台湾訪問については三役交えてしっかり検討し対応するとしていましたが、見解を伺います。

６、平和の発信について。

(1)、沖縄戦戦争遺構世界遺産登録について、摩文仁霊域、米須霊域を含む日本唯一の沖縄戦跡国定公園の世界文化遺産登録に向け、県の主体的取り組みにつ

いて伺います。

世界の恒久平和の実現に寄与する施設や戦争遺構等が存在し、悲惨な戦争の教訓を後世に伝え、さらに人類が犯した悲惨な出来事を二度と起こさせないために、普遍的価値を持つ地域であることから世界遺産に登録されるだけのものは十分に持ち合わせているものと認識しています。ただ、取り上げてもらうきっかけを国がつくれないかと、平成29年第５回定例会で質問をさせていただきました。教育長の答弁は、「教育委員会としては、文化庁の指導を仰ぎながら、こうした条件を満たすことができるかなど、世界遺産の資産の対象となる戦争遺構が所在する市町村とも意見交換を行いたいと考えております。」と答弁しています。翁長知事からは、「担当の部局長を含め議論をして、そういった方向性についてまた次の質問のときにお答えができればいいかなというふうに思っています。」と答弁をいただきました。その後の定例会で質問をしましたが、残念ですが議論はしていないとの答弁でした。改めて進捗を伺います。また、遺構の所在市町村との意見交換について伺います。

(2)、核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）再検討会議が2020年５月に実施されます。恒久平和実現を訴えるための核兵器廃絶1000万署名のキャンペーンが展開されています。唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約について、知事の見解を伺います。

以上で終わります。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 上原正次議員の質問にお答えいたします。

道路の雑草対策についての御質問の中の３の(1)、道路除草に係る契約方式の見直しについてお答えいたします。

沖縄県では、雑草の成長速度が早く、その管理が課題となっております。そのため、沖縄県沿道景観向上技術ガイドラインに基づき雑草対策に取り組んでおり、宮古・八重山地域では今年度から実施している包括維持管理業務の検証を踏まえ、性能規定方式の採用について検討していきたいと考えております。今後とも、効果的・効率的な道路の維持管理に取り組み、世界水準の観光地にふさわしい、良好な沿道景観の形成に努めていきたいと考えております。

次に、観光・リゾート地の形成についての御質問の中の４の(3)、カジノを含む統合型リゾートについてお答えいたします。

沖縄県では、統合型リゾートいわゆるＩＲの導入可能性について調査研究を行った経緯がありますが、ギャンブル依存問題のみならず、青少年への悪影響や独自の歴史や文化、自然を初めとする沖縄県の観光資源を損ないかねないことなどから、総合的に判断した結果、統合型リゾートの導入に関する検討は行わないこととしております。

次に、平和の発信についての御質問の中の６の(2)、核兵器禁止条約についてお答えいたします。

さきの大戦により多くのとうとい生命と貴重な文化遺産が失われ、戦争の不条理と残酷さを身をもって体験した沖縄県としましては、平和のとうとさを肌身で感じていることから、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けた議論は重要であると考えております。沖縄県は、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・実験等に反対し、あらゆる国の核実験に抗議するため、平成７年に非核・平和沖縄県宣言を行いました。当時の県内全市町村においても平和への願いを込めた宣言が行われており、非核に対する県民の意識も高まっているものと認識しております。

これらのことから、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に私も署名しており、こうした取り組みによる世論の広がりが核兵器禁止条約締結に向けた大きな力につながるものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） まず初めに、福祉・教育行政についての御質問の中の１の(1)のア、新型コロナウイルス及び鳥インフルエンザ対策についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症対策については、感染症法に基づき感染症患者の早期発見と感染症の蔓延防止対策を行っております。また、鳥インフルエンザ対策については、鳥での発生及び流行を迅速に探知し、患畜の処分等の措置を迅速に行うことが重要であり、患畜から人への感染を予防することと、人への感染を早期に発見すること、発生時の対応を適切に行うことも重要であると考えております。

県では、人への感染予防対策及び蔓延防止を行うため沖縄県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部設置要綱及び同要領を定め、それに基づき農林水産部と連携して対策を推進することとしております。

次に(1)のイ、米軍基地内の感染症情報についての御質問にお答えします。

県では、沖縄県駐留米合衆国軍施設内感染症対応マニュアルに基づき、基地内で発生した感染症について週単位で情報交換を行っており、万一患者が発生した場合は、直ちに情報提供を行うこととしております。また、基地内では、中国に滞在した後２週間は専用の施設において行動が制限され健康観察が行われており、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、海軍病院にて隔離入院が行われ、米国疾病対策センターにおいて検査が行われると伺っております。

なお県では、２月17日から毎日定時にマスコミを対象としたブリーフィングを行い、感染状況などの正しい情報を提供することで県民の不安の解消及び安全・安心を確保しているところであります。

次に１の(2)、8050問題の実情と要因に関する県の認識についてお答えします。１の(2)のアと１の(2)のイは関連しますので、一括してお答えします。

県における実態調査は行っていないため具体的な数値は把握しておりませんが、ひきこもり専門支援センターでの個別相談事案からは、8050というよりは、それ以前の40代の対象者に関する相談がふえており、家族も高齢化している状況にあると考えております。8050は人間関係、生活環境などさまざまな問題によりひきこもりが長期化した上に、高齢化した家族がどこへ相談したらよいかわらないということなどいろんな問題が混在しているため、関係機関で連携のあり方などについて検討していく必要があると考えております。

次に(2)のウ、地域包括支援センターとひきこもり地域支援センターの連携についてお答えします。

現在、地域包括支援センターとひきこもり専門支援センターは、個別具体的な事例を通した連携が行われております。高齢化家族及びひきこもり当事者に対する支援は、今後も連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

次に１の(2)のエ、ひきこもり対策推進事業についてお答えします。

昨年度の国のひきこもり対策推進事業の見直しは、主に市町村を実施主体として、ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業と居場所や相談窓口といった、ひきこもり支援拠点づくりの予算拡充でありました。県内においては、現在のところ国のひきこもり対策推進事業を活用している市町村はございません。なお、ひきこもり対策に関する課題としましては、一義的に対策の主体となる市町村と県の機能的な連携の構築にあると考えております。

次に(2)のオ、ひきこもり家族会等との連携についてお答えします。

ひきこもり家族会等は、各地域において定例会を開催し、お互いの思いを話し合ったり勉強会を行うなどの活動を行っております。また、県が設置したひきこもり専門支援センターは、家族会等との連携を図るため、ひきこもり支援地域連絡協議会の構成メンバーに家族会の方を加えているほか、センターで実施する家族教室の講師を担っていただいたり、個人と地域の家族会をつなげるなどの連携を図っているところであります。

次に１の(3)のア、10代の出産及び人工妊娠中絶についての御質問にお答えします。

平成30年の10代の出産割合は、全国の１％に対し、本県は2.4％となっております。また、平成30年の15歳から19歳までの女子人口1000人当たりの人工妊娠中絶の実施率は、全国4.7に対して、本県は5.6となっております。このように10代の出産及び人工妊娠中絶実施率が全国と比較し高いことから、県は児童生徒が妊娠・出産に関する正しい知識を習得できるよう教育委員会と連携し、教職員を対象に思春期保健支援者研修会を開催しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１、福祉・教育行政についての御質問で(3)、高校生の妊娠出産・中途退学についての御質問にお答えいたします。１の(3)のイと１の(3)のウは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

平成29年文部科学省の妊娠退学に係る実態調査によりますと、本県の県立高等学校においては、平成27年度から平成28年度の２年間で、産前産後を除き、継続通学した生徒数が41人、本人の意思に基づいて自主退学した生徒は、22人となっております。

県教育委員会としましては、妊娠出産した生徒については、精神的・経済的に自立できていない状況の中で、育児と学業との両立の厳しさなどさまざまな課題があると考えております。学校においては、妊娠した生徒に対して、母体の安全を第一に考え、生徒・保護者の意思を尊重しながら、就学に向けた教育相談を行い、生徒の支援を図っているところです。また、子育てにかかわる課題に対しては、さまざまな地域の相談機関の情報提供を行い、活用を促しております。

次に、同じ１の(3)のエ、性教育の取り組み状況等についての御質問にお答えいたします。

沖縄県子ども貧困対策計画によりますと、沖縄県に

おける平成28年の10代の出産割合は2.6％で、全国の２倍の水準であることが指摘されているところであります。また、性教育の位置づけはなされていないところでございます。学校における性に関する指導については、正しい性知識はもちろん、男女の人間関係、性モラルや自尊感情の高揚などについて、保健体育科や家庭科等の関連教科を初め、教育活動全体を通して取り組んでおります。

県教育委員会としましては、引き続き家庭や医療機関、関係部局、関係団体と連携し、性教育の充実に取り組んでまいります。

次に６の平和の発信についての御質問の中の(1)、世界遺産登録の取り組みについてお答えいたします。

沖縄の戦争遺跡が世界遺産に登録されるためには、当該遺跡が国の史跡に指定されている必要がありますが、現在、国による指定を受けたものはありません。なお、戦争遺跡の文化財指定につきましては、多くの戦争遺跡を保有する市町村に問い合わせを行いましたが、現時点で具体的な取り組みを行っているところはない状況でありました。史跡等文化財については、当該市町村が主体となって保全等を図ることが重要であり、県教育委員会は、市町村からの要望を受け、指定等についての助言を行うことになります。

県教育委員会としましては、引き続き世界遺産登録の基礎となる国の史跡への指定に向けて、当該市町村教育委員会と連携し検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） ２、農林水産業についての御質問の中の(1)のア、亜熱帯地域の特色を生かした農業振興についてお答えします。

県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農業振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、各種施策に取り組んでおります。具体的な取り組みとしては、１、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業による園芸品目の品質向上や農家経営の安定化、２、農林水産物流通条件不利性解消事業による流通コストの低減、３、亜熱帯・島嶼性に適合した基盤整備等の施策・事業を実施しております。

県としましては、引き続き各種施策を展開し、持続的農林水産業とフロンティア型農林水産業の振興に取り組んでまいります。

次に２の(1)のイ、研究体制の充実、病害虫の防疫体制強化とそのための予算措置についてお答えします。

県では、農産物の市場競争力強化のため、一括交付金を活用し、先端技術を結集した園芸品目競争力強化事業、気候変動に適応した果樹農業技術開発事業及び沖縄アグー豚肉質向上推進事業を実施しており、令和２年度は合計１億34万円の予算を計上したところであります。また侵入害虫防除対策については、特殊病害虫特別防除事業や病害虫総合防除対策事業に加え、令和２年度は新たに病害虫防除基盤研究推進事業を立ち上げるなど、合計16億1615万1000円の予算を計上したところであります。今後とも、国や関係機関と密接に連携し、研究の推進及び防疫体制の強化に努めてまいります。

次に２の(2)のア、高度衛生管理型荷さばき施設整備の概要についてお答えします。

県では、糸満漁港は本県唯一の第３種漁港であることから、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地市場として位置づけ、今年度より国の水産流通基盤整備事業を活用し、高度衛生管理型荷さばき施設等の整備に着手したところであります。荷さばき施設につきましては、今年度に実施設計を行い、令和２年度は当初予算として約12億円を計上し、施設の整備を行い、令和４年度の新市場開設を目指して取り組んでまいります。

次に２の(2)のイ、２の(2)のウ、市場関連用地の配置とスケジュールについてお答えします。２の(2)のイと２の(2)のウは関連しますので、恐縮でございますが一括してお答えいたします。

県は平成28年度及び30年度に市場関連施設の配置構想の策定に向けて、流通加工業者や関連団体に対してアンケートを実施し、その結果を踏まえ、関連施設用地の配置については、新市場建設予定地へ隣接し、流通加工業者の作業動線を考慮した配置となるよう、水産庁と漁港施設用地利用計画の変更について調整しているところであります。なお、当該用地に水産物加工施設を建設する事業者については、令和４年度の荷さばき施設の供用開始前までに決定する必要があることから、令和２年度中に募集が行えるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） ３、道路の雑草対策についての御質問のうち(2)、道路植栽の維持管理についてお答えいたします。

県では、平成29年３月に沖縄県沿道景観向上技術ガイドラインを策定し、同ガイドライン等に基づき、

除草剤の使用や雑草の生育を抑える作用のある植物による防草対策など、道路景観の向上に取り組んでおります。また、令和２年１月に造園建設業協会と今後の街路樹の維持管理や雑草対策について意見交換を行ったところであります。今後とも､造園業界等と連携し、世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成に努めていきたいと考えております。

次に３の(3)、除草剤の使用についてお答えいたします。

土木建築部では、有識者の意見を踏まえて除草剤安全使用マニュアルを平成29年３月に策定しております。県管理道路においては、農薬取締法により登録されたグリホサート除草剤をマニュアルに基づき、中央分離帯やのり面など人が触れる可能性が低い箇所を中心に事前周知を行い、適正に使用していることから、安全性は確保されていると認識しております。

次に３の(4)、造園専門職員の採用と管理評価についてお答えいたします。

都市緑化の先進都市において、専門組織が設置されている事例があることは認識しております。県における専門職員の採用・配置については、緑化に関連する部署全体の課題であることから、その方向性について検討していきたいと考えております。また、街路樹伐採後の樹形等の管理評価については、先進自治体の事例を調査研究していきたいと考えております。

次に４、観光・リゾート地の形成についての御質問のうち(1)のイ、スーパーヨットの係留施設整備についてお答えいたします。

県としては、これまでスーパーヨットが県内の港湾に寄港していることを確認しており、それらが接岸できる係留施設等の整備が必要であると認識しております。施設整備に当たっては、地元関係者や有識者の意見を踏まえた上で検討していきたいと考えております。

次に５、首里城焼失についての御質問の(1)、台湾訪問等についてお答えいたします。

前回の首里城の復元においては、台湾政府の協力により、主な木材としてタイワンヒノキが使用されております。

県としては、台湾政府に対して当時の協力に対する謝意を伝えるとともに、今回の火災の状況について報告を行うことは、大変重要であると考えていることから、今後さまざまな機会を捉えながら、訪問時期等を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　４、観光・リゾート地の形成についての御質問のうち(1)のア、スーパーヨットの現状についてお答えをいたします。

近年、世界におけるスーパーヨットの市場規模が拡大しており、今後アジア圏域の富裕層の増加に伴い、スーパーヨットの隻数も増加が見込まれております。スーパーヨット等の誘致については、富裕層市場の獲得に一定の効果が期待できると考えており、沖縄の地理的優位性や観光資源を生かし、日本へ来訪する際の玄関口として、寄港需要を確実に取り込むことが重要であると認識しております。しかし、現状は受け入れ環境が十分ではないことから、国、港湾管理者、地元自治体、事業者等と協力し、受け入れ環境の拡充に向けて検討してまいりたいと考えております。

同じく(1)のイのうちスーパーヨットの入国手続の簡素化についてお答えをいたします。

スーパーヨットを含む外国籍船の受け入れにおいては、現時点では、入港申請手続が電子システムで一元化され、関係省庁への申請が一度の入力で可能となるなど、国において手続の簡素化が一定程度講じられておりますが、港ごとの税関手続等の再チェックの免除や窓口の一本化を図るなど、ストレスの少ない入国手続に向けて、関係機関へ働きかけていきたいと考えております。

同じく(1)のウ、スーパーヨットとＭＩＣＥ施設の相乗効果についてお答えをいたします。

スーパーヨットは、寄港中に行う観光消費や物資補給等、地元への高い経済効果が見込まれるとともに、世界の富裕層の取り込みを図ることで、沖縄の観光地としてのイメージアップが期待できます。また、このような機能は、マリンタウンＭＩＣＥエリアのにぎわいを創出する魅力の一つにもなり得ると考えております。

同じく(2)、ライフガード従事者の地位向上等についてお答えをいたします。

マリンレジャーは、沖縄観光の重要な資源の一つであり、観光客が安全にマリンレジャーを楽しむためには、事故防止や迅速な救助活動を行うライフガード従事者の役割は、重要であると認識しております。県では、観光人材育成・確保促進事業において、安全管理の技術向上などライフガード従事者のスキルアップにつながる取り組みに対して支援を行っております。今後とも、関係機関と連携しながらマリンレジャーの人材育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　６、平和の発信についての御質問の中の(1)、沖縄戦跡の世界文化遺産登録についてお答えいたします。

沖縄県はさきの大戦において、一般住民をも巻き込んだ苛烈な地上戦の場となり、20万人余りのとうとい命を失いました。沖縄戦終えんの地となった糸満市の摩文仁地域及び米須地域には、戦没者のみたまを慰める多くの慰霊塔が建立されており、この場所を平和希求の地として情報発信することは意義あることと考えております。そのため、県では、悲惨な戦争体験を風化させることなく、その教訓を後世に正しく継承していくため、当該地域に平和祈念資料館や平和の礎を整備し、世界に向けて平和発信に取り組んでおります。摩文仁地域及び米須地域を含む沖縄戦跡の世界遺産への登録可能性については、関係部局と意見交換が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　宮沢忠孝君登壇〕

○警察本部長（宮沢忠孝君）　７、公安委員会・消防関連についての御質問のうち(1)、法改正後のながら運転の摘発件数についてお答えいたします。

ながら運転と言われる携帯電話使用等違反について、罰則や違反点数等を強化した改正道路交通法が令和元年12月１日に施行されております。当県における同違反の検挙件数は、令和元年中１万3992件で、前年と比べ3833件、21.5％減少しており、また改正法施行後の12月１日から本年１月末までの２カ月間の検挙件数は662件で、前年同期と比べて1643件、71.2％減少、施行前の直近２カ月間と比べて1399件、67.8％減少しております。

県警察といたしましては、引き続き取り締まりと広報啓発活動を行ってまいります。

次に７の(2)、県警本部の職場環境改善についてお答えいたします。

警察本部庁舎は、平成５年の建築後26年間経過しておりますが、それ以降今年度までで、警察官が525人増員されているほか、社会情勢の変化を受けた新たな警察事象に対応するための課、係等を設置したことなどにより、議員御指摘のとおり、庁舎の狭隘化の進行が著しい状況にあります。

県警察としましては、狭隘化の問題を解消するための施設を整備する必要があると考えており、このため現在整備場所の確保について県当局とともに検討を進めているところであります。また、仮に整備場所が決定した場合でも新たな施設が完成するまでには相当の期間を要することから、狭隘化の問題を早期に解消するため暫定的な措置として、民間ビルの借り上げについても同様に検討しているところであります。

次に７の(3)、動物の遺棄虐待に対する県警察の対応等についてお答えします。

御質問の嘆願書につきましては、昨年、一般社団法人琉球わんにゃんゆいまーるから警察本部長宛てに提出されたもので、その内容は動物の遺棄虐待に対するパトロールや捜査の強化などを求めるものであります。

県警察といたしましては、従前から動物の遺棄虐待事案の防止・検挙を図るべく、発生場所やその周辺におけるパトロールの実施はもとより、遺棄虐待事案を認知した際は、迅速に現場臨場し所要の捜査を行ってきております。嘆願書が提出された以降、事案認知時における対応要領、パトロールのさらなる強化などを内容とする通達を各警察署宛てに発出するとともに、所要の指示を行うなど、事案防止対策を強化しております。

県警察といたしましては、引き続き県や各市町村、動物愛護団体等と連携するなどして、動物の遺棄虐待事案に適切に対処していく所存であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　７、公安委員会・消防関連についての(4)、住宅用火災警報器の設置率向上についてお答えします。

県内の住宅用火災警報器の設置率は、令和元年６月１日現在58.2％となっており、前年と比較して0.1ポイント増となっておりますが、全国一低い状況が続いているところです。県内の取り組みとしては、毎年全国で一斉に実施される春と秋の火災予防運動において、住宅用火災警報器の設置及び維持管理促進に係る新聞広告掲載や各市町村・消防において意識向上等の事業を展開しているほか、一般社団法人沖縄県消防設備協会の協力により、毎年一定数の無償配布事業が行われております。引き続き設置率の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、２月25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。
本日は、これをもって散会いたします。

午後６時１分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　當　間　盛　夫

会議録署名議員　　比　嘉　京　子

令和２年２月25日

令和２年 第１回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 ４ 号）

令和２年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）

令和２年２月25日（火曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第4号

令和２年２月25日（火曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問
日程追加　乙第16号議案の訂正の件
乙第16号議案　沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

知　　事　玉城デニー君　　副　知　事　富川盛武君

副知事	謝花喜一郎君	病院事業局長	我那覇　仁君
政策調整監	島袋芳敬君	会計管理者	伊川秀樹君
知事公室長	池田竹州君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
総務部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	金城　賢君
企画部長	宮城　力君	教育長	平敷昭人君
環境部長	棚原憲実君	公安委員会委員長	知念公男君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	警察本部長	宮沢忠孝君
保健医療部長	砂川　靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	長嶺　豊君	人事委員会事務局長	池田克紀君
商工労働部長	嘉数　登君	代表監査委員	當間秀史君
文化観光スポーツ部長	新垣健一君		
土木建築部長	上原国定君		
企業局長	金城　武君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田　隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平良　潤君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

２月21日、知事から乙第16号議案を訂正したい旨の申し出がありました。

○議長（新里米吉君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　昇君　おはようございます。

会派おきなわを代表して、質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、新型コロナウイルスの現状、課題、対策を伺う。

(2)、豚熱問題の現状、課題、対策を伺う。

(3)、首里城火災の原因、再発防止、復興について伺う。

(4)、琉球歴史文化の日の制定について伺う。

(5)、世界のウチナーンチュ会館について伺う。

(6)、座間味浄水場について伺う。

(7)、政策調整監、政策参与の役割、報酬とこれまでの実績と必要性を伺う。

(8)、管理職人事について伺う。

(9)、那覇軍港の浦添移設についての現状、課題、今後の取り組みを伺う。

(10)、日米地位協定改定への取り組みの実績、課題、今後の対応策を伺う。

(11)、公共交通、鉄軌道、ＬＲＴ等の導入について伺う。

(12)、ＭＩＣＥ施設の実現性について伺う。

２番、米軍基地関連について。

(1)、玉城知事就任後の辺野古新基地建設の進捗状況を伺う。

(2)、玉城知事就任後の辺野古新基地阻止の実績を伺う。

(3)、県民投票の結果をどのように生かしているかを伺う。

(4)、普天間飛行場の閉鎖・撤去について伺う。

３番、那覇空港について。

(1)、那覇空港第２滑走路について伺う。

(2)、那覇空港の課題を伺う。

４番、商工労働行政について。

(1)、中小企業高度化資金貸付金対象施設の課題を伺う。

(2)は取り下げます。

(3)、県民所得の現状と課題を伺う。

(4)、地元企業優先発注、支援育成について伺う。

(5)、正規雇用、非正規雇用の現状と課題を伺う。

５番、教育・福祉・医療・保健行政について。

(1)、高校定員内不合格について伺う。

(2)、重度知的障害者の普通高校への入学について伺う。

(3)、幼児教育・保育無償化に伴う課題を伺う。

(4)、民営化前と民営化後の浦添看護学校の実態と課題を伺う。

(5)、県立病院の現状と課題を伺う。

(6)、北部基幹病院の現状と課題を伺う。

(7)、医師、看護師不足の現状と対策を伺う。

６番、観光行政について。

(1)、観光関連産業の現状、課題を伺う。

(2)、レンタカー事業者の現状、課題、対策を伺う。

(3)、宿泊税について伺う。

(4)、外国人観光客の現状と課題を伺う。

(5)、日本人観光客の現状と課題を伺う。

７番、公安行政について。

(1)、県警本部長の抱負を伺う。

(2)、警察官増員について伺う。

(3)、公安行政の現状と課題を伺う。

８番、土木建築行政について。

(1)、国、県発注公共工事の県内、県外企業の受注件数、金額の割合及び額を伺う。

(2)、不調・不落、応札ゼロの現状について伺う。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

赤嶺昇議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(4)、琉球歴史文化の日制定についてお答えいたします。

琉球歴史文化の日の制定につきましては、有識者等で構成する検討委員会で協議を重ね、今般、複数の候補日案が選出されております。

私としましては、これらの候補日案の中から、沖縄の歴史文化への理解を深め、ふるさとへの誇りや愛着が感じられるようなウチナーンチュとしてのアイデンティティーを形成し、ウチナー文化の根底をなすチムグクルが育めるような日を選定してまいりたいと考えております。

次に１の(5)、世界のウチナーンチュ会館についてお答えいたします。

ウチナーネットワークの発展のためには、移民の先人たちが海外で築き上げた功績と、彼らの持つふるさとへの誇りや愛着などのチムグクルを、多くの県民が理解することが最も重要であると考えております。そのため沖縄県では、世界のウチナーンチュの日制定等を通じて、県内における移民の歴史の啓発に係る各種の取り組みを実施しているところです。このような中、平成30年８月に設置要請のあった世界のウチナーンチュセンターにつきましては、内容の詳細について要請団体と意見交換等を行っているところです。次年度においては、この要請内容のうち緊急性が高い移民資料の情報収集及び同センターの内容についての意見収集等を行うこととしております。

沖縄県としては、こうした取り組み等を通して、今後のウチナーネットワークの継承と発展につなげてまいりたいと考えております。

次に１の(10)、日米地位協定改定に向けた取り組み等についてお答えいたします。

県においては、平成29年９月に日米両政府へ日米地位協定の見直しに関し、関係条文ごとに整理した11項目にわたる要請を行っております。また、日米地位協定の問題点をさらに明確化し、同協定の見直しの必要性に対する理解を全国に広げることを目的として、他国の地位協定調査を行っております。今後は、調査結果を全国知事会や渉外知事会等とも共有し、全国知事会における基地負担に関する新たな提言について働きかけを行うとともに、各政党や日弁連等、さまざまな団体と連携を深め、日米地位協定の改定実現に向けた取り組みを強化してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 政策調整監。

〔政策調整監　島袋芳敬君登壇〕

○政策調整監（島袋芳敬君） おはようございます。

１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(3)、首里城の復興についてお答えいたします。

県は、国との協力・連携のもと焼失した建造物を復元することはもとより、首里城に象徴される琉球の歴史・文化を再認識し、文化財等の復元及び収集、伝統技術の活用及び継承などに取り組むため、昨年末に首里城復興の基本的な考え方を策定いたしました。また、有識者懇談会を設置し、今年度末までに、復興の取り組みの方向性を示した首里城復興基本方針を取りまとめ、次年度は、基本方針を実現するための具体的施策や工程などを盛り込んだ基本計画を策定するとともに、シンポジウムの開催等により県民の復興に対する意識を醸成してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

まず初めに、知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、新型コロナウイルスについての御質問にお答えします。

現時点で県内では、新型コロナウイルス感染者が３名確認されております。なお、そのうちの１名は、治癒したため既に退院したところであります。今後の課題としましては、いかにして感染の拡大を抑えることができるかにあると考えております。また、県では県内でも感染が流行することを想定し、１月29日に開催した専門家会議において、県内発生早期から流行期に対応するための医療体制を確認したところであります。

次に５の教育・福祉・医療・保健行政についての御質問の中の(4)、浦添看護学校の民営化後の実態と課題についてお答えします。

浦添看護学校は、平成24年４月から学校法人湘央学園が運営しておりますが、入学定員は120名で、移譲前と変更はございません。また、学校の運営に要する費用につきましては、県直営の平成23年度が約３億4000万円でございましたが、移譲後は、約３億9000万円で運営されていると伺っております。移譲後は、教員を増員するなど教育体制を充実させたほか、学生の定員割れもなく、さらに、看護師国家試験の合格率も98.4％と、県内の看護師養成校の中で一番高いなど、順調に運営されているものと考えております。

次に同じく５の(6)、北部基幹病院についての御質問にお答えします。

北部基幹病院につきましては、本議会の冒頭で知事が知事提案説明要旨の中で述べましたように、北部圏域において、医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的で地域完結型の公的な医療提供体制を構築するための北部基幹病院の整備に向け、関係者間の合意形成を図り、基本構想、基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

次に５の(7)、医師、看護師不足の現状と対策についてお答えします。

本県の医療施設で従事する医師数は、平成30年末現在、人口10万人当たり240.7人となっており、全国平均246.7人を6.0人下回っております。

県としましては、自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部地域枠、県立病院における専攻医の養成等の取り組みにより、引き続き医師の確保に取り組んでいきたいと考えております。

次に、県内の看護職員数は、平成30年12月末現在、２万327人で、人口10万人当たりでは保健師、助産師、看護師、准看護師の全ての職種で全国平均を上回っております。

県としましては、引き続き看護師養成所の運営費補助、看護師等修学資金貸与事業等により、看護職員の養成、復職支援及び離職防止に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、豚熱問題の現状、課題、対策についてお答えします。

今回の豚熱発生においては、国の疫学調査チームにより、異常家畜の通報おくれ、農場に出入りする人・車両の消毒の不徹底、非加熱食品残渣の給与等が報告されております。

県としましては、今回の報告を踏まえ、早期連絡体制を強化するほか、生産者、市町村、関係団体とともに、飼養衛生管理基準を遵守徹底する体制を強化し、家畜伝染病予防法に基づく厳格な指導を行うなど豚熱感染対策の強化に取り組んでまいります。また、水際対策については、国の動物検疫所との連携をさらに強化し、空港、港における伝染性ウイルスの侵入防止対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(3)、首里城火災の原因、再発防止についてお答えいたします。

沖縄県警察の捜査結果においては、出火原因の特定には至らなかったとのことでありますが、今後の那覇市消防局の発表も注視していきたいと考えております。

県としては、第三者委員会として設置する、首里城火災に係る再発防止検討委員会において、管理体制のあり方等について、しっかりと検証を行っていきたいと考えております。

次に２、米軍基地関連についての御質問のうち(1)、工事の進捗状況についてお答えいたします。

県としては、埋立承認撤回は有効との立場であり、全ての埋立工事を停止するよう求めております。仮に埋立土砂量から進捗率を換算するため、沖縄防衛局に照会したところ、ことし１月末時点において、埋立区域②－１については、必要となる土量に対して約８割、埋立区域②については約２割となっているとの回答が

ありました。当該回答に基づき、県において埋立承認願書の埋立土量等で試算したところ、事業全体の埋立土砂等約2062万立方メートルに対して、埋め立てられた土量の割合は、約1.6％と推定されます。

次に８、土木建築行政についての御質問のうち(1)、公共工事における県内企業の受注状況についてお答えいたします。

土木建築部発注工事において、平成30年度は、発注件数540件、約465億円のうち地元業者は532件、約450億円を受注し、受注率は件数で98.5％、金額で96.7％となっております。沖縄総合事務局においては、発注件数192件、約551億円のうち地元業者は173件、約298億円、受注率は件数で90.1％、金額で54％となっており、沖縄防衛局においては、発注件数133件、約663億円のうち地元業者は114件、約424億円、受注率は件数で85.7％、金額で63.9％とのことであります。

次に８の(2)、不調・不落、応札ゼロの現状と課題についてお答えいたします。

令和元年11月末までに土木建築部が開札した411件のうち、不調・不落が107件、全体の26％で、前年度同時期に比べ３％の増となっております。そのうち、入札時に応札者がいない入札不調が42件で39％となっております。その主な要因は配置技術者の不足等と考えており、対策として、工事発注に際して複数の小規模工事をまとめたり、主任技術者等の兼任要件の緩和、余裕期間の設定、離島等で必要となる経費の精算対応等を講じているところであります。引き続き課題の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(6)、座間味浄水場の進捗についてお答えをいたします。

座間味島に建設する浄水場の予定地については、事業の実現性等を検討し、阿真ビーチ隣接地に絞り込んだところですが、津波被害を受けない高台への変更を求める住民からの要望を受け、阿真チジ、旧ごみ捨て場及び高月山の既存浄水場隣接地について、詳細調査を実施しました。詳細調査では､高台候補地において、環境や景観への影響を最小にするため、造成面積を縮小した既存浄水場用地の大部分を活用する案も作成しました。当該案を含め、昨年12月に、環境省及び座間味村へ、高台候補地及び当初予定地について、それぞれの長所、短所を説明したところであり、現在も調整が続いているところであります。建設予定地の選定については座間味村において、住民合意を図ることが重要と考えており、引き続き座間味村や環境省との調整を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(7)、政策調整監及び政策参与の役割等についてお答えします。

政策調整監は、高度な政策判断及び困難な対外折衝等を要する重要な政策課題について、庁内や国等関係機関との調整など、知事が特に命ずる重要事項を処理することとしており、これまで基地問題や首里城の復旧・復興、ＳＤＧｓ等に取り組んでいただいております。また、政策参与は、県政における重要課題の解決促進に資することを目的に設置され、知事が特に命ずる事項について調査研究し、知事に進言することを職務としており、しまくとぅば等の文化振興分野等について提言いただいているところであります。政策参与の報酬については、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則に定められており、その額は日額２万7000円となっております。なお、政策調整監の給料については、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定められた額を支給しております。

次に１の(8)、管理職人事についてお答えいたします。

県における職員人事については、沖縄県職員人事管理基本方針及び人事評価その他の能力実証に基づき、適材適所の人事運用を徹底し、県施策の円滑な推進を支える人事配置に努めているところであります。管理職の人事については、管理職としてふさわしい能力や実務経験等を有する者であるかに配意するとともに、行政課題の取り組み方針とその実現のための人事配置との関係を考慮した任用に努めているところであります。

次に６、観光行政についての御質問の中の(3)、宿泊税についてお答えします。

県では、沖縄が世界に誇れる観光・リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、宿泊税の導入に向けた検討を進めております。宿泊税の導入時期につきましては、沖縄県行政運営プログラムの重点実施項目として、令和３年度までの導入に向けて取り組んでいるところでありますが、宿泊税の制度設計につ

いて関連団体から要望が出されていること、また、本県を取り巻くさまざまな状況の変化などを踏まえ適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） １、知事の政治姿勢についての(9)、那覇港湾施設の浦添移設についてお答えします。

昨年４月に開催された第25回移設協議会において、浦添市から代替施設の浦添市西部開発に与える影響・支障については、南側案が優位との評価結果の報告がありました。この結果は、那覇港管理組合から報告があった評価と異なっていたことから、那覇港管理組合とその構成団体を中心に、事務的、技術的な検討を進めて論点を整理し、方向性を導き出すことが確認されたところです。その後、11月に開催された第26回移設協議会では、浦添ふ頭地区調整検討会議において検討を行うことが確認され、現在その検討作業が進められており、民港の港湾計画の方向性が決定した後、移設協議会にその検討結果が報告されるものと認識しております。

次に米軍基地関連についての(2)、辺野古新基地建設阻止の実績についてお答えします。

県はかねてから、政府に対し、対話による解決を繰り返し求めてきたところですが、違法な工事が強行されていることから、県は、関与取消訴訟及び抗告訴訟を提起し、県の主張が認められるよう全力を尽くしているところです。また、問題解決に向けた機運を醸成するため、全国各地でトークキャラバンを実施したほか、米国でも、米国市民や連邦議会議員にも直接訴えたところです。知事就任後、全国で少なくとも47の地方議会で国民的議論を求める陳情書等の可決または採択が確認できており、県や県民の取り組みに呼応した共感の輪が広がりつつあると考えております。

次に２の(3)、県民投票の結果の活用についてお答えします。

昨年２月の県民投票によって、辺野古埋め立てに絞った県民の民意が、反対の圧倒的多数で明確に示されたのは初めてであり、極めて重要な意義があると考えております。知事は、安倍首相やヤング臨時代理大使と面談し、県民投票の結果を直接伝え辺野古建設断念と対話による解決を求めたほか、昨年10月の訪米においても、米連邦議会議員に県民投票結果を伝えたところです。さらに、今年度より実施しているトークキャラバン等を通じ、県民投票で示された民意を発信し、広く全国の皆様に対し自分ごととして考えていただけるよう働きかけてきました。今後も引き続き国内外の皆様に広く訴えてまいります。

次に２の(4)、普天間飛行場の閉鎖・撤去についてお答えします。

普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であり、県はこれまで、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会において、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や、同飛行場所属機の長期ローテーション配備などの具体的な取り組みを求めたところです。

県としましては、平成30年２月に全会一致で可決された、直ちに運用を停止することを求めた県議会決議も踏まえ、今後も引き続き同飛行場の早期閉鎖・返還及び速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） １、知事の政治姿勢についての(11)、鉄軌道等の導入についてお答えいたします。

県では、鉄軌道とフィーダー交通が連携する公共交通ネットワークの構築に向けて取り組んでいくこととしております。鉄軌道の導入に向けては、課題となっている費用便益比について、さまざまな前提条件を組み合わせた複数のケースについて試算を行った結果、構想段階検討時に0.4から0.6であった費用便益比は、0.7から1.0程度となりました。今後は検討手法や前提条件などについて、国と確認を行っていくとともに、県において学識経験者による委員会を開催し、専門的観点から検証を行っていただくこととしております。また、ＬＲＴ等のフィーダー交通については、地域公共交通の充実に向けて、まちづくりの主体である市町村などとの協働で検討を進めることとしており、その取り組みに向けた調整を行っているところです。

次に３、那覇空港についての(1)、那覇空港の第２滑走路についてお答えいたします。

国土交通省によると、那覇空港第２滑走路については、来る３月26日に供用開始されることとなっております。これにより、現滑走路の飛行経路と、第２滑走路の飛行経路を分離でき、離着陸の間隔の短縮が図られることから、年間を通して安定的に運用可能な発着回数を24万回まで拡大できるとしております。

県としましては、さらなる安全性の確保と利便性の向上に向け、引き続き国や関係機関と連携してまいり

ます。

同じく３の(2)、那覇空港の課題についてお答えいたします。

那覇空港においては、第２滑走路供用開始後、さらなる航空需要の増大が見込まれることから、駐機スポットや地上ハンドリング体制の確保、旅客ターミナルの利便性向上などに対応していく必要があります。

県としましては、本県の県民生活や経済活動を支える重要な社会基盤である那覇空港の機能強化に向けて、引き続き関係機関等と連携し取り組んでまいります。

次に４、商工労働行政についての(3)、県民所得の現状と課題についてお答えいたします。

平成28年度の１人当たり県民所得は、観光・リゾート産業に牽引され、民間消費や設備投資等が拡大したことから、227万3000円と前年度比で5.6％増加しております。一方で、本県は、比較優位性のある付加価値の高い産業が十分育っておらず、産業全体の労働生産性も低いことなどから、１人当たり県民所得は全国一低い水準にあります。

県としましては、県内産業の生産性の向上に取り組むとともに、農林水産、観光、商工分野による連携体制を構築し、産業横断的なマーケティング力を強化するなど企業の稼ぐ力を強化することで、経済の波及効果を中小零細企業や離島を初め県内全域に浸透させ、県民所得の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(12)、大型ＭＩＣＥ施設の実現性についてお答えいたします。

近年、沖縄のホテルや集客施設への民間投資が活発に行われており、県としては、民間活力の導入手法を施設整備に生かしたいと考えております。今年度の調査事業においては、マリンタウンＭＩＣＥエリアにおける複数区画を一体的に開発したいとの意向を持つ民間事業者が複数いたところであります。県では、沖縄21世紀ビジョン後期計画に盛り込んだ大型ＭＩＣＥ施設整備の実現に向け、次年度も、民間事業者との直接対話を継続するとともに、地元市町村の意向も踏まえつつ、同施設の整備やエリア形成に向けた新たな基本計画の策定に取り組んでまいります。

次に６、観光行政についての御質問のうち(1)、観光関連産業の現状と課題についてお答えいたします。

観光収入は統計上、財・サービスの移出額及び輸出額と同列に扱われることから、入域観光客数の増加に伴い観光収入が増加することにより、経済波及効果や雇用効果がもたらされるなど、観光は本県経済を牽引するリーディング産業としての役割を担っております。観光関連産業の課題につきましては、宿泊業などにおける人手不足、給与を含む待遇改善や労働生産性の向上などが挙げられます。また、観光関連産業は感染症など外部要因の影響により収益や雇用が不安定化しやすいことも課題の一つとなっており、誘客する地域を拡大するなど、市場の多様化に引き続き取り組んでいくことが重要であると考えております。

同じく(2)、レンタカー事業者の現状、課題、対策についてお答えいたします。

沖縄県レンタカー協会からの聞き取りによりますと、平成31年３月末現在、県内のレンタカー事業者数は812社と前年度より108社の増、車両数は５万1380台と前年度より7842台の増となっております。民間シンクタンクの調査によりますと、オフシーズンになると２泊3000円のような事例が出るなど、価格競争が激化している実態があるとのことです。また、価格競争の激化に伴い、メンテナンスが不十分な車両の貸し出しや事故時の補償、サポート体制等が不十分な事業者が出てくることが報告されております。

県としましては、観光客が安心・安全に利用できるよう、事故防止等をレンタカー事業者に対し働きかけるとともに、許認可権を持つ沖縄総合事務局陸運事務所などの関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

同じく(4)、外国人観光客の現状と課題についてお答えいたします。

平成30年度における外国人の入域観光客数は、空路客で180万3700人、海路客で119万7100人、合計300万800人となっております。また１人当たりの観光消費額は空路客で９万119円、海路客で２万8343円となり、観光消費総額ではおよそ1965億円となっております。課題としましては、長期滞在が期待できる欧米・ロシアなどのリゾート需要や富裕層の獲得がまだ十分でないことから、市場の多様化に向けて誘致・受け入れの両面から各種施策に取り組んでまいります。

同じく(5)、国内観光客の現状と課題についてお答えいたします。

平成30年度における国内の入域観光客数は、700万3500人となっております。また１人当たりの観光消費額は７万6759円となり、観光消費総額ではおよそ5376億円となっております。国内客においては、

年々リピーター率が上昇し、86.3％と非常に高くなっており、来訪目的や活動も多様化してきております。課題としましては、平均滞在日数や１人当たり消費額が伸び悩んでいることから、離島を含む広域周遊観光や、ＭＩＣＥ、リゾートウエディングなどの高付加価値観光を推進し、質の向上に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） ４、商工労働行政についての御質問の中の(1)、中小企業高度化資金貸付金の課題についてお答えいたします。

中小企業高度化資金は、中小企業者が共同で行う事業に対し、県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が協調して融資を行うもので、昭和48年度から平成30年度までに、210件、543億3582万8000円の貸し付けを行い、中小企業の振興に寄与しております。一方、平成31年３月末時点で延滞元利金が28億4929万4000円となっていることが課題であり、現在、新たな未収金の発生防止に努めるほか、経営不振に陥っている貸付先に対しては、経営診断等を通して、経営の立て直しを図りながら債権回収に努めております。

県としましては、未収金の縮減に向けて、引き続き適切な債権管理に努めてまいります。

同じく４の(4)、地元企業優先発注、支援育成についてお答えいたします。

県では、県内企業の育成強化を図るため、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、県が発注する全ての業務について県内企業を優先するよう努めております。具体的には、大型プロジェクト建設工事における共同企業体方式による県内企業の受注機会の確保のほか、県産品奨励月間の実施、官公庁等に対する県内企業優先発注の要請などの取り組みを行っております。さらに、平成25年度から県の関係部局を対象に県産建設資材に関する企業プレゼンテーション及び意見交換会を実施し、受注機会の確保と製品の高度化を図っているところです。

県としましては、引き続き県内企業への優先発注・県産品の優先使用について取り組んでまいります。

同じく４の(5)、正規雇用、非正規雇用の現状と課題についてお答えいたします。

労働力調査によると、沖縄県の令和元年の正規雇用者数は36万4000人、非正規雇用者数は24万1000人で、正規雇用者の割合は60.2％、非正規雇用者の割合は39.8％となっており、非正規雇用者の割合は、全国平均より1.6ポイント高い状況にあります。非正規雇用は正規雇用に比べて、一般的に賃金が低いことや、キャリアアップ機会が少ないことなどが指摘されており、正規雇用化は重要な課題であると認識しております。そのため県では、正社員転換を要件とした研修費補助や専門家派遣の支援を行うとともに、若年者の正社員雇用と定着に対する助成事業を実施しております。また、次年度においては、専門家派遣の支援対象を新たに正社員雇用を検討している企業にまで拡充することとしており、引き続き国等関係機関と連携し、さらなる正規雇用の拡大に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） ５の教育・福祉・医療・保健行政についての御質問で(1)、高校定員内不合格についてお答えいたします。

県立高等学校入学者選抜における定員割れのあった高校での不合格者数については、平成27年度192名、28年度195名、29年度167名、30年度174名、31年度111名と減少傾向にあります。

県教育委員会としましては、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育課程の履修修得が期待できる生徒については、引き続き可能な限り入学を認めるよう、各学校に通知を行ったところであります。

次に同じく５の(2)、重度知的障害者の普通高校入学についての御質問にお答えいたします。

先月、他府県の視察を行い、高校における障害のある生徒に関して、授業や支援の様子、さらには教科・科目の評価や入試制度など沖縄県とは異なる取り組みを見せていただきました。

今後、県教育委員会としましては、他府県の取り組みを参考にしながら、本県の実態を踏まえ、高等学校において障害のある生徒がともに学ぶ仕組みの構築に向け検討してまいりたいと考えております。なお、新たな仕組みの構築に当たっては、学校側との協議、支援員等の人員体制の整備、授業や評価のあり方など、さまざまな観点から課題を整理する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） ５、教育・福祉・医療・保健行政についての御質問の中の(3)、幼児教育・保育の無償化に伴う課題についてお答えい

たします。

幼児教育・保育の無償化に伴う課題については、主食費の見直しにより、一部の市町村で保護者の負担増となる事例が生じていることや、徴収事務に係る施設側の事務負担が増加していることなどが挙げられます。保護者の負担軽減については、市町村に対して、無償化により軽減された市町村独自予算の活用によるさらなる支援策を働きかけております。施設の負担軽減については、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して、保育所における事務職員雇い上げ加算の拡充等について、国へ要望しているところであり、引き続き同課題について、九州各県と意見交換してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君） ５、教育・福祉・医療・保健行政についての御質問の中の(5)、県立病院の現状と課題についての御質問にお答えします。

病院事業の経営を取り巻く環境は、消費税率の改正に伴う費用の増や次年度から会計年度任用職員制度の施行に伴う費用の増加が予定されており、引き続き厳しい経営状況にあると認識しています。そのような中において、県立病院は、それぞれの地域の中核医療機関として、医師を初めとする医療人材を確保し、地域から求められる救急医療や感染症医療等の提供に必要な体制を確保するとともに、制度改正の影響にも対応する必要があると考えています。

病院事業局では、経営の健全化に向けた対策として、安心・安全な周産期医療を提供するためのＮＩＣＵやＧＣＵの増床による収益確保や、共通して使用する資材等の一括調達等、費用縮減の取り組みをこれまで以上に実施し、事業の健全化を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長　宮沢忠孝君登壇〕

○警察本部長（宮沢忠孝君） ７、公安行政についての御質問のうち(1)、警察本部長の抱負についてお答えいたします。

県警察の責任者として、全ての職員とともに、県警察が犯罪対策、交通安全対策、テロ対策等を推進して、県民の安全と安心を確保し、その期待と信頼に応えるよう努めてまいります。そのため、まず県警察として、人的体制の強化、良好な勤務環境の構築等を進めるとともに、装備、資機材、施設の整備を推進することによって対処能力を強化し、さまざまな事案に対して的確に対応してまいります。また、良好な治安の確保は、ひとり警察だけでは達成できないことから、情報発信を強化することなどによって、関係機関・団体、県民の皆様から警察活動に対する御理解と御協力をいただけるよう図ってまいります。

次に７の(2)、警察官増員についてお答えいたします。

警察では、かねてより国境離島における事態対処のための体制のあり方について検討を行ってきたところであります。当県には、領海を画する基線を有する離島、いわゆる国境離島が多数存在することを踏まえ、国境離島における武装集団による不法上陸事案等に対処する能力を強化するため、令和２年度において警察法施行令及び条例で定める沖縄県警察の地方警察官の定員を150人増員し、国境離島警備隊を設置したいというものであります。増員される警察官150人の任務については、専ら国境離島における武装集団による不法上陸事案等に対処することがあります。これにより、沖縄県民の安全を確保するとともに、沖縄県の県土の保全に資することになるものと考えております。

次に７の(3)、公安行政の現状と課題についてお答えいたします。

昨年は、刑法犯認知件数が17年連続で減少するとともに、交通人身事故発生件数及び死者数ともに前年に比べて減少するなど、総じて県内の治安は改善傾向にあると考えられるものの、引き続き多くの課題があると認識しております。

第１は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う警備諸対策の推進です。

国際テロの脅威が継続している中、同大会がテロの攻撃対象になることが懸念されることから、関連情報の収集等を推進します。特に、５月に予定されている当県での聖火リレーについて、関係機関・団体と緊密に連携してランナーの安全確保、雑踏事故の防止及び交通対策に万全を期していきます。

第２は、飲酒に関連した事故・事件の防止です。

深刻な状況が続いている飲酒運転のほか、飲酒に関連した保護事案が多数に上っているとともに、ＤＶや児童虐待には飲酒を背景としたものが見られます。お酒は広く愛されている嗜好品であるとともに、コミュニケーションを円滑にすると考えられているところ、飲んだら絶対に運転をしない、過度の飲酒は控えるといったことが定着していくことが重要だと認識しています。この問題は県民の健康、青少年の健全育成等、さまざまな分野にわたることから、広く関係機関・団体と連携し、対応してまいります。このほかにも、組

織犯罪対策、少年非行対策、サイバーセキュリティー対策、災害対策等の課題があるところであり、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君 再質問を行います。

新型コロナウイルスについてなんですけれども、現時点で確保できている感染入院の病床数、総数ですね。それから、病院ごとの内訳も教えてください。

それから、医療機材確保の状況も教えてください。

それから、今琉大とか県立病院が主なんですけれども、足りなくなった場合に民間病院の活用をどうされるのかも教えてください。

それから、イベント等があります。それについて、県知事として、県主催等のイベント等も含めて今後どうするのかということも含めて考え方を教えてください。

現時点でクルーズ船の寄港がこのウイルスの状況によって中止になった船の数を教えてください。

それから豚熱についてなんですけれども、県内の土木建築業者にかなり対策をやってもらっているんですね。直近の現状を教えてください。

それから自衛隊の新体制も含めて、これもどのような活躍があったのか教えてください。

続いて、世界のウチナーンチュ会館について。知事から答弁いただいたんですけれども、世界のウチナーンチュ大会もそろそろまた準備に入っていくと思います。前回も答弁いただいたんですけれども、今後、調査費等も検討したほうがいいんじゃないかなということを改めてお聞かせください。

座間味浄水場についてなんですけれども、村民合意、住民合意っておっしゃっておりますよね。住民合意を図るということはどうやって図るかということになると思うんですけれども、署名活動もあったり、今度村側の意見もありますよね。そうなると、住民合意というのは、僕はもう投票しかないんじゃないかなと思っています。村民投票を検討してみては――これは村がやることだと思うんですけれども、提案してはどうかと思いますが、局長の見解をお聞かせください。

それから政策調整監についてなんですけれども、まず政策調整監と政策参与の違いを教えていただきたい。

政策調整監の給与――少し答弁いただいたんですけれども、ボーナスはもらえるのか、退職金もあるのか教えてください。政策参与は日当、日額２万7000円、勤務時間は何時間なのか。１時間でも２万7000円なのか、そのことも含めて教えていただきたい。

翁長知事時代からの政策参与それぞれの勤務実態を教えてください。

それから那覇軍港の浦添移設について、知事にお聞きしますけれども、県政与党の中には那覇軍港の浦添移設に反対する会派もおります。知事は那覇軍港の浦添移設に賛成か反対か、明確に教えてください。

それから米軍基地関連については、進捗率が1.6％と答弁をいただきましたが、今後どのような方策でこれをとめるのか、改めてお聞かせください。

それから４番の商工労働行政についてなんですけれども、いわゆる貸付金について19億ぐらいあるということなんですけれども、返済期限も過ぎているんです。これ誰が責任をとるんですか。担当職員に聞いたら、毎年3000万円ずつ返していたらあと46年後には返せますよと言っていました。46年後の返済というのは一体今までこの返済期限を過ぎて誰が責任をとって、今後この責任の所在がはっきりしない。これはどうするおつもりなのかということをそろそろ明確にしてもらいたいと思いますので、教えていただきたいと思います。

教育長にお聞きします。

高校の定員内不合格についてなんですけれども、各学校に、高校に通知を出したことは非常に評価をいたします。なるべく定員内不合格を出さないということを――学校側の判断にはなると思うんですけれども、やる気のある生徒がいればやっぱりそれを率先して学校に入れて、今後子供たちを、人材を育てていただきたいなということを改めて要望いたします。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時０分休憩

午前11時０分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○赤嶺　　昇君 この間、自民党の議員の質問に対して、教育長の視察調査の議員同行についてなんですけれども、教育長は、同行した議員が先方と直接アポイントメントをとって、大阪の高校で待ち合わせをして視察をしたと答弁をしているんです。ところが、翌日21日の新報の記事では、宮城一郎議員が教育庁に依頼し、教育庁が日程を調整したとなっているんです。

どちらが真実か教えてほしい。新聞記事が事実であれば教育長の虚偽答弁になりますし、記事が不正確ということであれば記事の訂正を求めるべきだと思いますが教えてください。

それから宮城一郎議員のフェイスブックで、我が会派社民・社大・結連合は、県議会で唯一の教職員出身の議員がいる会派と言っております。

私もお聞きしました。去年11月に質問しましたので、学校の視察先はどちらですかというと、教育委員会からは答弁をいただいておりません。まず、同議員の同行を許可したのは教育長ですか。それから与党だったから許可をしたのか。また、教職員出身の議員がいる場合はこれが認められるのか。そういうことはやっぱり私は厳に慎むべきだと思いますので、明確な答弁をいただきたい。

それからこういうことがあるとやっぱり今後の議会運営に支障を来すので、それは曖昧にしないほうがいいと私は思います。

それからいわゆるマスコミ、新報の記事にも載っているんですけれども、情報公開で入手した――新聞にも載っていました――学校名は黒塗りだった。公費を使った視察でこう伏せるということは、学校名を出すと直ちに個人名が特定されるのかということを教えていただきたい。

情報公開された教育庁の報告書に、参加者が記されているんです。ところが宮城議員の名前はないと。それは黒塗りでもないのか。そうであればこれは隠蔽になりませんかということを教えてください。

行政の業務としての出張、議員が同行することは適切かどうかということを総務部長の立場でお聞かせください。

同行した宮城議員は２月21日のタイムスの取材に対し、教育庁に対し指示どころか意見は一言も言っていないと述べています。まあ、そうだと思います。ただフェイスブックでは、先月教育委員会と一緒に大阪府の先例を視察する機会をいただきました者として、私の結論ということを公表しているんです。

知事の去年12月の答弁は、教育長と明らかに答弁違っていたんですよ。教育長は難しいって言った。知事はできるんじゃないかという答弁だったんですよ。そうすると、何が問題かというと、ことしになって教育委員会の方針とこの知事の方針がちょっと変わっているように僕は見えるんですよ。これ中身はよくわかりません。去る11月議会で私に対する答弁は、知事は誰一人置き去りにしない、障害のある人もない人も均等にその機会を獲得できるのは普遍的な権利という考えを持つべきだと言っていたんですね。ところが、12月15日の沖縄タイムスの記事では、普通学校に入った場合に――知事はさらに一転ことしになって知事は、普通高校に入った場合に本当にそれがお子さんにとって大切な学びの機会になっているかとの内容が出ているんですね。こういう当該生徒が２回受検をして、今度３回目なんですよ。若いやる気のある生徒が入ろうとしている。学校側のいろんな判断があっていいと思います。これは賛否あると思います。しかしこういう真面目に入ろうとしているということに対して、そういうことが新聞紙上に出されると非常に私は当該生徒初めその家族を傷つけるんじゃないかなと思っていますので、そこはもう明確にしていただきたいなと思っております。

さらにその同時期にことしになってから、教育委員会が出している通知と知事がコメントしている新聞の記事は、私はかみ合わないので、これについてどうなっているか教えてください。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時５分休憩

午前11時５分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○赤嶺　　昇君 あと民営化前と民営化後の浦添看護学校について。

部長はうまくいっていると言っておりますが、今在校生からいろんな指摘が出ております。もう細かく言いませんので、これはできたら学校側の意見じゃなくてそこに通っている浦添看護学校の生徒の意見を聞いたほうがいいと思います。少なくとも当時、県政の中でも看護学校の民営化に反対したメンバーはたくさんおります。ところが民営化されて料金が上がって、最近この生徒さんの携帯の個人情報、ＬＩＮＥまで強制的に見られているという事態が起きています。それが直接私のところに来ていますので、生徒にアンケートをとるなり浦添看護学校の実態を調べていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

それから北部基幹病院。ちょっとよくわからないんですけれども、まず知事は県立病院にもうこだわりはないんですか。もう県立病院は諦めたのか、そこを明確にしてもらいたい。よくわからない。私は県議４期目なんですけど、ずっと県立病院にこだわってきました。ところが僕ら今与党という立場で来て、ここに来て12市町村長、議長が来られて協議をしてこれで行きましょうと言ったときに、今度はこれトーンが下が

ると。北部の皆さんにとっては大変な問題だと思いますよ。ですから我々は会派としてももうここまで来ると、この方針、北部の市町村長それから議長、皆さん。知事はコンセンサスとか言っていますけど、首長の皆さんと議長が来て、これ以上のコンセンサスがどこにあるのかということを僕は聞きたい。これをどうするかということを、僕ら政治家としてやっぱり明確に責任を持つべきだと思いますので、その点を明確にしたほうがいいと思いますが、いかがですか。

それからレンタカーについてでございます。レンタカーは約800社あるんですよ、812社。昨年より108社ふえています。それから台数が５万1400台。7000台ぐらいふえていると。もうめちゃくちゃなんですよ。ですからこのレンタカーの台数を――これはネットでの情報だと思うんですけれども、２泊で3000円ですよ。レンタカーがこんなにふえてみんなが問題視している中で、この乱売が始まっていることについて、これはもう対応できないと言われても困ります。県としてこのレンタカーへの対応をどうするかということを明確に示していただきたいなと思っております。

それから本部長、警察官増員について私は賛成でございます。いろんな意見があって、国境離島ということでいろんな考え方もあろうかと思いますが、私は県民の安全につながっていく中において、できれば県内から採用を、今後その枠をしっかりとまたふやすということ。警察官になりたいという沖縄のやる気のある若者に、その枠をしっかりと確保してもらうように努力していただきたいと思いますが、この件についてお聞かせください。

以上です。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時９分休憩

午前11時16分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 赤嶺昇議員の再質問にお答えいたします。

まず、基幹病院の体制についてということで御質問がありました。

先般、北部市町村会、12市町村会、そして北部市町村議会議長会におきまして北部基幹病院の基本枠組みに関する合意書案に合意する方針が決定されたこと、その要請を受けたことを大変重く受けとめております。

かねてから申し上げておりますが、北部の医療を再生するためにはやはり医師確保と不採算医療の提供を公的に行うシステムを構築することが大事であるという観点で現在その取り組みを進めております。ですから統合の相手方である医師会病院や地域住民など関係者の皆様のコンセンサスを得ていくことは非常に重要であるというふうに思っております。今後ともその皆様の御理解と御協力をいただいて、取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから知的障害を持つお子さんの普通高校への入学は、先ほど教育長が答弁をしたとおりであります。今後学校側との協議それから支援員等の人員体制の整備、さらにはその子が普通高校に入学した場合に、現在の文科省が進める教育方針等ではその子を迎えての学校における教育のあり方にどのように取り組んでいくか、保障していくかということは非常に大事な観点だと思うんです。ですからそのことについてさらに私は現実的にまだもう少し時間が必要ではないかということをコメントいたしましたら、新聞では後退しているかのようなコメントになってしまったのは非常に残念だと思います。

私は、県教育委員会とそして現場の学校との協議もしっかりと見据えつつ、誰にもその教育の機会が均等に与えられる、そういうコンセンサスづくりを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） 浦添看護学校の件についてお答えします。

議員の御指摘の件、個人情報のお話につきましては、担当者を含めて本日初めて伺ったところでございまして、今後の対応につきましては少し検討させていただきたいと思います。

それから新型コロナの件でございますが、まず医療体制でございます。現在感染症指定をしている機関として６病院、琉球大学病院と県立５病院がございます。琉大のほうは感染症の病床が６床、北部病院が２床、中部病院が４床、南部医療センター・こども医療センターが６床、宮古病院が３床、八重山病院が３床の合計24床となっております。

現在、民間の協力病院等について、提供できる病床がどれぐらいあるかということで今調整しているところでございます。

それから医療資材でございますけれど、焦点になっているマスク等につきましては、サージカルマスクで言えば50枚入りで琉大537箱、県立北部病院が30箱、

県立中部病院が30箱、それから南部医療センター・こども医療センターが300箱、宮古病院が79箱、八重山病院が61箱という報告を受けておりまして、このマスクについては県として新型インフルエンザ対策用に備蓄しているものがございましたので、それを放出する段取りをつけているところでございます。それから消毒液等含めて病院のほうから不足するというようなお話がございましたら、県としても販売代理店等に対して医療機関から優先的に提供していただくよう要請していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） 赤嶺議員からございました再質問に対してお答えいたします。

まず１点目、新型コロナウイルス関係のイベント開催に関する県の考え方についてお答えをします。

基本的には新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクを回避するとの観点から、国の方針等も踏まえ県としての考え方を示していきたいと考えておりますが、一方でイベントの中止や延期による経済的な影響等も考慮する必要がございます。現在、富川副知事のもとに新型コロナウイルス感染症等に係る緊急経済対策プロジェクトチームを設置しており、当該ＰＴにおいて検討することとしております。

次に、中小企業高度化資金に係る再質問についてお答えいたします。

まず１点は、当該資金に係る県の責任についてどう考えているかということですけれども、現在県は経営不振に陥っている貸付先に対し、経営診断等を通して経営の立て直しを図りながら債権回収に努めており、地域産業の発展、雇用の確保等の観点からも引き続き延滞先の経営再建による全額回収に向け債権管理に取り組むことで県としての責任を果たしていきたいというふうに考えております。

もう一点、返済が長期にわたる案件に対する今後の対応についてという御質問がございました。

御指摘の返済が長期にわたる案件につきましては、現在毎年度一定額以上の返済が行われておりまして、今後も返済計画に基づき返済を行うとの確約を得ておりますが、早期の完済に向け現在県と組合で返済計画の見直し、追加担保の提出について交渉中でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスによるクルーズ船のキャンセル隻数についてお答えいたします。

各港湾管理者からの報告によりますと、令和２年２月17日時点で、新型コロナウイルスの影響による県内クルーズ船のキャンセル数は56隻となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） 豚熱関連の再質問にお答えいたします。

豚熱の防疫措置に当たって、建設業協会、自衛隊の支援についてお答えをいたします。

豚熱発生に伴う防疫措置におきましては、沖縄県建設業協会、自衛隊など多くの関係団体の支援をいただきました。沖縄県建設業協会におきましては、延べ858人、社にしまして51社の動員がありました。主な作業につきましては、埋却地の掘削、それから農場からの汚物等の積み込み、埋却作業の支援をいただきました。それから自衛隊につきましては、延べ7001人の動員があり、殺処分、農場の消毒等の作業の支援をいただきました。

自衛隊それから沖縄県建設業協会以外でも多くの関係の団体に支援をいただきました。深く感謝を申し上げます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 赤嶺議員の再質問にお答えいたします。私のほうからまず２点お答えいたします。

まず１点目は、ウチナーンチュセンターについてでございます。

全体としまして、ウチナーネットワークの継承・発展が重要というところで、これまで県としては各種の施策を実施しているところでございます。同センターにつきましては、過去に類似施設の建設が計画されたものの、財政事情やインターネットの普及による状況の変化等により計画自体が見送られた経緯もございます。また機能につきまして県立図書館のレファレンス機能でありますとか、各市町村が持っている機能等の整理とか財政面や幾つかの課題があるという認識でございます。したがいまして、引き続き要請団体の皆様と意見交換を実施するとともに、先ほど知事のほうか

ら答弁がございましたように、次年度におきましては同センターの内容等について意見収集などを行うこととしておりますので、その点を踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

もう一点、レンタカー関係の再質問がございました。

レンタカーにつきましては、許認可権を持つ沖縄総合事務局の陸運事務所のほうへ聞き取りをしたところ、現行の道路運送法及び関係規定等においては一定の要件を満たす場合、許可を行わなければならないとされていることから、例えばですけれど、アパートの一室に事務所があり、貸し渡しする車両があればレンタカー業を始めることができるという現状でございます。そのため、新たな事業を行いたい事業者に対しましては、要件を具備していれば許可を出さざるを得ない状況であり、参入規制等は難しいという回答がございました。ただ、先ほど答弁で申し上げましたようにレンタカーの数がかなりふえている、また廉価なところでの競争激化が起きている。そのために点検などを怠るという事例もあると民間シンクタンクの報告書で報告されているところでございます。

私どもとしましては、世界水準の観光・リゾート地としての沖縄、それについての安全・安心が大事ということがございますので、沖縄総合事務局の陸運事務所など関係機関等、意見交換をしながらどのような対策ができるかというのを検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君） 浄水場の建設場所について住民投票で決定することを座間味村に提案したらどうかという趣旨の再質問にお答えをいたします。

建設予定地の選定については、住民合意を図ることが重要であると考えており、御提案の住民投票につきましては、座間味村にお伝えをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君） まずは政策調整監、政策参与の違いということでございますけれども、先ほど職務については少し答弁させていただきましたが、政策調整監は地方自治法172条に規定する職員で、地方公務員法第３条第２項に規定する一般職の職員となっております。政策調整監におかれましては、知事が特に命ずる重要事項を処理するため、部等に属しない職として設置をしているところでございます。

一方、政策参与は地方公務員法第３条第３項第３号に規定する特別職の非常勤として設置をしております。知事から委嘱された事項について情報収集、調査研究等を行い、知事に必要な意見を述べるということを職務としております。

また政策調整監の手当等の御質問がございました。政策調整監は一般職の職員でございますので、通勤手当、期末手当、退職手当などが支給できることとなっております。

それから教育委員会の関係で、議員の同行のことを総務部長はどうかということでございましたが、教育委員会につきましては、行政委員会として独立しているところであり、その施策・事業についても教育委員会のほうでしっかり判断されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） 那覇港湾施設の移設についての御質問につきまして、県としましては那覇港湾施設の移設返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ移設協議会の枠組みの中で那覇市、浦添市、那覇港管理組合と連携をとりながら進めることが現実的と考えております。

続きまして、辺野古新基地建設の阻止につきまして、まず昨年４月５日国土交通大臣の裁決によりまして政府は工事を進めているところでございます。

県としましては、その工事が強行されていることに対しまして関与取消訴訟及び抗告訴訟を提起し、現在県の主張が認められるよう全力を尽くしているところでございます。また、昨年度に引き続き今後もトークキャラバンの実施、そして知事の訪米などによりまして直接辺野古建設地の機運醸成などを盛り上げていきたいというふうに考えております。

続きまして、政策参与の勤務日数等につきまして平成30年度は政策参与が３名いらっしゃいました。それぞれの勤務日数は、池宮城秀正氏21日、真栄田篤彦氏24日、照屋義実氏90日となっております。令和元年度は２名おります。ことしの１月末現在のそれぞれの勤務日数は、照屋義実氏98日、吉田勝廣氏146日となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 再質問にお答えいたします。

まず議員同行についての御質問で、直接アポをとったとの答弁だったが教育庁がアポをとったのではないか、同行の許可を教育長がしたのかという御質問にお答えいたします。

私はせんだっての代表質問の答弁で、言葉が足りない部分もありましたけれども、まずこういうふうに答えております。当時、視察先においての調査、質問項目の整理に集中しておりました。そういった中で直前だったと思いますが、県議のほうと職員のほうでやりとりがあったようですけれども、それで視察先の了解を得たということでした。断るべきだったんじゃないかという議員からの御指摘もございますし、そういう整理が必要だったと反省しております。心からおわび申し上げますというふうに答弁させていただきました。この部分であとまた独自に行かれるということもありましたので、学校で落ち合いまして学校で別れたという形になっており、会食はやっておりませんというやりとりがございました。これを私ども独自に議員がとられたということを言ったつもりではございませんが、結果的には私が了解したという形になっております。そういうことに対しておわびを申し上げたいということでございます。

それともう一つ、マスコミが掲載した学校名を出すことは個人名が出るのかという話でございますが、実は私ども視察したからには可能な限り、その結果を御紹介をした上でこちらも教育委員会の中でいろんな議論はしていきたいなと思っているんです。当時はそのつもりでございましたが、答弁の前なんですけれども、先方から学校名でありますとか生徒の様子、あとはこの学校での障害を持つ生徒に対しての指導といいますか、評価の特別な方法についてこれを出すことはいろいろひとり歩きしかねないので控えていただきたいというのがございました。そういうこともあって私どもとしてはその内容等も学校名も含めて答弁では控えさせていただいたところでございます。ただ、その内容を踏まえて今後どういうやり方があるかも含めて先方ともまたいろいろ意見交換をして、可能なものがあればなるべく出していきたいなと思っております。

ただ私どもの視察とは別にマスコミさんが独自に取材をされてその生徒さんの個人名が出たり写真が出たりしているのもございますけれども、それは私どもの調査とは無関係で、独自の取材によるものですので、これについては私どもが何か意見を言うことは控えたいなと思っております。

あとは報告書に県議の名前がなかったということについては、こちらの視察者のメンバーとしては認識していなかったものですから出していなかったということで、隠すというつもりではございませんでした。ただ今回の件に関しましては、議員もいろいろございますけれども、私どもの整理、その辺の部分について足りなかったことが一番の原因であると考えておりますので、改めておわびをさせていただきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　宮沢忠孝君登壇〕

○警察本部長（宮沢忠孝君）　警察官増員の再質問にお答えします。

150人の増員分の一部については、他都道府県警察からの出向で対応しますが、その他は県警察として複数年かけて新規に採用していくことを想定しています。精強な部隊をつくるためにも採用業務にしっかりと取り組んでいく考えです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　今教育長から答弁いただいたんですけれども、学校名を先方が教えるなというのは理解できますよ。ところが、結局参加した議員は知っている。僕らは聞いてもわからない。これはやっぱり不公平になってしまうんですよ。おわびされているので――今後やっぱり大事な部分だと思いますよ。総務部長は、これ教育委員会の問題といいますけど、皆さん行政、いわゆる総務部はじゃ大丈夫なんですか。教育委員会の問題じゃないと思いますよ。総務部長、もっと誠意を持って対応したほうがいいと思いますよ。議員が同行させてほしいと言ったら今後認めるんですか。そこはあなたに聞いているんですよ。教育委員会の問題じゃない。そこはどうしたいのかということ。今後じゃ議員が行きたいと言ったら皆さん認めますかと。そのときに議員はみんな公平公正という部分になると、これ大変な問題だと思いますよ。

そこでこの件について、私は教育行政は政治から最も独立すべき分野だと思っています。議会基本条例で、議会側には執行部との関係について、それぞれの権能の違いを認識し、執行部の役割を尊重し、対等で緊張ある関係を保つことが求められております。議員の視察同行、それを教育長が断り切れなかったとするんだったら、これ政治介入と言われても仕方がない。ですから、情報公開請求も黒塗りで、同行者の名前も書いていなかった。これは認識してないと。ところが現に受け入れ側は、教育長と議員がただ来ているわけじゃないですよ。そこはあるということは現にちゃん

と対応していただきたい。議長にこの件についてはどう対応してほしいか私は副議長の立場ではあるんですけど、まだわかりません。この件は今後のこともあるので、議運でしっかりと協議をしてもらうということを求めたいと思っております。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○赤嶺　昇君 政策調整監、政策参与の違い、私は資料も見たんですれけどもまだやっぱりちょっとわかりにくい。政策調整監は退職金はあるかどうかということを教えてください。

今、島袋調整監、私の感覚ですよ。首里城の対応も含めてかなり忙しく議会答弁も積極的にされているということは評価したいと思います。横断的に取り組むということに対して、特に今回のコロナウイルスの問題も含めて、横断的に対応する場合にまさに調整監としてその役割を発揮してもらいたいなと思っております。この役職が本当に政治利用なのかそうじゃないのかということを言われないように、これ県民にとって大事だということを明確に示すということは私は大事だと思っております。現に、さっきありましたように勤務日数が大幅に違います。そのことも含めて対応いただきたいということと、改めて島袋政策調整監の今後の決意を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時46分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

政策調整監。

〔政策調整監　島袋芳敬君登壇〕

○政策調整監（島袋芳敬君） 赤嶺議員の再々質問についてお答えします。

10月31日の首里城火災、全く予想しない出来事でした。それから今起こっている新型コロナウイルスの問題にしろ、それから今後予想される経済あるいは観光の落ち込み含めて、当初みんなが予想しないことが今起こっているということです。それと豚熱含めて。今年度もう終盤にかかっていますけれども、新年度からますます沖縄の課題が大きくなっていくというふうに思っています。

そういうことから知事の、それから副知事含めてこの政策課題についてしっかりお応えしたいと思っていますし、それから首里城初め今起こっている事柄については、部局横断的、それから全庁挙げて、本庁だけじゃなくて全庁挙げて取り組む課題がいっぱいあるということを含めて考えた場合、やはりこの調整をしっかりとやって県民が納得できるような仕事をしたいというふうに思っていますので、議員の皆さんもまたよろしく御指導、御鞭撻をお願いしたいというふうに思っています。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） お答えいたします。

同行を断り切れないのは、政治介入と見られても仕方ないのではないかという趣旨の質問です。

今回の対応についての御批判、御意見を真摯に受けとめまして、教育行政、特に今回は障害のある生徒がともに学ぶ仕組みの構築についての取り組みになりますけれども、公正中立の立場で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君） 議員の同行について総務部長としてどう思うかということで、先ほどの教育委員会のことでございました。当然独立の行政機関ということでしたのでそちらのほうで施策・事業を進める中で考えていくのだろうということで答弁させていただきました。

総務部においても基本的には施策・事業を推進していく中で、議会のほうでしっかり議員も一緒に同行するといったふうな決定であるとか、事業によっては議員の意向なども踏まえてしっかり対応すべきものなのかなと思っています。特にこれを定めるような規定はないというふうに考えておりますので、それは施策・事業によって判断するもので、またあわせて議会においてのしっかりした決定、諭示行為があればいいのかなというふうに思っています。

次に、政策調整監の退職手当ですけど、先ほども御答弁させていただきましたが、退職手当含めて通勤手当、期末手当等も支給できる規定となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君 こんにちは。

日本共産党県議団を代表し、質問をします。

この定例会は、任期最後の議会となりました。引き続き選挙に打って出て頑張る議員も、今期限りで勇退

される議員も、今後の活動も健康にはくれぐれも留意され、引き続き県民のために頑張っていただくことを念願します。

さて、私も議員としての任期は今期限りで終わることにしました。この間、７期28年間頑張らせていただきました。これもひとえに知事を初め、執行部の皆さんとさらには同僚議員の皆様方の協力があったればこそと、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

これで任期は終わりますが、沖縄県政の課題は山積みです。知事を先頭に一致団結して頑張り抜いていただきたいと思います。

私が議員として取り組んできていまだに解決しない心残りの課題がありますが、これは今後の議会の課題として取り組んでいただきたいと思います。

心残りになっている課題は、まず米軍基地問題です。辺野古の新基地建設問題です。

辺野古に絶対基地はつくらせないという揺るぎない県民の決意です。知事は先頭に立って、建設を阻止するために頑張っていますが、改めて決意を伺います。

この辺野古の基地建設問題については、前の知事が公有水面埋立法、これに反して埋立承認をした、ここに大きな問題があるわけです。ここに埋立承認の文書を持ってまいりましたけれども、前の知事は公有水面埋立法は海を汚すと埋立免許を取り上げるということになっていましたけれども、これは大丈夫だということで、こういうぐあいに答弁しています。書面では、所要の審査を行った結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、手順に適合していると判断し承認することといたしました。私は沖縄県知事として７年間、沖縄振興と基地負担の軽減に取り組んでまいりましたが、このような中、今般政府から示された沖縄振興策については、県の要望に沿った内容が盛り込まれており、安倍内閣の沖縄に対する思いがかつてのどの内閣にも増して強いと感じました。また、基地負担軽減策については、安倍総理は沖縄の４項目の要望を全て受けとめ、米国と交渉をまとめていくという強い姿勢を示されました。

特に埋立承認の問題については、何か問題ないかということで報告書を見ましたけれども、埋立承認で海を汚染しないという問題では非常に重要です。どういうぐあいにやったかといいますと、埋め立てにかかわる留意事項ということで報告書を読んでみますと、工事中の保全対策等についてで示した内容と一致した中身では環境保全の効果を検証するため、環境監視調査、事後調査を実施し、必要に応じて専門家等の指導助言を得て必要な措置を検討し、適正に実施していくとこういう表現をしています。明確にこうするんだというものはないわけですね。曖昧な表現、適切な措置を検討して実施していくという、何を実施するかわからない。これでは具体性がないじゃないかということで調べてみましたら、数えた結果、曖昧な表現は133カ所、それから必要に応じて対処するというのが53カ所、可能な限り44カ所、できる限り７カ所、適切に16カ所、極力13カ所、結局は321カ所、環境保全策はとらないにもかかわらず、強引にとにかくやれということをやっているわけです。

皆さん、こんな大うそを沖縄県民、許していいでしょうか。絶対許されない、私は前の知事の場合でも、ユクシムニーヤ　ジョーヌフカントゥーランドーと、うそつくなと、沖縄県民このうそを必ず暴いて必ず辺野古埋め立てはやめさせるということを強く言いましたけれども、皆さん本当にこういうことで、沖縄県民をないがしろにして、ウシェーティーというんですか、これをやって強引に力づくで埋め立ててしまうというのは絶対に許されないと思います。

辺野古に新基地は建設させないという決意は、特に私は玉城デニー知事、体は大きくないんですけれども、あの闘志満々なエネルギーは非常に伝わってまいります。これ党派を超えてウチナー　ウマンチュのために、本当に体を張って頑張っているんですから、我々もぜひこの際、心を一つにして、デニー知事をしっかり後押しして、沖縄県民のために頑張って、皆さん、議員の皆さんも一緒に頑張らせようじゃありませんか。

この辺野古の問題については、引き続きまた問題にしていきますけれども、次に私が気にしているのは、特殊病害虫、イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの駆除の問題です。サツマイモではなく、呼称も含めて琉球イモに名前を変えて、沖縄農業の振興を図っていただきたい。

現在の駆除事業の実績はどうなっていますか、説明をしていただきたいと思います。

特にこのサツマイモ、アリモドキゾウムシというのは、これが駆除されたら世界の飢餓、これがかなり改善されることは非常にはっきりしています。沖縄発世界の食糧危機を救う、こういう仕事です。そういう面でぜひ県政においてしっかり取り組んで解決してほしいと思います。

なぜ私これにこだわっているかといいますと、イリムサーは我々が小さいときにはたくさん食べさせられました、臭くて食べられない。ところがこのイリムサーがなくなれば、幾らでも食料として使えるのに、もっ

たいない。当時の県職員の皆さん方も一生懸命、私と一緒になって研究しました。結局全県各地にイリムサーは飛んでますから、アリモドキゾウムシも飛んでますからただごとではないということですけれども、実態調査をしてみようということで、まず最初に久米島に行ったんです。久米島の両村ともやはり駆除の仕方がないと言って――イリムサーの入った芋を道路に放り出してるとあれから広がる――久米島の両村の関係者のやり方は、これを全部道に捨てているもんだからなかなか解決しない。だから私はこれを行って、職員の皆さん、両村の皆さん、イリムサーは広がるから、ぜひ焼却処分すべきだということを手がけてそれで本格的な研究体制に入っていったわけです。皆さんこれも食糧難という中で、ぜひこれが解決すれば、沖縄の食料事情は本当によくなりますから、頑張って研究させて駆除させていこうではありませんか。

次に、私はこの間、松くい虫の駆除について、電流式松くい虫駆除法として特許を取って駆除に役立たせていますが､この件について県として本格的に研究し、駆除すべきだと思います。取り組みの現状はどうなっていますか。

次に、沖縄に発症数の多いＡＴＬ、成人Ｔ細胞白血病の問題についてです。

ＡＴＬとは、血液のがんである白血病の一種で、感染後は40年の潜伏期間を経て発症します。抗がん剤が効かないこともあり、60歳以上の発症の場合は骨髄移植もできないため、早急な発見と対策が求められています。私がこの問題を取り上げてから数年が経過していますが、取り組みの現状はどうなっているか報告を求めたいと思います。

次に、沖縄空手の振興についてお聞きします。

今や沖縄空手について、世界的にも注目が寄せられています｡その空手振興の現状はどうなっていますか。

沖縄空手道協会は､沖縄の技芸伝統無形文化として、空手道を授受錬磨するために設立された組織であります。空手道授受の過程で切磋琢磨し合い、心身を鍛錬し、人格を陶冶する。当協会は、修武會、上地流空手道協会を発展的に解消し、沖縄空手道協会と名称を変え、略称沖空会であります。私は、国際化の進む時代に相応すべく、多くにまたがる各流派による派閥争いがないようにすべきだと考えます。そのためには、各流派名を組織名として使用することは避け、沖縄及び空手を前面に打ち出し、沖縄空手の技芸文化を継承・発展させる文化機関としての使命を全うすべく、組織名を改めた沖縄空手道協会の存在は重要です。先日の新聞報道に、沖縄伝統空手道振興会から首里城再建の支援募金を知事に手渡されたという記事がありました。この沖縄伝統空手道振興会は４つの流派から成る会派でありますが、こういった動きは国際化への大きな前進と言えます。

今、沖縄県内の各所に個々の流派の石碑のようなものは存在していますが、特定の流派に偏ることのないよう、例えば首里城や空手会館の一角に県として、琉球空手もしくは沖縄空手を象徴するものを建立すべきではないでしょうか、見解を伺います。

次に、心残りの大きな問題は、学力向上推進運動の問題です。

沖縄の子供たちは、学力テストをやるとずっと点数が下がってディキランヌーと言って、頭を上げて歩けない子供たちが大分います。そういう中で知事の姿を見たら、体は小さいのに、アメリカにも行って、どこにでも行ってすごいなと思っています。本当に沖縄の子供たちがディキランヌーかどうか、全国一貫の実力テストで振り分けされて、非常に苦しんでいる。そういう中でもっと伸び伸びと、沖縄の子供たちの将来を皆さん、本当に激励してあげる必要があるんじゃないでしょうか。ウッチントゥーしてウチナー、学力テストで、イッター　ディキランヌーをわかったかというんじゃ余りにも情けない。

なぜじゃそうなっているか。私は議会のたびごとにこの学力向上推進運動の問題については取り上げてきましたけれども、なかなか教育関係の執行部の皆さん方もしつこい。なかなか直さない。

なぜか。私はこれを考えてみたら、かつて西銘順治知事が、沖縄人は衰えていると。ぜひ本省からすばらしい幹部を招いて沖縄のために働かせばいい。これ記憶はありますよね。その結果、白羽の矢が立てられたのが、仲井眞弘多さんでした。あの人は東大出で沖縄では珍しい人だということで沖縄に来て、県の幹部になったんですけれども、県の幹部になったら沖縄県民のために働けばいいのに、政府の言いなりになって、埋め立てちゃいかんものを平気でうそついて、公有水面埋立法を承認させる。こんなのは皆さん、ぜひお断りをして、沖縄県民自身の力で、民意はここにありということでしっかり示していこうではありませんか、皆さん。

この28年間、批判的立場でいろいろこの学力向上推進問題については言ってまいりましたけれども、ぜひこれを機会にして、沖縄県民の心の中にしっかりと沖縄県民の魂を受け継いでいくために、ぜひ皆で力を合わせていただきたいと思います。この中にも、あの辺にいらっしゃいますけれども、学力向上推進反対

じゃないけれども、なぜ学力向上させるのが悪いかという基本的な点で一致しないのがあって、今もめたりしていますけれども、ぜひここはみんな私どもが頑張って、うそを通さない、ユクシムニーヤ　ジョーヌフカントゥーランドーという気概で沖縄県民の魂を訴えようではありませんか、皆さん。５年間すればやがてなくなるよというチュラムニーに負けてはならん。そういう意味でぜひ力を合わせて沖縄の子供たちの学力向上のために頑張らせていただきたいと思います。

議長からあなた質問漏れてるよって御指摘受けましたので、ちゃんと質問したいと思います。

私は先ほど空手道振興について言いましたけれども、やはり学校教育の中でもしっかりと教育をしていく。沖縄の空手の真髄は何か、沖縄県民の魂は何か、これをしっかりやはり教育の中でも伝えていく、これが大事だと思います。

皆さん、沖縄魂でヤマトのこういう攻撃をはね返して、立派な沖縄県民育成のために頑張ろうではありませんか。

よろしくお願いします。（拍手）

○議長（新里米吉君）　ただいまの嘉陽宗儀君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時９分休憩

午後１時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前の嘉陽宗儀君の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　嘉陽宗儀議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(3)、辺野古新基地建設阻止への決意についてお答えいたします。

私は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。昨日24日で県民投票から１年が経過いたしました。この昨年２月の県民投票では辺野古埋め立てに絞った反対の民意が圧倒的多数で明確に示されたことは、大変重要な意義があるものと考えております。また、その後に行われた２度の国政選挙においても辺野古移設に反対する候補者が当選しており、県民の民意は揺るぎない形で示され続けております。

私は、辺野古に新基地はつくらせないという県民の民意及び公約の実現に向けて、ぶれることなく全身全霊で取り組んでまいります。

次に、沖縄空手の振興についての御質問の中の６の(1)、空手振興の現状についてお答えいたします。

沖縄の先人が育み継承してきた空手は、精緻なわざと平和を希求する精神性を特徴とする沖縄が世界に誇る伝統文化であります。沖縄県では、このようなわざと心を次世代に正しく受け継いでいくとともに、空手発祥の地・沖縄を世界に発信するため、沖縄空手振興ビジョンを策定し、沖縄空手会館を拠点とした情報発信を初め、国際大会の開催やユネスコ無形文化遺産の登録に向けた取り組みなど、さまざまな施策を推進しております。また、世界中に１億3000万人いると言われている愛好家のネットワークを活用するなど空手を通じた交流のさらなる拡大により、空手の聖地・沖縄を確立し、沖縄経済の発展や世界の平和に貢献できるよう取り組んでまいります。

次に６の(2)、沖縄空手の象徴の建立についてお答えいたします。

首里城を中心とするエリアには、首里手系の偉人をたたえた記念碑などが建立されております。また、沖縄空手会館には、空手の伝承などに貢献した先達の等身大パネルを展示するとともに、空手発祥の地・沖縄のシンボルとなる特別道場を整備しております。一方、県内には、空手の先人をしのぶ多くの顕彰碑などが点在しています。

沖縄県では、これらのゆかりの地を有機的に結びつけ、先人たちが歩んできた歴史と風土を広く周知することにより、沖縄全体が空手の聖地となるようしっかりと取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の学校教育における学力向上問題についての御質問で(1)、生きる力の育成についてお答えいたします。

児童生徒一人一人が将来、自己実現を図り、夢や目標を達成するため、確かな学力など知・徳・体をバランスよく育み、生きる力の育成を図る取り組みは重要だと考えております。学力向上の取り組みについては、学力向上推進プロジェクトをもとに、子供が主体的に学ぶ授業改善に重点を置いた取り組みを推進しております。また、児童生徒が互いの違いやよさを認め合いながら集団の一員として学習できるように、児童生徒の主体的な態度を育て、自治意識を高める学級活動及び児童会・生徒会活動の充実などに取り組んでおりま

す。さらに、生涯にわたって運動・スポーツを愛好していく意欲を育てる体育の授業改善や、各学校における一校一運動などの取り組みも行っております。県教育委員会では、今後も生きる力の育成を図るため、学校教育の充実に努めてまいります。

次に６の沖縄空手の振興についての御質問で(3)、学校における空手道の指導についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで平成６年度に学校体育における空手道指導の手引き第１集を作成し、翌年平成７年には同第２集を作成しております。また、平成20年の学習指導要領改訂に伴う、中学校における武道必修化を受け、平成29年度に沖縄県版学校体育における空手道指導書を作成し、空手道指導の充実に努めているところであります。学校においては、空手道指導の充実のため、技能はもとより、空手道の歴史や空手に先手なしなど、空手道における伝統的な考え方も理解できるよう指導しております。今後とも、沖縄空手の文化を継承するため、体育の授業や学校行事などを通じて指導の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　３、特殊病害虫、イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの駆除の問題についての御質問の中の(1)、カンショの呼称と生産振興についてお答えします。

県では、生産者、市町村、ＪＡなどで構成する沖縄県かんしょ生産振興協議会において、県産カンショの生産振興や消費拡大について議論・検討しており、県産カンショの呼称についても、同協議会で検討しているところであります。これまでの議論の中では、それぞれの地域で加工業者と連携した販売展開をしていることから、統一的な呼称の設定については、慎重な意見もあります。

県としましては、県産カンショの生産振興やブランド化、消費拡大を図る観点から、引き続きカンショの呼称について関係機関と意見交換を行ってまいります。

同じく３の(2)、ゾウムシ類の根絶防除についてお答えします。

県では、アリモドキゾウムシとイモゾウムシの根絶事業を、平成13年度より久米島、平成19年度より津堅島で実施しているところであります。アリモドキゾウムシにつきましては、久米島町で平成25年に根絶を達成し、根絶後の久米島町のカンショ作付面積は拡大しております。津堅島のアリモドキゾウムシは、根絶対策の最終段階にあることから、沖縄県特殊病害虫防除条例に基づく防除地区として指定し、令和２年度中の国による駆除確認調査に向け、寄主植物の移動制限等の防除対策を実施しているところであります。

次に４、松くい虫の駆除についての御質問の中の(1)、松くい虫の防除についてお答えします。

松くい虫の防除については、森林病害虫等防除法に基づく森林病害虫防除事業及び一括交付金を活用した沖縄型森林環境保全事業により、伐倒駆除等を実施しております。防除対策の結果、平成30年度の被害量は、1234立方メートルで、前年度の５割減、被害のピークとなった平成15年度の97％減となっております。電流式防除については、その有効性が確認されていますが、現在、採用に至っておりません。

県としましては、今後とも電流による松くい虫防除技術も含め、最新の防除技術について情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、ＡＴＬ問題についての御質問の中の５の(1)、ＡＴＬの取り組みの現状についてお答えします。

ＡＴＬ対策につきましては、第３次沖縄県がん対策推進計画に基づき、キャリアを含むＨＴＬＶ－１感染症に係る相談、抗体検査及び受診支援やＡＴＬ患者が適切な医療機関を受診できる体制整備などの施策に取り組んでおります。また、国や大学等の研究機関の研究に資するがん登録の充実を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　こんにちは。

御答弁ありがとうございました。

２点だけちょっとお聞きしたいと思いますけれども、空手道の問題、これは今世界的にも沖縄どうするんだろうということで注目を浴びていますから、ぜひその伝統空手についての取り組みについては、さすが沖縄県が頑張ってるだけあるという実績をぜひ示してほしいと思います。

それからもう一点聞きたいのは、このＡＴＬ、白血病、これ実は九州・沖縄が一番多い地域で、特に60歳過ぎてから発症するということでなかなか治療のしようもないということがあります。ところが、このＡ

ＴＬの対策については十分な研究機関がありながらも、きちっと沖縄の病状に合った研究対策がやられてないんじゃないかという懸念をしているものですから、ぜひ沖縄県民が安心できるようなＡＴＬ、白血病対策についても研究を進めて効果を上げていただきたいと思います。

以上、要望みたいなことになりましたけれども、ぜひともよろしくお願いをいたします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時36分休憩

午後１時37分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 嘉陽宗儀議員の再質問にお答えいたします。

まずＡＴＬ治療に関する沖縄県の取り組みをお伝えしたいと思います。

平成28年度から平成30年度まで、共同研究については最長３年間の支援として、沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業を行っております。これは、支援した42件の共同研究のうち２件がＡＴＬをテーマとした研究であります。１つは、ペプチドワクチンを用いた成人Ｔ細胞白血病、ＡＴＬ免疫治療法の開発を琉球大学医学部保健学科と、そしてもう一つは、ヒトＴ細胞白血病ウイルスに対する医療用感染防御ヒト抗体の作出を琉球大学大学院の医学研究科においてそれぞれ行っております。このような取り組みを含めてこれからの治療研究について沖縄県もしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

それから、全島空手の振興、継承、普及、発展、これも沖縄県にとりましては、非常に大きな希望を世界に届けるという意味ではその取り組みもまた大変重要であると思います。

沖縄空手を保存、継承、発展させるため、20年後の目指すべき将来像とそれを実現するための振興方法として、沖縄空手振興ビジョンを平成30年３月に策定しています。保存・継承、普及・啓発、振興・発展、それぞれ専門部会を構えまして、軸となるこの３つをキーワードに基本理念も定めてこれからも振興していこうというものであります。私も沖縄全島空手道振興会の会長も仰せつかっておりますので、私も心身ともにその空手の普及、振興、啓発にぜひ取り組んでいきたいと思います。ありがとうございます。

そして、長年の議員生活大変お疲れさまでした。これからもまた私たちのために御指導、御鞭撻賜りますようよろしくお願いいたします。

イッペー　ニフェーデービタン。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時40分休憩

午後１時41分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○渡久地　修君 日本共産党県議団を代表して質問を行います。

玉城デニー県政が誕生して１年半がたちました。沖縄はことし、あの忌まわしい沖縄戦から75年目の節目の年を迎えます。経済が伸びてきたと言われていますが、今なお県民所得は全国最下位、国土面積のわずか0.6％の沖縄に70.4％の米軍基地が押しつけられ、米軍基地があるがゆえの事件・事故・犯罪に苦しめられ続けています。解決すべき課題は山積しています。玉城デニー知事におかれましては、沖縄への理不尽な米軍基地の押しつけに屈服することなく、県民とともに闘い抜く、県民に寄り添い福祉の心を持った県政運営を今後も貫いて奮闘されるよう強く期待し、日本共産党県議団もともに頑張り抜くことを表明して質問を行います。

まず、県の危機管理体制について。

新型肺炎の感染が広がっています。県民の命と健康を守るための、迅速かつ思い切った万全の対策が求められていますが、県内での大規模感染の防止対策と医療体制について伺います。

観光業と沖縄経済に大きな影響が出ていますが、緊急対策が必要ではありませんか。

また、沖縄県アジア経済戦略構想と今後の沖縄観光、特にクルーズ船観光に与える今後の影響と対策について伺います。

豚熱、ＣＳＦについて。

豚熱感染への防疫体制についての教訓と今後の課題について伺います。

豚熱封じ込めの苛酷な作業に従事した県・市町村職員、自衛隊員、建設業協会、ＪＡなどの関係者の皆さん、そして県外からの獣医や県内の医療関係者の皆さんの御協力、御奮闘に感謝申し上げます。心身ともに苛酷な現場での作業だったとのことですが、県としてこの関係者の皆さんのメンタルケアをしっかりと行い、そして教訓を導き出し、今後の備えの教訓にしていただきたいと思います。

ワクチン接種と今後の課題。

養豚業への支援の強化などについて伺います。

次に、知事の政治姿勢について。

まず、首里城の復旧・復興について。

県内外から寄せられた寄附金は正殿などの復元に充て、県民の心を一つに、県民の力で復元・再建させることについて伺います。

「正殿の復元の主要な柱の数本でも県産木材を使用すべきだ。琉球王朝時代の「国頭サバクイ」の歌での木挽き行列の再現を」などの意見も寄せられています。県民からのさまざまな提案、意見を取り入れる仕組みが必要ではないか。

そのための全県民、全世代参加型の県民会議。

そして、世界遺産の遺構の公開、復元過程の公開などについて伺います。

御茶屋御殿、円覚寺、中城御殿は戦争で焼失しました。戦争を起こした国の責任で復元すべきであり、首里城の復元と並行して推進すべきではありませんか。

次に、戦後75年たった沖縄の認識について。

米軍基地問題について。

戦後75年間も外国の軍隊が居座っていること自体が異常ではありませんか。政府は抑止力の名で海兵隊を配置し、辺野古新基地建設を強行しています。米国防省が2017年に公表した歴史書で、米海兵隊は日本を守る軍隊ではないという趣旨のことが書かれています。また、これまでも当時のジョンソン国務次官も、ワインバーガー国防長官らも「沖縄の海兵隊は日本の防衛には充てられていない」と発言しています。海兵隊の駐留と辺野古新基地建設の理由は成り立たなくなっています。知事は米海兵隊の撤退を求めるべきではありませんか。

横田基地関係の視察の際、東京都は横田基地の返還を国に要請しているとのことでした。厚木基地も返還を求めているとのことでした。沖縄県は嘉手納基地など全ての米軍基地の返還を求めるべきではありませんか。

次に、平和な沖縄を目指して。

戦争を知らない世代、米軍占領時代を体験していない世代の割合について伺います。

戦争の悲惨さ、米軍占領時代の悲惨さや平和のとうとさを後世に引き継ぐことが特に重要になっています。知事が先頭に立って取り組むべきです。特に、学校教育の場での取り組みの強化が必要ではありませんか。

戦後75年の慰霊の日に向けて、広島・長崎両市長と玉城デニー知事が６月23日の全戦没者追悼式典と原爆平和記念式典に相互参列と国連代表を招待し、ともに平和を発信することについての進捗状況を伺います。また、ことし１年間の具体的な行動計画を作成し推進すべきです。

知事は、旧日本軍32軍司令部壕等を視察したとのことですが、見解を伺います。沖縄戦の悲惨さを継承する上で保存、可能な方法での公開が必要ではありませんか。

辺野古新基地建設問題について。

昨年２月24日投票で行われた辺野古埋め立ての賛否を問う県民投票から、ちょうどきのうで１カ年がたちました。民主主義国家だと言っている安倍政権は、あろうことか沖縄県民の民意を踏みにじり続けて、違法な工事を強行し続けています。民意を無視することは許されません。

県民投票で示された埋め立て反対の72％の民意は尊重されるべきではありませんか。

大浦湾の軟弱地盤に対するデータを防衛省が隠蔽していたことが発覚しました。重大で許しがたいことです。知事の見解を伺います。

また、こんなところに滑走路の建設など土木技術的にも不可能ではありませんか。

政府は、今年度内に辺野古新基地建設のための埋め立てに係る設計変更承認申請を提出するとのことですが、きっぱりと拒否すべきであります。

サンゴの移植について、農水大臣が県知事に移植を許可するように勧告してきたとのことですが、県知事の権限への不当な介入ではありませんか。

普天間基地の即刻の運用停止は、県議会の全会一致の決議です。与野党問わず求めていることであり、知事から超党派での運用停止を求める行動を呼びかけるべきではありませんか。

次に、日米地位協定改定について。

他国の地位協定調査によって判明した、日本と他国の政府の姿勢と地位協定の違いについて伺います。

全国知事会としての地位協定改定の取り組みを強化すべきです。イタリアのトリカリコ元司令官などの海外有識者を招聘したシンポジウムなどの開催を提案すべきではありませんか。また、県としても開催すべきではありませんか。

米軍機の部品落下が相次いでいますが、日本の航空法ではそれを防ぐためにどのように定められていますか。なぜそれを遵守させられないのですか。

日本の航空法の適用と遵守義務について、民間機、自衛隊機、米軍機についての詳細な比較について伺います。

尖閣諸島への中国船の領海侵入、接続水域での航行

問題などについて伺います。

昨年、尖閣諸島周辺の接続水域に入域した中国公船は、前年の1.8倍に激増するなど、現状変更を迫る中国の覇権主義的行動がエスカレートしています。また、香港における人権侵害も深刻になっています。

世界人権宣言にあるように、人権問題は内政問題ではなく国際問題です。日本共産党は、中国指導部に人権弾圧の中止を強く求めています。

日本共産党はことし１月の党大会で、このような中国の最近の行動、「新しい大国主義・覇権主義の誤り」を率直に批判、指摘し、社会主義とは無縁であり、共産党の名に値しないと批判して、日本共産党の綱領から、これまであった「社会主義をめざす新しい探求が開始された国」との記述を全面的に削除しました。

同時に、日本共産党は覇権主義、大国主義を徹底批判し、自主独立路線を堅持してきた政党として、中国の脅威を利用した軍事増強にきっぱり反対し、冷静で平和的な外交で解決する。反中国の排外主義をあおり、過去の侵略戦争を美化する歴史修正主義に反対するという立場を堅持し、そして、日本共産党の中国批判は、日中の友好を願ってのものであり、節度を持って言うべきを言ってこそ真の友好関係を築けるとの立場で臨んでいることを表明して、以下質問します。

沖縄の尖閣諸島問題では、いかなる言い分があろうとも、他国が実効支配している領土を武力で変更しようという中国の試みは断じて許されないものです。見解を伺います。

同時に、中国指導部の対応に問題があるとして、中国脅威論をあおり軍備増強に利用することがあってはなりません。中国国民との友好関係を強化し、平和的な外交手段、話し合いで解決すべきだと思いますが見解を伺います。

軍事的な緊張を高める先島への自衛隊配備は反対すべきではありませんか。

次に、ＩＲ、カジノについて。

ＩＲ、カジノ汚職をめぐって逮捕者も出ましたが、そもそもカジノは刑法で禁止されているばくちではありませんか。

沖縄におけるカジノの断念の経緯について伺います。

カジノにはきっぱり反対すべきです。

次に、沖縄の経済問題について。

沖縄経済の実態と県の認識について。

復帰後振興予算は12兆5000億円投入されましたが、県民所得が全国一低い理由は何か。県民所得を大幅に引き上げるにはどうすればいいのか。

失業率は数字的には改善傾向にありますが、非正規雇用率が全国一高いのはなぜか。正規雇用をふやす取り組みが必要ではありませんか。

沖縄振興予算の本土還流を食いとめ、県内循環型の沖縄経済の構築について。

投入された振興予算の大半が本土に還流していると言われていますが、これを食いとめ、県内で循環し、県内企業を潤し、家計を潤し、県民所得向上につながる仕組みが必要ではありませんか。

そのために、第１次産業の振興について。

農水産業、畜産業などの可能性と課題、喫緊の課題としての豚熱影響をどう防ぐのか。

県内食料自給率の現状と県の目標への取り組みについて。また、県の目標を45％にすると農業従事者は幾らふえますか。

学校給食への地産地消の現状、100％にすると農業従事者はどれだけふえますか。

次に、暮らし密着型の公共工事の推進について。

暮らし密着型の公共工事の推進は、県内企業育成、中小零細企業、業者の育成、雇用の増大に寄与するものと考えていますが見解を伺います。

具体的には、老朽化した県と市町村の公共施設と公共インフラの実態と、それを建てかえたり、更新するには、どれだけの予算が必要か。これらを整備するなどした場合の雇用効果などについて伺います。

老朽化した県立高等学校、市町村立小中学校の数、建てかえに要する予算、その際に発生する雇用効果と誘発雇用効果。

老朽化した県営、市町村営団地建てかえの必要数、予算、それに伴う直接雇用効果と誘発雇用効果などについて伺います。

次に、福祉、教育の充実で雇用を確保する問題について。

入居を希望している高齢者が入居できるように老人介護施設を整備することによって、介護士などの雇用は幾らふやすことができますか。

待機児童解消のために必要な保育所を整備することによって、保育士などの雇用は幾らふやせますか。

非正規教員を正規教員にするにはあと何名必要ですか。

残された中学校２年生、３年生を少人数学級にすることによって教員をあと何名ふやすことができますか。

災害対応の消防士を国の指針どおりにするとあと何名ふやせるか。消防士を政令で定め、それに基づいて条例で定めるようにして国が全面的に財政措置すべき

だと提案しましたが、検討は進んでいますか。

次に、米軍基地は沖縄経済発展の最大の阻害要因であることについて。

新都心などの基地返還跡地の経済効果、雇用効果、税収などについて。

そして、普天間基地が返されたら、どれだけの経済効果、雇用効果、税収が見込まれるか。

普天間基地の返還後の整備に要する費用、経済効果、雇用効果などについて伺います。

米軍基地を返してもらうほうが沖縄の経済は発展するのではありませんか。その方向に進めるべきではありませんか。

次に、県民に寄り添い、心の通った県政について。

翁長県政、玉城デニー県政には、県民に寄り添い、県民の心で、福祉の心で、心の通った県政運営を求めてきました。この間、県民の暮らしに寄り添い、心の通った県政運営で県民に喜ばれる幾つかの成果も上げています。

失業や病気などで家賃支払いが困難になった県営住宅入居者について、県はこれまで、督促、支払いに応じない入居者を裁判に訴えて退去させていましたが、一律の対応ではなく親身に相談に乗り、福祉窓口につなぐなどの社会福祉士の配置と、減額制度を75％にまで引き上げることなどを提案しました。それが実現し年々充実されて、訴えの提起が多いときで195件から７件に大幅に減少しています。経緯と実績について伺います。

就学援助制度についても、制度自体が十分に知らされていないとして、県としてチラシなどを作成し、広報、周知徹底を提案しましたが、県作成のチラシとシュウガクエンジョというテレビコマーシャルは好評で、子どもの貧困対策推進基金の活用とともに、制度を活用する件数が大幅に伸びています。経緯と実績について伺います。

新年度予算に、玉城デニー知事の公約であった非課税世帯の高校生のバス通学費の無料化が予算化されました。経緯について伺います。

このような心の通った県政運営を全ての部署で貫いてもらいたいと思います。玉城デニー知事を初め、県庁職員全員で心がけてもらいたいと思います。その立場から、次の解決への決意を伺います。

子供の医療費の無料化は高校生までが全国的な流れになっています。子供の通院医療費無料化を中学まで拡大することについて、知事が責任者となった実施検討会議を設置して推進し具体的な実施時期を示していただきたい。

国民健康保険税を引き下げるために、国の沖縄戦に起因した前期高齢者数の算定基準の抜本的な見直し、県としての一般会計からの繰り入れなど、政治的、政策的な解決が求められています。知事の決意を伺います。

介護施設に入居を希望してもなかなか入れない実態があります。希望する方が全員入居できるようにすべきではありませんか。

次、教育問題について。

中学校２年生、３年生の少人数学級を早期に実現すること。

教員の多忙化解消のための対策。

教員の増員。

いじめ対策。

県のインクルーシブ教育について伺います。

次に、離島振興について。

玉城デニー県政における離島振興の位置づけと取り組み。

離島の声を反映させる仕組み。

大東地区の海底光ケーブルの設置。また、台風などでの断線防止対策の強化。

離島の水道料金の本島並みへの引き下げについて伺います。

次、ジェンダー平等社会の推進について。

男女平等を示すジェンダー・ギャップ指数で、日本は149カ国中110位です。ジェンダー平等を県政運営に貫くことへの見解と対応。

同一労働、同一賃金や機会均等など、働く場でのジェンダー平等推進への県の取り組み。

男女ともに、育児や介護などの家族的責任を果たすことを保障するための働くルールについての現状と今後の課題。

学校教育でのジェンダー平等教育などについて伺います。

次に、県民から選出された県会議員への右翼集団の脅迫、威力妨害行為が起こっております。県警察はしっかりとこれは対処して取り締まるべきであります。警察本部長の見解を問うものであります。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 渡久地修議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の２の(1)のア、寄附金を正殿などの復元に充当することについてお答えいたします。

首里城正殿等は、沖縄の誇れる文化遺産であり、琉

球・沖縄が歩んできた歴史・文化の象徴として、また、ウチナーンチュのアイデンティティーのよりどころとして、多くの県民に親しまれてまいりました。首里城の復興に向けては、県民主体の取り組みを行うことが寄附をされた方々の思いだと考えており、城郭内の施設等の復元に係る県の役割について、現在、国と協議を進めているところであります。

次に２の(1)のオ、御茶屋御殿、円覚寺、中城御殿の復元についてお答えいたします。

円覚寺及び中城御殿の復元等については、県営公園区域内にあり、県事業として取り組んでいるところであります。御茶屋御殿の復元等については、現在、国と県と那覇市との間でワーキンググループを開催しており、整備主体も含め、引き続き検討が必要であると考えております。

次に２の(3)のウ、第32軍司令部壕についてお答えいたします。

第32軍司令部壕は、住民を巻き込んだ熾烈な沖縄戦の軍事的中枢施設であり、戦争の体験や教訓の風化が懸念される中で、戦争の不条理さ、残酷さとともに、平和のとうとさを伝える上で、その歴史的事実を次世代へ継承することは私たちの責務であると考えております。一方で、時間の経過に伴い壕内の環境も変化していることから、平成24年度の専門家による調査の結果、現状においては一般公開は非常に厳しい状況にあるものと認識をしております。

先日、私も現地を視察したところであり、壕の果たした役割など、その歴史的価値を次世代へ継承することは重要であると考えております。そのためトーチカが現存する第１坑口周辺の活用及び証言記録や関連資料、ＶＲ等のＩＴ技術を活用した平和の学習ツールの開発など、平和を希求する沖縄の心の発信につながる取り組みを研究してまいりたいと考えております。

次にジェンダー平等社会の推進についての御質問の中の６の(1)、ジェンダー平等と県政運営についてお答えいたします。

ジェンダー平等の実現については、ＳＤＧｓにおいても17のゴールの一つ、５番目に掲げられておりまして、よりよい世界を目指す国際目標となっています。一方、各国における男女格差を図るため、経済、教育、健康、政治の４つの分野のデータから作成されるジェンダー・ギャップ指数は、直近の令和元年12月公表の数値によると、日本は153カ国中121位となっております。沖縄県では、第５次沖縄県男女共同参画計画に基づき、ＳＤＧｓも踏まえた上で、女性がさまざまな分野で持てる力を十分に発揮できる社会を実現するため、全庁的な取り組みを進めております。男女が対等に意思決定にかかわることは非常に重要であることから、県内各分野における関係団体への協力要請を行い、女性の社会参画を推進しているところであります。県の審議会等におきましても、女性の割合の向上に積極的に取り組んでいるところであり、今後とも家庭、職場、地域及び社会全体の各分野で男女共同参画が実現されるよう力を尽くしてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君） 富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 渡久地修議員の御質問にお答えいたします。

１、県の危機管理体制についての中の(1)イ、新型コロナウイルス感染症による沖縄経済への影響に関する県の緊急対策についてお答えいたします。

沖縄県では、今後の県内経済に影響を及ぼすことが懸念される状況に鑑み、２月17日付で経済対策に係るプロジェクトチームを設置いたしました。同チームでは、産業振興、中小企業支援、観光振興等の分野について、部局横断的に緊密な連携を図りながら一丸となって課題解決に向けた対策を講じることとしております。現行での緊急対策として、中小企業セーフティネット資金による経営安定に必要な資金繰り支援を行うほか、産業面や事業者への影響に関する状況を把握し、中長期を見据えた迅速な対応を行ってまいります。また、これまで中国人観光客を多く受け入れてきた県内観光関連事業者の皆様の経営等への影響を最小限に抑えるため、事態の沈静化を見据え、中国向けのオンライン広告等について、実施時期を検討の上、正確な情報発信や風評対策等を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 政策調整監。

〔政策調整監　島袋芳敬君登壇〕

○政策調整監（島袋芳敬君） ２、知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)、県民からの意見を取り入れる仕組みと、全県民、全世代参加型の県民会議について。２の(1)イと２の(1)ウは関連しますので、一括してお答えいたします。

首里城の復旧・復興に向けては、行政のみならず、さまざまな関係機関や関係団体のほか、首里城の復元に携わられた有識者の方々など、多くの方のお力とお知恵が必要であると考えております。なお、首里城の復旧・復興を支援する県民参加型の組織等については、

有識者懇談会においても議論をいただいているところでございます。広く県民が主体的に参画できるよう、民間主導による設立を視野に検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） まず初めに、県の危機管理体制についての御質問の中の１の(1)のア、感染対策と医療体制についてお答えします。

県では、県内でも感染が流行することを想定し、１月29日に開催した専門家会議において、県内発生早期から流行期に対応するための医療体制を確認したところであります。あわせて、県内の感染防止対策のため、県民に対し手洗いとせきエチケットの励行などを周知しているところであります。

次に、県民に寄り添い、心の通った県政についての御質問の中の４の(2)のア、こども医療費助成制度についてお答えします。

こども医療費助成制度につきましては、本議会の冒頭で知事が知事提案説明要旨の中で述べましたように、知事の任期中に通院の対象年齢の拡大を実現することができるよう、引き続き市町村との協議を進めていきたいと考えております。

次に４の(2)のイ、国保税引き下げの政策的な解決についてお答えします。

沖縄県の市町村国保においては、前期高齢者の加入割合が低く、前期高齢者交付金が極端に少ないこと、また、加入者の平均所得が全国で最も低いことが主な要因となり、多額の赤字を抱えております。

県では、これまで市町村及び国保連合会と連携して、国に対し本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援を要請してきたところであり、今後も引き続き市町村及び国保連合会と連携していきたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中の５の(4)、離島の水道料金の引き下げについてお答えします。

県は、離島における水道料金の格差是正を含めた、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、現在、沖縄本島周辺離島８村において、水道広域化に取り組んでいるところであります。粟国村においては、平成29年度末に広域化を完了しており、その効果により広域化後の水道料金は約２分の１となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） １、県の危機管理体制についての御質問の中の(1)のウ、新型コロナウイルス感染症が沖縄県アジア経済戦略構想に与える影響と対策についてお答えいたします。

中国を初めとするアジア諸国では、アジアのダイナミズムと呼ばれる、一国だけではなく幾重にも重なる急激な経済発展が見られることから、沖縄県アジア経済戦略構想では、このアジアの活力を取り込み、本県の自立型経済の発展を図ることとしております。

県としては、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大が、このアジア地域と県経済の発展に及ぼす影響について、広く情報を収集するとともに、外部環境の変化に適切に対応しながら、構想の実現を目指してまいります。

次に３、経済問題についての御質問の中の(1)のイ、非正規雇用が多い理由と正規雇用拡大に向けた取り組みについてお答えいたします。

非正規雇用が多い要因としては、全国と比較して労働生産性が低いことや、小規模事業者が多いことなどが考えられます。県では、正規雇用の拡大を図るため、正社員転換を要件とした研修費補助や専門家派遣の支援を行うとともに、若年者の正社員雇用と定着に対する助成事業を実施しております。また、次年度においては、専門家派遣の支援対象を新たに正社員雇用を検討している企業にまで拡充することとしており、引き続き国等関係機関と連携し、さらなる正規雇用の拡大に向けて取り組んでまいります。

次に６、ジェンダー平等社会の推進についての御質問の中の(2)、働く場でのジェンダー平等推進への県の取り組みについてお答えいたします。

働く場でのジェンダー平等推進のためには、採用や昇進、賃金などでの男女格差の解消、家庭生活とバランスのとれた労働時間の設定など、労働者の個性、能力、意欲が十分に発揮され、男女ともにゆとりと充実感を持って働ける環境づくりが重要であると考えております。

そのため、県では、男女の機会均等や待遇の改善について、パネル展の開催やパンフレット配布等により周知啓発を行っております。また、ワーク・ライフ・バランスの推進や、女性の就労継続に向けた環境整備等を支援しているところです。

同じく６の(3)、家庭的責任を果たすための働くルールの現状と課題についてお答えいたします。

沖縄県労働条件等実態調査における育児休業取得率は、平成25年は女性が91.4％、男性が2.8％であり、平成30年は女性が88.4％、男性が8.5％となっております。育児・介護休業法では、企業の就業規則におい

て育児休業制度及び介護休業制度を定めることとされていますが、県内では、平成30年時点で育児休業制度を定めている事業所が79.0％、介護休業制度については70.3％にとどまっており、企業の取り組み促進が課題となっております。

そのため、県では、先進的な取り組みを行っている企業の紹介やセミナー等による周知啓発を図るとともに、企業に専門家を派遣し、就業規則の見直しを支援するなど、家庭と仕事の両立に向けた取り組みを促進しているところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） １、県の危機管理体制についての(1)のウのうち、今後の沖縄観光、クルーズ船観光への影響と対策についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、中国政府が１月27日から中国国内及び海外への団体旅行を一時禁止したこと、台湾政府が外航クルーズ船の寄港を禁止したこと等により、沖縄を訪問する中国及び台湾からの観光客数に影響が出ております。

県としましては、県民等の健康と安全を守ることを第一に、引き続き状況の把握に努めるとともに、ウエブ等を通じた情報発信などの風評対策、終息期を見計らってのプロモーション活動などの復興対策についても検討していきたいと考えております。

次に２、知事の政治姿勢について御質問のうち(8)のア、カジノは刑法で禁止されている賭博かについてお答えをいたします。

平成30年７月に成立した特定複合観光施設区域整備法第39条の規定では、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、免許を受けた施設内における、免許を受けた種類及び方法のカジノ行為については刑法の規定は適用しないとされております。

同じく、(8)のイと(8)のウ、沖縄におけるカジノ断念の経緯及びカジノに反対することについてお答えいたします。２の(8)のイと２の(8)のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

県では、統合型リゾート、いわゆるＩＲの導入可能性について調査研究を行った経緯がありますが、ギャンブル依存問題のみならず、青少年への悪影響や独自の歴史や文化、自然を初めとする本県の観光資源を損ねかねないこと等から総合的に判断した結果、ＩＲの導入に関する検討は行わないこととしております。

県としては、カジノを含むＩＲによらず、豊かな自然環境、独自の歴史・文化などの沖縄のソフトパワーを戦略的に活用することが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） １、県の危機管理体制についての御質問の中の(2)のア、豚熱防疫体制についての教訓と課題についてお答えします。

今回の豚熱発生においては、国の疫学調査チームより、異常家畜の通報おくれ、農場に出入りする人・車両の消毒の不徹底、非加熱食品残渣の給与等が報告されております。

県としましては、今回の報告を踏まえ、早期連絡体制を強化するほか、生産者、市町村、関係団体とともに飼養衛生管理基準を遵守徹底する体制を強化し、家畜伝染病予防法に基づく厳格な指導を行うなど豚熱感染対策の強化に取り組んでまいります。また、水際対策については、国の動物検疫所との連携をさらに強化し、空港、港における伝染性ウイルスの侵入防止対策に取り組んでまいります。

同じく１の(2)のイ、防疫措置作業従事者のメンタルケアについてお答えいたします。

豚熱発生に伴い、殺処分や農場消毒等の防疫措置作業は、24時間体制で行われておりました。このため、県では、沖縄県看護協会、病院事業局、保健医療部の協力により、防疫ステーションに保健師や看護師が派遣され、作業前後の体調管理等の対応を行ったところであります。また、職員のメンタルケアについては、職員健康管理センターにおいて、個別に相談を行う等の対応を行っているところです。さらに、自衛隊、ＪＡ、建設業協会等の団体については、それぞれの産業医で対応していただいております。

県としましては、協力団体とも情報共有しながらメンタルケアに取り組んでまいります。

同じく１の(2)のウ、ワクチン接種と今後の課題についてお答えします。

ワクチン接種については、豚熱の発症が抑えられ、生産農家が安心を得られる反面、無秩序な実施は、感染した豚の存在をわかりにくくし、感染拡大の防止や清浄性の確認に支障を来すおそれがあります。ワクチン接種に当たっては、メリット・デメリット、生産者の対応等を関係者で共有する必要があり、県では１月22日に沖縄県豚熱対策関係者会議を開催し、その意見を踏まえ、同日、ワクチン接種を決定したところであります。

なお、ワクチン接種とあわせて、飼養衛生管理基準

の遵守が徹底されるよう生産者、市町村、関係団体一体となって豚熱などの家畜伝染病予防対策に取り組んでまいります。

同じく１の(2)のエ、農家補償体制の強化についてお答えします。

豚熱発生に伴い、防疫措置で殺処分された家畜や移動・搬出制限区域内農家の売り上げ減少等の補償として、家畜伝染病予防法に基づき手当金等が措置されることとなっております。また、発生農家及び移動・搬出制限区域内農家への対応として、畜産課内にワンストップの豚熱に係る農家支援相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応しているところであります。

次に、知事の政治姿勢についての御質問の中の２の(4)のエ、サンゴの特別採捕許可申請に関する勧告についてお答えします。

沖縄防衛局からのサンゴの特別採捕許可申請に関して、昨年11月14日に農林水産大臣から資料の提出要求があり、県は、必要と認められる資料を提出するとともに、県の立場について説明してまいりました。しかしながら、本年１月31日付で、申請どおりの内容で２月10日までに許可処分をするよう勧告がありました。

県としましては、勧告にあるような漁業法及び水産資源保護法の規定に違反する対応はしていないと考えていることから、農林水産大臣が勧告で求めた本年２月10日までに許可処分を行う考えはないと回答したところであります。

３、経済問題についての御質問の中の(2)のイ、農水産業、畜産業等の可能性と課題、豚熱影響への対策についてお答えします。

本県の農林水産業は、亜熱帯性気候や地理的特性を生かして多様な品目が生産されております。マンゴー、菊、ゴーヤー、肉用牛子牛、モズクなどの品目は、国内有数の産地として認知されているところであり、引き続き担い手の確保対策、流通コスト低減対策、動植物防疫対策などに取り組み、さらなる生産振興を図る必要があります。一方で、豚熱の発生により、養豚業への影響が懸念されますが、被害を受けた農家や移動・搬出制限区域内の農家への経営支援のほか、豚肉の消費拡大、流通対策などに取り組むことで影響を最小限に抑えたいと考えております。

県としましては、引き続き各種施策を推進し、農林水産業の振興に取り組んでまいります。

同じく、３の(2)のイ、食料自給率の向上と農業従事者数の増加についてお答えします。

本県の平成28年度の食料自給率は、カロリーベースで36％、生産額ベースで57％となっております。また、自給率の目標値である45％を達成した場合の雇用効果としては、仮に米を増産したとして単純に試算すると、作付面積として約１万1000ヘクタールが必要であり、この面積を現在の１戸当たりの平均規模を用いて試算すると、約9000人の増加となります。なお、この試算は、米の作付に必要な面積や水の確保、台風等の自然災害等への対応など、本県の生産現場の実情を加味したものではありません。

県としましては、引き続き各種施策を推進し、食料自給率の向上に努めてまいります。

同じく３の(2)のイ、学校給食への地産地消の現状と農業従事者の増加についてお答えします。

平成29年度の学校給食での県産食材利用率は、30.6％となっております。また、仮に学校給食で100％県産食材を利用した場合の経済効果は、利用率が約70％増加するものとして、給食費と生徒数等で単純に試算すると約52億円増となります。雇用効果は、１人当たりの農業算出額から試算すると約1000人となります。なお、この試算は、県内で周年生産できない多くの品目が含まれているなど、生産の実情を加味したものではありません。

県としましては、引き続き学校給食への県産食材の利用促進など、地産地消に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)のエ、遺構及び復元過程の公開についてお答えいたします。

世界遺産の遺構については、ことしのゴールデンウイークの公開を目標に、国において遺構保護や破損瓦等の撤去などを進めているとのことであります。また、復元過程の公開について国と県の役割分担を踏まえ仮設通路などを設置し、立ち上がっていく首里城の様子を県民や観光客の皆様が観覧できるよう、国と調整していきたいと考えております。

次に２の(4)、軟弱地盤に対するデータ及び設計変更承認申請についてお答えいたします。２の(4)のイと２の(4)のウは関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

深度70メートルより深い地点の強度試験について、国は実施していないとしていたにもかかわらず、強度を示すデータが存在していたことが判明しております。さらに、設計変更を検討する技術検討会にも示されておらず、データの取り扱いについて重大な疑義が

あるものと考えております。一方、普天間飛行場代替施設建設事業における軟弱地盤の改良工事に係る設計については、沖縄防衛局から具体的な内容について説明を受けておらず、また、設計変更承認申請も提出されていないことからお答えすることは困難でありますが、情報の収集に努めていきたいと考えております。

次に３、経済問題についての御質問のうち(2)のウの(ｱ)、県内企業優先発注についてお答えします。

土木建築部では、公共工事の発注に当たり、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、工事の規模や手持ち工事の状況等を勘案した上で、可能な限り地元企業に配慮して指名等を行っております。平成30年度の発注工事の件数は540件、約465億円で、そのうち地元業者が532件、約450億円を受注し、件数で98.5％、金額で96.7％の受注率となっております。また、地元企業が施工困難な工事については、共同企業体方式により受注機会を確保し、技術力の向上が図られるよう努めているところであります。

次に３の(2)のウの(ｴ)、老朽化した公営住宅の建てかえに係る雇用効果等についてお答えいたします。

老朽化した県営住宅の建てかえについては、平成29年度から令和８年度までを期間とする沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画に基づき事業を推進しており、現在事業中も含め21団地、4513戸、概算事業費約858億円の予定となっております。また、現在、県が把握している令和８年度までの市町村営住宅の建てかえは、約35団地、約2300戸で、概算事業費は約428億円となっております。県営及び市町村営住宅の建てかえ事業による経済波及効果は約2200億円で、直接就業者数約１万5000人、就業誘発者数約２万5000人の雇用効果が発生する試算となっております。

次に４、県民に寄り添い、心の通った県政についての御質問のうち(1)のア、県営住宅明渡等請求訴訟に係る議決対象件数減少の経緯と実績についてお答えいたします。

県では、入居者の居住の安定を図るため、平成27年９月から社会福祉士等の資格を有する専門相談員を２名配置し、令和元年度には５名に増員するなど相談体制の強化を図るとともに、平成27年11月から家賃減額制度における減額率を75％に拡充しております。これらの取り組みにより、平成26年度には195件あった県営住宅明渡等請求訴訟に係る議決対象件数が、令和元年度は12月までの実績で７件に減少しております。

県では引き続き入居者に対して適切かつ迅速な支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　２、知事の政治姿勢についての(2)のアの(ｱ)、在沖米軍基地への見解についてお答えします。

戦後74年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設面積が存在する状況は異常としか言いようがありません。内閣府の調査では、国民の約８割が日米安全保障体制は日本の平和と安全に役立っていると回答しています。

県としましては、日本の安全保障が大事であるならば、基地負担のあり方についても日本国民全体で考え、その負担も全国で担うべきであると考えております。

次に２の(2)のアの(ｲ)、海兵隊の撤退についてお答えします。

議員御指摘の資料において、1980年５月に当時の国防長官が米陸軍師団を日本防衛に割り当てることを提言した一方、海兵水陸両用軍は韓国増強のために、使わずにとっておくことを求め、統合参謀本部が賛同した旨の記述があることは承知しております。いずれにいたしましても、在沖海兵隊については、米軍基地の整理縮小の実現のため、米軍再編で示されたグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えており、今後とも軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し、強く求めてまいります。

次に２の(2)のアの(ｳ)、基地の全面返還についてお答えします。

横田基地及び厚木基地については、東京都や神奈川県、関係市町などが、日本政府に対して整理縮小、早期返還を求めているものと承知しております。

県としましては、ＳＡＣＯ最終報告及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小を着実に実施するとともに、ＳＡＣＯ以降の基地の整理縮小等の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場を設けることを強く求めたところであります。また、米軍基地問題に関する万国津梁会議での議論等も踏まえ、県の政策や取り組みに反映し、沖縄21世紀ビジョンで掲げる基地のない平和で豊かな沖縄を目指してまいります。

次に２の(4)のア、県民投票結果における民意の尊重についてお答えします。

昨年２月の県民投票によって、辺野古埋め立てに絞った県民の民意が反対の圧倒的多数で明確に示され

たのは初めてであり、極めて重要な意義があると考えております。知事は、安倍首相やヤング臨時代理大使と面談し、県民投票の結果を直接伝え辺野古建設断念と対話による解決を求めたほか、昨年10月の訪米においても、米連邦議会議員に県民投票結果を伝えたところです。しかしながら、これを一顧だにせず、軟弱地盤等の極めて重要な問題があるにもかかわらず、工事を強行し続ける政府の姿勢は、到底容認できるものではありません。

県としては、今後とも県民投票で示された民意に応え、辺野古に新基地はつくらせないとの知事公約の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に２の(5)、普天間飛行場の運用停止についてお答えします。

県議会において、平成30年２月に直ちに普天間飛行場の運用を停止することを求める意見書及び抗議決議が全会一致で決議されたことは重く受けとめております。県としても、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会等において、政府に対し普天間飛行場の速やかな運用停止及び一日も早い危険性の除去を繰り返し求めてきたところです。同飛行場の速やかな運用停止は県と県議会の共通の認識であり、県としましては、引き続き日米両政府に対し強く求めてまいりたいと考えております。

次に２の(6)のア、日本と他国における政府の姿勢と地位協定の違いについてお答えします。

県が調査したヨーロッパ４カ国では、各国が国内法を米軍にも適用し、空域を自国で管理することなどにより、米軍の活動をコントロールし、自国の主権を確立していました。また､国内法の適用や空域の管理は、オーストラリアやフィリピンにおいても同様の状況でした。これに対し、我が国では米軍に原則として国内法が適用されず、訓練や演習を規制できないだけではなく、１都９県にも及ぶ広大な横田空域を米軍の管理とするなど、他国の状況とは大きな違いがあります。同じ主権国家として、我が国においても米軍に国内法を適用し、空域を自国の管理とすることなどを強く求めていく必要があるものと考えております。

次に２の(6)のイ、全国知事会での取り組み強化とシンポジウムの開催についてお答えします。

県におきましては、日米地位協定の改定実現に向けて、他国地位協定調査の結果を全国知事会や渉外知事会等と共有するとともに、全国知事会における基地負担に関する新たな提言の取りまとめについて働きかけを行ってまいります。また、他国調査の結果や日米地位協定の問題点を日本国民全体で共有するため、海外の有識者等を招いたシンポジウムの開催経費を次年度予算案に計上したところです。

県としましては、このような取り組みに加え、国会議員への働きかけや各政党、日弁連等、さまざまな団体と連携を深めることで、日米地位協定の改定実現に向けた取り組みを強化してまいります。

次に２の(6)のウ、航空法による部品落下防止に係る規定についてお答えします。

航空法においては、航空運送事業者は第100条に基づき、部品等脱落防止措置の内容等を記載した事業計画を国土交通大臣に提出しなければならないこととなっております。国土交通省に確認したところ、当該規定については、民間航空が対象となっており、自衛隊や米軍等は対象となっていないとのことです｡なお、自衛隊については、航空機の安全性の確保に関する訓令に基づき、部隊等において使用する航空機の整備を行っており、部品落下の防止も含めた航空機の安全性の確保に努めているとのことであります。

次に２の(6)のエ、航空法の民間機、自衛隊機、米軍機への適用についてお答えします。

民間航空機の運用については、航空法が適用されているものと認識しております。一方､米軍については、いわゆる航空特例法により、緊急用具の装備や航空機の灯火、飛行の禁止区域や最低安全高度、パラシュートに関する規定や曲技飛行等が定められている第６章の規定を初め、航空法の大部分が適用されておりません。また、自衛隊については、パラシュートに関する規定など、一部、米軍と同様に適用除外となっている項目もありますが、最低安全高度や曲技飛行等、多くの項目について法の適用を受けているものと考えております。

次に２の(7)のア及び２の(7)のイ、尖閣諸島をめぐる問題の対応についてお答えします。２の(7)のアと２の(7)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

日本政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いがないとの立場をとっており、沖縄県も日本政府の立場を支持しております。尖閣諸島をめぐる問題については、日中両国政府の冷静かつ平和的な外交によって解決されるべきものと考えております。

県としましては、海上保安庁等とも連携の上、正確な情報収集に努めるとともに、日本政府に対し尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保等について、要請を行っているところであります。中国と長い交流の歴史を持つ沖縄県としては、尖閣諸島が我

が国固有の領土であるという認識を持ちつつ、民間団体における経済交流等、これまで築いた友好な関係を生かし、文化、経済などさまざまなチャンネルをつくり、対話を求めながら、沖縄ならではの交流を推進することが重要であると考えております。

次に２の(7)のウ、先島への自衛隊配備についてお答えします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって、さまざまな意見があるものと承知しております。県は、住民合意もなく、地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言いがたい状況にあります。

県としては、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、十分な情報開示を行うなど、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、引き続き求めてまいります。

次に３、経済問題についての(2)のオ、国指針による消防職員数の増とその検討状況についてお答えします。

国は、消防力の整備指針に基づき、市町村が目標とすべき消防職員数を定めており、３年周期で調査を行っております。直近の平成27年４月１日時点の調査で算定された沖縄県内の消防職員数は2543人、現員数は1573人で、その差分は970人となっております。定数を政令で定めるとの提案につきましては、今年度調査が行われている最新の充足率や、市町村及び他都道府県の状況を踏まえ、消防組織の体系、地方財政措置のあり方など、九州各県や消防庁とも意見交換をしていきたいと考えております。

次に５、離島振興についての(2)、離島の声を反映させる仕組みについてお答えします。

沖縄県は、広大な海域に37の有人離島が点在する島嶼県であり、それぞれ個性豊かな自然環境や文化を有しています。一方で、遠隔性、狭小性、散在性などからさまざまな課題を抱えており、その実態を把握するため、知事が直接、現地に足を運ぶことは重要であると考えております。そのため、玉城知事は就任後、行政視察として、伊是名村、伊平屋村、久米島町、与那国町及び座間味村の５町村を訪問しました。また、式典出席などを含めますと、県内15離島市町村のうち、合計９市町村を訪問しました。

県としましては、今後も、多くの離島を知事が直接訪問し、離島の声を施策に反映させていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)のア、戦争を知らない世代、米軍施政下を体験していない世代の割合についてお答えいたします。

直近の国勢調査である平成27年の数値によると、その調査時点で戦後生まれの者を戦争を知らない世代、復帰以降に生まれた者を米軍施政下を体験していない世代とみなし推計したところ、前者は約122万人で約86％、後者は約73万人で約51％となっております。

同じく２の(3)のイ、沖縄全戦没者追悼式及び広島市・長崎市平和記念式典への相互参列等についてお答えいたします。

太平洋戦争が終結してから75年の節目の年となることし、沖縄全戦没者追悼式に広島市、長崎市及び国際連合の代表に参列いただき、平和への強い思いを発信することは、大変意義深いことであると考えており、広島市及び長崎市に職員を派遣するとともに、国連事務局とも調整を進めているところです。そのほか、沖縄戦の実相を語り継いでこられた方々の表彰、平和をテーマとしたワークショップやシンポジウムの開催、さらに、各地における平和展の実施など、国内外に平和を希求する沖縄の心を力強く発信してまいりたいと考えております。

次に３、経済問題についての御質問の中の(2)のエの(ｱ)、特別養護老人ホーム等の施設整備に伴う雇用増についてお答えいたします。

県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、平成30年度から令和２年度までの３年間で、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど、1058床の整備を見込んでおり、介護職員など約630人の雇用が図られるものと考えております。

同じく３の(2)のエの(ｲ)、待機児童解消に必要な保育定員数と保育従事者数についてお答えいたします。

現在、取りまとめ中の第二期黄金っ子応援プランでは、令和３年度末までに必要な保育定員数は６万6838人と見込んでおり、平成31年４月からの３年間で6463人の確保が必要となっております。また、同保育定員数に対し必要となる保育従事者数は、１万1848人と見込んでおり、平成31年４月からの３年間で1663人の確保が必要となっております。

県としましては、沖縄振興特別推進交付金、沖縄県

待機児童解消支援基金等を活用し、施設整備に取り組むとともに、市町村が実施する保育士確保や処遇改善、ＡＩ導入等への支援を拡充するなど、早期の待機児童解消に向けて、引き続き市町村と連携し取り組んでまいります。

次に４、県民に寄り添い、心の通った県政についての御質問の中の(2)のウ、特別養護老人ホームの入所待機者への対応についてお答えいたします。

特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、平成30年10月末現在で722名となっております。県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき平成30年度から令和２年度までの３年間で、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど、1058床の整備を見込んでおります。

県としましては、必要なサービス量の整備がなされるよう、入所の必要性が高い待機者の状況等も踏まえ、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） ２の知事の政治姿勢についての御質問で(3)のア、学校での平和教育の取り組みについてお答えいたします。

戦後74年が経過し、戦争の風化が叫ばれる中、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することは重要なことであります。

県教育委員会としましては、平和教育を県の教育の主要な施策と位置づけており、各教科や道徳の時間はもとより、慰霊の日に向けた特設授業を展開するなど、学校の教育活動全体を通して行っております。具体的には、平和学習に関する教材を提供するポータルサイトの開設や初任者研修での戦跡めぐりに加え、平成30年度より平和教育に関する研究授業を新たに実施するなど、平和教育の充実に努めております。なお、来年度は戦後75年に当たることから、高校生代表者会議において、平和の継承をテーマに高校生が主体的に意見交換するなどの取り組みを予定しております。今後とも、児童生徒が平和で民主的な国家及び社会の形成者として育つよう、平和教育を推進してまいります。

次に３の経済問題についての御質問の(2)のウの(ｳ)、学校施設の改築に係る雇用効果等についてお答えいたします。

県教育委員会では、安全で快適な学習環境を整備するため、老朽化した校舎や屋内運動場等の改築を計画的に進めているところです。令和２年度以降５年間において、小中学校で100校、約329億円、県立学校で29校、約162億円、合わせて129校、約491億円の改築事業を予定しております。また、当該事業の実施に係る雇用効果を試算したところ、５年間の直接従事者数は、小中学校と県立学校合わせて約2200人、平成23年沖縄県産業連関表に基づく就業誘発者数は、約9500人となっております。

次に同じく３の(2)のエの(ｳ)、教員の正規化についての御質問にお答えいたします。

教員定数に占める正規教員の割合について、全国比較が可能な公立小中学校の状況について申し上げますと、令和元年度に全国平均92.9％に対し、本県は85.0％となっております。今年度の教員数を前提とした場合、非正規教員713人が正規教員に置きかわると、全国平均を達成する計算となります。

県教育委員会では、平成22年度までは、新規採用者数が150人程度でありましたが、平成23年度以降は、全国平均の正規率を目指し、350人程度と大幅にふやしてまいりました。引き続き全国平均の正規率を達成できるよう、新規採用者の確保に努めてまいります。

次に同じく３の(2)のエの(ｴ)、少人数学級拡大による教員増についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまでに小学校全学年と中学校１年生で少人数学級を実施しております。中学校３年生まで少人数学級を拡大した場合に必要な教員数は、170人程度を見込んでおります。

次に４の県民に寄り添い、心の通った県政についての御質問で(1)のイ、就学援助制度についてお答えいたします。

平成27年度に実施された県の沖縄子ども調査において、就学援助を利用していない貧困層の保護者のうち、就学援助を知らなかったとの回答が約20％ありました。県教育委員会では、このような状況を改善していくため、平成28年度から就学援助制度周知広報事業を実施してまいりました。また、各市町村においても入学時や毎年度の進級時に説明資料を配布するほか、広報誌への掲載など、さまざまな周知に取り組んできたところであります。本県の就学援助率は、平成28年度21.52％、平成29年度23.59％、平成30年度は24.79％と増加傾向にあり、県教育委員会や市町村による周知の取り組みの効果があられているものと考えております。今後とも、援助を必要とする児童生徒に必要な支援が届くよう、市町村と連携を図りながら制度の適切な実施に努めてまいります。

同じく４の(1)のウ、高校生のバス通学無料化の経

緯についての御質問にお答えいたします。

沖縄県子どもの貧困実態調査事業において平成28年度に実施された沖縄県高校生調査によると、困窮世帯における高校生の通学費負担が課題とされたことから、平成30年10月からひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業が実施されたところであります。

県教育委員会では、今年度、バス通学費支援の拡充を図るために、中高生の通学実態調査を行い、令和２年度は、これまでのひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業の対象者に加え、住民税所得割非課税世帯の高校生へも支援を拡充することとしております。支援割合については、通学に必要な経費の全額を支援することとし、10月からの開始を予定しているところであります。

次に同じく４の(3)のア、少人数学級の早期実現についての御質問にお答えいたします。

中学校２年生及び３年生における少人数学級の実施に当たっては、定数の確保や、各教科担任の持ち時数の増加に伴う業務量の増加等の課題があります。中学校３年生までの拡大に当たっては、これらの課題を整理する必要があると考えており、現在、教員の配置基準の見直しや、教職員定数の配置に当たっての柔軟な運用方法等を検討しているところであります。

県教育委員会としましては、引き続き市町村教育委員会、中学校長会とも連携し取り組んでまいります。

次に同じく４の(3)のイ、教員の多忙化解消のための対策についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、昨年３月に沖縄県教職員働き方改革推進プランを策定し、学校の実情に応じた行事・会議の見直しや合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進、定時退勤日や学校閉庁日の設定等に加え、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置等の取り組みを進めております。引き続き実効性のある取り組みを推進し、教職員の長時間勤務の縮減に努めてまいります。

次に同じく４の(3)のウ、教員の増員についての御質問にお答えいたします。

教員の配置につきましては、国から配分される定数を活用し実施しております。教員の増員につきましては、県教育委員会では、教職員定数の改善を図るよう、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望しているところであります。

次に同じく４の(3)のエ、いじめ対策についての御質問にお答えいたします。

文部科学省の問題行動等調査によりますと、平成30年度における本県のいじめの認知件数は、小学校１万1499件、中学校1084件、高等学校176件となっております。

県教育委員会ではいじめ対策として、沖縄県いじめ対応マニュアル等を踏まえ、定期的なアンケート等の実施によるいじめの早期発見･早期対応の取り組みや、教職員の組織的な指導力の向上を図るための研修会の実施、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置による支援体制の充実にも努めているところです。今後とも、県全体でいじめ防止に向け、組織的対応が行えるよう学校や市町村教育委員会等と連携して取り組んでまいります。

次に同じく４の(3)のオ、インクルーシブ教育についての御質問にお答えいたします。

本県では、高等学校４校に高等支援学校を併設したほか、公立小学校に特別支援学校小学部の分教室をモデル校として設置し、授業や学校行事、部活動を通して、障害のある子供と障害のない子供がともに学ぶ取り組みを進めております。また、高校における新たなインクルーシブ教育システムの構築に当たっては、他府県の取り組みを参考にしながら、学校側との協議、支援員等の人員体制の整備、授業や評価のあり方など、さまざまな観点から課題を整理する必要があると考えております。

県教育委員会としましては、障害のある子供と障害のない子供が同じ場でともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組んでまいります。

次に６のジェンダー平等社会の推進についての御質問の中の(4)、学校教育におけるジェンダー平等教育についてお答えいたします。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会参画することの重要性について、組織的・計画的に教育活動を推進しております。具体的には、社会科、家庭科、特別の教科道徳、特別活動など関係の深い教科を中心に、学校教育活動全体を通じて、指導の充実を図っております。また、男女混合名簿の導入については、令和元年度調査結果によりますと、小学校84.8％、中学校74.5％、高等学校48.3％となっております。今後とも、男女共同参画の観点から、混合名簿の導入を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　３、経済問題についての(1)のア、県民所得が低い要因と対策についてお答えいたします。

平成28年度の１人当たり県民所得は、観光・リゾート産業に牽引され、民間消費や設備投資等が拡大したことから、227万3000円と前年度比で5.6％増加しております。一方で、本県は、比較優位性のある付加価値の高い産業が十分育っておらず、産業全体の労働生産性も低いことなどから、１人当たり県民所得は全国一低い水準にあります。

県としましては、県内産業の生産性の向上に取り組むとともに、農林水産、観光、商工分野による連携体制を構築し、産業横断的なマーケティング力を強化するなど企業の稼ぐ力を強化することで、経済の波及効果を中小零細企業や離島を初め県内全域に浸透させ、県民所得の向上につなげてまいります。

同じく３の(2)のア、県民所得向上の仕組みについてお答えいたします。

沖縄県は、農林水産業や製造業といった生産部門の割合が低いため、個人消費や企業活動に必要な物資の多くを県外からの移入に頼らざるを得ず、結果として所得の一部が県外に流出しているものと認識しております。

県としましては、県内で生産可能な製品や提供可能なサービスは可能な限り県内で調達できるよう県内企業の稼ぐ力を強化し、獲得した所得を地域内で循環させることが離島・過疎地域を含む県全体の経済活性化や県民所得の増加にも寄与するものと考えております。このため、今年度実施している、県経済の循環構造や県外への所得流出の実態調査等を踏まえ、県内自給率の向上や経済循環の拡大に向けた仕組みを検討し、新たな沖縄振興計画に反映させてまいります。

同じく３の(2)のウ(ｲ)のうち、市町村の公共施設等の更新費用等についてお答えいたします。

県内市町村においては、復帰後に整備された公共施設等の老朽化が進行しており、今後、多くの公共施設等において大規模改修や更新の時期を迎えることが見込まれております。県内市町村の公共施設等の更新・修繕費用は、各市町村の公共施設等総合管理計画から算出すると、今後約42年間で、費用総額は約3.6兆円、年平均で約865億円程度になると推計されております。また、これらの公共事業等を実施するために必要な就業者数は平成23年沖縄県産業連関表を用いて推計すると、42年間で直接就業誘発者数は約42万人、間接効果も含めた就業誘発者数は約70万5000人となっております。

同じく３の(3)のア、駐留軍用地跡地利用に伴う経済効果についてお答えいたします。

平成27年１月に県が公表した駐留軍用地跡地利用に伴う経済効果の調査では、那覇新都心地区、小禄金城地区、桑江・北前地区の３地区の合計で、活動による直接経済効果が返還前の89億円に対し、返還後は2459億円と約28倍になると試算しております。また、跡地利用に伴う雇用誘発人数が３地区の合計で返還前の767人に対し、返還後は２万4737人と約32倍となり、税収効果が返還前の年間9.8億円に対し、返還後は年間298億円と約30倍になると試算しております。

同じく３の(3)のイ、普天間飛行場が返還された場合の経済効果についてお答えいたします。

普天間飛行場の返還に伴う活動による直接経済効果については、返還前の120億円に対し、返還後は3866億円と約32倍になると試算しております。また、跡地利用に伴う誘発雇用人数については、返還前の1074人に対し、返還後は３万4093人、税収効果は、返還前の年間14億円に対し、返還後は年間430億円と、いずれも約32倍になると試算しております。

同じく３の(3)のウ(ｲ)のうち、普天間飛行場が返還された後の整備に要する費用及び経済効果についてお答えいたします。

普天間飛行場返還後の整備に要する費用は、公共及び民間によるものを合わせて約5027億円と試算しております。また、整備による経済波及効果として、生産誘発額が8784億円、誘発雇用人数が７万2284人となっております。

同じく３の(3)のエ、米軍基地の返還による経済発展の見込みについてお答えいたします。

沖縄の米軍基地は、特に、人口が集中する中南部都市圏において、市街地を分断する形で存在し、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の制約となっていることから、沖縄の発展可能性をフリーズしてきたものと考えております。一方、基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、今後、基地返還及び跡地利用が進めば、さらなる沖縄の経済発展等が期待できると考えております。

次に５、離島振興についての(1)、離島振興の位置づけと取り組みについてお答えいたします。

県では、これまで離島の振興を県政の最重要課題と位置づけ、沖縄21世紀ビジョン離島振興計画に基づき、離島における定住条件の整備と離島の特色を生かした産業振興と新たな展開を２つの柱として、各種施策に取り組んでまいりました。具体的には、離島住民の船賃の約３割から約７割、航空運賃の約４割を軽減する取り組みや、本島と離島間を結ぶ海底光ケーブルのループ化及び島内の超高速ブロードバンド基盤の整

備、農林水産物を本土へ出荷する際の輸送費の補助などを実施してまいりました。

県としましては、次年度以降、令和４年度を始期とする新たな離島振興計画の策定に取り組むこととしており、引き続き離島・島嶼地域の振興を県政の最重要課題と位置づけ、さらなる振興・発展に取り組んでまいります。

同じく５の(3)のうち、大東地区における海底光ケーブルの整備についてお答えいたします。

沖縄県では、大東地区における高度な情報通信技術の利活用環境を形成するため、一括交付金を活用し、令和元年度から、沖縄本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの整備に着手しております。令和元年11月末には調査設計を完了し、令和２年度の海底光ケーブルの整備に必要な予算も確保したところであります。

県としましては、北大東村及び通信事業者と連携し、令和３年度の完成を目指して着実に整備工事を推進するよう、取り組んでまいります。

同じく(3)のうち光ケーブルの断線防止対策の強化についてお答えいたします。

先島地区等の光ケーブルについては、県と通信事業者のケーブルにより２ルート化されており、一方が断線した場合でも、他方から通信を継続することが可能となっております。また、県のケーブルは、各離島を横断する際には地下に埋設するなど、台風等の影響を受けにくい構造としております。昨年９月に与那国島で切断された県のケーブルについては、地表部の損傷箇所を鉄板で覆う工事を実施し、再発防止を図っております。また、通信事業者のケーブルは、順次、地下埋設への切りかえ工事に取り組んでおります。

県では、通信事業者と連携し、これまで以上のケーブル断線防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　３、経済問題についての御質問の中の(2)のウの(ｲ)、県有施設の現状と更新費用等についてお答えします。

平成28年度に策定した沖縄県公共施設等総合管理計画では、県管理の公共施設のうち、公共建築物が合計で約349万3000平方メートルとなり、築30年以上の建物は全体の約３割を占めております。また、インフラ施設についても、全体の半数以上が令和17年度には建設後50年を経過する見込みで、公共施設全体の修繕・更新費用は、令和47年までの50年間で約３兆8828億円、年平均で約776億円と試算しております。これらの公共工事を実施した場合の雇用効果について、平成23年沖縄県産業連関表をもとに推計しますと、直接就業誘発者数が延べ約45万1000人、間接効果も含めた就業誘発者数は延べ約76万2000人となります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　宮沢忠孝君登壇〕

○警察本部長（宮沢忠孝君）　７、右翼集団の脅迫、妨害行為の取り締まりについてお答えいたします。

御質問の件につきましては、本年１月23日及びそれ以降複数回にわたり、右翼団体が県議会議員の事務所で街宣活動等を行った事案と承知しております。

本件につきましては、その都度警察官を現場臨場させ、関係者の安全確保等のため右翼関係者に必要な指導を行うなどの措置を講じてきています。また、本件に関して犯罪があると思料されたことから、関係者からの事情聴取等、所要の捜査を進め、先日には被害届を受理し、現在も捜査中であります。

県警察といたしましては、今後とも街宣活動等の対応等に応じ、厳正に対処してまいる考えです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時16分休憩

午後３時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　渡久地修県議の答弁漏れという御指摘でございますので、２の(1)のイ、県産木材の使用と木挽き行列の再現等、県民の意見を踏まえながらという御質問でございますが、現在首里城の復元工事に当たっては、国の首里城復元に向けた技術検討委員会において、工法やその部材等を検討しているところであります。具体的な結論はまだ検討中でございまして、出ておりませんが、先ほども申しましたように復元過程を公開していきたいというお話もございまして、それに先立って木挽き行列の再現なり、復元に当たって県産木材を使用する部分等、どの部分に県産木材を充てるのかということも含めて国と協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　老朽の公共施設の費用の件でございます。

ちょっと県と市町村で管理する公共施設の修繕、更新の費用の合計の試産額については、県は50年間、市町村は42年間と期間が違うものですから単純に加算するのはどうかなと思いますけど、単純に加算いたしますと費用で約7.4兆円ほどとなります。また雇用効果の推計についても、これも単純に合計いたしますと直接就業誘発者数で延べ約87万1000人、間接効果も含めた就業誘発者数で延べ約146万7000人となります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君 答弁ありがとうございました。

ちょっと順序を入れかえて再質問を行います。

まず、インクルーシブ教育についてですけれども、この問題を考える基本、やっぱり教育基本法にのっとって解決することが私は必要だと思います。教育基本法第４条では、国民はひとしく教育を受ける権利を保障し、差別されないと定め、４条２項では、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」としています。教育を受ける権利、そしてそれを保障する義務がここでやられています。そして16条、地方公共団体に、「教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。」と行政の義務を課しております。

ですから、教育長、この４条の権利と義務、これについての見解を。そして、知事、財政上の措置をしっかりやると。先ほども教育長答弁がありましたけれども、やっぱり体制をしっかりしないとこれ十分成功しませんので、そのためには行政としてのしっかりとした財政措置を教育基本法の16条に基づいて知事が行うということを明確にしていただきたいと思います。

２つ目、子供の通院医療費ですけれども、これまで何度も聞いてきました。知事、９月議会では自分の任期中に中学校卒業まで実現させたいと言っていましたけれども、やっぱり知事が先頭に立って市町村との協議も行っていくと。その実施検討会議とか名称はどうでもいいんですけど――どうでもいいって言ったらあれですけど、名称、仮称、これぜひ検討していただきたいんですが、知事が責任者になってこの大事業を進めていっていただきたいと思います。

次に、経済問題について。

今先ほど私たちは、こういうふうにしたら雇用が広がるということを提案させていただいていました。これから次期振興計画の策定が始まってきます。沖縄のアジア経済戦略構想も、これもとても大事、観光もとても大事。そして同時に、私たちはこの内需拡大型、県民の暮らし、福祉を充実させてこそ雇用もふえる。それから、県民密着型、こういったものを推進してこそ経済も発展していくと。ここにもぜひ目を向けるべきだということで、いろんな老朽団地、校舎の改築の場合は、雇用が幾ら広がりますかと、福祉を充実させたら、雇用は幾らふえるかと。こういう視点、とても大事ですよということを述べたわけであります。先ほど数字を聞いて、私もこれはすごい雇用効果だなと。福祉、教育を充実させることはとても大事だなと思いました。これは知事が日ごろから言っているＳＤＧｓ、これにも私は合致すると思いますので、その視点をぜひ取り入れていただきたいという点で、知事の見解をお尋ねします。

次に、日本の航空法。

先ほど、知事に資料を提出しました。民間機は全てこの航空法の遵守が義務づけられています。基本的に自衛隊も――防衛出動の場合は除外されるものがありますけれども、平時の場合、そして防衛出動のときであってもほとんど適用されているわけです、自衛隊は。米軍だけ適用除外されていると。まさにこれは植民地状態だという点で、これはもう絶対許されないと思いますので、これは全国知事会でも明らかにして――もう植民地扱いです、まさに。自衛隊が持っている飛行機、それから嘉手納に飛来する飛行機、同じ飛行機、戦闘機であっても、米軍機は適用除外。自衛隊のものは守っているというのがありますから、これは許されない。そこは、はっきりさせていただきたいと思います。

そして次、海兵隊の抑止力について。

これは、これまでも海兵隊は日本を守る軍隊ではないと、当時のアメリカのジョンソン国務次官もワインバーガー国防長官もそう言っているわけです。これまでも県もそう答弁しましたけれども、当時のジョンソン国務次官、ワインバーガー国防長官が、海兵隊は日本を守る軍隊ではないということを言っていましたけれども、これについて詳細にどのように発言していたかというのを明らかにしていただき、県も海兵隊の撤退をぜひ求めていただきたいと思います。

そして、私たち、米軍基地関係特別委員会で東京都の視察に行きました。横田基地も視察しました。東京都の基地対策課長から、東京都も横田基地の返還を求めているということを聞いて、私は再質問までしたんですけれども、返還を要求しているんです。ところが、

沖縄は嘉手納以南は要求しているけれども、あとはＳＡＣＯ合意の範疇でしかないんです。やっぱり東京都とか全国のように基地の返還を求めるべきじゃないかなというふうに思いますので、再度答弁を求めたいと思います。

第32軍壕について。

知事、視察ありがとうございました。先ほど答弁ありましたけれども、第１坑口というのは、坑口がどこにあるかまだ発見されていない。できればこの機会に、第１坑口をぜひ探していただきたいと。そして、同時に第５坑口も――私は中に入れなさい、中身公開しなさいとは一度も言ってないんです。入るのは危ないって私自身わかりますから。ただ、現場はこうなっていますよというのは、平和学習ででも活用していただきたいということです。

次に、大浦湾の軟弱地盤について。

データの隠蔽がありましたけれども、学者が、このまま工事強行されて完成しても護岸は崩壊すると、新たに警告しています。これについて、県の見解をお尋ねしたいと思います。

そして、豚熱。

大変御苦労さまでした。この豚熱に従事した建設業協会、自衛隊含めて、ぜひ参加した従事者にアンケートをとって、全員から何が一番きつかったのか、今後どういうふうに改善してほしいのかというのもぜひとっていただいて、今後の県の行政にぜひ生かしていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時37分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 渡久地議員の再質問にお答えいたします。

インクルーシブ教育についての教育基本法の16条の財政的措置を行うべきということの御質問がございましたが、当然、現在、教育庁、教育委員会のほうで、そういうインクルーシブ教育の可能性について研究・検討を進めております。私は、その状況が整いましたら、しっかりとした財政措置を伴う、そのような方向性での教育のあり方を実現できるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 渡久地修議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、ＳＤＧｓと次の振興計画についてであります。

新たな振興計画においては、ＳＤＧｓの理念を盛り込むとともに、マトリックス整理の結果、いろんな議論を踏まえて、そこに具体的な政策を盛り込んでいくというふうに考えております。次期の振興計画においては、ＳＤＧｓの理念は大変重要なものだというふうに位置づけております。

それから、域内の公共需要によって発展するというのは、先ほど指摘がありましたように雇用効果が大きいと。これは域内の需要ですので、これの経済発展に対する力も大きいというふうに考えております。大事なことは、県が今やっている稼ぐ力をもとにその経済効果を離島、地方まで広げていって、零細企業まで広げていって、循環をよくすると。そういうことによって、自給率も高まってきますし、それから我々が目指しているところの経済の筋力・体力の増強によって発展する持続的な自立型経済に近づくものと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 再質問にお答えいたします。

教育基本法第４条と第16条、それに対する見解ということで質問がございました。

条文を議員が読み上げられたんですが、教育基本法の４条は教育の機会均等が述べられておりまして、ひとしく国民はその能力に応じた教育を受ける権利を与えられていること、また障害のある者がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう支援を講じなければならないと規定されております。障害のある児童生徒の教育につきましては、これまでこの４条の趣旨で、教育の機会均等を図るということで、障害の状態に合った教育をするために、各都道府県が特別支援学校でありますとか、特別支援学級を設置して特別支援教育の充実を図ってきたところでございました。こうした中、平成18年ですか、国連で採択された障害者の権利に関する条約というのがございます。日本も26年度には批准しているわけですが、そういう中で、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ、インクルーシブ教育システムの構築が求められるという流れが出てきたということで、本県においてもその構築に向けて取り組んでいるところで、併設校をつくったりいろいろなことをやってまいりました。そういうことを踏まえまして、また現在、障害のある生徒が高校で

学ぶ仕組みについても、他県の状況も踏まえながら、その構築に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、知事からも16条に沿っての話がございましたが、必要な地域の実情に応じた教育施策を策定して、公正に実施すること、必要な財政上の措置を講ずべきことを地方公共団体の責務としてうたわれておりますので、この件につきましては、必要な仕組みづくりについては、またしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） こども医療費助成制度に関する再質問にお答えします。

こども医療費助成制度につきましては、こども医療費助成事業主管課長会議など、市町村との協議を進めることにより、令和２年度中には実施時期を含めその方向性を示していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） まず、米軍への航空法の適用についてお答えいたします。

現在、航空特例法の規定により、米軍機にはほとんど航空法の適用がない一方で、自衛隊については多くの適用があるということは、先ほど述べたとおりでございます。米軍機に航空法を適用することにつきましては、例えば全国知事会におきましても、基地のない都道府県知事さんなどからも問題提起をされております。これは訓練移転に伴って、その県の上空をかなり低空で米軍機が飛行する事例が各地で相次いでおります。いわゆるブルールートとかオレンジルートとかいうものだと思います。

そういった点もありまして、今後とも改定実現――米軍機の航空法適用、航空特例法の廃止になるのかわかりませんが、それにつきましては、知事会と連携して取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、海兵隊の抑止力についての高官の発言ですが、まずジョンソン国務次官の発言でございます。

基地対策課の仮訳になりますけれども、1970年１月26日の米上院外交委員会公聴会におきまして、ジョンソン元国務次官が、日本の防衛すなわち通常の直接防衛における根本的な責任は、現在全面的に日本が負っている。我々は、日本に対する通常の直接防衛に直結する戦力は、地上であれ空であれ日本には有していない。現在これは全面的に日本に責任があると発言している部分があることを確認しております。

また、ワインバーガー長官の発言ですけれども、これも基地対策課の仮訳ですが、1982年４月、米国防総省は米国上院歳出委員会、小委員会におきまして、在沖海兵隊は日本防衛の任務には充てられていない。在沖海兵隊は第７艦隊の即応海兵隊として機能しており、西太平洋及びインド洋における同艦隊の活動地域のいかなる場所にも、配備される可能性があると述べている部分があることは確認しております。

続きまして、基地の返還でございます。

横田、厚木につきまして、東京都や神奈川県が返還を求めていることは承知しております。

県としましては、まずＳＡＣＯの最終報告、再編統合に基づく統合計画を着実に推進するとともに、ＳＡＣＯ以降の基地の整理縮小などの検討のために、日米両政府に沖縄県を加えました協議の場を設けることを強く求めているところでございます。また、３月末にも予定されております万国津梁会議の提言なども踏まえまして、今後県の政策や取り組みに反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 渡久地議員の第32軍司令部壕に関する再質問にお答えいたします。

知事は先日、第32軍司令部壕跡地ということで、第５坑口、それから第１坑口周辺の視察を行っております。その中で第５坑口につきましては、議員おっしゃいますとおり非常に危険な状況もございまして、公開は非常に困難な状況にございますが、その周辺を見ていただいたところです。また、第１坑口周辺につきましては、現在トーチカが複数存在するということとか、それから平和祈念資料館においても証言記録や関連資料もございます。今後、第１坑口周辺の活用について、ＶＲ等のＩＴ技術も活用した平和学習のツールなどの開発も考えられるのかなというふうに考えておりまして、いずれにしましても、第32軍司令部壕の全体の存在を将来世代にどのように継承するかということは大変重要なことでございますので、引き続き平和学習のツールの開発方法など研究してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 再質問にお答えいた

します。

名護市辺野古の水面下70メートルより深い地盤が軟弱であるというデータにつきまして、地質学を専門とする大学名誉教授の方々が護岸の安定性を独自に検証したところ、最悪の場合、崩壊する可能性があるとの結果が出たという報道があるということは承知をしております。

しかしながら、県としましては、軟弱地盤の改良工事に係る設計について、沖縄防衛局から具体的な内容について説明を受けておらず、また、設計変更承認申請が提出されていないことから、その見解をお答えすることは困難でありますが、情報の収集に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） 再質問にお答えします。

今回の豚熱発生に伴いまして、多くの関係機関・団体に支援をいただきまして、24時間体制という本当に苛酷な作業がございました。各作業においては、それぞれ専門的な立場の皆さんからの意見も聞きながら、アンケートも含めて今後の防疫体制に生かせるよう、意見交換のできる場を今後設けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 15分間休憩いたします。

午後３時50分休憩

午後４時８分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城　泰邦君 皆さん、こんにちは。

公明党会派を代表して、代表質問をさせていただきます。

きょう、私、マスクをして登庁しましたけれども、議員の皆さん誰もしていなくて、みんなチューバーだなと思って見ておりました。議長はせきをするし、執行部側からもせきが聞こえるし、質問者からもせきが出るし、あしたからも引き続きマスクをしないといけないなという気持ちで立っております。みんなで予防対策しっかりやっていきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

１番､新型コロナウイルスの感染予防対策について。

報道によると沖縄県内で新型コロナウイルス感染者がふえていることに関連し、現在横浜港に停泊しているダイヤモンド・プリンセス号が那覇港に寄港した２月１日時点で乗客に複数の発症者がいたと見られることが２月20日、国立感染症研究所の資料でわかった。乗客2679人のほとんどが那覇で下船しているとされ、複数の発症者を通じて県内で感染が広がった可能性もある。感染症研究所は１日時点での具体的な発症者数等は公表していないとある。当時、那覇港で下船した客を乗せたタクシー運転手がその後に感染、発症したことは水際対策の不備であると言わねばなりません。

そこで伺います。

(1)、２月１日に那覇港に着岸していたクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗客が感染したまま、沖縄県内を観光し、タクシー運転手が感染、発症した件について、当時の県の水際対策はどうなっていたのか。

(2)、県内の状況は現在どうなっているのか、県民への情報開示について県はどう考えているのか伺う。

２、首里城公園関連について。

那覇市の首里城で正殿などが焼失した火災で、去る１月29日、放火や失火など刑事責任を問う事実は見当たらないとする捜査結果をまとめた。出火原因は特定できなかったとし、捜査は原因不明のまま終結したとの報道があり、県民を初め多くの方々から原因究明に対する不満の声が上がっています。県の対応として今後の原因究明はきちっと取り組んでいただきたい。

そこで伺います。

(1)、原因究明のための第三者委員会の構成はどうなっているか。

(2)、首里城再建に向けた国と県の専門家会議、いわゆる有識者会議はそれぞれどのような役割を担っているか。

(3)、首里城再建とともに、首里城と一体となって整備された中城御殿、御茶屋御殿、円覚寺などの関連文化遺産群も復元に向けて段階的に整備する必要があると考えるが県の見解を伺う。

(4)、募金や支援金の収支はどうなっているのか。

３、ＭＩＣＥの建設について違約金を支払うことでこの事業は今後どのように展開していくのか県民は不安を覚えている。県の今後の方針を問う。

４、幼児教育無償化による保育園給食費徴収の課題解決について。

公明党としてかねてより推進し続けてきた幼児教育・保育の無償化が昨年10月よりスタートしました。開始後の現場の実態を探るため公明党は昨年11月に全国の利用者と事業者にそれぞれアンケートを実施し

ました。同年12月の中間報告では、利用者の約66％が保育料の負担が減ったと答える一方、今後取り組んでほしい政策は、保育の質の向上が約47％と最多、また事業所の約59％が事務負担がふえたと回答、保育の質向上という利用者のニーズに応えるためにも、経理や申請手続などの業務負担を軽減することが課題に上がっていました。１月16日付の公明新聞によると、保育士の負担を軽減し、保育の質を向上させる事例として、茨城県取手市で証憑作成や登降園管理などの事務作業を電子化する子供施設向けＩＣＴシステムＣｏＤＭＯＮ（コドモン）を導入､同社のインターネット調査によるとＣｏＤＭＯＮを導入した各地の施設で働く保育士ら134人のうち約93％が業務の効率化、負担軽減につながったと回答したと紹介されております。沖縄県内においても保育園事業者の方の一部から事務負担の軽減を求めております。県が主導してこのような事務負担軽減を紹介する、あるいは導入に向けた支援策が検討できないか伺います。

５、オンデマンド交通の活用について。

今年度、沖縄県はバス運転手の確保のための予算を計上した。最近のバス運転手が不足しているための対応策であるが、今後はバス運転手不足の問題が深刻になると言われている。県民の足としての公共交通については短期的・中長期的な施策が必要と考える。

(1)、路線バスの減便の実態はどうなっているか。

(2)、バス運転手不足が原因となる路線バス減便問題の対応策として乗り合いタクシーを公共交通に位置づけ展開することについて。

６、ＰＦＯＳ調査のもととなる水質基準設定の動きはどうなっているか、県は国とどのような情報の連携をとっているのか伺う。

７、豚熱の被害に遭った事業者は、今後の事業再建に大きな不安を抱いている。事業再建に向けた県独自の支援策がないか伺う。

８、今後新たに導入が検討されている観光税はどういった方法で徴収して、どういった分野に振り分けていくのか県の見解を伺う。

９、北部基幹病院の進捗状況について伺う。

(1)、合意が進まない原因は何か。

(2)、公約に掲げた玉城知事は北部基幹病院の実現に向けてどういう動きをしてきたのか。公約実現に向けた知事の認識を伺う。

10、中高生のバス賃無料化の知事公約達成の時期について伺う。

11、犬・猫殺処分ゼロを目指したシェルター建設の進捗状況について伺う。

12、難聴児者の人工内耳の補助対象を機械本体まで対象にできないか、県の見解を伺う。

13、てんかん治療に効果的とされる医療用大麻の活用について県の見解を伺う。

2019年３月19日、公明党の秋野公造参議院議員はてんかん治療に関して、日本国内での大麻由来医薬品を用いた治験に向けて国会質疑を行いました。その後、我が国で初めて都道府県が申請して、国が指定するてんかん診療拠点病院制度の創設を実現しました。全国で15の施設がてんかんの外科的治療ができることなどを評価されて選定されました。てんかんという病気は、７割の方が既に承認されている医薬品を適切に投与することで症状を抑制できるそうです。外科治療がてんかん治療の選択肢に加わって喜ばれている方がふえました。しかし、今なお３割近くのてんかんは難治性であり、症状を抑制できません。新しい治療を必要とする方はいまだたくさんおられます。そこでアメリカで承認された大麻由来医薬品の話が出ました。てんかん診療拠点病院に選定された沖縄赤十字病院から、大麻由来医薬品を治療に使いたいという要望書が提出されました。昨年３月19日の参議院沖縄北方特別委員会にて、大麻由来医薬品を治験の手続の中で用いることができないかと秋野議員が質疑するに至りました。厚生労働省は、限定して可能と答弁し、沖縄及び北方担当大臣も厚生労働省と協力すると答弁しました。政府が初めて大麻由来のてんかん薬を治験で認めるというこの答弁は、画期的な出来事であると評価されております。治験について県の評価及び見解を伺います。

14、子供の部活遠征費用の助成について。

昨年11月７日、沖縄県議会において若者の政治参加意識の醸成と普及啓発を目的に高校生議会が開催されました。その中で八重山高校の生徒から、離島から本島への派遣費補助が求められました。こういう声に呼応するかのように、子供の貧困問題などに取り組む公益財団法人みらいファンド沖縄が今春、10年以上出し入れのない休眠預金を利用し、部活動の派遣遠征費用助成事業を始めるそうです。

2018年１月、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）が施行され、長期にわたって取り引きがない、いわば眠っている預金が、国や地方公共団体による対応が困難な社会的課題の解決に活用されるようになりました。みらいファンド沖縄は、この資金の資金分配団体に選ばれていました。今後、実行団体３団体を選定して３年間で計6000万円を助成するそうです。家

庭の経済状況が厳しい子供たちの中には大会出場を諦めたり、部活動自体をやめたりする子がいる実態があるそうです。みらいファンド沖縄の取り組みについて離島県の沖縄が長年抱えてきた課題であり、大変に重要な施策であります。

そこで伺います。

(1)、継続性の課題について県の支援策は考えているのか伺います。

15、在沖縄米軍人との間に生まれた方々の一部に、無国籍の人が存在します。県内で医療や福祉サービスを受けられない現状がありますが、県として無国籍者の把握と、医療・福祉の利用状況についての把握がなされているのか伺います。

16、西海岸開発事業の進捗と周辺の環境保全地区への対応について伺います。

(1)、環境保全地区に対して県はこれまで具体的な施策を講じてきたか伺う。

(2)、今後は環境保全地区に対する目に見える具体的な施策を講じるべきである。県の見解を伺う。

17、海洋漂着ごみ問題について。

(1)、県内の海洋漂着ごみに対する県の対応について伺う。

世界自然遺産候補地の竹富町西表島で、マイボトルの利用を進めてペットボトルごみを減らそうという取り組みが広がっています。島でのマイボトル利用率向上のため、今後は観光客など島外へのアピールを強化したいと取り組んでいるそうです。

そこで伺います。

(2)、世界自然遺産登録を目指している西表島では海洋からの漂着ごみの問題が深刻である。西表島の世界自然遺産登録を目指す沖縄県が率先して、海洋漂着ごみ問題の解消に取り組むべきと考えるが県の見解を伺う。

18、西表島の県道沿いの除草について、今後の世界自然遺産登録が進めば、観光客も増加することが容易に予想されるが、西表島の県道沿いの除草について回数をふやす方策がないか伺う。

19、石垣市内における高校生の寮費値上げ問題について、クーラー代等の共益費負担は利用者負担でなく、県が責任を持って対応すべきと考えるが県教育委員会の見解を伺う。知事の所信表明との整合性も含めて御答弁願います。

20、母子家庭の自立に向けた職業訓練のメニューとして、例えば織物などのような地域の特産品を訓練メニューの対象として採用できないか伺う。

御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 金城泰邦議員の御質問にお答えいたします。

まず、首里城公園関連についての御質問の中の２の(3)、中城御殿、円覚寺、御茶屋御殿の復元についてお答えいたします。

中城御殿及び円覚寺の復元等については、県営公園区域内にあり、県事業として取り組んでいるところであります。御茶屋御殿の復元等については、現在、国と県と那覇市との間でワーキンググループを開催しており、整備主体も含め、引き続き検討が必要であると考えております。

次に、オンデマンド交通の活用についての御質問の中の５の(2)、乗り合いタクシーを公共交通に位置づけ展開することについてお答えいたします。

タクシーについては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、公共交通として位置づけられております。オンデマンド型の乗り合いタクシーは、予約型の運行形態で、ドア・ツー・ドアのサービスも提供可能であるなど柔軟性にすぐれていることから、減便等が発生している路線バスを補完する役割が期待できるものと考えております。現在、複数の市町村において、デマンド型交通の導入や検討が進んでおります。また、民間事業者においては、ＡＩ等を活用し、利用者を乗車させながら目的地までの最適な経路を設定するアプリ等も開発されているところです。

せんだってのＩＴ見本市、リゾテックではこの走っているタクシーの乗客が一緒に乗り合いができるというアプリがありまして、そのアプリを活用すると同一路線で空車ではなく、乗っている車で希望してその移動距離を求め合うことができるというふうな展開もありました。ですからそのようなアプリ等も開発されていることですので、これからのＡＩの活用なども非常に興味を持たれることだと思います。

県としましては、これらを活用した先進事例の共有を図るなど、市町村と連携して県民の利便性の向上に努めてまいりたいと思います。

次に、北部基幹病院の進捗状況についての御質問の中の９の(1)及び９の(2)、北部基幹病院についてお答えいたします。９の(1)と９の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

北部基幹病院につきましては、本議会冒頭の知事提案説明要旨で述べましたように、北部圏域においては医師不足を抜本的に解消すること、そして安定的かつ効率的で地域完結型の公的な医療提供体制を構築する

など、北部基幹病院の整備に向け、さらなる関係者間の合意形成を図り、基本構想、基本計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 政策調整監。

〔政策調整監　島袋芳敬君登壇〕

○政策調整監（島袋芳敬君） 2、首里城公園関連についての御質問のうち(2)、国と県の専門家会議の役割分担についてお答えいたします。

現在、国においては首里城復元に向けた技術検討委員会を設置し、首里城正殿を中心に城郭内の建物の復元に向けて、年度内に復興に係る工程表を策定するための技術的な検討を進めているところであり、沖縄県も協力委員として議論に参画し、国との役割分担などについて随時、調整を行っております。一方、県においては、首里城復興基本方針に関する有識者懇談会を設置し、昨年末公表いたしました首里城復興の基本的な考え方をもとに、焼失した建造物の復元はもとより、文化・教育・観光資源としての活用方法、文化財等の保全・復元・収集、首里城公園整備計画の検証や首里城に思いを寄せる方々が復興に参画する仕組みづくり等、基本方針策定に向け議論していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） それでは新型コロナウイルスの感染予防対策についての御質問の中の1の(1)、ダイヤモンド・プリンセス号の検疫についてお答えします。

ダイヤモンド・プリンセス号は2月1日に那覇港へ着岸しておりますが、感染者の情報が明らかになる前であったため、その際の検疫は、通常の検疫が行われたものと理解しております。

次に1の(2)、県内の状況及び県民への情報開示についてお答えします。

県では、2月14日に最初の感染者が確認されたことから、感染の拡大を防ぐため積極的疫学調査を行っているところであります。なお、1例目の患者につきましては2月23日に退院したところでございます。また、情報不足に伴う県民の不安を払拭するため、2月17日から毎日定時にマスコミを対象としたブリーフィングを行い、感染状況などの正しい情報を提供しているところであります。

次にてんかん治療についての御質問13の(1)、てんかん治療に対する医療用大麻の活用についての御質問にお答えします。

県のてんかん治療拠点病院である沖縄赤十字病院は、聖マリアンナ医科大学病院と連携し、てんかん治療に効果的とされる医療用大麻の治験を始めるため、手続を進めると聞いております。

県としましては、同病院の今後の手続等を注視していきたいと考えております。

次に15の無国籍者の医療・福祉の利用についての御質問の中の(1)、無国籍者の医療の利用状況についてお答えします。

在沖縄米軍人との間に生まれた無国籍者の医療の利用状況については、把握しておりません。なお、国民健康保険においては、やむを得ず出生の届け出をしていないなどの特段の事情により、戸籍や住民票に記載がない児童であっても、各市町村の窓口でその区域内に住所を有する者と認定した場合には、被保険者証を交付するものとされており、これにより公的医療保険による医療サービスを受けられることとなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 2、首里城公園関連についての御質問のうち(1)、第三者委員会の構成についてお答えいたします。

第三者委員会である首里城火災に係る再発防止検討委員会は、首里城火災の再発防止策を検討することを目的としており、法的整理や文化財保護に配慮した防災・防火対策、公園利用者の利便性・安全性等の観点が必要であることから、法律、都市防災、建築防火、文化財、公園計画の専門家を委員として予定しております。

次に2の(4)、募金及び支援金の収支についてお答えいたします。

現在、把握している情報として、県、市町村及びマスコミに寄せられている寄附金の総額は約30億円となっております。これらの寄附金については今後、沖縄県首里城復興基金に集約した上で、正殿を初めとする城郭内の施設等の復元に充当できるよう、国と協議を進めていきたいと考えております。

次に16、西海岸開発事業の進捗と周辺の環境保全地区への対応についての御質問のうち(1)及び(2)、環境保全地区への対応についてお答えいたします。16の(1)と16の(2)は関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

那覇港管理組合は、平成15年の港湾計画改定において、埋立規模の縮小や、海域環境保全ゾーンを設定し、さらに、平成18年に那覇港（浦添ふ頭地区）港湾整備に伴う海域環境保全マニュアルを策定し、環境保全対策を行うこととしております。また、平成22年には、土地利用計画の見直しによる埋立面積の縮小、自然海岸の保全に配慮した臨港道路の一部橋梁化、海域環境保全ゾーンの拡大等港湾計画の一部変更を行っております。

県としては、港湾整備に伴う自然環境への影響について配慮がなされているものと考えており、今後ともこれらの取り組みを注視してまいります。

次に18、西表島の県道沿いの除草についての御質問の(1)、西表島の県道の除草についてお答えいたします。

西表島においては、効果的・効率的な道路の維持管理のため、道路パトロールや除草など、複数の業務を包括した業務委託を今年度から実施しております。現在、実施している業務における課題や改善点等の検証を踏まえ、引き続き効果的・効率的な道路の維持管理に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　３、ＭＩＣＥの建設についての(1)、大型ＭＩＣＥ施設整備についてお答えをいたします。

県では、大型ＭＩＣＥ施設の早期開業を目指し、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提とする条件を付した上で、平成28年度に一般競争入札の公告を行い、平成29年度に落札者を決定しております。

県としては、大型ＭＩＣＥ施設の整備は、沖縄振興に資する取り組みであり、平成24年度以降、一連の調査検討や計画策定等業務において沖縄振興特別推進交付金を活用してきたことから、同交付金が活用できる事業だと考えておりました。また、国が課題とする需要・収支見込み及び周辺受け入れ環境整備の見込みについて合計35回の説明等を重ね、168件の国からの質問についても全て回答するなど、基本設計前の段階で可能な作業は全て行い、丁寧に説明を尽くしてきたと考えております。しかしながら、国との協議が調わず、沖縄振興特別推進交付金の制度終期である令和３年度末までに施設整備を完了することができない状態となったことから、その後、落札決定の効力や、落札者が本事業のために負担した費用の取り扱いについて落札者と協議を重ねてまいりました。その結果、契約を締結できないことについては、県と落札者双方の責めに帰すべき事由がないこと、発生した費用の負担については、つり合いのとれた状態に是正することが、信義則や衡平の観点に基づき適切であることを確認し、県が落札者の損失の一部を補塡して和解することで合意に至ったものであり、契約違反といった債務不履行による違約金とは異なる性質のものであります。

県民の皆様には、御心配をおかけしておりますが、県としては、今後、民間の資金と創意工夫を活用する官民連携の手法を施設整備に生かしたいと考えており、次年度は、東海岸地域サンライズ推進協議会等の関係機関とも連携しながら、引き続き大型ＭＩＣＥ施設の整備やエリア形成に向け、新たな基本計画の策定に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　４、幼児教育無償化についての御質問の中の(1)、給食費徴収の課題解決についてお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化に際し、食材料費の実費徴収に伴う施設側の事務負担の増加が課題となっていることから、県は、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して、保育所における事務職員雇い上げ加算の拡充等について、国へ要望しているところであります。保育士の負担軽減や業務の効率化については、子供たちの登園管理、保護者への連絡など、保育所等におけるＩＣＴ化推進事業を実施しております。今後、ＩＣＴを活用した負担軽減策について、市町村と意見交換し、先進事例の共有を図るなど、引き続き保育士が働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいります。

次に12、難聴児者の人工内耳の補助対象についての御質問の中の、人工内耳器具への補助についてお答えいたします。

人工内耳器具は、体内に埋め込む体内装置と、耳にかけて使用する体外装置から構成されております。最初の装着に当たっては、医療保険の制度が適用されておりますが、体外装置の更新費用については、適用されていない状況です。

県としましては、九州各県保健医療福祉主管部長会議において、人工内耳器具の更新等に要する費用の医療保険の対象の拡大または障害者総合支援法による補装具へ位置づけることについて、引き続き国へ要望してまいります。

次に15、無国籍者の医療・福祉の利用についての

御質問の中の(1)、無国籍者の把握と福祉サービスの利用状況についてお答えいたします。

日本では、かつて父方の国籍が優先される制度でありましたが、昭和60年の国籍法改正により、父または母のどちらかが日本国民であれば、日本国籍を取得できることとなっております。このため、新たに無国籍となる者が発生する可能性は低いものと考えております。福祉サービスについては、日本国籍を要件とせず、居住の実態等が確認できれば申請等により必要なサービスを受けることが可能なものもありますが、無国籍者の利用状況については、把握が困難な状況にあります。

次に20、母子家庭の自立に向けた職業訓練についての御質問の中の(1)、ひとり親家庭の就業支援についてお答えいたします。

県では、ひとり親家庭の就業を支援するため、就職するために必要なパソコン講習会や求人が多い介護関係の資格取得研修や講座を実施しております。地域特産品の職人を養成する就業支援につきましては、ひとり親家庭の就業ニーズや自立・自活の可能性等を研究する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） 5、オンデマンド交通の活用についての(1)、路線バス減便の実態についてお答えいたします。

沖縄本島内の路線バス事業者においては、運転手不足等の要因により、大幅な減便が発生しております。主に中南部を走る比較的本数の多い路線が減便の対象となっており、高校生など県民生活に影響が出たところですが、バス事業者においては、ことしの１月中旬から一部路線の増便を行うなど、改善傾向も見られております。しかし、路線バスの運転手については、今後、数多くの定年退職者が見込まれるなど、依然として課題があることから、県としましては、バス運転手の安定的な確保に向け、バス事業者が実施する人材確保、人材育成等の支援に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君） 6、ＰＦＯＳ調査のもととなる水質基準設定の動きについての御質問の中の(1)、水質基準設定の動きと県と国の情報の連携についてお答えをいたします。

ＰＦＯＳ等の水道水質基準値等の設定については、昨年６月12日及び13日に関係大臣に対して要請したところであり、厚生労働省からは令和２年４月をめどに目標値の設定を行いたい旨の説明がありました。その後、厚生労働省では、昨年７月２日に第１回水質基準逐次改正検討会を開催し、目標値の設定に向けた検討を開始しております。企業局では、その間、ＰＦＯＳ等に関連する情報を国へ提供するとともに、水質基準逐次改正検討会の資料等の収集に努めてきたところです。本年２月19日には、第２回の検討会が開催され、その中で、ＰＦＯＳとＰＦＯＡの合計の暫定目標値として１リットル当たり50ナノグラムが提案されたところであります。今後、厚生科学審議会の審議等必要な手続を踏まえ、決定されることとなります。

企業局としては、今後設定される目標値を遵守するとともに、ＰＦＯＳ等のさらなる低減化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） 7、豚熱の被害に遭った事業者の事業再建についての御質問の中の(1)、事業再建に向けた県独自の支援策についてお答えします。

豚熱の発生に伴い、防疫措置で殺処分された家畜や移動・搬出制限区域内農家の売り上げ減少の補償として、家畜伝染病予防法に基づき、手当金等が措置されることとなっております。また、経営再建に向けた県の取り組みとしては、１月９日に金融機関へ既存借入金の償還猶予等について依頼したところであります。あわせて、農林漁業セーフティネット資金の借り入れに伴う利子補給についても調整を進めているところであります。さらに、発生農家及び移動・搬出制限区域内農家への対応として、畜産課内にワンストップの豚熱に係る農家支援相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君） 8、観光税についての御質問の中の(1)、宿泊税の徴収方法及び使途についてお答えします。

県では、沖縄が世界に誇れる観光・リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、宿泊税の導入に向けた検討を進めております。徴収方法について

は、宿泊事業者等による特別徴収を予定しております。また、宿泊税の使途については、持続可能な観光地づくり、利便性・満足度の向上、受け入れ体制の充実強化、県民理解の促進に資する各種事業の財源として活用することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 10の中高生のバス賃無料化についての御質問にお答えいたします。

バス通学費の支援については、これまでのひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業の対象者に加え、住民税所得割非課税世帯の高校生へも支援を拡充することとしております。支援割合については、通学に必要な経費の全額を支援することとし、10月からの開始を予定しているところであります。中学生については、通学実態調査の結果等も踏まえ、検討してまいります。

次に、14の子供の部活遠征費用の助成についての御質問にお答えいたします。

みらいファンド沖縄が部活動の派遣遠征費用助成事業の実行団体を募集し、地域の公益団体や社会教育団体、企業など３団体を選定して３年間で計6000万円を助成することについては、新聞報道等で確認しておりますが、制度の詳細や今後の継続性については、承知をしていないところでございます。

県教育委員会では、本島で開催される県大会に参加する離島の中高校生、また、九州大会や全国大会に参加する中高校生に対して、派遣費を助成しております。今年度から新たに、中体連・高体連主催の九州大会や全国大会に参加する離島の中高校生に対して、離島から本島への派遣費の助成を開始したところであります。今後とも派遣費の助成を継続するとともに、離島地域の生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

次に、19の石垣市内における高校生の寮費値上げ問題についての御質問にお答えいたします。

県立高校の寄宿舎は、住居が遠隔地のため、自宅通学が不便な生徒に生活の場を提供するとともに、規律ある共同生活を送ることで社会性と協力心などを養う場とすることを目的に整備された施設であります。寄宿舎におけるクーラー等の光熱水費に関しては、受益者負担としております。なお、高校未設置離島を有する市町村においては、島を出て進学する高校生の居住費等を支援するため、１人当たり24万円――これ年額ですが――を上限とする離島高校生修学支援事業を国・県の補助を受け実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君） 11、犬・猫殺処分ゼロを目指したシェルター建設についての御質問の中の(1)、動物愛護管理センターの譲渡拠点施設の進捗状況についてお答えします。

県では犬・猫殺処分ゼロから廃止に向け、譲渡機会をふやすための拠点施設の整備を進めており、現在は仮供用として活用しております。今後、同施設を犬・猫の譲渡機会の拡大のほか、動物愛護・適正飼養の普及啓発や学習の場など広く県民に親しまれる拠点として整備するため、令和２年度当初予算案に実施設計等の経費を計上しており、令和３年度に施設の改修工事を行い、令和４年度の本格的な供用開始を目指して取り組んでまいります。

続きまして17、海洋漂着ごみ問題についての御質問の中の(1)、海岸漂着ごみに対する県の対応についてお答えします。

県では国の補助制度を活用し、平成21年度から漂着の状況等を調査するとともに、海岸漂着ごみの発生抑制対策及び回収・処理に取り組んでおります。発生抑制対策としては、県内小中学生などを対象にした環境教育の実施、中国・台湾の民間団体や自治体との連携・情報交換を目的とした海外交流事業などを実施しているところであります。また、海岸管理者による海岸漂着ごみの回収・処理のほか、市町村が実施する回収・処理の事業についても事業費の９割を補助しております。引き続き回収・処理の推進を図るとともに、海岸漂着ごみに関する影響調査や発生を減らすための普及啓発等の取り組みを推進してまいります。

同じく17、海洋漂着ごみ問題についての御質問の中の(2)、西表島の海岸漂着ごみ問題に対する県の見解についてお答えします。

県が平成29年度から平成30年度に行った現存量調査では、県全体で約6900立方メートルの海岸漂着ごみが確認されており、特に西表島では約1700立方メートルと県全体の約４分の１を占めるなど、その対策が重要であると認識しております。そのため、県では、国の補助制度を活用し、八重山土木事務所等の海岸管理者による西表島の海岸漂着ごみの回収・処理を実施するとともに、竹富町が西表島のＮＰＯに委託して実施している海岸漂着ごみの回収・処理費用の９割を補助するなど、町と連携して対策に取り組んでおります。引き続き竹富町、海岸管理者、ＮＰＯ等と連携し、回

収・処理を推進してまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。
〔金城泰邦君登壇〕
○金城　泰邦君 御答弁ありがとうございました。
何点か再質問させていただきます。
１番の感染予防対策でありますが、感染者が発表されて以来、県内の至るところで不安の声が高まっております。沖縄と同様に感染者が出た北海道では学校での感染が既に発生・拡大しておりまして、県内の学校関係者からも不安の声が上がっています。例えばインフルエンザなら学級閉鎖の基準となるガイドラインが存在するそうですが、コロナウイルスに関してはそのような基準となるガイドラインが存在しないと。どうすればいいのか困っているのが現状であります。沖縄県独自でガイドラインを設ける必要があると思いますがいかがでしょうか。
また２点目に、コロナウイルスへ対応する特別医療チームを発足する必要があるんではないかと思います。そういったＤＭＡＴとかあるかと思いますが、そのような早急な対策を提案したいと思いますがいかがでしょうか。
また３つ目に、マスク不足を解消するために、米軍等アメリカからマスクを入手することも検討していいのではないでしょうか。現状は90％を中国からの輸入に頼っていると伺っています。中国は自国の対策で輸出するゆとりはないと。政府を通じてアメリカからも入手することを検討してもいいのではないかと思っております。また、消毒液についても今消毒液がないという声がありますが、液体のアルコール自体は日本にあるそうです。それを入れる容器が不足しているということで、流通がとまっている原因となっているそうです。容器も中国製ということで、今後液体アルコールの供給が受けられるよう工夫をすべきではないかと思いますがいかがでしょうか。
あと７番の豚熱に関してですが、今後豚熱の拡散を防ぐ取り組みは重要であると思いますが、完全に収拾できるまで県はどのぐらいのスパンを想定しているのか伺います。また検査は全ての豚を対象に実施すべきだと思いますが、そういった意味では全ての豚が検査の対象になっているのかどうか伺いたいと思います。再発防止をしっかりとやっていただきたいと思います。
12番の難聴者の人工内耳の補助ですが、都道府県によっては独自の補助制度で、電池あるいは本体への補助を行っている自治体もあるそうです。沖縄県としてもこのような事例を参考に検討を進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
あと15番の米軍人との間の無国籍者の件ですが、やはり県内にどれだけいるかの人数を自治体で把握していないのが一番の問題だと思っています。今後その把握をした上で法改正以前の出生者は、今後年をとっていくにつれて介護とかが必要になっていきますので、そういった高齢者となったときのケアが同じように、同じ人間として対応できるように県としても検討していただきたいと思います。
あと海洋ごみについて。西表島のその現場を見に行きました。やはり海にごみがたまっていました。その回収とともに、港にあるパレットも同様に回収をしていただきたいということ。現場の方々から声が上がっておりますので、それもあわせてお願いしたいと思います。
以上です。
どうもありがとうございました。
○議長（新里米吉君） 休憩いたします。
午後４時55分休憩
午後４時58分再開
○議長（新里米吉君） 再開いたします。
教育長。
〔教育長　平敷昭人君登壇〕
○教育長（平敷昭人君） 再質問にお答えいたします。
学級閉鎖でありましたか、休業につきましては、学校保健安全法で学校の設置者が行うこととなっております。
これは報道の段階ですけれども、文部科学大臣は25日の閣議決定後の記者会見で、学校内で感染者が出た場合は、学校がある自治体の判断で感染者がいない他校についても積極的な臨時休業を検討するよう要請する方針を示されたということになっております。25日中、きょうじゅうにも都道府県教育委員会などに伝達するというふうな報道になっておりますけれども、実際、現在北海道でありますとか石川県でも生徒が感染したということで休業措置をやっているところがございます。
先ほどの報道ですと、学校の臨時休業は自治体が決定するが、判断が難しいケースがあると考えられることから、文部科学省が参考の基準を示すことにしたというのもございますので、ちょっと情報を今収集して大至急またガイドラインと申しますか、基準的なものを示すことができればと考えております。
以上です。
○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは新型コロナ関係の再質問にお答えします。

まず特別な医療チームを創設してはどうかという御質問でございますが、今の６つある指定医療機関と民間の協力医療機関について、それぞれ感染症の専門医と呼吸器の専門医がいらっしゃいますので、そこにおいて対症療法的な治療は十分可能ですので、特段そういう特別なチームをつくらなくてもおのおの指定医療機関及び協力医療機関で、重篤も含めて適切な医療提供は行えるというふうに考えております。

それからマスクとかアルコール、エタノール等の消毒液の不足ですけれど、これについては必要な資材でございますので、病院の在庫とかあるいは販売代理店の在庫等を絶えず確認しながら医療機関に行き届くようにしていきたいと。その上で必要があるなら御指摘のアメリカからの輸入とかそういったものについても検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　豚熱に関する再質問にお答えします。

まず調査の範囲についてですが、調査の範囲につきましては、国が豚熱の家畜防疫措置に係る指針を定めております。豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針というのを定めておりまして、それに基づいて防疫措置がとられますが、調査の範囲につきましては、まず発生農場から３キロ以内の農家を全て検査をいたします。それから３キロ以上10キロ圏内の農家を検査をいたします。それ以外の検査につきましては、例えば発生した農家とその３キロ、10キロ以上にあってもその発生した農場と関連の深い農場につきましては、監視農場として調査をやります。あと、発生期間中にさまざまな豚の異常の通報といいますか、検査をしてくれという要請がございます。それに対して現在対応しているところでございます。

あと収束のめどというのは、その防疫指針上、発生があって最終的に殺処分、埋却そして農場の消毒などの一連の防疫措置が終わった日から28日間、次の発生がなければ全ての規制が解除されるという決まりになっております。

それから再発防止対策についてですが、今回の発生に伴いまして、国の疫学調査チームが発生農場を訪問して調査を行っております。その中では通報がおくれ、それから農場にも出入りする人、それから車両の消毒の不徹底、それから非加熱の食品残渣の給与等が報告をされておりまして、今回そういった報告も踏まえましてまず早期連絡体制の強化、それから生産者、市町村、関係団体とともに飼養衛生管理基準の遵守徹底を構築する体制を強化していきたいと考えております。

それから指導につきましても、家畜伝染病予防法に基づく厳格な指導を行うなど豚熱の感染対策の強化に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　金城泰邦議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、人工内耳器具への補助についてでございますが、他県の一部市町村では人工内耳用の体外装置についても助成を行っているところも複数ございます。ただ市町村単位で行われているところもございまして、県としましては、住んでいる市町村に関係なく支援が受けられるような体制が必要だと考えておりますので、先ほど答弁申し上げましたとおり医療保険適用の拡大、それから九州各県と連携した国への要望などを続けていきたいと思いますが、独自の策が何か検討できるかということにつきましては、今後研究してまいりたいと思います。

それから15番目の、無国籍者の把握についてでございます。

御質問のありました在沖米軍人と日本人女性との間に出生した子に関連して、昭和60年以前にそのような事情があって、国籍を持っていないという方々がいらっしゃるという事実はあると思いますけれども、その数についてはちゃんと把握している状況ではございません。今後、この方々が例えば福祉サービスなどを受けたいときに福祉事務所や市町村などに御相談があれば、県としてもしっかり把握して対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君）　海岸漂着ごみについての再質問についてお答えします。

環境部では、毎年海岸管理者ですとか市町村から必要な所要額を事前にお聞きして、それを積み上げまして国に対して予算要求を行っています。竹富町からも今年度の予算としては623万9000円の要望がありまして、同額を内示してその対策に協力しているところでございます。引き続き海岸管理者や竹富町とも連携

しながら西表島の漂着ごみについては対策していきたいと考えております。

もう一点、港湾内のパレットにつきましても、竹富町からの要望を受けまして、港湾管理者と適正に処理できるよう環境部としても連携して調整して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君 こんにちは。

公明党を代表して質問をさせていただきます。

まず最初に、知事の基本姿勢。

(1)のア、イは取り下げます。

新型コロナウイルス感染対策について。

ウ、現時点における観光業を初め企業活動への影響はどうか。

(2)、次期沖縄振興計画について。

ア、現沖縄振興計画が２年後に期限を迎えます。次期振興計画策定に向けた県の体制はどうか。

イ、新たな沖縄振興特別措置法の取り組みをどう考えているか。

ウ、国との信頼関係を前提とした交渉は極めて重要であります。大型ＭＩＣＥ施設や鉄軌道導入事業に象徴されるように、国との信頼関係を失った玉城県政に次の沖縄振興10年計画の交渉ができるのかという懸念の声が多くあります。知事は、この課題をどう克服しますか。

(3)、ＳＤＧｓの取り組みについて。

気候変動やかつてない自然災害など地球環境が激変する中で、2015年９月の国連総会で採択され、2030年までに達成を約束した国際的な目標であります。誰一人取り残さないことを理念に世界的な連携のもと進められています。

以下、質問します。

ア、17項目169の行動目標について、県としてどのように取り組むか。

イ、県民への周知、意識啓発、具体的行動計画などどのように取り組むか。

ウ、効果の検証はどのようにチェックするか。

エ、県として、地球温暖化を食いとめる運動として気候非常事態宣言を行ってはどうか。

(4)、北部基幹病院について。

沖縄県と北部地区医師会病院と北部12市町村の３者協議会は、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合に関する協議を重ねてきました。去る２月４日に北部12市町村は、県から示された北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書案に合意する方針を決定したと報道されております。

以下、質問します。

ア、３者協議会での協議を踏まえ、合意書案作成までの議論の経過説明を求めます。

イ､県が示した合意書案の締結はいつになりますか。

ウ、北部基幹病院設立までのスケジュールを明示してください。

次に２番、基地問題について。

(1)、日米地位協定改定への次なる対策、取り組みをどのように考えておりますか。

(2)、2013年に合意された統合計画で返還の具体的スケジュールが決まったものはどこか。

３、経済・観光振興について。

(1)、首里城については取り下げます。

(2)、大型ＭＩＣＥ施設整備事業の契約違反による損害賠償額が約9152万円で決着しました。この問題は知事の政治的責任が極めて重いと思います。その責任をどのようにとるのか。また、今後の大型ＭＩＣＥ事業の再策定費用として4400万円計上しておりますが、一括交付金の活用見通しが立たない中でどのように進めるのか。

(3)は取り下げます。

(4)、超高速、多数同時接続などが可能となる第５世代移動通信システム、いわゆる５Ｇが劇的に産業構造を変え、経済活動やあらゆる人間の営みに大きな影響を与えるとされております。県として、５Ｇをどう捉え、いかなる活用を考えているか。また、５Ｇにかかわる今後の人材育成について伺います。

(5)、製造業としてのものづくり産業の育成、集積は沖縄の産業構造を変革する重要な要素であります。中城湾新港地区の国際物流拠点産業集積地域にあるＥＶ自動車製造が注目され、うるま市などの自治体や一般企業、福祉施設などで導入が進んでおります。県としても導入・活用を検討すべきではないか伺います。

次に４番目、雇用問題について。

(1)、就職氷河期世代支援に関する行動計画2019について、国は30万人の正規雇用者をふやす計画を立て、３年間を集中取り組み期間としております。都道府県や市町村とも連携することになっておりますが、県としての対応を伺います

５番、農水産業振興について。

(1)、豚熱、ＣＳＦ問題について。

ア、発生原因は特定できましたか。

イ、再発防止策についてはどうか。

ウ、養豚農家の支援策として、殺処分した豚の手当

金の評価方法、支給方法、再建までの資金繰り支援などについてどのように取り組むか。

(2)、黒糖の過剰在庫問題について県の対策を伺います。

６、医療福祉問題について。

(1)、ＮＰＯ法人こども医療支援わらびの会は、ファミリーハウスがじゅまるの家を24時間365日年中無休で運営しております。離島や遠方から治療・入院する病気や障害のある子供とその家族が利用する施設であります。年間約4500人から5000人近い方々が宿泊料１泊1500円という格安料金で利用しております。沖縄県保健医療福祉事業団から年間800万円の委託料と寄附金で運営されておりますが、10人のスタッフで24時間体制の運営となると今後の継続が危ぶまれております。貢献度の極めて高い施設であるだけに継続的に運営できるような支援策が必要であります。県の考えを伺います。

(3)、従来、寡婦控除の制度が対象外となっていた未婚のひとり親にも適用されることになる税制改正について、県内での対象者数を把握しているか。

(4)、離婚による養育費支払いの実効性を高めることについて、県としての取り組みを伺います。

７、教育問題。

(1)、国は、先日成立した19年度補正予算に学校現場のＩＣＴ化を進めるＧＩＧＡスクール構想実現のための経費を盛り込んでおります。ＩＣＴ教育の取り組みについて、一人一台のタブレットもしくはパソコンなどの整備をすることについて伺います。

(2)、小学校でのプログラミング教育の取り組みについて伺います。

(3)、パソコンやスマホなどのゲームが盛んでありますが、そのメリット・デメリット、また子供たちへの影響について県の教育方針を伺います。

(4)、県教育委員会は、平成30年度に夜間中学校設置に向けたニーズ調査を実施しました。調査結果についての分析と公立夜間中学設置スケジュールについて伺います。

８、教育・保育行政について。

(1)、幼児教育・保育の無償化が始まりました。県の評価、認識を伺います。

(2)、待機児童解消の目標年度が延期になりましたが理由を御説明ください。

(3)、夜間保育の現状とニーズについて、どのように認識しておりますか。

(4)、児童虐待対策として、県の取り組みを伺います。

９、土木建築部関連で伺います。

(1)、高速沖縄南インターと北インターの出入り口の改良と池武当インターの新設が求められております。沖縄市の沖縄アリーナ完成に合わせた取り組みが必要であります。県の取り組み状況を伺います。

(2)、県道24号線の軍用地部分が障害になり事業が滞っております。事業着手から長期間が経過した今、協議が難航している理由は何か、また、打開策はあるか。

(3)、国は、防災・減災、国土強靭化のための３カ年緊急対策により、人命を守り、国民生活を支える重要インフラの機能維持を目指しています。県の取り組みを伺います。

失礼しました。ちょっと抜かしたようです。

６の医療福祉問題についての(2)、こども医療費助成事業として、通院費の対象年齢を中３まで広げることについて伺います。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 金城勉議員の御質問にお答えいたします。

知事の基本姿勢についての御質問の中の１の(3)のア、１の(3)のイ、１の(3)のウ、ＳＤＧｓの17のゴールと169のターゲットに関する取り組みや普及啓発、行動計画、効果の検証についてお答えいたします。なお、1の(3)のアから１の(3)のウまでは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県では、ＳＤＧｓの17のゴール及び169のターゲットと、沖縄21世紀ビジョン基本計画等の諸施策のマトリックスを整理するとともに、その結果を踏まえ、沖縄県ＳＤＧｓ推進方針を昨年11月に決定し、全庁的にＳＤＧｓの推進に取り組んでおります。令和２年度当初予算案については、重点テーマにＳＤＧｓの全県的な推進を位置づけ、予算編成方針に反映することで、子供の貧困対策を初め、世界自然遺産登録に向けた取り組み、平和を希求する沖縄の心の発信など、ＳＤＧｓの目標に対応する諸施策が全庁的に盛り込まれております。これらの施策に加え、次年度は、県と市町村、企業・団体等が連携するための体制構築に取り組むとともに、ＳＤＧｓカードゲームを活用した地方自治体職員向けのセミナーや、大学生など若い世代の理解促進に向けた講演会を開催するなどおきなわＳＤＧｓパートナーの企業・団体などと連携しながら、県民に向けた普及啓発に取り組んでまいります。これら取り組みの検証については、沖縄21世紀ビジョン基本計画に関するＰＤＣＡと一体的に行うとともに、令和２年度に予定しているＳＤＧｓ認知度の調査結果

などを踏まえ、普及啓発の取り組みの検証を行いたいと考えております。

次に、雇用問題についての４の(1)、就職氷河期世代支援における県としての対応についてお答えいたします。

沖縄県としましては、いわゆる就職氷河期世代の支援については、不本意ながら不安定な仕事についている方も多いことから、重要な課題であると認識しております。国においては、来年度から３年間の取り組みとして就職氷河期世代支援を実施予定としており、この取り組みを具体化した就職氷河期世代支援に関する行動計画2019において、国と地方自治体は連携してプラットフォームを構築し、地域における取り組みを推進していくこととしております。現在、沖縄県においては、支援を行うために必要な事業実施計画の策定に向け、積極的な情報収集などを行うとともに、沖縄労働局と連携し、経済団体など関係機関と一体となったプラットフォームの構築を進めているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　１、知事の基本姿勢についての御質問のうち(1)のウ、新型コロナウイルス感染症の観光への影響についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、中国政府が１月27日から中国国内及び海外への団体旅行を一時禁止したこと、台湾政府が外航クルーズ船の寄港を禁止したことなどにより、沖縄を訪問する中国及び台湾からの観光客数に影響が出ております。航空便については、２月17日時点で、北京など中国５都市からの週15便が運休しているほか、上海線は２月に57便が欠航となっております。海路については、現時点で予定されていた56回の入港がキャンセルになったと把握しております。

次に３、経済・観光振興についての(2)、大型ＭＩＣＥ施設整備についてお答えをいたします。

県では、大型ＭＩＣＥ施設の早期開業を目指し、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提とする条件を付した上で、平成28年度に一般競争入札の公告を行い、平成29年度に落札者を決定しております。

県としては、大型ＭＩＣＥ施設の整備は、沖縄振興に資する取り組みであり、平成24年度以降、一連の調査検討や計画策定等業務において沖縄振興特別推進交付金を活用してきたことから、同交付金が活用できる事業だと考えておりました。また、国が課題とする需要・収支見込み及び周辺受け入れ環境整備の見込みについて合計35回の説明等を重ね、168件の国からの質問についても全て回答するなど、基本設計前の段階で可能な作業は全て行い、丁寧に説明を尽くしてきたと考えております。しかしながら、国との協議が調わず、沖縄振興特別推進交付金の制度終期である令和３年度末までに施設整備を完了することができない状態となったことから、その後、落札決定の効力や、落札者が本事業のために負担した費用の取り扱いについて落札者と協議を重ねてまいりました。その結果、契約を締結できないことについては、県と落札者双方の責めに帰すべき事由がないこと、発生した費用の負担については、つり合いのとれた状態に是正することが、信義則や衡平の観点に基づき適切であることを確認し、県が落札者の損失の一部を補塡して和解することで合意に至ったものであり、契約違反といった債務不履行による違約金とは異なる性質のものであります。

県民の皆様には、御心配をおかけしておりますが、県としては、今後、民間の資金と創意工夫を活用する官民連携の手法を施設整備に生かしたいと考えており、次年度は、東海岸地域サンライズ推進協議会などの関係機関とも連携しながら、引き続き大型ＭＩＣＥ施設の整備やエリア形成に向け、新たな基本計画の策定に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の基本姿勢についての(2)のア、新たな振興計画の策定についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画などの成果や課題等を検証するため、今年度中に総点検報告書を取りまとめることとしております。新たな振興計画については、総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、次年度に新たな振興計画の骨子案を取りまとめ、市町村や経済団体等から広く御意見を伺うとともに、国と連携を図りながら策定してまいりたいと考えております。また、新たな振興計画の策定に向けては、沖縄県振興審議会における審議を経て取りまとめることとしております。

同じく１の(2)のイ、１の(2)のウ、沖縄振興特別措置法等の延長に向けた取り組みについて。１の(2)のイと１の(2)のウは関連しますので、恐縮ですが一括

してお答えいたします。

沖縄振興特別措置法に基づく一括交付金など各種の特別措置は、沖縄が抱える特殊事情から生じる政策課題に対応するとともに、東アジアの中心に位置する地理的特性などの優位性と潜在力を生かし、日本経済再生の牽引役としての役割を担う上で継続される必要があるものと考えております。県では沖縄振興のための各種施策や特別措置等について総点検作業を行うとともに、国の点検作業とも連携を図っているところであります。次年度以降、これらの検証結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、新たな振興のあり方などを総合的に検討しながら、市町村と連携し国との調整等を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君） １、知事の基本姿勢についての(3)のエ、気候非常事態宣言についてお答えします。

気候非常事態宣言は、2016年12月にオーストラリアのデレビン市で行われたのを皮切りに、欧米諸国等、世界中に広まりつつあります。近年の世界各地における記録的な高温や台風等の強大化、豪雨、大洪水、大規模な山火事等、気候変動の影響が顕在化していることから、緊急行動を呼びかけるものとなっており、日本では長野県や神奈川県等が宣言しております。

県としましては、気候変動の主な原因とされる温室効果ガスのさらなる削減に向けて、宣言による波及効果など、学識経験者や関係者からの意見も聞きながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） それでは、知事の基本姿勢についての御質問の中の(4)、北部基幹病院についての御質問にお答えします。１の(4)のアから１の(4)のウまでの３問は関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えします。

現在、協議の対象となっている北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書案の作成までには、県、北部地区医師会及び北部12市町村による６回の協議及び北部12市町村との複数回にわたる意見交換など関係者間で約２年間かけて協議を行ってきました。

県としましては、北部12市町村の要請を重く受けとめるとともに、医師不足の抜本的な解消や不採算医療の確実な提供が最大の課題だと認識しており、地域住民のコンセンサスを迅速に得たいと考えております。また、北部基幹病院設立までの具体的なスケジュールにつきましては、基本的枠組みの合意形成を踏まえ、その後に策定する基本構想において整理することとしておりますが、一般的には、基本構想及び基本計画の作成、基本設計、実施設計並びに建築工事に６年ほど要するものと考えております。

次に、医療福祉問題についての御質問の中の６の(1)、ファミリーハウスの運営についてお答えします。

ファミリーハウスがじゅまるの家につきましては、沖縄県保健医療福祉事業団がＮＰＯ法人わらびの会へ運営委託していることから、委託料等の設定については、一義的には沖縄県保健医療福祉事業団が判断することになります。

県としましては、当該事業団から相談があれば適切に対応したいと思います。

次に６の(2)、こども医療費助成制度についてお答えします。

こども医療費助成制度につきましては、本議会の冒頭で知事が知事提案説明要旨の中でも述べましたように、知事の任期中に通院の対象年齢の拡大を実現することができるよう、引き続き市町村との協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） ２、基地問題についての(1)、日米地位協定改定への次の対策についてお答えします。

県におきましては、日米地位協定の改定実現に向けて、他国地位協定調査の結果を全国知事会や渉外知事会などと共有するとともに、全国知事会における基地負担に関する新たな提言の取りまとめについて働きかけを行ってまいります。また、他国調査の結果や日米地位協定の問題点を日本国民全体で共有するための海外有識者等を招いたシンポジウムの開催経費や合意議事録に関する調査費用など、新たな取り組みに要する経費を次年度予算案に計上したところです。

県としましては、このような取り組みに加え、国会議員への働きかけや各政党、日弁連等、さまざまな団体と連携を深めることで、日米地位協定の改定実現に向けた取り組みを強化してまいります。

次に２の(2)、統合計画のスケジュールについてお答えします。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画で示された土地の返還予定面積は、全体で約1048ヘ

クタールとなっており、これまでキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区など約62ヘクタールが返還されております。また、キャンプ瑞慶覧の施設技術部地区内の倉庫地区の一部及び白比川沿岸区域の約11ヘクタールについては、ことしの３月末を返還予定日とし、現在、手続が進められているところです。その他の土地の具体的な返還時期については、提供施設ごとに示された返還時期に、またはその後という文言が付されており、明確にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） ３、経済・観光振興についての御質問の中の(4)、５Ｇの活用と人材育成についてお答えをいたします。

県では５Ｇを産業振興や離島の不利性解消につながる重要な社会インフラであると認識しております。５Ｇは自動運転や遠隔医療を初めとしたさまざまな分野での活用が期待されており、県としても民間事業者や関係機関と連携し、積極的な活用促進を図ってまいります。また、人材育成については、民間の５Ｇ技術検証機関やサービス開発機関と連携し、高度ＩＴ技術人材や５Ｇを活用した新たなサービス開発に係る人材の育成支援に取り組んでまいります。

同じく３の(5)、ＥＶ自動車の導入・活用についてお答えいたします。

県産の電気自動車は、ものづくり基盤技術の高度化を図るため、工業技術センターと県内企業が連携し、開発を進めてまいりました。同車種は、専用デザインや多人数対応など、大手メーカーが対応しにくい少量多品種の生産が可能であり、主に県内ホテルなど観光施設に導入されております。また、平和祈念公園に８人乗りの電気自動車が導入されているほか、うるま市では離島等地域の交通手段として活用する実証実験が行われています。

県としましては、これまでの取り組みを踏まえ、県内における県産電気自動車の普及を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） ５、農林水産業振興についての御質問の中の(1)のア、豚熱発生原因の特定についてお答えします。

豚熱の侵入経路等については、国の疫学調査チームによる調査が行われています。その調査報告によると、今回の豚熱の各農場へのウイルス伝播要因としては、車両や人の出入り、豚の移動、野生動物を介して、ウイルスが農場内へ侵入した可能性があると推定されております。１例目の発生については、加熱が不十分な食品残渣により、ウイルスが農場内へ持ち込まれた可能性が否定できないと報告されております。

次に５の(1)のイ、豚熱の再発防止対策についてお答えします。

今回の豚熱発生においては、国の疫学調査チームより、異常家畜の通報おくれ、農場に出入りする人・車両の消毒の不徹底、非加熱食品残渣の給与等が報告されております。

県としましては、今回の報告を踏まえ、早期連絡体制を強化するほか、生産者、市町村、関係団体とともに、飼養衛生管理基準を遵守徹底する体制を強化し、家畜伝染病予防法に基づく厳格な指導を行うなど、豚熱の再発防止に取り組んでまいります。

次に５の(1)のウ、農家補償の方法及び再建までの支援についてお答えします。

豚熱発生農家において殺処分された豚の評価については、家畜伝染病予防法に基づき、家畜防疫員、畜産事務に従事する者など３名以上の評価人により、豚の品種、血統、取引価格などを参酌して基準に基づき適正な評価をすることとなっております。支給方法につきましては、評価終了後に農家が県を経由して国へ交付申請を行い、審査を経て、手当金が農家へ交付されることとなっております。また、経営再建の支援にあっては、１、農林漁業セーフティネット資金、２、家畜疾病経営維持資金、３、家畜防疫互助基金などの支援制度があります。

次に５の(2)、県産黒糖の販路拡大対策等についてお答えします。

県では５月10日を黒糖の日と制定し、消費拡大のためのイベント開催、トップセールスの実施、県内外における販売促進キャンペーンの実施等に取り組んできたところであります。また、沖縄黒糖の販路拡大対策を強化するため、令和２年度においては、一括交付金を活用した新規事業として沖縄黒糖販路拡大プロモーション推進事業を立ち上げ、商談会の実施や商品開発支援等を行うなど、取り組みを強化してまいります。

県としましては、引き続き国や関係団体等と連携し、沖縄黒糖の販売促進及び販路拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　６、医療福祉問題についての御質問の中の(3)、未婚のひとり親の寡婦控除適用者数についてお答えいたします。

昨年12月、令和２年度与党税制改正大綱が決定され、所得税や住民税を軽減する寡婦控除の対象に新たに未婚のひとり親も加えられることとなりました。寡婦控除の適用には所得制限もあることから、実数を把握することは難しい状況にありますが、平成30年度沖縄県ひとり親家庭等実態調査結果をもとに試算すると、県内の未婚のひとり親世帯で寡婦控除の対象者は、3400世帯程度になるものと推計されます。

同じく６の(4)、養育費に関する取り組みについてお答えいたします。

県では、ひとり親家庭に関する支援として、養育費に関する専門相談員を配置し、必要に応じ、弁護士・司法書士による法律相談を無料で実施しております。また、養育費に関するパンフレットを市町村窓口や関係機関に配布し、養育費に関する周知・広報に努めているところです。今後は、母子・父子自立支援員等を育成し、ひとり親家庭の支援策の充実強化に向け、取り組んでまいります。

次に８、教育・保育行政についての御質問の中の(1)、幼児教育・保育無償化についてお答えいたします。

幼児教育は生涯にわたる人格形成や教育の基礎を培う重要なものであり、幼児教育・保育の無償化は、多くの子供の育ちによい影響を与えるとともに、子育て世帯の負担軽減につながるものと考えております。その一方で、保育ニーズの高まりによる待機児童への影響や保育の質の確保などの課題も生じていることから、県としましては、引き続き市町村と連携して、保育所の整備や保育士の確保等に取り組むとともに、質の高い幼児教育・保育の提供に取り組んでまいります。

同じく８の(2)、待機児童の解消についてお答えいたします。

県では、令和２年度から６年度を計画期間とする第二期黄金っ子応援プランの策定に向けて、各市町村における量の見込み、提供体制の確保方策等を取りまとめているところです。幼児教育・保育無償化の影響や女性就業率の向上、潜在需要の掘り起こしによる保育ニーズの高まり等により、多くの市町村においては、令和２年度末を待機児童解消時期としておりますが、一部市町村においては、やむを得ない事情により令和３年度末までの解消を見込んでおります。

同じく８の(3)、夜間保育についてお答えいたします。

市町村においては、地域のニーズに応じて、保育所等における夜間保育を実施し、子育て支援の充実に取り組んでおります。平成31年４月１日現在、夜間保育を実施する施設は３施設となっており、このほか、延長保育により夜８時以降も開所している保育所が３施設となっております。市町村では、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に係るニーズ調査を実施しており、夜間保育のニーズについて11市に確認したところ、夜８時以降における保育所等の利用希望については、回答のあった１万5564件中127件と聞いております。

県としましては、引き続き夜間保育のニーズに対応できるよう市町村と連携し、多様な保育サービスの充実に取り組んでまいります。

同じく８の(4)、児童虐待対策に係る取り組みについてお答えいたします。

県では、児童虐待防止対策を強化するため、次年度から児童相談所の介入と支援の機能を分離し、一時保護等の初動対応に特化した初期対応班を新設するとともに、児童福祉司を増員し体制の強化を図ることにしております。また、虐待事案の全件共有や、人事交流による現職警察官の配置など県警察とも連携して取り組んでまいります。さらに県では、本議会において沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（案）を提出しており、子供の権利が尊重され、子供が健やかに成長することができる社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　７の教育問題についての御質問で(1)、ＩＣＴ教育の取り組みについてお答えいたします。

国においては、小中学校における児童生徒一人一台端末と、高速大容量の校内通信ネットワークを一体的に整備するＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた経費を計上した補正予算が令和２年１月に成立したところであります。当該予算を活用することなどにより、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が確実に育成できる教育ＩＣＴ環境が整備されるものと考えております。

県教育委員会としましては、市町村に対して、説明会等で適切な情報を提供し、この機会に国の予算を有効に活用するよう呼びかけ、学校教育の情報化の充実が図られるよう促してまいります。

次に同じく７の(2)、プログラミング教育について

の御質問にお答えいたします。

将来、子供たちが直面するさまざまな場面において、情報や情報技術を主体的に活用しながら、解決までの道筋を論理的に考える資質・能力の育成を目指し、令和２年度から実施される小学校学習指導要領において、プログラミング教育が示されております。

県教育委員会では、各学校へ文部科学省が提示しているプログラミング教育の手引きを活用した校内研修の実施を周知するとともに、プログラミング学習教材を活用した研修会の開催など、令和２年度からの円滑な実施に向け、指導体制の整備に取り組んでおります。

次に同じく７の(3)で、ゲームなどのメリット・デメリットについての御質問にお答えいたします。

パソコンやスマートフォンを通して、子供たちがゲームをすることは、情報端末機器の操作になれ親しむ一面もあるものと考えております。一方で、長時間の使用による視力の低下やゲーム依存、ネットいじめ、課金等による金銭トラブルが社会問題となっております。

県教育委員会としましては、ネット被害防止ガイドラインなどを活用し、児童生徒の規範意識の醸成や危険回避能力の向上を図るとともに、県ＰＴＡ連合会など関係機関と連携し、児童生徒がゲーム依存やネット被害に巻き込まれないよう未然防止に努めてまいります。

次に同じく７の(4)で、公立夜間中学についての御質問にお答えいたします。

平成30年度に実施した夜間中学ニーズ調査では、夜間中学対象者が県内に広く存在していることや、通学距離は５キロメートル以内を希望する声が多いことなどを確認しております。

県教育委員会では、公立中学校夜間学級等設置検討委員会において、複数の夜間中学設置主体案を取りまとめたところであります。今後、県及び市町村において検討を進めていく必要があることから、各市町村においても検討委員会等を設置し、議論を深めていただくよう依頼を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） ９、土木建築部関連についての御質問のうち(1)、沖縄南及び沖縄北インターチェンジの改良と池武当インターチェンジの新設についてお答えいたします。

沖縄自動車道の沖縄南インターチェンジの接続交差点については、渋滞ボトルネック対策として、県道における右折帯の延長及び２車線化を行ったところであります。沖縄北インターチェンジの接続交差点については、国やＮＥＸＣＯ西日本等により、周辺道路の左折帯の設置及び直進２車線化等の渋滞対策に取り組んでいるところであります。池武当インターチェンジについては、今年度、県において予備設計を実施しており、関係機関と連携して、早期の事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に９の(2)、県道24号線バイパス整備についてお答えいたします。

県道24号線バイパスは、北谷町桑江から沖縄市山里までの延長3140メートル、幅員32メートルの都市計画道路であります。当該路線については、平成14年に都市計画決定済みでありますが、次期事業箇所で返還予定のないキャンプ瑞慶覧アッパープラザ地区の一部が計画に含まれていることに米軍の理解が得られていない状況であります。アッパープラザ地区の一部については、橋梁区間であることから、共同使用も含めて、現計画のとおり事業実施に向けて、沖縄防衛局を通して米軍と調整を進めてまいります。

次に９の(3)、防災・減災、国土強靭化のための３カ年緊急対策における県の取り組みについてお答えいたします。

県では、大規模な浸水、土砂災害等による被害を防止・最小化するため、防災・減災、国土強靭化のための３カ年緊急対策の中で、平成30年度から国場川など３河川で河道掘削や樹木伐採等を行うほか、小湾川排水地区など７地区で雨水排水施設等の整備、当間地区など２地区で地すべり対策等を推進し、重要インフラ等の機能維持に取り組んでおります。

以上でございます。

○金城　　勉君　ちょっと議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時55分休憩

午後５時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　再質問をさせていただきます。

まず最初に、北部基幹病院関連についてでありますけれども、今回北部12市町村も合意の方針を示した、この北部基幹病院基本的枠組みに関する合意案、これは県が示したんですよね、県が。県が示した案を12市町村がよろしいと、これで行きましょうという方針を示したんです。それでなおかつ、医師不足とか不採算部門とかそういった課題があるから云々という合意

案の締結はいつですかという私の質問に対して、保健医療部長から明確な答弁がない。これは恐らく知事、部長の範疇を超えてますよ。これまで部長からの答弁がありましたように、２年間にわたって６回の協議を重ねて、さらにそれ以前から考えるならば、北部地域の皆さん方は、決起大会を持って決議をして、そして知事にも要請をして、さらにその前は2014年から研究会も発足させて、さまざまな角度からこの問題について研究を重ねて、専門家も交えながらずっと議論を重ねてきて、そしてその間北部医療はどうなっていますか。休診が出たり、医者が不足したり、あるいはまた患者は中南部に移動したり、命にかかわるような逼迫した状況がずうっと訴えられてきたんですよ。そういう状況にありながら、今さらこういう問題が課題があるからもうちょっと慎重にする。ふざけるんじゃないですよ。

知事、あなたはいつも誰ひとり取り残さないということを言いながら、目前にあるこの北部12市町村の住民、北部地域の住民の皆さん方の命と健康をないがしろにするんですか。今さら地域住民のコンセンサスを得る、何を得るんですか。これまで地域住民は何度も何度も議論を重ね、専門家の意見も聞き、そして協議会を発足し、そしていよいよ県から示された合意案によろしい、一緒にやりましょうと方針を示したんですよ。県が示したんですよ。県が示したその合意案について地域の皆さん方はみんな了解して、オーケー、やりましょうと言ってゴーサインを出したのに、知事はそれを受けてもうちょっと慎重にしましょうと言う。これでは12市町村の北部地域住民の命をないがしろにしてると言われても返す言葉ないですよ。

知事の明確な答弁を求めます。もう部長の範疇を超えてますよ。

休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後６時０分休憩

午後６時０分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○金城　　勉君 それから、観光関連を初めとして、この新型コロナウイルスの感染症の影響でありますけれども、中国との貿易が盛んになっている今日、そのサプライチェーンにかかわる企業､あるいはまた直接･間接にその影響を受ける企業、今回のウイルス問題で大変な経済的な影響を受けております。そうした影響を受けた、特に中小企業の皆さん方への支援については､国もさまざまな対策を矢継ぎ早に出しております。我が沖縄県についてもそうした対策が早急に求められると思うんですがいかがでしょうか。

次に、豚熱の問題でありますけれども、部長から答弁ありました。私はきのうもその関係農家の皆さんから話を聞いてまいりました。そうしたらやっぱり豚の殺処分した評価の方向がまだスケジュール的なものが見えていないと。そうなるとやはり次の再建への計画が立てられない。そういう状況があるんですね。ですからそれについて、もっと親切で丁寧な対応が必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

そして、もう一つは、移動制限区域内の殺処分には及ばなかった、陽性には及ばなかったけれども、その３キロ圏内、10キロ圏内という移動制限区域がなされてそしてその間移動ができないという、出荷ができないという農家があるわけですね。そうした農家への手当てはどのように考えておりますか。

そして、その豚熱の発生はもう今はおさまったというふうに受けとめてよろしいですか。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後６時２分休憩

午後６時８分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 金城勉議員の再質問にお答えいたします。

12市町村長や議会の意思は大変重いということはしっかり受けとめております。同時に住民の皆さんやそこで働く方々を含めて、県民皆さんが納得できるよう取り組んでいくことも肝要であると私は考えております。

北部医療圏の最大の問題は、医師の確保と不採算医療の提供にあると認識をしております。ですから私としましては公約に掲げる北部基幹病院の整備を早期に実現し、安定的かつ効率的で地域完結型の公的な医療提供体制の構築に向けしっかり取り組んでまいります。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） 新型コロナウイルスに係る経済対策についての再質問についてお答えをいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策プロジェクトチームを２月17日付で設置しており

まして、当該ＰＴにおいてもろもろの対応策を検討しております。

第１回は２月17日に開催されまして、その中での具体的な内容としましては、まず１点目に、新型コロナウイルス感染症の拡大への産業面への影響については中長期的な対策、検討を講じていく必要があること。２点目、対策としてまずは産業面や事業者への影響に関する状況把握を行っていくこと。３点目、その上で商工会、商工会議所、ＯＣＶＢなどの関係機関と連携しながら正確な情報発信や風評対策など新たな支援策についても議論を進めていくことを確認しております。

今後の対応策等についてですけれども、沖縄県では既に中小企業セーフティネット資金ということで、資金繰りの拡充を行っておりますけれども、今後国の緊急経済対策と連動した資金繰りや雇用対策、さらに商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等々の関係機関と連携した正確な情報発信と風評対策、さらには相談窓口対応の状況把握、それから観光誘客や購買さらには消費意欲の喚起等の対策を早急にとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　豚熱に関する再質問にお答えいたします。

まず移動制限区域内にある農場で感染はしてなくても出荷制限いわゆる出荷ができないものにつきましては、出荷が制限されておりますので、損失額を算定して手当金によって補塡を行う予定でございます。

それからいわゆる収束の見通しということでの話ですが、今防疫措置はまだ続いておりまして、最終の発生の農場で防疫措置が農場消毒まで終わった日から28日を経過して何もなければ解除になりますけれども、その間はずっと監視をしております。農家からも異常がないかどうかの報告もさせておりますので、まだまだ予断を許さない状況にあると私は認識しております。

それから支援に関する農家へのフォローについてですが、畜産課内にワンストップの相談窓口を設けております。農家を集めて説明会をするのは、どうしても１カ所に生産農家を集めるというのはとても防疫措置上好ましくなくて、個々に面談しなければいけないということで、まず影響を受けた全農家に通知をしております。ファクスがあるところはファクスで、あるいはそうでないところは直接検査の過程で手交したり、そういった形でいわゆる相談を今受けますということで、一人一人面談方式で農家の心配事あるいは支援してほしい部分について確認をしていって、申請手続につきましてもふなれな部分もあると思いますので、その辺もその相談を通じてフォローしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　では質問をさせていただきます。

知事、今知事の答弁は、医師不足とか不採算部門の医療提供体制であるとか、職員の処遇であるとか、こういった課題がまだ残っているからもうちょっと慎重にしたいというふうに私は受けとめました。しかし、これまでの６回にわたる協議会、あるいはまたその後のいろんなお互いの修正案に対する意見交換、さまざまな形でこれまでも回を重ねてこの問題について議論してきたはずですよ、今おっしゃったこの問題について。そのことに時間をかけてきたんじゃないんですか。そして、知事は部長が示した合意案、これを知事は事前に見てなかったんですか。北部12市町村に示す前に見てなかったんですか。そういうことを考えるならば与党から異議が申し立てられて、それで12市町村の地域住民、北部住民の命を後回しにして与党の意見を尊重する。こういうことにしか見えないですよ、今。

このことについて、明確に答弁してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時16分休憩

午後６時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　金城勉議員にお答えいたします。

私は公約で、北部基幹病院の早期実現に向けて取り組むということを明確に申し上げております。決して北部地域の皆さんの医療体制をないがしろにしているわけでも、後退させているわけでもありません。着実に前進させていきたいと思います。

どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

○金城　　勉君　議長、事前にその合意案を知事は承知していましたかというのを聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　答弁漏れです。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　答弁漏れ、失礼いたしまし

た。

もちろん事前に目を通しております。

○議長（新里米吉君） 15分間休憩いたします。

午後６時17分休憩

午後６時33分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

大城憲幸君。

〔大城憲幸君登壇〕

○大城　憲幸君 皆さん、こんばんは。

いつの間にかこんばんはになりました。待ちくたびれましたけれども、無所属の会としても、そして私個人としても最初の代表質問です。最後になるかもしれませんから、時間が押していますけれども、代表質問させていただきますので、よろしくお願いします。

今回は名前が変わって無所属の会になりましたけれども、我々会派でこだわってきた施策を中心に大きく３つの項目に分けて通告してありますので、よろしくお願いいたします。

１、米軍基地問題について。

(1)、米軍訓練の馬毛島への移転について、国の進める整備計画が具体的に動き出しているが、現状と計画について伺います。

(2)、馬毛島の基地整備が沖縄の負担軽減に貢献できると考えるが認識を伺います。

(3)、万国津梁会議が来月にも提言を行うとのことだが、具体的な提案が示され同案に基づき国と話し合うとの考えでよいか伺います。

２、農林水産業の振興について。

(1)、建設から60年になる本島唯一の製糖工場について、移転新築が不可避であるとの議論を行ってきましたが、移転用地の選定と認識を伺います。

(2)、豚熱（ＣＳＦ）の状況と今後の対応について。

ア、ワクチン接種の状況と計画の進捗を伺う。

イ、在来種アグーの原種保存、計画と実施状況を伺う。

ウ、生産者への支援策を伺う。

(3)、建設して35年が経過する県民の台所、沖縄県中央卸売市場の施設の老朽化や衛生問題に伴う建てかえについて、民間資金活用による整備方式を提案してきたが、取り組みと今後の方針を伺う。

３、観光振興について。

(1)、新型コロナウイルスの影響について。

ア、直近の状況と見通しを伺う。

イ、９・11同時テロやリーマン・ショック当時の対応を総括し今回に生かすべきと考えるが、関連産業への支援策を伺う。

(2)、北部テーマパーク事業について。

ア、事業実施に向けた取り組みが進んでいるが、本県観光やその他施策への影響を伺う。

イ、新たなテーマパークは県の施策とも合致するものであり、県もしっかり支援し成功に導くべきと考えるが認識を伺う。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 大城憲幸議員の御質問にお答えいたします。

米軍基地問題についての御質問の中の１の(3)、米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言についてお答えいたします。

米軍基地問題に関する万国津梁会議においては、沖縄の置かれている厳しい状況や国際情勢の変化を踏まえた上で、在沖米軍基地の整理縮小に向けた議論をお願いしております。これまでの会議では、日本を取り巻く安全保障環境の変化や、アメリカの戦略の変化などについてさまざまな意見が出されており、３月下旬に開催予定の第４回会議に私も出席をして、提言をお受けする予定です。この会議から出された提言については、副知事などとも調整の上、県の政策や取り組みに反映させてまいります。

次に、農林水産業の振興についての御質問の中の２の(2)のイ、アグー純粋種の保全についてお答えいたします。

国内唯一の固有種であるアグー豚は、生産者を初め多くの関係者の御努力により、大切に受け継がれ、現在では県内に約1100頭のアグー純粋種が飼養されています。沖縄県では、豚熱発生やアフリカ豚熱の侵入リスクを踏まえ、貴重なアグー純粋種の離島への保全対策を実施することといたしました。ワクチン接種作業を勘案し、当面、既存施設が活用できる離島に保全した後に、新しい飼養管理施設を整備した上で、家畜伝染病侵入リスクが低い離島に移動する計画であります。現在、沖縄県アグーブランド豚推進協議会と連携し、血縁や血統などを考慮して保全するアグー純粋種の選定作業を進めているところであります。

次に、観光振興についての御質問の中の３の(1)のイ、新型コロナウイルス感染症に伴う関連産業への支援策についてお答えいたします。

米国同時多発テロの際には、米軍基地における警備体制の報道等により沖縄が危険であるかのような印象が広まり、修学旅行を初めとして多くのキャンセルが

発生しました。また、リーマン・ショックに端を発した世界的な景気低迷の際にも、観光客数が前年度を下回る状況となりました。このような事態に対応するため、沖縄県では観光関連業界と連携して緊急キャンペーンですとか、修学旅行誘致事業の実施、観光関連事業者への金融支援等を行ってまいりました。今回の新型コロナウイルス感染症の発生においては、県民や観光客、観光関連事業の従業者に感染が広がらないよう、県から観光業界に対し対策の周知を図るとともに、中小企業セーフティネット資金の融資制度の周知も図っております。

沖縄県としましては、経済対策等を効果的・効率的に実施するための部局横断的な庁内プロジェクトチームを立ち上げ、それを中心として引き続き状況の把握に努めるとともに、国の緊急対応策も踏まえ関連産業の支援に必要な対策を検討してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、米軍基地問題についての(1)及び(2)、馬毛島の整備計画と沖縄の基地負担の軽減についてお答えします。１(1)と１(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

防衛省の馬毛島における自衛隊施設の整備計画によりますと、自衛隊馬毛島基地（仮称）は、自衛隊が普段は主に訓練場として使用するほか、米空母艦載機離着陸訓練（ＦＣＬＰ）に使用することを検討していることが示されております。沖縄防衛局に、施設整備の着工時期等について問い合わせたところ、環境調査等の現地調査をことし１月から開始しているが、施設整備に要する期間は、今後の検討によるため、現時点で予断を持ってお答えすることは差し控えたいとのことであります。

県は、航空機騒音等の沖縄の基地負担軽減を図るため、県外・国外へのより一層の訓練移転が必要と考えております。自衛隊馬毛島基地（仮称）につきましては、整備状況や利用計画なども含め、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　２、農林水産業の振興についての御質問の中の(1)、ゆがふ製糖の移転用地に関する県の認識についてお答えします。

沖縄本島における製糖工場の立地条件としては、原料搬入地域からのアクセスや、機械を冷却するための海水等が取水しやすい等、さまざまな条件があると認識しております。そのため、県としましては、ゆがふ製糖の意向を踏まえ、適正な候補地の確保について、沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議において、関係機関と連携し具体的な方策を議論するとともに、関係部局とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、２の(2)のア、ワクチン接種の状況と計画の進捗についてお答えします。

ワクチン接種については、豚熱の発症が抑えられ、生産農家が安心を得られる反面、無秩序な実施は、感染した豚の存在をわかりにくくし、感染拡大の防止や清浄性の確認に支障を来すおそれがあります。また、飼養衛生管理基準の徹底がおろそかにならないようにすることが重要と考えております。ワクチンの接種に当たっては、メリット・デメリット、生産者の対応等を関係者で共有する必要があります。このため、県では１月22日に沖縄県豚熱対策関係者会議を開催し、その意見を踏まえ、同日、ワクチン接種を決定したところであります。ワクチン接種プログラムについては、２月19日に国の食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会で承認されたことから、同計画に基づき、接種を進めてまいります。

次に、２の(2)のウ、生産者への支援策についてお答えします。

豚熱発生に伴い、防疫措置で殺処分された家畜や移動・搬出制限区域内農家の売り上げ減少等の補償として、家畜伝染病予防法に基づき手当金等が措置されることとなっております。また、発生農家及び移動・搬出制限区域内農家への対応として、畜産課内にワンストップの豚熱に係る農家支援相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応しているところであります。

次に２の(3)、県中央卸売市場の建てかえについてお答えします。

県中央卸売市場の施設につきましては、開設より36年が経過し、補修などが必要な時期を迎えていることから、平成27年度に策定した沖縄県中央卸売市場修繕計画に基づき、計画的な維持保全に努めているところであります。将来的な施設整備を含めた市場機能の強化については、今年度実施している中央卸売市場機能のあり方に関する調査事業において、民間資金活用による施設整備を含めて必要な調査を行っているところであり、引き続き中央卸売市場経営展望推進会議等で検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　３、観光振興についての御質問のうち(1)のア、新型コロナウイルス感染症の影響の直近の状況と見通しについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、中国政府が１月27日から中国国内及び海外への団体旅行を一時禁止したこと、台湾政府が外航クルーズ船の寄港を禁止したこと等により、沖縄を訪問する中国及び台湾からの観光客数に影響が出ております。航空便については、２月17日時点で、北京など中国５都市からの週15便が運休しているほか、上海線は２月に57便が欠航となっております。海路につきましては、現時点で予定されていた56回の入港がキャンセルになったと把握しております。

県としましては、関係業界へのヒアリング等を通じ引き続き状況の把握に努めてまいります。

同じく(2)のアから(2)のイ、北部テーマパーク事業における本県観光等への影響及び県の支援についてお答えいたします。３の(2)のアと３の(2)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えをいたします。

世界水準の観光・リゾート地を形成し、滞在日数を延伸させるためには、県内各地において魅力ある観光コンテンツを創出する必要があります。民間企業が進める当テーマパーク事業は、北部の周遊時間の延長による滞在日数の増加や観光消費額の向上のほか、新規の雇用創出などの効果が期待されます。そのため、県においては観光地形成促進地域制度等による地方税等の軽減措置の紹介などを行っているところであり、引き続きスムーズな開発許可や周辺のインフラ整備等に向けて関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時48分休憩

午後６時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

大城憲幸君。

〔大城憲幸君登壇〕

○大城　憲幸君　順を追って再質問をさせていただきます。

まず、馬毛島についてです。

去年もうちの當間が代表質問で取り上げましたけれども、大体同じような答弁でございました。ただ、去年に比べるといろいろ動き出しているんですよ。防衛省が馬毛島での現地調査を先月から再開をしてやっております。そして、新年度予算、2020年度予算に環境アセス関連の予算が約５億円計上されております。そういうことでも動き出している。また、防衛省は正式には答えはなかったということですけれども、さまざまな情報、報道等によると4000メートルの滑走路、それから2500メートルの滑走路、２本の滑走路ができる。そして、それに伴って管制塔、隊舎、そういうような建設が2022年から建設が始まるというような情報等もあります。

そういうようなことを考えると、やはりこの沖縄から500キロ、600キロも離れていないところにこれだけの施設が今計画されているわけですから、そこに沖縄の負担軽減について可能性が非常に大きいんじゃないかということで、もっと積極的に動くべきというのは私だけではなくて、去年から我々会派で話しているところなんですよ。

そして、今公室長が触れていたように、陸上での空母の離着陸訓練、ＦＣＬＰという話でしたけれども、今これが年間で最大で20日くらい使うというような話。逆に言えば、20日しか使わないという話にもなるわけですよ。だから、そういうことで今普天間が世界一危険と言われながらさまざまな離着陸、タッチ・アンド・ゴーの数が増加しているということを考えると、私はとにかく沖縄基地負担の軽減、これは普天間だけではなくて、嘉手納のジェット機の騒音、伊江島のパラシュート訓練、そして高江のヘリパッド訓練、そういうようなものがこの馬毛島でできるんじゃないか。あるいは沖縄の基地負担軽減のために、馬毛島の整備については沖縄の基地負担の軽減も想定しながら整備してくれと。そういうような発信は、私は沖縄側からするべきだというふうに思っているんですけれども、その辺について再度考え方をお願いいたします。

万国津梁会議についてです。

知事から答弁がありましたけれども、去年３月この米軍基地問題の万国津梁会議を立ち上げたときに、沖縄の新聞も全国紙も含めて、辺野古にかわる代替案の検討ができるんじゃないかと。やはり、これまでみたいに歴史的な背景の議論だけではなくて、この万国津梁会議の中には安全保障の専門、外交の専門、そういう専門家の皆さんを入れて、辺野古唯一を覆すために理論構成をすると。そういうような議論が期待できるというたくさんの声があったわけです。私も具体的なそういう提案がされるとまだ期待しております。ただ、議事録が公開されている部分、これはもう発言者が誰とか細かな中身までは残念ながら出ておりませんけれども、その中の発言内容を見ても、２回までは案外具

体的な意見があるんです。アメリカの戦略見直しの中で沖縄の基地をどのように分散していくのか。整理しないといけないよとか。あるいは、沖縄からの働きかけがもっと戦略的、明示的にあってもいいんじゃないかとか。もっと言えば沖縄からの積極的な働きかけでいくべきですよと。どのように沖縄の現実的な基地負担の軽減に踏み込んでいくか、そういうような発言もあるんですけれども、３回目になると、なかなかそういう具体的な提案をするぞというような発言がなくなっているわけですね。こういう有識者の会議というのはえてして役所の人間がコントロールしているというような話もありますけれども、やはり我々は最初に戻って、しっかりとこういう安全保障の専門家、外交の専門家から論理的に辺野古唯一を覆すような、あるいはこの辺野古滑走路建設の経済的合理性について、もっと議論すべきじゃないかという議論もこの中であるわけです。そういうようなものをもっと議論して提案できるんじゃないかなと思うんですけれども、この２回目から３回目の議事録を読み比べると、ちょっと逆にトーンダウンしたような感を私は個人的に受けたわけです。先ほどあった３回、３月の次回４回目には提案をするということですけれども、私はそういう具体的な提案をしてほしいなと思うんですけれども、その辺の議論の中身、あるいは皆さんの考え方についてお願いをいたします。

農林水産業の振興のゆがふ製糖です。

部長から話がありましたけれども、海水の利用ができるとか、中部地区じゃないといけないとかってありますけれども、向こうの関係者の議論を聞くと、５つの要件があります。用地面積は５万平米以上、そして海水の利用、冷却水を莫大に使いますから海水、海の近くじゃないとできないですよと。製造した砂糖を出荷しますので、港が近いところですよと。工業用水が使えないといけませんよと。それから、先ほど立地という話がありましたけれども、糸満から国頭まで県内26市町村全てにありますから、そこはやはり中部地区じゃないといけませんよと。この５つの条件を考えると、うるま市の国際物流拠点産業集積地域しかないと私は思っているんです。ただ、この辺は商工労働部が、製糖工場はなかなかねということでずっと難色を示してきましたけれども、やはり今この5000戸の県内のサトウキビ農家を頑張ってもらうためにもこの場所しかないというんであれば検討すべきだと思うし、さらに言えば、最近黒糖が少し余りぎみだということで、さまざまなお菓子メーカー、パン会社さんなんかもこの沖縄の黒糖を使って外に出していこうという動きで頑張っています。それで黒糖の県外・海外への出荷が４倍になったよとか、額で３倍になったよというようなうれしいニュースもありました。そういうことが一つ。

もう一つは、サトウキビのバガス、搾りかすというのは今まで全部燃やしていたわけですけれども、それが次世代の栄養素材として今非常に可能性が高まっている。それが人間に対しても高い生体調整機能があるということがわかって、そういうようなものをお菓子とかパンなんかに加工をしてやりたいというような声があります。そういう皆さんもこの集積地域に工場を持ちたいというような話もあります。そういう意味では商工のほうがこれまで言ってきた沖縄のすばらしいものを県外に出していく、世界に出していくという意味でも、やはりこれはこの場所に製糖工場を移して黒糖関係、今言うバガスの開発関係、そういうような企業と一緒に集積をして沖縄から外にいいものを出していく。そういう議論ができると思うし、そこは商工労働部もこの場所については十分私は検討できると思うんですけれども、商工労働部長の答弁を求めます。

豚熱については、ずうっとありますけれども、ワクチン接種もそれまでの結論も遅かったんですけれども、接種も２月の中旬の予定が――もう２月も終わりますけれども――まだ始まっていないようです。さらに言えば、この接種に２カ月かかるというのも、私時間かかり過ぎだと思うんですよ。先ほど部長からあったようにやはりこれワクチン接種をすることによって接種した豚なのか、自然のウイルスなのかというのがわかりにくくなるからということでこれまでさまざま迷ってきたわけですけれども、最初に打つ豚から最後に打つ豚まで２カ月もかかってしまうと、今言ったような懸念がさらに大きくなると思う。そしてまた、今はまだその後の発生がないからいいですけれども、場合によって次から次へまた最悪の事態を考えると、今家畜防疫員しかワクチン接種ができないから２カ月もかかるという話ですけれども、この40名しかいない家畜防疫員それだけではなくて、県内にはその10倍以上獣医師がいるわけですから、その辺は臨機応変な対応というのができないのかというのが疑問だし、今は緊急事態ですから、そういうようなことも検討して取り組むべきじゃないかなと思っているんですけれども、１点目はまずその辺をお願いします。

それから、農家支援ですけれども、愛知県田原市というところは非常に養豚が盛んな地域ですけれども、１年前に３万7000頭の殺処分をしました。ちょうど１年たちますけれども、その皆さんの声を聞くと、国

からの補償がまだおりてないんですよね。そういう現状を見ると、国に早目に補償をしてくれというのは当然そのとおりですけれども、ただやはり国もまだまだ時間がかかるというのであれば、先ほど県独自の施策も話はしていましたけれども、国のこの補償がこれだけ時間かかる、そういうような事例があるんであれば、やっぱりもっともっと沖縄県が積極的に独自の施策を出すべきだと思うんですけれども、その辺について再度答弁をお願いいたします。

中央卸売市場についても余り去年の答弁と変わっておりません。これまでこの中央卸売市場の建てかえの必要性については議論をしてきましたから、時間がありませんのでここではやりませんけれども、ぜひ今がチャンスだと思うんですよ。そのままつくるにしても100億以上かかる。そして、国と県の関係においてはなかなか一括交付金、あるいは補助金というのを期待するのが難しい。そういうような中で、今この物流施設に投資マネーが向いているというような情報が多く寄せられています。2007年に4400億円だった物流施設の取扱額が今18年で9000億までふえているんですね。去年アメリカの運用大手のヌービンという会社が神奈川県の小田原市の施設を500億円、倉庫を500億円で購入してニュースになりました。大和証券グループとか、シンガポールの大手の物流会社がファンドをつくってどんどん今そういうところに投資マネーが向いている。そういうようなことを考えると、中央卸売市場はあの立地のいいところに11万2000平米、大体３万坪以上、その県の土地があるわけですよ。沖縄でも倉庫も冷蔵庫も足りないという今だからこそやはりそこにしっかりと民間に投資をしてもらって、そこの一角で市場を運営する。そういうように新たな民間の力をかりた投資の仕方、運営の仕方というのは、私は早急に議論して進めなければいけない。去年と同じように調査中ですという話をしている間に、もう３年後、５年後というのはどうなっているかわかりませんので、去年は1000万ちょっとくらい調査費をつけてくれましたけれども、新年度予算ではその調査費ももうなくなっているわけです。だから、今ちょっと県の本気度というのは口では民間の活用も検討しますとは言っていますけれども、予算にはそこの本気度が出てきません。だからこれはしっかりと取り組むべきだと思うんですけれども、再度答弁をお願いします。

あとは新型コロナウイルスについては議論がありました。簡単にいきますと、今海外からの部分はもうどんどんキャンセルが出ていますけれども、関係者が心配しているのは、修学旅行とか県内の旅行者のキャンセルの心配です。そういう意味では例えば那覇空港とか、モノレールとか、そういう公共施設だけでもやっぱり夜間に殺菌とか除菌をしていますよとか――今どれぐらいしているかわかりませんけれども、そういうようなものをしっかりやる。あるいはそういうようなものをしっかりやっているというアピールすることによって、少しでもその辺の不安を取り除けるんじゃないかなと思いますから、そういう取り組みもお願いしたいし、先ほどあった２月17日の議論の中でさまざまな取り組みもしてますよと言いますけれども、ちょっと予想以上に厳しい、中小零細企業についてはなかなかもたない会社が出てくるんじゃないかなと心配がありますので、やはり沖縄県信用保証協会、そういうような保証のあり方を大胆に緩和して、公庫とか民間金融機関に融資をしてもらう。そういうことも必要じゃないかなと思いますので、ぜひ県がリードしてやっていただきたいなと思います。

北部テーマパークについては答弁あったとおりですけれども、500億から600億の投資です。そして、300万から500万人の人が来ると言われている。だからこれぜひもっともっと積極的に支援していただきたいと思いますので、これは要望させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後７時２分休憩

午後７時６分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） まず、馬毛島の負担軽減に係る取り組みについての再質問にお答えいたします。

馬毛島で予定されております防衛省の訓練内容につきましては、パラシュート降下訓練や戦闘機の機動展開訓練など、現在在沖米軍施設で行われている訓練と同様の訓練を自衛隊が行うというふうに説明がされているところでございます。

私ども沖縄県としましては、そういった嘉手納飛行場そして普天間飛行場の訓練移転は引き続き負担軽減推進会議などにおいても求めているところでございます。その馬毛島の訓練は、施設整備について、今後決定によっては変更があるというふうに書いてありますが、その辺も含めまして沖縄防衛局を通しまして情報収集を図って負担軽減に資することができるのかしっかりと情報を集め、まずはそこからどういうような対

応がとれるか検討してまいりたいと考えております。

続きまして、万国津梁会議の提言についてでございますが、第３回会議でも例えば、日本の安全保障と日米同盟のあり方などについて沖縄の負担軽減をいかに図るかなどの話もございました。また中国との関係、普天間飛行場の運用停止、抑止力などについてもさまざまな意見が交わされたものと思っております。現在、第３回終わりまして、委員長、副委員長を中心に各委員の取りまとめに向けた意見交換が主にメールで行われているというふうに聞いております。その辺を踏まえまして恐らく第４回にまとまった形で提案されるというふうに私どもは考えております。その受けました提案につきまして知事、副知事を中心にどのような対応をするか県政に反映をきちっとしていくような形で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） ゆがふ製糖の移転用地に関する県の認識についての大城憲幸議員からの再質問にお答えいたします。

国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区は、現在高付加価値な半導体や電子部品分野、それから航空関連クラスター分野及び医療機器・バイオ分野を誘致対象としております。ゆがふ製糖からは昨年度より用地確保に向けた相談を受けておりますが、現在の企業誘致方針における対象業種に合致しない旨、これまでは説明してきたところです。

一方で好調な県内経済等を背景に改正前の対象業種関連企業から当地区への立地に関する問い合わせが多く寄せられている状況にございます。こうした状況に加え、先ほど議員から御意見がありました、黒糖またはバガスの１次、２次加工による関連産業の集積ですとか、輸出･輸入の促進といったことも考慮しまして、県としましては、企業誘致の具体的な対象業種等について関係市町村や経済団体等からも意見を聴取しながら検討を進めてまいります。

それからもう一点、新型コロナウイルスに関係しまして、信用保証協会の支援についての御質問がございました。

県では信用保証協会において、中小企業セーフティネット資金、補償の拡充といったところに取り組んでおりますけれども、今後セーフティネット資金に対する資金需要というんですかそれがふえた場合、この県からの支援が必要になってくるというふうに考えております。いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症の拡大の産業面への影響については、中長期的な対策・検討を講じていく必要があるというふうに感じておりまして、対策としましては今月17日にＰＴを立ち上げまして、まずは産業面や事業者への影響に関する状況把握を行うということと、その上で商工会、商工会議所、ＯＣＶＢなどの関係機関と連携しながら正確な情報発信や風評対策などの支援策について議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） 再質問にお答えします。

まず、ワクチンの接種期間についての再質問にお答えします。

ワクチンの接種につきましては、まず初回接種に必要な対応としまして、県内の家畜防疫員１名、それから補助員１名をつけて２名１班として１日20班の体制でワクチン接種を進める計画となっておりまして、先ほど御指摘のありました約２カ月程度を要する計画となっておりますが、より短期に実施するために例えばＯＢ職員、それから民間、県内の獣医師のいわゆる短期間の嘱託等の制度を活用して家畜防疫員として指定する方法とか、いろんな方法を考えていきたいと思っています。

それから、現在国に対しましても県外から家畜防疫員の派遣につきましても要請を行っているところで、いろいろな方策を考えながら短期間での実施に努めていきたいと考えております。

次に、経営の支援についてですけれども、県のほうでは現在農林漁業セーフティネット資金の借り入れに伴う利子補給についても調整を進めているところなんですけれども、県外でこれまで発生した府県独自の対応とか、それも今情報収集をしておりまして、現在設置しております農家支援相談窓口、そういうところで農家にも直接話を聞きながら必要な支援について検討していきたいと考えております。

それから、中央卸売市場関連の再質問ですが、答弁の中では中央卸売市場経営展望推進会議等で引き続き検討していくという答弁をいたしました。今年度実施いたしました調査事業の結果を踏まえたものになるかと思いますが、主に市場機能の強化に関する施設改修計画の策定だとか、クルーズバース整備に伴うクルーズ客等への対応検討だとか、それから先ほど御指摘のありました民間資金を活用する場合の市場の整備の課題等、そういった事項について経営展望推進協議

会の中で意見交換をしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 大城議員の再質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの関係で先ほど議員のほうから安全性をアピールしたらどうかという御質問でございました。

まさにおっしゃるとおりだというふうに思っております。私ども、先ほど知事が答弁申し上げましたとおり、一義的には県民や観光客、観光関連事業者の従業員に感染が広がらないよう、これまで保健医療部と連携しましていろんな情報を観光関連事業者の皆様に周知をしてきたところでございます。

また、先ほどインバウンドの話もありましたけれども、日本語、英語のみならず、中国語の繁体語、簡体語、それからハングルにも翻訳をしまして、ビューローのサイトなどで、いわゆる新型コロナウイルスに対する情報などを発信しているところでございます。インバウンドにつきましては、クルーズ船につきましても航空便につきましても非常にキャンセルが多い状況でございます。その状況が今非常に厳しいというところでございまして、また国内客につきましても、また県内の動きにつきましても人混みを避けるというところがございまして、非常に動きが鈍いところもございます。そういう意味ではやっぱりこれまで業界団体の皆様といろんな意見交換をさせていただいていますが、非常に大事なのは安心・安全の正確な情報発信というところがございます。

我々、事業者様にはいろんな周知、対策をお願いしているところでございますので、先ほど議員から御提案のありますように、やっているところはしっかりＰＲしていくということが大事かなと思います。また事業者の皆様とも協力しながらそういった取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 大城憲幸君。

〔大城憲幸君登壇〕

○大城　憲幸君 知事、米軍基地問題で最後に知事からお願いします。

この万国津梁会議の中で、滑走路建設の経済的合理性についてもっと議論が必要じゃないかって声が第３回にも出ています。私もそのとおりだと思います。9300億の話もあるし、この中でも２兆5000億という県が出したものについてももっと根拠ある数字を出して、この経済的合理性について議論を深めたほうがいいよと提言したほうがいいよという意見もありますので、ちょっと今のままではもう次で終わりという話になると、何か今までと変わらないものになってしまいます。万国津梁会議についてはさまざまありました。だからこそ、ここから出た提言があったから基地問題が大きく動いたねというような提言を、やっぱり知事がハッパかけてでも具体的な提言を出していただきたいと思うんですけれども、見解をお願いします。

農業振興、副知事、富川副知事お願いします。

ゆがふ製糖の問題については、商工労働部長が検討してくれるということで大きな前進だと思います。ただ、ほかのエネルギー問題も含めてこれはさまざまなものと絡みます。部を越えますので、その辺についての見解。それから中央卸売市場ももうこれもやるとなると200億、300億の民間の投資になりますので、やはり政治判断が必要だと思います。専門家としての所見も含めて御意見をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後７時18分休憩

午後７時21分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 大城憲幸議員の再々質問にお答えいたします。

確かに議員おっしゃるように、例えば議事録などでは辺野古について建設費用の問題をもっと議論する必要があるですとか、これだけの費用をかけて基地をつくるということは、当然アメリカでも日本でも大きな議論になるということからさらに精緻な研究をしていくべきではないかというふうな意見もあろうと思います。いずれにいたしましてもこの間３回までの議論が積み重なってきて、４回目は私も委員の皆さんからより具体的にいろいろな提言をいただくことになると思いますし、また来年度も引き続き私たちとしてはこれで終わりではなく、引き続きまた新たなテーマで委員の方々への協議をお願いするということもありますし、来年度では政策の中にどういうふうな部分を取り入れてそこを今度は県のほうでもどのような調査を進めるかなどの検討も生まれてくると思います。ですから、私もその４回目の会議ではしっかりと委員の皆さんからの建設的な意見を受けとめて、次年度の政策に生かしていきたいというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 大城憲幸議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、ゆがふ製糖についてでございますが、新工場建設候補地の確保につきましても農水における対応を踏まえながら、商工労働部のほうで御指摘の場所が確保できるか検討していきたいと思っております。

それから、次の県中央卸売市場についてでございますが、こちらも答弁したとおり、将来的な施設整備を含めた市場機能の強化については今年度実施している中央卸売市場機能のあり方に関する調査事業において民間資金活力による設備整備を含めて必要な調査を行っているところであり、引き続き中央卸売市場経営展望推進会議等で検討していくというふうに思っております。

御指摘の具体的な固有名詞が出た、そういうところに興味があるデベロッパー含めてそこも情報収集しながら、必要とあらばまたお会いして意見を聞いてそういう可能性についても吟味をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 以上をもって代表質問は終わりました。

この際、お諮りいたします。

乙第16号議案の訂正の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案の訂正の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） **乙第16号議案の訂正の件**を議題といたします。

知事から訂正の理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔議案の訂正について　巻末に掲載〕

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ただいま議題となりました乙第16号議案について、訂正の理由を御説明申し上げます。

令和２年２月13日に提出いたしました乙第16号議案「沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例」については、市町村の意見を聴取し、同意見を踏まえ、住宅宿泊事業の実施を制限する区域について石垣市を加え、当該区域から南風原町を除くとしたところであります。本議案提出後に、石垣市から、一定の規制は必要と考えているが、一方、適法に事業活動を開始した事業者が保護される必要もあるので、再検討を要することとしたため、制限区域に石垣市を加えるとした回答については取り下げますとの申し出があり、同条例案から石垣市を除く必要があるため、議案の訂正を行うものであります。

以上、令和２年２月13日提出の乙第16号議案の訂正について御説明いたしました。

よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております乙第16号議案の訂正の件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案の訂正の件は、承認することに決定いたしました。

◆・・◆

○新垣　　新君 議長、ちょっと申し入れがあります。我が会派からの……。

○議長（新里米吉君） 休憩でいいですか。

休憩いたします。

午後７時27分休憩

午後７時31分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時31分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　當　間　盛　夫

会議録署名議員　　比　嘉　京　子

令和２年２月26日

令和２年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　５　号）

令和２年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

令和２年２月26日（水曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第5号

令和２年２月26日（水曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで
甲第１号議案　令和２年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　令和２年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　令和２年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　令和２年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　令和２年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　令和２年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　令和２年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第８号議案　令和２年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第９号議案　令和２年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第10号議案　令和２年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第11号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第12号議案　令和２年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第13号議案　令和２年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和２年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第16号議案　令和２年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第17号議案　令和２年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第18号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和２年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案　令和２年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和２年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和２年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和２年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和２年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第25号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）
甲第26号議案　令和元年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　令和元年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第２号）
甲第28号議案　令和元年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第29号議案　令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）

甲第31号議案　令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　令和元年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　令和元年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県動物愛護管理員設置条例
乙第10号議案　沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第11号議案　沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例
乙第12号議案　沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例
乙第18号議案　沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県公立大学法人評価委員会条例
乙第22号議案　沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例
乙第25号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県首里城復興基金条例
乙第27号議案　沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例
乙第28号議案　沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第31号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第33号議案　沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例
乙第34号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第35号議案　債権の放棄について
乙第36号議案　訴えの提起について
乙第37号議案　沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業の契約に係る落札者の決定の無効の確認に関する和解等について

乙第38号議案　地位確認請求事件の和解について
乙第39号議案　指定管理者の指定について
乙第40号議案　指定管理者の指定について
乙第41号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第42号議案　公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立について
乙第43号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第44号議案　専決処分の承認について

出　席　議　員（46名）

議長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	保健医療部長	砂川　靖君
副知事	富川盛武君	農林水産部長	長嶺　豊君
副知事	謝花喜一郎君	商工労働部長	嘉数　登君
政策調整監	島袋芳敬君	文化観光スポーツ部長	新垣健一君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	土木建築部長	上原国定君
企画部長	宮城　力君	企業局長	金城　武君
環境部長	棚原憲実君	病院事業局長	我那覇　仁君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	会計管理者	伊川秀樹君

知事公室 秘書防災統括監	前原正人君	労働委員会 事務局長	金良多恵子さん
総務部 財政統括監	金城　賢君	人事委員会 事務局長	池田克紀君
教育長	平敷昭人君	代表監査委員	當間秀史君
公安委員会委員	與儀弘子さん	選挙管理委員会 委員長	当山尚幸君
警察本部長	宮沢忠孝君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田　隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平良　潤君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

○照屋　守之君　議長、休憩願います。

○議長（新里米吉君）　これは議会運営に関してですか。

休憩いたします。

午前10時３分休憩

午前10時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

○島袋　　大君　おはようございます。

自民党の島袋大です。

先ほど部長からも説明がありましたけれども、知事、こういう状況で知事、副知事が最後一言も何もない。うるま市でこの殺処分が1000頭余り出てるよという報告があるんであれば、県民に説明する部長たちの努力はわかってますよ。であれば知事、副知事がしっかりと調査して責任持ってやるという一言が必要でしょう。こういうことをやらない自体、この県政はいかがなものかということですよ、知事。これ人災です、人災。明確に、しっかりと知事なんだからリーダーとしてはっきり言うべきでしょう。ここは私は納得いきません。

これからの一般質問、しっかり答弁できるようにお願いしたいと思っております。

質問に入ります。

私が９月から質問を始めた知事の契約前夜の会食問題が住民監査請求にまで発展してしまいました。疑惑は解明されるどころか、ますます深まるばかりであります。

さて、沖縄・自民党プロジェクトチームは昨年から断続的に資料の分析、関係者へのヒアリングを行ってきました。その上で、改めて知事、副知事そして文化観光スポーツ部長にお聞きします。これは確認です。

知事、例の会食、この会食ですね。（パネルを掲示）副知事、そして文化観光スポーツ部長、この例の会食問題は、かなり長い時間居酒屋で飲食をしたみたいですけれども、知事はその中で１時間程度参加したというわけですよね。

知事、あなたが参加したとき万国津梁会議の話は出ませんでしたか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　この間も議会で答弁をさせていただいておりますが、私が参加した１時間程度の時間の中では専ら音楽の話ですとか一般的な話でした。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　何度も確認しますけれども、今後住民訴訟にまで発展するかもしれません。我々もＰＴで今回かなり深く関係者の方々にヒアリングをして、いろいろなものを確認することができました。

その上で質問します。

知事、あなたの公約については、この会食の中で出ませんでしたか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　どの公約のことなのかは記憶にありません。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　それでは、文化観光スポーツ部長もしくは統括監、交流推進課課長、その他職員より、鈴

木氏、徳森氏またはその他の関係者に対して自民党ＰＴのヒアリングは受けないように、会わないようにと働きかけたことはないですか。これ統括監や課長にも確認してください。

あと、意見陳述書を見ましたけれども、山形にも職員を送ってますよね。山形の法人の関係者に自民党に会うなとかそういう圧力、隠蔽工作を指示することはありませんでしたか。部長､その辺確認してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時14分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

今の島袋議員が御指摘の件は、私どもはなかったものというふうに考えています。私も鈴木氏には一度お会いしました。その際は事業の執行についてしっかり取り組んでほしい旨はお伝えをしたところでございます。

また、先般のいわゆる参考人招致の件につきましても、私どもは受託者、委託者の関係であることから、私どもから、出席の可否についてどうこう申し上げる立場にはないということは申し上げたところでございますし、またいろいろと契約関係について、御相談があれば私どもにというところのお話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 当初、議会の答弁で山形事務所や沖縄事務所に行く必要ない、問題がないから別に行く必要ないと。我々はなぜ現場に行かんのかと。行く必要ないってはっきり言いましたよね、部長。意見陳述書が出たときに、なぜじゃ山形に行ったんですか。どういう内容で山形に行ったんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

先般の議会で、契約に当たりまして、事務所のほうは確認をしていないという答弁を差し上げた次第でございます。その後11月議会が終わりまして、今年度の執行の状況などの確認や打ち合わせのために、一度山形にお邪魔したほうがいいだろうということで私のほうで山形に行ってくるように職員を遣わした次第でございます。

○島袋　　大君 議長、休憩。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

私ども、毎会議ごとに職員が立ち会って、その会議が円滑に進んでいるということを確認しているとこれまでの議会で答弁を申し上げました｡何といいますか、山形に職員が行きましたのは、今年度の執行状況というのはいわゆる経費の支払いの状況であるとか、そういうところの確認に行ったというところでございます。

○島袋　　大君 議長、ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 今回のコンソーシアムの代表企業は山形にある会社でございます。そういったところから経理関係の書類についてもその状況について一応確認をしに行ったというところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 それでは、疑惑の会食問題の質問をする前に、次年度の県予算についてお聞きします。

２月６日の新聞報道で、県予算総額7514億円内示と記事の発表がありました。これまで、これだけ大きな問題となり、住民監査請求まで出された万国津梁会議事業についてでありますけれども、今回予算計上してますか。金額は幾らですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

令和２年度の予算につきましては、2432万5000円を今計上しているところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 まず幾つか確認させてください。

委託の次年度のテーマは何を予定してますか。基地問題は抜くと聞いておりますけれども。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 令和元年度

に引き続きまして、基地問題それからＳＤＧｓの２テーマについては令和２年度も引き続き行うということにしております。トータルで５つのテーマということにしておりますが、３つのテーマにつきましては今現在、検討中のところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 基地問題は、基地対策課が直轄でやるわけですよね。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 今年度の実績を踏まえて次年度はそのようにやっております。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 今年度５件のテーマをやるということで発注をして、ＳＤＧｓ、基地、子供の３件しかやってないんですよ、ことし。万国津梁会議、３件。本来なら５件の予定で予算を組んで３件しかやっていないんだから、当然大幅な減額精算になりますよね。それをあなた方しないんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

今回の契約につきましては、当然契約書に基づいて後ほど精算をしっかりして、確定するという作業がございます。

○島袋　　大君 議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） ３月にまだ２つの会議を予定しており、精算の途中でございますが、当初の契約よりは減額になるということが想定されます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 部長、大変な答弁ですよ。

今まで我々がずっとあなたたち大丈夫ですよね、問題ないですよねって質問してきたときに、大丈夫って言ったんだよ。今さら減額調整入るんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 私が何を大丈夫と言ったかというのはちょっと今よく理解していないわけでございますが、今回の契約に当たりましては、概算払いを行いました。契約書に基づきまして、いわゆる精算条項がございます。ですので、最終的に終わればその実績を踏まえて確定して精算するということをこれまでも答弁してきたところでございます。

○島袋　　大君 議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えいたします。

そういうことを申し上げたつもりではございません。今回の契約に当たりましては、しっかりと精算がございますので、執行状況を踏まえて確定し、精算するということを申し上げた次第でございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 次年度は基地問題は基地対策課が直轄するわけだから、当然ほか４件のテーマについては確定してから予算要求するべきじゃないですか。自民党があんなに指摘しているのに、いまだ懲りずにことしもテーマは決まっていないのに予算要求するんですか。そこはどうするんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

来年度の残りの３つのテーマについては検討中でございます。

予算編成につきましては、一定程度、実施するということを見積もって計上するものというふうに考えております。監査委員のほうからいろいろと今回の住民監査請求に当たりまして熟度でありますとか、そういう御指摘をいただいているところでございます。来年度につきましては、しっかりとテーマを決めてその発注など事務の執行を行っていきたいというふうに今のところ考えております。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 住民監査の報告書の８ページに監査委員３人の共通認識で、知事が組織した万国津梁会議はこの委託の内容は不透明で事業熟度、計画性及び精度に疑問が残る、「先行きが見通せない特殊性を持つもの」だったとまで書かれているんですよ。その特殊性が不当な概算払いを招いたんじゃないですか。テーマを確定してから予算要求しなさいよ。どうですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 万国津梁会議のまず設置目的は、設置要綱から見ますと、沖縄21世紀ビジョン将来像の実現を図るとともに、新時代沖縄を構築するさらなる政策の推進が必要であり、有識者から意見を聞くため、設置するということになっております。さらに万国津梁会議の位置づけは沖縄県附属機関等の設

置及び運営に関する基本方針に基づく会合として位置づけられ、有識者の意見を聴取し、当該意見を県の行政上の政策決定の参考とすることを目的としております。さらに説明させていただきますと、今般沖縄県振興審議会の附帯意見として残りの計画期間における施策展開及び新たな振興計画の策定に当たって、答申をいただきました。その中には重要性を増した課題、全71件、新たに生じた課題が全39件と上げられています。令和２年度の万国津梁会議のテーマをその中から選定しようということで、今調整を進めているということでございます。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○知事（玉城デニー君）　先ほど答弁をさせていただきましたが、係るその沖縄県振興審議会の附帯意見の中から、重要性を増した課題、新たに生じた課題の中、ほぼ110件ありますが、その中から６つ、６件テーマに今絞り込んでその中のものを審議をして諮っていこうということでの最終的な詰めに進んでいるということでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　総務部長、基本的にテーマも確定していない事業に来年も予算組めるんですか。一般論でいいですよ、一般論で。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　お答えいたします。

万国津梁会議の設置目的等は先ほど知事が説明したとおりでございます。もともとの目的はあらゆる方面のいろんな意見聴取が必要であろうということで、全方位的なものでこれにうたわれております。その中で、何を起こすかというのは先ほどありましたように、いろんな審議会の意見とかその都度起こる事象・現象に対応してその都度識者から意見を聞くということになっておりますので、基本的には全方位的なものを見込んでそこからさっき申し上げたようにその状況に応じて開いていくということになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

次年度の予算編成のことでということでございます。

万国津梁会議、先ほど知事また富川副知事からもございましたけど、テーマが５つの分野で設定をされております。今年度は３つのテーマということでしたけど、この間議会の中でいろいろやりとりをしている中で先ほど知事からもございました、新たな執行計画の課題等の提案もあるということでございますので、基本的にはその５つの分野、人権・平和、情報・ネットワーク、人財育成・教育・福祉・女性、経済・財政関係のテーマに応じて５つをやるということで計画をされてるというふうに予算編成の中では部局のほうから要求がありましたので、そこをしっかりやっていただくということで予算編成をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ことしのようにテーマも確定せず、知事のお友達の有識者が決まり次第委員会を立ち上げていくつもりなんですね。

ところで米軍基地の問題のテーマは基地対策課が直轄でやることですけれども、予算は幾ら計上してますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　令和２年度につきましては、万国津梁会議、米軍基地問題に関する当初予算、所管課のほうでありますけれども、予算額は464万6610円となっております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　米軍基地問題も含めると万国津梁会議関連予算は委託費、一般事務費を合わせたら幾らになりますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたように、2432万5000円でございます。

○島袋　　大君　ですから基地対策と含めた金額ですよ。事業。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　基地対策課が直接執行するものも含めて2432万5000円でございます。

○島袋　　大君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 先ほど御答弁申し上げましたように、基地対策の関係を含めまして2432万5000円でございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 若干数字が違いますけれども、基本的にほぼ金額変わらないんですよ。（パネルを掲示）若干数字の違いがありますけれども、しかしこの多額な次年度とことしも変わらないような状況はおかしいんですよ。こんな多額な万国津梁会議予算をまた知事のお友達やコンサルや大学教授に委託するんですか。

それでは次年度の委員報酬は幾らですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

来年度につきましてですが、委員報酬は２万7000円でございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 また３倍、委員報酬を支払うわけですよね。知事の看板政策の委託は皆さんやりたい放題ですね。

これは知事の指示ですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） これまでも２万7000円につきましては、高度な識見を有する方々から意見を聴取するというところで政策参与の日当報酬を参考に積算したということをこれまで議会で申し上げてきたところでございます。来年度も引き続きその金額で積算をしているところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 こんないいかげんな予算要求、部長、あなた方本当に議会をばかにしてるんですか。それとも野党とはいえ、第一党の我々自民党をばかにしてるんですか。我々自民党は厳しく指摘しましたよね。あなたたち意見陳述会でテーマは決まってないから、先が見えないから先行きが見えない特殊性を持つ事業とまで言ってるんですよ。だから９割も不当に概算払いしたんでしょう。それ指摘されたなら――百歩譲って次年度は何をテーマにするか決めて、予算計上しなさいよ。こんないいかげんなことするべきじゃないですよ。

部長、あなたじゃ話できませんから担当副知事、どう思いますか。どう考えてもおかしいでしょう。反省も何もないのか。

○議長（新里米吉君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 先ほど来説明しておりますが、一応万国津梁会議設置要綱の中にいろいろ分野が５分野あります。人権･平和に関すること、情報･ネットワーク・行政、経済・財政、人財育成等々、それから自然・スポーツ等とありまして、その中でいろんな事象・現象が起こりますので、そのときに起こすという形に基本的にはなっております。一応予算上は、いつ緊急なものが起こるかもしれないしということで、予算上は５つの項目を設定して予算編成をしております。

来年度につきましても、先ほど知事からありましたように、適宜そういうものを起こしていくという方向でおります。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 次、ほかの議員がやりますから、次の質問に移ります。

部長、さきの議会で公募説明会に参加した数社が応募を辞退した後、コンソーシアムが結成されたことについて、我々は談合の疑いがあると指摘しました。昨年12月16日、我々沖縄・自民党会派からの資料提出要求に、文化観光スポーツ部長名で説明会に参加した企業名が書かれた資料が出ました。ごらんください。（パネルを掲示） 我々も６社が説明会に参加していたことは把握していましたが、我々の参加者名簿要求に当局がなかなか応じず､ようやく出てきた資料です。皆さん、この参加企業見て何か違和感感じませんか。そうです。当初、当然説明会に参加していたであろうと思われたコンソーシアムのトップである山形の法人、一般社団法人子ども被災者支援基金の名前がないんですよ、この６社の中に。

まず確認します。

山形の法人は説明会に参加していませんよね。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 私どもが12月に自民党の皆様に回答したとおりでございまして、今ボードにございます６つの企業が参加企業でございますので、今回の契約の代表企業は参加しておりません。

○島袋　　大君 休憩。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 説明会には参加をしておりません。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君　部長、虚偽答弁はしないように気をつけてくださいよ。

我々は説明会の関係者にヒアリングをして、その上で部長に聞いています。

それでは山形の法人の名前がないんですけれども、徳森氏は説明会に参加しているんですよ。参加している。これは確実です。裏をとっています。山形の法人の名前がないのに、なぜ徳森氏が説明会に参加してるんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

私ども説明会の際に受け付けの名簿とかがございまして、その際にその山形の代表企業はございませんでした。

今御指摘のある件につきましては、どこかの企業として参加されていたのかどうかというのは把握をしておりません。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

徳森氏が説明会会場にいたということは私どもも確認をしておりますが、その代表企業として参加したかどうかを把握してないということを申し上げたということでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　じゃもう少し詳細を説明しましょうか。参加してるんですよ徳森氏は、参加している、説明会に。どなたと一緒に参加したんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

職員の記憶をたどるしかないわけですが、その状況についてはよく把握してないというところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　みらいファンドと一緒に参加してると思っております。徳森氏は説明会にはどのような名刺を出して参加したんですか、名刺あるでしょうが。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

その説明会では徳森氏の名刺は提出されておりません。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　徳森氏の名刺については、その説明会の際に私どものほうは頂戴していないということでございます。

○島袋　　大君　こういう説明会に名刺もない。名刺もないのに、参加をしている。名刺も出してないのに何で徳森氏ってわかるの。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　当時の状況を確認いたしますと途中からの参加だったというふうにたしか職員のほうは記憶をしております。そういうこともありまして、そのときに名刺をその方から受け取っていないというところでございます。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

島袋　大君。

○島袋　　大君　説明会参加者の名刺あるでしょう。これだけ出てるんだから、皆さんちゃんと保管してるはずですから、今すぐ確認してもらえますか。確認するまで進行できないよ、僕は。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　私ども以前確認をしておりますが、その名刺はございません。

○島袋　　大君　ですから、名刺云々もおくれて来たっていうのも徳森氏って把握してわかっているのに、誰かもわからん徳森氏が来てるのに、後から来たこの参加者の名前書く名簿もあるでしょうが、これに何と書かれてたのか。

議長、こういう答弁でいいんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

御指摘の件につきましては、実際にないということでございますので、今ないとお答えしているものでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ないけど参加している。山形の法人

は説明会に参加してないのは確かなんですよ、名簿にないんですからね、名前は。しかし徳森氏は説明会に参加しており、最後は山形の法人がコンソーシアムの頭になるんですよ。

一つ確認します。山形の法人の徳森所長がほかの会社と偽って説明会に参加しているかもしれないんですよ。その上、その徳森氏が主導して、コンソーシアムまでまとめているんですよ。部長、これ談合じゃないですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

まず基本的にですが、説明会の参加といわゆる提案するかどうかにつきましては、説明会の参加を要件とはしておりませんというのが今一点ございます。

もう一点ですが、これまでも議会の答弁の中で、6社が説明会に参加したと申し上げました。実際にはコンソーシアムを組んで1事業者になったわけでございますが、その民間事業者の皆様がどのような形でコンソーシアムを組むかというのは私ども承知をしていないところでございます。ですので、どういう形でこれらの方々が山形の企業とやるかにつきましては、企業のそれぞれの御判断だというふうに理解をしております。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 その徳森氏が主導してコンソーシアムを形成したことだけは間違いないんですよ。部長、僕はそこでもう一点問題があると考えています。そのコンソーシアムの形成において、県の担当者が、契約情報をリークした可能性はないですか。具体的に説明会の参加者を教えたり、名刺の写しを渡したり、そういった職員はいませんか。どうですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えいたします。

私どもの職員にはそういう者はおりません。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 山形の法人は正式に説明会に出席していないのに、徳森氏が主導してコンソーシアムを形成、彼女は明確に説明会参加者を把握してるんですよ。これは、官製談合防止法における、発注にかかる秘密情報の漏えいに相当するんじゃないですか。つまり、行政が民間の公正で自由な競争を阻害してしまった。

部長、秘密情報の漏えいをした職員はいないのですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えいたします。2点あったかと思います。

まず、先ほど申し上げましたように、私どものほうで、秘密の漏えいをした職員はおりません。

また今回の件につきましては、いわゆる発注者側である県側がそういったことをしたかということになろうかと思いますが、いわゆる談合防止法には抵触しない。つまりそういった要件はないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 このような疑惑を払拭するために、徳森氏と鈴木氏の参考人質疑は絶対必要なんですよ。真実を明確にしないといつまでも官製談合疑惑はつきまといますよ。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 先ほど答弁させていただきましたように、私どもはその企業様に対して、鈴木さんとお会いしたときも私どものほうから参考人招致に出席すべきではないということは申し上げておりません。あくまでも私どもは事業を委託し、向こう様は受託するという立場でございますので、それぞれの御判断において、考えて行動なさってくださいということは申し上げました。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 総務部長、県担当者が、誰かが山形の法人に説明会参加企業をリークした可能性がないか調査をお願いしたいと思ってます。調査していただけますか、総務部長。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） 文化観光スポーツ部の事業のことですので、文化観光スポーツ部にしっかりその辺対応するように伝えたいと思います。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 もし調査をしないなら、こちらにあります（パネルを掲示）　入札談合関与行為その3、発注に係る秘密情報の漏えいの疑いがあるのに相当し、民間の公正かつ自由な競争を阻害していると、公正取引委員会に調査を依頼します。

総務部長、どうですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えいたします。

いわゆる入札談合等関与行為防止法の2条によりますと、職員が入札談合等、競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等により独

占禁止法に違反する行為――いわゆる第２条４項でございますが――によりまして、談合の明示的な指示や受注者に関する意向の表明、発注に係る秘密情報の漏えい及び特定談合の幇助の４類型を第２条第５項に定めているところでございます。

先ほど御指摘のあった件につきまして、発注に係る秘密情報の漏えいについて職員が行ったことがないことから、私どもはその入札談合等関与行為防止法に抵触するものではないと思っていますし、かかるそういう行為があったというふうには思っておりません。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　先ほど答弁させていただきました。繰り返しになりますけど、文化観光スポーツ部での契約事業でございますので、しっかり文化観光スポーツ部で対応するよう伝えたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　時間がないので次に移ります。

知事による疑惑の会食問題に参加した職員について質問します。

知事は去年の今ごろ、この県職員をＳＤＧｓの担当の特別な職に配置するよう総務部長に指示しましたか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　ＳＤＧｓにつきましては、ワーキングチームを設置して県庁内で浸透を図るという意味で公募の上で16人を、募集のあった16人、全員をワーキングチームのメンバーとして選定したところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　じゃ、総務部長、知事、両副知事、こういった指示はしてないということで理解していいですか。（「ワーキングチームの話は聞いてないよ」と呼ぶ者あり）　そうですよ。この方はそこに入れなさいって指示してないかって聞いてるのに。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　繰り返しになりますけれども、ワーキングチームのメンバーについては公募の上選定したところでございます。

○島袋　　大君　ＳＤＧｓの担当の特別な職に配置するようということを言ってるんですよ。公募でこの人を入れなさい。そういった形で位置につけなさい。要するにＳＤＧｓの担当は公募で選ばれているんだよ。選ばれてそういった形で特別な職に配置するよう指示しましたかと。要するに知事は、この会食のメンバー、県の職員をＳＤＧｓの担当の特別な職に配置するよう総務部長へ指示しましたかと聞いてるんですよ。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　ＳＤＧｓにつきましては、企画調整課の班長が主体となって業務を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　もし仮にそのような指示をしていたことが明らかになったら、知事はこの事案にかかわった職員の信用を失うと思いますよ。

それでは続けます。

この職員の所属する広報課を知事みずから訪ねて打ち合わせをしたことありますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　声かけに立ち寄ったことはあろうと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　月曜朝のモーニングスマイル以外にみずからこの職員を訪ねて打ち合わせをしたことありますか。

議長、続けましょう。目撃した職員がいるという情報を得て私は聞いてます。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私はあくまでも声かけで立ち寄らせていただきましたので、どのようなことが打ち合わせというふうに言っているのかについては私は存じておりません。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この職員、お一人と知事室で打ち合わせをしたことありますか。これも目撃情報があるんですが。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　知事室にはいろいろな打ち合わせでいろいろな職員が立ち寄りますので、その中のお一人であろうと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　次に移ります。

部長、交流推進課は当時、山形の法人の沖縄所長だった徳森氏から概算払いについてお願いされましたか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えいたします。

一般的な話になるかもしれませんが、他課の業務に対して他課の職員がそういったことを申し上げることはないというふうに理解をしています。今確認してるところではそういった動きはなかったというふうに聞いております。

○島袋　　大君 休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えします。先ほど大変失礼いたしました。

私ども概算払いにつきましては、受託事業者からの請求書に基づいて支出をしているところでございます。そういう意味から、徳森氏個人からということではないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 住民監査請求の報告では「進捗度合いを示す書類はないこと」、県が客観的に確認をして９割支出することを判断する「文書等がなければ、「委託事業の進捗度合いに応じて」支払ったことにはならない。」と断じてるんですよ。あなた方が当然あるべき受託業者と協議した際の確認書は本当に作成しなかったんですか。行政官として大問題ですよ、どうですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

住民監査請求でそういうことがございました。私どものほうからは本業務委託契約のような準委任契約における概算払いについては、関係法令及び県の財務規則第65条第７号の規定に基づくもので、契約書の規定に公共工事における設計契約書に見られるような検査に係る条項や確認に係る条項は一般的に付されておらず、概算払いの執行に係る会計事務についても支出調書に請求書及び支払い計画書を添付し、決裁を得て執行なされるものであるということ、本業務委託に係る執行も県の運用に沿ってなされているということを申し上げました。

本委託業務において概算払いを行うに当たり確認書等の作成につきましては、県の運用上求められているものではないこと、契約条項として規定していないことから、執行手続自体は県の運用に沿って適正なものであったと考えておりますというふうに陳述させていただいたところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 概算払いをするときに協議は当然しましたよね、契約書に協議することは書かれていますから。協議はしたけど、確認書は作成しなかったということですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時59分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えいたします。

概算払いにつきましては、会議に支障がないよう予測できない事態も柔軟かつ機動的な対応が求められることから、それまで行われていた会議に担当者が出席して円滑な進捗を確認した上で、なおかつ今後のことも勘案しながら支払ったものでございます。

○島袋　　大君 議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時０分休憩

午前11時１分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

先ほど確認書の話のときに申し上げました。本委託業務において概算払いを行うに当たり確認書等の作成については県の運用上求められているものではないこと、契約条項として規定していないことから、県の運用に沿った適正なものであると考えております。また、契約書の16条により、その委託業務の概算払いも甲の請求にすることができるものとするということがございまして、その請求があったときは支払わなければならないというところから支払いを行ったところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 委託契約書の16条に出来高払いにより概算払いが規定されているというのは理解しますよ。私が聞いているのは、確認書は作成しなかったということですかって聞いてるんですよ。きちんと手続を踏んでやってるのかと聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 確認書につ

いては作成をしておりません。確認書等の作成については先ほど申し上げましたように県の運用上求められているものではないこと、契約条項として規定していないことから、執行手続自体は県の運用に沿って適正なものであったと考えているというふうに答弁をしたものでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 なぜ確認書の作成をしていないんですか。受注者が公共団体ならまだしも民間のコンソーシアムが受注したんでしょう。普通確認書か協議書くらい作成するでしょう。何でですか。公共団体だったら――こんなふうに言ったら言葉悪いですけれども、倒産するおそれはほぼ少ない。一般のこのコンソーシアム､民間がとったんですよ｡確認書もなしでこういった形で支払いしていいんですか。問題ないんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えいたします。

これも先ほど答弁をさせていただきましたけれども、本業務委託契約のような準委任契約における概算払いについては、関係法令及び県の財務規則65条第７号の規定に基づくもので、契約書の規定に公共工事における設計契約書に見られるような検査に係る条項や確認に係る条項は一般的に付されておらず、概算払いの執行に係る会計事務についても支払い調書に請求書及び支払い計画書を添付し、決裁を得て執行されるものでございます。そういうことから本業務委託に係る執行も県の運営に沿ってなされているというふうに考えております。

ですので、確認書等の作成を行っておりませんが、県の運用上求められているものではないこと、契約条項として規定していないことから県の運用に沿った適正なものであったというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 よく適正だったと言えますね。監査から指摘受けてるんですよ、部長。ましてやこういった形で公共団体ならまだしも民間のコンソーシアムが受注している中で、確認書もない中で概算払いをしている、９割も。これまかり通りますか。

一般論でいいですよ。総務部長、ほかの県の受注でこういったやり方ありますか。土建部長でもいいですよ。総務部長、答えてください。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） 今回の委託契約に係る概算払いのあり方でございます、文化観光スポーツ部長が答弁したとおり、関係法令――我々の財務規則に沿った対応になっているというふうに理解しています。

○島袋　　大君 議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時５分休憩

午前11時６分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

本委託契約の進捗管理など、執行管理につきましては、監査の陳述会でも述べさせていただいたところでございますが、担当者が全ての会議を現場で確認するとともに、打ち合わせへの対応状況などを確認しております。また概算払いにつきましては、３分野で仕様を超える12回の会議の開催が見込まれることなど、この会議が特殊性といいますか、柔軟に対応するということがありまして各会議の円滑な進捗を確認した上で支払い計画に基づき概算払いを行ったものでございます。

繰り返しになりますけれども、いわゆる請負契約と違いまして当委託業務のような準委任契約における概算払いにつきましては、関係法令及び県の財務規則65条７号の規定に基づくもので、契約書の規定にいわゆる公共工事における設計契約書に見られるような検査に係る条項や確認に係る条項は一般的に付されておらず、概算払いの執行に係る会計事務についても支払い調書に請求書及び支払い計画書を添付して会計課の審査を経まして執行がなされるものでございます。この委託業務につきましては概算払いを行っているものでございますので、当然終了後にしっかりと確定行為を行い、精算業務を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 あなた方本当にいいかげんな事務処理してますよね。我々到底理解できませんよ。

それでは移ります。

島袋教授が知事に提言した、万国津梁会議のつくり方についてお聞きします。

昨年、交流推進課と秘書課に提出してくださいと依頼をしました。この万国津梁のつくり方をですね。（パネルを掲示）　前回の質疑で紹介しましたが、県職員のことを面従腹背、いんぎん無礼と。県職員は知事の言うことを聞くとは限らないと持論を主張した文書です。当局からは交流推進課にはあるが、秘書課で保有してないという回答でした。しかも島袋教授はその資

料は出せないと言っているそうです。おかしくありませんか。後ろめたい資料でなければ、ＳＤＧｓ委員長が作成した万国津梁会議のつくり方なんですから堂々と提出してくださいよ。沖縄・自民党へ提出を嫌がっているのはその文書が提言書ではなく、県職員を誹謗中傷する内容の類いだからじゃないですか。

それでは聞きます。

この資料を交流推進課に渡したのは誰ですか。もしくは渡すよう指示したのは誰ですか。

知事、あなたは去る議会で島袋教授から提言を受けたと答弁してます。あなたが渡したという。私は前回も聞きましたけれどもどうですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

いわゆる平成30年度に令和元年度――平成31年度からの万国津梁会議設置の検討に当たりまして、その検討のたたき台のたたき台として知事のほうから私にこういうイメージだということで知事のほうから資料の提供はございました。

○島袋　　大君 議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時10分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私が万国津梁会議をつくりたいということで、その頭づくりをしたいということでのさまざまな意見をいろいろな方々から頂戴いたしました。その中の資料の一つとして、現在の文化観光スポーツ部長に頭づくりの一つとして見てみてということで渡した資料だと思います。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 ここ重要ですから確認します。

島袋純教授から万国津梁会議のつくり方を提案されて、知事はそれをいただいて文化観光スポーツ部長に提案としていろいろ考えなさいってことでお渡ししたっていう理解でいいですよね、知事。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） このとおりにしてくださいということではなく、あくまでも頭づくりの頭づくりとして、こういう資料もありますから見てみてくださいということでお渡ししました。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 万国津梁会議のあり方は三役で多角的に吟味して、今の形に決定したと、これは富川副知事が前回の私の一般質問で答弁していました。しかし知事、あなたは島袋教授の万国津梁会議のつくり方にある、県職員を面従腹背、いんぎん無礼と強烈にばかにした提言書を当の交流推進課の職員に直接渡したんじゃないですか。今部長って言ってるけれども、どうですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

当時私、観光政策統括監でございました。先ほど知事からございましたように、万国津梁会議を検討するに当たって頭づくりの資料の一つとして、参考にもできればというところで私のほうが受け取った次第でございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 知事、それから１年がたちました。島袋教授の言うように県職員は面従腹背、いんぎん無礼ですか。何で、そのまま渡してるんでしょう。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） その資料の中で書かれていることに一々コメントするのは差し控えますが、どこの文献からどのように引用されたかは私は知るところではありません。しかし、現在この万国津梁会議は文化観光スポーツ部でその円滑な状況で運営されているものというふうに理解をしておりますし、職員の皆さんは懸命に取り組んでいただいていると思います。事実、万国津梁会議の児童虐待防止の方々からは提言もいただいて、本議会においてその子供の虐待を防止するための条例案も提出させていただいているという運びですので、万国津梁会議の諸手続及び業務については円滑に進んでいるものというふうに受けとめております。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 あなたの友人である島袋教授に対して堂々とこの文書を提出するよう働きかけてくださいよ、知事。もしくは知事の権限でこの文書を提出するようこの場で指示してください、どうですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えいたします。

昨年12月20日付で自民党の皆様から提出依頼のありました資料につきましては、12月27日に私どものほうから回答をさせていただいております。そのうち万国津梁会議のつくり方につきましては、資料提供者に確認したところ公開を前提としていない資料であることから、提出を差し控えさせていただきたい旨私ど

ものほうから回答をさせていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 公文書開示期間の延長通知書っていうのが来てるんですよね。これは万国津梁会議のつくり方を提出してくれと言ったんですけれども、令和２年の２月12日まででしたけれども、提出期限が45日間延ばされたんですよ。何でこれ出さないんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 御質問の文書につきましては、１月28日付公文書開示請求に対するものだというふうに認識をしております。

まず開示請求のあった文書につきましては、今島袋議員、御質問の万国津梁会議のつくり方を含んでいるものでございます。私どもは今沖縄県情報公開条例に基づき事務処理の困難、その他正当な理由があるときは同項の規定に期間を30日以内に限り延長することができるということから延長しているところでございます。今般の開示請求に関しまして、他業務の多忙及び開示請求に係る文書の確認等に時間を要するということで今期間を延長しているところでございます。

県としましては、開示請求のあった公文書の開示、不開示の審査の難易度、あるいは他業務の繁忙等も考慮して開示決定等の期間の延長を行ったものでございます。引き続き公文書の開示、不開示の審査を行いまして、可能な限り速やかに決定することとしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 知事公約の一丁目一番地の万国津梁会議のつくり方っていう提言書すら出せない、45日間延ばした。これを出せない理由が私たちの部署は忙しいから出せませんよと書いているでしょうが、わかりやすく説明しなさいよ。あなた方忙しいから出せない、議会をなめてるのか。提言書を出してくださいって言ったらコピーして渡せばいい話だよ。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、延長の理由としましては、他業務の多忙及び開示請求に係る文書の確認等に時間を要するためとして延長しているところでございます。いわゆる開示請求のあった公文書の開示、不開示の審査の難易度などを考慮しまして現在、開示決定等の期間の延長を行ったものでございまして、引き続き公文書の開示、不開示の審査を行いまして、可能な限り速やかに決定することとしたいと考えております。

以上でございます。

○島袋　　大君 議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

島袋　大君。

○島袋　　大君 総務部長、通常こういった対応でいいんですか。これ公文書だよ、公文書。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） お答えします。

今、文化観光スポーツ部のほうに開示請求のあります件のことでございます。

先ほど文化観光スポーツ部長からございましたが、沖縄県情報公開条例第12条第２項に基づき実施期間は事務処理上の困難、その他正当な理由がある場合は開示決定等の期間を30日以内に限り延長することができるとそういったもの等に基づきまして、実施機関が判断したものというふうに認識してます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 あなた方は、弁護士と相談して延長して45日間、３月12日まで延ばす、自民党の一般質問が終わるからそのときに考えなさいって判断でしょう。そうしか見えないよ。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 先ほども答弁させていただきましたが、いわゆる公文書の開示、不開示の審査の難易度なども考慮する必要があるというところでございまして、引き続き公文書の開示、不開示の審査を行いまして可能な限り速やかに決定したいと考えております。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 知事は、前回、県職員を面従腹背、いんぎん無礼とののしる島袋教授と今でも公舎で勉強会をしてるということを議会で答弁されました。しかもこの人を万国津梁会議の委員にした。これは知事が県職員を信用していない証拠じゃないですか、知事。

ところで高額な委員報酬、２万7000円についてもお聞きします。もう一度確認します。

次年度もこの報酬でいくんですよね。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えいたします。

次年度もその単価で積算して予算を計上しているところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 過去の議会と委員会で何度も聞きましたけれども、この２万7000円の根拠は、会議の重要性と委員の職責に考慮して政策参与並みのこの金額にしたということで間違いありませんね。そしてそれを知事を含む三役で決めたということで理解していいですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

今議員の御質問のある、前者につきましてはそのとおりでございます。後者につきましては、いわゆる予算執行伺いの中でその決定をしたとこれまでも答弁をさせていただいているところでございます。

ですので、予算執行伺いの決定につきましては、私ども事務決裁規程に基づきまして、統括監決裁としているところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 監査委員の報告書にも高額な２万7000円の報酬について委員の職責に考慮して設定されたものと書かれています。しかし、私はここについて一切納得できません。沖縄県振興審議会会長西田琉球大学学長の委員報酬は幾らですか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 沖縄県振興審議会につきましては、県の諮問機関ということでその日額については沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則に定められております。日額は9300円となります。

○議長（新里米吉君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 そうです、9300円です。一方万国津梁会議委員長、島袋教授は２万7000円、報酬の規則の対象とならないから知事の政策が重要だから２万7000円。規則の対象だから9300円。こんなばかなルール変えたほうがいいと思いますよ。どう考えても沖縄振興審議会の会長の職責は万国津梁会議の委員長の職責より軽いということはあり得ませんよ。10年に一度の非常に重要な審議会ですよ。皆さんそう思いませんか。特に頑張っている自民党、そう思いませんか。答弁は要りませんよもう。

自民党は、島袋教授のこの万国津梁会議のつくり方を相当疑問視してます。これは提言書ではなく、県職員をおとしめる怪文書だと思ってます。国立大学の教員としてあるまじき行為で琉球大学の社会的信頼を損なう事態だと思ってます。よって、琉大の学長宛てにこの怪文書と会食の件についてコンプライアンス調査の依頼を検討しようと思ってます。

時間がありませんので、最後にもう一度この会食の写真を見てください、知事。ちゃんと見てくださいよ。

島袋教授は、県職員を面従腹背、いんぎん無礼と言っている。この会食に誘った県職員は勉強会仲間のこの職員と交流推進課に大きな影響力を持った職員です。委託を受けているのは、選挙を応援してくれた徳森氏。そしてそこに20年来、島袋教授と友人関係の知事、今回の疑惑の中心人物は知事、あなたと島袋教授、徳森氏、この職員の４人です。フェイスブックに書かれていましたけれども、徳森氏がこの県職員に未来を語ったのが１月、徳森氏が受託法人の沖縄事務所所長になったのも１月。そして知事がＳＤＧｓのバッジ、きょうもおつけになっていますけれども、胸につけるようになったのは２月です。島袋教授がフェイスブックでＳＤＧｓの推進を宣言したのも２月。この４人は県庁の万国津梁会議の委託の予算案ができるときに示し合わせたようにＳＤＧｓの推進に向けて動き出してるんですよ。これが今回の疑惑の会食の真相です。これが真相。我々沖縄・自民党のプロジェクトチームは去年の９月ごろからこの疑惑の会食問題について地道に調査を依頼しました。研究してきました。少しずつではありますけれども、事の真相に近づいています。

○議長（新里米吉君） まとめてください。

○島袋　　大君 知事、これから住民訴訟になるかもしれませんよ、いずれ関係者の方々含めてこれからも我々調査しますけど……

○議長（新里米吉君） 時間ですのでまとめてください。

○島袋　　大君 一人が真実を明らかにするかもしれません。２人、３人いるかもしれませんよ、これから。これだけは忠告をして終わりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君 おはようございます。

沖縄・自民党会派の末松文信でございます。

一般質問を行います。

まず初めに、今任期中最後の一般質問となりました。顧みますと、この４年間、名護・やんばる地域の振興・発展に向けての重要課題である定住条件の整備等に多くの時間を割いてまいりました。特に、安全で安心して暮らせる医療体制の整備が急務であったことから、北部基幹病院の早期整備、そして人材育成に資する中

高一貫の進学校の早期設置を求めてまいりました。また、沖縄における米軍基地の整理縮小に向けた、ＳＡＣＯ最終報告の一丁目一番地である普天間飛行場の全面返還と危険性の除去、そして返還に伴う代替施設辺野古飛行場の建設など、名護・やんばるが抱える重要課題について取り組んでまいりました。

今定例会は、これらの重点課題について検証していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、知事の政治姿勢でありますけれども、(1)、北部基幹病院の早期整備について。

ア、整備に関する背景と経緯について。

イ、設置主体について。

ウ、運営について。

エ、現職員の処遇について。

次に、北部地域への中高一貫の進学校設置についてでありますけれども、これも知事の選挙公約でありますが、これまでも一般質問や委員会等でも設置に向けた取り組みをお願いしてきたところであります。その後の取り組み状況について伺います。

次に、普天間飛行場の全面返還に向けてであります。

知事は、これまで沖縄における米軍基地の整理縮小に向けて、日米両政府で合意されたＳＡＣＯの最終報告を着実に進めるとの姿勢であったと理解しておりますが、これに相違はありませんか、伺います。

次に、万国津梁会議設置等支援委託業務についてでありますけれども、(1)、コンソーシアムを設立しなければならなかった理由について。

(2)、委託業務の実施状況及び成果品について。

(3)、委託料の中間払い、いわゆる概算払いについて。

(4)、住民監査請求の内容と審査経過及びその結果について。

３番目の我が党の代表質問との関連についてはございませんので、割愛いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 末松文信議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(2)のア、中高一貫校についてお答えいたします。

北部地域への中高一貫教育校の設置については、教育委員会において、北部市町村、関係学校などとの意見交換や有識者、ＰＴＡ、学校関係者などから、幅広く意見を伺うための懇話会を開催するなど取り組んできたところであります。その中で、中高一貫教育校については、中学校に与える影響を懸念する意見もあったとのことですが、子供たちの選択肢が広がることについては、おおむね賛成意見であったと聞いております。現在、教育委員会において、課題の整理などに取り組んでいるところでありまして、引き続き北部地域への中高一貫教育校の設置を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） まず初めに、知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のア、北部基幹病院整備の背景と経緯についての御質問にお答えします。

北部医療圏の最大の問題は、慢性的な医師不足による診療制限、診療休止及び患者の圏外流出であると認識しております。医師不足の問題を抜本的に解決するためには、充実した指導体制、豊富な症例数など、医師のキャリア形成の場としての機能及び魅力のある病院を整備する必要があり、そのためには、両病院を統合し、基幹病院を整備する必要があると考えております。現在、協議の対象となっております北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書案の作成までには、県、北部地区医師会及び北部12市町村による６回の協議及び北部12市町村との複数回にわたる意見交換など、関係者間で約２年間かけて協議を行ってきたところであります。

次に１の(1)のイ、設置主体及び運営についての御質問にお答えします。

基本合意書案で示している基幹病院の経営システムは、設置主体が県及び北部12市町村で構成する一部事務組合、運営主体は、県及び北部12市町村が設立する財団法人による指定管理としております。

次に１の(1)のウ、現職員の処遇についての御質問にお答えします。

基本合意書案では、統合する日の前日に県立北部病院及び医師会病院に在職している職員のうち、北部基幹病院での勤務を希望する者は、原則として、それぞれの雇用形態に応じた形で北部基幹病院の指定管理を行う財団法人の職員として雇用することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(3)、普天間飛行場の全面返還についてお答えします。

まず、県としましては、米軍基地の整理縮小を実現するためには、ＳＡＣＯ合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地建設を除き、既に日米両政府で合意されたＳＡＣＯ最終報告及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小を着実に進める必要があり、その確実な実施を日米両政府に対し強く求めてきたところであります。

一方、普天間飛行場の辺野古移設は、統合計画で示されている契約提供手続の完了までに約12年かかることが示されたところであり、同飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないことが明確になりました。普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であり、県はこれまで、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会や、玉城知事と安倍総理、菅官房長官との面談においても求めたところです。

県としましては、今後も引き続き同飛行場の早期閉鎖・返還及び速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を政府に対し強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　２、万国津梁会議支援委託業務についての御質問のうち(1)、コンソーシアムを設立しなければならなかった理由についてお答えをいたします。

万国津梁会議は、県内外・海外で活躍する識見のすぐれた方々からの意見を拝聴する会議であり、その実施に当たっては、外国語対応を含む連絡調整や日程の調整を初め、幅広いテーマにおける海外の先進事例等の情報収集や会議に係る資料作成等を行う必要があります。同会議を効率的・効果的に運営して事業目的を達成するため、その委託先選定に当たっては、広く公募を行い、プロポーザル方式によって選定した業者との随意契約を締結することといたしました。企画提案応募要領においては、手続に参加できる者に関し参加資格を示しており、コンソーシアムの場合の要件も示されているものの、コンソーシアムの設立を求めたものではなく、事業者単体での応募についても想定していたものでございます。

同じく(2)、委託業務の実施状況及び成果物についてお答えをいたします。

万国津梁会議については、米軍基地問題に関する会議が３回、児童虐待に関する会議が２回、ＳＤＧｓに関する会議が２回の計７回、また、円卓会議が１回開催されており、受託業者においては、契約書及び仕様書に基づきいずれも円滑に運営がなされていることを確認しております。また、成果物については、契約書第13条に基づき、履行期間末日である令和２年３月31日までに県に提出することとされております。

同じく(3)、委託料の概算払いについてお答えをいたします。

概算払いは、債権者は確定しているが債務金額が未確定の場合において、あらかじめ一定の金額を債権者に交付し、後日債務額を確定したときに精算する制度であります。委託料は、地方自治法第232条の５第２項、地方自治法施行令第162条第６号及び沖縄県財務規則第65条第７号の規定により、概算払いをすることができる経費とされています。今回の概算払いについては、経費の性質上概算をもって支払いをしなければ事務の取り扱いに支障を及ぼすという地方自治法施行令第162条第６項の趣旨を踏まえ、関係法令及び委託契約書に基づき行ったものです。業務完了時には、委託契約書第14条第２項及び第４項の規定に基づき証憑書類等の検査を行い、委託額を確定していくこととしています。精算時に確定額を超える委託料が支払われているときは、委託契約書第14条第５項により、期限を定めてその返還を命ずることになります。このように、概算払いは、債務の履行期限前に未確定の債務金額を概算をもって支払う制度であり、当該債務が確定後、証憑書類を確認し、精算する性質のもので、土木や農林分野の工事請負契約等における既済部分について、完成前にその部分の代価の一部を出来高に応じて支出する部分払いとは異なる制度であります。

同じく(4)、住民監査請求の内容と審査過程及び結果についてお答えをいたします。

万国津梁会議設置等支援業務委託に係る沖縄県職員措置請求につきましては、請求者は沖縄県監査委員に対し、監査を求め、知事が本業務委託契約を解除した上でコンソーシアムに対し金2166万円の返還を求めること、予備的に、知事がコンソーシアムに対し金1444万円の返還を求めることを勧告することを求めております。県は、令和２年１月24日に開かれた陳述会におきまして、契約内容は適正であること、契約手続は法令等に基づき公平かつ適正に行われたものであること、概算払いについても関係法令及び契約条項に基づき支払い計画を定め支払いを行ったものであ

り、制度の趣旨に基づき、業務完了時に精算し額の確定を行っていくものであることから、県の事務は適正であったことなどを陳述したところであります。監査の結果について、監査委員３名全員が、本業務委託契約に係る会計処理において、契約については一連の手続を適正に行っていることを確認したとし、違法・不当な契約締結であるとはいえないとしたこと、本委託業務契約の締結は違法・不当な契約締結ではないことから、同契約に基づき支出された2166万円は違法・不当な公金の支出であるという請求者の主張は入れられないこととしたことは、これまでの県の説明が受け入れられたものと認識しております。一方で、本件請求のうち、予備的に主張された部分について、概算払いに関し、第２回目及び第３回目の支出は不当であるとする監査委員２名の御意見もありました。また、講ずべき措置については、そのうち１名が支出済み額の返還を求めること、もう１名の方が支出済み額の返還を求めるまでには至らないと思料するとする御意見もあったところでございます。このこともございまして、今後の事務につきましては、真摯に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松　文信君 答弁ありがとうございました。

それでは、２次質問に移りますけれども、まず、北部基幹病院についてでありますが、これは昨日来、代表質問もずっとそうですけれども、各議員の方々からこの件について大変御支援をいただいていることについて、感謝を申し上げたいと思っております。ただ、知事の答弁はいまいち理解できないところがあります。

知事、実は去年、一昨年でしたか、私の一般質問に対して、この県立の北部病院と北部地区医師会病院が統合して、基幹病院をつくることについての基本方針については、変わりはないというような御発言がありましたけれども、これは今も変わりませんか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） はい、ほぼその方向で検討を進めております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松　文信君 その基本方針が変わらない、そういうことに基づいて、沖縄県と北部12市町村がこのことについて、合意書を交わす段階まで協議を重ねてまいりました。これまでもいろいろな方々から話があるとおりでございますけれども、ここに来てなぜ知事が慎重な御発言をなさるのか、その真意について伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） これも答弁はさせていただいておりますけれども、北部市町村会及び北部市町村議会議長会において、北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書案に合意する方針が決定されたこと、大変重く受けとめております。

私は、本議会の提案説明でも「北部圏域において、医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的で地域完結型の医療体制を構築するための北部基幹病院の整備に向け、関係者間の基本合意形成を図り、基本構想、基本計画の策定に向けて取り組みます。」と述べさせていただいております。その方向性で取り組んでいるというふうに私は考えております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松　文信君 これまで、北部12市町村の合意形成を図るために、部長も大変御苦労なさってきたと思います。やっと合意形成が図られた段階で、知事がこれからさらに合意形成を図るということは、どういうことを意味しているのか、よくわかりません。もう一度説明してください。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） これも昨日の議会で答弁をさせていただいておりますけれども、私は地域住民や働く方など県民の皆様、関係者の皆様のコンセンサスや納得を得ることは、非常に重要だと考えておりまして、そのことについて取り組んでいきたいということを申し上げている次第であります。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松　文信君 部長、ちょっと伺いますけれども、知事が今こういう発言をされていますけれども、これは合意書に調印した後ではできない話なんですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時47分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） まず、基本合意書案でございますが、これはその協議会などで議論した内容、今後作業を進めていく上で後戻りすることがないように、この２つの病院を統合して基幹病院を整備するときに必要な基本的な枠組み、経営システムや財政負担の問題、今後の協議の方法とか医療機能とか、職員の身分の取り扱いとか、資産負債の取り扱い、こういった基本的なことについて定めたものでございます。こういった基本的なことを定めたわけですけれど

も、なおかつ今の内容について、医師確保とか不採算医療の点から懸念を示す意見が見られるというところだろうというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松　文信君 知事、これちょっと見ていただけますか。（パネルを掲示） これ、基本合意書案の経営システムのイメージ図とあります。これは、さっき部長からも答弁がありましたけれども、この基幹病院をどういう組織でつくるのか。どういう組織で運営するのかということが深く議論されてきています。12市町村の財政負担もどうするかと、こういったことについても、きちっと基本合意書にうたわれています。そういった基本合意書を一度みんなで確認して、その上で詳細については積み上げていく、これが普通のやり方じゃないですか。この基本合意書なくして次のステップありますか、答えてください。知事答えてください。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は、基本合意書案そのものに対して反対をしているとか、何かそれに対して疑義を申し上げているのではありません。この段階で、その要請はしっかりと重く受けとめているということについても、るる答弁をさせていただいております。しかし、やはり医師確保と不採算医療についての提供において、さらに私の中でも、さまざまな関係者の皆さんからコンセンサスを得るということが大事であろうということについて、丁寧に進めているという次第であります。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松　文信君 知事のおっしゃる今の話は、私は全く理解できません。仕事を進める上で、基本方針を決める基本合意書まで歩み寄ってきた。その次にその詳細について詰めていく協議会を設置する、これがシステムじゃないですか。知事は、この段階を反対しないと言いつつもおくらせる。おくらせる理由は何ですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 時間がかかるという現実的な側面を取り上げれば、それは、おくらせるという言葉の表現もあるかもしれませんが、私は丁寧に進めさせていただいているという御理解をいただきたいという答弁をさせていただいております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松　文信君 じゃこの基本合意書に至るまで、丁寧ではなかったということですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど保健医療部長から答弁がありましたとおり、関係機関において丁寧に議論を積み上げてきた。そのことについては、非常にしっかりとした議論が積み上がってきているものというふうに受けとめております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松　文信君 であれば、何で基本合意書を締結する決断に至らないんですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 再三同じ答弁で大変申しわけありませんが、丁寧に進めさせていただいております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松　文信君 丁寧という日本語が私はわからないです、今の知事の答弁からすると。知事は、伊江島出身で選挙の際も伊江島からスタートして、政策にも基幹病院をつくるんだと、大手を振って遊説しておりました。知事就任したときにも、施政方針にそう書いておりました。今回の知事の説明要旨にもそう書いてあります。節目、節目にそういうことをやりながら、何でそういう決断ができないんですか。もう一度言ってください。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 丁寧に進めているということについて、私は丁寧に御理解をいただけるために、説明する時間を持たなければいけなくなってしまうのではないかと危惧をいたします。しかし、どのような形であれ、丁寧に皆さんの合意形成を図っていって、県民の皆さんが納得できるような、そういう基幹病院をできるだけ早期につくっていきたい。だから、私の中でも丁寧の中にも、早期につくっていきたいという思いが消えたわけではありません。そのことについては、御理解をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松　文信君 百歩譲ってそこは理解するとして、めどはいつですか。聞かせてください。日程について教えてください。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 早期に合意形成を図っていきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） いつ、合意するのかというお話でございますけれども、まず、知事提案説明要旨でございますが、これは向こう１年間の県政運

営の方針を説明し、知事の所信の一端を明らかにした非常に重要なものであるというふうに考えております。知事はその中で、北部基幹病院について関係者間の基本合意形成を図り、基本構想、基本計画の策定に向けて取り組みますというふうに明言しております。いつ合意するのかというお話でございますが、現時点で具体的な期日を申し上げることはできませんが、今後基本構想等の策定に向けた取り組みを行うことになるわけですから、そのあたりのことも勘案しながら、判断することになるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　知事がその目途を示さなかったことは、大変残念であります。口先だけのお話だと受けとめておきます。

それでは、時間もないので次に移らせていただきます。

普天間飛行場の返還についてでありますけれども、私は今回知事の説明要旨を拝見いたしまして大変びっくりしているんですが、ＳＡＣＯ合意について、その知事説明要旨の中でこんなことが書いてあります。「ＳＡＣＯ合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地移設を除き」とあります。これは、日米両政府が合意したＳＡＣＯ最終報告の一丁目一番地で、普天間飛行場の全面返還、そして辺野古移設のことと思いますけれども、いつどこで誰々がＳＡＣＯ最終合意から本件を外したのか、伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

普天間飛行場の移設問題は、ＳＡＣＯの最終報告でいわゆる撤去可能な海上ヘリポート案が示されたものと考えております。その後さまざまな紆余曲折を経まして、今現在のＶ字案になっているというふうに考えております。このようなことから、ＳＡＣＯの当初の案とは異なるということで、そのように述べているものでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　これ、少なくとも日米両政府の合意事項です。これを一県知事がこういうコメントを出していいのか。知事、答弁してください。国を超えてそういうことができるのか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

ＳＡＣＯの最終報告につきましては、先ほど述べたように、報告書の中におきましていわゆる撤去可能な海上ヘリポートというのが示されているものでございます。それがＳＡＣＯの最終報告、ＳＡＣＯの合意というふうに考えております。

○末松　文信君　ちょっと済みません。今、何と言いましたか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

末松文信君。

○末松　文信君　そうですよね。それを変更するには、それなりの手続が必要だと思うんですよ。知事の所信表明みたいなものに、こんな重要なことを簡単に記載するというのはどうかと思うんですが、知事、御答弁願えますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

ＳＡＣＯの最終報告というのは、先ほど来述べているとおり、幾つかの内容が含まれております。普天間飛行場だけではなくて、さまざまな合意がございます。返還のいろいろな合意とかございます。それらのいわゆる返還手続でそのまま進んでいるものも数多くあります。ただ、あくまでもそのＳＡＣＯの最終報告というのは、もう既に締結された文書でございます。その文書の中では、普天間飛行場の代替施設としては、いわゆる撤去可能な海上ヘリポートというところが明記されているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　そうすると、知事の所信表明からはこれ削除されますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　先ほど来述べていますように、ＳＡＣＯの最終報告書というのはもう既にそれで締結されたものでございます。そこにあるものと、現在の普天間飛行場のいわゆるＶ字案というものは異なるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後０時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほど来述べているつもりですが、ＳＡＣＯ合意というのは平成８年ですか、23事案とかいろいろございます。その中で合意された文書というのは、もう既にそれで私どもは完結されているものと思っておりま

す。現在のいわゆるＶ字案は、そのＳＡＣＯ合意の内容とは異なっているというふうに考えております。そういった意味で、ＳＡＣＯ合意は着実に進めますけれども、ＳＡＣＯ合意書に記載されている内容とは異なる辺野古新基地建設を除き着実に進める必要があるというふうに、私どもはお答えしているものでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　ＳＡＣＯ合意の中に、普天間飛行場が辺野古に移設するということについて、今のＶ字案と書いてありますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　ＳＡＣＯ合意におきましては、いわゆる海上ヘリポート案というふうに記載されているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　であれば、なぜＳＡＣＯ合意と異なるんですか、これは。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　現在進められている辺野古新基地建設は、埋め立てでございます。海上ヘリポートではないというふうに考えております。

○末松　文信君　休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時２分休憩

午後０時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○知事公室長（池田竹州君）　ＳＡＣＯの最終報告、平成８年12月に結ばれているものは、内容がさまざまございます、基地の返還で。そして、普天間飛行場の最終報告もその中に記載されているというふうに考えております。その全体として、私どもはＳＡＣＯ合意の内容というふうに考えておりまして、ＳＡＣＯ合意のその内容、いわゆる撤去可能な海上ヘリポートというのが、私どもはＳＡＣＯの最終報告であるというふうに考えております。その点で、今のＶ字案というのは、ＳＡＣＯ合意内容とは異なるものだというふうに考えているものでございます。

○末松　文信君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時４分休憩

午後０時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

末松文信君。

○末松　文信君　それでは、ＳＡＣＯ合意に盛られた普天間飛行場の全面返還について、ちょっとその部分を読み上げてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　その別紙、平成８年12月２日付の文書の「はじめに」のところですが、「平成８年12月２日に開催された日米安全保障協議委員会（ＳＣＣ）において」――外務大臣の名前が入っております。「両政府は、ＳＡＣＯ中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。」と。ＳＡＣＯの作業におきましては、３つの代替案、「すなわち(1)ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、(2)キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに(3)海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。」と。その後のＳＡＣＯの最終決定といたしまして、海上施設の建設を追求すると。約1500メートルとして、計器機能を備えた滑走路、航空路、航空機の運用のための直接支援など大半を支援すると。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計されというふうにございます。その後、「今後５乃至７年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。」というふうに書かれております。

また、海上施設につきまして、「準拠すべき方針」の(c)としまして、「沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、桟橋又はコーズウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。」と。現場については、その後です。海上施設の設計に当たっては、荒天などに耐えられるようにするというようなものがございます。ＳＡＣＯで書かれているのは、このようにいわゆる海上施設の――また、「ありうべき海上施設の工法」としまして、杭式桟橋方式（浮体工法）、あと箱（ポンツーン）方式、そして半潜水方式、どれも技術的に可能であり、そのいずれかというような形で書かれているところでございます。

要するに、撤去可能な構造物を設定するというのが、ＳＡＣＯの最終報告で書かれている内容というふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　ＳＡＣＯの最終報告の趣旨というのは、普天間飛行場が危険だから、そこを早目に移そうということが原点にあるわけです。それをＳＡＣＯの最終報告と言っているわけであって、その工事がどうのこうのというものはそれは選択肢としてあるわけで、それは私もその選択肢に携わってきました、どれ

にしようかということで。相当の議論を積み重ねてここまで来た。そのことが、ＳＡＣＯの最終報告とは違うということになると、私は承服できないなと思っているわけです。もし、皆さんが言うその辺野古建設反対というのは、それは皆さんの主張だからいいです。ＳＡＣＯ合意と異なるという言い方をするとこれは僕は問題だと思っていますけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほど来説明していますとおり、ＳＡＣＯに書かれているものは、やはり海上施設として、あくまでも撤去可能なものというのがＳＡＣＯ合意文書の最終合意でございます。現在進められているものは、いわゆる公水法に基づき埋め立てを行っているものでして、ＳＡＣＯ合意のものとは内容が異なるということで、私どもはＳＡＣＯ合意と異なるというふうにしております。ＳＡＣＯ合意文書につきましては、いわゆる具体的な土地の返還など、この普天間飛行場だけではなくて北部訓練場以下幾つもの事案があります。それらをひっくるめて、ＳＡＣＯの合意だというふうに考えております。ですから、普天間飛行場の代替施設辺野古につきましては、あくまでもＳＡＣＯ合意として記されているのは、撤去可能な海上ヘリポートであるというふうに私どもは理解しているものでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　公室長、間違ったメッセージを県民に与えてはいかんので、これは普天間飛行場の代替施設を建設するためにどこに移設するか含めて、それは当初リーフ上に設計しました。それも難しいということで、その沿岸域に持ってきた。そういうことは、日米両政府、沖縄県、名護市、宜野座村、周辺自治体も含めて検討してきた結果なんです。これを今、違うよと言われたら、今まで積み重ねてきた人たちのことはどうするんですか。答えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、ＳＡＣＯの合意文書というのは外交文書でございます。そこに記載されているのは、あくまでも撤去可能な海上構造物というのがＳＡＣＯの合意文書でございます。末松議員御指摘のその後の恐らくＬ字案、沖合での稲嶺県政時代の軍民共用の空港、幾つか変遷してきたことは、私どもそれは把握しておりますが、それはいわゆるＳＡＣＯの合意そのものとは異なるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　であれば、最初からそういう言い方をして進めてきたら何もしなくてもいいわけです。何でここまで引っ張ってきてそういう言い方をするのか。それは県民に誤解を生むんで、またさらに議論していきたいと思いますけれども、次に移ります。

次に、万国津梁会議設置等支援業務についてでありますけれども、コンソーシアムを設立しなければならなかった理由についていろいろありました。これ本音のところは、今山形県の方が受注していますけれども、地元の企業とコンソーシアムを組まなければ受託できないという仕様書になっているんではないですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

先ほど答弁をしたとおり、いわゆる企画提案応募要領におきましてコンソーシアムにおける参加要件も示しておりますが、必ずしもコンソーシアムの設立を求めたものではなくて、事業者単体での応募についても当然、要件として参加資格として認めていたものでございます。その中で、コンソーシアムでの提案があったということでございまして、必ずしも今御指摘の件は当たらないものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　じゃ説明会なりいろいろ参加した企業は、県内の企業はなぜ手を挙げなかったんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　それは、それぞれ参加された企業の皆様の経営判断なり営業なりの判断があったものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　この議論もまた平行線のようだから。

次に、委託料の概算払いですけれども、これについてお尋ねしますが、契約書にうたわれている着手金、いわゆる前金払いについては10％というふうに書いてありますけれども、これは支払いされたんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時16分休憩

午後０時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

万国津梁会議設置等支援業務の支払いにつきましては、業務委託料の支払いを第15条で規定し、15条にかかわらず概算払いの規定を16条で設けているもの

でございます。私どもは、３回にわたって概算払いを行ったものでございます。

○末松　文信君　僕は前金払いを払ったかどうか確認しているんです。契約書の条項にありますでしょう。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

議員御指摘の着手時に払ったかといえば、第１回の概算払いをそのときに支払いをいたしました。先ほど申し上げましたように、委託契約書の中では業務委託料の支払いを15条で、それから15条にかかわらず概算払いの規定を16条に設けているものでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　それでは、別の方面から聞きますけれども、この概算払いするときに、支払い請求書と出来高調書が添付された資料はありますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

私ども今回契約に当たりまして、16条で概算払いをしておりますが、概算払いは債権者は確定しているが、債務金額が未確定の場合においてあらかじめ一定の金額を債権者に交付し後日債務額を確定したときに精算する制度でございます。いわゆる債務の履行期限前に未確定の債務金額の概算をもって支払う制度でございまして、当該債務が確定後、証憑書類を確認し精算する性質のものでございまして、土木や農林の公共工事の工事請負契約に係る既済部分について、完成前にその部分の代金の一部を出来高に応じて支払いする部分払いとは異なる制度でございます。そういう意味で、この出来高ということをもって概算払いを行っているものではございません。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　部長のその答弁は何度も聞いておりますけれども、土木建築部長にちょっとお尋ねします。今部長は土建部の発注する工事の契約とは違うんだという主張ですけれども、その土木建築部の発注する工事について、その出来高払いという場合に、どういう手続を経て行うのかちょっと教えてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時21分休憩

午後０時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

土木建築部で発注いたします工事に係る業務委託等につきましては、まず前金払いができることになっておりますので、まず前金払いを行うと。それ以降、出来高に応じて部分払いができるということになっております。部分払いの支払いに当たりましては、受注者からの請求書に基づくものでございまして、当然その根拠になる内訳が添付されているということでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　その内訳の金額、これそのまま支払いしますか、全額。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

部分払いの上限が９割までとなっておりますので、その出来高の内訳書のうちの当然ながら９割までを請求するという形の請求書が出てくるということでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時22分休憩

午後０時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○末松　文信君　文化観光部長、概算払い、契約書の第16条のほうについて。これは委託事業の進捗度合いに応じて業務委託料の10分の９に相当する額を請求し支払うことができると言っております。今、土建部長がおっしゃったとおりの内容となっております。契約書にこういう条項があるにもかかわらず、さっきの変わった制度でやったということはどういうことですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時23分休憩

午後０時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

先ほど土建部長からも答弁がございましたが、私ども今回準委任契約に基づく概算払いを行ったものでございます。請負契約に基づく前金払いや出来高払いとは違うものだということは先ほど答弁をさせていただいたところでございます。私どもの契約に基づきまして、進捗状況の度合いに応じてということがございますけれども、それは会議が円滑に行われていたことを確認した上で、なおかつその間ほかの既に動いているテーマについての会議が見込まれていたこと、それか

らほかのテーマについても立ち上げればすぐに対応する必要があるという――柔軟に対応する必要があることから、概算払いを行ったものでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　概算払いをやったことについて私は責めることはないんですが、この契約書にある内容ではやらないで、別の制度を活用してやったということ。これは、第三者は誰が読めるんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

別の仕組みというのが、工事請負のようなことであれば、そうではないということを申し上げているわけでございます。

私どもとしましては、先ほど申し上げましたように、これまでの会議が円滑に行われていたこと、それから今後行われる予定があったこと、まだ未決定のテーマについて立ち上がった場合、スムーズに行う必要があることなどを考慮しまして、その概算払いを行ったものでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　総務部長、ちょっと伺いますけれども、この委託契約書は何のために契約を結ぶんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時26分休憩

午後０時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　一般論で申し上げます。

この万国津梁については文化観光スポーツ部の事業でございますので、一般論としましては、県の事業を執行するために委託契約が必要なものについては、委託契約を結んで実行するというふうなことでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　契約書は双方履行するためにあるわけであって、契約書にうたわれていることは履行せずに、ほかの制度を活用するというのはこれはあり得る話ですか、部長。総務部長。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

契約書、当然結ぶ中においては、いわゆる地方自治法または施行令、財務規則、それをしっかり踏まえた上で契約書を締結しているというふうに理解しております。今回、概算払いについてのお話ございますけれども、当然のことながら地方自治法施行令、県の財務規則により事務の取り扱いに支障を及ぼさないという趣旨がございますので、それを踏まえて行われたものというふうに認識しています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　この概算払い――第16条の２号、これの取り扱いについて今議論しているわけです。これは、その契約書に従って履行しなくていいのかどうかという話を聞いているわけです。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

議員御指摘の、本件業務委託契約書第16条の２項に、委託事業の進捗度合いに応じて業務委託料の10分の９に相当する額に関してということでの契約でございます。

万国津梁会議は、会議設置要綱等に定められた５分野及び必要な事項について知事が組織することになっており、契約当初に全体日程をあらかじめ決定していなかったこと、あるいは日程、議事は委員と調整しながら随時決定していく必要があること、幅広いテーマの議論のため情報収集の必要があること、先行してテーマが決定した３分野以外にも新たなテーマを立ち上げる可能性があり、業務運営の先が見通せない特性を持つものということがございまして、委託者の協議により会議に支障が生じないよう、契約当初に予想できない事態にも柔軟かつ機動的な対応ができるよう、概算払いの支払い計画を策定したところでございます。その進捗管理につきましては先ほども申し上げましたように、担当者が全ての会議の運営状況や県が依頼する打ち合わせの対応状況を確認し円滑に実施されていることを確認したところでございます。そういう意味で、そういったこの委託の特質性を踏まえまして、柔軟にできるように概算払いを行ったものでございます。その件につきましては、先ほど申し上げましたように土木や農林の分野の公共事業のいわゆる出来高払いとは違うという認識でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　それじゃこの第２号の進捗度合いに応じてという条項は必要ないわけですね。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　私どもとしましては、事業が円滑に実施できるということを確認して、その業務に支障が生じないようということについて確認したところでございます。

○末松　文信君　ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時30分休憩

午後０時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

末松文信君。

○末松　文信君　前回尋ねたときに、５回ある会議を３回しかやっていない。いわゆる６割しかやっていない。６割しかやっていない段階で、皆さんはそれぞれ722万円の３回ですから2166万円支払いされているわけです。これは６割に相当するわけじゃなくて、本来、６割に相当するんであれば、2407万の請負金額に対して６割ですから、６割掛けてさらにそれの９割を掛けて、実績となるのは1299万円としかならないわけです。皆さんは既に2166万円支払いしている。これが過払いだと言って指摘しているわけです。そこについては、どう説明しますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

私ども概算払いにつきましては、先ほど申し上げましたように、業務の円滑な実施を確認するとともに次の会議や新しいテーマに迅速に対応できるように柔軟に対応できるように、概算払いを行ったものでございます。この事業が完了する際に、当然証憑書類等を確認し、額の確定を行い精算するということがございますので、その業務完了時にしっかり精算業務を行いたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　ほかの委託事業で９割の範囲で請求することができるという――この条項にもそう書いてありますけれども、それはあと10％を残しているということは、この事業の遂行に当たって途中で何らかのリスクがあるから、それを10％保留しているということだと思いますけれども、土建部長、どうですかこれ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時33分休憩

午後０時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

いわゆる準委任の契約でございまして、一般的に言いますと、一般管理が約10％ございますのでその分は支払いをせずに、いわゆる直接経費の分の９割に相当する分は概算払いができるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　それは業務の中の事務費であって、この事業を請け負った人たちが途中で倒産したときのリスクをどうするんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　それにつきましては、当然契約保証金などの制度がございまして、今回もその分の徴収はしております。そういったところでの対応になると考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　保証金は幾らですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時34分休憩

午後０時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

契約書は――契約金額の10％に相当しますので、契約保証金は240万7700円でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　保証金は200万ですけれども、過払いが722万円あります。これをどうしますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　その後も事業を進める会議は……

○末松　文信君　いや、その後の話は聞いていない……

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　基地問題も含めて数回開催されております。現在まだ精算業務に入っておりませんが、現時点で過払いかどうかというのは、まだそういうふうに正確には算出をしておりません。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時36分休憩

午後０時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

ですので、請負契約に基づく前金払いや出来高払いとは異なり、準委任契約に基づく概算払いは、いわゆる債権債務が確定していない際において支払いをする

という制度でございます。

私どもとしましては、会議が円滑に実施されていることと、次回以降を柔軟に対応できることから概算払いを行ったものでございまして、本契約が完了したときにはしっかりと検査を行い、書類等を確認し契約額を確定するということにしています。その契約額が確定した際にいわゆる精算ということがございますので、既に確定額を超えている委託料が支払われているときは、期限を定めて返還を命ずることとしております。

以上でございます。

○末松　文信君　ちょっと、頭がこんがらがってわからなくなっていますね。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　部長は言い続ければいいというもんじゃないと僕は思うんだけれども、ここでじゃ監査委員に聞きますけれども、監査委員３名のうち２人がこれは違法・不当だという意見書を出しています。ほかの１人がそれはそうでもないという意見がありますけれども、どうして違法・不当であるという意見が出たんですか。代表監査、ちょっと説明してください。

○議長（新里米吉君）　代表監査委員。

○代表監査委員（當間秀史君）　大変申しわけございません。

監査委員の意見、今回公表させていただいております。ただ、この監査委員の意見というものは、おのおのの監査委員の見識に基づいて述べられた意見であります。述べられた意見であるということと、どなたがどういう意見を言ったかというのは公表しておりません。そういったことから、私のほうでそれぞれの意見についての公表と言いますか、あるいは代弁をするということは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　じゃ確認ですけれども、違法・不当と言ったのは２人いるわけですよね。

○議長（新里米吉君）　代表監査委員。

○代表監査委員（當間秀史君）　そのとおりです。

○末松　文信君　何で、こっちとやっているんだよ。

○議長（新里米吉君）　今は監査委員に求めたんで、監査委員が答えたわけですが。それとは別に何かありますか。

代表監査委員。

○代表監査委員（當間秀史君）　済みません、答弁の訂正を。

違法・不当ということではなくて、不当であるということで２人の意見があったということです。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時40分休憩

午後０時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

末松文信君。

○末松　文信君　監査委員報告の中でも、この案件での住民監査請求については、内容に照らして県当局の対応は不当であると。その概算払いについて不当であるということを２名の方が支持しております。そういった観点から、今回のこの案件については、引き続き私は参考人招致と、それから百条委員会の設置を求めて質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時43分休憩

午後１時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

具志堅　透君。

〔具志堅　透君登壇〕

○具志堅　透君　沖縄・自民党の具志堅透でございます。

通告に従い、一般質問を行っていきたいと思います。

まず１点目、万国津梁会議設置委託業務に係る会食問題についてでございます。

(1)、住民監査請求が出されました。請求の要旨と請求理由について伺います。

(2)、審査意見について、審査の結果について伺います。

(3)、事業の進捗に応じ支払いができる概算払いについて、事業者と協議をし確認書を作成されていると思うがということで通告いたしました。しかしながら審査意見結果の中で、確認書が作成されていないということの報告がございました。ただし事業者との協議が行われていると思いますので、その協議内容あるいはその協議した会議録の記録を提出していただきたいなというふうに思っております。

２点目、首里城火災について。

(1)、原因究明や初期消火等の検証のための、第三者委員会設置について、設置時期と目的を明確にさせるべきだと思っておりますので、目的について伺います。

３点目、豚熱、ＣＳＦ感染についてでございます。

(1)、新聞報道によると、県は、農家への消毒呼びかけを昨年９月を最後に、通報があった１月６日以降も消毒等防疫を呼びかけていない。また、農家からの

連絡が１月６日となったのは、連絡体制が年末年始も24時間体制で対応している事実を農家が知らなかったと、現場まで周知されていなかったと報道されております。事実関係を伺いたいと思います。対処できていれば、今回の豚熱の発生・拡散は防げたのではないかと思っております。

４点目､北部地域医療の充実についてでございます。

(1)、北部基幹病院の整備について。

ア、北部市町村会及び議長会が県提案の合意書案に合意する旨決議し、基幹病院の早期整備を知事、議長へ要請をいたしました。知事の所見と今後の取り組みを伺います。

(2)、現在――あえて基幹病院整備までの間と入れさせていただきました。現状、医師不足解消について県の取り組みを伺います。

(3)、北部病院の医療機器や設備等の再投資は現場からの要請に応えられているか伺います。新年度予算にどう反映されたかもあわせて伺いたいと思います。

５、世界自然遺産登録に向け、県の取り組みと課題について伺います。

６、国立自然史博物館の誘致について、県の取り組みと課題について伺う。

７、伊平屋空港の整備について、県の取り組みと課題について伺います。

８、運天港の整備についてでございます。

(1)、屋根つき荷さばき施設の整備について伺います。

(2)、伊是名の船乗り場までの連絡通路の整備について伺います。

９、沖縄島内（国頭村・東村）において、組織的な密漁が横行しております。そして大きな被害が出ております。取り締まり等対策について伺います。

10、本部港の整備について。

(1)、クルーズ船受け入れバースの整備について伺います。

(2)、本部港のクルーズ船受け入れ体制について課題と進捗について伺います。

(3)、本部町における港湾整備の必要性について伺いたいと思います。

11、昨年４月から運航開始をした（那覇―本部間）高速船の現在の状況と今後の予定について伺います。

12、県道84号線の歩道整備のおくれについて、進捗と課題について伺います。

13、琉球泡盛テロワールプロジェクトの進捗と課題について伺います。

14、我が党会派代表質問についてでございますが、大型ＭＩＣＥ施設整備について伺いたいと思います。代表質問の答弁で双方に責任がないなどと説明をされておりますが、結果として約9150万円を受託業者へ支払うということで決着をいたしております。この問題の政治責任は極めて重く、我が自民党会派はこれまで国の理解が得られていない、そして一括交付金の活用の見通しが立たない状況で進めることへの反対を表明してまいりました。結果として県民へ9150万円の損失を与えたこの責任の所在はどこにあるのか、明確にしていただきたいと思います。

以上質問し、再質問を必要に応じて行いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　具志堅透議員の御質問にお答えいたします。

世界自然遺産登録について、５の(1)、世界自然遺産登録に向けた取り組みと課題についてお答えいたします。

沖縄県においては、世界自然遺産登録に向けた取り組みとして、遺産価値である生物多様性の保全を図るため､マングース等の外来種対策や希少種の交通事故･密猟防止対策等を推進しております。また、ＩＵＣＮから課題として指摘されていた実効性のある観光管理の仕組みづくりとして、ヤンバル地域及び西表島における観光の実情や地域住民の要望等を踏まえた持続的観光マスタープランを策定したところです。

沖縄県としましては、世界的にも貴重でまれな沖縄の自然をウマンチュの宝として次の世代にもつなげられるよう、県民の皆様と一緒になって、本年夏の確実な登録を目指して取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　１、万国津梁会議設置委託業務に係る会食問題についての御質問のうち(1)、住民監査請求の請求の要旨と請求理由についてお答えいたします。

請求の要旨につきましては、請求者は沖縄県監査委員に対し監査を求め、知事が本業務委託契約を解除した上でコンソーシアムに対し金2166万円の返還を求めること、予備的に知事がコンソーシアムに対し金1444万円の返還を求めることを勧告することを求めております。請求の理由については、契約締結自体に正当性・妥当性がないこと、契約内容が正当性・妥当

性を欠いていること、契約の相手方の選定過程が正当性・妥当性を欠いていること等が記載されており、そのことについて請求の要旨の内容を求めるものとなっております。

同じく(3)、概算払いに係る事業者との協議等についてお答えいたします。

本業務委託契約のような準委任契約における概算払いについては、関係法令及び県の財務規則第65条第７号の規定に基づくもので、契約書の規定に公共工事における設計契約書に見られるような検査に係る条項や、確認に係る条項は一般的に付されておらず、概算払いの執行に係る会計事務についても、支出調書に請求書及び支払い計画書を添付し、決裁を得て執行がなされるものです。本業務委託に係る執行も県の運用に沿ってなされております。本委託業務において概算払いを行うに当たり、確認書等の作成については、県の運用上求められているものではないこと、契約条項として規定していないことから、執行手続自体は県の運用に沿った適正なものであったと考えております。

次に10、本部港の整備についての御質問のうち(2)、本部港のクルーズ船受け入れ体制についてお答えをいたします。

県では、本部港における官民連携国際クルーズ拠点の整備に伴い、受け入れ体制の現状と課題を踏まえた上で、どのような受け入れ体制が望ましいかについて、検討委員会を開催するとともに地元自治体等関係機関と協議を重ねてまいりました。その結果、本島北部12市町村全体でクルーズ客を中心とするインバウンド客を受け入れることが適切とのことで関係機関の合意が得られ、令和元年11月に北部振興会にやんばるインバウンド・クルーズ推進部会が新設されたところであります。今後、同部会を中心に、クルーズ船の誘致活動、２次交通などの受け入れ諸課題への対応、地域への経済波及効果を高める施策について検討し、取り組むこととなっております。

次に我が党会派代表質問関連についての(1)、大型ＭＩＣＥ施設整備に係る和解についてお答えをいたします。

県と落札者による落札決定の無効の確認に当たり、契約を締結できないことについては、県と落札者双方の責めに帰すべき事由がないこと、発生した費用の負担については、つり合いのとれた状態に是正することが、信義則や衡平の観点に基づき適切であることから、県が落札決定後の準備費用に当たる直接経費を補塡して和解することで合意に至ったものであり、契約違反といった債務不履行による違約金とは異なる性質のものであります。県民の皆様には御心配をおかけしておりますが、県としては、今後、民間の資金と創意工夫を活用する官民連携の手法を施設整備に生かしたいと考えており、次年度は、東海岸地域サンライズ推進協議会等の関係機関とも連携しながら、引き続き大型ＭＩＣＥ施設の整備やエリア形成に向け、新たな基本計画の策定に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 代表監査委員。

〔代表監査委員　當間秀史君登壇〕

○代表監査委員（當間秀史君） 万国津梁会議設置委託業務に係る会食問題についての中の、審査意見についての御質問にお答えします。

監査委員の意見として、まず、業務委託契約が違法・不当な契約かどうかについては、一連の手続が適正に行われていたことから違法・不当とは言えず、契約解除及び解除に伴う支出済み額2166万円の返還については認められないということになりました。

次に、着手金を除いた第２回目及び第３回目の概算払いの違法・不当を理由とする1444万円の返還については、「概算払いは不当である」とする意見と「適正である」とする意見に分かれました。また、「概算払いは不当である」とする意見の中でも、不当であるから支出済み額の返還を求めることとする意見と、不当ではあるが事務執行上合理的ではないから支出済み額の返還を求めるまでには至らないとする意見に分かれました。

監査結果としましては、意見の一致を見ることができず合議不調となりました。

以上です。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） ２、首里城火災についての御質問のうち(1)、第三者委員会の設置についてお答えいたします。

沖縄県警察の捜査結果においては、出火原因の特定には至らなかったとのことでありますが、県としては今後の那覇市消防局の発表も注視していきたいと考えております。今回の火災について施設管理者として、県の責任を感じており、今後、第三者委員会として設置する首里城火災に係る再発防止検討委員会において、管理体制のあり方等について、しっかりと検証を行っていきたいと考えております。

次に７、伊平屋空港の整備についての御質問の(1)、伊平屋空港整備の取り組みと課題についてお答えいた

します。

県は、伊平屋空港建設予定地における航空機の就航率確認のための気象観測調査を実施するとともに、航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証、関係機関との調整に取り組んでいるところであります。今後は、航空会社の就航意向取りつけや需要予測、費用対効果の確保などの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたいと考えております。

次に８、運天港の整備についての御質問のうち(1)、屋根つき荷さばき施設の整備についてお答えいたします。

屋根つき荷さばき施設は、炎天下や雨天時にも生活物資等の一時保管、受け渡しを効率的かつ快適に行うことが可能な施設であります。運天港においては、関係自治体及び港湾関係者へのヒアリングを実施し、配置や屋根の高さ等について決定しております。今後は早期整備に向け取り組んでまいります。

次に８の(2)、通路の補修についてお答えいたします。

運天港における伊是名航路フェリー岸壁の通路については、段差や水たまりが発生していることから、現地調査を実施し、今帰仁村と状況の確認を行っているところであります。令和２年度内に補修工事を実施し、段差や水たまりの解消に向け取り組んでまいります。

次に10、本部港の整備についての御質問のうち(1)、クルーズ船受け入れバースの整備についてお答えいたします。

本部港については、現在、20万トン級のクルーズ船に対応した岸壁の整備を行っているところであり、既設の水深9.0メートルを10.5メートルに改良の上、さらに南側に200メートル延伸し、延長420メートルのクルーズバースとなります。現在就航しているフェリー等については、主に水深7.5メートル、延長240メートルの既設岸壁を利用することになりますが、クルーズバースの利用も可能となっております。今後は、本部港の機能再編を進め、人流と物流を整理し、岸壁等港湾施設の安全な利用に支障がないよう港湾利用者等と調整を行っていきたいと考えております。

次に10の(3)、本部港旧エキスポ地区の有効活用についてお答えいたします。

本部港は４地区７カ所から構成される港湾であり、近年プレジャーボート等の小型船用の係留施設が不足しているため、地元本部町から整備の要望があります。旧エキスポ地区は、昭和50年に開催された沖縄国際海洋博覧会の際、主に観光船や連絡船用の係留施設として整備されたものであり、小型船の係留には対応できていない状況にあります。今後、本部港全体の小型船等の利用状況を確認し、旧エキスポ地区の有効な活用方法について、地元本部町等と意見交換を行い、整備の必要性等について検討していきたいと考えております。

次に12、県道84号線の歩道整備のおくれについての御質問の、県道84号名護本部線の進捗状況と課題についてお答えいたします。

県道84号名護本部線は、本部町東から渡久地までの約1.5キロメートルについて、平成25年度から事業に着手し、令和元年度末の進捗率は、用地取得面積ベースで約33％となっております。現在、用地買収及び渡久地橋のかけかえに取り組んでいるところであり、今後とも地元本部町の協力を得ながら、整備を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　３、豚熱（ＣＳＦ）感染についての御質問の中の(1)、農家への飼養衛生管理基準の周知についてお答えします。

県では、農家講習会や防疫実働演習、24時間通報体制の周知など豚熱の防疫対策に取り組んできました。また、１例目発生以降も消毒の呼びかけを行うとともに、関係機関・団体の協力を得て、消石灰や殺鼠剤の配布も行っております。今回の１例目の発生では、通報のおくれ、未加熱食品残渣を餌として与えていたことなど、農家が守るべき飼養衛生管理基準が遵守されていないことが確認されており、全ての生産農家の家畜伝染病侵入防止対策への意識をさらに高めることが重要だと考えております。このため、県としましては、今回の豚熱の発生を受け、説明会のあり方や周知方法についても再点検を行うとともに、市町村、関係団体、生産者が一体となって、飼養衛生管理基準を確実に遵守できる体制を強化してまいります。

次に９の沖縄島内（国頭村・東村）の組織的な密漁についてお答えします。御質問の中の(1)、密漁の取り締まり対策についてお答えします。

沖縄県では、沖縄県漁業調整規則等に基づき、水産資源の保護培養や、漁業取り締まり等に取り組んでおります。沖縄島北部を中心に、密漁と思われる行為が多発していることにつきましては、国頭村等から情報提供を受けており、県警や海上保安庁等の関係機関とともに、合同パトロールを行う等、対応しているところであります。

県としましては、引き続き漁業者等の資源管理に対

する取り組みを県民に対し広く周知するとともに、密漁対策や取り締まり強化について、関係機関と連携し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） それでは、北部地域医療の充実についての御質問の中の４の(1)のア、北部基幹病院についての御質問にお答えします。

北部基幹病院につきましては、本議会の冒頭で知事が知事提案説明要旨の中で述べましたように、北部圏域において、医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的で地域完結型の公的な医療提供体制を構築するための北部基幹病院の整備に向け、関係者間の合意形成を図り、基本構想、基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

次に４の(2)、基幹病院整備までの医師確保についての御質問にお答えします。

県としましては、北部地域における医師の確保は重要な課題であると認識しており、自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部地域枠、県立病院における専攻医の養成、県内外の医療機関からの専門医の派遣等の取り組みにより、引き続き同地域における医師の確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君） ４、北部地域医療の充実についての御質問の中の(3)、北部病院の医療機器や設備等についての御質問にお答えします。

県立病院においては、必要な医療機器や設備等は整備されておりますが、限られた予算の範囲内で行っているため、各病院が要望する医療機器等の全てを一度に更新することは困難です。北部病院についても同様の状況にあり、今後も限られた予算の範囲内で、医療の提供に支障が生じないよう、優先順位をつけて整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君） ６、国立自然史博物館の誘致についての(1)、国立自然史博物館誘致の取り組みと課題についてお答えします。

国立自然史博物館は、沖縄21世紀ビジョン基本計画において誘致に努めていくという方針を位置づけるとともに、設立意義等の調査、沖縄担当大臣等への要請などを実施しております。また、本年１月には、県主催によるシンポジウムを那覇市内で開催し、県民の機運醸成に努めているところであります。

県としましては、国への働きかけや県内外での機運醸成が重要であることを踏まえ、引き続き関係省庁への要請や県内の経済団体等への説明を実施するとともに、国立沖縄自然史博物館の設立を提言している日本学術会議の専門家の助言や協力を得ながら、官民一体となった取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） 11、昨年４月から運航開始の高速船の現状と今後の予定についてお答えいたします。

那覇港から本部町の港を結ぶ高速船については、民間航路事業者において運航が行われております。同事業者によると、那覇―本部間については、現在運航している船舶より大型かつ高速の船舶を調達し、ことし４月から当該船舶で運航する予定とのことであります。

県としましては、引き続き同事業者の運航状況や事業展開等の把握に努めるとともに、同事業者からの相談等に対しては、情報提供や助言を行う等、適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） 13の(1)、琉球泡盛テロワールプロジェクトについてお答えいたします。

国、県及び業界団体等が参画する琉球泡盛テロワールプロジェクトにおいては、昨年８月から伊平屋村で長粒種米が栽培され、ことし１月に収穫が完了しており、13.3トンが今月中に４酒造所に引き渡される予定となっております。県産長粒種米による泡盛製造については、原料米の安定確保や最適な醸造技術の確立、品質の確保などが今後の課題になると考えております。県では、工業技術センターにおいて、長粒種米を含む県産米の醸造等に係る分析データの公開や技術の相談、指導等を行い、酒造所の製品開発等への支援を実施しております。

県としましては、引き続き泡盛産業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 具志堅　透君。

休憩いたします。

午後２時20分休憩
午後２時22分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○具志堅　透君　再質問したいと思いますが、まず１点目の万国津梁会議に係る住民監査請求が出されて、審査意見、審査結果が出てまいりました。その中で概算払いについて不当であるという委員が２人いて、そして１人は返還をするべきだというふうな意見がございます。御案内のとおり当然、県の監査委員が出した結果、それぞれ一人一人の意見は非常に重いものがあると思っております。それを受けて、執行部、知事としてはどういう対処、どう考え、今後どう改めていくのか伺いたいと思います。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。
これまでの答弁で恐縮ですけれども、私どもとしては本業務委託契約のような準委任契約における概算払いについては――失礼しました。大変失礼いたしました。
監査結果についてでございます。まずこの概算払いにつきまして、２回目、３回目の支出が不当であるという監査委員２名の御意見がございました。これにつきましては、また今後の事務について十分真摯に検討してまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　真摯に検討するということだけでいいのかな。一人は返還もすべきだということまで強く意見を述べられております。その結果を受けて、知事、どういう認識をお持ちですか。知事に答えていただきたい。
監査軽視じゃないのか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。
まず、監査結果全体につきましては、監査委員３名の方が本業務委託契約に係る会計処理において契約についての一連の手続を適正に行ったことを確認したとし、違法・不当な契約締結でないとしたこと。それから締結自体が違法・不当な契約締結じゃないことから同契約に基づき支出された2166万円は違法・不当な公金の支出であるという請求者の請求は受け入れられなかったことについては、県の説明が受け入れられたものと認識をしています。
一方、概算払いにつきましては、先ほども申し上げましたように２人の方が不当であるという御意見、そのうちお一人の方が返還もすべきであると、お一人の方は返還までは求めないとした意見もあったことでございます。
それにつきましては、先ほど申し上げましたように、今後の事務の執行に当たりまして真摯に検討してまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　知事、そのことに対してコメントはないですか。監査委員一人一人の意見が食い違っています。どっちの意見も監査委員の意見というのは非常に重要なんです。合議、合い議ができなくて、意見がまとまらなくてそれぞれの意見が出てきているんですが、一人一人の監査委員の意見というのはどっちの意見も非常に重要なんです。そこで不当である、返還まで言われていることに対して、知事、何らかのコメントはないですか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　先ほど来、文化観光スポーツ部長からも答弁がありますが、この合議不調となった点については、真摯に改めるべきところを改善をして、業務に当たっていきたいというふうに思います。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　時間もないので、もう一点だけ確認させてください。
午前中、我が会派の島袋大議員の質問の中で、説明会へ６社参加した件の中で、子ども被災者支援基金が参加をされていないと。しかしながらその徳森氏が個人で参加したのか、あるいはどこかの企業で参加したのか、団体で参加したのか。途中から参加をして、名刺を持っていない、受け付け名簿もないとかという答弁なんですが、それあり得るんですか。もう一度説明してください。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。
午前中、島袋大議員に対する答弁の内容でございます。
当日のことにつきまして、職員の記憶の中でございますが、徳森氏がおくれて参加してきたということ。それから、どこの業者と一緒に座ったかまでは正直覚えていないところでございますが、受け付けとしては山形の企業さんとして参加したものではないというところでございます。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　じゃなぜ、徳森氏が参加したということがわかっているんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

これも職員の記憶によりますが、契約した後にその方もいたということがございまして、それが徳森さんであるということがわかった次第でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　今の話を聞いて、非常によくできた話、非常に疑問の残る話。来たのは当時、徳森という人は知らないですよね、徳森さん。しかし、後でぺらぺらぺらぺら流暢に答えている。全て示し合わせた答弁ですよ、今。そこはそこでいいでしょうと思っておきます。これは引き続き我が党会派で追及をしていくことと思います。

それでは次に、基幹病院の整備について伺います。

まず押さえておきたいと思います。今回、北部12市町村会あるいは議長会が合意する旨決議をしました。その合意書案というのは、県が示したということで間違いないですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　６回の協議の結果等踏まえ、事務局を担っていた県のほうで取りまとめて示したというものでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　県が示したということは、最高責任者は県知事ですよね。県知事が今回の合意書案を北部12市町村会に示したということの認識でよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　合意書案自体は、５回目の協議会のときに議論が出尽くしたものですから、２つの病院を統合して基幹病院をつくるという場合にはこういう基本的枠組みしかないということを確認しまして、これを整文化したものを第６回協議会に示して、おのおの意見を出し合って合意形成を図ろうということになりました。６回目に医師会側は大筋合意したわけですけれど、12市町村と県がそのときは態度を保留して継続になったということで、その状態がこの間続いてきたということでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　僕が言っているのはそもそも論なんですよ。県が示した案であるわけですね。県の最高責任者、知事であるわけですから、玉城知事が示した案であるということで間違いないですよねということ聞いているんです。単純な話。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　そんなに単純な話ではないと思うんですけれども……

○具志堅　透君　単純じゃないのか。

○保健医療部長（砂川　靖君）　この協議会における議論を踏まえて、事務局によって県が作成をしました。これについて双方で合意確認しようということになり、県と12市町村、保留になっていたわけです。その間、12市町村の意見も聞きながら修正し、最終的にまとめたと。これについて医師会は了解しているわけですけれど、12市町村と県がまだであったと。２月になって12市町村の意思が固まって、県がまだ意思を表明していないということでございまして、我々つくったものについて最終的に３者で合意形成して初めて合意するということで、節目節目で報告して合意書案はつくっておりますけれども、そういう性格のものだというふうに御理解いただきたいと思います。

○具志堅　透君　何か複雑になってきた。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　この合意書案で示されていることは、そもそも何を解決するために、県立北部病院と北部地区医師会病院統合による基幹病院の整備というのは、何を解決しようとしてつくられているんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　この２つの病院が統合して一つの基幹病院をつくると。そのときにやっぱりどうしても経営システムであるとか、財産の問題であるとか、負担の問題であるとか、職員の問題であるとか、医療機能の問題であるとか、こういう基本的なものについては後々の協議で後戻りして雲散霧消しないためにも、基本的なことについては定める必要があるということでつくられたもの。これはひとえに北部地域の医師不足から起因する診療制限とか診療の休止、患者の流出といった問題を抜本的に解決するには統合して基幹病院を整備するしかないというような考え方に基づいて作業が進められて、この合意書案が形成されてきたということでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　まさにそのとおりで、医師不足解消を抜本的に解決して、安定的かつ効率的で地域完結型の公的な医療提供体制を構築するための合意書案であるというふうに認識をいたしております。

そこで知事、２月６日にこういう新聞報道がございます。（資料を掲示）「知事　早急な統合に慎重」、おもしろいですよ。もう一つの新聞は、「与党、基幹病院「慎重に」」、与党の皆さん、県議会与党ですね。おもしろいですよ。同じ２月６日です。そして、ちょっ

とこれじゃまずいと思ったのか、２月の19日に、「基幹病院　丁寧な議論要望　県政与党､知事と意見交換」とありますね。それを読んでいくとなかなかおもしろい現象だなと思っております。

そこで、知事がこれまでの代表質問等々での課題、３点挙げております。まず１点目の医師不足解消について。この与党の皆さんとの議論の中でもそこが３点の課題として挙げられています。

医師不足の解消について保健部長、抜本的な医師不足解消を図る上での基幹病院を提案しております。どういった内容でしょう。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時35分休憩

午後２時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず、北部圏域においてこの医師確保を図っていくためには、指導体制とか症例数とかを充実させて、医師のキャリア形成に資する病院をつくる必要があるというような観点で病院というのは考えてきたところでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　これまでも何十回と議論してきて、その医師不足解消を図るためには同じ400床規模の病院が２つあって、分散してたらだめだと。ここで症例をふやして将来云々の話がございました。そして今よりもよくなるだろうと。今、現状で本当に医師不足が解消できるかと、県立病院で本当にできるかということに問題があって、基幹病院の整備計画が浮上したものと思っております。

ここには余り時間かけられませんので、次に、救急医療、離島医療、周産期医療や小児科医療等々の不採算医療。

知事は今さらの感はあるんですが、不採算医療の提供について非常に懸念を示しております。部長、部長の認識を伺いたいなと思います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　不採算医療を提供するというのが公立病院の役割でございまして、その前提に立った基幹病院の構想であるということでございます。

基本合意書案では､医療機能について言及する部分、最低限度しか記しておりませんけれども、基本合意書案の合意形成後､基本構想の策定作業に入りますので、この医療機能、不採算医療の提供という位置づけは、その基本構想の中で詳細に示されることになるというふうに考えております。

○具志堅　透君　ちょっと休憩して。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時38分休憩

午後２時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

具志堅　透君。

○具志堅　透君　砂川部長、砂川部長が論壇で出した新聞報道を僕は見て今質問をしているんですが､部長、その不採算医療が切り捨てられる余地がないということで断言しているんですね。そこで４点ほど挙げてその理由を述べております。一部事務組合だとか、その説明を少し加えてもらえませんか。

ちょっと時間がないので、僕が言うと。

○保健医療部長（砂川　靖君）　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時38分休憩

午後２時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　ちょっと外すかもしれませんけれど。

まず１つ目に、基本的に公立病院というものの役割は民間では提供できないような医療を提供するというところにあるわけです。

今般、じゃこの経営システムで本当に不採算医療が提供されるかと問われた場合に、それは可能ですということを論壇では述べたつもりでございます。１つは、今般つくろうとしている基幹病院の運営主体を指定管理というふうに示しているわけですけれど、これは純然たる民間による指定管理ではなくて、民間であると採算重視ということで不採算部門が切り捨てられることがあるかもしれませんけれど、この基幹病院を運営する主体、これは県と12市町村でつくった財団ですよと。公的な財団ですよということで、そもそも民間の純然たる採算重視という論理は適用されませんということで、その意味では不採算医療が切り捨てられることがないと。加えて、指定管理と言っても、指定管理を結ぶ場合に協定書を交わすわけです。その中においてきちんと提供する医療は規定することになるということで、その意味でも担保されていると。さらに県と12市町村がつくった財団ですので、そこで経営方針等定める場合においても、しっかりと設立者である県と12市町村の一組との方針の整合性が図られるということで、この辺で不採算医療が切り捨てられることはないだろうと。

最後に、議会のチェックはどうなるのかという面において、一部事務組合にも議会ございますので、そこには県議会と市町村議会から代表の議員がいますので、そこでチェックすることも十分可能であると。加えてこの財団については県が50％以上出資することになりますので、その関係で自治法の規定によって県は県議会に対して財団の財務状況や経営状況に関する資料を提出することになりますので、そういった資料を使って県議会においてもチェックすることが可能であると。そういう意味において不採算医療が切り捨てられることはないということを述べたというところでございます。

○議長（新里米吉君） 具志堅　透君。

○具志堅　透君 まさにすばらしい。何ていうのか、不採算医療を絶対切り捨てないという。そもそも県や市町村が北部の医療を切り捨てるなどあり得ないわけですよね。その充実こそが今回の北部基幹病院の使命であると結んでおります。やはりその合意書案、ずっと携わってきた砂川部長ならではの表現だなというふうに思っております。

知事、知事が懸念する医師不足の解消、不採算医療の提供がなくなるんじゃないかというふうな、弱くなるんじゃないかという懸念に対してこれは知事がそのことを思い、言わなきゃ、発言しなきゃいけないことだと思うんですが、知事が昨日、一昨日そういった懸念を言っていますので、そのことに対して知事どう思いますか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今議員おっしゃるようなさまざまな声が皆さんの中に、住民の中にもある、関係者の中にもあるということで、私としては公約に掲げる北部基幹病院の早期実現に向けて真摯にそのような声もしっかり酌み上げながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 具志堅　透君。

○具志堅　透君 なぜ、知事、そういう姿勢が慎重になるんですか。なぜですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 新聞の報道によっていろいろな記事の表現の仕方があろうかと思いますが、私は丁寧にコンセンサスを得ながら、県民がやはり納得できるようなそういう北部の基幹病院、医療体系を確立していきたいと思うわけですね。ですから、そのためにも丁寧に丁寧に作業を進めていくということが後ろ向きにとられてしまうようなことがあったのではないかなと思うと少し残念ではありますが、昨日も金城勉議員の質問にお答えしましたとおり、私はないがしろにしているわけでも後退させているわけでもない。北部地域の医療体制に向けては万全の体制で早期に確立をしていきたいという思いで取り組ませていただいております。

○議長（新里米吉君） 具志堅　透君。

○具志堅　透君 知事が丁寧に丁寧にと言っている間に、ヤンバルの命は失われていくような感がします。

今現在の、北部病院の医師不足の現状、御存じですか。そういう中でこんな丁寧に丁寧にと悠長なこと言っている場合じゃないと僕は思いますよ。

もう一つ、知事は病院で働く方々の合意形成というふうな話をしております。そこはどういった意図で言っておりますか。職員の処遇については知事はわかっていると思いますね。残りたい人は残る、それも今の身分の中で残る。戻りたい人は戻る。そしてそこでコメディカルが足りなければ県立から出向させるような、そういった合意書案になっているんだろうと思うんですが、そこはどういう意図ですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まさにそのような合意案の内容についても丁寧に説明をしていくことが肝要であろうと思うわけです。

○議長（新里米吉君） 具志堅　透君。

○具志堅　透君 この合意書案が示されて１年、２年たつんですよ。これから丁寧に丁寧にですか。

実はですね、僕はちょっと情報をとりまして、沖縄県職連合の機関紙というのがあるんですね、これ機関紙。県職連合（資料を掲示） この機関紙の中に書いてあるんです。北部病院の統合問題について、基幹病院の基本的枠組みに関する問題で、「「経営形態は、県・北部12市町村で設立する一般財団法人による指定管理」として」いることについて。

「両病院の統合に伴う問題点として、①北部地域における医師を含めた医療技術者の確保困難から派生する地域医療の崩壊、②北部圏域に生活拠点を置く病院職員にとっては職場が無くなることが挙げられます。」ということを言っているんです。それで、「病院労組は自治労沖縄県本部と連携して玉城知事に対し、2019年５月15日緊急政策要請を行いました。県立病院の経営形態の維持を約束した玉城知事、」。約束したんですか。「県議会与党議員との協力関係を強化し対応していきます。」というふうに載っているんですよ。

どう説明しますか。

いやいや、知事、知事が要請受けているんだから。

知事が約束しているんですよ。何やってるの。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） その要請の場には私も立ち会っております。そのときに、知事の口から県立維持というようなことはなかったというふうに理解しております。

○具志堅　透君 いや、知事。知事が言ったと書いてあるんだよ。約束したって書いてあるんですよ。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 一番やはり問題意識としてあるのは、政策医療、不採算医療の提供について、それをしっかりやるということにおいてお互いの方向性を確認したというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 具志堅　透君。

○具志堅　透君 知事、これを聞いてヤンバルの人は何て思うかね。（「悲しいですよ」と呼ぶ者あり） 悲しいですね。県職員の生活の場がなくなるから、県立病院を残しましょうと約束をする。それぞれの立場があるでしょう。北部10万医療圏の命はどこに行くんだろう。これは、北部地域における基幹病院の要請を求めるヤンバルの医療を守る住民大会を持って11万2277人の署名を集めて要請したものでございます。しっかりとそのことを理解して、合意について進めていきたいと思うんですが、どう思いますか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 北部圏域の医療を再生するためには、やはり基幹病院の整備ということが必要であるというふうに考えております。２つの病院を統合して基幹病院をつくる。そのためにはやっぱり基本合意書案に示された形で進めることがベストだと思ってますので、知事ともども最後まで諦めずに頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 具志堅　透君。

○具志堅　透君 知事、その合意書案の締結を北部12市町村……。

ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時49分休憩

午後２時49分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○具志堅　透君 知事、議長へ要請した12市町村会、市町村長会、議長会が要請した第１番目に、基幹病院の基本的枠組みに関する合意書を早急に締結することと書いてあります。

知事、どう思いますか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） そのような早期実現に向けての思いを重く受けとめております。

○具志堅　透君 受けとめる。実現に向けて取り組んでいきますじゃないのか。知事、実現に向けて取り組んでいきますじゃないのか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 早期実現に向けて取り組んでいくという思いを重く受けとめております。

○議長（新里米吉君） 具志堅　透君。

○具志堅　透君 もう一点だけやっておきます。

知事が丁寧に進めている間に、北部病院はどういう現状か。先ほど現状わかっているということであったんですが、外科、脳外、泌尿器等々の――事業局長、その辺のところちょっと説明してもらえませんか。どういう状況か。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君） 現在の北部病院の医師の状況について御説明したいと思います。

県立病院としては、これまで科の偏在、それから地域偏在というのがありまして、これまで医師確保に向けて取り組んでいたところでございます。現在は北部病院では医師の定数が47、現在実員としては42で、５人の定員が不足していると。その内容は、外科医が２人、定数５に対して３。それから脳外科、それから泌尿器科が今不在と、そういうふうな状況でございます。

○議長（新里米吉君） 具志堅　透君。

○具志堅　透君 しっかりそのことを受けとめて、早急な取り組みを知事にお願いをしたいと思います。

次に、国頭村においての組織的な密漁について、被害について伺いたい。

国頭漁協の潜水部会では、本当にあらゆる資源管理の協議会を設置して自主的にルールを設定し、卵を持ったものをとらないとか、突かないとか、水産資源をふやし永続的な漁業を目指して自主的に資源の管理に取り組んでいるところです。このような中、組織的に行われる密漁が多発しております。2019年の７月より同じグループによる密漁行為を22件確認し、うち保安庁へ通報した件数が15件、うち刑事告訴できたのは１件のみである。国頭漁協で把握しているだけでも、またこのメンバーは20名を超えていて、県漁連の魚市場からの情報ではメンバーが続々ふえている現状にある。第２、第３のグループが出る前に、一刻も早い解決を強く望むということで、農林水産部長にも要請があったと思います。

そこで、海上保安庁、県警、名護署も含めて要請を

したり、取り締まり等々行っているはずなんですね。

そこで、検挙22件、15件のうち１件しか立件できないというのはどういうことなのかなと思っておりますが、これまでのその対策について本部長、少し説明願えませんか。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） 御質問の国頭村及び東村における密漁事犯でございますけれども、県警に対しましても漁業協同組合並びに両村から要請をいただいているところでございます。今まさに捜査をしているところでございまして、具体的な内容については答弁を差し控えたいと思いますけれども、県警といたしましては、海上保安庁、県、漁業協同組合等、関係機関・団体と連携をして取り締まりを推進をしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 具志堅　透君。

○具志堅　透君 今、一般論的な話が本部長からございましたが、なかなか検挙に至らない。いわゆる確信犯なんですね。現行犯でないと捕まらないと全て知っていて、漁で潜っていって、パトロールがいると、そのとってきた魚を海に置いて上がってくるらしいんですね。そうすると、誰のものでもないということで逃げていく。これをどう押さえるかということ、部長どう思いますかその辺のところの対策は。

時間もないのでもう端的に言います。彼らは漁業規則の改正も視野に入れながらやらないと、その問題は解決しないだろうというふうに言っております。パトロールを強化すると言っても、彼らは日々漁業に従事しながら、夜は夜で交代しながら見回りをする。こういう状況ではにっちもさっちもいかない。これがまたどんどんふえていく。一説には今度は伊平屋・伊是名にも渡りたいという話もあるらしいです。沖縄本島、中南部でとってきて、なくなったから今国頭まで来ているんですね。そういった対策の中でその調整規則等々の改正も含めて、部長の見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） まず、密漁の取り締まりといいますか、対応につきましては、先ほど議員からも御指摘がありましたように、密漁が夜間に行われているとか、見張り等組織的に行っているということで取り締まりを難しくしている要因だとは考えております。

沖縄県漁業調整規則の改正によって、制限をするということにつきましても、適正に遊漁を楽しんでいらっしゃる方々もいます。そういうところもありまして、そこは慎重に検討していきたいと考えております。ただ、罰則の強化につきましては、全国的にも密漁問題というのは課題がありまして、改正漁業法においても罰則の強化が図られております。漁業権を侵害する行為については、20万円以下の罰金であったものが100万円以下にということで、罰則のほうも強化されていくということでございますが、やはり県といたしましても、県警、それから海上保安庁、そして地元の国頭村、東村そして関係団体も含めまして、意見交換をしながらどのような形の対応がより効果的かも含めまして、引き続き意見交換、検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 具志堅　透君。

○具志堅　透君 パトロールを強化していく、それは必要なこと。続けていくことは必要なことだと思います。やはりこれは県警、海上保安庁等々と連携しながらパトロールする。しかしやっぱり確信犯、そこでなかなか厳しいものがあるとしたときに、罰則を強化したり、そういったもろもろのものをしっかりとその漁業調整規則の中に組み入れて検討していくということを――済みません、部長もう一度ちょっとそこを答弁いただけませんか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） 先ほども申し上げましたけれども、まず、関係者含めまして意見交換をしながら、検討につきましても、慎重に議論しながら進めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 具志堅　透君。

○具志堅　透君 そしてもう一つ大切なのは、そのとってきた獲物を市場で売らないということも重要だろうと。今、県漁連等々ではもうこれは引き受けないというふうな方向になっているようですが、そこを踏まえて県のほうからしっかりと要請をする。

そしてもう一つは、そこがだめであれば今度は飲食業に個人的に卸していくという可能性もあります。そこの広報の部分、ポスターつくったり、注意喚起。それをやっちゃだめですよと、正規の漁師から買うんですよというふうな部分の案内をやるべきじゃないかなと思うんですが、そこはどうですか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） 違法に採取された漁獲物、例えばイセエビとかありますけれども、この件につきましても現在、水産関係団体と、まず水産競り市場において密漁された水産物の流通、あるいは保持・販売の禁止の検討について今行っているところです。それから、やはりこういった密漁された水産物の流通

がされないように、一般の県民にも広く周知をしていく必要もあろうかと思います。

そして先ほど議員からありました、市場だけでなくて、海産物を扱っている飲食店含めまして、広く周知を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 具志堅　透君。

○具志堅　透君 文化観光スポーツ部長、大型ＭＩＣＥの件なんですが、結果として沖縄県民の血税、単費だと僕は理解しているんですが、9150万円出ていった。その損失は誰が責任をとるんですか。あれだけ我々沖縄・自民党会派が国の理解を得られない、一括交付金の活用が見込めない。本当にやるんだったら起債をしてでも、借金をしてでもやる意気込みを持つべきだということを申し上げてまいりました。その結果、和解金として9150万円の損失を計上しました。その責任は知事、誰がとるんですか。そこははっきりさせてください。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

県では、大型ＭＩＣＥ誘致の機会損失の早期解消、あるいは那覇空港第２滑走路完成との相乗効果及びオリンピック・パラリンピック開催に伴う首都圏ＭＩＣＥの地方開催需要の取り組みを図るなど、当時の社会情勢を踏まえまして、平成32年９月１日を標準とし、平成33年３月31日を最終期限とする大型ＭＩＣＥ施設の供用開始日を定め、沖縄振興特別推進交付金の交付決定により契約の効力が発生する旨の条件を付した上で、平成28年11月11日に一般競争入札の公告をし、平成29年４月13日に落札者を決定したところでございます。

県としましては、……

○具志堅　透君 その説明はわかっているよ。何度も聞いているよ。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 大型ＭＩＣＥ施設の整備が沖縄振興に資する取り組みで、沖縄の自立、戦略的発展に資する事業であり、これまでも同施設のあり方調査、基本構想、それから基本計画の策定などに沖縄振興特別推進交付金を活用してきたことから、同交付金を活用できる事業と考え、交付決定がなされるよう知事を先頭に全力で取り組んできたところでございます。しかしながら国との協議が調わず、交付金の制度終期である令和３年度末までに施設整備を完了することができない状態となったことから、その後落札決定の効力や、落札者が本事業のために負担した費用の取り扱いについて落札者と協議を重ねてまいりました。

県としましては、同事業が沖縄振興特別推進交付金の交付決定により契約の効力が発生する旨の条件を付して一般競争入札の公告をし、落札者を決定していること、また、交付決定に向けた努力を尽くしてきたことから、落札決定が無効となったことについては、県の責めに帰すべき事由がないと考えており、落札者の同意も得られているところでございます。

ただ一方、落札決定が無効となったことにつきまして、落札者が沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業のために負担した費用が、落札者の損失として発生することは認識をしておりまして、県としましては、落札者との協議や弁護士の助言を踏まえまして、落札決定の無効の確認によって発生する落札者の一連の損失のうち、一般競争入札への応募費用に当たる部分は落札者の負担とし、落札決定の準備費用に当たる部分は県が補塡することによって落札者の一方に偏った負担をつり合いのとれた状態に是正することが、信義則や衡平の観点に基づき適切であると判断したところでございます。交付決定が得られず、落札決定が無効となるリスクは、落札者の防ぎ得ないリスクであり、当該リスクの負担を全て落札者に求めれば不公平な結果につながることから、県が落札者の損失の一部を補塡し、落札者の負担の軽減を図ることは一定の合理性があると考え、契約違反といった債務不履行による違約金とは異なる性質のものと考えております。次年度以降、またしっかりと計画を策定し、新たな基本計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○具志堅　透君 ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君 沖縄・自民党の仲田でございます。

通告に従い所見を交えながら一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、首里城再建について。

首里城の火災原因が科学的に究明されることなく、特定できなかったことはまことに残念であり、責任の所在も明確にせずして復元、再建に進むことに異を唱える皆さんの気持ちも十分に理解できます。首里城を所有する国と管理者の沖縄県、そして指定管理を受けた沖縄美ら島財団はいずれも刑事責任を問われることはありませんでした。しかし、首里城が焼失した事実と管理責任はいつまでも消えることはないと考えております。

国と県そして財団は、出火の原因と責任の所在を県

民に明確にすると同時に説明責任をしっかりと果たし、抜本的な再発防止を講ずるべきであります。

そこで伺います。

ア、県は、当初首里城正殿等の復元整備は国の事業としていたが、県が主体性を持って実施にかかわっていくことに方針を変えたのはなぜか伺いたい。

イ、首里城正殿等の再建は国営公園事業で行い、関連事業として中城御殿や円覚寺、御茶屋御殿等の復元に寄附金浄財を充てるとの意見もあるが、県の考え方を伺いたい。

ウ、首里城再建に寄附金を充てることに対し、国との協議はどの程度行われているか伺いたい。

エ、県から国へ譲渡される寄附金は、所有権にも関連すると思うが、基本的な考えをお聞きしたい。

オ、首里城復興基金条例について、詳しく説明を願いたい。

(2)、首里城火災後の観光対策について。

ア、去る１月30日、国会では補正予算が成立し、首里城火災を踏まえた観光対策も盛り込まれていると認識しているが、どの程度の予算か伺いたい。

イ、その補正での首里城を含む関連事業について伺いたい。

ウ、県は市町村と連携して観光対策事業を講じると聞いているが、説明をお願いしたい。

エ、今回、成立した補正予算を皮切りに国と連携し、観光立県としての沖縄県を再構築しなければなりません。知事の決意をお聞きしたい。

(3)、来年度のソフト交付金について。

知事、翁長県政から後を引き継いだ玉城県政まで交付金が減額され市町村にも大きな影響が出ています。県は市町村に配慮して調整金を支出することになっていると理解しています。県民から、辺野古に協力しない報復だとの意見もありますが、このような状況になることも承知の上で、知事は辺野古も明確に反対したものと考えております。交付金減額については想定内のことであり、県民生活を支えるという大義のもとに国とより良好な関係を築くべきであり、最も期待するものであります。

そこで伺います。

ア、１月30日に県と各市町村がつくる沖縄振興会議が開催され、次年度のソフト交付金配分が協議されている。県と市町村の配分について伺いたい。

イ、県は市町村に配慮して、県から34億円の調整額を支出すると聞いているが、事実か伺いたい。

ウ、翁長県政から今日まで、ソフト交付金が減額され、観光産業が好調とはいえ、このような状況がいつまでも続くとは考えられません。大いに危惧しております。知事の見解をお聞きしたい。

２、本県の医療行政について。

(1)、新型ウイルスによる肺炎について。

国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから１カ月以上が経過しました。感染経路は不明の中、18都道府県に広がり、国内感染やクルーズ船、政府チャーター機で帰国した邦人を含めると26日現在862人に拡大しております。和歌山での院内感染や東京での集団感染など国内流行が始まっているという見方も指摘され、本県においても感染者が出ており、対岸の火事ではなく県民の間で不安がさらに広がっております。

そこでお聞きします。

ア、去る14日、県内で初めて感染が確認された新型コロナウイルスによる影響と対策について伺いたい。

イ、先般、県医師会において緊急の関係者会議が開かれ、大規模イベントを控える異例の呼びかけが行われたが、県はどう対応するのか伺いたい。

ウ、国は、これまでの水際対策から検査や治療ができる医療機関を拡充する方針を発表しているが、県の対策をお聞きしたい。

(2)、救急医療体制について。

県保健医療部が取りまとめた沖縄県外来医療計画案によりますと、本県の救急病院における救急搬送受け入れ件数は全国の1.9倍、１施設当たり2620件であります。さらに救急病院への時間外等受診者の数は全国平均の3.1倍の１施設当たり１万2403人であり、救急病院への過重な患者の集中が懸念されております。県では平成29年、今後の高齢者人口の増や医療需要の増加を見込み、中部医療圏において救急病院の病床を52床増床する措置が講じられると聞いております。

そこでお聞きします。

ア、本県における救急病院の医療提供体制の現状について伺いたい。

イ、中部医療圏での救急病院増床後の現状は改善されたか伺いたい。

ウ、今後の増床計画と休眠病床の取り扱いはどうなっているかお聞きしたい。

エ、救急車の適正利用と適正受診を積極的に進める必要性について伺いたい。

(3)、都道府県別平均寿命について。

厚生労働省が発表した平成27年都道府県別生命表によりますと、本県平均寿命の順位は、男性が36位、女性が７位と大きく順位を下げている状況でありま

す。

その要因は、30歳から64歳までの働き盛りの世代の健康状態の危機的状況が指摘されており、死亡率を都道府県別に見ると、男性がワースト５位、女性はワースト４位との現状であります。

長寿県沖縄を取り戻すには、県が率先してこの世代の死亡原因に関する対策を講ずることが求められており、特に高血圧関連疾患や大腸がんの対策について早急な対策が望まれております。

そこで伺います。

ア、働き盛り世代の健康、死亡率改善に向けた具体的な対策について、県の見解を伺いたい。

３、豚熱、いわゆる豚コレラ感染について。

昨年９月議会で警鐘を鳴らした豚熱、いわゆる豚コレラ問題は、残念ながら私の地元うるま市で34年ぶりに発生し、沖縄市両方で約１万頭余りの豚が殺処分されました。また、昨日新たな感染の報告があり、被害は甚大で心を痛めております。殺処分等にかかわった県庁職員並びに家畜防疫員、市職員、ＪＡグループ、建設関連企業そして自衛隊などより多くの皆さんの労をねぎらい、感謝の意を表したいと思います。

県も家畜業者への注意喚起と空港、港湾等の水際対策を講じたと考えるが、なぜ海を越えて感染したのか。いま一度、対応、対策を見直し、養豚農家の補償と支援にしっかりと取り組まなければなりません。

そこでお聞きします。

(1)、沖縄県における豚熱感染の現状について伺いたい。

(2)、豚熱感染の侵入経路と感染拡大の要因は解明されているかお聞きしたい。

(3)、ワクチン接種に対する県の対応について伺いたい。

(4)、豚熱の発生による被害額はどの程度か説明を願いたい。

４、教育問題について

(1)、ＮＩＥ活動について

ＯＥＣＤの2018年学習到達度調査で、我が国の児童生徒の読解力の低下が指摘され、その向上が今後の大きな課題になっております。

児童生徒の読解力向上には、教育に新聞を活用することがより有効だと言われており、本県においては、沖縄県ＮＩＥ推進協議会を中心に活動が活発に行われ、県民への理解も広がりを見せております。

学習指導要領の目的である、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現していくためにも、ＮＩＥ活動を各学校で取り組む必要があると考えております。

そこでお聞きします。

ア、ＮＩＥ活動の認識と教育的効果について、教育長の見解を伺いたい。

イ、本県の学校現場におけるＮＩＥ活動の状況と県教育委員会の取り組みはどうなっているか伺いたい。

ウ、本県においては、新聞が図書館に置かれていない、あるいは複数の新聞をとれない学校があると言われているが、その実態はどうなっているかお聞かせください。

エ、国から、各学校に新聞を置くための予算として30億円の地方財政措置がなされている。市町村に対して、新聞購読料を予算化してもらう働きかけについて、教育長の考え方をお聞きしたい。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　仲田弘毅議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のイ、中城御殿等の整備に寄附金を充当することについてお答えいたします。

中城御殿及び円覚寺の復元等については、県営公園区域内にあり県事業として取り組んでいるところであります。御茶屋御殿の復元等については、現在、国と県と那覇市との間でワーキンググループを開催しており、整備主体も含め引き続き検討が必要であると考えております。首里城の復興に当たっては、県民主体で取り組んでいただきたいというのが県に寄附を託した県民そのほかの皆さんの思いだと考えており、沖縄県としては、国との役割分担を整理した上で城郭内の施設等の復元に取り組んでいきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　政策調整監。

〔政策調整監　島袋芳敬君登壇〕

○政策調整監（島袋芳敬君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)のア、県が主体的に首里城再建に取り組むことについてお答えをいたします。

現在、国においては首里城復元に向けた技術検討委員会を設置し、首里城正殿を中心に城郭内の建物の復元に向けた技術的な検討を進めているところであり、沖縄県も協力委員として議論に参画し、国との役割分担などについて随時、調整を行っております。一方、県においては、国との役割分担を踏まえ首里城復興基本方針に関する有識者懇談会を設置し、昨年公表いたしました首里城復興の基本的な考え方をもとに那覇市

とも連携し、文化財等の復元及び収集、伝統技術の活用及び継承するための取り組み等について議論をしていただいておるところであります。今後、基本方針の策定を行っていき、次年度の基本計画に結びつけたいということで今取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 1、知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)のウ、首里城再建に係る国との協議についてお答えいたします。

城郭内の施設等の復元に係る県の役割について、現在、国と協議を進めているところであります。

次に1の(1)のエ、所有権に係る基本的な考えについてお答えいたします。

県としては、寄附された県民等の思いに応えること及び一日も早い首里城の復興を果たすことを最優先に、城郭内の施設等の復元に係る県の役割について、国との協議を進めていきたいと考えております。これまで、首里城の城郭内については国営公園として整備が行われてきていることから、城郭内にある正殿等は一義的には国が復元を行うものと考えており、現時点において所有権の議論を行うことは考えておりません。

次に1の(1)のオ、沖縄県首里城復興基金条例についてお答えいたします。

本議会に提案している、沖縄県首里城復興基金条例は、首里城火災により滅失した首里城正殿等の復元を目的とした費用の財源に充てるため、基金を設置するものであります。現在、県には首里城復興のための寄附金が約12億円寄せられているところであり、県民等に対して寄附金を首里城の復興に充当することを早期に示す必要があるとともに、今後、市町村や民間団体等に寄せられている寄附金の一元化を図っていくため、その受け皿となる基金の設置が必要であると考えております。

次に1の(2)、国の補正予算についてお答えいたします。1の(2)のアと1の(2)のイは関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

国の補正予算における首里城火災を踏まえた観光対策費は、約6億6000万円とのことであります。また、観光対策を含む首里城関連事業は、首里城の破損瓦等の撤去、沖縄本島の観光周遊ルートの作成、観光関係施設の整備等となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 1、知事の政治姿勢についての御質問のうち(2)のウ、首里城火災後の県と市町村が連携した観光対策事業についてお答えをいたします。

那覇市や浦添市では、識名園や日本遺産に認定された浦添城跡などをめぐる周遊ルートの策定や、誘客プロモーションの取り組みが進められております。これらは首里城を初め、琉球王国の発展とともに形成されたグスクや文化財を、観光資源として広域的に連携させるものであると認識しております。このため、県としましては、世界文化遺産プロモーション事業において、関係市町村との連携を図りながら、ストーリー性のあるプロモーションを実施し、琉球王国の歴史文化の発信、周遊観光の促進、滞在時間の延伸を図ってまいりたいと考えております。

同じく(2)のエ、観光立県の再構築に向けた決意についてお答えいたします。

首里城は、琉球王国の象徴であるとともに、県民の心のよりどころとなっているほか、沖縄観光における貴重な観光施設として重要な役割を担っております。首里城の復旧・復興に関しましては、多くの県民の声をしっかりと受けとめ、国との役割分担を確認しながら取り組んでいくことが必要不可欠と認識しております。

県としましては、首里城正殿の復興過程を観光資源として公開するほか、周辺地域を含めた集客促進を図るなど、復旧・復興に向けた多くの人々の強い願いを実現させるため、観光振興の観点から国や関係機関と連携し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） 1、知事の政治姿勢についての(3)のア及び(3)のイ、沖縄振興特別推進交付金の配分について。1の(3)アと1の(3)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

令和2年度の沖縄振興特別推進交付金は、前年度より39億円の大幅な減額となりましたが、沖縄県としては、これまでの配分方法を踏まえるとともに、県分から市町村分へ前年度より5億円増額した調整額34億円を措置することで、県分については前年度より29億円減額の292億円、市町村分については前年度より10億円減額の230億円とする配分案といたしました。この配分案につきましては、知事と市町村長で構成される沖縄振興会議において承認、決定されたと

ころです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君） １、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)のウ、ソフト交付金の減額が続いていることについてお答えします。

令和２年度ソフト交付金は、今年度に比べ39億円減の522億円となっております。令和２年度の予算編成に当たっては、市町村事業に配慮しつつ、県事業については、各事業の執行状況等の精査や必要に応じた事業内容の見直しを行ったほか、費用対効果の高い取り組みや事業効果が早期に発現する取り組みへの重点化などを行ったところであります。今後、令和３年度の沖縄振興予算の確保に向けては、市町村との協力関係を一層深め、内閣府沖縄担当部局と緊密に連携し、関係要路の御理解と御支援を賜りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） それでは２の県の医療行政についての御質問の中の、新型コロナウイルス対策についての御質問にお答えします。２の(1)のアと２の(1)のウは関連しますので一括してお答えいたします。

現時点で、県内では、新型コロナウイルスの感染者が３名確認されております。そのうちの１名は治癒したため、既に退院したところであります。

県は、県内で流行することを想定し、１月29日に開催した専門家会議において、県内発生早期から流行期に対応するための医療体制を確認したところであります。今後とも、感染の動向に留意しつつ、国の方針及び感染症専門医など専門家の意見を踏まえながら、医療体制の整備を図っていきたいと考えております。また、検査体制につきましては、今後の状況を見ながら必要があれば、琉球大学医学部附属病院等の協力を仰ぐこととしております。

次に(1)のイ、大規模イベントの開催についての御質問にお答えします。

閉鎖的な空間で多くの人が集まる大規模なイベントについては、感染の拡大を防止するためにも、開催を控える必要があると考えておりますが、２月21日に発出された厚生労働省のイベント開催に関する国民の皆様へのメッセージを踏まえながら、県としての考え方を整理しているところであります。

次に(2)のア、救急病院の現状についての御質問にお答えします。

沖縄県内には、現在、入院を必要とする患者や比較的重症な患者の受け入れが可能な救急病院が25病院整備されております。また、本県の平成28年度の重症の救急搬送患者7408人のうち、受け入れ医療機関が３回までに決定する割合は99.5％で全国１位となっており、いわゆるたらい回しのない救急医療提供体制が構築されているものと考えております。

次に、中部医療圏の増床等についての御質問にお答えします。２の(2)のイと２の(2)のウは関連しますので一括してお答えいたします。

中部医療圏の救急病院の病床につきましては、救急患者の受け入れが困難であったこと、国勢調査で人口が増加したことなどから、平成28年12月に基準病床数を改定し、52床増床したところであります。中部医療圏では、高齢者人口の増加に伴い、今後も医療需要が増加し、病床が不足することが見込まれるため、現在、基準病床数の改定に向けた検討を行っているところであります。また、稼働していない病床につきましては、非稼働の理由や今後の利用計画について確認を行った上で、地域の関係者で協議していきたいと考えております。

次に(2)のエ、救急医療の適正受診についての御質問にお答えします。

救急医療につきましては、比較的軽症の患者が救急病院を時間外受診することで、救急病院が本来担うべき重症患者の受け入れに支障を来すおそれがあります。

県としましては、安定的かつ持続的な救急医療提供体制を確保するため、子供の急な病気やけが等に関する小児救急電話相談＃8000の利用促進、かかりつけ医制度や救急医療の適正利用の普及啓発に取り組んでいるところであります。

次に(3)のア、働き盛り世代への対策についての御質問にお答えします。

県内事業所の定期健康診断有所見率が８年連続で全国ワーストになるなど、働き盛り世代の健康が課題となっております。県では働き盛り世代の健康課題である肥満、運動不足、過度な飲酒等の改善を図るための健康づくりイベントの開催や各種メディアを活用した普及啓発を実施しているところであります。また、事業所が行う従業員の健康づくりに対する補助を実施するとともに、従業員の健康が生産性向上につながる健康経営を促すセミナーを開催するなど、県民の生活習慣の改善に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） ２、県の医療行政についての(2)のエ、救急車の適正利用についてお答えいたします。

救急車における救急搬送について、平成30年中の搬送人員７万1401件のうち、約54.5％を占める３万8943件が軽症患者となっております。このことから、限りある搬送資源を緊急性の高い事案に適切に投入するために、救急車の適正利用を推進していくことは重要であると考えております。

県や消防本部では、各種媒体やイベント等により、適正利用について周知を図っているところです。今後も救急車の適正利用について、消防本部とともに、取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） ３、豚熱感染についての御質問の中の(1)、本県の豚熱発生の現状についてお答えします。

豚熱の発生については、これまで６例９農場で発生が確認されております。昨日確認されたうるま市の農場については、約1000頭の豚が殺処分対象となっており、合計約１万2000頭の豚が殺処分されることとなります。現在､行われている農場の防疫措置終了後、28日の間に実施される清浄性確認検査の結果、全ての農場で陰性が確認された場合、国と協議の上、全ての制限区域が解除されることとなっております。

次に３の(2)、豚熱の感染経路と要因についてお答えします。

豚熱の侵入経路等については、国の疫学調査チームによる調査が行われています｡その調査報告によると、今回の豚熱の各農場へのウイルス伝播要因としては、車両や人の出入り、豚の移動、野生動物を介して、ウイルスが農場内へ侵入した可能性があると推定されております。１例目の発生については、加熱が不十分な食品残渣により、ウイルスが農場内へ持ち込まれた可能性が否定できないと報告されております。

次に３の(3)、ワクチン接種の対応についてお答えします。

ワクチン接種については、豚熱の発症が抑えられ、生産農家が安心を得られる反面、無秩序な実施は、感染した豚の存在をわかりにくくし、感染拡大の防止や清浄性の確認に支障を来すおそれがあります。また、飼養衛生管理基準の徹底がおろそかにならないようにすることが重要と考えております。ワクチン接種に当たっては、メリット・デメリット、生産者の対応等を関係者で共有する必要があります。

このため、県では１月22日に沖縄県豚熱対策関係者会議を開催し、その意見を踏まえ、同日、ワクチン接種を決定し、１月24日に江藤農林水産大臣へワクチン接種推奨地域設定などの要請を行ったところであります。２月19日ワクチン接種プログラムが国の食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会で承認されたことから、同計画に基づき接種を進めてまいります。

次に３の(4)、豚熱の被害状況についてお答えします。

豚熱の発生に伴い、これまで６例９農場の防疫措置で、約１万2000頭が殺処分されることとなります。また、発生農場から10キロ以内の移動及び搬出制限等により79農場が影響を受けることとなります。豚熱発生に伴う流通への影響としましては、県内の１月の豚屠畜頭数が前年同月比で約１割減少しております。現在、搬出制限区域内の豚は、検査に基づき出荷を認めており、今後、徐々に回復するものと考えております。なお、殺処分等による被害額については、現在、評価チームにより、各農場からの伝票など、損害内容の精査を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） ４の教育問題についての御質問で(1)、学校現場におけるＮＩＥ活動の取り組み状況等についてお答えいたします。４の(1)アと４の(1)イは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

教育活動に新聞を教材として活用するＮＩＥは、児童生徒が社会的事象に興味・関心を持つとともに、思考を深め、読解力・表現力の向上につながるものと認識しております。また、家族との対話を深め、社会の一員として地域とのかかわりに関心を持つなど、社会教育においても有益であると考えております。現在、多くの小・中・高等学校・特別支援学校で、ＮＩＥが実践されており、令和元年度は、ＮＩＥ推進協議会から、小学校５校、中学校４校、高等学校２校が指定を受け､効果的な実践研究に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては､学習指導要領において、新聞を学校教育に活用することが明記されていることから、今後ともＮＩＥを奨励し、児童生徒の主体的・

対話的で深い学びの実現を図ってまいります。

続きまして同じく４の(1)、学校現場における新聞の配備状況と新聞購読料の予算化についての御質問にお答えいたします。４の(1)ウと４の(1)エは関連いたしますので、こちらのほうも恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

本県の学校の図書館における新聞配備状況としましては、平成30年度は小学校が68.9％、中学校が87.3％、高等学校が100％となっております。国は学校図書館ガイドラインにおいて、学校図書館の図書資料に新聞を位置づけ、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけた児童生徒の育成を目指して、環境整備を進めています。それに伴い、学校図書館への新聞配備を進めるための予算として、毎年度約30億円の地方財政措置が講じられております。

県教育委員会としましては、文部科学省からの依頼に基づき、各市町村教育委員会へ学校図書館への新聞配備促進を周知しているところであり、学校図書館図書等の整備充実に向けて、引き続き働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　各部長の皆さん、御答弁ありがとうございました。

時間も７分ぐらいしかありませんので、たくさんは再質問できないと思います。

まず最初に、首里城火災後の観光対策についてお聞きしたいと思います。

部長、先ほど予算が６億6000万という答弁がありましたけれども、その継続事業としての令和３年度までのトータルの予算は幾らになりますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時46分休憩

午後３時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　補正予算で今現在予算化されましたのが、観光対策費ということで約６億6000万でございます。17の事業で構成されております。令和２年度につきましては、今現在国のほうで予算審議中ということでもございますので、今現在公表されていないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　国は、約28億を組む予定の準備で今頑張っているようであります。その事業の中で首里城に関してプロジェクションマッピングという事業があるんですが、その事業について説明お願いできますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

仲田議員の御質問の趣旨に沿っているかどうかわかりませんが、今私どもは県のほうでプロジェクションマッピングを首里城で実施するということで準備を進めております。これにつきましては、今年度事業で実施をする予定でございます。来年度につきましては、また今年度事業を踏まえまして来年度も開催できるように検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　この事業、今17事業が予定されているわけですが、国が進める事業と県が今対応しているものと全然かみ合ってないというイメージがあるんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

かみ合ってないということではなくて、当然違う補助事業でございます。これとは別にソフト交付金の事業がございまして、その事業と有機的に組み合わせることでさらに観光振興が図られるというところから、今回令和元年度の沖縄振興特定事業推進費補助金を使って市町村事業、５億円、15事業と民間補助事業の1.6億円、２事業の17事業、6.6億円が決定されたものでございます。そういうことからしますと、当然違う事業でございますので、いわゆるすみ分けといいますか、役割分担をはっきりさせまして、それぞれの事業、ソフト交付金でいう県の事業であるとかと一緒に連携しながら進めていくことにより事業効果が図られているものと考えております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　それでは、再度お伺いしますけれども、資料によりますと、具体的に５市４村でその観光団を分散して沖縄県で受け入れられる事業が展開されるというふうになっておりますが、もうちょっと詳しく残りの議員の皆さんにもおわかりになるように御説明お願いしたいんですが。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

今回の補正に係る市町村の整備事業につきましては、いわゆる圏域ごとに有機的に連携を持ってとうか

がっております。例えば南部圏域におきましては、先ほど私のほうで答弁をさせていただきました、浦添市や那覇市におきましては古琉球・近世琉球周遊促進事業といたしまして、いわゆる南部圏域における世界文化遺産の識名園や天然記念物の大アカギなどの近世琉球及び日本遺産に昨年５月に認定されました浦添城跡などの古琉球を味わえる周遊ルートの策定や誘客・ＰＲを行うこととしておりまして、そのほかに例えば南部圏域で言いますと民間事業者が行う古琉球の関連施設整備事業といたしまして、琉球紅型や首里織などの体験施設などの整備がございますし、あわせて浦添市、那覇市ではその他、それら浦添城跡や伊祖城跡での園路やトイレ、Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備などいわゆる圏域ごとにそういったストーリーを持った展開ができるようになっているということでございます。また、中部圏域におきましては、うるま市にいわゆる勝連城跡の周辺にあるきむたかホールの情報発信などあるいは沖縄市ではエイサー体験の関連事業などが組まれておりまして、同じように北部圏域におきましては、北部広域市町村圏事務組合が名護市、今帰仁村、伊江村、国頭村、恩納村などでいわゆるヤンバルの歴史文化の関連施設の整備事業といったものを実施すると聞いております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　最初の質問でぜひ詳しくその答弁が欲しかったわけですが、私たちうるま市で世界遺産の勝連城跡、そこの城主であります阿麻和利をたたえる現代版組踊の拠点地と言われているきむたかホールを、これから発信あるいは強化していくという事業があるわけですが、きむたかの事業に関して特化して説明することもありますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

さきの答弁でというお話がございました首里城関連というところで那覇市、浦添市に限って先ほど答弁させていただきました。

今中部圏域におきまして、うるま市ではおきなわの歴史･文化体験関連施設整備事業、現代版組踊の体験･発信拠点という事業で、いわゆる世界文化遺産、勝連城跡の周辺にある城主阿麻和利を主役とする現代版組踊公演の本拠地、きむたかホールの情報発信機能の強化や体験機能の整備を行う内容というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　部長、ありがとうございました。

５市４村の交付決定額は５億なんですね。実に５億円の中の３億3200万はこのうるま市の事業に特化されているんですよ。ですから、やはり地元うるま市としては歓迎し、その基金をもって、もっともっと発信していきたいと教育委員会も含めて今頑張っているところであります。

知事にお答え願いたいんですが、知事、この事業は沖縄振興特定事業推進費が充てられているわけです。これある意味では国から県を通さないで各自治体にじかに行く予算だというふうに言われているんです。那覇市の首里城だけに観光団が集中するんではなくて沖縄県41市町村のそういうふうな地域の末端に観光団が行けるような体制づくりをしっかりとするための事業だというふうに私は見てるんですが、知事の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

仲田議員御指摘のとおり、これは特定事業推進費でございますので、県を通さずに国が市町村に直接補助を行っているものでございます。

今回の首里城の火災を受けまして、やっぱり観光振興で言いますと首里城を失いまして大きな衝撃だったわけですが、首里城周辺の復興はもとよりいわゆる琉球王国と言いますか琉球の歴史文化をさらにより深く味わうという意味では同じような南部圏域、中部圏域、北部圏域においていろんな観光施設やコンテンツを整備して、首里城はもとより幅広く観光客の皆様に見ていただく必要があるということを考えております。そういったことから、今回国において特定事業推進費において補正等でそういった圏域ごと、各市町村においてそういったストーリーを持った施設整備やコンテンツについて助成がなされているものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　一括交付金についてお聞きしたいんですが、39億の減額でもってトータルで522億、そして県が29億減の292、市町村が10億減の230億ということなんですが、県から調整額ということで34億、今回は出すことができました。これは観光が顕著であったということの裏づけだと思うんですが、これは３年度からもそういうふうな調整額が出せるのか、そのことについて考え方をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　一括交付金の県、市町村

間の配分については、知事と41市町村で構成される沖縄振興会議で決定されることになります。次年度の配分に当たっては、これまでの経緯を踏まえて改めてまた協議するということとされております。

○議長（新里米吉君） 仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君 これは沖縄振興会議での話で、僕が今皆さんにお聞きしてるのは執行部として次年度は34億の調整額が出せるけれども、３年度も同じ額あるいはそれ以上のことができるという考え方ですかっていうことをお聞きしています。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後３時58分休憩

午後３時58分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君） ここ数年、一括交付金については減額が続いております。今回も39億円の減額となりました。沖縄振興会議においては市町村長の方からもこれまで以上に県と市町村が連携して国庫の要請に当たっては取り組んでいく必要があるのではないかというような御意見もございました。これらのことから３年度に向けては一括交付金のこれまで以上の確保を満たしていきたい、確保していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君 企画部長、ぜひお願いしたいのは、今回首里城火災から豚コレラ、豚熱そして、新型コロナウイルスと経済に大きな打撃を与えたことに対する救済事業が今めじろ押しなんです。観光はもっともっと大変厳しい状況になるということが誰でもわかるわけですよ。こういった状況でやはり国にお願いすべきことはしっかりお願いしてもらいたいという意味での質問でありますので、ぜひよろしくお願いします。

それでは、新型コロナウイルスについてでありますが、県医師会から出されたイベント自粛の呼びかけがありました。そのことについて、教育長、今高校の修学旅行の中止、あるいは学校閉鎖等の話も出ておりますけれども、教育委員会ではどういうふうな話し合いがなされているのかお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 新型コロナウイルスに関しましては、昨日文部科学省のほうからもその対応策等についてございました。今これを踏まえて沖縄県教育委員会としてそれをかみ砕いて各学校にまた具体的な対応策を示していきたいと考えております。

また既に新聞にも載っておりますけれども、これは厚労省からの国民の皆様へのメッセージというのがございました。イベントに当たっての注意事項などございましたけど、それを踏まえて一律の自粛要請を行うものではないという前提で、例えば風邪を引かれている方については参加を控えていただくとか、基礎疾患をお持ちの方、高齢の方については控えていただくとか、あとはアルコール消毒、手洗い、その辺を奨励するというものの注意事項は周知させていただきましたが、この修学旅行等々については、今……

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時２分休憩

午後４時２分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○教育長（平敷昭人君） 今具体的なものを申し上げますと、那覇市内のある高校が海外の修学旅行を中止したと。これが３月からの予定だったんですけど、中止した事例がございます。今後、状況によってまた検討されていくのかなと思っております。

○議長（新里米吉君） 仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君 教育長、今後とも学校はある程度集団行動、これは大学入試も高校入試も今から実施されていくわけですから、今相当な不安を持っている保護者からの連絡もありますので、そこのところはしっかりと通達ができるような体制をつくってもらいたいと思います。

それと保健部長、もう時間もありませんけれども、沖縄県におけるこのＰＣＲの検査場はそうたくさんはないと思うんですね。検査ができるところが何カ所で、１日当たり何名の許容量があるのか、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） まず県の衛生環境研究所、ここには機械が２台ございまして、１日当たり36検体は検査可能だというふうにうかがっております。県以外に琉球大学医学部附属病院とそれから那覇検疫所、そして民間の企業にそういう機械があるというふうに確認しているところでございます。

○議長（新里米吉君） 仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君 これはもう本土においては862名も感染者が出ている。沖縄県はまだ３名ですけれども、もう間違いなくふえる可能性は絶対なきにしもあらずだと思いますね。ですから、担当部局の力は大きいものがあると思うんですよ。その中で、これは指定管理感染の病床も限られた数だと思うんですが、やはりその中においては救うことができる命を救うことができない、こういったことがないようにぜひ担当部局は

しっかり頑張っていただきたいなと。

以上を申し上げて終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 15分間休憩いたします。

午後４時５分休憩

午後４時23分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

座波　一君。

○座波　一君 休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時23分休憩

午後４時24分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○座波　一君 順番を変えて質問します。

たまにしかない建設的な議論を一番最初に持ってきたいと思っております。

県土の均衡ある発展に関する県の取り組みに関連して、那覇広域都市計画の区域区分の見直しの方針を伺いたいと思います。

区域区分協議会において、見直し協議会において市街化調整区域についての規制緩和の件なんですが、その方向性についてお願いします。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

那覇広域における区域区分の見直し方針についてということでございますが、去る２月14日に開催いたしました那覇広域の区域区分検討協議会第２回委員会におきまして、現時点では、市町村の意向等を踏まえると、区域区分の維持は必要としつつ、短期的には、市街化調整区域における県独自の規制緩和や計画的な市街化区域編入を行うことを確認したところであります。また、中長期的には、県土の均衡ある発展や持続可能な社会の構築に向け、中南部都市圏を一体の都市として都市計画区域の再編も視野に入れることや、開発と保全のバランスを保ちながら、県と市町村が一体となって取り組みを進めることとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　一君 前にもこの地図を使ったんですが、（パネルを掲示） 沖縄県を東西に分けて東西の今の人口と平均所得を単純に比較したものなんですけれども、これが顕著に西と東で差がついているわけですね。人口が西側74万、東が58万。所得は西側230万、東側が190万と。単純比較ではありますけれども、このように顕著にあらわれているわけです。

これに基づいて、私は県議になってこの問題を都市計画の観点から再三取り上げて東西の均衡を是正するようにというふうに訴えてまいったわけです。沖縄県はどちらかというと本土の駅や線路を中心としたまちづくりとは違って、昔から畑を中心とした――田舎は特にハルヤーとかヤードゥイグワーとかありますね。そういうような集落文化なんです。そういう意味でまた車社会となっているということで、本土の俗に言う都市計画はそのまま受け入れるのがなかなか難しい状況が続いていたと思います。その中で規制があったもんですから、特に那覇広域における南部地域、東側は大変発展を阻害されていたということは紛れもない事実だと思っております。

今回、このようにある意味では48年間かかってもできなかったことがやっと協議会において見直しの方向、撤廃には至らなかったわけですけれども、この48年間何もされていないんですね。されていないというか、確かに局部的には局地的にはありましたよ。これだけの問題がやっと動き始めたというのは、ある意味土建部の皆さんに感謝します。本当に頑張ったと思います。この１年間で地域の市町村長の意見も聞いてやったということは大変評価に値すると思っております。ですから、今後は何が大切かというと、本当に大幅に見直しをするという前提である、例えば地域計画、区域計画をできるところにしていくわけだから、今までは市街化調整区域に指定されていた分だけ発想も生まれなかったわけですよ。ですから、今回の計画変更は非常に大きいと思っております。北中・中城の問題は新垣光栄議員に任せますので、ぜひ当選して次の議会から取り組んでいただければどうかなと思っております。そういうことで、今回は評価したいと思っておりますので、ありがとうございました。

それに関連しまして、次は政策面でこれとかぶってこないといけない問題があって、国際物流拠点産業集積地域の特区指定です。これがこの図面なんですが（パネルを掲示） これが何と、その特区の指定が全て西側なんです。宜野湾、浦添、那覇、豊見城、糸満というふうに、これも東西が完全にくっきり分断されている。沖縄県は東西の均衡を是正する、あるいは均衡発展をやると言っているわけだから、その都市計画が先ほどの理屈から言えば阻害しているというのであれば、政策をしっかり反映するためには、そういった都市計画と政策を一緒にして、次期計画に入れなければいけないんではないかということなんです。

そこで質問ですが、そういうことで政策を計画に入れるための議論、これは土建部だけではできません。

土建部は規制を守るあるいはそういったものを守る部署ですから、企画部とかあるいは商工部あたりが次期計画にどういうふうに取り上げるかと、今後の沖縄の振興・発展に非常に大きく影響すると思うんですが、知事、副知事、企画部、商工労働部の意見を聞きたいと思います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時31分休憩

午後４時31分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 次の振興計画で東側の活性化にどう取り組むかという御質問というふうに受けとめております。

従来、ＭＩＣＥ振興について前の西原町長あたりもぜひとも東側を展開してほしいという要望もありまして、それを受けて現在企画部のほうでは、サンライズベルト構想というのを展開しております。

議員御指摘の土地利用の問題等々、それから交通体系、今西側が中心になっている背骨をもう一本東側にやることによって、中城も含めて、できれば将来名護の未来館までもう一つの背骨をつくっていきたいということで、県がこういう大きな計画を出すことによって、各市町村でもそれに連動してくるのではないかというふうに期待しております。

御質問の次の振興計画におきましても、このサンライズベルト構想も含めて、中南部圏域の土地利用方向についても、生活環境、自然環境の健全な調和を図りながら発展させるということの意味で、サンライズベルト構想も入れながら展開していきたいと思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　　一君 このサンライズベルト構想も別に耳新しいわけではなくて、話はあるけど政策が具現化していないということなんです、私が言いたいのは。具体的に都市計画の問題もあり、そういう具体的な政策が立てられてないし、最たるものが国際物流拠点構想から外れているということなんです。だから、これは３つ連携していますから、そこをしっかりと重要性を感じて、ぜひ企画部長どうですか、商工部長も。お二人に聞きたいです。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 先ほど富川副知事が答弁申し上げたサンライズベルト構想については、今まだ策定中でございます。今年度、関係市町村における計画などの情報の整理、そしてコンセプト等の大まかな方向性などの整理を行うこととしておりまして、次年度令和２年度には調査の成果を踏まえて、関係市町村を含めた有識者会議を設置して構想を取りまとめたい、議論を深めたいというふうに考えております。そして、新たな振興計画のスタートに当たっても、この構想に基づく施策展開ができるように準備していきたいというふうに考えているところでございます。

○座波　　一君 商工部長は。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

国際物流拠点産業集積地域の区域の拡大ということで、御質問だったというふうに思っております。

まず、国際物流拠点産業集積地域の区域の指定ですけれども、これは沖縄振興特別措置法等に規定する要件を満たした上で、臨空・臨港型産業の集積を図ることが相当と認められることが必要となっております。臨空・臨港型産業の集積を図ることが相当と認められるためには、まず１点目、沖縄への進出を検討する企業からの要望や企業の立地動向、それから、関係市町村における産業振興の方針、あるいはその区域の拡大に向けた取り組みが重要であるというふうに考えております。現在県においては、区域指定によるメリットを最大限に活用してさらなる企業の立地を促進するために、関係市町村との意見交換を行っております。圏域別の意見交換と言っておりますけれども、そういったものを踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　　一君 企業誘致という意味から言っても、この拠点構想はまさに企業誘致そのものなんです。企業が来る条件を非常に緩和している。ですから、企業誘致そのものだということであれば、那覇空港から近い南部地域や東地域にもう少し区域を広げないと、これ沖縄県全体のレベルアップにも不可欠だと思いますから、ぜひ次期の振興計画に入れてほしいと思っております。さらに、ここまで来たら今度は物流における道路の整備であります。南部東道路、そして国道507号の問題。これも早期に進めていかなければ、まちづくりが遅々として進まない。特にまた南部東道路は新広域道路交通ビジョン、国交省の中で重要道路と指定されているはずなんです、指定されるのか。そこを確認させてください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時37分休憩

午後４時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

南部東道路につきましては、国の政策の中で重要物流道路という道路の位置づけがございまして、それの指定に向けて今調整をしているところでございまして、令和２年度中に指定を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　くれぐれも先ほどから申し上げている都市計画、そして物流拠点特区構想そしてまた道路整備、この３点セット、南部振興、東西是正の三位一体ですよ。ぜひともよろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、我が会派の代表質問に関連しまして、新垣新議員の質問で、総務部長はこういう具体的な事案があれば調査すると明言しました。私は、以前から今の職労のあり方を、非常に法的な意味からも問題ありだと指摘しております。例えば、高江や辺野古での反対運動に定期的に参加する。あるいは14階で選挙運動をしている、業務中のメールによる選挙運動の通知、あるいはオルグ活動、これ全て業務中です。こういったものを私は指摘しているんです。そういったものを事例がないから問題ないという発言は、単にとぼけているだけです。

総務部長、どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

まずは、県職連合というお話ですけれども、まずお断りしておきたいのが、職員団体、労働組合は――この県職連合ですけれども――職員の勤務条件の維持改善を主たる目的として組織している団体と。この団体について、地方公務員法上、その他政治的目的を持った活動等について制限する規定はございません。また、その職員団体等により組織される沖縄県関係職員連合労働組合についても、団体としての行為、これは地方公務員法第36条の規定による政治的行為の制限を受けないというところでございます。

議員御指摘の一般職の職員なんですけど、一般職の職員については当然地方公務員法第36条に掲げる一定の政治的行為が制限されているところでございます。この間、議会等で個別の事案については把握をしていないということですけど、その間しっかり我々のほうでそういう情報があれば対応していくということになるのかなと思っています。

以上です。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　今の部長の発言は、これ問題あります。県職連合は職員団体と言いたげなんですけど、職員団体じゃないです。

人事委員会、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　人事委員会事務局長。

○人事委員会事務局長（池田克紀君）　職員連合に関する質問でございますけれど、いわゆる職員連合につきましては、地方公務員法上の職員団体に該当いたしませんので、人事委員会の登録をすることもできませんし、人事委員会はその活動について関知するところではございません。

以上です。

○座波　　一君　部長、訂正しませんか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

私が申し上げたのは、県職連合としての組織としてのあり方でございまして、人事委員会に登録されているのは、県職連合いわゆる沖縄県関係職員連合労働組合の組織の一つとして、沖縄県職員労働組合いわゆる人事委員会に登録された職員団体があります。その県職労とまた別の団体――４つの団体ございますけれども――そこを一緒に連合団体として組織しているのが県職連合であるというふうな形で御説明をさせていただいて、なおかつ、その県職連合についてはいわゆる地方公務員法で定めるような団体を規制するような規定はないということで、お答えをさせていただいたところでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　ですから、全くこれは問題ありです。

翁長県政以来、2016年以来、翁長県政が任意団体であるこの県職連合を認めたことにより、県職連合が団体としての活動体となったわけです、沖縄県職員も含めて。その職員が構成員となって団体を構成して、あらゆる選挙活動、選挙運動に活動している。名目は、反自民・非共産です。それで県議選、あるいは国会議員選挙、いろんな選挙で選挙運動しているわけなんです。だから、こういうものが14階で堂々と事務所を借りて、しかも無償で借りて、業務中にもそういうメールで指示しているという。これ沖縄県、異常じゃないですか。副知事どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

14階の事務所を借りてということでございますけど、県におきましては、平成２年の本庁舎建設の当初

から毎年度使用申請を受けて、平成21年度までは沖縄県職員労働組合、平成22年度からはいわゆる今の県職連合、沖縄県関係職員連合労働組合に使用許可を行っております。使用の形態は一緒でございまして、この事務所については主な事業及び活動の内容が組合員である県職員の労働条件の維持改善、また福利厚生等に関することであることから、地方自治法238条の４第７項及び沖縄県公有財産規則第29条に基づき使用を許可しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　　一君 大変矛盾している中で、今やってこれおかしいと言っているのをもうちょっと調べたほうがいいですよ、部長。これ本当に問題ありですから。今後も続けたいと思います。いろんな面で今職員の倫理問題が問われている。そしてまた危機管理能力も問われています。いろんな問題が昨年から続いています。医療費の不適正会計処理、首里城問題、偏った委託問題、発注問題、会食問題など、いろんな問題が今出てきております。だからこそ、この沖縄県の職員のトップとして、知事が先頭に立って頑張らんといかぬわけですよ。職員が仕事に専念して公僕の気持ちをしっかり持って取り組むように訴えないと。この組合活動によって、政治活動を知事と一緒にやるのが仕事というふうに思われたら、公務員の本分がなくなります。そう思いませんか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） 地方公務員、いわゆる一般職の公務員においては、地方公務員法で定める職務に専念する義務がございます。しっかり全力を持って公務にいそしむということが当然のことかなというふうに思っております。あわせて、法令遵守も適切にやることが必要であるということで、今般、今議員御指摘の事案等ございますけれど、特に財務については次年度から内部統制機能の強化についても取り組みは進めていますので、そういった中でしっかり取り組みは進めていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　　一君 それでは、乙第37号議案の和解金に関する問題です。沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業の落札無効による和解金発生の問題です。

これは、落札業者が先行した業務成果というのが見えない中で、どうやってその金額が決まるのかとか、我々は再三一括交付金を確保しなければだめだから、国と高い政治レベルで交渉しないといけないというふうに言っていたのに、結局見切り発車的にこれを進め、こういうふうに至った。いつの間にか進んでいたというのではなくて、業者としては県がある程度お墨つきを出すから、仕事を進めるわけです。落札して、契約はしていない。していないけど、仕事は進んだ。これ不思議な話です。こんな公共工事ってあるんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

午前中から申し上げていますように、大型ＭＩＣＥ施設の早期開業を目指しまして、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提として条件を付した上で、まず平成28年度に一般競争入札の公告を行い、平成29年度に落札者の決定をしております。また、交付決定に向けまして、県としてはこれまでもこの整備について24年度以降、一連の調査検討や計画策定業務等において、沖縄振興特別推進交付金を活用してきたことから、同交付金の活用ができる事業と考えておりました。さらに国が課題として示しておりました需要・収支見込みや周辺受入環境整備の見込みについて、合計35回の……

○座波　　一君 そういう問題はいいですよ。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 説明を重ねて、168件の国の質問についても全て回答するなど、私どもとしては丁寧に説明をしてきたというふうに考えているところでございます。

今般、協議が調わずにこれまで落札者と協議を重ねた結果、今回和解というところで提案をさせていただいているところです。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　　一君 どう考えても落札した業者が先行せざるを得ない状況にあったんじゃないかと、そういうふうに指示を出したんじゃないかと思うんです。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

この入札につきましては、いわゆる大型ＭＩＣＥの機会損失の早期解消であるとか、那覇空港第２滑走路完成との相乗効果及びオリンピック・パラリンピック開催に伴う首都圏ＭＩＣＥの地方開催需要の取り込みを図るなど、当時の社会情勢を踏まえまして、平成32年度の９月１日を標準とし、平成33年３月31日を最終期限とする供用開始日を定めまして、いわゆる一般競争入札の公告を行ったものでございます。落札者におきましては、一般競争入札において定められた供用開始日を遵守するため、これまで事業の実施体制の

構築であるとか、契約に向けた打ち合わせ及び提案内容の詳細に関する県への説明、契約締結後の速やかな事業遂行のための準備行為を開始いたしまして、県としても当該供用開始の実現に向け、工期を考慮しながら落札業者と事前の準備を進めるとともに、沖縄振興特別推進交付金の交付決定がなされるよう内閣府と鋭意調整を行っていたものでございます。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　　一君 もう言いわけにしか聞こえない答弁なんです、ずっと。県幹部あるいは向こうの双方に落ち度はないとか、責めに帰す事由がないとか、和解という意味は、仲直りするということです。当事者が譲り合って争いをやめる。だから、何かもめたんでしょう。どういうふうなことで、どういう内容でもめたんですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時51分休憩

午後４時51分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

これまで県と落札者による協議の過程におきまして、事業継続の可否あるいは帰責事由の有無及び落札者が同事業のために負担した費用の取り扱いなどが問題となり、それを協議してきたものでございます。

○座波　　一君 副知事、富川副知事。どうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） お答えいたします。

これまでの和解に至った経緯につきましては、部長の発言のとおりでございます。御承知のように、沖縄21世紀ビジョン基本計画の後期改訂の中にも、大型ＭＩＣＥ施設をうたってありますので、県としては、引き続き早期実現に向けて現在進行している民間導入も含めて取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　　一君 9000万というとにかく大きい金額です。県民が納得できるような説明をしないといけない。どういう業務が発生して、どういう理由で和解をしたということまでやらないと、この9000万の説明はつきません。県民が負担するのですから、しっかり後の委員会等々で審議をお願いしたいと思っております。

次に、万国津梁会議の件なんですが、午前中から再三……

休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時53分休憩

午後４時53分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○座波　　一君 午前中からの再三の議論に続きますけれども、このパネルにありますとおり（パネルを掲示） 沖縄県は倫理講習会を開催しております。

総務部長に聞きます。

なぜ、倫理講習会を行ったんですか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） お答えいたします。

まず、公務員の倫理の遵守については、この間服務規律、公務員倫理等研修を自治研修所というところで機会あるごとに注意喚起をして研修を行っているところでございます。また、この間の議会で倫理規程について御議論があったところもありまして、昨年の10月には職員倫理規程に規定する部局長で構成する服務管理者会議を開催して、所属長からの訓示や勉強会の開催で制度の内容の周知、理解を深める工夫などについてお願いをしたところでございます。

あわせて、さらにそういう議論の中でやはり倫理規程について、いま一度再確認が必要かなということで、そういったことも背景にありましたので、県職員に対して改めて倫理規程の遵守を周知し、職員一人一人の倫理観を高めるいい機会というふうに捉えまして、開催をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　　一君 総務部長、議会で議論されていい機会というような、そんな言い方でいいんですか。本当にもう人ごとみたいな言い方しますけど、これ発端は知事がこういう会食に参加したから、それが今こういう問題に発展しているんです。これでいいんですか、そんな言い方。新聞記事でも職員はまさに同じようなこと、議会で倫理問題がクローズアップされたからそれをやったと、いい機会として。そんな感覚でしかトップも考えていないんですか、知事。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） 繰り返しになります。

職員の倫理については、これまでもいわゆる服務規律、公務員倫理について研修を行ってきて、機会あるごとにその服務規律の確保について注意喚起をやってきているところでございます。また、あわせて９月議会、11月議会で議論があったところでございまして、

そこにしっかり対応するということで、各部局長で構成する会議で改めて倫理規程について周知を図ったところでございます。さらに、当然のことながら、管理職全体にそれをしっかり認識してもらうということも必要と考えましたので、開催をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　一君 じゃ今の総務部長の発言を聞いていると、前回議会で言った発言は全く変わらず問題ないと言っているのと一緒です。契約前夜の会食に参加した職員は倫理的に問題はなく、契約の担当者でなければ業者と酒を飲んでも、職員倫理規程に違反しないと答弁している。全く一緒ですか今も。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） この間、議会で答弁させていただいたのは、一般職員が５月23日に行われた会食に参加したことについて、県の職員倫理規程に抵触しないということで、そういうふうに発言させていただいたところであります。また一方、あわせてその際に質問のやりとりの中で、職員はその服務について地方公務員法の遵守と同倫理規程の第２条に掲げる職員の基本的な心構えについてあわせて御答弁をさせていただいたところでございます。そういう背景もありまして、この間の取り組みをさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　一君 知事はその後の記者会見で、襟を正すと言っております。その意味合いは何だったんですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私もみずから襟を正し、沖縄県知事として県民の不信や不安を招くことがないよう、客観的かつ公正な県政運営を心がけていきたいという思いを述べた次第です。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　一君 ですから、知事がそこまで言っているんですから、県としてはしっかりその反省する意味でも、それは指摘されたから倫理講習会を開いたと、なぜ素直に言えないんですか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） 繰り返しになりますが、県においてはこれまでも職員に対しては、服務規律、公務員倫理について研修を行っていますし、機会あるごとに服務規律の確保について注意喚起をしているところでございます。また、あわせて今般昨年の10月には、部局長で構成する服務管理者会議を開催して、いま一度職員の倫理規程の周知徹底を図って、所属長からの訓示、勉強会の開催などについて取り組みの工夫を求めたところでございます。あわせて、やはりしっかり我々としても所属長に対して、もう一度認識をしてもらうということもございましたので、この講習会を開催させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　一君 この問題、私は本当は議会答弁を撤回して、そういう倫理問題というものにしっかり取り組みますと言ってくれるものだと思って、こういう質問をしたわけですが、なかなかそれは原因が知事の周辺にあるということで、それをまたそんたくしたのかなという感じがして残念でなりません。

続きまして、首里城火災の問題です。

これも多くの議員が指摘しているわけですが、先日の報道では、原因は特定できなかったという県警の見解ですけれども、県警本部長にお伺いいたします。

これで捜査は終了するのか、原因不明のままで終わるのか。そういった火災というのは多々あるのかどうか、原因不明というものが。

お願いします。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） まず、本件火災に関する捜査の経緯でございますけれども、県警察におきましては、７日間にわたって実施をした実況見分のほか、防犯カメラ映像の精査や関係者からの事情聴取等の捜査結果を踏まえて、放火等の犯罪に該当する事実は見当たらないとまず判断をしたものであります。

さらに、警察庁の附属機関でもある科学警察研究所の助言も得つつ、県警察本部の刑事部科学捜査研究所において、現場から採取した配線と見られるもの等の多数の資料を鑑定いたしましたが、出火原因の特定には至らなかったということであります。

県警察といたしましては、必要な捜査は尽くしたというふうに判断をしまして、その上でその結果について公表したものであります。

他にこういったものがあるかどうかという御質問でございますけれども、事案はそれぞれに違いますので、一概に申し上げることは困難だというところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　一君 原因の特定については、わかりまし

た。しかし、延焼防止ができなかった原因というのは、まだまだ解明されておりません。課題は山積していると思いますが、それについての取り組みは、土建部長初めどう考えていますか。延焼防止ができなかった。これは那覇市消防の報告を待つかもしれませんが、お願いします。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

県としましては、今後の那覇市消防局の発表も注視していきたいと考えております。

今回の火災についての責任でございますが、県としては施設管理者としての責任、あと沖縄美ら島財団につきましては、指定管理者としての責任があるものだというふうに考えております。今後、第三者委員会として設置いたします首里城火災に係る再発防止検討委員会において、管理体制のあり方等についてしっかりと検証を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　一君 そこはもう本当にしっかり説明して、県民に丁寧に説明して、この非があるともう認めているわけですから、県は施設管理としての責任、そして財団は指定管理者としての責任があると認めているわけですから、それなりにちゃんと説明した上で、謝罪して復興に向けて国としっかりと連携して、さらにその集まった浄財をどのように使えばいいのかというのを、国とも相談すべきじゃないかと思うんですけどどうですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、第三者委員会の中で今後の管理のあり方、そういったことについてしっかりと検証をしていきたいというふうに考えております。その上で寄附金も活用しながら、今後首里城の復興に向けて取り組んでいきたいということでございます。

寄附金の使途についてでございますが、今後、沖縄県首里城復興基金に集約した上で、城郭内の施設等の復元に充当できるよう、国と協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　一君 原因は特定できなくとも、過失があったから火災が起こったわけであります。その重大な過失を確認できなかったということなんです。県警の報告があったとおり、発見できなかっただけなんです。だから、県や財団は重大な過失を犯しているわけです。その責任は逃れられないと思います。それについて知事どう思いますか。知事。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） もちろん、首里城正殿ほかの建物が滅失したことについては、管理者として責任を感じているところであります。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　一君 美ら島財団のほうはどうでしょうか――に対するその問題は、どのように今協議していますか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

第三者委員会であります首里城火災に係る再発防止検討委員会は、沖縄美ら島財団とも連携しながら委員会の運営を進めていきたいというふうに考えております。首里城火災に係る再発防止検討委員会の中で、火災に関する事実関係の整理ですとか、全焼に至った要因を整理、分析することを含めてそれを委員会の職務としております。そういったことをしながら、法的な整理、法的な観点からの整理、文化財保護に配慮した防災・防火対策、あと公園利用者の利便性、安全性等の観点、こういった観点からしっかりと委員会の中で検証していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　一君 いずれにしましても、県も財団も責任を認めているということですので、ある一定のレベルにおいての責任のとり方はあるかと思います。これはしっかり示していかないと県民は納得できないと思っておりますので、知事、よろしくお願いします。

あと、復興支援寄附金について募集関係についてなんですが……

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後５時７分休憩

午後５時７分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○座波　一君 募集と使途についてなんですが、実は寄附金は、寄附者の期待に沿って目的を達成するわけですけれども、これはまだ決まっていないということで、アンケートで使い道を決めるとしているわけですが、それはまだそういう方向ですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 県としましては、首里城の寄附金につきましては、城郭内の施設等の復元

に充当できるように、国と協議を進めていきたいというふうに考えております。

寄附をされた皆様の思いというのは、やはり焼失した正殿を初め文化財、あとその城郭内の施設に充当されるものだという理解のもとで、寄附をされてきていると。そういう思いだというふうに理解しておりますので、アンケート等を行うというふうには考えておりませんで、そういった城郭内の復興ということを目的に国と協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　　一君 私、何かで読んで勘違いしたんですが、アンケートで使い道を決めるというようなことになっていたもんですから、じゃそうではないということですね。城郭内に使うということを決めているということで、わかりました。

そこで、実は南城市議会もやがて始まりますが、3月議会において南城市から復興支援金の議案が提案されているようなんです、900万円。そんなにお金のある市じゃないんですが、それは御存じですか。事前協議はありましたか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後５時10分休憩

午後５時10分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

現在のところ、南城市からそういった申し出というのは確認できておりません。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　　一君 これだけの金額ですから、何かしらの事前協議でもあるか、あるいは県が市町村にそういうふうに寄附金を募っているのかと思ったわけですが、そういったことはないですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後５時11分休憩

午後５時11分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

現在、首里城復興のための寄附金ということで、県にも約12億円寄せられております。また、市町村ですとか民間団体等、合計すると現時点の情報で約30億程度になっているだろうというふうに考えております。今議会で提案している沖縄県首里城復興基金条例の設置目的としましても、そういった市町村や民間団体等に寄せられている寄附金の一元化という目的もあるというふうに考えておりますので、その受け皿になる基金でございますので、そういったところから今後申し入れが出てくるのだろうというふうに考えております。

以上です。

○座波　　一君 市町村に対して、寄附金の呼びかけもしたことがあるのか。あるいは、過去にあったかです。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

県から市町村に対して、そういった依頼等を行ったことはございません。

○議長（新里米吉君） 座波　一君。

○座波　　一君 私は今の寄附金の問題につきましては、国が全面支援を約束している状況の中で、あえて一般県民にも県がキャンペーンを打ってまで寄附金を募る必要はないと思っています。それはありがたいです、ありがたいですけど、必要以上にやる必要はないし、ましてや自治体は自治体の税金を集めて運営しているわけですから。そういったまた寄附金というのは、いかがなものかなと私は個人的に思っているのであって、それを今確認する意味での質問ですから。どのような結論が出て県に来るかわかりませんけど、少なくとも事前協議はなかったということでよろしいですね、わかりました。

時間が来ましたので終わりますが、知事、いろんな問題が多発しております。ぜひこの問題や難局を切り抜けるためにも、職員ですよ。職員の頑張りしかないんです。職員のやる気を大事にして、この倫理規程も含めてしっかりとしたリーダーシップで乗り切ってもらいたいと思っておりますので、本当によろしくお願いします。

終わります。

○議長（新里米吉君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。

一般質問の通告書の前に、追加質問をさせていただきたいと思います。

追加質問。昨日発生しました米軍、鉄の物体落下事故。知事、きょうのタイムス、新報見ておわかりだと思いますが、この件につきまして追加質問をさせていただきたいと思います。

これは質問通告後に発生した、報道がなされた看過

できない重大な問題でありますので、議長と執行部には連絡を済ませており、先例を踏まえ質問を行います。

25日、午後１時10分ごろ、読谷村のトリイ通信施設の西、約1.3キロの海上で在沖米海兵隊ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターが鉄製の物体を落とし、ヘリで物体をつり下げて輸送していたところ、物体が不安定になったために海上に投下した。トリイ通信施設から射撃場に向かっていた落下物は戦車を模した射撃訓練用の標的と見られるという新聞報道がなされておりました。これは新報、タイムスにありましたが、このことにつきまして県は米軍からのニュースリリースで把握したのか、どうやって把握して、今後の対策について伺いたいと思っています。

それでは１、玉城知事の政治姿勢について。

(1)、首里城再建を願い県内外から多くの寄附金や支援がある。これらの寄附金の使途は再建にあると思うが、再建の責任者である国との調整・協議はどのようになっているか伺いたい。また、保険金は所有権を持つ国に支払われるとの認識について伺いたい。

(2)、大型ＭＩＣＥ建設については財源を国と交渉して決めないまま発注し、２カ年にわたり設計等の予算を計上してきた。ところが結局、財源の確保ができずに断念し、受注企業体に約9000万円賠償することとなった。このことは県政の失態であり、県政の責任は大きい。その対応について伺いたい。

２、米軍基地問題について。

(1)、米海軍ＦＡ18戦闘機が給油口を覆う給油カバーを紛失した問題について伺いたい。

(2)、米海軍第７艦隊、神奈川県のＭＨ60多用途ヘリ事故について。

(3)、この１年の軍人・軍属による事件・事故等の件数、問題解決に向けた取り組みについて伺いたい。

(4)、嘉手納基地、普天間基地から発生する騒音、悪臭被害について、今後どのように解決していくか伺いたい。

(5)、嘉手納基地定点カメラ設置について、三連協、嘉手納町・北谷町・沖縄市から要請のあったカメラの目的と効果について伺いたい。

(6)、本土復帰後、沖縄県の基地の整理縮小・返還に伴い、実績と結果、返還日・返還地・面積、今後の対策について伺いたい。

３、沖縄振興策の推進について。

(1)、自立型経済の構築に向けた県経済の底上げ、さらなる基盤整備が必要である。今予算案で経済の自立に特化した新たな視点からの施策・事業を考えているか伺いたい。

(2)、一括交付金の大幅な減額で市町村の事業執行に支障は出ていないか。また、配分について変更はあるか。市町村の要望どおりとなるか伺いたい。

４、次期沖縄振興計画策定について。

(1)、県は将来目標として自立経済の構築を目指している。復帰50年が近い中、次期沖縄振興計画で明確な達成時期を示す必要がないか伺いたい。

(2)、次期沖縄振興計画の理念を実現する上で、沖縄振興予算の満額確保と一括交付金の増額が不可欠であるが、現状の国との関係からどのように理解を求めていくか伺いたい。

５、犬・猫殺処分ゼロについて。

(1)、令和２年度に向けて、犬・猫殺処分ゼロにするための課題と今後の取り組み、目標数値を伺いたい。

(2)、愛護センターと愛護団体との協力体制について伺いたい。

(3)、違反ブリーダー・ペットショップの取り締まりについて伺いたい。

(4)、動物愛護団体に対する支援制度について伺いたい。

６、海洋資源の開発と科学技術の振興について。

(1)、沖縄近海は海底資源の宝庫と言われ海底熱水鉱床の調査が実施されているが、現在どこでどのような調査・採掘が行われているか。また、県はどのようにかかわっているか伺いたい。

(2)、県内における風力発電や太陽光発電等の再生エネルギーの普及に向け取り組みが進んでいるが、県の目標とするエネルギー自給率の達成状況と課題等について伺いたい。

７、県内社会資本の整備について。

(1)、那覇港、中城湾港及び本部港等の機能強化を図る上で、それぞれの役割をどのように分散しているか。港湾総合物流の中核機能の位置づけについて伺いたい。

(2)、災害に強い県土づくりのため道路施設や海岸堤防等の老朽化への対応や支援策について、現状と取り組みにおける課題等を伺いたい。

(3)、公共工事における県内建設業者の受注拡大や受注機会の確保及び米軍発注（ボンド）工事への参入促進について伺いたい。

(4)、北谷町県道24号線バイパス整備事業は、当初の完成予定年度から大幅なおくれとなっている。土地調査のための立ち入りを米軍が拒否しているが、当初事業計画を決定するに当たって米軍への立入調査について国と協議は調っていたか。県と国及び米軍の間で協議の違いがあるのではないか。

(5)、那覇市から名護市まで約１時間の鉄軌道導入や高速道路、那覇空港までの道路整備についての課題と進捗状況を伺いたい。

８、教育行政について。

(1)、球陽高校・開邦高校（中学校併設・中高一貫教育校）について。

ア、球陽高校・開邦高校（中学校併設・中高一貫教育校）の目的、これまでの実績と成果について伺う。

イ、球陽高校・開邦高校から難関大学（東大・京大等）合格に向け県に対し要望あるいは改善対策等はないか。

ウ、球陽高校･開邦高校の父母から難関大学（東大･京大等）合格に向け学校や県に対し要望あるいは改善策等はないか。

(2)、北部地区から要望がある中高一貫教育校の設置について伺う。

(3)、在沖縄米軍施設・区域内大学の数と就学している人数とその支援対策について伺う。

９、農林水産業の振興について。

(1)、豚熱（ＣＳＦ）対策について。

ア、県は防疫対策等について説明会や関係機関等との会議を実施してきたが、今回の感染発生について県や養豚業者の対応のおくれ等、事前の備えがなされてないことが明らかになった。なぜ、備えがなされていなかったのか伺いたい。

イ、豚熱の感染防止のためのワクチン接種は早目の決断が必要である。今回ほとんどの養豚業者やＪＡ等の団体からは早目にワクチン接種が求められていた。ワクチン接種の意思決定とおくれた理由の説明を伺いたい。

(2)、離島県として本県農林水産業を持続的に発展させ、さらに活性化させるためには、農林水産で生計を立てようと意欲的に燃える若者たちや後継者の育成が必要である。県の考え方を伺いたい。

10、観光振興について。

(1)、本県観光は1000万人超えとなり好調を維持している。那覇空港第２滑走路の供用開始でさらなる効果も期待できるが、滑走路増に合わせた誘客戦略を伺いたい。

11、子ども・子育て支援について。

(1)、待機児童の年齢別割合を見ると、ゼロ歳児が47％、２歳児が13.7％と０歳から２歳児で９割を占めている。子供を持つ女性の社会復帰にも影響すると考えるが、県の認識と改善策について伺いたい。

(2)、中学卒業までの子供の医療費助成について、県は事業費の試算や財源を示しているが、県の単独事業として実施する時期と支援の方法について伺いたい。

12、地域福祉・医療の充実強化について。

(1)、中国で発生した新型コロナウイルスによる肺炎は周辺国へと感染が拡大し、日本・本県でも感染者が出ている。ヒトからヒトへ感染すると言われ死者も出ている。中国からの観光客が多い本県における水際防止体制はできているか、空港や港における対策はどのように行っているか、伺いたい。

(2)、厚労省では、医師の働き方改革に関し、一般労働者並みの時間とする方針を決めたようだが、県立病院における医師の勤務時間の現状と医師確保の観点から影響はないか、伺います。

(3)、外国人介護士の受け入れについて、経済連携協定に基づく従来の受け入れと改正入管難民法の施行により受け入れや就業形態は、どのように変わるか伺いたい。

13、水産・観光振興について。

(1)、海の牧場（海洋牧場・釣り公園・海上レストラン等）を建設し、沖縄独自の施設実現について県の見解を伺います。

(2)、海上タクシー・クルーズ船について。

ア、1200万人観光立県に向けて国道58号交通渋滞緩和のための手段として、高速船の活用を求める。

イ、那覇空港拡張整備に伴い空港内に港湾を整備して那覇市から北谷町約15分、嘉手納町20分、読谷村25分、恩納村30分、名護市40分、本部町50分と高速船を活用し1200万人観光立県に向けての海上のインフラ整備はできないか。

(3)、港近くを整備してタクシー、バス、レンタカー等と連携し国道、県道、中北部の交通渋滞の対策はできないか。

(4)、クルーズ船の受け入れ体制について、クルーズ船寄港の増加、海外航空路線の充実と外国人観光客の受け入れ体制の整備と新たな観光資源の開発、これまでの実績と今後の課題やリピーターを飽きさせない県の取り組みについて伺います。

答弁を聞いて再質問を行います。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

沖縄振興策の推進についての御質問の中の３の(1)、自立型経済構築に向けた新たな施策・事業についてお答えいたします。

自立型経済の構築に向けては、アジアの中心に位置

する地理的優位性と、沖縄が誇るソフトパワーなどの強みを生かし、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画に基づく施策の推進等により、アジアのダイナミズムを取り込み、経済の筋力・体力の増強により県経済の発展及び県民所得の向上を図ってまいります。新たな施策としては、細胞培養加工施設の整備、企業の稼ぐ力を強化し、経済の波及効果を地方、離島、中小零細企業等にも浸透させるため、小規模事業者等の労働生産性向上や産業横断的・効果的なマーケティング戦略の構築などについて取り組むこととしております。また、那覇空港第２滑走路を最大限活用した取り組み、那覇港の第２クルーズバースの早期整備、南部東道路の整備、沖縄都市モノレールの輸送力増強に向けた取り組みを行うこととしており、自立型経済の構築に向けた社会資本の整備にも取り組むこととしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） １、玉城知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)、国との調整及び保険金の支払いについてお答えいたします。

首里城の復興に向けては、県民主体の取り組みを行うことが寄附をされた方々の思いだと考えており、城郭内の施設等の復元に係る県の役割について、現在、国と協議を進めているところであります。また、今回の火災に係る保険の対象としては、正殿等の建物及び文化財や備品等となっており、保険金の支払いについてはそれぞれの所有者である、国及び美ら島財団になされるとのことであります。

次に７、県内社会資本の整備についての御質問のうち(1)、那覇港、中城湾港及び本部港の港湾物流の役割についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画において、那覇港は、国際流通港湾として位置づけ、臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成を図ることとしております。また、中城湾港新港地区は、産業支援港湾として位置づけ、沖縄本島東海岸地域の活性化を図ることとしております。本部港については、北部圏域の拠点として位置づけ、北部地域の生活を支える港湾としての整備を推進することとしております。

今後も県土の均衡ある発展に資するため、各港湾の適切な機能分担を図りつつ、港湾機能の強化に取り組んでまいります。

次に７の(2)、道路施設や海岸堤防の老朽化への対応等についてお答えいたします。

道路施設については、長寿命化修繕計画を策定し、計画的な点検や補修・耐震補強等の対策を実施しております。また、海岸堤防については、長寿命化計画に基づく予防保全型の維持管理及び海岸老朽化対策事業による施設の改修を実施しております。老朽化への取り組みに際しては、財政負担の軽減と平準化を図っているところであります。

次に７の(3)、県内建設業者の受注機会の拡大についてお答えいたします。

県が発注する公共工事については、可能な限り分離・分割するなど地元企業の受注機会の確保に努めております。また、県では、国の関係機関に対して県内建設業者への受注機会の拡大等を要請しており、これまで、分離・分割発注、入札参加資格要件の緩和及び総合評価方式における評価項目の見直しが行われております。米軍発注工事に関しても、毎年、関係機関に対し、県内建設業者の受注機会の拡大を図るため、可能な限りの分離・分割発注とボンド率の軽減を要請しております。

次に７の(4)、県道24号線バイパスの当初計画時の協議等についてお答えします。

県道24号線バイパスは、北谷町桑江から沖縄市山里までの延長3140メートル、幅員32メートルの都市計画道路であります。当該道路については、当時の那覇防衛施設局から計画には基本的に異存ない旨の回答を得るとともに、住民説明会、計画案の公告縦覧、沖縄県都市計画審議会の答申を経て、平成14年に都市計画決定を行っております。

県としては、現計画のとおり事業を行いたいと考えており、引き続き沖縄防衛局を通して米軍と調整を進め、早期に立入調査が実施できるよう取り組んでまいります。

次に７の(5)、那覇空港自動車道の進捗状況についてお答えします。

那覇空港自動車道の小禄道路は、那覇市鏡水から豊見城市名嘉地までの約5.7キロメートルの高規格幹線道路であり、国において整備が進められております。平成30年度末の進捗率が約54％であり、今年度は橋梁下部工、トンネル工等を実施しているとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） １、玉城知事の政治姿勢についての御質問のうち(2)、大型ＭＩＣＥ施設整備についてお答えをいたします。

県では、大型ＭＩＣＥ施設の早期開業を目指し、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提とする条件を付した上で、平成28年度に一般競争入札の公告を行い、平成29年度に落札者を決定しております。

県としては、大型ＭＩＣＥ施設の整備は、沖縄振興に資する取り組みであり、平成24年度以降、一連の調査検討や計画策定等業務において沖縄振興特別推進交付金を活用してきたことから、同交付金が活用できる事業だと考えておりました。また、国が課題とする需要・収支見込み及び周辺受け入れ環境整備の見込みについて合計35回の説明等を重ね、168件の国からの質問についても全て回答するなど、基本設計前の段階で可能な作業は全て行い、丁寧に説明を尽くしてきたと考えております。しかしながら、国との協議が調わず、沖縄振興特別推進交付金の制度終期である令和３年度末までに施設整備を完了することができない状態となったことから、その後、落札決定の効力や、落札者が本事業のために負担した費用の取り扱いについて落札者と協議を重ねてまいりました。その結果、契約を締結できないことについては、県と落札者双方の責めに帰すべき事由がないこと、発生した費用の負担については、つり合いのとれた状態に是正することが、信義則や衡平の観点に基づき適切であることを確認し、県が落札者の損失の一部を補塡して和解することで合意に至ったものであり、契約違反といった債務不履行による違約金とは異なる性質のものであります。

県民の皆様には、御心配をおかけしておりますが、県としては、今後、民間の資金と創意工夫を活用する官民連携の手法を施設整備に生かしたいと考えており、次年度は、東海岸地域サンライズ推進協議会等の関係機関とも連携しながら、引き続き大型ＭＩＣＥ施設の整備やエリア形成に向け、新たな基本計画の策定に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に10、観光振興についての御質問のうち(1)、那覇空港第２滑走路の供用開始後の誘客戦略についてお答えいたします。

現在、那覇空港への就航を希望している航空会社が東アジアを中心に複数あるほか、チャーター便についても今年度に東南アジアから複数回実施され、シンガポール路線等既存便の増便も進んでおります。

県としては、関係者一体となった取り組みによる航空路線網の拡充に努め、国内やアジアの他都市との周遊を促進し、欧米やオーストラリア、ロシアなど、長期滞在が見込める地域からの観光誘客につなげてまいります。

次に13、水産・観光振興についての御質問のうち(4)、クルーズ船の受け入れ体制の整備等についてお答えをいたします。

令和元年の沖縄県内のクルーズ船の寄港回数は、581回と過去最高を更新しております。県では、クルーズ船による経済効果を高める観点から、国内外の航空路線網を活用したフライ＆クルーズの促進などの新たな取り組みにより、県内滞在時間の延長と観光消費額の拡大を目指しているところであります。また、外国人観光客の受け入れに伴うさまざまな課題に対応するため、２次交通の利便性向上、キャッシュレス化の促進、フリーＷｉ－Ｆｉの整備等、受け入れ体制の整備を推進するとともに、新たな観光商品の開発を促進するため、地域の食・文化・歴史を堪能できる富裕層向け観光コンテンツなど、平成30年度から計18件のプロジェクトに支援を行いました。

県としましては、これら取り組みの自走化を目指し、魅力ある観光コンテンツの充実により、さらなるリピーターの獲得に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） まず、追加質問でありますＣＨ53Ｅヘリコプターからのつり下げ物資投下についてお答えします。

昨日21時18分ごろ、沖縄防衛局を通じて在沖海兵隊から、２月25日火曜日13時10分ごろ、第１海兵航空団のＣＨ53がつり下げ輸送していた鉄製の構造物が不安定になったため、トリイ通信施設の西側約1300メートルの海上に意図的に投下したとの報告を受けております。現時点で県民への人的・物的な被害は確認されておりませんが、一歩間違えば県民の生命財産に被害を与えかねず、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に不安を与えるもので極めて遺憾であります。また、米軍機については去る１月25日に、ＭＨ60ヘリコプターの落下事故が、また２月12日にＦＡ18戦闘攻撃機から給油カバーが落下する事故が発生しており、ＭＨ60ヘリコプターの事故から約１カ月の間に３回も事故が発生しており、米軍の安全管理体制や再発防止策に疑念を抱かざるを得ません。現在、情報収集を行っているところであり、事実関係を確認の上、今後日本政府及び米軍に対し、抗議・要請を行ってまいります。

次に２、米軍基地問題についての(1)、米海軍ＦＡ18の部品落下事故についてお答えします。

２月12日に米海軍所属ＦＡ18の給油カバーが落下

する事故が発生しました。今回の事故では、県民への被害は確認されておりませんが、航空機に関連する事故は、県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。また、米軍は、事故当日にカバーの落下を確認していたにもかかわらず、県への報告は翌日夕刻までありませんでした。県は、事故の発生及び通報のおくれに対して抗議するとともに、徹底した事故原因の究明、実効性のある再発防止策、迅速な通報などを米軍に対して働きかけるよう政府に対して求めたところであります。

次に２の(2)、ＭＨ60ヘリコプターの事故についてお答えします。

１月25日に米海軍所属のＭＨ60が沖縄本島東の約180キロの公海上に不時着水したとの報告がありました。事故原因等は明らかになっていないものの、艦艇に帰還できなかったことなどから、実質的に墜落と変わらない状況であったと考えております。今回、県民への被害は確認されておりませんが、事故の現場は、南北大東島への航路等に近接しており、漁船や民間船舶に被害を与えかねないものであり、大変遺憾であります。

県は、事故の発生に強く抗議するとともに、徹底した原因究明、実効性のある再発防止策、安全が確認されるまでの間の県内における同型機の運用停止などを米軍に働きかけるよう政府に対して求めたところであります。

次に２の(3)、事件・事故の状況についてお答えします。

令和元年の米軍の演習等関連の事故件数は、航空機関連が25件、廃油等の流出が１件、原野火災が11件、その他演習中の事故が４件となっております。また、沖縄県警察の公表資料によりますと、米軍人等による刑法犯検挙件数は、軍人が26件、軍属が３件となっているほか、県が把握している米軍人等の飲酒運転検挙件数は、軍人が32件、軍属が４件となっております。県は、米軍に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、新たな協議会の設置やリバティ制度の運用実態の検証など、再発防止の取り組みを日米両政府に対し求めております。

次に２の(6)、基地の整理縮小の実績等と今後の対策についてお答えします。

復帰から平成30年度末までの主な米軍基地の返還実績としては、昭和56年のキャンプ瑞慶覧のハンビー地区約38ヘクタールや平成28年の北部訓練場の過半の土地約4010ヘクタールなど、これまでに約１万188ヘクタールが返還されております。また、キャンプ瑞慶覧の施設技術部地区の一部等の約11ヘクタールについて、ことし３月末をめどに返還手続が進められています。米軍基地の整理縮小を実現するためには、ＳＡＣＯ合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地建設を除き、既に日米両政府で合意されたＳＡＣＯ最終報告及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小を着実に進める必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君） ２、米軍基地問題についての(4)、基地から発生する騒音等の対策についてお答えします。

県と関係市町村で実施した平成30年度の航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺では、21測定局中８局で、普天間飛行場周辺では、15測定局中２局で環境基準値を超過しております。また、嘉手納飛行場の悪臭については、嘉手納町と連携して実態調査を実施し、原因物質の特定に向けて取り組んでおります。

県としましては、その結果を踏まえ、騒音と悪臭の軽減について、米軍等関係機関に対し、引き続き要請してまいります。騒音による健康への影響については、特に睡眠障害によるリスクが懸念されていることから、文献調査や専門家からの意見聴取を行い、健康リスク評価を実施してまいります。

同じく２の(5)、定点カメラ設置の目的と効果についてお答えします。

県では、航空機騒音の発生源となっている機種の判別、各騒音測定地点周辺における飛行状況の確認を行うことにより、住民からの苦情への対応や米軍等関係機関への要請時の資料に活用することを目的として、嘉手納飛行場周辺５地点、普天間飛行場周辺３地点に、航空機映像自動撮影カメラを設置することとしております。これにより得られた客観的なデータをもとに、航空機騒音の軽減について、より効果的に要請していくことができるようになるものと考えております。

５、犬・猫殺処分ゼロについての(1)、犬・猫殺処分ゼロへの課題等についてお答えします。

県では、平成26年度に沖縄県動物愛護管理推進計画を策定し、引き取り数の削減、返還数及び譲渡数の向上のための各施策に取り組んでいるところであります。同推進計画における犬・猫殺処分数の当初目標は既に達成し、平成30年度の暫定目標である1500頭に対して平成30年度は898頭で、それも達成しており

ます。

県としましては、犬・猫殺処分ゼロから廃止に向けては、野良猫の引き取りが多いことや新たな飼い主の確保が課題であることから、従来の取り組みに加え、メディア等による適正飼養の啓発を実施しております。また、さらなる譲渡数の向上のため、譲渡用犬・猫の不妊去勢手術やワクチン接種の拡充、譲渡機会をふやすための拠点施設の整備などに取り組んでいるところであります。このような状況を踏まえて、令和２年度に改訂する予定の同推進計画において、これまでの取り組みについての評価を行った上で目標値を設定することとしております。

同じく５の(2)、愛護団体との協力体制についてお答えします。

動物愛護管理センターでは、毎年度当初に動物愛護団体の代表者等との意見交換会を行っているほか、随時、動物愛護団体からの相談対応や必要な情報提供を行っております。今後とも動物愛護団体と連携し、譲渡ボランティア制度を推進するなど、犬・猫殺処分ゼロに向けて取り組んでまいります。

５の(3)、ブリーダー等の取り締まりについてお答えします。

ブリーダー、ペットショップを営業する者は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種動物取扱業の登録が必要であり、登録申請の際に現地確認を行い、適切な指導を行っております。また、動物愛護管理センターでは、毎年、動物取扱業等監視指導計画を策定し、定期的な立入検査を実施するとともに、苦情・相談があった施設については、その都度立入検査を実施し、改善指導を行っております。今後ともブリーダー、ペットショップ等について、適切な動物の取り扱いが行われるよう、引き続き監視指導を実施してまいります。

５の(4)、動物愛護団体に対する支援制度についてお答えします。

県では、動物愛護団体からの要望を受け、令和元年度から動物愛護管理センター等において譲渡犬に対する原則全頭へのワクチン接種や、不妊去勢手術の支援頭数を拡大することにより動物愛護団体の負担軽減を図っているところであります。動物愛護団体の活動については、経済的な負担があることも聞いておりますので、それぞれの活動内容も踏まえどのような支援ができるのか多方面から検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　３、沖縄振興策の推進についての(2)、沖縄振興特別推進交付金の配分等についてお答えいたします。

令和２年度の沖縄振興特別推進交付金は、前年度より39億円の大幅な減額となりましたが、沖縄県としては、これまでの配分方法を踏まえるとともに、県分から市町村分へ前年度より５億円増額した調整額34億円を措置することで、県分については前年度より29億円減額の292億円、市町村分については前年度より10億円減額の230億円とする配分案といたしました。この配分案につきましては、知事と市町村長で構成される沖縄振興会議において承認、決定されたところです。

県としましては、事業計画の前倒しの促進や過不足調査による予算の再配分など、機動的な事業執行に努め、事業への影響が最小限となるよう市町村を支援してまいりたいと考えております。

次に４、次期沖縄振興計画策定についての(1)、自立型経済の構築についてお答えいたします。

沖縄県が目指す自立型経済とは、移輸出型産業で県外及び海外から獲得した資本が域内に投下され、域内産業を活性化させることにより、雇用の創出、所得・税収の増加が図られ、地域経済全体が安定的に発展する好循環の状態を実現することであると考えております。このため、成長著しいアジアの活力を取り込むとともに、本県の持つソフトパワーを生かし、世界水準の観光・リゾート地の形成や情報通信関連産業の高度化・多様化、国際物流拠点の形成等に取り組んでおります。目標の達成時期を明確に示すことは困難でありますが、不断の取り組みにより、自立型経済の構築を目指してまいります。

同じく４の(2)、沖縄振興予算等の確保についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法に基づく一括交付金など各種の特別措置は、沖縄が抱える特殊事情から生じる政策課題に対応するとともに、東アジアの中心に位置する地理的特性などの優位性と潜在力を生かし、日本経済再生の牽引役としての役割を担う上で、継続される必要があるものと考えております。県では沖縄振興のための各種施策や特別措置等について総点検作業を行うとともに、国の点検作業とも連携を図っているところであります。次年度以降、これらの検証結果や新沖縄発展戦略を踏まえ、新たな振興のあり方などを総合的に検討しながら、市町村と連携し国との調整等を進めてまいりたいと考えております。

次に７、県内社会資本の整備についての(5)のうち、

鉄軌道の進捗状況についてお答えいたします。

県では、今年度、鉄軌道の導入に向け、国から課題として示されている費用便益比について、合理的な手法を検討し、さまざまな前提条件を組み合わせた複数のケースについて試算を行いました。この結果、構想段階検討時に0.4から0.6であった費用便益比は、0.7から1.0程度と大幅な向上が図られたところでありますが、検討結果はケースによって異なります。このため、今後は検討手法や前提条件等について国と確認を行っていくとともに、県において学識経験者による委員会を開催し、専門的観点から検証を行っていただくこととしております。

次に13、水産・観光振興についての(2)のア、(2)のイ、13の(3)、高速船の活用について。13の(2)のア、13の(2)のイ及び13の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

那覇港から本部町の港を結ぶ高速船については、民間航路事業者において、昨年４月から運航が行われております。当該事業者によると、当初、４月から11月までの運航を予定しておりましたが、那覇―北谷間については12月から３月を含めて通年で運航することとし、公共交通機関として安定的な運航に努めているとのことであります。また、那覇―本部間については、観光客を含めた旅客需要に対応するため、現在運航している船舶より大型かつ高速の船舶を調達し、ことし４月から運航する事業展開を考えていると聞いております。バス等との連携については、県は、那覇空港において、バス出発案内等の電子表示の実証実験を行うなど、既存路線バスの利用促進を図っております。今後、これらの取り組みの中で、高速船船着き場との結節についても、検討を続けてまいりたいと考えております。

県としましては、当該事業者の運航状況を注視しつつ、今後の需要動向を見ながら、国や観光部局を初めとする関係機関と連携して、引き続き検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） ６、海洋資源の開発と科学技術の振興についての御質問の中の(1)、海底熱水鉱床の調査・採掘等についてお答えいたします。

国は、伊是名島や久米島等の沖縄近海において、平成24年から洋上のボーリング調査を実施し、海底熱水鉱床の資源量の把握や、生産技術の開発に向けたデータ取得などを行っているところであります。当該調査は、国の調査機関である独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（ＪＯＧＭＥＣ）や国立研究開発法人海洋研究開発機構（ＪＡＭＳＴＥＣ）が実施しており、県では、これらの調査船が寄港する際の接岸場所の提供を行う等、調査に協力するとともに、将来の産業化を見据え情報収集を行っているところであります。

県としましては、引き続き国や関係機関等と連携しながら、将来の海底資源を活用した産業化を見据え取り組んでまいります。

同じく６の(2)、県のエネルギー自給率についてお答えいたします。

沖縄県では、2013年度に策定した沖縄県エネルギービジョン・アクションプランにおいて、2020年度におけるエネルギー自給率の目標を7.9％としております。この目標値は、再生可能エネルギーを導入拡大していくに当たっての電力系統安定化対策を実現すること、洋上風力発電等の実証段階の発電技術を確立すること等の課題が解決されていることを前提として設定しております。しかしながら、現時点においても、技術の確立やコスト面での課題解決に至っていない状況にあることから、2018年度時点のエネルギー自給率は1.4％にとどまっております。

県としましては、ＩＴを活用した電力の需給調整や再生可能エネルギーを電源とするモーター発電機を導入する等の実証を通じて、再生可能エネルギーの普及に向けて取り組んでおります。こうした取り組みに加え、県内に賦存している水溶性天然ガスの利活用を検討する等、引き続きエネルギー自給率の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） ８の教育行政についての御質問で(1)、球陽・開邦高校の実績等についてお答えいたします。８の(1)のアから８の(1)のウまでは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

県立球陽・開邦高校の両校は、地域社会や国際社会で活躍できる人材の育成を目的として、特色ある進学校として設立されました。これまで大学進学においても高い実績を上げており、特に、難関大学と言われている東京大学、京都大学、北海道大学等の現役合格者数は、両校で平成27年が12人、28年が16人、29年が11人、30年が10人、31年が18人となっております。保護者からは、さらなる学力の向上や、難関大学進学

者数の増加等への期待が寄せられております。また、学校からは生徒のニーズに応えられるよう教育環境を充実させてほしいとの要望があります。

県教育委員会としましては、生徒を県外難関大学や県外の大手企業へ派遣し、生徒の学習意欲の向上を図るとともに、教員に対しては、先進校視察や教員指導力向上プログラムを実施するなど、指導力向上のための支援を行っております。

次に同じく８の(2)、中高一貫校についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまで北部地域の人材育成、教育環境の整備等の観点から、中高一貫教育校の設置について、北部市町村の教育長、関係高等学校長等と意見交換を行ってまいりました。今年度は、さらに中高一貫教育校の設置や地域の中学校等へ与える影響などについて、有識者やＰＴＡ、学校関係者などから、幅広く意見を伺うため懇話会を開催したところであります。中高一貫教育校については、中学校に与える影響を懸念する意見もあったところですが、子供たちの選択肢が広がることについて、おおむね賛成意見でありました。現在、課題の整理等に取り組んでいるところであり、引き続き北部地域への中高一貫教育校の設置に向けて取り組んでまいります。

次に同じく８の(3)、基地内大学の就学者数等についての御質問にお答えいたします

沖縄県国際交流・人材育成財団が推薦の窓口となる沖縄米軍施設・区域内大学は、メリーランド大学及びトロイ大学大学院の２校となっており、キャンプ・フォスターや嘉手納基地などに教室が所在しております。平成30年度は、ブリッジプログラム受講者を含め、メリーランド大学へ44名が就学しており、就学者への支援については、沖縄県国際交流・人材育成財団において、貸与奨学金事業を実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） ９の農林水産業の振興についての御質問の中の(1)のア、豚熱の防疫実施状況と今後の対応についてお答えします。

県では、農家講習会や防疫実働演習、24時間通報体制の周知など豚熱の防疫対策に取り組んできました。今回の１例目の発生では、通報のおくれ、未加熱食品残渣を餌として与えていたことなど、農家が守るべき飼養衛生管理基準が遵守されていないことが確認されており、全ての生産農家の家畜伝染病侵入防止対策への意識をさらに高めることが重要だと考えております。このため、県としましては、今回の豚熱の発生を受け、説明会のあり方や周知方法についても再点検を行うとともに、市町村、関係団体、生産者と一体となって、飼養衛生管理基準を確実に遵守できる体制を強化してまいります。

次に９の(1)のイ、ワクチン接種の決定についてお答えします。

ワクチン接種については、豚熱の発症が抑えられ、生産農家が安心を得られる反面、無秩序な実施は、感染した豚の存在をわかりにくくし、感染拡大の防止や清浄性の確認に支障を来すおそれがあります。また、飼養衛生管理基準の徹底がおろそかにならないようにすることが重要と考えております。ワクチン接種に当たっては、メリット・デメリット、生産者の対応等を関係者で共有する必要があります。このため、県では１月22日に沖縄県豚熱対策関係者会議を開催し、その意見を踏まえ、同日、ワクチン接種を決定し、１月24日に江藤農林水産大臣へワクチン接種推奨地域設定などの要請を行ったところであります。２月19日にワクチン接種プログラムが国の食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会で承認されたことから、同計画に基づき、接種を進めてまいります。

次に９の(2)、農林漁業の担い手育成、確保対策についてお答えします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、一括交付金等を活用し、農林水産業の担い手育成に取り組んでいるところであります。農業については、沖縄県新規就農一貫支援事業により就農相談体制の強化及び農業施設等の整備支援を行っております。また、水産業については、未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業によりインターンシップ漁業体験や漁具の整備支援等を行っております。林業については、森林整備担い手対策基金事業により林業機械の操作研修や作業用具の購入補助を行っております。

県としましては、引き続き市町村等関係機関と連携し、農林水産業の担い手育成・確保に向け取り組んでまいります。

次に13、水産・観光振興についての御質問の中の(1)、海の牧場についてお答えします。

海の牧場については、定置網漁業等を活用した魚類の畜養や加工処理等により、水産資源の有効活用や、水産物の付加価値を高めるとともに、定置網漁業の体験及びダイビング等による観光漁業等を総合的に組み合わせたものと考えております。海の牧場の可能性に

ついては、漁協や市町村の要望に加え、養殖の専門家の意見及び費用対効果等を踏まえ、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 11、子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、ゼロ歳児から２歳児の待機児童についてお答えいたします。

ゼロ歳児から２歳児については、手厚い保育士配置が必要となっており、待機児童を解消するには、その保育士の確保が課題となっております。特に10月の待機児童数は、育児休業明け等での年度途中の申し込みがふえることで、４月に比べゼロ歳児の待機児童がふえる傾向にあります。

県としましては、沖縄県待機児童解消支援基金事業等を活用し、市町村が実施する保育士確保や処遇改善、ＡＩ導入等への支援を拡充するなど、早期の待機児童解消に向けて、引き続き市町村と連携し、取り組んでまいります。

次に12、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(3)、改正入管難民法施行に伴う就業形態等についてお答えいたします。

外国人介護人材の確保については、これまで経済連携協定等による取り組みが行われてきましたが、平成31年４月に出入国管理及び難民認定法が改正され、新たな在留資格特定技能が創設されたところです。経済連携協定による受け入れ制度は、介護福祉士の資格取得を目指す制度であり、資格取得後は永続的に在留期間の更新ができることとなっております。一方、在留資格特定技能は、人手不足対応のため、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れる制度であり、在留期間は最長で５年となっております。なお、５年の間に介護福祉士の資格を取得すれば、経済連携協定と同様、永続的な在留期間の更新ができることとなります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） まず初めに、子ども・子育て支援についての御質問の中の11の(2)、こども医療費助成制度についてお答えします。

こども医療費助成制度につきましては、本議会の冒頭で知事が知事提案説明要旨の中で述べましたように、知事の任期中に通院の対象年齢の拡大を実現することができるよう、引き続き市町村との協議を進めていきたいと考えております。また、支援の方法につきましては、現行のとおり、市町村が助成した経費の２分の１の補助を考えております。

次に、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の12の(1)、コロナウイルス関係の空港や港における対策についての御質問にお答えします。

空港や港湾の検疫において新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いのある者は、検疫法に基づき検疫官等による質問、医師による診察、必要に応じて検査、消毒等の措置がとられており、また、全ての人にサーモグラフィーによる体温の確認を実施しております。また、出入国管理・難民認定法に基づき日本上陸申請前14日以内に湖北省及び浙江省における滞在歴がある外国人と湖北省及び浙江省において発行された中国旅券を所持する外国人の入国を原則として認めないという水際対策がとられております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君） 12、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(2)、県立病院の医師の勤務時間の現状と働き方改革による医師確保への影響についての御質問にお答えします。

県立病院に勤務する医師の時間外勤務は、平成30年度において、１人当たり月平均53.5時間、年平均642時間となっています。平成31年４月に施行された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律において、医師については、５年間適用が猶予されているところですが、病院事業局においては、医師の長時間労働を是正するため、変形労働時間制の導入など時間外勤務の縮減に取り組み、医師の勤務環境の整備を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 中川京貴君。

○中川　京貴君 再質問行います。

玉城知事の政治姿勢についての２番目の大型ＭＩＣＥについて再質問行います。

これまでも我が自民党会派から何度も質問があったのは、その理由を述べて質問しています。

大型ＭＩＣＥについては私たち沖縄・自民党会派としては、大型ＭＩＣＥ施設を東海岸地域のＭＩＣＥ振興の拠点と位置づけ、従来規模や機能の面から対応できなかった大型コンベンションや各種学会、展示会、コンサート等の誘致活動を積極的に展開し、その必要性を政府に対して何度も要請活動をし、その実現に向けて代表質問・一般質問でその都度幾度も取り上げて

きました。しかしながら、我々沖縄・自民党会派が政府との協議を進めている中で、県は政府との協議を話し合いを詰めることなく勝手に起債をし、約70億円で土地を購入してしまった。

国との信頼関係が完全に崩れてしまっている。本会議や委員会で何度もＭＩＣＥ事業については、莫大な費用がかかることから、見切り発車をしてはいけないと、我々沖縄・自民党会派は何度も申し入れましたが、聞く耳を持たず入札をしてしまった。その結果、9000万円の賠償責任を負うことになった。なぜ、賠償を行うことになったのか。

そこで質問に入りますが、これまで委員会で締結をできない場合においても、県の負担は発生しないと答弁しておりましたが、そのことを確認したいと思っています。答弁したことありますよね。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後６時16分休憩

午後６時54分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

これまで特に、昨年の補正予算の委員会などで、契約をしていないにもかかわらず県に履行責任があるわけですと。不履行になった場合の原因は県ですかというような問いに対しまして、一括交付金の決定が得られなければ契約できない仕組みで公募しており、手続的には問題ないというような回答をしております。それに対しまして、問題ないと言っているけれども説明書に県が履行できない場合には、落札者が契約を解除できると書いてあるが、県に賠償を求めることができるということかということに対して、現在入札説明書の中で事業が継続困難になった場合における措置の中に関する事項を定めていて、その中でその他の事由により事業が困難となった場合というものを定めておりますことから、その中で不可抗力、その他県または落札業者の責めに帰すことができない事由により事業継続が困難になった場合に沿って、協議を申し入れているところですというような答弁などがございます。

また、昨年度の……

○中川　京貴君 議長、ちょっと待ってください。

休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後６時56分休憩

午後６時56分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 一括交付金の決定が得られなければ契約できない仕組みで公募していることから問題はないという認識と、それから、入札説明書に沿って落札決定の合意解除に向けて事業者と協議を始めているというような趣旨の答弁をしているところでございます。

○議長（新里米吉君） 中川京貴君。

○中川　京貴君 再質問を続けます。

今回この県が落札者の損失を一部補塡をして和解したとありました。この一部補塡というのは、どこを補塡したんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） これまで協議の中で問題になっていたのが、落札者が事業のために負担した費用の損失のことでございまして、彼らが今回の一連の損失のうち、一般競争入札への応募費用に当たる部分は落札者の負担とし、落札決定後の準備費用に当たる部分は県が補塡するということによってつり合いのとれた状態に是正する、いわゆる信義則や衡平の観点に基づきそれを負担することが適切であると判断したところでございます。

○議長（新里米吉君） 中川京貴君。

○中川　京貴君 これまで我々は代表質問・一般質問でこの問題を取り上げてきましたが、質問に対して答えておりません。ぜひ、この業者との契約書を提出してください。これ議長お願いします。

それと、当時この会社と契約したときのこの契約書と和解したときの契約書、これ議長、資料要求お願いします。諮ってください。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） いわゆる交付決定が得られなければ契約をしないという条件で落札をいたしましたので、契約には至っておりませんので、契約書はございません。

○中川　京貴君 契約をして、入札をしたという答弁じゃなかったですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後６時59分休憩

午後７時０分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

いわゆる入札に係る説明書については、提出をさせていただきたいというふうに思っております。

また、和解に対する契約でございますが、今回議決として議会に諮っておりまして、議決が得られた後、

契約を結ぶということにしておりますので、現在は提出できないというところでございます。

○中川　京貴君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時１分休憩

午後７時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

今回の協議についてでございますが、平成30年10月末日をもって、まず交付金制度の終期である令和３年度末の施設整備が完了することができない状態になりましたので、昨年の平成31年の２月６日に、落札決定の効力や落札者が沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業のために負担した費用の取り扱いに関する協議を求める書面を落札者のほうに交付し、協議を開始したところでございます。その後、協議が調ったために、令和２年の１月14日に当該協議内容を落札者に書面で通知するとともに、和解内容に関する同意書の提出を求めて……

○中川　京貴君　議長。こういうことはいいですよ。出せるか、出せないかですよ。出さなかったら、じゃいいですよ。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　ですから、同意書を求めて１月23日に、この協議内容の承認と和解内容に関する同意書の提出がございました。これを受けて、今議会に和解金の支払いの議案として提出しているところでございまして、和解の内容というのは議案の内容がいわゆる和解の内容というところでございます。

○中川　京貴君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時２分休憩

午後７時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

彼らとの昨年度からのいわゆる協議を求める書面であるとか、同意の――同意書については、お出しできます。先ほど来答弁しておりますように、この件につきましては落札決定をしておりますが、契約はしておりません。ですので、契約不履行に伴う損害金とは別に、彼らが負担した費用の一部をいわゆる衡平の観点、信義則の観点から、今回それぞれで負担しようというところで和解に至ったものでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　じゃいいですよ。もう、次はあした、うちの自民党が質問すると思います。

次の質問に移ります。

８番目、教育行政、球陽高校の再質問を行います。

球陽高校、開邦高校は難関大学を目指すことに、授業について――この球陽高校は肝いりで、当時は開邦高校だけをやるというスタートでしたけれども、やはり中部のＰＴＡ、関係者から10年待てないと。当時は開邦高校を推して、10年後に球陽高校を中高一貫にしたいという説明をしておりましたが、それでは中部・北部の教育がおくれるということで、これは仲井眞県政のときにやっていただきました。その結果、先ほど教育長が答弁したとおりであると思いますが、しかしながら私が提案しているのは、同じ球陽高校、開邦高校でも難関大学を目指す子供たちとやはり授業についていくのも精いっぱいの子がいる。そうじゃなくて東大や京大を目指す生徒の格差が出ていると思っています。そういった意味では、球陽高校、開邦高校にも進学クラス、特別クラスをつくっていただきたい。

先ほど説明聞きましたけれども、東大合格者は去年、おととしでいるんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時７分休憩

午後７時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

昨年、球陽は東大は合格者はおりません。旧帝大系は合格者がおります。

○中川　京貴君　特進クラスについて。

○教育長（平敷昭人君）　特進クラス……

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時８分休憩

午後７時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

高い目標を掲げまして進学を目指す生徒、保護者のニーズに応えることは大変重要なことだと考えております。

現在、球陽・開邦では特進クラスという形の位置づけ、設置はしておりませんが、併設型の中学校設置からもう４年が経過しておりまして、一期生が高校に進学しているところであります。

教育委員会としましては、特進クラスの設置についてはこの両校の、中高一貫教育での実績・課題も整理

しながら必要に応じて特進クラスの設置については検討してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ぜひ教育長、知事に聞いていただきたいのは、やはり子供たちの教育、これは僕はもう沖縄の最大の振興策は教育と人材育成だと思ってます。そういった意味では、子供たちに格差があってはいけないといいますが、やはり中高一貫校で学びながら本土の難関大学に行きたいと、いろんな子供たちが本土に行って塾に通えば莫大な費用がかかると。沖縄でそういう教育環境をつくっていただきたいと。いろんな引き出しをつくって、子供たちに選ばせていただきたいということでこの質問をしております。

ぜひ要望申し上げます。球陽高校、こういった進学校に特進クラスをつくっていただきたい。これ要望申し上げて、次の質問に移ります。

この農林水産業の豚熱について再質問行います。

またしても豚熱が発生しまして、農家の方が大変苦しんでいると思っています。我々自民党会派は、農林水産省にお伺いしまして、沖縄の現状を説明してまいりました。その中で、10キロ以内に入っている畜産農家の方々の――豚は繁殖、肥育２通りあります。繁殖した豚の農家の人たちは、規制――あれに入りまして、動かせない。しかし、毎月200頭子豚が生まれてくるんです。その補償は、県が２分の１、国が２分の１なんです。その算定基準というんですか、この選ぶ方が、県がそれを指名できるそうなんです。それを早目に国に認められるように、この農家では何頭の豚が死にましたよと、この農家では餌代幾らかかりましたよと。これは農家が自己申告でできるものなんでしょうか。そうであれば問題ありませんが、後で国が把握ができないから、これが把握できないから補助金出せないということにならないように、早目に市町村と連携とって被害調査をして、国が２分の１、県が２分の１。しっかり農家支援をしていただきたい。

以上です。

○議長（新里米吉君）　要望ですか。

○中川　京貴君　できたら答えさせてください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

まず、農家の補償についてですが、殺処分された豚以外に移動、それから搬出制限区域の農家の売り上げの減少等については、家畜伝染病予防法に基づいて措置をされることとなっております。この評価についてですけれども、家畜伝染病予防法に基づきまして家畜防疫、それから畜産の事務を従事する者含めて３名以上の評価人による評価を行います。現在もその評価人を県は７名選定して、既に相談を受け付けております。最終的には農家の伝票だとかそういうのも見ながら豚の品種、それから血統、取引価格なども参酌して基準に基づいて適正な評価をすることになっております。できるだけその作業を早めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時13分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　當　間　盛　夫

会議録署名議員　　比　嘉　京　子

令和２年２月27日

令和２年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　６　号）

令和２年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

令和２年２月27日（木曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第6号

令和２年２月27日（木曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで
甲第１号議案　令和２年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　令和２年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　令和２年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　令和２年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　令和２年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　令和２年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　令和２年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第８号議案　令和２年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第９号議案　令和２年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第10号議案　令和２年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第11号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第12号議案　令和２年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第13号議案　令和２年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和２年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第16号議案　令和２年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第17号議案　令和２年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第18号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和２年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案　令和２年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和２年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和２年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和２年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和２年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第25号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）
甲第26号議案　令和元年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　令和元年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第２号）
甲第28号議案　令和元年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第29号議案　令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）

甲第31号議案　令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　令和元年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　令和元年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県動物愛護管理員設置条例
乙第10号議案　沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第11号議案　沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例
乙第12号議案　沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例
乙第18号議案　沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県公立大学法人評価委員会条例
乙第22号議案　沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例
乙第25号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県首里城復興基金条例
乙第27号議案　沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例
乙第28号議案　沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第31号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第33号議案　沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例
乙第34号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第35号議案　債権の放棄について
乙第36号議案　訴えの提起について
乙第37号議案　沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業の契約に係る落札者の決定の無効の確認に関する和解等について

乙第38号議案　地位確認請求事件の和解について
乙第39号議案　指定管理者の指定について
乙第40号議案　指定管理者の指定について
乙第41号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第42号議案　公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立について
乙第43号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第44号議案　専決処分の承認について

出　席　議　員（46名）

議長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	保健医療部長	砂川　靖君
副知事	富川盛武君	農林水産部長	長嶺　豊君
副知事	謝花喜一郎君	商工労働部長	嘉数　登君
政策調整監	島袋芳敬君	文化観光スポーツ部長	新垣健一君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	土木建築部長	上原国定君
企画部長	宮城　力君	企業局長	金城　武君
環境部長	棚原憲実君	病院事業局長	我那覇　仁君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	会計管理者	伊川秀樹君

知事公室 秘書防災統括監	前原正人君	警察本部長	宮沢忠孝君
総務部 財政統括監	金城　賢君	労働委員会 事務局長	金良多恵子さん
教育長	平敷昭人君	人事委員会 事務局長	池田克紀君
公安委員会 委員長	知念公男君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田　隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平良　潤君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

山川典二君。

○山川　典二君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時１分休憩

午前10時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○山川　典二君　おはようございます。

沖縄・自民党の山川典二でございます。

一般質問をさせていただきたいと思います。

まず公安委員会から今回の議会に上程されております離島警備対策事業について伺いますが、これは国境離島警備隊への今回の新たな設置ということでございます。

まずこの国境離島警備隊設立の目的、それからその主な理由、そして設立までの経緯。議論があったと思いますが、まずはその辺の御説明をお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君）　お答えいたします。

警察では、かねてより国境離島における事態対処の体制のあり方について検討を行ってきたところであります。当県には領海を画する基線を有する離島、いわゆる国境離島が多数存在することを踏まえ、国境離島における武装集団による不法上陸事案等に対処する能力を強化するために、令和２年度において、警察法施行令及び条例で定める沖縄県警察の地方警察官の定員を150人増員いたしまして、国境離島警備隊を設置したいというものであります。これによって沖縄県民の安全を確保するとともに、沖縄県の県土の保全に資するものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　この国境離島警備隊、これは我が国初めての部隊になりますが、通常国会でもこの予算案が提出をされておりまして、あす可決の見込みで、３月２日に衆議院通過を予定しておりまして、きょうの報道にもあるんですが、立憲民主の代表も賛成の方向であるようでございますので、恐らく可決をされ、自然成立をされて予算が決まると。一方で沖縄県では、この乙第32号議案「沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例」が上程されておりまして、今議会で可決を見込んでいるわけでございます。今150人というお話がありましたが、事前に答弁調整で伺ったところによりますと、警視がプラス３人で109人、警部がプラス８人で228人、警部補及び巡査部長がプラス91人で164人、そして巡査がプラス48人で889人と――先ほどごめんなさい。警部補及び巡査部長は1604人から1695にふえるということでプラス91、警部補、巡査部長という皆さんは、ばりばりの現場の警察官であります。そういう意味ではこの組織体制が150人、条例が決まれば４月１日から施行されて立ち上がっていくわけでありますが、この警備の皆さんの体制、それから行動範囲、それから平常時と緊急時の対応はどうなるのか。国境離島でありますから自然の海岸線の非常に険しい環境であるとか、高波のあるところもあるでしょう。非常に厳しい訓練が予想されるわけでありますが、御説明できる範囲でよろしいですからお願いをいたします。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君）　お答えをいたします。

新しく設置予定しております国境離島警備隊の組織体制でございますけれども、まず地方警察官としては150人でございまして、それに１名、国家公務員である隊長、地方警務官でございますが、これを加えた151人体制を予定しているところでございます。

そして行動範囲でございますけれども、沖縄県警察に設置される部隊でございますので、原則として沖縄県の区域すなわち沖縄県の国境離島で活動を行うということを想定しているところでございます。

そしてさらに、平常時あるいは緊急時こういったときに何をするかということでございますけれども、まず平常時でございますが、これは緊急事態に備えまして訓練や装備資機材の整備などを行うとともに、所要の部隊を編成いたしまして、国境離島周辺海域において警戒活動を海上保安庁の巡視船が行っておりますので、それに乗船をさせまして不測の事態に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

その上で緊急時でございますけれども、これは関係機関と連携をした上でその発生形態あるいは状況を踏まえまして、令和２年度には大型ヘリを装備するということも想定をしておりますので、この大型ヘリも活用しながら適切に対処していきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、訓練に関してでございますけれども、国境離島における事態対処能力を強化するためには離島特有の環境――波が高い海域であるとか、急峻な海岸線であるとかそういった環境下でございますので、そういったところで部隊活動をしっかりと行えるような訓練を行っていくということを予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　県警本部長は警備のキャリアが大変あるというふうに伺っておりますが、警備部の特殊部隊、ＳＡＴがありますね、スペシャル･アサルト･チームこれは沖縄県警にも配備をされております。ＳＡＴの隊員のレベルですね、警察官の中でもかなりの武道であるとか運動神経の高い人、射撃訓練のレベルの高い人、爆発物の処理であるとかレスキューとかいろんな能力を持った方々がいらっしゃると思うんですが、今回の国境離島警備隊にもそのＳＡＴレベルの訓練あるいはそういう人員を教育するというような方向性はあるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君）　ＳＡＴと新しく設置を予定しております、国境離島警備隊とは任務が異なる部分もございますが、御指摘のとおり新しい部隊における隊員につきましてもしっかりとした訓練を実施いたしまして、その能力をさらに高め、さまざまな事態にしっかりと対応できるような体制づくりを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　ＳＡＴはどちらかといいますとその都市型のテロリスト､テロ対策でございますけれども、一方で、現行の離島の県警の警備状況は海保の巡視船に乗りまして、向こう２週間くらいの警備体制でやっているという話があります。一方で、海上保安庁の第３管区で特殊救難隊ＳＲＴ、スペシャル･レスキュー･チーム、これ羽田です。そして第５管区の特殊警備隊スペシャル・セキュリティー・チーム、ＳＳＴ、これは大阪です。西日本と東日本を分けて特殊部隊があるわけでありますが、先ほどその関係機関との連携という話で、その海保の映画の海猿が有名なんですが、そういう潜水技術も持った海上警備のスペシャリストとの交流、これも必要だと思うんですが、これは当然なさるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君）　警察は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査等に当たるということが責務でございまして、一方で海上保安庁は海上における犯罪予防及び鎮圧、捜査に当たるということで、両者任務が重なる部分がございます｡平素から警察と海上保安庁とでは、緊密に連携をしているところでございまして、新部隊が設置されてからも引き続いて海上保安庁とは緊密に連携し、さまざまな事態にしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　武装集団への対応ということでありますので、これは場合によっては自衛隊の皆さん、あるいは米軍の専門能力を持った皆さんとの連携というのも視野にありますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君）　私どもは警察機関でございますので、軍の活動には関与しないということでございますので、米軍との連携というのは想定されないと思います。一方で自衛隊につきましては、一般の警察力を持っては対処できないような場合には治安出動というような形で警察権を行使するということもあ

り得るというふうに承知をしておりますので、一般論でございますけれども、そうした場合には連携を行っていくというようなこともあり得るというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 国境離島が幾つかありますが、主な国境離島、想定しているところはどんなところでしょうか。もし御答弁ができるんでしたら。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） 国境離島ということでこの部隊の任務につきましては、特定の島を想定をしているということはございません。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 今、中国が領有権を主張しております尖閣諸島、これは沖縄県石垣市でありますが、そこも国境の離島の一つでありますね。その辺も対象になるというふうに本員が勝手に考えてもよろしいですか。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） 先ほど御答弁いたしましたとおり、特定の島を専ら活動領域として想定をしているということはございませんけれども、御指摘の尖閣諸島につきましても、活動の範囲に含まれ得るというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 これは知事部局に伺いますけれども、これまで尖閣につきましては、中国公船の領海侵犯あるいは経済接続水域の航行、一番直近でよろしいですから、この１年間どれくらいそういう領海侵犯等があったのかわかれば答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

昨年１年間、平成31年の１月から令和元年12月までの中国公船による尖閣諸島の接近状況につきましては、領海侵入が32日126隻で、平成30年の19日70隻から大幅に増加しております。ちなみに過去の領海侵入の最多は平成25年でございまして、54日188隻となっております。一方で、接続水域の入域につきましては、282日1097隻でございます。これはこれまで最多でありました、平成25年の232日819隻を超え過去最多となっております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 ふえてるんですよね、中国のこの領海侵犯等が。この中国公船海警はこれ中国のどこの組織の所属でしょうか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 海警の上部組織はいわゆる軍になっているかと思います。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 つまり中国人民解放軍、その直属の人民武装警察の所属なんですね。そして、この海警は海軍あるいは民兵組織があります。あるいは偽装民兵が漁民に成りかわったそういう組織的な動きといいますか訓練をやってるんですよ、常日ごろ。尖閣に今、国家的性格の極めて強い県民の命とこの暮らしを守るという立場から、警察庁が今回この国境の離島警備隊ができるわけでございますけれども、これはもう中国の方向性というのは御存じのように東シナ海の全域の覇権獲得が一つの軍事戦略にある。それを守るために東アジアの安全保障の秩序を維持するために私はこの今回の国境離島警備隊も国策として設置をされる方向性に来たというふうに考えてるんです。

知事、今大変緊迫した状況なんですよ。知事はいろいろとこの１年の間に海警のパトロールの話であるとか、中国の一帯一路に沖縄が窓口とかいろんなことありましたけれども、そういうことは一回白紙に戻して、この国境を守るためにやはり県の知事としてひとつ大きな認識をお持ちいただきたいし、今回の国境離島警備隊設置への知事の見解を答弁いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 沖縄県としましては、尖閣諸島が歴史的にも国際法上も日本固有の領土であるという日本政府の方針を支持しているものでございます。また、尖閣諸島周辺につきましては、領海そして排他的経済水域における安全確保等を図るようこれまでも繰り返し政府に要望してきたところでございます。

この国境警備隊につきましては、その一環に資するものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今、公室長からも答弁をさせていただいたとおりでありますが、沖縄県も日本政府の我が国固有の領土であるという尖閣諸島に対する考え方と同じ立場をとっておりますし、尖閣諸島をめぐる問題につきましては、かねてから平和的な外交を通じて一日も早い解決が図られるよう日本、中国両政府に全力を尽くしてもらいたいと考えております。

そして、今般この国境離島における能力を強化するための国境離島警備隊を設置したいというそのことについても、先ほど警察本部長から説明をいただいたとおりでありまして、当然それに対処すべきしかるべき

ものであろうというふうに認識をいたします。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 県警のトップは知事ですよ。ですから、正式に設立した段階では警備隊の皆さんにもぜひ激励していただきたいというふうに私は思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私はかねてから県警、自衛隊の活動に関しては敬意を表しておりますし、県民の生命財産を守るというその上での職務を遂行されているということについては、日ごろから敬意を持っているものであります。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 今回の国境離島警備隊が沖縄県に我が国初めて設置をされるということは、非常に大きなシグナルだというふうに私は思っています。裏返して言えば、例えば――中国の軍事力、非常に激しいぐらい今軍拡路線を突っ走っているわけでありますが、浙江省の温州、それから福建省にも水門空軍基地というものがありまして、ここは尖閣まで380キロなんですよ。那覇からは尖閣まで400キロです。近いんです。そしてＪ11、Ｊ16という戦闘機がありまして、尖閣まで何分で行けるか公室長わかりますか。中国から。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） ちょっと、詳細なデータは持ち合わせておりませんが、極めて短時間で到達できるものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 12分です。そして台湾まで10分以内。つまり、空からも海からも着々と領有権を主張し、時間をかけながら真綿で首を絞めるような感じで、今戦略的にやってる。今回国境離島警備隊が設置される予定でありますので、そういうことはぜひ県のインテリジェンスとして、知事初め三役含めてその辺はもう少し現況・現状を把握して対応していただきたいというふうにお願いを申し上げます。

次の質問に行きます。

防災対策です。

(1)、平成25年度沖縄県地震被害想定調査に基づく県の対応策ということでありますが、資料を見ました。那覇市のほうを見ました。これ、本島の南部、北部そして、久米島、宮古・八重山地域それぞれの想定項目があるんですが、例えばこれは震度６弱の地震の想定らしいんですが、対応策、初動捜査も含めてこれはどうなっているのかというのをしっかりと――これは答弁調整でもなかなか納得できるような話がなかったんです。これ絵そらごとみたいな感じなのか、実際宮古、八重山地方も含めてしっかりと初動体制のマニュアルがあるのか、あるいはその体制ができているのかそれをお聞きしたいと思います。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 大規模な地震が起きたときの初動体制でございますが、県内で震度５強以上の地震情報あるいは大津波警報などが発表された場合には、知事を本部長とする沖縄県災害対策本部を設置し、速やかに関係機関と連携して災害応急対応を行うことができる体制を構築することとなっております。また発生した震度情報を受けまして、県の関係職員に対し、電話とメールで自動的に緊急招集が行えるよう沖縄県の防災情報システムが構築されているところでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 一連の豚熱あるいはその前の首里城の火事、そして今回のコロナウイルス、県の対応を見ていますが本当に後手後手ですよ。以前の本会議や委員会での質疑でも、豚熱にちゃんと対応できると言いながら全くできていない。これが現状なんじゃないかなということで、今回この命にかかわる防災問題について質問を出したわけでありますが、本当にこれ体制できていますか。今、震度６強とか起こったときにすぐに対応できるんですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 実際に対応できるか、例えば緊急参集ですけど先ほど申し上げました緊急招集のメールには、今のところ管理職含めまして252名が登録されております。大規模な地震等が発生した場合には直ちに本庁に駆けつけて災害対応に当たるという体制はとっているところでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 地震のバロメーターは、例えば震度がありますね、マグニチュードもありますよね、それをちょっと済みませんが、説明いただけませんか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） マグニチュードは地震そのもののエネルギーをあらわすものでございます。一方で震度は当該地域における揺れの強さを示すものとなっております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 震度６弱ではもう立っていられない、震度６強ではやっとはって動ける、震度７は――もう最高なんですがコンクリートの建物が倒壊するという。そしてマグニチュード９というのが2011年の

東日本大震災だったんですね。このマグニチュードが世界で一番大きかったのは1960年のチリ地震。これがマグニチュード9.5、マグニチュードが１変わるだけでエネルギーが32倍違うそうであります。世界に対する日本の国土面積が0.25％、Ｍ６以上の地震の発生回数は世界中の地震の20％、２割あるんですよ。特に西表は断続的に200回以上の微震が続いた状況であるとか、この沖縄県の圏域の中でいつ地震が来るか本当にわからない。そういう意味ではしっかりとこの防災対策をやるということでありますから、それを信じてこの質問を終わります。

続きまして、沖縄県の消防防災ヘリコプターについて伺いますけれども、これ謝花副知事が公室長時代に私が議会で質問をしましたら、平成30年度末までに県及び市町村との合意形成を図り最終的に導入を決定したいと発言したんですよ。今の現状はどうなっていますか。何がネックでこの話が進まないのか、簡潔に御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

現在、消防防災ヘリコプターの導入に賛同しないとする市町村は県内にはございません。ただ導入に当たりまして、導入推進協議会（仮称）を設立する必要がありますが、その設立前に協議すべき課題があるとする市町村が６ございます。その課題としましては、大きく分けまして活動範囲、活動内容、活動の必要性、そして２番目として隊員の派遣のあり方、３番目としまして県と市町村の費用負担、そして４番目としまして市町村間の費用負担の４つが挙げられているところでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 市町村との話し合いの場は、いつ、何度行いましたか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

全市町村集めての会議ですが、昨年度は３回開催しまして、今年度は１回開催し、導入に向けた調整を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 今、その市町村の中で協議が必要だというところは私の調査では宮古、石垣、南風原、西原、今帰仁、沖縄市でございます。この中で一番その課題解決で問題になっているのは何ですか。それをどういうふうにいつまでに解決しようとお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 恐らく特に離島の市町村につきましては、活動範囲が含まれるのかというような懸念が示されております。その辺につきましては私ども航続距離からしまして、全県を対象としているという形で説明をしているところであり、例えばヘリの機材の選定に当たりましても、標準仕様だけではなくて燃料タンクを増装する仕様もございます。そういった形で県全域をきちっとカバーできるような形でやりたいと考えております。その辺を丁寧に説明して理解を得たいと思います。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 佐賀県がもう正式に令和２年12月に導入すると動いている。沖縄県だけなんですよね。議論はもうはるか何年も前からされているんですが、なかなか進まない。当然南北400キロ、東西1000キロに及ぶ圏域があるわけでありまして、離島もいっぱいある。そういう課題はあるんですが、予算財源につきましてはどんなふうに考えていますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 消防防災ヘリコプターそのものの購入に当たりましては、消防庁の補助金あるいは地方債措置いずれかによる事例がございます。そのどちらが有利かは今後実際の導入時期の制度を見ながら検討していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 いろんな問題はあると思うんですが、やはり一番は予算だと思うんですよ、財源。沖縄県全域をカバーするとしましたら少なくとも40億から50億くらいのヘリを使わないとだめですね。そういう意味では予算がかかる。今の県の方向性として、そういった大型予算しっかりとやっていただきたいんですが、自民党の議員連盟があります、防災の。去年の10月に総務大臣に要請をして、しっかりと沖縄も対象に含めた予算折衝を今後やっていきたいというような話もあります。したがいまして、私ども自民党会派としては県民の命を守る防災のヘリ導入の予算化につきましては協力していきますので、ぜひこれやってください。これやらないと本当に待ったなしですよ。ひとつよろしくお願いをいたします。

さて次は、今議会に上程されておりますが、薬学部設置の可能性等調査事業、予算が約1200万円上がっております。なぜ今この調査事業の予算を上程して始めるのかその理由から答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） まず、基本的な認識として県内の国公立大学に薬学部を設置することは、沖縄県の薬剤師不足を解消するための有効な方策の一つであるというふうに理解しております。

そこで、県はこれまで薬剤師会と連携しながら県内の国公立大学とも意見交換を行ってきたところではございますが、今後も薬学部の設置の必要性やその実現可能性について調査を行っていきたいというようなことでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 県内の薬剤師の数。調剤薬局が圧倒的に多いんですが、調剤薬局や医療施設、医療関係の企業、わかりましたら御説明をいただきたい。それから薬剤師の数は人口10万当たり全国一少ない。その数字ももしわかりましたら御答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 順番逆になりますけれど、人口10万人当たりの薬局、医療施設に従事する……

○山川　典二君 済みません、聞こえません。

○保健医療部長（砂川　靖君） 済みません。

ちょっと順番前後しますけれど、人口10万人当たりの薬局、医療施設に従事する薬剤師数、これは平成28年の調査でございますが、全国平均の181人に対しまして、沖縄県は134人ということで全国最下位というふうになっております。また圏域別に見た場合は北部は110人、宮古82、八重山108というふうに非常に少のうございます。

もう一つの業種別に見たらどうなるかということでございますが、総数は2171名でございますが、薬局で1390、それから医療施設、病院のほうで525、診療所のほうでは24、大学研究機関等で６、医薬品関係企業で125、それから衛生行政等で27、その他22、無職が52というふうになっております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 沖縄県薬剤師協会の亀谷会長が中心になりまして、琉大を最優先とした国公立の薬学部設置の署名運動を県医師会、歯科医師会、看護協会の４者連名で10万1660の署名を受けてこれは琉大の学長にも提出をしております。沖縄県にもそういう話が来ていると思いますが、この琉大に薬学部設置の可能性はあるとお考えですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 琉大のほうには私も亀谷会長と一緒に御訪問して意見交換してきたところでございます。向こうは学生の定員とか、あと教職員の問題等いろいろございまして、可能性としては極めて難しいのかなというふうに考えておりますけれども、琉大としても別途何らかの方策はあるのかなということを検討しているようなお話は伺ったところでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 可能性は100％近くありません。文科省にも私は何回も確認しました。非常に厳しい。だからといって指をくわえて待つわけにはいきませんから、例えば公立民営、県立看護大学校に薬学部を設置するとか、そういうことを新たに検討して可能性を模索する必要性があるというふうに私は考えております。例えば私立で６年間の薬学部の学費が1200万円、国公立ですと３分の１の360万ぐらいです。沖縄県で薬学部に進学する子供たちが毎年100名ぐらいいるんですが、生活費を入れたら大変な額ですよ。そういう意味では、仮に国立大学にできたとしても、地元の子供たちが入る可能性はある程度限られてきます。そういう意味では私は優先的に県立の看護大学校、そこにぜひこの薬学部をつくるようなことも考える必要があると思うんですが、副知事いかがでしょうか。部長でもいいですよ。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） どうして今こういう調査をするのかとその趣旨を申し上げますと、まずそもそも薬剤師の県内の需給について、今後どうなるのかというふうなことを見きわめる必要があると。識者によっては今後薬剤師の供給が大きくなって余剰になる時代も来るという人もいらっしゃいます。ところが、薬剤師の業務も昨今拡大しつつありますので、そういうことを踏まえた上で、今後県内の薬剤師の需給の動向がどうなるかまず定量的につかんでおく必要があるだろうと。

それから薬学部の設置の方策としては、議員がおっしゃいましたように、県立でつくるという方法もあろうかと思います。一方で、我々琉大だけじゃなくて、名桜大学に行ってそこでも意見交換をしたところでございます。あるいは、例えば本土の薬学部が移転するといったこういった方策もあると思います。そういう方策についてどういう方法があるのか、そしてその場合の課題は何なのか、そして事業費はどれくらいかかるのかと、こういった問題について定量的に調査したいということで、その中から県としてどういう方向性に進んでいくのかというのを確定させるための調査事業というふうな位置づけで行っております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 知事、薬学部が沖縄県に必要だと思いますが、見解をお願いします。どうしても必要だと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） この薬学部の設置というのは、今の県内の薬剤師の不足、これを抜本的に解消する有効な施策というふうに我々も位置づけております。その上で、この薬学部の設置について、定量的に説明できるような形でブラッシュアップしていきたいというような考えで今臨んでおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 知事の答弁がありませんので、次に行きますけれども、那覇空港３月26日供用開始です。活用策、それから経済団体が出しました那覇空港中長期構想に対する県の見解を伺います。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） まず第２滑走路の活用策についてですけれども、那覇空港の第２滑走路の供用開始後は滑走路の処理容量が24万回へ拡大されるほか、本格的な24時間運用が可能となることから、さらなる旅客や貨物の増大が期待でき、国際旅客ハブや国際物流拠点の形成に寄与するものと考えております。

それから促進連盟による中長期構想に対する見解です。連盟による中長期構想は具体的な提案であると受けとめております。

県としましては、短期的には航空需要の増大に対する駐機スポットの整備、それから地上ハンドリング体制の確保、それから旅客ターミナルの利便性向上を促進していくことが必要と考えておりますし、中長期的な空港エリアの拡張による機能強化など那覇空港の将来のあり方について、これは新沖縄発展戦略において世界水準の拠点空港ということを目指しておりますので、その意味からも各方面から意見を伺いながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 那覇空港ビルディングの経営状況を伺いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 那覇空港ビルディング株式会社の平成30事業年度の決算報告によりますと、売上高は空港利用客の増加に伴い伸びております。一方施設の増築、それから改修等に伴う費用がかさんだことから、経常利益、当期純利益はともに前期比減となっております。

そして平成31年３月末時点での利益剰余金は約198億円となっております。ただし、同社においては今後際内連結ターミナル建設のために借り入れた290億円の返済、それから新たに整備する南側新立体駐車場の建設に係る費用が必要になることから経営基盤を強化することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 国交省が試算しております空港別収支の中身を見ますと、那覇空港はずっと赤字なんですよね、これ設備投資なんかもやっている今の話がありましたが。

私はここで聞きたいのが、那覇空港民営化の話がちらほらあります。全国で今幾つ空港が――97空港ありますが――民営化されているところは何港あって、状況はどういうふうになって、そしてこの民営化に向けてのメリット・デメリット、もし簡潔に答弁できるんでしたらお願いします。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 現在、国管理空港の仙台空港、高松空港、福岡空港において、民営化が――民間による運営が行われているほか、熊本空港それから北海道内の７空港、広島空港で手続が進められていると聞いております。今、他空港の状況把握に努めている段階です。

それと、民営化のメリット・デメリットということでございます。

まず、民間委託はなぜ行うかということですけれども、まず民間委託により民間の創意工夫を生かした滑走路やターミナルビル等の一体経営、それから着陸料等の柔軟な設定等を通じた航空ネットワークの充実、国内外の交流人口増大による地域活性化、これを図ることを目的としております。一方、那覇空港における民間委託についてでありますが、今後増大する航空需要に対応する必要がありますけれども、自衛隊基地が隣接している拡張用地が確保できるかという点がございます。

それから自衛隊や海上保安庁の空港利用による制約を享受できるか、あるいは離島を結ぶネットワークの維持確保、県管理空港の取り扱い、これらの課題があるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 民営化につきましては、また次の機会に委員会等もありますのでやります。

最後になりましたけれども、我が党の代表質問との

関連につきまして、まず豚熱の状況、ワクチンいつから具体的にどういう体制で打つのか、それからもう一点アフリカ豚熱の対策、この２点を伺います。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） お答えします。

まずワクチンの接種についてですが、ワクチン接種につきましては、ワクチン接種プログラムが２月19日に国の承認を得ておりまして、同日ワクチン接種の告示を行いました。それからワクチン接種に当たっては全生産者が打たないといけないということで、そういう説明会も開きながら準備を進めております。ワクチンの確保もできておりますので、３月第１週から、北部からスタートをしていきたいと考えております。

もう一つ、アフリカ豚コレラも含めた防疫体制についてお答えしたいと思います。

まずアフリカ豚熱、それから口蹄疫など特定家畜伝染病の侵入防止対策につきましては、空港と港での水際対策の強化とそれから農場に入れないという対策がとても重要だと考えております。

県としては、今回の豚熱発生も踏まえて国の防疫検疫所と連携しまして、空港、港における水際対策の強化を図っていきたいと考えております。

あとさらに重要なのが、生産者それから市町村、関係団体と一体となって、農場にウイルスを侵入させない対策が重要となってきます。そういうことも踏まえまして、飼養衛生管理基準を遵守徹底する体制の強化を図っていきたいと考えております。

○山川　典二君　議長、休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○農林水産部長（長嶺　豊君） 休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○農林水産部長（長嶺　豊君） まず、対象の頭数については、23万8520頭でございます。ワクチンの本数にいたしますと１万1926本で、体制については１つの農場に１名の家畜防疫員とそれから補助が必要ですので補助員２名の体制で、それを20班編成にして作業を行っていくということで今計画を立てているところでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君　アフリカ豚熱、これが入ってきますと全部殺処分しなければいけませんから、これは本当によろしくお願いします。

それから最後になりますが、アグー豚、これを一つのあるところって話しで50頭って話なんですが、そこは畜産をやってるところもあるんですよね。その辺の対策はどうなってるんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） 休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○農林水産部長（長嶺　豊君） お答えします。

今想定している島については、豚もおりますが、この島にはもともと豚の病気の防除のために、県外から豚を導入した際に隔離する施設を設けておりました。現在は、その病気のリスクがないので使っておりませんが、そこをまず修繕をしてやる予定でございます。その施設についてはセキュリティーを高めて防疫措置をとっていきたいと考えております。当然地域の農家への防疫、衛生管理基準の遵守についても並行して行いながら、まず第１段階の避難措置です。ワクチンを打たないアグーを持っていく必要がありますので、まず北部から打っていくといったときに、まず１段階でそこに避難をしまして、次にさらに人、豚がいないといった地域、そういう物流が少ない地域、リスクの少ない地域に２段階で持っていって、やっていくという計画で今進めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君　これ仮に50頭、全滅した場合は責任は誰がとるんですか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） まず、我々はそういうワクチンを打たないアグーを保存するために、現在計画を立ててやっています。そこはしっかりセキュリティーを高めて、入れないということをまず我々は一生懸命取り組まないといけない事項だと考えております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君　これ、１カ所じゃなくて３カ所、４カ所ぐらいに分散することは考えないんですか。私は大変危険だというふうに考えているんですよ。いかがですか。これ分散する、見直しをする必要があると思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） 分散。現時点で離島

を基本的に考えておりますが、現実的に向こうで飼養管理もしないといけない、あと地域ともいろいろ調整する必要があります。やっぱり最善はリスクを考えて複数の離島ということも視野に入れながら我々は考えていく必要があると考えておりますが、現時点で緊急にやはり取り組まなければいけない状況でもありますので、まずは避難をさせて、それからリスクの低い島にまた移動していくという、まず緊急的な対策をとっていきたいと考えております。

○山川　典二君　終わります。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

大浜一郎君。

〔大浜一郎君登壇〕

○大浜　一郎君　ケーラネーラ　クヨーム　ナーラ。

沖縄・自民党の大浜一郎でございます。

県議会議員１期生として最後の一般質問となりました。

県議会補選にて初当選し、初めて議場で発言させていただいてから１年と５カ月、またたく間の日々でありましたが、会派の皆さん、地元八重山の皆様には常に叱咤激励をいただき、心から感謝を申し上げます。

私が県議会に挑戦したのはこの議場でも何度も申し上げてきましたが、離島に生きることを誇りに思い、私たちの子供たちが自分の住む故郷を誇らしく語り、これまで地域で頑張ってこられた皆様がついの住みかとして健やかな日々を送ってほしいという思いからであります。

離島に住む島民にとって日々の生活のあらゆる場面において政治のたゆみない下支えが不可欠であります。だからこそ、離島振興は県行政においてこれまでに増して離島の生活に寄り添った政策の展開が必要であり、私は次期沖縄振興計画においては重要な位置づけが必要であるとの思いを持ってこの議場で発言をしています。離島が輝くことこそが沖縄も輝く、これからはそういう時代になっていく。知事におかれましても離島の島々に寄り添って離島振興に真摯に取り組んでほしいと切望するものであります。

質問させていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、令和２年度沖縄関係予算について。

ア、現行沖振計総仕上げの時期における沖縄関係予算額への評価について。

今まさに現行沖振計の総仕上げの時期、特に一括交付金の減額査定などは知事と政府とのこれまでの対話における政治的結果であり、今後どのような政治対話を通して次期振計への礎をつくっていくのか。知事においては、今後一年一年の政治的評価は極めて重要であります。

知事の所見を伺います。

(2)、次期沖縄振興計画について。

ア、総点検報告書答申案に鑑み、次期沖振計策定における離島振興政策課題抽出並びに離島振興政策の位置づけの重要性について。

総点検報告書答申案においても重要度の増した課題として離島振興が指摘され、政府与党内においても離島地域の格差は依然として解消していないとの見方もされています。知事として、この課題解決に向け次期沖振計離島振興政策骨子案をどのように取りまとめて位置づけていくのか、知事の所見を伺います。

イ、今後の沖縄経済政策展開におけるＥＢＰＭの重要性について。

沖縄で実際に勤務し、沖縄の経済情勢を分析された方々から、沖縄の経済はこれまで客観的な経済データに基づいた分析が少なく、定量的な分析が必要とされなかったのではないかという意見が多々あります。現在、日本の政策運営においてもＥＢＰＭ――エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング――証拠に基づく政策立案の重要性が重要視されております。これはこれからの経済政策推進において稼ぐ力を具現化していくためにも特に重要な分析作業だと指摘されています。その重要性について知事の見解を伺います。

ウ、政策金融機関である沖縄振興開発金融公庫の存在の重要性について。

沖縄振興計画における政策金融機関として、沖縄公庫の果たしてきた役割は極めて大きいと考えます。政策に基づくきめ細かい融資制度は一般民間金融機関を総じて補完し、特に本島北部地域、中規模離島、小規模離島においてはその存在価値は極めて大きく次期沖振計においてもなくてはならない重要な政策金融機関だと考えます。沖振計が終えんすれば日本政策金融公庫との統合となるとされていますが、知事は唯一沖縄政策に特化し、沖縄経済を支えてきた沖縄公庫の重要性をどのように認識し、今後どのように対応されるのか伺います。

(3)、新型コロナウイルス等の影響による経済環境変化へ対応すべく中小企業支援の取り組みについて。

24日、ＷＨＯはパンデミック・世界的流行の準備段階に入るべきとのメッセージを発しました。感染力の強い新型コロナウイルスの影響があらゆる分野で危機感を増幅させています。沖縄においても観光関連のみならず、中小企業者における経営状況の不安が現実化してきました。２月７日には麻生財務大臣より政府

系金融機関に対しセーフティネットの貸し付けの活用を指示されましたが、中小企業対策として県の迅速な対応はどうか。現状の問い合わせ件数、問い合わせ内容について伺います。

２、危機管理体制の整備について。

(1)、沖縄県警に国境離島警備隊が設置される重要性について。

我が党照屋議員の代表質問でも質疑がありましたが、今後の沖縄の国境離島における警備体制の強化は必然的だと言えます。過去にも尖閣諸島に香港と中国の活動家が上陸した事案がありました。今後においては漁民に偽装した武装集団の上陸による占領などの想定に備えるとされています。国境離島周辺における現況の緊迫している課題、海保との連携強化などについての重要性への取り組み、そして「当分の間」の設置期間という概念についても伺います。

(2)、防災危機管理アドバイザーとしての退職自衛官の任用について。

我が県は、沖縄本島においても離島県であり、広域な島嶼県であります。大型台風被害、地震、最近においては首里城火災などの文化遺産の火災、豚熱による殺処分などの場面においては対処行動へ向けた想定される準備、その後の復旧活動等の体制のあり方が問われます。また、発災時においてはその迅速性が県民の財産生命を救うことになるのみならず、国内外から多くの観光客が訪れることからも観光客の安全確保には万全を期さなければなりません。今後あらゆる防災対処事案を想定して自衛隊及び関係機関と常に連携・調整を構築するために、退職自衛官を防災危機管理アドバイザーとして県庁に任用する必要性について伺います。

(3)、新型コロナウイルス等伝染性感染症対策における離島地域の治療医療体制の現状について。

(4)、豚熱等家畜伝染病における離島地域の防疫体制の現状について。

３、八重山地域の課題について。

(1)、先島地区における急患搬送体制の維持・強化について。これは、美ぎ島美しゃ市町村会による要請であります。

ア、急患搬送用暫定ヘリポート設置について、八重山病院南東側案を県主導で整備する方針の確認並びに設置完了時期について。

イ、夜間運用時における暫定ヘリポート並びに波照間空港への照明設備整備の対処方針について。

ウ、ヘリ添事業実施要綱の添乗者についての規定見直しへの対処方針について。

(2)、地域未来投資促進法を活用したゴルフ場を含むリゾート施設の対処方針の進捗状況について。

４、我が党の代表質問との関連について伺います。

我が党会派の照屋議員の代表質問関連で、我が党会派議員の質疑もありましたが、大型ＭＩＣＥにおける損害賠償支払いについてです。今回の事態に陥ったことに対して落札者の決定が無効になったこと、また県には責めに帰すべき事由がないなど、あたかも交付金を決定しなかった国に問題があると言わんばかりに聞こえます。また、県が損害賠償金9000万余りを業者に対して県民負担で支出する以上、事業主体の県には当然責任があり、知事は明確に失策であったことを認めるべきではありませんか。知事からの答弁を求めます。

次に、辺野古移設をめぐる訴訟において、昨年の11月定例会において我が党中川議員の質疑に、知事は真摯に遵法の方針を守っていきたいと答弁された。ところが、今定例会において、我が党会派座喜味議員の代表質問においては、池田知事公室長は、「判決がまだ行われていませんので、予断を持ってお答えすることは差し控える」と答弁し、再々質問の答弁に、「一般論として司法の最終判断に従うことは、一般的にそういうことになろうかと思います。」と、さっぱり意味不明の答弁をされました。法治国家において司法の最終判断には当然従うと明確に答弁すべきではありませんか。一般論、一般的とは何ですか。これは知事からの明確な答弁を求めます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(2)のア、離島振興における課題及び次期振興計画における離島の位置づけについてお答えいたします。

県では、今年度沖縄県振興審議会を開催し、沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検報告書（素案）について答申を受けました。その中で、大規模離島とそれ以外の中・小規模離島では、異なる課題を抱えており、離島ごとに対応を検討する必要があるとの御意見をいただいたところです。本県の離島地域は、我が国の領空・領海、排他的経済水域の保全に大きく貢献しており、また、島々が持つ貴重な自然環境や独自の文化、豊かな生物資源などは、本県のみならず、我が国の魅力や多様性の一部を支える重要な役割を担っているものと認識しております。私は、離島・島嶼地域の

発展が沖縄の持続的発展につながっていくと考えており、新たな沖縄振興計画においても、引き続き離島振興を県政の最重要課題に位置づけ、それぞれの島々がその潜在力を十分に発揮して、希望と活力あふれる豊かな地域社会を実現することを目標にさらなる振興に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 大浜一郎議員の御質問、1、知事の政治姿勢についての中の(3)、新型コロナウイルス感染症等による県経済への影響に対する県の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、新型コロナウイルス感染症等について、今後の県内経済に影響を及ぼすことが懸念される状況に鑑み、2月17日付で経済対策にかかわるプロジェクトチームを設置いたしました。同チームでは、産業振興、中小企業支援、観光振興等の分野について、部局横断的に緊密な連携を図りながら、一丸となって課題解決に向けた対策を講じることとしております。現行での緊急対策として、中小企業セーフティネット資金による経営安定に必要な資金繰り支援を行うほか、産業面や事業者への影響に関する状況把握を行い、中長期的な視点も踏まえ、正確な情報発信や風評対策等を含めた経済対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア、令和2年度沖縄振興予算についてお答えします。

令和2年度沖縄振興予算案は、今年度と同額の3010億円が確保され、子供の貧困対策、離島活性化の推進などが増額となり、小規模離島の海底送電ケーブルやテレワーク施設の整備が新たに盛り込まれました。しかしながら、本県及び市町村が強く増額を求めていた沖縄振興一括交付金が6年連続で減額となったことについては、残念であります。

県としましては、残り期間が2年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の集大成に向け、沖縄振興予算を積極的に活用し、各種施策に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） 1、知事の政治姿勢についての(2)のイ、ＥＢＰＭについてお答えいたします。

ＥＢＰＭとは、政策目的を明確化した上で政策効果の測定に重要な関連を持つ情報等の客観的なデータや証拠に基づく政策立案とされております。ことし1月の沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検に係る沖縄県振興審議会の答申においては、データ・証拠に基づいた施策展開についての意見が出されているところであります。県においては、ＥＢＰＭの重要性から、沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進を図るためＰＤＣＡサイクルを導入し、毎年度、検証や改善を継続的に行い、計画の進捗管理と施策の評価を通じて県政の効果的な推進を図っているところであります。

引き続きＥＢＰＭの手法を活用し、各種施策の効果的な推進を図るとともに、成果指標の選定のあり方など、一部課題もあることから、新たな振興計画の策定に向けて改善に努めてまいります。

同じく1の(2)のウ、沖縄振興開発金融公庫の重要性についてお答えいたします。

沖縄振興開発金融公庫は、沖縄における政策金融を一元的・総合的に行う政府系金融機関として、税・財政上の特例による支援措置と並び、沖縄振興における車の両輪として機能しております。設立以来、6.5兆円の出融資実績があり、リーディング産業支援や創業・ベンチャー企業支援、農林水産業の生産体制強化、事業継承支援、セーフティネット需要へのリスクマネーの供給、ひとり親支援、人材育成支援、中小企業・小規模事業者等への生産性向上支援など、さまざまな資金ニーズにきめ細かく対応し、本県の発展に大きく貢献してまいりました。

県としましては、沖縄振興施策と連動した沖縄公庫の政策金融機能は、今後の沖縄振興においても必要不可欠なものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長　宮沢忠孝君登壇〕

○警察本部長（宮沢忠孝君） 2、危機管理体制の整備についての御質問のうち(1)、沖縄県警察に国境離島警備隊が設置される重要性についてお答えいたします。

警察ではかねてより、国境離島における事態対処のための体制のあり方について検討を行ってきたところでございます。過去には外国人活動家による国境離島への不法上陸事案が発生をしているほか、外国公船による我が国領海、接続水域への侵入が常態化している

ことなどから、武装集団による離島への不法上陸、占拠事案等の発生が懸念されているところであります。こうした状況等を総合的に考慮いたしまして、当県には領海を画する基線を有する離島いわゆる国境離島が多数存在することを踏まえ、国境離島における武装集団による不法上陸事案等に対処する能力を強化するため、令和２年度において警察法施行令及び条例で定める沖縄県警察の地方警察官の定員を150人増員し、国境離島警備隊を設置したいというものであります。これにより、沖縄県民の安全を確保するとともに沖縄県の県土の保全に資することになるものと考えております。

続きまして、海上保安庁との連携についてでございますが、警察は犯罪の予防、鎮圧及び捜査等に当たることをその責務としており、海上保安庁は海上における犯罪予防及び鎮圧、捜査等に当たることをその任務としていることから、警察としては平素から海上保安庁と適切に連携を行っているところであります。国境離島における不法上陸事案等への対処は、警察の責務の範囲内であることから国境離島においてそのような事案が発生した場合等については、これまでも海上保安庁と連携して対応しているところであり、今後とも海上保安庁を初め関係機関と適切に連携してまいる考えであります。

最後に、「当分の間」という規定ぶりについてでございますけれども、国境離島警備隊は諸情勢を踏まえて設置されるもので、警察法施行令で言いますと、これは本則ではなく、附則で規定をするということで、その中で「当分の間」に設置をするものというふうに規定をされております。ただ、この「当分の間」というのは、特段いつまでという期間の限定があるものではございませんで、廃止の改正の措置がとられるまでは設置をされ続けるものということでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） ２、危機管理体制の整備についての(2)、退職自衛官の任用についてお答えします。

退職自衛官については、沖縄を除く46の都道府県において任用されており、これは災害時の実践的な経験や能力、また、自衛隊との緊密な連携のためと理解しております。

沖縄県におきましては、日ごろより大型台風時のリエゾン派遣のほか、急患搬送、不発弾処理等において緊密に連携をとっているところであります。近年、自然災害だけではなく、最近の豚熱や新型コロナウイルスへの対応など危機管理事象は多様化しており、今後については外部からの専門家の任用も含め検討してまいりたいと考えております。

次に３、八重山地域の課題についての(1)のア、ヘリポート設置に係る方針及び時期についてお答えいたします。

県では次年度、代替ヘリポートの設置について、法的・技術的な検討を行うための費用を予算案に計上しておりますが、２月10日には美ぎ島美しゃ市町村会からの要請を受け、暫定ヘリポートの整備も含めスピード感を持って取り組む方針を副知事からお伝えしたところであります。暫定的なヘリポートにつきましては、第11管区海上保安本部石垣航空基地から提案のありました県立八重山病院南東側の案を含め、早期の対応ができるよう、引き続き石垣市を初めとする関係機関と緊密に連携し、調整を進めてまいります。

次に３(1)のイ、暫定ヘリポートへの照明設備の整備についてお答えします。

暫定ヘリポートについては、緊急的な対応として第11管区海上保安本部石垣航空基地から提案のあったものであり、照明の必要のない時間帯での運用を想定しているところでございます。

県としましては、暫定ヘリポートにつきまして、早期に運用できるよう石垣市を初めとする関係機関との調整を進めるとともに、恒久的なヘリポートのあり方についてもスケジュール感を持って取り組んでまいります。

次に、我が党の代表質問との関連についての(2)、関与取消訴訟の最高裁の判断についてお答えいたします。

さきの代表質問におきまして関与取消訴訟は、最高裁判所に係属中であり、「予断をもってお答えすることは差し控えさせていただきたい」旨答弁したところでございます。なお、一般論といたしましては、司法の最終判断が示された場合にその判断を尊重することになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） それでは、危機管理体制の整備についての御質問の中の２の(3)、離島地域の医療体制についてお答えします。

離島において新型コロナウイルス感染症を疑う患者が確認された場合、保健所は、感染症指定医療機関である県立病院の受診を紹介し、必要に応じて保健所が

患者の移送を行い、県立病院にて診察、治療及び検体の採取を行います。また、小規模離島の場合は、保健所が海上保安庁や地元消防団の協力を得て移送することとなっております。

次に、八重山地域の課題についての御質問の中の３の(1)のウ、ヘリ添事業実施要綱の見直しについての御質問にお答えします。

県は、急患搬送を安全かつ効果的に実施するため、看護師にかわり救急救命士も添乗できるよう平成31年３月に沖縄県ヘリコプター等添乗医師等確保事業実施要綱を改正したところであります。なお、当該実施要綱につきましては、効果的なヘリ添事業を運用する視点から、今後とも関係者の意見を踏まえながら、所要の検討を加えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） ２、危機管理体制の整備についての御質問の中の(4)、離島地域における家畜伝染病対策についてお答えします。

アフリカ豚熱、口蹄疫などの特定家畜伝染病の侵入防止対策については、空港、港における水際対策の強化や農場における消毒や早期通報など飼養衛生管理基準の遵守が重要と考えております。

県としましては、今回の豚熱発生を踏まえ、国の動物検疫所と連携し、空港、港における水際対策の強化を図るとともに、生産者、市町村、関係団体が一体となって飼養衛生管理基準を遵守徹底する体制を強化するなど特定家畜伝染病侵入防止対策に取り組んでまいります。なお、国際便の発着がある石垣港、新石垣空港、平良港、下地島空港については、指定港として位置づけられ、水際対策が強化されたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） ３、八重山地域の課題についての御質問のうち(1)のイ、波照間空港の照明設備整備についてお答えいたします。

波照間空港では、海上保安本部の急患搬送用ヘリコプターが夜間に着陸する際、ターミナルビルの屋上に設置された投光器や、滑走路末端識別灯などを利用し、受け入れを行っているところであります。海上保安本部からヘリポートに設置される着陸区域照明灯の設置を求められたところでありますが、国土交通省より、滑走路上での障害物件と見なされるため、設置は困難との回答を得ております。現在、ヘリコプターの夜間着陸時の安全性を高める照明施設について、関係機関と調整を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） ３の八重山地域の課題についての御質問の中の(2)、地域未来投資促進法を活用したリゾート施設建設計画の進捗状況についてお答えいたします。

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業が生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取り組みを支援するものです。現在、県では、当該法律に基づく石垣市からのリゾート施設建設を含めた基本計画案に対して、土地利用等の上位計画との整合性や関連法令との適合性など、さまざまな観点から意見調整を行っております。進捗状況としましては、市との事前協議を踏まえ昨年12月に基本計画案を受理し、本年１月中旬には石垣市に意見書を提出し、引き続き調整を行っているところです。農業振興地域からの除外や農地転用許可に係る手続においては、各制度におけるクリアすべき課題があると認識しておりますが、地域の産業振興につながる計画的かつ効果的な取り組みであることを踏まえ、国の基本計画同意に向けて適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） ４、我が党の代表質問との関連についての御質問のうち(1)、大型ＭＩＣＥ施設整備に係る和解についてお答えをいたします。

県と落札者による落札決定の無効の確認に当たり、契約を締結できないことについては、県と落札者双方の責めに帰すべき事由がないこと、発生した費用の負担については、つり合いのとれた状態に是正することが、信義則や衡平の観点に基づき適切であることから、県が落札決定後の準備費用に当たる直接経費を補塡して和解することで合意に至ったものであり、契約違反といった債務不履行による違約金とは異なる性質のものであります。県民の皆様には、御心配をおかけしておりますが、県としては、今後、民間の資金と創意工夫を活用する官民連携の手法を施設整備に生かしたいと考えており、次年度は、東海岸地域サンライズ推進協議会等の関係機関とも連携しながら、引き続き大型ＭＩＣＥ施設の整備やエリア形成に向け、新たな基本

計画の策定に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時30分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

大浜一郎君。

○大浜　一郎君 よろしくお願いいたします。

知事の政治姿勢についてでございますけれども、沖縄関係予算についての評価について総務部長がお答えになりましたが、余りにもちょっと軽いなというのが私の印象です。

いいですか。一括交付金制度なんていうのは、どうやって創設されたんですか。これは政治判断においてなし得たものじゃないですか。毎年の沖縄関係予算の査定はひとえに知事の政治姿勢、政治対話力にかかっているという御認識はありませんか。これはもう絶対知事の今後一、二年の政治姿勢が問われると思うんですよ。知事、その思い、評価、ぜひお聞かせいただきたい。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 少し振り返ってお答えをさせていただければと思いますが、私が衆議院議員の当時、民主党政権のときに現在の沖縄振興計画と一括交付金の制度が創設されました。その際に私も党内でそのＰＴの方々といろいろ議論をしましたけれども、やはりその前の振計のときに従来の、国が振興計画を決め財源を決めるという方法から、県が主体になって計画を決めてそして財源を担保していただくということに切りかわり、そして民主党政権の折にはさらに地方分権地域主権を主体として財源、権限を移譲しようということで創設されたのが一括交付金の制度だというふうに理解をしております。ですから、私はそのときから政争の具にしない、一括交付金と沖縄振興については党派を超えてぜひ日本の振興発展戦略の一環として、南の玄関口である沖縄県をしっかりサポートすることによって、支援することによって、沖縄の発展が日本の経済の発展にもつながっていくという思いで創設されたというものであるということに鑑み、私は次期振計においてもこの沖縄の振興・発展に向けては、政府に対して最大限の協力を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 大浜一郎君。

○大浜　一郎君 政府は２年後のことについてはまだ何も決めてないというような発言もされておりますし、毎年毎年こうやって一括交付金が減額されて、これは市町村に対しても非常にげんなりするような雰囲気が漂っているのは事実なんです。今知事がおっしゃったことはわかりますけれども、しかしながらこれは政治力でもって政治的な対話でもって、次の振計によしやろうというような雰囲気をつくっていくのが知事の仕事ではないですか。どうですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） その思いで日々、努力を重ねているところでありますし、これからも精進し、皆様と一致団結して取り組んでいきたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 大浜一郎君。

○大浜　一郎君 質問を続けます。

離島振興については、本当に知事の思いはとてもいい表現だったと思います。最近八重山を訪問された衛藤担当大臣も、特に大きな課題は離島の振興だというような話を視察の中で語られていました。また、昨年12月に那覇で開催された沖縄懇話会においても大前研一氏は、もはや沖縄における観光は幕の内弁当ではなくていいんだと。特徴のあるとがったものが必要だと。特に離島関係は有望だからとぜひそこの特色を生かして、大胆な仕掛けが必要だというようなこともおっしゃっておりました。また、オリックスの宮内チェアマンも、総花的な施策はもう必要ないんだと、県民所得がずっと最下位ですばらしいと言えるのかというような話もされていました。

離島の振興についても生活目線の振興策と同時に、従来の発想から展開した地域産業クラスターも含めた地域観光の経済政策というのが必要だというふうに思いますが、それについてはどうですか。知事、お答えください。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 沖縄懇話会でもっと選択と集中をしたらいいんじゃないか等々の御意見があった、テレビで拝聴しておりました。これらも参考にしていきたいと思います。また、今後の離島の振興に当たっても、雇用の場の創出、定住条件の整備、これは新たな振興計画の中でも大きな課題となっていくはずですので、この企業の稼ぐ力、これが沖縄本島のみならず、離島まで隅々まで行き渡るような浸透するようなそういう取り組みをしてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 大浜一郎君。

○大浜　一郎君 ありがとうございます。

ぜひ、新しい時代に向けた新しい方向での政策づくりにぜひ我々も協力していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、ＥＢＰＭの件でありますけれども、従来の政策評価にＰＤＣＡの分析が使われたことはよくわかりますし、これは社会活動の分析によく使われますが、やはり定性型の分析の色合いが強いというのは否めないと思います。フレームワーク的側面がいささか強かったんだろうと思いますけれども、やはり実際の数値を使って経済運営も同じく数値をもとに考察したここに必要なのは、理論性と明確性が必要なのが定量分析です。事柄を、いろんな性質上抽象的なものも、いろんなことを含めて着目したイメージを導くのが定性分析、例えばＰＤＣＡもその一環かもしれません。この２つが補完し合わないといい分析にはならないということで答弁いただいておりますが、ここにおいて一番大事なことは何か。県の予算において自主財源比率をどういうふうに上げていくかということに着目すべきだということですね。今、県税比率は何％ですか、自主財源の中で。全国平均は何％ですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） 大変申しわけございません。

今県税比率、全国ちょっと持ち合わせていないものですから、自主財源比率でお答えさせていただきます。

平成30年度の普通会計決算によりますと、国平均の、都道府県平均の自主財源比率は46.8％、一方沖縄県のほうは33.6％というふうになっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 大浜一郎君。

○大浜　一郎君 自主財源を全部入れてしまうとそういうふうになっちゃうんですよ。

だから、地方税として本当に県の方々が稼いできて払ってきた。そこは何％かと聞いているんですよ。そこが曖昧だからいつもおかしくなるんですよ。全国平均、これは2017年度で30.8％ですよね。これ2017年度ですか、沖縄県は18.9％ぐらいですよ。これをまず30％にもっていこうというぐらいのことを考えていくのが、このＥＢＰＭの向かう方向性なんですよ。ぜひその辺のところをしっかり分析していただかないと困ると思う。そして支出項目の中で沖縄県は公債比率が低いですよね。なぜ低いんですか。全国平均と沖縄の平均、ちょっと教えてください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時41分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） 大変失礼いたしました。

実質公債比率、平成30年度の決算でございますけれども、8.4％で全国で５番目、全国平均は11.7％というふうになっています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 大浜一郎君。

○大浜　一郎君 これは高率補助が結構沖縄には作用しているんですよ。これを含めて次の計画なんですからね。いろんなこと全てパッケージになって分厚い政策を、次の10年にどう使っていくかというのが大事な政策なんですから、こういうものがこういう数字に出てくるんですよ。ぜひ、そういうのを見きわめて、計画の内容、そして目指す方向、そういったものをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○大浜　一郎君 県議会で余り話題になることがなかったんですけれども、沖縄公庫の問題、これは非常に総じて物すごい大事な政策金融機関であるということをやはり文言として、また、言葉としてしっかり伝えていっていただきたいなというふうに思っています。これがなくなると離島地域は大変なことになります。ぜひそれを肝に銘じていただきたいというふうに思います。

それと、県警の国境警備隊の件でございますけれども、山川議員がいろいろお聞きになったのでそこは省きますが、これはやはり尖閣諸島への上陸を想定していると、私はイメージしています。これ、八重山への部隊の常駐というのも視野に入れるべきじゃないですか。そういったことも考えたらどうですか。何か庁舎も狭いといいますし、ぜひ八重山のほうに駐在されてもいいかなと思いますけれども、また訓練の際にも必要でしょう。石垣には相当な海保の装備がありますから、ぜひ八重山への常駐も考えたらどうですか。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） 新しく設置することを予定しております国境離島警備隊でございますけれど

も、沖縄本島に常駐するということを想定してございまして、一方で緊急時には先ほども申し上げたところでございますが、来年度中に配備されることを予定している大型のヘリコプターを活用しながら対応していくということを想定しているところでございます。

○議長（新里米吉君） 大浜一郎君。

○大浜　一郎君 ありがとうございました。

緊急搬送用のヘリポートの設置についてですけれども、これは同郷の次呂久議員も取り上げておりましたが、この完了時期を調整するというのは一体どういうことですか。計画を立てたら――これは命の問題ですから、ある程度見通しを立てて設置完了をここくらいまでにやろうというのを考えるのが普通じゃないですか。知事、これは離島の人たちの命がかかっていることなんですよ。ぜひ､これはリーダーシップをとって、いついつまでにやるというようにはっきり言ったらどうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） まず、恒久的な代替ヘリポートにつきましては、法的、技術的な検討も必要ということで、次年度予算措置をして検討することにしております。２月10日に要請のありました暫定ヘリポートにつきましては、その前に海保のほうから提案もございました｡ただその提案内容につきましては、例えば候補として挙げられたところが国有地である、そしてヘリポートとして使うためには平らで７トンの過重に耐えられ、舗装等を行う必要がございます。その辺、国有地、国税・財務省との調整、測量などの問題もあります。その辺を今並行して調整をしているところで、なるべく早くそういった形で条件を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 大浜一郎君。

○大浜　一郎君 国との調整ならさっさとできますよ。大事な暫定ヘリポートなんですから。しかもこれは昼のみの運用を考えているということで、夜の運用は空港におりる。いいですか。空港アクセス道路は今もおくれているんですよ。夜になると遠回りする国道を通らなきゃいけない。もしくは真っ暗な農道を通っていかないと病院にたどり着けない。こういう状況をいつまで続けるかということですよ。その辺のところの現状をわかって今のようなそういう答弁するんですか。もう少し歯切れよく自覚を持ってきちっと早目にやるということを答弁したらどうですか。

○議長（新里米吉君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

12月からこの新石垣空港での活用ができなくなったということで、向こうのほうに移動せざるを得なくなったということで、大変、八重山郡民の方々には御心配をかけていることは本当に心苦しく思っております。先般、要請いただきましたので、私、その際にお答えいたしましたが､スピード感を持って対応すると。公室長のほうから地盤等それからいろいろまた国との調整というのがありますが、本会議終わりましたら、早速国等のほうにも出かけまして、そういった面についてもいろいろ意見交換をして、急いで対応できるようにそういった周辺整備もやってまいりたいと思っております。

それから、夜間照明の件につきましては、今、波照間空港の例で土建部長が答えておりましたけれども、どういった形で夜間の運用ができるのか、例えば工事用の大きな照明等が活用できるのかそういったものも含めてこれらのものもあわせて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 大浜一郎君。

○大浜　一郎君 それでは前向きな取り組みを、一日でも早い取り組みをお願いしたいと思います。

少し休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○大浜　一郎君 地域未来投資促進法を活用したゴルフ場を含むリゾート建設でございますけれども、商工労働部の皆さんには本当に御苦労をかけているというふうに思います。

しかしながら、これは地域の稼ぐ力を誘発する施設でありますし、地域住民の健康増進、レクリエーションにも大きく寄与する施設であります。観光のレベルを上げるためにも必要だというふうに思いますが、ちょっと環境部に聞きます。

環境アセスについて、この当該事業にかかわる環境アセスについて、進捗状況どうですか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） 石垣市のゴルフ場の建設につきましては、環境影響評価手続の中の２段階目、方法書について平成31年４月に知事意見を提出しております。事業者はこの後約１年間の環境影響調査を実施した後、準備書及び評価書の手続を行うことになっておりまして、その手続におおむね約23カ月間ぐらいかかります。ですので、その評価書手続が終了する時期については令和３年春以降――もちろん事業

者の進捗ぐあいにも影響ありますが――というような手続の流れになっています。

環境部としましては、事業者から相談等ありましたら、適切に指導助言を行いまして、環境評価手続が滞りなく行われるように努めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 大浜一郎君。

○大浜　一郎君 ちょっと農林水産部のほうにもお聞きしますけれども、現時点で農地転用上の問題はまだこれからだというように思いますが、これから何か問題になるというのはどういう点が問題になるんですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） お答えします。

まず地域未来投資促進法におきます石垣市の基本計画案に対しましては、所管部局からの意見照会がございまして、現在、意見を提出して対応しております。今後も農地法それから関係法令に基づきまして、あと地域未来投資促進法のガイドラインに基づいて事前調整を行って適切に対応していきたいと考えております。

それから、具体的なということでありましたけれども、現在具体的な提出といいますか、相談はまだ現時点で地元からはございませんので、特にそれを確認しないと、具体的にどんな課題があるかというのはまだわからないということでございます。

○議長（新里米吉君） 大浜一郎君。

○大浜　一郎君 結びに、私の所感を言って終わりたいと思います。

１年５カ月この方、この県議会に参加させていただきましたが、これからの10年をどうしていくかということを本当に真剣に議論をさせていただいたと思います。特に私が感じたことは、知事、ぜひ自分の言葉と自分の思いを自分の口で堂々と語ってほしいと思う。余りにも後ろを向き過ぎる。目を見て、本当に自分の言葉で、誠意を持って、自分の言葉でしゃべってください。そうしないと説得力というのがないですよ。ぜひ、我が県の長なんですから。しっかりその辺のところを肝に銘じてこれからも頑張ってください。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後１時16分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

花城大輔君。

○花城　大輔君 沖縄・自民党、花城大輔です。

きょうもよろしくお願いします。

まず第１に、海洋資源開発についてであります。

私は議員になる前に青年団体の中で、沖縄はこれから何で食っていくのか。そして、沖縄の子供たちは何に向かって努力をしていけばいいのか。そんな議論をしているときに、この海洋資源、特に海底資源の存在に出会いました。私たちの世代が若いころは、我が国は資源がない国だからということが通説でありましたけれども、今我が国は世界第６位の広い面積の海を有していて、そしてその３分の１が沖縄を中心にしております。その海に多くの資源が存在していることがわかってきました。今すぐにお金になることではありませんけれども、沖縄の人間が沖縄の会社で、この資源を活用して産業化することができれば平均所得も上がり、日本の中で唯一の沖縄がつくれるのではないか、そのような思いで今まで議論をしてまいりました。

そんな中、昨年、富川副知事が新沖縄発展戦略に盛り込んでいただいたと。私は非常に大きな一歩だというふうに感じております。

この海洋資源開発について、新沖縄発展戦略に盛り込んだ経緯と目的について伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 花城大輔議員の御質問にお答えいたします。

海洋資源開発についての中の、新沖縄発展戦略に盛り込んだ目的等についてお答えいたします。

新たな振興計画の策定に向けて、中長期的な観点から、プライオリティーの高い事項を抽出して、同計画につなげていくために、平成30年９月に新沖縄発展戦略を策定しました。現在この継続版を調整中でございます。沖縄近海には国内有数の海底熱水鉱床が発見されており、その産業化に向けた取り組みが期待されていることから、新沖縄発展戦略において、重要な施策事項の一つとして、海洋資源の開発拠点形成も含めた海洋資源の展開を現在、さらなる調査検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 今、副知事から開発拠点形成についての発言までありましたけれども、まだまだ時間が

かかることであろうとは思います。

ただ、今すぐできることとしては、県民に対する啓発と、人材育成だと思っています。どちらも夢とロマンのあるものが望ましいと思っていますけれども、今現在、国と歩調を合わせて進めているもの、そして沖縄県独自で進めているものがあると思いますけど、それぞれどのようなものがありますでしょうか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

海底資源開発につきましては、国が平成24年から洋上のボーリング調査を実施し、資源量の把握、それから生産技術の開発に向けたデータ取得などを行っています。県では、海底資源に関する周知広報等に加え、国の調査船が寄港する際の接岸場所の提供を行う等、調査に協力しているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 今言葉は少なかったですけど、もっといろいろとやっているのも知っております。先日も、パネル展などにも参加してきましたけれども、これから２つほど提案をしたいというふうに思います。

昨年、那覇港に白嶺という――これは海洋資源探査船――これが寄港した際に、自民党の県議団が乗船して視察をしたりいろいろと説明を受けたりとかしました。そのときに台湾に行っているメンバーもいたので、全員というわけにはいきませんでしたけれども、そのような機会をふやすために港の使用をもう少しやわらかくしていただければというふうに思っています。例えば、議員だけではなくて学生とか、この事業に興味を持つ企業とか、その他いろいろな分野の方を招いてこの海洋資源、海底資源に興味を持っていただくと。こういうことを引き続き行っていけば、いざ事業に向かって進んでいこうとするときにサポーター的な役割を果たしてくれるんではないかという期待が持てるというふうに思います。

また次に、離島振興という観点ですけれども、今海底資源については離島振興という見方はないかもしれませんけれども、例えば今、伊是名沖にはＨａｋｕｒｅｉサイトという熱帯温水鉱床があります。久米島沖にはごんどうサイトという熱帯温水鉱床のサイトがあるわけで、これから議論が進んでいく中で、この採掘する場所に一番近い離島が開発拠点としてふさわしいんではないかというような議論が起こったときに、離島振興ということからも非常に興味が出てくる問題だというふうに思っていますので、この２つの提案についてぜひ御検討いただければというふうに思います。

また先日、県主催のフォーラムに参加してきました。先ほども申し上げましたけれども、今後、鉱業権取得のための課題というものも話し合われていました。要は、沖縄近海にある資源だからと言って沖縄のものではないという論点を、沖縄だからできるんだというところに結論づけていく。全国に沖縄でやることを納得させていくための下準備が必要であるというふうに話をされておりました。特に教育や研究、人が集まるような機関を設置すると、なぜ沖縄なのかという議論がやりやすいというふうなこともありましたんで、ぜひこれも検討していただきたいというふうに思います。

今後、海の利活用についてのマスタープランや地域の特色を生かした計画、海洋基本計画みたいなものも必要だというふうにありました。ぜひ国とも歩調を合わせて進めていただきたい。とても期待をしております。

最後、知事、一言いただけますでしょうか。

○議長（新里米吉君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 花城県議御指摘のとおり、海洋資源の再開発も含めた海洋政策というのは島嶼県沖縄においては非常に大きな意味を持つというふうに理解しております。

御承知のように海洋基本法の中には、実は離島の保全という項目も入っておりまして、そういう視点からも従前から沖縄振興審議会の議論でも海洋研究所をつくったらどうかという話もありましたし、それも含めて海洋政策の展開における沖縄の可能性というのは多大なるものがあると思いますので、今後、次の振興計画に盛り込むことも含めてさらに追求していきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 ありがとうございました。

まるで与党になった気分であります。

続いてちょっと順番を変えて、３番のＩＳＣＯから入っていきたいというふうに思います。

前回の一般質問の中で、もうＩＳＣＯについてはやりませんのでよろしくお願いしますと言ったんですけど、先日、ＩＳＣＯを訪ねて議事録をもらってきました。この９月18日に行われた理事会と11月26日に行われた評議会についての議事録です。これ読んで、いろいろと気づいた点ありましたけれども、部長、副知事はこれ確認していますか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） 理事会及び評議委員会の議事録を確認しているかという質問だと思いますが、確認しております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 これを読んで私、前回と前々回の質問を振り返っていろいろと読み直してみましたけれども、部長、この議事録読んで何かお感じになられたことはありますか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） 評議委員会の議事録を読んでみますと、評議員おのおのいろんな意見があったということを感じております。そういう中においても、組織の正常化をするために苦渋の決断でそういう解職に踏み切ったというようなことが記載されているというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 私は一旦真ん中に立って、この議事録何度か読み返してみましたけれども、非常にびっくりする点が幾つかありましたんで、これ与党の皆さんにも理解していただきたいので、読み上げたいと思います。これはある評議員の意見です。

中島さんの獅子奮迅の活躍で、ＩＳＣＯは設立され、現在に至っていると言っても過言ではない。中島さんは仲井眞知事の時代にＩＴ津梁パークの座長だった。なぜかというと中島さんは長い間、全国ソフトウェア協同連合会の会長をしていた。日本全国のソフトウエアの社長さんで中島さんを知らない人はいない。その後にも中島氏の沖縄に対する貢献を語られていたようですけれども、その後に解職の理由について説明を受けた後に、このような理由で解職など考えられない。我々に相談していれば簡単に解決できたはずだと述べております。そして、こうも述べているんですね。中島氏の今までのＩＴ分野への貢献、沖縄への愛情、ＩＴの人脈に敬意を払い、これまでの対応についておわびすべきだ。これは盛田理事長と中島氏の人間関係が壊れた結果、この解職に至ったということを裏づけるコメントであると思っております。しかもおわびすべきだとまで踏み込んで発言しているんですね。そのほかの評議員もこのような発言をしています。もう一度、よく話し合ってほしい。また、わだかまりを100％捨てるのは難しいかもしれないが、ぜひ盛田さんと２人の関係をよい方向に改善していってほしい。または、相手のよさを認めてとか、お互い歩み寄ってとか、機会をつくり、中島氏と盛田さんで努力をしてほしい。

要はほとんどの出席している評議員の皆さんが、中島氏と盛田氏の人間関係がこの事態を招いたというふうに――肯定しているような発言であるというふうに思うんです。しかも先ほども申し上げましたけれども、おわびすべきというところまで踏み込んでいるんですね。

そこで確認をしますけれども、前回の一般質問ではこの解職に至った理由については、ＩＳＣＯの問題、組織の問題として県は全く関与していないという発言でした。改めて確認させてください。それでよろしいですか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） そのように考えております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 それでは引き続き、この議事録の内容に触れさせていただきます。

それでも評議員の皆様は、この事態を収束させるために多くの要望を出しています。何よりもＩＳＣＯの設立の趣旨に立って、この組織を、そして沖縄をよくしたいと願っているからだと思います。その要望を受けた盛田氏からは、今後の方針について、いただいた御提案について、できるかできないかも含めて、おおむね２週間後に示せる形でＩＳＣＯとして事務局はやりたいと思いますと答えています。この評議員会からおおむね２週間後と言えば12月の中旬に当たると思うのですが、きょう現在、この評議員の皆様の御要望に対しての回答はありましたでしょうか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

評議員から、前理事長との和解案、これがあったことは承知しております。ＩＳＣＯでは評議員会のその審議内容を受けて、ＩＳＣＯとしての対応方針を12月10日に全ての評議員へメールにて提示したというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 それでは今現在、この評議員の皆様が納得された後にＩＳＣＯの運営が進んでいるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） 県のほうとしては、そのように考えております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 実際、関係者からはそのような感想はないというふうに聞いていますよ。全国的にも有名な人材を理事長として招き入れて、そして私怨とも似たやり方で解職をさせた。しかもその後、収束させるために要望を出したにもかかわらず取り扱われずに、その間に新しい理事長の人選が進んで、組織的な手続も踏まないままにマスコミに報道されたんです。この組織、どうなっているんですか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

まずＩＳＣＯの理事長ですけれども、これは理事会で承認されたＩＳＣＯの中長期的な方針、これは経営戦略と言っておりますけれども、それにおいて公募により採用するというふうになっております。新理事長の公募は、11月26日の理事会及び評議員会において議題として提案されまして議決されており、私どものほうとしましては、適正な手続の上、公募がなされたものというふうに考えております。

○花城　大輔君 休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時31分休憩

午後１時31分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

花城大輔君。

○花城　大輔君 選考委員会では決められましたけれども、理事会など評議員会などの手続を経ずにマスコミ報道されましたよねと。この組織、どうなっているんですかって聞いているんです。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） この新しい理事長が内定したというような報道については、我々も承知しています。ただ、新たな理事長は３月の評議員会及び理事会の審議を経て決定する予定となっておりましたので、このたびのＩＳＣＯにおいては、その新理事長候補を公表はしておりません。ですので新聞報道の出所についても不明としております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 わかりました。では、質問変えます。

またこの議事録の中の、理事会における議論と表題がついた文章の中に、こうあるんですね。理事長、専務理事や常務理事等の職務に関する規定がない中で判断することは難しい。これ何を指しているかというと、理事長や専務理事、常務理事の職務に関する規定がない中で、中島氏を解職するということが難しかったというふうに言っているんです。もしそうであれば、規定にないものを解職まで追い込んだこのやり方は無効ではないですか。私はそう思うんですけど、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びＩＳＣＯの定款においては、理事長等の選定及び解職は理事会の権限と規定しておりまして、理事会の決議は定款に基づき有効に決議されていると考えております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 これですね、今の部長の答弁を聞くと、ＩＳＣＯというところは出席した理事の過半数があれば、その出席した理事のさじかげん一つで誰でも解職させることができるということなんです。それに対して評議員は、これおかしいでしょうということを再三言っているわけですよ。それ改めてどうですか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

評議員会の議事録を確認しますと、前理事長の解職に係る理事会の議論としまして、理事長、専務理事や常務理事等の職務に関する規定がない中で判断することは難しいとしておりますけれども、ＩＳＣＯの設立目的に沿って正常に活動していくためにはやむを得ないという判断のもと、解職動議が可決されたものと記載されております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 このままでは、せっかく期待してＩＳＣＯに参画してきた人材や組織が離れていってもおかしくないと思いますよ。評議員からは、このまま置いておくとＩＳＣＯに何かあったときに助けてくれるってそういうふうにならないですよと、全国から見たＩＳＣＯを心配しています。この状態からどのようにＩＳＣＯを正常化するのかどうか、私はそれが聞きたくてたまらないです。今後どうするんですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時35分休憩

午後１時35分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

評議員会においては、いろいろその和解案というものも示されております。それに対してＩＳＣＯ事務局のほうにおいて、理事長異動に伴う追加対応方針ということをお示しして、前理事長と面談を求めているところでございます。この面談については、今現在、実現しておりませんけれども、そのＩＴ業界において活躍されてきたという方でもございますので、粘り強くそういった面談を求めて理解を得ていくものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 私は今回３回に及ぶ質問の中で、今回の中島氏の解職はやはりおかしいというふうに結論づけました。こういう組織であってはいけない。しかしながら、評議員会の皆様の発言にもあるように、こ

の組織を大事にして沖縄のために頑張りたいという人たちも多くおられるわけであります。しっかりと正常化を図っていくように応援したいなというふうに思っております。

それと、知事にお尋ねします。

このＩＳＣＯに知事みずからコンサルタントを紹介したという話がありますけど、これについては事実でしょうか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） そのようなことは伺っておりません。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私も今思いめぐらせておりましたけれども、そのような記憶はありません。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 ありがとうございました。

では、次の質問に移ります。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時37分休憩

午後１時37分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○花城　大輔君 それでは次に、知事の政治姿勢についてのＭＩＣＥのほうに入りたいというふうに思います。

これ昨日、座波議員からもありましたけれども、これ和解なんですよね。和解というからには、もめたわけですよ。何をもめたんですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時38分休憩

午後１時38分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えいたします。

これまで県と落札者が、協議をする過程におきまして事業継続の可否、それから帰責事由の有無、それから落札者が同事業のために負担した費用の取り扱いが問題となったところでございます。そのためこれまでそれぞれ協議を重ねていたというところでございます。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 ですから、和解というからにはもめたんでしょうと言っているんですね。加えて損害賠償というのをさっき調べてみたら、違法な行為により損害を受けたものに対する埋め合わせであると書かれておりました。どのような違法な行為があって、埋め合わせをせざるを得ない状態になったんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

これまで代表質問あるいは昨日までの一般質問でお答えをしておりましたように、県としましては、この沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業が、沖縄振興特別推進交付金の交付決定により、契約の効力が発生する旨の条件を付して一般競争入札の公告をし落札者を決定していること、また交付決定に向け努力を尽くしてきたことから落札決定が無効となったことについては県の責めに帰すべき事由がないと考えており、落札者の同意も得られているものでございます。しかしながら、落札決定が無効になったことにつきまして、先ほど言いましたように協議する中で、落札者が大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業のために負担した費用が落札者の損失となることは認識をしておりまして、県としましては、落札者との協議や弁護士の助言を踏まえ、落札決定の確認によって発生する落札者の一連の損失のうち、一般競争入札への応募費用に当たる部分は落札者の負担とし、落札決定後の準備費用に当たる部分は県が補塡することによって落札者の一方に偏った負担をつり合いのとれた状態に是正することが、信義則や衡平の観点に基づき適切であると判断したところでございます。

民法――これは和解でございますので、民法第695条による和解でございますが、当事者間の合意に基づく紛争解決の手段でございます。裁判所が間に入らないため、和解金ということで説明申し上げているわけですが、法的な性質が、損失補償であるのか、損害賠償であるのか必ずしも明らかではないというふうに考えております。

しかしながら、県に落札者の準備費用を負担する義務が生じ得る法律的な根拠を確認したところ、県が落札者に支払う和解金の法的性質が損害賠償と解釈し得ることから、今回地方自治法第96条第１項の規定に基づきまして、法律上の義務に属する損害賠償の額を定めるということに当たるものとして、議会に諮って、その議決を求めるものが適切であろうと判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 昨日までお答えしているとおりというふうに冒頭ありましたけれど、それじゃ意味がわからないから質問したんですよ。誰が納得するんですか、

この説明で。誰も納得できないですよ。でも自民党は納得しなくても、与党が賛成してくれるから通るという考えですか、これは。我々非常に軽く扱われているような感じがして腹が立ちますね。例えば、落札業者はこのような支出がありました。その部分について、相談してどうのこうのどうのこうのといきさつをちゃんと説明してくれれば、ここまで誰も質問時間使いませんよ。それをもうどっちも悪くありませんでした、でも9000万払います。何の話ですか。こんなのが世の中通ると思っているんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） これまで代表質問、昨日までの一般質問通じまして私のほうからはこれまでの経緯、それからこれに至った経緯も含めまして説明をしたところでございます。またあわせまして、今回の金額がいわゆる信義則や衡平の観点に基づき、そういったことを行うということも説明をしてきたところでございまして、また議会前にも各会派の皆様に一応説明申し上げて、私どもとしては、私どもの考えをしっかり説明してきているという認識でございます。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 議会前も、9000万円の根拠聞かれて何も答えられないで帰ったんじゃないですか。忘れたんですか。

知事、知事にお尋ねしますけれども、知事は代表質問初日に今回も真摯に答弁をさせていただきますというふうにありました。

今、部長の答弁がありましたけれども、玉城県政の答弁です。これでいいんですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 文化観光スポーツ部長の答弁は、これまでの大型ＭＩＣＥ誘致の一連の手続に係るものを、丁寧に御説明を申し上げているものと思います。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 知事の丁寧とか真摯なとかという言葉の意味が、今初めてわかりました。何も期待しません。

ちょっと質問の内容を変えます。

落札時に、準備運営費ということで23億6000万円という数字が計上されておりました。これ準備費が幾らで、運営費が幾らで――その内訳ですね。そしてそれぞれ準備費と運営費がどういう性質を持つ費用であるか説明お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時45分休憩

午後１時50分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

平成28年11月に行いました一般競争入札の公告におきまして、開業準備業務につきまして、５億1991万5000円、それから運営維持管理業務としまして、18億4209万1000円として示しているものでございます。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 では、この開業準備費に５億1000万円、落札業者が費やしたと。それにまつわる和解金だというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

今回の和解金の積算でございますが、いわゆる落札業者が落札決定後に行いました事業の実施体制の構築、それから契約に向けた打ち合わせ、それから提案内容の詳細に関する経緯の説明など、契約締結後の速やかな事業遂行のために実施をいたしました契約締結前の準備行為を対象としているものでございます。

○花城　大輔君 なので、５億1000万ですかというふうに聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 御指摘の５億余りの中ではございません。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 この9000万の根拠に当たるこの企業が使った費用というのを、きのうや代表質問のときもなぜ絶対明かさないんですか。そこに何か知られたくない理由でもあるんですか。これ説明しないと9000万の支出、どうやって我々賛成するんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

代表質問以降、これまでの経緯それから責任、あるいは和解に至った理由とかいうことを丁寧に説明を申し上げてきたところでございます。

和解金につきましては、先ほど言いましたように9152万361円でございまして、落札者が落札決定後に行った契約締結前の準備行為を対象としているところでございます。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君　確実に説明拒否ですね。こんなの絶対通しませんよ。

あとこのＭＩＣＥに関してはこれまでもいろいろと県民からの疑義が解決できていないものも多いです。まずは最終候補地の５カ所はどこだったのか。現在の候補地はどういった根拠で決まったのか。内閣府が交付決定しなかった理由は何だったのか。あらゆる疑問が残ったまま土地を買って、予算もないのに落札をさせて、ここに来て和解金を9000万払う。何をやってるんですか。今、万国津梁会議に一連の流れで住民監査請求が出ていますよ。これ、新たに住民監査請求が起こったら宛名は誰になるんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

住民監査請求が起こったらというお話でございましたけれども、県への住民監査請求でございますので、知事になることが想定されると思われます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　訴訟だらけですね、玉城県政。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時54分休憩

午後１時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○花城　大輔君　今回のこの議案が通れば、物すごく他の事業にも影響が出ることが予想されますね。あしき前例ですよ。しかも県政、沖縄県民から信頼を失いますよ。そして沖縄県議会は、チェック機能も持たない烏合の衆かというふうに県民からお叱りを受けることになると思います。これ覚悟して進めてくださいよ。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時55分休憩

午後１時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○花城　大輔君　では次に、知事の政治姿勢の中の、普天間飛行場代替施設建設事業について伺います。

当初の予算を大きく上回る9300億円、工期12年と発表されました。12年非常に長いと思いますけれども（発言する者あり）　今から説明します。その12年、いつから数えて12年なんですか、知事。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時55分休憩

午後１時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

昨年12月に発表されました工期及び経費については、変更申請後着手されてから約12年というふうにされているものと考えております。

○花城　大輔君　いつから12年かかるんですかって聞いたんです。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　要するに、この変更に基づく着手後12年というふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この12年は、先ほど余計な声がありましたけれども、埋立工事と飛行場施設の工事で９年３カ月、機材や施設調整、飛行場の手続等で約３年ということで12年ということになります。工事が始まってでき上がるまでに約12年ということでありますけれども、その場合、普天間飛行場の危険性の除去は何年になりますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　私どもは普天間飛行場の危険性の除去については、以前５年以内の運用停止を求めてきたものです。その５年の期限を過ぎたことから速やかな運用停止、危険性の除去を求めているものであります。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　既に計画から20年以上たって、５年間の運用停止もできなくて、新たに12年ということで非常に長いように感じておりますけれども、政府は工事が始まれば普天間飛行場の危険性の除去のための緊急給油機の完全移設やオスプレイの県外移設を考えているというふうに発表はされております。なので工事が終わるのは12年かかるんだろうけれども、この普天間の危険性が除去されるのはそれよりも短くなる可能性がかなり出てくるということなんですね。

今、玉城県政が絶対基地はつくらせないというふうに政策を出しておられますけれども、この玉城県政の絶対つくらせないの政策の中で、普天間の危険性の除去は何年でやるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　私ども普天間飛行場の負担軽減推進会議あるいは同作業部会などにおきまして、オスプレイ12機程度の県外配備、そして所属機の長期ローテーション配備など具体的な取り組みを求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　具体的な取り組みというふうに、言

葉自体は具体的というふうによく出てきますけれども、具体的になっていることは一度もないというふうに私、理解してますよ。例えば政府が12年という数字を出したのであれば、それより早くできる方法を示すべきですよ、この政策を貫くのであれば。しかも知事が承認をしなければ、時計の針は動かないわけですね。仮に12年後に何も進んでいなかった場合、知事の基地政策に対するやり方は大失敗だったということになります。具体的に日付入れないと、これもう誰も納得しないですよ、知事。いつまでにどのような手法でやるかということを明言してください。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、そして閉鎖・返還に向けて私は対話による解決を求めたいということを政府に申し入れております。ですからその姿勢をこれからもしっかりと貫いていきます。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 私が言っているのは、12年という数字がもう世の中に出ました。これは私は長いと思っている。なのでこれより早いやり方を考えないといけないというふうに思うんですよ。あと12年間、宜野湾市民をあの状態にしておくのか。もしそうではいけないというんであれば、しっかりとお示しをすべきだと言っているわけです。なのでそれを明言してくださいと言っているんですけれども、対話による解決を続けていますと言いながら、12年たったらどうするんですかというふうに今言っているんですよ。知事、もう一回答弁いただけないですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私が申し上げているのは、その花城議員がおっしゃる期日を示すということについて、具体的に我々が何らかの対案を持って臨む、あるいは期日を示すというよりも、まずは対話によってその窓口をあけていただきたいということを政府に求めています。この間、ＳＡＣＯ合意以降の検証についても、日・米、そして沖縄を加えてその協議の場もつくっていただきたいということを真摯に求めているわけですから、そのことについて一日も早く実現をしていただきたい。工事を直ちに中止をして、その協議の場を設けていただきたいということを重ねてお願いを申し上げています。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 これたしか昨年の９月定例会だったと思うんですけれども、知事がマスコミの前で、ボールは今政府が持っているというふうに話したことに対して、私は今ボールは多分政府と沖縄県の間に落ちているんだろうというふうに話しました。そのボールを政府が拾わないまま工事が進められるわけで、政府はそれを拾う必要が今ないわけですよ。なので本当に解決をしたいんであれば、そのボールを拾って、相手にしっかりと投げ返すべきじゃないですかということをその質問の中で話をしたんです。でも、昨年から知事の行動は何ら変化がない、具体的になっていないというふうに私は感じています。知事、どうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

普天間飛行場の危険性の除去は、喫緊の課題であるというふうに考えております。これまで負担軽減の会議あるいは作業部会などにおきまして、例えば長期ローテーション配備、現在行われております例えばオスプレイの県外への訓練移転――年間通せばまだこれは非常に少ない日数ですので、その辺を大幅にふやすようそういったところも求めているところです。そのような取り組みを実現していくことで危険性を少しずつ減らしていく必要があるものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 どんどんどんどん時間はたっていきます。工事も進んでいきます。この一瞬一瞬を惜しいと思って仕事をしないといけないというふうに私は思っております。

それでは次の質問に移ります。

サンゴの特別採捕許可についてですけれども、県は標準処理期間の45日を大幅に超えてまだ結論を出していないと。これ環境保全措置を妨害するというふうにもなり得るというふうに思っております。これいつまでこの状態を続けるのか。裁判が終わるまでというふうにありましたけれども、裁判２つありますね。この２つが終わるまでなのか、どちらか一つなのか、それともまた何か策を講じるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） お答えします。

サンゴの特別採捕許可申請につきましては、関与取消訴訟に係る裁判所の判断が、沖縄防衛局からの特別採捕許可申請の必要性に直接影響する極めて重要なものであり、当該訴訟における司法の最終判断が出るまでの間、処分は行わずその内容を確認して対応するということとしております。

○花城　大輔君 意味がわからないです。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　こんにちは。

会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

１、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、所信表明、知事提案説明要旨についてでありますが、２月の定例会の知事提案説明要旨というものは次年度の予算審議もあり、今年度の政策実現状況等も踏まえ、知事にとっても所信表明として大変重要であると私は認識をしております。

その中で、ア、県政運営に取り組む決意についての中で述べているマーケティング戦略推進課（仮称）の役割と琉球歴史文化の日（仮称）の意義について伺います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

マーケティング戦略推進課（仮称）の役割についてですけれども、本県経済は観光需要や設備投資の増加等により、堅調に推移しておりまして、拡大基調にございます。先行きは新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が懸念されますが、これまでの経済の恩恵を離島初め県内全域に浸透させ、企業のさらなる稼ぐ力を高め、県民所得の底上げにつなげていくことが重要であるというふうに考えております。このため、次年度設置することとしているマーケティング戦略推進課――仮称ですけれども――では農林水産、商工、観光分野がより緊密に連携し、市場商品販売戦略の構築と一貫支援を通して企業の収益力強化を推進する役割を担ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　その組織は商工労働部内に設置するんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

私のほうからは琉球歴史文化の日制定の意義についてお答えをいたします。

沖縄県では、先人たちが築き上げてきた伝統文化への理解を深め、ふるさとへの誇りや愛着など、ウチナー文化の根底をなすチムグクルを持つことが最も重要であると考えております。そのため、琉球歴史文化の日制定を通じまして各地域の伝統文化に対する県民の機運醸成を図りながら、ウチナー文化のさらなる普及、継承、発展及び発信に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　済みません、先走りました。

マーケティング戦略推進課の設置は商工労働部に置くという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　商工労働部に設置いたします。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　横断的な組織というのは大変重要だと思います。ややもすると縦割りでいろんな弊害が出てくるケースが多い中で、私は本当にこの組織が機能すればいいとは思いますけれども、いろんなハードルがあると思いますが、商工労働部長しっかり頑張ってほしいと思います。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時８分休憩

午後２時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　琉球歴史文化の日の件ですけれども、所管部署、課の名前までそれからこの件は平成31年度も明記されていました。ことしで２年目になると思いますが、先般知事が検討委員会、有識者メンバーで検討していると。この有識者メンバーが何名で、開催頻度、議事録等は公開されてるのか伺います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

まず所管は文化観光スポーツ部文化振興課でございます。先日、知事のほうから代表質問で、委員会を設けて幾つかの候補日案が出てきているということを申し上げました。検討委員会の構成メンバーは７名でございまして、行政、学識経験者及び文化関係団体の分野で構成をされております。議事録等については特に公開はしておりません。

以上でございます。

○西銘　啓史郎君　答弁漏れ。休憩して。

開催頻度、去年から平成31年度も明記されたと思うんで、どれだけの頻度で開催されたか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

７回開催いたしました。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　この後の動きですけれども、その６つぐらいの中から知事が決めて、これは議会に承認を諮る予定でしょうか、お答えください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　今、複数の候補日案が選定された状態でございまして、県としましてはこれらの案の中から選定した候補日を今、３月末を目途に公表することを検討しております。また、どういう形にするかというところを含めまして、宣言であるとか条例であるとかいろんな方法があると思います。そういったところを今検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　委員会で一度も議論してない記憶があるんですけど、委員会に何かありましたか。経済労働委員会でこの件は何か議論しましたか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

この１年、私が部長になって１年でございますが、御質問があったかもしれませんが、議論ということではなかったというふうに記憶しております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　具体的な趣旨もまだよくわからないんで、条例として執行部から上がってくるのかもわかりませんけれども、しっかり議論をした中でこの意義も含めて確認していきたいと思います。

次に、イに行きます。

令和２年度の県政運営の重点テーマ６項目について伺います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　県では変化する社会経済情勢や県民ニーズを捉え、これらに的確に対応する必要があることから、県の施策全般の基本的かつ重要なコンセプトを重点テーマとして設定しております。令和２年度の重点テーマとして、１、新時代沖縄の挑戦、２、沖縄らしい優しい社会へ、３、人口減少の克服と魅力ある地域社会の形成へ、４、県民一人一人に豊かな人生を、５、県民の生命と暮らし、美ら島の自然と文化を守る、６、平和の発信・継承と世界に広がるウチナーネットワークの形成、この６項目を挙げております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事の所信表明、全部何度も読み返しました。それから県が提供している予算の概要、知事のテーマに沿った３つの視点をいろいろ見ましたけれども、この重点テーマとこの重要施策がなかなか私は結びつけられないんですよ。この辺は企画部としてどのように考えて――特にまた６項目め、去年まで５項目だったのが１項目追加になってます。この辺の考えも補足説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時13分休憩

午後２時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　まず１項目ふえている点ですけれども、平和の発信・継承と世界に広がるウチナーネットワークの形成というところです。これについて令和２年度は戦後75年の節目を迎えるということ、それから世界のウチナーンチュ大会を翌年度に控える、そこでより一層の取り組みの推進を図る必要があるということで、この項目を追加したところです。

それから知事提案と重点テーマの関連についてという御質問ですけれども、新時代沖縄の挑戦、これが新時代沖縄の到来､経済分野に係ると考えておりまして、平和の発信・継承と世界に広がるウチナーネットワークの形成が、誇りある豊かさ、平和分野。残る４つ、沖縄らしい優しい社会、人口減少、魅力ある地域社会、県民一人一人に豊かな人生、県民の暮らし、美ら島の自然と文化を守る、これが沖縄らしい優しい社会の構築､生活分野に関連するというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　では、次に行きます。

ウ、政策実現型組織の編成とは具体的にどうするのか伺います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

令和２年度の組織編成に当たっては、当然のことながら事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものになるようにということで組織体制を見直すよう行っているところでございます。あわせて、知事の提案説明でもございますけど、新たな行政課題ですとか、多様化する行政需要に的確に対応できるよう必要な組織を編成をしているところでございます。主なものを申し上げますと、首里城の復興に関する取り組みと知事が特に命ずる事項を効果的に実施するため、知事公室内に特命推進課（仮称）を設置することですとか、先ほど商工労働部長からございましたように、マーケティング戦略推進課（仮称）を設置するといったふうな組織の編成を行っているところでございます。

県としましては、引き続き限りある行政資源ではございますが、多様な行政需要に対応するため政策実現型の組織の編成に取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 ありがとうございます。

私は知事の所信表明については、常にこだわりたいんですけれども、ほかの那覇港管理組合でも申し上げました。知事が１年目で来たときに、２年前と全く同じ文章を読み上げた。これ、事務方が作成したのかもしれませんけれども、所信表明というのは知事の思いを込める大事な表明だと思います。

その中で一つ提言といいますか、特に先ほどの沖縄を取り巻く経済の状況の中で商工労働部長も言ってましたが、緩やかに拡大することが見込まれています。この段階ではそうだったかもしれません。しかし今もう明らかにいろんな経済、いろんなイベントの自粛であったり、もう１週間前と今週ではいろんな環境が違っていると思います。ですから、環境を読み間違えると対策が危ぶまれます。ですので、ぜひ早目早目に環境への敏感、迅速な対応、それについては強く要請をしておきます。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時16分休憩

午後２時16分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○西銘　啓史郎君 ２番、危機管理体制の現状と課題認識について。

(1)、豚熱についてです。

これア、もう既に６例目が発症していますが、この段階では５例目でしたので、発症時の情報入手から記者会見までの時間的経緯について伺います。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） ５例目の豚熱発生に伴う経過についてお答えしたいと思います。

まず５例目につきましては、２月１日午後５時40分に農家から異常があるとの通報がありました。それを受け、午後７時に農場に立ち入りしまして、臨床検査及び材料を採取しております。同日午後９時に家畜保健衛生所にて豚の解剖を実施しまして、解剖した材料を家畜衛生試験場に運びまして、家畜衛生試験場で午後11時から抗体検査、遺伝子検査などの精密検査を開始しております。翌２日の午前９時30分に検査結果、陽性を確認しまして、同日午後０時農林水産省において、豚熱擬似患畜と診断をされました。それを受けまして午後１時に、農林水産省と同時に報道機関への発表を行っております。その後、午後２時から第５回沖縄県特定家畜伝染病防疫対策本部会議を開催しまして、会議終了後に、詳しい発生状況等を報道機関に説明を行ったところであります。

以上でございます。

○西銘　啓史郎君 休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時18分休憩

午後２時21分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 農水部の事務方に私お願いをしたんですけれども、経済労働委員会での資料それから我が会派に来てもらったときの資料で、この間６例目が発生したときの資料なんですが、全て時間が入ってないんですよ、何時何分と。これ非常に大事だと思うんですね。曜日も入ってませんし、時間も入ってない。いつなのかわからない。これ非常に僕は重要だと思っています。今後、こういった報告をする場合には時間それから前も委員会で言いましたけれども、自衛隊や建設業協会、いろんな方々にいろんな要請、お願いしたことも全て記載するようにしてもらえませんでしょうか。それは強く要請をしておきます。

では、一つ確認なんですけど、この擬似といいますか報告があった後の手続、正式な手順について説明してもらえますか。５例目と６例目の手順の流れが違うような気がして、この辺をちょっと教えてください。病性決定までの手順っていうんですか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） お答えします。

例えば農家からの通報、それから豚熱の最初の検査のきっかけといいますかそれはそれぞれ違ってきます。５例目は、農家から異常豚の通報があって、それで家畜衛生試験場が立ち入りをしています。６例目につきましては、この５例目が発生してから17日を過ぎますと制限区域で清浄性を確認することになっております。そういうことで確認調査をしている中で、血液の採取をして検査したところ陽性が出たということで、最初の疑わしい事案が発生した最初のスタートが少し違います。それぞれまた検査のタイミングだとかそれが異なってきますので、その事例事例によって異なってくるということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 詳細はまた委員会で確認したいと思います。

先ほどの５例目に戻りますけれども、２月２日に陽性の結果が出たのが９時半というように先ほどお聞き

しました。それから農水省へ12時で知事への報告が13時って聞いていますけれども、この結果が出て２時間半、農水省に届けるまでの間は何があったんでしょうか。それから知事への報告も13時というように先ほどありましたけど、それから会議が14時というふうに聞いてます。その辺のちょっと時間の空白があるのはなぜなのかお答えください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　検査結果が９時30分に出ました。その検査結果を農林水産省に――画像と検査結果の内容を農林水産省に送ります。まず患畜あるいは擬似患畜というのは沖縄、都道府県で決定することはできません。検査結果を農林水産省に送ってそこで専門家、小委員会の意見も聞いて判断することになっておりますので、その間には若干の時間は出てきます。それで午後０時に国のほうから擬似患畜と診断しましたという報告を受けています。

知事への報告という先ほど答弁ではなくて、これはいわゆる午後１時に農水省と同時に報道記者への発表をしているということですので、知事へは既に疑わしい事例がある時点でそういう報告はしております。そういうことです。いわゆる午後１時というのは公表をした時間でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　じゃ確認ですが、２月１日土曜日の段階で知事には疑わしいことが報告をされ、検査結果が出て14時に対策会議をしたという理解でいいですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　そういうことでございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時26分休憩

午後２時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ありがとうございます。

２月２日は、知事はその報告は事前に聞きながら知事公舎で待機してたという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　その日私は午前中は摩文仁で行われていたボランティア清掃に参加をし、午後は知事公舎で待機をするということでしたが、恐らくそのままボランティアの場所から県庁に真っすぐ戻ってまいりました。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ボランティアっていうのは公務ではなくて、明らかにプライベートの中の時間というふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　今、知事のほうから御報告ありました、ボランティア活動につきましては、摩文仁の周辺に過去に捨てられたごみが集積していて、遺骨収集の皆さんからぜひ県も一緒に協力してやってくれという要請を受けて毎年１回糸満市ボランティアの皆さん、自衛隊、各方面の皆さんから協力をいただいてやっている活動です。ただ、ボランティアという立場で参加しているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ボランティア活動も理解はしますけれども、知事、５例目が発症して農水部の担当や現地では大変な状況だったと思います。前日23時に――先ほどの報告聞くとですね。その間の午前中に知事が――決してボランティアをするなって私申し上げませんけれども、あの場にいるべきかどうか、ボランティア活動をするべきかどうかの判断があってもしかるべきじゃないかと。５例目で先ほど来ずっと出ています。６例目でうるま市や沖縄市の畜産の方々、育てている方々は涙を流しながら屠殺をする中で――知事のフェイスブックを私拝見しました。残念ですね。ああいう形でこれからボランティアに行きますということをフェイスブックに上げることはよくないことだと私は苦言を呈しておきたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時29分休憩

午後２時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　ワクチン接種については先ほどあったので質問イについては割愛したいと思います。

それからウですけれども、ＡＳＦ対策の今後の課題について伺います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

県では豚熱の発生に伴う国の疫学調査チームの報告を踏まえまして早期連絡体制を強化するほか、生産者、市町村、関係団体が一体となって、飼養衛生管理基準を確実に遵守する体制を強化してまいりたいと思います。

それから、防疫マニュアルについても再点検を行い

対策を強化していきたいと考えております。また、水際対策につきましては、国の動物検疫所と連携をさらに強化いたしまして空港、港におきます伝染性ウイルスの侵入防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。さらに獣医療保健衛生体制の整備につきましては、特定家畜伝染病の対応においても極めて重要なものと考えておりまして、引き続き関係機関と連携しまして、獣医師の確保についても取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 対策会議が開かれた後に我々自民党の一区支部で、自営の方々、獣医師の先生、それから関係機関の方々と意見交換をしました。そのときにワクチン接種も決まってはいるけれども、私どもがお話を聞いた中ではやはりスピード感が全くないっていうふうにおっしゃるんですね。先ほど来、我が会派の質問にもありますけれども、知事、恐らく決断をした後はもうスピーディーに物事を進めてほしいというふうに皆さん思ってると思うんです。ですから、もちろん決めるまでにいろんな議論をしたい、皆さんの声を聞きたい、いろんな方の声を聞きたいっていうのは理解しますけれども、決定したら即動く、いつまでにやるってことをスピーディーにやってほしいと思います。特にその後に私たち話したときには県としてもっと条例を制定して厳しくしてほしいであるとか、ペットで子豚を飼う人がペットで飼う豚の搬入も検疫もあんまり厳しくないであるとか、あとはマニュアルについても32年前の経験を生かして今後は絶対そういうのが起こらないようにするとか、獣医師の確保もありました。とにかく県に対する要望が強いことを私どもは聞いていますので、農水部長、大変だと思います。皆さん本当に職員初め、多くの方々が対策、対応に追われたことは心から敬意と感謝を表しますけれども、今後ぜひこの辺についてはスピード感を持ってお願いをしたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時32分休憩

午後２時32分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○西銘　啓史郎君 新型コロナウイルスについてです。

これもアについてはもういろいろ説明があったので割愛させていただいて、イ、県内の発症事例の現状と課題、防疫体制について伺います。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） お答えします。

現時点で県内では、新型コロナウイルス感染者が３名確認されております。なお、そのうちの１名は治癒したため、既に退院したところでございます。感染の拡大を抑えることが今後の課題であるというふうに考えておりまして、県としましては、今後の感染の動向に留意しつつ、国の方針及び感染症専門医など専門家の意見を踏まえながら、医療体制の整備を図っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 先ほど厚労大臣が予算委員会で来週にも保険適用するような発言があったように聞いていますけれども、これを受けて県としてはどのような対応をとるのか簡単に御説明お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時34分休憩

午後２時34分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○西銘　啓史郎君 次ウ、県内の受け付け体制、当初５時か６時までの体制が24時間体制に変わったというふうに我々ホームページで見ました。その受け付け体制と問い合わせ実績について伺います。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 県は、県民からの新型コロナウイルスに関する相談に対応するため、まず２月12日に地域保健課に相談窓口を、そして２月13日には各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置したところでございます。また２月20日には相談体制を充実するということで24時間対応のコールセンターを開設したところでございます。これらの窓口における相談実績は２月21日の時点で地域保健課が233件、保健所が1228件、コールセンターが264件となっております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 では次のエについてもちょっと割愛させてください。時間の関係で申しわけありません。

３番に移りたいと思います。

情報公開の現状と課題について。

(1)、知事交際費の執行規定について伺います。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 知事は県行政の円滑な運営を図るため、県を代表して慶弔行事、来訪者の接遇などを行っており、それらに要する経費が知事交際費でございます。交際費の執行につきましては、現在

確認可能な稲嶺県政のころからの過去の支出実績を実質的な基準として、社会通念上必要と認められる接遇、儀礼、交際等に有する経費に支出しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 予算額がどうなっているかっていうことと、それから知事の交際費には副知事も含むのかどうかもお答え願います。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

予算額は平成30年度、令和元年度そして２年度予算も316万円となっております。このうち、三役――知事、両副知事が300万円、政策調整監と知事公室長が８万円ずつとなっております。

○西銘　啓史郎君 休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時37分休憩

午後２時38分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 執行状況、どのくらいでしょうか。１年間で。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 平成30年度決算になりますが、執行額が119万4379円、執行率は37.8％となっております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 私も実は全て知事の交際費も含めてチェックをさせてもらいました。

知事、気になる点が名刺の作成なんですけど、過去の稲嶺知事、仲井眞知事、翁長知事の名刺代と玉城知事の名刺代、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時39分休憩

午後２時39分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

稲嶺知事、仲井眞知事、そして翁長知事いわゆる任期の終わりから２年目、フルに使った年です。稲嶺知事は平成17年度でございますが、名刺代が１万9950円、仲井眞知事は25年度でございますが、名刺代その年はゼロになっております。翁長知事は平成29年度でございますが、３万9744円、玉城知事は年度でとれないので、暦年で平成31年１月から令和元年の12月までですが、29万5920円となっております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 私、主要都道府県調べてみました。名刺代を計上している都道府県、数県でしたね。それで沖縄もかつての先例にならってやったのか知りませんけれども、我々議員は名刺代は政務活動費じゃ処理できないんです。

知事、私は仲井眞知事また稲嶺知事がやってるからということではなくて、名刺代を交際費から出すことが本当にいいのかどうかはどこかで議論したほうがいいんじゃないかなと。たかだか二、三十万程度ですけれども、実は名刺も多くつくれば１枚８円ぐらいでできます。何万枚つくってるかわかりませんけれども、自分の名刺はやはり交際費ではなくて自分の給料から出していただければ。ちっちゃい話をしますけど。ただ他府県見てください。他府県がほかの予算でやってるかどうかわかりませんけれども、それも含めてぜひ参考にしていただいて、それと私は交際費を使うことは決して悪いことではないと思います。300万の予算に対して、百十何万の執行っていうのは、本当に知事が夜の活動でいろんな方々とお会いをして、いろんな情報を得て、そのために必要なお金は堂々と使っていただいて、変な疑惑が持たれないような会合にお金を使っていただければ私は決して悪いことではないと思いますので自信を持って使っていただき、逆に名刺のようなちっちゃいものは交際費で使わないでどうかポケットマネーでつくっていただけないかなということを提言をさせていただきたいと思います。

それともう一つ、一度稲嶺知事と翁長知事のときに台湾への寄附を交際費でお支払いしています。これについて御説明お願いします。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

いわゆる大規模な災害の見舞金につきましては、原則担当部局の節としては寄附金で支出しております。国内の場合ですが、子ども生活福祉部消費・暮らし安全課で対応しております。海外の地震等の災害見舞金は、現在文化観光スポーツ部の交流推進課の節、寄附金で支出しております。

平成27年度でございますが、５月にネパール地震がございまして、その災害見舞金は当時広報交流課が知事公室にありまして、その節、寄附金から支出しております。同じ年度の28年２月６日に台湾地震がございました。その際は知事公室秘書課の節、交際費から支出しております。このときは同年度にネパール地震もあり、予算的に厳しかったこと、また地震発災からなるべく速やかに贈呈する必要があったことから、

当時主管課である秘書課の交際費で例外的に対応することとしたものです。平成30年２月、台湾地震の際の災害見舞金については文化観光スポーツ部の交流推進課のほうから支出しております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　寄附をすること自体、私は何も申し上げてません。これが交際費に該当するものなのか、知事交際費なのか、また文化観光スポーツ部の予算でやるべきなのかについてはどこかでまたいろいろ議論したいと思います。それと……

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時43分休憩

午後２時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　幹部会議とモーニングスマイルについて伺います。

まず幹部会議ですけれども、参加者、内容、議事録があるかどうか。

それからモーニングスマイルについては開始時期、目的、効果について伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

幹部会議につきましては、重要な政策事項などについて情報を共有し、今後の県政運営に資するため、毎週月曜日に、知事、副知事、政策調整監及び関係部局長が出席して開催しております。議事録等は作成はしておりません。

また、モーニングスマイルにつきましては、毎週月曜日、知事から職員及び来庁者に向けて庁内放送を行っております。主に職員への情報共有や士気高揚等を目的としているため、県のホームページなどへの掲載は現在行っておりません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事室――知事のお部屋というのは各知事やいろんな方々がいらっしゃいますけれども、まず一つお願いは日程等については過去も見られるようになってるんですね、他の都道府県。沖縄県は恐らく１週間、前の週が見られないようになってると思います。それもぜひ改善してほしいということと、幹部会議ですけれども、これも議事録はないとおっしゃいました。月曜日にいろんな話をされているっていうことですけれども、例えば万国津梁会議であればこんなふうになりました、契約こうしましたっていうことを恐らく部長は知事には報告をしていると思います。これどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

これまで議会のほうで答弁をさせていただきました、万国津梁会議が知事の公約の実現に基づく会議であるということから、要綱につきましては、知事と調整をしまして、知事決裁をして事務を進めております。その後の委託業務につきましては、事務の決裁規程に基づきまして私ども文化観光スポーツ部のほうで処理をしておりまして、そのことにつきましては知事には報告をしておりませんでした。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事の肝いりでやった事業をこの月曜日の会議の中で例えば５月24日に契約を締結しました、どこどことどういう契約をしましたっていう報告すらしないっていうことですか。もう一度確認します。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

設置要綱につきましては、決裁していただいて報告しておりますが、その後の事務処理については委託先であるとかというのは報告をしておりませんでした。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事はモーニングスマイルの中で、報連相を徹底してくださいっておっしゃっていますよね。ということは報連相、徹底されてないんじゃないでしょうか、どうでしょう、知事。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　それぞれの決裁の規定において私は職員を信頼してその規定に沿って事務を執行していただいていると思っておりますので、私の政策に関すること全てを報告しないということが即報連相を怠っているということではないと思います。肝心なことは肝心な折々で報告をいただいておりますので、私は特にそれに対して不満を持っているものはありません。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　あまり長くは話したくないんですが、少なくとも知事の肝いりで、いろんな思いを込めた万国津梁会議ですから、私がもし部長であればこれに対してしっかりと報告をします。こういうふうに契約をしました。こういう形で進めますということを言います。僕はもうそれ以上は追及しません。

それとモーニングスマイルですけれども、情報共有

や先ほど何と言いましたか、情報共有プラス職員の士気高揚という目的だと聞きました。

私の中で一つ提言です。知事、朝の９時から５分ぐらいお話されているって聞いてますが、今時差出勤の方々もいらっしゃいます。ですから全職員が聞けないケースもありますよね。我々も議会棟にいるんで一切聞けませんから、私は全部もらいました。全部読ませてもらいました。もちろんうーんと思うことと、こんなこと話していいのかなと思うこともありました、正直。ただ本当にこの効果を出すんであれば、知事のホームページのところにこれを書面で上げるとほかの職員も見られますよね。知事の話を聞けなかった職員も我々議員も見られます。ですから何も隠すことでなければこれを書面で、知事の「ようこそ知事室へ！」のところに掲載してもらえませんでしょうか。それは要望をしておきます。

続いて万国津梁会議とトークキャラバンの現状と課題についてですけれども、部長、準委任契約っていう言葉が急に聞こえてきたんですが、準委任契約って何ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時48分休憩

午後２時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えいたします。

前議会で請負とは違うということを申し上げた次第でございますが、今議会で一応準委任契約ということで申し上げているところでございます。

委託契約につきましては、委任的な性格を有するものと、請負的性格を有するものに分けられるというふうに考えております。民法第643条を根拠法令とする委任につきましては、県が法律行為を相手方に委任し、相手方がこれを承諾することによってその効力が生ずる契約であって、仕事の処理に対して対価を支払う契約であり、契約額を上限に業務の実施に要した経費を支払うもので、精算条項を設けた概算契約となっております。想定される契約の例としましては、そういった委任契約につきましては、訴訟業務であるとかっていうことが挙げられます。民法第656条を根拠法令とする準委任につきましては、県が法律行為以外の事務等を委託する契約でございまして、委任に関する規定が準用されるとされているところでございます。想定される契約の例としては、調査研究でありますとか、検査、管理、監督、相談、その他事務の代行などが挙げられるものでございます。

○西銘　啓史郎君　部長、もうくどくどはいいです。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　今回の契約は準委任契約っていうことなんですか、それを御説明ください。それと準委任契約の特徴を簡単に、簡潔に、説明願います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　私ども準委任契約だというふうに考えております。ですので、先ほど申し上げましたように、法律行為以外で事務を委任する契約でその仕事の処理に対して対価を支払う契約であるというところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私なりに今、調べてみたら、準委任契約っていうのはいろんな特徴としては完成したものをおさめないであるとか、要は成果がなくても例えば契約は100％だけれども、８割でも６割でも100％のお金を払うことができるように私は認識しているんですね。それ間違ってないかどうか教えてください。違いますか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まず委任と請負の違いをまずお話したと思います。請負っていうのは土木ですとか農林などでさまざまな公共事業などで行われるもので、これは一定の請負業務の完成を目的とするというものです。そこには精算っていうものがない、債権額も確定してると。そして、委任っていうものについては基本、法律行為をやると。ですから例えば、弁護士への依頼とかさまざまな法律効果が県のほうに既得するこれを委任という。ただそれ以外のもので準委任というのは法律行為を伴わないものでやるもの、例えば今回の万国津梁業務の支援業務なども法律行為を伴わないけれどもそれを委託すると。これについては債権額が確定していない中で、後ほど精算をもって行うというような整理をされてるということでございます。

○西銘　啓史郎君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時54分休憩

午後２時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　法的なことは別として、もう一つキャラバン。キャラバンのプレゼンテーターは誰だったんですか。キャラバンを公募したときに県に来て説明した人は誰ですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時54分休憩

午後２時57分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

５月２日までが公募期間でございまして、その後５月９日に新外交イニシアチブの担当者の方、岩屋さんという方が説明を行ったというふうになっております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 あと万国津梁会議ですけれども、５月30日に基地問題が開催されてますね。契約が24日で業務実施契約が６月１日、承認日は６月１日以降だと思うんですけど、物理的に５月30日の基地問題の開催は万国津梁会議のチームはできないと思うんですけど、どなたがやりましたか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時58分休憩

午後２時58分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えいたします。

５月30日につきましては、基地対策課の職員を中心に行われておりますが、万国津梁会議支援チームのメンバーも参加しているというところでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 おかしいですよ。いいですか、５月30日に開催するってことは事前に、特に海外にいるマイク・モチヅキさんとか、日程調整や案内や、これ契約以前じゃないとできないと思いますよ。５月24日に契約してるんですよ。それで、業務実施計画書出してこれを承認して初めて仕事できるんですよ。６月１日以降なんですよ。ということは事前にやったってことは契約前に業務してるということですよ。これに対して対価は普通払えませんよ。これきっちり後で……

じゃ、まず答弁お願いします。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 契約日はあくまで５月24日でございます。議員御指摘のいわゆる計画が６月１日付であるということも確かでございます。計画に当たりましては、契約からその実施計画まで今回の受託者と調整をしながら進めているというところでございまして、５月30日に第１回の基地問題の万国津梁会議が実施されたものでございます。

○西銘　啓史郎君 休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後３時０分休憩

午後３時０分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

米軍基地問題に関する万国津梁会議につきましては、米国の委員がいらっしゃいます。日ごろワシントン事務所と連携をしている方、マイク・モチヅキ先生ですが、事前に訪日の情報がございました、５月末から６月にかけて日本にいらっしゃると。そのほかの委員の先生方のその時期の日程を確認して５月30日であれば会議が開けるということで、この日程、会議につきましては私ども知事公室のほうで日程をセットして開催したものでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 これは、委員会でもまた本当にしっかり議論したほうがいいと思いますよ。本当に疑惑だらけですよ。事前に情報が漏れてるというかまたは事前に何かお願いしているとしか考えられません。これは強く指摘をしておきます。

では次に行きます。

観光関連について、スポーツアイランド沖縄についての年間スポーツ合宿の実績延べ人数、概算収入について伺います。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

まずスポーツ合宿の実績でございますが、私どもが持っています、直近の平成29年度で申し上げますと、開催件数が407件、それから参加人数が１万1940人、平均滞在日数が10.9日となっております。民泊数でこれを見ますと、11万8206人泊となっておりまして、種目別で見ますと、野球が７万4885人泊で最も高く、次に陸上競技それからサッカーとなっております。スポーツ合宿全体の種類について調査を行っていないため把握はしておりませんが、民間シンクタンクの調査などによりますと、プロ野球及びサッカーキャンプの経済効果は平成30年度でそれぞれ141億3100万円、それから24億7200万円となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 ありがとうございます。

何を申し上げたいかと言うと、何度も申し上げています。例えばプロ野球で言えば仮に50人の選手団がいて、１カ月あれば1500人泊ですよ。クルーズ1500人来ても1500人と50人でも、観光入域者数で何分の１ですか50人というのは。クルーズに比べると。要は人数だけで評価する時代はやめませんか。人泊と経済効果ですよ。スポーツ合宿は10名でも１週間いたら70人泊なんです。でも100人に比べたら10分の１にしか入域者数なりませんよ。そういう評価はもうやめましょう。だから1200万人を目指すなんてことは僕はやめたほうがいいと思います。要は、経済的にどれだけの効果があるかということをもっと、地元の経済も含めてクルーズも実はそろいました。バスで来て中国系の売店行っているんですよ、地元の業者にお金が落ちていない実態もあります。全てが全てそうかわかりません。そういうことを考えたら5000人の客が来ました。万々歳じゃないですよ。これ今後しっかり議論をしていきたいと思います。

続いてイ、マリンスポーツについてですけど、ダイビング、シュノーケリング等の届け出業者数の推移、過去３年間と水難事故について本部長お願いします。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） お答えいたします。

過去３年間における、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例に基づく、海域レジャー提供業者つまり海水浴場、プレジャーボート提供業、潜水業、マリーナ業の届け出数につきましては、平成29年は1872件、平成30年は1969件、令和元年は2091件となっております。

次に、県内の水難事故の現状についてでございますが、令和元年中は発生件数が69件、死者38名、行方不明者はなしとなっております。これは前年同期比で発生件数３件、死者８名の増加となっており、行方不明者数については２名の減少となっております。水難事故のうち、事業者に絡む事故につきましては、令和元年中は18件発生し、死者は10名となっており、前年同期比で発生２件、死者５名の増加となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 これも２年ほど前の一般質問で取り上げたんですけれど、沖縄は冬場もダイビングの方がいっぱいいらっしゃいます。これが全て安全条例に基づいて届け出されていることを私は勉強して知りました。

本部長、特に私も今いろんな業界の方に話を聞くと、石垣で協会に加盟しないで事件・事故を起こしていて裁判になっている事例があるそうですが、県警としては把握されてますか。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） 県警が当事者であるわけではございませんが、そういった裁判があることについては聞いておるところでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 私は平成30年７月にマリンスポーツの件で文化観光スポーツ部長、当時の嘉手苅部長と県警の地域課長と私も入って、３者でいろんな意見交換をさせてもらいました。安全条例を監督するのが県警なのは理解します。片方では、マリンレジャーという文化観光スポーツ部の立場でこれは安全に安心して利用できるようにするためには登録をしてない――登録をしてないって言い方はあれですけど、言葉悪くいえばもう安かろう、悪かろうでインターネットで提供している方々がいて、お客さんはそれを知らずに利用してトラブルになるケースがあるということは何らかの縛りじゃないですけど、許可制にするのは大変かもしれませんが、策を考えなきゃいけないと思っているんです。一度これもどこかで、文化観光スポーツ部長、それから県警の担当とこういう協議をする場を――ＯＭＳＢって組織ありますよね、沖縄マリンレジャーセイフティービューローと一緒にそういう会を設けてほしいんで、これについては両部長ちょっとコメントお願いします。本部長と部長。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） ただいま議員からお話のありましたことでございますけれども、昨年八重山ダイビング協会等からの陳情などいろいろな陳情が提出、受理をされているところでございますし、また不良集団が業界に進出をしているというそういう旨の報道もあるところでございまして、条例や規則のあり方、運用のあり方、こういったものについて、改善すべきことがないかどうかということを検討する必要があるというふうに考えておりまして、これにつきましては関係機関・団体を初め海域レジャー提供業者等から意見聴取をするなどして検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） 沖縄観光の目玉である海の安全・安心なマリンレジャーが提供できるよう現在もＯＭＳＢ、県警それから関係事業者等とともに情報交換などを行っているところでございます。

ただいま御提言のあることにつきまして、また県警の関係者等も含めまして意見交換を進めていきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 ＦＩＢＡワールドカップ大会については時間の関係で割愛させていただきます。

続いて、民泊新法施行後の実態と課題についてですが、もし把握されていれば違法民泊について今現状と対策どうなっているか教えてください。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 令和２年１月９日現時点における住宅宿泊事業法に基づく県内の届け出件数は958件となっております。無許可営業について見ますと法施行以前の平成28年度では民泊仲介サイトに掲載された宿泊施設573件中309件、53.9％が無許可営業でございました。法施行後の平成30年度末には3686件中63件、1.7％となっておりまして、大幅に改善されているところでございます。しかし、いまだにこの無許可の営業というのが確認されておりますので、これらの施設に対しては保健所による調査、指導を行っているところであります。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 あと、もともと住宅宿泊事業法ができた経緯、どういった目的なのか、部長簡単に御説明お願いします。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 立法目的は２つございまして、１つは、違法な住宅施設の事業を規制することによって良好な住宅環境を整えるということ。もう一つは、増大する観光客に対して適法な施設を提供していくというような２つの趣旨でこの法律は制定されたというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 さきの他の会派の議員の質問にもありましたけれども、県としては教育旅行民泊取扱指針、教育旅行民泊っていう言葉は法律的にはないと言われますけれども、ただ実態として県内でいろんな体験学習という意味では評価をされていると思います。文化観光スポーツ部としてもこれ指針を出し、これをある程度ちゃんと法を守りながら推進していくというように私は理解しておりますけれども、先ほどのマリンレジャーと一緒なんですけれども、法を遵守して一生懸命やっている方々とそうじゃない方がいて、それを取り締まるべきところで取り締まっていないであるとか、もっと言うとこの本来生業としてやってきた方々がこれを楽しみに生きてきて、また子供たちもそれを楽しんでる方々がいる。これを法律の取り締まるほうは、本来は例えばある都市で教育民泊で数名受け入れて生活することが周りの住宅に迷惑かけるとは僕は思わないんですよね。普通にマンションを借りて外国人に鍵を貸して騒いでごみ捨てで問題になっているものを取り締まるっていうのが当初の目的だと思うんで、そこら辺を――何て言うんですか、正直者がばかを見るって言葉は正しくないかもしれませんけど、しっかりとこういうのができる体制を県として僕は取り組むべきだと思います。先ほどのマリンレジャーも一緒です。どんどん入ってきます、いろんな方々が。ただし一生懸命この規則を守りながらやってる方々と違う方々がいて、そういうところを改善するのが県じゃないかと僕は思うんです。文化観光スポーツ部長、この指針の中で片方、法律をしっかり許可する立場の保健医療部はわかりますけど、どういうふうにお考えなのか、最後に答弁を。私からはぜひこれは何らかの策を考えてほしいと強く要請しますが、御答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

これまでも委員会で議論がございました。私どもはいわゆる中学生、高校生の修学旅行は沖縄観光にとって非常に重要な位置づけだというふうに考えております。これにつきましては、沖縄観光のいわゆるピーク期とボトム期を埋めるというところでの修学旅行のウエートが、役割が大きいということもございますし、またそこの時期に沖縄を修学旅行で訪れて、またその後しっかりとリピーターとなって沖縄を訪れていただくことになろうということでの修学旅行が大事だと思っています。またそれを民泊でもっていわゆる私どもが言うところの教育旅行民泊という形でやることにつきましては、最近、いろんなコミュニケーション不足でありますとかそういった中で農家の皆様や一般家庭の皆様との触れ合いを通じていろんな沖縄らしい体験ができるというところでの教育効果も大きいものというふうに思っています。ただ一方で安全・安心が一番大事でございますので、法令遵守でありますとか、衛生管理の徹底というのはしっかり求めていく必要があるというところです。私どもは指針を策定して業界の皆様との協議会の中で一定程度の協議を行って、法令遵守としっかりした体験メニューの提供などを業界と一緒になって動いているところでございます。一方、いわゆる民泊新法につきましては、住環境をしっかり確保するというところがございます。私どもはやっぱ

り教育旅行民泊を進める立場でございまして、その必要性はるる感じているところでございますので、引き続き保健医療部といろいろ意見交換をしていきながら進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 民泊という言葉は一般的に使われておりますけれど、これはあくまでも住宅宿泊事業でございます。教育旅行民泊という方々が問題にしているのは、この住宅宿泊事業というのは年間180日、法令上事業展開することができるわけです。ところが自治体によって区域を定めて学校の周辺とかそういうところについて、土日、学校の期間は事業ができないという制限をかけてる関係で平日事業ができないじゃないかということでそういう相談があります。そういうところはこの県の条例から外していただくことで十分対応することが可能なわけです。また180日じゃなくて、365日やりたいんだということがあれば簡易宿泊の許可をとって展開することもできますので、そういった法令の趣旨とかそういうのを含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○西銘　啓史郎君 ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 15分間休憩いたします。

午後３時16分休憩

午後３時35分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

又吉清義君。

○又吉　清義君 沖縄・自民党、沖縄県議会議員、又吉清義です。

一般質問を順序よく通告に従ってさせていただきたいと思います。

まず初めに、基地行政についてですけれど、基地の過重負担について。

基地の過重負担について、具体的に御説明をお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

戦後74年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設面積が存在し、県民は米軍基地に起因する騒音や事件・事故など、過重な基地負担を強いられ続けております。在日米軍専用施設は、全国13の都道府県に存在しますが、沖縄県の次に多い青森が9.0％、次いで神奈川、東京が５％台、山口が３％台、長崎、北海道、広島が１％台、それ以外は１％未満となっております。日米安全保障体制が大事であるならば、基地負担も日本全体で担うべきであるというふうに考えております。

県としましては、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君） 又吉清義君。

○又吉　清義君 確かに基地は多いだろうなと思いますが、せめて――今、池田公室長から過重負担、具体的にどのぐらいだったら過重負担じゃないのか、このお考えも皆さんあるのかなということを期待してお聞きいたしますが、それは具体的にはないのかなと思っております。

次に、知事は、基地の過重負担を県民のため一刻も早く解決したいかどうか伺います。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

沖縄21世紀ビジョンにおきましては、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進めることとしております。

県としましては、その解決を図るためにＳＡＣＯ合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地建設を除き、既に合意されたＳＡＣＯ及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小並びに在沖海兵隊約9000人のグアムを含む国外移転を確実に実施することが重要だというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 又吉清義君。

○又吉　清義君 知事にお答えしてと言ったんですが、知事はお答えしないですが、知事は、一刻も早く解決したくないのかなというふうに私勘違いしております。じゃＳＡＣＯ合意にのっとりなんですが、現在ある基地がどのような数字になると過重負担でないと県は理解しておられますか。お答えください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） なかなか一律に数字で言うことは難しいかと思います。ＳＡＣＯの合意事案が全て実現しても、70％近い在日米軍専用施設が残る形になります。ただ一方で、私どもそのＳＡＣＯ以降の基地負担軽減のあり方なども含めまして、日米両政府に沖縄県も含めました協議の場を設けるよう強く求めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 又吉清義君。

○又吉　清義君 ぜひ、知事を初め公室長にはやはりみずからの意見、持ってもらいたいと思いますよ。過重負担と言われる自分らはどれだけが過重負担なのか、どうあるべきか。やっぱりこの姿勢がないようじゃ、これは私は信念がないなとちょっとがっかりしております。

知事は、日米安全保障条約を尊重するとのことですが、これ間違いないですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） はい、その認識でございます。

○議長（新里米吉君） 又吉清義君。

○又吉　清義君 ということは、日米安全保障条約で基地を尊重するということは、基地も認めるということに理解ができると思いますが、次２番目に移ります。

普天間の危険性の除去について県の取り組みとその実績について伺いますが、国は県民のためにあらゆる方法で危険性除去のために取り組み、その一つに今、馬毛島についても取り組みを始めました。県は基地の県外を主張するが、鹿児島県まで出向き危険性除去のためにぜひ御協力をお願いしたいと出向いたことはありますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 普天間の基地の危険性除去につきましては、これまで普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会において政府と協議を行い、オスプレイ12機程度の県外拠点配備、あるいは所属機の長期ローテーション、県外の訓練移転などを求めているところでございます。

議員御指摘の馬毛島につきましては、代表質問でもお答えしましたが、現在防衛省において自衛隊の基地として整備をするということで、今用地買収が60％ぐらい終わっているというふうに聞いております。私どもが聞いた話では、まだ具体的な施設の配備計画などが決まっていないということもありますので、引き続きその辺の情報収集はしていきたいと思います。

○又吉　清義君 ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後３時42分休憩

午後３時42分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○知事公室長（池田竹州君） 沖縄県としまして、鹿児島県の西之表市ですか所在市町村は――に出向いて要請したことはございません。

○議長（新里米吉君） 又吉清義君。

○又吉　清義君 だから、出向いてやったことはないというけど、あれから何年たちますか。翁長知事も社会見学も行ったんですよあそこに。わかりますよね。皆さんやる気がないということなんですよ。県外・国外、こんなの口ばかり、私から言わせれば。これじゃいけません。もう少し真剣に考えてください。

次に、普天間の危険性の除去のために費やされる9300億円について伺います。

埋立費用が9300億円、なぜ莫大な無駄な予算と、県を初めマスコミ、万国津梁会議の委員の皆様方が盛んに述べるか、その根拠は何かを具体的に伺います。

人の命はかけがえのない、地球よりも重いとの表現もありますが、それについても賛同できますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 普天間飛行場の9300億円の公費でございますが、平成24年４月の２プラス２の共同発表におきましては、日米両政府は辺野古移設が「運用上有効であり、政治的に実現可能であり、財政的に負担可能であって戦略的に妥当との基準を満たす」というふうにされております。しかし、今般、総工費が当初の公有水面埋立承認願書で示されていた約2310億円の４倍に相当する9300億円もの公金が投入されることが明らかになったところです。これだけの費用の増加を受けてもなお、辺野古新基地建設が財政的に負担可能な唯一の解決策と言えるかは疑問であるというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 又吉清義君。

○又吉　清義君 9300億円が疑問だということなんですが、もう一度言います。人の命は地球よりも重いという言葉があるんですが、これは知事公室長、尊重しますかしませんか、どちらですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 人の命は非常に重いというのは当然でございます。一方で、事業につきましては、どのような事業であれ財政的な負担の合理性っていうのは必要になろうかと思います。

○議長（新里米吉君） 又吉清義君。

○又吉　清義君 財政的な負担、県は何十円ぐらい出すんですか。お答えください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 先ほどもお答えしましたが、当初県に提出されました埋立承認願書では2310億円ということになっております。それの約４倍というのは、通常の公共事業では考えられないところでございます。この財政負担は、県は直接はございません。いわゆる国民の税金で行われるものだと考えております。

○議長（新里米吉君） 又吉清義君。

○又吉　清義君 財政負担、県は１円もないんですよ。どうしてあなたが心配しないといけない。優しいですね。

じゃ具体的にお聞きいたしますよ。9300億円の予算は、普天間の危険性除去のために費やされる予算で

す。宜野湾市民10万市民の命で計算すると、１人幾らの予算かお答えください。

池田さん、何で割り算すれば簡単でしょう。9300億を10万人で割ればいいんだから。１人幾らの命になっているの。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） そういった形で数字を出すのは適当ではないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 又吉清義君。

○又吉　清義君 何で適当でないですか。10万市民の命を救うためにやるんですよ。１人頭930万ですよ、宜野湾市民の命は。これを皆さん無駄な予算と言うんですか。信じられませんよ。あなたの年給幾らですか。1000万超すでしょう。あなたの１年分の所得にもならないんですよ、宜野湾市民の命は。これをよく高いと言いますね。人の命を救うことは当たり前なんですよ。１人当たりたった930万、何をちゅうちょするか。国に、12年でできるのを５年でできるぐらい、１億でも出せと言うべきですよ皆さん。これが本当の政治じゃないですか。私はそう思います。

次、普天間の危険性除去のために工事期間、12年間について伺います。

普天間危険性の除去に向けて、県が12年よりも一日も早く解決するために現在取り組んでいる具体的なものを伺います。述べてください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題でございます。このため、負担軽減推進会議及び同作業部会におきまして、いわゆる所属機12機の県外の配備、そして普天間飛行場所属機の長期県外ローテーション配備などを求めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 又吉清義君。

○又吉　清義君 だから先ほどのオウム返しになる。求めているだけであり、皆さん行動を起こさないでしょう。馬毛島にもお願いに行かない。ただ、県外・国外しか言わない。そして具体的でもない。

じゃ実際に伺います。基地問題を解決するための名目で、県外・国外、無条件返還を皆様方言い続けてもう何十年になりますか。お答えください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

県外・国外、あくまでも今知事が玉城知事でございますので、玉城県政になってからは１年半程度だと思います。

○又吉　清義君 休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時48分休憩

午後４時49分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○知事公室長（池田竹州君） 私の覚えている範囲では、仲井眞知事時代から県外・国外ということで言っているかと思います。

○議長（新里米吉君） 又吉清義君。

○又吉　清義君 やはりしっかりしないと皆さん、行政ですよ。行政がこんな曖昧な返事で、ＳＡＣＯ合意のあった時点で皆さんよく言っていますよ、ＳＡＣＯ合意実施の後からは、平成10年からは。共産党に聞いたらよくわかりますよ。聞いてください後で。

次、だから具体的に皆さんは、ただ12年よりも、長いわけ。皆さんは20年、30年たってもまだ何も一歩もできないんですよ、一歩も。12年でできると、すばらしいことなんですよ、宜野湾市民からすれば。

普天間飛行場は12年後、宜野湾市の町のど真ん中から完全に動きます。そのために国は頑張っているのです。それも一刻も早くです。そのような中、県があるべき行政を行い危険性除去に向けて国と一致協力をすると、完全撤退まで８年、９年では実現もするんです。あるべき姿で県が本来の行政を推し進めていくと、普天間問題はより早く無駄な予算をかけずに解決し、跡地開発へとまちづくりが進められ、もう辺野古問題で県民が振り回されることはありません。県の取り組みは、無駄な予算と未来に進まない時間の浪費に専念しているとしか理解できませんが、その根本は一体何でしょうか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 普天間飛行場の代替施設、その危険性除去を図る上で、辺野古移設につきましては、これまで２度の県知事選挙、そして国政選挙でも民意として示されてきたところだと思います。昨年２月24日に行われました県民投票におきましても、投票者の７割が辺野古の埋め立てに反対するという明確な結果があらわれております。そのような思いを私どもは辺野古に新基地はつくらせず、普天間飛行場の危険性除去は直ちに進めるべきだということで、政府に対して繰り返し求めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 又吉清義君。

○又吉　清義君 ですから、公室長にお願いしたい。真実を伝えてください。海を埋めるごみじゃないんですよ。原点は何です、原点は。原点は何ですか。原点をお答えください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　普天間飛行場の返還というのが一つあるかと思います。そのための手法として、ＳＡＣＯ合意では撤去可能な海上ヘリポートというのが合意されたところです。その後、さまざまな変遷を経て現在の案になってきているというふうに認識しております。一方で、宜野湾市民の安全のための危険性の除去につきましては、仲井眞県政においても５年以内の運用停止を強く求めたところであり、危険性の除去は直ちに取り組むべき課題であるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　全く意味不明で理解できませんけど、やはり原点は人の命を救う、危険な状態だからと日米合意をして、だから埋め立てをしてそこに移そうと。もちろんＱＩＰ工法もありました、ポンツーン方式もありました、メガフロートもありました。県がこれは皆さん、交渉して今の結果になりました。国と相談をして。そして過重負担である、少しでも基地を返してもらおうと。こんな大事なことを述べずに、ただ海を埋める埋めないじゃ県民は皆さん、全員勘違いしてしまいます。ちゃんとしっかりとした正しい情報を発信するのが、県の任務だと思います。アマクマーな発信でこれでいいですか。私は全く皆さんの考え方が理解できません。

ちなみに、最後にお伺いしますが、那覇市新都心260ヘクタール、返還されて開発するまでに何年かかりましたか、御存じですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　おおよそですが、約30年ぐらいはかかったのではないかと思います。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　そうですよ、28年かかりました。最初の一棟をつくるまで。だから――12年後に返還される、間違いなく返ります。今から跡地利用をやらないと皆さん、大変なことになりますよ。予算であり計画であり、県はこんな大事なことをやったことないですよ。ないのに、いたずらに反対反対ばかり訴えていると､将来悔いを残しますよ。皆様方の全責任ですよ。もう早目にスイッチしないと。国は12年と言っていて、間違いなく返しますよ。それにも気づかない皆さん、これでいいのかということを私警告しておきますから。子や孫に負の遺産を残すのか、大変な大問題ですよ。

次に、野良猫の捕獲・殺処分ゼロに向けた県の対応について伺います。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　お答えします。

県では犬・猫殺処分ゼロから廃止に向け、収容数の削減、返還数及び譲渡数の向上の各種施策に取り組んでおります。野良猫に関しては、飼い猫の遺棄や繁殖が増加の原因の一つとなっているため、飼い主に対して室内飼育や不妊去勢手術、迷子札の着用など適正飼養の普及啓発を行っております。また、既にいる野良猫に対しては、不妊去勢手術を行い地域で管理する地域猫活動を推進しており、動物愛護管理センターで不妊去勢手術の支援を行っております。これらの取り組みによって殺処分される野良猫の削減につなげていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今、避妊の手術を行っているということで、これ年間、例えば民間からの申し込み、予算等どのくらい計上しているかお答えください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時56分休憩

午後３時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　申しわけありません。

避妊手術に関する予算というのは、特別に枠でとっているわけではなくて、動物愛護センターとか宮古・八重山の保健所の運営費の中で実際に手術を行って――獣医師がいますので手術を行ったり、あるいは離島の場合は委託して行っています。特別に避妊手術の予算ということではないんですが、もし必要でしたら運営費は今調べております。ちなみに、実績ですが、平成30年度実績としまして、那覇市を除いて435匹行っています。これは譲渡をする犬・猫とか、あるいはボランティアを通して譲渡をする犬・猫も含めた数となっております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

実は、私もわからなかったんですが、公益財団法人どうぶつ基金というのがありまして、日本全国で。１年間に３万頭もこれを行っているんですね、みずから。そして、確実に野良猫が減っております。ですから、やっぱり捕獲をしてそういうのをやってあげないと、猫の被害であり、また行政も大変になると思いますので､今これ動物愛護センターだけではなくて､個々の動物愛護基金の皆さんは一般の方々、そして行政の範疇と呼びかけてやっているんですね。これ非常にスムーズにやっております。そういったふうにある程度

皆さんも制度を変えてもっと進めていただきたいなと。猫は１年間に３回出産をする、どんどんふえていく。かわいそうですが、捕獲して時間が過ぎたら殺処分ですよね、正直言って。それをさせないために、少しあと１段階進んでいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　議員がおっしゃる民間団体によるＴＮＲですね、捕まえて、不妊去勢手術して、また放すという活動です。それを行っていることに対しては、野良猫の繁殖の抑制、苦情の減少に効果があるということは我々も認識しております。そういう意味では、県としては地域の皆さんとの話し合いの中でそういう制度も活用しながら、県が野良猫の手術の支援もしながら、そういうどうぶつ基金のほうとも連携をとりながらできたらいいなと思います。ぜひ、民間の力もかりながら、野良猫の削減に努めていきたいなと考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ期待しています。

次、鉄軌道導入の早期実現に向けた計画の進捗状況について伺います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　県では、今年度、鉄軌道の導入に向け、国から課題として示されている費用便益比について合理的な手法を検討し、さまざまな前提条件を組み合わせた複数のケースについて試算を行いました。この結果、構想段階検討時に0.4から0.6であった費用便益比は、0.7から1.0程度と大幅な向上が図られたところです。検討結果はケースによって異なります。そのため、今後は検討手法や前提条件等について、国と確認を行っていくとともに、県において学識経験者による委員会を開催し、専門的観点から検証を行っていただくこととしております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今の進捗状況を聞くと進んでいるかなと思いますが、先ほど申し上げました260ヘクタールが返還されて１軒目の家が建つまで28年かかりました。普天間飛行場、12年で返還されますよ。こんなにちんたらちんたら、皆さん鉄軌道計画をしていたらお手上げですよ。480ヘクタールは生かされませんよ、皆さん。もっとスピーディーに取り組むべきだと思いますが、どうしてスピーディーに取り組めないのか御答弁ください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　平成30年の５月に構想段階における検討計画案を策定しました。その後、国のほうから課題として費用便益比が低いということと、事業の採算性が低いという２点の宿題をいただいております。これについて、検討を重ねておるところで、まず費用便益比については先ほど申し上げましたように、今年度あらゆる方面から多角的に検討した結果、費用便益比が大幅に向上したところでございます。費用便益比が向上することによって、もう一つの課題である、いわゆる整備時点における上下一体方式かあるいは上下分離方式かという特例的な制度の創設を求める必要があります。ただ、この入り口にあっては、費用便益比の課題をクリアしない限りはその制度の面も進めません。そういった意味では今先ほど申し上げた、1.0近くに向上した費用便益比について速やかに専門家の皆様の確証をいただいて、国と議論を深めていきたい、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　本当に12年後に普天間飛行場が返される、完全撤退する。今から計画しても間に合わないぐらいなんですよ。ですから、全体計画の中で費用対効果があるところないところ――全体計画は全体計画でよろしいです。ぜひ部長には、やはり費用対効果があるところは、いかに着手をするか、考えを切りかえてもらいたい。費用対効果があるところもないところも一緒にプールにするから私は難しいかと思います。将来的ビジョンはやはり名護・北部まで持っていく。その中で、費用対効果のあるところは先にスタートをさせる。そうしないと間に合わないと思いますよ。地価はどんどん上がりますよ、皆さんがまたちんたらちんたらしている間に。

次に移らせていただきます。

次は、豚熱発生から殺処分と収束までの県の対応について伺います。よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

豚熱については、これまで６例９農場で発生が確認されております。２月25日に確認された６例目の農場については、約1000頭の豚が殺処分対象となっており、合計約１万2000頭の豚が殺処分されることになります。現在、行われている農場の防疫措置終了後、28日の間に実施されます清浄性確認検査の結果、全ての農場で陰性が確認された場合、国と協議の上、全ての制限区域が解除されることとなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　当初に戻りますけど、１月８日に発生したその後、17日の各派代表者説明会で早目にこのワクチンを打つべきだと。それからまだいまだにワクチンが打てない状態なんですが、まだその事業を執行していないんですが、そのおくれている主な原因はどこにあるんですか、何が原因ですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　ワクチンの接種については、１月24日に国のワクチン接種奨励地域に設定されまして、２月19日にワクチンの接種プログラムが承認されております。

まず、ワクチン接種プログラムについては、これまで国とも事前の協議、確認も進めながら作成をしてきております。ワクチン接種プログラムの作成については、やはり235という比較的多い戸数の全ての一つ一つを飼養頭数も確認しながらワクチンの接種計画をつくっていきますので、時間を要したかと思っております。

そういう中で、２月19日の承認を受けて、現在３月の第１週目にはスタートできるように、いろいろ準備を進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　なかなか何か部長、自信なさそうにおっしゃいますから、余りもう聞いても聞き応えないなと思いますが、もう次の分野に移りますけれど、部長よろしいですか。これによって餌代、出荷、豚を処分された農家の支援等について、畜産農家になかなかこの情報が伝わっていなかったってことを御存じでしょうか。皆さん、この情報について周知徹底をどのように行いましたか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　まず、１例目から４例目まで連続的な発生がありましたので、まずその防疫措置に我々周知して取り組んだところです。そういう防疫作業もありますけれども、長期化する中ではやはり農家さんからも出荷ができない、移動が制限されたという御相談もあります。また、農家さんを集めて説明会をするというのも防疫上、余り好ましくないので、我々としては逆にこちらからどういう相談がありますかというような発信をして、農家さんの相談に対応するということで畜産課内にワンストップの相談窓口を設置して対応しているところです。可能な限り、現場の農家の相談内容をまず情報収集して対応していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ、緊急事態ですので部長、積極的に進んでいただきたいなと。受け身でやったら――ですから、２月４日に発生する、また２月24日にも発生する、そういう要因を引き出してしまうんですね。皆さんで、畜産農家はどこどこに養豚しているのはちゃんとわかるんだから、来ていない人は呼び出しをする。丁寧に教える。知事が動いて、丁寧に教える。その誠意がないんですよ。ぜひ、今からでもいいから無理はないか、しっかりと教えていただきたい。そうしないと本当に大変なことになりますよ。

今、岐阜県の例について申し上げましょう。岐阜県は２年前にこのように豚熱が発生いたしました。御存じでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　当然、実態は承知しております。20例発生したということでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　発生して今の沖縄の現状と全く似ております。第３波が今から来たらもう終わりですよ、第３波が来たら。第１、第２波は全く岐阜県と一緒です。そして、岐阜県、最終的に何頭処分されましたか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　約６万9000頭と理解しております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　最終的には７万5000頭以上です。

そこに自衛隊の皆様に出動要請をして、殺処分をいたしました。しかし、自衛隊耐え切れない。その後、どなたが殺処分をしたか御存じですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　その辺は承知しておりません。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ調べてくださいね。大変ですよ。最終的に、自衛隊も６万、７万頭まで――耐え切れない。県の職員が出ました。全庁体制で出ました。この岐阜県の県庁、今どうなっているか御存じですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　詳しい状況については、現時点では承知しておりません。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長、２年前に豚熱これがあるならば、やはりそこに職員も出向いているんだから最後まで追求して学ぶ、情報収集するべきですよ。それをやっていないということで理解していいですね。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　まず、１つの大きい

事例として我々は職員の派遣もしております。全ての状況を承知しているわけではありませんが、一つ一つ情報収集には努めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　本当に自衛隊も耐え切れなくなって、農林水産部、教育委員会、総務、全庁体制で行いました。だって７万5000頭以上ですから。職員はほとんどその中で大半が――覚えていてくださいよ、ＰＴＳＤにほとんどなりつつあるんです。沖縄県庁もそうなりますよ、今の対応の仕方をすると。

そこで、知事に伺います。

知事、このようなつらい仕事を自衛隊第15旅団にお願いする中で、知事はお礼をどのように行いましたか。お答えください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時13分休憩

午後４時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

まず、動員の件ですけれども、今回の防疫措置に当たっては、自衛隊それから沖縄県建設業協会、多くの皆様の支援をいただいております。

防疫措置に当たっては、動員者数は全体で約１万7000人の動員をしておりますが、県職員も8087名、そして自衛隊が7001名、建設業協会も51社852名、それから看護師、保健師も含めて本当に多くの皆様に動員をいただいております。

その中で、知事からも自衛隊には撤収式を開催いたしまして、そこで謝意をあらわし感謝を申し上げております。あわせて、建設業協会にも知事のほうから感謝の意を伝えております。

職員のメンタルの件については、やはり殺処分それから消毒作業等24時間体制で行われております。殺処分、それから防疫措置の現場では、沖縄県の看護協会、それから病院事業局、そして保健医療部の協力もありまして、保健師それから看護師の派遣がされまして、作業前後の体調管理を行ったところであります。それから、防疫措置後県のほうでは、県の職員健康管理センターにおいて、職員個々の相談に対応しているところです。それから自衛隊、あと生産者団体、そして建設業協会の団体の皆さんについても、それぞれの産業医のほうで対応していただいております。

県としましても、協力団体とも情報を共有、情報収集もしながらメンタルケアについても取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長、御答弁ありがとうございます。でも、中身が全くわかりません私。

知事にお願いしたいのは、こんなつらい仕事をお願いしておいて、県庁に呼び出して、ありがとうなんて、これが人間の真心ですかと私は言いたい。延べ人数で7000名以上の派遣をしていただいた。そこに真心はないんですか。出向いて行って、ありがとう、助かったよと。その真心は、知事ないんですか。それを伺いたいな知事、どうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　昼夜分かたず､作業に当たっていただいた自衛隊の皆さんには心からの感謝の思いと、そして敬意をしっかり自分の思いを言葉に乗せてお伝えいたしました。私は、自衛隊の本部に出向いてのお礼ではありませんでしたが、その前にうるま市の体育館を借りて防疫センターとなっている場所に行って、そこで業務に当たる皆さん、自衛隊員の皆さん、現場の皆さんに対してしっかりと激励と感謝の言葉も述べさせていただきました。いろんなところでそういう頑張っていらっしゃる方々に思いをつないで、みんなで頑張っているということもまたあわせてしっかり受けとめさせていただきました。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今、知事が言っていることはもちろん現場に出向けばできることですよ。これ当然のことですよ、そう思いますよ。当然のことですよ。対策はそこでしかやりませんから。しかし、一通り区切りがついたら、出向いて行って感謝を申し上げる配慮はないんですかということを今お聞きしましたら、それは今ありませんということかなと思ってちょっとがっかりしております。これじゃまた自衛隊、次に本当に第３波が来たら知りませんよ。県庁の職員の皆様方がやるんですよ、知事や副知事も皆さん一緒に豚舎に行って。そうならないように、やはりあるべき姿で私は心遣いやっていただきたい。今からでも遅くはないと思います。ぜひ知事にはそれをお願いしたいなと思います。

次に、我が党の代表質問についてなんですが、首里城……

ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時19分休憩

午後４時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○又吉　清義君　我が党の代表質問との関連について、照屋守之議員の質問の玉城知事の政治姿勢、首里城の火災発生の原因、防災対策と県の火災対策等本部会議についてお伺いいたします。

照屋守之議員の質問の自衛隊派遣の要請についての判断は、どこで誰がどのような経緯で判断を下したか、再度御答弁を求めます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　自衛隊の派遣につきましては、私ども電話で消防、防災危機管理課そして知事、副知事として情報収集しながら協議を行いました。今回の火災に対しまして、那覇市からいわゆる災害対策基本法に基づく要請がなかったことで、その理由を那覇市に確認したところです。それにつきましては、近隣８消防への応援を含めて那覇市消防で対応できるというふうに伺っております。そのような那覇市――那覇市は県内代表消防本部でございますので、そのような那覇市の判断、そしてこれまでの防災訓練などで住宅密集地、市街地あるいは夜間でのヘリによる空中消火とかというのは行われていないということもございますので、そういった状況を副知事、知事に報告しまして、最終的には知事のほうで、県独自の派遣は行わないというふうにしたものでございます。

○又吉　清義君　ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時21分休憩

午後４時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

又吉清義君。

○又吉　清義君　知事公室長にお伺いします。

見てください。（パネルを掲示）　これが燃える前の消火訓練です。放水距離30メートルが限界です。ですから、消火活動このように、那覇市のほうでやったって水が届かない。範囲を超えている。それは気づいていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　火災後、那覇市消防のほうから消火活動の概要について私ども説明を受けております。いわゆる筒先といいますか、消火の消火器を持っている隊員につきましては、初動期で全部で19口数あると。それは、今議員お示しのものは正面ですけれども、南殿側、北殿側、さまざまな向きから同時に消火活動を行ったというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　これは別に構いませんよ。12基でやったと言っていますから、距離が届かないというだけです、距離が届かない。届かないのに100基やったって変わりませんよ。ですから、正殿――燃えたんですよ。

そして、あと１つ伺いますが、ヘリコプターで水の塊を２トンも落とす、そして夜間やっていないというのは皆さん、どなたからの情報ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　私は、防災危機管理課から通算７年、防災消防行政を引き続きやっております。その間、防災訓練は毎年のように参加していますし、緊急援助隊の九州各県の訓練にも参加して、航空隊の隊長さんなどともいろいろと情報交換をしております。そういった中で、市街地でのヘリによる消火活動、そして夜間の消火活動というのは行うことはできないというふうに以前から聞いていたものでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　別に私は、聞いていたのはよろしいんです。まず、余りにも公室長の判断がこれでいいのかなと。こういう大災害でいかに防ぐか、とめるか、最小限に抑えるか、この努力が私には足りないように見えます。自衛隊は連絡待っていたんですよ。知っていますか。そして、なおかつ２トンの水を１回で落とすんじゃないですよ。要望に応じて、雨状で落とす、霧状で落とす、落とし方いろいろあるんですよ。そして、なおかつ皆さん、もう既に消防隊もこちらからも撤退して、正殿の火に届かないんですよ。そういった意味であらゆる努力をすべきだと思います。今の体制では、沖縄県民の命、大災害に備えて私は守れないと思いますよ。これはあなたが判断するんじゃなくて、自衛隊に投げて判断するべきことだったと思いますが、そう思いませんか。どう思いますか。あなたは自衛隊じゃないですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　自衛隊の災害派遣につきましては、基本的に市町村の要望を受けて行うというのが、まず第一でございます。那覇市――県の代表消防本部で緊急援助隊の隊長でもある那覇市が３次出動、そして８消防本部の応援も得て、自衛隊の派遣は必要ないという判断がございます。私はそれが一番大きいと思っております。その上で、県としての要請につきましては、先ほど述べたようにヘリの活動の制約などもありまして、単独での要請は行わなかったものでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　余り時間がありませんので、知事にお伺いします。

首里城復興に向けて県議団の皆様も月２万円の復興費をお互い拠出をして頑張っております。知事は、どのような対応をとっているかお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

11月の定例会で県議会議員の報酬の２万円の減額、６カ月分というふうなものはうかがっているところでございます。

ただ一方、知事においては、議員のほうは給与の削減ということでそれをどう使うかについては、執行部のほうで判断して今回相当額を予算計上して基金のほうに積み立てることにしております。知事におかれては一方でその削減したものをそのまま予算化するといった場合には、予算編成権の関係で公職選挙法に触れる可能性が高いというふうなことも、これは弁護士にも相談したところ、そういうふうな可能性もあるなということでしたので、これについては引き続き研究させていただくことにして、ただ知事においては、首里城の復旧・復興については、誠心誠意、一生懸命取り組んでいくということは、これは県庁を挙げてやりますので、そういうふうな形で取り扱っていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○又吉　清義君　時間がありませんので、もう一つありましたけれども、もう時間ですので議長、終わらせていただきます。

ありがとうございます。知事も取り組んでないというのを理解いたしました。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　席はみだりに立たないでください。

○又吉　清義君　済みません。ちょっと私言い過ぎた点がありました。

○議長（新里米吉君）　いや、もう終わっているんですよ。

○又吉　清義君　そうですか。じゃ……

○議長（新里米吉君）　時間は終わっていますから、質問できません。

○又吉　清義君　質問で、撤回です、撤回。私が――燃えたという表現、大変失礼いたしました。全焼してしまいましたに変えさせていただきますので。大変申しわけございません。首里城について、私は、――燃えてしまったという、ちょっと言い過ぎな点が言葉の誤りがありましたので、全焼に変えさせていただきます。

大変失礼いたしました。

○議長（新里米吉君）　言葉の撤回ですか。

○又吉　清義君　はい、そうです。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ありがとうございます。

それでは、まず我が会派の代表質問の関連に関してからお願いしたいんですが、馬毛島の活用をぜひやるべきだということで、質問いろいろとさせてもらいました。

現状の普天間飛行場、そして嘉手納飛行場の離発着――常駐機、外来機あると思うんですが、その状況をお教えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

沖縄防衛局が実施しております離着陸等状況調査によりますと、平成30年の嘉手納飛行場における離着陸回数は、常駐機が３万3475回、外来機が１万5637回で、合計４万9112回となっており、令和元年は、常駐機が３万4224回、外来機が１万2121回で、合計４万6345回とほぼ前年と同じ回数となっております。一方で普天間飛行場の平成30年の離着陸回数は、常駐機が１万4104回、外来機が1166回で、合計１万5270回となっており、令和元年は常駐機が１万4495回、外来機が2902回で、合計１万7397回となっており、前年より増加しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この増加する分での、タッチ・アンド・ゴーの状況というのはわかりますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　申しわけありません。

この離着陸回数の中でタッチ・アンド・ゴーそのものの回数を抜き出したものは、ちょっと私ども今持ち合わせがございません。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ちなみに国が出した部分で、これ平成30年度なんですが、普天間飛行場の離発着の回数の１万4000回のうちの約3700回はタッチ・アンド・ゴーであるということになってくると、１万4000回ですので、これから3700回、このタッチ・アンド・ゴーを引くとこれ１万回を割る数字になってくるわけですよね。その辺をやはり普天間の危険性の除去、普天間閉鎖の状況をいかにつくるかということは、私は県においても大事なことがあると思うんですよ。ですから、今回の馬毛島の訓練の――タッチ・アンド・ゴー含めて。これ艦載機の部分もやるということなんですが、

これ20日程度ということでもありますので、それからするとこの普天間・嘉手納で行っているタッチ・アンド・ゴーを馬毛島で行うということは本当に我々この両飛行場の訓練の負担軽減になるというふうに思うわけですよ、そのことは。間違いなくこれが実現するということですので、ぜひ知事、先ほど鹿児島の知事含めて、大東の市長、西之表市長ですか――のほうに、やっぱり地元に出向いてでも、知事、今トークキャラバンされているわけですから、沖縄の過重な基地負担の軽減のために、それとやっぱり地元に沖縄の状況という説明をしながら今回のその馬毛島の活用のあり方ということの意見交換をすべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

馬毛島につきましては、下地代議士が当時国民民主党でしたかの際に……

○當間　盛夫君 今、無所属だからどうでもいいよ。

○副知事（謝花喜一郎君） 済みません。失礼しました。

大阪維新の際、いろいろ提言がございました。この特別委員会の中で安倍総理とも議論を行いまして、馬毛島も沖縄と向き合うべきだということで活用を求めていたという議事録等も入手してございます。その中において、総理からはある意味、オスプレイなどの運用を決めてすることは困難というような発言があったことに対して下地代議士のほうから、自分は代替施設の移転ではなくて、訓練をやるべきだというような発言をして、ぜひよろしくお願いしますというふうな答弁がございました。

當間議員の発言はその流れに沿うものだと思っております。私も当時の翁長知事とともに馬毛島視察もさせていただきまして、大変この滑走路２本、実際できるというような状況もつぶさに見てございます。一方で、防衛省におきまして西之表市のほうにいろいろと今調整などもしているところでございます。

今そういった状況でございますので、こういったことも踏まえながらまた防衛省の考え等もしっかりお聞きした上で、県としてまた考えを整理して対応する必要があるのではないかというふうに考えてございます。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 ぜひ頑張ってください。

じゃ次、新型コロナウイルスについてでありますが、保健医療部長、今の沖縄県でのこのＰＣＲというんですか、その検査状況、保健所でということで、皆さんそこで相談をしてくださいというのがあるんですけど、沖縄県の検査状況というのはどうなっているんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） ＰＣＲ検査は、衛生環境研究所で行っているところでございます。２月１日から検査体制を整えておりまして、これまでに88件やっておりますけれど、沖縄県の場合、当初の段階からこの症例定義に固執することなく、医者が必要というふうに判断したものについては積極的に検査に回すようにして対応しているところでございます。

○當間　盛夫君 数的にどれぐらい、どれだけやっているんですか。

○保健医療部長（砂川　靖君） これまでの検査件数の履歴は88件ということでございます。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 ありがとうございます。

それと、国がイベントの自粛をやりました。３月の中旬までスポーツイベント、コンサートとかいろんなものが全部中止になっております。沖縄においてもこの３月に大型のコンサートだとかいろんなのがあるんですが、この中止になったときに県の公共施設――例えばコンベンションセンターだとか、そういった使用が中止になった場合に、県はどのような策をとるのか、答弁いただけませんか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

県では、当面の県主催予定イベントのリストアップ調査を全庁的に行っております。これを踏まえ、県主催イベント開催の可否に関する基本的な考え方について、２月17日に設置した新型コロナウイルス感染症等の影響に係る緊急経済対策プロジェクトチームにおいて検討を行っているところでございます。具体的には、参加者が不特定多数であるか否かや、罹患した場合、症状が重篤化するリスクが高いとされる高齢者の参加状況に加え、開催場所や参加人数等の状況を勘案する必要性等について議論いたしました。また、県有施設におけるイベント中止に係るキャンセル料等についても統一的な対応が必要となっております。

県としましては、感染拡大のリスクを回避する観点や開催中止等に伴う影響等に鑑み、開催の可否等についての基本的な方針を早急に示してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 これはやっぱりこれだけ影響受けるわけですから、公共施設、例えばコンベンションセンターの例をとると、やっぱりその分では収益も入って

こない。本来、上がるべきものが入ってこないということになってくると、その分での公共施設の使用料はいただかないという方向性をぜひ検討してもらいたいんです。これ副知事のほうで答えられたほうがいいんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時39分休憩

午後４時39分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

コンベンションセンターという例でございましたので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。コンベンションセンターのキャンセル料につきましてはいわゆる指定管理でございますので、指定管理者にて柔軟に対応することは可能でございますが、指定管理者の収入の減等の影響もあることから、国の対応方針などを注視しながら県庁内部で関係部局と連携しながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 ぜひ業者、大変な状況になっています。いろんな意味で頑張ろうということもない、その分では全部いろんな部分で自粛になっているということを考えると、沖縄の観光業者含めてそのイベント業者も零細の業者がいっぱいある。その分からすると何の支援もなく廃業してしまうというようなことにならないためにも、やっぱり公共施設のものはもう減免してとらないという方向性を、早目に僕は出すべきだというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、知事の政治姿勢について。

全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けての教育費・医療費無償化についての具体的取り組みと財源について簡潔にお願いをいたします。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） 私のほうからは教育費の無償化について答弁させていただきます。

私立学校ですね、私立高等学校における教育費の無償化については、就学支援金の制度改正によりまして令和２年度から年収590万円未満の世帯の生徒に係る授業料の実質無償化が開始されることとなっています。そういうことから中学校を通して生徒にリーフレットを配布し、周知をしております。また、私立高校に対しては、制度改正に係る説明会を開催し、就学支援金事務が適切に実施されるよう取り組んでおります。なお、財源につきましては、全額国庫負担となっております。

また、次年度から開始される高等教育の修学支援新制度については、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象となり、授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金の拡充が柱となっております。既に対象校の選定と公表が行われ、現在、各対象校において学生からの申請を受け付けております。高校についての財源につきましては、国及び県等でそれぞれ応分の負担をすることとなってます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） それでは私のほうからは医療費関係についてお答えしたいと思います。

こども医療費助成制度でございますが、本議会の冒頭で知事が知事提案説明要旨の中でも述べましたように、知事の任期中に通院の対象年齢の拡大を実現することができるよう、引き続き市町村と協議を進めていきたいというふうに考えております。なお、当該事業は県の単独事業として実施する必要がありますので、必要となる財源については、一般財源の中で捻出する必要があると考えております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 それでは高等教育に関する部分で、これ専門学校に対してのものなんですが、部長、国と県、半分半分なんですね。国半分、県半分ということになるんですけど、この対象校、今沖縄県の専修学校、各種学校の協会の加盟は47校と私は把握をしているんですけど、この対象校というのはどれぐらいになるんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） 私立の専門学校は51校ございますけど、そのうち44校が対象というふうになっております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 そのうちの専修学校の子供が１万名、約１万名というのがあるんですけど、この対象人数というのは把握されてますか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） 高等教育の無償化につきましては、住民税非課税世帯で380万円未満の世帯が対象というふうになりますので、そういう対象の方々は現在把握しているところでは、1735人を見込んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、全ての子供たち、その分では今度の私学の分でも590万をこの分で世帯収入で引き上げるわけですよね。この高等教育の部分でも住民税非課税の世帯ということになるわけですよ。半分は国が持つ、半分を県が持つということになるんですけど、知事が言われるその分で誰ひとり取り残さないという部分からすると、沖縄県独自のその部分の予算、その分の独自的なものが見えないような気がするんですけど、その辺はどう捉えますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

高等教育の無償化につきましては、次年度から新たに始まるということで、今回特に低所得者に対して社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等に就学できる授業料とか入学金の減免、それと給付型奨学金の支給がございます。これにつきましては、次年度から開始されますので、その効果や課題を検証するまでには時間を要するのかなと思っています。県独自の支援制度については、そういった検証結果、または国とか他の都道府県の動向も踏まえながら研究させていただければというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　次に、企業の稼ぐ力を強化する具体的取り組みと支援策について答弁ください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

県では、近年の好調に推移する経済効果を離島・過疎地域、中小企業等へ浸透させることを念頭に、生産性の向上や産業全体の収益力を高めるため、企業の稼ぐ力の強化を図ってまいります。具体的には、県内企業へのＩＴ専門家派遣を通してソフトウエア等の導入や定着支援業務等を実施する小規模事業者等ＩＴ導入支援事業によりＩＴ化の促進を図るほか、経営革新の促進や技術力の強化に取り組んでまいります。また、県内外の販路の開拓・拡大やブランド力の強化・発信を効果的に実施するため、産業横断的な取り組みを推進するマーケティング戦略推進課（仮称）を新設しまして、戦略の策定や民間ノウハウの活用等を図るちゅら島ビジネスマーケティング推進事業等を実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　課題として県内の自給率が低いと。それを高めていこうということで、海外に出していく展開をしたいということで、我が会派の大城議員の部分で、ゆがふ製糖さんの特自貿の部分であったと。あの特自貿の部分でやるということで部長のほうもありましたけど、バイオ。バガスからバイオのもの出てくるよと。皆さんがこの稼ぐ力にもあります黒糖販売拡大プロモーション事業、それも農林でやるわけですね、黒糖も余っているということで。あそこに、県内でお菓子販売をしている企業さんが向こうでそういったものを県外向けで工場をつくっていきたいというようなお話もある。その隣接の部分でイーレックスさんがバイオマスの発電をやる。ヤシそのものの原料、バイオを国外から入れて、そのバイオマスの発電をやるというようなことを考えると、この製糖工場で出たバガスなりでも、このバイオマスの発電所でそういった分チップを開発しながらそういった発電事業もできると思うんですよ。それからすると、このゆがふ製糖を特自貿に持っていくということは大変有意義だというふうに思いますけど、再度どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

企業の稼ぐ力からいきなり特定の企業の答弁できるのかなというふうには思いますが、まず企業の稼ぐ力を強化していきたいという狙いは、農林、商工、観光そういった産業横断的なところでもって連携を高めて、それを企業の稼ぐ力ということで対外的にもアピールしていこうというふうに考えているところがその発端となっております。

議員御指摘のゆがふ製糖、これ砂糖だけじゃなくてバガスとかそういったものを関連産業としてというところではございますけれども、そういった相乗効果を生むような連携ができれば検討に値するのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　いや、僕は全く的外れなこと言っているわけじゃない。県内の自給率を高めるということになってくると、この沖縄の製糖がそういったものでの自給率を高めていくというようなことで質問させてもらいましたので、どうぞよろしくお願いします。

それと、全くまた違う分で、先ほどの新型コロナの部分で、今皆さん稼ぐ力、経済が順調で税収も上がりましたんで、この分に向かうべきだというのがあったんです。ことしになってコロナが発生し、このものがある。事業者は今稼ぐ力よりも、どう企業を維持していくかということが僕はもう大変重要になっていると思います。金融円滑化法がありました。これが去年終わりました。終わったというか、報告義務もなくなってきたということを考えると、今融資制度はあっても、

お金を借りても返せないというようなことがあれば、それこそなかなかお金を借りる前に倒産をしてしまうということにならないためにも、この金融円滑化法、モラトリアム法という形で一時支払いの猶予をとめるんだとか、いろんなことが国でなされたんですけど、こういう融資的な分の保証協会を活用してでも、融資の猶予、一時的な猶予その辺の支払いのものをどう考えるのか。お持ちでしょうか

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

確かにその資金需要という観点が非常に大きいのかなというふうに思っておりまして、今県においては中小企業セーフティネット資金、これについて優遇・拡充をしているところでございます。

議員御指摘の返済の猶予というような部分については、これはまだ国のほうにおいてもなかなか検討に至っていない状況がございますので、仮に国のほうにおいてそういったことが議論されるようなことがあれば、早目に情報を収集して必要な対応をとりたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 このモラトリアム、恐慌であったり、災害であったり、天災であったりというような部分で発動される。これ亀井金融大臣のときにやられた分があるわけですよね。その辺を僕は今回のその新型コロナ、これぐらいの分があると思うんですよ。終息を早目にする分での企業が継続をさせるということも大事な分があると思っておりますので、ぜひいろんな形で検討してもらいたいというふうにも思っております。

(3)番目に、知事が考える一国二制度のものでの見解。以前に一帯一路のこともありましたけれども、この一国二制度、知事どういうふうな見解をとられていますか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 沖縄における国際物流拠点産業集積地域や経済金融活性化特別地区など特区地域制度は、10年間40％の所得控除、あるいは４年の繰り越しが可能な投資税額控除など高い控除率や控除期間が措置されており、ほかに例のない一国二制度的な内容となっております。こうした制度を最大限に活用するとともに、東アジアの中心に位置する本県の地理的優位性を生かし、成長著しいアジアの活力を取り込む諸施策を展開していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 国が進められる新たな広域連携の促進事業というのがこの令和２年にも出ているんですけど、皆さん、この辺はどのように取り組まれていますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時53分休憩

午後４時53分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○當間　盛夫君 僕は、一国二制度いいと思うんですよ。21世紀ビジョン、アジアに向かうというのもいいんですけど、現実はもっと足元のものがあるでしょうと。北部、中部、南部のその広域連携をどうとるのか。連携中枢都市圏ということで、国も進めているわけですね。これがいいのか悪いのか別にしても。この広域連携をやる中での次なる振興策を、僕は行政もやらないといけないと思っているんですよ。北部、中部、南部で広域連携をとる、行政がしっかりととる。宮古・八重山という形のあり方の行政の枠組みを持って次なる振興策には向かっていかないといけないというふうに思いますけど、この辺はどう――僕は副知事のほうがこの辺答えられたほうがいいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 確かに平成の合併以降、公共施設とか重複する施設もございます。資源を有効活用するという観点から、広域連携も十分必要な施策だと考えております。企画部においても広域連携の取り組みを市町村といろいろ意見交換してるんですけれども、なかなか実にならないというところもございます。今後も関係市町村の広域連携の取り組みについて県のほうから促しながら、新たな沖縄振興計画の中にあってもどういう取り組みができるのか検討していきたいと考えます。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 知事、知事でも副知事でもいいですので、今市町村の一括交付金がありますから、なかなか市町村はやらない。だってその分でのものがいただけるわけですから。一方で我々県も広域連携を持った部分に対しての予算を県枠でとった。しかしこれも全部輪番制じゃないけど、談合じゃないけど、全部市町村が枠組みつくって、自分たちでやってしまう。全く広域になっていないということを考えると、僕はこういう――次なる部分で一括交付金がどうなるかもわからない、振興策もどうなるのかわからないというようなことを考えると、こういった広域行政をもうそろそろ次なる部分でやっていかないと、沖縄のそのあり方、知事が言う一国二制度、その分での優遇策ということ、

僕はなかなか難しいと思うんです。この広域連携についての新たな部分、やっぱり副知事答えられたほうがいいです、どちらかが。

○議長（新里米吉君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 御質問にお答えいたします。

次の振興計画に向けての新沖縄発展戦略の中で、均衡ある県土をもとに、中・北部圏、南部・離島圏の検証を今しているところでございます。

議会でも指摘がありましたように、市街化調整区域とかいろいろありまして、基本的には広域ということも含めて、それから細長い沖縄県ですので東海岸、特にもう一方の背骨も含めて広域的な連携を有機的にやるということで今検証中でございますので、引き続き進めていきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 ぜひよろしくお願いします。

それでは次に、エネルギー政策について。ＳＤＧｓという形であるんですが、沖縄電力、部長、沖縄電力の発電電力量、構成おわかりだと思いますのでお教えください。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

これは平成29年度の構成比ですけれども、石炭が61％、それからＬＮＧが20％、石油が13％、再エネその他が６％というふうになっております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 ちなみに、2027年度はどのような構成になっていますか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

同じく石炭が51％、それから石油が14％、ＬＮＧが29％、新エネその他が６％というふうに計画をしているというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 新エネが10年たっても６％、変わらないわけですよね。ＳＤＧｓということで、このクリーンエネルギーのその再生可能エネルギーの目標はどの値に目標置かれているんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時58分休憩

午後４時59分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○當間　盛夫君 目標値は、国も含めて大体24％なんですよね。国連は本当30％ぐらい求めているんですよ、その分での。その再生エネルギー含めたそのことをやってもらいたいということであるんですけど、この電力のその構成比を見ても、2027年、残り３年としてもその新エネルギーというのは６％でしかない。知事、それどうお考えますか。今ＳＤＧｓでそのエネルギーの、クリーンエネルギーをということで、皆さんその政策をうたってるんですけど、肝心な電力がこの目標でしか持ってないと。どうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） おっしゃるように、沖縄はこの再生可能エネルギーを使うにはまさに実証実験に最高の場所であるという研究者もいらっしゃいます。ですから、そういう先端技術を各企業が取り入れながら今度は電力の接続量の問題とか、あるいは蓄電池の開発の問題とかその業界とそれぞれの先端技術とのまた組み合わせが大事であるというふうに思います。

しかし、ＳＤＧｓは2030年までに非常に大きな高い目標を持っておりますので、沖縄県も次期振興計画等においては、その目標値を掲げて企業や最先端技術を駆使する先端企業とも相まって取り組んでいくべきであろうというふうに思います。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 知事、東京都も20％以上の目標を持っているわけですよ。それからしたら知事の政策でこれだけ重要課題だとうたうんであれば、そういったものを持ってもらわないといけない。そのＳＤＧｓということで言っているわけですので、今、我々は沖縄電力さんに電気料を軽減してもらうために、税の免除を平成29年だけでも33億、この29年度までのトータルで171億の税の免除をしているわけですよ。それからすると、これだけのもうそれは使うなというのに、一方では税の免除をするという相反することを我々やっているわけですよね、現実は、そのことは。それらも含めてやっぱり知事が接続がどうだとか、こうだとか言うことじゃなくて目標値をしっかり持てばそれに進むということをぜひ重要政策ということであればお願いをしたいというふうにも思っております。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後５時１分休憩

午後５時１分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○當間　盛夫君 県警の一般職員の増ということで、11月の定例会にもありましたが、これはどのような対応とられましたでしょうか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） お答えします。

県警のほうからは、一般職の増員について私どもの

ほうにも相談がありました。増員要求のありました一般職、それと議論の中でいろいろ非常勤を使ったりとかそういった嘱託、委託化とかＩＴ化とかできないかといったことも議論を進めさせていただきました。その中で、一般職員と非常勤がございますけど、そのうち拾得物に関するものについては、次年度コールセンターを設置するというふうな形で県警のほうでも作業を進めてますので、そこに必要なまず非常勤職員２名を配置することでここについては協議が調っているところでございます。

また、一般職員については現在その業務量、それと今回設置します非常勤職員との役割分担等の確認を行っているほか、設置効果――コールセンターの設置効果も確認していく必要があるのかなと思っています。

私どもとしましては、引き続き県警本部と調整を行いまして協議を調えていこうと思っていますので、調った段階で速やかに必要な措置を講じたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　県警本部長、今回議案には出ていないんですが、次年度にこの一般職員、今いろいろと皆さんと協議をしているということがあるんですけど、次回となると６月の議会になるんですが、皆さんこの一般職員をどれぐらいの定数をというのはあるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君）　お答えいたします。

当県におきましては、警察官の増員が逐次行われている中で、一般職員の増員は昭和59年度を最後に行われておらず、他のより規模の小さい県警察と比べても一般職員の数は少ない状況でございまして、業務負担、一般職員は県警察の基盤を支える業務を行っておりますが、その業務負担は極めて重い状況にあるというふうに認識をしております。こうした現状も踏まえまして、昨年県当局に対しまして、合計して26人の増員を要望したところでございます。先ほど総務部長から答弁がありましたとおり、協議を継続しております。令和２年度の当初予算には非常勤職員２人の増員は認めていただいたものの、一般職員の増員は盛り込まれていないという状況でございます。

しかしながら、増員要求のうち、観光客の急増に伴う遺失・拾得物業務の量的・質的な負担増に対応するということは観光客の安全・安心のためにも喫緊の課題、焦眉の急であるというふうに考えております。そのため拾得物の取り扱いを行うための12人の増員につきましては、那覇空港第２滑走路の供用開始も踏まえまして、早期に令和２年度の補正予算に盛り込まれ、一日も早く現場に増配置することができるように県当局の御理解を得るべく説明を尽くしていく、そういう考えでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　今回150名の離島警備隊ということで新設もされます。やっぱり警察官はふえる。ところが事務的なものはなかなか一向にふえないということがありますので、ぜひその辺は人事の分でもあるんですが、皆さんしっかりと検討して増のほうよろしくお願いいたします。

次に、県有地の利活用についてお答えください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　那覇市内における県有地の利活用状況等についてお答えさせていただきます。

那覇市内における平成31年３月31日時点の県有地は約178万平米あり、そのうち庁舎や学校等の行政財産が約117万平米、また普通財産が約61万平米となっています。その普通財産61万平米のうち未利用地は約６万4000平米となっています。公有財産は、行政目的での利活用を基本としていることから、県有の未利用地は、初めに県庁内での有効利用の有無を検討し、県庁内での利用がない場合は、基本的に所在市町村等に対し買い受け意向等を確認し、市町村等でも買い受け意向がない場合は、一般競争入札で売却するというふうなことで取り扱っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　那覇市民会館、今那覇市は久茂地に市民会館を新しくつくっております。この市民会館について、皆さん県庁内の利用紹介を実施したが必要性が低く跡地利用についてまだ検討中であるということであるんですが、これは県庁内部でこの市民会館の活用のものはまだどこからも上がってないという認識でいいんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　各部局のほうに照会をかけております。いろんな案としては出ていますけど、当然のことながら利用先の決定に当たっては事業の必要性、また緊急性、代替性等を関係機関と整理、調整し、行政目的に達する最も有効な利用先を総合的に判断することになります。その結果、さらに事業の熟度が低いというふうなことになった場合には次の――先

ほど御答弁させていただきましたが――市町村の活用も視野に入ってくるのかなと思っています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 また本部長にちょっとお尋ねしたいんですが、隣接して那覇警察署があります。大分老朽化――もう30年以上たっているんじゃないかと思うんですけど、この那覇警察署の概要をちょっと示してもらえますか。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） 那覇警察署でございますけれども、昭和63年に建築をされているということで築年数が31年と長くなっているということで、老朽化が進行しているほか、狭隘化も著しいということで、将来的には建てかえが必要だというふうに考えております。しかしながら、現時点、他により古い警察署がございますので、那覇警察署については具体的な整備計画というのは私ども持っておりませんので、今後しっかりと検討進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 僕は、那覇署が隣接するからこそ、この市民会館には――那覇市は今真和志支所も老朽化をしているということがあるわけでしょうから、その真和志支所の分も一緒にやる。今、皆さん、県庁舎もその分での改築のものがあって、隣接する県立図書館のそのこともこれから活用しないといけないということがあるはずでしょうけど、ぜひこれは那覇署のその新たな部分での活用､那覇市のそういう支所的な機能、また防災機能としての与儀公園含めた一帯のあり方ということを、ぜひその辺は総合的に僕は検討すべきだというふうにも思いますけど、これ謝花副知事、どう考えますか、その辺は。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） まず最初に、那覇市民会館の敷地ですね。これ一応まだ貸し付けの期間がありまして、令和15年までは一応貸し付けの期間が残っているところでございます。那覇市のほうがこの市民会館跡地については真和志支所を含む複合施設の検討を行っているというふうには聞いてますけど、まだ具体な――いわゆる行政レベルというんですか、担当者レベルでは意見交換してますけど、まだ正式な形ではうかがってないところでございます。一方、旧県立図書館については、先ほど當間議員のほうは県警本部も古くなっているということでしたけれども、県庁舎も古くなっているところでございます。それで、本庁舎の改修の仮庁舎としての活用というのが今視野に入っているところでございます。また市立図書館の敷地と与儀公園については、これは那覇市のほうで行政目的ということで活用しているところでございます。

ただ、今御提言ございましたので、県有地の利活用についてはその整備状況等も踏まえつつ、しっかり公有財産の管理運営方針に基づいて総合的な有効活用を検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 それじゃ政治姿勢の最後なんですけど、離島振興の認識を伺うという部分で１点だけ。

ずっと私がやっています、久米島の海洋深層水の取水事業、これ県の取り組みは今どういう状況になっていますか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 久米島の海洋深層水の新設に当たっては、久米島町が主宰する会議に県の関係部局が出席して、去年の８月に第１回の会議を行っております。その中で明らかになったもろもろの法的な規制・制約、これについての課題の整理を今行っているところで、３月に第２回の会議を行うこととしております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 久米島が主体的にやっていくという方向性はあると思うんです。その分でまた国からの支援を受けながらの、国のそういった助成金も受けながら県も支援していくという方向性は確認してよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 確認してよろしいですかと……

○企画部長（宮城　力君） 趣旨は、今国の補助金と……

○當間　盛夫君 県もそういった部分での支援的なものがあるという確認はいいですかということ。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 今予想される国の補助金、交付金がありまして、これについては市町村が事業主体となる場合は国からの補助金ということになります。国の補助金と市町村の補助金で事業を実施するということになります。ほかにあるいは県も上乗せといいますか、そういう仕組み――やる、やらないは別にして――が可能かどうかも含めて、まず今回のこの海洋深層水については、そもそもその需要があるのか、必要性から始まります。それから計画的であるのか、

あるいは妥当性があるのか――これは先ほど申し上げたような法的な問題はクリアできているのか。さらには持続性はあるのか、収支計画はどうなっているのかもろもろ含めて今検討を行うことにしておりますけれども、その中でも整備する財源はどうなっているのか、これもあわせて検討することにしておりますので、その中で検討させていただきたいと考えます。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 もうこれ以上ないはずでしょうから、よろしくお願いします。

次に、交通システムについてなんですが、いろいろと費用便益のお話がありました。この費用便益を１にした要因というのは部長、何ですか。１になったという要因は。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 主に便益の部分になりまして、まず人口、これが2030年時点の国立社会保障人口問題研究所、これの予測値に更新した。それから入域観光客数も今後10年から20年間の観光客数の推移を踏まえて、観光客数をふやした。あとは、これまで構想段階では考慮していなかった貨物車ですね、貨物の車。これの便益を追加した。加えてピーク時の道路混雑、これまでは日中平均的な道路混雑がどのぐらい緩和されるかという観点から便益を算出しておったんですが、これは１日当たりピーク時のほうが便益が大きいということもあって、ピーク時の道路混雑を踏まえた走行時間短縮便益、これらを算出した。これらもろもろの要因が相まって、ケースによっては1.0になる場合もあるというところでございます。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 次、路線バスについてなんですが、いろいろと減便をする中で、また収益が上がってきたというような路線バス事業者の話もあるんですけど、でも実際には利用者は不便になっているんですよね。以前だったら30分に一本あった。ところがそれが１時間に一本になって、それを使わないといけないという部分で利用が上がっているというようなところもあるんでしょうけど、もう国もいろいろと地方は人口減少しているということで、この地方バス路線の再編、民間に任せてあったものを公共でやるというような形が国もいろんな形で進めているわけですよね。その辺は路線バスの統合のあり方、事業のあり方ということを今のうちに私は真剣に考えるべきだというふうに思っているんですけど、この辺の検討の仕方はどうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） たしか熊本市だったのか、バス事業、市営バスが撤退する際に新たなバス事業者を整備して、その路線を引き取ったということは承知しています。

今、国のほうにおいては乗り合いバス事業者の合併、共同経営を認める独占禁止法の特例法案を検討していることは承知しております。公表された資料によりますと、共同経営等には、路線バス事業者からの申請に基づく国土交通大臣の許可が必要であるとされております。

県としましては、バス事業の統合等は、まずはバス事業者みずからの経営判断が必要であると考えておりまして、引き続き国が進める法制度の情報収集に努めるとともに、必要に応じてバス事業者とも意見交換をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 いつまでも赤字補塡ということではなくて、やっぱり政府も自治体にもっと自助努力しなさいということは出しているわけですよね。その辺からすると地域公共交通計画をどう策定するんだとかあると思うんですよ。

(3)番目の中南部の交通渋滞、交通状況のことはいいんですけど、内閣府、国の資料の部分でソフト対策について内容が多岐にわたり、さまざまな協議や計画が存在し、全体像を把握しにくい状況にあると、沖縄県ですよ。各計画の関係、役割分担をさらに明確にするとともに必要に応じた整理・集約を図ることが必要だと。いろんな計画があり過ぎると。沖縄県は、交通体系を含めて。これはもっと整理をして、やっぱり集約をする中での県民にとっても周知も必要じゃないかということを言われておりますので、ぜひ沖縄の交通渋滞というのは３大都市圏に匹敵すると、３大都市圏以上だということも言われていますので、その対策をぜひよろしくお願いいたします。

休憩お願いいたします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後５時19分休憩

午後５時21分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○當間　盛夫君 ３番目の広域都市計画区域についてであるんですけど、これまで土木のほうで那覇広域都市計画の区域区分の協議ということで、中南部の都市圏の都市構造、いろんな角度から分析したということはこれは土木が全く動かなかったことを進めたということは、座波議員からもあったんですけど評価するも

のであります。やっぱり中南部の――部長、マスタープランつくるべきだというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

去る２月14日に開催いたしました、那覇広域の区域区分検討協議会第２回委員会におきまして、現時点では、市町村の意向等を踏まえると、区域区分の維持は必要としつつ、短期的には、市街化調整区域における県独自の規制緩和や、計画的な市街化区域編入を行うことを確認したところであります。

御質問のマスタープランでございますが、中長期的には、県土の均衡ある発展や持続可能な社会の構築に向け、駐留軍用地の跡地利用も見据え、中南部都市圏を一体の都市として、都市計画区域の再編も視野に入れることが示されており、それらを踏まえると、全体的なマスタープランを策定することになるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 本来、これ企画がやらないといけない仕事なんです。ところがやっぱりここまで来ると、謝花副知事、もう土建部に任せたほうがいいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

市街化調整区域につきましては、やはり土建部のほうで長年の懸案だったことを今回動いてさまざまな観点から検討いただいたものと思っております。有識者、それから各首長とも緻密な意見交換を行って、今般、方向性が示されたものと考えております。

今回の土建部のこの提案につきましては、次期沖縄振興計画において中南部都市圏の土地利用の方向性についての位置づけを図るというような方向性でやっておりまして、総点検にもその旨を盛り込んでいただいているところでございます。昨日、富川副知事からも答弁あったと思いますが、ぜひ沖縄振興計画の中でもこのあり方についてを踏まえた対応ができるようにということで、今後も各部局連携して取り組んでまいりたいと思っております。

○當間　盛夫君 頑張ってください。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 最後に首里城の再建なんですが、(1)と(3)は取り下げます。

県と美ら島財団の責任のとり方について、答弁いただけますか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 首里城火災における責任についてでございますけれども、お答えいたします。

沖縄県警察の捜査結果においては、出火原因の特定には至らなかったとのことでありますが、県としては今後の那覇市消防局の発表も注視していきたいと考えております。

今回の火災について、県は施設の管理者として、美ら島財団は指定管理者として、それぞれ責任があると考えております。

県としては、今後、第三者委員会として設置する首里城火災に係る再発防止検討委員会において、指定管理者とも連携し、管理体制のあり方等についてしっかりと検証を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○當間　盛夫君 いや、俺は責任のとり方ということを聞いているんだけど、部長。責任を感じているということじゃなくて、とり方はどうするのかと聞いている。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 首里城火災につきまして、この第三者委員会として設置する検討委員会においてしっかり検証していくということでございます。その委員会の中で法的な観点の整理ですとか、その他文化財保護に配慮した防災・防火対策等、法律の専門家も含めて検討委員会の中でしっかり検討していきたいと。今現在、消防の発表もまだでございますし、出火原因も特定されていないという状況ですので、明確に現時点で責任のとり方ということについてはちょっとコメントを差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 部長、それじゃ再建費用はどれぐらい見積もっていますか。

○土木建築部長（上原国定君） ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後５時26分休憩

午後５時27分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 済みません。

お答えいたします。

今回焼失しました施設、正殿初め施設トータルで、当時の整備費用としては約73億円かかってございます。ただ、今回再建に当たって今またまさに国の技術検討委員会の中でどういった形で再建を進めるかとい

うことで検討がなされ始めたところでございます。総額につきましてはまだ明らかになっておりませんが、おおむね２倍以上かかるのではないかというふうなお話はございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　73億、人件費いろんな資材高騰あって、おおむね２倍と言っても150億。間違うと200億かもしれない。しかし火災保険で70億、火災保険の上限があると。これは全部国庫にいくと。国の支払いになるということを考えると、私は国の予算からすると、この保険含めた、そしてまた美ら島財団が持っているいろんな財産、そういったものをやっぱり処分する中でも何十億というのが僕は出てくると思う。

先ほどもあったんですけど、やはり県の三役もこれ県のシンボルと、沖縄県のシンボルということであれば皆さんも条例つくってでも、そういった予算をつくっていくということが大事。そしてまた30億近くの寄附金が集まっているのを国がやると言っているわけだから、そのことはやっぱり周辺整備でやってほしいんだとか、世界遺産のグスク群に……

○議長（新里米吉君）　まとめてください。

○當間　盛夫君　いろんな思いがあるはずでしょうから、その辺は基金を正殿に縛るとその城内のものに縛るということではなくて、しっかりといろんな沖縄県の各グスク群に使っていただきたいということの要望で終わらせます。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　　この際、申し上げます。

先ほど又吉清義君から申し出のあった件につきましては、議長において後刻記録を調査の上、適切な措置を講ずることにいたします。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時30分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　當　間　盛　夫

会議録署名議員　　比　嘉　京　子

令和２年２月28日

令和２年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　７　号）

令和２年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

令和２年２月28日（金曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第7号

令和２年２月28日（金曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで
甲第１号議案　令和２年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　令和２年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　令和２年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　令和２年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　令和２年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　令和２年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　令和２年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第８号議案　令和２年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第９号議案　令和２年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第10号議案　令和２年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第11号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第12号議案　令和２年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第13号議案　令和２年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和２年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第16号議案　令和２年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第17号議案　令和２年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第18号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和２年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案　令和２年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和２年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和２年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和２年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和２年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第25号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）
甲第26号議案　令和元年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　令和元年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第２号）
甲第28号議案　令和元年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第29号議案　令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）

甲第31号議案　令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　令和元年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　令和元年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県動物愛護管理員設置条例
乙第10号議案　沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第11号議案　沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例
乙第12号議案　沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例
乙第18号議案　沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県公立大学法人評価委員会条例
乙第22号議案　沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例
乙第25号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県首里城復興基金条例
乙第27号議案　沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例
乙第28号議案　沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第31号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第33号議案　沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例
乙第34号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第35号議案　債権の放棄について
乙第36号議案　訴えの提起について
乙第37号議案　沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業の契約に係る落札者の決定の無効の確認に関する和解等について

乙第38号議案　地位確認請求事件の和解について
乙第39号議案　指定管理者の指定について
乙第40号議案　指定管理者の指定について
乙第41号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第42号議案　公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立について
乙第43号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第44号議案　専決処分の承認について

出　席　議　員（46名）

議長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	保健医療部長	砂川　靖君
副知事	富川盛武君	農林水産部長	長嶺　豊君
副知事	謝花喜一郎君	商工労働部長	嘉数　登君
政策調整監	島袋芳敬君	文化観光スポーツ部長	新垣健一君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	土木建築部長	上原国定君
企画部長	宮城　力君	企業局長	金城　武君
環境部長	棚原憲実君	病院事業局長	我那覇　仁君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	会計管理者	伊川秀樹君

知事公室 秘書防災統括監	前原正人君	警察本部長	宮沢忠孝君
総務部 財政統括監	金城　賢君	労働委員会 事務局長	金良多恵子さん
教育長	平敷昭人君	人事委員会 事務局長	池田克紀君
公安委員会委員	與儀弘子さん	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田　隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平良　潤君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君） これより本日の会議を開きます。

知事から発言の申し出がありますので、これを許可します。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

おはようございます。

議員各位に御報告いたします。

昨日、沖縄県危機管理対策本部会議を開催し、議題として沖縄県における新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について議論し、決定いたしました。

この基本方針は、今が今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期であるとの国の認識を踏まえ、県としても新型コロナウイルス対策を総合的に進めるため、県民･企業などに対する情報提供、感染状況の把握、感染拡大防止策、医療提供体制などの方向を定め、連携して取り組んでいくための当面の方針を示すものです。

基本方針の内容としては、感染拡大防止のためのイベント開催の考え方、学校における感染対策の方針及び保育所等における対応などについて記載しております。また、今後患者が増加した場合の医療提供体制としては、医療圏ごとに引き続き体制整備を図っていくことを記載し、検査機能についてはＰＣＲ検査を県衛生環境研究所のほか、琉球大学医学部附属病院や民間の検査機関にも協力を求めてまいります。

県民の皆様に対しては、新型コロナウイルスにうつらない、うつさないための手洗いの励行、せきなどの症状のある方のマスクの着用とせきエチケットの実施を引き続きお願いしたところです。

県としましては、今後も全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、感染拡大のスピードを抑えるとともに重症者の発生を最小限に食いとめ、また社会経済への影響も最小限にとどめることに全力を尽くします。

県議会におかれましても、基本方針の趣旨を御理解いただき、新型コロナウイルス感染症対策への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、昨日政府より要請のありました３月２日からの小・中・高校及び特別支援学校の臨時休業につきましては、県、市町村、児童生徒への影響等を勘案しつつ､本日中に県の方針を決定したいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） **日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君 おはようございます。

質問に入ります前に、一言御挨拶を申し上げます。

私は、今期で勇退をさせていただきます。したがって、きょうの一般質問が最後になろうかと思います。

顧みますれば６期24年、加えて那覇市議３期と都合９期35年間、多くの市民、県民の皆様に大変お世話になりました。この場をおかりして心から感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

なお、執行部を初め同僚議員の皆さん、そして事務局の方々にも大変お世話になりました。どうぞこれからも御指導、御鞭撻をお願いをして一般質問に入ります。

その前に、もう一点だけ、私が感慨深いのは、この場でも一度発言をさせていただきましたが、沖縄観光、好調で1000万をついに突破をいたしました。こ

の1000万は、今は亡き白保台一元衆議院議員の最初の選挙で公約として、また県本部の政策として発表した政策でございます。当時はちょっと目標が大きいんじゃないかとか、まだまだそんな時期じゃないとかいろんな意見がありましたが、いや、1000万を目指すというところに県民の大きな眼目があるんだということで、この1000万を掲げてまいりました。したがって、この1000万の達成、突破には大変感慨深いものがあります。また翻って、今の社会情勢、沖縄観光には大変厳しい風が吹いておりますが、今までも厳しいときに県民が一丸となって乗り越えてきた。これが力となってこの1000万に到達したと思っております。したがって、これからも執行部、県議会そして県民が一丸となってさらなる目標を掲げてやっていくべきじゃないかと。県は1200万という目標を掲げておりますが、私は1500万ぐらいの目標を掲げていいじゃないかということを御提案申し上げまして質問に入ります。

冒頭に、安倍晋三首相の小・中・高校等の臨時休校要請の表明につきましては、質問通告後に発生しました重大な問題でありますので、議長と執行部には連絡を済ませており、先例を踏まえて質問を行います。

安倍晋三首相は、昨日の新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で３月２日から春休みに入るまで、全国の小中学校、高校や特別支援学校を臨時休校にするよう要請する考えを表明しましたが、教育長の見解と対応について伺います。

それでは通告に基づいて質問をさせていただきます。

1、持続可能な世界を残すために、国際社会が2030年を目標として取り組む、持続可能な開発目標いわゆるＳＤＧｓの目標達成期限まで残り10年余となりました。政府の中長期的な国家戦略であるＳＤＧｓ実施指針にも我が党の意見が反映をされました。例えば気候変動や海洋プラスチックごみ問題も含めた海洋環境保全、防災対策など加えてＳＤＧｓには世界の食料廃棄を半減するという目標もある中で、公明党が主導して食品ロス削減推進法を成立させました。今や食品ロス削減は社会運動となっております。さらに我が党は推進体制の強化に向けてＳＤＧｓ推進法（仮称）の制定を検討しております。

そこで県の取り組みについて伺います。

(1)、ＳＤＧｓの推進体制及び取り組みの現状と今後の展望について伺います。

(2)、ＳＤＧｓの推進を条例化する考えはありませんか。例えば沖縄県における持続可能な開発目標推進条例等でございます。

２番目、古紙輸出悪化対策について伺います。

中国は、日本からの古紙輸入量を2018年度比で44％減らし、行く先を失った古紙が日本国内でだぶつき価格が急落し、採算の悪化で古紙回収が一時とまるなど撤退する業者も出てきております。沖縄の古紙は約９割を中国への輸出に依存しており、今度の中国の輸入減で県内の古紙問屋は非常に厳しい状況下にあります。中国はさらに2020年末までに輸入をゼロにする方針を明らかにしております。さらに状況が悪化するおそれがあり、沖縄の古紙問屋は廃業の危機に立たされているのが現状でございます。

そこで伺います。

(1)、県は古紙問屋を初めとする業界の状況及び古紙リサイクルシステムの現状を把握しておられますか。

(2)、古紙回収業者や問屋への助成制度の検討はできないか伺います。

(3)、本土に移出する場合の運搬費の補助制度の検討はできないか伺います。

３番、去る２月１日に北前船寄港地フォーラムin鹿児島に参加をさせていただきました。蝦夷と薩摩をつなぐ北前船で運ばれる昆布などを、薩摩は琉球を経由した中国福建省との貿易を通して財をなしたこと等が紹介されておりました。このフォーラムを沖縄県で開催することによって、琉球王国の大交易時代をよみがえらせ、現代版大交易時代を再現したらどうかと考えるが、知事の所見を伺います。

４、沖縄県と長野県の交流事業について伺います。

沖縄県と長野県は令和元年度における交流事業において、相互に交流事業を展開してまいりました。長野県側は来年度も事業計画を予定しているが、県の対応及び今後の展望について伺います。

５、保健医療行政について伺います。

(1)、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

ア、新型肺炎の予防対策について。

イ、マスク、消毒薬不足への対応について。

ウ、県における検査、治療体制について。

エ、観光産業などへの影響把握と支援対策について。

オ、風評被害対策等について伺います。

(2)、認知症対策について伺います。

認知症神戸モデルとは新たに創設する診断助成制度と自己救済制度を組み合わせて実施し、その財源は超過課税の導入により市民の皆様に御負担をいただくこととする全国初の取り組みで、認知症になっても安心

して暮らしていけるまちづくりとして注目を集めております。

そこで伺いますが、認知症対策として認知症神戸モデル等を参考にした県の取り組みについて伺います。

(3)、てんかん治療対策について伺います。

公明党は、沖縄赤十字病院がてんかん診療拠点病院として指定を受けることを推進をしてきました。今やてんかんに対する手術も可能となり、沖縄県内のてんかん診療の質が大きく向上しております。このたび、アメリカＦＤＡがエピディオレックスという大麻由来医薬品についてドラベ症候群とレノックス・ガストー症候群に対して薬事承認を行いました。しかしながら、我が国においては大麻取締法があり、大麻由来薬品を医師が施用することも患者が施用を受けることも認められておりません。そこで我が公明党の秋野公造参議院議員が参議院沖縄北方特別委員会で大麻由来医薬品と大麻由来薬物を用いた治験を行うことは可能かとの質疑を行い、国が限定して可能と答弁したところ、この国会質疑を受けて、沖縄赤十字病院は日本てんかん協会、波の会の同席のもと、聖マリアンナ医大と連携して治験を行う考えを記者会見にて公表いたしました。今後、大麻由来医薬品のエピディオレックスか大麻由来薬物のいずれかを用いた治験計画が定められることになると考えられますが、県の免許が必要となります。

我が公明党沖縄県本部の新年賀詞交歓会にも、適応となると思われる、疾患と生きる少年が参加をして一生懸命訴える姿がありました。県として、沖縄赤十字病院の治験に対して免許を円滑に発行できるよう取り計らっていただけないか。沖縄の患者のために前向きな答弁をお願いいたします。

ア、大麻由来医薬品及び大麻由来薬物を用いた難治てんかんに対する治験を希望する医療機関に、大麻免許を発行することについて県の所見を伺います。

イ、国と県のてんかん診療拠点病院である沖縄赤十字病院が、大麻由来医薬品及び大麻由来薬物を用いた難治てんかんに対する治験を行うに当たり、県が大麻免許を発行することについて伺います。

６、離島振興について伺います。

(1)、先島（宮古・八重山）航路の旅客船就航の復活が望まれておりますが、県の見解を伺います。

(2)、黒糖の大量在庫の現状と対策について伺います。

(3)、渡嘉敷村、座間味村の野生イノシシ対策について伺います。この件についてはこれまで何度か取り上げておりますが、なかなか改善が見られない状況にあります。現状と今後の取り組みについて伺います。

７、豚熱、ＣＳＦ対策について伺います。

(1)、状況が通告のときと変化しましたので、通告と違った質問になります。県は去る２月26日、沖縄市内の養豚場で県内６例目の感染を確認したと発表いたしました。現状と今後の見通しについて伺います。

(2)、ワクチン接種について、県は２月28日から３月31日までの期間内に本島全域で飼育する豚やイノシシ、約24万頭に接種する予定とのことですが、その取り組みについて伺います。

(3)、養豚農家への補償、再建対策について伺います。

(4)、在来の希少種アグーの離島隔離について伺います。

以上、質問をさせていただきました。

答弁をいただきまして、再質問をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 糸洲朝則議員の御質問にお答えいたします。

ＳＤＧｓ、持続可能な開発目標の県の取り組みの現状と展望についての御質問の中の１の(1)、ＳＤＧｓの推進体制及び取り組みの現状と展望についてお答えいたします。

沖縄県では、ＳＤＧｓの17のゴール及び169のターゲットと、沖縄21世紀ビジョン基本計画等の諸施策のマトリックスを整理するとともに、その結果を踏まえ、沖縄県ＳＤＧｓ推進方針を昨年11月に決定するとともに、沖縄県ＳＤＧｓ推進本部を設置し、全庁的にＳＤＧｓの推進に取り組んでおります。令和２年度当初予算案においては、重点テーマにＳＤＧｓの全県的な推進を位置づけ、予算編成方針に反映することで、子供の貧困対策を初め世界自然遺産登録に向けた取り組み、平和を希求する沖縄の心の発信など、ＳＤＧｓの目標に対応する諸施策を全庁的に盛り込んでおります。これらの施策に加え、次年度は、県と市町村、企業・団体等が連携するための体制構築に取り組むとともに、ＳＤＧｓカードゲームを活用した地方自治体職員向けのセミナーや、大学生など若い世代の理解促進に向けた講演会を開催するなどおきなわＳＤＧｓパートナーの企業・団体等と連携しながら、県民に向けた普及啓発に取り組んでまいります。これにより、ＳＤＧｓの取り組みを全県的に展開し、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会の構築を目指してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁を

させていただきます。

なお、糸洲議員におかれましては、今議会で御卒業とのこと、大変お疲れさまでございました。どうぞ、お体御自愛の上、今後とも御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 新型コロナウイルス感染症対策本部での全国への臨時休業要請についての御質問にお答えいたします。

昨日、２月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、安倍首相より全国の小中学校と高校、特別支援学校に対し、３月２日より、春休みに入るまで臨時休業とするよう要請するとの発表がございました。実は、けさ方文部科学省から文書もまいりました。

沖縄県としましては、県立学校について臨時休業に入る方向で検討しておりまして、各学校の実情を踏まえつつ休業の時期、期間、方法などの方針を本日決定する予定としております。また、市町村教育委員会に対しましても県立学校の方針も踏まえ、小中学校について同様の取り組みを行っていただくよう本日通知を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） １、ＳＤＧｓの県の取り組みの現状と展望についての(2)、ＳＤＧｓ推進の条例化についてお答えいたします。

県では、沖縄県ＳＤＧｓ推進方針に基づき、子供の貧困対策を初め、世界自然遺産登録に向けた取り組み、平和を希求する沖縄の心の発信など、全庁的に施策を展開しております。今後、県と市町村、企業・団体等が連携するための体制構築や、パートナーシップによる普及啓発などに取り組み、ＳＤＧｓの全県的な展開につなげていきたいと考えております。

議員の御提案につきましては、貴重な御意見として承りたいと考えており、今後の県民一体となった取り組みにつなげていく上で、その趣旨も踏まえながら、ＳＤＧｓ推進の全県的な展開に向けた取り組みを加速させ、持続可能な沖縄の発展や誰一人取り残さない社会を実現していきたいと考えております。

次に６、離島振興についての(1)、宮古・八重山地域における旅客船についてお答えいたします。

県では、平成24年度に、沖縄本島と宮古島及び石垣島を結ぶ先島旅客航路の再開可能性を検討するための調査を行いました。この調査において、航空路線の増便や運賃低減等により航路の旅客需要は縮小傾向と考えられること、新たな旅客船の確保や船員増のため多大な費用が必要となること等から、事業採算性や費用対効果が低いという課題が示されております。

県としましては、本調査結果や沖縄21世紀ビジョン基本計画の総点検の結果及び新沖縄発展戦略を踏まえ、必要に応じて航路事業者及び関係市町村との意見交換を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君） おはようございます。

２、古紙輸出悪化対策についての御質問の中で、古紙事業者の現状等についてお答えします。２の(1)から２の(3)までは関連しますので、一括してお答えします。

古紙は、現在、古紙問屋や再生事業者に有価で買い取られ、再生紙原料として国内外で利用されているものと認識しております。平成29年に国内で回収された古紙は約2100万トンであり、そのうち18％に当たる約380万トンが輸出され、残りは国内製紙メーカー等へ出荷されております。中国による古紙輸入規制の影響等により今後さらに古紙価格が下落した場合、有価物としての流通が全国的に難しくなることが想定されます。その際、古紙のほとんどが一般廃棄物として市町村が取り扱うことになることも想定されるため、市場の動向及び国の施策を注視するとともに、古紙の適正処理を確保できるよう市町村等と調整してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） ３、寄港地フォーラムの沖縄県開催についての(1)、北前船寄港地フォーラムについてお答えをいたします。

北前船寄港地フォーラムin鹿児島は、九州初開催として２月１日から２日にかけ鹿児島市で開催され、国土交通省観光庁長官、北前船日本遺産推進協議会会長等の来賓のほか、一般社団法人北前船交流拡大機構の関係者、鹿児島市長等約1000人が参加し、沖縄県からは謝花副知事が参加したところです。同フォーラムでは、北前船と琉球王国の進貢船は昆布による交易があり、北海道から中国まで結ばれていたことがモニターに映し出され、沖縄県も琉球王国時代から深く関係があることが紹介されました。沖縄県の友好県省で

ある福建省は、同フォーラムには参加しておりませんが、福建省とともに沖縄県が同フォーラムに参加すれば、関係地域との交流拡大の可能性が大きく広がり、意義深いものと考えております。今後、そのような観点から検討してまいりたいと考えております。

次に５、保健医療行政についての御質問のうち(1)のエ、観光産業等への影響の把握と対策についてお答えいたします。

中国での新型コロナウイルス感染症の流行を受け、航空便については、２月17日時点で、北京など中国５都市からの週15便が運休しているほか、上海線は２月に57便が欠航となっております。海路につきましては、これまで代表、一般質問で56回とお答えをしておりましたが、現時点で110回の入港がキャンセルになったと把握をしております。

県としましては、これまで現行での緊急対策として中小企業セーフティネット資金の活用を呼びかけているほか、県内企業への影響について情報を集約し、経済対策等を効果的・効率的に実施するため、２月17日付で庁内プロジェクトチームを設置したところであります。引き続き関係業界へのヒアリング等を通じ状況の把握を行い、中長期的な視点を踏まえ正確な情報発信や風評対策等講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） ４、沖縄県と長野県の交流事業についてお答えいたします。

県では、今年度から長野・沖縄両県の強みや魅力を生かした物産の販路開拓や観光振興等の促進を図るため、両県職員が相互の地域を訪問し、意見交換を通じて具体的な施策の検討を行ってまいりました。こうした取り組みにより、那覇空港の国際物流機能を活用した長野県の特産品の輸出促進に向けて沖縄大交易会への長野ＰＲブースの出展が実現いたしました。また、長野県では、今年度から特産品の販路開拓等を戦略的に実施する営業本部を設置し、沖縄県においても産業横断的な取り組みを推進するマーケティング支援体制の構築を進めており、稼ぐ力やブランド力の強化に取り組んでおります。今後とも、長野県との緊密な連携を通して、物流や観光等の各分野における相乗効果を発揮する市場の活性化や産業振興に資する取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） おはようございます。

保健医療行政についての御質問の中の５の(1)のア、新型肺炎の予防対策についてお答えします。

新型コロナウイルスの感染経路は、飛沫感染及び接触感染であるとされておりますので、県民一人一人が予防対策を行うことが重要であると考えております。具体的には、流水と石けんで手洗いを小まめに行うこと、特に外出した後やせきをした後、口や鼻、目等にさわる前には手を洗うことが最も有効であると考えております。また、せきやくしゃみ等の症状がある場合はマスクを着用し、マスクがない場合は口や鼻をティッシュで覆う等のせきエチケットを心がけること、定期的に換気を行うことなど、できることを積み重ねていくことが予防対策として重要であると考えております。

次に５の(1)のイ、マスク、消毒薬不足への対応についてお答えします。

マスクや消毒薬につきましては、感染症指定医療機関の在庫を確認しながら必要があれば厚生労働省と提携し、販売代理店等に対し、医療機関に優先的に提供していただくよう要請していきたいと考えております。なお、マスクについては、県が新型インフルエンザ対策の一環として備蓄しているものの中から５万7000枚を感染症指定医療機関へ放出したところであります。

次に５の(1)のウ、医療体制についての御質問にお答えします。

県は、県内で流行することを想定し、１月29日に開催した専門家会議において、県内発生早期から流行期に対応するための医療体制を確認したところであります。今後とも感染の動向に留意しつつ、国の方針及び感染症専門医などの専門家の意見を踏まえながら医療体制及び検査体制の整備を図っていきたいと考えております。

次に５の(1)のオ、風評被害についての御質問にお答えします。

風評被害は、県民が正しい情報を有しないことから起こるものと考えております。そこで県では、２月17日から毎日定時にマスコミを対象としたブリーフィングを行い、感染状況などの正しい情報を提供することで県民の不安の解消及び安全・安心を確保しているところであります。

次に５の(3)、大麻免許の発行についての御質問にお答えします。５の(3)のアと５の(3)のイは関連しますので、一括してお答えします。

大麻由来医薬品を用いた治験を行うには、厚生労働大臣に治験計画を届け出て、その内容が適切か調査を受けることになります。

県としましては、沖縄赤十字病院の治験を担当する医師から大麻研究者免許申請があった場合、厚生労働大臣の治験計画に対する調査結果を踏まえ、適切に審査していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 5、保健医療行政についての御質問の中の(2)、認知症神戸モデルについてお答えいたします。

神戸市では、認知症の早期診断の支援や、認知症の方が事故を起こした際の損害賠償を補塡する仕組みを、1人当たり400円の市民税を財源として構築しております。国においては、認知症施策推進大綱により、これら先進的な自治体の取り組み事例を収集し、政策効果の分析を行うこととしております。

県としましては、国の動向を注視するとともに、神戸市等の先進自治体における取り組み事例等について、県内市町村と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） 6、離島振興についての御質問の中の(2)、黒糖の在庫状況と販路拡大対策についてお答えします。

黒糖の在庫状況は、沖縄県黒砂糖協同組合からの聞き取りによりますと、1月末時点で約1800トンとなっております。販路拡大対策として、県では5月10日を黒糖の日と制定し、消費拡大のためのイベントの開催、トップセールスの実施、県内外における販売促進キャンペーンの実施等に取り組んできたところであります。また、沖縄黒糖の販路拡大対策を強化するため、令和2年度においては、一括交付金を活用した新規事業として沖縄黒糖販路拡大プロモーション推進事業を立ち上げ、商談会の実施や商品開発支援等を行うなど、取り組みを強化してまいります。

次に6の(3)、渡嘉敷村、座間味村の野生イノシシ対策についてお答えします。

県では、農作物への鳥獣被害防止のため、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会や市町村協議会等を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業を推進しているところであります。渡嘉敷村及び座間味村では、各村協議会が主体となって取り組む外来イノシシによる農作物被害防止対策に対して支援しております。具体的な取り組みとしては、1、箱わな等による有害鳥獣捕獲、2、侵入防止柵の整備、3、狩猟免許の取得等の人材育成を行っているところであります。

県としましては、引き続き両村及び関係機関と連携し、イノシシ被害防止対策に取り組んでまいります。

7、豚熱対策についての御質問の中の(1)、豚熱防疫対策状況についてお答えします。

豚熱については、これまで6例9農場で発生が確認されております。2月25日に確認された6例目の農場については、約1000頭の豚が殺処分の対象となり、合計約1万2000頭の豚が殺処分されております。現在、行われている農場の防疫措置終了後、28日の間に実施される清浄性確認検査の結果、全ての農場で陰性が確認された場合、国と協議の上全ての制限区域が解除されることとなっております。

次に7の(2)、ワクチンの接種の見通しについてお答えします。

ワクチン接種については、1月22日、沖縄県豚熱対策関係者会議を開催し、その意見を踏まえ、同日ワクチン接種を決定したところであります。また、1月24日に、国においてワクチン接種推奨地域に設定され、2月19日にワクチン接種プログラムが承認されております。県では、同日、家畜伝染病予防法に基づくワクチン接種の告示を行い、接種プログラム計画に基づき、3月第1週の接種を目途に準備を進めているところであります。

次に7の(3)、農家補償と再建対策についてお答えします。

豚熱発生に伴い、防疫措置で殺処分された家畜や移動・搬出制限区域内農家の売り上げ減少等の補償として、家畜伝染病予防法に基づき、手当金等が措置されることとなっております。また、経営再建に向けた県の取り組みとしましては、1月9日に金融機関へ既存借入金の償還猶予等について依頼したところであります。あわせて、農林漁業セーフティネット資金の借り入れに伴う利子補給についても調整を進めているところであります。さらに、発生農家及び移動・搬出制限区域内農家への対応として、畜産課内にワンストップの豚熱に係る農家支援相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応しているところであります。

次に7の(4)、アグー純粋種の保全についてお答えします。

アグー純粋種の保全については、第1段階では、既存施設を利用して、最大50頭を上限に飼養すること

としており、第２段階において、他の離島に新規の飼養管理施設を整備した上で再び移動する計画としております。既存施設の補修整備や新規の管理施設の整備については、国の種豚等流通円滑化推進緊急対策事業等を活用して実施したいと考えております。また、施設の管理運営については、現在、生産者団体に委託していくことで調整を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君 御答弁、大変ありがとうございました。

まず、ＳＤＧｓの取り組みについて答弁がありましたが、今私の手元に先進地例として北九州市の状況がありますので、これを紹介してさらに取り組みを深めていただければと思います。

御承知のとおり、北九州は公害を克服した経験というのがありますので、それを原点にして産官学民が連携した取り組みを行っております。中でも行政の取り組みとして活動の軸を担っているのが――ここら辺が見習うべき点かなと思いますが――北九州ＳＤＧｓクラブで、ここが中心となって産官学民が連携してＳＤＧｓを進めるために、2018年に創設をされました。市民や団体、企業、学校など、今950を超える会員が所属して交流や情報発信を続けております。その結果、市民や団体、企業との取り組みも進んでおります。例えば市内事業者がＳＤＧｓ包括連携協定――市とこの事業者がＳＤＧｓ包括連携協定を締結するとか、また北九州市小倉北区魚町商店街振興組合は、第３回ジャパンＳＤＧｓアワード最高賞のＳＤＧｓ推進本部長いわゆる内閣総理大臣賞を受賞しております。これがまた全国でも話題となって視察の問い合わせも急増しているとのことでございます。

先ほど部長の答弁にも全庁的な取り組みがございましたが、行政の中に軸となるものがあると思うんですね。それを軸にして、産官学民というこの連携をつくる体制づくりについて再度御答弁いただければと思います。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 昨年の11月末に策定いたしましたＳＤＧｓの推進方針、この中において、国、市町村との連携を果たしていくということに加えてさまざまなステークホルダーとも連携することとしております。その中でおきなわＳＤＧｓパートナーとして県内の企業・団体、さまざまな方々を認定した上で、連携してＳＤＧｓを推進していくこととしております。今、募集をかけて登録をしようとしているところでございます。次年度以降は常々知事がおっしゃっているように、県民の皆様一人一人が自分ごととして、ＳＤＧｓの取り組みを推進していけるように浸透そして普及啓発を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君 組織づくり、そのためにもやはり２番目に提案しましたＳＤＧｓ推進条例的なこの策定というのは必要かと思います。

国は先ほど申し上げましたように、この10年間加速を続けてこの目標達成に向かって取り組む、そのためにも、ＳＤＧｓ推進法これを制定する方向で進むと思います。したがって、県においてもこの条例を制定して県の取り組み、市町村の取り組み、企業の取り組み、学校現場の取り組み、市民の取り組み、こういったものを明確にして県全体でＳＤＧｓを推進しているんだという雰囲気を早目につくらんと、あっという間にこの10年が来てしまう。とりわけ沖縄は子供の貧困対策を初めとするたくさんの課題を抱えているだけに、県民が一体となって取り組むためにもこの条例制定というのは大変重要じゃないかと思いますが、いま一度そこについても答弁いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ＳＤＧｓを本格的に取り組むための条例制定についての御意見は、先ほど部長から答弁をさせていただきましたように、大変貴重な御意見として承りたいと思います。

とりもなおさずＳＤＧｓは議員おっしゃるように、一人一人が自分の将来のこととして、今いる地点から将来を考え、バックキャストしていきながら、では５年後はこういう世界、10年後はこういう社会というそういう見込み、目標を立てて取り組んでいくことが非常に重要だと思っております。そのために、県でその基本的な方針となるような条例をつくるべきだというお考えには大変共感するものであります。そのような形で県民一人一人が取り組んでいく沖縄らしいＳＤＧｓを進めていきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君） 糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君 ありがとうございます。ぜひ取り組みを強化していただきたいと思います。

次に、古紙問題に対することでございますが、せんだって那覇、浦添、沖縄市、この３カ所の業者との意見交換あるいは要請をいただきました。

質問しましたように、沖縄は特に本土と違って県内にこの製紙業というか、そういう企業が１社しかないだけに、県内で古紙をさばくということが大変厳しい

状況にあるんですね。全国よりも厳しい。

したがって、再度伺いますが、この沖縄の現状この古紙問屋を初めとする古紙業界の実態調査というものをやる思いはありませんか。この辺についてお願いします。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） 古紙の流通が中国の輸入削減で滞っているという情報を受けまして、私どものほうでも、リサイクル業者、古紙の回収業者のほうに電話による問い合わせを行いました。

議員おっしゃるように回答いただいたそのうちの２社につきましては、輸出が９割だということで全国の状況とは確かに違っておりまして、厳しい状況にあるなというのは確認しております。市町村についても問い合わせをしまして、現在は回収業者のほうが有価でお金を出して市町村がそのお金をもらって、古紙を出しているような状況ですが、令和２年度からそれが逆転するんじゃないかと。逆に回収業者に対して、市町村が支払うようなことも想定されるという話も伺っております。その場合には容器包装リサイクル法とか、他種の方面の法令も活用できないかということも含めてさらなる情報収集に努めながら、答弁でも申し上げましたように、市町村とか回収業者さんとも情報収集しながら何とか円滑にできるように努めていきたいなと思っています。

○議長（新里米吉君） 糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君 ぜひ推進をしていただきたいと思います。

今言われるように、結局回収事業が滞ったりあるいは崩壊したりすると、今の古紙が焼却に回るということになるわけで、このこともまた先ほどＳＤＧｓ等も申し上げましたけど、ある面で逆行するんですよ。費用はかかるし、そして何よりもこの古紙の回収システムっていうのが成り立たなくなる。既に部長が言われたように自治体がもらうんじゃなくて逆に補助してやっているっていうのが出ておりまして、例えば横須賀市がキロ当たり10円、流山市がキロ当たり９円、鎌ヶ谷――ざっと10市ほどありますが、安い前橋、習志野でもキロ当たり４円と、こういう助成をして焼却しているという状況下にあるわけです。したがってこれは市町村あるいは広域のところでやることだとは思いますが、これを県としてどのように後押しをしていくかということが問われると思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） 古紙の回収システムにつきましては、県民の間にもしっかり定着している内容ですので、このシステムを維持しながら安易に焼却に回らないように資源として活用できるように、そのシステムをぜひ維持できるような形で国とも調整しながら県としては進めていきたいなと考えております。

○議長（新里米吉君） 糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君 ぜひ市町村や広域ともよく連携とって進めていただきたいと思います。

もう一つは、この業者の皆さんとのやりとりの中で、例えば四国あたりに持っていくというのもあるらしいんだけど、いかんせん海上輸送というのは沖縄は３倍ぐらいかかるということで、例えば特定の農産物を鹿児島まで補助している制度を見ますと、この古紙もそれの中に該当するかしないか――多分しないと思うんですが、そういう輸送費に対する助成っていうのも考えてみたらどうですか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） 我が県は離島県ということで、議員おっしゃるように九州ですとかそういうところに運ぶために輸送費がかかるということがございます。ただ、現在は有価物としてリサイクル回っているんですが、それが有価物でなくなった場合には廃棄物としての扱いになってまいります。その際には他の廃棄物と同様に排出事業者が負担するという大原則がございますので、そういう排出事業者の負担も加味しながらいろんな方面から検討していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君 時間がありませんので、保健医療部長にてんかん治療対策について再度質問をいたします。

難治性レノックス・ガストー症候群の患者が約4300人、ドラベ症候群が約3000人ぐらいおられるということですが、県内にはどれくらいの患者が想定されますか。また把握していますか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） ドラベ症候群などは４万人に１人の割合で発症するというふうに言われていますが、正確にこの辺調査して数を把握したことはございません。

○議長（新里米吉君） 糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君 ぜひ調査を進めていただきたいと思います。

最後に農林水産部長、もうワクチンの接種が始まると思います。その計画等も伺っております。加えて宮古・八重山、久米島を初めとする各離島にも豚は存在

するわけでございまして、そこへのワクチン接種というものはどのように考えておられますか。いわゆる離島対策です。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） お答えします。

まずワクチン接種につきましては、現在本島で発生している豚熱がございます。離島地域では発生はしておりません。ということで、一つの国の指針等も踏まえながら発生地の清浄性を確認した上でやっていかなければいけないということで、本島でのワクチン接種プログラムを今回承認していただいたものでございます。

離島につきましても、ワクチンということではなくて、今もう発生しておりませんので、そこは水際対策それから飼養管理衛生基準の徹底をしっかり促していきながら、まずはその侵入防止対策を強化していかなければいけないと考えております。

基本的には、発生している地域の感染拡大を含めた対策がまず優先的だろうという形で考えておりまして、同時にやはり離島地域の養豚事業者の部分につきましても防疫対策をしっかり地元の家畜衛生、保健衛生所と連携しながら対応していきたいと考えております。

○糸洲　朝則君 どうもありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君 おはようございます。

公明党会派の上原章でございます。

質問の前に所見を述べたいと思います。

昨年10月31日の首里城の火災、本年初頭の豚熱の発生、そして、今国内外で大きな問題となっている新型コロナウイルスの感染、いずれも多くの県民が胸を痛め、一日も早い再建、終息、解決を願っています。

令和という新しい時代が幕をあけ、さまざまな予期せぬことが起きていますが、知事は本会議の初日、所信表明で、新たな時代に対応した持続可能な沖縄の発展と誰ひとり取り残さない社会づくりを目指すと明言をいたしました。今、知事や県行政に求められているのは、国と連携を密にし、焦眉の急の課題に対し、速やかな対応そして的確な解決策の実行だと思います。県民の命と暮らしを守るための施策、取り組みを強く求めて質問を行います。

１、初めに知事の政治姿勢についてお尋ねします。

(1)、那覇空港第２滑走路完成に伴い、世界最高水準の国際空港にと期待は高まります。しかし、県は新年度予算案について、航空路線の誘致等に取り組む沖縄観光国際化ビックバン事業を約10億1000万円から約８億4000万円に減額し、外国人観光客受け入れ体制強化にかかわる予算は約２億9000万円から約１億2700万円に、約１億6300万円の減少、半額以下となっています。

理由と知事の見解を伺います。

(2)、国際旅客ハブの形成を図るため、航空会社の新規参入や就航路線の増加は重要と考えるが、取り組み、見通しを伺います。

(3)は取り下げます。

(4)、農林水産物流通条件不利性解消事業を離島から本島への輸送時についても助成の対象にできないか伺います。

(5)、県は新年度予算案について、県立病院への繰出金78億円余りを計上しているが、内容及び経営計画の見直し･改善はどうなっているか伺います。また、過去３年間の繰出金の推移と新年度の繰出金78億円余りについて妥当だと考えているのか知事の見解を伺います。

(6)、子育て世代に大きな負担をかける分娩介助料改正、県立病院の出産費用の値上げは撤回すべきと考えるが知事の見解を伺います。

(7)、国際災害救援センター（仮称）の具体的な取り組み、見通しを伺います。

２、公営住宅の環境整備について伺います。

(1)、空き室が多いと聞くが、実態と対策を伺います。

(2)、各階、電球の老朽化に伴い、ＬＥＤへの取りかえを進める必要があると思うが対応を伺います。

(3)、県営団地の管理運営について、本来、県行政が責任を負うべき部分を団地自治会が担っていると考えるが見解を伺います。あわせて、各自治会では共益費未納者への対応に大変苦慮しているとのことですが、現状と対策を伺います。

(4)、台風等による長時間の停電対応について、発電機の設置が必要と思うが、現状と対策を伺います。

次、教育行政について伺います。

(1)、那覇市への新たな特別支援学校の開校について進捗状況を伺います。

(2)、昨年10月よりスタートした保育料の無償化について県内の実施状況、対象者数及び知事の評価を伺います。

(3)、本年４月よりスタートする私立高校の実質無償化と大学、専門学校の無償化について県内の取り組み状況と対象者数及び知事の評価を伺います。

以上、答弁によりましては再質問をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　上原章議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(2)、国際旅客ハブの形成に向けた路線誘致に係る取り組みと見通しについてお答えいたします。

沖縄県では、航空路線の誘致・拡充について、沖縄観光コンベンションビューローや空港ビル会社など関係者との連携を強化して取り組むこととしております。具体的には、定期的に会議を開催し、関係者間で情報の共有を図るほか、ルーツアジアなど航空商談会において航空会社との交渉を共同で行うことなどを予定しております。さらに、国内外の航空会社や都市と連携した周遊促進などにより、新たな市場において沖縄観光の需要を掘り起こすことで、新規路線の就航や増便へとつなげ、沖縄における国際旅客ハブの形成に向け取り組んでいきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)、航空路線の誘致等に係る新年度予算についてお答えをいたします。

沖縄観光国際化ビッグバン事業は、海外における認知度向上、観光需要の創出や路線誘致に取り組み、事業開始以来、外国人観光客数は約８倍、那覇空港の国際線便数は約５倍へと増加しました。また、外国人観光客受入体制強化事業は、外国人観光客の満足度向上を図るため、観光ガイドブックの作成、看板やメニュー等の翻訳費用への支援等を実施し、外国人観光客の満足度向上に大きく寄与してきました。次年度予算につきましては、限られた予算の中で最大限の効果を発揮すべく、事業スキームなどを見直したことに伴うものであり、県としては、引き続き沖縄観光の振興に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)、離島から本島までの輸送費補助についてお答えします。

県では、一括交付金を活用し、農林水産物の県外出荷に際して、直近他県までの輸送費相当分を補助する農林水産物流通条件不利性解消事業を実施しております。本事業においては離島から本島を経由して県外出荷される場合は、離島・本島間の輸送費についても補助対象としております。現在、離島４市町においては、一括交付金等を活用し、本島向けに出荷される水産物などに対する輸送費補助をそれぞれの実情に合わせて主体的に実施しております。

県としましては、その実績などを総合的に勘案しながら、市町村と役割分担をしつつ、相互に連携して農林水産業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)、病院事業に係る繰出金の内容等についての御質問にお答えします。

病院事業会計における一般会計繰入金については、救急医療、小児医療、周産期医療や感染症医療等の政策医療を安定的に提供するため、毎年度必要な額が繰り入れられております。過去３年間の一般会計繰入金の額は、平成29年度が64億4895万円、平成30年度が73億7730万6000円、令和元年度が79億6514万2000円となっております。令和２年度は、78億2387万7000円を繰り入れることとしており、令和２年度の額についても政策医療を安定的に提供するために必要な額と考えております。また、経営計画の見直しについては、策定時に見込めなかった外的要因を計画に反映させるため、平成30年度に見直しを行ったところであり、経常収支の黒字確保、投資資金の確保及び手元流動性の確保の目標達成に向けて、収益の確保や費用の縮減等、経営改善の取り組みを引き続き行ってまいります。

次に(6)、分娩介助料改定についての御質問にお答えします。

県立病院において妊婦が出産する場合、実際の分娩に要する費用は、妊婦が支払う分娩介助料の額を上回っていることから、分娩介助料の額の改定を行いました。分娩介助料の改定額は、他の医療機関との均衡を図りつつ、県立病院で出産した妊婦が負担する総額が、出産に伴い保険者から支給される出産育児一時金の額42万円の範囲内となることを基本としております。また、分娩介助料の額の改定に当たっても、妊婦の経済的負担を緩和するため、段階的な額の改定となるよう措置したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(7)、国際災害救援センターの取り組みについてお答えします。

県では今年度、人道支援・国際貢献を目的とした国際災害救援センター（仮称）に係る検討事業として、不発弾関連調査についてはカンボジア、また、防災関連調査についてはＪＩＣＡと連携したフィリピンの事例調査を実施したところです。今後、調査の取りまとめを行い、次年度は国際的な貢献のあり方について試行を行うなどさらなる検討を進めてまいります。なお、検討後の事業形態としましては、施設等のハード整備ではなく、ＪＩＣＡ等と連携した防災教育プログラムの提供などソフト的な支援の実施を想定しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、公営住宅の環境整備についての御質問のうち(1)、県営住宅の空き家の実態と対策についてお答えいたします。

県営住宅の管理戸数は、おおよそ1万7000戸であり、そのうち空き家は、令和２年１月末時点で、通常退去による空き家が610戸、建てかえ事業に伴い、建てかえとなる団地入居者の仮移転先の空き家が466戸、合わせて1076戸であります。県営住宅の空き家については、指定管理者と連携、協議しながら、その減少に向けて取り組んでまいります。

次に２の(2)、県営住宅の共用部分の照明器具の取りかえについてお答えいたします。

県営住宅の共用部分の照明器具については、故障により取りかえが必要な場合に、ＬＥＤ機器を設置することとしております。また、建てかえ時には、ＬＥＤ機器を設置しております。

次に２の(3)、県営住宅の共益費の徴収についてお答えいたします。

県営住宅の共益費は、入居者が共通して使用する集会所を初め、共同水栓、共用部分の照明器具等の管理などに要する費用であるため、団地自治会が電力会社等と契約しており、全国的にも団地自治会が徴収し、支払っている状況であります。このため、共益費の滞納件数及び割合について県は把握しておりませんが、団地自治会からの協力依頼を受けて、指定管理者を通して臨戸訪問時に納付指導等を実施しております。今後とも団地自治会と連携を図り、共益費の滞納対策を支援してまいります。

次に２の(4)、台風等による長時間停電時の対応についてお答えいたします。

県営住宅では、台風等の自然災害時に停電が発生することがあります。各団地では、停電による断水に備えて、指定管理者と委託事業者の取り決めにより、リース発電機を使用することができる体制を整えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の教育行政についての御質問で(1)、新たな特別支援学校の進捗状況についてお答えいたします。

新たに設置する那覇みらい支援学校につきましては、令和３年４月開校を目標として、これまで取り組んでおり、昨年10月には建築工事の契約を締結しております。建築工事の実施に当たり、不発弾の有無を確認するための磁気探査において多数の金属反応があり、その確認・撤去作業等に、相当の時間を要することが判明いたしました。これにより、工事の竣工が５カ月おくれの令和３年７月となる見込みとなっております。なお、現時点で不発弾は発見されておりませんが、引き続き確認を行っていく必要があります。このため、開校を当初目標の令和３年４月から令和４年４月に変更することとしております。

県教育委員会としましては、子供たちが安全・安心に学べる教育環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　３、教育行政についての御質問の中の(2)、幼児教育・保育無償化についてお答えいたします。

制度導入時、認可保育所等については、利用する子供の62％に当たる約３万5000人、認可外保育施設については、47％に当たる約4000人が無償化の対象となっております。幼児教育は生涯にわたる人格形成や教育の基礎を培う重要なものであり、幼児教育・保育の無償化は、多くの子供の育ちによい影響を与えるとともに、子育て世帯の負担軽減につながるものと考えております。その一方で、保育ニーズの高まりによる待機児童への影響や保育の質の確保などの課題も生じていることから、県としましては、引き続き市町村と連携して、保育所の整備や保育士の確保等に取り組むとともに、質の高い幼児教育・保育の提供に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　３、教育行政についての御質問の中の(3)、私立高校等の授業料の実質無償化についてお答えします。

私立高校の授業料無償化については、中学校を通して生徒にリーフレットを配布し、周知しております。また、私立高校に対し制度改正に係る説明会を開催し、就学支援金事務が適切に実施されるよう取り組んでおります。なお、授業料無償化の対象者数は、在籍生徒数の約６割程度となる約１万6000人を見込んでいます。高等教育の修学支援新制度については、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象となり、授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金の拡充が柱となっております。既に、対象校の選定と公表が行われ、現在、各対象校において学生からの申請を受け付けております。支援対象者数についても、各対象校で精査を行っているところでありますが、県では、知事が所轄する専門学校については、約1700人を見込んでいるところであります。

県としましては、世帯の経済状況にかかわらず、全ての意欲ある学生が安心して教育を受けられるよう、国と連携しながら経済的負担の軽減により、教育の機会均等を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、外国人観光客の受け入れ体制強化についてなんですが、先ほど部長は事業等の見直しで取り組んできたとおっしゃいました。約２億9000万から１億2000万、半額以下の予算案になっています。具体的にどのような事業の見直しでここまで減額になったんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

外国人観光客の受け入れ事業につきましては、幅広い事業を今展開しております。例えば観光客向けのパンフレットの作成である受け入れツールの作成でありますとか、インバウンド受け入れ強化というところで、例えばウェルカムんちゅになろう運動の推進でありますとか、それからハラールやベジタリアン、ビーガンなど食の多様性に対応するような事業とか、幅広く今インバウンドに向けて実施をしています。また、あわせまして外国人向けの多言語コールセンターの運営でありますとか、インバウンドの医療受け入れ体制整備の事業を今展開しているところでございます。

次年度につきましては、そういった事業の中から例えば飲食店等看板メニュー等の翻訳費用に対する助成の廃止でありますとか、あるいは海外旅行エージェントとのマッチングサイトの廃止や外国人観光客向けのパンフレット等の規模縮小、ウェルカムんちゅになろう運動の規模縮小、あるいはコールセンターの委託内容の見直しなどを行いまして、先ほど申し上げましたけれども、限られた予算の中で効率的な予算執行に努めまして引き続き外国人観光客受け入れの事業を展開していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　３月26日に第２滑走路がいよいよ供用開始と、13.5万回から24万回へと離発着の容量が大きく広がるわけですよね。本当にこれから観光経済界、多くの業界も団結して国際ハブ空港にしていこうという中で、外国人の受け入れがここまで後退するのは僕はちょっと理解できないんですけれども、もう少し現場が必要としている施策をしっかり情報共有しながらやっていただきたいと要望しておきます。

もう１点、農林水産物流の流通条件、農水部長、離島から本島へ経由して本土へという部分はたしか対象になっているんですけれども、離島を回ると離島の農林水産物は本島に出荷するとき、とても負担が大きいと聞くんですね。その辺はやっぱり離島の不利性といったところで、私はこれしっかり対応すべきではないかなと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

まず、現在実施しております条件不利性解消事業については、立ち上げのときのスキームといたしまして、県外に沖縄県の農林水産物を移出していく、量をもっとふやしていくという一つの振興対策として位置づけて、その際に条件不利となっている輸送費を軽減していくというスキームで実施をしております。ですので、基本的には県外出荷ということで調整してきた経緯がございます。

議員からの指摘がありますように、本県、離島地域では園芸品目、それから水産物、特産でつくっている地域もありまして、実際先ほど答弁の中でも今４市町で実施していると申し上げましたけれども、例えば石垣市においては水産物を対象として、昨年度約130万くらいの補助実績がございます。県が実施している事業の対象は、戦略品目を中心にやっておりますので、市町村で実施していくときの一つのメリットとしては

戦略品目でなくても市町村で伸ばしたい、離島で伸ばしたい品目も対象にできるということもございます。そういう形もあって今、４市町で実施しているところでございます。

県内の都市向けに農産物を送る際の負担軽減につきましては、こういった市町村での事業でもカバーはしておりますが、特に小規模離島でのお話が多いかと思いますので、我々としましては昨年９月に現在の事業のあり方についても検討する委員会を立ち上げまして議論しているところです。その中でもやはり今回のこの事業でも離島に所在する事業者がよりこの事業の効果を受けているということで､出荷量につきましても、この事業を通して出荷した離島地域の増加量がかなり高いということもありますので、今後この事業のあり方についてもこの検討委員会で引き続き検討し、その中でどういった形のものが望ましいのか、あるいは離島振興も含めた対策として引き続き検討させていただきたいなと思っております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　検討は非常に大事なんですけれども、いつまで検討されるのかちょっと……。

離島を回るとやっぱり独自で予算、本当に厳しい財政の中で首長さんが決意して、本島に出荷するときの支援をやっている地域も多いんですね。特に小規模離島は、この負担が大きいということで県に本当にサポートしてほしいという声がありますので、ぜひもう一度この現状の確認をしていただいて、しっかりした支援体制を組んでいただきたいと思います。

次に、繰出金、病院の件なんですが、３年間64億、73億、79億と一般会計から出しております。先ほどの繰出基準というのを、私も実は数年前にこの質問したんですけれども、担当部局は――今回も80億近く予算案が出ていますけれども、他県の状況も調査研究して、この基準が沖縄県のこの繰出金が適切なのかというのを調べますという答弁だったんですね。どうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

繰入金に関しては、地方公営企業法の規定に基づいて不採算部分について繰り入れることになっていると思います。この金額については他の県と沖縄県との医療政策の違い、環境の違いもありまして、他の都道府県によって設置する病院数とも違うことから、金額そのものでその額が多いとか少ないとかを判定するのは適当ではないというふうに考えています。

ちなみに沖縄県の県立病院の役割、それと繰入金について少し御説明をしたいと思いますが、県立病院の繰入金に関しては、主に不採算部門を繰り入れると。それから民間ではできない医療を提供するということが繰り入れの基準になっていると思います。

民間ではできないような医療とは一体何なのかというふうに考えますと、大きく３つありまして、１つは高度医療であります。これは高度な医療技術、多くの専門的なスタッフがかかわって行う医療で、これに対応するのは救命救急センター、３次医療です。それから周産期医療、がんとか心臓病、それから脳卒中、そういった治療を行います。それから県立病院で行っているのは特殊医療、これは精神科で身体合併症を持っている患者さんを治療すると。それは南部医療センター・こども医療センターもやっております。それからもう一つ大きな柱として、不採算医療、これは採算の面から他の医療機関では対応が困難な疾患、これを代表するものとして僻地医療とか離島医療、それから小児医療があります。さらに加えまして、離島では２次救急医療、それから結核とか現在今問題になっております感染症の対策、そういったもろもろの不採算医療がありまして、こういった額になっているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　局長、十分理解しています。この不採算、また離島を抱えている本県にとって県立病院の役割は相当評価をしています。

ただ、その不採算のそういった医療サービスをしっかり守るということはわかるんですけど、例えば平成24年は59億円だったんですね、繰出金。今、現在約20億近く上がっているんですけれども、この年度年度でここまで――先ほどの３年間の数字も見たんですけれども、毎年ふえている傾向というのが非常に私はどういう現場のそういった適切な――先ほど、繰出基準をいろいろその中でも決めていると聞いていますけれども、今後ずっとこういう形で上がっていくんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

先ほど病院事業局長のほうから繰出金、繰入金の考え方について御説明をさせていただいたところでございます。当然のことながら、病院事業関係の繰り出しについては、公営企業法を踏まえて、不採算医療ですとか高度医療・特殊医療に措置をしているところでございます。

ただ今、議員御指摘のように、一方で経営状況についてしっかりやるということですので、当然のことな

がら、経営状況しっかり把握して、そのまま繰り出しがその状況でふえていくとか、そういうわけではなくてしっかり経営することによっていわゆる入院とかそういった費用をしっかり見積もっていって、また支出を抑えていって、そういったことをしっかりやりながら経営状況のもとに必要な繰出金を措置していくというのが、知事部局また病院事業局双方の一致した考えでございますので、そこはしっかり今後とも経営計画を立てましたので、取り組んでいきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

○上原　　章君 約10年前、私も議会でいろいろ議論する中で、仲井眞元知事のときに３年間かけて約84億、この病院事業局の健全化をということでやった記憶があるんです。本当に今県立病院の経営改革がどこまで進んでいくのか。お医者さん、いろんな方から聞くと、本当に高度医療の設備またはお薬も含めて必要なんだけど、なかなかそれぞれの病院に要望しても待たされるとか、本当に今必要としている医療を提供する中で、事業局の職員、現場の医療スタッフみんな一丸となって同じ改善の方向に向かわないと、大変厳しいんじゃないかなと。県立病院の使命は本当に大きいと思っていますので、ぜひ離島も含めてこの病院医療サービスが後退しないように頑張っていただきたいと思います。

それで、分娩費用なんですけれども、公立病院の使命というのは大きいと思うんですね。分娩費用は11月議会で多数決で通ってしまったんですけれども、僕は値上げはぜひもう一度再考をしてもらえないかなと。何でそう言うかというと――やっぱりその前に分娩費というのは政策医療には入らないってことですか。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君） お答えします。

基本的には正常分娩といいますか、これは保険適用にはならないということで、政策医療にはこれはないと思いますが、ただし、沖縄県の県立病院は非常に異常分娩が多いと。それは母子も含めて未熟児とか若年出産とか、合併症を持っている妊産婦がおられまして、こういったのはやはり政策医療に入ってくると。こういった患者さんはＮＩＣＵに入院するとか、手術を行うとかそういったところは十分なカバーをするということになると思います。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

○上原　　章君 先ほど質問の答弁で、今回のものの引き上げは出産育児一時金42万を超えないを旨としていると。しかしいただいた資料では、やっぱり時間外初め土曜・日曜に生まれた赤ちゃんは高いので48万、６万円を自分で払わないといけないという。これが１割、２割程度かもしれませんけれども、知事は誰ひとり取り残さないとそういった思いの中で、今回この引き上げ。私は資料を読んでみると、時間内の正常分娩で41万9549円、だから42万は超えませんという。今回、国が支給する出産育児一時金が42万ありきで、皆さんは３万4000円も引き上げているんじゃないかなと私は非常に感じるんです。何で３万4000円の引き上げになったのか。これ教えてもらえますか。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君） 前回も説明したと思いますが、最後に改正したのは平成26年、これが12万6000円です。実際に現在分娩に係る費用は18万9000円でございます。その差額が６万3000円あって、実際に介助に係る費用が前回に比べて２万数千円ふえています。これの主な理由は、医師・看護師の、陣痛とか出産に係るケアが前回よりも非常に充実してきたとそういうふうなことでございます。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

○上原　　章君 前回の議会でもありました。全国の県立病院と比較して総収入から支出の割合を出したときに、沖縄の県立病院の人件費は全国と比較すると割合が沖縄は68.8％、全国平均は52％という。本当にそういった病院内での自助努力を頑張っていただけないかなという思いもしております。

もう１点、全国の県立病院の分娩費用も平均14万4000円です。今回県は16万に引き上げる。私はせめて全国平均くらいまでにしてもいいんじゃないかなと。何で42万という、育児金の中で正常分娩のその数字に――42万ひとつありき的な数字にしているのか、私はおかしいんじゃないかなと思っております。出産育児一時金は私ども30万、35万、38万、42万と引き上げているんですね、国は。本来、これは子供さんが生まれてその後、定期健診やミルク、おむつ等々本当にお子さんが生まれて落ちつくまでは50万必要ということ。そういう意味では、退院するときに少しおつりも差し上げるべき――この出産育児金の一つの方針だと思っているんですよ。万が一、正常分娩で少しでも――例えば１日でも入院が長引けば42万超えるんですよ、今回のこの試算でいくと。そういったものを私はもう一度沖縄県の県立病院、離島も含めて若いお父さんやお母さんがこれから子供を育てようという、本当に決意をして出産して頑張ろうというときに、

何で県がこの出産にかかる費用を１人の赤ちゃんにつき３万4000円も上げるのかということがとっても理解できないんです。これは知事の本意なのか、本当に少子化対策から逆行している。私はそういう思いでございますけれども、知事、その件、知事としての本意ということであれば、お聞かせ願えますか。就任１年たっての引き上げですよ。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君） お答えします。

全国に比べて少し高いんじゃないかというような御指摘なんですけれども、沖縄県の救急医療、あるいは公的機関の平均額は、分娩介助料に関しては16万9000円でございます。

一番高いところが20万というふうな介助料になっています。公的医療機関、琉球大学とかほかの公的医療機関の平均は16万ということで、他の医療機関と均衡をとるために今回16万に改定したというところでございます。

それから人件費の話が出ました。確かに沖縄県は人件費が68.4％、非常に高い数字でこれは全国の平均値と比べると10ポイントぐらい高いと。これにはやはり沖縄県の医師、主にこれは医師になるんですが、時間外労働がかなり大きい比重でございます。それはなぜかといいますと、やはり救急医療とか今言った不採算医療にかかわる時間が長いということと、それから離島・本島を含めた時間外の当直時間、要するに当直体制をとっている科というのが全県に39あります。これは内科とか外科とか救急とか産婦人科とか、要するにそういったところは毎日当直して県民のニーズに応えるという意味で、しかしながらこの人件費が高いというのはそのままでは我々はよくないと思っています。経営計画の見直しでいかに人件費を抑えるか。これは勤怠の管理とかそれから変形労働時間制なんかを用いまして、医師をふやして時間外を減らすと、そういうふうな方向で今検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

○上原　　章君 わかりました。ぜひ、そこはしっかりやってください。

ただ、私は今回の引き上げについては本当に今国も各市町村も特に少子化対策、子供たちを本当に安心して育てていける、そういった取り組みをしている中で、知事、16年ぶりに――以前の引き上げは14年ぶりだったんですけれども、今回６年たっての引き上げという形だと聞いています。

それと、もう１点さっき私がいただいた資料には都道府県の平均は14万4000円という、この県立病院。この資料は間違いだってことですか。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君） その資料は以前差し上げたものと思いますが、私ども今知っている資料の金額はそのとおりでございます。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

○上原　　章君 済みません。もうこれは部長というよりも本当に知事、誰ひとり取り残さないと。42万超えて48万。出産というのはやっぱり当然時間もまた深夜、どういう形で誕生するか、これはもう本当に大事な出産ですから。これが48万まで、今回引き上げで生じるというのはこれはどうしてもおかしいと私は思っていますが、いかがですか。１人の赤ちゃんにつき６万円の自己負担をかけるというのはどうなのかなと思うんですが、知事いかがですか。

知事が答えてください。大事なところですよ。

○議長（新里米吉君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 担当副知事として答弁させていただきます。

先ほど来上原議員がおっしゃるように、この出産一時金をいろいろ本当に御尽力されている、上げてきたというような立場の中から、今回の県立病院の分娩費の引き上げについては大変遺憾な思いがあるということは承知しております。

我々本当に何とかできないかということは、相当悩みました。ずっと病院事業局の答弁の中にありましたように、経営健全化計画を立てました。それからこれだけではなく、やはり繰出基準です、これについての見直しも総務部にも働きかけて、総務部も一生懸命試算しながら検討して、何とか80億近くの繰り出しまで――また今後も繰出基準の見直しなど引き続き行いますけれども、そういった中においてやはり分娩費については県内における公立病院との比較をした場合に、この部分については何とか認めていただけなければ毎年7000万余りの赤字が累積されると。当然人件費の努力なども今後も引き続き行いますけれども、今般そういったさまざまな事象も考えながらもこういったことになったと思います。また、いろいろ生活困窮者の方々にまたいろいろ福祉のほうでフォローもできるということはございますので、県としてもしっかりそういった部分については目を配りながら、今後も政策医療に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

○上原　　章君 ぜひ、私は勇気ある再考というか、

再検討をしていただきたいと思います。

次に、空き団地についてですが、１万7000戸のうち1076、空き団地があるということは当然空き室があるということで、県の自主財源にもやっぱり影響するわけです。担当部局には頑張ってこの空き室をなくす努力はされていると思うんですが、実はこの空き室がある分当然共益費が入らないんです、自治会の皆さんにとって。ですから可能な限り――共益費は多くの団地のいろんな運営管理に使われると思うんですけれども、今現在――先ほど掌握していないと言ってましたけれども、共益費を払わない方もやっぱりふえてしまって、団地を本当にいい団地にしようと役員の皆さん頑張っているんですけれども、これはぜひ公社も含めてしっかり対応していただきたいと思うんです。実はこの共益費が確保できないという中で、現場の自治会長さん等からは例えば大きい団地の１割、空き室がある。同じ１割でも小さい団地の１割というのは大きいんです、共益費が入らない分。ですから、ある程度この基準の何％以上超えた分は県が補塡するとか、そういう取り組みができないものか。

あと、もう１点。保証人の方にもこの何カ月も払わないところにはしっかり公社を通して、もしくは自治会通してこの現状を訴えることはできないかという声がありますがいかがですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

まず、空き家の実態の中で通常退去による空き家が610戸、建てかえ時の仮移転用の空き家ということで466戸、これは団地の建てかえのため、政策的に空き家をつくっているわけでございますので、これは県のほうに一定の責任もございますので、そういった空き家に伴う共益費の不足ということについては我々においてもしっかり対応を検討する必要があるかなというふうにも考えているところでございます。あと、そういったことで、共益費の徴収については、指定管理者と協議しながらしっかり臨戸訪問時に納付指導を実施しているところでございます。

県としても自治会活動が正常に行われるというのは、非常にメリットがあるところでございますので、その滞納対策というのはしっかりと協力していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

○上原　　章君 よろしくお願いします。

それとＬＥＤの件なんですけれども、実は今現在、既存の電球とかはもうメーカーさんがつくらない。そういったところで、切れてもなかなか取りかえができない。そういう現状もあるんです。ですから、老朽化して随時故障したらかえるということもわかりますけれども、もともとのメーカーがつくらないものをどうして自治会が対応するかという思いもあって、ぜひ公社にＬＥＤで再度つくってほしいという声が結構行っていると思うんですよ。その点どうですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 共用部分の照明については、しっかり管理もしていかなければならないと思いますけれども、ＬＥＤに取りかえる必要が優先度の高い部分についてやはり故障の状態、老朽化の状況を確認しながら検討する必要もあろうかと思いますので、この辺また調査した上で検討していきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

○上原　　章君 お願いします。

それと発電機のリースなんですが、実際いざというときに本当にこのリース会社の発電機の対応が可能なのか。現在どのくらいの自治会との提携がされているかわかりますか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） そういったリース発電機を使用することができる体制を一応整えているということでございまして、どういう体制かということは30年度の実績で御説明したいと思いますが、台風、停電時にリース発電機を使用した実績は南部地区で５件、中部でＡ地区・Ｂ地区合計して10件、北部地区で２件ということで、停電があった場合のときに対応しているということでございます。そういった件数使っているということですので、しっかりと対応していく必要があるというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

○上原　　章君 結構、古い10階以上の高層団地は、断水したりするとトイレが使えない。そういったいろいろ本当、大変難渋しますけれども、例えば、自治会によっては２分の１は自治会費で賄う、県が２分の１出していただければ購入も考えたいという声もありますがいかがですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時57分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 議員おっしゃるような発電機の購入という要望というのはうちのほうには

まだ届いていないという状況でございますが、台風、停電時のみの対応ですので、そこまで必要かどうか、この要望の趣旨を確認した上で検討していきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

○上原　　章君 さっき言ったように、エレベーター１基、それからトイレの水、その部分だけの、とにかく最低限、停電中でもトイレとエレベーターの部分のための発電機ということで、そんな大きなものを求めてないと思いますので、よろしくお願いします。

特別支援学校について、あと１年延びるという、非常に残念なお話でした。５カ月探査をするということですけれども、あと１年余り残っていますので、こういった５カ月かかる、そういう磁気探査も含めて、予算措置して何とか予定どおりにできないか、再度お聞かせ願えますか。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えいたします。

建築工事に当たりましては、これまでも工期の短縮を可能な限り図るために、建築の本体工事に先立ちまして、くい工事を別途発注するということでできるだけ工事が重なる、並行できる部分はやるという形で工夫を行ってまいりました。ただ、現在建築工事については、品質の確保でありますとか、良好な就労環境という観点もございます。そういう意味で適正な工期を設定するという必要な部分がございます。

現在の工事については、竣工までに約17カ月の工期が必要だと見込まれております。探査した金属部分を逐一確認していくという作業を行うとどうしても５カ月ほどのおくれが出てくるという分がございますので、今後も工期については可能な限り前倒しはやっていきたいと思いますが、適正な工期という観点からはかなり厳しいのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

○上原　　章君 よろしくお願いします。

あと、３つの無償化について。非常に私ども公明党としては、子供が本当に全て平等に教育を受けられる、経済的理由で諦めない、そういった思いで20年かけてこの３つの無償化に取り組んできました。

１点だけ、この高等学校の無償化で県がこれまでやっていた予算で浮くような予算がありますか、この無償化で。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後０時０分休憩

午後０時０分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） 私立高校の無償化ということでございます。

これまでの加算額、例えば270万円未満の世帯ではこれまで29万7000円だったんですけれども、それがさらに引き上げされますので――実際高校については、全額国費でやっているもんですから、県は実質上支出していない部分がございますので、県の事業としてやっているところではございませんので、影響は出てこないというところでございます。国庫としては出てくるということで、そういうふうな状況にあるのかなと思っています。

○上原　　章君 ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後０時１分休憩

午後１時15分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣　清涼君 ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派おきなわの新垣清涼です。

私も今期で県議生活を終わろうと思っています。12年間、当局の皆さん、そして執行部の皆さん、大変お世話になりました。議員の皆さんにもおつき合いいただいて大変感謝をしております。

いっとき、私たちは県議会で建白書をしたためて、本当に沖縄が一つになって沖縄の基地問題解決できるのかなと、普天間基地を抱える人間としてはとても期待をしたわけでありますが、残念ながらまだ普天間基地は返還されていません。政府は相変わらず沖縄県民に基地を押しつけ続けています。こういう状況を私たちは何としてもはね返していかなければならない。今が踏ん張りどころだと思っていますので、これからも皆で力を合わせていければいいなと思っています。県議をやめても地域でまたそれなりの活動をして、地域の皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っています。

それでは、質問に入ります。

１、首里城再建に向けた取り組みについて。

首里城火災が発生したとき、私たち県議団の多くの議員が視察研修で台湾にいました。休暇中の会派の秘書から朝早くＬＩＮＥで首里城の燃えている様子を受け取りました。びっくりするのと同時に涙が出てきたことを覚えています。首里城焼失には多くの県民が心を痛め、一日も早い再建を望んでいるものと思います

が、先日は県立芸術大学の皆さんが正殿前の火災現場で瓦れきの整理をしたようです。再建に向けて県民がかかわりを持つことは大変意義があると思います。

そこで伺います。

国、県の計画と役割分担、課題について伺います。

(2)、県民、国民、外国からも多くの寄附、支援が寄せられています。その活用を伺います。

(3)、私たち県民のかかわり方、役割を伺います。

２、豚熱の発生からきょうまでの経緯と対策等について。

豚熱の発生は県民に大きなショックを与えています。風評被害や県経済に対する影響、生産農家の状況、そしてその農家に対する支援策などについて伺います。

３、新型コロナウイルス肺炎について、県内での発生状況と対策、今後の取り組みを伺います。

４、観光立県として世界自然遺産登録後の取り組みについて。

(1)、世界自然遺産登録後の観光客誘致の取り組みを伺います。世界自然遺産の適正利用と環境保全のためのルールづくりと課題、対策を伺います。

(2)、観光ガイド事業や免許制度導入について。

ア、竹富町は昨年９月議会で町観光案内人条例を制定しました。その趣旨を伺います。

イ、免許制度導入に対する県の取り組みを伺います。

５、座間味村の浄水場建設計画の進捗状況について。

(1)、候補地選定に向けた比較検討の現在の状況と課題について伺います。

(2)、村当局の意向について伺います。

６、女性活躍時代の取り組みについて。

世の中は女性と男性が生活をしております。男女平等と言いながら現実はそうはなっていないのかなという思いをしながら、日本ではまだまだ男性中心の考え方が多いのかなと思います。

そこで伺います。

(1)、女性議員をふやす取り組み、これは前回も取り上げたんですが、県、市町村の状況を伺います。

(2)、県庁職員の男女の割合、管理職の男女の割合を伺います。

(3)、県の外郭団体、また各種委員会の男女の割合を伺います。

７、子育て支援について。

子育て支援について現在の取り組みと今後の計画を伺います。

(2)、教育を受ける権利を守る制度の充実、取り組みを伺います。

８、有機フッ素化合物ＰＦＯＳ等について。

アメリカではＰＦＯＳ汚染の被害に対処してきた15州の知事が連携をして、昨年９月連邦議会に強制力のある全国的な安全基準を制定するよう要請したようです。報道によると、厚生労働省は２月19日、人体に有害とされる有機フッ素化合物ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの水質基準となる暫定目標値を設定した。合算で１リットル当たり50ナノグラムとするとのことのようですが、この数値について京都大名誉教授・環境衛生学の小泉昭夫先生は、沖縄は低出生体重児出生率が高い。宜野湾市や沖縄市など汚染が疑われる地域との関係も否定できず、検証するべきだ。低出生体重児と、過去に汚染があった大阪のデータなども参考にすると目標値は10ナノグラムが妥当で50ナノグラムは高いと指摘されています。

また、河村雅美インフォームド・パブリックプロジェクト代表は、ＰＦＯＳやＰＦＯＡの代替品として使われているＰＦＡＳも有害性が判明しており、グループとして規制することが科学者から提唱されている。ＥＵでは20種類で100ナノグラムに規制することが決められ、米国のＮＧＯは全ＰＦＡＳで１ナノグラムを目標としている。基地周辺の汚染状況を考えると、50ナノグラムは県民の安全を確保する値とは考えにくいと指摘しています。

伺います。

(1)、米軍基地内でのＰＦＯＳ使用や処理状況の確認等に対する県の取り組みを伺います。

(2)は取り下げます。

(3)、２月８日の新聞報道によりますと自衛隊も有機フッ素化合物ＰＦＯＳを含む泡消火剤を使用しているとのこと、県内での自衛隊の使用状況と安全処理、対策等を伺います。

(4)、県民の健康を守るために県独自の基準を定め、米軍や自衛隊に遵守を求めるべきと考えるが取り組みを伺います。

９、特定外来生物の県内侵入に対する取り組みについて。

(1)、毒性を持つ南米原産の特定外来生物ヒアリが東京港で見つかったとの報道が昨年ありました。その後の取り組みを伺います。

ア、海外からの貨物に紛れて侵入するケースが多いようだが、国、県の取り組みを伺います。

イ、米軍基地内の貨物に対する検査体制はどうなっているか伺います。

ウ、空港や港湾での監視体制、侵入阻止の取り組み

を伺います。

(2)、県外土砂規制条例は外来種が見つかったときに搬入阻止命令ができる。実効性について伺います。

10、犬・猫殺処分ゼロに向けた現在の状況と今後の取り組みを伺います。

11、ヘイトスピーチについて。

観光立県を標榜する沖縄県の県民広場や那覇市役所前でヘイトスピーチが繰り返されています。観光客の皆さんが大勢いらっしゃる前でのヘイトスピーチは許されません。実効性のある取り締まりが必要と考えます。対策を伺います。

12、会派代表質問関連で、上原正次議員の代表質問に関連して道路の雑草対策と道路植栽の維持管理についてです。

世界水準の観光地にふさわしい、良好な沿道景観の形成に努めるとのことですが、樹木の葉っぱを全てなくし、丸坊主にするやり方――宜野湾・北中城線の状況です。こういう状況です。（資料を掲示） こういうやり方はいかがなものかと思っています。良好な景観とは言えないのではないか。これは請負業者の判断なのか、県の指導なのか伺います。

亜熱帯地域の沖縄では夏場の気温は高温になり、木陰は大変重要です。樹種の性格、勢いなどを考慮してもそのやり方はひど過ぎると思います。今後は改めるべきと思いますが、どうか伺います。

次に、雑草対策についてですが、現在の沿道の雑草対策の方法を伺います。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 新垣清涼議員の御質問にお答えいたします。

豚熱の発生から今日までの経緯と対策等についての２の(1)、豚熱の影響と農家支援策等についてお答えいたします。

沖縄県内での豚熱については、６例９農場で発生が確認され、約１万2000頭の豚が殺処分されております。また、流通への影響としましては、１月の豚屠畜頭数が前年同月比で約１割減少しております。現在、搬出制限区域内の豚は、検査に基づき出荷を認めており、今後、徐々に回復するものと考えております。沖縄県では、風評被害を防止するため、県広報番組やラジオＣＭなどを活用し、県産豚肉の安全性等、正確な情報を提供してまいりました。豚熱発生に伴う、防疫措置で殺処分された家畜や移動・搬出制限区域内農家の売り上げ減少等の補償としては、家畜伝染病予防法に基づき、手当金等が措置されることとなっております。

沖縄県としましては、引き続き豚熱感染拡大防止、風評被害の防止、県産豚肉の消費拡大などに取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁をさせていただきます。

さて、新垣清涼議員も今議会で御卒業されるということのようです。日ごろから情熱的な活動を展開していらっしゃる議員ですので、どうぞ今後とも御身を大事にしていただきながら御指導、御助言をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 政策調整監。

〔政策調整監　島袋芳敬君登壇〕

○政策調整監（島袋芳敬君） １、首里城再建に向けた取り組みについての質問のうち(1)、国と県の役割分担、課題等についてお答えいたします。

現在、国においては首里城復元に向けた技術検討委員会を設置し、首里城正殿を中心に城郭内の建物の復元に向けて、技術的な検討を進めているところであり、沖縄県も協力委員として議論に参画をしております。一方、県におきましては、有識者懇談会を設置し、今年度末までに、復興への取り組みについての方向性を示した首里城復興基本方針を取りまとめ、次年度は、基本方針を実現するための具体的施策や工程などを盛り込んだ基本計画を策定することとしております。

首里城復興に向けた課題といたしましては、再発防止に向けた防火対策の強化、資材の確保等がありますが、国や関係機関との役割分担のもと、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に(3)、県民のかかわり方、役割についてお答えいたします。

首里城の復旧・復興に向けては、行政のみならず、さまざまな関係機関や関係団体のほか、首里城の復元に携わられた有識者の方々など、多くの方のお力とお知恵が必要であると考えております。そのため、県の首里城復興基本方針に関する有識者懇談会においては、首里城に思いを寄せる方々が復興に参画する仕組みづくりを議論していただいているところでございます。今後、多くの県民の皆様の参画を得て、首里城の復興に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） １、首里城再建に向けた取り組みについての御質問のうち(2)、寄附金の

活用についてお答えいたします。

現在、把握している情報として、県、市町村及びマスコミに寄せられている寄附金の総額は約30億円となっております。これらの寄附金については、今後、沖縄県首里城復興基金に集約した上で、城郭内の施設等の復元に充当できるよう、国と協議を進めていきたいと考えております。

次に12、我が会派の代表質問との関連についての御質問の､道路の維持管理についてお答えいたします。

県管理道路においては、近年、除草等に係る予算を増額し、年２回から４回程度の除草を実施しております。あわせて、沿道景観向上技術ガイドラインに基づく除草剤の使用など、適正な雑草管理に取り組んでいるところであります。街路樹の管理については、主に交差点部や信号機等の視認性を阻害する箇所の剪定を優先的に実施し、道路利用空間の安全確保に努めております。引き続き計画的かつ適切に維持管理し、世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） それでは、新型コロナウイルス肺炎についての御質問３の(1)、県内での発生状況と対策、今後の取り組みについてお答えします。

現時点で県内では、新型コロナウイルスの感染者が３名確認されております。なお、そのうち１名は治癒したため、既に退院したところであります。県は、県内でも流行することを想定し、１月29日に開催した専門家会議において、県内早期から流行期に対応するための医療体制を確認したところであります。

今後とも、感染の動向に留意しつつ国の方針及び感染症専門医など専門家の意見を踏まえながら、医療体制の整備を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君） ４、観光立県として世界自然遺産登録後の取り組みについての御質問の中の(1)、世界自然遺産の適正利用のルール等についてお答えします。

県では、登録後を見据え、自然環境の保全と持続可能な観光の両立を図るため、ヤンバル地域及び西表島の持続的観光マスタープランを策定したところです。同プランに基づき、観光客の増加による無秩序な立ち入り等を抑えるための、利用フィールドの設定や立ち入り制限、ガイドの認証制度等、地域の実情を踏まえたルールづくりに取り組んでいるところです。ルールの設定後は、その運用体制や人材育成などの強化が重要であると考えていることから、引き続き関係機関と連携し、自然環境の保全と適正な観光利用の両立に取り組んでまいります。

同じく(2)のア、竹富町観光案内人条例の制定趣旨についてお答えします。

竹富町観光案内人条例は、西表島の自然環境が、観光資源として持続可能性を持って適正に利活用され、自然環境に対する過剰利用の防止や自然環境保全への積極的な参画を推進し、永続的な地域振興に資することを目的として制定されたものと理解しております。同条例では、自然観光事業を営もうとする者は、町長の免許を受けなければならないと規定されているほか、免許を受けた者が関係法令に違反した場合は、免許の取り消し等を命ずることができることとされております。同条例の施行により、ガイド事業者の適正な管理がなされるとともに、自然環境の保全と適正利用が図られるものと期待しております。

(2)のイ、免許制度導入に対する県の取り組みについてお答えします。

竹富町観光案内人条例に基づくガイドの免許制度は、西表島のガイド事業の適正管理を目的とするもので、本年４月から施行されることとなっております。制度の運用に当たっては、地域の理解を十分に得る必要があることから、県においては、竹富町と連携し、地域住民やガイド事業者に対して説明会等を開催し、同条例の周知啓発に取り組んでまいりました。

県としましては、同制度の適正な運用が図られるよう、引き続き竹富町と連携し、必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

８、有機フッ素化合物ＰＦＯＳについて(1)、米軍基地内のＰＦＯＳ等の使用や処理状況についてお答えします。

県は、米軍基地内でのＰＦＯＳ等の使用や処理の状況を確認するため、昨年６月に知事が在日米軍司令官に対し、嘉手納飛行場及び普天間飛行場において過去に訓練等でＰＦＯＳ等を含有した製品の使用履歴を情報提供するよう要請しております。現在まで情報は得られておらず、引き続き情報提供を求めるとともに、今後、詳細な情報が入り次第、対応を検討していきたいと考えております。

同じく８の(3)、自衛隊のＰＦＯＳ含有泡消火剤についてお答えします。

県内で自衛隊が保有するＰＦＯＳ含有泡消火剤について、沖縄防衛局に問い合わせたところ、有機フッ素化合物ＰＦＡＳを含む消火剤中、ＰＦＯＳ含有消火剤等については、平成21年度の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律及び同法施行令の改正に基づき、より厳正な管理が行われることとされたところであり、そのもとでの沖縄県における使用実績はないとのことです。また、沖縄における自衛隊施設等も含め、全ての自衛隊施設等において、艦船以外の施設等については令和３年度末、艦船については令和５年度末を目標に、関係法令等にのっとり非ＰＦＯＳ化を完了するため、計画を策定しましたとの回答がありました。

８の(4)、県独自の基準を定める取り組みについてお答えします。

河川等の水質の汚濁に係る環境基準については、環境基本法に基づき、国が定めることとなっております。このため、昨年６月に知事が環境大臣に対し基準値等の設定を要請しております。環境省では、ＰＦＯＳ等の全国的な検出状況を把握するため、沖縄県内の河川や湧水など９地点を含む全国約170地点で調査を行うとともに、河川等に関するＰＦＯＳ等の目標値等の設定について検討会を開催しております。

県としましては、環境省の基準値等設定の動向を注視し、今後設定される基準値等に基づき対応を検討していきたいと考えております。

９、特定外来生物の県内侵入に対する取り組みについての(1)、ヒアリに対する国と県の取り組み等についてお答えします。９の(1)のアから９の(1)のウまでは関連しますので、一括してお答えします。

県では、ヒアリの侵入防止対策として、沖縄科学技術大学院大学などと連携し、県内26カ所での通年モニタリングや、沖縄本島、宮古島及び石垣島の港湾周辺等においてモニタリング調査を実施しております。国においては、那覇港と石垣港でトラップや目視による調査を実施しており、現在のところ沖縄県内でヒアリは確認されておりません。米軍基地に関しましては、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通して、ヒアリを含む外来種の侵入防止対策の徹底を要請しております。また、空港や港湾では、施設管理者等による生息調査や関係者への注意喚起などの対策が行われております。

県としましては、引き続き関係機関及び所管部局が実施する対策について、連携して取り組んでまいります。

９の(2)、外来種侵入時の条例の実効性についてお答えします。

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例は、事業者が、公有水面埋立事業において、県外から埋立用材を県内に搬入する際に、県へ届け出を行うこととしております。本条例では、立入調査等の結果、埋立用材に特定外来生物が付着または混入していると認めるときは、事業者に対し、当該埋立用材の防除の実施または搬入もしくは使用の中止を勧告することができると規定しております。

県としましては、特定外来生物の侵入を防止するため、本条例に基づき、専門家への意見の聴取や外来生物生息調査等を含めた立入調査等を実施するなど、適切に対処してまいります。

10、犬・猫殺処分ゼロに向けた現在の状況と今後の取り組みについての(1)、犬・猫殺処分ゼロの現状と取り組みについてお答えします。

県では、平成26年度に沖縄県動物愛護管理推進計画を策定し、引き取り数の削減、返還数及び譲渡数の向上のための各施策に取り組んでいるところであります。同推進計画における犬・猫殺処分数の当初目標は既に達成し、平成30年度の暫定目標である1500頭に対して平成30年度は898頭で、それも達成しております。

県としましては、犬・猫殺処分ゼロから廃止に向けては、野良猫の引き取りが多いことや新たな飼い主の確保が課題であることから、従来の取り組みに加え、メディア等による適正飼養の啓発を実施しております。また、さらなる譲渡数の向上のため、譲渡用犬・猫の不妊去勢手術やワクチン接種の拡充、譲渡機会をふやすための拠点施設の整備などに取り組んでいるところであります。このような状況を踏まえて、令和２年度に改定する予定の同計画において、これまでの取り組みについての評価を行った上で目標値を設定することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　５、座間味村の浄水場建設計画の進捗状況についての御質問の中の(1)、座間味浄水場建設候補地選定の現況と課題についてお答えをいたします。

座間味島に建設する浄水場の予定地については、事業の実現性等を検討し、阿真ビーチ隣接地に絞り込んだところですが、津波被害を受けない高台への変更を求める住民からの要望を受け、阿真チジ、旧ごみ捨て場及び高月山の既存浄水場隣接地について、詳細調査を実施しました。詳細調査では、高台候補地において

環境や景観への影響を最小にするため、造成面積を縮小した既存浄水場用地の大部分を活用する案も作成しました。当該案を含め、昨年12月に、環境省及び座間味村へ、高台候補地及び当初予定地について、それぞれの長所､短所を説明したところです。それに対し、座間味村からは、高台候補地については、土地造成による環境への影響、工事中における観光客への影響等から、当初予定地の阿真ビーチ隣接地が最適との意見がありました。建設予定地の選定については、座間味村において住民合意を図ることが重要と考えており、引き続き座間味村や環境省との調整を進めていきたいと考えております。

次に(2)、浄水場建設候補地に関する座間味村の意向についてお答えをいたします。

座間味村からは、高台候補地のうち高月山ヘリポート用地の活用、阿真チジ、旧ごみ捨て場の案については、大幅な造成による環境や観光客への影響が懸念されること、ヘリポートの移設が必要となること、どのような埋設物があるかわからないことなどから、浄水場建設には適していないとの意見がありました。既存浄水場用地を活用する案については、環境や観光客への影響に加え、急患搬送時における通行の確保等の課題があるとのことでありました。また、ライフラインの確保以上に人命優先ということで、災害時の避難所や備蓄場所としての活用を検討していること、当初予定地と比較してコストが高く、工期も長くなることなどから、当初予定地が最適であるとの意見がありました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 6、女性活躍時代の取り組みについての御質問の中の(1)、女性議員をふやす取り組み状況についてお答えいたします。

平成30年12月末時点の女性議員の割合は、県議会においては12.8％で全国８位、県内市議会は11.6％で27位、町村議会は7.9％で35位となっております。また、平成30年５月には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行されたところであります。県においては、第５次沖縄県男女共同参画計画に基づき、女性がさまざまな分野で持てる力を十分に発揮できる社会を実現するため、全庁的な取り組みを進めており、県内の女性議員の状況を把握して県民に向けて発信するなど、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう努めているところです。

同じく６の(3)、県の外郭団体、各種委員会などの女性の割合についてお答えいたします。

県では、第５次沖縄県男女共同参画計画に基づき、女性がさまざまな分野で持てる力を十分に発揮できる社会を実現するため、各部局が連携しながら取り組みを進めております。県の外郭団体職員の男女の割合は把握しておりませんが、各種委員会及び審議会等の女性委員の割合は、平成31年４月１日現在29.7％で、全国45位となっております。男女が対等に意思決定にかかわることは非常に重要であることから、沖縄県男女共同参画行政推進本部を設置し、全庁的にその取り組みを推進しているところであります。今後とも家庭、職場、地域及び社会全体の各分野で男女共同参画の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、子育て支援についての御質問の中の(1)、子育て支援についてお答えいたします。

県においては、子育てセーフティネットの充実を図るため、待機児童の解消、保育の質の向上、公的施設への放課後児童クラブの設置等に取り組んでいるところであります。また、子育てに関する相談や子育て中の親子の交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業、病気の児童について、病院等に付設された専用スペース等において一時的に保育を行う病児保育事業、子供の預かりを希望する方とそれを支援したい方をつなぐファミリーサポートセンター事業など、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の取り組みを支援しております。

県としましては、引き続き市町村と連携し、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

次に11の(1)、ヘイトスピーチ対策についてお答えいたします。

全ての人々の人権が尊重されることは、平和で豊かな社会にとって重要であり、ヘイトスピーチなどの人権を侵害する不当な差別的言動は、許されるものではないと考えております。

県としましては、国や他都道府県の取り組み状況について情報収集を行うとともに、市町村と連携を図りながら、不当な差別的言動やヘイトスピーチの解消に向け、今後も人権啓発活動に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君） 6、女性活躍時代の取り

組みについての御質問の中の(2)、県庁職員及び管理職における男女の割合についてお答えします。

知事部局における令和元年６月１日時点の非常勤職員を含めた職員数は5525名となっており、そのうち男性が3213名で58.2％、女性が2312名で41.8％となっています。また、平成31年４月１日時点における課長級以上の管理職層については、全326名中、男性が282名で86.5％、女性が44名で13.5％となっています。沖縄県特定事業主行動計画においては、令和２年度までに知事部局において女性管理職の割合を15.0％まで引き上げることを目標としており、令和２年４月１日時点で同目標を達成できるよう取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） ７の子育て支援についての御質問で(2)、教育を受ける権利を守る制度等についてお答えいたします。

教育基本法の中で、全て国民は、等しくその能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、教育上差別されないと規定されております。特に、障害のある児童生徒の教育については、これまで、条文の趣旨に沿って教育の機会均等を図り、障害の状態に応じた教育をするために、各都道府県が特別支援学校や特別支援学級等を設置して、特別支援教育の充実を図ってまいりました。こうした中、国連で障害者権利条約が採択されるなど、障害のある者と障害のない者がともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築が求められるようになり、本県においてもその構築に向けて取り組んできたところであります。本県では、高等学校４校に高等支援学校を併設したほか、公立小学校に特別支援学校小学部の分教室をモデル校として設置し、授業や学校行事、部活動を通して、障害のある子供と障害のない子供がともに学ぶ取り組みを進めております。高校における新たなインクルーシブ教育システムの構築に当たっては、他府県の取り組みを参考にしながら、学校側との協議、支援員等の人員体制の整備、授業や評価のあり方など、さまざまな視点から課題を整理する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 御答弁ありがとうございました。

再質問ですが、新型コロナウイルス肺炎についてですが、政府は学校の休校を決めたようでありますが、県としての対応はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） けさ、冒頭の御質問で、本日中に方針を決定しますということで申し上げましたが、これは27日に安倍総理から全国の小中学校と高等学校、特別支援学校に対して３月２日より臨時休業をするように要請するという発表がございました。

それを受けてなんですが、先ほど――これは昼休み時間中なんですけれども――臨時の教育委員会の会議を開催いたしました。そして、そこで県立学校の臨時休業の期間等について決定をさせていただきました。内容が、「県立学校の臨時休業の期間は、令和２年３月４日（水）から３月15日（日）までの間とする。ただし、開始日については、各学校・地域の実情に応じて弾力的に設定できるものとする。また、終期については、状況に応じて延長できるものとする。」ということとして、教育委員会会議で決定をさせていただきました。

なお、教育委員のほうからも市町村のほうはどうするんですかという質問がありましたので、市町村教育委員会に対しては県立学校についての決定内容を通知しまして、同様の取り組みを行っていただくようお願いすることとしておりますということでお答えさせていただきまして、そのような対応をする予定であります。

以上です。

○議長（新里米吉君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 次に、５番の座間味村の浄水場の件ですが、先ほどの答弁ですと当初の予定地がいいという村当局の意向ですか。でも、これダム建設のための道路工事の写真です。（資料を掲示）　よく現場御存じだと思うんですが、こういう状況を多分環境省も了解をしてその道路工事を認めていると思うんですよね。そうすると、この村のおっしゃっている環境の問題とかいろいろそういうものは私はクリアできているんじゃないかなと思うんですね。むしろ今住民が心配をしている津波の問題とか、そして当初の予定地については観光地としていろんな使われ方があると、キャンプ場であったり、場合によっては緊急時のヘリの着陸帯にも使えるわけですよ。よく御存じだと思うんですが。そういう意味ではやはり上のほうのより安全な、そういうところのほうがいいと思うんですが、さらに検討する考えはないかどうかお願いします。

○議長（新里米吉君） 企業局長。

○企業局長（金城　武君） お答えいたします。

浄水場建設予定地の選定につきましては、やはり座間味村において住民の合意を図ることが重要と考えて

おりまして、現在建設予定地をどのように選定するのかというその方策等について村との調整を進めているというところでございますので、引き続き調整が整うように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　局長、御存じかもしれませんが、企業局主催の住民説明会に参加した住民が、リゾート開発業者から内容証明を４回も送られてきて、ついに訴訟を起こされているんですよ。名誉毀損だという話なんです。そのときの住民の発言は観光大使という名前を使っていますけど、そのリゾート開発業者の固有名詞は使っていないんですね。でも、そういう発言をした人たち――要するに今進められようとしている計画に反対をしている住民がそういう訴訟の相手になって訴えられている。このことについてどういうふうに思いますか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

企業局が主催したこの住民説明会での発言をめぐって、当該住民が民間事業者から訴えられるという事態が生じたことは大変残念であるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　住民の方からいろいろと相談というか訴えもありまして、要するに村当局が最初に提案した場所に反対をすると、こういうふうに内容証明だったり裁判を起こされるようなことは非常に僕は問題だと思うんですね。地域住民の総意としてやっぱりそういう低地では津波のときに離島圏としては大変だよね、だから高台がいいよね、安心だよね。こういうふうにして話を進めていく。そこの高台のほうに何か事業者が計画をしているのか、あるいは当初の予定地のその近くで何か計画をしているのか、これいろいろありました。そういう関係でやっぱり県がこういう動きに左右されないようにしっかりと場所を選定していただきたいなと思うんですが、もう一度決意をお願いします。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　やはり基本は、建設予定地につきましては、住民の合意を図るということが基本的なことになろうかと思いますんで、そのことも含めてしっかりと村との調整を進めていきたいなと思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　よろしくお願いします。

それから環境関係でお尋ねしたいんですが、米軍基地の周辺でＰＦＯＳやＰＦＯＡの影響があるんじゃないかと。あるいはその地下水として宜野湾市も地下水にそういう高濃度が出ているわけですね。それから外来生物についても、米軍基地内の荷物のやりとりは民間が調査に入れないわけですよ。そういう意味では浦添のキャンプ・キンザー周辺で、以前何か毒物が使われているんじゃないかとその周りのマングースでしたか何かに高濃度のものが出てきたとかいろいろとありましたよね。そういう意味ではやはり基地の中でどういうふうに使われているかを常に問い合わせをして、返ってくる。そういう仕組みをぜひ国も一緒になってつくっていただきたいなと思うんです。どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　ＰＦＯＳの問題も含めて、基地内への立入調査を我々は知事を先頭に何度も求めているところです。文書でも何度も求めておりますし、それが実現したらやはり原因の特定とその対策も次のステップに行くかなと思います。非常に重要なことだと思います。

キャンプ・キンザー周辺の恐らくＰＣＢのお話だと思いますが、そのときについては我々もやはり基地内に立ち入りできませんので、周辺において河川ですとか、そういう調査をしました。そのときには周辺での汚染は特に確認されておりません。

ですので、我々としましては何か必要な事例がありましたら、粘り強く立ち入りを求めて沖縄防衛局も含めて、関係機関と連携しながらその対応を検討していきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　今、残念ながら地位協定という壁ですか、それで立ち入りできない。そこはやっぱり防衛局も含めて、できなければじゃその周辺での調査を防衛局も一緒になって――要するに一緒になってというのは予算の問題があるものですから――そういう調査をする仕組みをぜひつくっていただいて、基地の周り、基地から外に、そういう被害が及ばないように防衛局は住民側に立ってやってほしいというそういう仕組みづくりをぜひやっていただきたいと思います。

それから犬・猫殺処分なんですけど、なかなか進んでいないなという思いがあるんですね。部長、先ほどは平成30年度の目標は1500から898ですか、頭数減っているんだから目標達成しているよとおっしゃっているんですが、でもその898頭が殺処分されているわけですよ、現実的には。そうするとこういうたとえ

小動物であっても、命を大事にするという意味では、僕は対策をもっととるべきだと思うんです。

それから今沖縄県の動物愛護管理推進計画、これ平成31年の予定だったのが令和２年度にやりますと先送りされているわけですが、これも大事です。ですから、やはりもっと、あと一息ですよ。沖縄県はヤマトと違って隣の県から入ってくるというのはないですから。そういう意味では、離島はかなり進んでいるところありますね。犬・猫殺処分、サクラ猫ですか。沖縄本島でも北部、中部、南部という形で両方から攻めていくか、内からこうするか、それは方法あると思うんですが、ぜひそういう取り組みをしていただいて、猫は年に何回も出産しますでしょう。だから１回やって、また何カ月後となると次またふえているかもしれないんですよ。だからそうならないうちに精力的に取り組んでいただきたいなと思うんですが、もう一度決意をお願いします。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） 確かに我々としましては、目標をかなり下回るまで来てはいますけど、議員おっしゃるように一頭でも多く救ってあげられるものは救っていかないといけないと思います。かなり少なくなっている中で――本当の気持ちを言いますと、これはやはり飼い主の適正飼養というのも非常に重要で、安易に飼い始めて不妊手術をしないで、どんどんふやしていってしまうような飼い主がやはり一部にはいらっしゃる。そういう方に対する啓発というのも並行してやらないといけないので、我々としては、一生うちの子プロジェクトというのをラジオとかテレビでよく流していますけれど、やはり適正飼養の普及もやりながら議員おっしゃるようにＴＮＲも、そういう今いる猫たちの対策も含めて総合的にやっていきたいと考えております。また、次年度推進計画を改正する際には、学識経験者の先生方からも意見をいただきながら新たな目標値も設定していきますので、引き続きその目標に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 あと一つは、ペット業者が仕入れをして、いいものから売れていって――いいものからというとちょっと語弊があるかもしれませんが――売れ残ったものは結局飼育できないからヤンバルに連れて行って捨ててしまうとか、そういうこともあると聞いたもんですから、そういう意味ではペット業者に対する指導も大切と思いますので、ぜひそこら辺の取り組みもしていただきたいと思います。

それから教育長、もう一つだけお願いしたいのは、子育て支援の中で教育を受ける権利ということを私先ほど取り上げたんですが、今いろんな意味で――いろんな意味でというか無償化を高校生まで広げるとか、いろいろ出ていますね。それよりも先に僕は義務教育の間の給食費、これにまず取り組んだほうがいいんじゃないかなと。義務ですから、行かないといけないわけですよね、日本国民として。ならば、国費をすかっと出してもらって、小学生、中学生の給食費を無料にする。給食費を払えない子供たちが気にしないで給食を食べられるようなそういう状況をつくってほしいと思うんですが、どうですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時10分休憩

午後２時10分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） 給食費につきましては、平均額で小学校で3000円余りだったと思いますが、この給食費につきましては、現在各市町村において無償化の取り組みをしているところもありますし、一部支援をされているところもございます。また家計の状況によっては就学援助で支援をしているわけであります。またこの就学援助の認定基準というか、支援の状況について県の貧困対策基金を活用した交付金で充実を図っているところもあるわけです。この給食費の取り組みについては、そういう市町村立学校の部分もありますし、県としてはこの貧困対策交付金を活用した取り組みを支援する形での一定の支援を行って、厳しい家庭への支援を充実していくことがより大切ではないかなというふうに考えておりまして、今そのほうでの支援を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 私が申し上げたいのは、県内でも市町村によって取り組みが違う。そういうことがあってはいかんと思うんです。だからそこはぜひ全国の教育長会でもいいですし、国に対してそういうちゃんと公費を出して、そして市町村が幾ら負担するか含めて、取り組みをしていただきたいなと。それぜひお願いいたします。

それからあと一つは、中学校の――卒業前になってもう少し勉強しておけばよかったな、高校行きたかったなという子供たちがいるかと思うんです。公立の夜間中学が今なかなか設置できていないという状況が、この間新聞に出ていました。そういう意味では、子供たちの教育を受ける権利を守るためにも、夜間中学の設置は必要だと思うんですがどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　夜間中学につきましては、ニーズ調査を行ったところであります。それによりますと、中南部に多いんですが、やっぱり県内各地に対象となる方、あとはその周りの方がこの方は夜間中学に行ってもらうべき人だと思われている方がいらっしゃると。結局､広範囲にいらっしゃるということで、なおかつニーズ調査の結果によりますと、通学距離としてはやっぱりたしか５キロ程度という一定のエリアが限られている状況もあります。そういうことも踏まえまして、夜間中学の設置検討委員会のほうで設置主体案を４案ほどつくりました。そういった中で、市町村でもその設置に向けてぜひ検討いただきたいということで今お願いをしているところであります。夜間中学というのは、いずれ設置しましても市町村で――中学というのは普通市町村なんですけど――つくっても県でつくっても、その職員費というのは県が負担するわけです。その３分の１は国庫負担になります。あと問題はその人件費以外の運営費ですね。電気とか事務費的なものはこれ設置者が負担するわけなんですけど、市町村であれば普通交付税措置があります。県の場合は特別交付税――普通ないということで特別交付税という形で財源が変わってくるわけなんですけど、そういうことも踏まえて他県では市町村のほうでの取り組みがやっぱり主体になっております。その辺も踏まえてぜひ議論をいただきたいということで今検討を依頼しているところでありまして、また新年度に入りますと、適宜議論の状況も少し意見交換させていただきながら、今後その設置が進むようにいろいろ県も議論していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　ぜひ、進めてください。

それから土建部長、１つだけ。さっきの剪定なんですが､あれは業者の判断なのか､県の指導なんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

写真を提示していただきまして、確かに若干強く剪定をしてしまっているというのは認識をしております。これは、地元の沿線住民の方々からの意見もございまして、落ち葉とか木の実の落下が非常に多いということもありまして、枝が伸び過ぎて車両の通行に支障を来しているという御意見もあって、そういう剪定の仕方をしております。また、ガジュマルは害虫が発生しやすいものでございまして、それを駆除する意味もあって、そういった剪定になってしまっているということでございます。先日も答弁させていただきましたけれども、先進自治体で樹形等の管理評価もやっているところもあるということでございますので、この辺も調査研究していきたいというふうに思っております。

ちょっと説明させていただきたいと思いますけれども、県の管理道路の街路樹は、過去に学識経験者を含む委員会で沖縄県道路緑化基本計画を策定しています。これは地元の市町村や住民の意見も踏まえて、全体的な基本計画ということで策定をさせていただいております。その沖縄県道路緑化基本計画をもとにこれまで緑化を進めてきておりまして、全国でも緑化率は沖縄県、今現在31.8％の緑化率でございまして、非常に高い緑化率でございます。現在、県管理道路の街路樹の本数は、高木の本数で約10万本、中低木ですと約82万本ということで、かなり多くの樹木を管理しております。しっかり管理していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　よろしくお願いします。

落ち葉とか、木の実が落ちるとかというのは、私は近くに住んでいますのでよくわかるんですが、あれは樹種の選定が間違ってないかなと思います。

それから雑草なんですけど、雑草も今、年に２回か３回とおっしゃっていたんですが、たくさん伸びてしまうと刈るのも大変だし､片づけるのも大変なんです。これ年間契約をして業者に任せる。ここは１年間あんた方に任せるから、いつもきれいにしなさいと。予算については２回分か３回分で。できると業者がおっしゃっているんです。そういう短いうちにカットすると、掃除も簡単なんですね。そうするといつもきれいな状況ができる。ぜひこれを取り組んでいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　適切な管理をやっていくと。県としては世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成に努めるということを目標にやっております。性能規定方式の業務委託についても今後しっかり検討していきたいと考えております。

○新垣　清涼君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

〔玉城武光君登壇〕

○玉城　武光君　こんにちは。

日本共産党の玉城武光でございます。

追加質問を行います。

質問通告後に発生した看過できない問題がありますので､議長と執行部には連絡を済ませておりますので、

先例を踏まえて質問を行います。

25日の午後１時10分ごろ、読谷村のトリイ通信施設の西約1.3キロの海上で在沖海兵隊のＣＨ53Ｅ大型ヘリコプターが鉄製の物体を落とした件についての概要、県の対応、防衛局の対応をお聞きします。

また、海兵隊の大型輸送ヘリコプターは入砂島で昨日も物体をつり下げた訓練を行っています。米軍輸送機からの物が落ちてくる、県民の生命が危険にさらされていることに強く抗議します。県の所見を伺います。

きょうの新聞に、昨日米軍Ｆ15Ｃ戦闘機１機が、読谷村付近の上空で照明弾らしき物体を複数発射したとの報道があります。詳細と県の見解を伺います。

安倍首相は、新型肺炎の拡大を受けて、小・中・高等学校に休業の要請を発表しておりますが、県の見解と対応を伺います。

では、本来の一般質問を行います。

知事の政治姿勢について。

玉城デニー知事は、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱として取り組んでおります。辺野古新基地建設に反対する民意は、２回の知事選挙、2019年の衆議院補欠選挙、参議院議員選挙などで示され続けております。また昨年２月24日に行った県民投票においても辺野古埋立反対の民意が圧倒的多数で明確に示されました。極めて重いものがあります。

新基地建設を断念させ、基地のない平和で誇りある沖縄をつくる知事の決意をお伺いいたします。

２、子供の貧困解消、暮らしと福祉の充実について。

貧困は一人一人の子供の成長の可能性を阻むだけではなく、貧困が次の世代に引き継がれる危険をつくり出している点でも重大な問題であります。

子供の貧困解消について、昨年11月の議会で、我が会派の代表質問に対して子ども生活福祉部長は、「沖縄県子どもの貧困対策計画では、ライフステージごとの困窮世帯の割合を成果指標とし、その改善を図っているところです。平成30年度の小中学生調査では、困窮世帯の割合は25.0％となり、平成27年度調査と比較して4.9ポイント改善したものの、依然として高い水準を示しており、県内の子育て家庭の生活実態は大変厳しい状況にあります。」と答弁されております。

(1)、子供の貧困解消をもっと加速させるべきです。見解を伺います。

保育を必要とする家庭がふえ、待機児童問題が深刻になり、認可保育園をふやしてほしいという声が大きく高まっております。

認可保育園の新・増設などの保育所・園の整備を進め、待機児童を解消すべきです。その整備計画を伺います。

国の施策による保育所運営費の一般財源化によって、保育士の非正規化が急速に進み、低い処遇で正規の保育士と同等の仕事をしている状況も少なくありません。非正規保育士の正規化を進めながら、正規雇用と非正規雇用の均等待遇を図るべきです。保育士の給与は全産業平均より10万円も低く、どの調査でも賃金引き上げを求める声は圧倒的に多数であります。

保育士の待遇改善への財政支援を増額し、非正規保育士の正規化を進め、正規雇用率を改善すること。

幼児教育・保育無償化したのに負担がふえる現象も起こっています。

保育料無償化に伴う給食費負担となる世帯への軽減支援を行うべきです。見解を伺います。

ひきこもりについて。

2019年３月、内閣府は初めて行った中高年のひきこもりに関する調査結果を発表し、40歳から64歳のひきこもりが全国で61万3000人に上るとの推計値を明らかにしています。この調査をもとにした沖縄県の実態と対策を伺います。

2016年に発表された、15歳から39歳の若年ひきこもりの全国での推計値54万1000人、沖縄県の実態と対策を伺います。

３、教育環境の改善で負担軽減を。

教員の長時間労働は依然として深刻で、過労による休職や痛ましい過労死が後を絶ちません。最近では教員志望の学生が減り始めているとのことです。教員の長時間労働の是正は、まさに日本の教育の現在と未来がかかった国民的課題です。

2019年度県行政改革懇話会で、教職員の労働改善について教員の長時間労働が社会問題になっている。早急な対応が要望されたとのことです。

教員定数をふやし、異常な長時間労働を是正し教育環境の充実を求めます。

教職員・幼稚園教諭の正規雇用化をふやすこと、非正規教員の待遇改善を図ることなどを伺います。

４、医療と福祉の充実について。

介護施設への入居待機者を解消するために特別養護老人ホームを増設することについて、その計画を伺います。

介護職の雇用形態の実態と処遇改善の対策を伺います。

加齢性難聴への補聴器補助制度の創設を求めます。

日常的に人工呼吸器やたんの吸引などを必要とする

医療的ケア児と家族を支える、小児在宅地域連携ハブ拠点ククルプラスが､昨年９月７日に開所しています。

医療的ケア児童の支援体制の状況と課題を伺います。

５、地場産業・中小企業の育成について。

中小業者への支援強化で最低賃金を1000円以上にし、若者の正規雇用を促進すること。

公共事業は地元企業を優先、分離・分割発注を徹底し、中小業者の支援を強化すべきです。支援の施策を伺います。

(3)、老朽化した学校や公共施設の改築など、生活密着型の公共事業で仕事と雇用をふやすこと。その施策を伺います。

６、社会資本の整備について。

(1)、ＬＲＴ等のフィーダー交通網整備の進捗と南部圏域の公共交通網整備計画を伺います。

(2)、南部東道路の執行予算の増額と今後の整備計画を伺います。

(3)、遅々として進まない国道507号の整備状況の現状と整備計画を伺います。

(4)、県道17号線、南城市大里湧稲国地域の整備計画を伺います。

７、農林水産業の振興。

県は25日、うるま市の養豚場で、６例目となる豚熱の感染が確認されたと発表し、26日午前０時から第６回対策本部を開き、対策を協議していますが、豚熱ＣＳＦ感染の対策と課題を伺います。

ことしの１月１日に、日米両政府は、米農産物7800億円分の米国産農産物の関税を削減し、市場を開放する貿易協定を発効しています。

環太平洋経済連携協定ＴＰＰ11と日米貿易協定による県内の農漁業生産への影響と対策を伺います。

６次産業化を推進し、農水産物の直売所など販路拡大の施策を伺います。

農畜産物、水産物等のブランド化の取り組みと海外輸出体制の強化を推進し、第１次産業従事者の所得増加を図る施策を伺います。

農水産物輸送費低減対策の経済効果を伺います。今後ともこの施策を継続すべきではないか、見解を伺います。

沖縄型つくり育てる漁業の現状と振興策について伺います。

尖閣列島周辺の漁場海域の操業協定、日台、日中漁業協定は、県内漁業者が不利益になっております。その見直しを求めるべきでありますが見解を伺います。

８、農畜産廃棄物を利用したバイオマスエネルギー事業の普及状況と促進計画について伺います。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 玉城武光議員の御質問にお答えいたします。

地場産業・中小企業の育成についての御質問の中の５の(2)、中小企業の支援施策についてお答えいたします。

沖縄県では、公共事業の発注に当たり、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、工事の規模や手持ち工事の状況等を勘案した上で、可能な限り地元企業に配慮して指名等を行っております。また、中小企業・小規模事業者の振興・育成に向けては、毎年度中小企業支援計画を策定し、経営革新の促進や経営基盤の強化、資金調達の円滑化など、さまざまな施策を総合的に展開しているところであります。

沖縄県としましては、今後とも、事業者への総合的な支援施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） １、知事の政治姿勢についての(1)、基地のない平和で誇りある豊かな沖縄についてお答えします。

県としましては、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでおります。米軍基地の整理縮小を実現するためには、ＳＡＣＯ最終報告及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小を着実に実施するとともに、ＳＡＣＯ以降の基地の整理縮小等の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場を設けることを強く求めたところであります。また、米軍基地問題に関する万国津梁会議からの提言も踏まえ、県の政策や取り組みに反映し、沖縄21世紀ビジョンで掲げる基地のない平和で豊かな沖縄を目指してまいります。

次に、追加質問のＣＨ53Ｅヘリコプターの物資投下の概要についてお答えします。

２月25日21時18分ごろ、沖縄防衛局を通じ、在沖海兵隊から２月25日火曜日13時10分ごろ、第１海兵航空団のＣＨ53Ｅ１機が、軍事射爆場に向けて機体外につり下げて海上輸送していた物体が不安定になり、乗員の安全を確保するため、トリイ通信施設の西側約1300メートルの海上に意図的に投下したとの報

告を受けました。また、昨日27日にはトリイ通信施設において、ＣＨ53Ｅヘリコプターがフォークリフトのようなものをつり下げて飛行したとの報告がございました。

次に、県等の対応についてお答えします。

今回の事故について、現時点で県民への人的・物的な被害は確認されておりませんが、一歩間違えば県民の生命財産に被害を与えかねず、極めて遺憾であります。また、米軍は、検証結果が判明するまで、これら構造物の追加的な機体外輸送は停止しているとしていたにもかかわらず、県や関係自治体に何ら説明がないまま同様な飛行を行ったことは、地元軽視であり、絶対に容認できるものではありません。

県としては、３月２日に外務省特命全権大使沖縄担当及び沖縄防衛局長を県庁に呼び、また、翌３日には在沖海兵隊に対して、物資投下事故に加えて今回の輸送の件につきましても厳重に抗議を行いたいと考えております。

次に、Ｆ15フレア発射の概要についてお答えいたします。

２月27日の午後、読谷村付近の上空でＦ15戦闘機が照明弾、いわゆるフレアらしき物体を発射したとの報道があることは承知しております。現在、沖縄防衛局を通じて事実関係を確認中であり、また読谷村にも問い合わせを行っているところです。

県としましては、引き続き情報収集に努めるとともに、地元自治体と連携し対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、子供の貧困解消、暮らしと福祉の充実についての御質問の中の(1)、子供の貧困解消についてお答えいたします。

全ての子供たちが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会を実現することは、県民の願いであると考えております。このような認識のもと、県では、子供の貧困対策を県政の最重要政策と位置づけ、支援を必要とする子供や子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつながる仕組みを構築するとともに、子供が安心して過ごせる居場所を拡充するなど、ライフステージに即した切れ目のない総合的な支援に取り組んでおります。引き続き世代間の貧困の連鎖を断ち切るべく、県民一体となって取り組んでまいります。

同じく２の(2)、認可保育所等の整備計画についてお答えいたします。

現在、取りまとめ中の第二期黄金っ子応援プランでは、令和３年度末までに必要な保育定員数は６万6838人と見込んでおり、平成31年４月からの３年間で6463人分の確保が必要となっております。

県としましては、沖縄振興特別推進交付金、沖縄県待機児童解消支援基金等を活用し、施設整備や保育士確保に取り組むとともに、計画の前倒しも視野に入れながら、可能な限り早期の待機児童解消に向けて、引き続き市町村と連携し取り組んでまいります。

同じく２の(3)、保育士の正規雇用率の改善についてお答えいたします。

県では、保育士の処遇向上及び定着促進を図るため、独自の施策として平成27年度から保育士正規雇用化促進事業を実施しており、その結果、認可保育所の正規雇用率は平成31年４月１日時点で72.2％となり、過去４年間で16.1ポイントの改善が図られております。また、新たな施策として、市町村が実施する保育士確保事業への支援やＩＣＴを活用し、保育所の負担軽減を図るための支援について、令和２年度予算案に計上しているところであり、これらの取り組みにより、さらなる保育士の確保や処遇改善につなげていきたいと考えております。

同じく２の(4)、無償化に伴う給食費負担軽減策についてお答えいたします。

国においては、無償化に伴い、世帯負担が増加することがないよう、年収360万円未満相当世帯及び所得にかかわらず第３子以降の子供を対象に、おかずなどの副食費の徴収を免除することとしております。

県は、保護者の負担軽減について、市町村に対し、無償化により軽減された市町村独自予算の活用によるさらなる支援策を働きかけているところであり、一部の市町村では、令和２年度から食材料費の補助を実施する予定と聞いております。

次に４、医療と福祉の充実についての御質問の中の(1)、特別養護老人ホーム等の整備計画についてお答えいたします。

特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、平成30年10月末現在で722名となっております。県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき平成30年度から令和２年度までの３年間で、特別養護老人ホーム145床を含む1058床の整備を見込んでおります。

県としましては、必要なサービス量の整備がなされるよう、入所の必要性が高い待機者の状況等も踏まえ、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

同じく４の(2)、介護職の雇用形態の実態と処遇改善の対策についてお答えいたします。

公益財団法人介護労働安定センターの行った平成30年度介護労働実態調査によると、全国の介護職員の正規職員率は62.6％、非正規職員率は32.3％となっております。介護職員の処遇改善については、従来の介護職員処遇改善加算に加え、さらなる処遇改善を進めることを目的に、令和元年10月に特定処遇改善加算が創設されました。沖縄県における令和２年１月時点の取得事業所は664事業所となっており、引き続き特定処遇改善加算の取得促進に努めてまいります。

同じく４の(3)、加齢性難聴への補聴器補助制度についてお答えいたします。

一般的に、加齢により難聴が進んでまいりますと、日常生活を送る上での不便やコミュニケーションをとることが難しくなるなどの影響が出てくるものと承知しております。現在、国においては、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究を開始していることから、県としましては、その研究成果等も確認しながら検討してまいりたいと考えております。

同じく４の(4)、医療的ケア児の支援体制等についてお答えします。

医療的ケア児については、県が市町村を通じて調査したところ、平成31年４月１日時点で230人となっており、身近な地域で適切な支援が受けられるための体制整備が課題と考えております。

県においては、平成30年度に、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関係分野が連携する協議の場を設置しており、各市町村に情報提供や同会議の設置を働きかけているところです。また､具体的な事業としては、医療的ケア児を支援する人材の養成研修や、受け入れ事業所を拡大するためのレスパイトケアを推進する事業等を実施しており、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） 子供の貧困解消、暮らしと福祉の充実についての御質問の中の２の(5)、ひきこもりの実態と対策についてお答えします。２の(5)のアと２の(5)のイは関連しますので、一括してお答えします。

国が行ったひきこもりに関する調査から推計しますと、県内の15歳から39歳までのひきこもり者数は約6800人で、40歳から64歳のひきこもり者数は約7000人となっております。現在、ひきこもり専門支援センターなどで相談支援などを実施しておりますが、実態調査を含め、個別具体的な支援を県だけで効果的に行うことは困難でありますので、今後は市町村と連携しながら効果的な調査や支援が行えるよう、その体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） まず、追加質問のほうで安倍首相の新型肺炎の拡大を受けての小・中・高等学校への休業の要請について県の見解と対応の御質問にお答えいたします。

この要請は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための取り組みの一つであると考えております。昨日の要請を受けまして、また本日、文部科学省からも文書が届きまして、それを踏まえて本日お昼ですけれども、臨時の教育委員会会議を開催いたしました。県立学校の臨時休業の期間等について次のとおり決定をさせていただいたところであります。

内容としましては、「県立学校の臨時休業の期間は、令和２年３月４日（水）から３月15日（日）までの間とする。ただし、開始日については、各学校・地域の実情に応じて弾力的に設定できるものとする。また、終期については、状況に応じて延長できるものとする。」としております。

なお、県立学校についての決定内容を市町村教育委員会に通知いたしまして、同様の取り組みを行っていただくようお願いをすることとしております。

次に３の教育環境の改善と負担軽減についてという御質問の中の(1)、教員定数の増員についてお答えいたします。

教職員定数の拡充は、教員の厳しい勤務実態を見直す上でも重要と考えており、全国都道府県教育長協議会等を通して、国に要望しているところであります。

県教育委員会では、平成31年３月に策定しました沖縄県教職員働き方改革推進プランを踏まえ、学校の業務改善の取り組みを推進し、教職員の長時間勤務の縮減に努めてまいります。

次に同じく３の(2)、教職員等の正規雇用化及び待遇改善についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、平成22年度までは、公立小中学校の新規採用者数が150人程度でありましたが、平成23年度以降は、全国平均の正規率を目指し、350人程度と大幅にふやしてまいりました。

県教育委員会としましては、引き続き全国平均の正規率を達成できるよう、新規採用者の確保に努めてまいります。また、本県公立小中学校の臨時的任用職員の給与や勤務時間、休暇制度等については、本務職員と同じ給与条例及び勤務時間条例が適用されており、同様の待遇となっております。

次に、公立幼稚園教諭の正規雇用化及び待遇改善につきましては、質の高い幼児教育を保障するため重要な課題であることから、市町村幼児教育担当者連絡協議会等を開催し、その改善を促しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） ５、地場産業・中小企業の育成についての御質問の中の(1)、中小企業への支援強化による賃金の上昇及び正規雇用の促進についてお答えいたします。

県としましては、県内中小企業のさまざまな取り組みを支援することで企業所得を向上させ、その成果を働く人々に分配する経済の好循環の構築を図り、賃金の上昇につなげてまいりたいと考えております。具体的には、経営革新や経営基盤の強化、バイオ・医療等の高付加価値産業の創出による県内企業への波及等に向けた取り組みを推進しているところであります。こうした取り組みに加え、収益力の強化等の取り組みを産業横断的に推進するマーケティング戦略推進課（仮称）を新設し、企業の稼ぐ力を強化してまいります。また、若年者の正社員雇用と定着に対する助成事業や、専門家派遣による支援の拡充を図るとともに、沖縄労働局等関係機関との連携を強化し、さらなる正規雇用の拡大に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） ５、地場産業・中小企業の育成についての御質問のうち(3)、老朽化した公共施設等の改築と雇用の確保についてお答えいたします。

土木建築部では、施設ごとに策定した長寿命化計画等に基づき、道路橋の補修・補強や老朽化した県営住宅の建てかえ・改善等を計画的に進めているところであります。また、公共工事の発注に当たっては、可能な限り地元企業への優先発注、分離・分割発注等を行っており、引き続き地元企業の受注機会の確保等に努めてまいります。

次に６、社会資本の整備についての御質問のうち(2)、南部東道路の予算と整備計画についてお答えいたします。

南部東道路の令和元年度末の進捗率は、事業費ベースで約29％となっております。令和２年度予算については、用地取得状況等を踏まえ、今年度当初額を上回る予算の確保を要望しており、令和８年度の暫定供用を目指し整備を推進してまいります。

次に６の(3)、国道507号八重瀬道路の現状と整備計画についてお答えいたします。

国道507号八重瀬道路については、令和元年度末の事業費ベースで約48％となっております。令和２年度予算については、所要額を確保しており、富盛交差点箇所の道路改良工事に着手し、早期供用に向けて取り組んでまいります。

次に６の(4)、県道17号線の整備についてお答えいたします。

県道17号線湧稲国地内の道路幅員が狭小な箇所の整備については、工事のために借地を行う必要がありますが、地権者の同意が得られていない状況となっております。これまで、南城市とともに地権者の同意取得に努めているところであり、引き続き市と連携を図りながら、整備に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） ６、社会資本の整備についての(1)、ＬＲＴ等のフィーダー交通の整備等についてお答えいたします。

県では、鉄軌道とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、沖縄本島の北・中・南部の圏域ごとに議論の場を設け、市町村と共同で公共交通の充実に向けた取り組みを進めることとしております。南部圏域については、次年度から南部広域市町村圏事務組合において、当該圏域における交通のあり方等について検討が行われることとなっております。

県としましては、この取り組みにおいて整理された取り組むべき課題等を踏まえ、関係市町村等と共同で公共交通の充実に向けて取り組んでいく考えでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） ７、農林水産業の振

興についての御質問の中の(1)、豚熱防疫措置状況と課題についてお答えします。

豚熱については、これまで６例９農場で発生が確認されております。２月25日に確認された６例目の農場については、約1000頭の豚が殺処分の対象となり、合計約１万2000頭の豚が殺処分されております。現在、行われている農場の防疫措置終了後、28日の間に実施される清浄性確認検査の結果、全ての農場で陰性が確認された場合、国と協議の上、全ての制限区域が解除されることとなっております。

次に７の(2)、ＴＰＰ11等経済連携協定の農林水産業への影響と対策についてお答えします。

ＴＰＰ11等経済連携協定の影響については、現時点では見込みがたいものの、牛肉や豚肉等の輸入量が増加するなど、貿易の自由化の進展は、本県の農林水産業に対し、中長期的にさまざまな影響が懸念されるところであります。このため、県では国に対しＴＰＰ11及び日ＥＵ・ＥＰＡの両協定を上回る水準や新たな輸入枠の設定について要求があっても、断固拒否することなどについて要請するとともに、総合的なＴＰＰ等関連政策大綱関連予算を活用し、生産体質の強化に取り組んでいるところであります。

県としましては､引き続き国の動向を注視しながら、時期を逸しないよう対応してまいります。

次に７の(3)、６次産業化と販路拡大の施策についてお答えします。

県では、６次産業化に取り組む農林漁業者を支援するため、支援窓口を設置し、マーケティング等の知識を有する専門家の派遣や、６次産業化に関する研修会の開催に取り組むとともに、補助事業による商品開発や加工施設整備等の支援、加工品グランプリの開催などによる優良加工品の開発と販路開拓支援など、さまざまな施策に取り組んでおります。これらの取り組みにより、県内における平成29年度の６次産業関連事業の販売額は261億3000万円となっており、増加傾向で推移しております。

県としましては、引き続き６次産業化を推進し、販路拡大に取り組んでまいります。

次に７の(4)、農林水産業従事者の所得向上についてお答えします。

県においては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、おきなわブランドの確立と、アジアなど海外へ展開するフロンティア型農林水産業などの施策を推進しております。具体的には、高品質かつ安全で安心な農林水産物を安定的に供給すること等でおきなわブランドの確立を図るとともに、海外販路開拓や高度な衛生管理に対応した荷さばき施設、食肉処理・加工施設等の整備の推進など、輸出体制の強化に取り組んでおります。

県としましては、引き続き各種施策に取り組み、農林水産業従事者の所得向上を図ってまいります。

次に７の(5)、農林水産物流通条件不利性解消事業の経済効果及び施策の継続についてお答えします。

県では、平成24年度より一括交付金を活用し、農林水産物の県外出荷に際して、直近他県までの輸送費相当分を補助する農林水産物流通条件不利性解消事業を実施しております。平成30年度の事業実績は、県外出荷量が約６万5113トンで、25年度と比較すると約１万4815トン、率にしまして29.5％の増となっており、輸送費の低減により、県外出荷量が大きく拡大しております。現在、農林水産物の県外出荷拡大に向けた検討委員会を設置し、これまでの事業実績、事業効果等の検証を行うなど、今後の事業のあり方について検討しているところであります。

次に７の(6)、沖縄型つくり育てる漁業についてお答えします。

県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、沖縄型つくり育てる漁業の振興等、各種施策に取り組んでおります。その結果、平成30年の漁業生産量３万9000トンのうち、海面養殖業は60％の２万3000トンを占めており、本県水産業の重要な柱となっております。

県としましては、引き続き養殖用・放流用種苗の供給、効率的な養殖技術の開発、生産者への養殖管理技術指導等により、つくり育てる漁業の振興に取り組んでまいります。

次に７の(7)、日台漁業取り決め、日中漁業協定の見直しについてお答えします。

県では、本県漁業者の漁業権益を確保するため、平成25年度以降、漁業関係団体とともに国に対し日台漁業取り決め及び日中漁業協定の見直し等に関する要請を行っております。去る１月30日にも農林水産省や外務省に対し、要請を行ったところであります。要請の内容は、１、日台漁業取り決め適用水域のうち、八重山北方三角水域等、一部水域の撤廃及び本県漁船が安全・安心に操業できる操業ルールの改善、２、日中漁業協定第６条の見直し及び外務大臣書簡の破棄などとなっております。

県としましては、漁業関係団体と連携し、日台漁業取り決め及び日中漁業協定の見直し等について、引き続き国に対し強く求めてまいります。

次に８、農畜産廃棄物を利用したバイオマスエネルギー事業についての御質問の中の(1)、農畜産バイオマスエネルギー事業についてお答えします。

バイオマス等の再生可能エネルギーの利用については、県が策定した沖縄県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の推進について市町村と連携し、検討を行うこととしております。県内におけるバイオマスエネルギーの事例として、八重瀬町では、環境省の直轄事業、地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業を活用し､バイオガスプラントを整備しております。

県としましては、モデル事業の成果も踏まえ、地域における家畜排せつ物の適正処理と利用の促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後３時５分休憩

午後３時５分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

玉城武光君。

○玉城　武光君 答弁ありがとうございました。

再質問を行います。

子供の貧困解消の件で、最重要課題として取り組んでいきたいということなんですが、それがこの解消のための達成年度を引き延ばししているんですよね。前倒しでやると言っているんですが、その前倒しということはいろんな事業を行うということだと思うんです。その前倒しをする方法というのはどういうことなのか教えてください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時８分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○玉城　武光君 この待機児童の件で、まだ目標達成がされていない、引き延ばしされておりますよね。そういうことで前倒しでやるとかそういうことをおっしゃっておりましたけど、6000人分が必要であるということもおっしゃっていましたけど、その前倒しをするということは、どういうことを施策としてやって、前倒しで達成するということなんですか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 待機児童解消のためにも、黄金っ子応援プランの第二期の計画策定に向けて今取り組んでいるところではございます。その中で6463人の確保が必要となっておりますというのは現プランのこの３月までのプランになっているところでございます。ただ、第二期プランをつくるに当たって待機児童を解消するためにはさらに定員の確保が必要だということでございまして、その解消時期については令和２年度末とする市町村も多い中で令和３年度末をやむを得ず目指すとする市町村もございますので、県としましては、令和３年度末というふうなプランになる予定でございます。しかし、前倒しも含めてと申しますのは、県としましては、市町村が実施します、例えば保育士確保対策であるとか、そういうところを特に支援をするような予算を令和２年度に計上しておりまして、そういうことで支援して前倒しも目指して頑張っていきたいというところでございます。

○議長（新里米吉君） 玉城武光君。

○玉城　武光君 ぜひ頑張って達成していただきたい。

次に、幼児教育・保育無償化のためにしたのに負担がふえてきたと、給食費の負担がふえたと。その軽減策を市町村が一部やっているところがあるというんですが、その市町村名、差しさわりがなければ教えていただきたい。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後３時11分休憩

午後３時11分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 県のほうで現在の状況を確認していますけれども、12市町村ほどから主食費の見直しにより逆転現象といいますか、負担がふえてしまったというところがございます。そのうち那覇市、南城市については令和２年度から市の予算において補助を実施する予定とうかがっているところでございます。

○議長（新里米吉君） 玉城武光君。

○玉城　武光君 市町村がいろいろ支援策を行っていると。国のほうがやれば本来はいいんですが、そこもできないという状況ですから。

次に移ります。

ひきこもりの問題で具体的な実態の報告がありましたけど、この体制づくりがどうなっているかとお聞きしているんです。これから取り組んでいきたいということの答弁がありました。新聞に沖縄市でその支援組織みたいなところがあるということが報道されておりましたけど、そういう市町村や県を含めての取り組みはないんですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） ひきこもりに関して

は、実態調査に関しても県内の市町村で行われたのは１団体だけでございます。市町村によってはこの担当のセクションすら設定されてないようなところもございます。この問題は県だけで取り扱っても効果的な解決はできないと思っております。我々としては、県と市町村が連携して有機的に支援を行えるような体制をつくる必要があるということで、今後まずその体制づくりを始めていきたいというふうに今考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　部長、このひきこもりの問題、狩俣信子県議はずっと３年ぐらい前からやってるんですよ。３年たってもまだ体制づくりが進んでないということなんですが、それができないというネックがあるんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　当初、我々は相談支援センターを開設することで相談支援業務に力を入れてきたわけです。そのひきこもりに関する政策目標としましては、この引きこもっている方々を社会に出すというような形で取り組んできて、そのための方策として平成30年度にはファイナンシャルプランナーによる講演会等を行ってきました。これを契機にしてひきこもりにある方が自分の将来的な収支を考えることで出てくる可能性があると、出てきた実績があるというふうに考えていたわけですけれども、ただこれだけでは実際には難しいということがわかりましたので、住民と一番身近な関係にある市町村を巻き込んだ形でこのひきこもり対策を展開していかないといけないというふうに考えております。この政策の目標としても社会に完全に復帰させるということも大切ですけれど、むしろ今その8050問題に代表されるように引きこもっている方々の親が亡くなった後でも十分に生活できる。こういった形の支援をしていかないといけないというふうに考えておりまして、そのためには県だけじゃなく市町村と共同してやる必要があるということです。市町村においては窓口すらないところもございますので、そういう体制をまずつくって整えていくことが必要だろうということで、令和２年度についてはそれに力を入れたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　令和２年度に向けて頑張るという決意ですから、ぜひ頑張っていただきたい。

　次に、医療的ケア児の支援体制ですが、現在230名という答弁がありました､私前にも質問しましたけど、研修とかそういう体制づくりが行われているということが答弁されておりました。昨年９月７日に、在宅で地域連携ハブ拠点というんですか、ククルプラスというところが開所したとあるんですが、それに準ずるような施設というのはほかにまだないんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

　　午後３時17分休憩

　　午後３時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　議員のおっしゃいますククルプラスの事業内容については、申しわけありません、詳細把握はしていないんですけれども、医療的ケア児の受け入れ可能な障害児の通所支援事業所は県内に今32カ所あるところでございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　医療的ケア児ですよ、私が聞いているのは。医療的ケア児の支援体制として昨年の９月に小児在宅地域連携ハブ拠点のククルプラスというのが那覇市の真地に開所したということが新聞で報道された。これは私、質問した人工呼吸器とかたん吸引などを必要とするそのケア児と家族を支える施設なんです。その施設の詳細がわからないっていうのは県の対応はまだ不十分じゃないですか。ぜひこの開所されたところを詳細に把握して、そういう施設の必要な方が230人いるっていうのはわかっているわけですよ。だから、この230人の人たちはこの開所されたところでは足りないですよ、これでは。だから、そういうことにぜひ取り組んでいただきたいということを要望いたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

　　午後３時19分休憩

　　午後３時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　大変失礼いたしました。

　ククルにつきましては、新聞報道にもございましたけれども、福祉の分野としましては、医療的ケア児が通所でいろいろ支援ができるようにいうことで、先ほど申し上げた件数の事業所があるところでございまして、それ以外にも親御さんの負担を軽減するためにレスパイト事業というのもやっておりまして、そういう中で医療的ケア児については取り組んでまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　ぜひ取り組んでいただきたいと思い

ます。

社会資本の整備の関係で、南部東道路の執行予算の増額がされたという答弁をされておりましたけれど、増額するということなんですが、令和２年度は幾ら増額されるんですか。

それと507号の整備状況が48％、これヘンサ橋までは平成31年度までに供用開始できるということを答弁しておりましたけれど、まだできてないんですよね。ここは町民の方からもういらいらすると、これなかなか進まないことが。なぜ進まないのかということをぜひ報告してください。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

南部東道路の予算額でございますが、これ補助事業でございまして、今現在要望額は今年度予算を上回る額を要望しておりまして、それは間違いなく今年度を上回る額がつくものだろうというふうに我々推定をしておりますけれども、国の予算が成立しないと数字としてはお示しいただけないという状況ですので、これ数字はちょっとお答えできないというところでございます。

507号八重瀬道路でございますが、ヘンサ橋は２車線分は供用開始をしておりまして……

○玉城　武光君 ヘンサ橋の間はまだ供用開始してないでしょう。

○土木建築部長（上原国定君） ヘンサ橋については、４車線の幅員ではまだ供用してませんけれども、２車線分で供用しているということでございます。用地買収の兼ね合いから、若干その間の区間でも工事が残っているところございますが、用地買収の状況に応じて今後整備をしっかり推進していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 玉城武光君。

○玉城　武光君 この用地買収は何かあって進まないのか、これ具体的に言うのは難しいと思うんですが、そういうことがもう何年も続いてるんですよ。それはもうひとつ町民の声をしっかり聞いて推進を図っていただきたい。

農業関係の日米貿易協定のことなんですが、これ農産物が7800億円分が輸入自由化になるんですよ。これ大きな影響が出るんですよね。だから、そこに関連する対策をやるというんですが、農林水産部長、この関連する対策、予算はどういうことがあるということを教えていただけませんか。対策の予算。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後３時24分休憩

午後３時24分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） まずお答えします。

ＴＰＰ等、国際貿易の自由化に伴う対策といたしまして、令和元年度まず本年度につきましては、沖縄県畜産酪農収益強化整備事業、それから産地パワーアップ事業など、９事業で約７億900万円の予算を計上しているところです。それから２月補正予算においてもこれは水利施設の整備など、３事業で約17億9500万円を計上しているところでございます。

それから令和２年度につきましても、先ほど申し上げました産地パワーアップ事業、それから県産農林水産物の輸出体制構築事業、９事業で約４億300万円、それから水利施設、令和元年度２月補正予算に計上した事業も加えますと合計で約29億1700万円の予算を重点配分したところでございます。

○議長（新里米吉君） 玉城武光君。

○玉城　武光君 最後に、農水産物の輸送低減対策、これ大きな経済効果も出ている、農業生産額もふえているこの事業によって、それを継続してということを質問をしたら、まだ検討ということですか。検討して継続してやりますという決意を述べていただきたいんですが。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） お答えします。

まず、令和２年度につきましても28億2497万5000円の予算を計上しているところです。一括交付金を活用して28億円台をこれまでずっと確保してきたところでございます。

○玉城　武光君 終わります。

○議長（新里米吉君） 15分間休憩いたします。

午後３時27分休憩

午後３時44分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣　信子さん 皆さん、こんにちは。

社民・社大・結連合、狩俣信子です。

実は私も、今期で議員をおります。最後の議会になります。

ということで、ちょっと所見を述べさせていただいて一般質問に入りますけれども、私が実は政治の世界に入ったのは61歳からです。遅咲きのマドンナと言われました。この６月で卒業なんですけれど、振り返っ

てみたらデニー知事初め、富川副知事、それから謝花副知事初め各部局長の皆さんには大変お世話になりまして、ありがとうございました。

それから県議の皆さんにも大変お世話になりまして、ありがとうございます。

事務局の皆さんにもお世話になりました。私が脊髄損傷で車椅子になったときに、すぐ向こうにスロープをつくっていただきました。今回、後ろのほうの出入り口、段差が３段あるんですが、そこにもちゃんと手すりをつくってくれたんですね。大変心細やかな配慮だと思って、私は感謝しております。ありがとうございました。

それから、私がそう言ったら瑞慶覧議員が自分も手すりに感謝しているからぜひ言ってくれということがありましたので、お伝えしておきたいと思います。

それから、実は私には後継者がいないんです。４月から――４年前からこれまで９名の女性に当たりました。私は自分の後継者には女性をと思っていましたので。４カ年かけて９名に当たってもだめだったんです。私、最初怒りました。女性の人権とか政策決定の場所に女性を送るとかそういうことはもう言わんでくれと思ったんですが、はっと思ったときに女性たちがまだそういう状況にある。子育てとか、それから家族の反対とかいろいろありまして、能力はあるのにと思いながらも、結局は９名に振られてしまったんです。しかし、これでもう終わりじゃなくて、私が県議をおりました後は、やっぱり女性たちがどうしたら議員にもなりやすいかということをいろいろ頑張ってみたいと思います。

それから、私はこれまで翁長知事、そして玉城デニー知事を支えて応援してまいりました。心残りは、普天間の早期返還、それから辺野古の新基地建設反対、この立場をこれからも堅持していくわけでありますけれども、沖縄にはありとあらゆる苦難が降りかかっておりますので、玉城デニー知事初め皆さん頑張っていただきたいと思います。

それから、首里城も私たちが台湾出張のときに燃えてしまいまして、本当に心が折れたままです、私は。その点で、まだ首里城を見に行けておりません。

それから、きょうは私は最後の質問ということで、実は那覇高校の同期生が応援に来ています。花の那覇高校13期と言います。ありがたいと思っています。それからあと１つニュース。沖縄県が出した建白書、建白書を永久保存にするということが先ほど決まったようです。これは向こうのほうで照屋寛徳衆議院議員が記者会見をしたということで、朗報がありましたのでこれはお伝えしておきたいと思います。

それでは一般質問に入りたいと思います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、文部科学省の言うインクルーシブ教育についての知事の受けとめ方と沖縄における現状と課題について伺います。

(2)、県立北部基幹病院の進捗状況について伺います。

(3)、2020年度の予算は知事の目指す新時代沖縄の到来、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の構築の実現に向けきめ細やかな取り組みが示されています。それを実現するため庁内の結束と組織化を早目にやっていただきたいと思います。知事の決意を伺います。

(4)、日米地位協定については、ヨーロッパ４カ国の調査やオーストラリア・フィリピンの調査など評価します。これから３月には韓国の調査も計画し、全国知事会や渉外知事会とも連携していくとのことですので、日米地位協定がいかに不合理で日本の主権を侵害しているかを全国に発信していただきたいと思います。運用改善で済まされる問題ではありません。決意を伺います。

(5)、辺野古・大浦湾の軟弱地盤に対する日本政府の対応は余りにもずさんです。辺野古ありきで推し進めるやり方に大きな不安があり、危険を感じます。軟弱地盤に対する日米両政府への県の取り組みを伺います。

(6)、普天間飛行場の危険性を言いながら辺野古とリンクさせるやり方は県民が納得するはずはありません。反基地の取り組みをしている他国のやり方と連携をすることも大切かと思います。情報収集などはどうなっておりますでしょうか。

大きい２、教育問題。

(1)、県内における病休者・精神的疾患での休職者について過去３年分について伺います。

(2)、小・中・高校における現時点での不補充の状況を伺います。

(3)、離島の臨時的任用及び再任用者の面談について、現在は自費で本庁まで来るようにとのことですが、旅費などの負担もあり改善することはできないかとの要望がありました。教育長の考えについて伺います。

(4)、９月議会で離島からの臨時的任用者等の帰任旅費について確認しましたが、約束どおり実施できるのかどうか伺います。

(5)、学校司書の採用と受験年齢の撤廃について伺います。これまで学校司書は1987年から2010年まで

の23年間採用がありませんでした。児童生徒の学習支援のためにも図書館は必要であり、そのためには学校司書が不可欠です。各学校に学校司書を配置するためにも徐々に学校司書の採用が必要ではないかと伺います。また、現在27歳までという受験年齢について他県同様引き上げることができないか。この27歳ということを撤廃していただけませんかとお伺いをいたします。

それから(6)、これまで育児・介護で離職した教職員の再雇用について伺います。

(7)、高校生のバス通学無料化への取り組みで４億1634万5000円の予算を計上したことを評価します。沖縄県の子供の貧困率を考えると継続的な取り組みと範囲の拡大が必要と思いますが、今後の見通しはいかがですか。

(8)、中部農林高校定時制の生徒の帰りのバスの問題で前進はあったのか伺います。

大きい３、学校におけるフッ化物洗口問題で具体的な取り組みを伺います。

４、学校における働き方改革法案について伺います。

(1)、小中学校における、長時間労働の過労死ラインである月80時間超えや産業医の面談が義務とされる100時間以上労働の対応をどうするのか伺います。

(2)、学校の多忙化が言われる中で、中学校、高校ともに部活動における拘束時間の長さや土日の引率が課題となっていますが、どう対応するのか伺います。

(3)、多忙化解消の中で部活指導員やスクール・サポート・スタッフの配置における予算配分や拡充が求められていますが、市町村が積極的に導入できる手だてはあるのか伺います。市町村の労務管理における、タイムカード等の出勤・退勤管理の環境が全県において未整備な中で長時間勤務をどう改善し、市町村にはどのような通達や指示を行っていくのか伺います。

(4)、36協定の締結が県内41市町村の小中学校でいまだに締結されていないようですが、県としての取り組みを伺います。

あとは、再質問を行いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 狩俣信子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(3)、新時代沖縄の到来などの実現に向けた決意についてお答えいたします。

私は、新時代沖縄の到来、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の構築の３つの視点で諸施策を展開しており、令和２年度についても、これらを着実に実施できるよう組織編成を行っております。

それぞれ主なものを申し上げますと、新時代沖縄の到来の視点では、県内外の販路の開拓・拡大やブランド力の強化・発信の取り組みを庁内横断的に実施し、効果を最大限発揮するため、マーケティング戦略推進課（仮称）を設置いたします。誇りある豊かさの視点では、第７回世界のウチナーンチュ大会の令和３年開催に向け、開催準備室を設置いたします。沖縄らしい優しい社会の構築の視点では、児童相談所における保護者への効果的な支援を図る観点から、家庭への支援と介入の機能を分離するため、児童相談所に、初期対応班（仮称）を設置し、家庭環境を含めた児童虐待防止対策の強化を図ります。また、首里城の復興に関する取り組みなど、私が特に命ずる事項を効果的に実施するため、知事公室には特命推進課（仮称）を設置することとしております。

令和２年度は、残り期間が２年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の集大成に向け、重要な年となることから、引き続き職員一丸となって各種施策を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

なお、遅咲きのマドンナ、狩俣信子議員も市井に戻られるということでございます。今後は市井のビヨンセとして、御活躍くださいますようお祈りいたします。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） １、知事の政治姿勢についての御質問で(1)、インクルーシブ教育の現状と課題についてお答えいたします。

本県では、高等学校４校に高等支援学校を併設したほか、公立小学校に特別支援学校小学部の分教室をモデル校として設置し、授業や学校行事、部活動を通して、障害のある子供と障害のない子供がともに学ぶ取り組みを進めております。また、高校における新たなインクルーシブ教育システムの構築に当たっては、他府県の取り組みを参考にしながら、学校側との協議、支援員等の人員体制の整備、授業や評価のあり方など、さまざまな観点から課題を整理する必要があると考えております。

県教育委員会としましては、障害のある子供と障害のない子供が同じ場所でともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組んでまいります。

次に同じく２の(1)、教職員の病気休職者の人数についてお答えいたします。

教育職員の病気休職者数は、平成28年度が413人で、うち精神疾患に係る休職者数が163人、平成29年度は424人――これ休職者数ですが、うち精神疾患が171人、平成30年度が426人で、うち精神疾患が176人となっております。

次に同じく２の(2)で、教職員の不補充についての御質問にお答えいたします。

教職員の配置については、年度当初ではおおむね配置されておりますが、年度途中の急な病気休暇などにより、臨時的任用教員の配置におくれが生じる場合があります。令和２年１月６日時点の臨時的任用教員の未配置の状況については、小学校44人、中学校８人、高等学校13人で合計65人となっております。未配置の状態にある学校では、教頭、他の教員などにより、授業に影響が出ないよう対応しているところです。県教育委員会では、ハローワークでの求人募集のほか、教育委員会のホームページに募集案内を掲載するとともに、過去の臨時的任用教員経験者などに働きかける等、引き続き臨時的任用教員の確保に努めてまいります。

次に同じく２の(3)、離島の臨時的任用候補者等の面接についての御質問にお答えいたします。

県立学校で年度初めから任用される臨時的任用職員については、職務遂行に当たっての心構えや採用に係る手続の説明などを行うため、これまで採用前に本庁で面接を実施しておりました。離島地区での勤務の内示を受けた臨時的任用候補者については、旅費などの負担軽減を図るため、現在、面接の実施場所や方法等の見直しを検討しております。また、再任用候補者の面接については、今年度より、原則、新規任用者のみを対象に本庁で実施し、更新者については面接を廃止したところであります。

次に同じく２の(4)、臨時的任用職員等の帰任旅費の支給についての御質問にお答えいたします。

生活の根拠地とは異なる離島で勤務する臨時的任用職員などが、任期満了による退職で生活の根拠地に帰任するための旅費である帰任旅費については、令和２年３月末の退職者から支給が可能となります。

次に同じく２の(5)で、学校司書についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、司書資格を有する学校事務職員を全ての県立学校に配置しており、採用は計画的に行っております。採用試験は沖縄県職員中級試験の試験区分県立学校事務Ⅱとして、県人事委員会が実施しているところです。上級、中級及び初級の職員採用試験においては、長期勤務によるキャリア形成を図るとの趣旨から、受験年齢に上限が設けられております。年齢の上限の見直しを行うに当たっては、受験者数の推移や他の職員採用試験との均衡なども考慮して検討を行い、県人事委員会に要望することとなります。

次に同じく２の(6)で、教職員の再雇用についての御質問にお答えいたします。

育児や介護を理由に退職した教職員が再び教職に戻ることを希望した場合、臨時的任用職員や非常勤講師として任用することは可能であります。ベテランの教職員が育児や介護を理由に退職することは、本県教育にとっても損失であると認識しております。他県における教員候補者選考では、介護を理由に退職した元教員を対象に特別選考を実施している事例もあり、これらの状況も参考にして、制度の導入について検討したいと考えております。

次に同じく２の(7)で、バス通学無料化についての御質問にお答えいたします。

バス通学費の支援については、これまでのひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業の対象者に加え、住民税所得割非課税世帯の高校生へも支援を拡充することとしております。支援割合については、通学に必要な経費の全額を支援することとし、10月からの開始を予定しているところであります。家庭の経済環境にかかわらず、子供たちが安心して学業に励むことができるよう、継続的に取り組んでまいります。また、支援対象の拡大については、今後、事業の実施状況等も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に同じく２の(8)で、中部農林高校定時制生徒が利用する路線バスの現状についての御質問にお答えいたします。

路線バス減便に伴い、県立中部農林高校定時制課程に通う一部の生徒が､帰宅時の交通手段が確保できず、授業を早退せざるを得ないという状況が生じておりました。現在、保護者等の送迎が厳しい場合は、同窓会による送迎の支援により早退せざるを得ないという状況は回避されております。また、バス会社の取り組みや関係部局の支援等により、バス路線の一部がダイヤ改正され、生徒の帰宅時の交通手段の確保については改善されつつあります。

県教育委員会としましては、高校生の交通手段の確保について、バス会社などへ文書等による要請を行うとともに、引き続き関係部局と連携し、生徒の学習権が保障されるよう取り組んでまいります。

次に３の(1)、学校におけるフッ化物洗口問題につ

いての御質問にお答えいたします。

県教育委員会としましては、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、学校歯科保健活動として、歯磨き指導や食育等に取り組んでいるところであります。フッ化物洗口は虫歯予防の一環として、県内の一部の学校で行われておりますが、実施に当たっては、市町村教育委員会、学校、学校歯科医等の関係者が実施方法などを協議し、保護者の同意を得て行われるものと認識しております。

県教育委員会としましては、今後とも市町村教育委員会及び各学校と連携し、歯磨きの習慣化を図るなど、虫歯予防等について推進してまいります。

次に４の学校における働き方改革改正法案についての御質問の(1)、小中学校における長時間労働への対応についてお答えいたします。

県内市町村立小中学校の教職員の昨年４月から９月までの勤務時間について調査したところ、全教職員の約60％に当たる延べ３万5997人について、市町村教育委員会から回答がありました。調査によりますと、この期間に月80時間以上100時間未満の長時間勤務を行った教職員が延べ1649人、4.6％、100時間以上の教職員が延べ695人、1.9％となっております。長時間にわたる過重な勤務は、疲労の蓄積をもたらし、脳・心疾患の発症リスクが高まるとされております。県教育委員会では、引き続き市町村立小中学校の教職員の服務監督者である市町村教育委員会に対して、労働安全衛生に関する研修を実施するとともに、勤務時間の適切な把握、長時間労働者に対する医師による面接指導の実施等について周知を図ってまいります。

次に同じく４の(2)、部活動に係る負担軽減についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会としましては、運動部活動等のあり方に関する方針を策定しており、市町村はそれに基づき市町村の方針を、校長は学校の方針を策定することとなっております。その方針の中で部活動時間は、平日２時間程度、休日は３時間程度となっております。また、平日は少なくとも１日、週末も少なくとも１日の休養日を設定することとなっております。さらに、部活動顧問の負担軽減及び多忙化解消のため、外部指導者を活用するとともに、令和元年度から、単独で引率が可能な部活動指導員を配置しております。今後とも、市町村教育委員会等と連携を図りながら、教職員の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に同じく４の(3)で、部活動指導員の導入等についての御質問にお答えいたします。

部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置は、教員の長時間勤務の縮減及び負担軽減に有効であると考えており、市町村教育委員会に対し、補助制度や活用事例を紹介しているところであります。今後とも、市町村教育委員会と連携を図りながら、配置拡充に努めてまいります。また、長時間労働を改善するためには、適正な勤務時間管理が不可欠であると考えており、これまで、服務監督者である市町村教育委員会に対し、教職員の勤務時間の適正な管理について通知してきたところであります。今後とも、各地区の業務改善推進委員会においてＩＣカードを活用した取り組み事例を紹介するなど、勤務実態を踏まえた業務改善が図られるよう努めてまいります。

次に同じく４の(4)で、小中学校における36協定についての御質問にお答えいたします。

小中学校においては、事務職員と学校栄養職員について労働基準法第36条の規定に基づく協定を締結する必要があります。県教育委員会では、当該職員の服務を監督する市町村教育委員会に対し、昨年２月に文部科学省が策定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインについて周知する際、ガイドラインに沿った内容で協定を締結するよう通知しておりますが、改めて制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(2)、北部基幹病院についてお答えします。

北部基幹病院につきましては、本議会の冒頭で知事が知事提案説明要旨の中で述べましたように、北部圏域において、医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的で地域完結型の公的な医療提供体制を構築するための北部基幹病院の整備に向け、関係者間の合意形成を図り、基本構想、基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(4)、日米地位協定に関する問題点の全国への発信についてお答えします。

県におきましては、日米地位協定の改定実現に向けて、他国地位協定調査の結果を全国知事会や渉外知事会などと共有するとともに、全国知事会における基地負担に関する新たな提言の取りまとめについて働きか

けを行ってまいります。また、他国調査の結果や日米地位協定の問題点を日本国民全体で共有するため、海外の有識者などを招いたシンポジウムの開催経費を次年度予算案に計上したところです。

県としましては、このような取り組みに加え、国会議員への働きかけや各政党、日弁連等、さまざまな団体と連携を深めることで、日米地位協定の改定実現に向けた取り組みを強化してまいります。

次に１(5)、軟弱地盤に係る日米両政府への県の取り組みについてお答えします。

辺野古埋立工事については、地盤改良工事を行ったとしても、長期にわたる不同沈下の発生や、工事中の水の濁りによる環境への影響、外部の専門家チームが懸念する護岸崩壊の可能性など、さまざまな問題点が指摘されております。

県としては、日本政府に対し、埋立工事を直ちに中止して、県との対話に応じるよう繰り返し求めているところであり、米国政府及び連邦議会議員に対しては、書簡の送付や訪米要請などにおいて、軟弱地盤等の辺野古新基地の問題点を訴えてまいりました。県は、今後とも埋立工事の中止と普天間飛行場の県外、国外移設、早期返還及び速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去について強く求めてまいります。

次に１の(6)、他国での取り組みの情報収集についてお答えいたします。

辺野古新基地建設問題については、米国においても、ホワイトハウスに対し工事の中断を求める請願の署名活動が行われ、21万筆もの署名が集まるなど、さまざまな沖縄を支援する活動や、沖縄県民との連帯の輪が広がりつつあると感じております。また、米軍が海外に展開する軍人数は、2008年から2018年の10年間に、日本では、４万2496人から５万5026人と増加しているにもかかわらず、例えば、ドイツでは、３万8788人から３万4810人に減少しております。このような他国の状況に係る情報収集について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　まずインクルーシブ教育についてお伺いいたしますが、知事が言う誰ひとり取り残さないというこの思い、大変すばらしいと私は思っているんですね。障害のある子もない子も、ともに社会の中で育てていくということもとても大切だと思っています。ただ、インクルーシブ教育を文科省が言うなら、これは国が何らかの手だてをしなくちゃいけないのに、今は県や市町村に全部来ているわけですよ。

実は、私たち三、四年前でしたか、フィンランドに視察に行ったときに、あちらはそういう障害を持った子も入れているんですが、クラス担任が３名、生徒の数が20名というふうに国がすごく配慮しているんですね。そういうこともやらないで、各都道府県に押しつけてくるというやり方、私はこれは国は改善しなくちゃいけないと思っているんですよ。

そういうことで、県も文科省に対してこの問題の改善をぜひ要求していくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。どこに聞く、教育長。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　インクルーシブ教育、北欧の制度。今現在日本では高校の段階であれば、普通の高校とまた障害の程度によって特別支援学校もありますし、また発達障害の通級指導というのもございます。現行制度では、クラス40名定員で１人担任が配置されるという格好になっていますし、そういった中で何て言うんでしょうか、インクルーシブというのは――現在高校の中には障害を持っている生徒も入学はされているんですけれども、これは各県取り組みは違うんですが、沖縄県の場合はこの同一の評価基準で試験を通して入学されているということになっております。そういった中で、特別支援学校との交流等も行いながらやっているということなんですけれども、県によってはこの障害を持っている方が一緒に入って同じ授業をやっていると。そこに支援員がついているということは、それは独自の措置でやっているということになっているわけです。また、私どもも拝見した中では、この評価についても授業についても、通常考えられている私どもがやっているような教科で目指しているような内容とは異なる内容、その生徒の状態に応じて目標を定めて、それをパスした場合には一定の履修をしたというふうな取り組みをされているということで、現行制度上どこまでどのような形でできるかというのは、この県独自の取り組みという形になっているところがございます。

それで、今全国的には何かそういう取り組みが一部の県でやられているものを、沖縄県が――私どもも視察してまいりましたけれども、どのように取り入れられるかというのを、先ほど来答弁させていただいているように課題等も整理しながら、新しいインクルーシブ教育システムの構築に向けて今取り組んでいこうとしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　わかりました。ただ、このインクルーシブ教育を学校に入れるときに、やっぱり現場の

皆さんの体力の問題もあるんですよ。本当に今、何と言うんですか、定数足りなくても入れ切れないという部分、これはなぜかということを考えたらやっぱり今子供たちの抱える問題が大きくて、１対１じゃないと対応ができないという部分、そこらあたりも考えていただいて、しかも沖縄は病休が全国トップです。２倍です。それもあわせてぜひ御配慮いただきながらやっていただきたいと思います。

次に行きます。

県立北部病院についてなんですが、何かいろいろ12市町村と合意案ができたということなんですね。それにつきまして、本当にそれをやったら医師の確保は大丈夫なんですか、お聞きします。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） この北部の問題、恒常的な医師不足に起因して起きていると。その根本的な原因が、10万人規模の医療圏に中規模の急性期病院が２つあるということに起因していると。そういった医療環境を抜本的に解決するための基幹病院の構想でございまして、そうすることによって医師が来やすい、キャリア形成のシステムに資するような病院をつくることができるということで、現状よりも医師確保の優位性が高まるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん この件につきまして、私たちが受ける印象は財政負担の話ばかりが浮き上がってくるもんですから、そうじゃないでしょうという感じ。北部が本当に目指している医療って、県立じゃなくて大丈夫なのかとその心配があります。これ答弁要りません。

次、行きます。

日米地位協定はもうぜひ頑張っていただきたいと思います。

教育問題のほうに行きたいんですが、(2)の小・中・高校における現時点での不補充の状況についてお聞かせいただいたんですが、ちょっと私が押さえている数はもっと大きいんですよね。それで今、小学校44名、中学校が８名、高校が13名とおっしゃったんですが、それだけですか教育長。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時25分休憩

午後４時25分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えいたしましたのは、１月６日時点でのそういう未配置の状況ということで、その数字になっているかと思います。

○狩俣　信子さん わかりました。

○議長（新里米吉君） 狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん 実は、教育長、昨年12月の評議員会で高教組が調べたんですね。そうすると、向陽高校が英語、５カ月もいなかったんです、５カ月。そして、宮古特別支援学校、中学部の家庭科が９カ月いなかった。看護師が９カ月いなかった。だから、そういう不補充が結構あちこちにあって困るわけですよ。これ豊見城南が国語１カ月、そして北農が実習教諭が４カ月いない。もうだらだらだらと書かれているんですよね。

そういう意味で、やっぱり子供たちにとって教育は大事だし、こういう不補充が続くっていうのは絶対よくないんですよ。教育長は、あちこちハローワークにも載せて募集したりしているけど集まらないという話なんですが、やっぱりこれだけ病休も出るわけですから、もうちょっと人づてでもいいから集める方法も考えながら、ぜひ不補充がなくなるように――教育長も今度でおりるわけですから、次の人に引き継いでくださいませ。よろしくお願いいたします。

次行きます。教育の(3)、離島の臨時任用、再任用について、先ほど面談については場所を考えてやるとおっしゃった。これ前進だと思います。非常に喜ばれると思います。

それから、(4)の９月議会で確認した帰任旅費、これもオーケーだということで喜んでもらえると思います。

それから(5)、学校司書についてなんですが、これは23カ年間採用がなかったんですよ。ということは、その間の人で臨時任用で来て、もう27歳までしか受験できませんので、そこらあたりを皆さんが言うには、超氷河期と一緒ですって。結局、23年雇い入れがないわけですから。そこらあたりは、もうちょっと血の通った――27歳じゃなくて他府県みたいに40歳とか、あるいは撤廃したところもあるわけですから、そこらあたりぜひ御配慮をお願いしたいと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時28分休憩

午後４時29分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） 学校事務Ⅱの採用試験については、現在受験者数は一定程度確保できているわけでございますが、年齢上限の見直しを行うに当たりましては受験者数でありますとか倍率の推移、また他の

職員採用試験との均衡等も踏まえて検討していくことになるのかなと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君） 狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん はっきり言って全然均衡とれていませんよ、27歳どまりですから。採用されてこなかった人たちがたくさんいるわけですよ。そこを配慮してくださいと私言っているんです。

それからあと１つ、教育長、(6)、育児介護で離職した人、特別選考で考えるとおっしゃっていました。これ前向きだと思います。ぜひ、その方向で力のある、途中で退職せざるを得なかった皆さんの能力をまた引き出していただきたいと思います。

次(8)、中部農林高校の帰りのバスなんですが、授業以外は配慮しないみたいなことなんですけれども、この子は卓球部なんですよ。毎日卓球やりたいと、部活でという話なんですが、これについてはどうなんですか。今までどおり改善なしでしょうか。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 部活動に参加できない生徒のことだと思いますが、学校における放課後の部活動は生徒の自習的なまた自発的な活動ではありますけれども、学校教育活動の一環として行われるものであります。責任感、連帯感の涵養でありますとか、好ましい人間関係の形成という観点から重要であると認識しております。

バスの減便で部活動に参加できない生徒がいるということも承知しておりまして、教育委員会としましては、バス会社の減便の時間帯との関係等で要請を行うとともに、関係部局とも連携して――今具体的に申し上げるのはあれなんですけれども、学習権が保障されるように取り組んでまいりたいと考えております。

あとは、時間割りの部分の工夫もありますけれども、いろんな方策をちょっと考えてみたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん よろしくお願いいたします。

それで、今まで令和２年３月までは木曜日のみタクシーチケット代を負担するということですが、これから後はどうなるんでしょうか、この木曜日は。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時32分休憩

午後４時33分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） 今具体的なものはちょっと申し上げにくいんですが、関係者と少しいろいろとまた方策があり得るのか、意見交換してみたいと思います。

○議長（新里米吉君） 狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん ぜひお願いします。

夜遅くから歩いて帰らせるわけにはいきませんので、そこらあたりも御配慮いただきながら、この定時制に通う子供たちの学習権をぜひ保障していただきたいと思っております。

次に、フッ化物洗口について行きますけれども、このフッ化物洗口、この前私は保健医療部長を呼んでお聞きしたときに、学校でやるとしたら担任がこれをやると言ったんですよ。そうなんですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時34分休憩

午後４時34分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えします。

学校でフッ化物洗口は、本島内の実施システムを学校例で申し上げますと、週１回始業前に実施しているというところでございます。洗口液の準備等につきましては、実施する当日の朝に学校歯科医が来校されて洗口剤の希釈や分配等を行っていると。分配された洗口液は各学級に届けられまして、担任が保護者から同意を得ている児童のカップへ洗口液を注いで、音楽やＤＶＤに合わせて約１分間のぶくぶく洗口を行っているというふうに聞いております。また、洗口後は余った洗口液を保健室等で処分をして、使用したボトルをまた洗浄するというふうな段取りになっていると聞いております。

○議長（新里米吉君） 狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん 私聞きましたら、担任はやりたくないそうです。これからもっともっと広げていこうとしておりますので、それは本当に学校で責任を持ってやるのは誰なのか。最終的には校長だと言っていましたけど、ぶくぶくさせる、それは担任だと言ったんですよ。私聞いたら、全部怒っています。ただでさえも仕事が多いのに、これまで責任持たされたらたまらないと言っていましたので、そこのところはよく考えて話を聞いてみてください。フッ化物は終わります。

次、働き方改革なんですけれども、長時間労働の過労死ライン、80時間ですよね。これは、対応としてはちゃんとできているんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時36分休憩

午後４時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

小中学校の産業医面談についての状況になりますけれども、市町村立の小中学校の長時間在校職員に対する面接指導体制の整備状況なんですが、職員数50人以上の学校では83.6％で、50人未満の学校で41.6％となっております。県費負担教職員ではありますけれども、その身分は市町村の職員でありまして、服務を監督する責任は市町村教育委員会が有しておりますけれども、特に50人未満の学校における整備率は全国平均のほうが74.4％となっておりまして、それと比較すると41.6％ということで低い状況となっております。

教育委員会としましては、産業医の面接指導体制の整備につきましては、引き続き市町村の教育委員会に対して指導助言を行ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　次、その(3)に行きます。

多忙化解消の件なんですけど、出退はタイムカード等でやっているということですが、聞くところによるとタイムカードを押した後に残業しているんですよ。こういう実態をちゃんと見ないとだめだと思います。

それから、成績を処理するときに何か１つしかソフトがないのかな、そうすると順番待ってやると７時、８時になるということもありまして、そこらあたりも教職員が早く帰れるような対応策、ソフトは１つじゃなくてたくさんの人が使えるような体制、これをとっていただきたいんですがいかがですか。成績処理とかに関してです。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時39分休憩

午後４時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　先ほどのタイムカードを押した後の残業というのは、ちょっと実態は承知しておりませんけれども、これは本来適正な勤務管理で行われるべきだと考えております。

また、法務関係のソフトの件、これはソフトなのかハード、機械の問題なのかですけれども、それにつきましては特に市町村の場合は市町村のほうで整備することになると思うんですけれども、その部分がネックになって勤務時間が在校時間が長いという実態があるのであれば、その辺の改善というのは業務改善という観点から、市町村によってその辺を是正していただく必要があるかと考えております。さまざまな各地区の業務改善推進委員会というのがあるんですけれども、その辺でまた意見交換等をやってみたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　よろしくお願いいたします。

それから、残業する人に対して管理者が、能力がないと言ったそうですよ、残業する人に。こんな失礼な話はないですよ。こういう発言をする管理者はしかと注意してください。

それから、あと１つ、外部指導、単独で引率できるというのはとても前進だと思います。そして、外部指導については部活の何時間できているのか、補充できているのか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時42分休憩

午後４時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

これ令和元年度の配置状況ですが、部活動指導員は80名となっておりまして、県立高校が36人、県立中学校が３人、市町村立の中学校が41人という状況になっております、人数的にはですね。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　これももっと拡充していく必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

あと10秒です。知事、これからもお体に気をつけて沖縄のために頑張ってください。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。（拍手）

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　会派おきなわ、玉城満でございます。

何か、引退される方が続いているもんですから、少しちょっとやりにくい感じがするんですね。

僕は県議会議員になって、ずっとメーガキ、メーガキというかメークージョーというか、ウチナーの文化についてずっとしゃべってきたんですけど、それにはやっぱり理由があるわけですよね。いろんな観光地、沖縄は世界水準の観光地を目指しているわけだから、最終的にグローバル社会になってくると、どこもすばらしい――やっぱりテーマパークであるとか、いろんな自然であるとかそういうのを持ってるんだけれども、最終的にウチナーの文化、この文化が最終的にこ

の沖縄の最終兵器になるのではないか。兵器って言ったらいけないんだけれども、武器になる――武器って言ってもいけない、宝になると思うわけですよ。だからそういう意味では、やっぱり　クトゥバ　ワシーネー　クニ　ワシユンということもあるんで、ウチナーのことにこだわってずっとやってきました。きょうはちょっと最近沖縄暗い話題ばっかり続いているもんだからやめておこうかなと思ったんだけど、やっぱりやることにいたしました。

最近ウチナー文化がだんだんだんだんすり減ってきてるなと。皆さんも身近に感じると思います。これ何かと言いますと、僕一番今、身近に感じているのはウチナータイムがなくなってきましたね。ウチナータイムがなくなってきたということはどういうことかというと、もともと僕のウチナータイム論というのは何かというと、人を待たすことがウチナーンチュじゃなくて、あなたのためだったらいついつまでも待ってるわよというのが、ウチナーンチュの心なんですね。だから最近こういうアシガチがし過ぎて、多分交通事故も多くなっているんじゃないかなと思うんですよ。それとやっぱり人を待たすというふうなところになって、そこでまたいろいろガーエーが始まっているんじゃないかなという。だからやはりウチナータイムというのは僕は大事だなという、やっぱり気持ちの部分では大事だなと。相手に何分待たされようが、１時間待たされようが、やっぱり清らかな心で待てるという、そういう文化がだんだんなくなってきている。これもだんだんヤマト化になるのかなという感じがしております。

あと名前も変わってまいりました。名前、もう皆さん、新聞の死亡欄見ると、葬式欄見ると、昔は屋号がしょっちゅう出てきてたんですよ。屋号とか、ウチナー名が出てきたんだけど、最近あんまりウチナー名がなくなってきた。これも寂しいなと思っている。僕も孫５人いるんですけど、毎回生まれる前に自分の娘に、息子に、お願いだから男が生まれたらマチューとつけてくれんかと。全部、却下ですよ。そして、女の子が生まれたらナビーとつけてくれんかと。却下ですよ。みんな宇宙人みたいな名前になっているんですよ。僕が言っているのは何かと言うと、今全てが宇宙人みたいな名前になっているから、逆にウチナーに戻すと、この名前が何年後かには、すばらしい、沖縄ルネサンスだみたいな感じの名前になっていくから絶対いいよと言っているんだけど、やっぱり納得いかないみたいですね。

だからそういうふうに名前だけでもそうだし、昔はいろんな名前があって、僕なんか昔はいろいろコントつくってたんですけど、伊佐家のなりお君という男の物語なんです。この伊佐家は絶対この人を医者にしないといけない。医者というのはウチナーグチでイサなんです。それで名前がなりおでしょう。朝から晩まで、ナリオー、イサ　ナリオー、ナリオー、ナリオーって言って、こういうコントをつくったんです。そして最終的にこれは医者になるという物語をつくったら、あるときこの放送局に電話がかかってきて、エー　チュヌ　ワラバーヌ　名前で　イッター　アシバンケー。本当にいたんですよ、伊佐なりおさんて人が。沢岻忠則さんという人もいて、こういう名前がだんだんなくなってきて、もうおもしろくなくなってるなと、ウチナーも。やはり、もう少しウチナー文化を名前であるとか。

それと昔、皆さん、校長先生が朝礼とか運動会で挨拶するときに、本日の運動クヮイは――クヮイって言ってたんですよ。あれ僕らは小さいころ、ワラバーしているころは、発音ワルーヤッサヤー　校長シンシー　発音ワルー　ヤッサヤーって言ってたんだけど、実はよくよく調べると大正時代と昭和初期の小説、ほとんどがクヮイとかパンって書いてあるんですよ。だからきれいな日本語しゃべっているんですよ、当時の。僕らはこれを発音ワルーと言ってしまって、本当にいまだに悪いなと思っているんですけど、もう今はだんだんだんだん簡素化になってきてそういう昔の味もなくなってきている。だからそういう中でやはり僕らは、これだけこんな小さい島に何千、何百という芸能、歌や踊り文化を持っているんだから、それを大事にしてこれからも皆さんと一緒にこの沖縄を世界に誇れるような島にやっていきましょうよということで、質問いたします。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、首里城復旧・復興における県の役割について伺う。

(2)、琉球歴史文化の日制定の進捗について伺う。

(3)、新型コロナウイルスによる県経済への影響と対策について伺う。

２、土木建築関連について。

(1)、５年間の社会資本整備事業費の推移について伺う。

(2)、沖縄市、県道20号線の整備の進捗について伺う。

(3)、沖縄市のアリーナ完成時に向けたインフラ整備について伺う。

(4)、名古屋で民間電子広告板が公道に設置されて

いる。沖縄県でも取り組むべきと考えるが県の見解を伺う。

(5)、県の設計委託業務における最低制限価格について伺う。

３、公共交通関連について。

(1)、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入事業について。

ア、鉄軌道導入までの新たな公共交通システムの進捗について伺う。

イ、バス路線の見直しと課題について伺う。

ウ、バス停の時刻表の電子化について伺う。

４、都市計画関連について。

(1)、協議会の方向性で示されたとおり、中南部都市圏を一体の都市として捉え、早急に中南部都市圏全体のグランドデザイン（世界水準）マスタープランを策定すべきではないか伺う。

(2)、中城村と北中城村の中部広域都市計画区域への編入要望について県の取り組みについて伺う。

５、他国地位協定調査報告関連について。

(1)、他国の基地従業員の処遇調査について伺う。

６、福祉関連について。

(1)、障害者施設への施設・設備支援事業及び補助金制度の現状と取り組み状況、課題について伺う。

７、文化観光関連について。

(1)、フィルムオフィスの現状と課題について伺う。

(2)、海外コンテンツサポート事業、沖縄ロケ制作支援事業について。

ア、平成24年から29年度までの予算と実績について伺う。

イ、沖縄文化観光ロケ支援事業（仮称）新設について県の見解を伺う。

８、県警・公安委員会関連について。

(1)、県警第２庁舎の必要性と課題について伺う。

以上です。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 玉城満議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、首里城復興における県の役割についてお答えいたします。

現在、国の首里城復元に向けた技術検討委員会においては、首里城正殿を中心に城郭内の建物の復元に向けた技術的な検討が進められているところであり、沖縄県からも協力委員として議論に参画するとともに、国との役割分担などについて随時、調整を行っているところです。一方、県では有識者懇談会を設置し、文化・教育・観光資源としての活用、文化財等の保全・復元・収集、首里城公園整備計画の検証、首里城に思いを寄せる方々が復興に参画する仕組みづくり等、首里城復興基本方針の策定に向け議論していただいているところです。今後、那覇市と連携のもと、幅広い観点から首里城周辺地域の段階的整備についても検討していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 玉城満議員の御質問にお答えいたします。

１、知事の政治姿勢についての中の(3)、新型コロナウイルス感染症による県経済への影響と対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、海外空路便の運休や減便に加え、海路では、クルーズ船の入港がキャンセルとなるなど、沖縄を訪問する中国及び台湾等からの観光客数に影響が出ております。また、今後は観光客減少等による宿泊業を初めとする観光関連産業とともに、飲食業や小売店等の事業者の企業経営への影響拡大が懸念されます。沖縄県ではこのような状況に鑑み、２月17日付で経済対策に係るプロジェクトチームを設置いたしました。同チームでは、産業振興、中小企業支援、観光振興等の分野において、部局横断的に緊密な連携を図りながら、一丸となって課題解決に向けた対策を講じることとしております。現行での緊急対策として、中小企業セーフティネット資金による経営安定に必要な資金繰りを支援するほか、産業面や事業者への影響に関する状況把握を行うとともに、中長期的な視点も踏まえ、正確な情報発信や風評対策等を含めた経済対策を迅速に進めてまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　新垣健一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） １、知事の政治姿勢についての御質問のうち(2)、琉球歴史文化の日制定の進捗についてお答えいたします。

琉球歴史文化の日の制定につきましては、有識者等で構成する検討委員会で協議を重ね、今般、複数の候補日案が選出されております。県としては、これらの候補日案の中から、沖縄の歴史文化への理解を深め、ふるさとへの誇りや愛着が感じられるようなウチナー

ンチュとしてのアイデンティティーを形成し、ウチナー文化の根底をなすチムグクルが育めるような日を選定できるよう調整を進め、年度内に候補日を発表してまいりたいと考えております。

次に７、文化観光関連についての(1)、フィルムオフィスの現状と課題についてお答えをいたします。

沖縄フィルムオフィスは、沖縄での撮影に関する問い合わせ対応、ロケ地の紹介、さまざまな手続方法を情報提供するフィルムコミッション窓口業務や国内外映画祭へのブース出展等の業務を行っております。県では、国内、海外の一般消費者における認知度向上を図るため、沖縄ロケを実施する映画・ドラマの誘致や制作支援、受け入れ体制の強化に係るフィルムツーリズム推進事業を沖縄フィルムオフィスへ委託しています。これまでの取り組みによる国内外における沖縄の認知度向上に伴い、県内でのロケに対するニーズも増加しつつあり、ゲリラ撮影の防止や撮影現場でのマナー遵守の推奨など、受け入れ体制の充実が課題となっております。

同じく(2)のア、海外コンテンツサポート事業及び沖縄ロケ制作支援事業の予算と実績についてお答えをいたします。

平成24年度から平成27年度まで実施しました海外コンテンツ制作・サポート事業におきましては、予算総額が５億6000万円、支援数は27作品、支援総額は５億1069万円となっています。平成28年度から29年度まで実施しました沖縄ロケ制作支援事業では、平成28年度の予算額が１億4100万円、支援数が５作品、支援額が１億2060万円、平成29年度は、予算額が9000万円、支援数が１作品、支援額は1728万円となっております。

同じく(2)のイ、沖縄文化観光ロケ支援事業（仮称）の新設についてお答えをいたします。

観光客誘致における沖縄の認知度向上のため、映画等の制作に関し国内外での公開を条件として、撮影費用の一部を助成する事業を実施し、近年では観光客数も順調に伸びており、同手法は一定の効果があったと考えております。一方、観光誘客には、プロモーション手法が他にも確立されてきたこと、単年度の支援スキームは事業の実施難易度が高いことなどから、費用対効果等を勘案し同事業は見直すこととしました。

県としましては、現在実施しているフィルムツーリズム推進事業において、撮影の受け入れ支援や映画祭への出展等を通じ、ロケ誘致や魅力発信につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、土木建築関連についての御質問のうち(1)、社会資本整備に係る事業費の推移についてお答えいたします。

土木建築部所管の社会資本整備に係る５年間の事業費の推移は、平成28年度1178億円、平成29年度1129億円、平成30年度1032億円、令和元年度944億円、令和２年度940億円となっております。

次に２の(2)、県道20号線の進捗についてお答えいたします。

県道20号線については、胡屋交差点から高原交差点までの延長3460メートルの区間を都市計画道路、胡屋泡瀬線として３工区に分けて、幅員32メートル、４車線で整備を行っております。胡屋泡瀬線の進捗率は、平成31年３月末の事業費ベースで約51％となっております。

次に２の(3)、沖縄市多目的アリーナ完成時に向けたインフラ整備についてお答えいたします。

沖縄市多目的アリーナ建設地に近接している沖縄自動車道の沖縄南インターチェンジの接続交差点については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において主要渋滞箇所として選定されております。県では渋滞ボトルネック対策として、県道における右折帯の延長及び２車線化を行ったところであります。また、ＮＥＸＣＯ西日本において、沖縄南インターチェンジ内の右折２車線化等について検討を行っているとのことであります。

次に２の(4)、民間電子広告板の公道への設置についてお答えいたします。

県では、良好な景観形成等を図るため、沖縄県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の規制を行っております。近年、観光案内板の設置や町の魅力向上を促進するため、国のガイドラインが改正され、公益施設に民間広告を表示し、広告収入を施設管理費用などに充てることや、地域の公共的な取り組みの費用捻出のため設置される広告物について、自治体の条例で基準を定めることにより、禁止地域でも設置許可ができることとなっております。

県としては、公益施設の活用など地域の要望に応じ、対応を検討してまいります。

次に２の(5)、業務委託の最低制限価格についてお答えいたします。

土木建築部発注の業務委託については、契約の内容に適合した履行を確保するため、沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領

に基づき、予定価格が100万円を超える競争入札で発注する測量業務、建設コンサルタント業務等の業務ごとに算定式を設け、予定価格の100分の70以上の範囲で最低制限価格を設定しております。

次に４、都市計画関連についての御質問のうち(1)、中南部都市圏全体のマスタープラン策定についてお答えいたします。

去る２月14日に開催した、那覇広域の区域区分検討協議会第２回委員会においては、現時点では、市町村の意向等を踏まえると、区域区分の維持は必要としつつ、短期的には、市街化調整区域における県独自の規制緩和や計画的な市街化区域編入を行うことを確認したところであります。また、中長期的には、県土の均衡ある発展や持続可能な社会の構築に向け、駐留軍用地の跡地利用も見据えて、中南部都市圏を一体の都市として都市計画区域の再編も視野に入れることが示されており、それらを踏まえ全体的なマスタープランを策定することになると考えております。

次に４の(2)、中城村及び北中城村の中部広域都市計画区域への編入要望についてお答えいたします。

那覇広域の区域区分検討協議会においては、北中城村と中城村の考えをもとに、都市計画区域の一体性について確認したところ、北中城村は沖縄市との関係性が強く中部広域都市計画区域との一体性が高い一方、中城村では宜野湾市や西原町との関係性が強く、那覇広域都市計画区域との一体性が高いことが評価されております。両村の中部広域都市計画区域への編入要望については、両村が提案している共同のまちづくりの展望が明確に示された上で、区域区分を廃止した場合の無秩序な市街化への対応策や、計画的なまちづくりの実現方策が必要と考えており、県と両村において継続して検討することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） ３、公共交通関連についての(1)のア、鉄軌道導入までの新たな公共交通システムについてお答えします。

県では、利便性の高い公共交通ネットワークを構築するため、短中期的には、定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスと、基幹区間から各地域を結ぶ支線バスで構成する基幹バスシステムの導入、中長期的には、那覇と名護を１時間で結ぶ鉄軌道の早期導入に向け取り組んでいるところです。このうち基幹バスについては、那覇バスターミナルからコザまでの基幹区間において、これまで運行されていた急行バスと特急バスの名称や停車バス停を一本化し、基幹急行バスでいごライナーとして、昨年９月に運行が開始されたところです。

県としましては、今後とも、沖縄市等での交通結節点の設置やバスレーンの延長など、基幹バスシステムの構築に向け、引き続きバス事業者や関係市町村等とも連携して取り組んでまいります。

同じく(1)のイ、バス路線の見直しについてお答えいたします。

県は､基幹バスと各地域を結ぶバス網再編について、バス事業者等と連携して取り組むこととしております。バス網再編にかかる課題等については、平成30年度に検討を行ったところ、乗り継ぎの発生に伴う利用者離れや､採算性低下などが想定されたところです。

今後は、沖縄本島の北・中・南部の圏域ごとにおける公共交通の充実に向けた取り組みの中で、これら課題について、市町村等と協働で地域の課題やニーズ等を踏まえながら検討していくこととしております。

同じく(1)のウ、バス停時刻表の電子化についてお答えいたします。

国土交通省の旅客自動車運送事業運輸規則において、バス停留所には、事業者及び停留所の名称、運行系統、発車時刻などの情報を表示することとされております。また、利用者の利便性向上のため、路線図、多言語表記、バスの接近情報などの情報についても表示が可能とされております。現在、県内においては、沖縄総合事務局が、農林中金前とライカム交差点そばの比嘉西原の停留所において、バスの接近情報等の電子表示の実証実験を行っているほか、県においても那覇空港国内線の到着ロビー内において、バス出発案内等の電子表示の実証実験を実施しております。

県では、これらの電子表示による効果も検証しながら、引き続き関係機関と連携し、公共交通の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） ５、他国地位協定調査報告関連についての(1)、他国の基地従業員の処遇調査についてお答えいたします。

日米地位協定に関しては多くの問題点を抱えており、法体系も複雑で、その範囲は非常に広くなっております。そのような中で、現在、県が行っている他国地位協定調査については、県民が直面する事故や騒音問題等に項目を絞って実施をしているところです。具体的には、航空法などの国内法の適用、事故が発生し

た際の自治体の立ち入り等に関連する基地の管理権、訓練・演習への受け入れ国の関与、航空機事故への対応の４項目を中心に調査を実施したものであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） ６、福祉関連についての御質問の中の(1)、障害者支援施設整備等への補助についてお答えいたします。

障害者施設の整備につきましては、社会福祉施設等施設整備費国庫補助事業により、創設や増改築等に要する経費の一部を補助しております。当該補助事業においては、直近５年間で計47施設等への支援を行ってきたところであります。一方、備品購入費や人件費等の開設準備経費については、国庫補助の対象となっていないことから、現在、九州各県等への照会を行っているところであり、その結果を踏まえて対応を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長　宮沢忠孝君登壇〕

○警察本部長（宮沢忠孝君） ８、県警・公安委員会関連についての(1)、県警第２庁舎の必要性と課題についてお答えいたします。

警察本部庁舎は平成５年の建築後26年間経過しておりますが、それ以降、今年度までで525人増員されているほか、社会情勢の変化を受けた新たな警察事象に対応するための課・係を設置したことなどにより、庁舎の狭隘化の進行が著しい状況にあります。このため、県警察としましては狭隘化の問題を解消するためいわゆる第２庁舎としての施設を整備する必要があると考えており、現在整備場所の確保について県当局とともに検討を進めているところであります。また、仮に整備場所が決定した場合でも新たな施設が完成するまでには相当の期間を要することも課題となっております。このため、新たな施設が完成するまでの間の暫定的な措置として民間ビルの借り上げについても同様に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 玉城　満君。

○玉城　　満君 再質問をさせていただきます。

まず、首里城の件なんですが、これ最終的に復旧・復興してどこが所有、国が所有するのか、それとも県が所有することになるのか、どういうふうにお考えですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 首里城公園の国営区域につきましては、国営公園ということで一義的に国が整備をいたしますので、整備をした国の所有ということになろうかと思います。

○議長（新里米吉君） 玉城　満君。

○玉城　　満君 これはもう全部その正殿を復活させて、いろんなまだ建物残っていますね。残っていてそしてグスクも含めて全部国の所有という考え方でいいんですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 一義的には国営公園区域､国が整備をした部分については国の所有という、城郭内ですね。その中で県としては県が寄附金等を活用しながら協力できる分もあろうかと思いますので、そこの取り扱いについては今後また協議していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 玉城　満君。

○玉城　　満君 僕としてはこれはもう県がやっぱり所有して、県が首里城を運営していくんだというそういう覚悟で復旧・復興に向かったほうがいいと思うんですよ。だから、結局何でも全ては国が国がということではなくて、積極的に県がこういうふうな形でこういうふうに復興させて、こういうような運営をさせてくれませんかってところまでやっぱり突っ込んでいただきたいと思っているんですね。その辺の意気込みはどうなんでしょうね。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

やはり県としましては、早期の復旧・復興を図るべきだというふうに考えておりまして、やはり一義的には国営区域は国営公園として国に整備をしていただくとそのほうが一日も早い復旧が実現するというふうに考えておりますので、県がそれを全てやるということになりますと、資金的な問題もございますし、かなり困難ではないかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 玉城　満君。

○玉城　　満君 いや、県が全てをやるんじゃなくて、やはり県がリードしてやっていく。今後どういうふうな運営をしたいんだと、こういう活用をしたいんだというところまで全て織り込んで復旧・復興に向かったほうがいいんじゃないかなと僕は思っています。これは要望ですけれど。

じゃ次です。

先ほど民間電子広告板の話ししましたけれども、これ実はこっちにも書いてあるとおり名古屋でも実際公道に民間の広告板が出て、それは災害とかいろんな通

り会の情報であるとか宣伝物も、それで運営しているんですね。ところが土地自体は県が管理している土地で。今多分那覇の国際通りからそういうふうな話が出てきているんですよ。国際通りは県が管理している道路ですよね、県道ですよね。ところが景観条例等もあっていろんな整備をしないといけないんだけど、もはやそういう時代に突入している。だからこっちは県道だからこういう広告物はだめですよという考え方じゃなくて、災害であるとか、観光の案内であるとか、あらゆるその情報をこの広告塔からとれるようなそういう仕組みにそろそろ県も積極的にかかわってほしいという要望なんですよ。

これはどういうことかというと、やはり県だけの判断ではなくて、通り会と県と市が協議会を持って、どこそこの地域はこういうものが必要ですよねとかっていう協議会が、この名古屋地域でもそういう協議会をつくっていろいろ広告のあり方の研究をしているみたいですよ。だから、そういうふうなことを観光立県であればこそ、各中心市街地、那覇だけでないもんですから、沖縄市でも名護でもそういうふうな取り組みをすることによってもう少しそこを訪れる人たちが情報をとりやすくなったり、災害のいろんなあれにもなっていくと思うんですよね。

積極的にそういうふうな協議会をつくっていくっていうことをぜひやってほしいなと思います。民間のほうからこういうことをしたいんですって言ってきたときに、今のルールではできませんからって返すんじゃなくて、協議会をつくって話し合いをしましょうっていったときにその場に参加してもらいたいんですよ。部長どうですか、それは。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたけれども、広告収入を施設管理の費用に充てたり、イベント等公共的な取り組みの費用に使うというような形でこの広告収入をうまく活用していくということが、条例で基準を定めてやったりすることによって可能になってきております。しっかりとそういった状況を整えながら地域の要望に応じて対応ができるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 玉城　満君。

○玉城　　満君 ぜひお願いいたします。

それとバス停の時刻表の電子化についてですけれども、企画部長、これまさに今の話と一緒で、例えば今総合事務局が２カ所だけやっているっていうだけではなくて、今みたいに民間を導入していって、この地域にはこういう広告板を兼ねた時刻表、そういうのを設置していくということも視野に入れたほうがいいと思うわけ。この辺はどういう考え方持っていますか。例えば国の予算がついたからこれをやるんじゃなくて、どんどん積極的にそういうふうな例えば、今もうほとんどそういうことになっているじゃないですか。恐らく野球場でもどこかのドームでも陸上競技場でもいろんなメーカーの皆さんがネーミングライツでやるぐらいなんだから、そういう公共物に民間をどんどん取り入れていくってことでやっぱり観光客も助かると思いますよ、バス停なんか。２カ所だけじゃなくて。その辺もっと早目に取り組んでいかないといけないと思っているんですけれどもどうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 議員御提案のとおり、このデジタルサイネージ、バス停の電子化ですけれども、維持費を捻出できれば十分管理できると考えております。ただ、現在のところ屋外広告物条例で規制とかがありますので、このあたりは関係部局や那覇市のほうと調整が必要だと思います。ただ、今、実証実験を行っているところですので、効果だけではなくてどのような課題等があるのか、そこも分析した上で検討していきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 玉城　満君。

○玉城　　満君 ぜひ積極的にやっていっていただきたいなと思っております。

それと都市計画のことなんですけど、これは中城村と北中城村の中部広域都市計画区域への編入要望について、これを機にいろんな再編をすべきじゃないかとなったんですけれども、確かに説明を受けて僕も納得いたしました。納得したというのは、よくぞここまでスタートをさせたなという意味で、非常に一歩前進したと思うんですよ。最終的にはやっぱり僕は前からゾーニングに関してはこの県議会で何回も質問したんだけど、ゾーニングは県がやるもんではないという答弁ばっかりだったもんだから、僕は今この時代になってゾーニングは県が主導してやっぱりやっていくべきではないかなという気がしてきております。なぜかというと、新しい地域が開発されて、そこに人が集まる。すると全く似たようなものがこっちにできて、また新しいところに行く。またこっちにできて、こっちに行く。もうだんだん新しいもの勝ちになって、新しいものだけが勝つというふうな流れになってしまっている。問題は何が言いたいかというと、この辺に行くとこういう遊びがあるよと。こういうテーマ性があるよと。ここに行くとこういうものがあるよと。だから

どこに行ってもおもしろいという。それをやるためには県が主導して開発の方向性を市町村としっかり話し合ってゾーニングしていく必要があると思うんですよ。その辺、どうですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 今回、那覇広域都市計画区域の区域区分の協議会の中で、県と市町村でこの委員会、幹事会、作業部会と相当回数を重ねて議論をしてきております。やはりそれぞれの市町村でそのまちづくりの考え方というのは違いもございますけれども、まちづくりの主体というのは市町村だということがございます。今の法体系でもその市町村のまちづくりをしっかりと支援するような形になっておりますので、一義的にはまちづくりは市町村だと。ただ、議員おっしゃるように広域的なゾーニングもしっかりやっていかなければならないというふうに考えまして、今回議論を重ねたところでございます。

先ほども答弁いたしましたが、中長期的にはやはり中南部都市圏全体で一つの都市計画区域になることも将来的には見据えなければならないというふうにも考えております。ですから、県も都市計画の広域的な計画づくりを見据えて市町村と今後とも意見交換を重ねながら、中長期的には中南部都市圏は一つの都市圏としてしっかりマスタープランをつくっていきたいというふうに考えておりますので、今後とも市町村と連携しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 玉城　満君。

○玉城　　満君 そうですよね。やっぱり今後ゾーニングが必要になってくると思います。県が主導して知事、ここはやっぱり知事がリーダーシップをとって、均衡ある発展という公約もあります。ぜひここは中長期的というけれども、早目にその方向性を知事を先頭にやっていただきたいんですよ。その辺の思いを知事、ちょっと話をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 土木建築部長からるるその方向性についてお話をさせていただいておりますが、これからのキーワードは持続可能です。持続可能な社会のあり方、持続可能な交通体系、そして持続可能なふるさとの未来、全ては持続可能性においてマスタープランをつくっていくということが非常に大事だと思っております。ですから、今般、この那覇市街化調整区域の市町村長の皆さんとも意見交換をさせていただき、さまざまな御提案もいただいて、マスタープランに向けたできるだけ早期のスタートを切ることもますます大事ではないかなと思います。同時にサンライズ構想など既存の計画がまだ未着手になっている状況もありますので、それについてもその要望なども組みつつしっかりとこの東西の均衡ある発展、そして沖縄全体、離島も含めた均衡ある県土の発展に向けて取り組んでいきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 玉城　満君。

○玉城　　満君 ぜひお願いいたします。

あと文化観光関連なんですけれども、このフィルムオフィス関係はずうっと沖縄のロケ関係がすごく盛り上がるきっかけをつくった部署だと思うんですね。そのときは予算も結構あって、先ほど紹介してくれたコンテンツサポート、そしてロケ制作支援事業、これのおかげで沖縄を海外に発信することができたと思うんですよ。最近、この事業がなくなったことによって何が起きてきているかというと、ロケの激減、そしてせっかくこの事業で育った沖縄のスタッフ、沖縄の映画監督であるとか、沖縄のつくり手の皆さん、沖縄の俳優もそうです。そういう人たちがちょっと今停滞しているというのが現状なんです。せっかくここまで盛り上げてきたんだから、さらにどんどん新しい人材をつくる意味でもこの支援事業は僕は継続するべきだと思っているんですね。これ何かと言いますと、沖縄県はアジアに対してこれから経済政策、文化政策もやっていかないといけないっていったときに、例えば沖縄とベトナムで共同製作をするとか、沖縄と台湾で共同製作をするといったときに、やっぱり地元の人材がいないとそういう案も出てこないんですよ。それをやることによって沖縄をアジアにアピールすることができると思うんですね。だから、ぜひこれは再考していただきたいと思います。部長どうですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えをいたします。

玉城満議員おっしゃるように我々もこれまで幾つか――きょう答弁させていただきましたけれども、これまでロケの映画等の制作支援をいたしまして、沖縄の認知度向上であるとか、観光客誘致に大きな貢献、あるいは一定の効果があったと認識をしているところでございます。一方、先ほど申し上げましたように、観光誘客につきましては最近、誘客の観点から見てですが、やはりプロモーションの手法がほかにウエブ広告も含めて、いろんなところが確立されているところが１点。あと私ども行政でございますので、予算が会計年度に縛られると、１年間の会計年度に縛られている

というところがございます。それが映画制作の支援のスケジュールと合わないというようなところもございまして、先ほど申し上げましたように近年、予算額、支援の数が減ってきているという現状がございました。

そういったところから、事業の年度内の完成とかも含めていわゆる実施の難易度が高くなってきているということが現状にございまして、やっぱり事業の見直しが必要だろうというところで、一旦事業を見直しした経緯がございます。

来年度の事業につきましても、やっぱり限られた予算を効率的に執行するために考えておりまして、現在のところロケ支援事業の新設については考えていないというところでございます。

○議長（新里米吉君） 玉城　満君。

○玉城　　満君 考えてくださいよ。僕は、この一括交付金のそのソフト事業のあり方、やっぱり少しだけ問題があると思うんですよ。例えば審査が６月、７月になるわけでしょう。ということは何かというと、４月と５月には何の事業もできないということなんですよ。決定するのが６月か７月でしょう。要するに申請は前年度にやるわけじゃないですか。それ４と５はない。この審査のあり方に僕はちょっと問題ないかって言っているんです。前もって11月とか10月にプレゼンをさせて、この年度内に審査をして新年度の予算を使うという、そういうプログラムを県が工夫して国と相談してこういうパターンでもいいかという話を進めるべきだと思うんですよ。ということは、どういう事業が来ても一括交付金のソフト事業では４月と５月にはイベントできないというのがずっと続くわけですよ。おかしいと思いませんか。４月、５月は沖縄では一括交付金を使ったイベントはできませんよと言っているようなものだ。だから選定の仕方をもう少し相談して、やっぱりやり方を考えないと。だからさっき部長がおっしゃったように撮影の時期によって例えばこれを諦めざるを得なかったということが起きてくるわけなんです。これは見直したほうがいいと思います。僕はソフト事業の選定に関するやり方に関しては国と相談してしっかり相談してやっていただきたいなと思っています。これは要望ですから、ぜひ考えてください。

どうですか、部長。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） ありがとうございました。

要望ということでしたので、少しあれしてみます。どうも済みません。

これまでもやっぱりこのいわゆるロケ支援における文化の面からの振興というところも重要性はあると思っております。ただ、これまで支援が行われなかった日本の作品、あるいは海外の作品も含めまして、相手方の資金繰りの面もございます。１年間というのは我々のソフト交付金のいわゆる予算の仕組みもございますが、その他の事情とかもございます。

議員からの御意見、しっかりと受けとめて、どういう形ができるのかということは少し検討してみたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君） 玉城　満君。

○玉城　　満君 よろしくお願いします。

最後に、県警第２庁舎の必要性についてですが、総務部長、いろいろと調整しているかと思うんですよ、執行部と。どういう状況なんですか。例えば県警がこういうふうに第２庁舎を持ちたいっていったときに、どうしても県警だけでは進めることはできないわけで、執行部ともやはり知事部局ともそういうような相談をするわけでしょう。どういう内容になっているんですか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） 先ほど県警本部長のほうから､県警本部の本庁舎少し手狭感が出てきていると、増員とかそういったものがあってというようなことがありました。当然のことながら、事業いわゆる県警本部の庁舎を建てかえる、その間のことも含めて、事業の必要性とかいろいろ熟度とか今ちょうど検討されているというふうなことを――県警本部内で検討されているということでございますので、そういった検討の状況をしっかり踏まえて、我々としては話が来たときにしっかり受けていこうかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 玉城　満君。

○玉城　　満君 もうこれ前から問題になっているわけで、ぜひ今度増員があって、大変な状況になっているということは前の前の議会から話は出ているわけですよ。だから、新しいものをつくるとするとそれだけ時間がかかってしまうもんで、少なくとも民間ビルを借りて、今の手狭さをどこか緩和できるようなそういう仕組みに対して前向きに相談していただきたいなと思っております。大丈夫ですか。総務部長。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） 特にこれまでの議会の中で、証拠品の保管の話で制度が変わって、時効がなく

なってずっと保管していないといけないということもあったということですね。それについては、実は、現在宜野湾署を建てかえる計画がございます。そこに一元化するようなことで設計変更も次年度の設計のほうで計上しておりますので、そういった工夫を凝らしながらやっていきたいということです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 玉城　満君。

○玉城　　満君 それはわかりますよ。問題は会議室というか、そういうふうな手狭さがあるということなんで、これは内実をもう少ししっかりわかって詰めていただきたいなと思っております。

よろしくお願いします。

以上です。

○議長（新里米吉君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、３月２日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時38分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　當　間　盛　夫

会議録署名議員　　比　嘉　京　子

令和２年３月２日

令和２年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　８　号）

令和２年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

令和２年３月２日（月曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第8号

令和２年３月２日（月曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで
甲第１号議案　令和２年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　令和２年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　令和２年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　令和２年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　令和２年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　令和２年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　令和２年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第８号議案　令和２年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第９号議案　令和２年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第10号議案　令和２年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第11号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第12号議案　令和２年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第13号議案　令和２年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和２年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第16号議案　令和２年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第17号議案　令和２年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第18号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和２年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案　令和２年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和２年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和２年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和２年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和２年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第25号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）
甲第26号議案　令和元年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　令和元年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第２号）
甲第28号議案　令和元年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第29号議案　令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）

甲第31号議案　令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　令和元年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　令和元年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県動物愛護管理員設置条例
乙第10号議案　沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第11号議案　沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例
乙第12号議案　沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例
乙第18号議案　沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県公立大学法人評価委員会条例
乙第22号議案　沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例
乙第25号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県首里城復興基金条例
乙第27号議案　沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例
乙第28号議案　沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第31号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第33号議案　沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例
乙第34号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第35号議案　債権の放棄について
乙第36号議案　訴えの提起について
乙第37号議案　沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業の契約に係る落札者の決定の無効の確認に関する和解等について

乙第38号議案　地位確認請求事件の和解について
乙第39号議案　指定管理者の指定について
乙第40号議案　指定管理者の指定について
乙第41号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第42号議案　公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立について
乙第43号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第44号議案　専決処分の承認について

出　席　議　員（46名）

議長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	保健医療部長	砂川　靖君
副知事	富川盛武君	農林水産部長	長嶺　豊君
副知事	謝花喜一郎君	商工労働部長	嘉数　登君
政策調整監	島袋芳敬君	文化観光スポーツ部長	新垣健一君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	土木建築部長	上原国定君
企画部長	宮城　力君	企業局長	金城　武君
環境部長	棚原憲実君	病院事業局長	我那覇　仁君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	会計管理者	伊川秀樹君

知事公室 秘書防災統括監	前原正人君	警察本部長	宮沢忠孝君
総務部 財政統括監	金城　賢君	労働委員会 事務局長	金良多恵子さん
教育長	平敷昭人君	人事委員会 事務局長	池田克紀君
公安委員会 委員長	知念公男君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田　隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平良　潤君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第44号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時２分休憩

午前10時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○比嘉　瑞己君　おはようございます。

よろしくお願いいたします。

質問通告後に報道がなされました看過できない重大な問題がありますので、議長と執行部には連絡を済ませており、先例を踏まえて質問を行います。

去る29日土曜日の報道です。農林水産省は、28日玉城デニー知事に対し、米軍普天間飛行場の移設先とされる名護市辺野古の埋立予定海域で見つかったサンゴ類について移植するための特別採捕を沖縄防衛局に許可するよう指示する文書を送ったと発表がされたそうです。

知事の権限に介入してくる大変不当なやり方だと思うんですが、県の対応をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　お答えします。

農林水産省から沖縄防衛局長の小型サンゴ類の特別採捕許可申請について、許可処分をするよう是正の指示をする文書を発出したとの連絡が28日にございました。

県としましては、是正の指示につきましては、その内容を精査しまして、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　今沖縄県としては、この承認を撤回した状態にあります。また、そもそもこのサンゴの採捕許可というのは知事の権限ですから、これ毅然とした対応が求められると思います。部長、改めて文書を確認した上で毅然とした態度を求めますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君）　これからしっかり今回の是正指示の文書の内容の精査を行いまして、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　それでは通告の１番目を質問いたします。

米軍基地問題についてです。

(1)、国際自然保護連合ＩＵＣＮは、辺野古新基地建設をめぐるジュゴンの危機的状況についてこれまで幾度となく勧告をしてまいりました。ＩＵＣＮ勧告の内容とその要請項目及び県の対応をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（棚原憲実君）　お答えします。

ＩＵＣＮ総会でこれまで３度にわたり、ジュゴン保護に関する勧告が採択されております。勧告では日本政府に対して、保護区設置や保全計画の作成などの保全対策の実施を求めております。

県においては、平成28年度からジュゴン保護対策事業を実施し、ジュゴンの餌場として選定した主要海域におけるジュゴンの生息状況及び海草藻場の調査、

混獲対策などの普及啓発を行うとともに、専門家で構成する検討委員会で、ジュゴンの保護策のあり方について検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 世界的に絶滅のおそれのあるジュゴンは、近年国内ではこの沖縄本島のみ生息が確認されていました。その数わずか３頭です。2014年８月、政府が辺野古新基地建設のためのフロートを設置して以降個体Ａ、個体Ｃは行方不明になったままです。そして昨年３月、個体Ｂが運天漁港の沖合で傷だらけの死骸となって発見されました。これらは政府の工事強行が原因であることは明らかだと思います。

そこで伺います。

政府や環境監視等委員会、彼らは新基地建設が及ぼすジュゴンへの影響についてこれまでどのような説明をしてきましたか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

沖縄本島周辺に生息している３頭のジュゴンのうち、古宇利島沖を主な生息地としていたジュゴンＢが平成31年３月に今帰仁村運天漁港に死亡漂着しており、嘉陽沖等に生息していたジュゴンＡ、Ｃについても確認されない状況が続いております。沖縄防衛局の環境監視等委員会資料によりますと、個体Ａについて、水中音等が個体Ａの生息域に影響を与えたとは考えられない、個体Ｂについて、土運搬船については死亡した個体Ｂの確認位置は航行していない、個体Ｃについて、事業実施区域は主たる生息域とは言えないと考えていることから、工事が個体Ｃの生息域に影響したとは考えていないとしております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 政府や環境監視等委員会は、工事を始める前も、そしてジュゴンが死亡した後もこの工事が及ぼすジュゴンへの影響はない、このように言い続けてきました。しかし昨年12月、ＩＵＣＮは沖縄のジュゴンが絶滅危惧ＩＡ類、最も絶滅に近い深刻な危機に瀕しているというレッドリストを公表しております。しかも、この辺野古新基地建設がジュゴンへの脅威だと厳しく指摘をしております。政府や環境監視等委員会の見解とは全く異なる評価であります。

そこで伺います。

県は、ジュゴンが絶滅危惧ＩＡ類と評価されたことについて、沖縄県としてはどう受けとめていますか。改めて政府に新基地建設工事の中止を求めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） お答えします。

ＩＵＣＮが日本の南西諸島に生息するジュゴンの地域個体群を最も高い絶滅危惧ＩＡ類に引き上げたことについては、大変重く受けとめております。県では、引き続き環境省と情報共有し連携しながらジュゴンの保護対策に対応してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 工事の中止についてお答えいたします。

国際自然保護連合は日本政府に対し、これまで３度のジュゴンの保護に関する勧告を行っておりますが、県は平成30年８月の埋立承認取消処分において、ジュゴンの餌場である海草藻場への影響など環境保全措置が適切でないこと等を理由としております。政府は平成31年４月５日の裁決をもって工事を強行していることから、県は工事をとめるため関与取消訴訟、抗告訴訟を提起したところでございます。

県としましては、政府に対し埋立工事を直ちに中止して県との対話に応じるよう繰り返し求めているところでございますが、今後とも強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 環境部長、もう一度お聞きします。

ジュゴンのこうした状況は工事の影響だと私思うんですよ。部長はどうですか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） 沖縄防衛局の環境監視等委員会の報告書、我々もそれについては非常に注視して読んでいるところですが、明らかな影響はないという報告を受けておりますので、環境部としてはやはり目撃情報とか、沖縄島周辺のそういう情報、離島も含めた情報収集を努めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 ＩＵＣＮは今回のこのレッドリストの公表に加えて、政府そして沖縄県に対してリサーチプランと呼ばれる調査を提案しております。ＩＵＣＮは200を超える政府関係機関によって構成され、国連と密接な関係を持つ世界最大の自然保護機関です。日本政府はＩＵＣＮの海牛類専門家グループが提案したこの調査を尊重し実行する義務があると思います。そして、同時に沖縄県にもその調査を実行する責任があると思いますが、その点はどうですか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） ＩＵＣＮの海牛類専門家

グループが提案しているリサーチプランは、国や県に対して、日本産ジュゴン個体群の調査計画や、生存予測値の探索などの取り組みを求めております。県では平成28年度から実施しているジュゴン保護対策事業を継続して行うとともに、環境省と連携しリサーチプランにも配慮してジュゴン保護対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 部長、確認ですが、このリサーチプランが提案している中身、私が特に重要だと思う調査が幾つかあります。漁業者等からの情報収集、環境のＤＮＡ調査、海草生息地の調査、これは特に重要だと思いますが、この３点も必ずやりますね。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） 県が平成28年度から実施している調査において、漁業関係者ですとか、レジャー関係者からの目撃情報の収集は当時からずっとやっております。あわせて、県は本島周辺の調査をやっているんですが、海草藻場の調査、はみ跡の調査ですとか重要海域７地点の調査は継続して今も行っています。ＤＮＡの調査につきましては、もうちょっと科学的精査をして応用がききそうであれば取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 これまでの対策が決して成功していないから今こういった状況にあると思いますので、積極的にこのリサーチプランを実行していただきたいと思います。

さて、このほどアメリカでは2020年度国防権限法案が連邦議会を通りました。その法案には、辺野古新基地建設に関連する条項が盛り込まれております。そこには法案が成立した後180日以内に、国防総省が連邦議会に対して辺野古新基地建設の進捗状況を報告することが義務づけられております。

そこで私は今、知事がアメリカに対して沖縄の現状を正確に伝える必要があると思います。このジュゴンの問題、また軟弱地盤、活断層、高さ制限、そして県民投票で示された圧倒的な沖縄県民の民意、このことをアメリカの国防総省や連邦議会そして政府の監査院、当事者であるアメリカに書簡で伝える必要があると思います。またそのことを国際社会にも堂々と公表するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

昨年12月20日、米海兵隊分散配置の進捗状況に関する180日以内の報告を米国防長官に義務づける条項が入りました国防権限法案が、大統領の署名を経て成立したことは承知しております。県は、平成30年４月、ジュゴン訴訟に関連し、利害関係者として協議することを求める要請書を米国防総省などに送付いたしましたが、国防総省がこれまで県との協議を行ってない中で、日本政府は埋立工事を強行しております。このことから県では改めて、米国防長官、米太平洋軍司令官などを宛先とし、また同報として連邦議会上下両院の軍事委員会議長、米国会計検査院院長などに対し、埋立工事の中止を求める書簡を送付する準備をしているところでございます。今後とも辺野古新基地建設工事の中止に向けまして、国内外に向けた効果的な情報発信を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 知事に伺いたいと思います。

知事が一番この沖縄の声を直接届ける重要性を理解していらっしゃると思います。この書簡を送ることについて、知事の決意をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 書簡等の準備については、ただいま公室長から答弁があったとおりです。私も、昨年訪米した際に、実際に大浦湾の軟弱地盤の問題、あるいはその下に活断層が存在するかもしれないという懸念、それから高さ制限、それらは米国の法律に違反しているというふうな事実などなど議員に面談した際にはそのような事実をぜひ確認をしていただき、日米両国間の問題であるという認識にのっとってきちんと対処していただきたいという事実を伝えるための面談もあわせて行いました。そのような話をうかがった議員の中には実際にみずからも調査をしてみたいというふうに答えた議員もいらっしゃいましたので、これからもこの事実に基づいた情報をしっかり発信していくということは非常に肝要であろうというふうに思います。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 ぜひ頑張っていただきたいと思います。

それでは(2)番ですが、辺野古・大浦湾がアメリカの環境ＮＧＯ団体から希望の海、ホープスポットとして国内で初めて認定されました。県主催のシンポジウムなどを開催し、その重要性を国際社会に発信すべきだと思います。県の対応を問います。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） 辺野古・大浦湾は県の自然環境の保全に関する指針において評価ランクＩ及

びⅡと評価されていることや、国が日本の重要湿地500、重要海域に選定していることなどから、自然環境豊かな重要な地域であると考えております。今回、海外ＮＧＯ団体によりホープスポットに認定されたことは、辺野古・大浦湾の豊かな自然環境が、海外からも評価されたものと理解しております。ホープスポットに関しては、さらに必要な情報収集に努めた上で、シンポジウム等の開催も含め活用のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 この問題で教育委員会にお聞きしたいと思います。このホープスポットに認定されて日本自然保護協会が辺野古・大浦湾を積極的に保全するために、大浦湾のチリビシのアオサンゴの群集、そして長島の洞窟を天然記念物に指定することを求めています。私も世界的にも貴重なこれらの自然を積極的に保護すべきだと考えますが、天然記念物指定についての見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えします。

天然記念物の指定についてのお話ですが、基本的に天然記念物の指定に当たりましては、学術的に貴重であることと、地域の歴史的文化等とのかかわりをもって象徴的な存在であるということが重要なポイントとして、これまでも教育委員会では指定に当たっては整理してきたところであります。また大浦湾、議員からお話がありましたアオサンゴ、長島の洞窟につきましては、専門家の方々より学術的な貴重性が指摘されているということは承知しております。いずれにしましてもこれまでの指定の考え方からすると天然記念物という形になるかという話はありますが、これにつきましては教育委員会ではそういうふうに整理しておりますけれども、名護市のほうとも意見交換を少しやってみたいとは考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 次に(3)、米軍北部訓練場ヘリパッド建設は沖縄の負担軽減になったのでしょうか。

欠陥機オスプレイなどの米軍機飛行訓練による希少野生動植物への影響、住民への騒音被害の実態について伺います。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） お答えします。

県では、オスプレイ等軍用ヘリコプターの飛行騒音等による野生生物への影響を把握するため、平成30年２月から、ヤンバル地域において鳥類等を対象とした騒音等影響実態調査を実施しております。本調査はことし３月まで実施し、結果を取りまとめる予定であります。また、住民への騒音被害の実態に関しましては、沖縄防衛局が行っている東村高江区牛道集落における航空機騒音測定結果によりますと、供用開始前の平成26年度の騒音発生回数は、1474回でありましたが、平成27年２月のＮ４地区の先行供用開始以降は増加し、平成30年度は7000回と供用開始前の約4.7倍となっております。

県としましては、引き続き北部訓練場周辺の航空機騒音による住民の生活環境や野生生物への影響を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 負担軽減についてお答えいたします。

北部訓練場のヘリコプター着陸帯移設は、同訓練場の過半の返還条件として実施されております。沖縄防衛局の騒音測定結果によりますと、移設先の東村高江周辺では、深夜・早朝を含め騒音発生回数が増加傾向にございます。県は、沖縄防衛局から提供されている情報を分析した上で防衛大臣等に対し、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用中止等を含め、夜間訓練等、米軍の演習のあり方を見直すよう求めているところであり、引き続き本県の基地負担の軽減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 環境部長に伺います。

全く負担軽減になっていないと思います。住民生活への影響も深刻ですが、こうした米軍機の訓練によって世界自然遺産登録に影響はないんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） お答えします。

平成30年のＩＵＣＮの評価報告書において北部訓練場として残る地域、それについては推薦地に対する実質的な緩衝地帯として機能し景観の連続性や重要種の生息に貢献しているという評価をされております。ですが、沖縄県としましても北部訓練場、自然環境豊かな地域ですので、引き続き希少種のモニタリング調査等を通じまして北部訓練場の自然環境の状況について注視していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 この問題、最後に謝花副知事に伺います。

東村議会はこのＮ４地区のヘリパッドの使用禁止と即時撤去を全会一致で可決しております。沖縄県議会も東村の高江周辺の６カ所のヘリパッドの使用禁止を全会一致で求めてきました。沖縄県としても改めて米軍北部訓練場ヘリパッドの使用禁止、撤去を強く求めるべきだと思います。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

北部訓練場の特に返還された後のＮ４地区、特に東村の住宅地域の周辺での騒音被害、これについては先ほど環境部長そして知事公室長から答弁ありましたように、逆に訓練の回数がふえていると。私もその区民の方々といろいろ意見交換いたしましたけれども、少なくとも自分たちの周辺地域、そこでの訓練はやめてもらいたいという切実な要望をいただきました。そういったことを踏まえて沖縄県としては、政府に対してＮ４地区含む集落に近い３カ所の地域については訓練はやらないようにということを強く申し入れたところでございます。今後も住宅地域に近い周辺住民の意向を踏まえて政府に対してしっかり求めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 続いて通告の２番目です。持続可能な開発目標の達成に向けてＳＤＧｓについてであります。

ことしは地球温暖化防止の国際的な枠組みでありますパリ協定が本格的に始動する大変重要な年です。今国際社会は、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることが大きな目標となっています。

そこで伺いますが、沖縄21世紀ビジョンで示したＣＯ２の削減目標の達成状況についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） お答えします。

本県の温室効果ガス排出量につきましては、沖縄21世紀ビジョンに基づく個別計画である沖縄県地球温暖化対策実行計画において、基準年度である2000年度の排出量1236万トンと同レベルまで削減することを目標としております。最新データである2016年度の排出量は、1271万トンで、2000年度の排出量と比較して35万トン、2.8％上回っている結果となっております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 残念ながら、削減どころかふえています。この基準年度である2000年度、この排出量を下回った年度はこれまでありましたか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） 本県の温室効果ガスの排出量は2000年度から2010年度まで徐々に増加し、その後は減少傾向にありますが、基準年度を下回ったことはありません。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 このまま温暖化が進めばどういった影響が出ますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） 今後、本県においても台風等の強大化や集中豪雨による水害リスクが上昇するとともに、赤土等流出による河川、海域への影響の増大、海面上昇による海岸砂浜等の自然環境の消失が懸念されています。また、農業、林業、水産業分野における生産活動への影響や、熱中症の増加、熱帯感染症による健康被害の発生が懸念されています。

以上です。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 今大切なのは、多くの人々が地球温暖化が確実に進行していることをまず認めることだと思います。そして同時に今最も大切なのは、この気候変動を抑える道はまだ残されている、このことを多くの人が認識して一人一人が行動に移すことが大切だと思います。

そこで(2)番ですが、沖縄県が気候非常事態宣言を表明することについて、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） 気候非常事態宣言は、2016年12月にオーストラリアのデレビン市で行われたのを皮切りに、欧米諸国等、世界中に広まりつつあります。近年の世界各地における記録的な高温や台風等の強大化、豪雨、大洪水、大規模な山火事等、気候変動の影響が顕在化していることから、緊急行動を呼びかけるものとなっており、日本では長野県や神奈川県等が宣言しております。

県としましては、気候変動の主な原因とされる温室効果ガスのさらなる削減に向けて、宣言による波及効果など、学識経験者や関係者からの意見も聞きながら

検討してまいります。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 知事に伺いたいと思います。

今部長から検討したいというお話がありました。知事はいち早くこのＳＤＧｓの理念を掲げて県政運営に努めてまいりました。

私、知事がよくお話をするお母様からの指のお話が大変大好きです。トゥーヌイービヤ　ユヌタキーネーランドー。それぞれ違って、それぞれの役割がある。まさにＳＤＧｓの理念そのものだと思います。ＳＤＧｓは今途上国だけでなく、先進国を含む全ての国、そして政府も市民も企業もみんなで取り組むことを掲げております。

知事、どうでしょうか。沖縄県民みんなでこの気候変動をとめていく、そのためにはやはりこの気候非常事態宣言を一日も早く行うことが重要だと思いますが、知事の考えをお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 近年の世界各地における記録的な高温や台風の強大化それから豪雨、大洪水、大規模な山火事など、気候変動の影響が顕在化していることから緊急行動を呼びかけるものだというふうに思っておりますし、人類の生存基盤に影響を及ぼすおそれのある気候変動への対応は全世界で取り組むべき喫緊の課題であると思います。また、ＳＤＧｓでの取り組みの中でも、重要な部分であると理解をしております。ちなみに、この気候非常事態宣言を行っている自治体は全国で12自治体あります。県は２つ、長野県と神奈川県、それから10の市町村、３つの議会では決議をしているんですね。

それから沖縄県の気候変動と将来予測についてという資料があります。これは沖縄気象台が平成31年３月に発表した資料です。少し紹介いたしますと、世界の平均気温は100年当たり0.73度Ｃ上昇の割合、日本の平均気温は100年当たり1.19度Ｃ上昇の割合、沖縄県の平均気温は100年当たり1.16度Ｃ上昇の割合で増加しています。沖縄県でも着実に気温は上昇しているわけですね。沖縄県の平均気温は今世紀末には３度上昇すると予想されています。つまり、20世紀末の22.9度Ｃから26度Ｃ前後になる。平均気温がさらに上がっていくということになります。これは何を意味するかというと、猛暑日の35度Ｃ以上が１年間で年を単位にしますと今まで０日だったものが、単純に57日にカウントされます。それから真夏日、これは30度Ｃ以上ですが、78.3日だったのが、170日。そして熱帯夜、25度Ｃ以上の夜間が83.4日から180日になります。そうすると沖縄全体、海面も含めて地上、海上ともにこの気候温暖化の影響は避けられないということになります。沖縄県の海水面の上昇は、過去40年間で約10センチ程度上昇していると予測されています。

では、この気候非常事態宣言に期待される効果は何かというと防災・減災に備えるための知識の普及啓発効果、官民のインフラや施設整備への投資の拡大、気候変動やその主な要因である地球温暖化に関する知識の普及啓発効果、さらには熱中症対策ですとか、省エネ意識の高揚などなんですね。ですから私たちの生活にはこの気候非常事態宣言っていうのはかなり重要な意味を持っているであろうというふうに思います。

先ほど部長からもありましたけれども、これからも県民一体となった気候変動への取り組みにしっかりと取り組んでいけるように、この有識者あるいは関係者からの意見もしっかり聴取しながら気候非常事態宣言についてさらに検討してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 知事、ありがとうございました。もう事実上の宣言かのような答弁でしたが、正式な宣言を待ちたいと思います。

(3)、海岸漂着物問題の現状と課題についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） お答えします。

県が、平成29年度から平成30年度にかけて行った調査では、県全体で約6900立方メートルの漂着ごみが確認されております。県では国の補助事業を活用し、平成24年度から市町村や海岸管理者等と連携して海岸漂着ごみの回収・処理に取り組んでおり、平成30年度は約3500立方メートルを処理しております。海岸漂着ごみは、回収しても繰り返し漂着するため、継続して回収・処理を行う必要があるほか、海外由来の漂着ごみが多く、国際的な取り組みが必要であるなどの課題があります。引き続き回収・処理の推進を図るとともに、海岸漂着ごみに関する影響調査や発生を減らすための普及啓発等の取り組みを推進してまいります。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 この漂着ごみの大半がプラスチックごみです。もちろんこの消費者の責任も問われますが、これからは生産者、企業側の責任も問われてくる時代になると思いますので、その辺の取り組みもしっかり進めていただきたいと思います。

次に(4)番、県動物愛護管理センターの譲渡施設の

実績についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（棚原憲実君） 犬・猫譲渡施設の実績についてお答えします。

県では犬・猫殺処分ゼロから廃止に向け、譲渡機会をふやすための拠点施設を令和元年７月から仮供用として活用しており、犬・猫に対する検疫や健康管理、愛護団体に限定した譲渡など試行的な飼養を行っております。仮供用開始から本年１月末現在で、犬・猫合わせて40頭の譲渡と２頭の返還を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 仮供用の７カ月間だけでも40頭の命が救われました。ぜひ本格供用に向けて頑張っていただきたいと思います。

続いて３番目の子育て支援･学校教育について、(1)、待機児童解消計画の達成状況についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 本県では、黄金っ子応援プランに基づきまして、令和２年４月１日時点で６万4335人の保育定員を確保することを目標としております。平成31年４月１日時点の保育定員が６万375人でございまして、今年度においては4293人の整備計画を予定しております。目標値を上回る６万4668人の定員を確保する見込みでございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 この間の県や市町村の取り組みでこの保育の定数は大きくふえたと思います。一方で、この環境が整うにつれてやっぱりニーズも掘り起こされて依然としてその待機児童の課題は残されたままだと思いますので、頑張ってほしいと思います。

私、市議会議員のときからこの時期になるとある相談が寄せられます。ひとり親のお母さんからの相談です。保育所に入れない。市役所に行けば、就労していないから点数が足りないと言われ、仕事を探しに行けば子供が保育所に入っていないから採用できない。一体どこから先に行けばいいんですか。こういった相談なんです。

そこで伺いますが、(2)、ひとり親家庭の保育所の就園状況についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 平成31年４月１日時点におきまして、ひとり親家庭の保育所等への入所状況、数で申し上げますと、11市に確認しましたところ、申込者数が4329人のうち4233人が入所しまして、96人が入所できなかったというふうに聞いているところでございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 11市ではありますが、ひとり親世帯の待機児童が96人、決して無視してはいけない数字だと思います。保育所の入園を申し込みますと、自治体ではその世帯の状況を点数にして選考が行われます。

そこで今言った11市においては、ひとり親世帯の優先順位はどのようになっていますか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 保育所の入所につきましては、議員おっしゃいますとおり、市町村において利用者ごとに保育の必要度に応じて優先順位を決めている状況でございます。ひとり親家庭の子供の保育所入所についても配慮がなされておりますが、市町村ごとに加点状況はさまざまな状況でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 厚労省はこの保育所入所選考における母子家庭等の取り扱いについて通達を出しております。その中身を教えてください。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） ひとり親家庭につきましては、子育てと生計維持という２つの役割を１人で担っているという課題がございます。保育所の入所選考の際における特別な配慮義務があるというようなことが言われていることと、それから母子家庭をめぐる就職環境が厳しいことなどを踏まえまして、求職活動などを行っている場合にあっても、求職活動を行っている日数に応じて就労している場合と同等の事情にあるものとして優先的に扱うようにというような内容の通知が示されているところでございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 今回皆さんが11市の優先順位を調べていただいてありがとうございます。確かに11市を見ますと、ひとり親でフルタイムで働いている場合、このときは点数が高いんですね、どの自治体も１位でした。ですが、ひとり親で求職活動中の場合、これは自治体でばらばらなんです。優先順位大変低い。出産してまだ子供が０歳、１歳。こうしたお母さんたちは、今から求職活動するお母さんがほとんどだと思います。ひとり親世帯の実態に合わせたこの優先順位を徹底するべきだと思います。いま一度お願いします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　母子及び父子並びに寡婦福祉法というのがございまして、この中ではひとり親家庭が子育てと生計維持という先ほど申し上げましたとおり二重の役割を持っているということもございますので、その利用調整におきましては各市町村で判断されるべきものではございますが、県としましてもひとり親家庭の保育所入所について法の趣旨、通知の趣旨などについて配慮がなされるように引き続き市町村へ働きかけていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　続いて(3)番ですが、放課後児童クラブの支援について、クラブの設置数、利用児童数、利用軽減の成果についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　まず放課後児童クラブの施設数につきましては、平成24年度から令和元年度までの取り組みの成果として、クラブ数は、296カ所から501カ所へ205カ所増加し、そのうち公的施設活用クラブ数は、136カ所から169カ所へ33カ所増加しております。

それから登録児童数いわゆる利用児童数ですけれども、これは１万1800人から２万961人へと9161人増加しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ありがとうございます。

翁長県政そして玉城県政になってこの間、放課後児童クラブ大変大きく進んだと思います。特に重要なのは、これまで沖縄の学童保育は全国と比べると民設民営が圧倒的でしたが、今部長の答弁にあったようにこの学校施設内への専用施設ができる公設民営の保育がふえたんですね。そのことが大変大きな成果だと思います。

そこで伺いますが、そうは言っても待機児童はいますので、現在の待機児童の数を教えてください。

そしてもう一つ、この効果のあった学校などの公的施設を利用した専用施設の整備事業、これをもっと拡充すべきだと思います。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　登録できない児童の推移についてまず申し上げますと、平成29年度にピークでございまして、848人でございました。これが平成30年度に760人、今年度の初めが670人ということで推移をしております。しかしながらまだまだ待機児童多くいますので、県としましては、放課後児童クラブ支援事業などを通じて公的施設活用クラブへの支援を続けていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　事業の拡充を求めましたが、詳しい中身を教えてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　これまで放課後児童クラブの公的施設に設置する場合におきまして、補助単価など順次引き上げてきたところでございますが、令和元年度からは例えば２支援単位の施設整備に係る補助事業、補助基準を拡充しているところでございまして、単体で１施設の場合4000万円、２支援単位の場合が7200万円というような基準に拡充しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　次に(4)番ですが、公立夜間中学校設置に向けた進捗状況についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

県教育委員会では、公立中学校夜間学級等設置検討委員会の中で、現在複数の夜間中学の設置主体案を取りまとめたところでありまして、それを市町村のほうに示しまして、今後、県及び市町村において検討を進めていく必要があります。市町村においても検討委員会等を設置しまして、議論を深めていただくよう依頼を行ったところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　国のほうでは各県に少なくとも１校以上夜間中学の設置を求めていますが、私たち沖縄県では対象者が大変多くいらっしゃいます。毎日通う学校ですので、やはり生活圏内にその中学を置くべきだと思います。

北部、中部、南部、島尻、宮古、八重山少なくとも離島含めた６地域には、夜間中学それぞれ設置すべきだと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

昨年度ニーズ調査を行ったわけですけれども、そこ

で通いたいと答えられた方が55名ほどいました。それは国頭だと５名とか、中頭が19名、那覇が16名、島尻10名、宮古１人、八重山４名と県内に広くいらっしゃるということで、ただその調査の中でやはり通学する距離というのも５キロ以内を希望される声が多かったということで、そういう場合にその設置のあり方もどうすべきかいろいろ設置主体も含めて検討していく必要があるということで、県、市町村においてこの設置に向けた議論を進めていく必要があると考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ぜひ頑張ってください。

４番目、障害者の支援についてです。

続けてお聞きしますが、(1)、民間企業や公的機関などにおける障害者の雇用状況について。

(2)、障害者就業・生活支援センターにおける就業実績と定着率について。この(2)、特に知的障害者の就労実績と定着率についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

まず、民間企業における障害者の法定雇用率2.2％に対し、令和元年６月１日時点の県内民間企業における雇用障害者数は4714.5人、実雇用率は2.66％の全国２位で、11年連続で法定雇用率を達成しております。また、公的機関については、地方公共団体の障害者の法定雇用率は2.5％、県教育委員会は2.4％となっており、県の機関における雇用障害者数は157人、実雇用率は1.89％、県教育委員会における雇用障害者数は212人、実雇用率が1.78％、市町村の機関における雇用障害者数は376人、実雇用率は2.24％となっております。

続きまして、知的障害者の就労実績と定着率についてお答えをいたします。

県内５カ所の障害者就業・生活支援センターにおける知的障害のある方への過去３年間の就労実績としましては、相談件数は、平成28年度は１万3298件、平成29年度は１万4610件、平成30年度は１万2836件となっており、一般事業所への就職件数につきましては、平成28年度は152件、平成29年度は186件、平成30年度は186件となっております。また、知的障害のある方の定着率につきましては、平成27年度の就職者数128名のうち、１年経過後の定着率は80.5％、２年経過後は75.8％、３年経過後は71.1％というふうになっております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　民間ではもう11年連続達成しているんですが、残念ながら公的機関では達成できておりません。

公的機関における障害者雇用、今報告がありましたがこのうちで知的障害者は何人いらっしゃいますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

まず知事部局のほうなんですけど、本年度これまで身体障害者に限定されていた正職員の障害者雇用枠を知的障害及び精神障害にも拡大させていただいたところでございます。精神障害については採用ができたところでございますけど、知的障害についてはまず知事部局における採用がないような状況です。また非常勤職員についても昨年度平成30年度から知的障害者の雇用についても枠を――枠っていうんですか、採用の対象として広げたところですけど現時点ございません。さらに県の機関である病院事業局、企業局、警察本部、議会事務局、教育委員会にも確認をさせていただきましたが、知的障害者の雇用の実績はないというふうなところでございます。あわせて市町村についても少し確認させていただきました。そうしましたら、県内の市町村では全体で３名ですが、雇用の実績があるというところを確認したところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　先ほどナカポツセンターの実績を聞いて、知的障害者の皆さんの定着率がまだ課題として残っています。ですが、民間企業のほうは積極的に採用し始めているんですね。やはり知事部局や教育委員会が先頭に立って、知的障害の方の雇用を進めるべきだと思います。生活支援とかあればしっかりと継続できる人たちなんですよ。それぞれそのことについて見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　これまで身体障害者だけだったところを知的障害、精神障害まで広げたというところですが、結果として現状まだ知的障害者の雇用がないような状況でございます。やはり職員としての業務においては、許認可の判断等の審査ですとか、利害関係者、事業者への説明調整など、なかなか知的障害の方が能力を発揮できるようなところを探し出すのは難しいところもあるのかなとは思っておりますが、一方でしっかり仕事は探さないといけないなというふうに思っているところでございます。

また先ほど議員のほうから御指摘のナカポツセンターございましたが、やはりなかなか知的障害者の雇

用が難しいというところがございます。ナカポツセンターですとか、また就労系の障害福祉サービス事業所、そういったところに採用情報の提供などもしていきながら、あわせて支援のあり方についても少し連携して取り組みを進めたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えします。

知的障害をお持ちの方の採用という御質問についてですけれども、特に教育現場の場合はやっぱりこの法定雇用率の大もとになる分母に教師の数が圧倒的に多いわけですね。そこの2.4％という話になりますけど、行政部分というのはかなり小さいわけなんですけれども、そういった意味でこの障害をお持ちの方を学校でどういうふうに配置して業務をやっていただくかという観点から、非常に教員という形では生徒指導という意味でどういう課題があるかというのもいろいろ整理する必要があると思います。いずれにしてもその特性に応じてどのようなことができるかという観点から、引き続き整理をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 私はこれまでナカポツセンターの役割は大変重要だと訴えてきました。また相談の件数からいっても体制をもっと強化すべきだと訴えてきました。現在、県内には５カ所ありますが、人口が集中する南部地区では特にあと１カ所センターをふやすべきだと思います。この体制強化について、今後の方針をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

ナカポツセンターにつきましては、議員御指摘のとおり、北・中・南それから宮古、八重山の５カ所設置しておりますけれども、とりわけ南部圏域のセンターにつきましては登録者数が多いことに加え管轄内に都市部と離島地域が含まれ、支援対象地域も広く支援に当たり課題があると認識していたところであります。このことから沖縄労働局を通じて厚生労働省に対してセンターを複数設置することを要望していたところ、平成31年４月に要件とされる圏域人口が80万人から70万人に緩和され、新設センターを追加で設置することが可能となったところでございます。

以上です。

○比嘉　瑞己君 可能になってどうなったか。

○商工労働部長（嘉数　登君） 対応についてですか。

○比嘉　瑞己君 センター可能になったんだけど、県はどうするんですかということです。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

県としましては、センターの複数設置の要件緩和を受けて、令和元年11月より南部圏域の新設センター設置に向けた指定交付者の公募を行いまして、令和２年１月22日に県の指定を行ったところであります。現在、次年度の新設センターの開所に向けた準備を進めているところでありまして、県商工労働部におきましても１名の支援員を新たに配置する予定となっております。

今後とも引き続き沖縄労働局や関係機関と連携を図りサポート体制を強化してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 頑張ってください。

５番目、離島振興について。

(1)、妊産婦や難病患者などが本島で医療を安心して受けられる施設整備が求められておりますが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 県のほうは平成29年度から、がん治療、難病、特定疾患、それから小児慢性特定疾病、特定不妊治療並びに子宮頸がん予防ワクチンの副反応疑いとか御指摘の妊産婦、こういった方々が島外の医療機関へ通院する場合の交通費、それから宿泊費への助成を行う市町村に対して補助を行っております。この離島患者等支援事業では、宿泊支援としまして、宿泊施設に加えましてウイークリーマンション等も助成の対象というふうにしているところでございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 じゃ次(2)、伝統ある染織工芸における後継者育成事業の実績と課題についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

県では、染織を初めとする伝統工芸産業の後継者の育成を図るため、昭和47年度から各工芸産地組合が実施する後継者育成研修に対して補助をしております。離島における染織の工芸産地は、久米島紬、宮古上布、八重山上布、八重山ミンサー、与那国織の５産地となっており、昭和47年度から平成30年度までの育成者数は、延べ1412名となっております。令和元年度においては宮古上布、八重山ミンサーの産地組合に補助し、それぞれ３名の後継者を育成しているとこ

ろです。伝統工芸には多様な技術・技法があり、それらの習熟には育成後も長期間を要するほか、安定収入を得ることが困難なことによる離職があるなど、研修終了後の定着及び収益が得られる自立した産業の実現が課題となっております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 今部長からあった事業、当初は久米島紬も対象でしたが近年対象外になっております。なぜでしょうか。

また、久米島紬の産業従事者は10年前と比べてどうなっていますか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

まず１点目、平成11年度までは国、県で補助をしておりましたけれども、平成12年度から地方分権の推進のため、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正が行われまして、伝統的工芸品が製造される地域が１市町村に限られる場合には、国と該当市町村が担うことになっております。久米島町につきましては、平成14年度に具志川村と仲里村が合併したことに伴いまして製造される地域が１市町村になったため、平成15年度からは国と町が補助をしているというような状況になっております。

それから久米島紬の従業者数の減少についてということで、10年前と比較してどうかというお話がございましたけれども、久米島紬の従業者数は県の実施する工芸産業実態調査の直近のデータによりますと、平成30年度で94名、10年前である平成20年度の172名と比較しまして78名、45.4％減少している状況にございます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 私先月、久米島紬の事業協同組合を訪ねました。

蚕の養殖から始まって繭から糸を紡ぎ、図案をつくり、泥染めの泥を運び、染色、機を織る。気が遠くなるほどの幾つもの工程を１人でやる。500年以上の歴史を持つ国の重要無形文化財です。協同組合の理事長さんからお話を聞きますと、以前あった県の事業は大変励みになったとおっしゃっていました。沖縄が世界に誇るこの伝統文化を守っていくために私はこの後継者育成事業をもっと拡充すべきだと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

伝統工芸産業の従事者の確保のためにも、後継者育成事業は重要であるというふうに認識しております。そのためこれまで実施している伝統的技術や技法の習得に加え、付加価値を高める取り組みやマーケティングに関するノウハウの習得など、工芸産業の高度化に資する人材育成に取り組んでいるところでございます。さらに本県工芸産業の振興・発展のための拠点施設である、おきなわ工芸の杜、これは令和３年度供用開始を目指しておりますけれども、供用開始に向けまして沖縄工芸ブランド戦略の策定を進めているところでありまして、市場ニーズに対応した製品開発、起業家の育成、情報発信の強化など当該戦略に基づいたさまざまな施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 続いて６番目、公安委員会にお聞きいたします。

(1)、右翼団体が県議事務所に対して執拗な威圧行為を繰り返しております。選挙で選ばれた議員に対する脅迫、威圧行為は議会制民主主義を否定し、憲法で保障する思想・信条の自由を脅かすものであり許されません。見解を伺います。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） 御質問の件でございますけれども、ことし１月23日及びそれ以降、複数回にわたり右翼団体が、県議会議員の事務所で街宣活動等を行った事案と承知をしております。

本件につきましては、犯罪があると思料されたことから、関係者からの事情聴取等所要の捜査を進め、先日には被害届を受理し、現在も捜査中であります。今後の捜査につきましては、予断を持っておらずお答えをすることはできませんけれども、違法行為に対しては、法と証拠に基づき、厳正に対処するという考えで臨んでいくということでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 次(2)番目ですが、右翼団体の活動に対する県民からの相談、通報、告発、逮捕件数について問います。

騒音行為や威圧行為などを繰り返し、県民に不安を覚えさせている右翼団体に対して、沖縄県警は毅然と取り締まるべきです。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） まず、右翼団体の活動に対する相談等の件数についてでございますが、把握

している可能な範囲内でお答えをしたいと思います。

まず、相談でございますけれども、昨年中、６件把握をしております。110番通報についてでありますが、110番通報全体では年間19万件を超える通報がありまして、右翼団体に関する通報という統計がないので全体の件数をお答えすることはできませんけれども、昨年３月16日に那覇市内の公園で開催されました県民大会に関するものについてお答えをいたしますと、件数は７件ございました。

右翼活動に伴う違法行為の検挙でございますけれども、昨年中は４件、４名を逮捕しております。

告発でございますが、昨年中はございませんでした。

こうした右翼団体の活動に対してでございますけれども、県警察としましては、県民の平穏な生活に影響を及ぼす右翼団体の悪質な街頭宣伝活動等に対しましては、その態様等に応じて厳正に対処するという考えでありまして、その活動に伴い違法行為が発生し、または発生するおそれがある場合は、未然防止のための措置や違法行為発生時の捜査等の必要な措置を講じていくという考えです。

以上です。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　最後になりましたが、我が党の代表質問の関連についてお聞きします。

渡久地修議員が首里城の復旧･復興について全県民、全世代参加型の再建を求めました。私、これ大変重要な提起だと思うんです。

この間私の家に、近所の小学生がこの模型と募金箱を持って訪ねてきました。（資料を掲示）　神原小学校４年生の島袋竜人君です。彼は、これをおじさんからプレゼントしてもらって、３週間かけてつくったそうなんです。ですが、完成した数日後の首里城焼失でした。彼にとっては宝物なんですが、やはり首里城再建に何らかの形で役立ててほしいということでお小遣いも一緒に持ってきたんです。

私、こうした子供たち、沖縄大変多いと思うんですよね。この子たちが本当に大きくなって、首里城がまた再建したときに私たちも参加したんだよ。文字どおりアイデンティティーになれるような取り組みが県には求められていると思います。

今後、県民会議も行われるということですが、特に子供たちの参加方、これについて県はどのようにお考えですか。

○議長（新里米吉君）　政策調整監。

○政策調整監（島袋芳敬君）　県内外の小中学生の皆さんからは、お手紙それから寄せ書きなどにより多くの励ましの言葉をいただいております。また首里城復興に向けてみずから行動を起こし、募金活動を行った中高校生から寄附金もいただいているところであります。今後、県民参加の取り組みといたしましては、喫緊――これ今月を予定してますが、赤瓦に付着しているしっくい等をブラシ等で剝がして再利用できるようなボランティア活動事業を予定しているところであります。

○比嘉　瑞己君　頑張ってください。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

最初に、通告後に起きた事案で執行部と議長には調整済みですので、追加質問から行います。

新型コロナウイルスの感染予防で、安倍首相が全国の学校を臨時休校する、このような発表がされて、沖縄県内でも混乱が起こっています。休校に伴い学童クラブは開所することになっていますが、現場では、朝からの開所に対応する体制問題などについて公費対応を求める声があります。民設民営の多い学童クラブの保護者や支援員に負担のないように、緊急に公費による対応策をとって通知をする必要があると思いますが、対応を伺います。

１、辺野古新基地建設問題について。

政府は、辺野古新基地建設は工事費を当初の約３倍の9300億円、工期は12年かかると見直しました。普天間基地の一日も早い危険性の除去を理由にした辺野古新基地建設は破綻したのではありませんか。知事の見解を問います。

昨年11月、72％が辺野古新基地に反対をした県民投票の民意を届けに与党県議団で訪米をしました。国連や米国務省、国防省、連邦議会には、軟弱地盤や活断層、生物多様性の大浦湾について知らされていないと思いました。米国内に知らせる活動も重要だと思うが、取り組みを伺います。

福祉行政について。

ひとり親世帯や多子世帯の支援策を伺います。

公営住宅の要望が高いが､募集と応募状況について。増設すべきだが計画を伺います。

県居住支援協議会は連帯保証人を探せない世帯に対する家賃債務保証制度を実施しています。実績は当初と比べてどうなっていますか。先進県の取り組み状況と拡充策を伺います。

里親の皆さんが、大学に進学した里子への支援を切

望しました。県の対応と支援制度を創設することについて伺います。

県民がどこに住んでいても、安心して医療が受けられるための県立病院の役割は重要です。北部基幹病院は、医師の安定確保と不採算医療が保障され住民の命を守るとりでとなるべきだと考えます。これまでの協議は、経営形態と12市町村の負担問題に比重が置かれた感は否めません。医師確保や不採算医療、費用負担など地域住民に根拠を示した丁寧な説明と地元合意、県民合意を図るべきだと思うが、見解を問います。

子供の貧困対策について。

貧困対策に取り組んだ就学援助や学童クラブ利用料補助などの成果を伺います。新年度の取り組みと新規事業について伺います。

改善目標を決めた指標はどれだけか。また、改善された内容、特に効果が見られた施策を伺います。

無料塾の取り組みと子供の成長や変化など効果を伺います。

高校生の居場所は何カ所にふえましたか。生徒の変化や取り組みの成果及び新年度の拡大策を伺います。

児童相談所や一時保護所の体制強化を求めてきました。拡充策を伺います。

妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行う母子健康包括支援センターの設置が急がれるが、現状と計画を伺います。

我が党が提案もした子供の権利を守るための条例について、本定例会に沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例として提案していますが、知事の決意を伺います。

新年度、待機児童は何人になるのか。待機児童解消の見通しがついた市町村はどこですか。達成されないで計画の見直しをする理由は何ですか。保育士確保のために正規雇用を推進すべきだが、取り組みと見解を伺います。

教育行政について。

ＯＥＣＤにおける日本の教育予算や教育条件の比較を伺います。政府の施策を超えて、沖縄県が独自に実施している教育支援策と予算額を伺います。

県は臨時教員の本採用に向けて取り組んでいますが、小・中・県立で何人の定数内臨時教員がいて、割合は全国と比べてどうか。正規雇用に向けての計画を伺います。

多くの若者が奨学金の返済に苦しんでいます。県の奨学金利用者に対して、利息免除や返済猶予制度、所得に応じた返済制度を実現すること。また、給付型の奨学金制度を県内大学や専門学校の進学に拡充することについて。

スクールカウンセラーやソーシャルワーカーは５年前に比べてどれだけふえたか。さらなる拡充策を伺います。

県立高校で副担任などを兼務している教育相談係が受ける相談件数が増加して、教材研究ができないという声が上がっているが、状況を把握していますか。教育相談を専任体制にしたり、スクールカウンセラーの勤務時間をふやすなど改善策をとることについて。

浦添工業高校の崩落した崖の改修工事の進捗を伺います。

１年単位の変形労働時間制は長時間労働を助長するものであります。教員の業務の削減や教員給与特別措置法を改定して残業代を支払うこと、教員を抜本的にふやすことが長時間労働をなくし、教師の多忙化を解消する抜本策だと考えます。変形労働時間制の条例を制定すべきでないと考えるが、見解を問います。

那覇港湾は国際旅客船拠点形成港湾に指定され、経済発展が期待される重要な民港となります。また、我が党のアンケートで、浦添市民は浦添新軍港に７割以上が反対をしています。那覇軍港は移設条件なしで無条件に返還させるべきではないか。

浦添にモノレールが延伸され県道浦添西原線の整備が進められているが、計画と進捗を伺います。

県会議員事務所に３台の右翼街宣車が押し寄せ、１台が敷地内に侵入して、大音量で、「殺すぞこら」、「たたき出せ」などと威圧、脅迫、威力業務妨害をしました。選挙で選ばれた県会議員に対するかかる行為は議会制民主主義を否定するものであります。即刻、県警本部長にかかる行為を許さないように厳重な取り締まりを申し入れましたが、その後も数回、大音量での妨害行為がありました。県警は、先日、民間会社に街宣車で威力業務妨害をした右翼を逮捕しています。二度と県議事務所への大音量での妨害行為がないようにするための県警本部長の見解と対応を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

子供の貧困対策についての御質問の中の質問要旨４の(7)、沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例制定に向けた決意についてお答えします。

子供は未来を担う大いなる可能性を秘めた社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在です。まさに

トゥーヌイービヤ　ユヌタキーネーランと健やかに育ってほしい、そういう存在であります。全ての子供の権利と健やかな発達を保障することは、私たち社会全体の責務であるとの認識のもと、今般本議会において沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（案）を提案したところです。条例（案）では、子どもの権利条約の趣旨を基本原理に据えて、子育て環境の整備を図り、親子支援を推進することで虐待を防止し、体罰等によらない子育てを推進していくこととしております。このため、子供の権利と虐待防止の理解を深めていくことが重要であると思われることから、大人にも子供にもわかりやすく伝わるよう、通称を子どもの権利尊重条例として、普及啓発していきたいと考えております。

沖縄県としましては、本条例の制定により、さらに地域、学校、企業、関係機関と県民が一丸となって、全ての子供が将来に夢と希望を持ち、健やかに成長することができる社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、辺野古新基地建設問題についての(1)、辺野古新基地建設の総費用等についてお答えします。

辺野古新基地建設については、防衛省から統合計画に示されている提供手続の完了までに要する期間が約12年、総工費が当初の公有水面埋立承認願書で示されていた約2310億円の４倍に相当する9300億円になることが昨年12月に公表され、これまで県が指摘していたとおり、辺野古移設では、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないということが明確になったと考えております。

次に１(2)、米国に対する取り組みについてお答えします。

昨年10月に知事が訪米した際、多くの連邦議会議員、政府関係者及び有識者の皆様と面談や意見交換を行い、昨年２月の県民投票の結果や大浦湾の軟弱地盤の問題など、沖縄の基地問題の実情をお伝えしたところであります。

県としましては、今回面談した方々と継続的な意見交換ができるようネットワークの構築に取り組むとともに、知事訪米やホームページ等を通じて、広く辺野古新基地建設問題について米国民に発信してまいりたいと考えております。

次に７、那覇軍港についての(1)、那覇港湾施設の返還についてお答えします。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画で示された那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。移設協議会においては、これまでも民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところであります。

県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、今後とも移設協議会などにおいて、浦添市と意見交換を行いながら取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　まず初めに、追加質問でございました小学校臨時休業に伴う放課後児童クラブへの対応策についてお答えいたします。

このたび、小学校・中学校・高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、厚生労働省より対応方針が示されており、放課後児童クラブについては、共働き世帯が多く利用する施設であることなどから、感染の予防に留意した上で原則開所していただくようお願いしたいとされております。

放課後児童クラブでの受け入れに当たっては、保護者の費用負担の増加や施設における支援員確保などが課題であると考えております。これらに対応するため、国は今般の対応に伴い、追加で生じる費用については国において加算制度を創設し、保護者負担は求めず、国庫負担割合を10分の10として補助することを予定しているとの考え方が示されたところです。

県としましては、早急にこれらの周知等を図り、臨時休業期間中における放課後児童クラブでの受け入れに協力を求めていきたいと考えております。

次に２、福祉行政についての御質問の中の(1)、ひとり親世帯及び多子世帯の支援についてお答えいたします。

ひとり親家庭は、子育てと生計維持という２つの役割を１人で担っていることから、安定した仕事につけず収入が少ないなど、就労面で課題を抱える場合が少なくありません。このことから、労働条件のよい仕事につけるよう無料の資格取得講座や家事援助のためのヘルパー派遣を行っているほか、民間アパートを活用し、就労や生活を総合的に支援するゆいはぁと事業などさまざまなニーズに合ったひとり親施策に取り組んでいるところであります。多子世帯への支援としまし

ては、幼児教育・保育無償化の対象外となっている０歳から２歳の住民税課税世帯の保育料について、所得や兄弟構成に応じた負担軽減が図られております。また、無償化に際し、実費徴収となった３歳以上の副食費についても、第３子以降の場合には所得にかかわらず免除されるなど、多子世帯の負担軽減が図られております。

県としましては、引き続きひとり親世帯や多子世帯に対する支援の充実強化に取り組んでまいります。

同じく２の(4)、里子への支援制度についてお答えいたします。

県では、これまで里親への養育委託等の措置終了後の支援として、生活費等の貸し付けを行ってきました。同事業を実施する中、疾病等を持った里子については、さらなる支援の必要性が課題となっていたことから、これまでの生活相談や就労相談等に加え、新たに居住に関する支援や生活費の支給を実施することとしました。

県としましては、同事業の活用等により一人一人の状況に応じ、里親家庭等における児童の自立支援に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に４、子供の貧困対策についての御質問の中の(1)、放課後児童クラブの利用料についてお答えいたします。

県におきましては、利用料の低減を図るため、市町村が行う公的施設活用クラブの施設整備や運営費等に対する支援を行っており、県内クラブの月額平均利用料は、平成24年度の１万711円から、令和元年度は9161円に低減しております。また、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、低所得者等を対象に負担を軽減する市町村に対して交付金を交付しており、平成30年度の実績は、14市町村1721人となっております。さらに、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して、放課後児童クラブの利用料の無償化について、国へ要望しているところでございます。

同じく４の(1)、子供の貧困対策に関する令和２年度の新規事業についてお答えいたします。

これまでの貧困対策により、居場所の設置が急速に拡大してきた一方、居場所運営者の中には、さまざまな困難を抱えた子供を自立へとつなげることに課題を抱えている状況が見えてきました。こうした課題に対応するため、令和２年度の新規事業として、高校中退者等キャリア形成支援モデル事業の実施を予定しております。本モデル事業では、居場所でつながっている困難を抱える子供に対し、居場所や企業等と連携しながら、個々に応じたきめ細やかなキャリア形成支援を行うとともに、社会で自立できる人材へ育成するための効果的な支援手法を取りまとめることとしております。

同じく４の(2)、指標の改善等についてお答えいたします。

県では、沖縄県子どもの貧困対策計画の着実かつ効果的な推進を図るため、毎年度、施策の点検評価を実施しております。令和元年度に実施した点検評価では、41指標中30指標が改善しております。主なものとして、放課後児童クラブ支援事業の実施により、月額平均利用料が低減していることや、児童養護施設の子供の大学等進学率については、全国を大きく上回るなど施策の効果が出ております。さらに、スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合は100％を達成するなど、８つの指標で目標値を達成しております。

同じく４の(3)、無料塾の取り組みと成果についてお答えいたします。

県では、平成24年度より一括交付金を活用し、低所得世帯の児童生徒に対して無料塾による学習支援を実施しております。平成24年度は嘉手納町の小中学生教室１カ所のみの設置でしたが、平成26年度からは高校生教室も開設するなど設置箇所の拡充を図り、平成30年度においては、小中学生教室が15町村19教室、高校生教室が10市町11教室まで増加し、全30教室で1081名の児童生徒が利用しております。また、中学３年生の利用者181名のうち176名が高校に合格し、高校３年生の受験者173名のうち150名が合格するなど、支援の成果が上がっております。

同じく４の(4)、高校の居場所の取り組みと成果についてお答えいたします。

県では、内閣府の沖縄子供の貧困緊急対策事業を活用し、県立高校内に生徒が安心して過ごせる居場所を設置しており、平成28年度の１校から30年度には５校、さらに今年度からは３校を加えた合計８校となっております。次年度は、新たな取り組みとして定時制高校内の居場所を含め新規２校への設置を検討しており、合計で10校になる予定です。生徒の利用もふえており、令和元年12月時点の８校における利用状況は、延べ約２万5000人となっております。居場所が校内にあることで、さまざまな理由から集団での学習に困難を抱える生徒が悩みを打ち明けたり、安心して居場所で過ごし、落ちつきを取り戻すことで授業に参加できるようになるなど、就学を継続する上で有用な効果があらわれております。

同じく４の(5)、児童相談所の体制強化についてお答えいたします。

県では、家庭における養育環境改善の支援や児童虐待防止対策を強化するため、次年度から児童相談所の介入と支援の機能を分離し、一時保護等の初動対応に特化した初期対応班（仮称）を新設するとともに、児童福祉司を増員し体制の強化を図ることとしております。また、一時保護所については、次年度から保育士資格を有する生活指導保育専門員を配置し、入所する幼児の生活指導や保育の質の確保を図ってまいります。

次に５、待機児童についての御質問の中の(1)、待機児童の解消についてお答えいたします。

待機児童については、毎年４月１日時点を基準として捉えていることから、現時点で新年度の待機児童数を把握することは困難な状況にあります。県では、現在、令和２年度からの第二期黄金っ子応援プランの策定に取り組んでいるところです。同プランでは、幼児教育・保育無償化の影響や女性就業率の向上、潜在需要の掘り起こしによる保育ニーズの高まり等により、多くの市町村においては、令和２年度末を待機児童解消時期としておりますが、一部市町村においては、やむを得ない事情により、令和３年度末までの解消を見込んでおります。保育士の確保に当たっては、給与等の処遇改善や労働環境の改善を図ることが重要であることから、県では、独自の施策として保育士の正規雇用化に取り組んでおり、平成27年度から30年度までの４年間で、延べ444施設、1026人の正規化への支援を行ったところです。また、今年度は308人、令和２年度においては、216人の正規化への支援を予定しており、保育士の処遇向上及び定着促進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、福祉行政についての御質問のうち(2)、公営住宅の応募状況と増設計画についてお答えいたします。

県営住宅の入居募集について、平成30年度は募集戸数153戸に対し2655件の応募で、17.4倍の倍率となっておりましたが、令和元年度は募集戸数をふやし372戸としたところ、2849件の応募で、7.7倍の倍率となっております。公営住宅の新設及び増戸については、沖縄県住生活基本計画において、平成28年度から令和７年度までに、県と市町村合わせて904戸を供給目標としております。

次に２の(3)、家賃債務保証等の実績及び先進県の取り組み状況等についてお答えいたします。

沖縄県居住支援協議会では、連帯保証人を探せない世帯に対し家賃債務保証等を行う、高齢者住宅財団及びあんしん賃貸支援団体の紹介を行っております。当該団体による実績は、高齢者住宅財団が、累計で平成25年度129件から平成30年度151件、あんしん賃貸支援団体が、累計で平成29年度76件、平成30年度221件となっております。他県では、市設立の協議会において、入居支援や生活支援を行っている事例があることから、県協議会では、きめ細やかな対応を可能とするため、構成員５市の協議会設立の勉強会を実施するとともに、不動産業者と福祉団体との連携を図るため、見守り連絡体制表を作成しているところであります。

次に８、県道浦添西原線についての御質問の計画と進捗についてお答えいたします。

県道浦添西原線については、安波茶交差点からてだこ浦西駅付近までの延長約2200メートルの区間を４車線で整備を行っております。安波茶交差点付近から浦添警察署前交差点までの延長810メートル区間の進捗率は、平成31年３月末の事業費ベースで約２％となっており、現在用地取得に努めているところであります。また、浦添警察署前交差点から、てだこ浦西駅付近までの延長1440メートル区間の進捗率は、約94％となっており、現在車道及び歩道の拡幅工事を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、３の北部基幹病院についての御質問にお答えします。

北部基幹病院につきましては、本議会の冒頭で知事が知事提案説明要旨の中で述べましたように、北部圏域において、医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的で地域完結型の公的な医療提供体制を構築するための北部基幹病院の整備に向け、関係者間の合意形成を図り、基本構想、基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。なお、不採算医療を含む北部基幹病院の役割及び提供する医療機能の内容などにつきましては、基本合意書案では現行の水準以上のものとすることを確認し、その具体的内容は、合意形成後に策定する北部基幹病院基本構想の中で示すことになっているところでございます。また、医師確保の方策などにつきましても、基本構想の中で示していきたいと考えております。

次に４、子供の貧困対策についての御質問の中の(6)、母子健康包括支援センターについての御質問に

お答えします。

平成31年４月１日現在、県内６市町村で母子健康包括支援センターが設置されており、今後設置を予定している市町村は、33市町村となっております。県は、市町村がそれぞれの実情に応じた母子健康包括支援センターを設置することができるよう､研修会の開催、個別具体的な助言を行うとともに、広報誌や広報番組等を通して、広く県民への周知を行っているところでございます。また、保健所、市町村及び医療機関で構成する会議などを通して保健・医療・福祉の連携強化と同センターの機能の充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） ４の子供の貧困対策についての御質問の中の(1)、就学援助についてお答えいたします。

県教育委員会では平成28年３月に設置された沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、就学援助制度周知広報事業を実施してまいりました。また、各市町村においても同基金を活用するなどし、就学援助の認定基準緩和や支給単価引き上げ、周知広報などを実施してきたところであります。このような取り組みにより、本県の就学援助率は平成28年度21.52％、平成29年度23.59％、平成30年度は24.79％と増加傾向にあります。今後とも、援助を必要とする児童生徒に必要な支援が届くよう、市町村と連携を図りながら、制度の適切な実施に努めてまいります。

次に６の教育行政についての御質問で(1)、ＯＥＣＤ加盟諸国との比較及び県の支援策についてお答えいたします。

ＯＥＣＤ加盟諸国の教育条件についてはさまざまな指標があり、例を挙げますと、教育機関に対する公的支出の対ＧＤＰ比は2.9％で加盟国中最低値であり、最高値であるノルウェーの6.3％に比べ、3.4ポイント低くなっております。また、中学校の平均学級生徒数は32人で最多であり、最少であるラトビアの16人に比べ、２倍となっております。その他にも、教員の総法定勤務時間は約1900時間で４位であり、最少であるイスラエルの約1200時間に比べ、1.6倍であるなどの指標があります。次に、県独自の教育支援策としましては、令和２年度の新規事業としまして、バス通学費支援事業の予算額４億1634万5000円を計上しており、これまでのひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業の対象者に加え、住民税所得割非課税世帯の高校生へも支援を拡充することとしております。また、継続事業としましては、不登校や問題行動等に対応する相談員を配置する小中学生いきいき支援事業の予算額１億1715万円などを計上しているところであります。このほか、県教育委員会では、学校教育の充実や子供の貧困対策の推進などに資するさまざまな事業を実施しており、今後とも教育施策の拡充に向けて取り組んでまいります。

次に同じく６の(2)、定数内臨時教員の正規化についての御質問にお答えいたします。

本県の公立学校における定数内臨時教員は、令和元年５月１日時点で671人となっておりますが、全国平均は公表されておらず比較することができません。全国比較が可能な公立小中学校における本務職員の代替補充等を含む臨時的任用教員の教員定数に占める割合について申し上げますと､令和元年度に全国平均7.6％に対し本県は15.9％となっております。県教育委員会では、平成22年度までは新規採用者数が150人程度でありましたが、平成23年度以降は、全国平均の正規率を目指し、350人程度と大幅にふやしてまいりました｡引き続き全国平均の正規率を達成できるよう、新規採用者の確保に努めてまいります。

次に同じく６の(3)、奨学金の返済制度、給付型奨学金の県内大学等への拡充についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、沖縄県国際交流・人財育成財団が貸与型奨学金を実施しており、大学等を卒業した返還者が、病気や災害、生活困窮などやむを得ない理由がある場合は、返還者の実態に応じて返還猶予や返還免除を実施しているところであります。また、県の給付型奨学金の県内大学等への拡充については、次年度から開始される県内大学や専門学校等への進学者も対象とする、国の修学支援新制度による支援状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に同じく６の(4)、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについての御質問にお答えいたします。

令和元年度で申し上げますと、スクールカウンセラーは、５年前の平成27年度と比べ９人増の115人となっており、スクールソーシャルワーカーについては、同数の20人を配置しております。

県教育委員会としましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて実態に応じた配置が可能となるよう、全国都道府県教育長協議会等を通して国に予算措置の拡充を要望しているところであります。

次に同じく６の(5)、高校の教育相談係の負担軽減についての御質問にお答えいたします。

県立高等学校においては、教育相談担当職員が、いじめや不登校、学業、人間関係の悩みなど、生徒や保護者からのさまざまな相談に対応しております。相談件数も増加傾向にあり、その役割は高まっております。

県教育委員会としましては、スクールカウンセラーや就学支援員を配置するなど、教育相談体制の充実を図るとともに、県立高校23校に非常勤講師を配置し、教育相談担当職員の負担軽減に取り組んでいるところであります。

次に同じく６の(6)、浦添工業高校ののり面改修工事の進捗についての御質問にお答えいたします。

昨年６月の豪雨により崩落した浦添工業高校ののり面への対応については、同年９月までに高さ５メートル、延長56メートルの防護柵を設置するなど、緊急対応による安全確保を図ったところです。その後、恒久的な安全性を確保するため、設計業務を進めるに当たり、隣接地所有者との調整や施工方法の検討など、慎重に対応してきたところであります。工事につきましては、設計完了後、速やかに発注を行い、早期復旧に取り組んでいきたいと考えており、完了は令和３年３月を見込んでおります。

次に同じく６の(7)、変形労働時間制についての御質問にお答えいたします。

昨年12月に教育職員に係る給与特別措置法が改正され、地方公務員が適用除外となっている１年単位の変形労働時間制が、教育職員については都道府県の条例で定めることによって運用できることとなりました。同制度については、実施することにより学期中の勤務が現在よりもさらに長時間化しては本末転倒である等の意見が中教審の答申でも示されており、導入に当たっては、まず業務を削減し、長時間勤務を是正する必要があると考えております。

県教育委員会としましては、教職員の働き方改革を進めた上で、他県の状況等も踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　宮沢忠孝君登壇〕

○警察本部長（宮沢忠孝君）　９、威圧、脅迫、威力業務妨害についてお答えいたします。

御質問の件につきましては、本年１月23日及びそれ以降、複数回にわたり右翼団体が県議会議員の事務所で街宣活動等を行った事案と承知しております。

本件につきましては、その都度警察官を現場臨場させ、関係者の安全確保等のため右翼関係者に必要な指導を行うなどの措置を講じてきています。また、本件に関して、犯罪があると思料されたことから、関係者からの事情聴取等、所要の捜査を進め、被害届を先日受理し、現在も捜査中であります。いただいた申し入れについては、私自身拝読し、組織として受けとめているところでありまして、県警察としましては、今後とも街宣活動等の対応等に応じ、厳正に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、西銘純恵さんの再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後１時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

西銘純恵さんの再質問を続行いたします。

西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　再質問を行います。

通称、子どもの権利を尊重する条例への知事の決意をいただきました。子供は未来を担う大いなる可能性を秘めた社会の宝、一人一人がかけがえのない存在ですと知事がおっしゃいました。本当に政治の力で可能性を可能にするために頑張りたいと思います。

質問ですが、母子健康包括支援センター、部長は33市町村に設置されたという答弁でしたけれども、本当に一、二年で急速にふえているのかなと思います。あとひと踏ん張りだと思いますが、ほかの設置についてお伺いをいたします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　ちょっと申しわけございません。

滑舌が悪かったかもしれませんけれども、設置済みが６団体でございまして、設置予定があるというところが33団体でございます。したがいまして、我々も一応の目標が令和２年度中、2020年度末までに設置ということですので、研修会とか会議等を通してその設置の促進に当たっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　乳幼児調査の中で重要だと言われて県も取り組んできたものですから、ぜひ予定33と言わないで、全ての市町村でこれが令和２年度、３年の初めにでもできるように取り組んでいただきたいと思います。

それで、次の質問ですけれども、学童クラブ、新型コロナの関連で、全国は公設公営がほとんどなんですね。支援員の皆さんも身分が保障されているという関係もあります。沖縄県の場合は実際は運営費を年間の開所数に応じて国から入れているという状況で、現場の声は本当だったら学童も休みにする声もあると。こんな中で学習支援とかそういうのも含めて、学童にこれまで入所してない新たな子供たちも入ってくるんじゃないか、受け入れが必要になってくるんじゃないかということもいろいろ懸念されています。経費の持ち出しというのが、マスクや消毒薬の購入とか、新たに食事をまたどうするかとか、本当に現場ではとても混乱しているんですよ。１つだけどうしても国が公費を出すということが沖縄の実情に合っているかどうかというところがとても気になって、認定の支援員保持者が開所の最初から最後まで一日いて運営費は来るというシステムだと聞いています。この人が２週間とか長期間にわたって朝の８時から夜の７時まで受け入れるために本当に多忙になっている。こんな勤務ができるかということで、認定指導員が朝から晩までじゃなくて応援の方を臨時に入れても、この公費がちゃんと運営費に充てられるようにって沖縄県のほうから政府に対して要望しないといけないんじゃないかなと思います。この件について取り組み、現場の声も聞いてぜひ現場負担がないようにやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時20分休憩

午後１時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　本県の場合は、民設民営の放課後児童クラブが多いという状況がございます。ただ､先ほど答弁申し上げましたとおり、国からは１日当たりの単価が示されて、10分の10を国費で負担しますというような通知が来ているところでございます。

ただ、議員おっしゃるように、認定支援員の問題につきましては、やはり認定支援員がということで今のところ通知はありますので、そこら辺の課題は県としましてもあちらこちらから聞いているところでもございますので、どのような対応ができるか検討してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　これは安倍首相が学校を休校にする、それが発端なんですよね。沖縄県としてどうするかじゃなくて、責任を持って国が沖縄の問題にちゃんと公費を充ててほしいというのはもっと強力に、県がどうするかじゃなくて、政府にこれは求めて当たり前だと思いますので、やっていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　今の件に関しましても、厚生労働省のほうにも確認しまして、県として沖縄県の状況もお話しして要望してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　これは実現できるまで、学童を約束したじゃないかというところで頑張っていただきたいと思います。

次、子供の貧困対策を県政はとっても頑張っています｡きょう私聞いたのは本当に赤ちゃんから高校まで、そして高校卒業しても支援をしていくというところも県政がどんどん取り組んでいます｡専門家の皆さんは、若年出産や親の夜の仕事とかネグレクトが原因で小学生の不登校が多いと。中学生の不登校は勉強についていけない非行型だと、そういう沖縄県の状況を分析されているんです。それにあわせて、私先ほど答弁いただきましたけれども、無料塾や高校生の居場所づくりというのは本当にそういうところを引き上げていく。そして公の場として子供たちを、可能性のある未来を担う子供として育てるという施策としてはとてもすぐれていると思います。高校生の居場所も高校の居場所も10カ所にふやすということですけれども、ぜひいろんなところでふやしていっていただきたい。無料塾についてもとても有効だと思いますので、もっとふやしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　子供の貧困対策としましては、この無料塾もそれから高校内の居場所についても、それからいわゆる子ども食堂などの居場所についてもこれまで拡充に努めてきたところでございます。ただ、これでもういいということではなくて、今後とも拡充できるように努力してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　教育についてお尋ねします。

臨時教員の件についてお尋ねしましたけれども、全国並みにするということで県教育庁頑張ってこられて、この間、本採用になった教員、小中で何名か。そして県立で何名になっているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時25分休憩

午後１時26分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えします。

この春といいますか、令和元年度の採用者数ですが、小学校で234名、中学校で107名、高校で35名、特別支援学校で30名、合計で406名となっております。

○議長（新里米吉君） 西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん 私は県が本務にするという計画を立ててこの間のということで職員には聞いたつもりですが、１年間だけじゃなくてこの間結構採用されていると思うので、それをお答えいただけますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時27分休憩

午後１時27分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えします。

平成23年から31年度に採用した教員の数は小学校で2056名、中学校で932名、高等学校で587名、特別支援学校で329名の合計で3904名となっております。

○議長（新里米吉君） 西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん 本当に先生方が定数内臨時でいらっしゃるということはいろんな学校内の団結とか、やっぱり教育を継続してやるとかいろんな面で本務にしていくのはとても大事だと思いますので、これまでも3900人余り努力をされてきたということで、ぜひこれを全国並みに近づけるように頑張っていただきたいと思います。

第１の質問で、ＯＥＣＤの各国比較で日本の国って本当に教育予算がもう本当に少ない。そして教員の皆さんも労働時間が長過ぎる。こんな中で今度は働き方改革だということで、１年単位の変形労働制が教育の中に持ち込まれるということに対して、これは抜本的な教育現場の解決にはならないと思うわけですよ。ですから、市町村で都道府県で条例を制定するかしないかというのも、これも選択が任されているということもあったと思うんですけれども、今少なくとも先生方がどんな過重な勤務の中にいるかということで、年休行使、当たり前にとらないといけない年休というのはどのように行使されているのか現状をお尋ねします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時29分休憩

午後１時29分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えします。

年休の行使状況ですが、実は年休に関しましては、平成28年に年次休暇の付与日、更新日というのを１月１日から９月１日に変更いたしました。これは取得しやすいようにということで見直したわけなんですけれども、職員１人当たりの取得日数の状況ですが、付与日の変更前、平成27年以前ですけれども、小中学校で12日、県立学校で約13日という状況でありました。それが付与日を変更した28年９月以降ですけれども、小中学校で約14日、12日だったのが14日、県立学校で13日だったのが14.5日となっております。

○議長（新里米吉君） 西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん 20日間の年休を残しているというのはこれは権利を行使できていないということだと思うんですけれども、どのように認識していますか。20日間年休行使して当たり前だと私は思うんですけれども、残されているというのはこれを使える状況にない実態があるのか、そこら辺は調査したこともありますでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時31分休憩

午後１時31分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えします。

年休は20日までとれるということなんですが、これはとらなければいけないということではないんです。とることができるということなんですけれども、年次有給休暇を取得できない理由について実は教職員に調査したことはないんですが、厚生労働省が――これは一般的な調査なんですけれども――調査を行ったものによりますと、これは民間企業等も含めてなんですけれども、年次有給休暇の取得にためらいを感じる理由としてというふうに挙げられているんですけれども、「みんなに迷惑がかかるから」とか後は「後で忙しくなるから」などの理由が挙げられていまして、沖縄県の学校でも同様の状況にあるというふうに考えられております。

県教育委員会としては、やはり学校現場において働き方改革を進めて、年次有給休暇が取得しやすい環境の整備に努めていくことが大切だと考えております。

○議長（新里米吉君） 西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん ほかの人に迷惑がかかるから休めないというのは、権利を取得できないという現場があるということを認識してほしいと思うのと、あと長

時間労働の実態をお尋ねします。小・中わかりますか、県立も。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時33分休憩

午後１時33分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えします。

まず、県立学校においては時間外勤務が月80時間以上の長時間勤務者ですけれども、これ平成29年度で申し上げますと、延べ3506人で5.2％になっております。平成30年度は延べ3078人で4.5％となっております。

それから、県内の市町村立の小中学校につきましては、昨年度のデータはないんですが、31年４月から９月までの勤務時間について調査いたしましたところ、現時点では全教職員の60％に当たる延べ３万5997人について市町村教育委員会から回答がございまして、その結果によりますとこの４月から９月までの期間に月80時間以上の長時間勤務を行った方の数は延べで2344人で6.5％となっております。

○議長（新里米吉君） 西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん 現場が疲弊しているというのはもう聞いていると思うんですけれども、教員についての勤務、教員については原則として時間外勤務を命じないというのは考え方としては定着しているんですか。原則としてないんですよ。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時35分休憩

午後１時36分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えします。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法は、いわゆる給特法に基づきまして、次のとおり定めております。教職調整額に関する規定がありますけれども、これは時間外勤務手当、休日勤務手当は支給しないとするという規定がございます。あとは、教育職員については、勤務時間の割り振りを適正に行って原則として時間外勤務を命じないというふうになっております。ただし、時間外勤務を命ずることができる場合というのは、これ超勤４項目と言われていますけれども、生徒の実習でありますとか修学旅行、非常災害などに限る場合、そういう場合が時間外勤務を命ずることができるというふうになっております。

○議長（新里米吉君） 西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん 時間外勤務は４項目を遵守して、そして給与特例があるということですけれども、現状はさっき言った5000人余りの学校の先生が80時間以上超勤をやっていると。その多くは、部活動の土日とかそこら辺が多いと思うんです。ですから、この４項目というそれにも該当しないような部分があるんじゃないかということで、今の変形労働制を導入するというときに、考え方としてこの長時間労働これを是正しなければ、この法律は適用できない、やるにしても。そういうことになっていると思うんですが、県教育長はどのようにこの長時間勤務をどこまで減らしていくという目標を持っているのかお尋ねします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時38分休憩

午後１時38分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） 長時間勤務、時間外勤務の縮減に関しましては、教職員の働き方改革推進プランの中でまず管理システムを導入した上で、10％、20％と削減していくというふうに目標は定めております。これは実際にその状況を踏まえながら検証し、さまざまな業務の改善に努めていくことで縮減等々に努めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん 働き方改革でタイムカード導入ということを県立はもう100％やっているけれど、まだ市町村、小中学校にそれが導入されていないという問題、勤務状況を把握できていないというのはこれ早急に改善をしなければいけないと思うんです。

それでもう一つ、タイムカードを入れたけれども、７時過ぎに出勤をしても８時に打刻して、そして帰りも５時に帰ったと打刻してそれから居残りをしているという、そういう実態があちこちであるという問題も今浮き彫りになってきているんですよね。これについて、適正な時間管理をしなければならないと思うんですけれども、この出退勤について虚偽の記録を残したときに、懲戒の対象になるというところまで出ていると思うんですけれど、それに対する認識を伺います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時40分休憩

午後１時41分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えします。

まず使用者には、職員の労働時間を適正に把握する

責務があります。虚偽の記録を行うことがあってはならないということであります。労基法上、虚偽の記録を行うことは刑事罰の対象となり得るものでありまして、法を遵守するという立場にある公務員がそのようなことを行った場合は、懲戒処分の対象となる可能性があります。管理者の責任ということでありますけれども、学校の管理運営に係る責務、責任を有する管理者は業務削減等の取り組みを積極的に果たす必要があります。業務削減等に向けた努力を行わないままその記録の改ざん等を指示するような場合には、責任を果たしているとは言えないと考えます。

教育委員会の懲戒処分の指針におきましては、指導監督が不適正な場合や虚偽報告については処分の標準例として挙げておりまして、懲戒処分の対象となり得る可能性がありますと認識としてあります。

○議長（新里米吉君） 西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん この件についてはやっぱりタイムカードが入ったけれども、ある意味では管理者も使っている皆さんも時間をずらしてやったりということを聞くわけですよ。ですから、今教育長がおっしゃられた管理者についても教師本人についても、これはきちんと正確にやるものだということをぜひ周知をしていただきたいと思うんです。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） ただいま申し上げましたことは、法令上の当然のことを申し上げたことですので、さまざまな研修等でもいろいろ周知をしているわけなんですけれども、いろんな機会を踏まえてその辺はしっかり周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん 変形労働制ですけれども、厚生労働省の通知では恒常的な残業がないことが導入の前提とされていますけれども、認識を伺います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時43分休憩

午後１時44分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えします。

昨年の11月に行われました教育職員に係る給与特別措置法の改正に係る国会審議において、文部科学大臣の答弁なんですけれども、１年単位の変形労働時間制が導入された際の労働省の通知では、同制度は突発的なものを除き恒常的な時間外労働がないことを前提とした制度であることとされております。これはあらかじめ予想される繁忙による対応などは本制度による労働時間の配分で対応できるという趣旨の制度であり、この１年単位の変形労働時間制を導入する場合でも労働基準法の範囲内で時間外労働をさせることができるとされているという趣旨の答弁を行っていらっしゃいます。

そういうふうな答弁なんですが、県教育委員会としましては、現在の学校現場における長時間勤務の状況を鑑みますと、まずは勤務時間管理を適正に行うとともに、業務の削減を徹底することが必要であると考えております。

○議長（新里米吉君） 西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん 働き方改革、業務の削減って言っても、この４月からまた英語の教科制が入って５・６年生に年間35時間の授業時間がふえるとか、どんどん文科省は教科時間をふやしているんですよ。でも、それには正規教員をふやさないで時間的な対応をするような形でしかやっていないと。そこら辺も教育の現場がもっと多忙化するような中身が入る中で、この残業を減らせというそこに無理があると私はもともと思っています。だから、本当に１クラスを少人数にすると。さっきも日本の１クラスの生徒の人数がほかの国に比べ本当に多いということもあるし、そして教師が持っている時間も課題も大きい。多いという中では、教職員をふやしていくと、そこの大もとが問われなければならないけれども、政府はそういうことをしないままにこの教師の皆さんの多忙化で大変だっていう声に押されて、変形労働制とかを入れてきていると思うんです。

最後にお尋ねしますけれども、次年度から制度を運用すると文科省は言っていると思うんですが、都道府県の条例制定やそれぞれの学校への導入については、完全に選択制にしていいよというのが政府の考え方だと思うんですがどうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時47分休憩

午後１時48分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えします。

教職員に係る変形労働時間制につきましては、根拠法の改正が行われたばかりでございます。具体的な手続等についてはこれから国のほうからも示されることになっております。その制度を活用するに当たっては、各学校における年間スケジュールなどを踏まえる必要もあります。そういうことで基本的には、各学校の意向が大前提になるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　現場に任せるということはとても大事なことだと思います。だから、私沖縄県として条例制定するものではないという立場で第１に質問を投げましたけれども、日本の国というのが子供の教育に金をかけない国、世界でも珍しい国だと本当に思うんですよ。ＯＥＣＤ35の中で予算も少ない、教育に金をかけていないと。こんな中で私、沖縄県政はとってもいろんな意味で頑張っていると思いますので、ぜひ子供たちが健やかに元気に育つような教育、教職員も元気で教育ができるような現場をつくっていただきたいと要望して終わります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　皆さん、こんにちは。

それでは、一般質問を行います。

これまで、一般質問のたびに基地問題に触れてまいりましたけれど、今回の所信表明で知事が述べていらっしゃるように、辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向けてぶれることなく全身全霊でもって県民の思いに応えていただきたいと思います。

そういう中にあって、今回は北部のもう一つの喫緊な課題の医療問題について絞ってやりたいと思います。今回は、医療問題とりわけ北部基幹病院に絞って一般質問を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、通告に従いこれから一般質問させていただきますけれども、１番目に、国の医療政策について、まず外郭を知る意味で国の現在の医療政策から入っていきたいと思います。国の医療政策について。

厚生労働省は昨年の2019年９月26日、市町村などが運営する公立病院と日本赤十字社などが運営する公的病院の25％に当たる全国424の病院の再編統合について特に議論が必要とする分析をまとめ、病院名を公表した。診療実績が少なく非効率な医療を招いているとして、ベッド数や診療機能の縮小なども含む再編を地域で検討し、2020年９月までに対応を決めるよう求めてきました。幸いって言うんですか、こういう中にあっても沖縄県内には今回公表された対象病院はないようですけれども、公立病院の再編統合の背景とその概要についてまずお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　再編統合でございますが、国は医療資源を効率的に活用し、将来の医療需要に対応できる体制を構築するため、急性期医療の実績とか、その競合の状況に着目しまして、一定の基準に該当する医療機関を再編統合の議論が必要な公立病院として公表したところでございます。

なお、北部基幹病院でございますが、これは今般の公立病院の再編統合とは関係はございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　全国的には公立病院をめぐる厳しい状況があるということはひとつ認識しておきたいと思います。今回、基幹病院についてはこの全体的な流れとは違うということも背景にあるんだということも認識をしておきたいと思います。

そして(2)点目です。

沖縄県医師確保計画の背景と概要を伺うということにしてありますけれども、これも国の指針って言うんですか、2018年７月医療法及び医師法の改正により、都道府県において、医師確保策の策定が義務づけられました。この背景と概要についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　医師確保計画でございますが、背景としましては医師の地域偏在及び診療科偏在、これが全国的な課題になっているということで医療法と医師法が改正されまして、新たに都道府県に医師確保計画の策定が義務づけられたところでございます。この計画は国が示した医師偏在指標を踏まえまして、医療圏別の医師確保の目標数及びそのための施策を記載するというような計画になっております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　そういう計画が今進行中だというふうに理解をします。

２点目です。沖縄県立病院経営計画についてお伺いしたいと思います。

まず(1)、その計画進行管理の取り組み状況、ここも２つの機関、経営改革会議、そして沖縄県病院評価委員会その２つの機関、そこで議論するということになっているようですけど、それぞれについてこれまでの取り組みの中から主な議題、そして取り組み状況をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

病院事業局では経営を効率化するため、平成30年度に見直した経営計画に基づき、経営改善に取り組んでおります。経営計画の推進に当たっては、病院事業局長、各県立病院の院長及び管理職員等で構成する経営改革会議を四半期ごとに開催し、経営計画で定めた経営改善の取り組みや、その取り組みによる収支及び主要指標の変化を確認する等、定期的に経営計画の進

捗管理を行っております。そのほか公認会計士等の外部有識者で構成する沖縄県立病院経営評価委員会において、経営計画の達成状況や課題等について、委員から評価、助言等をいただき、経営目標の達成に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 そこまではわかります。主にどういうことが議論されているか、主なものだけでいいですから、それぞれ経営会議、そして評価委員会でどういうことが議論になってるのかそこをちょっと知りたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君） 各四半期ごとに行います経営改革会議においては、先ほど言いましたように各県立病院の院長あるいは事務長等が一斉に来て、まずそれぞれの県立病院の経営状況はどうであるか、そういったこと、それから課題はどうなのか、それから今後、その課題に向けてどういったところを改善していくか。これらを各県立病院から、うまくいった例とかあるいは課題等をお互い意見を言いながらそれぞれ参考にしながら経営改革に向けて意見を交換しているような会でございます。

それから外部評価委員会を用いた会議は、公認会計士それから本土からの有識者――これは院長経験者でございますが、院長会議あるいは経営改革会議で上げたことに対して、現在全国的にどういったものが課題であるか、あるいはそれぞれ経験した病院の例を出していただいて、我々にアドバイスをいただいているとそういうふうな会議でございます。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 一例でいいですから、そこ知りたかったんです。もうそこはじゃよろしいです。

(2)番目行きます。

この経営計画の中身を見ていくと、北部病院のことについても県立北部病院のことについてもいろいろなところに触れられています。

そこで(2)ですけれども、北部病院などの位置づけを伺うということで、まず皆さんのこの経営計画の中に地域周産期母子医療センター、そしてこの北部病院についてのところです、可能な限り地域完結型医療の提供体制をつくるとあります。じゃこの２つお聞かせください、要件と。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） まず、地域周産期母子医療センターの認定の要件でございますが、産科及び新生児集中治療管理室――ＮＩＣＵを有すること、それから緊急の帝王切開手術が行える医師の配置とか設備を整備すること、24時間体制で院内に小児科医師等を配置すること、こういったことが要件となっております。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君） 経営改革における北部病院の位置づけでございますが、県立病院は、民間医療機関では対応が困難な医療を提供する等、地域特性を踏まえた公的医療機関としての役割を担っております。病院経営計画においても、県立北部病院は、北部地域における地域医療の拠点として、地域と連携しながら救急医療、周産期医療等の高度医療、僻地・離島医療等の不採算医療、医療従事者への教育・研修等の役割を担うことにしています。特に北部病院においては、周産期医療提供体制の整備に努めており、平成29年度に新生児特定集中治療室――ＮＩＣＵを３床から６床に増床するとともに、令和元年度に産婦人科を増員しハイリスク妊婦健診への対応が可能になりました。また、令和元年度は診療休止していた眼科に医師を配置し、白内障の手術等への対応が可能になるなど、医療提供体制の整備に取り組んできたところでございます。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 今回の質問は、医療関係一本に絞ってますので、恐らくお二人の答弁が多くなると思いますけれども、簡潔にこの時間の範囲内でたくさんやりたいんでよろしくお願いします。

そして今聞くと、この計画の中で今言いましたけれども、「可能な限り地域完結型医療の提供体制の整備を行う」というくだりがあります。持っていらっしゃるんでしたら９ページです。北部病院のところの９ページにあります。これが何を意味しているのか教えてください。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 北部圏域病院というのは急性期を中心に患者が流出しているところでございます。一般診療科でいっても脳外とか泌尿器科とか、それと高度な医療で言えば今北部ではがんの放射線治療ができません。そういったことがございまして、これらをなるべく圏域内で完結させるというような取り組みを行う必要があるということでございます。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君） 先ほどと少し重複しますけれど、特に北部医療圏においては周産期を充実しようということで、まずは地域周産期母子医療セ

ンターも小児科医をきちっと確保することと、昨年度は産婦人科を増員して可能な限りの急患等に対応しているところでございます。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 あえて基幹病院のことを話題にしながら県立病院の経営計画と言って聞いてるのは、ぜひとも今皆さんが計画されていることを統合して基幹病院を新しくつくるに当たっても、ぜひともこの考え方を踏襲してほしいというスタンスで聞いていますので、なぜ基幹病院って言いながら県立病院の経営について聞くのかなというのはそういう意味です。

この位置づけについてもう一つ。

この皆さんの計画で言うと、19ページに北部地域及び離島緊急医師確保対策基金の活用を図るというくだりがあります。19ページです。これまでの実績、活用状況について教えてください。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） ちょっと具体的な数字を持ち合わせておりませんけれど、例えばその医師確保のための経費の一部とか、あと北部の場合、特徴的なのは産婦人科を開設する際に前の先生がそのときに医療機器等を１億から２億近く整備したというのが大きな実績でございます。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君） これには北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金というのがございまして、これ大きく５つの事業になっております。

まず１番目は、北部地域、離島医療研究事業。これは大学の医局に寄附金として費用を出して医師を派遣してもらう。それから北部地域、離島医師供給体制緊急強化事業、これは北部病院におられる医師それから研修医の方々が研修のために学会等、そこに行く費用を負担すると、そういうふうな格好とそれから医学臨床研修事業、これは北部病院、宮古・八重山に派遣される専攻医の養成に要する人件費等を提供するというふうなことでございます。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 ありがとうございます。

次、行きます。

これも(3)ですけど、新専門医制度の認定に移っていくんだという――平成30年度から開始されているようですけれども、この中身について簡潔でいいですからお願いします。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君） 県立病院においては内科、外科等15の診療科で専門研修医基幹病院の認定を受け、医師を養成しているところでございます。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 (4)、経営の効率化の達成状況についてお伺いします。

ここはまとめていきましょうか、後でまた足りないところは補足していただくとして、１つ目に、県全体と北部病院の経営収支についてお聞かせください。２つ目に、投資資金の確保状況、県立北部病院と全体でいいですから投資資金の確保状況と北部病院へのこの計画上で言う投資計画。まず２つお願いします。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君） お答えします。

県全体と北部病院の収支についての御質問にお答えします。

平成30年度決算においては、病院事業全体では、約４億5900万円の赤字でございました。県立北部病院では約4200万円の赤字でありました。

以上です。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 投資資金について、投資計画含めて。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君） 投資資金の確保についてですが、平成30年度決算における投資資金の確保状況は病院事業全体で約16億8200万円の不足となりました。同年度に設定した目標値を上回ることはできましたが、投資資金は必要な額を確保することはできませんでした。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時８分休憩

午後２時９分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○病院事業局長（我那覇　仁君） 手元には病院全体の投資資金はあるんですけど、北部病院だけの単独のものは今ございません。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 できれば把握していてほしかったんですけれども、その経営に関することの中で、投資資金のところで皆さんの収支計画を見てみると、例えば北部病院のところで36ページ、収支が不足する分については、充てる分について補塡財源として損益勘定留保資金というのを使っています。まずなぜ損益勘定留保資金が生まれるのか簡単でいいです。簡単でいいです。そことこれは今後基幹病院を整備するに当たって使える財源なのかそこをお知らせください。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず損益勘定留保資金ですけれど、一般的に言いましてこの病院の収益費用っていうのは、全て現金の収入支出が伴っているわけじゃないわけですよ。だから仮に収支がとんとんであった場合でも、減価償却費っていうのはこれは現金の支出を伴わない経費ですので、その分が留保されて現金として使えると、これが損益勘定留保資金ということでございます。北部基幹病院にこれが使えるかということですけれど、これは医師会病院にもこの内部留保ございます。これは引き継がれますけれど、今合意書案で基本的にその県立北部のやつは、原則引き継がないというふうにしてますので､これは使えません。ただその北部基幹病院整備後も我々の試算では、10億ぐらいの内部留保はできるだろうと今見てるというところでございます。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　当然の考え方としたら使えないと思います。ただ、今回我々は県立北部病院と医師会病院を統合させると。統合して基幹病院をつくるという皆さんは検討をもう始めてるわけですよね。そういう中で今おっしゃったように、北部病院がこれまで減価償却費をためてきた現金の支出を伴わない経費があるわけですよ。あるわけですよ。それを新しい基幹病院をつくるときにはこれを財源として充てる方向で検討すべきだと私は思いますけれどもどうですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　原則引き継がない立場でございますが、例えばこの短期の流動性がある負債については未払い金なんかがあるわけですね。これを仮に引き継ぐとなった場合にそれに相当する現金預金、流動資産は引き継ぐことは考えられると。この医療機器等についても、個別具体的に使えるかどうか判断しながら引き継ぐものについては考えていく必要があるだろうと。それから整備費については、そういう内部留保関係なく既存の補助メニューとかあるいは10億近く内部留保ができるんだったら、それから逆算して整備するときにどれだけ企業債を発行することができるかと、こういうことを考えながら後々立ち上げる整備協議会で協議していく話になるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　今回の統合というのは特別な仕組みづくりだと私は思っていますから、ぜひとも既存の考え方だけじゃなくて、あらゆる財源が使えるようにそこまで検討していただきたい。

(5)行きます。

病院事業への支援のあり方についてこれも計画の中にあるんですけど、ここで１点だけ聞きたいのは、地方公営企業の操出金についてです。

現行では地方公営企業に操り出しを行ったときは、地方交付税で考慮されるから一般財源で負担すると。これは当たり前の流れとしてなってますけれども、これが基幹病院になったときにどうなるのかと、この辺の補塡をどこから持ってくるのか、これを聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　北部基幹病院に対しても県立病院に対する繰出金と同様に、病院、診療所を運営することにより県とか市町村に交付される地方交付税があるわけです。県と市町村はそれを原資としまして、組合のほうに負担金として支払います。組合はまたそれを原資として、財団に指定管理料という形で交付することになると。この辺でその運営費的なものの支援はできると。それから仮に、病院整備の際に借り入れた企業債、これが後々償還が発生してきますけれど、この元利償還金についても、今の県立の場合と同様に地方交付税の措置があるというところでございます。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　これについてはあと１点だけ確認したいと思います。この各市町村に地方交付税が入ってくるときにどういう割合で例えば12市町村、今回県を入れれば公共団体としては13になりますよね。13団体にどういう形で入ってくるのかこの辺のところ少し教えてください。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　交付税の種類もいろいろありますけれど、一般的に１床当たり幾らと、75万というのがございます。これをどういうふうに配分するかというのは、まさに今後整備協議会で市町村それから県でどういった形で病床を配分するかと、これにかかってくるわけです。

もう一つ、その診療所を運営することによって交付される地方交付税があります。これについては所在する市町村のほうで算定してもらったほうがいいのかなというふうに考えております。ただいずれも今後基本合意書案をつくった後に整備協議会を立ち上げますので、そこで詳細な議論はしていくという運びになっております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　確かに細かい話をしていると思いま

す。なぜ細かい話を聞くかというと、私はやっぱり12市町村プラス１団体、県がありますよね。そうするとこの中できちっと、じゃ私たちのところは何床ですね、何床ですねっていう協議が始まると思うんですよ。この際に基本的な考え方、なぜ割り振らないといけないのと、何で県だけで持ってもらえばいいじゃないかと、あるいは一つの団体に代表して担ってもらえばいいじゃないかという議論が出ると思うんですよ。なぜ割り振るんですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時16分休憩

午後２時16分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 例えば名桜大学みたいに名護市が一手に引き受けるっていう方法もあるかもしれません。ただ設立団体になっている以上一定の議論は必要だと思いまして、今現在この均等割をするとか人口割にするとかそういう考えはございませんけれど、市町村と十分協議しながら例えば、南の３村については医療圏に入ってない市町村もございますので、そういったことも加味しながらみんなが納得いくような形の配分を定めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 そうですね。確かに今回は北部市町村、12市町村っていうエリアから要請を受けました。ただ医療圏、北部って学校と医療と必ずしも重なってないですよね。そういうことの兼ね合いもあるはずだから、そこはきちっと理解が得られるようにやっていかないと私はもっときちっとした考え方がないといけないと思います。そこはいいです。

それでは３番目に行きます。

県立病院と医師会病院の現状について伺うということで、県立病院については伺いましたので、ここでは両病院って書いてありますけれども、まずは医師会病院について収支を聞かせてください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時18分休憩

午後２時18分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 経営状況でございますけれど、平成30年度決算で両病院の経営状況を申し上げますと、まず本業である医業収支、医師会病院が約２億9000万円の黒字、県立北部病院が約６億3000万円の赤字となっております。また、経常収支では、医師会病院が約３億7000万円の黒字、県立北部病院が4000万円の赤字となっております。最終損益では、医師会病院が約３億5000万円の黒字、県立北部病院が約5000万円の赤字となっております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 30年度決算では特に医師会病院については、医業収支では２億9000万の黒字になっているんだという答弁でありました。この間、合意書案にもそのところがありますけれども、医師会病院は北部医療センターに統合されるまでの間――５年か６年、もっとそれ以上なのかもしれませんけど、５年。新たな借り入れを行わないとしているが、借り入れなしの経営の見通しがついているんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 今ここで言っている新たな借り入れをしないっていうのは固定負債になる長期借り入れでございまして、当然年度内の一借りは行われることがあると思います。それでも今の資金状況とか経営状況を見る限りにおいて、固定負債の償還金についても計画どおりちゃんと１億5000万ずつ償還されておりますので、新たな長期借り入れを行うことはないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 (2)に行きます。

県立病院の直近の病床利用率――県立病院は除きましょうか、そこはいいです、時間もないですから。北部病院だけ、北部医師会病院だけの、もし準備されてるんだったらお願いします。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） まず病床でございますが、医師会病院が236床、県立北部病院、許可病床が327床で、稼働病床は257床でございます。病床利用率ですけれど、30年度で申し上げますと、医師会病院が85.5％、県立北部病院は74.7％ですけれど、稼働病床ベースで見たら95.0％となっております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 １点だけ伺います。

県立病院と北部医師会病院、約10.1ぐらい74と85、10.1ですか、利用率の差がありますけれども、これの分析ってされてるんですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 医師会病院の方はその附属病院も含めた数字になってございまして、県立

のほうは稼働病床ベースで95.0％、医師会病院が85で10％差があります。具体的な分析は行っておりませんけれど、多分に附属病院のほうの病床利用率が落ちてるのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 (3)行きます。

両病院の建物及び主要機器、医療機器ですね。経過年数、全部聞く必要ないんで、主なものをちょっと教えてください。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） まず建物でございますが、両病院ともに平成３年竣工で28年経過しております。主な医療機器としてＣＴが両病院ともに12年、それから血管造影撮影装置のアンギオが県立北部病院で10年、医師会病院が９年、ＭＲＩは県立北部で６年、医師会病院で10年、こういった状況でございます。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 ＣＴは両方とも12年、また建物も28年、ほかのものについても大体10年とかＭＲＩだけが少し違いますけれども、一般的にうまく稼働させるための耐用年数が過ぎているものはどれですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 一般的に申し上げたら、エックス線装置関係は６年になると思います。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 ということは、両病院ともできれば更新したいという時期に来てるということの理解でいいですか。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君） 県立北部病院について申し上げますと、今一番必要な心臓血管のアンギオ、これは令和２年に更新する予定でございます。それからＣＴに関しては令和４年に更新する計画を立てているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 ４に行きます。

ここは合意書案について聞いていきたいと思いますけれども、まず(1)、合意書案作成までの経緯について簡単でいいですからお願いします。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 県と地区医師会それから12市町村で６回程度の協議と12市町村と複数回にわたる意見交換とか、あるいは市町村議会に対する説明とこういったことをやりまして、約２年間かけて協議を行って取りまとめたというところでございます。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 そこでちょっと確認をしておきたいんですけど、第５回の協議会のときに北部医師会側から北部基幹病院の形態について提案があったようですけど、これは北部医師会側の意思決定の過程については内部手続とかそういうものをされた上での協議会への提案だったんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 理事会において意思決定されたというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 また後で触れたいと思いますけど、(2)に行きたいと思います。

各市町村への経過説明の中からこれも主だったものでいいですから、どういう意見が出たのか教えてください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時26分休憩

午後２時26分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） まずその合意書案っていうのは31年の１月29日の協議会で提示しました。その後、市町村と意見交換や説明会を重ねてきたわけですけれど、市町村内でも勉強会とか調整がされてきて昨年の10月25日には市町村から約50項目の意見が提出されたというところでございまして、その提出された主な意見というのは、まず財政負担の範囲とか医療機能が現状よりも向上するということを明確にしていただきたいと。それから派遣職員には派遣期間があるわけですけれど、これは当初３年限りとうたっていたのをこれを弾力的な運用にするようにしていただきたいと、こういった意見が提出されたところでございます。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 次(3)に行きます。

2019年11月19日、県保健医療部提示の合意書の（修正案）というのが出されたようですけど、その内容について教えてください。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 昨年の11月19日に示した合意書案の修正ですけれど、まずその市町村の財政負担を明確にするっていう観点から、病院整備の際に借り入れた企業債の元利償還金において市町村の負

担はないということです。それと市町村の組合への負担金は地方交付税相当額に限定しそれ以上の負担はないということ、そして財団への財産の拠出というのは設立時の１回に限るとこういったことの明確化を図ったというところでございます。医療機能につきましても、現状よりも向上することを明確にしたほか、派遣職員の派遣期間の弾力的な運用などの修正を行っております。なお、経営システムにつきましては、修正はございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 その中で、先ほども交付税の話しをしましたけれども、今部長が答弁された市町村の組合への負担金。これについては、地方交付税相当額に限定すると今答弁されました。それ以上の負担はないということ答弁されましたけれども、この地方交付税相当額というのは先ほどの病床数の割り振りとの兼ね合いがあるんですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 病床数とかあるいは救急告示病床の数、それから診療所の数、こういったもので動くというものでございます。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 先ほども病床数の割り振りのことについてはちょっと提案をさせていただきましたけど、そこは肝心なところだと思うんですよ。そこをきちっと詰められるような作業もこれからしていただきたいと思います。

準備はされてると思いますけれども、ちょっと時間が迫っているんで(4)については飛ばしたいと思います。

そして(5)に行きたいと思います。

ここも医療法の適用があるかどうかって聞いてますけれども、どういうことを聞きたいかというと、これまで先ほどから話をしています県立病院であれば経営計画だとか医師確保策とか、いろんな計画をつくります。これもやっぱり新しい基幹病院になったときに、県民あるいは市民が見えるような形で策定されるべきものだと私は思っていますので、この県立病院同様に経営計画策定だとか、これがオープンになるのか、またそういう場所があるのかこれをお知らせください。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） ２つございまして、まず前段の医療法でございますが、基幹病院――これは県及び北部12市町村が設置する一組がつくるということで、医療法上は公立病院として取り扱われます。その経営計画でございますけれど、病院というのは利益の好循環を実現する必要がございますので、そのためには経営計画を策定し、効率的な経営を行う必要があるということでございます。

いつ見せるかというお話ですけれど、もちろん我々その基本構想とか、基本計画でこれを掲載してオープンにする予定でございますが、現在名護市議会の要請を受けまして、開院後10年間の収支のシミュレーション――これ概略でございますけれども作成しました。この中では給与費を毎年２億円それから研究研修費を毎年1000万円ずつ増額させると。そういった職員に対する投資を実現した上で、毎年度10億程度の現金ベースの剰余金が生じるというふうな形で見込んでいるところでございます。これについて、詳細――もっと掘り下げたものは基本構想とか基本計画で示していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 10億っていうのはちょっとびっくりですね。詳細知らないんで、何かありますかどうぞ。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時31分休憩

午後２時32分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○親川　　敬君 (6)行きましょう。

先ほどから少しずつ触れてますけど、まずここは１項から３項までって書いてありますけど、整理をしましょう。

１項の文言としては全て出てきますので、まず――ちょっと部長いいですか、整備費用があります。これの負担者は誰なのか、財源は何なのか。指定管理料、これについても負担者は誰なのか、交付税上きちっと明確にされるのか、先ほどの話はありましたけれども、市町村に入ってくるわけです。市町村が組合に支出する根拠は何なのか、一部事務組合をつくるわけですから、一部事務組合も当然経費がかかると思います。そのときの負担者は誰なのか、継続的に負担が求められる財源は何なのか。何をもって市町村はその組合の経費に充てればいいのか。そしてあと財団設立の際の拠出財産です。これは先ほど一回きりとありましたけれども、これは拠出財産って何のこと言ってるのか、拠出者は誰なのか、この４つの費用についてお知らせください。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） ちょっと、順番前後するかもしれませんけれど、まず、県と市町村に地方交付税が入ってくるわけです。県と市町村はそれを原

資にして一部事務組合に対して負担金という形で支出をします。これがその一組の収入になるわけですけれど、その負担金の一部が組合の運営費にも充てられます。大半は指定管理料として財団のほうに交付されるという仕組みでございます。

それから、どうして市町村が組合に支払うんですかという根拠、これは当然この市町村も一部事務組合の設立者になっているということからでございます。

それから、経営属的にこの組合経費の負担を求められるかって話ですが、これは先ほど来申し上げていますように、県と市町村は病院診療所を運営することで交付される地方税がありますので、その地方交付税相当額は毎年出していただくという形で整理しております。それと財団設立の際の拠出財産っていうところ、これは財団をつくるわけですから、基本財産みたいなものが必要になってくるわけですね。これについて、この財団の設立者である県と12市町村がそれぞれ応分の負担をするということでございます。ただ、財団を運営していく上で、収支が悪くなってもこれは――悪くなるとは思っていませんけれど、この場合でもこの一回限りっていうことで改めて市町村が負担を求められることはないというふうなことを整理したところでございます。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 この拠出財産は、財源は市町村の一般財源っていう考えですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 最初のその拠出の財産はそういうふうになります。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 次行きます。

その中で特に不採算医療について確認をしておきたいと思いますけれども、この不採算医療っていうのは、きちっとした数字で捉えられる経費なんですか。教えてください。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 今の病院事業の操出金でもそうですけれど、これは理論計算になります。その不採算というのは基本的に費用が収入を上回るということであるわけです。例えば離島地域において、小児科を人口25万人規模の体制でやるという場合、当然それなりの人とか整備を整える必要があります。ただ、それだけの患者数がいるわけじゃありませんので、収入が少なくて、費用がかさむと。これは典型的な不採算だろうというふうに思います。北部でも産婦人科を地域周産期センターとしてやるんだったら少なくとも産婦人科医は５名、６名必要になってきますけれど、患者数としては1000名近くにしかならないわけです。そういう中でも手厚い体制を整える必要がございますので、そういった意味では不採算になることもある。ただこれでよしとするだけじゃなくて、例えば救急に関して言えば、県立北部では不採算に位置づけられますけれど、医師会病院ではそうなってないわけですよ。この不採算、費用が収益を上回る理由は何かということは考えながらこれは吟味していく必要があるだろうなというふうに思ってます。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 ここ、再度確認しますけど、こういう考え方でいいですか。通常の病院経営から生まれてくる収入があります、診療費とか含めて。当然人件費含めた材料費などの支出があります。これが要するに黒であれば不採算医療発生してないというふうに捉えるんですか。この辺どうなんですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） この病院の業務をどういった形で切るかにもよると思いますけれど、一般的に病院が効率的、合理的な経営をしてもその収入をもって費用を賄うことができないという部分については、不採算医療として位置づけて設立した団体が担って何らかの手当てをする必要があるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 先ほど基幹病院について収支が赤字じゃなく黒字が予想されるっていう話がありました。そうなると要するに不採算医療は発生しないとイコールにならないわけですよね。この辺、再度確認します。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 分野分野に区切っていれば、全体として黒字になるかもしれませんけれど、例えば周産期の分野では部門別に見た場合、赤字になる可能性がございます。そういったことについて補塡する必要があるということで、我々は地方交付税で措置される額はこれは病院の経営いかんにかかわらず毎年負担金、そして指定管理費用として病院のほう、財団のほうに支出します。支出しますので、その範囲の中で経営していただくということでそういって見た場合に、全体として資金余剰、これ赤字、黒字じゃないですよ。余剰資金としてそれくらい出るというふうに見込んでるということでございます。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 しつこいようですが、再度確認します。

病院経営が黒字だから不採算医療の補塡はしませんということにはならないんですよね。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 全体で判断するんじゃなくて、個別で判断するべき分野だと考えております。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 ぜひそういう考え方は継続して持っていただきたいと思います。

あと(7)ですけれども、ここでは１点だけ確認させてください。

先ほど県立北部病院の財産は引き継がないという話をされていました。そのときに、財産についてはこれまで県立病院は国庫補助金が充てられてきたと思います。そうすると北部病院が閉鎖――閉鎖っていう言葉が正しいかどうかわかりませんけれども、基幹病院に移ったとなったときに、そこで持っていた財産、違う使い方になってしまうと、県立として補助金適化法とのかかわりが出てくるんじゃないか、この辺の心配をするわけですけれども、これについてはどうお考えですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 補助金適化法が適用される補助金等が充てられてる場合は、この法律に基づく財産処分の手続を行う必要はございます。ただ県立北部病院の建物なんかは築10年経過しておりますので、補助金返還の可能性は低いというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 そこは時間がないので飛ばしますけど、最後に医師確保についてです。皆さんはこれまでの説明会で使われてきた資料の中に５点ですか、医師確保策について述べています。ところがそのうち３点については基幹病院に移ったらあの制度が使えないという説明しています。まずこれ確認です。

○保健医療部長（砂川　靖君） 休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時41分休憩

午後２時41分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 資料４の話だと思いますけれど、あれは８月くらいに経営システム全般見てどういう整理ができるかというふうに整理した資料でございます。その５事業とおっしゃってますけれど、実際には４事業というふうに考えておりまして、現在北部医療、県立北部の医師確保対策としてどういうことをやってるかと言いますと、まず１つ目が琉大の地域枠、それから医師派遣推進事業、そして医学臨床研修事業と、この県立病院の医師派遣補助事業と４事業ございます。このうち地域枠と医師派遣推進事業はこの経営システムにかかわりなく、継続して行っていくことは可能であると。それから医学臨床研修事業と医師派遣補助事業――現行の制度で言えば県立病院にしかできませんけれど、これはその要綱の改正とか類似事業を実施することによって基幹病院の医師確保対策としても使うことは可能です。ただ問題はその県立病院間の人事異動、県立病院でなくなるわけですから、別法人になりますので、通常の人事異動はまずできない。ただ県立北部病院のドクターからもお話ございましたけれど、このキャリア形成の観点から例えば中部病院とかで研修を積む必要があるというような場合は、そういったことに使えるような人事交流というシステムを構築することは可能であるし、ぜひそういうものは構築していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 親川　敬君。

○親川　　敬君 ２つだけ、聞きます。

今皆さんはこの――４つでもいいですよ、４つのうち２つは要綱改正によって使えるって話もありましたけれども、１つは琉大と新たな連携を模索していくんだという話があります。もう一つは、400床になれば研修が充実するから医者が確保できるんだというお話がありますけれども、この２点について。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 琉大との新たな連携というお話は、例えば他の都道府県でも実施されておりますけれど、その新しい病院の中にサテライトみたいな教室をつくって、そこに教授ポストの人を置くと。そうすることによって、若手医師や研修医が地域医療を学びたいというような形を整えることができ、その意味では医師が来やすくなるだろうと。病院が２つある中ではそうしたものをつくることは難しいわけですけれど、その２つの病院が１つになれば琉大もそういう協力は前向きに検討できるというようなお話がございますので、そういった意味で新しい連携ができるだろうというふうに考えております。

それから統計的に見て、やっぱり200床の病院と400床の病院では収益力が違います。400床の規模の病院になると200床規模の病院の2.7倍から３倍の医師の数がいるということで単純に２倍ではないということでございます。それだけ収益力があって、医師

確保ができると。現に我々今シミュレーションで試算してる数字上は、例えば今２つの病院合わせても八十五、六名の医師の数にしかなりませんけれど、こういう基幹病院で不採算医療もやって、救命救急も充実させるという体制をとると107名、それぐらいの医師の数が必要になってくると。そういった形で収益力は十分あるのかなというふうに考えているというところでございます。

○親川　　敬君　どうもありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　どうも皆さん、お疲れさんでございます。

こんにちは。

最初に、首里城再建についてお伺いいたします。

首里城復興方針の今後の見通しについて御説明をお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　政策調整監。

○政策調整監（島袋芳敬君）　お答えします。

現在、県では有識者懇談会を設置し、文化、教育、観光資源としての活用、それから文化財等の保全、復旧、収集、首里城公園整備計画の検証、それから首里城に思いを寄せる方々が復興に参画できる仕組みづくり等について議論をしていただいているところであります。今後、有識者や那覇市の意見も反映させて幅広い観点から首里城周辺地域の段階的整備についても検討し、今年度末までに復興の取り組みの方向性を示した首里城復興基本方針を取りまとめることとしております。さらに次年度は基本方針を実現するための具体的施策や工程などを盛り込んだ基本計画を策定することとしております。今後、全庁挙げて首里城復旧・復興に取り組むこととしております。

○議長（新里米吉君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　この首里城の焼失、私どももまた非常に残念であるし､そして衝撃的なこともありました。やはりスピード感を持って一日も早く県民のアイデンティティー、応える施策をしっかりとっていただきたいというふうに思っております。

ところで、首里城復元の際、これ平成４年供用開始になっておりますけれども、そのときの首里城復元整備の基本方針というのが出されていますね。これは４つの項目、最初に歴史的風致に配慮した施設配置、これが３項目にわたって記載されております。そして、２点目に、歴史・文化の拠点として施設整備を図る、３点目に、沖縄の歴史・文化の拠点となるような多様な活用を図る、そして――これ４項目あります――４点目に、観光形態の充実を目指す、こういった基本方針が述べられてこの復元整備がなされたわけでありますけれども、復元と今回の復興との基本方針、私はある意味ある程度の整合性というのは大事であろうと思いますけれども、特段の違いというのを示してもらえませんか。

○議長（新里米吉君）　政策調整監。

○政策調整監（島袋芳敬君）　今、議員から示された平成４年の復元計画の理念につきましては、とりあえず当然首里城の中の、例えば正殿等の復元でございます。これについては、当然踏襲してくるというふうな基本的な考えであります。今回のこの基本方針というのは、首里城を含む一帯を歴史ゾーンとしてエリアを特定して、これまで手がつけられていないこの計画にはあるけどまだ復元してない部分の、例えば中城御殿それから円覚寺等々について、それから最近の傾向として交通体系、交通渋滞を含めてまちづくり全体からの視点としてこの方針を示すということが主眼になってきます。さらにこれとあわせまして、今回の首里城焼失に伴う琉球文化の見直しあるいは技術伝承、技術の伝承等についても、再度見直ししながら今後の子供たちあるいは未来の沖縄を担う子供たちにも伝えていくというふうなことで今議論をしているところであります。

○議長（新里米吉君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　先ほど、工程表は今年度末という答弁でございました。前回のこの復元のとき、昭和60年度から調査が始まりまして、約１年かかりました。そして約８年半、平成４年に供用開始ということになってますけれども、この今回の復興も大体の工程、道筋というのは示すことはできませんか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時52分休憩

午後２時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

確かに前回の復元におきまして、首里城の主要施設であります、正殿、北殿、南殿・番所、奉神門、完成までに約８年を要しております。

今回の復旧・復興に向けて、今現在国の首里城復元に向けた技術検討委員会等におきまして検討がなされていると、今国のほうでは年度内に工程表を作成するということで取り組んでいるところでございますので、今後明らかになるものだと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　次に３番目――２番目は結構です――の件ですけれども、やはり首里城といいますと沖縄のシンボル、そして、首里城のシンボルというのは私は赤瓦だというふうに認識をいたしております。そこでこの赤瓦、前回、奥原崇典さんがそれこそ身を削って瓦の完成を見ております。私財もなげうってということで彼ももう６カ年前に亡くなりましたけれども、その赤瓦に私財をなげうって、土地も売り払ったというような経緯があります。非常にこの件につきましては、私の後輩ですけれども、敬意を表するものでございます。

そこで今回もやはり木材もしかりですけど、この赤瓦これをどういうふうにして製造し、ふいていくのかという大きな課題もあろうかと思います。実は県の赤瓦事業協同組合といろいろと意見交換をしました。赤瓦の製造は十分に対応できると、品質も奥原崇典さんが製造した瓦とそんなに遜色はないという自信を持っております。もちろんこれは県の工業技術センターも共同で開発されて、平成31年度に世誇殿と女官居室にこの瓦がふかれましたね。そういうこともありまして、この赤瓦の活用というのは私非常に大事であるというふうに思っておりますけれども、ただその中で懸念されるのが、製造は十分できる、懸念されるのがいわゆるクチャの確保ですね。これが約2000トンですか、50万枚の赤瓦、たしか2000トンだったと記憶しておりますけれども、これが必要だということで、特にこのクチャというのは一定の地域で確保せんと瓦の色が変わってくるということで、やはり一定の地域でしっかりと確保しなきゃならない。一番最適なのがこれ事業協同組合の見解ですけれども、南風原町そしてお隣の大里の古堅という部落もありますけど、その辺一帯が非常に適してるというお話なんですよ。そうしますと、そこで生じてくるのがこのクチャの確保とそれを置く場所、クチャというのは当然山を崩しますから開発許可の問題、そして農地法の問題等々出てきますよね。そうした場合やっぱり県としてこの規制緩和、これが可能かどうか御説明をお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

赤瓦の調達についてでございますが、首里城の再建に係る赤瓦の調達につきまして、国の首里城復元に向けた技術検討委員会、その木材・瓦類検討ワーキンググループにおいて検討しております。事業者ヒアリングを行ったところ、県内業者による所要の瓦の製作は可能とのことであります。

しかしながら議員おっしゃるように、非常に重要なのが材料の確保についてということで、採掘場の提供など協力が必要であるとのことであります。今後、関係機関と連携し取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　ぜひしかるべく取り計らいをお願いしたいと思います。

そしてもう一つ、これ事業組合から要請されてます県のほうに。この置き場、クチャの置き場これまた大事なんですね。やはりこのクチャというのはさらしてやらんとなかなかいい瓦ができないということですね。約３年くらいさらして、寝かすらしいんですね。その置き場もまた必要なんですよ。これについて要請あったと思うんですけど、どうですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時58分休憩

午後２時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるように、赤瓦の製造におきましては採掘場所とあとヤードも必要になるかと思いますけれども、今確認しましたところ、そういったヤードの確保について正式な要請文という形での要請は今のところ確認できていないという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　ちゃんと事業組合には確認しております、私のほうで。県に要請しておりますということですからどうぞしっかりお願いしたいと思います。

次に移ります。

大型ＭＩＣＥ施設ですけれども、これは(1)、(2)、(3)、一括してやりましょうね。部長。

いろいろと代表、一般質問でもありました、大型ＭＩＣＥ施設、今民間資金の活用の方向性で事業をしっかりと進めていきたいというお話でございましたが、この民間の資金活用について現状どうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

今県では、今年度の調査事業におきまして、民間の資金と創意工夫を活用する官民連携の手法について、民間事業者との直接対話を含む意向確認を行いながら、専門家の意見も踏まえつつ、さまざまな選択肢を整理しているところでございます。本調査におきまし

ても、マリンタウンＭＩＣＥエリアにおける複数の区画を、一体的に開発したいとの意向を持つ投資開発事業者を複数確認しているところでございます。近年、沖縄のホテルや集客施設への民間投資が活発に行われており、県としましては、民間活力の導入手法を施設整備に生かしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　本来、順調にいっておればもう着工されて、あとは東京オリンピック後に竣工というのが最初の事業計画でございました。残念ながらこれがなかなか国との折衝でうまくいかなかったという経緯もございますが、しかしやはりこの大型ＭＩＣＥというのは県経済の大きな柱、今後の経済波及効果も含めて、そしてまた均衡ある土地の活用と、県土の活用ということもあって、東海岸一帯市町村からも強い要望があります。ですから、私はこのＭＩＣＥ施設を何としても一日も早く完成させて、そして沖縄の経済そして観光、そして地域発展のためにもやってもらいたいというのがまた地元の意向、意見、声なんですね。最近、残念ながらこれで一時とまったもんですから――とまってはいないんですが、ちょっと一括交付金がだめになったもんですから、もう地元の町民はもうＭＩＣＥはつくれないんじゃないかという声が結構寄せられて、いや違いますよと、ちゃんとやってますよと言うんですけれども、やっぱりそういうこともありますから、ぜひいろんな情報発信これもやりながらこの着工に向けてしっかりと取り組んでほしいというふうに思いますけれども、最後にこの件で、まず着工、竣工のスケジュールについてはどういうふうになっていますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君）　お答えをいたします。

今後のスケジュールについてということでございますが、大型ＭＩＣＥ施設整備に向けた今後のスケジュールにつきましては、次年度に策定いたします基本計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　よろしくお願いをしたいと思います。

次に３番目、与那原マリーナを活用したスーパーヨット受け入れについて。

去る２月６日に与那原町でスーパーヨット誘致拡大会議というのが催されました。残念ながら私は公務でこの会議には参加していませんけれども、地元の与那原町といろんなやりとりをしました。その会議のメンバーというのがそうそうたるメンバーで、内閣府の職員とか、あるいはまた県外、県内の自治体とか、そういったメンバーが約150名くらい集まって会議をやってます。この与那原マリーナにぜひスーパーヨットの誘致をという決議もなされたようでございます。この与那原マリーナは本島内で唯一の開港、外国人を受け入れられる開港なんですね、そうですよね。そういう状況なもんですから、非常にこのスーパーヨットの受け入れは有意義であるということで、またこの観光を――このスーパーヨットというのは、１隻当たり約1700万を消費するわけですね、いろんな意味で。ですから非常に経済効果にも波及するということで、そしてまた大型ＭＩＣＥがすぐ隣につくられます。そういったことも踏まえてこのスーパーヨットの受け入れ、これ今マリーナは残念ながらクレーンをつくったもんですから――前はちょくちょく入ってたんですよ。ところがクレーンつくったもんですから、これがもう入れないということなんですけれども、まあクレーンも必要でしょう。しかし北側に結構な土地があるわけですね。これを整備すれば十分にスーパーヨットが寄港できると、入港できるというようなことなんですけれども、これについてどう思いますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

与那原マリーナのスーパーヨット受け入れのための浮き桟橋の整備が必要かというふうに思いますけれども、そういったことでの質問だと思います。

県としましては、これまでスーパーヨットが県内の港湾に寄港していることを確認しております。それらが接岸できる係留施設等の整備が必要であると認識しております。施設整備に当たっては、地元関係者や有識者の意見を踏まえた上で、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　このスーパーヨットの受け入れは国土交通省もあらゆる関係する部署、内閣府とか法務省とか財務省とか、こういったところを網羅して省庁連絡調整会議を平成31年３月８日に設置してるわけです。ですから国のほうもこのスーパーヨットの効果というのは非常に意義があるということで続けていますので、ぜひ部長、一日も早くこの受け入れができるような環境整備、受け入れ整備をぜひやってもらいたいと思います。

加えてやはり規制緩和も必要だろうと入管手続とか、入港するときにはそういったこともぜひ――これも受け入れ環境整備に入ってると思いますけれども、そういったことも含めて迅速な対応をお願いしたいと思います。部長、これも大きな事業ですから、決意を述べてもらえませんか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（新垣健一君） お答えいたします。

スーパーヨットの受け入れにおいては、現時点では入港申請手続は電子システム化で一元化されて関係省庁への申請が一度の入力で可能となるなど、国において手続の簡素化が一定程度講じられておりますけれども、各寄港地での入管、税関手続、それから各種届け出等の煩雑さを指摘する声もあるというふうに聞いております。

県としましては､一定期間自由な航行が可能となる、クルージングパーミット制が導入された場合、沖縄にどのような影響をもたらすか研究するとともに、港ごとの再チェックの免除、窓口の一本化など、ストレスの少ない入国手続やクルージング環境の整備に向けて、国など関係機関へ働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 よろしくお願いいたします。

次に、国道329号の与那原南風原バイパスですけれども、当初は平成30年供用開始だということだったんですけれども、残念ながら今おくれております。ここもこの329号の交通渋滞の解消、あわせまして大型ＭＩＣＥインフラ整備という位置づけで、一日も早い工事の進捗を要望するんですけれども、この件につきまして進捗状況を説明してもらえませんか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

国道329号はハシゴ道路ネットワークで南北軸に位置づけられており、国において整備が進められております。南風原バイパスについては、南風原町与那覇から那覇市上間までの延長約2.8キロメートルを整備する計画で平成30年度末の進捗率は約52％とのことであります。与那原バイパスについては、西原町小那覇から南風原町与那覇までの延長4.2キロメートルを整備する計画で、平成30年度末の進捗率は約73％とのことであります。

以上です。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 そうすると、確かに30年度まではわかりました、進捗状況ですね。暫定供用というのはいつの時点を予定してますか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

南風原バイパスにつきましては、今暫定供用されているという状況です。与那原バイパスの全線の暫定供用でございますが、去る１月31日に沖縄総合事務局が発表しております、2.2キロメートルの暫定開通を令和３年度に開通する見通しになったという発表がなされております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 次に、鉄軌道は省略いたします。

次に、６番目の家畜伝染病、いわゆるＣＳＦ、ＡＳＦの対策の件ですけれども、また新しい症例が出てしまいました。皆さん方も大変でしょうけれども、やはり私どもも一日も早い収束を願っているんですが、この対策について説明してください。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） お答えします。

まず豚熱それからアフリカ豚熱などの特定家畜伝染病の侵入防止対策につきましては、空港、港における水際対策の強化や、農場における消毒や早期通報などの飼養衛生管理基準の遵守が重要と考えております。

県としましては、今回の豚熱発生を踏まえて、国の動物検疫所と連携して空港、港における水際対策の強化を図るとともに生産者、市町村、関係団体と一体となって飼養衛生管理基準を遵守徹底する体制を強化するなど特定家畜伝染病防止対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 打てる手は全て打っているという私の認識ではありますけれども、ワクチンの接種も始まっていますが、豚熱の収束宣言というのはいつごろを予定していますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後３時12分休憩

午後３時12分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） お答えします。

まず今回６例９農場で発生が確認されておりまして、合計１万1941頭の豚が殺処分されております。25日に確認されました６例目の農場につきましては、

28日に農場での防疫措置が終了しております。農場の防疫終了後、28日間実施される清浄性確認検査というのがあります。その検査の結果で全ての農場で陰性が確認された場合は国と協議の上、現在制限をかけております区域が全て解除されることになります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 これもしっかりと対応をお願いしたいと思います。

そして豚熱の県内でのいわゆる風評被害、この実情は把握してますか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） お答えします。

県では、豚熱の発生に伴う風評被害を防止するために県の広報番組やラジオＣＭなどを活用して、県産豚肉の安全性について正確な情報を提供してまいりました。それで豚熱発生による豚肉の販売面での影響といたしまして、一部宿泊施設それからクルーズ船等での県内豚肉の注文の取り消しなどの情報が寄せられております。

県としましては、引き続き豚熱発生に伴う消費、流通の情報収集をいたしまして、風評被害の防止にも努め、正確な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 １月の経済労働委員会の中で、この件について質疑をさせてもらいましたけれども、マスコミやあるいは県のホームページ、広報誌等で、安全で人には感染しないと全く感染しないと、安全であるというキャンペーンをやってるという答弁がございました。確かにやっていますけれども、ただ意外なところでこの風評が出ているんですよ。

例えば、教育長、県立高校の南部農林の２月の南農市、毎年定例でやっていますけれども、これが何と――当時は豚熱の影響で中止しますと、まだ校門のところに看板張られてますよ。そしてＪＡの支店でもＪＡ支店祭りが何カ所か豚熱の影響ということで中止してるんですよ、文書も持っていますけれども。意外だなと人にはうつらない、安全であるということを周知しながらもこういった事例が起きてるんですね。その辺のところの対策というのはしっかりやってるんですか。私が把握してるのはＪＡさんの２カ所、そして南部農林高校となってますけれども、ほかにあるんではないかなとそういったところでしっかりと安全だっていうことをもっともっと徹底してやらんと風評被害ってのはやっぱりよくないですよ。どうですか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） お答えします。

例えばそういったＪＡの祭りだとかの中止につきましては、この風評ということよりは、当時ＪＡも防疫措置にはかなりの職員も動員をしていただいておりました。そういう関係で開催を見合わせたところもあったかと思います。県でも２月に予定――いつも毎年やっている花と食のフェスティバルについてもこの行事には多くの県職員、ＪＡ職員の動員がありますので、防疫措置を優先させて開催を見合わせたという状況もございます。風評ではないんですが、発生の影響ということでは確かだと思いますが、食肉そのものの風評ということではなくて、発生により、やはり対応しなければならなかったということでの影響だと今考えております。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 例えば南農市、これ別に豚を食べるわけじゃないんですよ。いろんな花卉、野菜とか生徒が栽培して販売するとそういったことですから、しっかり把握しておいて、今後の反省にしてください。お願いします。

最後になりますが、新型コロナウイルスについてですけれども、大変な状況が県内でも生まれております。３人目の症例も出ておりますけれども、ダイヤモンド・クルーズ船の下船問題もあります。そういった感染経路もわからないと、３人目の方は。このクルーズ船からの乗客2600名、しっかりと健康調査、追跡調査は完全にやっていると認識してよろしいですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） お答えします。

２月１日にダイヤモンド・プリンセス号が那覇港へ寄港し、2679名が一時下船した可能性があることから、県では、２月３日くらいからバスやタクシー乗務員等、乗客と接触した可能性のある方について調査を行いました。クルーズ船の乗客と接触した可能性のある方は、２月17日時点で278名が確認されましたが、それらの方々に対しましては、発熱などの症状が見られた場合には直ちに保健所へ相談するように指導したところでございます。また、濃厚接触した可能性のある方28名については、毎日健康状態を確認し保健所への報告を求めたところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 今、３人目の症例から県内では発症の兆候が見られませんけれども、これもコロナも初期対応そして水際対策に非常におくれをとったんじゃな

いかなという専門家の指摘があります。県内はしっかりと対応していただきたいというふうに思っております。

ところで、県内でもこの経済的な損失、非常に波及し膨大な影響が起きていると。国では約3.8兆円の経済損失という発表がありましたけれども、県内の経済損失というのはいかがか把握してますか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行を受けまして、海外空路便の運休や減便に加え、海路ではクルーズ船の入港がキャンセルになるなど沖縄を訪問する中国及び台湾等からの観光客数に影響が出ております。航空便につきましては、２月17日時点で、北京など中国５都市からの週15便が運休しているほか、上海線は２月に57便が欠航となっております。それから海路につきましては、現時点で予定されていた110回の入港がキャンセルになったと把握しております。また、今後は観光客減少等による宿泊業を初めとする観光関連産業とともに、飲食業や小売店等の事業者の企業経営への影響拡大が懸念されております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 損失額というのはまだ出されないということですか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えします。

影響額まではちょっと算出しておりません。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 このコロナ対策で那覇市が防災備蓄で１万5000枚のマスクを病院関係者に提供するという報道がありました。また現にやっています。県の防災備蓄というのは全く設置されてないということなんですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 知事公室所管のものとしましては、食料そして水等は備蓄しておりますが、マスクについては備蓄はございません。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 しかし、よくぞ那覇市はこれだけのマスクの備蓄をやっていたなと思います。ぜひ県もこれを教訓にしてしっかりと広げて備蓄対策をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども……

休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後３時24分休憩

午後３時24分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○大城　一馬君 最後になります。

きょう昼、休み時間に謝花副知事が沖縄防衛局にＣＨ53ヘリの抗議やってますよね。その中で私非常に気になってることがあるんですけれども、実は韓国の米軍駐留軍人の１人が韓国内でこの新型コロナウイルスに感染したと報道がありました。ＮＨＫでもネット配信されております。これ26日です。そして、29日に在沖米軍人が100人帰任したと、あと残り第２便で帰任するという情報があります。

そこでこの帰任する軍人に対する対応、どういうふうになさるつもりですか。お聞かせください。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） お答えします。

県では去る２月29日、韓国で訓練していた在沖の米軍人100人程度が嘉手納飛行場に15時ごろ到着したとの情報提供を関係機関から受けたところであります。

これに関しまして、謝花副知事のほうから、本日行われた外務省特命全権大使沖縄担当及び沖縄防衛局長に対するＣＨ53Ｅヘリコプターの物資投下についての抗議要請の際に事実関係の確認を行いました。沖縄防衛局長からは米軍の情報として、沖縄に帰還した米軍人には在韓米軍人は含まれていないこと、それから大邱等感染が広がっている地域の近くでは訓練を行っていないこと、そして現地から出発前及び沖縄に到着して後、一定期間隔離をした上で、メディカルチェックを行うことなどの説明がございました。これに対して謝花副知事からは、帰任する米軍人等に関する情報開示の徹底、検査や２週間の行動制限など感染防止の拡大を図るための徹底した措置及び基地従業員との接触禁止を米軍に対し求めることのほか、検疫等に関する日米地位協定の見直しについて要請いたしました。

以上でございます。

○大城　一馬君 特に検疫、これについては日米地位協定になっていくんで、しかるべき対応をぜひお願いしたいと思っております。

終わります。

先ほどは何だったんですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 保健医療部のほうでも新型インフルエンザ対策用にマスクを備蓄しておりまして、今般その感染症指定医療機関等について備蓄しているマスクを放出したところでございます。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時28分休憩

午後３時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

亀濱玲子さん。

〔亀濱玲子さん登壇〕

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時45分休憩

午後３時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○亀濱　玲子さん　皆さん、こんにちは。

一般質問の最後となりました。お疲れのところだと思いますが、お時間をいただきたいと思います。

通告に従いまして、所見を交えながら一般質問をさせていただきたいと思います。

去る２月10日、宮古・八重山市町村長の美ぎ島美しゃ市町村会から、先島地区における急患搬送体制の維持・強化へのヘリポートの整備について、緊急で知事要請がありました。議長要請もありました。

これは一分一秒を争う命にかかわる問題として緊急での八重山病院近くへのヘリポートの場所を求めた、時を待たない急務な緊急要請だと思います。八重山の両県議も質問されましたけれども、この緊急要請をぜひ重く受けとめて対応していただきたいと要望したいと思います。

さて、新年度の県政運営へ、知事は所信表明に当たりまして全庁的に取り組むＳＤＧｓ推進事業、子供の貧困対策事業、さらには米軍基地周辺の有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ等）残留実態調査等、教育、福祉、医療、環境、平和行政等々、新規事業が要所要所で芽出しをされていて、知事がお約束した公約をされたこと、県民とともに目指す沖縄の姿へ向けて本格的に始動したという形が感じられ期待をしているところでございます。

質問に移ります。

初めに、知事の政治姿勢についてでございます。

新年度の施策の知事提案の中で、ＳＤＧｓを全県的に取り組み、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残すことのない社会づくりを目指すと掲げています。知事の決意と県政の取り組みを伺います。

離島の条件不利性解消への施策の実現へ向け、知事の思いを伺います。

離島を含む、県の海岸漂着物の問題について、これは国際的な問題として沖縄県から近隣諸国への働きかけを行って、その対策を考える取り組みへの協議の場というものをぜひ沖縄から提案していただきたい、つくっていただきたいと思います。知事の見解を伺います。

ハンセン病回復者の支援についてでございます。

きょうの県紙の社説に載っておりました。ハンセン病特別法廷の意見が熊本地裁で下されました。その結論の中に、「今回の特別法廷を巡る訴訟をはじめとして一連のハンセン病問題が解決に至るにはまだ道半ばと言わざるを得ない。」というふうな結びがあります。

そこでお伺いいたしますが、ハンセン病回復者が沖縄県は全国でも最も多い県であります。その多い退所者、非入所者の方々が生活されている状況を鑑みまして、沖縄の回復者の抱える課題と県の施策に関し知事の見解をお伺いいたします。

入所者支援、療養所の将来構想と県のかかわり、退所者・非入所者への支援、啓発事業の拡充について伺いたいと思います。

続いて、宮古・石垣の自衛隊基地、弾薬庫建設についてであります。

宮古島保良鉱山への自衛隊弾薬庫建設の造成工事が昨年の10月から進められております。住民合意のない強引な弾薬庫建設については、県から防衛省等へ工事の中止を申し入れていただきました。にもかかわらず工事は強行されています。県の対応を伺います。

先月１月22日、知事に対し、宮古の弾薬庫建設地の周辺の地域住民から、宮古島弾薬庫あるいは石垣駐屯地建設への造成工事の現地視察をぜひにという要請がなされました。知事の見解を伺います。

宮古・石垣への陸上自衛隊駐屯地周辺並びに弾薬庫建設地周辺の地下水調査が県により追加されました。これには敬意を表したいと思います。しかしながらこの調査はまだまだ不十分であります。私はそこに同行させていただきましたので、まだその地域だけでは不十分だというのがわかります。今後の調査箇所の拡充について伺います。

宮古・石垣に、改良型対空誘導弾の配備が報道されております。県の見解を伺います。また、集落までの保安距離等、経産省や防衛局への確認をしていただくようにということでさきの議会でお願いをいたしましたところ、なかなか前に進んでいないような状況でした。その後の取り組みをお答えいただきたいと思います。

３点目、福祉行政についてであります。

養育者世帯子育て相談支援体制強化事業、新規です。新年度の取り組みについてお伺いをいたします。

沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づく

り条例（案）が提案されました。虐待のあった親子への支援について、本県の課題と取り組みを伺います。

次は割愛いたします。

続いて、緊急時に手話通訳者が確保できないときの対応として、基本は対面通訳でありますけれども、できないときの対応として、1、県立病院、2、警察、3、消防あるいは救急等への対応、タブレットによる手話通訳ということが緊急時の対応として、初期対応として必要なのではないかと考えます。対応をお伺いいたします。

特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の活動について伺います。

ア、県内のＮＰＯ法人数、例えば事業報告等を提出期限までにきちっと出されている数、そして未提出の数、これをお伺いします。

イ、事業報告書の差しかえ件数について、加えて提出された書類が実態と異なることが指摘された事案は過去５年間で何件あるか伺います。

ウ、ＮＰＯ法の検査、改善命令、罰則という規定がありますけれども、法の中に、その適用について県の対応状況を伺います。

エ、沖縄県と契約を結んでいる法人数、中でも、特命随意契約を結んでいる法人についてお伺いをいたします。

続いて、障害者就労継続支援Ａ型事業における当事者の訴えについてお聞きいたします。

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例にぜひ魂を込めていただきたいという願いです。この条例の中の第11条には、「雇用等における差別の禁止」がうたわれております。さらに第24条には、「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会」が設けられるというふうに書かれております。この当事者の直接の事情聴取というものが今求められているところだと思いますが、これについての県の対応を伺いたいと思います。

続いて沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業という県の事業があります。決算時に伺うと実は執行率が三十何％でとても低いんです。これ、宮古島市から借りてまいりました。（資料を掲示） とってもいい事業です。この前の質問でも教育委員会もまたその担当課もしっかり対応して宣伝していただきたいというふうにお願いしましたけれども、今現在どういう状況になっているかということについてお答えいただきたいと思います。

４点目、医療行政についてであります。

医師確保対策事業について。

１点目、離島・僻地、これは北部・宮古・八重山病院の専門医派遣事業の実績と課題について伺います。

沖縄における今後の見通し、離島・僻地における専門医の確保の具体的な見通しについて伺います。

母子保健、小児医療の充実について、子どもの心の診療ネットワーク事業について、宮古・八重山圏域の離島支援の強化についてどのように取り組むのか伺います。

５点目、教育行政・働き方改革と離島への公務員の異動に係る住宅等の課題についてお伺いいたします。

(1)点目、伊良部高校は、閉校までの最後の年を迎えます。新３年生５名という状況がもうすぐやってまいります。お約束した、生徒たちが安心して学校生活を最後まで送ることができるよう、県には学習環境をぜひ責任を持って整えていただきたいと願っております。県の対応を伺います。

(2)点目です。県内高校における定員内不合格に係る課題。これは各通知がなされるということでありましたけれども、どうなっておりますでしょうか。さらには重度障害児入学について、前の議会以降の県の取り組みをお伺いしたいと思います。

続いて、離島赴任の教職員、あるいは県職員、公務員の住宅確保の困難な状況と家賃高騰の実態、引っ越し費用の過重な負担、これは特に宮古島市・石垣市の厳しい状況について、さきの議会でも質問させていただきましたけれども、今年度の対応を伺いたいと思います。

続いて６、離島の振興についてであります。

多良間村の取り組む宮古―多良間間のフェリー新造船への支援、県の支援について伺います。

続いて、離島の児童生徒の派遣費用の支援拡充について、新年度の取り組みを伺いたいと思います。

続いて、離島の難病患者等への渡航費の特に宿泊費支援等、重度障害児者の支援拡充について。実は宮古島市がこのように始めました。（資料を掲示） これは昨年の10月から始めているんです。こういうことに対する県の支援というものを具体的な対応についてお聞かせいただきたいと思います。

続いて、離島の特定不妊治療への支援について。

１点目、実績と課題について、宿泊費等支援の拡充について伺いたいと思います。

続いて、離島からのタイミング療法、これ一般の不妊治療にもかかるわけですけれども、特定治療あるいは一般治療のタイミングを外してはいけないというのを宮古から飛行機に乗りたいときに押さえられなくて八重山経由で行かなければ治療ができないという状況

が生まれております。これについて航空会社への県からの協力依頼等ということが可能なのか伺いたいと思います。

続いて、農林水産業の振興についてであります。

新規､沖縄黒糖販路拡大プロモーション事業ですが、これまでも質問されている議員さんいらっしゃいますけれども、続けて聞かせていただきたいと思います。この事業と在庫となっている黒糖の商品開発、販路拡大、県の取り組みについて伺います。

畜産担い手育成総合整備事業の執行率が低いようでございます。この執行率と課題、新年度の取り組みを伺います。

続いて、多良間村の農業用水確保の取り組みについて、県の特段の支援をお伺いしたいと思います。

続いて８番、環境行政について。

新年度の離島廃棄物適正処理促進事業について、その実績と課題、新年度の取り組みを伺います。

続いて、新規事業で、動物収容・譲渡拠点施設整備事業が計上されております。犬・猫殺処分ゼロに向けて、これも本当に公約に向けてしっかり形にしていくというのが感じられます。沖縄の課題と取り組み、離島への対応について伺いたいと思います。

続いて、我が会派の代表質問に関連して、次呂久議員の質問から、離島の振興について。

離島児童センター群星寮の入所条件を緩和すべきではないか、希望者が多い新入生に関して緩和すべきではないかということの対応をお伺いいたします。

２点目に、県立高校の寄宿舎の利用についてですけれども、舎監の配置、これが足りないということで週末は職員がこれを担っているという状況です。働き方改革が叫ばれる中でこれはどうしても逆行している。副舎監の配置の追加が必要ではないか、これについてお伺いいたします。

続いて、教育・福祉行政について。

学校で行う医療的ケアを必要とする子、もしも学期の途中であったとしても医療ケアが必要な子には看護師を配置すべきということを強く要望したいと思います。八重山の特別支援学校で、配置ができていない現状というのを伺いましたけれども、この対応についてもお聞きしたいと思います。

以上、答弁をお聞きして再質問させいただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 亀濱玲子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、ＳＤＧｓの推進に向けた決意と取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、ＳＤＧｓの17のゴール及び169のターゲットと、沖縄21世紀ビジョン基本計画などの諸施策のマトリックスを整理するとともに、その結果を踏まえ、沖縄県ＳＤＧｓ推進方針を昨年11月に決定し、全庁的にＳＤＧｓの推進に取り組んでおります。令和２年度当初予算案については、重点テーマにＳＤＧｓの全県的な推進を位置づけ、予算編成方針に反映することで、子供の貧困対策を初め、世界自然遺産登録に向けた取り組み､平和を希求する沖縄の心の発信など、ＳＤＧｓの目標に対応する諸施策を全庁的に盛り込んでおります。特に離島や地域においてはＳＤＧｓの理念と目標に深く関係する取り組みが進むものと考えております｡先ほどの施策に加え､次年度は､県と市町村､企業・団体等が連携するための体制構築に取り組むとともに、ＳＤＧｓカードゲームなどを活用した地方自治体職員向けのセミナーや、大学生など若い世代の理解促進に向けた講演会を開催するなど、おきなわＳＤＧｓパートナーの企業・団体等と連携しながら、県民に向けた普及啓発に取り組んでまいります。これにより、ＳＤＧｓの取り組みを全県的に展開し、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会の構築を目指してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） １、知事の政治姿勢についての(2)、離島の条件不利性解消についてお答えいたします。

県では、これまで沖縄21世紀ビジョン離島振興計画に基づき、離島地域における遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性に起因するさまざまな分野の課題について各種施策に取り組んでまいりました。具体的には、離島住民の船賃の約３割から約７割、航空運賃の約４割を軽減する取り組みや、本島と離島間を結ぶ海底光ケーブルのループ化及び島内の超高速ブロードバンド基盤の整備、農林水産物を本土へ出荷する際の輸送費の補助などを実施してまいりました。

県としましては、次年度以降、令和４年を始期とする新たな離島振興計画の策定に取り組むこととしており、引き続き不利性解消に努めるとともに、離島・島嶼地域を県政の最重要課題と位置づけ､さらなる振興･発展に取り組んでまいります。

続いて６、離島の振興についての(1)、多良間―宮古間の船舶の確保についてお答えいたします。

県では、離島住民の定住条件の整備を図るため、小規模離島の赤字航路を対象として、船舶の建造または購入費に対して支援を行っております。支援の対象となる船舶は、平成24年度から令和３年度まで14航路15隻の支援計画を策定し、令和２年１月末までに10航路の船舶更新を完了しております。多良間航路の新造船については、同支援計画において、令和２年度から令和３年度にかけて支援することとしております。

県としましては、多良間航路の建造支援を着実に実施し、引き続き多良間航路の確保・維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長　棚原憲実君登壇〕

○環境部長（棚原憲実君） １、知事の政治姿勢についての(3)、海岸漂着ごみ問題の近隣諸国との協議についてお答えします。

海岸漂着ごみの問題は世界的な問題であり、昨年我が国で開催されたＧ20サミット等でも議題として取り上げられるなど、国において国際的に連携した取り組みが行われているところであります。県では、近隣諸国との自治体レベルの連携を図るため、平成26年度から台湾や中国の自治体職員やＮＰＯなどの民間団体と、各地域の現状や課題、相互協力のあり方についての情報交換や、共同モニタリングなどを目的とした海外交流事業を実施しております。今後も国や市町村と連携し海岸漂着ごみ対策を進めるとともに、近隣諸国ともその削減に向けて連携して取り組んでいきたいと考えております。

２、宮古・石垣の自衛隊基地、弾薬庫建設についての(3)、宮古・石垣の地下水調査箇所の拡充についてお答えします。

県では､従来の水質汚濁防止法に基づく調査に加え、今後の水質の変化を把握するため、令和元年度から宮古島では湧水等を３カ所、石垣島では河川水を２カ所調査しております。今年度の調査結果は、全ての地点で環境基準を満たしておりました。調査箇所の追加については、今後の水質測定結果の推移や地元自治体の意見を踏まえ検討してまいります。

８、環境行政についての(1)、離島廃棄物適正処理促進事業についてお答えいたします。

県は、平成29年度から離島廃棄物適正処理促進事業を実施しており、効率的な処理によるコスト削減、適正処理の促進に必要な方策を検討しているところであります。今年度の検討の結果、離島で処理困難となっている廃棄物を対象に、島内処理に向けた小型焼却炉の設置や分別による処理費用の削減を目的として次年度３町村でモデル事業を実施する予定としております。引き続き離島市町村と連携を図りながら、廃棄物の適正処理推進に取り組んでまいります。

同じく８の(2)、動物愛護管理の課題、離島への対応等についてお答えします。

県では、平成26年度に沖縄県動物愛護管理推進計画を策定し、引き取り数の削減、返還数及び譲渡数の向上のための各施策に取り組んでいるところであります。各種の取り組みにより犬・猫殺処分数は、平成24年度の6604頭から平成30年度は898頭へと大きく減少しております。今後、犬・猫殺処分ゼロから廃止に向けては、新たな飼い主の確保や犬・猫の引き取りが多いことが課題であることから、譲渡拠点施設の整備を進めるとともに、宮古・八重山の離島地域においても従来の取り組みに加え、メディア等による適正飼養の啓発や譲渡用犬・猫の不妊去勢手術、ワクチン接種など愛護団体とも連携し取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） それでは、知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(4)のア、ハンセン病入所者支援等についてお答えします。

県は、県外のハンセン病療養所で療養中の県出身者及び県内療養所で療養中の離島出身者を対象とした里帰り事業を実施し、ふるさとの歴史や文化に触れてもらい、家族や友人と交流を深めることで療養者の支援を行っております。また、療養所の将来構想の実現に向けては、療養所及び入所者、国、所在市町村等ハンセン病療養所を取り巻く関係者が一体となり取り組む必要があると考えます。

沖縄愛楽園につきましては、名護市が設置した沖縄愛楽園土地等利活用基本計画推進協議会において検討が進んでいくものと考えております。宮古南静園につきましては、検討会議の開催について県としても協力していきたいと考えております。

次に１の(4)のイ、ハンセン病退所者等の支援についての御質問にお答えします。

ハンセン病療養所退所者及び非入所者につきましては、高齢化に伴う医療･看護･福祉の充実が課題となっており、ハンセン病回復者の会からは地域で安心して医療や介護を受けられる体制づくりが求められております。県は、特に課題となっておりますハンセン病の

後遺症に起因する足底せん孔症の治療可能な医療機関について、県内医療機関へ調査を行ったところであります。

県としましては、引き続き回復者の会、国及びゆうな協会との協議を重ね、問題の解決に取り組んでいきたいと考えております。

次に１の(4)のウ、啓発事業の拡充についての御質問にお答えします。

県は、ハンセン病に関する理解を深め、ハンセン病患者、回復者等の名誉回復を図るため、パンフレットの作成・配布や療養所入所者の作品展等の開催を通して、ハンセン病の正しい知識の普及啓発に取り組んでおります。また、ハンセン病回復者が直接小中学生へ語りかけることにより、ハンセン病問題と歴史を風化させることなく次世代へ伝えていくことを目的とした講演会を実施しております。次年度においては、ハンセン病に関する正しい知識や後遺症に対する理解を深めてもらうため、医療従事者研修の実施を検討しているところであります。

次に、医療行政についての御質問の中の４の(1)のア、専門医派遣事業についてお答えします。

同事業は、一括交付金を活用し、北部地域及び離島の県立病院の医師を確保するため、病院事業局が派遣事業者を通じて行う医師確保の取り組みに対し補助する事業となっており、実績としましては、平成28年度は13名、平成29年度は17名、平成30年度は16名の医師を確保したところであります。また、同地域における専門医の確保が厳しい状況にあることから、新規の派遣元医療機関を開拓していく必要があると考えております。

次に４の(1)のイ、離島・僻地における医師確保についての御質問にお答えします。

県は、自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部地域枠、県立病院における専攻医の養成、県内外の医療機関からの専門医の派遣等の取り組みにより、医師の確保に取り組んでおります。これらの取り組みにより、令和２年度以降離島及び僻地において勤務する医師の数は順次増加し、令和11年度以降100人程度で推移するものと見込んでおり、医師の地域偏在は相当程度解消されるものと考えております。

次に４の(2)、子どもの心の診療ネットワーク事業についての御質問にお答えします。

沖縄県子どもの心の診療ネットワーク事業は、発達障害や児童虐待など心にさまざまな問題を持ち治療など支援を必要とする子供に、適切な治療や関係機関の連携ができる体制を構築することにより、子供が健やかに育つ環境を整備することを目的に実施しております。当該事業の拠点病院であります国立病院機構琉球病院の精神科医や臨床心理士が宮古・八重山圏域の県立病院や保健所を訪問し、連絡調整や事例検討を行うとともに、教育関係者や地域住民を対象とした講演会を開催するなどの離島支援を行っております。今後とも、宮古・八重山等離島を含む県内全域の子供の心の診療ネットワークの構築を図り、子供の心や発達の問題に対応できるよう、支援体制を強化していきたいと考えております。

次に、離島の振興についての御質問の中の６の(3)、重度障害児者への支援拡充についての御質問にお答えします。

離島患者等支援事業への重度障害児者の支援拡充につきましては、補助制度を創設している宮古島市へのヒアリング結果を踏まえ、去る１月に関係市町村と意見交換を行ったところであります。

県としましては、市町村における支援の状況も踏まえながら、引き続き検討していきたいと考えております。

次に、特定不妊治療の実績と課題、支援の拡充及びタイミング治療についての御質問にお答えします。６の(4)のアと６の(4)のイは関連しますので、一括してお答えします。

離島患者等支援事業における特定不妊治療希望者に対する支援実績は、平成29年度は４市町村で延べ67人、平成30年度は５市町村で延べ130人となっておりますが、一部の団体では、特定不妊治療が補助対象外となっております。

次に、宿泊費の拡充につきましては、県内の宿泊施設の客室単価の状況を踏まえ増額する方向で検討しているところでございます。また、一般不妊治療であるタイミング治療につきましては、離島患者等支援事業の補助対象外ではありますが、議員御指摘の件につきましては、その必要性及び県のかかわり方について整理する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　２、宮古・石垣の自衛隊基地・弾薬庫建設についての(1)及び(2)、自衛隊の島嶼配備に係る県の対応についてお答えします。２の(1)と２の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな

意見があるものと承知しております。県は、住民合意もなく地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言いがたい状況にあります。そのため、昨年11月に沖縄防衛局及び防衛省に対し、さらにことし２月にも沖縄防衛局に対し、工事を一旦とめて説明会を開催するなど、住民の理解を得ながら取り組みを進めるよう申し入れを行ったところです。

県としては、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、十分な情報開示を行うなど、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、引き続き求めてまいります。また、知事はこれまでできるだけ多くの離島に足を運び、現状や課題の把握に努め施策に生かすよう取り組んできたところであり、１月22日に要請のありました視察についても検討してまいりたいと考えております。

次に２の(4)、改良型地対空誘導弾の配備及び火薬庫の保安距離についてお答えします。

０３式中距離地対空誘導弾の改良型、いわゆる中ＳＡＭ改を沖縄本島に配備することを防衛省が決定したとの報道があることは承知しております。沖縄防衛局に確認したところ、中ＳＡＭ改について、宮古、石垣を含む沖縄への配備を決定した事実はないとのことです。また、防衛省の資料によると、保安距離は付近の保安物件に対する安全距離で、対象物件の種類及び貯蔵爆薬量に応じて定められております。これまで県は、国に対し、火薬庫と直近の家屋までの距離やその家屋が第何種保安物件に該当するのかなどについて繰り返し照会してきたところであり、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に３の福祉行政についての(4)、遠隔手話通訳サービスの消防署等への設置についてお答えします。

県内消防本部において、遠隔手話通訳サービスの設置はありませんが、国は、聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等を用いて円滑な緊急通報を行うためのＮｅｔ119緊急通報システムの導入を推進しております。令和元年度における調査結果によると、県内消防本部では那覇市消防局で導入されており、令和２年度中には県内全域において導入予定となっております。

県としましても、県内へのＮｅｔ119緊急通報システムの早期導入を促してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　３、福祉行政についての御質問の中の(1)、養育者世帯子育て相談支援体制強化事業についてお答えします。

昨年度実施した沖縄県ひとり親世帯等実態調査では、祖父母など両親以外の者が子供を育てる養育者の平均世帯年間総収入は235万円と、母子、父子、寡婦世帯の中で最も低く、養育面でさまざまな悩みを抱えているなど、厳しい生活実態が明らかになりました。本事業は、養育者世帯の実態を踏まえた相談支援マニュアルの整備、関係機関向けの研修を通じて、相談支援体制の充実を図ることを目的としております。次年度は、養育者世帯の訪問により具体的な支援のニーズを把握するとともに、関係機関の支援実態や課題の把握を行うこととしております。

同じく３の(2)、子どもの権利尊重条例（案）や親子支援の課題と取り組みについてお答えいたします。

県では、全ての子供の権利と健やかな発達を保障することは、私たち社会全体の責務であるとの認識のもと、今般本議会において沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（案）を提案したところです。また、条例の制定とあわせて、家庭における養育環境の改善の支援や児童虐待防止対策を強化するため、次年度から児童相談所の介入と支援の機能を分離し、一時保護等の初動対応に特化した初期対応班（仮称）を新設するとともに、児童福祉司を増員し体制の強化を図ることとしております。虐待のあった親子への支援については、児童相談所で保護者支援プログラム等を実施しておりますが、より身近な地域でも実施していく必要があると認識しており、新たな支援プログラムの導入や、市町村の相談担当職員の研修の実施等を検討してまいります。

同じく３の(5)、県内のＮＰＯ法人数及び事業報告書等の差しかえ件数等についてお答えいたします。３の(5)のアと３の(5)のイは関連しますので、一括してお答えします。

県内のＮＰＯ法人数は、令和２年１月末現在、495法人となっております。ＮＰＯ法では、事業年度終了後３カ月以内に県に事業報告書等を提出することになっており、今年度における期限内提出数は274法人、期限内未提出数は209法人となっております。未提出法人に対しては県から督促書を送付するなどし、令和２年１月末現在の未提出数は82法人となっております。また、事業報告書等の差しかえについては、過去５年間の差しかえ件数は把握しておりませんが、今年度においては、令和２年１月末現在、９件となっており、そのうち１件は県民からの疑義によるものとなっ

ております。

同じく３の(5)のウ、ＮＰＯ法の検査、改善命令等の適用についてお答えいたします。

ＮＰＯ法においては、法令等に違反する疑いが生じた場合は、検査や報告徴収を行うことができるとされております。また、法令に違反した場合には、改善命令をし、改善が図られなかった場合は罰則を適用することができるとされております。本県では、報告徴収の手続を行った事例はありますが、その他の事例はありません。

同じく３の(5)のエ、沖縄県と契約を結んでいるＮＰＯ法人数等についてお答えいたします。

県では、県民の社会参加の促進とＮＰＯ等との協働を推進しており、その取り組み状況を把握するため毎年度、実績調査を行っております。その調査結果によると、平成30年度に県が委託契約を行っているＮＰＯ法人数は、31法人となっており、その中で、特命随意契約は27法人となっております。

同じく３の(6)、調整委員会が直接聴取することについてお答えいたします。

県では、障害を理由とする差別等の解消に関し、助言またはあっせんを行うこと等を目的に、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会を設置しております。調整委員会は、助言またはあっせんを行うために必要な限度において、資料の提出または説明を求めることができるものとされており、その方法は、各事案ごとに、調整委員会の審議により決定されております。当該事案につきましては、計４回の委員会を開催し、申請内容や審議に必要なさまざまな情報、申請者の障害特性等の状況と相手方である事業所の状況などを総合的に勘案し、十分に議論した結果、双方から提出された書類をもって審議を行うことが適切であると判断されたものであります。

同じく３の(7)、補聴器購入費等助成事業の実績等についてお答えいたします。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業における平成30年度の実績は、19市町村、88人に対して156台分の支援を行ったところです。同事業については、学校や保健分野等との連携が重要であることから、全市町村に対し、関係機関へ周知するよう働きかけをしたほか、各種会議においても事業の活用を促したところであります。当該事業は、軽度・中等度難聴児の言語習得や学習時の聞き取り等に効果があることから、引き続き市町村と連携し周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君） ３、福祉行政についての御質問の中の(4)、県立病院への遠隔手話通訳サービスの設置についての御質問にお答えします。

遠隔手話通訳サービスについては、情報通信技術の進展に伴い、端末機や通信費等のコストの低減により、導入しやすい環境となっています。一方で、医療の場面において、遠隔手話サービスでは、重要なもしくは込み入った内容の場合には限界があることが指摘されています。

病院事業局としては、遠隔手話通訳サービスのメリット・デメリット等を勘案しつつ、関係団体の意見や実情等を踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長　宮沢忠孝君登壇〕

○警察本部長（宮沢忠孝君） ３、福祉行政についての御質問のうち(4)、遠隔手話通訳サービスの警察への設置についてお答えします。

県警察の手話通訳への対応状況ですが、一部警察署を除き事件・事故等が発生した際に現場へ手話通訳を派遣する制度は現在ありませんで、主に筆談により対応しているところであります。しかしながら、沖縄21世紀ビジョン基本計画にも言及されているとおり、関係機関や団体等と緊密に連携しつつ障害を有する方を含めた全ての県民が安心・安全に暮らすことができる社会の実現に向けた体制づくりが必要であると考えています。このため、県警察としてはまず民間の手話通訳者を指定通訳員として指定し、必要な現場に派遣できる仕組みづくりを検討していく考えです。また議員御指摘の遠隔手話通訳サービスについても県当局とも協議しつつ、警察署を初めとする警察施設への導入について検討を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） ５の教育行政・働き方改革と離島への公務員異動に係る住宅等課題についての御質問で(1)、伊良部高校についてお答えいたします。

伊良部高校は、伊良部島の人口減少に伴い入学生の減少が続いたことから、生徒の教育環境を考え、平成31年度入学生から募集停止を行ったところであります。来年度、伊良部高校においては、３年生５名の在校生となりますが、他校との合同学習や部活動を行う

ための車両のリースや学校清掃の委託を行うなど、教育環境への影響が生じないよう取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、在校生が最後まで学校生活を有意義に過ごせるよう、教育環境の整備について学校と連携を図りながら、引き続き取り組んでまいります。

次に同じく５の(2)、高校の定員内不合格と重度障害児の高校入学についての御質問にお答えいたします。

高等学校における定員内不合格については、文部科学省の調査によりますと、原則不合格を出さないのは15都府県、定員内でも不合格にする可能性があるのは、本県を含め32道府県となっております。なお、原則不合格を出さないこととしているほとんどの県は、志願倍率が１倍を超える状況にあり、結果として、定員内不合格者が出にくい状況となっていることが考えられます。

県教育委員会としましては、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育課程の履修・修得が期待できる生徒については、引き続き可能な限り入学を認めるよう、各学校に通知を行ったところです。

次に、重度障害児の高校入学については、１月、他府県の視察を行い、高校における障害のある生徒に関して、授業や支援の様子、さらには教科・科目の評価や入試制度など本県とは異なる取り組みを見せていただきました。

今後、県教育委員会としましては、他府県の取り組みを参考にしながら、本県の実態を踏まえ、高等学校において障害のある生徒がともに学ぶ仕組みの構築に向け検討してまいりたいと考えております。なお、新たな仕組みの構築に当たっては、学校側との協議、支援員等の人員体制の整備、授業や評価のあり方など、さまざまな観点から課題を整理する必要があると考えております。

次に５の(4)、教職員の離島赴任についての御質問にお答えいたします。

近年、宮古島市・石垣市の住宅事情が厳しい状況にあることから、県教育委員会では、両市の教職員の人事異動に際して、学校、教育事務所、地元教育委員会など、関係者が連携して民間賃貸物件の情報収集や所有者への協力依頼を行うなどの支援を行っております。また、知事部局と連携して、令和元年度、県立学校教職員の赴任旅費のうち、着後手当の増額支給を行ったところです。さらに、赴任に係る負担が大きい臨時的任用職員に対しては、令和２年度から期間を限定して一定戸数の民間賃貸住宅を借り受けることとしております。

県教育委員会としましては、引き続き関係機関と連携し、円滑な人事異動ができるよう取り組んでまいります。

次に６、離島の振興についての御質問で(2)、離島の児童生徒の派遣費用についてお答えいたします。

県教育委員会では、本島で開催される県大会に参加する離島の中・高校生、また、九州大会や全国大会に参加する中・高校生に対して派遣費を助成しております。今年度から新たに、中体連・高体連主催の九州大会や全国大会に参加する離島の中高校生に対して、離島から本島への派遣費の助成を開始したところであります。その額は、中体連で、久米島・粟国3000円、南北大東１万4000円、宮古5000円、八重山6500円、与那国9500円、高体連で、宮古5000円、八重山6500円、久米島5000円の派遣費となっております。今後とも派遣費の助成を継続するとともに、離島地域の生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

次に、我が会派の代表質問関連で(1)、離島児童生徒支援センターについての御質問にお答えいたします。

離島児童生徒支援センターでは、各学年に40名の定員を設けており、途中退寮などで空き室がある場合は、同一学年を対象に再募集を行っているところであります。学年の定員を超えて新入生を入寮させた場合、次年度以降の新入生の部屋が確保できないため、現在は、他学年の空き室への受け入れは行っておりません。今後、他学年の空き室への受け入れについては、同センター市町村担当者会議などにおいて関係市町村と検討してまいりたいと考えております。

次に同じく９の(2)で、県立高校寄宿舎の副舎監についての御質問にお答えいたします。

県立高校の副舎監の配置につきましては、教職員の負担軽減という視点からもこれまで関係校などと連携し、調整を行ってきたところであります。副舎監については、今後、配置に向け取り組んでまいります。

次に同じく９の(3)、医療的ケアが必要な児童生徒への看護師配置についての御質問にお答えいたします。

医療的ケアの看護師配置については、前年度で２回のニーズ調査を実施し、必要な看護師の配置を決定しております。また、年度途中で医療的ケアが必要になった児童生徒においても看護師を配置して対応しているところです。

県教育委員会としましては、引き続き安全・安心な

医療的ケアの体制整備に向けて、学校、保護者、主治医等との連携のもと、一人一人の教育的ニーズに応じた支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君） 5、教育行政・働き方改革と離島への公務員異動に係る住宅等課題についての御質問の中の(4)、公務員の離島赴任に伴う過重な負担への対応についてお答えします。

県職員の給与については、地方公務員法に定める均衡の原則等を踏まえて行われる人事委員会の給与勧告を最大限尊重して決定するものであると考えています。住居手当に関しては、令和元年10月の人事委員会勧告において、手当額の上限を1000円引き上げることなどを勧告しており、県としては勧告内容を踏まえ、今議会に沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を提案しているところであります。また、人事異動に伴う赴任旅費に関し、今年度は、着後手当について増額支給したところであり、令和２年度につきましても、必要に応じて適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　長嶺　豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺　豊君） 7、農林水産業の振興についての御質問の中の(1)、県産黒糖の販路拡大対策等についてお答えいたします。

県では５月10日を黒糖の日と制定し、消費拡大のためのイベントの開催、トップセールスの実施、県内外における販売促進キャンペーンの実施等に取り組んできたところであります。また、沖縄黒糖の販路拡大対策を強化するため、令和２年度においては、一括交付金を活用した新規事業として沖縄黒糖販路拡大プロモーション推進事業を立ち上げ、商談会の実施や商品開発支援等を行うなど、取り組みを強化してまいります。

県としましては、引き続き国や関係団体等と連携し、沖縄黒糖の販売促進及び販路拡大に取り組んでまいります。

次に７の(2)、畜産担い手育成総合整備事業の取り組み状況についてお答えします。

畜産担い手育成総合整備事業は、補助金事業により、竹富町黒島において竹富サミン地区、竹富町西表島・小浜島において竹富美ら島地区、交付金事業では、久米島町において久米島第三地区を実施しております。本年度における執行率は、６割を見込んでおります。実施に当たっては工事に係る技術者不足などが課題となっておりますが、関係機関との連携を密にして工程管理を徹底し円滑な事業推進に努めてまいります。新年度につきましては、本年度実施している３地区に加え、宮古島市と多良間村において、新規地区の採択に向けた調整を進めているところです。

次に７の(3)、多良間村の農業用水確保についてお答えします。

県では多良間村と連携し、同村の農業用水確保のため、これまでに７カ所37万9000トンの貯水池を整備してきたところであります。現在は、今後採択予定の国営かんがい排水事業において計画されている７カ所、50万トンの貯水池へ雨水を集めるため、カッジョウ地区ほか18地区において区画整理事業464ヘクタールの整備または計画を進めているところであります。

県としましては、多良間村の農業用水確保のため、引き続き基盤整備を推進し、農業用水確保の取り組みを支援してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん お答えいただきましたので、順次再質問させていただきます。

まず、知事、宮古・石垣への視察を検討しています という前向きな答弁ですので、これは早期にと思いますが、いつごろをめどにとお考えでいらっしゃるかお答えください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

今現在、議会開会中、あるいは豚熱、新型コロナウイルス対応などもございまして、なかなかちょっと具体的な時期というのは明確に申し上げることは難しいのですが、知事の全体の業務を見ながら時期を検討していきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん ぜひ早目の対応――もう現場は動いています。そしてありがたいことに皆さんが一生懸命住民合意のない工事はだめだというふうに、声を上げてくださっていることは本当に感謝いたします。しかしながら、しっかりと現場を見ていただくということが次の行動につながると思いますので、これをぜひお願いをしたいと思います。

続いて、手話通訳のタブレットの遠隔サービスなんですが、これについては警察もそして病院も、消防、救急も前向きにというふうに捉えておりますが、具体

的にいつごろをめどにということをお聞かせいただけたら幸いです。これはあくまでも初期対応です。基本的には対面通訳ですけれども、初期対応でどうしてもこれが必要というふうに考えておりますので、ぜひ仕組みづくりも本当にありがたいと思います。まず一旦初期対応、これできると思うんですよね。ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（宮沢忠孝君） 先ほど御答弁申し上げた遠隔手話通訳サービスに関してでございますけれども、予算がかかることでもございますので、恐らく令和３年度予算の中でどうするかということについて県当局と相談しながらということでございます。もっと前倒しでできるようであればそういうことも考えたいと思いますが、基本的には令和３年度にということになろうかというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 消防のほうにつきましては、総務省消防庁のほうがNet 119緊急通報システム、聴覚言語機能障害者が円滑に通報を行えるシステムの導入を推進しているところでございます。これはスマートフォンなどから通報用のウエブサイトにアクセスしまして通報者の位置情報などを入力することにより、即座に消防に通報がつながります。また、つながった後はテキストによるチャットで文字対話を行うことができるシステムでございます。現在県内では那覇消防が導入しておりまして、残りの消防本部についても令和２年度中に導入するというふうに伺っております。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君） 現在、病院事業局では、本人が手話通訳者を随伴して来られることが多く見られますが、今のところ予算がないのが現状でございます。予定はまだ立っておりませんが、今後検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん 病院事業局長、予算がないと今おっしゃったんだけれども、今病院の窓口は外国語対応タブレットでされています。なのでオペレーターにつないで、ここの手話というものをこれに入れるということは私はそんなに難しいことではない。ぜひ、早急に検討していただきたい。いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君） 今議員がおしゃいましたようにタブレットに入れることが可能ということも踏まえて、担当者とこれが可能かどうかということも含めまして検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん ありがとうございます。

あと、離島の振興で保健医療部長、宮古島市は既に重度障害児者への支援をもう始めているんです。なので検討しますとおっしゃったんですが、これ早急にできるでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） この事業は対象を限定してやっている事業じゃなくて、疾病がもとにあってやっているもんですから、この重度障害児者といった場合、その疾病をどの範囲にするかということ、こういったものを整理する必要があると考えておりますので、その辺整理しながら検討させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん ぜひ、宮古島市には要綱がつくられていて既にニーズがあります。利用されています。なのでこの要綱を少し照らし合わせて検討していただきたいと思います。

続いて、保健部長ですけれども、不妊治療の支援についてもう少し具体的な取り組み、可能な取り組みを教えていただけますでしょうか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） タイミング治療は、基本的に一般不妊治療であるのかなというふうに理解しておりまして、現在の離島患者等支援事業の対象外というふうになっております。

議員の要望として、航空機の座席確保の必要性とか、そういったことで航空会社へ県から協力依頼できないかということでございますけれども、もうちょっとこの辺、状況等を確認しながら県としてのかかわり方としてどういうふうにすべきなのかというのをちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん 支援はそれぞれの市町村によって内容が少しずつ違うんですね。特段、宮古・石垣は本当に空港路線の確保が難しいという厳しい状況が続いておりますので、これに鑑みてぜひ前向きに検討いただきたいというふうに思います。

続いて福祉行政ですが、ＮＰＯの問題です。

これについて事業報告書が出てないのが82、全体

で495のうちの82。これはどういうふうに現在対応されているんですか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 未提出の法人につきましては督促しているところでございます。督促しても３年間続けて出さないというところにつきましては、聴聞手続を経て取り消しという形になろうかと思います。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん ９件の問題の中の県民から疑義があったということについては、これどういう内容でしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時54分休憩

午後４時54分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 県民から疑義があったという内容でございますけれども、提出された活動計算書の金額にまず疑義があるというようなことでございまして、それに対して疑義がありましたので、その法人に対してこれはどういうことかということで対応を確認したところでございます。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん こういう場合は、例えばＮＰＯ法の検査改善命令、罰則とかといういうものも視野に入れて当局は調べるんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 県民からの疑義に対しまして、まず法人のほうにこれについて御回答いただきまして、その内容が改善されなければ法令違反の可能性もありますので、報告聴取であるとか、あと検査等に進んでいくものと考えております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん ぜひ法に照らして適切な対応をしていただきたいと思います。踏み込んだ対応をしていただきたいというふうに思っています。

６の障害者雇用の当事者の聞き取りですけれども、この中にある広域相談員というのが設置されているんですけれども、この方はしっかり対応できているでしょうか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 障害者の差別等に関することにつきましては、市町村のほうに相談員もいらっしゃいまして、それでなかなか対応が難しいというような場合に、県に設置しております広域相談員が対応するというようなルールで今相談にも応じているところでございます。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん 今言っているＡ型事業所の当事者の訴えに広域相談は、直接この方から事情は聞いていることでしょうか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） ちょっと特定の事案でございますので、少し申し上げにくいところもございますが、広域相談につきましては、この案件につきましては広域相談ではなくということで、直接調整委員会に申し出があったというところでございます。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん ぜひ、調整委員会に事情を当事者から聞いていただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） この事案につきましては、調整委員会におきましても４回審議がなされておりまして、その審議に必要なさまざまな情報、それから申請者の障害特性等、それから事業所の状況なども総合的に勘案し、直接意見を聞いたほうがいいものかどうかというところも含めまして議論されたものでございます。したがいまして、その結果については調整委員会の決定を尊重したいというふうに考えております。

○亀濱　玲子さん ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

予算については、２月６日の議会運営委員会において19人から成る予算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、甲第１号議案から甲第35号議案までについては、19人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君） 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔予算特別委員名簿　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君） ただいま予算特別委員会に付託されました予算を除く乙第１号議案から乙第44号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末に掲載〕

◆・・◆

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後５時０分休憩

午後５時１分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明３月３日から５日までの３日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、明３月３日から５日までの３日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月６日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時２分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　當　間　盛　夫

会議録署名議員　　比　嘉　京　子

令和２年３月６日

令和２年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　９　号）

令和２年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第９号）

令和２年３月６日（金曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第9号

令和２年３月６日（金曜日）
午前10時開議

第１　乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第７号議案（総務企画委員長報告）
第２　乙第26号議案及び乙第27号議案（土木環境委員長報告）
第３　乙第34号議案、乙第39号議案及び乙第40号議案（土木環境委員長報告）
第４　甲第25号議案から甲第35号議案まで（予算特別委員長報告）
第５　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機部品落下事故に関する意見書

仲宗根　悟君	山川　典二君	
花城　大輔君	末松　文信君	
照屋　守之君	宮城　一郎君	
照屋　大河君	親川　　敬君	提出　議員提出議案第３号
新垣　清涼君	瀬長美佐雄君	
渡久地　修君	金城　　勉君	
當間　盛夫君	山内　末子さん	

第６　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機部品落下事故に関する抗議決議

仲宗根　悟君	山川　典二君	
花城　大輔君	末松　文信君	
照屋　守之君	宮城　一郎君	
照屋　大河君	親川　　敬君	提出　議員提出議案第４号
新垣　清涼君	瀬長美佐雄君	
渡久地　修君	金城　　勉君	
當間　盛夫君	山内　末子さん	

第７　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に関する意見書

仲宗根　悟君	山川　典二君	
花城　大輔君	末松　文信君	
照屋　守之君	宮城　一郎君	
照屋　大河君	親川　　敬君	提出　議員提出議案第５号
新垣　清涼君	瀬長美佐雄君	
渡久地　修君	金城　　勉君	
當間　盛夫君	山内　末子さん	

第８　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に関する抗議決議

仲宗根　悟君	山川　典二君	
花城　大輔君	末松　文信君	
照屋　守之君	宮城　一郎君	
照屋　大河君	親川　　敬君	提出　議員提出議案第６号
新垣　清涼君	瀬長美佐雄君	
渡久地　修君	金城　　勉君	
當間　盛夫君	山内　末子さん	

第９　陳情第16号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第７号議案
　乙第１号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
　乙第７号議案　沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
日程第２　乙第26号議案及び乙第27号議案
　乙第26号議案　沖縄県首里城復興基金条例
　乙第27号議案　沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例
日程第３　乙第34号議案、乙第39号議案及び乙第40号議案
　乙第34号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第39号議案　指定管理者の指定について
　乙第40号議案　指定管理者の指定について
日程第４　甲第25号議案から甲第35号議案まで
　甲第25号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）
　甲第26号議案　令和元年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
　甲第27号議案　令和元年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第２号）
　甲第28号議案　令和元年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
　甲第29号議案　令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
　甲第30号議案　令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第31号議案　令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第32号議案　令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第33号議案　令和元年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
　甲第34号議案　令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第35号議案　令和元年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
日程第５　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機部品落下事故に関する意見書
日程第６　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機部品落下事故に関する抗議決議
日程第７　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に関する意見書
日程第８　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に関する抗議決議
日程第９　陳情第16号の付託の件

出　席　議　員（45名）

議　長	新里米吉君	12番	比嘉瑞己君
副議長	赤嶺　昇君	13番	西銘純恵さん
1番	瀬長美佐雄君	14番	平良昭一君
2番	玉城武光君	15番	上原正次君
3番	親川　敬君	16番	当山勝利君
4番	新垣光栄君	17番	亀濱玲子さん
5番	次呂久成崇君	18番	當間盛夫君
6番	宮城一郎君	19番	上原　章君
7番	大城憲幸君	20番	座波　一君
8番	金城泰邦君	21番	山川典二君
9番	大浜一郎君	22番	花城大輔君
10番	西銘啓史郎君	23番	又吉清義君

24 番　山内末子さん
25 番　渡久地　修君
26 番　玉城　満君
28 番　照屋大河君
29 番　仲宗根　悟君
30 番　崎山嗣幸君
31 番　金城　勉君
32 番　末松文信君
33 番　具志堅　透君
34 番　島袋　大君
35 番　中川京貴君
36 番　座喜味一幸君
37 番　嘉陽宗儀君
38 番　新垣清涼君
39 番　瑞慶覧　功君
41 番　狩俣信子さん
42 番　比嘉京子さん
43 番　大城一馬君
45 番　糸洲朝則君
46 番　照屋守之君
47 番　仲田弘毅君

欠席議員（1名）

11 番　新垣　新君

欠　　員（2名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長　平田善則君
次　　長　勝連盛博君
議事課長　平良　潤君
課長補佐　佐久田　隆君
主　　査　嘉陽　孝君
主　　査　宮城　亮君
政務調査課長　前田　敦君
副参事　上原貴志君
副参事　中村　守君
主　　幹　城間　旬君
主　　幹　比嘉　猛君
主　　幹　下地広道君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、仲宗根悟君外13人から、議員提出議案第３号「米軍ＦＡ18戦闘攻撃機部品落下事故に関する意見書」、議員提出議案第４号「米軍ＦＡ18戦闘攻撃機部品落下事故に関する抗議決議」、議員提出議案第５号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に関する意見書」及び議員提出議案第６号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、３月２日の会議において設置されました予算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に狩俣信子さん、副委員長に西銘啓史郎君を互選したとの報告がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　日程第１　乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第７号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第７号議案の条例議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県職員の給与を改める等の必要があるため条例を

改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、一部改正に伴う予算額は幾らか、また財源の内訳はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、今回の一部改正に伴い、令和元年度予算において約２億2600万円の増額を見込んでおり、財源は一般財源であるとの答弁がありました。

そのほか、県職員の残業の多寡、残業の多いセクション、県内観光関係業者等の状況を踏まえて改正時期を延期する考えの有無などについての質疑がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、豚熱の蔓延を防止するために行う新たな作業を防疫等作業手当の支給対象に追加するため、その支給要件を改めるとともに、学校の休業日における１日の部活動の時間が４時間程度から３時間程度とされたこと等を踏まえ、部活動における指導の業務に係る教員特殊業務手当の支給額を改める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、防疫等作業手当について、特殊な事案が発生するたびに追加することのない合理的な方法はないのか、また今回の豚熱の防疫関係作業について、動員した職員の延べ人数と職員配置、体制をどのように行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、コロナウイルス等新たな事案が発生したときに条例は改正していくべきだと考えている。また、今回の豚熱に関しては、農林水産部を中心に全庁的な体制で対応しており、発症１例目から５例目までの延べ人数は8087名であるとの答弁がありました。

次に、教員特殊業務手当に関し、部活動指導時間が４時間から３時間になった根拠は何かとの質疑がありました。

これに対し、国のガイドラインに沿って県及び市町村教育委員会はそれぞれ部活動のあり方の方針を策定し、学校長はそれをもとに学校の方針を策定することになっており、これが根拠となっているとの答弁がありました。

そのほか、畜産関係現場に配置されている県の獣医師免許保持職員の人数、学校における方針の策定状況、部活動指導員等に係る雇用方針及び雇用額などについて質疑がありました。

次に、乙第７号議案「沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例」は、現行の石油価格調整税条例が令和２年３月31日で失効するが、引き続き県内における石油製品の価格の調整及び安定的供給を図るため、同条例の有効期限を延長する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、石油価格の本島と離島の差、各離島における最高値と最安値はどれくらいか、また差額が生じる原因は何か、県はこの状況をよしと思っているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成30年度のレギュラーガソリンの平均価格は、沖縄本島が150円、離島平均が166円で16円の差がある。各離島での最高値は久米島の177.5円、最安値は伊是名の150.4円となっている。差額が生じる要因は小規模離島では販売量が少なく、スケールメリットが出ないこと、競争がなく価格が下がりにくいこと、サービスステーションの正社員の割合が高いことなどが挙げられている。またこの制度の趣旨は本島並みの価格に持っていくことであり、県としてはよしとしているわけではないとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第７号議案の条例議案３件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第７号議案の３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第７号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第２　乙第26号議案及び乙第27号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第26号議案及び乙第27号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第26号議案「沖縄県首里城復興基金条例」は、火災により正殿その他関連施設が滅失した首里城の復興を目的として、沖縄県首里城復興基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため条例を制定するものである。

施行期日は、交付の日とするとの説明がありました。

本案に関し、基金の目標額はあるか、また、国あるいはその他の機関等に集まった寄附金との関係はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、現時点で基金の目標額は定めていないが、復旧・復興にかかる全体費用や国との役割分担を踏まえながら検討する。また、各機関等に集まっている寄附金についても基金の設立について各方面に情報提供し、理解を得ながら県に一元化していきたいとの答弁がありました。

次に、基金をもとに実施する事業の対象や範囲はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、国営公園として整備された城郭内は一義的には国が復元するが、寄附された方々の思い等を踏まえ、県としては寄附金を城郭内の施設等の復元に充当することを想定しており、復元に係る役割分担等について国と協議を進めているところであるとの答弁がありました。

そのほか、美ら島財団に寄せられた寄附金の取り扱い、指定管理者の収支の状況、首里城の所有権が国に移った経緯、国の検討委員会等への県のかかわり、那覇市の寄附金の基金への受け入れに関する調整状況、知事自身による寄附の可能性などについて質疑がありました。

次に、乙第27号議案「沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例」は、沖縄県流域下水道事業に公営企業会計を導入するため地方公営企業法の財務規定等を適用し、その他必要な事項を定める必要があることから条例を制定するものである。

主な内容は、経営の基本、利益の処分等財務に関する事項及び地方公営企業の業務に関し必要な事項を定める。この条例は、令和２年４月１日から施行するとの説明がありました。

本案に関し、財務に関し地方公営企業法の一部適用となっているが、今後は全部適用も想定しているかとの質疑がありました。

これに対し、現時点ではコスト面等からも一部適用が適切と考えており全部適用は検討していないが、今後の社会情勢や経済動向等も踏まえながら必要に応じて検討することになるとの答弁がありました。

そのほか、下水道料金への影響の有無、収益を上げるための対策などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第26号議案及び乙第27号議案の条例議案２件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第26号議案及び乙第27号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第26号議案及び乙第27号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第３　乙第34号議案、乙第39号議案及び乙第40号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました乙第34号議案、乙第39号議案及び乙第40号議案の議決議案３件について、委員会における審査の

経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第34号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、令和元年第４回沖縄県議会（６月定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、本部港（本部地区）岸壁（マイナス10.5メートル）整備工事（H30の１）の契約金額を97万4380円増額し、20億7302万3500円に変更する。変更の理由は、消費税及び地方消費税の税率の改正及び工事数量の減など精算変更に伴う契約金額の変更であるとの説明がありました。

本案に関し、旅客ターミナル整備の進捗状況はどうなっているか、また、７月以降にゲンティン社が先行的にクルーズ船を寄港させる予定はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、まだ連携船社との覚書締結には至っていないが、現在はターミナルビルの基本設計や覚書の内容の確認を進め、岸壁とターミナルの一体的な整備に向けて協議しているところである。また、連携船社はことしの７月から９月にかけて７回程度の寄港を希望しているが、新型コロナウイルスの世界的流行の影響等もあり、具体的な時期は不明であるとの答弁がありました。そのほか、エキスポ港の整備や利活用へ向けた考えなどについて質疑がありました。

次に、乙第39号議案「指定管理者の指定について」は、名護中央公園の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は名護中央公園管理共同企業体で、指定管理の期間は令和２年４月１日から令和７年３月31日までであるとの説明がありました。

次に、乙第40号議案「指定管理者の指定について」は、浦添大公園の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、おきなわスポーツイノベーション協会株式会社で、指定管理の期間は令和２年４月１日から令和７年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、より多くの企業等に指定管理受託の機会を与えることに対する県の考え、選定に至った評価の具体的な内容などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第34号議案、乙第39号議案及び乙第40号議案の議決議案３件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第34号議案、乙第39号議案及び乙第40号議案の３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第34号議案、乙第39号議案及び乙第40号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第４　甲第25号議案から甲第35号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔予算特別委員長　狩俣信子さん登壇〕

○予算特別委員長（狩俣信子さん） ただいま議題となりました甲第25号議案から甲第35号議案までの予算議案11件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び病院事業局長を初め関係部局長等の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず初めに、甲第25号議案「令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）」は、扶助費等の義務的経費及び国の補正予算関連経費並びに11月補正予算編成後の事情変更により、緊急に対応を要する経費について計上するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出ともに、59億3499

万1000円で、補正後の改予算額は、7430億1478万6000円となる。

歳入の主な内容は、県民税や事業税など県税の増、子ども・子育て支援臨時交付金の計上などに伴う地方特例交付金の増、普通交付税の交付決定額のうち未計上分など地方交付税の増、首里城火災復旧・復興支援寄附金の計上による寄附金の増、平成30年度決算剰余金の未計上分である繰越金の増、地方法人特別譲与税の減に伴う地方譲与税の減、特定目的基金を活用した事業の減に伴う繰入金の減、事業費の減や内示減による国庫支出金の減などである。

歳出の主な内容は、受給者数が当初見込みを上回ったことに伴う私立学校等教育振興費の増、平成30年度決算剰余金等の積み立てに伴う財政調整基金積立金の増、航空路の利用実績が当初見込みを上回ったことに伴う交通運輸対策費の増、医療給付費増による負担金の増額に伴う後期高齢者医療負担金等事業費の増、国の補正予算を活用した南大東村内製糖工場の前処理施設の整備に伴う分蜜糖振興対策事業費、かんがい排水施設の整備等に伴う水利施設整備事業費及び南部東道路の追加整備に伴う地域連携道路事業費の増、首里城復興基金の設置に伴う公園管理費の増、給与改定及び支給対象人員が当初見込みを上回ったことに伴う教職員給与費の増などである。

なお、繰越明許費は、当初予算編成後の事由により、年度内に完了しない見込みの事業について、翌年度に繰り越して実施するため追加をし、また、これまでに計上した繰越明許費に係る事業について、新たに繰り越しが必要となる箇所が生じたことなどにより変更するものである。

また、債務負担行為は、名護市中央公園の指定管理に要する経費等について設定するものである。

また、地方債は、事業費が増減したことによるものである。

次に、甲第26号議案から甲第34号議案までの特別会計補正予算は、農業改良資金の貸付金回収実績の減に伴う減、国の補正予算を活用した空港場周柵の整備や繰越明許費の追加、国庫内示減や繰越明許費の追加及び変更、沿岸漁業改善資金の貸付金実績の減に伴う減、中城湾（新港地区）の港湾関連施設等の整備に係る繰越明許費の追加、県民広場地下駐車場の改修工事等の入札不調に伴う減、中城湾港（泡瀬地区）の土地造成に係る繰越明許費の追加、令和元年度に新規で借り入れた県債の借入利率が予定利率を下回ったことに伴う減、令和元年度保険給付費の実績増及び平成30年度療養給付費負担金等の精算等に係る補正であるとの説明がありました。

次に、甲第35号議案「令和元年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）」は、当初見込みを上回る患者数の増に伴い、使用する薬品及び材料費に要する経費について計上するものである。

補正予算案の額は、10億1351万4000円で、補正後の改予算額は、618億2897万4000円となるとの説明がありました。

まず、甲第25号議案に関し、２月補正予算全体の中で、国庫内示減による減額補正が見受けられるが、内示減に至った理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、２月補正予算では事業の進捗状況に応じて不用が見込まれる経費について減額補正をしており、国庫補助金等の内示減に伴う経費や災害復旧費などの予見が困難な事業、予算編成後の事業計画変更に伴う経費などについても減額補正しているとの答弁がありました。

次に、国が経済対策のために補正予算を組んだのにもかかわらず、約53億円の減額補正をし、積立金が約92億円になる理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、減額補正の理由は、当初予算に計上した災害復旧費が結果的に災害が起こらなかったことにより、不用になったことで約26億円の減額、また、国の経済対策で53億円余りの補正増を行ったが、当初予算で計上した事業が国の内示減等々に伴い全体として27億円の減となったことによるものである。

積立金については、１つは首里城基金で14億円余りの積み立てがあり、もう一つは、平成30年度の決算剰余金の半分を積み立てなければならないことと、２月補正に向けてさまざまな減額補正等々の財源を活用して、それを財政調整基金に積み立て、来年度予算に活用するということで積立金に計上しているとの答弁がありました。

次に、沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業について、毎年度利用者がふえている状況にあるが、来年度予算も今年度の当初予算と同じ額となっている理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、当該事業は、離島住民が船や飛行機を実際に利用した分に応じて、航路及び航空事業者へ負担金を支払うという仕組みで、台風やさまざまな外的要因によって数字の変動があり、年間の所要額を見込むことは難しいことから、次年度の予算は平成28年度から令和元年度までの４年度の実績等の平均値をもとに予算計上しているとの答弁がありました。

次に、首里城復興に対する寄附金総額の内訳と市町村や民間からの寄附金も首里城復興基金積立金に集約

する考えがあるのかとの質疑がありました。

これに対し、寄附金総額の内訳は、沖縄県へが約12億円、那覇市へが14億円、その他の市町村へが１億6000万円、マスコミ等への寄附金で約３億円、トータルで30億円余りとなっている。これら寄附金について、各関係団体の理解が得られれば、今後、沖縄県首里城復興基金に集約した上で、城郭内の施設等の復元に充当できるよう国と協議を進めていくことを考えているとの答弁がありました。

そのほか、繰越明許費や補正後の最終予算額の他県との比較状況、駐留軍用地跡地利用促進費の減額理由、保育対策事業費の減額理由、沖縄県新規就農一貫支援事業の内容と目標、法人事業税が増加した理由と業種ごとの増加割合、子ども・子育て支援臨時交付金に係る市町村の取り組み状況、保育対策総合支援事業の増額理由とその効果、南部東道路の整備状況と今後の見通し、南大東村内製糖工場の前処理施設整備の実施時期と今後の見通しなどについて質疑がありました。

次に、甲第35号議案に関し、600億円を超えるような収入がありながら材料費の補正をする理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、材料費を増額補正する理由は、県立病院は住民の要望に応えるため高度医療を行っており、通常の医療機関とは基準の異なる薬品を持っている。高度な医療を求める患者が周りからの紹介によりふえたことや、県立中部病院や南部医療センター・こども医療センターでは、心臓疾患に対して多くの手術を行っており、非常に高価なペースメーカーや埋め込み型の人工心臓を必要とする患者がふえてきたことによるものであるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第25号議案から甲第35号議案までの11件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第25号議案から甲第35号議案までの11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案11件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第25号議案から甲第35号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第５　議員提出議案第３号　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機部品落下事故に関する意見書、日程第６　議員提出議案第４号　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機部品落下事故に関する抗議決議、日程第７　議員提出議案第５号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に関する意見書**及び**日程第８　議員提出議案第６号　米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に関する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根　悟君。

〔議員提出議案第３号から第６号　巻末に掲載〕

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ただいま議題となりました議員提出議案第３号から同第６号までの４件につきまして、３月４日に開催いたしました米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第３号及び同第４号につきましては、米軍ＦＡ18戦闘攻撃機部品落下事故について関係要路に要請するためであります。

また、議員提出議案第５号及び同第６号につきましては、米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの構造物落下について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第３号を朗読いたします。

〔米軍ＦＡ18戦闘攻撃機部品落下事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米軍ＦＡ18戦闘攻撃機部品落下事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

次に、議員提出議案第５号を朗読いたします。

〔米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同

じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第３号及び同第５号の意見書の宛先で、県内所在関係機関、同第４号及び同第６号の抗議決議の宛先で、在日米軍沖縄地域調整官、第３海兵遠征軍司令官及び在沖米国総領事につきましては、議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第３号から第６号までについては、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） これより議員提出議案第３号「米軍ＦＡ18戦闘攻撃機部品落下事故に関する意見書」、議員提出議案第４号「米軍ＦＡ18戦闘攻撃機部品落下事故に関する抗議決議」、議員提出議案第５号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に関する意見書」及び議員提出議案第６号「米軍ＣＨ53Ｅ大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に関する抗議決議」の４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第３号から第６号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君） ただいま可決されました議員提出議案第３号から第６号までについては、提案理由説明の際提出者から、県内の関係要路については、議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第３号から第６号までの趣旨を県内の関係要路に要請するため、議会棟における直接要請を含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君） **日程第９　陳情第16号の付託の件**を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明３月７日から26日までの20日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、明３月７日から26日までの20日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時47分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　當　間　盛　夫

会議録署名議員　　比　嘉　京　子

令和２年３月23日

令和２年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第 10 号）

令和２年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第10号）

令和２年３月23日（月曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第10号

令和２年３月23日（月曜日）
午前10時開議

第１　甲第36号議案及び甲第37号議案（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　甲第36号議案及び甲第37号議案
　甲第36号議案　令和２年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）
　甲第37号議案　令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第６号）

出　席　議　員（46名）

議長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	副知事	富川盛武君

副知事	謝花喜一郎君	商工労働部長	嘉数登君
政策調整監	島袋芳敬君	文化観光スポーツ部長	新垣健一君
知事公室長	池田竹州君	土木建築部長	上原国定君
総務部長	金城弘昌君	病院事業局長	我那覇仁君
企画部長	宮城力君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
環境部長	棚原憲実君	総務部財政統括監	金城賢君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	教育長	平敷昭人君
保健医療部長	砂川靖君		
農林水産部長	長嶺豊君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	主査	宮城亮君
次長	勝連盛博君	政務調査課長	前田敦君
議事課長	平良潤君	副参事	上原貴志君
課長補佐	佐久田隆君	副参事	中村守君
主査	嘉陽孝君		

○議長（新里米吉君） 去る３月６日の会議において、本日は休会とすることに議決されましたが、議事の都合により特に会議を開きます。

○議長（新里米吉君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

２月６日から３月６日までに受理いたしました請願２件及び陳情10件は、３月13日に配付いたしました請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、３月18日、知事からお手元に配付いたしました議案２件の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　日程第１　甲第36号議案及び甲第37号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

追加議案の説明の前に、議会に御報告いたします。

３月21日、厚生労働省より沖縄県に対して１名の新型コロナウイルス感染症患者の報告がありました。

この方は10代女性、中部保健所管内在住で３月20日にスペインから成田空港に入国し、その際に検疫所で実施したＰＣＲ検査の結果が陽性となり、無症状病原体保有者と診断されたものです。

患者は、指定医療機関に入院し、容態は安定しています。また、濃厚接触者については保健所が調査の上、健康観察を行っております。

今回の報告を受けて県では同日、沖縄県危機管理対策本部会議を開き、感染状況の確認と感染拡大防止のための対策を検討いたしました。

県としましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に沿って、感染拡大防止、重症化予防、社会経済へのインパクトを最小限にとどめるための対策に全庁的に取り組んでまいります。

県議会におかれましても、引き続き新型コロナウイルス感染症対策への御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、令和２年第１回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、予算議案２件であります。

甲第36号議案「令和２年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）」は、令和２年３月９日に発表した新型コロナウイルス感染症等に対する緊急対策に基づく対

策を迅速かつ切れ目なく実施するために必要な経費につきまして、歳入歳出予算額に170億円を追加するものであります。

甲第37号議案「令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第６号）」は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第２弾に基づき実施する経費につきまして、歳入歳出予算額に２億2800万円を追加するものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。このうち甲第37号議案「令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第６号）」につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ　ニフェーデービル。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　この際、念のため申し上げます。

本日行われます議案に対する質疑につきましては、３月19日の議会運営委員会において決定されました「新型コロナウイルス感染症等の対策に係る追加議案（補正予算）に係る質疑の方法等について」に従って行うことにいたします。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入ります。

甲第36号議案及び甲第37号議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

照屋守之君。

○照屋　守之君　おはようございます。

質疑の前に、申し上げたいことがあります。

３月15日の新聞報道、北部基幹病院について狩俣文厚委員長の「第三者委員で精査を」との見出しの記事は多くの県民に誤解を与えるもので、県議会としても到底理解できるものではございません。３月18日には北部市町村会長名で新里議長宛てに声明文が寄せられ、狩俣文厚委員長の発言は、今回承諾した基本合意書案は知事の公約と違うから今後１年かけて精査すべきだということを私たちの意見だとされているが、文教厚生委員会で審査を経た上での委員長としての発言なのか理解に苦しむ。北部地区地域住民の命を預かりその代表である私ども市町村会、市町村長は、狩俣委員長の発言について到底看過することはできないとし、県立北部病院では、診療休止や診療制限が行われるなど医療の安定的な確保が危惧されてから10年以上が経過をし、その現状は今も続いている。これ以上の引き延ばしはできない。医療の当事者は住民であります。沖縄県議会においては、北部地域の住民に寄り添った基幹病院整備に関する取り組みを強く望むとしております。この声明文は新里議長に届いているとのことであります。

私ども県議会は、議長、このことについて北部地区市町村長やあるいは住民に大きな不信感を与えて県議会の信頼の失墜につながっていると考えております。しかるべき対応をとるようにお願いをしたいものであります。

ちなみに、今回の委員長の対応は１つ目は、議会民主主義を軽視するものであると考えています。２つ目、委員長としての職権を濫用しております。３つ目は、県議会の信頼を失墜している、このように考えております。

以上を申し上げて、新型コロナウイルス感染症等の対策に係る追加議案、補正予算に係る質疑を行います。

まず初めに、補正予算の背景及び県の対策本部を立ち上げての取り組みの説明を伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時９分休憩

午前10時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

補正予算の背景ということでございますので、お答えします。

まず今回の補正予算でございますが、背景といたしまして、新型コロナウイルスが全国的にも蔓延して、世界的にも蔓延していると。そういった中で、３月９日に県のほうでは新型コロナウイルス感染症等に対する緊急対策というのを発表させていただきました。また国のほうでは緊急対応策第２弾というのがございました。それに係る費用として国の補正予算としましては、生活福祉資金貸付事業であったり、県単融資の需用費を計上させていただいています。あわせて新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯ですとか、県内中小企業の当面の資金需要に対応する必要があるというふうなところから、今回補正予算を計上しています。あわせて今回予備費を活用してその他の緊急対応策を迅速かつ切れ目なく実施することで新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めつつ、県民生活、事業者の経済活動への影響が最小限になるよう取り組むということで補正予算を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 この新型コロナウイルスの感染の県内の現状と今後の見通しを……

○議長（新里米吉君） ちょっと休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時11分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） まず対策本部のほうでございますけれども、これまで新型コロナウイルス感染症に関する沖縄県危機管理対策本部を６回実施しております。１回目は２月３日で、県内で感染者が確認された場合の各部局の対応について協議し、情報共有したところであります。２回目は２月14日で、このときは第１例目の感染者の発生を受けまして、感染状況や各部局の取り組み等の情報共有、あわせて県民への感染防止対策の呼びかけを協議しております。第３回目は２月19日で、このときは２例目の感染者の発生を受け、感染状況や各部局の取り組み等の情報共有、あわせて県民への感染防止対策の呼びかけ、また新型コロナウイルス感染症の相談窓口として２月20日からコールセンターを設置し、県民からの相談等に対応することを確認しております。４回目は２月20日で、このときは３例目の感染者の発生を受け、感染状況や各部局の取り組み等の情報共有、あわせて県民への感染防止対策の呼びかけを行っております。５回目が２月27日で、このときは２月25日に策定されました国の基本方針の策定を受けまして、沖縄県の新型コロナウイルス感染症対策基本方針を協議し、策定しております。６回目は３月21日で、このときはスペインから帰国した沖縄県在住者の感染情報の共有といったことを協議しております。

それからその成果と今後の対応でございますが、県では国の基本方針策定を受けまして、２月27日の危機管理対策本部会議において、沖縄県の状況を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を策定したところでございます。全庁的に対策を進めるために策定した基本方針により、各部局での情報共有が図られ、関係部局の連携強化、イベント等の開催の目安、学校の休業、緊急の経済対策等、こういった対応をとってきたところであります。今後は新型インフルエンザ等特例対策特別法の改正を受けまして、国において政府対策本部を設置した場合、本県においても直ちに対策本部を設置する必要がありますので、現在その準備を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 新型コロナウイルス感染の県内の現状と今後の見通しをお願いできますか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） まず県内では新型コロナウイルスの感染者が２月14日に初めて確認されまして、これまでに３名の感染者が確認されておりますが、そのうちの２名は既に退院し、残る１名につきましてもウイルスの陰性が確認され３月16日には入院勧告が解除されております。

今後の見通しということで県内は現在小康状態と思いますけれど、今後国外あるいは県外から感染した方々が入ってくる可能性は否定できませんので、引き続きそういった方面での注意が必要だろうというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 この補正予算の目的、先ほどからありますように会議をやって取り組んできた。この補正予算にコロナウイルス予防に関すること、県民が困っていること、あるいは企業・団体等が困っていること、どのような形で反映されていますか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

まず県民が困っていることについてですけれども、この新型コロナウイルス感染症の広がりを受けて、感染予防のためのマスク、あるいは消毒液など県内での流通が不足している状況が見られることから、この確保策を講じていく必要があるというふうに考えております。また子供の貧困が深刻な本県におきましては、ひとり親世帯等の低所得層への影響が深刻であると考えられ、その対策が必要であることから、個人向け緊急小口資金の貸し付けの支援に要する経費を今年度の補正予算として計上しているところでございます。

続きまして、企業・団体等が困っていることは何かということの質問ですけれども、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大が県内企業等に与えている影響につきましては、商工会、商工会議所等の各支援機関の情報提供等により適宜情報を把握しております。具体的にはセーフティネット保証４号の地域指定に向けまして、国に要請を行うため本年２月に各商工会等を通じて調査を行いまして、各地域の企業等の状況を把握しているところです。これらの調査によりますと県内企業等への影響につきまして――主な事例ですけれども、国内外の観光客などの落ち込みによる旅行業や宿泊業それから観光バス、タクシーなどの観光関連業者

における予約キャンセル、それから飲食店や観光土産品等を扱う小売店等への来客減とそれに伴う食材等の納入業者や、卸業者との取引量の減少など、企業が事業継続するために必要な運転資金の確保ですとか、事業の雇用の維持などの課題がさまざまな業界で生じているものと承知しております。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 県民が困っていること、ひとり親世帯、貧困とかそういうのも含めてそこだけが困っているんですか。今、そういう厳しい状況の中で観光客が減る、関連の方々も含めて仕事がない、休業せざるを得ないということが今起こってるんじゃないですか。ひとり親世帯だけが困っているんですか、それ捉え方がおかしいと思いませんか。県民全てが困っているものに対して、どう手当てをするかというのが補正予算でしょう。基本的な考え方そのもの自体がおかしいと思いますよ、どうですか。みんな困ってますよ。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） 確かに県民､大変困っているかと思いますけれども、先ほど私が答弁したのは子供の貧困が特に深刻な本県においては、ひとり親世帯の低所得者の影響が深刻であると考えられることから、今回補正予算に対策に必要な経費について計上したということでございます。

それから、これ企業とかそういった部分にも及びますけれども、まず新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、企業の資金繰りというのが非常に大事になってくるのかなというふうに思っております。そういった意味では今回補正案、160億円の融資枠を拡大するような経費についても計上しておりますし、それから雇用を守るという観点で言いますと国のほうで雇用調整助成金というものを実施しておりますけれども、それに係る県の上乗せということについても、国と調整しながら進めていることでして、可能な限り県としましては、県民全般へのそういった対応ができるような形で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 お願いしますね。当然２次補正、３次補正組んで県民の暮らしを支えていく、あるいは企業の損失を補償していく、貸し付けだけじゃありませんよ。損失を補償していく、県民の暮らしを支えていくための補塡をしていくという、そういうことを取り組まないといけないと思いますね。ぜひお願いをします。

このコロナウイルス感染、県知事と県内41市町村とのコロナウイルス対策に係る会議、これどのような形で行って、それぞれの市町村長からどういうふうな声があって、こういうふうな補正とかに反映されているのか、県知事と41市町村長との会議の状況、説明してもらえませんか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、３月に緊急対策プロジェクトチームを立ち上げて――これは農林水産､それから商工､文化観光スポーツ部、部局横断的にどういった対応がとれるかということについて検討を行っております。あわせまして、各商工会、商工会議所等にもいろいろヒアリングを行いまして、業界における課題ですとか、そういったものを常に状況を把握しながら対応を検討しているということ。それから金融機関に対しましても、先日富川副知事と一緒に行きまして、企業債務に係る繰り延べといった金融上の支援についても要請を行っております。

県としましては、各団体等からの意見、要請もかなり上がってきておりますので、そういったことにきめ細やかに対応するとともに、また個別具体的な案件につきましてもきちっと対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 県知事と41市町村長との会議はやってないっていうことですか。コロナウイルス感染は県民の命にかかわる問題じゃありませんか。それぞれの市町村長はそれぞれの住民の皆様方の命、財産を預かってる責任者でしょう。この問題が全県下、日本はおろか世界各国でこういうことが起こってるんですよ。そのことに対して、県知事と41市町村長との会議がなされてない、どういうことですか。本来はこのような補正予算を組むに当たって、そこの責任者である知事が招集かけて全県的にそれぞれの市町村長の思い、それぞれの市町村の状況も把握をしながら組んでいく、県も補正予算組む。それぞれ市町村も頼みますよという形で全県挙げてやるべきなんじゃないですか。おかしいですね。これあれですか、コロナウイルス感染の対策、県の専門家の会議はどのようにやっていますか、コロナウイルス。どのように反映されておりますか、教えてください。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　２月下旬に緊急の専門家会議をやっております。今後、常設の専門家会議を立ち上げたいというふうに思っておりまして、今週中には立ち上げる予定で今作業を進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　それで、このコロナウイルスの専門家のそういう意見を踏まえながら、この補正予算にどういう形で反映されていますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、先ほど２月下旬と言いましたが１月の下旬ですね、１回目の。

今県が設置しようとしている専門家会議は、やっぱりその医療提供体制とかそういった感染防止、感染したときの医療提供体制が中心的なお話になるというふうに考えておりまして、我々がその方針とか方針の見直しを行う際に、専門家の意見を聞きながらそれを反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　先ほど知事は、せんだっての感染の現状を受けて全庁的に取り組むということを表明しておりますけれども、何をどうするんですか。

先ほど部長からありましたように、海外の感染地からの渡航とかいろんなものを検討するということですけれども、これ県民に対して明確なそういうふうな要請とか指示を出さないと、あれ海外から感染して沖縄に来てるわけでしょう。その現状がわかっても全庁的に取り組むんですか知事、何を取り組むんですか。そういう今の対策会議そのもの自体が、事が起こってもしっかり県民に表明しない。これ県だけで対策を幾ら講じたって、これだけの140万県民の皆様方の理解を得て対応しなければ、このコロナウイルスの感染防止なんかできないっていうのははっきりしてるじゃないですか。その音頭をとるのが県、それをやるのが県知事、何で海外でそういうふうな感染があれば県民の皆さん、海外への渡航には気をつけてくださいねと、要請しますという形でその場でそういうふうな表明するのが県知事じゃないですか。何でそれをしないんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず、この県、国外、感染地から感染して入ってきた場合、今検疫が強化されておりますので、基本的には検疫所長が指定した場所に14日間停留してもらうというのが筋だと思います。これはやっぱりお願いベースですので今回の事例のように移動してきた場合、このときは保健所等中心に患者の行動履歴を当たりまして、濃厚接触者等を把握した上で、その方々の健康観察を継続していくということになろうかというふうには思っておりまして、実際に今そういった対策、対応をとっているところでございます。

今まで県民に対しては、感染防止対策の観点から、手洗いの励行とマスク等の着用を呼びかけてるところでございますが、これをきちんとやっていただければある程度感染は防げるというふうに思ってますけれども、この海外旅行等感染地域に行くものについては、国からも情報が発せられております。改めて県として県民に対してそういうことを勧告するかどうかというのは検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　部長がそれを答えたらだめですよ、県知事ですよ。実際に海外にそういうふうに行って感染という実態があるわけでしょう。県内ではなくてもそういうふうなおそれがあるって部長が言っているお話じゃないですか。それは発生してすぐその時点で県民に要請をする。これが県民の命を守る県知事の仕事じゃないですか。これはけさのそういうふうなあれを待つまでもありませんよ。県民の命は県知事が守る、県が守るというそれを県民は期待してますよ。みんな不安を持ってますよ、県民は。具体的に明確なそういうふうなものを県知事が出さないからおかしいことになるんですよ。

３月９日に緊急対策を表明して、県知事は３月13日の県主催イベントを開催し、県内市町村、事業者にも協力を依頼してますね。３月18日の緊急対策会議では拡大することを想定した対応をする、流行の規模を抑える、人が集まるところに行くことを避ける、こう言ってますね。どういうことですか。新たな感染がまた発生した。対策会議として何やってるんですか知事。県民はどうやっていいかわからないでしょう。人が集まるところに行くのを避けてください。県の主催のイベントはやります。それ気をつけながらやってくださいって。こんな緊急事態にこういう方針がありますか。これ何かトラブルがあったときに誰が責任を負うんですか。怖くて主催者は開催できないでしょう。

こういう緊急事態のときに、まず何を優先するかって言ったらコロナウイルス感染の予防でしょう、感染をしない。これ県民の命を守るというそこに行くわけでしょう。それを優先して、その後にさまざまなこと

が起こるから検疫対策なりのそういうふうな補正を組むということですけれども、それを優先するんじゃないんですか。何でそんな曖昧な表明を県民に対してやるんですか。戸惑いますよ県民は。

この県主催イベントの開催、県内市町村、事業者にも協力依頼、人が集まるところに行くことを避ける。この整合性をどうとるんですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） ３月18日に新型コロナウイルス感染症等に対する緊急対策説明会において、感染を予防するためには、閉鎖的で人が集まる場所へ行くことをできるだけ避けることなどが必要であると、そういった発言をしております。これは従来からの保健医療部の見解であり、一人一人の県民の行動変容を促すために発したものでございます。一方で３月13日に発せられました沖縄県主催イベント等の開催への対応に関する通知につきましては、密閉空間であり、換気が悪いかつ近距離で会話や発声がある、かつ手の届く距離に多くの人がいるという状況のもとでは、県主催のイベント等が行われることはないというふうに認識しておりまして、したがいまして当該通知に基づき県主催のイベント等が行われる場所は、さきの発言にある閉鎖的で人が集まる場所には該当しないというふうに考えておりまして、３月18日の発言と当該通知に矛盾はないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 県民の命を守るのが、県政です。県知事の仕事です。経済ももちろん、しっかり立て直さないといけません。このような対策をするときには、まずコロナウイルス予防､感染を防ぐこれが主ですよ。その終息がなければ経済の復興はあり得ませんよ。ですからそれを同じように両方とも曖昧な、そういうふうな県民に対するメッセージ先ほどもありましたように海外からのそういうようなものがあっても何ら知事としてメッセージを発することができない。おかしいですよ。

私は今の県政の危機管理体制、対応は厳しいと思いますよ。10月31日の首里城の火災どうしましたか、あれ全部焼失した後に対策本部を立ち上げたんでしょう。豚熱どうなったんですか、あれ２カ月たってから予防のワクチンが始まったんでしょう。その間にまた新たな感染が出たじゃないですか。

ですから私どもはこういう対策をするときに本当に県民の命とか、あるいは豚の命とか養豚業とかも含めて、そこに立って今やるべきこと、すぐにやるべきこととか方針を明確にしてやるのがその対策会議じゃないですか。ぜひこれからの補正予算、追加もどんどん出してもらって県予算の３分の１くらい――国も30兆円って言っておりますから、そこも含めて県民が困っていること……

○議長（新里米吉君） まとめてください。

○照屋　守之君 そのことも含めて対応していただきますようにお願いをしておきます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君 おはようございます。

それでは、質疑を行います。

まず初めに、県のこれまでの取り組みについて伺います。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

県では新型コロナウイルス感染症等につきまして、県内経済に及ぼす影響が懸念された状況に鑑みまして、２月３日付で同感染症を県融資制度の中小企業セーフティネット資金の知事認定災害とするとともに、２月17日付で経済対策に係るプロジェクトチームを設置いたしました。同チームでは産業振興、中小企業支援、観光振興等の分野につきまして、部局横断的に緊密な連携を図りながら一丸となって課題解決に向けた対策を講ずるため、各領域における施策の検討を行ってまいりました。その上で３月９日に新型コロナウイルス感染症等に対する緊急対策を取りまとめ公表したところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君 今、国もいろんな支援、対策やっていますが、私はやはり県独自の取り組みというのをしっかりと明確に示していかなければならないなというふうに思っているわけです。今、生活費の融資等も今回、生活福祉資金貸付事業ありますよね。これなどもいいんですけれども、ただ今先行きがやっぱり見えないところでの貸し付けというのは、ちょっと活用しにくいんじゃないかなというふうに思うんですが、県はどのように考えておりますか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 今回、元年度の追加補正予算案で出しております生活関連の資金の件ですけれども、緊急小口資金ということで当面休業等で収入が落ちたというような方々を対象に20万円という形でございます。これにつきましては、もう一つが20万円の３カ月というような資金もございますので、そういったこともあわせましてこのコロナ関

連で収入が落ちたというような人々のための資金になっております。今回貸し付けではございますけれども、償還期間が到来した時期にさらに生活が厳しいというような状況があれば、償還免除についても検討するということになっておりますので、その辺も含めまして対応してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

この新型コロナウイルス感染症を経済の面から捉えますと、例えば県民生活へ深刻な影響を及ぼしておりまして、これは休業、雇用不安、それから事業継続などの懸念が県民、それから県内企業等に広がっているというふうに認識しております。これらの県民の不安解消や企業経営の維持を図るためにも、まずは雇用対策､それから金融支援策等の周知徹底とあわせまして、活用する際の手続の簡素化、さらには企業債務に係る返済猶予等の弾力的な運用を図っていく必要があるというふうに考えておりまして、先ほど議員からありました県独自のという意味では、県単融資制度もこれ県独自の施策になります。それからせんだって金融機関のほうを訪問しまして、企業債務の繰り延べ、そういったものについても要請をいたしました。さらには国のほうで実施しておりますけれども、雇用調整助成金事業、これにつきましても県としての上乗せができないかということで今調整を進めておりまして、調整が整い次第、速やかに実施していきたいというふうに考えております。こういった部分もある意味、県独自の政策というふうに考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君 これから入学式等も迎えます。この子育て世代、県内でこのひとり親世帯が約４割は貯蓄がないというふうに言われておりますので、ぜひそういう意味では償還期間の延長含めて、やはり免除も目に見える形で支援をお願いしたいなというふうに思います。

次に、県内の空港、港湾の対策についてですが、県内の空港、港湾数について伺います。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

県内の空港は、国管理空港である那覇空港のほか、県管理空港が12空港設置されております。

県内の港湾は那覇港については那覇港管理組合が、平良港については宮古島市が、石垣港については石垣市がそれぞれ管理し、その他38港を沖縄県が管理しております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君 緊急対策のほうで、この空港、港湾のサーモグラフィーの設置ということだったんですけれども、今この水際対策というのはとても大事じゃないかなというふうに思っております。

今、人混みを避けて離島に避難するということで、実は先週１週間でも石垣島のほうは3000人余りの観光客が見えているんですよね。そこの空港、または港湾の水際対策というのが私は見えていないんじゃないかなというふうに思いますが、この取り組みというのはどうなっておりますか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

県管理の空港や港における取り組みについてということで、国際線が就航いたします新石垣空港や下地島空港、あとクルーズ船が就航する那覇港、中城湾港新港地区、平良港及び石垣港においては、検疫所がサーモグラフィーによる到着客の発熱チェックを行っているほか、ポスターの掲示や旅客への健康カード配付による自己申告依頼を行い､水際対策に努めております。また、空港ターミナルビル内を清掃する際のアルコール消毒や港湾内の足踏みマットの設置及び警備員等へマスク着用を図り、感染防止に努めております。

国内旅客への対応につきましては、サーモグラフィーによる発熱チェックや体調管理を促すなどの水際対策を、今後関係機関と連携し検討していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君 この水際対策、ぜひ市町村とも連携してしっかりやっていただきたいんですけれども、このアルコール消毒も含めて空港の国内線の出発・到着のところではなかなかそういう対策見えないんですよ。国際線は今、国もしっかり取り組んでいるんですけれども、この国内の流れ、特に宮古・石垣というのは東京、大阪、福岡からも直接入ってきます。そこから離島のほうに行くんですよ。ですので、そこら辺の水際対策というのをしっかり市町村と連携をとって目に見える対策、消毒もきっちりと見えるような形で置いて、それを対策していただくというような形でお願いをしたいと思います。

次に､離島の医療体制について伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず、離島において新型コロナウイルス感染症を疑う患者が確認された場合、保健所は感染症指定医療機関である県立病院や協力医療機関の受診を紹介し、必要に応じて保健所が患者の移送を行い、医療機関にて診察、治療及び検体の採取を行います。また本島、宮古島及び石垣島周辺の小規模離島の場合は、保健所が海上保安庁や地元消防団の協力を得て移送をすることとしております。さらに重篤な患者が発生し、大東島、宮古島及び石垣島から本島まで長距離搬送が必要な場合は、令和２年１月30日にＭＥＳＨサポートと締結した医療用航空機の運航に係る協定書に基づき搬送することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　重症化した場合は、３次医療ということで、本島のほうに搬送すると思うんですけれども、この際、アイソレーターですかカプセルのような隔離する簡易のそういう医療器具というのは、八重山保健所とか宮古のほうではもう装備はされているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　正確にまだ確認しておりませんけれども、訓練等されていますので一応そういう機器は整備されていると思いますが、仮にそれが足りないようであれば早急に準備したいと思います。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　実は長崎県の壱岐ですね、壱岐市のほうでも今月14日ですか、新型コロナウイルスの患者が発生しています。離島で発生して重症化した場合にどうやって搬送するか。今は自衛隊機で搬送するとまたは海保とかというふうに――本島に運ぶ場合――聞いているんですけど、これはやはり密閉空間になってしまうので、そこら辺の感染リスクというのは高まると思うんです。そこの連携というのはどのようになっていますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　南北大東とか宮古・八重山こういった長距離の場合はＭＥＳＨの医療用の固定翼機を使って搬送します。そのときにはこのアイソレーターを使って搬送することが可能であります。ただ搬送する際に、例えばレスピレーターとかそういった機器も一緒に搬送する必要があるときは、ＭＥＳＨの固定翼機は使えませんので、そういったときには自衛隊にお願いするしかございません。今そういうことができるような形の調整を行っているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　ぜひその調整と連携のほうしっかりお願いしたいということと、このＭＥＳＨサポートとかアイソレーターがきちっと確保されているのか。そしてもし確保されていないのであれば、しっかりとまた２次、３次の補正予算のほうでもその措置をしていただきたいということを要望して私の質疑は終わりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　では、質疑をさせていただきます。

これまで県の対応の質疑がされておりますけれども、私はむしろ県はしっかりと対応しているということを知事の緊急対策、県民対策のメニュー、そして県民向けのメニュー、県民向けの呼びかけ、あるいは企業、生産者向けの対策、あるいは県内経済の長期のプロジェクトチーム、中期・長期のプロジェクトチームを立ち上げて、しっかりと取り組むべき内容を示したということについては知事のこの動きを評価するところでありますけれども、まずはこの緊急対策に向けての知事の決意というものを伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　失礼いたしました。

沖縄県では、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて引き続き保健医療体制の強化に全力で対応しているところであります。しかしながら、外国からの航空便の減便、クルーズ船の寄港の減少等による観光客の減少、国による小・中・高校等に対する休業要請や国及び沖縄県等のイベントの中止、延期の要請等もありまして、県内の社会経済に数々の影響が及んでいると認識をしております。

経済の面では複合産業である観光産業は、多くの領域において影響を受けておりまして、とりわけ規模が零細な中小企業等において多大な影響を受けると推察をしているところであります。さらに子供の貧困が深刻である本県においては、ひとり親世帯等の低所得層

への影響も深刻であると考えられます。このことから３月９日に新型コロナウイルス感染症等に対する緊急対策を取りまとめ公表したところであります。

産業面や地域社会などさまざまな分野への影響については、各部局において各関係団体との意見交換等を通して常に状況把握に努めているところであります。なお、本県が抱える特殊事情を考慮の上、国の緊急対策と連動し、県のとり得るあらゆる対策を迅速に切れ目なく進めてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん 御答弁ありがとうございます。

これに基づいて、沖縄県の特殊事情に鑑みての取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

本県においては、外国からの航空便の減便やクルーズ船の寄港の減少等による観光客の減少等の実態につきまして、比較的早い段階において県内経済への影響が懸念されてまいりました。あわせて子供の貧困が深刻な本県においては、ひとり親世帯等の低所得層への影響も深刻であると考えられることから、本県の緊急対策を取りまとめ公表したところでございます。

具体的な取り組みとしましては、県内中小企業支援のための事業活動に必要な資金の融資に要する経費としまして、県単融資事業費の160億円を次年度の補正予算として計上し、セーフティネット資金融資枠480億円分の拡大を図ることとしており、融資利率については九州各県の中では最も低い0.9％となっております。また、収入減少があった世帯の資金の貸し付け、相談支援等に要する経費としまして生活福祉資金貸付事業費の２億2800万円を国の緊急対応策を活用して、今年度の補正予算として計上しているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん ありがとうございます。

続いて、空港、港湾の水際対策で聞かれたところですが、保健部長に聞きますけれども、各検疫の帰国者あるいは接触者相談センターの――しっかり取り組んでいると私は宮古の保健所に問い合わせても思うんですけど――この取り組み状況を教えてください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） まず、３月の12日までにコールセンター及び保健所に寄せられた相談件数でございますが、それぞれ2974件、1466件、合わせて4440件の相談が寄せられております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん ありがとうございます。

それで、こうやってしっかり対応しているというのはありがたいんですが、昨日の報道にある、例えば陽性だったときの滞在費が個人負担になるので難しかったというようなことを部長が答弁されておりますけれども、これについての例えば県の支援、あるいは援助というものについては検討できませんか。こういう事態に対応するための。これはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 今、国の検疫のほうの取り扱いがそういう取り扱いになっております。帰ってくるときにそういうことを手配してから考えてくださいというような仕組みでございますので、そういう中において県がこういった滞在費を支援する必要があるのかどうかというのは、ほかの県の取り組みも鑑みて検討する必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん 恐らくこういった事例がまたこれからも出ることが考えられるのではないかと思いますので、こういう柔軟に対応できるということもぜひ考えていただきたいと思います。

(3)に行きますが、中小企業は割愛いたしますけれど、生産農家、あるいは畜産農家への支援については県のほうはどのように考えていらっしゃるかをお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） 農林漁業者等に対する支援についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、休校措置、イベントの自粛及び観光客の減少によりまして、牛乳、花卉類及び食肉類等の農林水産物において、消費や価格面での影響が生じております。このため県では影響を受けた農林漁業者等に対し、価格差補給金の交付や再生産に向けた支援等を行うこととしております。

また、影響の大きい県産牛乳や花卉類については、消費者に対する無料配布等のＰＲを行うとともに、３月17日からはラジオ放送による消費拡大のプロモーションを実施しているところであります。

県としましては、引き続き農林水産業に対する影響について情報収集をするとともに、生産者団体と連携

し、農林漁業者の経営安定に向け必要な対策を講じてまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん これは、質問というよりも要望です。

宮古で実はトウガンの生産農家が、もう市場が引き取りを随分落として４月、５月、６月、これから収入が得られるというときにとまってしまうんじゃないかという本当に厳しい状況。そして、畜産の競りが下がっている状況。こういったものの対策をぜひ考えていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺　豊君） お答えします。

まず野菜類につきましては、既存の事業でも価格安定対策事業がありまして、これは基準の価格に対して下がった場合に対して補塡をする事業でございます。そうした事業を今年当初予算、それから次年度の予算含めて対応していきたいと考えております。

それから子牛の１頭当たりの価格につきましても、やはり枝肉の価格が下がってきておりますので、当然子牛にも影響が出てきております。これにつきましてもいわゆる補塡事業を活用してしっかり対応していきたいと考えております。

○亀濱　玲子さん 済みません、最後に一言。

沖縄県の……

○議長（新里米吉君） 要望にとどめてください。

○亀濱　玲子さん 済みません。

41市町村との連携を、ぜひ知事、しっかりととっていただくということを念頭に進めていただきたいと思います。これ希望します。

以上です。

○議長（新里米吉君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 会派おきなわを代表して質疑を行います。

１番目、県内感染者ゼロへの取り組みと対策についてでございますが、３人の陽性患者が最初に出て回復をしたということを聞いております。残念ながら、今回10代の若者が感染したということなんですけれども、ちょっと確認なんですが、今回、海外に行かれたということなんですけれども、これは学校が休業しているときに海外に行ったということですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時１分休憩

午前11時１分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） たしか13日に行かれているということですので、これ市町村の特定はできませんが、そのころには県内の市町村ほとんどの学校は休業に入っておりましたので、そういうことになると思います。

○議長（新里米吉君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 今回の休業ってそもそも感染拡大しないためのものだと思うんですよ。教育委員会としては旅行も含めて自粛したほうがいいということは要請しましたか。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 教育委員会の県立学校、また市町村教育委員会の通知の中では、旅行という文面は出ていないんですけれども、休業の趣旨としては感染拡大防止ということですので、基本的には人の集まる場所には行かない、または基本的には自宅で過ごしてもらうということを前提にお願いをしていたところでございます。

○議長（新里米吉君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 こういうふうに、学校休業という中で海外に行って、これにかかってくるということは大変残念だなと。なおかつ、今回一旦待機を求められていますよね。求められたにもかかわらず――これはいわゆる強制力はないというふうには理解はしているんですけれども、羽田から那覇に来る便で乗客って何名ぐらい、乗客率とその対策についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 乗客数については把握しておりませんけれども、この方がいて、その周りの人については、濃厚接触という可能性があるということで、航空会社に住所、氏名等確認しております。この方については本人に連絡行っておりますし、最寄りの保健所にもこういう方がいますので、健康観察よろしくお願いしますというような形の連絡をとっておりまして、今後正式に文書でそういう要請をするという手はずになっております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 新聞でも見たんですけれども、近くに座っていたということなんですけれども、この便に乗った方々には、私は基本的にお知らせするべきだと思うんですよ。乗客全員に、それに乗った方々には情報は行ってないんですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 現時点で便名等については公表しておりません。

○議長（新里米吉君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 私は、便名を公表しろとは言ってないんですよ。そこに乗った方々に対しては、情報をあげて実際そういう陽性患者が出たということで、経過観察も含めて、それぞれ近くにいたから感染とかということだけではなくて、その便に乗った方々であればこの情報は欲しいと思いますよ。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 蓋然性として、濃厚接触している可能性が高い周りにいた人たちについては、そういう健康観察をとるような手はずは整えておりますけれども、そういう可能性が低い一人一人については、今そこまでやることは考えておりません。

○議長（新里米吉君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 これ皆さんが、要するにこの飛行機に乗った方々は知る権利があると思いますよ。これ県三役いかがですか。

皆さん責任者としてそういうことは言わないでいいという発想ですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時５分休憩

午前11時５分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 感染して搭乗していた方の飛行機内での行動等も確認しながら、どれだけ蓋然性があるのか、それから座席の分布、配席状況がどういうふうになっていたのか、航空会社にも確認しながら、改めてその必要があるのかどうかについては考えてみたいと思います。

○赤嶺　　昇君 休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時６分休憩

午前11時６分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○保健医療部長（砂川　靖君） 今回感染していた方は、基本的に無症状ということでございますので、蓋然性として考えてみた場合、周りにいた人たちについて健康観察をしていくことで十分かなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 県三役の見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

やはりこの航空機に乗った場合についての対応の仕方ということにつきましては、国のほうから明確な指針が示されていない状況であります。そういった中において、保健医療部におきましては蓋然性の観点から、今人数を、人を特定して対応しているところでございます。

一方で、赤嶺議員の御指摘のように、飛行機で当日移動した方々、自分もその便であったのかどうかということについて不安があるということはおっしゃるとおりだろうと思っております。そういった方々については、ぜひまた保健医療部のほうに問い合わせをしていただければ、県のほうでは該当するかしないか、そういったことについてはお話しをさせていただけるものと思っております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 搭乗した方々は感染者が出た、この飛行機がその飛行機だったということは知っているんですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 知らないと思います。

○赤嶺　　昇君 休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時８分休憩

午前11時８分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○保健医療部長（砂川　靖君） 感染の蓋然性、濃厚接触者に該当する可能性は低いとは思いますけれど、当時の座席の状況とかそういったのを航空会社に確認した上で必要があればそういう連絡をするようにしたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 必要があればって、誰が判断するんですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） この方が移動していなければ、特に２メーター以上離れている場合には、感染の可能性は低いというふうに思われます。それと、無症状だったわけですよ。そういった状況も鑑みながら搭乗していた個々の乗客の皆様に連絡をするかどうかというのについては、少し時間をかけて検討させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 もう一回聞きますよ。

これで感染者が出た場合、皆さん責任とれますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時９分休憩

午前11時10分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　状況確認しながら、航空会社とも相談しながら、そういう感染する蓋然性が高いというようなことであれば、搭乗していた方々全てに情報提供した上で、最寄りの保健所についても連絡することは考えたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　当然、飛行機に乗られた方はわかりませんよ。そうすると、近くにいようがいまいがやっぱりそういうこともあったので、それぞれ今後熱が出るかもしれないということも含めて注意してくださいということを促すことは、私は大事だと思いますよ。もう一度。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　状況確認した上で、健康観察の契機が与えられるような措置はとりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　あと県経済への影響についてお聞きしますが、旅行社によっては職員に休業してもらっているところがあるんですけれども、休業している人数というのを把握していますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

休業している方の人数については把握しておりません。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　これ早急に把握するべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　可能な限り早急に調査したいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　新卒で今度入社する方々の入社がおくれるという話しも聞いておりますが、これは把握していますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

その数字についても現時点では把握しておりません。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　私はそこをちゃんと――もう既に企業名が出ているところもあって、あと新卒で本来採用されるべき方々がおくれた場合に、これが何カ月かとなったときに生活が苦しくなると思います。そのあたりはどうお考えですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

議員御指摘の件は、採用内定後やむを得ず採用の延期を行う、そういった場合に該当するかと思いますけれども、この場合においても事業主の一方的な変更は認められないということになっておりまして、変更理由を説明の上採用内定者の同意が必要となってくると。また、入社日は変更しないものの、事業主の都合により休業させて自宅待機など実際に就業させない場合には、その期間について労基法26条に定める休業手当というものを支払う必要があるというふうになっております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　その対策をしっかりとやっていただいて、それから休業している方々、今サービス業いわゆる観光関係は休業してもらっている一方で、土木建設業者、あと介護の分野は人手不足なんですよ。一定期間そこに振り向けてマッチングをさせていくということは県として検討すべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

まず、休業中の方についてですけれども、国においては新型コロナウイルス感染症の影響によって、事業の縮小を余儀なくされる事業主が休業等によって労働者の雇用維持を図る場合に、休業手当や賃金の一部を助成する雇用調整助成金を実施しております。県におきましても国の緊急対策と連動し、雇用調整助成金の支給を受けた事業主に対して、休業手当等の自己負担分の一部を助成することとしており、国と関係機関との調整が整い次第実施に移してまいりたいというふうに考えております。

また、県におきましては、今般の新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策としまして、沖縄県融資制

度の中小企業セーフティネット資金について融資枠の拡大や手続の簡素化など、各種支援策の拡充を行うこととしており、例えば入社待ちで雇用の空白期間が生じないよう、県民の雇用を守る観点から雇用調整助成金の活用を促すとともに経済団体へも要請を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 県は地元企業優先発注はやっていると思いますけれども、今回は改めて地元企業をしっかりと支援するということが大事だと思います。この件についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

県では県内企業の育成強化を図るため、県内企業の優先発注及び県産品の優先使用基本方針を定めまして、県内企業の受注機会の確保に努めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、県経済は観光客の減少に伴う県内消費の落ち込みや、県産食材の急激な需要減少など厳しい状況にあるというふうに考えております。特に、県産農林水産物の地産地消や県産品の的確な使用を促すことが県内企業を下支えする上でも重要であるというふうに考えております。そのため、農林水産部で実施している県産牛乳や花卉等の消費拡大キャンペーンに加えまして、商工労働部におきましても県産品の需要喚起を促す取り組みを検討しており、令和２年度当初予算の活用を図るか必要に応じて追加の予算の編成についても検討してまいります。こうした取り組みを通しまして、県内中小企業者の事業運営を支えていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 今、政府でも経済対策をいろいろ検討しているところなんですけれども、私は今思い切って沖縄県として政府に対して消費税を当面ゼロにするということを求めたほうがいいと思いますけどいかがですか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城弘昌君） お答えします。

新型コロナ感染症で経済への影響が出ているということで、消費税についても緊急対策として国会において消費税率の引き下げ等について現在議論がなされているというふうに聞いております。国においては、現段階では消費税に関する対策を考えているわけではないとの報道等ありますけれども、これにつきましては引き続き国の動向をしっかり注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 これ部長が答弁しているんですけれども、政治的な話だと思います。知事いかがですか。ゼロを明確に求めるのも私は一つのチャンスだと思いますよ。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 消費税をゼロにする、それを求めていくということ、事業者においてもさまざまな影響が及ぶであろうということなども考えつつ、国の動向を注視してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 今は慎重な対応なんですけれども、私は明確にこれを沖縄県から求めて、この感染者も今後はゼロに近い形で求めていくと、その消費税ゼロもしっかりと――推移を見るということじゃなくて、沖縄県の考え方としてですよ。今これは国会でも与野党関係なくやるべき大事な取り組みだと思いますけれども、もう一度見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 県においては新型コロナウイルス感染症等に対する緊急対策を先般、発出をさせていただきました。県民向け、企業生産者向けの状況、そして中長期的には県内経済、観光などの需要回復に向けた取り組みなどについても予算を含めた内容等についてお示しをさせていただいておりますが、これから国の緊急対策と連動し、県のとり得るあらゆる対策を迅速に切れ目なく進めてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 どうも知事、知事にお尋ねします。

私たち共産党県議団これまでも知事に対して、今までにない危機的な状況の認識を持って全庁的な体制、防疫体制、そして経済支援体制の構築、そのための思い切った補正予算確保ということを緊急に申し入れてきました。今回172億円のこの補正予算、私たちは提案に対して評価しています。しかし、事態は日々深刻化しています。私たち県議団、先日の金曜日と土曜日にホテル組合、旅館組合、旅行業協会あるいはコンベンションビューロー、平和通り商店街振興組合、あの周辺の組合、それから公設市場組合、飲食業組合、保育関係、学童保育、さまざまな団体を訪ねて調査して意見交換してきました。ここで出されたのは、本当に大変な実態でした。中には、9・11、あるいはリーマン・ショック、狂牛病とか過去のものが一遍に襲いかかってきたということを述べていました。売り上げが10

分の１になった、ゼロになった、あるいは閉店も既に出ているということなんです。

そこで、知事に一言でいいんですけれども、決意を伺いたいんです。やっぱり非常にこれまでにない危機的な状況という認識で私は望む必要があると思います。そういう認識を持って県としてあらゆる対策を今後とっていくと。経済対策、福祉対策、そしてそのために必要であれば臨時議会を招集して、第２次、第３次、第４次補正予算もぜひやって、ちゅうちょなく行うという知事の決意をまず一言でいいですからお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　お答えいたします。

沖縄県ではこのたびの新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けては、引き続き保健医療体制の強化に全力で対応しているところであります。さらに、議員おっしゃるようにさまざまな分野への影響については、各部局において関係団体との意見交換なども行っておりまして、常に状況把握に努めております。

先ほどもお答えさせていただきましたけれども、国の緊急対策としっかりと連動していく、連携していくことが重要であろうと思うと同時に、県のとり得る対策をしっかりと切れ目なく迅速に行ってまいりたいというふうに思います。

それから、議員御提案の第２、第３の補正予算の件につきましても、今回の補正予算では県が発表した緊急対策や国が発表した第２弾の緊急対応策に係る当面の財政需要に対応できる額として所要額を計上しているところでありますが、今後さらに事態の進行によって対策を実施する必要が生じた場合、それから県内経済、観光などの需要の回復に向けた中長期的な対策を実施するフェーズに移った場合、それらの場合に必要に応じて追加の補正予算の編成についても検討していくということで考えております。状況に応じて臨時議会の対応もまたお願いすることになろうと思いますので、その際には議員各位にも御協力を仰ぎたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ある意味では復帰後、最大の危機だという認識のもとで、あらゆることをやるんだと。このあらゆることというのはこれからどんどん起こってくるわけですから、それで臨んでいただきたいと思います。

まず聞き取り調査で一番多かった経済対策問題ですけれども、１つは今おっしゃった雇用調整助成金、非常に煩雑過ぎると、書類がこんなにあると。これは使わせないためのものじゃないかというような人もいるぐらいだったんで、これを簡素化すること。そして、迅速に行うこと。これがおりてくるまでにはもう倒産してるんじゃないかというところもあったんですよ。１つはこれの簡素化。

２つ目、県の上乗せ分というのが非常にまだはっきりしていない。県の上乗せするというものがどれだけなのか、どうすればいいのかというやつをしっかりと明確にして、発信していただきたい。

３つ目には、この雇用調整助成金に当てはまらない人たちがいるわけですよ、パート、アルバイトとか。実際にはこの人たちが支えているというところ、いっぱいあるわけですよ。こういう人たちをどうやって救っていくのかと、この対策をしっかり示してほしいということ。

そして４つ目に、実際沖縄のいろんな産業は外国人の――皆さん御存じだと思いますけれども、いろんな飲食業とか、お土産店とか外国人労働者がいっぱいいるわけですよ。この人たちの首切りが始まって、この人たちはどうなるのかと。一番末端で切り捨てられていくんじゃないかということで、こういうような外国人労働者への対策も必要じゃないかという意見もありましたけれども、この４点について簡潔にお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

まず、雇用調整助成金に係る手続の簡素化という部分ですけれども、これは我々が聞いているところにおいてもかなり煩雑だというところがありますので、国に対しても要望してまいりたいというふうに、簡素化について要望してまいりたいというふうに考えております。

それから、雇用調整助成金にかかる県の上乗せ分の内容についてよく周知されていないというところでございますが、現在も国や関係機関と調整を進めておりまして、この場でどういった割合で上乗せしていくのかというところはまだ申し上げられる段階にはございませんが、調整が整い次第速やかに実施していきたいというふうに考えております。県が上乗せする場合においても、先ほど手続の簡素化という点がございましたので、可能な限り手続が少なくて済むよう、簡素化できるよう調整してまいりたいというふうに考えてお

ります。

それから３点目、４点目、これパート、アルバイトですとか外国人というのは、そもそも雇用調整助成金の対象外となっているんじゃないかというところでございます。

今後、雇用情勢等の進展によってはこういった方々の問題、非常に顕在化してくるというふうに思われますし、国においてもフリーランスをどうするかといったような議論も出てまいりますので、そういった対象者、それから支援の内容ということについても、国としっかりと連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 この雇用調整助成金、まず簡素化、ぜひこれ実現させてください。そして、スピーディー、届け出てからおりてくるまでには倒産しているよというところもあるので、これスピーディーにやることと、それと３つ目のここに当てはまらない人たちへの対策。これ例えば、３カ月間ここの店で働いてたという証明があれば何とか受けられるような新たな制度設計ができないかとか、そういうことまでやらないとこれは救えないわけですよ。今までの制度では、救えないのははっきりしているから、新たな制度設計をやらないとだめですからそこはしっかりしてくださいということを提案しておきます。

そして、もっと切実だったのは、例えば平和通り商店街とか、もう売り上げががたっと落ちた。ところが、もう今週、来週には家賃を払わないといけない、家賃払えない。どうするかというのがあって、これをじゃ借金しようと思っても、売り上げが伸びていくかとの見通しがない。どうするかというのがあって、融資ではなくて助成してほしいというのがいろんなところの一番の要望だったんですけれども、これについてはどうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

まず、今回の新型コロナウイルス感染症の広がりを受けて、県内の中小企業者、非常に厳しい状況に置かれているということについては認識しております。

そういった観点からも、我々としては中小企業の雇用を守るあるいは事業を守るという観点から、先ほど来説明させていただいているように、県単融資制度、中小企業セーフティネット資金の知事認定災害として枠も拡大しますし、金利も低減しているということと、せんだって県内の地銀さんを含めて金融公庫さんのほうにも行きまして、いろいろと意見交換をさせていただきました。既に企業債務にかかる返済猶予というところもやっておりますので、金融面からの支援についても県と県内地銀、それから金融公庫等で連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、助成金の話につきましては先ほどございましたように、そこに該当しないといったようなところも出ているということですので、しっかりと要望すべきところは要望していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 今回、私たちが団体回って一番、みんなが言っているのは、見通しが立たない。２カ月後には回復するからそこまでお金つぎ込んだら何とかできるよねというのであればいいけれども、借金してやっても全く見通しが立たないというのがみんなの一番の不安ですので、そういう意味ではやっぱり雇用調整助成金の改善の問題とか、新たな制度設計、いろんなものですね。それから助成金の問題、検討できるところは検討しないと、沖縄の経済、特に末端はもたないですので検討してください。

そして、市町村と協力していろんな県庁だけじゃなくて市役所だけじゃなくて、いろんなところに各相談窓口、これはもう失業したリストラされたいろんなワンストップの窓口をいろんなところにぜひ配置してほしいというのと、それと知事、三役、部長、統括監、課長含めて緊急に全員で分担してぜひ沖縄の経済支えている現場を見に行ってほしいと。切実な声がいっぱいありますから、それに基づいた対策が必要だと思いますけれども、知事どうですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 今回の新型コロナウイルスの経済的な影響というのは甚大なものであるというふうに認識をしております。そういう意味で、早急に我々としても公庫とか銀行協会、それから観光団体の要請、それから部分的には北谷町の地元の意見聴取とか、できる限りの意見を聞いております。その中の大事な要件をおっしゃるには、厳しいということでそういうふうに認識しておりますので、それに対して、いろいろ政策ありますけれども、国の政策も含めて一番大きい要望は、融資、それから現在の借入金の返済の猶予等々、いろんな要求がありました。それを今ＰＴで整理して、また１弾打ちましたけれども２弾、３弾

というふうに打っていきたいと思いますので御理解賜りたいと思います。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ぜひ知事先頭に、商店街でもとにかく短時間でもいいから状況を見に行ってください。これ課長まで含めてみんなで分担すればできますから。

それから富川さん、ぜひ中小業者含めて今どうなっているかということで悉皆調査、これぜひやっていただきたいんですけれども、どうですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　現在でも商工会等支援機関を通じていろいろ状況は伺っておりますけれども、可能な限り細かく調査してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ぜひこれもう最大の危機的状況だという認識を持って、あらゆることをやるということで頑張っていただきたいと思います。

終わります。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　こんにちは。

公明党会派を代表して、質疑をさせていただきます。

まず令和元年度補正予算（第６号）個人向け緊急小口資金について内容をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　今回の３月補正予算として計上しております、緊急小口資金等につきましては、生活福祉資金貸付制度において貸し付けを行う資金でございます。

今回国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第２弾におきまして、同制度のうち緊急小口資金とそれから生活支援費について貸し付け対象者の拡大、それから貸付金額の上限の拡大などの特例措置が設けられたことから、必要となる貸し付けの原資を２億2800万円、今回の補正予算として計上するものでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　この資金は全額国庫支出金だと思いますけれども、10万のこれまでの額が20万ということだと思いますが、この生活福祉資金貸し付け、これまでの実績をお聞かせ願えますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　今回の特例によりまして、国が今回は10分の10を見るというところでございます。資金の過去３年間の貸付実績を申し上げますと緊急小口資金が平成28年度、218件、1712万7000円、29年度が230件、1844万7000円、30年度が243件、2053万4000円それから生活支援費のほうが28年度が64件で1447万円、29年度が48件で1164万2000円、30年度が32件で794万9000円でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　今回、補正前が2600万、補正後が２億2800万ということになります。今回のこの２億を超えるこの緊急資金は何件を想定していますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　トータルで約1000世帯分というふうに積算しております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　これまで県内、本当に必要な方々が利用されてると思いますけど、今回もまた緊急な取り組みでぜひ私はこれ告知徹底、周知徹底が非常に重要かなと思っておりますけど、インターネット等をなかなか見ることがないような人たちにはどういうふうにこれを周知していく予定ですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　今回は緊急の対策でございますので、その趣旨も反映しまして、もちろん県のホームページには掲載しますけれども、それ以外にもパンフレットを作成しまして各市町村それからハローワーク、グッジョブセンター、それから生活困窮者自立支援事業実施機関などに配布しまして、必要な方の迅速な受け付けにつながるよう周知を行ってまいります。あわせて新聞広報へも掲載することで広く県民に周知することとしております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　具体的にどのような手続で、どの窓口で、具体的な期限とかはあるんですか。締め切り期限。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　受け付けにつきましては、３月25日から開始することとしておりまして、とりあえず――とりあえずといいますか今のところ７月末日までの受け付け期間として告知しようと考えております。

○上原　　章君　窓口とか、手続を教えてください。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　失礼しました。

窓口につきましては、従来からこの資金につきましては市町村の社協が窓口になっておりまして、県の社協から資金が出るということになります。県は国からの資金を受けて県社協に原資を補助するという仕組みになっておりますので、市町村社協が受け付けて県社

協から支給という形になります。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

○上原　　章君 社協には民生委員とかいろんな方々を通して、本当に助けを求める方が連日来ていたということも聞いております。地域に根差しているこういった社協の皆さんとかいろんな方々と連携とらないとこの1000世帯、本当にしっかり活用していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 議員おっしゃるとおり、この資金につきましては、特に緊急の措置でございますので、しっかりとそれが伝わりますように周知に努めてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

○上原　　章君 第１号は令和２年のこれ県単融資、これまでとの違い教えてください。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

県融資制度の中小企業セーフティネット資金の知事認定災害は、従来、台風等の自然災害に限定されておりましたが、昨年10月末の首里城火災を受けまして、自然災害以外にも広く適用可能となるよう関係要綱それからその要領の改正を行いました。これによりまして、その後の豚熱、それから新型コロナウイルス感染症に関しましても速やかに知事認定災害とし、金利の低減、それから保証料の免除を実施することが可能となっております。今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして、中小企業者のさらなる金利負担軽減に向けて金融機関と調整を行っております。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

○上原　　章君 部長、今回熊本県が緊急、独自の金融円滑化特別資金ということで準備をしている。その中で例えば今回の融資の保証料は県が全額保証すると、補助すると。それから市が連動してその利子分を３年間全額補助する対策を打ち立てたと。あと農林漁業者についても１人につき1000万、５年間利子を県と市町村、金融機関で負担する。保証料も県と市町村が全額補助する。こういった体制を組んでるんですよ。本当に現場がどんな思いで今、従業員やまたこの家族を守ろうとしているか。これもう県がこれまでの融資とは違う体制を組まないと私は助けにならないと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたように、中小企業セーフティネット資金の拡充という部分も確かにそうなんですけれども、企業債務に係る返済猶予につきましても県内の金融機関とともに調整しておりますし、議員が御指摘のその金利につきましても現在県内の金融機関のほうとも調整をさせていただいております。なお、保証料については我々の制度上も免除というふうになっております。

○議長（新里米吉君） 上原　章君。

○上原　　章君 もう時間ないんで要望で終わります。

中央卸売市場、泊いゆまち市場、沖縄県民のいろんな食をしっかり、また花卉もそうですけどいろんな果物等やっている市場でマスク等が全くないということです。どうか知事三役、病院現場それから高齢者施設や子供たちのそういったマスク確保、消毒液の確保とともにこういった本当に現場の市場の関係の人たちにも、ここで一人でも感染者が出たら濃厚接触者ということで一気にこの機能がとまる可能性がありますので、ぜひ御検討お願いしたいと思います。

終わります。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 ありがとうございます。

４点挙げております、要望として。金融機関に対する運用の要請だとか貸付制度含めての金融制度のものが１番。そしてまた県、市町村の納税の減免だとか猶予とかをしっかりとやってほしいという部分、そしてまた光熱費、電気、水道、ガスの光熱費のそういった基礎料金の軽減も要請すべきじゃないかということ、そして観光業界に対する大胆な支援策をやるべきだということでやってますが、金融のほうは先ほどからいろいろとお話がありました。

知事、この県内の金融機関の皆さんと知事は直接お会いして要請をされましたか。知事に聞いている。副知事が要請したの。

○議長（新里米吉君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 先ほどもお答えしましたが、私のほうで公庫それから沖縄県の金融協会等々とこの融資が逼迫している状況についていろいろ意見交換をしてまいりました。その中で一番大きな問題はもちろん緊急融資もありますけど、既存の借り入れの繰り延べをしてもらいたいということもありまして、それは金融庁からの達しもあったと思いますけれど、もう実施してるということを県内の銀行協会から聞きましたし、それから国の政策それからそういうものと連携しまして、緊急な状況ですので、県としても今ＰＴのほうで県単で何ができるか、プラスアルファとして何ができるかという検討をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事から直接要請すべきじゃないですか。今回のこの未曾有の経済損失を含めた経済状況ということであるわけですから、知事が直接要望したほうが、要請されたほうがいいんじゃないですか、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　ただいま富川副知事から答弁がありましたとおり、知事、両副知事、三役、それから関係部局長との相談連絡会議を日々頻繁に開いておりまして、その都度その状況に応じてそれぞれの両副知事が分担所掌する部局において、あるいは必要であれば副知事、さらに知事ということでその要請を高めていこうということでの協議を行っておりますので、必要に応じてしっかりと対応していきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　国において固定資産税の減免拡大ということがあるんですが、県として事業税だとか県の税があるんですけど、それの減免措置をするんだとか猶予するんだとかということをやるのかやらないのか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

納税が困難だと思われる方々のことだと思いますが、特別な事情により納税が困難と認められる納税者に対しましては、県税条例に基づく県税の減免が可能というふうなことになっています。また減免が適用できない場合でも納税の緩和制度ということで一定期間、徴収を猶予する制度が設けられているところでございます。今回その納税の猶予につきましては、しっかり改めてその納税者の皆さんにリーフレットを配布したりとか、今ホームページ等でも周知をしておりますので、そこはしっかりしていきたいと思います。

県としましては、こうした制度を適切に運用し、収入が著しく低下した納税者に対し適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この光熱費、水道、ガスの部分はこの事業者に県として要請をされる予定があるのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

電気とガスにつきましては、経済産業省が３月19日付で、全国の電力会社やガス会社に新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、一時的に料金の支払いが困難となっている者に対して支払い期限を１カ月繰り延べる等の要請を行っております。

県としましても、社会経済のさまざまな分野に影響が生じていることから、県内の電力、ガス事業者に対して支払いの猶予等に柔軟に対応するよう要請するなど国と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○當間　盛夫君　ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第36号議案及び甲第37号議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第36号議案及び甲第37号議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後３時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に予算特別委員会に付託いたしました甲第36号議案及び甲第37号議案のうち、甲第37号議案については、先ほど予算特別委員長からお手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

この際、お諮りいたします。

甲第37号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第37号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　**甲第37号議案**を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔予算特別委員長　狩俣信子さん登壇〕

○予算特別委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました甲第37号議案「令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第６号）」の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長を初め関係部局長等の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第37号議案は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に基づき実施する個人向け緊急小口資金貸付による支援に要する経費について計上するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出ともに２億2800万円で、補正後の改予算額は、7432億4278万6000円となる。

歳入は全額国庫支出金である。歳出の生活福祉資金貸付事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯への資金の貸し付け、相談支援等に要する経費であるとの説明がありました。

本案に関し、生活福祉資金の貸し付けは一度しか利用できないのか、また、社会福祉協議会が窓口とのことだが、市町村でも窓口をふやすよう県が働きかけていくべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、緊急小口資金は上限20万円の１回限りであるが、生活支援費については生活困窮世帯にも拡充し、貸付上限額20万円の３カ月で60万円まで、さらに事情が認められれば最大12カ月で240万円までの貸し付けが可能となっている。また、現時点では社会福祉協議会を窓口と考えているが、社会福祉協議会や市町村とも連携しながら、どのような形がとれるか検討していきたいとの答弁がありました。

次に、既存の制度は使い勝手が悪く審査も遅いと言われており、今回はスピーディーな対応を強化すべきだと考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、審査に関しては柔軟な運用を行うよう国からの通知も来ており、それらを踏まえ貸し付けの手続についても、通常であれば１週間かかるところを最短で２営業日で貸し付けを行う形での運用を考えているとの答弁がありました。

そのほか、市町村社会福祉協議会への配分方法、県営住宅の家賃減免の検討状況について質疑がありました。

採決の結果、甲第37号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第37号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第37号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時39分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　當　間　盛　夫

会議録署名議員　　比　嘉　京　子

令和２年３月27日

令和２年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第 11 号）

令和２年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第11号）

令和２年３月27日（金曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第11号

令和２年３月27日（金曜日）

午前10時開議

第１　乙第３号議案から乙第６号議案まで、乙第32号議案及び乙第33号議案（総務企画委員長報告）

第２　乙第17号議案から乙第22号議案まで（経済労働委員長報告）

第３　乙第10号議案から乙第16号議案まで及び乙第31号議案（文教厚生委員長報告）

第４　乙第８号議案、乙第９号議案、乙第23号議案から乙第25号議案まで及び乙第28号議案から乙第30号議案まで（土木環境委員長報告）

第５　乙第41号議案、乙第43号議案及び乙第44号議案（総務企画委員長報告）

第６　乙第37号議案及び乙第42号議案（経済労働委員長報告）

第７　乙第35号議案（文教厚生委員長報告）

第８　乙第36号議案及び乙第38号議案（土木環境委員長報告）

第９　甲第１号議案から甲第24号議案まで及び甲第36号議案（予算特別委員長報告）

第10　首里城の早期復元と総合的な復興の推進を求める意見書

新垣　清涼君	座波　　一君	提出　議員提出議案第９号
具志堅　透君	座喜味一幸君	
照屋　大河君	崎山　嗣幸君	
上原　正次君	赤嶺　　昇君	
玉城　武光君	糸洲　朝則君	
山内　末子さん		

第11　新型コロナウイルス感染症対策等に関する意見書

島袋　　大君	照屋　大河君	提出　議員提出議案第10号
瑞慶覧　功君	渡久地　修君	
糸洲　朝則君	當間　盛夫君	
山内　末子さん		

第12　普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書

宮城　一郎君	次呂久成崇君	提出　議員提出議案第７号
当山　勝利君	亀濱　玲子さん	
照屋　大河君	仲宗根　悟君	
崎山　嗣幸君	狩俣　信子さん	
比嘉　京子さん	大城　一馬君	
親川　　敬君	新垣　光栄君	
平良　昭一君	上原　正次君	
玉城　　満君	新垣　清涼君	
瑞慶覧　功君	赤嶺　　昇君	
瀬長美佐雄君	玉城　武光君	
比嘉　瑞己君	西銘　純恵さん	
渡久地　修君	嘉陽　宗儀君	

（山内　末子さん）

第13　北部基幹病院の早期整備に関する決議

（末松　文信君　具志堅　透君　照屋　守之君　新垣　新君　島袋　大君　座波　一君　中川　京貴君　仲田　弘毅君　座喜味一幸君　又吉　清義君　花城　大輔君　山川　典二君　西銘啓史郎君　大浜　一郎君　糸洲　朝則君　金城　勉君　上原　章君　金城　泰邦君　當間　盛夫君　大城　憲幸君）　提出　議員提出議案第８号

第14　陳情平成28年第155号、陳情平成29年第70号、同第77号、同第88号、同第94号、同第106号、陳情平成30年第12号、同第35号、同第58号、同第94号、同第102号、陳情令和元年第90号、同第110号、同第123号及び陳情第11号（総務企画委員長報告）

第15　請願第２号、陳情平成29年第55号、同第72号、同第118号、陳情平成30年第56号、同第97号、陳情平成31年第21号、同第24号の２、陳情令和元年第53号、同第80号、同第92号、同第105号、同第109号、同第117号、同第121号、陳情第１号、第２号及び第15号（文教厚生委員長報告）

第16　請願平成31年第１号、請願令和元年第２号、請願第１号、陳情平成29年第98号、陳情平成30年第64号、同第99号、同第112号、陳情平成31年第42号、同第48号、陳情令和元年第81号、陳情第８号（土木環境委員長報告）

第17　陳情第16号（米軍基地関係特別委員長報告）

第18　陳情平成29年第７号の２、同第87号、陳情平成30年第48号の４及び陳情平成31年第15号（公共交通ネットワーク特別委員長報告）

第19　陳情平成31年第22号及び陳情令和元年第88号の６（子どもの未来応援特別委員長報告）

第20　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第３号議案から乙第６号議案まで、乙第32号議案及び乙第33号議案

乙第３号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第32号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

乙第33号議案　沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例

日程第２　乙第17号議案から乙第22号議案まで

乙第17号議案　沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例

乙第18号議案　沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第19号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第20号議案　沖縄県中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例

乙第21号議案　沖縄県公立大学法人評価委員会条例

乙第22号議案　沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

日程第３　乙第10号議案から乙第16号議案まで及び乙第31号議案

乙第10号議案　沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

乙第11号議案　沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例
乙第12号議案　沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例
乙第31号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

日程第４　乙第８号議案、乙第９号議案、乙第23号議案から乙第25号議案まで及び乙第28号議案から乙第30号議案まで
乙第８号議案　沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県動物愛護管理員設置条例
乙第23号議案　沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例
乙第25号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第28号議案　沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

日程第５　乙第41号議案、乙第43号議案及び乙第44号議案
乙第41号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第43号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第44号議案　専決処分の承認について

日程第６　乙第37号議案及び乙第42号議案
乙第37号議案　沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業の契約に係る落札者の決定の無効の確認に関する和解等について
乙第42号議案　公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立について

日程第７　乙第35号議案
乙第35号議案　債権の放棄について

日程第８　乙第36号議案及び乙第38号議案
乙第36号議案　訴えの提起について
乙第38号議案　地位確認請求事件の和解について

日程第９　甲第１号議案から甲第24号議案まで及び甲第36号議案
甲第１号議案　令和２年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　令和２年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　令和２年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　令和２年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　令和２年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　令和２年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　令和２年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第８号議案　令和２年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第９号議案　令和２年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第10号議案　令和２年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第11号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第12号議案　令和２年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第13号議案　令和２年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和２年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

甲第16号議案　令和２年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第17号議案　令和２年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第18号議案　令和２年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和２年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案　令和２年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和２年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和２年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和２年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和２年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第36号議案　令和２年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）

日程第10　首里城の早期復元と総合的な復興の推進を求める意見書

日程第11　新型コロナウイルス感染症対策等に関する意見書

日程第12　普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書

日程第13　北部基幹病院の早期整備に関する決議

日程第14　陳情平成28年第155号、陳情平成29年第70号、同第77号、同第88号、同第94号、同第106号、陳情平成30年第12号、同第35号、同第58号、同第94号、同第102号、陳情令和元年第90号、同第110号、同第123号及び陳情第11号

陳情平成28年第155号　石垣島川平湾沖に座礁した外国漁船撤去に対し国と県の支援を求める陳情
陳情平成29年第70号　消防防災ヘリとヘリ基地の整備に関する陳情
陳情平成29年第77号　消防防災ヘリとヘリ基地の整備に関する陳情
陳情平成29年第88号　消防防災ヘリとヘリ基地の整備に関する陳情
陳情平成29年第94号　南部離島町村における平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情
陳情平成29年第106号　情報通信の格差是正に関する陳情
陳情平成30年第12号　沖縄県住宅等開発磁気探査支援事業に関する陳情
陳情平成30年第35号　「請願権」の行使に係る県内在住者向けの趣旨解説及び手続等の改善を求める陳情
陳情平成30年第58号　社会福祉主事に関する陳情
陳情平成30年第94号　福祉に関する事務所において社会福祉主事でなければならない所員について、速やかに社会福祉法違反状態を解消するよう求める陳情
陳情平成30年第102号　美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情
陳情令和元年第90号　令和２年度建物管理業務委託の入札に関する陳情
陳情令和元年第110号　竹富町及び与那国町等（離島）の医療患者搬送におけるヘリポート設置を求める陳情
陳情令和元年第123号　八重山圏域離島及び沿岸海域の急患発生時の迅速対応と沖縄県立八重山病院急患搬送用ヘリポート設置を求める陳情
陳情第11号　先島地区における急患搬送体制の維持・強化に関する陳情

日程第15　請願第２号、陳情平成29年第55号、同第72号、同第118号、陳情平成30年第56号、同第97号、陳情平成31年第21号、同第24号の２、陳情令和元年第53号、同第80号、同第92号、同第105号、同第109号、同第117号、同第121号、陳情第１号、第２号及び第15号

請願第２号　本土と沖縄の医療格差の是正を求める請願
陳情平成29年第55号　国民健康保険都道府県単位化について意見書提出を求める陳情
陳情平成29年第72号　国民健康保険都道府県単位化に関する陳情
陳情平成29年第118号　国保財政の県移管における国保制度改善を求める陳情
陳情平成30年第56号　「魂魄の塔」内部の遺骨の確認に関する陳情

陳情平成30年第97号　「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に関する陳情
陳情平成31年第21号　休眠ＮＰＯ法人、事業報告書未提出ＮＰＯ法人に関する陳情
陳情平成31年第24号の２　児童福祉司の適正な配置等に関する陳情
陳情令和元年第53号　沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度の改善を求める陳情
陳情令和元年第80号　沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度の改善を求める陳情
陳情令和元年第92号　こども医療費助成制度の拡充を求める陳情
陳情令和元年第105号　医療法人上善会かりゆし病院の旧県立八重山病院跡地への移転に関する陳情
陳情令和元年第109号　旧県立八重山病院跡地に医療機関設置を求める陳情
陳情令和元年第117号　若年がん患者の在宅療養支援を求める陳情
陳情令和元年第121号　学校等教育現場における養護教諭の早期複数配置を求める陳情
陳情第１号　沖縄戦戦没者慰霊塔・碑の管理に関する陳情
陳情第２号　持続可能な社会保障制度の確立に向けて適切な財源の確保を求める陳情
陳情第15号　日常生活用具給付等事業（厚生労働省）の改善及び沖縄県に対する支援要請等に関する陳情

日程第16　請願平成31年第１号、請願令和元年第２号、請願第１号、陳情平成29年第98号、陳情平成30年第64号、同第99号、同第112号、陳情平成31年第42号、同第48号、陳情令和元年第81号、陳情第８号
請願平成31年第１号　磁気探査業務における管理技術者の資格要件の見直し等に関する請願
請願令和元年第２号　下地島空港での実機訓練における着陸料の見直しに関する請願
請願第１号　国頭村・東村・大宜味村より捕獲された猫の殺処分の廃止を求める請願
陳情平成29年第98号　沖縄市北部産廃処分場に関する陳情
陳情平成30年第64号　観光地や公園で頻発している動物虐待問題に関する陳情
陳情平成30年第99号　一般県道石垣空港線（新空港アクセス道路）のさらなる開通延期に関する陳情
陳情平成30年第112号　平成30年台風24号による被害への対応を求める陳情
陳情平成31年第42号　県道38号線（浦添西原線）の早期整備に関する陳情
陳情平成31年第48号　渡嘉敷港の港湾整備と港湾環境整備に関する陳情
陳情令和元年第81号　ＰＦＯＳなど有機フッ素化合物による水質汚染に関し、嘉手納基地内への立入調査を求める陳情
陳情第８号　首里城の早期再建及び地域復興の推進を求める陳情

日程第17　陳情第16号
陳情第16号　ＦＡ18戦闘攻撃機のパネル落下事故に関する陳情

日程第18　陳情平成29年第７号の２、同第87号、陳情平成30年第48号の４及び陳情平成31年第15号
陳情平成29年第７号の２　沖退連2016年度医療・介護制度及び地域公共交通機関に関する陳情
陳情平成29年第87号　多良間―石垣間航空路線の早期運航に関する陳情
陳情平成30年第48号の４　単身高齢者が安心して暮らせる社会の実現を求める陳情
陳情平成31年第15号　交通ＩＣカード「ＯＫＩＣＡ」の地域マネー化に向けた環境整備に関する陳情

日程第19　陳情平成31年第22号及び陳情令和元年第88号の６
陳情平成31年第22号　「沖縄子ども未来応援条例」（仮称）制定に関する陳情
陳情令和元年第88号の６　美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情

日程第20　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（46名）

議長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君

欠　員（2名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	政務調査課長	前田　敦君
次長	勝連盛博君	副参事	上原貴志君
議事課長	平良　潤君	副参事	中村　守君
課長補佐	佐久田　隆君	主幹	城間　旬君
主査	嘉陽　孝君	主幹	比嘉　猛君
主査	宮城　亮君	主幹	下地広道君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

３月25日、宮城一郎君外24人から、議員提出議案第７号「普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書」及び末松文信君外19人から、議員提出議案第８号「北部基幹病院の早期整備に関する決議」の提出がありました。

また、昨日、新垣清涼君外11人から、議員提出議案第９号「首里城の早期復元と総合的な復興の推進を求める意見書」及び島袋大君外６人から、議員提出議案第10号「新型コロナウイルス感染症対策等に関する意見書」の提出がありました。

○議長（新里米吉君）　日程第１　乙第３号議案から乙第６号議案まで、乙第32号議案及び乙第33号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第３号議案から乙第６号議案まで、乙第32号議案及び乙第33号議案の条例議案６件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、警察本部警務部長及び監査委員会事務局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第３号議案「沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例」は、県立病院の医療提供体制の強化を図るため、病院事業局の職員の定数を3120人から3175人に改める等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、定数をふやすことにより宮古病院等の勤務体制の適正化が図られるのか、また他の県立病院に関しては職員の勤務体制は適正だと考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、宮古病院の勤務体制については、労働基準監督署から是正勧告を受けたことに伴い、同様な勤務を行っていた八重山病院及び北部病院についても、職員を増員するので今回の定数増に伴い、是正されるものと認識している。またそれ以外の県立病院に関しても、診療放射線技師及び臨床検査技師については既に中部病院、南部医療センター・こども医療センターでは交代制勤務になっているとの答弁がありました。

次に、乙第４号議案「沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務のうち、移譲について協議が調った事務を伊是名村が処理することとするため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、伊是名村の住民がこれまで浄化槽をつくった場合、許可申請等は沖縄本島まで出向く必要があったのか、またこれまで権限を移譲しなかった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、浄化槽の設置届け出等は、平成26年度からは伊是名村に権限移譲しているので、それ以降は役場で行っている。また権限移譲については、今回浄化槽法の一部を改正する法律の中で新たな事務として発生したことに伴うものであるとの答弁がありました。

次に、乙第５号議案「沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」は、会計年度任用職員制度の導入により、地方公務員法第22条の２第１項第２号に掲げる職員、フルタイム会計年度任用職員については常勤職員と同様に給料を支給されることとなることから、その補償基礎額を定める等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、なぜ県議会議員も対象となっているのか、また次年度の病院事業局のフルタイム会計年度任用職員は何人かとの質疑がありました。

これに対し、議員については特別職の非常勤職員という位置づけになっているため対象となる。また次年度の病院事業局のフルタイム会計年度任用職員は1123人を予定しているとの答弁がありました。

次に、乙第６号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、工業技術センターの機器の使用料の徴収根拠を定めるとともに、栄養士免許手数料等の額の適正化を図るほか、漁業法の一部が改正されたことに伴い、漁業の許可の申請に対する審査にかかる手数料の徴収根拠を定める等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、毒物または劇物の製造業または輸入業の登録申請手数料が申請された理由と手数料はどのような基準で定めるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の改正は国の法令の改正に伴い、もともと国が登録を行っていた毒物及び劇物の製造業等について県と権限移譲された条例に新設された権限移譲に伴い国への経由手数料がなくなり、県の基準に合わせた手数料になっており、九州各県とほぼ同一の金額となっているとの答弁がありました。

次に、乙第32号議案「沖縄県警察職員の定数に関する条例の一部を改正する条例」は、専ら国境離島に係る警備活動を実施するための部隊として、令和２年度から当分の間、沖縄県警察に国境離島警察隊が設置されることに伴い、沖縄県警察職員の定員を2771人から2921人に150人増に改める必要があることから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、国境離島警備隊はどういった行為をどの法律に基づいて取り締まるのか、また不法上陸等の事態が発生した場合、領土防衛という軍事行動に近しいアクションを沖縄県警察が行う可能性はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、国境離島警備隊は、国境離島における武装集団等における不法上陸事案を念頭に置いてお

り、実際に生じた事案により適用される法令は変わってくる可能性はあるが、出入国管理及び難民認定法などが想定される。また、軍事行動を行う可能性については、県警察はあくまでも治安機関なのであり得ないとの答弁がありました。

そのほか、この時期に国境離島警備隊が設置された理由、無人島への上陸を感知する手段、自動小銃装備が必要な理由などについて質疑がありました。

次に、乙第33号議案「沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例」は、地方自治法の一部改正により、知事は内部統制に関する報告書を監査委員の意見をつけて議会に提出することとされたことから、監査委員は当該報告書の審査についての意見を審査に付された日から60日以内に知事に提出することとする等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、監査委員はどのような内容を審査するのか、また知事が評価書をまとめるに当たり、各部局から上がってきた自己評価をチェックする新しい部局が必要になるのかとの質疑がありました。

これに対し、監査委員の審査内容は知事から提出された評価報告書が、評価手続に沿って適切に実施されたかどうか、その評価の結果の判断が適切に行われているかどうか、このような観点から審査を行い、意見を付すというものである。また各課の内部統制についての取り組みを１年を通してモニタリングし、取り組みがどうだったか評価するような体制が新たに必要になるとの答弁がありました。

そのほか、内部統制の定義、監査体制強化の可能性、報告書のスリム化への検討などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第３号議案から乙第６号議案まで、乙第32号議案及び乙第33号議案の条例議案６件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第３号議案から乙第６号議案まで、乙第32号議案及び乙第33号議案の６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案６件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第３号議案から乙第６号議案まで、乙第32号議案及び乙第33号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第２　乙第17号議案から乙第22号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました乙第17号議案から乙第22号議案までの条例議案６件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第17号議案「沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例」は、卸売市場法の一部改正により、卸売市場に関し、規制の見直し等が行われたことから、中央卸売市場における取引ルール等を改める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正において、現場での大きな影響としてどのようなものがあるか、また、条例改正を機会に本県中央卸売市場の特徴である売買参加者に対する活性化方策を示す必要があるのではないかとの質疑がありました。

これに対し、卸売業者による場外第三者への販売、仲卸業者による産地からの直荷引き及び卸売業者による場外にある生鮮食料品等の卸売の禁止の規制緩和により市場への集荷を強化し、取引の活性化等を図っていくこととしている。また、市場内の活性化に向けては売買参加者等の関係者と意見調整をしながら積極的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

そのほか、売買参加者の数や中央卸売市場の取扱量

に占める売買参加者の割合などについて質疑がありました。

次に、乙第18号議案「沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、県民の森のキャンプ場及びシャワー室を宿泊利用する場合の供用期間を改める等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第19号議案「沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、高圧ガス保安法に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査または容器再検査の手数料の徴収根拠を定める等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第20号議案「沖縄県中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例」は、小規模事業者を含めた中小企業振興施策にさらに取り組む必要性や、脆弱な経営基盤強化のための中小企業関連団体への加入のほか、全国最低水準の労働生産性や全国に比べ高い後継者不在率といった新たな課題への対応など、より一層中小企業の振興に関する施策を総合的に推進する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、条例の基本方針に中小企業者の事業の承継または廃止の円滑化を追記するとしているが、どういうことなのかとの質疑がありました。

これに対し、国によると経営資源の引き継ぎは、円滑な廃業及び譲り受け企業の成長を促す上でも有用であるとされており、多くの企業が引き継ぎによるメリットを享受している。円滑な廃止とは、経営資源である従業員や機械・車両等の設備がきっちりと引き継ぎをされるという意味で捉えているとの答弁がありました。

そのほか、中小企業者及び小規模企業者の定義、本県の小規模企業者数などについて質疑がありました。

次に、乙第21号議案「沖縄県公立大学法人評価委員会条例」は、沖縄県立芸術大学の設置及び管理を行う公立大学法人を設立することに伴い、当該公立大学法人に関する事務を処理させるため、知事の附属機関として設置される公立大学法人評価委員会の組織及び委員その他必要な事項を定める必要があるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、他都道府県における県立大学の法人化はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、他都道府県における公立大学法人への移行状況は、平成31年４月１日現在、公立93大学のうち82大学、約88％が公立大学法人に移行している。また、その中で沖縄県立芸術大学と同じ芸術学部系を設置している大学が12大学あって、その中で公立大学法人に移行した大学が11大学、芸術学部系の大学で移行していないのは沖縄県立芸術大学のみであるとの答弁がありました。

次に、乙第22号議案「沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、大学等における修学の支援に関する法律に基づく高等教育修学支援に係る新制度が令和２年４月１日から開始される予定であるが、授業料徴収後に家計急変により減免対象となった者に係る既徴収授業料の還付に係る規定を同制度の趣旨を踏まえ整備する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、授業料及び入学金の減免措置の対象となる見込みの学生は何名いるかとの質疑がありました。

これに対し、令和元年５月１日現在、１年生から４年生までで544名が在籍しており、令和２年春の新入生は定員の105名を見込んでいる。新入生のうち21名が減免の対象者となっており、全学年の対象者は109名となるとの答弁がありました。

採決の結果、乙第17号議案から乙第22号議案までの条例議案６件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、乙第17号議案については、無所属の会所属議員から附帯決議が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第17号議案から乙第22号議案までの６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案６件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案から乙第22号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第３　乙第10号議案から乙第16号議案まで及び乙第31号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました乙第10号議案から乙第16号議案まで及び乙第31号議案の条例議案８件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長、保健医療部長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第10号議案「沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について定める必要があるため条例を制定するものである。

条例で定める主な内容は、無料定額宿泊事業の範囲、宿泊所の設備、利用者の処遇及び安全確保並びに秘密の保持、利用手続、利用料金等であるとの説明がありました。

本案に関し、既存11施設のうち８施設の立入調査を実施していない理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の基準に沿うかの調査に当たっては、建築関係や消防関係の部署と三者合同で行っており、一気に調査を行うことができなかった。今後、順次調査を行っていきたいとの答弁がありました。

そのほか、宿泊所の有無及び数量、現行ガイドラインの課題、補助金等の制度の仕組み、就労支援事業所が提供する宿泊施設の認定、生活保護受給者で施設を利用している割合などについて質疑がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」は、子供の権利利益の擁護及び子供が健やかに成長することができる社会の実現に資するため、子供の尊厳を重んじ、子供を虐待から守ることに関し基本理念を定め、県、保護者等の責務を明らかにするとともに、子供を虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定める必要があるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、生きる権利、育つ権利をどのように普及啓発していくのかとの質疑がありました。

これに対し、普及啓発にはキャンペーン活動が重要だと思っている。そのため、標語の募集や作文、絵画の募集等の検討、子供向けのパンフレットを作成して学校と連携しながら教材として取り入れるとか、検討している親子支援事業の中にも子供の行動について学び、楽しく子育てに臨み自信を身につけることを目的としたグループプログラムを取り入れることを考えていくとの答弁がありました。

そのほか、全国における制定状況及び順位、児童相談所への相談件数、内容及び内訳、提案の経緯及び最重要課題、親子の権利主張・競合に対する懸念、父親になる人への支援の必要性、県の責務と市町村との協力等、具体的な施策などについて質疑がありました。

次に、乙第12号議案「沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例」は、子供を安心して育てることができる体制を整備するための事業を引き続き実施するために、基金の設置期間を令和３年３月31日まで延長する等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、基金の設置期間を１年間延長する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、国の要綱の実施期限に合わせて１年間延長するものであるとの答弁がありました。

そのほか、安心こども基金の財源及び実績、ひとり親家庭等の在宅就業支援の実績、待機児童解消の見通しなどについて質疑がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、大学等における修学の支援に関する法律に基づく高等教育修学支援に係る新制度が令和２年４月１日から開始される予定であるが、授業料徴収後に家計急変により減免対象となった者に係る既徴収授業料の還付に係る規定を同制度の趣旨を踏まえ整備する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第14号議案「沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例の一部を改正する条例」は、県内の医師確保に資するため、北部・宮古・八重山の指定医療機関で専門研修を行う場合において、その研修期間の一部を、医師修学資金等の返還免除に必要な勤務期間の計算に算入することができる規定を追加する必

要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、返還免除の条件や今後の見通しはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、離島や北部地域の指定医療機関に４年間勤務することが返還免除の条件となっている。令和元年度は２名、令和２年度は５名を派遣する予定にしており、その後年々ふえ、おおむね令和６年から49名、令和11年から68名を派遣する見通しを立てているとの答弁がありました。

そのほか、条例改正に至るまでの経緯、診療科偏在の問題と不足している診療科などについて質疑がありました。

次に、乙第15号議案「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」は、食品衛生法の一部改正により、国際標準に即して行う衛生管理制度が導入され、国が定める基準に従い営業者が公衆衛生上必要な措置を定めることとなることに伴い、条例で定める公衆衛生上講ずべき措置に関する管理運営基準を削る等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第16号議案「沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例」は、住宅宿泊事業の実施を制限する区域について、南風原町から見直しを求める意見があることを踏まえ、当該区域から南風原町を除く必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、条例を制定後、住宅宿泊事業の実施を制限する区域から抜けた市町村はあるのか、また、市町村が意向を示せば抜けることが可能なのかとの質疑がありました。

これに対し、これまで条例別表の制限区域から削除した市町村はなく、今回の南風原町が初めてである。また、意向があれば抜けることが可能であるとの答弁がありました。

そのほか、家主滞在型や不在型の導入に係る検討状況などについて質疑がありました。

次に、乙第31号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要があるため条例を改正するものである。定数改正の内容は、県立高等学校が4057人、県立特別支援学校が1830人、県立中学校が47人、市町村立小学校及び中学校が１万297人、合計で１万6231人と、87人の増となるとの説明がありました。

本案に関し、市町村立の小中学校における特別支援学級数はどれくらいかとの質疑がありました。

これに対し、小中学校の特別支援学級は、令和元年度1266学級、令和２年度が1335学級を見込んでいるとの答弁がありました。

そのほか、水産高校の学科改編の調整状況、特別支援学校定数減の理由、特別支援学級設置率の全国平均との比較及び今後の見通し、県単定数等の財源、特別支援学級の教師の雇用形態及び施設基準などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第10号議案から乙第16号議案まで及び乙第31号議案の条例議案８件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第10号議案から乙第16号議案まで及び乙第31号議案の８件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案８件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案から乙第16号議案まで及び乙第31号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第４　乙第８号議案、乙第９号議案、乙第23号議案から乙第25号議案まで及び乙第28号議案から乙第30号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第８号議案、乙第９号議案、乙第23号議案から乙第25号議案まで及び乙第

28号議案から乙第30号議案までの条例議案８件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、環境部長、土木建築部長及び企業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要について申し上げます。

まず、乙第８号議案「沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」は、浄化槽法の一部改正により、浄化槽保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理費に対する研修の機会の確保に関する事項を定める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、浄化槽の法定点検の実施状況がどうなっているか、また合併浄化槽に係る取り組みがおくれているがどのように進めるのかと質疑がありました。

これに対し、浄化槽に係る１年ごとの法定点検の受検率は13％と低く、重要な課題であると認識している。さらに市町村や環境整備協会との連携を強化しながら公共下水道への接続や検査の実施を促進していきたいとの答弁がありました。

そのほか、浄化槽管理士の資格取得の方法などについて質疑がありました。

次に、乙第９号議案「沖縄県動物愛護管理員設置条例」は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により動物の愛護及び管理に関する一部を行わせるため、動物愛護管理員を設置する必要があることから条例を制定するものである。

主な内容は、動物愛護管理センター、宮古保健所、八重山保健所に勤務する職員のうちから動物愛護管理員を命ずるとともに、その事務を定める。また、施行期日を令和２年６月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、新たな専門職員の採用の可能性などについて質疑がありました。

次に、乙第23号議案「沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、道路構造令の一部が改正されたことを踏まえ、県道を新設し、または改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準を定めるなどの必要があるため条例を改正するものである。

主な内容は、自動車及び自転車の交通量が多い道路には原則として車道の左端寄りに自転車通行帯を設ける、自転車道の設置条件として道路の設計速度が１時間につき、60キロメートル以上であるものを追加するとの説明がありました。

本案に関し、今後は全ての県道に自転車道を整備することになるのかとの質疑がありました。

これに対し、今後計画していく県道については基本的に検討の対象となるが、交通量等のデータなどをもとに地元市町村、各道路管理者や公安委員会などと協議しながら個別に決定することになるとの答弁がありました。

そのほか、現在整備中の道路への影響などについて質疑がありました。

次に、乙第24号議案「沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例」は、当該立体駐車場について、設置及び管理等に関し必要な事項を定める必要があるため条例を制定するものである。

主な内容は、施設の設置及び位置、駐車料金の納付時期、不還付及び減免、権利の譲渡の禁止、損害の賠償等について定めるとの説明がありました。

本案に関し、当該施設の管理運営の形態はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、周辺地域において、同規模の駐車場がなく、また開業に十分な需要が見込まれるまで多少の時間を要することが予想されるため、当面は指定管理ではなく、業務委託する形で運営するとの答弁がありました。

そのほか、市営住宅の居住者の定期駐車利用の可否などについて質疑がありました。

次に、乙第25号議案「沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、屋外広告物法及び条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、移譲について協議が調った事務を国頭村が処理することとするため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第28号議案「沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方自治法の一部改正により同法の条項が変更されたことから、同条例の規定を整理するなどの必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、公営企業職員と通常の公務員の賠償責任の違いなどについて質疑がありました。

次に、乙第29号議案「沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例」及び乙第30号議案「沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例」は、水道及び工業用水道料金の納入の期限を明確にするなどの必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第８号議案、乙第９号議案、乙第

23号議案から乙第25号議案まで及び乙第28号議案から乙第30号議案までの条例議案８件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第８号議案、乙第９号議案、乙第23号議案から乙第25号議案まで及び乙第28号議案から乙第30号議案までの８件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案８件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第８号議案、乙第９号議案、乙第23号議案から乙第25号議案まで及び乙第28号議案から乙第30号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第５　乙第41号議案、乙第43号議案及び乙第44号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君） ただいま議題となりました乙第41号議案、乙第43号議案及び乙第44号議案の３件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第41号議案「包括外部監査契約の締結について」は、地方自治法第252条の36第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、令和２年度における外部の専門家による監査の実施及び結果の報告について、1071万3000円を上限とし、公認会計士の友利健太氏と契約するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の契約金額について適正だと考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、包括外部監査の契約額については、全国平均が1400万円ぐらい、九州平均で1370万くらいなので、本県の場合は全国と比較すると少し抑えられている。しかし包括外部監査人の選出に当たり、推薦を依頼している公認会計士協会の沖縄会や沖縄弁護士会からは契約額について額が低過ぎるのではないかというような申し出は今のところないとの答弁がありました。

次に、乙第43号議案「沖縄県教育委員会教育長の任命について」は、沖縄県教育委員会教育長を新たに任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第44号議案「専決処分の承認について」は、ＣＳＦの発生に伴い、蔓延防止措置等の実施に要する経費を早急に予算補正する必要があり、専決処分したため、地方自治法第179条第３項の規定により議会の承認を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、ＣＳＦの発生に伴いこれまでかかった予算額は幾らか、また被害状況を確認し、補助の対象となる農家を決定するような仕組みをつくるべきだがどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、これまでのＣＳＦの発生に伴う蔓延防止措置等の実施に要する経費は既決予算で約１億6000万円、発生当時に予備費を充用した額が約１億5000万円、今回の専決処分で５億7000万円でトータル約８億9000万円の予算を措置している。また、補助対象の確認については、現在殺処分を受けた農家を優先させており、それ以外は制限区域が解除されていないことから評価は始まっていないが、国の補償は手当てされる予定となっている、そのような農家からのいろんな声があるので相談窓口をつくって対応しているとの答弁がありました。

そのほか、歳出内訳にある物件費の内容、ＣＳＦ防御策への取り組み内容などについて質疑がありました。採決の結果、乙第41号議案の議決議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第43号議案の同意議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。また、乙第44号議案の承認議案については、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

これより乙第41号議案、乙第43号議案及び乙第44号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第41号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第41号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君） 次に、乙第43号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第43号議案は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） 次に、乙第44号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第44号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君） **日程第６　乙第37号議案及び乙第42号議案**を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君） ただいま議題となりました乙第37号議案及び乙第42号議案の議決議案２件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化観光スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第37号議案「沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業の契約に係る落札者の決定の無効の確認に関する和解等について」は、当該施設整備運営事業の契約に係る落札者の決定の無効の確認に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業の一般競争入札に付された停止条件について、条件不成就が確定したことにより、本件入札に係る落札者の決定が無効となったこと、本件入札に付された停止条件の不成就について、双方の責めに帰すべき事由がないこと、県は本件和解金として金9152万3361円の支払い義務があることを主な内容とする和解をし、損害賠償の額を定めるとの説明がありました。

本案に関し、これまで大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業でさまざまな議論を積み重ねて準備をしてきたことから、リセットするのではなく、これまでの議論を次の議論に生かすというような選択肢はなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の契約がいわゆる条件つきの落札であったため、一度整理する必要があるということで協議を行ってきた。これまでの調査研究の知見については、今後に生かしていきたいとの答弁がありました。

そのほか、これまでのＭＩＣＥ関連事業に要した費用の総額や和解金の内訳などについて質疑がありました。

次に、乙第42号議案「公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立について」は、当該県立芸術大学を設立するための定款を定めるには、地方独立行政法人法第７条の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、法人が大学を設置及び管理する目的や法人の名称、設立団体などの必要的記載事項のほか、

役員や理事会、経営・教育研究審議会、資本金など法人の根本規則を定めるものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第37号議案は、賛成少数をもって否決すべきものと決定いたしました。また、乙第42号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第37号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣　光栄君 ただいま議題となりました乙第37号議案の委員長報告に対し、原案に賛成する立場から賛成討論を行います。

大型ＭＩＣＥ施設はアジアの活力を取り込み、沖縄の成長可能性を最大限に引き出すとともに、県土の均衡ある発展に資する極めて重要な施設であり、県民や経済界などからもその早期実現が大いに期待されており、原案を否決することは沖縄の発展をとめることであります。

大型ＭＩＣＥ施設は、今後の沖縄のビジョンを大きく変える重要な施設です。今までの沖縄観光の概念を変えるものであり、国際化に対応した教育のあり方、世界水準のまちづくり、土地利用のあり方、公共交通のあり方等、未来の子供たちのために世界に誇れる沖縄県をつくるためにも重要な施設であります。だからこそ、さきの県知事選では、両候補者が重要公約に掲げ、また、地元選出の国会議員を初め県議会議員の皆さん、そして関係市町村長等多くの関係者、県民の皆様も大型ＭＩＣＥ施設の早期実現を推進しております。

今回の状況に対しても、大型ＭＩＣＥに関する自治体の首長、職員等に説明をし、理解をいただき逆に早期実現に向けて激励を受けている状況です。この議案を否決してしまうとさらに大型ＭＩＣＥ施設の早期実現がおくれ、それこそ県益を損なうものであります。

これまで進めてきた大型ＭＩＣＥ整備計画は、平成24年度以降、沖縄振興特別推進交付金の交付を受けて積み重ねてきた調査検討の結果や、大型ＭＩＣＥ誘致の機会損失の早期解消、那覇空港第２滑走路の完成との相乗効果と、オリンピック・パラリンピック開催に伴う都市圏ＭＩＣＥの地方開催の需要の取り込みを図るなど、適切に進めてきました。

また、国から示された課題につきましても、知事を初め関係職員が一丸となって合計35回の説明を重ね、168件の国からの質問に対しても全て回答しており、関係市町村とともにマリンタウンＭＩＣＥエリアまちづくりビジョンを策定し、その具体化に向けて取り組むなど、基本計画前の段階で可能な作業は全て行い、交付決定に向けて全力で取り組んでおります。そして、私たち議会に対しても丁寧に説明をしていただいたと認識しております。

しかしながら、結果的に内閣府の交付決定という契約の条件が満たされなかったことから、やむを得ず県と落札者が落札決定の無効の認識について協議したものであり、沖縄振興特別推進交付金の交付決定が得られなければ契約できない仕組み、停止条件つきで公募したこと、交付決定に向けて努力を尽くしてきたことから、契約を締結できないことについては県の責めに帰すべき事由はないものと考えられ、落札者の同意を得られております。

一方、落札決定が無効になることによって、落札者が本事業のために負担してきた費用が落札者の損失として発生することから、県と落札者双方で法的確認を行いながら協議を重ねてきた結果、県が落札者の損失の一部を補塡し和解するものであります。

和解金の内容も、落札者が実際に支出した落札決定後の準備費用に当たる直接経費に限定して補塡するものであることから、県は落札者との費用分担として必要かつ妥当なものであると考えております。

内閣府の交付決定が得られず落札決定が無効になるリスクは、落札者が防ぎ得ないリスクであり、当該リスクを全て落札者が負担している現状については、信義則や衡平性の観点に基づき、これを早期に解消する必要があると考えます。

また、次年度策定する新たな基本計画においては、事業の進め方や財源の確保のあり方について、これまで一連の業務で得られた知見に加え、新たな知識や工夫を講じるなど再検討し、沖縄の成長可能性を引き出す大型ＭＩＣＥ施設の早期整備に向けて関係市町村とともに連携し、引き続き取り組む必要があると思います。

このような中、和解に係る議案を否決することは、落札者に大きな不利益を与えるとともに、マリンタウンＭＩＣＥエリアの形成に向けた新たな基本計画を策定し、知事と関係市町村が全力で事業を推進しようとする動きにブレーキをかけることになりかねず、大きく県益を損なうものであります。

以上のことから、乙第37号議案について原案のとおり決するべきものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解いただき原案に賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

〔山川典二君登壇〕

○山川　典二君 沖縄・自民党の山川典二でございます。

乙第37号議案「沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業の契約に係る落札者の決定の無効の確認に関する和解等について」、反対の立場で討論を行います。

この大型ＭＩＣＥ――ＭＩＣＥというのは、ＭＩＣＥ――Ｍというのはミーティングですよね、企業の会議。そしてＩはインセンティブ、報奨旅行などの誘致。そしてＣはコンベンション、国際会議や学会などの会議なんですが、これがＭＩＣＥ事業ではかなり大きなウエートを占めるわけであります。そしてエキシビション、これは展示会やコンサート、そして見本市などでありまして、多くの集客交流が見込まれるということでは、そういうビジネスイベントの総称をＭＩＣＥと言っておりまして、これを沖縄県が進めることは非常に賛成であります。

そして、我が自民党会派もこの実現に向けては一生懸命推進する立場でございますが、残念ながらこの県の進める大型ＭＩＣＥ事業、そして今回提案されました議案には、多くの矛盾した問題点が含まれておりまして、簡潔に３点ぐらいに整理いたしますと、問題の１つは、この沖縄県の執行部が推進する大型ＭＩＣＥ事業、一括交付金を当てにした事業計画の見通しの甘さが指摘できます。そして、２番目の問題点は、財源の明確な確保をせずに見切り発車で工事の発注行為、それから県の予算化を図ったことなんです。これは明らかに地方自治法、地方財政法に反する行為でもあるんです。１億、２億はまだ理解できますが、500億円以上の大きな予算を要するこの事業に明確な予算確保もせずに推進するということにつきましては、非常に問題があります。そして、３番目の問題点は、今回のＭＩＣＥ事業の契約に係る落札業者への和解金、損害賠償額9152万3361円を県が落札業者に支払うということにしておりますが、この提出議案の中に――委員長からの報告の中にもありましたけれども――県と落札業者には責任はない。これは極めて異常な、不可解な提出議案なんですよね。

皆さんにも既に示されておりますが、乙第37号議案概要の中に――先ほど委員長からもありましたけれども、この概要の主な内容の２、本件入札に付された停止条件の不成就について双方の責めに帰すべき事由がない。両方に責任がないというふうに言っていますね。そして３番目には、ところが、県はこれ本件和解金として金9152万3361円の支払い義務があると。県と落札業者に責任はないと明確に言いながら、県は9000万円以上の支払いの義務があるという、これおかしくありませんか。本当にこれは、最終的には県民の負担になるわけであります。

さらにこの３つの観点を簡単に述べますと、翁長県政の目玉事業だったんですね。鳴り物入りで始まったこの与那原町と西原町にまたがるマリンタウン、東浜地区に計画されております大型ＭＩＣＥ事業なんですが、玉城県政になってもう１年半になりますが、一向に前に進んでおりません。総事業費513億――多少修正がありまして少なくなっておりますが、当初の計画は513億でその８割、金額にいたしまして410億4000万円を国の一括交付金で充てる構想で沖縄県は財政支援を要請したんです。ところが、県が示す事業計画の内容に国の担当者は首を縦に振りませんでした。なぜですか。その理由は、県の考えるＭＩＣＥ施設の規模、それから周辺インフラの整備事業、あるいはオープン後の採算性などに現実離れした事業計画、そしてその内容の精度が余りにも低いということで財政支援に該当しないと国は判断したんですよ。これは、県の執行部は重々認識をして反省すべき必要があると思います。

そして、我々自民党会派は大型ＭＩＣＥ建設の実現に向けては推進する立場なんです。しかし、県が作成した大型ＭＩＣＥ事業の計画の見通しの甘さに、私ども自民党会派が事業計画の見直しと改善の必要性を再三再四県議会で指摘し、訴えてきたにもかかわらず、それを無視して県が進めた結果が今日のありようとなっているわけであります。

そして、財源を確保せずに見切り発車で工事の発注行為と県の予算化を図ったことにつきましては、本当に大きな問題があるんです。平成29年度に14億円、平成30年度に３億5000万円をそれぞれ計上して基本設計、実施設計、それから一部工事を実行しましたが、当てにしていた国の一括交付金のめどが立たず、この

14億円と３億5000万円は合わせて4400万円程度の事業執行で終わり、大幅な減額補正となったんです。したがって、大型ＭＩＣＥ事業は頓挫した状況になっています。地方財政法（予算の編成）第３条１項には、「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」、２項には「地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」と記されております。

こういう観点からも、これは明らかに地方財政法そして地方自治法は――208条とかいっぱいありますが、この事業の予算執行、予算措置のあり方は、この両方の法律に違反していると言えます。

そして、３番目の問題点、落札業者への損害賠償額9152万3361円ですが、これ県と落札業者双方に責任はなく支払うということですが、責任の所在がはっきりしないまま9000万円以上税金が支払われるというのは、これは極めて異常じゃありませんか、皆さん。これは、むしろ落札業者、その建設業者、関係者15社に対して迷惑をかけたのは沖縄県の執行部なんですよ。こういった県が犯したミスの尻拭いに県民の血税を充てて、そして県民に負担させるというのはもってのほかだというふうに思います。県が明確に責任を持つべきであります。

県予算に計上して進めてきた県の責任は明確ですが、本来ならば本議案は、県の責任を明確にして県知事やあるいはその県の担当部局の責任のあり方を示した後に、県議会に諮るべきであります。これは本当に議会軽視と言われても過言ではありません。県の無責任さ、そして行政能力のなさを棚上げにしまして、県が何の責任も負わないまま落札業者への和解金9000万円以上を支払うということは、これは県民としては本当に決して許されるものではないというふうに思います。そして、この予算を今回は支払うのではなくて、むしろ関係した建設関係の15社の皆さんには――新年度にも新たな基本計画をつくる予算4000万円余りも計上されているわけでありますから、こういった業者の皆さんも救済しながら、受注の権利を確保する。そして、この事業を全体的に進めていく。これが本来の県の推進事業のあり方ではないかというふうに思うのであります。このままこの議案を与党の皆さんが可決しますと、これは県議会の見識を疑われますよ。県議会史上、本当にこれは汚点を残すようなそういうことになりますから、ぜひ皆さんの見識を、特に与党の皆さんの見識をぜひお願いをいたしまして、この議案が可決されないようにお願いする立場で反対討論といたします。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより乙第37号議案及び乙第42号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第42号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第42号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　次に、乙第37号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立多数であります。

よって、乙第37号議案は、可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第７　乙第35号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました乙第35号議案の議決議案１件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、保健医療部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第35号議案「債権の放棄について」は、琉球政府から県が承継した看護学生等奨学金８件、受給者８人、25万6965円に係る債権回収が困難であることから放棄するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回債権放棄するもの以外に琉球政府から引き継いだ債権はどれくらい残っているのかとの質疑がありました。

これに対し、ほかに２件あるが、今年度において時効の援用手続を既に済ませており、本議案が承認された場合には琉球政府から引き継いだ債権の整理は全て完了するとの答弁がありました。

そのほか、全庁的な債権放棄手続の推進などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第35号議案の議決議案１件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第35号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第35号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君） 日程第８ 乙第36号議案及び乙第38号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君） ただいま議題となりました乙第36号議案及び乙第38号議案の議決議案２件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第36号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者等に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第38号議案「地位確認請求事件の和解について」は、県を被告とする係争中の訴訟事件について那覇地方裁判所から和解の勧告があり、この勧告を受け入れ、原告との間で和解をするため地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事件の概要は、県は原告と締結した建築工事請負契約について原告の契約違反を理由として契約を解除したが、原告が当該契約の解除は無効として請負人たる地位の確保を求めたものである。

和解の主な内容は、県と原告は本件契約を合意解除する。県は、本件契約の解除を理由とする原告の入札制限等は行わないなどであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の訴訟により工事への影響はなかったかとの質疑がありました。

これに対し、契約解除後に別の業者との随意契約を締結して工事を進め、モノレール延長区間の開業には間に合わなかったが、既に工事は完了し、令和２年３月13日から供用を開始しているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第36号議案及び乙第38号議案の議決議案２件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第36号議案及び乙第38号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第36号議案及び乙第38号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君） 日程第９ 甲第１号議案から甲第24号議案まで及び甲第36号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔予算特別委員長 狩俣信子さん登壇〕

○予算特別委員長（狩俣信子さん） ただいま議題となりました甲第１号議案から甲第24号議案までの当初予算24件及び甲第36号議案の補正予算について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、甲第１号議案から甲第24号議案までの当初予算24件の審査につきましては、委員会におきまして室部局長の出席を求め、総務部長から概要説明を聴取した後、会派代表委員による総括的な質疑を行いました。その後、各常任委員会に対し、所管の予算事項について調査を依頼し、本委員会での審査に加え、各常任委員会において専門的な立場から慎重に調査を行ってまいりました。

審査及び調査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

委員会においては、まず初めに、令和２年度当初予算については、残り期間が２年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の集大成に向け取り組みを加速する必要があり、令和２年度重点テーマを踏まえ、沖縄の持つ優位性と潜在力を生かす施策を戦略的に展開するとともに、持続可能な沖縄の発展の実現に向け、沖縄県ＰＤＣＡ等の反映及び沖縄県行政運営プログラムの推進により、一つ一つの施策・事業の効率性や実効性の向上に向けた取り組みを行うことを基本的な考え方として予算を編成したところである。

一般会計予算案の総額は、7514億400万円で、前年度に比べ2.2％の増となっている。

農業改良資金特別会計など19会計予算案の合計は、2393億7538万8000円で、前年度に比べ6.1％の減となっている。

令和２年４月１日から公営企業会計に移行する流域下水道事業会計など４公営企業会計予算案の合計は、1407億4096万5000円で、前年度に比べ18.8％の増となっている。

一般会計予算案について、歳入の主な内容は、堅調な県内景気や消費税率引き上げなどによる県税の増、消費税率引き上げなどによる地方消費税清算金の増、国の地方財政計画の動向等を勘案しての地方譲与税の減、基金からの繰入金の増、臨時財政対策債など県債の増などである。

歳出の主な内容は、高等学校等就学支援金事業など総務費の増、子供のための教育・保育給付費など民生費の増、全国育樹祭開催推進事業費など衛生費の減、具志川職業能力開発校本館建てかえ事業など労働費の減、配合飼料製造基盤整備事業など農林水産業費の増、おきなわ工芸の杜整備事業など商工費の増、離島警備対策事業など警察費の増、公債管理特別会計繰出金など公債費の減、地方消費税清算金など諸支出金の増などであるとの概要説明がありました。

次に、当初予算案に関し、５名の会派代表委員から、予算編成の基本的な考え方、室部局の予算体系及び主な事業の概要などについて質疑がありました。

各常任委員会においては、所管の予算事項について、室部局長から概要説明を聴取した後、質疑を行いました。

当初予算案に関し、基金を取り崩す際の基準や今後の見通しについて質疑がありました。

これに対し、基金には財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金の３つがあり、まず県有施設整備基金は施設整備に充てるもので、対象事業であれば充てていく。次に、財政調整基金を充てていくが、過去の残高見込みも踏まえ取り崩している。基金に適正規模というものはないが、今後、社会保障費の増が見込まれ、老朽施設の修繕も計画的に行う必要があり、また、大規模災害がいつ起こるかわからないこともあって、それらに対応できるよう一定額については、確保すべきと考えているとの答弁がありました。

次に、新たな振興計画を求める理由とその先の振興計画も求める考えがあるのかとの質疑がありました。

これに対し、本県では、沖縄21世紀ビジョンを策定し、2030年度の沖縄の目指すべき将来像を定義しており、その実現のため沖縄21世紀ビジョン基本計画を策定している。後期に当たる10年間もビジョンの将来像の実現に向け、いろいろな取り組みを推進する必要があるため新たな振興計画を求めるものであ

る。その先の振興計画については、その時々の社会ニーズに応えていくためのいろいろな取り組みを中長期的に策定していくことになると考えているとの答弁がありました。

次に、離島国境警備対策事業について配備に至った経緯と地方警察官の定員を150名増員する根拠について質疑がありました。

これに対し、警察は、かねてから国境離島における事態対処のための体制のあり方について検討を行っており、外国人活動家による国境離島への不法上陸事案や外国公船による我が国領海接続水域への侵入が常態化していること、武装集団による離島への不法上陸事案などの発生が懸念されている。こうした状況を総合的に考慮し、国境離島における武装集団における不法上陸事案等に対処する能力を強化するため、地方警察官の定員を150名増員し、国境離島警備隊を設置するものである。これにより県民の安全を確保するとともに、沖縄県の県土の保全に資するものになると考えている。

150名増員する根拠は、あらゆる事態に迅速かつ適切に対応できるようにということで構成されており、そういった観点から警察庁において必要人数を算出したものであるとの答弁がありました。

次に、豚熱のワクチン接種の開始時期と終了時期はいつか、また、アグー種の保存の現状はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、ワクチンの接種は３月６日より本島北部地域、南部地域から開始しており、終了は５月上旬を予定している。現在、県外獣医師やＯＢ獣医師等の支援を要請している段階であり、随時、体制を増強しながら取り組んでいるところである。

また、アグーの純粋種の保全については、現在、アグー純粋種豚の選定をアグーブランド豚推進協議会で行っており、その中で血統、血縁等を調査して農家からの同意を得られた30頭を移動することに決定した。３月中旬に数回に分けて久米島の既存施設に移動を行うとの答弁がありました。

次に、マリンタウンＭＩＣＥエリア形成事業の予算4400万円の内訳について質疑がありました。

これに対し、予算の内訳としては、基本計画を策定していく前段階の事業者との意見交換や市場可能性についてのサウンディングに係る委託費、それから関係機関との調整のための旅費等を計上しているとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国内外からの入域観光客の状況と宿泊施設の稼働率及び中国、韓国からの入国制限の影響について質疑がありました。

これに対し、国内外からの入域観光客数の減少については、令和２年１月末現在、国内客は対前年同月比で２％の増に対して、外国客については15.8％の減、入域者数全体でも3.4％、人数にして２万5700人のマイナスとなっている。

宿泊施設の稼働率については、日本銀行那覇支店が発表した１月の主要ホテル客室稼働率が全体で67.3％、前年同月比では2.4ポイントの減となっている。

宿泊収入の減少については現時点で試算をしていないが、稼働率同様に大きく影響を受けているものと考えている。

また、中国等の航空路線については、昨年３月末時点で韓国から72便、中国本土から33便、香港から25便あったものが３月９日現在ゼロとなっており、韓国、中国、香港便の減がかなり顕著になっているとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルスについて、福祉施設や学校等にどういう影響があって、予算も含めてどういう対策を講じているのかとの質疑がありました。

これに対し、新型コロナウイルスによる感染症対策で、福祉施設は高齢者、障害者、子供関係などいろいろあって感染予防の手洗い等の徹底はもちろんのこと、小・中・高の臨時休校に伴い、学童保育、放課後児童クラブ及び保育所も開放してほしいということを市町村に対してお願いしているところである。

特に放課後児童クラブ、学童保育は学校が休みということもあって、午前中から預かるところも出てきており、国から全額国庫で見るという話もある。

県では、子供の居場所として198カ所を把握しているが、約６割が休止または一部休止という状況になっており、子どもの未来応援県民会議の予算を活用して、子供に弁当を配食する事業に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、北部基幹病院について、北部12市町村は基本合意書に了解して次のステップに進めてほしいと要請しているが、県が態度を示す段階で保留している理由及び両病院が統合することによって県立北部病院と北部地区医師会病院の職員の処遇はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、知事の公約自体では早期実現であるが、基本合意書にサインする前に確認したい事項があり、部として具体的事項の検討の指示を受けており、それを報告した上で判断されると考えている。１回目の報

告を３月末までに行いたいと考えている。

また、職員の処遇については基本合意書案では、この統合の日の前日に在籍している職員は、希望すれば北部基幹病院に就職することができる取り扱いになっているとの答弁がありました。

次に、八重山病院の直近の施設整備と資産購入費を合計すると幾らか、また、発生する減価償却費は幾らになるのかとの質疑がありました。

これに対し、新八重山病院整備に係る事業費の合計額が約152億6700万円となっており、うち施設整備費が137億700万円、資産購入費が約15億6000万円となっている。

また、令和元年度八重山病院の減価償却費の決算見込みは、８億6494万1000円で、前年度と比較すると６億2005万円増を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、高校生を対象としたバス通学費支援事業を子ども生活福祉部から引き継いで教育庁で実施するとのことだが、今後の対応について聞きたい、また、高校生全員が対象となった場合、予算は幾ら必要なのかとの質疑がありました。

これに対し、バス通学費支援事業については、令和２年10月からの開始を目指してバス事業者等と細かい詰めを進めている。これまで子ども生活福祉部で対象としていたひとり親で児童扶養手当等を受給している世帯の高校生に加えて、住民税所得割非課税世帯の生徒にも対象を広げて支援していくこととしており、その辺の移行については連携してスムーズに移管できるよう取り組んでいく。

また、貧困対策の観点から、低所得者、非課税世帯の高校生への支援を先に始めていきたいと考えており、令和２年度予算は４億円余りであるが、高校生全員が対象となると約30億円かかると試算しているとの答弁がありました。

次に、有機フッ素化合物環境中残留実態調査事業の概要及び米軍基地への立入調査に係る調整状況について聞きたい、また、取水制限の可能性についてはどうかとの質疑がありました。

これに対し、同事業において、調査地点をこれまでの18地点から県内の全ての米軍施設周辺を含む36地点にふやし、湧水や河川水のＰＦＯＳ等の残留実態を把握したいと考えている。米軍基地への立ち入りについては、日米合同委員会の環境文化委員会での議論が必要とのことで、その実現に向けて防衛省に働きかけているが、防衛省からはさまざまな機会及びレベルで米側に協力を求めているとの説明を受けているところである。

また、取水の制限に関しては、比謝川、長田川、天願川及び嘉手納井戸群からの取水を停止すると安定給水に支障を来すおそれ等があり、６月から10月までは他の水源を優先的に活用することにより比謝川の取水を前年度比で半分程度に抑える等、工夫して取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、道路・街路事業に係る沖縄振興公共投資交付金の減額によりインフラ整備に影響が出ているのではないか、また、他府県における公共投資との比較について質疑がありました。

これに対し、県全体として総額3000億円台の予算は確保されているが、その内訳は必ずしも要望どおりとはなっておらず、土木建築部関係は減額されている。実際に、維持補修がおくれることで長寿命化計画の進捗に影響が出ていることから、国に対して予算減額の影響に係る資料を作成し要望する等、これまでよりも踏み込んだ取り組みも行っているが、思うように確保できていない。

また、現在、国土強靱化３カ年計画の中で、他都道府県の予算は同額か若干の伸びを示しているが、我々としても県民の安全・安心は重要であり、国土強靱化に向けて予算を確保しているとの答弁がありました。

次に、座間味浄水場の建設候補地の選定に係る現状と今後の見通しについて質疑がありました。

これに対し、座間味浄水場建設候補地に関しては、昨年12月に建設候補地の詳細な調査結果を座間味村や環境省へ説明したところであるが、座間味村からは、高台の土地造成による環境への影響等から当初予定地が最適との意見や課題等が示されたため、その説明や調整に時間を要し住民説明会の開催もおくれている。高台の候補地の中では、既存浄水場用地を活用した案が最もよいということで村と企業局も共通の認識を有しており、それらを含めた住民への説明に向けて村と調整してきているが、新型コロナウイルスの影響等も踏まえながらできるだけ早期に住民説明会を開催したいと考えている。今後、住民説明会や座間味村との調整等も踏まえ、地元住民の合意に基づいた選定の方策について協議を進め、企業局として最終的に判断したいとの答弁がありました。

そのほか、首里城復興推進事業費の内容と今後のスケジュール、公共施設マネジメント推進事業の進捗状況、ＳＤＧｓ推進事業に係る目標の設定、宜野湾警察署新庁舎建設事業の進捗状況、県内の耕作面積が減少している原因、21世紀ビジョン基本計画における商工労働部関連事業の目標値に対しての進捗状況、国

民文化祭・障がい者芸術文化祭2022（仮称）の内容、高校中退者等キャリア形成支援モデル事業における企業連携の有無、医師確保に関する予算、旧八重山病院の早期解体とあわせた伊原間診療所の解体方針の有無、学校授業の教材として歴代宝案取り入れの可能性、外来植物防除対策事業の予算内訳とギンネム対策の状況、南部東道路の整備に関する国直轄事業化の可能性と用地買収促進の方策、有機フッ素化合物対策に係る予算概要などについて質疑がありました。

また、各常任委員会の調査の過程で、９項目の要調査事項が提起されましたが、委員会での協議及び採決の結果、総括質疑は行わないこととなりました。

なお、甲第１号議案については、採決に先立ち、沖縄・自民党所属委員から修正案が提出され、採決の結果、修正案は委員長裁決により否決されました。

修正案が否決されたことに伴い、甲第１号議案の原案について採決した結果、委員長裁決により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、甲第２号議案から甲第24号議案までの当初予算23件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、甲第36号議案の補正予算につきましては、委員会におきまして、総務部長を初め関係部局長等の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査及び調査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第36号議案「令和２年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）」は、令和２年３月９日に発表した新型コロナウイルス感染症等に対する緊急対策に基づく対策を迅速かつ切れ目なく実施するため必要な予算を措置するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出とともに170億円で、補正後の改予算額は、7684億400万円となる。

歳入の主な内容は、財政調整基金繰入金及び中小企業振興資金貸付金元金収入である。

歳出の主な内容は、中小企業セーフティネット資金拡大に伴う中小企業金融対策費及び県の緊急対策に基づく対策に伴う予備費である。

また、債務負担行為は、県融資制度の中小企業セーフティネット資金の融資枠拡大に伴い、信用保証協会に対する損失補償の債務負担行為限度額を変更するものである。

補正予算案に関し、これまで行ってきた設備投資などに対し160億円の補正予算がどのような形で手当てができるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回160億円を増額補正したことにより、セーフティネット貸付資金の融資枠が480億円分拡大することになり、全ての融資申込者が限度額の3000万円まで希望したと仮定すると1600社分に相当することになる。資金使途についても最初は運転資金に限定していたが、設備資金も対象にするなど運用も変更しながら対応しているとの答弁がありました。

次に、中小企業支援に対する国の施策をいち早く県民に伝えるため、商工会や商工会議所の窓口職員をふやす必要があるが、どのように対応しているかとの質疑がありました。

これに対し、商工会議所等支援機関において、事務負担がかなり増加しているという情報は聞いている。事務負担の軽減に向け、例えば事務補助員の補充支援等について現在検討を進めているところであるとの答弁がありました。

そのほか、フリーランスへの対応、組合費補助の実現性、県内におけるマスクや消毒液等の確保数、予備費の具体的な内容、空港へのサーモグラフィー設置の必要性、知事が筆頭となる対策本部の有無、債務負担行為の増額理由、さらなる補正の可能性などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第36号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査及び調査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

甲第１号議案に対しては、島袋大君外13人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

島袋　大君。

〔甲第１号議案に対する修正案　巻末に掲載〕

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　　大君　この際、甲第１号議案「令和２年度沖縄県一般会計予算」に対する修正案を御説明したいと思っております。

修正案をごらんください。

令和２年度沖縄県一般会計予算の一部を次のように修正をいたします。

第１条の第１表、歳入歳出予算の中の歳出、款２総務費を725億3219万1000円に、項１総務管理費を211億6033万7000円に、款７商工費を361億5945万1000円に、項３観光費を48億1123万円に、款14予備費及び項１予備費をそれぞれ３億8958万1000円に改めます。なお、歳入合計、歳出合計は変わりません。

また、詳細は修正後の令和２年度第１回沖縄県議会（定例会）議案その１及び当初予算説明書をごらんになっていただきたいと思います。

次に、修正内容について簡単に申し上げます。

修正内容は、知事公室所管の基地対策調査費の中の、ワシントン駐在員活動事業費を7373万2000円を減額いたします。文化観光スポーツ部所管の国際交流事業費の中の、万国津梁会議費2432万5000円及びコンベンション振興対策費の中の大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業、9152万4000円を減額いたします。また、全て予備費に同額を増額するものであります。

次に、提案理由について簡単に申し上げます。

簡単に申し上げますけれども、今回令和２年度の新年度予算は先ほど述べました、ワシントン事務所の駐在員活動費と、万国津梁会議と、ＭＩＣＥ大型施設の受入環境整備事業、３つの修正案を出しております。それ以外は我々も認めていますので、ぜひとも討論に関しましては――福祉や教育もろもろ我々は反対しておりません。そしてＭＩＣＥの新年度予算の調査費も反対はしておりません。修正案に入れておりませんので、どうぞこの３本に対して討論を願いたいと思っております。

それでは提案理由について簡単に申し上げます。

ワシントン事務所駐在員活動事業費は、ことしで６回目の修正案になります。ワシントン事務所の重要な役割は、情報収集と発信だと言っております。現地にいなければ収集できない情報や現地において米政府、そして米連邦議会との情報発信などを行うと言っております。しかし、このような仕事はわざわざ米国ワシントンに駐在してまですることかと、沖縄でもできるものではないかと我々は常々指摘してまいりました。しかし当局の県側は、米国にいるからこそ人間関係や情報の共有もできるとのことであります。しかし、令和２年度のワシントン事務所の所長の人事において就任する上地氏は、海外経験豊富で語学は堪能、沖縄の基地問題について英語で交渉するということで内示を出したと。そして現在のワシントン事務所の運天所長は、当時、海外経験が少なく、語学も学ばないといけないから交渉などは難しいのではという我々の意見に、当局の県側は大丈夫でありますと言っておきながら今回こういった人事異動をしております。それは、語学が難しいから異動ということに当たりませんか。しかも、次の異動先は、県畜産振興公社の理事長に就任が予定されているそうであります。これまで頑張り抜いたことを無視し、基地関連部署にはいかず、ほかの部署への異動は何のためのワシントン事務所の設置のあり方なのか、我々は到底理解ができません。こういった人事のやり方をすること自体が、沖縄県政の運営で何が重点的に行われているかというのを県民に説明ができないのであります。

次に、万国津梁会議についてであります。

この万国津梁会議については、今年度も玉城知事の一丁目一番地の政策であります。しかしながら、契約業者との会食問題や、会議の内容も当初の流れとは到底かけ離れて、会計監査からも指摘を受けたわけです。それでも懲りずに次年度も引き続き予算を計上し、しかも５つの事業をするわけでありますけれども、２つの事業は決定し、あとの３つの事業は後々決めていくというずさんさ、何のために会計監査から指摘を受けたのか反省すらありません。

次に、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業についてであります。

先ほども述べましたように、この大型ＭＩＣＥ事業に関しましては、我々は反対ではありません。しっかりと議論をし、対応するべきとの考えであります。この和解金も県民の税金から9000万余りを支払うという状況であります。

大型ＭＩＣＥ事業は、政治判断で知事がしっかり政府に要請をし、丁寧に進めるべきだと我々は常々申し上げてきました。そして今までの県側の行動を確認しましたら、大型ＭＩＣＥの事業を単独で政府に要請したのは、翁長県政のときに平成29年３月と４月の２回、玉城デニー県政で平成30年10月に１回、お二人の知事で政府に対するＭＩＣＥ単独の要請はこの３回だけであります。県民には政府が悪いと言わんばかりのことを言っておいて、中身を見ていくとＭＩＣＥに関する要請は翁長・玉城両知事で３回しか行っておりません。事実であります。それで2020年度までには完成できないから和解金を払ってゼロベースにすると。その和解金は県民の税金ですよ。我々には理解ができません。そのＭＩＣＥ事業の進捗のおくれや今回の和解金の内容説明を、ＭＩＣＥを推進する自治体で構成するサンライズ協議会に説明したかと我々は確認しますと、今までで３回しか行っておりません。最後は令和元年10月31日で終わっております。余りにもずさんであります。文化観光部長が単独でこの各首長

のほうに出向いて説明したと言っておりますけれども、何のためのこのサンライズ協議会なんですか。その協議会で説明するのが当然だと思っております。その協議会で首長が聞いた後に、その首長の皆さん方は地域住民の皆さん方に説明するのが当然の話だと思っております。何か問題が出れば、県民の税金で支払えばいいという考えはいかがなものか。このことは県政の失態であり、県政の責任は大きいと我々は思っております。ですから我々は到底理解ができません。

以上を理由に関連予算を減額及び増額する修正案を提出いたします。先ほど単独でＭＩＣＥ事業の採決がありましたけれども、まさしくこの修正案という内容で本当に我々は県民の皆さんに対していいものはいい、悪いものは悪いとはっきり言うのが県議会の中でありまして、我々はいかにもこの３つの案に関しましては修正案で臨みたいと思っております。

最後のＭＩＣＥに関しましては、9000万を県民の税金で払うという内容は私が述べたのが事実でありますから、そこを酌み取っていただいて、良識ある判断をお願いしたいと思っております。

○議長（新里米吉君） これより本修正案に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって島袋大君外13人から提出された修正案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後０時２分休憩

午後１時15分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

午前に引き続き議事進行いたします。

これより討論に入ります。

甲第１号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君 ただいま議題となりました甲第１号議案「令和２年度沖縄県一般会計予算」案について、修正案に反対し、原案に賛成する立場から討論を行います。

まず、当初予算案は、昨年焼失した首里城の復元・復興への対応、豚熱の発生により今なお制限区域の解除が行われず苦しい状態を余儀なくされる生産者や、畜産業界全体の支援のための対応、さらには残り２年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の集大成に向け、沖縄の経済全体の活性化、県民所得の向上、子供の貧困の解消、過重な基地負担の軽減など、本県の重要課題を含め各種施策の取り組みを加速させ、県民が求める将来像の実現と諸課題の解決に向けた施策が効果的に盛り込まれており、高く評価するものです。

また、新型コロナウイルス感染症等に関する対策を迅速かつ切れ目なく実施するためにも、原案のまま可決する必要があると考えます。

次に、修正指摘のある個別の事業費についてですが、ワシントン駐在員活動事業費の減額修正についてでありますが、ワシントン駐在は、平成27年度から職員２名を配置し、これまで米国連邦議会関係者542名、国務省関係者82名、国防総省関係者34名、国家安全保障会議関係者３名、副大統領経験者１名、報道関係者137名、県人会関係者44名、シンクタンクの有識者等509名、延べ1352名の方々と意見交換等を行っています。

令和元年度は、これまで駐在が働きかけてきた結果、連邦議会調査局の報告書において、沖縄の米軍専用施設・区域の割合、普天間飛行場をめぐる状況について正確な記載がなされております。

また、令和元年10月の知事訪米においては、10人の連邦議員等との面談調整や、後援会のコーディネートを行うなど、沖縄の過重な基地負担の軽減に向けて、重要な役割を担っております。加えて、米国連邦議会の委員会公聴会での議論や、シンクタンク主催のシンポジウムでの議論、現地での新聞の情報等、米国政府の政策形成に関する情報をリアルタイムで本庁と共有し、知事まで報告しており、県の基地問題の解決に向けた取り組みの参考としているとのことであります。

さらに、米軍に起因する事件・事故が発生した場合には、速やかに米国政府関係者に県内の状況を伝えるとともに、事故の再発防止の実施等を求めております。

令和２年度は、これまでの取り組みに加えて、ワシントンＤＣ以外での活動にも重点を置き、国連との連携や有識者と連携した会議の開催、辺野古新基地建設に係る軟弱地盤の問題や工期、費用に関する情報提供を行うとともに、連邦議員等の沖縄への招聘に向けた働きかけ、知事訪米で面談した連邦議員関係者等への継続したフォローアップに積極的に取り組んでいくこととしており、基地問題の解決に向けた米側の理解と協力を得るため、ワシントン駐在の活動を充実強化する必要があります。

このような中、沖縄県と米国の間にネットワークを構築し、沖縄県の米軍基地をめぐる状況について、直

接米国政府に働きかける取り組みを行っているワシントン駐在員活動事業費を削除するということは、沖縄県の情報収集及び情報発信の能力を低下させるとともに、沖縄の米軍基地問題が解決されたとの誤った認識を米側に与えるだけでなく、沖縄の基地負担の軽減を図る動きにブレーキをかけるということになりかねず、基地負担の軽減を訴える県民を裏切るものであります。過重な基地負担の軽減に向けてワシントン駐在員の活動を継続的に行うことで、県の考えが幅広く理解されるものであることから、ワシントン駐在員活動事業費の削減を求める予算の修正案には反対いたします。

続いて、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業に計上された和解金を予備費に修正することについてであります。

県は、基本設計前の段階で可能な作業は全て行い、交付決定に向けて全力で取り組んできました。先ほど３回ほどしか直接の要請をしていないんじゃないかという自民党さんからの指摘には、県も真摯に受けとめるべきだというふうには思いますが、新垣光栄議員の討論にもあったように、35回の説明、その10倍以上の35回の説明を重ねて168の国からの質問に県としてはしっかり答えております。基本設計前の段階では、振興交付金の手当てもあり、この結果、交付決定に至らなかったという点については先ほど自民党さんからもあったように、３回を何回にすればいいのか、10回、20回と要請を行うことについても県も真剣に受けとめるべきです。結果的に交付決定という契約の条件を満たせなかったわけですが、やむを得ず県と落札者が協議し、契約を締結できないことについては、県の責めに帰すべき事由はないと考えられ、落札者の同意も得られております、これは和解によって同意が得られています。責任はないのに和解金を支払うのかとの指摘もありましたが、和解金の内容については、落札者が実際に支出した落札決定後の準備費用に当たる直接経費に限定して補塡するもので必要かつ妥当なものであります。交付決定が得られず、落札決定が無効になるリスクは落札者が防ぎ得ないリスクであり、当該リスクを全て落札者が負担している現在の状態については、これを早期に解決する必要があると考えます。新型コロナウイルスの発生により観光業、観光関連産業、沖縄経済全体が大打撃を受ける今、沖縄の成長可能性を引き出す大型ＭＩＣＥ施設の早期整備に向け、関係市町村、民間企業とも連携し、引き続き取り組む必要があります。このような中、和解金を予備費に修正し、県と落札者との和解をおくらせることは落札者に不安を与えるとともに、マリンタウンＭＩＣＥエリアの形成に向けた新たな基本計画を作成し、県と関係市町村とが全力で事業を推進しようとする動きにブレーキをかけるということになりかねません。

よって、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業に計上された和解金を予備費に修正することを求める予算修正案には反対いたします。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時25分休憩

午後１時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○照屋　大河君　続いて、万国津梁会議費についてです。

令和元年度における万国津梁会議設置等支援業務委託契約ですが、契約の内容については業務を一括して委託することにより、事務の効率化を図ったものであり、適正であること、また契約締結に関しての契約相手は法令等に基づき公平かつ適正に行われたものであること、同委託にかかる概算払いについても関係法令及び契約条項に基づき支払い計画を定め、支払いを行ったものであり、制度の趣旨に基づき業務完了時に精算し、額の確定を行っていくものであること。委託先においてはこれまで万国津梁会議及び円卓会議の運営について円滑に実施しているとのことであることから、県の事務は適正であったとの考えが示されております。

このように、21世紀ビジョンの基本理念及び５つの将来像の実現を促進し、新時代沖縄の構築を図っていくため、有識者等から意見を聴取する万国津梁会議を引き続き設置する必要があることから、万国津梁会議の削減を求める予算修正案には反対をいたします。

以上、甲第１号議案に対する修正案に反対し、原案に賛成する討論といたします。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

〔座波　一君登壇〕

○座波　　一君　甲第１号議案「令和２年度沖縄県一般会計予算」の修正案に対する賛成の立場で意見を申し上げます。

まず、翁長県知事以来沖縄県は、辺野古移設問題に固執する余り行政のあり方にあってはならないゆがみが出てきております。これは今回の予算編成にもあらわれており、昨日、最高裁の結果が出たことで明らかになったように、まるで存在意義がなかったことが示されたワシントン事務所関連費用と国と政治的な交渉

ができないまま財源を措置できず見切り発車した結果、業者への賠償金を支払うことになり、それを県民の負担とした大型ＭＩＣＥ事業和解金、そして政治及び行政の公平性で大きな問題となった万国津梁会議事業費の問題はもう県民に説明のつかない状況になっているのであります。

行財政の原理原則は、最少の経費で最大の効果を上げることでありますが、それにほど遠いどころか、辺野古移設に反対することで政治的立場を守ってきた結果、それが県民不在の予算編成となっているのであります。玉城県政は昨年の11月議会あたりからさまざまな問題を指摘されております。

全国トークキャラバンの公平性と費用対効果の問題、医療費不適正会計処理問題、そしてまたそのときに管理体制の問題を指摘されました。万国津梁会議事業に係る不公平で不透明かつ不適正な業務発注問題、さらには首里城火災の曖昧な責任問題、豚熱発生による根治対策のおくれ、新型コロナウイルス感染防止等への危機管理体制の問題は、これまでの玉城県政の政治姿勢のゆがみがあらわれた結果だと言えるのであります。

玉城知事も一部与党の皆さんも、自民党や政府との違いは辺野古移設だけとしてきておりました。その結果が今の県政の現実となっているのであります。辺野古問題を裁判に委ね裁判に従うとしながら、執拗に行政手続で抵抗し国との信頼関係を損なう、それこそ法治国家における違法な行政運営であり、そのやり方は県民に見透かされているのであります。予算も含め、沖縄県の行政が立ち行かなくなっていることを県民が肌で感じ始めているのであります。

また、大型ＭＩＣＥ施設の落札者との和解金問題はこの現状をあらわす最たる問題であります。この事業を実現するために、我々沖縄・自民党は政府に何度も要請をしてまいりました。あとは県知事や三役による政治折衝しかないと我々は指摘してきたのであります。そして、県が進める停止条件つきの落札による進め方に疑問を持ち、その危険性さえ指摘したわけでございます。その結果が予算案にある9150万円の和解金案となっております。私たちは和解案と県民負担となる和解金の拠出を否定しているのであり、大型ＭＩＣＥ施設整備を推進するのは既定方針であり、今後も推進する立場であります。

そもそも県がみずから県と落札者双方に責めに帰することがないと決めつけるのがおかしいのであって――これは和解であります。解決に１年間という時間を費やした経緯からこの問題が想定外の問題となり、落札者の損害も莫大だったのではないかと推察されるのであります。だから和解なのであります。和解金とは双方の主張が食い違い、それを妥協して和解するためのお金なのでありまして、ましてや県にも落札者にも責任がなければなぜ県民に責任が回ってくるのでしょうか。その説明がされていない。これも住民訴訟になる可能性があることを指摘しておきます。先ほど支払う必要があるというこの反対討論ですが、そういう理屈が通るのであれば、当初からそのようなことを書けばいいじゃないですか、入札説明書に。そういうことを後からつけたような理論はおかしいと思います。このように財源が決まらない事業を先に業者に落札させ、本契約を交わさず交付金決定を停止条件つきとするような公共事業のあり方は二度とあってはならず、ましてや県民に負担をもたらすようなやり方は愚の骨頂であります。このようなあしき行政実態を断ち切るべきだと考えております。

米軍基地の存在を否定する声には、基地と振興策はリンクしない、させないとありますが、リンクしないとしながらも辺野古移設と政治と行政を完全にリンクさせ、県政運営をして県民に不利益をもたらす今の玉城県政、そして知事を支える議員の方々に申し上げたい。ここで、いま一度立ちどまって今後の沖縄県政のあり方を考える時期が来たのではないか、それを見きわめるためにも今度の予算編成のあり方を見直すべきではないか、私たちの議決責任が問われることもあわせて申し上げておきます。

議員各位の賛同をお願いして修正案に賛成する意見とします。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後１時35分休憩

午後１時36分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

これより甲第１号議案から甲第24号議案まで及び甲第36号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず甲第１号議案を採決いたします。

まず、本案に対する島袋大君外13人から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君） 起立少数であります。

よって、修正案は、否決されました。

○議長（新里米吉君） 次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君） 起立多数であります。

よって、甲第１号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君） 次に、甲第２号議案から甲第24号議案まで及び甲第36号議案の24件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案24件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案から甲第24号議案まで及び甲第36号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君） 日程第10 議員提出議案第９号 首里城の早期復元と総合的な復興の推進を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

新垣清涼君。

〔議員提出議案第９号 巻末に掲載〕

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 こんにちは。

ただいま議題となりました議員提出議案第９号につきましては、土木環境委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、首里城の早期復元と総合的な復興の推進について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第９号を朗読いたします。

〔首里城の早期復元と総合的な復興の推進を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第９号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） これより議員提出議案第９号「首里城の早期復元と総合的な復興の推進を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第９号は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君） 日程第11 議員提出議案第10号 新型コロナウイルス感染症対策等に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

島袋 大君。

〔議員提出議案第10号 巻末に掲載〕

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 ただいま議題となりました議員提出議案第10号につきましては、３月24日に開催した各派代表者会において協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症対策等について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第10号を朗読いたします。

〔新型コロナウイルス感染症対策等に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審

議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第10号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第10号「新型コロナウイルス感染症対策等に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第12　議員提出議案第７号　普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

宮城一郎君。

〔議員提出議案第７号　巻末に掲載〕

〔宮城一郎君登壇〕

○宮城　一郎君　ただいま議題となりました議員提出議案第７号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することについて関係要路に要請するためであります。

それでは、議員提出議案第７号を朗読いたします。

〔普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第７号については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第７号については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第13　議員提出議案第８号　北部基幹病院の早期整備に関する決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

末松文信君。

〔議員提出議案第８号　巻末に掲載〕

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　ただいま議題となりました議員提出議案第８号「北部基幹病院の早期整備に関する決議」、上記の議案を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

令和２年３月25日、沖縄県議会議長新里米吉殿。

提出者でありますけれども、末松文信、具志堅透、照屋守之、新垣新、島袋大、座波一、中川京貴、仲田弘毅、座喜味一幸、又吉清義、花城大輔、山川典二、西銘啓史郎、大浜一郎、糸洲朝則、金城勉、上原章、金城泰邦、當間盛夫、大城憲幸、以上20名でござい

ます。

それでは提案理由を説明申し上げます。

まず初めに、県民の医療提供体制における北部地区の医療格差を是正し、県民に平等な医療提供体制を早期に実現するため速やかな北部基幹病院建設の促進を知事に求める。北部基幹病院の整備は知事の選挙公約でもあり、去る３月18日の文教厚生委員会で砂川靖保健医療部長は、北部基幹病院に関する知事公約は早期実現であるとの認識を示しております。

なお、本議案は去る２月４日、北部市町村会及び議長会より要請のあった北部基幹病院の整備に向けた基本合意書の早期締結であり、今北部12市町村各議会においてそのことについての意見書の決議が行われている最中でありますことも申し添えておきたいと思います。

それでは決議案を読み上げます。

〔北部基幹病院の早期整備に関する決議朗読〕

以上、提案いたしますので、議員各位におかれましては慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第８号については、文教厚生委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後２時３分休憩

午後６時13分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

休憩前に米軍基地関係特別委員会に付託いたしました議員提出議案第７号及び文教厚生委員会に付託いたしました議員提出議案第８号については、先ほどそれぞれの委員長からお手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

この際、お諮りいたします。

議員提出議案第８号「北部基幹病院の早期整備に関する決議」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第８号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） 議員提出議案第８号 北部基幹病院の早期整備に関する決議を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（議員提出議案第８号） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん） ただいま議題となりました議員提出議案第８号について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、提出者を代表して末松文信委員の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における質疑の概要等について申し上げます。

本案に関し、北部12市町村の議会において早期整備の要請は全て採択されているのか、北部住民の総意ということで理解してよいかとの質疑がありました。

これに対し、１議会は未確認であるが、ほぼ全ての北部市町村議会で採択されており、また、北部基幹病院の早期整備は北部住民の切実な思いであり、重く受けとめるべきであるとの答弁がありました。

そのほか、記事項２の基本構想・計画の内容確認、北部地域の医師不足等の医療の実態、県民の命が第一であり全会一致で進めるべき事項への所感、平成29年度構想の踏襲の有無などについて質疑がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は、２回までといたします。

花城大輔君。

〔花城大輔君登壇〕

○花城 大輔君 それでは２つほど質問をさせていただきます。

委員長にお尋ねをします。

与党の皆様は基幹病院の陳情については採択せず、

審議未了にしております。そのときは反対とのことであったと思われます。しかし、本日の委員会では一転して全会一致で賛成とのことであります。委員会の中でどのようなやりとりがあったのか説明をお願いいたします。

そして２つ目、委員長は新聞のインタビューで、第三者委員会で精査をしたほうがいいという発言をして、北部12市町村長会から抗議とも思われる声明を出されております。

委員長として、今後、北部12市町村に対して、この採決について対応が求められるというふうに思っております。何らかのメッセージを出す必要があるかと思われますけれども、対応を伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　文教厚生委員長。

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　答弁いたします。

委員会の中では、第１点目のそのような議論はありませんでした。

第２点目、新聞のインタビューについてもそういう議論はありませんでした。

以上です。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後６時20分休憩

午後６時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城　泰邦君　皆さん、こんばんは。

公明党会派、金城泰邦です。

討論を行います。

北部地域では医療体制や機能の縮小が進み、住民の不安が続く中、平成29年３月、沖縄県立北部病院と北部地区医師会病院の統合再編による北部地域における基幹病院の整備を求める11万2277筆の署名と要請書が沖縄県知事に手交されました。その後、平成29年12月に沖縄県知事から県立北部病院と北部地区医師会病院の統合による基幹病院の整備を行うとの方針が示され、沖縄県保健医療部と沖縄県病院事業局及び北部病院、北部地区医師会、北部地区医師会病院及び北部12市町村との間で平成30年１月から今日まで６回にわたる協議や意見交換が重ねられ、北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書案が作成されました。さらに北部市町村議会議長会を初め、北部12市町村議会における全員協議会等において、基幹病院整備に向けた基本的枠組みの説明が行われ、理解も深められてきました。

医療体制の確保は住民の命を守る根幹をなすものであり、北部地域の医療が逼迫している現状の打開は大変に重要な課題であります。

県立北部病院と北部地区医師会病院の統合は、今や一刻の猶予も許されず、県議会が先頭に立って北部基幹病院の整備を推進しなければならないのではないでしょうか。

このまま県がのらりくらりと整備をおくらせてしまったならば、北部住民の健康と生命をいつまでないがしろにするつもりなんだと住民の怒りのマグマが噴出することは想像にかたくない。

つきましては、北部地域の住民の切実な思いに寄り添う本決議案に対し、公明党会派として賛成の立場からの討論といたします。

以上。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

〔親川　敬君登壇〕

○親川　　敬君　皆さん、大変お疲れさまです。

ただいま議題となりました議員提出議案第８号「北部基幹病院の早期整備に関する決議」に賛成の立場から討論を行います。

これまで北部圏域の医療体制の充実及び安定のため、県立北部病院と北部医師会病院の統合の必要性が沖縄県地域医療構想を初め、各種検討委員会報告などでも指摘されてきました。また、北部市町村会などからは沖縄県知事に対し、北部圏域における基幹病院の実現について要請が重ねられてきました。そのような状況の中、平成29年12月、沖縄県知事から県立北部病院と北部医師会病院の統合による基幹病院の整備を行うとの方針が示されました。北部12市町村などと協議が進められてきました。そして、令和２年２月には、北部市町村長会や北部市町村議会議長会から北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書の早期締結の要請がなされました。

そのような中、今議会の所信表明で玉城知事は北部圏域において医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するための北部基幹病院の整備に向け関係機関、関係者間の合意形成を図り、基本構想・基本計画の策定に取り組むこ

とが表明されました。

これらのことから、北部圏域の医療問題解決に向けて熟度が高まってきていると言えます。もっと言えば、北部圏域の医療問題解決にとって、このような環境が整ったのは今までになかったことだと思っています。

北部圏域の住民の長年の期待に応えるためにも、北部基幹病院の早期整備が求められています。

以上、申し上げ賛成討論とします。

○議長（新里米吉君） 具志堅　透君。

〔具志堅　透君登壇〕

○具志堅　透君 沖縄・自民党の具志堅透でございます。

議員提出議案第８号「北部基幹病院の早期整備に関する決議」に賛成の立場から討論を行います。

北部地域12万8000人、とりわけ北部医療圏10万人の住民は、これまで10年以上の長きにわたり健康と命が脅かされてきました。

沖縄県では、病院事業局を中心に医師不足の解消のため、あらゆる施策を展開してまいりましたが、いまだ慢性的な医師不足の解消には至っておらず、現在でも診療の休診や診療制限が行われるなど、医療の安定的な確保が大きく危惧されております。また、医師不足等が原因で病院経営の悪化により、医療機器等設備の再投資も十分にできない現状にあります。現在の状況をこのまま放置すると北部地域の医療提供体制が崩壊の危機に直面しているとも言われております。

我が沖縄県において、医療提供の格差があってはなりません。医療・福祉・教育は県民ひとしくどこにいても受けられなければなりません。

医療提供体制を整え、医療の格差を解消するのが行政や政治の果たすべき役割であり、我々政治家の責務ではないでしょうか。

このような中、狩俣文教厚生委員長の委員会での議論を踏まえない中での発言、今回の合意書案は知事の公約と違うから、今後１年かけて精査すべきとの意見の報道に接し、強い憤りを禁じ得ないのであります。この発言には、北部市町村会から抗議ともとれる緊急の声明が出されています。この委員長の発言は、北部基幹病院の早急な整備を求める北部12市町村民の思いを踏みにじるものであり、猛省を促すものであります。

沖縄県は、北部圏域の医療提供体制について、平成16年の県立病院のあり方検討委員会で、北部圏域の医師不足等が懸念される中、最も効果的な医療提供体制は北部地区医師会病院と北部病院を統合し、整備をする。県及び北部12市町村による一部事務組合により運営するものといたしました。

北部12市町村会や議長会では北部地域基幹病院整備促進協議会を設立し、住民大会を開催し、11万2277筆の署名を集め、統合再編による基幹病院の整備を知事に求めてきました。その後、沖縄県、市町村会、北部地区医師会及び北部病院で協議会を設置し、基本的合意書案が作成されました。北部12市町村長会では、設置主体や経営形態、不採算医療の継続、医師確保等の議論を重ね、基本合意書案が唯一の方策との結論に至り地域医療が逼迫する中、一刻の猶予も許されない状況にあることから、地域住民に寄り添った機関病院を早期に整備していくために基本合意書案を全会一致で承諾し、また議長会では合意書案の確実な実行を採択し、合意書案の早期締結を意見書として知事、議長へ強い意思を持って要請されております。他方、県議会において議論がある知事の公約の解釈について、砂川保健医療部長は、北部基幹病院の早期整備は知事の公約であると明確に答弁をいたしております。

以上のことに鑑み、今回の決議で述べている北部基幹病院の基本的枠組みに関する基本合意を早急に締結すること、基本構想・基本計画を策定し、建設に向けて具体的な取り組みを行うことを強く求めます。

政治の主役は地域住民であり、医療の当事者は北部住民であります。地域住民に寄り添った基幹病院の早期整備を実現することが地域住民の要請であります。

議員各位におかれましては、北部基幹病院の早期整備に関する決議案に賛同していただきますようお願いを申し上げ討論といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良　昭一君 ただいまの「北部基幹病院の早期整備に関する決議」に対しまして、賛成する立場から討論を行います。

沖縄県における医療供給体制は、２次医療圏ごとに整備され、島嶼県ゆえ自己完結型医療を確立してまいりました。

しかし、北部地域においては慢性的な医師不足により、産婦人科、脳神経外科の医師確保ができず、診療制限や外来の休診等の問題が生じており、地域医療を提供するに当たり、医師を初めとする医療スタッフの確保が重要課題とされながら、なかなか具体的な解決策を見出すことができず、沖縄本島中南部と北部地域とは医療体制に隔たりがあることが大きな問題となってきた。

人口10万人の北部地域には、県立北部病院、北部地区医師会病院の２つの急性期病院がありながらも、両院とも十分な医師確保ができず診療科目によっては外来休診や診療制限など深刻な問題が生じてきております。そのような中、平成28年11月には、北部広域市町村圏事務組合主催による北部地域の安全・安心な定住条件整備事業、地域基幹病院構想に向けた住民勉強会が行われ、平成29年３月24日には、北部地域における基幹病院の整備を求める北部12市町村住民総決起大会が開催され、ヤンバルの医療を守る宣言、基幹病院の整備を求める決議を採択し、目標５万人の署名活動は、目標を大きく上回る11万人余の署名を集め、県知事、県議会へ要請をした経緯があります。

それを受け県は北部基幹病院整備に関し、保健医療部を中心に整備計画が進められてきており、北部地域における医師不足の抜本的な解決を図り、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するためには県立北部病院と北部医師会病院を統合し、新たな基幹病院を整備する必要がある方針を打ち出し、北部12市町村、北部地区医師会とで協議を行ってきたものであります。これまで関係者による６回の協議、北部12市町村との複数回にわたる意見交換、市町村議会への説明など関係者間で２年間かけて協議をし基本合意書案を作成してきた。

基幹病院なくして北部の医療の再生はなく、基本合意書案は協議会における議論を踏まえ導き出されたものである観点から、去る２月４日に北部12市町村長が北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書案に合意する方針を決定したものであり、さらに２月５日には北部市町村議会議長会が北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書を早急に締結することなどを求める意見書を臨時総会で可決したところである。また、現在北部12市町村全ての議会において北部基幹病院整備に関する意見書が採択に向け動き出している状況であり、既にきょう現在、11カ所の議会で採択されており、残り１カ所も近日中に採択される見通しであり、県議会としてもこのことを重く受けとめる必要があると考えます。

そして今、世界中で新型コロナウイルスの影響が拡大し、まさに平穏に生活していた個人が、死をも意識するような異常な状態が続いております。自身が感染した場合にはどうすればいいのか、どこの医療機関に駆けつけるのか、北部に住む人間として命の重さを平等に考えてくれるのか、そのことを真剣に考えている状況であります。

地域医療の充実がそこに生活する住民からの切実な要望であり、最も重要な定住条件であるはずの医療提供体制が北部では十分に整備されていないことは、それこそ地域格差の象徴と言わざるを得ない。今回の北部市町村会及び北部市町村議会議長会から提出のあった陳情については基本構想の策定など、次の段階に進むために速やかな合意形成を図る必要があると思います。そして、今後統合に向け詳細な部分の調整を12市町村及び市町村議会、統合の相手方である北部医師会病院や地域住民などの関係者とのコンセンサスを行うことと公立病院としての医師確保、医療スタッフの充実と不採算医療の提供を一時的ではなく恒久的に提供することが重要であることは言うまでもありません。北部12市町村長の意見を重く受けとめ、住民の代表である北部12市町村議会での意見書の採択を踏まえ、早急に北部地域の医療体制を整えること。そして、一時的ではなく継続した満足できる医療体制を築き、北部住民が安心できる基幹病院を整備することが求められているのであります。

以上のことから、「北部基幹病院の早期整備に関する決議」について賛成するものであります。

以上です。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君 非常に冷たい視線を感じながら討論させていただきます。

「北部基幹病院の早期整備に関する決議」、討論をさせていただきます。

私どもは文厚委員会で、この陳情が与党会派の賛同を得られずに採択できなくて、自民、公明、無所属の会、20名で議員提案をさせていただきました。

ところが、先ほどの委員会で全会一致で採択される、そういう雰囲気になってきました。すごいことですね。もしそうであれば、与党議員の皆さん、きのうで言っていただければ、このような形で４名も討論しなくて済んだわけでしょう。お願いしますよ、こういうことは。

これもし我々が提案しなければどうなっていますか、この北部基幹病院問題。今こういう議決ができなければ大変なことじゃないですか。ぜひ、与党議員にはそのことも含めて今後よろしくお願いします。

我々なぜここで賛成討論をやっているかというと、冒頭に申し上げましたように、委員会では陳情も採択をしない、こういう議員提案をするという話もないということもあって、やっぱりここは最後、本会議で賛成討論を行ってぜひ全会一致にしたいとそういうふうな思いがあるわけです。

先ほどもありましたように文厚委員長の対応、よろしくお願いしますよ、文厚委員長。考え方変わっていますよね。全会一致でできますよね。よろしくお願いします。

今回の北部基幹病院の早期整備に関する決議は、もう一回確認しますよ。ここに書いてありますように、「北部基幹病院の抜本的枠組みに関する基本合意を早急に締結すること。」、合意書ですよ。それを「早急に締結すること。」、これですよ。

部長は、３月いっぱいに知事からの宿題を返すということを言っておりました。ですから、玉城知事もこのような形で議会で決議をされたら速やかに基本合意書、12市町村と締結をする。このお願いをしたいわけです。

２つ目は、「基本構想・計画を策定し、建設に向けて具体的な取り組みを行うこと。」。砂川部長は基本構想をつくり、基本設計、実施設計、建設に約５年かかると言っております、５年。６年目で開業する。このスケジュールで進めるという、その意味です。ぜひ、議員の皆様の御理解をお願いをしたいと思います。

あわせて与党議員の皆様にお願いしたいのは、玉城知事にプレッシャーかけないでください。あの新聞報道を見ていると、新聞報道を見ていると、何かそういうふうなイメージが強い。ですから、玉城知事もこの問題について積極的にやりにくい、そういう印象があるわけです。６月７日には、県議選挙があって、この北部基幹病院問題はぜひ全員で政策公約に掲げていただいて頑張っていただく。そのこともあわせてお願いをしたいわけであります。

沖縄・自民党、公明党、無所属の会、20名の提案に与党議員が全員賛成をしていただくことを切にお願い申し上げ、討論といたします。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第８号「北部基幹病院の早期整備に関する決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第８号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君） この際、お諮りいたします。

議員提出議案第７号「普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第７号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） 議員提出議案第７号　普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長仲宗根　悟君。

〔委員会審査報告書（議員提出議案第７号）　巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長　仲宗根　悟君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（仲宗根　悟君） ただいま議題となりました議員提出議案第７号について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、提出者を代表して宮城一郎議員の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における質疑の概要について申し上げます。

本案に関し、辺野古新基地建設工事の中止とあるが、工事が済んだ部分に関し、もとに戻す場合は誰が責任をとるのかとの質疑がありました。

これに対し、この問題は沖縄だけの局部で起こっていることではなく、在沖米軍基地の負担軽減等を考えていくとき、国民全体で一緒に考えていかないといけないものと思っているとの答弁がありました。

次に、国民的議論はどういうふうに行うべきと考えているかとの質疑がありました。

これに対し、トークキャラバンやシンポジウム、あるいは本県で行った直接民主制による県民投票を全国で行うこと、最後に、この意見書で一番求めているのは国権の最高機関である国会での議論であるとの答弁がありました。

そのほか、国民全体で責任を負うことの意味、憲法第95条の規定に基づく特別法の適用と可能性などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要でありますが、採決に先立ち、公明党所属委員及び無所属の会所属委員は退席いたしました。

採決の結果、議員提出議案第７号については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君 国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書、反対の立場から討論を行います。

実はこの議案、こういう討論したくないんですよ。この国民的議論というのは、我々沖縄・自民党もどんどんやるべきだというふうに思っておりますけれども、提案に至るまでのお互いの与野党の話し合い、そしてこの意見書も含めて余りにも協議がなされずに提案をされているということもあります。

この提案の目的、国民的議論を深めるということでありますけれども、宛先は国に求めております。日本全国国民的な議論を求めるとしながら、宛先が国、総理大臣初め各大臣、衆参議長もありますけれども、おかしくないですか。北海道から九州まで、国民的な議論を求めるという内容でなぜ国に提出をするのかということです。本来は、そのことも含めて私は陳情者と提案者、さらに詳しく調整をする必要があったのではないかと思いますけれども、この下記の事項の３番目に、「公正で民主的な手続により解決すること。」ということを国に求めます。国にそれを求めたら、まさに公正で法律に基づき民主的な手続で解決に向けて取り組んでいる、国はそう言いませんか。私はそのように思います。この意見書というのは国を支援する内容になっていませんか。

このような曖昧な意見書というのは、私は陳情者の思いには応えていないと思っています。同時に、民主主義及び憲法に基づきという表現です。この基地問題で全体的にどういう目的で具体的なものを国に要求するということがない中で、憲法、この大きなテーマまで議論にしようとしております。これは非常に難しい問題で、このような辺野古の基地問題で憲法議論までしていく、それを全国に広げていくというこういうふうなことになると、じゃ誰が一体全体そういうふうなものを取りまとめていくのかという、そういうことも含めてこの意見書の内容は本当に大きくて、なかなか憲法改正論議までいくのかと。じゃ今の９条どうするんだと、あるいは今のそれぞれの憲法で規定をする権利、そのことも含めて非常に難しい議論だなというのと、どうやって具体的に進めていくのかなというふうなことを考えて、これは今我々が責任を負える問題ではない。今はやっぱりよしたほうがいいという、そのようなことも含めてこの意見書については考えているわけです。

先ほども申し上げましたように、国民的議論、これはどんどんやるべきですよ。そのときにそれぞれの県民あるいは国民の権利がありますから、こちらの権利、あちらの権利、それをどう対応していくのか。法律があり行政手続があり、それをどううまく組み合わせていくのかということも含めて非常に奥の深い議論が必要だと考えております。

そのことも含めてあわせて幾つかの論点があって、そこはもう詳しく申し上げませんけれども、今沖縄県と日本及び世界が置かれている状況、新型コロナウイルス感染、もう大変な状況です。こういうことは、我々沖縄県が今求めてそういうのが議論できる状況じゃありません。国民の命そして世界中の命がかかわり、また戦前のような世界恐慌、日本全体の不況、沖縄県の県政不況、そのことも含めて私はこういうふうな非常に難しい議論をなかなかやれる状況ではないと思っております。

普天間飛行場・辺野古問題の経緯、これまでにたくさんあります。そういうようなこと、そして民意と行政手続があります。一方的に国が強行に反対を押し切りながら工事を進めているといいますけれども、やっぱり反対をする民意と法律の行政手続、その２つが今同時に動いているわけです。それで今工事は進んでいる、この関係。県民の権利と憲法との関係、非常に難しいです。それぞれの権利、例えば辺野古であれば辺野古の住民の方々が普天間を受け入れてもいいよと、

彼らに権利があります。宜野湾はまた安心・安全に暮らしたいというそういう権利があります。（「長い」と呼ぶ者あり）　その方々も向こうでもいいという、そういうこともあって――長いですか。わかりました。

このような権利も含めて、やっぱり今この意見書を出すにはいま一度時間を置いてやったほうがいい、そのような観点から反対の意見とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

〔親川　敬君登壇〕

○親川　　敬君　それでは、議員提出議案第７号「普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書」に賛成の立場で討論いたします。

沖縄は復帰後50年を迎えようとしていますが、現在でも米軍人及び軍属による重大な事件・事故、学校及び民間地域への米軍機からの部品落下、米軍航空機の墜落、基地周辺の環境汚染などさまざまな形で沖縄県民の生活は脅かされ続け、いまだに過重な米軍基地負担を強いられているのが現状です。その都度、沖縄県議会は抗議決議を行ってまいりました。その件数は毎年10件余り、つまり毎月何らかの事件・事故が発生している状況にあります。普天間基地の運用停止も実現されず、県民投票を初め幾度となく示された辺野古基地建設反対の沖縄県民の民意を無視し、建設工事が強行されています。一方、全国知事会では沖縄を初めとする在日米軍基地の負担軽減などを内容とする米軍基地負担に関する提言が全会一致で決議され、沖縄の米軍基地問題に関する理解の広がりも見られます。

安全保障問題は日本全体の問題であり、沖縄への過重な米軍基地負担の解決のためには国民的議論が必要だと考えます。

以上を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

○金城　　勉君　議長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時56分休憩

午後６時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより議員提出議案第７号「普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立多数であります。

よって、議員提出議案第７号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時０分休憩

午後７時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第14　陳情15件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　こんばんは。

ただいま議題となりました陳情15件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情15件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情15件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第15　請願１件及び陳情17件を議題といたします。

請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔請願及び陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました請願１件及び陳情17件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これよりただいま議題となっております請願１件及び陳情17件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。
請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、ただいまの請願１件及び陳情17件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第16　請願３件及び陳情８件を議題といたします。
各請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
土木環境委員長新垣清涼君。

〔請願及び陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました請願３件及び陳情８件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これよりただいま議題となっております請願３件及び陳情８件を採決いたします。
お諮りいたします。
各請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、ただいまの請願３件及び陳情８件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第17　陳情１件を議題といたします。
本陳情に関し、委員長の報告を求めます。
米軍基地関係特別委員長仲宗根　悟君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長　仲宗根　悟君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（仲宗根　悟君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。
お諮りいたします。
本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第18　陳情４件を議題といたします。
各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
公共交通ネットワーク特別委員長玉城　満君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔公共交通ネットワーク特別委員長　玉城　満君登壇〕

○公共交通ネットワーク特別委員長（玉城　満君）　ただいま議題となりました陳情４件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情４件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第19　陳情２件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

子どもの未来応援特別委員長上原正次君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔子どもの未来応援特別委員長　上原正次君登壇〕

○子どもの未来応援特別委員長（上原正次君）　ただいま議題となりました陳情２件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情２件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第20　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今議会は、私どもにとりまして任期最後の定例会となりますので、本日の会議を閉じるに当たり御挨拶を申し上げます。

思い起こしますと、平成28年６月、我々の当選と時を同じくして、国民投票の結果、イギリスがＥＵから離脱という、混迷する世界情勢を象徴するかのような衝撃的なニュースが世界を駆けめぐりました。本県においては、子供の貧困率が全国平均の約２倍に達するという深刻な事態が明らかになり、県は独自に30億円規模の基金を設置するとともに、県内105団体が参加する沖縄県子どもの未来県民会議が発足したのもこの時期でした。

それ以来、４年という歳月の間に国内においては、記録的な豪雨や台風など頻発する自然災害の発生、消費税率10％の導入、インバウンドを中心とした観光

の進展など社会経済情勢が大きく変動する中、時代は平成から令和に移りました。

県内においては、第６回世界のウチナーンチュ大会の開催、入域観光客数1000万人突破、雇用情勢の着実な改善、那覇空港第２滑走路の供用開始など明るいニュースがある一方、県民の心のよりどころである首里城の火災、33年ぶりとなる豚熱の発生、そして新型コロナウイルス感染症による県民生活に与える影響など新たな喫緊の課題が生じております。

そのような中､本県議会は二元代表制の一翼を担う、県民意思を代表する機関として、県政の重要課題解決のため真摯に議論を闘わし、執行部に対して政策提言を行う一方、頻発する米軍関係の事件・事故等に対し時宜に応じて意見書等を議決するとともに、関係要路へ要請を行い、県民の負託に応えるべく積極的な活動を展開してまいりました。

中でも、本県の喫緊の課題である普天間飛行場問題に関しては、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の直接請求がなされたことから、県民的な議論を踏まえ、県条例を審議する議事機関としての役割を積極的に果たし、県政史上２度目となる県民投票が全市町村において実施することができました。

また、子どもの未来応援特別委員会を設置し、子供の貧困問題に対応するとともに、首里城の復旧・復興に向けては､議員全員の思いを形としてあらわすため、議員報酬を減額する特例条例を全会一致で制定したところです。

一方、みずからの改革につきましても、タブレットの導入によるペーパーレス化の推進、主権者教育の醸成を図るため10年ぶりとなる高校生議会の開催、高校出前講座の実施など、開かれた県議会を実現するため議会改革に積極的に取り組んでまいりました。

沖縄21世紀ビジョン基本計画も残り２年となる中、次期振興計画に向けた取り組みのほか、普天間飛行場を初めとする米軍基地問題並びに子供の貧困問題など県政の重要課題については、次の任期に持ち越すことになりますが、県民一人一人が幸せを実感でき、真に平和で豊かな沖縄県の実現に努めることが私どもに課せられた重大な責務であることを深く認識し、県民の負託に応えられるよう最後まで努力をしてまいりたいと存じます。

なお、今任期を最後に勇退される方々には、まことに惜別の念を禁じ得ませんが、在任中の御活躍と御功績に対し深甚なる敬意と謝意を表するとともに、今後とも御自愛の上、県勢発展のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、次期選挙に立候補される方々には、見事当選の栄に浴され、再びこの議場で相まみえ、本県の直面する諸課題の解決に向けて御活躍されますよう御祈念申し上げるものであります。

ここに、任期最後の定例会を閉じるに当たり、議員各位の御健康と御多幸を心から念ずるとともに、議員各位の御協力と御支援により、大過なく議長としての職責を果たすことができましたことに改めて心から感謝を申し上げます｡まことにありがとうございました。（拍手）

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和２年第１回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。（拍手）

午後７時16分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　當　間　盛　夫

会議録署名議員　　比　嘉　京　子